

しあわせ信州

# 長野県地域防災計画

## 資料編

令和3年度修正

(令和3年12月)

長野県防災会議

## 長野県地域防災計画資料編目次

項 目	資料番号	資 料 内 容	頁
		災害応急対応タイムスケジュール 【風水害対策編】	1
		災害応急対応タイムスケジュール 【震災対策編】	9
01 防災面から見た長野県の概要	資料01-1	被害地震年表	17
	資料01-2	長野県内の主な活断層	22
	資料01-3	長野県内の主な風水害	23
	資料01-4	長野県及び近隣の火山活動記録	25
02 災害直前対策関係	資料02-1	気象観測所及び雨量・水位観測所	61
	資料02-2	気象警報・注意報の発表区域図	87
	資料02-3	警報等の指定河川	88
	資料02-4	噴火警戒レベルリーフレット	97
03 災害情報の収集連絡関係	資料03	被害状況報告等の様式	113
04 活動体制関係	資料04-1	長野県防災会議条例	122
	資料04-2	長野県防災会議運営規程	123
	資料04-3	長野県防災会議地震対策部会運営要綱	124
	資料04-4	長野県防災会議火山対策部会運営要綱	125
	資料04-5	長野県防災会議災害危険地域対策部会運営要綱	126
	資料04-6	長野県防災会議原子力災害対策部会運営要綱	127
	資料04-7	長野県防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について	128
	資料04-8	長野県防災会議委員・幹事名簿	129
	資料04-9	長野県防災会議原子力災害対策部会委員名簿	132
	資料04-10	長野県災害対策本部条例	133
	資料04-11	長野県災害対策本部規程	134
	資料04-12	長野県地震災害警戒本部条例	149
	資料04-13	長野県地震災害警戒本部規程	150
	資料04-14	非常参集人員数一覧	152
05 広域相互応援関係	資料05-1	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	153
	資料05-2	災害応援に関する協定書（中部圏知事会）	163
	資料05-3	震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会）	165
	資料05-4	中央日本四県（新潟・山梨・長野・静岡）の災害時の相互応援等に関する協定（中央日本四県）	170
	資料05-5	長野県市町村災害時相互応援協定書	172
	資料05-6	長野県市町村災害時相互応援協定実施細則	177
	資料05-7	長野県消防相互応援協定書	180
	資料05-8	長野県消防相互応援協定実施細則	183
	資料05-9	長野県消防相互応援協定に基づく高速自動車国道における業務提携書	198
	資料05-10	緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画	203
	資料05-11	緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱	217
	資料05-12	緊急消防援助隊運用に関する要綱	268
	資料05-13	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	289
	資料05-14	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目	294
	資料05-15	消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定	307
	資料05-16	富山県・長野県・岐阜県航空消防防災相互応援協定	309
	資料05-17	長野県と静岡県の消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定	311
	資料05-18	財団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程	313
	資料05-19	長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定	319
	資料05-20	長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針	321
	資料05-21	長野県緊急消防援助隊受援計画	325
	資料05-22	広域防災拠点計画	399
06 救急・救助・医療関係	資料06-1	緊急告示医療機関一覧	401
	資料06-2	災害拠点病院一覧	406
	資料06-3	災害用医薬品備蓄品目リスト（備蓄場所1箇所あたり）	407
	資料06-4	災害用医薬品備蓄場所一覧	409
	資料06-5	災害用衛生材料備蓄場所一覧	410
	資料06-6	緊急用血清及びワクチンの保管場所一覧表	411
	資料06-7	災害時の医療救護についての協定書（長野県医師会）	414
	資料06-8	災害時の歯科医療救護についての協定書（長野県歯科医師会）	418



## 長野県地域防災計画資料編目次

項 目	資料番号	資 料 内 容	頁
	資料06-9	災害時の医療救援についての協定書（長野県薬剤師会）	420
	資料06-10	災害時の医療救護についての協定書（長野県助産師会）	422
	資料06-11	災害時の医療救護についての協定書（長野県看護協会）	424
	資料06-12	災害時における医療ガス等の供給に関する協定書（日本産業・医療ガス協会）	426
	資料06-13	災害時等における応援に関する協定書（長野県柔道整復師会）	427
	資料06-14	災害時等における衛生材料等の供給に関する協定書	428
	資料06-15	災害時等における医薬品等の供給に関する協定書	430
	資料06-16	長野県広域火葬計画	432
	資料06-17	「広域火葬計画」所管部署一覧	440
07 消防・水防関係	資料07-1	水防倉庫の状況	446
	資料07-2	重要水防区域	457
	資料07-3	JR等に連絡するダム等の管理者	458
08 緊急輸送関係	資料08-1	緊急交通路指定予定路線一覧表	459
	資料08-2	災害時の交通対策に関する隣接県警察との協定関連幹線道路	461
	資料08-3	自動車運転者の執るべき措置	462
	資料08-4	災害時における緊急通行車両の確認（長野県公安委員会が行う場合）	463
	資料08-5	緊急通行路における放置車両排除活動に関わる覚書	466
	資料08-6	緊急通行車両、緊急輸送車両確認事務処理要領（知事が行う場合）	467
	資料08-7	震災対策緊急輸送路線一覧表	474
	資料08-8	応急組立橋保有状況	482
	資料08-9	拠点ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表	483
	資料08-10	災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表	484
	資料08-11	消防防災ヘリコプター場外離着陸場一覧表	491
	資料08-12	災害時における緊急交通路の確保等の業務に関する協定	494
	資料08-13	緊急・救援輸送に関する協定（長野県トラック協会）	495
	資料08-14	災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定（赤帽長野県軽自動車運送協同組合）	501
	資料08-15	災害発生時における食料・生活必需品等の保管協力に関する協定（長野県倉庫協会）	503
	資料08-16	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書（長野県石油商業組合）	505
09 避難収容関係	資料09-1	市町村別指定緊急避難場所・指定避難所一覧表【市町村の策定状況により順次掲載予定】	507
	資料09-2	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書	508
	資料09-3	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（プレハブ建築協会）	510
	資料09-4	<u>災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書（全国木造建設事業協会）</u>	512
	資料09-5	災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書（長野県建設業協会）	513
	資料09-6	<u>災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（日本RV・トレーラーハウス協会）</u>	514
	資料09-7	<u>災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（日本ムービングハウス協会）</u>	516
	資料09-8	災害時等の災害対応機材のリースに関する協定書（長野県建設機械リース業協会）	518
	資料09-9	災害時等の応急対策用資材の調達・運搬に関する協定書（長野県テントシート装飾工業組合）	520
	資料09-10	災害時における被災者の支援に関する協定書	522
	資料09-11	災害時等における隊友会の協力に関する協定	546
10 食料品・生活必需品等の調達供給関係	資料10-1	米穀の買入れ・販売等に関する基本要領	548
	資料10-2	災害救助用米穀の供給に係る要請手続き	550
	資料10-3	災害救助用米穀の売買契約書様式	553
	資料10-4	災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書	558
	資料10-5	災害用備蓄食料、飲料水の配分計画	559
	資料10-6	長野県青果卸売市場連合会災害時相互応援に関する協定	560
	資料10-7	長野県水産物卸売連合会災害時相互応援に関する協定	562
	資料10-8	災害時における物資の調達に関する協定書（協同組合長野アークス）	564
	資料10-9	災害時における物資の調達に関する協定書（長野県エルピーガス協会）	566
	資料10-10	「災害時における物資の調達に関する協定」締結団体名簿	568
	資料10-11	災害時における物資の調達等に関する協定書（長野県生活協同組合連合会）	569
	資料10-12	災害時における県民生活の安定を図るための基本協定書	570
	資料10-13	災害時等の応急生活物資等の調達・運搬及び帰宅困難者支援に関する協定書	571
	資料10-14	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（セブンイレブンジャパン）	573
	資料10-15	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（ローソン）	579
	資料10-16	災害救助に必要な物資の調達・運搬及び災害発生時の帰宅困難者支援に関する協定書	585

## 長野県地域防災計画資料編目次

項 目	資料番号	資 料 内 容	頁
	資料10-17	災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定	595
	資料10-18	災害時等における帰宅困難者支援に関する協定	605
	資料10-19	災害救助に必要な物資の調達・運搬及び災害時等の帰宅困難者支援に関する協定書	613
	資料10-20	災害時等に必要な物資の調達・運搬に関する協定書（株式会社イトーヨーカ堂）	615
	資料10-21	災害時等における飲料水の供給に関する協定書（サントリービバレッジサービス株式会社）	617
	資料10-22	災害時における食料等の供給及び運搬に関する協定書（デリックちくま）	619
	資料10-23	「災害時における食料等の供給及び運搬に関する協定」申し合わせ事項（デリックちくま）	622
	資料10-24	災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書（長野県栄養士会）	624
	資料10-25	災害時等における段ボール製品の調達に関する協定	626
	資料10-26	しあわせ信州の実現及びSDGsの達成に向けた包括連携協定覚書	628
11 原子力災害対策関係	資料11-1	中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書	633
	資料11-2	東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書	635
	資料11-3	長野県放射性物質事故災害等対策指針	637
	資料11-4	県内の放射線障害防止法対象事業所数（平成23年4月1日現在）	641
12 保健衛生・感染症 予防対策関係	資料12-1	感染症用器具配備状況	647
	資料12-2	消毒機配置状況	648
13 危険物施設関係	資料13-1	団体別危険物施設設置状況（完成検査済証交付施設数）	649
	資料13-2	泡消火薬剤保有状況等一覧表	650
	資料13-3	石油関係危険物施設の相互応援協定締結状況	651
	資料13-4	長野県高圧ガス関係団体一覧表	652
	資料13-5	高圧ガス製造事業者等一覧表	653
	資料13-6	長野県高圧ガス地域防災協議会 防災事業所一覧表	654
	資料13-7	毒物劇物事故処理剤備蓄場所一覧表	656
	資料13-8	毒物劇物事故処理剤名及び最低備蓄数量	657
	資料13-9	災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書	658
14 上水道施設関係	資料14-1	長野県上水道事業概要図	664
	資料14-2	給水用器具類配備状況	665
	資料14-3	長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱	666
	資料14-4	長野県営水道用水供給事業概要図	669
15 下水道施設関係	資料15-1	諏訪湖流域下水道（豊田処理区）概要図	670
	資料15-2	千曲川流域下水道（下流処理区）概要図	671
	資料15-3	千曲川流域下水道（上流処理区）概要図	672
	資料15-4	犀川安曇野流域下水道（安曇野処理区）概要図	673
	資料15-5	下水道施設等の状況	674
	資料15-6	長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール	675
	資料15-7	下水道事業における災害時支援に関するルール（全国ルール）	693
	資料15-8	下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール	756
	資料15-9	関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール	767
16 通信・放送関係	資料16-1	非常時通信手段一覧	775
	資料16-2	長野県防災行政無線回線構成	777
	資料16-3	非常通信ルート	778
	資料16-4	防災相互通信用無線局設置機関一覧表	780
	資料16-5	アマチュア無線による災害時応援協定	781
17 電気設備関係	資料17	災害時における電気設備等の応急対策業務に関する基本協定	783
18 災害広報関係	資料18-1	災害時における放送要請に関する協定	785
	資料18-2	災害時等における報道要請に関する協定	791
	資料18-3	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー）	803
19 建築物被害・ 防災都市計画関係	資料19-1	がけ条例制定状況	806
	資料19-2	建築物防災週間実施要領	807
	資料19-3	県営住宅の現況	808
	資料19-4	防火、準防火地域の指定状況（都市計画法）	809
	資料19-5	防火、準防火地域内の建築規制（建築基準法）（27.4.1現在）	810
	資料19-6	防火地域及び準防火地域指定基準	811
	資料19-7	市街地再開発事業（防災建築街区造成事業）	812
	資料19-8	住宅地区改良事業	813

## 長野県地域防災計画資料編目次

項 目	資料番号	資 料 内 容	頁
	資料19-9	地震対策のチェックポイントと補強対策	814
	資料19-10	国・県指定等文化財地域別件数一覧	815
	資料19-11	文化財の防火施設の設置状況	816
	資料19-12	災害時における建築物災害応急活動の協力に関する協定書	820
	資料19-13	災害時等の応急対策業務に関する協定書（長野県瓦事業組合連合会）	822
	資料19-14	災害時等の応急対策業務に関する協定書（長野県管工事設備工業協会）	823
20 道路及び橋梁災害関係	資料20-1	道路施設の現況	824
	資料20-2	道路災害防除事業計画	825
	資料20-3	道路通行規制区間及び規制基準	826
	資料20-4	長野県の道路通行規制、道路情報等連絡系統図	830
	資料20-5	災害時における応急対策業務に関する基本協定	831
	資料20-6	災害時等における応急対策業務に関する協定書（クレーン作業等）	832
	資料20-7	災害時における応急対策業務等に関する協定（道路附属施設）	834
	資料20-8	災害時における相互連携に関する協定	836
	資料20-9	災害時における情報連絡に関する確認書	840
21 河川施設等災害関係	資料21	ダム位置図・現況（堤高15m以上）	842
22 ため池災害関係	資料22	市町村別ため池数	845
23 災害救助法関係	資料23-1	災害救助法適用状況	846
24 被災者等の生活再建支援関係	資料24-1	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書（住宅金融支援機構）	849
	資料24-2	生活福祉資金貸付条件等一覧	851
	資料24-3	長野県母子寡婦福祉資金の貸付内容（平成23年度）	852
	資料24-4	県税の減免等の取扱に関する一覧表	853
	資料24-5	災害復旧用材の調達供給フロー	857
25 被災中小企業等の復興関係	資料25-1	被害農林漁業者等に対する融資制度	858
	資料25-2	中小企業者等に対する融資制度	859
26 外国籍県民及び外国人旅行者対策	資料26	外国籍県民及び外国人旅行者を対象とした避難場所での生活環境整備に関するガイドライン	860
27 地震防災対策関係	資料27-1	国の地震防災に関する法律体系	869
	資料27-2	県有施設の耐震対策要綱	870
	資料27-3	地震の観測施設一覧	871
	資料27-4	大規模地震対策特別措置法による主な措置	875
	資料27-5	東海地震に係る地震防災対策強化地域及び南海トラフ地震防災対策推進地域	876
	資料27-6	「東海地震に関連する情報」に対応する県の活動体制	877
	資料27-7	警戒宣言時の対応一覧	878
	資料27-8	東海地震の地震防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針	880
	資料27-9	東海地震応急対策活動要領	883
	資料27-10	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	884
	資料27-11	気象庁震度階級関連解説表	895
28 雪害対策関係	資料28-1	緊急確保路線（除雪）	900
	資料28-2	指定雪量測定点及び警戒積雪深	907
	資料28-3	豪雪地帯市町村及び特別豪雪地帯市町村	908
	資料28-4	段階別運転規制の基準	909
29 義援金関係	資料29	長野県災害義援金配分委員会会則	911
30 航空災害関係	資料30	松本空港消火救難対策実施要領	912
31 その他	資料31-1	危険箇所等総括表	916
	資料31-2	地すべり危険箇所（農政部所管）	917
	資料31-3	地すべり危険箇所（建設部所管）	922
	資料31-4	地すべり危険地区（林務部所管）	933
	資料31-5	山腹崩壊危険地区	938
	資料31-6	崩壊土砂流出危険地区	939
	資料31-7	民有林林道における災害発生危険箇所	940
	資料31-8	なだれ危険箇所（林務部所管）	941
	資料31-9	雪崩危険箇所（建設部所管）	942
	資料31-10	土砂崩壊危険箇所（農政部所管）	943
	資料31-11	急傾斜地崩壊危険箇所	944
	資料31-12	土石流危険渓流	981

## 長野県地域防災計画資料編目次

項 目	資料番号	資 料 内 容	頁
	資料31-13	砂防指定地	1005
	資料31-14	排水機場（農政部所管）	1006
	資料31-15	建築基準法による災害危険区域	1007
	資料31-16	長野県災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書	1008

**災害応急対応タイムスケジュール【風水害対策編】**

【県の実施する項目】

この表はあくまでも災害対応の目安を示したものである。必ずしもこの時間通りに対応をしなければならないというものではない。また災害の規模・発生時刻によりこの目安も変わることがある。

**県の実施する項目**

No.	節 名	避難準備情報発表	避難勧告	避難指示	浸水・暴風雨による被害発生中	避難勧告等解除	解除後1日以内	解除後3日以内	事後1週間以内	事後1ヶ月以内	事後3ヶ月以内
1	災害直前活動	市町村等への気象情報の提供									
2	災害情報の収集・連絡活動	通信手段の確保 情報の収集									
3	非常参集職員の活動		災害対策本部設置 活動開始基準(気象情報等)による活動体制 第1回本部会議の開催	市町村災害対策本部への職員 関係機関の参集 第2回本部会議の開催	他県等への職員応援要請 関係機関の参集 現地本部の設置	他県等への職員応援要請		本部組織の見直し			
4	広域相互応援活動										
5	ヘリコプターの運用計画				市町村からのヘリコプター出動要請に伴う調整 現地偵察(要請ない場合を含む)						
6	自衛隊災害派遣活動				市町村からの要請に伴う自衛隊派遣要請						
7	救助・救急・医療活動				救護班・DMATの派遣要請 機動隊の出動(警察本部)				災害支援チーム・助産師の 派遣要請		
8	消防・水防活動	風水防本部の設置	雨量・水位情報の収集、市町村等への伝達		洪水等の被害情報収集 水防資器材の市町村への貸与						
9	災害時要援護者に対する応急活動			県立病院等における緊急受入の実施						応急仮設住宅の確保、優先入居	
10	緊急輸送活動			被害状況、復旧見込みの情報	緊急交通路の規制実施(警察)・緊急交通路の確保 (保安機、機動隊)・復旧措置(警察)・応急復旧工事の実施 緊急通行車両運送事故(県、県物資輸送手段、拠点)の確保						
11	障害物の処理活動					障害物除去、集積					障害物の処分
12	避難収容活動	避難所指定済みの県立学校開設準備	県立学校避難所開設、受入	避難所に必要な資機材の調達、荷戻							
13	孤立地域対策活動				孤立状態の情報収集	物資等輸送路の確保					
14	食料品等の調達供給活動				市町村からの要請に伴う協定に基づく供給の要請	市町村からの要請に伴う救助活動 市町村からの要請に伴う食料品等の搬送					
15	飲料水の調達供給活動				被害状況の把握 市町村からの要請に伴う協定に基づく供給の要請	給水活動の実施					
16	生活必需品の調達供給活動				市町村からの要請に伴う協定に基づく供給の要請						
17	保健衛生、感染症予防活動				被災地、避難所への保健婦派 疫学指導・食品衛生指導の実施 精神科医師等の専門職員派遣						
18	死体の捜索及び処置等の活動						遺体の捜索(県警本部)				
19	医薬物の処理活動										
20	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動					災害に便乗した犯罪の取締り(警察本部)		適正価格での販売を業界に要請	相談窓口の設置		
21	危険物施設等応急活動			立入禁止措置(警察本部) 施設等被災状況把握 周辺住民の避難誘導措置(警察本部)							
22	電気施設応急活動				停電地域の把握						
23	都市ガス施設応急活動				被災状況の把握	供給停止有無、範囲の把握					
24	上水道施設応急活動				被災状況の把握			仮復旧			本復旧
25	下水道施設等応急活動				被災状況の把握	排水機能の回復措置 応急簡易処理の実施		仮復旧			本復旧
26	通信・放送施設応急活動				被災状況の把握	重要通信の確保 警察通信施設の確保(警察本部)					
27	鉄道施設応急活動				被災状況の把握						
28	災害広報活動	避難情報の収集・広報			被害情報の収集・広報 災害関連情報の収集・広報						
29	土砂災害等応急活動	パトロールの実施 土砂災害警戒情報の住民、市町村への提供			被害状況の把握		応急対策工事の実施				対策工事の実施
30	建築物災害応急活動			県管理施設における避難誘導措置					市町村からの要請に伴う住宅・宅地危険度判定支援		復旧工事の実施
31	道路及び橋梁応急活動	パトロールの実施			被害状況の把握						復旧工事の実施
32	河川施設等応急活動	パトロールの実施			被害状況の把握						復旧工事の実施
33	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	パトロールの実施			被害状況の把握		応急工事の実施				復旧工事の実施
34	ため池災害応急活動				被害状況の把握		応急工事の実施		危険物施設の二次災害防止措置		復旧工事の支援
35	農林水産物災害応急活動				被害状況の把握						
36	文教活動		児童、生徒の安全確保、避難誘導		学校施設被害状況の把握		応急工事の実施				
									被害の拡大防止 病害虫の発生防止のための技術的指導 教育施設・設備の確保 学校給食の確保 児童、生徒等の健康管理	仮設校舎の確保 教職員の確保	

No.	節名	避難準備情報発表	避難勧告	避難指示	浸水・暴風雨による被害発生中	避難勧告等解除	解除後1日以内	解除後3日以内	事後1週間以内	事後1ヶ月以内	事後3ヶ月以内
37	飼養動物の保護対策								飼養動物取り扱いに関する指導実施		
38	ボランティアの受入れ体制				ボランティア情報の発信		ボランティアニーズの把握 需給調整、活動支援				
39	義援物資及び義援金の受入れ体制							義援金の募集決定及び開始、口座開設 物資の受付の公表 希望する物資のリスト、募集機関公表		義援金配分委員会による配分	
40	災害救助法の適用			被害状況の把握	災害救助法による救助 運用手続き						
41	観光地の災害応急対策			被害状況の把握	通訳ボランティアの派遣						



**災害応急対応タイムスケジュール【風水害対策編】**

【市町村の実施する項目】

この表はあくまでも災害対応の目安を示したものである。必ずしもこの時間通りに対応をしなければならないというわけではない。また災害の規模・発生時刻によりこの目安も変わることがある。

**市町村の実施する項目**

No.	節 名	避難準備情報発表	避難勧告	避難指示	浸水・暴風雨による被害発生中	避難勧告等解除	解除後1日以内	解除後3日以内	事後1週間以内	事後1ヶ月以内	事後3ヶ月以内
1	災害直前活動	住民への避難準備情報の伝達 災害前兆情報の関係機関への周知	住民への避難勧告の伝達	住民への避難指示の伝達							
2	災害情報の収集・連絡活動	通信手段の確保 情報の収集									
3	非常参集職員の活動		災害対策本部設置		救助法適用に伴う救助事務						
4	広域相互応援活動										
5	ヘリコプターの運用計画				県へのヘリコプター出動要請						
6	自衛隊災害派遣活動				県への自衛隊派遣要請						
7	救助・救急・医療活動				現場への出動及び医療機関への搬送(消防機関)						
8	消防・水防活動	水防活動の実施			大災害発生状況の把握 消火活動の実施 水防活動の実施						
9	災害時要援護者に対する応急活動	災害時要援護者への避難支援	避難場所での生活環境整備 別施設(福祉避難所)の確保	在宅訪問による支援	福祉避難所への移動支援 他市町村への応援要請						応急仮設住宅の確保、優先入居
10	緊急輸送活動				被害状況、復旧見込みの情報収集	避難所までの連絡道路の確保 応急復旧工事の実施					
11	障害物の処理活動					障害物除去、集積				障害物の処分	
12	避難収容活動	避難準備情報発表 避難所開設準備 福祉避難所開設準備	避難勧告発令 避難所開設、受入 避難者数、内訳の把握	避難指示発令							応急仮設住宅の確保
13	孤立地域対策活動				通信手段の確保	孤立状態の情報収集、報告 県への救出要請	物資等輸送路の確保				
14	食料品等の調達供給活動				食料供給の県への要請						
15	飲料水の調達供給活動				被害状況、断水地域の把握 ボトルウォーター供給の県への要請	給水活動の実施		復旧作業の実施			
16	生活必需品の調達供給活動				不足品の把握と県への要請						
17	保健衛生、感染症予防活動				被災者避難状況の県への報告 避難者に対する健康相談の実施 感染症予防対策の実施						
18	死体の捜索及び処置等の活動						遺体の捜索 収容所の開設、収容				
19	廃棄物の処理活動						し尿処理の実施	ごみ収集開始	近隣市町村への応援要請		
20	社会秩序の維持、物価安定に関する活動							適正価格での販売を業界に要請	相談窓口の設置		
21	危険物施設等応急活動				施設等被災状況把握 周辺住民の安全確保、避難誘導措置(警察本部)						
22	電気施設応急活動				停電地域の把握 住民に対する広報						
23	都市ガス施設応急活動				被災状況の把握 住民に対する広報	供給停止有無、範囲の把握					
24	上水道施設応急活動				被災状況の把握 住民に対する広報			仮復旧			本復旧
25	下水道施設等応急活動				被災状況の把握 住民に対する広報	排水機能の回復措置 応急簡易処理の実施		仮復旧			本復旧
26	通信・放送施設応急活動				被災状況の把握	重要通信の確保					
27	鉄道施設応急活動										
28	災害広報活動	避難情報の収集・広報			被害情報の収集・広報 災害関連情報の収集・広報						
29	土砂災害等応急活動	前兆現象の観測 避難準備情報発表	避難勧告発令	避難指示発令	被害状況の把握						
30	建築物災害等応急活動		避難誘導措置							住宅・宅地危険度判定実施	住宅の応急修理実施
31	道路及び橋梁応急活動	パトロールの実施			被害状況の把握	避難所等への連絡路の確保 応急工事の実施					復旧工事の実施
32	河川施設等応急活動	水防活動の実施 パトロールの実施			被害状況の把握	応急工事の実施					復旧工事の実施
33	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	パトロールの実施			被害状況の把握	応急工事の実施	危険物施設等の二次災害防止措置				復旧工事の実施
34	ため池災害等応急活動	点検			被害状況の把握	応急対策の実施	応急工事の実施	被害の拡大、二次災害の防止措置	応急復旧		復旧工事の実施
35	農林水産物災害等応急活動		児童、生徒の安全確保、避難誘導				被害状況の把握	技術対策周知・指導	被害相談開始		被害状況とりまとめ 復旧工事の実施
36	文教活動				学校施設被害状況の把握	応急工事の実施				教育施設・設備の確保 学校給食の確保 児童、生徒等の健康管理	仮設校舎の建設 教職員確保

No.	節名	避難準備情報発表	避難勧告	避難指示	浸水・暴風雨による被害発生中		避難勧告等解除	解除後1日以内	解除後3日以内	事後1週間以内	事後1ヶ月以内	事後3ヶ月以内
37	飼養動物の保護対策									逸走犬等の保護・収容・救護		
38	ボランティアの受入れ体制					ボランティア情報の発信		ボランティアニーズの把握 需給調整、活動支援	ボランティア活動拠点の提供支援			
39	義援物資及び義援金の受入れ体制											
40	災害救助法の適用				被害状況の把握	災害救助法による救助 運用手続き						
41	観光地の災害応急対策		観光客の安全確保、避難誘導		被害状況の把握 初期救助・救急活動の実施							

**災害応急対応タイムスケジュール【風水害対策編】**

【住民の実施する項目】

この表はあくまでも災害対応の目安を示したものである。必ずしもこの時間通りに対応をしなければならないというものではない。また災害の規模・発生時刻によりこの目安も変わることがある。

**住民の実施する項目**

No.	節 名	避難準備情報発表	避難勧告	避難指示	浸水・暴風雨による被害発生中	避難勧告等解除	解除後1日以内	解除後3日以内	事後1週間以内	事後1ヶ月以内	事後3ヶ月以内
1	災害直前活動	避難準備									
2	災害情報の収集・連絡活動										
3	非常参集職員の活動										
4	広域相互応援活動										
5	ヘリコプターの運用計画										
6	自衛隊災害派遣活動										
7	救助・救急・医療活動				自発的な救助・救急活動						
8	消防・水防活動				初期消火活動 自主防災組織による初期消火活動						
9	災害時要援護者に対する応急活動	災害時要援護者避難行動開始									
10	緊急輸送活動										
11	障害物の処理活動										
12	避難収容活動	避難準備	住民避難	住民退避							
13	孤立地域対策活動				食料の融通による地域としての生活確保						
14	食料品等の調達供給活動				備蓄による対応						
15	飲料水の調達供給活動				備蓄による対応						
16	生活必需品の調達供給活動				備蓄による対応						
17	保健衛生、感染症予防活動				自らの健康管理の維持 住民相互の助け合い、ボランティア活動 居住地域の衛生の確保						
18	死体の捜索及び処置等の活動										
19	廃棄物の処理活動										
20	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動				冷静な消費行動						
21	危険物施設等応急活動										
22	電気施設等応急活動										
23	都市ガス施設等応急活動										
24	上水道施設等応急活動										
25	下水道施設等応急活動				使用制限に伴う協力						
26	通信・放送施設等応急活動										
27	鉄道施設等応急活動										
28	災害広報活動										
29	土砂災害等応急活動	避難準備	住民避難	住民退避							
30	建築物災害等応急活動										
31	道路及び橋梁等応急活動										
32	河川施設等応急活動										
33	災害の拡大防止と二次災害の防止活動										
34	ため池災害等応急活動										
35	農林水産物災害等応急活動										
36	文教活動	避難準備	児童、生徒避難	児童、生徒退避							
									事後対策の開始 被害の拡大防止対策 被害虫の発生防止対策		

No.	節名	避難準備情報発表	避難勧告	避難指示	浸水・暴風雨による被害発生中	避難勧告等解除	解除後1日以内	解除後3日以内	事後1週間以内	事後1ヶ月以内	事後3ヶ月以内
37	飼養動物の保護対策				避難所のルールに沿った飼育(動物の健康及び安全を保持)						
38	ボランティアの受入れ体制										
39	義援物資及び義援金の受入れ体制										
40	災害救助法の適用										
41	観光地の災害応急対策										

**災害応急対応タイムスケジュール【風水害対策編】**

【関係機関の実施する項目】

この表はあくまでも災害対応の目安を示したものである。必ずしもこの時間通りに対応をしなければならないというものではない。また災害の規模・発生時刻によりこの目安も変わることがあり得る。

**関係機関の実施する項目**

No.	節名	避難準備情報発表	避難勧告	避難指示	浸水・暴風雨による被害発生中	避難勧告等解除	解除後1日以内	解除後3日以内	事後1週間以内	事後1ヵ月以内	事後3ヵ月以内
1	災害直前活動	気象情報の発表(気象台) 注意報・警報の伝達									
2	災害情報の収集・連絡活動	通信手段の確保(各機関) 情報の収集							→		
3	非常参集職員の活動										
4	広域相互応援活動										
5	ヘリコプターの運用計画				ヘリコプター出動要請に伴う出動(自衛隊)						
6	自衛隊災害派遣活動				知事からの派遣要請に伴う出動(自衛隊)						
7	救助・救急・医療活動				医療救護班による医療救護(日)傷病者受入体制の整備(災害拠点病院) 救護班による救助活動(医師会等) DMATによる救助活動(医療機関)				災害支援ナースによる応急看護活動等(看護協会) 助産師による妊産婦・乳児等の保健指導・分娩の介助等(助産師会)		
8	消防・水防活動	水防警備の発表(国土交通省)			ダム操作による洪水の調節(ダム、水門管理者)						
9	災害時要援護者に対する応急活動			福祉避難所での受入支援(医療機関等)							
10	緊急輸送活動			被害状況、復旧見込みの情報収集(国土交通省、高速道路局)		応急復旧工事の実施(国土交通省、高速道路局) 物資輸送手段の確保(北陸信越運輸局等)					
11	障害物の処理活動					障害物除去、集積(各機関)				障害物の処分(各機関)	
12	避難収容活動										
13	孤立地域対策活動					物資等輸送路の確保(国土交通省、高速道路局)					
14	食料品等の調達供給活動			協定に伴う供給の実施(各機関)	放出L等の実施(日本赤十字社)						
15	飲料水の調達供給活動										
16	生活必需品の調達供給活動			被害状況の把握(水道事業者等)	生活必需品の供給(日本赤十字社)						
17	保健衛生、感染症予防活動				医療救護活動の実施(医師会等各機関)						
18	死体の捜索及び処置等の活動										
19	廃棄物の処理活動										
20	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動										
21	危険物施設等応急活動			施設等被災状況把握(各機関)	応急措置 二次災害防止措置						
22	電気施設応急活動			取次、作業緊急停止 周辺住民の安全対策措置 停電状況の把握(電力会社)	復旧工事 二次災害防止措置						
23	都市ガス施設応急活動			被害状況の把握(都市ガス事業者) 周辺住民の安全対策措置	必要により供給停止措置 二次災害防止措置					復旧工事完了・供給再開	
24	上水道施設応急活動										
25	下水道施設等応急活動										
26	通信・放送施設応急活動			災害用伝言ダイヤルの提供(電気通信会社) 特設公衆電話の設置	放送施設の復旧(各放送機関)						
27	鉄道施設応急活動			被害状況の把握(各鉄道事業者) 旅客者の安全確保	応急復旧活動						本復旧
28	災害広報活動	住民への災害広報(各放送機関)									→
29	土砂災害等応急活動	監視体制の整備(地方整備局) パトロールの実施 警戒避難情報の住民、市町村への提供		被害状況の把握 緊急調査の実施	応急対策工事の実施				→		対策工事の実施
30	建築物災害応急活動		避難誘導措置(建物所有者)			文化財の火災による焼失防止措置					復旧工事の実施
31	道路及び橋梁応急活動	パトロールの実施(道路管理者)		被害状況の把握					→		復旧工事の実施
32	河川施設等応急活動	パトロールの実施(河川管理者)		被害状況の把握	緊急輸送道路等の確保 応急工事の実施				→		復旧工事の実施
33	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	パトロールの実施(各施設管理者)		被害状況の把握	応急工事の実施	危険物施設の二次災害防止措置(施設管理者)			→		復旧工事の実施
34	ため池災害応急活動	点検		被害状況の把握(管理団体)	応急対策の実施	応急工事の実施					→ 復旧工事の実施
35	農林水産物災害応急活動					被害状況把握	技術対策周知・指導	営農相談開始			→ 被害状況とりまとめ
36	文教活動										

No.	節 名	避難準備情報発表	避難勧告	避難指示	浸水・暴風雨による被害発生中	避難勧告等解除	解除後1日以内	解除後3日以内	事後1週間以内	事後1ヶ月以内	事後3ヶ月以内
37	飼養動物の保護対策										
38	ボランティアの受入れ体制						福祉救護県本部、現地本部設置(社会福祉協議会) 三一式の把握、登録・受入、調整の実施(社会福祉協議会、日本赤十字社)				
39	義援物資及び義援金の受入れ体制										
40	災害救助法の適用										
41	観光地の災害応急対策		観光客の安全確保、避難誘導(観光事業者)			被害状況の把握 初期救助・救急活動の実施					



**災害応急対応タイムスケジュール【震災対策編】**

この表はあくまでも災害対応の目安を示したものである。必ずしもこの時間通りに対応をしなければならないというものではない。また災害の規模・発生時刻によりこの目安も変わることがあり得る。

県の実施する項目

[県の実施する項目]		発災からの経過時間									
No.	節 名	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間(3日)以内	1週間以内	1ヶ月以内	3ヶ月以内	
1	災害情報の収集・連絡活動	通信手段の確保 災害情報の収集	消防庁への報告								
2	非常参集職員の活動	災害対策本部設置 職員参集開始(夜間・休日) 稼働可能職員数の把握	第1回本部員会議の開催 職員配備体制の強化 現地本部の設置	第2回本部員会議の開催 関係機関参集 市町村災害対策本部への職員派遣	他県等への職員応援要請		本部組織の見直し				
3	広域相互応援活動		緊急消防援助隊派遣要請 応援協定に基づく応援要請								
4	ヘリコプターの運用計画		市町村からのヘリコプター出動要請に伴う調整 現地偵察(要請ない場合を含む) ヘリコプター調整会議の開催								
5	自衛隊災害派遣活動	自衛隊との連絡調整	市町村からの要請に伴う自衛隊派遣要請								
6	救助・救急・医療活動			救護班・DMATの派遣要請 機動隊の出動(警察本部)				災害支援ナース・助産師の派遣要請			
7	消防・水防活動	県水防本部の設置	雨量・水位情報の収集、市町村等への	洪水等の被害情報収集 水防資器材の市町村への貸与							
8	災害時要援護者に対する応急活動			県立病院等における緊急受入の実施					応急仮設住宅の確保、優先入居		
9	緊急輸送活動	緊急交通路の規制実施(警察本部) 信号機、標識の復旧措置(警察本部)	被害状況、復旧見込みの情報収集	緊急通行車両確認事務(県、警察本部) (緊急交通路の決定に付随)	緊急交通路の確保 応急復旧工事の実施 物資輸送手段、拠点の確保						
10	障害物の処理活動						障害物除去、集積		障害物の処分		
11	避難収容活動	避難所指定済みの県立学校開設、受入		避難所に必要な資器材の調達、幹旋							
12	孤立地域対策活動				孤立状態の情報収集 市町村からの要請に伴う救助活動 市町村からの要請に伴う食料品等の搬送	物資等輸送路の確保					
13	食料品等の調達供給活動		食料品等の調達準備		市町村からの要請に伴う協定に基づく供給の要請						
14	飲料水の調達供給活動		飲料水の供給準備		被害状況の把握 長野県水道協議会に応援要請		応援による給水活動の実施				
15	生活必需品の調達供給活動		生活必需品等の調達準備		市町村からの要請に伴う協定に基づく供給の要請						
16	保健衛生、感染症予防活動				被災地、避難所への保健婦派遣 精神科医師等の専門職員派遣	栄養指導・食品衛生指導の実施	感染症予防対策の実施				
17	死体の捜索及び処置等の活動	遺体の捜索(県警本部)									
18	廃棄物の処理活動										
19	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動						災害に便乗した犯罪の取締り(警察本部)	適正価格での販売を業界に要請	相談窓口の設置		
20	危険物施設等応急活動	立入禁止措置(警察本部) 施設等被災状況把握 周辺住民の避難誘導措置(警察本部)									
21	電気施設応急活動		パトロールの実施		被害状況の把握	応急対策の実施			復旧工事の実施		
22	都市ガス施設応急活動				被災状況の把握 供給停止有無・範囲の把握						
23	上水道施設応急活動				被災状況の把握		主要施設の復旧	仮設給水栓の設置 主要配水管の応急復旧	仮設給水栓の増設 配水管、給水管の応急復旧 各戸1給水栓の設置	本復旧	
24	下水道施設等応急活動	生活排水応接本部の設置	緊急点検の実施		被災状況の把握 中部ブロックへ支援要請 県内市町村へ支援要請	排水機能の回復措置 応急簡易処理の実施	二次調査開始	仮復旧 二次調査開始		本復旧	
25	通信・放送施設応急活動	重要通信の確保 警察通信施設の確保(警察本部)			被災状況の把握						
26	鉄道施設応急活動				被害状況の把握						
27	災害広報活動	避難情報の収集・広報			被害情報の収集・広報 災害関連情報の収集・広報						
28	土砂災害等応急活動	パトロールの実施 土砂災害警戒情報の住民、市町村への提供			被害状況の把握	応急対策工事の実施				対策工事の実施	
29	建築物災害応急活動		県管理施設における避難誘導措置					市町村からの要請に伴う住宅・宅地危険度判定支援		復旧工事の実施	
30	道路及び橋梁応急活動	パトロールの実施			被害状況の把握					復旧工事の実施	
31	河川施設等応急活動	パトロールの実施			被害状況の把握					復旧工事の実施	
32	二次災害の防止活動	パトロールの実施			被害状況の把握	応急工事の実施	危険物施設の二次災害防止措置			復旧工事の実施	

No.	節 名	発災からの経過時間								
		1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間(3日)以内	1週間以内	1ヶ月以内	3ヶ月以内
33	ため池災害応急活動				被害状況の把握	応急対策の支援	応急工事の支援		応急復旧の支援	復旧工事の支援
34	農林水産物災害応急活動				被害状況の把握			被害の拡大防止 病害虫の発生防止のための技術指導等		
35	文教活動	児童、生徒の安全確保、避難誘導			学校施設被害状況の把握	応急工事の実施		教育施設・設備の確保 学校給食の確保 児童、生徒等の健康管理		教育施設・設備の確保 学校給食の確保 児童、生徒等の健康管理
36	飼養動物の保護対策							飼養動物取り扱いに関する指導実施		
37	ボランティアの受入れ体制				ボランティア情報の発信	ボランティアニーズの把握 需給調整、活動支援				
38	義援物資及び義援金の受入れ体制						義援金の募集決定及び開始、口座開設 物資の受付の公表 希望する物資のリスト、募集機関公表		義援金配分委員会による配分	
39	災害救助法の適用			災害救助法による救助 運用手続き						
40	観光地の災害応急対策				被害状況の把握	通訳ボランティアの派遣				

災害応急対応タイムスケジュール【震災対策編】

この表はあくまでも災害対応の目安を示したものである。必ずしもこの時間通りに対応をしなければならないというものではない。また災害の規模・発生時刻によりこの目安も変わることがあり得る。

市町村の実施する項目

[市町村の実施する項目]		発災からの経過時間								
No.	節 名	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間(3日)以内	1週間以内	1ヶ月以内	3ヶ月以内
1	災害情報の収集・連絡活動	通信手段の確保 災害情報の収集								→
2	非常参集職員の活動	災害対策本部設置 職員参集開始(夜間・休日) 稼働可能職員数の把握	第1回本部会議の開催	第2回本部会議の開催 関係機関参集			本部組織の見直し			
3	広域相互応援活動		応援協定に基づく応援要請							
4	ヘリコプターの運用計画		県へのヘリコプター出動要請							
5	自衛隊災害派遣活動		県への自衛隊派遣要請							
6	救助・救急・医療活動	現場への出動及び医療機関への搬送(消防機関)								
7	消防・水防活動	消火活動の実施	火災発生状況の把握							
8	災害時要援護者に対する応急活動	災害時要援護者への避難支援								
9	緊急輸送活動					避難所までの連絡道路の確保 応急復旧工事の実施				
10	障害物の処理活動					障害物除去、集積				
11	避難収容活動	避難所開設準備 福祉避難所開設準備	避難所開設、受入 避難者数、内訳の把握							
12	孤立地域対策活動		通信手段の確保	孤立状態の情報収集、報告 県への救出要請 食料品の搬送又は県への要請	物資等輸送路の確保					
13	食料品等の調達供給活動									
14	飲料水の調達供給活動				被害状況、断水地域の把握 ボトルウォーター供給の県への要請		給水活動の実施			
15	生活必需品の調達供給活動				不足品の把握と県への要請					
16	保健衛生、感染症予防活動				被災者避難状況の県への報告	避難者に対する健康相談の実施	感染症予防対策の実施			
17	死体の捜索及び処置等の活動						遺体の捜索 収容所の開設、収容			
18	廃棄物の処理活動						し尿処理の実施	ごみ収集開始	近隣市町村への応援要請	
19	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動						適正価格での販売を業界に要請	相談窓口の設置		
20	危険物施設等応急活動	施設等被災状況把握 周辺住民の安全確保、避難誘導措置								
21	電気施設応急活動			停電地域の把握 住民に対する広報						
22	都市ガス施設応急活動			被災状況の把握 供給停止有無・範囲の把握 住民に対する広報	供給停止有無・範囲の把握 住民に対する広報					
23	上水道施設応急活動			被災状況の把握 住民に対する広報			仮復旧			本復旧
24	下水道施設等応急活動		緊急点検の実施	被災状況の把握 住民に対する広報 応援本部へ支援要請	排水機能の回復措置 応急簡易処理の実施		仮復旧 一次調査開始	二次調査開始		本復旧
25	通信・放送施設応急活動			被災状況の把握	重要通信の確保					
26	鉄道施設応急活動									
27	災害広報活動			被害情報の収集・広報 災害関連情報の収集・広報						
28	土砂災害等応急活動	避難誘導措置		被害状況の把握						
29	建築物災害応急活動	避難誘導措置						住宅・宅地危険度判定実施		住宅の応急修理実施
30	道路及び橋梁応急活動			被害状況の把握	避難所等への連絡路の確保 応急工事の実施					復旧工事の実施
31	河川施設等応急活動			被害状況の把握	応急工事の実施					復旧工事の実施
32	二次災害の防止活動			被害状況の把握	応急工事の実施					復旧工事の実施
33	ため池災害応急活動			点検 被害状況の把握	応急対策・工事の実施	被害の拡大、二次災害の防止措置	応急復旧の実施			復旧工事の実施

No.	節 名	発災からの経過時間								
		1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間(3日)以内	1週間以内	1ヶ月以内	3ヶ月以内
34	農林水産物災害応急活動			被害状況の把握			被害の拡大、二次災害の防止措置 病害虫の発生防止措置			
35	文教活動	児童、生徒の安全確保、避難誘導		学校施設被害状況の把握	応急工事の実施			教育施設・設備の確保 学校給食の確保 児童、生徒等の健康管理 逸走犬等の保護・取替・救護	仮設校舎の建設 教職員の確保	
36	飼養動物の保護対策									
37	ボランティアの受入れ体制				ボランティア情報の発信	ボランティアニーズの把握 需給調整、活動支援	ボランティア活動拠点の提供支援			
38	義援物資及び義援金の受入れ体制									
39	災害救助法の適用			被害状況の把握	災害救助法による救助 運用手続き					
40	観光地の災害応急対策	観光客の安全確保、避難誘導		被害状況の把握 初期救助・救急活動の実施						

**災害応急対応タイムスケジュール【震災対策編】**

この表はあくまでも災害対応の目安を示したものである。必ずしもこの時間通りに対応をしなければならないというわけではない。また災害の規模・発生時刻によりこの目安も変わることがあり得る。

**住民の実施する項目**

No.	節 名	発災からの経過時間										
		1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間(3日)以内	1週間以内	1ヶ月以内	3ヶ月以内		
1	災害情報の収集・連絡活動											
2	非常参集職員の活動											
3	広域相互応援活動											
4	ヘリコプターの運用計画											
5	自衛隊災害派遣活動											
6	救助・救急・医療活動											
7	消防・水防活動	自発的な救助・救急活動 出火防止措置										
8	災害時要援護者に対する応急活動	初期消火活動 自主防災組織による初期消火活動										
9	緊急輸送活動	災害時要援護者避難支援										
10	障害物の処理活動											
11	避難収容活動	食料、日用品等の備蓄物資を携行し避難実施										
12	孤立地域対策活動			食料の融通による地域としての生活確保								
13	食料品等の調達供給活動			備蓄による対応								
14	飲料水の調達供給活動			備蓄による対応								
15	生活必需品の調達供給活動			備蓄による対応								
16	保健衛生、感染症予防活動			自らの健康管理の維持 住民相互の助け合い、ボランティア活動 居住地域の衛生の確保								
17	死体の捜索及び処置等の活動											
18	廃棄物の処理活動											
19	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動				冷静な消費行動							
20	危険物施設等応急活動											
21	電気施設等急活動											
22	都市ガス施設等急活動											
23	上水道施設等急活動											
24	下水道施設等急活動		使用制限に伴う協力									
25	通信・放送施設等急活動											
26	鉄道施設等急活動											
27	災害広報活動											
28	土砂災害等急活動	住民退避										
29	建築物災害等急活動											
30	道路及び橋梁等急活動											
31	河川施設等急活動											
32	二次災害の防止活動											

No.	節 名	発災からの経過時間									
		1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間(3日)以内	1週間以内	1ヶ月以内	3ヶ月以内	
33	ため池災害応急活動										
34	農林水産物災害応急活動						被害の拡大、二次災害の防止措置 病害虫等の発生防止措置				
35	文教活動	児童、生徒退避									
36	飼養動物の保護対策		避難所のルールに沿った飼育	動物の健康及び安全を保持							
37	ボランティアの受入れ体制										
38	義援物資及び義援金の受入れ体制										
39	災害救助法の適用										
40	観光地の災害応急対策										



**災害応急対応タイムスケジュール【震災対策編】**

この表はあくまでも災害対応の目安を示したものである。必ずしもこの時間通りに対応をしなければならないというわけではない。また災害の規模・発生時刻によりこの目安も変わることがある。

関係機関の実施する項目

[関係機関の実施する項目]		発災からの経過時間								
No.	節 名	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間(3日)以内	1週間以内	1ヶ月以内	3ヶ月以内
1	災害情報の収集・連絡活動	簡易情報の発表、伝達(気象台) 通信手段の確保 災害情報の収集								→
2	非常参集職員の活動									
3	広域相互応援活動									
4	ヘリコプターの運用計画			ヘリコプター出動要請に伴う出動(自衛隊)						
5	自衛隊災害派遣活動				知事からの派遣要請に伴う出動(自衛隊)					
6	救助・救急・医療活動				医療救護班による医療救護(日赤) 救護班による救助活動(医師会等) DMATによる救助活動(医療機関)	傷病者受入体制の整備(災害拠点病院)		災害支援ナースによる応急看護活動等(看護協会) 助産師による妊娠じよく婦・乳児等の保健指導、分娩の介助等(助産師会)		
7	消防・水防活動	水防情報の発表(国土交通省)				ダム操作による洪水の調節(ダム、水門管理者)				
8	災害時要援護者に対する応急活動					福祉避難所での受入支援(医療機関等)				
9	緊急輸送活動				被害状況、復旧見込みの情報収集(国)	応急復旧工事の実施(国土交通省、高速道路局) 物資輸送手段の確保(北陸信越運輸局等)				
10	障害物の処理活動						障害物除去、集積(各機関)		障害物の処分(各機関)	
11	避難収容活動									
12	孤立地域対策活動						物資等輸送路の確保(国土交通省、高速道路局)			
13	食料品等の調達供給活動				協定に伴う供給の実施(各機関)	炊出し等の実施(日本赤十字社)				
14	飲料水の調達供給活動									
15	生活必需品の調達供給活動				被害状況の把握(水道事業者等)	生活必需品の供給(日本赤十字社)				
16	保健衛生、感染症患者予防活動					医療救護活動の実施(医師会等各機関)				
17	死体の捜索及び処置等の活動									
18	廃棄物の処理活動									
19	社会秩序の維持、物備安定等に関する活動									
20	危険物施設等応急活動					施設等被災状況把握(各機関) 取り扱い作業緊急停止 周辺住民の安全対策措置 停電状況の把握(電力会社)	応急措置 二次災害防止措置			
21	電気施設応急活動						復旧工事 二次災害防止措置			
22	都市ガス施設応急活動			被害状況の把握(都市ガス事業者)	周辺住民の安全対策措置 必要により供給停止措置				復旧工事完了・供給再開	
23	上水道施設応急活動									
24	下水道施設等応急活動	緊急点検の実施		被害状況の把握			緊急措置の実施		応急工事の実施	本復旧工事の実施
25	通信・放送施設応急活動			災害用伝言ダイヤルの提供(電話番号) 特設公衆電話の設置	放送施設の復旧(各放送機関)					
26	鉄道施設応急活動			被害状況の把握(各鉄道事業者) 旅客の安全確保		応急復旧活動				本復旧
27	災害広報活動	住民への災害広報(各放送機関)								→
28	土砂災害等応急活動	監視体制の整備(地方整備局) パトロールの実施 警戒避難情報の住民、市町村への提供								→ 対策工事の実施
29	建築物災害応急活動			避難誘導措置(建物所有者)		文化財の火災による焼失防止措置				復旧工事の実施
30	道路及び橋梁応急活動	パトロールの実施(道路管理者)			被害状況の把握		緊急輸送道路等の確保 応急工事の実施			→ 復旧工事の実施
31	河川施設等応急活動	パトロールの実施(河川管理者)			被害状況の把握			応急工事の実施		→ 復旧工事の実施
32	二次災害の防止活動	パトロールの実施(各施設管理者)			被害状況の把握			応急工事の実施	危険物施設の二次災害防止措置(施設管理者)	→ 復旧工事の実施

No.	節 名	発災からの経過時間								
		1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間(3日)以内	1週間以内	1ヶ月以内	3ヶ月以内
33	ため池災害応急活動			点検 被害状況の把握	応急対策・工事の実施	被害の拡大、二次災害の防止措置	応急復旧の実施			復旧工事の実施
34	農林水産物災害応急活動			被害状況の把握			被害の拡大、二次災害の防止措置 病害虫の発生防止措置			
35	文教活動									
36	飼養動物の保護対策									
37	ボランティアの受入れ体制						福祉救護課本部、現地本部設置(社会福祉協議会) ニーズの把握、登録・受入、調整の実施(社会福祉協議会、日本赤十字社)			
38	義援物資及び義援金の受入れ体制									
39	災害救助法の適用									
40	観光地の災害応急対策		観光客の安全確保、避難誘導(観光事業者)		被害状況の把握 初期救助・救急活動の実施					

# 資料01-1 被害地震年表

番号	西和暦	震央位置規模	被害程度	主な被害地域	備考
1	684. 11. 29 22時 天武13. 10. 14	134. 3° 32. 8° M=8. 3	×	土佐・その他 南海・東海・ 西海諸道	南海沖地震。
* 2	762. 6. 9 天平宝字 6. 5. 9	137. 5° 36. 0° M≥7. 0	D	美濃・飛騨・ 信濃	被害不詳。罹災者に対し1戸につき穀物2斛を賜った。
* 3	841 承和 8.	138. 0° 36. 2° M≥6. 5	B?	信濃	塙家が倒潰した。同年2月13日以前の地震。信濃の国府（現松本）を震央と考える。
4	863. 7. 10 貞観 5. 6. 17	  M≥7. 0?	×	越中・越後	山崩れ、谷埋まり、民家破壊し、圧死者多数。直江津付近にあった数個の小島、この地震のために壊滅したという。
5					
6	1096. 12. 17 8時 永長 1. 11. 24	137. 5° 34. 0° M=8. 3	×	畿内・東海道	東海沖地震。
7	1099. 2. 22 6時 康和 1. 1. 24	135. 5° 33. 0° M=8. 2	×	南海道・畿内	南海沖地震。
8	1361. 8. 3 4時 正平16. 6. 24	135. 0° 33. 0° M=8. 4	×	畿内・土佐・ 阿波	南海沖地震。
* 9	1432. 永享 4.		C	伊那	幅1. 5間、長22間の地割れできるという。史料少なく、真偽不明。
10	1498. 9. 20 8時 明応 7. 8. 25	138. 0° 34. 0° M=8. 3	×	東海道全般	東海沖地震と考えられる。
11	1502. 1. 28 10時 文亀 1. 12. 10	138. 2° 37. 2° M=6. 8	×	越後南西部	直江津付近の地震。
12	1586. 1. 18 23時 天正13. 11. 29	136. 8° 35. 6° M=7. 8	×	畿内・東海・ 東山・北陸諸 道	飛騨白川谷の地震。帰雲城埋没。
13	1605. 2. 3 20時 慶長 9. 12. 16	A138. 5° 33. 5° M=7. 9	×	東海・南海・ 西海諸道	2つの地震が発生したのと考えられる。東海沖・南海沖地震。
		B134. 9° 33. 0° M=7. 9	×		
14	1614. 11. 26 13時 慶長19. 10. 25		×	越後高田	震源地について不明の点が多い。
* 15	1627. 10. 22 寛永 4. 9. 14	138. 2° 36. 6° M=6. 0	B	松代	家屋倒潰80戸、死者あり。詳細不明。
16	1662. 6. 16 12時 寛文 2. 5. 1	135. 9° 35. 3° M=7. 4	×	山城・大和・ 河内・和泉・ 摂津・丹後・	花折断層または琵琶湖西岸の断層活動による地震？
17	1666. 2. 1 17時 寛文 5. 12. 27	138. 2° 37. 1° M=6. 8	×	越後西部	積雪期の地震で火災も発生した。長野県内の被害は不明。
18	1703. 12. 31 2時 元禄16. 11. 23	139. 8° 34. 7° M=8. 1	C	江戸・関東諸 国	元禄地震 伊那で潰家あり、松代で屋敷2軒潰れ。小県郡で小被害。
* 19	1707. 9. 27 2時 宝永 4. 9. 2		B	松代	史料少し。倒潰80軒余り、1627年の地震と混同か？
20	1707. 10. 28 14時 宝永4. 10. 4	135. 9° 33. 2° M=8. 6	B ～ C	五畿七道	宝永地震 飯田で潰家（全土蔵）70余、半潰168。諏訪、南安曇郡でも被害あり。

番号	西和 曆曆	震央位置 規模	被害 程度	主な被害地域	備考
* 21	1714. 4. 28 22時 正徳4. 3. 15	137.85° 36.7° M=6.3	B	信濃小谷村	姫川沿いの谷に被害。大町組全体で死56人、傷37、全潰194、半潰141。長野の善光寺でも石垣が崩れ、石塔が転倒した。
* 22	1718. 8. 22 14時 享保3. 7. 26	137.9° 35.3° M=7.0	B	三河・伊那	飯田領内で、潰350余、半潰580、死12。天竜川沿いに山崩れ多発。森平山崩れ、遠山川を堰止めた。
* 23	1718. 10. 5 享保 3. 9. 12		B	信濃飯山	城ならびに民家破損。史料少なく、疑わし。
* 24	1725. 8. 14 13時 享保10. 7. 7	138.1° 36.0° M=6.3	B	伊那・高遠・ 諏訪	高遠城の石垣、塀、土居夥しく崩れる。城下の被害は不詳。諏訪では、郷村36ヶ村で倒家347、半倒家521、死4、傷8、山崩20ヶ所などの被害。
25	1738. 1. 3 10時 元文 2. 閏11. 13	138.7° 37.0° M=5.5	C	中魚沼郡	信州青倉村（現栄村）で家蔵大分損ず。
* 26	1748. 8. 19 寛延 1. 7. 26			高遠	城破損。史料1点のみ、1718年の地震と混同あるか？
27	1751. 5. 21 2時 宝暦1. 4. 26	138.2° 37.1° M=7.2	C	越中・越後	松代領で死12、家潰44、同半潰32。長野で石燈籠多く倒れる。
* 28	1791. 7. 23 18時 寛政 3. 6. 23	138.0° 36.2° M=6.7	B	松本	松本城の塀、櫓、石垣など崩れる。諸士居宅79、百姓家416、土蔵316崩れる。
* 29	1791. 9. 13 寛政 3. 8. 16			信濃	史料少なし。家崩るといふ。京都で有感。
* 30	1841. 12. 9 天保12. 10. 27		C	信濃	石垣崩る。
* 31	1847. 5. 8 21時 弘化 4. 3. 24	138.2° 36.7° M=7.4	A	信濃北部およ び越後西部	善光寺地震 被害実数は文書による異同が激しいが、松代領で潰9,559、半潰3,193、大破3,918、死2,695、傷2,289、うち洪水による死22、山崩れ41,051ヶ所。飯山領では、潰1,977、半潰830、死586という。善光寺では地震後の火災による死者も多かった。また、山崩によって犀川が堰止められ、後に決壊して大洪水となった。
32	1847. 5. 13 12時 弘化 4. 3. 29	138.3° 37.2° M=6.5	D	越後頸城郡	24日の地震の被害との区別が困難であり、詳細は不明。松代の尼飾山での大石崩落ちる「虫倉日記」。
* 33	1848. 4. 1 6時 嘉永 1. 2. 28		C	長野	横山（現長野市城山）で瓦の落ちた家があった。
* 34	1853. 1. 26 12時 嘉永5. 12. 17	138.1° 36.6° M=6.5	C	信濃北部	善光寺の石塔、夜灯大半倒れる。水内、更級郡での被害は居家潰23、半潰15、大損9、山崩れ210ヶ所等。
35	1854. 7. 9 2時 嘉永 7. 6. 15	136.1° 34.75° M=7.3	C	伊賀・伊勢・ 大和および隣 国	伊那妻籠方面に小被害。
36	1854. 12. 23 9時 嘉永 7. 11. 4 (安政 1)	137.8° 34.0° M=8.4	B ~ C	東海・東山・ 南海諸道	安政東海地震 松本で潰家52、半潰76、焼失51、死5。松代藩では家潰152、半潰れ・大破207、死5、傷29、山崩れ35ヶ所。飯田、諏訪等でも潰家があった。
37	1854. 12. 24 17時 嘉永 7. 11. 5 (安政 1)	135.0° 33.0° M=8.4	B	畿内・東海・ 東山・北陸・ 南海・山陰・	安政南海地震
38	1855. 11. 11 10時 安政 2. 10. 2	139.8° 35.65° M=7.1	C	江戸および付 近	江戸地震 下条村で極微被害。
39	1858. 4. 9 3時 安政 5. 2. 26	137.2° 36.4° M=7.1	C	飛騨・越中・ 加賀・越前	飛越地震 松代で極微被害。

番号	西 暦 和 暦	震央 位置 規模	被害 程度	主な被害地域	備 考
* 40	1858. 4. 23 10時 安政 5. 3. 10	137. 9° 36. 6° M=5. 7	B	信濃大町	大町組で家・蔵などの潰れあり。山崩れ多し
* 41	1858. 5. 17 安政 5. 4. 5		C	信濃諏訪	上諏訪で3～4軒潰れたというのが疑わしい。「大沼氏記録」にあるのみ。
42	1886. 7. 23 0時57分 明治19	138. 5° 37. 05° M=5. 3	C	信越国境	野沢温泉とまる。水内郡照岡村で家屋・土蔵の倒潰2、傾斜3。その他道路・石垣の破損、山崩れあり。
43	1890. 1. 7 15時43分 明治23	137. 95° 36. 45° M=6. 2	C	犀川流域	被害域は南北25km、東西15kmの狭い地域であったが、生坂村で家屋・土蔵の多くが破損し、山崩れも発生。
44	1891. 10. 28 6時38分 明治24	136. 6° 35. 6° M=8. 0	C	愛知県・岐阜県	濃尾地震 信濃で死1、傷2、家屋全潰1、同半潰5、道路破裂18、橋梁損落1、山崩れ1。
45	1892. 9. 9 1時42分 明治25		C	東筑摩郡寿村付近	寿村にて家屋破損、屋根石落ち、石碑倒れる。
46	1894. 6. 20 14時04分 明治27	139. 8° 35. 7° M=7. 0	C	東京湾北部	岩村田で小被害。
* 47	1897. 1. 17 5時36分 明治30	138. 25° 36. 65° M=5. 2	C	長野県北部	松代から小布施にいたる千曲川沿いの低地で、田畑の亀裂多く、砂・泥を噴出し、家屋・土蔵の傾斜、壁の亀裂などの被害。
48	1900. 7. 25 17時29分 明治33	138. 33° 36. 8° M=5. 0	C	上高井郡仁礼村付近	仁礼村仙仁地域で石垣崩壊、岩崩れ、壁の剥落ち、上地の小亀裂等あり。8月中旬まで数十回の鳴動を伴う余震が続いた。群発地震。
* 49	1912. 7. 16 7時46分 明治45	138. 55° 36. 4° M=5. 7	C	浅間山	牙山の崖が約100m崩れた他、大落石あり。鬼押出し熔岩も破壊・転落あり。
* 50	1912. 8. 17 23時22分 大正 1	138. 25° 36. 4° M=5. 1	C	長野県上田町付近	上田で土地の亀裂3(7)、土塀石垣の崩壊6(7)、屋壁の破損などあり。かつこ内は異説。
* 51	1916. 2. 22 18時12分 大正 5	138. 5° 36. 5° M=6. 2	C	浅間山麓	浅間北麓で激しかった。
* 52	1918. 11. 11 2時58分 大正 7	137. 88° 36. 45° M=6. 5	C ～ B	長野県大町付近	大町地震 2回の地震があった。高瀬川沿いの地域で居宅全潰6、半潰305、破損2,547、土蔵等全潰16、半潰2,273、建物の破損290のほか石垣破損334ヶ所などの被害。
* 53	1919. 3. 29 7時40分 大正 8	138. 4° 36. 9° M=5. 4	C	長野県北部	野沢温泉湧出口閉止。石垣崩壊。便所倒潰などの小破損あり。飯山で長屋の壁落つ。
54	1923. 9. 1 11時58分 大正12	139° 08. 3' 35° 19. 6' M=7. 9	B	関東南部	関東地震 長野県で家屋の全潰45。半潰176。
55	1931. 9. 21 11時19分 昭和 6	139° 16. 6' 36° 09. 7' M=6. 9	C	埼玉県中部	西埼玉地震 小県郡、松本方面に小被害。
* 56	1941. 3. 7 12時00分 昭和16	138° 24. 0' 36° 41. 7' M=5. 0	C	長野県中野付近	震央の中野付近で岩石・土砂の崩壊あり。
* 57	1941. 7. 15 23時45分 昭和16	138° 08. 7' 36° 41. 0' M=6. 1	C ～ B	長野市付近	死5、傷18、住宅全壊29、半壊122の被害。千曲川沿いでは割れ目多く噴砂水がみられた。
* 58	1943. 10. 13 14時43分 昭和18	138° 13. 5' 36° 49. 4' M=5. 9	C	長野県古間村	古間村針ノ木で家屋の半数が復旧困難な程に破壊された他、道路の亀裂、土砂崩壊、鉄路の破損などの被害。
59	1944. 12. 7 13時35分 昭和19年	136° 10. 7' 33° 34. 2' M=7. 9	C	静岡県・愛知県 岐阜県・三重県	東南海地震 諏訪に被害あり。

番号	西 和 曆 曆	震央 位置 規模	被害 程度	主な被害地域	備 考
60	1946. 12. 21 4時19分 昭和21	135° 51.1' 32° 55.9' M=8	×	中部地方から 九州まで	南海地震 長野県で住宅全壊2、半壊4、非住家半壊5、道路破損13ヶ所。
61	1964. 6. 16 13時01分 昭和39	139° 12.9' 38° 22.0' M=7.5	C	新潟県・山形 県	新潟地震 長野県で傷2、住宅半壊4、一部破損25、非住家被害5、鉄軌道被害1。
* 62	1965. 8. 3～ 昭和40		C	長野市松代町 付近	松代群発地震 1967年10月までに傷15、住宅全壊10、半壊4、一部破損7,857、道路損壊29、山(崖)崩れ60。
* 63	1968. 9. 21 7時25分 昭和43	138° 16' 36° 49' M=5.3	C	長野県北部	北信で傷2、住宅一部破損224、非住家一部破損8、道路破損4、山(崖)崩2、石垣損壊13、水道管や鉄道施設にも小被害。
64	1969. 9. 9 14時15分 昭和44	137° 04' 35° 47' M=6.6	C	岐阜県中部	長野県西南部に小被害。
* 65	1970. 4. 9 1時44分 昭和45	138° 06' 36° 26' M=5.0	C	長野県北部	坂井村でブロック塀の倒壊、屋根瓦の破損などの軽微な被害。
* 66	1971. 11. 10 17時37分 昭和46	138° 20' 36° 37' M=4.5	C	長野県北部	須坂市付近で壁の亀裂、落石などの軽い被害。
* 67	1979. 3. 2 6時25分 昭和54	138° 00' 36° 09' M=3.7	C	松本市付近	松本・塩尻で墓石の転倒・移動、棚から物の墜落などの被害。
* 68	1984. 9. 14 8時48分 昭和59	137° 33.6' 35° 49.3' M=6.8	B	長野県西部	長野県西部地震 御岳山頂上のやや南方に生じた山崩れが約10km流下し王滝村に達した。死者11、行方不明18、傷10、建物全壊13、半壊86、流出10、全焼1、一部破損473、非住家被害86、道路損壊205ヶ所、橋梁流出2、山(崖)崩れ53、鉄軌道被害4、罹災世帯数110、罹災者数289。
* 69	1986. 8. 24 11時35分 昭和61	138° 19.6' 36° 19.2' M=4.9	C	長野県東部	丸子町周辺でブロック塀やガラス破損、瓦崩落、落石など軽微な被害。
* 70	1986. 12. 30 9時38分 昭和61	137° 55.5' 36° 38.2' M=5.9	C	長野県北部	信州新町を中心に住家の一部破損243、水道3ヶ所、その他27ヶ所の被害。
* 71	1987. 9. 14 4時13分 昭和62	138° 29.2' 36° 59.3' M=4.6	C	長野県北部	飯山市、野沢温泉村、栄村などで住宅一部破損、墓石転倒などの軽微な被害。
* 72	1993. 4. 23 5時18分 平成 5	137° 30.0' 35° 48.6' M=5.1	C	長野県西部	王滝村の県道・村道・林道で直径20～50cmの落石、書棚ガラス破損などの軽微な被害。
* 73	1998. 7. 1 2時22分 平成10	137° 55.0' 36° 37.1' M=4.7	C	長野県北部	美麻・八坂村の一部で住宅等の瓦・壁の一部破損、墓石転倒、道路亀裂などの被害。
* 74	1998. 8. 7～ 平成10		C	穂高岳～槍ヶ 岳付近	群発地震と雨による地盤のゆるみにより崩落・落石が起こり、登山道の通行不能発生。
* 75	1999. 1. 28 10時25分 平成11	137° 59.1' 36° 22.1' M=4.7	C	長野県中部	明科町で住家の一部破損(屋根瓦崩落)、生坂村の山の上部で土砂崩落などの被害。
76	2001. 4. 3 23時57分 平成13	138° 05.8' 35° 01.2' M=5.1	C	静岡県中部	阿智村で住家一部破損(屋根瓦崩落)1棟。
77	2004. 10. 23 17時59分 平成16	138° 52.0' 37° 17.6' M=6.8	C	新潟県・長野 県・群馬県	平成16年(2004年)新潟県中越地震 栄村・三水村で重傷1、軽傷2、中野市で住家一部損壊7、豊田村で非住家被害1、飯山市・中野市・栄村・木島平村で農作物被害
* 78	2005. 4. 23 0時23分 平成17	138° 17.8' 36° 39.7' M=4.1	C	長野県北部	長野市で軽傷1名、須坂市で窓ガラスのひび割れ4件



番号	西 和 曆 曆	震央 位置 規模	被害 程度	主な被害地域	備 考
79	2007. 3. 25 9時41分 平成19	136° 41. 1' 37° 13. 2' M=6. 9		石川県	能登半島沖地震 県内最大震度 4
80	2007. 7. 16 10時13分	138° 36. 5' 37° 33. 4' M=6. 8		新潟県・長野 県	平成19年（2007年）新潟県中越沖地震 飯綱町震度6強 飯山市・飯綱町・中野市・長野市で重傷6 軽傷23、飯綱 町・飯山市・中野市・小布施町・長野市・東部町・上田 市で家屋一部破損356
* 81	2008. 6. 13 11時21分 平成20	137° 42. 2' 35° 54. 6' M=4. 7		長野県南部	県内最大震度 4 塩尻市軽傷1
82	2008/6月14日 8時43分 平成20	140° 52. 8' 39° 01. 7' M=7. 2		岩手県・宮城 県・秋田県	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震 県内最大震度 2
83	2011. 3. 11 14時46分 平成23	142° 51. 36' 38° 06. 12' M=9. 0		東日本	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震 県内最大震度 5 弱
84	2011. 3. 12 3時59分 平成23	138° 6' 37° 0' M=6. 7		長野県・新潟 県	県内最大震度 6 強（栄村） 栄村で死者3、栄村・野沢温泉村・長野市で軽傷12、栄 村・飯山市で全壊34、栄村で半壊169、栄村・飯山市・野 沢温泉村で一部損壊507
* 85	2011. 6. 30 8時16分 平成23	138° 36° 2' M=5. 5		長野県中部	県内最大震度 5 強（松本市） 松本市で死者1、重傷2、軽傷15、松本市で半壊18、松本 市・諏訪市で一部損壊5, 129
* 86	2014. 11. 22 22時08分 平成26	137° 53. 4' 36° 41. 5' M=6. 7		長野県北部	県内最大震度 6 弱（長野市、小谷村、小川村） 長野市・大町市・松川村・白馬村・小谷村・信濃町・小 川村・飯綱町で重傷7、軽傷39、長野市・松本市・岡谷 市・中野市・大町市・飯山市・安曇野市・白馬村・小谷 村・小川村・飯綱町で全壊80、半壊160、一部損壊1, 787

注1) 番号に\*のついているものは震央が長野県内にある地震。

注2) 被害程度の基準は以下のとおり（菊池万雄編「日本の風土と災害」による）。

A：大被害

B：中被害

C：小被害

D：被害がでたことは確かであるがその程度が不明

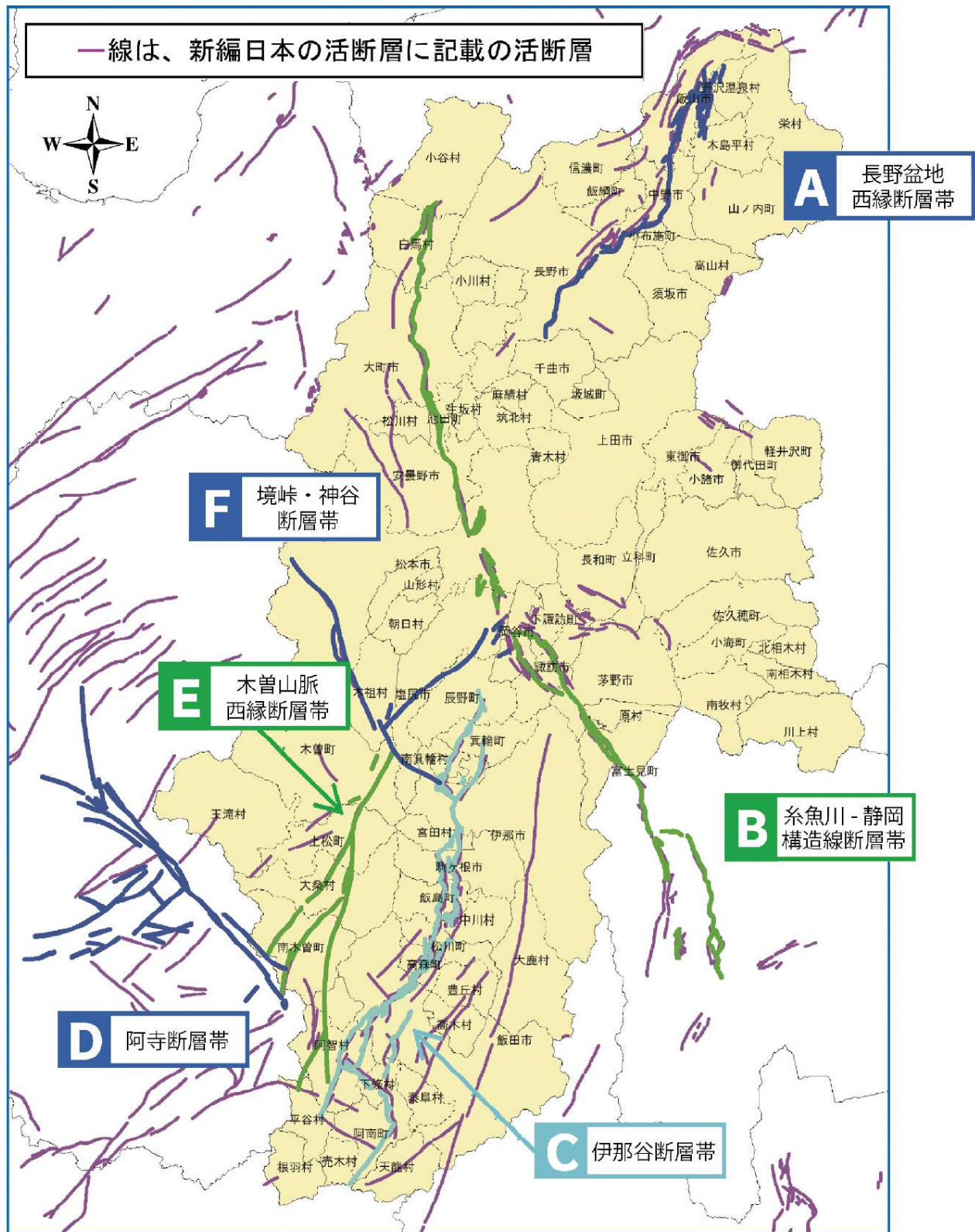
X：被害があったという明瞭な証拠はないが、同類の他の地震と比較などから被害があったと推定される場合

ブランク：地震あるいは被害そのものの存在自体が疑わしい場合

注3) 本表は番号76の地震までは宇佐美龍夫「最新版日本被害地震総覧[416]-2001」をまとめたものである。

注4) 番号86の地震の被害情報は、平成27年2月1日時点のものであり、今後の変動もありうる。

資料01-2 長野県内の主な活断層



# 資料01-3 長野県の主な風水害

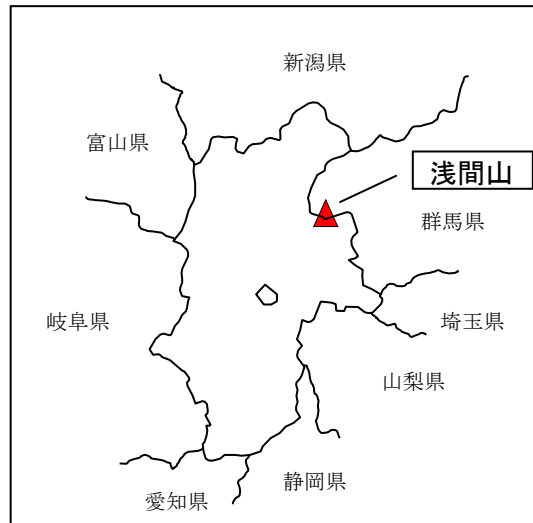
発生日月	災害名等	被害地域	被害状況												
			人的被害(人)			住家被害(棟)					非住家(棟)				
			死者	行方不明	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水		全半壊			
昭和20年	9月18日	枕崎台風	全県	1		4	8	275							
	10月3～11日	阿久根台風	全県	42	1	6	102	4			2,204	4,843			
昭和24年	8月31日～9月1日	チイ台風	全県	1				45	167		1,478				
	9月22～23日	豪雨	全県	6	2	86	1流出25	48			3,224	2,167			
昭和25年	6月9～14日	梅雨前線による大雨	東信・南信	5	2	24	17流出3	10			406	1,813			
	7月27～30日	ハリン台風	全県			4					4	215			
	8月3～5日	熱帯低気圧による豪雨	東信・北信	19		87	105	50			871				
	9月3日	ジェン台風	全県	1		16	4	57							
昭和28年	7月16～23日	梅雨末期の大雨	全県	7	9	159									
	9月25日	台風第13号	全県	1		25									
昭和29年	9月26日	台風第15号	全県	1		6	2	1	221						
昭和32年	6月26～28日	梅雨前線による大雨	伊那谷	14	6	59									
昭和33年	9月17～18日	台風第21号	東信・北信	17		130									
昭和34年	7月6日	雷雨	北佐久				3	30			182	1,384			
	8月14日	台風第7号	全県	65	6	382	1,391	4,091			4,238	10,959			
	9月26日	伊勢湾台風	全県	21	6	245	1,567	8,853			530	2,669			
昭和35年	8月	雷雨	全県									154			
昭和36年	6月	梅雨前線豪雨災害	全県	107	29	1,164	903	621			3,170	15,351			
	9月16日	第2室戸台風	全県	2		33	142	1,243			16	156			
昭和37年	7月13日	雷雨	松代町	1		6	1	8			245	1,631			
昭和38年	1月20～21日	突風	伊那谷北部・佐久				19	219	884						
	3月24～25日	強風	東信・中野市			2	9	411							
	6月3～5日	台風第2号と梅雨前線	全県	1			1				1	101			
	7月11日	強雨	伊那谷・木曾谷北部	10		5	3				11	58			
昭和39年	9月24～25日	台風第20号	全県	4		4	8	52			214	208			
昭和40年	5月26～27日	台風第6号	全県	8		6	7	1			25	450	8		
	7月1日	雷雨	南木曾町, 飯田市	1		4	17	5			9	36	14		
	7月11～24日	梅雨前線豪雨等	全県								27	308			
	8月2～3日	雷雨及びびょう	上田市, 坂城町他					2	2		74	389			
	9月10日	台風第23号	全県	1		1	14	487				2			
	9月17～18日	台風第24号	全県	2			32	31	29		265	2,815			
昭和41年	6月24日	大雨	南木曾町			10	37	24			24	63	15		
	7月1～19日	雷雨	全県								1	278			
	7月27日	諏訪	諏訪								27	464			
昭和42年	6月16日	雷雨	小諸市, 御代田町				5	3			42	681			
	7月8～10日	大雨	全県	4		7	1	5	1		387	1,368			
昭和43年	8月25～30日	台風第10号前線の大雨	全県	6	1	12	28	47	27		134	1,456	34		
昭和44年	7月20～21日	雷雨	諏訪市, 坂城町他								65	507			
	7月27日	雷雨	県北部・中部			1					2	52	1,032		
	8月4～5日	台風第7号	下伊那, 木曾他	9	6	11	10	7	7		32	489			
	8月11日	前線による大雨	北安曇・南安曇他	1	2	3	5	13	2		383	651			
昭和45年	6月5～6日	雷雨及びびょう	下水内, 上高井他								38	345			
	6月14～16日	大雨	全県	1		3	7	6	9		22	755	1		
	8月23～24日	雷雨	長野, 松筑他							5	111	2,232			
昭和46年	7月6～8日	局地豪雨・台風第13号	全県								12	191			
	8月8～10, 29日	雷雨・ひょう雪	伊那市他								3	141			
	9月6～7日	秋雨前線豪雨	全県		2		6	4	6		85	1,140	5		
昭和47年	7月9～13日	昭和47・7月豪雨	全県	5		7	6	25	7		120	1,094	3		
	9月16～17日	台風第20号	全県				4	45	298		2	2	272		
昭和48年	7月1～2日	雷雨	県北部・中部					1			8	479			
昭和49年	7月4～15日	台風第8号前線の大雨	全県	2			1	2	2		5	349			
	8月25～26日	台風第14号	全県			1		5	3			147			
	8月31日～9月1日	台風第16号	全県								34	202	2		
昭和50年	6月10日	大雨・降ひょう	上小, 長野, 松本他								1	131			
	7月3～13日	梅雨前線豪雨	全県	2		2	2	4	1		3	146			
昭和51年	7月18～20日	大雨・降ひょう	全県					1			2	108			
	7月26～29日	大雨	全県								15	183	1		
	9月8～14日	台風第17号	全県								2	120			
昭和52年	6月17～18日	大雨・降ひょう	諏訪市, 飯田市他									122			
	7月26日	大雨・降ひょう	岡谷市, 東部町他							2		176			
昭和54年	3月30～31日	突風・雷雨	全県			1	1	1	177		1	1	2		
	6月2～4日	豪雨・降ひょう	佐久, 長野他			2	1	1			7	144			
昭和55年	7月6～8日	梅雨前線豪雨	全県								1	43	356		
昭和56年	7月13～14日	豪雨	県北部・中部					4	9		27	1,487			
	7月18～21日	豪雨	全県						2		84	1,338			
	8月22～23日	台風第15号	全県	11		23	10	20	57		582	2,632	46		
昭和57年	6月19～20日	梅雨前線豪雨	佐久, 上小他								2	222			
	7月21～28日	梅雨前線豪雨	佐久, 諏訪, 北安曇他								4	257			
	7月29～30日	梅雨前線豪雨	佐久, 諏訪他								1	214			
	8月1～3日	台風第10号及び豪雨	全県	4		17	23	44	580		80	1,384	374		
	9月11～13日	台風第18号	全県	2		37	3	13	13		2,022	3,214	11		
昭和58年	8月6～11日	降ひょう・雷雨	全県					1	1		10	850			
	8月16～17日	台風第5号	諏訪, 佐久他			1					1	163			
	9月28～29日	台風第10号	全県	9		44	53	92	92		3,906	6,975	139		
昭和59年	7月5～8日	梅雨前線豪雨	県北部・中部								6	204			
	7月18～26日	59・7豪雨	全県				2			1	13	108	3		

発生年月日	災害名等	被害地域	被害状況									
			人的被害(人)			住家被害(棟)				非住家(棟)		
			死者	行方不明	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水		床下浸水	全半壊
昭和60年	6月29日～7月1日	台風第6号	全県	1			1	8	6	57	514	4
	7月4～14日	梅雨前線豪雨	全県	3			1	2	6	1	198	4
	7月19～22日	雷雨・降ひょう	全県	2		6	2	2	6	76	597	7
	7月26日	地附山地すべり災害	長野市	26		4	55	5	9			
昭和61年	8月1～2日	雷雨・降ひょう	上小, 北安曇, 佐久他						1	10	111	3
	9月2～3日	台風第25号	全県							41	535	
昭和62年	8月9～19日	雷雨・降ひょう	佐久, 上小, 北安曇他							6	180	
	9月10～11日	豪雨	全県							30	444	
昭和63年	8月17～18日	雷雨	長野, 上小, 北安曇他						1	8	256	
	9月8日	豪雨	諏訪, 佐久, 上小			2		1		23	179	
平成元年	8月16～17日	雷雨	上小, 長野							46	325	
平成3年	9月18～19日	台風第18号	全県	1			10	3	27	7	222	13
平成7年	7月11日	梅雨前線豪雨	県北部			1	46	105	9	123	468	93
平成8年	7月31日	雷雨・降ひょう	県下全域								192	
	12月6日	12・6蒲原沢土石流災害	小谷村	14		8						
平成10年	9月15～16日	台風第5号	県下全域	3						1	112	
	9月21～22日	台風第7, 8号	県下全域			10	2	12	413		27	119
平成11年	6月24日～7月3日	梅雨前線豪雨	県下全域					1	5	28	483	36
	8月14～15日	豪雨	県下全域	1				4	2	113	725	1
平成12年	9月10～12日	豪雨	県下全域			2		2	1	57	147	4
	9月16～18日	豪雨	佐久地域			1			1	2	227	
平成16年	10月20日	台風第23号	県下全域			8	1	2	4	40	630	6
平成18年	7月15～19日	平成18年7月豪雨	県下全域	12	1	18	22	34	3	780	1, 875	15
平成19年	9月6～7日	台風第9号	佐久地域	1		1	1	3	15	9	104	
平成21年	8月8日	豪雨	諏訪地域他	1				71	1	38	278	1
平成22年	7月1日	豪雨	佐久, 上小, 長野	1				1		2	77	
	8月2日	豪雨	松本, 上小, 長野							55	297	
平成25年	9月16日	台風第18号	県下全域			1		1	21	9	177	4
平成26年	7月9日	梅雨前線豪雨及び台風8号	県下全域	1		3	10		3	4	19	12
令和元年	10月12日	令和元年東日本台風	県下全域	21		45	920	2498	3564	2	1, 360	961
令和2年	7月3日～31日	令和2年7月豪雨	県下全域	1		2		1	4	5	109	4
令和3年	8月13日～23日	令和3年8月の大雨	県下全域	3		5	7	4	43	1	465	5
	9月5日	令和3年9月の大雨	諏訪					4	13	1	35	7

## 資料 01-4 長野県及び近隣の火山活動記録

### 1 浅間山 (群馬県・長野県)

- 標高 2,568m
- 北緯 36 度 24 分 23 秒
- 東経 138 度 31 分 23 秒 (浅間山)
- (世界測地系)

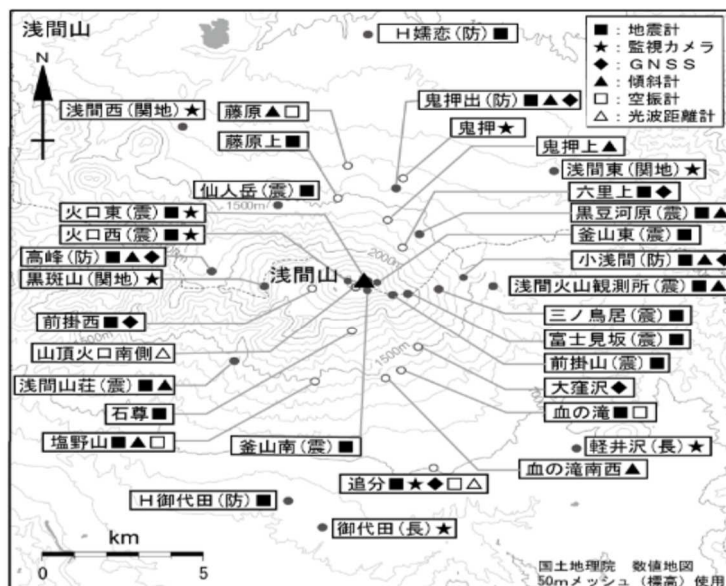


#### ○概要

複雑な形成史をもつ火山。黒斑(くろふ)火山(安山岩の成層火山)、仏岩火山(デイサイト質の成層火山)(2 万年前~1 万年前)(降下軽石・溶岩流・小浅間溶岩ドーム(2 万年前)→降下軽石・火砕流→降下軽石・火砕流・溶岩流(13,000 年前)→降下軽石・火砕流・溶岩流(11,000 年前)の順に活動)が形成された後、約 1 万年前からは前掛火山が活動を開始し、山頂部の釜山は現在も活動中。これまでに 10 回余りの大規模な噴火と中小規模噴火を繰り返してきた。有史以降の活動はすべて山頂噴火。釜山の山頂火口(長径東西 500m、短径南北 440m)内の地形、特に火口底の深さは、火山の活動の盛衰に応じて著しく変化する。山頂火口は常時噴気しており、釜山西山腹の地獄谷にも噴気孔がある。爆発型(ブルカノ式)噴火が特徴で、噴火に際しては火砕流(熱雲)が発生しやすい。1108、1783 年には溶岩流も発生。噴火の前兆現象として、火口直下に浅い地震(B 型)が頻発することがある。構成岩石の SiO<sub>2</sub> 量は 53.5~74.0 wt.% である。

#### ○火山観測

浅間山観測点配置図



小さな白丸(○)は気象庁、小さな黒丸(●)は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。  
 (国): 国土地理院、(防): 防災科学技術研究所、(震): 東京大学地震研究所、  
 (関地): 関東地方整備局、(長): 長野県

出展: 気象庁ホームページ ([https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/306\\_Asamayama/306\\_Obs\\_points.html](https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/306_Asamayama/306_Obs_points.html))

浅間山 観測点一覧表

令和3年(2021年)4月1日更新

測器種類	地点名	位置			設置高(m)	観測開始日	備考
		北緯(度分)	東経(度分)	標高(m)			
地震計	血の滝	36° 22.55′	138° 32.16′	1388	0	1964. 1. 1	
	石尊	36° 23.37′	138° 31.13′	1864	0	1964. 1. 1	
	藤原上	36° 26.12′	138° 30.84′	1440	0	1984. 1. 1	
	六里上	36° 25.10′	138° 32.19′	1695	0	1984. 1. 1	
	前掛西	36° 24.25′	138° 30.30′	2180	0	1998.12.24	
	追分	36° 20.53′	138° 32.83′	1001	0	1995. 4. 1	
	塩野山	36° 22.31′	138° 30.33′	1481	-193	2010.12.16	
空振計	追分	36° 20.53′	138° 32.83′	1001	2	2001. 9.12	
	血の滝	36° 22.55′	138° 32.16′	1388	2	1998.12.24	
	藤原	36° 26.79′	138° 31.04′	1290	2	2001. 9.12	
	塩野山	36° 22.31′	138° 30.33′	1481	3	2010.12.16	
傾斜計	鬼押上	36° 25.70′	138° 31.90′	1602	-30	2011.11.16	
	藤原	36° 26.79′	138° 31.04′	1290	-30	2011.11.14	
	塩野山	36° 22.31′	138° 30.33′	1481	-193	2011.4.1	
	血の滝 南西	36° 22.35′	138° 31.84′	1382	-30	2011.11.17	
GNSS	追分	36° 20.53′	138° 32.83′	1001	12	2001. 9.27	
	大窪沢	36° 23.06′	138° 32.49′	1584	5	2011.11.09	
	六里上	36° 25.10′	138° 32.19′	1715	1	2011.11.15	
	前掛西	36° 24.23′	138° 30.29′	2177	5	2011.11.10	
監視カメラ	鬼押	36° 26.53′	138° 32.20′	1345	4	1995. 2. 1	
	追分	36° 20.53′	138° 32.83′	1001	12	2002. 9. 6	
光波 距離計	追分	36° 20.53′	138° 32.83′	1001	9	2010.02.26	器械点
	山頂火口 南側	36° 24.10′	138° 31.80′	2443	0	-	反射点

(世界測地系による)

○記録に残る火山活動

年	月 日	記 事
685(天武天皇 14)年 1108(天仁元)年	9月 5日	噴火? 大噴火 広範囲の降灰砂、田畑大被害。追分火 砕流及び舞台溶岩流が火口外に流出。噴出物約 30 億トン(注 以前は史料による 1281 年の噴 火が「大噴火」とされていた)。
1281(弘安 4)年	7月 3日	噴火?
1527(大永 7)年	5月	噴火
1528(享禄元)年		噴火
1532(享禄 4)年	1月 14日	噴火噴石は火口の周囲 8 kmにわたり落下、直径 25m 以上の「七尋石(ななひろいし)」が残っ ている。降灰は 120 kmに及びその後の雨ととも に積雪が融解・流下し、山麓の道路、人家に被 害。なお、この後同年中(天文元年)さらに噴火
1534(天文元)年		噴火
1582(天正 10)年	2月 16日	噴火
1590(天正 18)年		噴火
1591(天正 19)年		噴火
1595(文禄 4)年		噴火?
1596(慶長元)年	5、8月	噴火
	5月 1～5日	噴火 5日 噴石のため死者多数
	8月 19日	噴火
1597(慶長 2)年	4月	噴火
1598(慶長 3)年		噴火
1599～1600(慶長 4)年		噴火
1605(慶長 10)年		噴火
1609(慶長 14)年		噴火
1644(正保元)年	2月	噴火
1645(正保 2)年	2、5月	噴火
1647(正保 4)年	2、3月	噴火
1648(慶安元)年	3月	噴火 1m 以上の積雪を融解、追分駅を流失、 夏にも噴火。
1649(慶安 2)年		噴火
1650(慶安 3)年		噴火
1651(慶安 4)年		噴火
1652(承応元)年		噴火 噴石のため山麓焼ける。
1655(明暦元)年	11月 25日	噴火
1656(明暦 2)年	12月 10日	噴火
1657(明暦 3)年	11月 25日	噴火
1658(万治元)年	7月 24日	噴火
1659(万治 2)年	7月 24日	噴火 鳴動、降砂。
1660(万治 3)年	4月 4日	噴火
1661(寛文元)年		噴火
	4月 4、14、27 日	噴火
1695(元禄 8)年	10月 21日	噴火?

年	月 日	記 事
1703～1704(元禄 16～宝永元)年		噴火
1706(宝永 3)年		噴火
1708(宝永 5)年	12 月 29 日	噴火 江戸に降砂。
1710(宝永 7)年	4 月 13 日	噴火
1711(正徳元)年		噴火 降灰。
1713(正徳 3)年		噴火？
1717(享保 2)年	9 月 23 日	噴火
1718(享保 3)年	9 月 26 日	噴火 鳴動。
1719(享保 4)年		噴火
1720(享保 5)年	6 月 6 日	噴火
1721(享保 6)年	6 月 22 日	噴火 噴石のため登山者 15 名死亡、重傷 1 名。
1722(享保 7)年		噴火
1723(享保 8)年		噴火
1728(享保 13)年		噴火
1729(享保 14)年		噴火 降灰。
1732(享保 17)年	7 月 30 日	噴火
1733(享保 18)年	7 月 30 日	噴火 噴石。
1752(宝暦 2)年		噴火
1754(宝暦 4)年		噴火 夏から秋に数回、降灰のため農作物被害。
1776(安永 5)年	9 月 5 日	噴火 降灰。
1777(安永 6)年		噴火 数度にわたり噴火
1783(天明 3)年		大噴火 5 月 9 日から 8 月 5 日頃まで約 90 日間活動。 7 月 28 日には江戸で戸障子振動し、降灰あり。 8 月 2 日には火山雷・噴石のため前掛山は火の海となった。 8 月 3 日には牙(ぎっぱ)山にも噴石落下、山麓まで山火事、銚子まで降灰。 8 月 4 日は北麓に吾妻(あがつま)火砕流を流出。関東中部で降灰のため昼も暗夜のようになる。 8 月 5 日午前大爆発とともに鎌原(かんばら)土石なだれが発生、北麓に流下、吾妻川を塞ぎ次いで決壊、多量の水が利根川に出て流域の村落を流失した。鎌原土石なだれ発生直後に鬼押出(おにおしだし)溶岩が北側斜面を流下。死者 1151 名、流失家屋 1061 棟、焼失家屋 51 棟、倒壊家屋 130 余棟、噴出物総量 4.5×10 <sup>8</sup> m <sup>3</sup> 。
1803(享和 3)年		噴火 7 月 4 日降灰。11 月 7 日噴石のため分去(わかさり)茶屋倒壊。11 月 20 日江戸に降灰
1815(文化 12)年	2 月 28 日	噴火
1864(文久 3)年頃より		鳴動。
1866～1867(慶応 2～3)年		活動。
1867(慶応 3 年)	8 月	噴火 降灰。
1869(明治 2)年		噴火 春から秋にたびたび噴火。
1875(明治 8)年	6 月 14 日	噴火 降灰。
1879(明治 12)年	9 月	噴火
1889(明治 22)年	12 月 24 日	噴火 噴石のため山火事。鳴動。



年	月 日	記 事
1890(明治 23)年	1 月 5 日	21 時 00 分頃より鳴動。翌 6 日 3 時 00 分頃まで 10 余回の鳴動。
1894(明治 27)年		噴火 4~6 月に数回噴火、降灰、爆発音。
1899(明治 32)年		噴火 3、7、8 月に噴火、8 月 7 日には爆発音・降灰が関東北部まで達した。
1900(明治 33)年		噴火 1~4 月に噴火、爆発音大、空振、噴石、降灰広範囲。7、8、11、12 月にも噴火、降灰、鳴動。
1901(明治 34)年	3~8、10 月	噴火 降灰。
1902(明治 35)年	2、8 月	噴火 鳴動、降灰。
1903(明治 36)年	5 月 28 日	噴火
1904(明治 37)年	8 月 4 日	噴火 降灰。
1905(明治 38)年	10 月 21~28 日	鳴動
1906(明治 39)年	4 月 6、20 日	噴火 鳴動。
1907(明治 40)年	1、3、8 月	噴火 鳴動、降灰。
1908(明治 41)年	2、8、9 月	噴火 鳴動または降灰。
1909(明治 42)年		噴火 1 月 29 日 空振のため山麓で小被害。 4 月 噴煙多量、関東北部に降灰。 5 月 31 日 爆発音 80 km まで、降灰広範囲。 7 月 7 日 関東北部に降灰。 8、11 月 鳴動、12 月 7 日 空振のため山麓で家屋、窓ガラス被害。東京でも家屋振動、降灰は太平洋岸、鳴響は仙台付近及び美濃東部に及ぶ。山林焼失する。
1910(明治 43)年		噴火 1、2、5、7、9、10、11 月に鳴動または降灰など。12 月 2、15、16、25 日には爆発音 100 km 以上に及ぶ。
1911(明治 44)年		噴火 1~4 月 活発に活動、爆発音大、降灰広範囲で、しばしば関東北・中部に及ぶ。特に爆発音は 1 月 18 日には東方 100~150 km 以上、4 月 3、4 日には富山県まで。 5 月 8 日 噴石多量、死者 1 名、負傷者 2 名、空振による家屋の被害、爆発音 240 km に及ぶ。 7~9 月 ときどき噴火、8 月 15 日 死者多数。 10 月 22 日、12 月 3 日 爆発音 100 km 以上に及ぶ。
1912(明治 45~大正元)年		噴火 1、2、4、7 月 ときどき噴火、爆発音、降灰。10 月連続して噴火し、火口底浅くなる。 12 月噴火続き、火口底さらに浅くなり火口縁と同じくらいになる。
1913(大正 2)年		噴火 2、4~11 月 活発に噴火、爆発音大、降石、降灰広範囲。特に 5 月 29 日 登山者 1 名死亡、負傷 1 名。 6 月 17 日には降灰は東方太平洋まで、爆発音の外聴域出現。

年	月 日	記 事
1914(大正 3)年		噴火 1~6、11~12月 活発に噴火、爆発音大(東京でも聞こえる)、降灰広範囲。特に3月3日 空振強く山麓で戸障子はずれる。
1914(大正 3)年		噴火 1~6、11~12月 活発に噴火、爆発音大(東京でも聞こえる)、降灰広範囲。特に3月3日 空振強く山麓で戸障子はずれる。
1915(大正 4)年		活動衰えたが、5、6、8月に山頂に火映。
1916(大正 5)年	5~10月	弱い噴火
1917(大正 6)年	5、7月	弱い噴火
1918(大正 7)年	5、6月	噴火 鳴動。
1919(大正 8)年	3、5、7、8月	噴火 3月14日 噴火、噴石、降灰砂。5、7、8月に弱い噴火。
1920(大正 9)年	12月	噴火 連続的に噴石活動、噴煙多量。12月14日 噴石のため峰の茶屋焼失、軽石多量噴出。12月22日 山火事200ha以上。
1921(大正 10)年		噴火 1~6月 噴火活発、1月18日、6月4日に空振のため山麓で戸障子破損。その他鳴動、降灰。
1922(大正 11)年		噴火 1~4月噴火、噴石、降灰。特に1月14日爆発音が東京でも聞こえ、山麓で空振のため戸障子破損。
1924(大正 13)年	9、10月	噴火 降灰。
1927(昭和 2)年		噴火 9~12月 噴火、4月頃から噴煙の増加が始まり、9月から鳴動、10月には爆発音大、降灰もあった。
1928(昭和 3)年		噴火 2月23日 爆発音大、山麓で空振のため戸障子破損、噴石広範囲で分去茶屋焼失、屋根の破損多数。3月は数回噴火し、鳴動、降灰など。7月も数回噴火し、鳴動、降灰。
1929(昭和 4)年		噴火 9月5日 山頂有感地震。9月18日 直径30~60cmの噴石が3kmも飛び、山林焼失。空振のため山麓で戸障子破損。爆発音の外聴域出現。4、10、11月にも1回ずつ噴火。
1930(昭和 5)年		噴火 4月は数回鳴動、少量の降灰。6月11日噴火4~5回、強い空振、爆発音の外聴域出現、山火事。7月 数回鳴動、降灰。8月 活発に噴火し降灰、降石、20日 火口付近で死者6名。9月の爆発も強く噴石、降灰広範囲。10月17日 噴火。
1931(昭和 6)年		噴火 3月、6~7月に1~数回の噴火、降灰。8月は活発に活動し噴石、降灰など。特に20日に遭難3名、爆発音の外聴域出現。9月前半に数回噴火、降灰、噴石。10、12月 数回噴火し、特に12月8日には空振のため山麓でガラス破損、爆発音の外聴域出現、関東南部にまで降灰。

年	月 日	記 事
1932(昭和 7)年	11 月	噴火 2~7 月 毎月十数~数十回噴火。爆発音大、降灰広範囲の噴火もあった。9 月にも数回噴火、鳴動、降灰。
1934(昭和 9)年		小噴火
1935(昭和 10)年		噴火 1、2 月に 1 回ずつ噴火。4 月に数回噴火し特に 20 日は爆発音、空振が大きく山麓で戸障子はずれガラス破損。5 月も活発でしばしば山火でしばしば山火事発生。6~11 月も毎月数回噴火。
1936(昭和 11)年		噴火 2~4、7~11 月に毎月数回~数十回の噴火。特に 7 月 22 日には爆発音の外聴域出現。7 月 29 日及び 10 月 17 日にはそれぞれ登山者 1 名死亡。
1937(昭和 12)年		噴火 2~7 月に毎月数回噴火。 3 月 18 日 爆発音、空振大きく山麓で戸障子被害、降灰は関東中部に及ぶ。
1938(昭和 13)年		噴火 3~12 月に毎月数~数十回噴火。 5 月 21 日に爆発音の外聴域出現、山麓でガラス破損。6 月 7 日 降灰多量。噴出物総量 2×10 <sup>5</sup> m <sup>3</sup> 。7 月 16 日 登山者遭難若干名、農作物被害。9 月 20 日に山麓でガラス破損。10 月 4 日、12 月 11、28 日に爆発音大きく可聴域大。9 月 26 日 13 時 43 分噴煙高度 8,200m。
1939(昭和 14)年		噴火 全月数回噴火。2 月 2、15 日には爆発音大きく可聴域大。
1940(昭和 15)年		噴火 2、4~6、9~11 月に毎月数回、12 月から噴火回数増加。
1941(昭和 16)年		噴火 毎月十数~数十回噴火。 4 月 1 日 爆発音の可聴域大、山麓でガラス破損多数。7 月 13 日 死者 1 名、負傷者 2 名。
1942(昭和 17)年		噴火 全月数~数十回噴火。5 月には可聴域大、山火事など。
1944(昭和 19)年		噴火 6~12 月に毎月数~数十回噴火。
1945(昭和 20)年		噴火 1~8、10~11 月に数~数十回噴火。
1946(昭和 21)年		噴火 10 月に 1 回噴火。
1947(昭和 22)年		噴火 6、7、8 月に 1 回ずつ噴火。 8 月 14 日 12 時 17 分の噴火では噴石、降灰、山火事、噴煙高度 12,000m、登山者 9 名死亡。
1949(昭和 24)年		噴火 3、4、7~10 月 噴火。 8 月 15 日 負傷者 4 名。特に 9 月活発、9 月 3、21 日は爆発音の外聴域出現。
1950(昭和 25)年		噴火 9 月 23 日 4 時 37 分の噴火で登山者 1 名死亡、6 名負傷、山麓でガラス破損、爆発音の外聴域出現。10、12 月にも 1 回ずつの噴火、噴石、降灰。
1951(昭和 26)年		噴火 2~6 月に 1~数回の噴火。

年	月 日	記 事
1952(昭和 27)年		噴火 6月に3回噴火、降灰。
1953(昭和 28)年		噴火 12月に6回噴火、降灰。
1954(昭和 29)年		噴火 1～7月毎月数十回、8月以後10月を除き毎月数回噴火。6月24日 関東南部に達する降灰。9月6日かなりの範囲に噴石、降灰。
1955(昭和 30)年		噴火 1～6月毎月1～数十回噴火。 6月11日爆発音の外聴域出現。
1958(昭和 33)年		噴火 10～12月活発に噴火。11月10日22時50分 爆発、爆発音の可聴域大、多量の噴石、火砕流、降灰、噴出物総量 $3.6 \times 10^5 \text{m}^3$ 、空振による山麓のガラス・戸障子の被害広範囲、爆発地震の震度2(追分)。
1959(昭和 34)年		噴火 3～8月毎月1～十数回噴火し、ときどき降灰。4月14日は噴石のため山腹に多数の山火事、関東南部まで降灰。
1961(昭和 36)年		噴火 8～11月に毎月数～数十回噴火。 8月18日に23ヶ月ぶりに噴火、かなりの範囲に噴石、降灰、行方不明1名、耕地、牧草に被害、噴出物総量 $7 \times 10^4 \text{m}^3$ 。
1965(昭和 40)年		噴火 5月に弱い噴火、黒煙のみ確認。その後、約4年間地震活動の活発な状態続く。
1973(昭和 48)年		噴火 2月1日に11年3ヶ月ぶり(1965年5月の弱い噴火を除く)に大きな噴火をして5月24日まで活動。2月1日 空振により山麓のガラス戸破損。小規模な火砕流が3回発生。6月に火映。
1981(昭和 56)年	3月7～11日	地震群発。
	8月10～12日	地震群発。
1982(昭和 57)年	4月26日	噴火小規模の火砕流、房総半島まで降灰。農作物被害。
	10月2日	微噴火群馬県長野原町でごく少量の降灰。
1983(昭和 58)年	4月8日	爆発 爆発音、火口上に電光と火柱、山腹(南斜面)で山火事発生、長野県・関東地方北部・福島県の太平洋岸まで降灰。
1990(平成 2)年3月 ～1991(平成 3)年2月	7月20日	地震・微動多発(その中で7月20日に噴火)。 微噴火火口から東～東北東山麓の狭い範囲で微量の降灰。
1991(平成 3)年	1～9月	地震回数やや多い。
1994(平成 6)年	7～12月	地震回数やや多い。
	11月24日	M2.3の地震発生。
1995(平成 7)年	4～7月	地震回数やや多い。噴煙活動やや活発。
1996(平成 8)年	5～12月	地震回数やや多い。噴煙活動やや活発。
1997(平成 9)年	1～5月	地震回数やや多い。噴煙活動やや活発。
1999(平成 11)年	5月3日	地震多発。
	8月上旬～中旬	地震多発。
	11～12月上旬	地震回数やや多い。

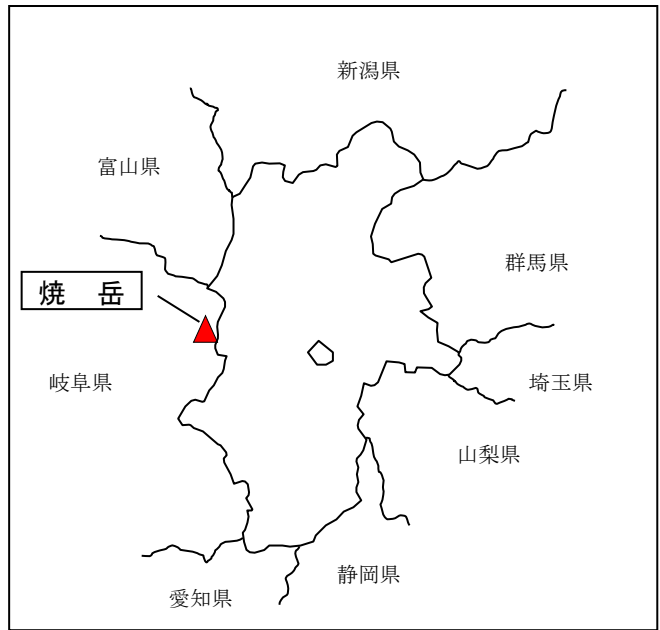
年	月 日	記 事
2000(平成 12)年	4 月 17 日	地震多発。
	9 月 18～23 日	地震多発。
	10 月下旬～12 月	地震回数やや多い。
	11 月下旬～12 月	噴煙活動やや活発。
2001(平成 13)年	1～4 月	地震回数やや多い。噴煙活動やや活発。
2002(平成 14)年	6 月 20～24 日	地震多発。
	6～9 月	地震回数やや多い。噴煙活動活発。
2003(平成 15)年		微噴火 2 月 6 日、3 月 30 日、4 月 7、18 日 微噴火。 2 月 6 日は火口周辺のみ、3 月 30 日は山頂部から山腹にかけて少量の降灰。4 回の噴火のいずれかにより、火口付近(火口縁から約 300m)に最大 4cm の火山礫(れき)が飛散。噴煙活動活発。
2004(平成 16)年	9～12 月	噴火 9 月 1 日に 21 年ぶりに爆発して活動を再開。9 月 1 日の爆発は、大きい爆発音と空振を伴い、噴石を飛散、山頂の北東 6km まで最大 3cm の火山礫が降下、北東方向の群馬県・福島県(最も遠いところは相馬市)の一部で降灰。
	9 月 14～18 日	小噴火がしばしば発生、特に 16 日未明～17 日夕方はほぼ連続的に発生。南東の軽井沢町には多量の降灰があり、群馬県・埼玉県・東京都・神奈川県・千葉県(最も遠いところは勝浦市)の一部でも降灰。この頃火口底に新しい溶岩が出現。
	9 月 23 日	爆発。 中程度の爆発音と空振が発生。爆発地震により軽井沢町追分・御代田町御代田で震度 1。山頂の北北東 4km に最大 3cm の火山礫が降下、北北東方向の群馬県・新潟県・山形県(最も遠いところは東根市)の一部で降灰。
	9 月 29 日	爆発。 弱い爆発音と空振が発生。爆発地震により軽井沢町追分・御代田町御代田で震度 1 を観測。山頂の北 4km に最大 4cm の火山礫が降下、北から北北東方向の群馬県嬬恋村・長野原町・草津町等の一部で降灰。
	11 月 14 日	爆発。 大きい爆発音と中程度の空振を伴い、山頂の東 4km に直径 4～5cm 火山礫(最大は 7.5cm)が降下、長野県、群馬県、栃木県の一部で降灰。
2008(平成 20)年	8 月 10 日	ごく小規模な噴火。噴煙の高さ 400m 南東方向
	8 月 11 日	ごく小規模な噴火。噴煙の高さ 200m 南。
	8 月 14 日	ごく小規模な噴火。噴煙の高さ 400m 南東。
2009(平成 21)年	2 月 2 日	小規模噴火。噴煙の高さ 2,000m 南東方向。火口から約 1 km に弾道を描いて飛散する大きな噴石が飛散。降灰は関東地方南部まで確認。
	2 月 9 日	ごく小規模な噴火。噴煙の高さ 400m 東。軽井沢町の一部の地域で微量の降灰を確認。

年	月 日	記 事
2011(平成 23)年	2月9～12日	9日11時30分頃～12日08時頃小規模噴火。軽井沢町の一部地域で微量の降灰を確認。
	2月12日	16:51 ごく小規模な噴火。噴煙の高さ 300m 南東。
	2月12日	18:07 頃ごく小規模な噴火。噴煙の高さ 400m 南東。
	2月12日	21:02 頃～22:12 ごく小規模な噴火。噴煙の高さ 500m 南東。
	2月16日	13:00 頃～14:00 ごく小規模な噴火。噴煙の高さ 400m 東。
	2月16日	16:35 頃ごく小規模な噴火。東京大学浅間火山観測所で微量の降灰を確認。
	2月17日	ごく小規模な噴火。噴煙の高さ 400m 東。
	3月15日	ごく小規模な噴火。噴煙の高さ 200m 東。
	4月14日	ごく小規模な噴火。噴煙の高さ 400m 北東。
	4月30日	ごく小規模な噴火。噴煙の高さ 500m 北東。
	5月3日	ごく小規模な噴火。噴煙の高さ 400m 北東。
2015(平成 27)年	3～4月	ごく小規模な噴火。600m 直上。 東北地方太平洋沖地震(2011年3月11日)以降、3月12日から山頂火口の南及び南東で地震活動が活発化。4月19日 M1.6(震度1:軽井沢町追分)。
	6月16日	ごく小規模な噴火。浅間山の北から北東にかけて微量(1 m <sup>3</sup> あたり 0～2g)の降灰。噴煙は視界不良のため不明
	6月19日	ごく小規模な噴火。長野県設置の黒斑山カメラ画像に火山灰が付着。
2015(平成 27)年 ～2018年(平成 30)年 2019(令和元)年	8月7日	地震回数多い。噴煙活動活発。二酸化硫黄放出量多い。微弱な火映。 山頂火口で小噴火。噴火は20分間継続。噴煙の高さは、火口縁上1800m以上上がり、北へ流れた。弾道を描いて飛散する大きな噴石が火口から200m程度まで飛散。群馬県嬲恋村及び長野原町でわずかな降灰。
2020(令和 2)年	8月25日	山頂火口で小噴火。噴煙の高さは、火口縁上概ね600mまで上がり、東へ流れた。浅間山の東側約4km付近の長野県軽井沢町でごくわずかな降灰。
	6月20日頃～ 6月25～26日	浅間山西側での膨張を示すと考えられる傾斜変動。 地震多発、地震回数はその後も増減を繰り返す。二酸化硫黄放出量は概ね多い状態。

<日本活火山総覧(第4版)(気象庁編, 2013)およびその後の火山観測成果による。>

## 2 焼岳（岐阜県・長野県）

- 標高 2,455m
- 北緯 36 度 13 分 37 秒  
東経 137 度 35 分 13 秒 （硫黄岳）  
（世界測地系）



### ○概要

北から割谷山(わるだにやま)、焼岳、白谷山(しらたにやま)、アカンダナ山と並ぶ焼岳火山群(原山, 1990)のうち、焼岳のみが現在も活動中。焼岳は安山岩・デイサイトの成層火山、山頂部は溶岩ドームで、山腹には火砕流堆積物を伴う。山頂火口(直径約 300m)のほか、山腹からも噴火している。最新のマグマ噴火は、2.3ka に起きた焼岳円頂丘溶岩とそれに伴う中尾火砕流堆積物の活動である。東麓ではこの火砕流堆積物の上位の黒色土壌中にテフラが認められる(及川, 2002; 及川・他, 2002)。安山岩・デイサイトの SiO<sub>2</sub> 量は 61.0~65.0 wt.% である。

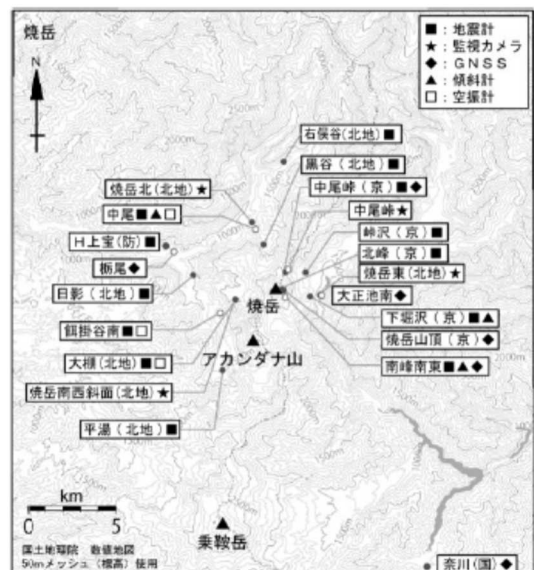
有史以降の噴火はほとんど水蒸気爆発で、泥流を生じやすい。平常でも噴気活動が盛んである。

### ○最近 1 万年間の火山活動

焼岳の形成は 15000 万年前頃から始まり、活動の初期には黒谷付近に溶岩や火砕流を噴出した。最近 1 万年間にも溶岩や火砕物の噴出が続き、約 2300 年前には最新のマグマ噴火が起こり、この活動で焼岳円頂丘溶岩と中尾火砕流が同時に噴出した。この噴火の後にも、4 回/千年の割合で水蒸気噴火が発生している。

### ○火山観測

焼岳観測点配置図



小さな白丸 (○) は気象庁、小さな黒丸 (●) は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。  
(国)：国土院、(防)：防災科学技術院、(北地)：北陸地方整備局、(京)：京都大学

焼岳 観測点一覧表

平成 30 年 (2018 年) 4 月 11 日更新

測器種類	地点名	位置			設置高(m)	観測開始日	備考
		緯度	経度	標高(m)			
地震計	中尾	36° 15.47′	137° 34.45′	1151	-74	2010. 8. 2	
	南峰南東	36° 13.24′	137° 35.63′	2024	-2	2016. 12. 1	広帯域地震計
	餌掛谷南	36° 12.90′	137° 33.16′	1314	-1	2017. 3. 24	
傾斜計	中尾	36° 15.47′	137° 34.45′	1151	-74	2011. 4. 1	
	南峰南東	36° 13.24′	137° 35.63′	2024	-15	2016. 12. 1	
空振計	中尾	36° 15.47′	137° 34.45′	1151	2	2010. 8. 2	
	餌掛谷南	36° 12.90′	137° 33.16′	1314	4	2017. 3. 24	
GNSS	大正池南	36° 13.41′	137° 36.92′	1510	4	2010. 10. 1	
	栃尾	36° 14.78′	137° 31.35′	807	2	2010. 10. 1	
	南峰南東	36° 13.24′	137° 35.63′	2024	5	2017. 3. 24	
監視カメラ	中尾峠	36° 14.11′	137° 35.55′	2132	3	2016. 12. 1	可視及び熱映像

(世界測地系による)

○記録に残る火山活動

年	月 日	記 事
1887(明治 20)年頃～		中尾峠北側小丘に硫気孔を生じ、次第に山頂方面におよび樹木枯死。
1907(明治 40)年		数回噴火 降灰、旧火口底に新火口生成。
1908(明治 41)年	3、7、11 月	噴火 降灰。
1909(明治 42)年		噴火
	1 月	鳴動、降灰。
	3 月	4 回噴火、噴煙多量、降灰。旧噴火口の西端近くに新火口生成。
	4 月 2 日	噴火、鳴動、降灰。
	5 月	鳴動、降灰。
	6 月	鳴動、降灰、新火口生成。
1910(明治 43)年	11 月	2 回噴火 鳴動、降灰。
1911(明治 44)年		噴火
	5 月	爆発、鳴動、降灰。
	6 月	爆発、鳴動、降灰。
	7 月	爆発、火口生成、鳴動、降灰。
	8 月	降灰、鳴動。
1912(明治 45)年	2～ 7、9 月	噴火 降灰。
1913(大正 2)年	8 月 6 日	噴火 鳴動、降灰。
1915(大正 4)年		噴火
	2 月	噴火、降灰。



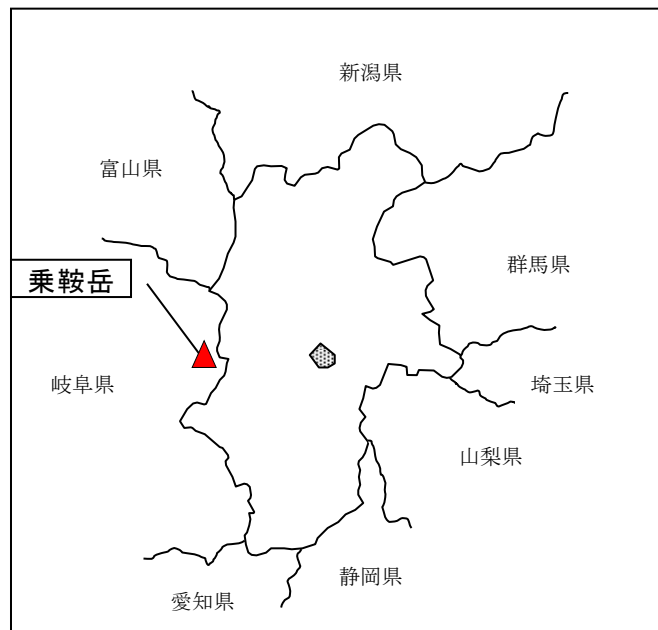
年	月 日	記 事
	6月6日	噴火、噴火直前に地震群発。山頂東側の標高約 1900m の台地から山頂東側壁に達する長さ 1 km の大亀裂を生じ、この底部に数十個の火口生成。爆風による倒木、泥石流による梓川のせき止め、決壊、洪水発生。大正池生成。
	7月	小爆発。
1916(大正 5)年	4月11日	噴火 降灰。
1919(大正 8)年	11月1日	噴火 黒谷火口生成。
1922(大正 11)年	3月19日	噴火 降灰。
1923(大正 12)年	6～8月	噴火 鳴動、降灰多量、養蚕に被害。
1924(大正 13)年	11月17日	噴火 降灰。
1925(大正 14)年	1～6、10～12月	噴火活発 噴石、火柱。鳴動、降灰広範囲。
1926(大正 15)年	1月27日	小噴火 降灰。
1927(昭和 2)年	1、4月	噴火 降灰。
1929(昭和 4)年	4月19日	噴火 鳴動、降灰。
1930(昭和 5)年	3月13日	噴火
1931(昭和 6)年	3、6月	噴火 降灰。
1932(昭和 7)年	2月6日	噴火 降灰。
1935(昭和 10)年	9月11～12日	噴火 爆発音、有感地震。
1939(昭和 14)年	6月4日	噴火 降灰。
1953(昭和 28)年	7月下旬	地震群発。
1958(昭和 33)年	6～9月	地震群発。
1962(昭和 37)年	6月17日	噴火 中尾峠側の山腹に長さ 500m の割れ目(新火口)生成、多量の噴石、降灰、火口付近の山小屋で負傷者 4 名。19日 泥石流。7～12月 ときどき小爆発や泥石流。
1963(昭和 38)年	1～3月	ときどき小爆発 降灰、地震群発。
1968(昭和 43)年	11月	地震群発。
1969(昭和 44)年	8～9月	地震群発。
1990(平成 2)年	4月1日～5月上旬	東方約 10 km で地震群発、最大 M4.6。
1995(平成 7)年	2月11日	焼岳山頂の南東約 3km の安房トンネル建設に伴う国道 158 号線付け替え工事作業現場において水蒸気爆発が発生し、火山ガスを含む水蒸気と 6000 立方メートルを超す土砂が噴出し、作業員 4 名が犠牲となった。また、その衝撃によって土砂崩れも引き起こされた。
1998(平成 10)年		8月7日から上高地付近(東北東約 5～10km)を震源とする群発地震活動が始まった。その後、徐々に地震回数は減っていった。

年	月 日	記 事
2011(平成 23)年	3～12 月	東北地方太平洋沖地震(2011 年 3 月 11 日)以降、山頂直下～北西麓の浅いところでの地震活動が活発化。有感地震多発。3 月 11 日 14 時 57 分 M4.7(震度 4)、21 日 13 時 15 分 M4.8(震度 3)
2017(平成 29)年	8 月 9～10 日	空振を伴う低周波地震が発生、黒谷火口において白色の噴気が 100m 程度まで上がるのを観測。黒谷火口内で弱い噴気と土砂が噴出した跡を確認。
2018(平成 30)年	11 月 22 日	11 月 22 日頃から山頂の北西 1～2km 付近のやや深いところを震源とする地震が増加。12 月 4 日には山頂の東 2km 付近でもやや深いところを震源とする地震が一時的に増加。
2019(令和元)年	7～10 月	空振を伴う火山性地震がたびたび発生。地震発生時、噴気の状態に大きな変化は認められず。

<日本活火山総覧（第 4 版）（気象庁編，2013）およびその後の火山観測成果による。>

### 3 乗鞍岳（岐阜県・長野県）

- 標高 3,026m
- 北緯 36 度 06 分 23 秒  
東経 137 度 33 分 13 秒（剣ヶ峰）  
（世界測地系）



#### ○概要

乗鞍岳は、ほぼ南北に連なる基盤岩の高まりに沿って複数の火山体が並ぶ複合成層火山体であり、千町火山体（古期乗鞍火山）、及び烏帽子火山体、高天ヶ原火山体、四ッ岳火山体、恵比須火山体、権現池火山体（以上、新期乗鞍火山）に区分できる。安山岩・デイサイトの溶岩ドーム、溶岩流を主体とし、山麓には緩傾斜地が広がっている。山頂部には火口湖、せき止め湖など多くの池がある。山頂部に噴気地帯は存在しない。安山岩・デイサイトの SiO<sub>2</sub> 量は 53.7～69.6wt.%である。

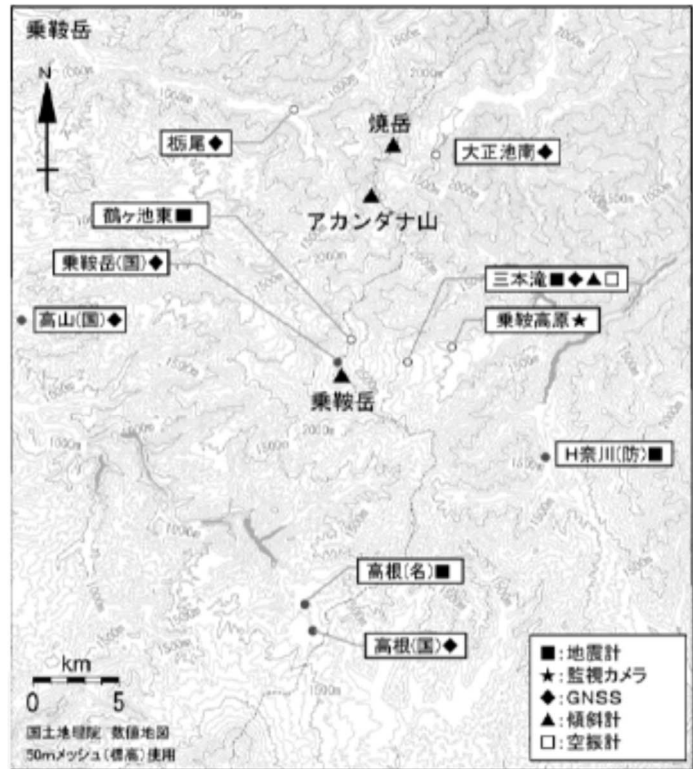
#### ○最近 1 万年間の火山活動

乗鞍岳で過去 1 万年間に活動した火口は剣ヶ峰・権現池付近で、過去 1 万年間に少なくとも計 14 回の噴火があったことが明らかになっている。約 9600 年前と約 9200 年前に剣ヶ峰で噴火が起こり、約 9600 年前の噴火では火山砂の噴出、約 9200 年前の噴火では火山灰、スコリアの噴出や火砕流の発生があったと考えられる。なお、約 9200 年前の噴火では剣ヶ峰の西方に岩井谷溶岩が流下したとも考えられている。これらの活動以降は水蒸気噴火がたびたび発生しており、約 7300 年前より新しい時期に火山灰を堆積させる噴火が少なくとも 9 回あったことが明らかになっている。（なお、噴出物の分析から、9 回のうち 1 回はマグマが関与した噴火であった可能性がある。）

堆積物から、最近 1 万年間の平均噴火間隔は約 700～800 年程度であり、最新の噴火は約 500 年前である。

○火山観測

乗鞍岳観測点配置図



小さな白丸(○)は気象庁、小さな黒丸(●)は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。  
 (国)：国土地理院、(防)：防災科学技術研究所、(名)：名古屋大学

出展：気象庁ホームページ([https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/311\\_Norikuradake/311\\_Obs\\_points.html](https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/311_Norikuradake/311_Obs_points.html))

「乗鞍岳観測点配置図」(気象庁ホームページより)

乗鞍岳 観測点一覧表

平成 30 年 (2018 年) 4 月 11 日

測器種類	地点名	位置			設置高(m)	観測開始日	備考
		緯度	経度	標高(m)			
地震計	三本滝	36°06.85′	137°35.81′	1804	-101	2010.12.10	
	鶴ヶ池東	36°07.49′	137°33.58′	2726	-2	2016.12.1	広帯域地震計
傾斜計	三本滝	36°06.85′	137°35.81′	1804	-101	2011.4.1	
空振計	三本滝	36°06.85′	137°35.81′	1804	3	2010.12.10	
GNSS	三本滝	36°06.85′	137°35.81′	1804	4	2010.10.1	
	大正池南	36°13.41′	137°36.92′	1510	4	2010.10.1	
	栃尾	36°14.78′	137°31.35′	807	2	2010.10.1	
監視カメラ	乗鞍高原	36°07.34′	137°37.49′	1465	5	2010.4.1	

(世界測地系による)

○記録に残る火山活動

年	月 日	記 事
約500年前		水蒸気噴火。火口は剣ヶ峰付近。（史料はなく、地質調査による。）
1990(平成2)年	1月24日	地震群発。南南西約10 km で地震群発 M4.2
	4月1日	M4.6
1991(平成3)年		前年以来の地震続く
	1月23日	M4.3 1992年末にかけて減少しつつ続いた。
1995(平成7)年	8月	南西約2kmで地震群発。
2011(平成23)年		東北地方太平洋沖地震(2011年3月11日)以降、北麓2～8km付近で地震活動が活発化。3月13日20時23分 M3.1(震度2)

< 日本活火山総覧（第4版）（気象庁編，2013） >

#### 4 御嶽山（岐阜県・長野県）

- 標高 3,067m
- 北緯 35 度 53 分 34 秒  
東経 137 度 28 分 49 秒 （剣ヶ峰）  
（世界測地系）



#### ○概要

御嶽山は、乗鞍火山列の南端に位置する成層火山で、古期・新期の火山体が侵食期をばさんで重なり、新期御嶽の初期にはカルデラが生じたが、引き続き活動によってカルデラや放射谷が埋積されて、ほぼ円錐状の現在の地形がつけられた。最新期の活動では、山頂部に南北方向に並ぶ数個の安山岩の小成層火山を生じた。火口のいくつかは現在火口湖となっている。岩石は玄武岩・安山岩・デイサイトまた王滝山頂の西側及び地獄谷内に噴気地域がある。別名、木曾御嶽山、以前は「御岳山」とも書かれていた。

新期御嶽山は継母岳(ままははだけ)火山群と摩利支天(まりしてん)火山群からなる。約 9～11 万年前、広域テフラとして有効な Pm-I 降下軽石層で始まった大量の流紋岩質の軽石噴火とそれに伴うカルデラ形成によって活動を開始した。約 8～9 万年前には流紋岩-デイサイト質の継母岳火山群の活動があり、カルデラを埋めて溶岩ドームや火砕流が山体を構成した。

引き続き約 8 万年前からは安山岩質の摩利支天火山群が活動した。8 つの火山からなり、カルデラ内で火口を移動しながら活動し、カルデラはほぼ埋め立てられて現在の御嶽火山の南北に並ぶ山頂群が形成された。木曾川泥流堆積物はこの火山群の活動中の約 5 万年前に発生した大規模な岩屑なだれ-土石流堆積物であり、その流下距離は木曾川沿いに約 150km に達している。最近 2 万年間は、水蒸気爆発を中心にした活動期である。1979 年の噴火以降、白色の噴煙が続き、2007 年 3 月及び 2014 年 9 月には小規模な水蒸気噴火が発生。2014 年の噴火では死者・行方不明者合わせて 63 名となった。

また、南東山麓では 1978 年からしばしば地震の多発が見られ、1984 年 9 月 14 日にはマグニチュード 6.8 の地震（昭和 59 年（1984 年）長野県西部地震）により、御嶽山とその周辺の 4 個所で大きな地すべり・斜面崩壊が発生し、合わせて 29 名の人命が失われた。特に大きな土砂災害は伝上川上流で発生した斜面崩壊で、土砂量は 3400 万 m<sup>3</sup> に達した。崩壊した土砂は伝上川・濁川・王滝川を 12km 渡って流下し、数十 m の厚さに堆積した。崩れた土砂はほとんど全て直下の伝上川に流れ込んだ。構成岩石の SiO<sub>2</sub> 量は 50.3～72.6 wt.% である。

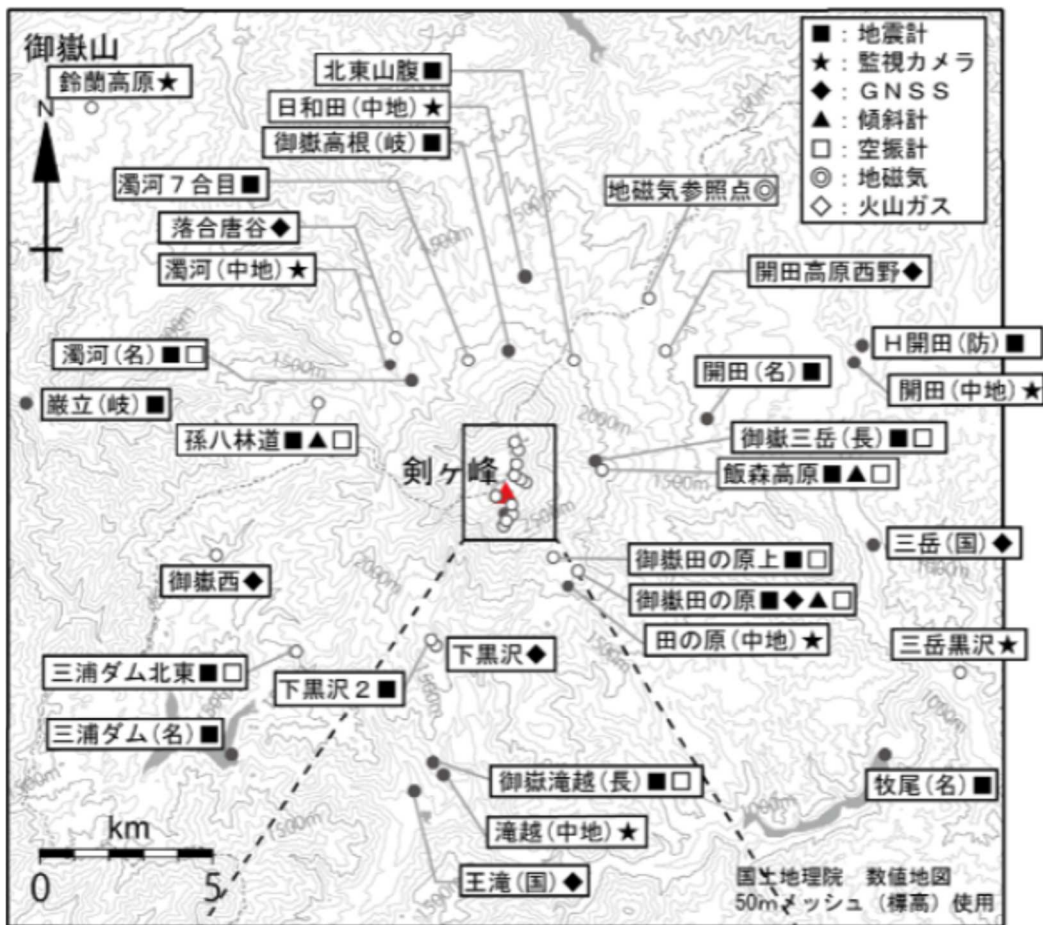
別名、木曾御嶽山、以前は「御岳山」とも書かれた。

○最近 1 万年間の火山活動

最近 2 万年間は、水蒸気噴火などの新鮮なマグマを放出しない活動のみだと考えられていたが、最近の研究では、過去 1 万年間に複数回のマグマ噴火が発生していることが明らかにされている。それらによると、最近 1 万年間にマグマ噴火は 4 回発生している。また、水蒸気噴火は数百年に 1 回の割合で、堆積物として残る規模のものが発生している。1979 年噴火以前の歴史記録に残る噴火は発見されて無いが、山頂南西の地獄谷における噴気活動は、最近数百年間は継続している。

○火山観測

御嶽山観測点配置図



小さな白丸 (○) は気象庁、小さな黒丸 (●) は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。  
 (国) : 国土地理院、(中地) : 中部地方整備局、(防) : 防災科学技術研究所、(名) : 名古屋大学、  
 (長) : 長野県、(岐) : 岐阜県

出展: 気象庁ホームページ ([https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/312\\_Ontakesan/312\\_Obs\\_points.html](https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/312_Ontakesan/312_Obs_points.html))

「御嶽山観測点配置図」(気象庁ホームページより)



## 御嶽山 観測点一覧表

平成30年(2018年)4月11日

測器種類	地点名	位置			設置高(m)	観測開始日	備考
		緯度	経度	標高(m)			
地震計	田の原上	35°52.61′	137°29.73′	2228	0	1988.7.15	
	田の原	35°52.39′	137°30.21′	2196	-98	2010.9.2	
	飯森高原	35°54.01′	137°30.66′	2130	-77	2016.12.1	
	孫八林道	35°54.94′	137°25.16′	1797	-79	2016.12.1	
	二ノ池東	35°53.80′	137°29.07′	2920	-1	2016.12.1	広帯域地震計
	下黒沢2	35°51.25′	137°27.31′	1663	-2	2016.12.1	広帯域地震計
	北東山腹	35°55.49′	137°29.99′	2130	-2	2016.12.1	広帯域地震計
	濁河7合目	35°55.69′	137°28.11′	2065	-2	2016.12.1	広帯域地震計
傾斜計	三浦ダム北東	35°51.08′	137°24.71′	1518	-1	2016.12.1	
	田の原	35°52.39′	137°30.21′	2196	-98	2011.4.1	
	飯森高原	35°54.01′	137°30.66′	2130	-77	2016.12.1	
	孫八林道	35°54.94′	137°25.16′	1797	-79	2016.12.1	
空振計	二ノ池北	35°53.89′	137°28.88′	2915	-15	2016.12.1	
	田の原上	35°52.61′	137°29.73′	2228	4	2000.11.2	
	田の原	35°52.39′	137°30.21′	2196	3	2010.9.2	
	飯森高原	35°54.01′	137°30.66′	2130	5	2016.12.1	
	孫八林道	35°54.94′	137°25.16′	1797		2016.12.1	
GNSS	三浦ダム北東	35°51.08′	137°24.71′	1518	4	2016.12.1	
	田の原	35°52.39′	137°30.21′	2196	6	2001.10.22	
	開田高原西野	35°55.86′	137°31.90′	1548	4	2001.10.23	
	落合唐谷	35°56.06′	137°26.69′	1690	4	2001.10.23	
	御嶽西	35°52.66′	137°23.31′	1434	8	2016.12.1	
	下黒沢	35°51.16′	137°27.38′	1648	5	2016.12.1	
監視カメラ	サイノ河原	35°54.26′	137°28.94′	2875	5	2016.12.1	
	三岳黒沢	35°50.78′	137°37.57′	830	10	2001.10.25	
	鈴蘭高原	35°59.70′	137°20.90′	1342	5	2014.11.19	臨時観測点
地磁気	奥の院	35°53.19′	137°28.80′	2927	2	2016.12.1	可視及び熱映像
	サイノ河原北	35°54.25′	137°28.92′	2869	2	2016.12.1	
	サイノ河原南	35°54.02′	137°28.97′	2861	2	2016.12.1	
	二ノ池東2	35°53.86′	137°29.01′	2919	2	2016.12.1	
	一ノ池南	35°53.58′	137°28.71′	3009	2	2016.12.1	
	八丁ダルミ2	35°53.47′	137°28.90′	2964	2	2016.12.1	
	奥の院下	35°53.10′	137°28.76′	2894	2	2016.12.1	
御嶽明神牧場	35°56.74′	137°31.59′	1647	2	2016.12.1	参照点	
火山ガス	八丁ダルミ	35°53.39′	137°28.95′	2921	2	2016.12.1	

(世界測地系による)

○記録に残る火山活動

年	月 日	記 事
1979(昭和 54)年	10 月 28 日	噴火 早朝、剣ヶ峰の南西側斜面で水蒸気爆発が発生、火口列（79-1～10 火口）を形成。噴火は 14 時頃最盛期を迎え、同夜にほぼおさまる。剣ヶ峰付近（火口から約 400m）に噴石が飛散、8 合目に小石、前橋付近まで降灰、噴出物総量は約 20 数万トン。山麓で降灰による農作物被害。
1988(昭和 63)年	10 月 4～10 日	火山性地震（低周波地震）増加
1991(平成 3)年	4 月 20 日	山体直下で火山性地震増加（以降、7 月まで増加を繰り返す）
	4 月 27 日	火山性微動発生（以降、7 月まで断続）
	5 月 12 日	一連の活動中で最大の火山性微動発生（最大振幅は上下動半振幅で 2.6 $\mu$ m、継続時間約 3 分間）
	5 月中旬	ごく小規模な噴火 5 月 20 日の現地調査で、79-7 火口から噴出した火山灰を確認（それ以前は噴気が停止していた）。 5 月 30 日の名古屋大学調査で、火山灰は 79-7 火口東側 200m 程度の範囲に分布し、厚さは最大で 1cm 程度、噴出物総量数 10 t 程度。
1992(平成 4)年	11 月 12 日	火山性地震増加（52 回）
1995(平成 7)年	8 月	火山性微動 規模の小さな火山性微動が 24 日 3 回、25 日 2 回、28 日 1 回、29 日 1 回の合計 7 回発生。最大は 25 日 00 時 14 分に発生した微動で、最大振幅は上下動半振幅 0.9 $\mu$ m、継続時間約 2 分間。
2006(平成 18)年	12 月中旬	わずかな山体膨張が始まる
	12 月下旬	山頂部直下で火山性地震増加、火山性微動発生（以降、2007 年 3 月まで消長を繰り返しながら継続）
2007(平成 19)年	1 月 16～17 日	火山性地震増加（16 日 90 回、17 日 164 回）
	1 月 25 日	一連の活動中で最大の火山性微動発生（15～20 秒の超長周期成分を含む）
	3 月 16 日	噴気量増加（三岳黒沢の遠望カメラで山頂部に少量の噴気を確認、以降、ごく少量の噴気が時々認められる）
	3 月後半？	ごく小規模な噴火 5 月 29 日の現地調査で、79-7 火口北東側約 200m の範囲に 79-7 火口から噴出した火山灰を確認（噴火発生日は不明）

年	月 日	記 事
2014年(平成26)年	9月27日	<p>9月27日11:52頃噴火。噴火は剣ヶ峰山頂南西側の北西－南東方向に伸びる火口列から発生。噴煙高度は火口縁上約7,000mと推定。大きな噴石が火口列から1km程度の範囲に飛散。火砕流が火口列から南西方向に約2.5km、北西方向に約1.5kmまで流下。</p> <p>これに先立ち、9月10日から11日にかけて剣ヶ峰山頂付近の火山性地震の増加（10日52回、11日85回）。その後、9月14日から24日にかけて低周波地震が発生。噴火直前から連続した火山性微動が発生し、傾斜計では山上がりの変化。</p> <p>気象庁による聞き取り調査では、岐阜県下呂市付近から山梨県笛吹市付近にかけて降灰を確認。噴出した火山灰に新鮮なマグマ由来の物質は認められず、この噴火は水蒸気噴火であったと考えられる。気象庁機動調査班（JMA-MOT）によると、10月2日、3日、5日、14日にも山麓でわずかな降灰を確認。噴火直後に実施した火山ガス観測では、二酸化硫黄の放出量は、1日あたりおおよそ500トンから1500トンで推移。</p> <p>死者・行方不明者合わせて63名。</p>

<日本活火山総覧（第4版）（気象庁編，2013）およびその後の火山観測成果による。>

## 5 草津白根山（群馬県）

（白根山）

○標高 2,160m

○北緯 36 度 38 分 38 秒

東経 138 度 31 分 40 秒

（本白根山）

○標高 2,165m

○北緯 36 度 37 分 06 秒

東経 138 度 31 分 40 秒

### ○概要

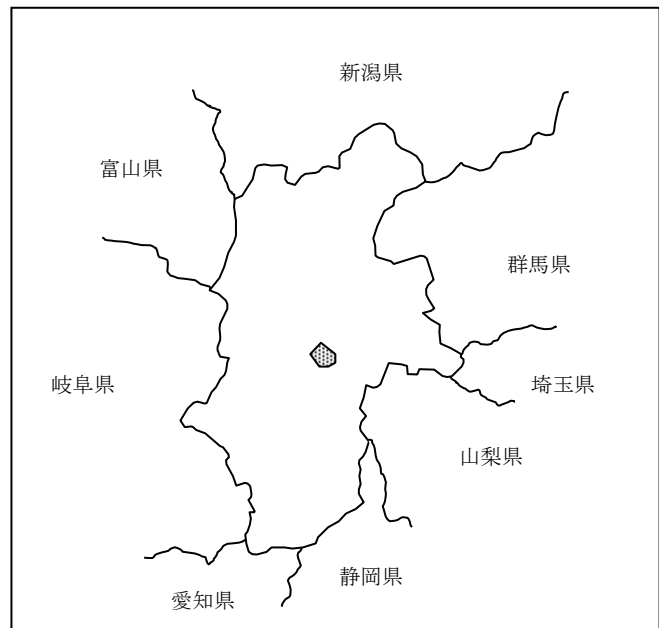
南東側に低くなる第三紀火山岩からなる基盤山地上に、非対称に成長した成層火山。西端部の最高所付近に白根山・逢ノ峰・本白根山等の火砕丘群が南北に並び、それらから

東・南方に、数kmの範囲は安山岩溶岩流の斜面、さらに下方数kmの範囲はデイサイトの火砕流台地である。安山岩・デイサイトの SiO<sub>2</sub> 量は 53.7～64.2 wt.% である。白根山火砕丘頂部には北東から南西に並ぶ水釜、湯釜、涸釜(かれがま)の 3 火口湖がある。

有史以降の噴火は弓池付近（1902 年噴火）までを含む白根山山頂周辺で発生することがほとんどであったが、2018 年には有史以降初めて本白根山で噴火が発生した。近年の噴火活動はすべて水蒸気爆発である。泥流を生じやすい。草津温泉をはじめ、硫気孔・温泉に富み、硫化水素を発生する噴気活動がある。

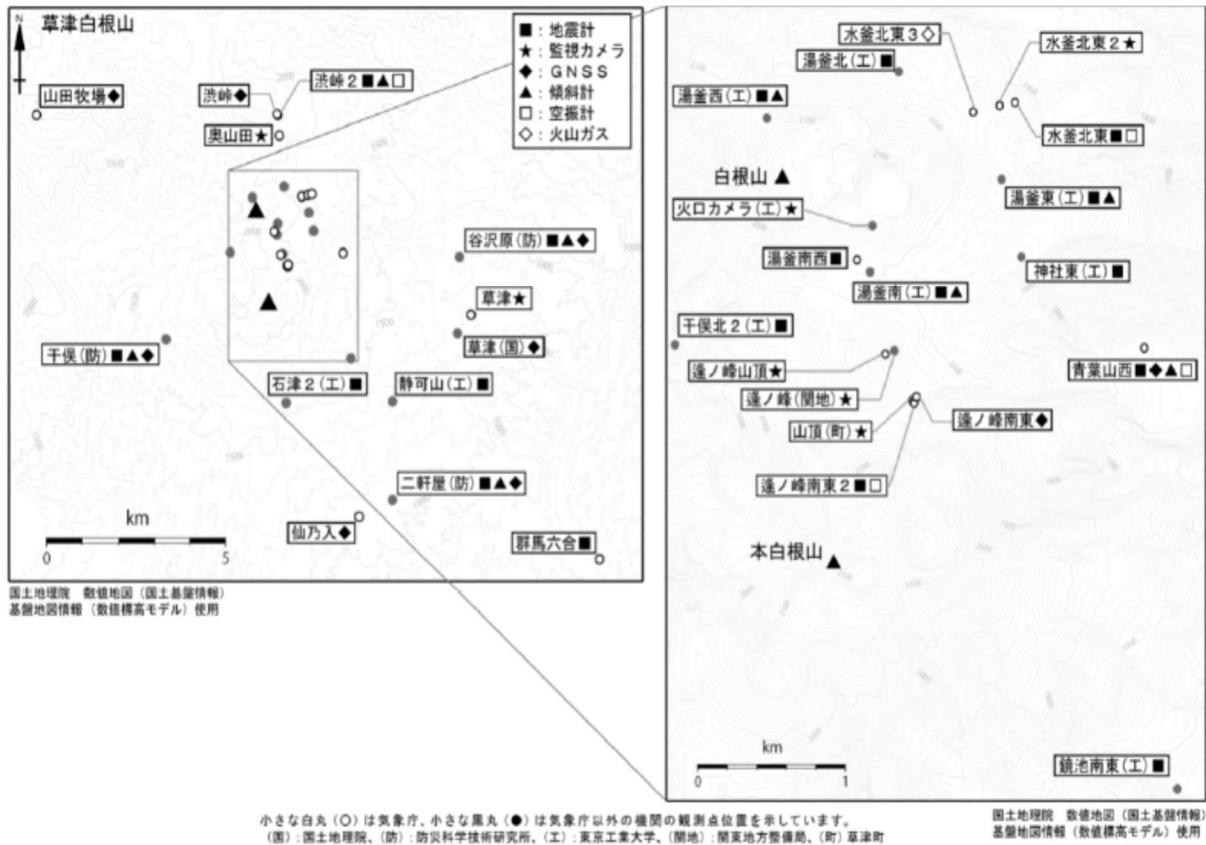
### ○最近 1 万年間の火山活動

香草(かくさ)溶岩の噴出は 8500 年前、殺生(せっしょう)溶岩の噴火は約 3000 年前に起こった。最近 3000 年以降は、小規模な噴火を繰り返している。



○火山観測

草津白根山観測点配置図



出展: 気象庁ホームページ ([https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/305\\_Kusatsu-Shiranesan/305\\_Obs\\_points.html](https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/305_Kusatsu-Shiranesan/305_Obs_points.html))  
 「草津白根山観測点配置図」(気象庁ホームページより)

草津白根山 観測点一覧表

令和3年(2021年)12月8日更新

測器種類	地点名	位置			設置高(m)	観測開始日	備考
		緯度	経度	標高(m)			
地震計	水釜北東	36° 38.88′	138° 32.73′	1933	0	1978. 1. 1	
	群馬六合	36° 33.91′	138° 38.19′	645	-	1996. 9.25	
	青葉山西	36° 38.08′	138° 33.32′	1776	-95	2010.11.12	
	湯釜南西	36° 38.37′	138° 32.01′	2020	-2	2016.12.1	広帯域地震計
	逢ノ峰南東2	36° 37.90′	138° 32.27′	2017	-2	2019.11. 9	広帯域地震計
	渋峠2	36° 39.95′	138° 32.08′	2157	-93	2020.12.1	
傾斜計	青葉山西	36° 38.08′	138° 33.32′	1776	-95	2011.4.1	
	渋峠2	36° 39.95′	138° 32.08′	2157	-93	2020.12.1	
空振計	水釜北東	36° 38.88′	138° 32.73′	1933	2	2001. 9.18	
	青葉山西	36° 38.08′	138° 33.32′	1776	7	2010.11.12	
	逢ノ峰南東2	36° 37.90′	138° 32.27′	2017	2	2019.11. 9	臨時観測点
	渋峠2	36° 39.95′	138° 32.08′	2157	0	2020.12.1	
GNSS	仙乃入	36° 34.49′	138° 33.62′	1070	4	2001.10.11	
	逢ノ峰南東	36° 37.92′	138° 32.28′	2027	5	2001.10.11	
	青葉山西	36° 38.08′	138° 33.32′	1774	11	2010.11.12	
	渋峠	36° 39.96′	138° 32.07′	2154	6	2012.11.12	
	山田牧場	36° 39.95′	138° 27.53′	1474	3	2020.12.24	
監視カメラ	逢ノ峰山頂	36° 38.06′	138° 32.14′	2099		1986. 4. 1	
	奥山田	36° 39.67′	138° 32.11′	2168	10	2010. 4. 1	
	水釜北東2	36° 38.87′	138° 32.66′	1940	3	2016.12. 1	熱映像
	草津	36° 37.23′	138° 35.75′	1180	25	2019.11. 1	
火山ガス	水釜北東	36° 38.85′	138° 32.54′	1962	0	-	

(世界測地系による)

○記録に残る火山活動

年	月 日	記 事
1783(天明 3)年 1805(文化 2)年 1882(明治 15)年	8月6日	草津温泉温度急上昇、浴客死亡。 噴火? 長野県方面に降灰、樹木枯死。 噴火 噴出口は湯釜、涸釜付近、泥土噴出し、弓池埋没、樹木枯死、1か月前から山頂で鳴動、噴火当日の14時00分頃山麓で遠雷のような音響が聞こえ、その夜噴火。
1897(明治 30)年	7~8月 7月8日 7月31日	噴火 1月頃からときどき鳴動。 0時00分 従来の湯釜火口の北東200m地点(湯釜火口内)で噴火、泥土・岩塊噴出。同日5時00分 その南西200m地点で再び爆発、熱泥・湯噴出。付近の硫黄採掘所全壊、降灰草津に及ぶ。大池の南で地震、鳴動を伴う爆発、泥土・岩塊を噴出、150kgの巨石を900m飛ばす。8月2日 鳴動とともに爆発、噴石。8月3日にも爆発、負傷者1名。以後中旬まで鳴動、ときに熱泥土噴出。
1900(明治 33)年 1902(明治 35)年	10月1日 7~9月 7月15日 8月20日 9月4~6日 9月17日 9月24日	小噴火 噴火 噴火地点は弓池付近。 噴火し、水蒸気・砂石を噴出、浴場・事務所の建物全壊。 小爆発。 しきりに爆発、灰・水蒸気噴出。 鳴動、降灰多量。 鳴動、噴石盛ん。万座温泉で降灰30cm。
1905(明治 38)年 1925(大正 14)年 1927(昭和 2)年 1928(昭和 3)年 1932(昭和 7)年	10月 1月26日 12月31日 1月29~31日 10月1日	噴火 硫黄流出。 小噴火 降灰。 小噴火 岩塊・泥土噴出。 噴火 硫黄流出、吾妻川・利根川で魚死ぬ。 噴火 火口付近で死者2名、負傷者7名、山上施設破損甚大。泥流、殺生河原降灰、噴出物総量 $1.6 \times 10^4 \text{m}^3$ 、爆発エネルギー $1.6 \times 10^{18} \text{erg}$ 、11月頃まで活動
1937(昭和 12)年	11~12月 11月27日 12月1、28、30、31日	噴火 爆発、鳴動。 爆発、降灰。
1938(昭和 13)年 1939(昭和 14)年 1940(昭和 15)年 1941(昭和 16)年 1942(昭和 17)年 1958(昭和 33)年または 1959(昭和 34)年 1963(昭和 38)年	2~5月 4、9月 1月 2月2日	ときどき噴煙活動。 噴火 降灰。 噴煙活動(黒煙)。 噴煙活動(黒煙) 噴火 割目を生じ、噴煙、降灰、鳴動、火口付近の施設破損。小噴火(湯釜内) 火口付近一帯に降灰。 噴気活動位置の移動(湯釜外側南東斜面から水釜外側斜面に移動)。

年	月 日	記 事
1971(昭和 46)年	12 月 27 日	温泉造成のボーリング孔のガス(H <sub>2</sub> S)もれによる中毒死、死者 6 名。
1976(昭和 51)年	3 月 2 日	噴火 水釜で小規模な水蒸気爆発。噴気活動は同年 4 月頃から次第に衰える。
	8 月 3 日	本白根山白根沢(弁天沢)で滞留火山ガスにより登山者 3 名死亡。
1977(昭和 52)年	1 月 4 日	局地的な有感地震、最大有感距離約 15km、逢の峰・芳ヶ平ヒュッテ震度 4。
1982(昭和 57)年	10 月 26 日	噴火 湯釜・涸釜の数か所で小規模な水蒸気爆発。
1982(昭和 57)年	12 月 29 日	噴火 湯釜で小規模な水蒸気爆発。
1983(昭和 58)年	7 月 26 日	噴火 湯釜で小規模な水蒸気爆発。
1983(昭和 58)年	11 月 13 日	噴火 11 時 40 分と 12 時 08 分の 2 回湯釜で水蒸気爆発。人頭大の噴石を 600~700m の範囲に放出、降灰は東南東方向、渋川まで達する。涸釜北側火口壁下部に亀裂(幅 30 cm、長さ 45m)を生ず。
1983(昭和 58)年	12 月 21 日	噴火 湯釜と涸釜で小規模な水蒸気爆発。
1986(昭和 61)年	6 月	地震多発
1987(昭和 62)年	8 月中旬	地震多発。
1989(昭和 64)年	1 月 6 日	微動、6、7 日湯釜湖面一部暗色変色。
	10~11 月	地震多発。
1990(平成 2)年 2 月~		地震多発、微動多発、湯釜湖面度々変色。
1991(平成 3)年 9 月		
1996(平成 8)年	2 月 7 日	湯釜火口で厚さ 20~30cm の氷を湖岸に打ち上げる小規模な火山活動があった。活動中心は湯釜内北西部。
1997(平成 9)年	5 月 2 日	湯釜西部湖岸近くで火山ガスの突出と湖面の盛り上がり観測された。
2004(平成 14)年	5 月 17 日	湯釜で湖水の吹き上げが目撃され、その後変色水が確認された。
	5 月 19~22 日	湯釜火口の北西約 7km 付近を中心に一時的に地震増。
2008(平成 20)年	5 月	北側噴気地帯の東側斜面で新たな噴気確認。
	7 月	湯釜火口内北東部に極めて小規模な噴気孔を新たに確認。
	10 月	水釜火口の北側斜面で新たな噴気確認。
2011(平成 23)年	3 月	東北地方太平洋沖地震 (2011 年 3 月 11 日)以降、湯釜の北約 3km で地震活動が活発化。
	5~12 月	地震多発。5 月 27 日、7 月 18 日火山性微動。
2012(平成 24)年	4 月 1~2 日	湯釜の南付近が震源と推定される地震多発。
2013(平成 25)年	1 月 1 日	火山性微動。



年	月 日	記 事
2014～15(平成 26～27)年		3 月頃から、湯釜付近及びその南側を震源とする火山性地震が増加、湯釜付近浅部での膨張を示す地殻変動を観測。5 月から 7 月にかけて、湯釜近傍地下の温度上昇を示すと考えられる全磁力変化を観測。地震活動は 8 月中旬まで多い状況が継続。地殻変動は 2015 年 11 月頃までみられた。
2018(平成 30)年	1 月 23 日	火砕物降下。噴火場所は鏡池北火口北側の火口列と西側の火口および鏡池火口底の火口列。 1 月 23 日 10:02 噴火発生。噴火前後に火山性微動と地殻変動を観測。長径 50cm の岩塊の最大水平飛距離は 350m 程度。噴出物 3.6×104 トン。死者 1 名、負傷者 11 名。 噴火発生以降、火口付近ごく浅部で火山性地震が多発し、翌日以降に減少。2 月下旬まで、鏡池北火口北側の火口列付近でごく弱い噴気を観測。
2018(平成 30)年～	4 月 21～22 日	湯釜付近を震源とする火山性地震の急増。
	4 月下旬～8 月下旬	地殻変動を観測。
	4 月～7 月	全磁力変化を観測。
	6 月下旬～7 月上旬	火山性微動、湯釜湖面に灰～灰白色の変色域。
	9 月 28～29 日	湯釜付近を震源とする火山性地震の急増。それ以降、地殻変動、火山性微動、湯釜湖面の変色域を複数回観測。

<日本活火山総覧（第 4 版）（気象庁編，2013）およびその後の火山観測成果による。>

## 6 新潟焼山（新潟県）

- 標高 2,400m
- 北緯 36 度 55 分 15 秒  
東経 138 度 02 分 09 秒  
(焼山) (世界測地系)

### ○概要

新潟焼山火山は、新潟県西部に位置し、標高 2,000m 前後の山地を基盤とする比高約 400m のドーム状の小型成層火山。第三紀層(標高約 2,000m)を基盤とする安山岩・デイサイトの火山で山頂部は溶岩ドーム、北方に溶岩流・火砕流が流下している。山体の形成は新しく、1773 年の噴火でも火砕流を発生。その後の噴火は水蒸気爆発と推定される。泥流を生じやすい。山頂部には噴気孔がある。別名、茶臼岳。

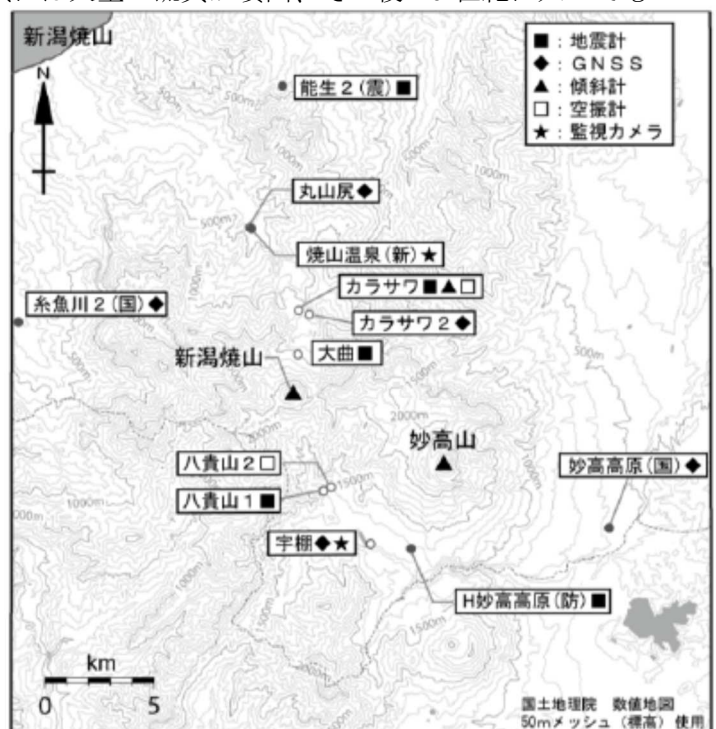


### ○最近 1 万年間の火山活動

新潟焼山火山は、今から 3,000 年前頃に第 1 期の活動が始まり、その後約 1,000 年前に第 2 期の活動、約 650 年前に第 3 期の活動、1773 年に第 4 期の活動が始まった。第 1 期の活動では、火山灰の放出と火砕流、溶岩流の流出が起こった。第 2 期の活動は新潟焼山における最大規模の活動で、日本海にまで達する火砕流と長さ 6.5km の溶岩が流出した。第 3 期の活動でも火山灰の放出と火砕流の流出が起こり、このときの火砕流も海まで 1.5km の地点にまで達した。この活動の最後に、現在の山頂である溶岩ドームが形成された。第 4 期の活動のうち、1773 年の活動は爆発的な噴火で始まり、その後に火砕流も流出したが、先の 2 つの時期に流出した火砕流よりは小規模だった。この噴火以降にはマグマ噴火は起こっていない、19 世紀の中頃には大量の硫黄が噴出、その後 20 世紀に入っても小規模な水蒸気爆発が発生している。

### ○火山観測

新潟焼山観測点配置図



小さな白丸 (○) は気象庁、小さな黒丸 (●) は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。  
(国)：国土院 (防)：防衛省 (研)：研究機関 (大)：東京大学 (新)：新潟県

新潟焼山 観測点一覧表

令和2年(2020年)3月2日更新

測器種類	地点名	位置			設置高(m)	観測開始日	備考
		緯度	経度	標高(m)			
地震計	カラサワ	36°57.35′	138°02.29′	1147	-100	2010.9.16	
	大曲	36°56.12′	138°02.29′	1562	-1	2016.12.1	広帯域地震計
	八貴山	36°52.82′	138°03.20′	1276	0	2018.3.1	
傾斜計	カラサワ	36°57.35′	138°02.29′	1147	-100	2011.4.1	
空振計	カラサワ	36°57.35′	138°02.29′	1147	9	2010.9.16	
	八貴山2	36°52.84′	138°03.24′	1263	7	2018.3.1	
GNSS	丸山尻	36°59.45′	138°00.81′	486	4	2010.10.1	
	宇棚	36°51.53′	138°04.54′	1229	17	2010.10.1	
	カラサワ2	36°57.23′	138°02.62′	1157	6	2018.3.1	
監視カメラ	宇棚	36°51.53′	138°04.54′	1229	17	2016.7.8	臨時観測点

(世界測地系による)

○記録に残る火山活動

年	月 日	記 事
887(仁和3)年		崩壊?
989(永延3)年		噴火?
1361(正平16)年		崩壊?(大噴火?火砕流?今のドーム形成?)
1773(安永2)年		噴火 北方へ火砕流。
1852~1854(嘉永5~安政元)年		噴火
1852年	11月1日夜	噴火、翌年5月頃まで続く。1854年にも噴火。噴火地点は北西山腹の割れ目で多くの噴気孔を生成し多量の硫黄を噴出。
1949(昭和24)年		噴火
	2月5日	噴火 爆発音、北関東に降灰。2月8日にも噴火、爆発音。
1949(昭和24)年		噴火
	5月19日	鳴動、爆発音。雪解けに伴い5月14日から早川変色。
1949(昭和24)年		泥流。大雨のため泥流となり被害。
1949(昭和24)年	7月30日	
1949(昭和24)年	9月13日	噴火
1962(昭和37)年	3月14日	小噴火 降灰。
1963(昭和38)年		2、3月ごく小規模な爆発。山頂付近に降灰。
1963(昭和38)年	7、8月	異常音響。
1974(昭和49)年	7月28日	噴火 28日未明に割れ目噴火の水蒸気爆発。降灰域は北東100kmに及ぶ。降灰65万トン。泥流流出。噴石のため山頂付近にキャンプ中の登山者3名死

年	月 日	記 事
1983(昭和58)年  1987～1995(昭和62～平成7)年  2016(平成28)年	4月14～15日	亡。 噴火 焼山中央火口の西寄りの古い噴気孔で、極めて小規模な水蒸気爆発。山頂付近降灰。 山頂付近で噴気活発。特に1987年5月、1989年3～4月に活発で、灰色味の噴煙や雪面変色も見られた。 2015年12月から噴煙量が多くなり、2016年4月、5月、7月に山頂東斜面噴気孔付近にて、ごく小規模な噴火によると考えられる火山灰が確認された。また、5月から7月にかけて、火口からの泥水の流出が認められた。

<日本活火山総覧（第4版）（気象庁編，2013）およびその後の火山観測成果による。>

## 7 横岳（長野県）

○標高 2,480m

○北緯 36 度 05 分 14 秒

東経 138 度 19 分 13 秒

（横岳）（世界測地系）

### ○概要

横岳は、長野県中東部の八ヶ岳火山列北端に位置し、厚い溶岩流と溶岩ドームからなる、東西 4km、南北 2km の小規模な火山である。火山体は 10 のユニットに区分され、その多くは溶岩である。

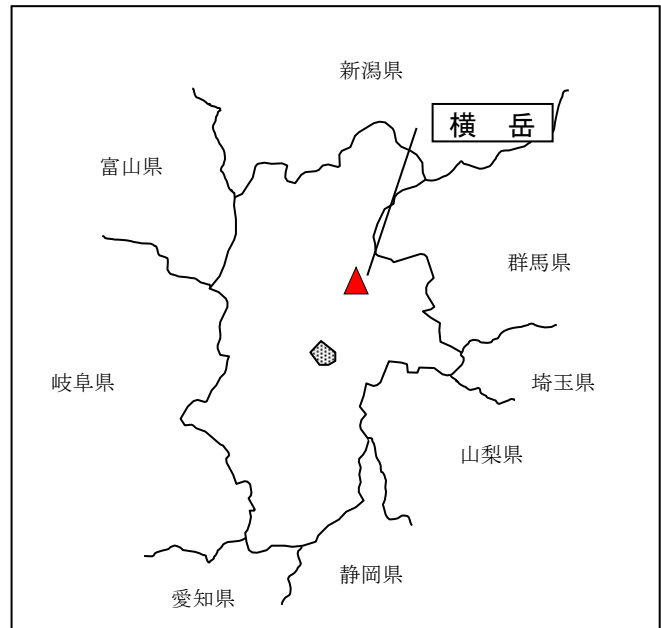
中でも山体南側に位置する八丁平溶岩 (Y9) は地形がきわめて新鮮で植生もほとんど発達しておらず、この溶岩の

下位にあたると思われる水蒸気テフラの直下の土壌は、放射年代測定によると約 600~800 年前のものであると測定されている。このことから、その頃に溶岩流を流出する噴火が発生したものと判断される。構成岩石の SiO<sub>2</sub> 量は 60.2~66.2 wt.% である。

### ○最近 1 万年間の火山活動

1 万年間の詳細な活動は不明であるが、最新の降下火砕物は約 800 年前に噴出したと考えられ、その噴火に伴って八丁平溶岩が流れた可能性がある。

<日本活火山総覧（第4版）（気象庁編，2013）による。>



## 8 アカランダナ山（長野県、岐阜県）

○標高 2,109m

○北緯 36 度 12 分 01 秒

東経 137 度 34 分 22 秒

（アカランダナ山）（世界測地系）



### ○概要

アカンダナ山は、長野・岐阜県県境の安房(あぼう)峠の北西に位置する、アカンダナ山を中心とする溶岩ドーム、溶岩流、火砕岩によって形成された火山で、北側に隣接する白谷山(しらたにやま)火山や活火山である焼岳火山とともに焼岳火山群を形成している。アカンダナ山の活動は、約 1 万年前に活動を停止した白谷山火山を覆う溶岩ドームとその崩落により形成された火砕岩の噴出ではじまる。その直後、山体は地すべりを起こし、山頂が南西側にずり落ちた。構成岩石の SiO<sub>2</sub> 量は 61.0 wt.% である。

### ○最近 1 万年間の火山活動

アカンダナ山の下位に分布する火砕岩中から約 12000 年前の年代が得られ、さらにアカンダナ山から噴出した外輪山溶岩によって堰き止められた安房平に堆積した湖成層から 9,500~1 万年前の年代が得られており、外輪山溶岩はおよそ 1 万年前に噴出したものと推定されている。さらに、活動年代は不明であるが、この後に現在三角点がある山頂を形成している溶岩ドームが噴出した。

<日本活火山総覧(第4版)(気象庁編, 2013)による。>

## 9 妙高山(新潟県)

○標高 2,454m

○北緯 36 度 53 分 29 秒

東経 138 度 06 分 49 秒

(妙高山) (世界測地系)



### ○概要

妙高山は、安山岩の成層火山で、約 30 万年前から活動を開始し、長い休止期をはさむ 4 回の活動期により形成された。現在の地形は第四期の成層火山と、その頂部の直径 3 km の爆発カルデラ、その中にある中央火口丘の妙高山溶岩ドームからなる。南側の火口原には硫気地帯(地獄谷)がある。構成岩石の SiO<sub>2</sub> 量は 49.6~63.9 wt.% である。

### ○最近 1 万年間の火山活動

約 2 万年前から現在の山頂に見られるカルデラの形成が始まった。約 8,000 年前には、山体崩壊によって田口岩屑なだれ(上部)が発生した。この後は、形成されたカルデラ内での活動に変わり、約 5300 年前と約 4200 年前には、大規模な活動によって赤倉火砕流と大田切川火砕流が噴出し、山麓にまで達した。このうち約 4200 年前の活動が最新のマグマ噴火である。堆積物が確認できる最新の噴火は、約 3000 年前の水蒸気爆発であるが、カルデラ内には小規模な爆裂火口があり、これらの活動は 3000 年前以降の可能性もある。

<日本活火山総覧(第4版)(気象庁編, 2013)による。>

## 10 弥陀ヶ原（富山県）

- 標高 2,621m
- 北緯 36 度 34 分 16 秒  
東経 137 度 35 分 23 秒  
(国見岳) (世界測地系)



### ○概要

立山周辺の急峻な山地の低所をうめて成長した安山岩・デイサイトの成層火山。火山の山頂部は侵食で失われている。弥陀ヶ原・五色ヶ原は主に火砕流堆積物の台地。数万年前にマグマ噴火は終わったが、その後の水蒸気爆発によって弥陀ヶ原東部に多くの爆裂火口を生じ、現在は噴気活動が活発。安山岩・デイサイトの SiO<sub>2</sub> 量は 57.4～62.9 wt.% である。別名、立山火山ともよばれるが、立山連峰自体は基盤の花崗岩類から構成される。

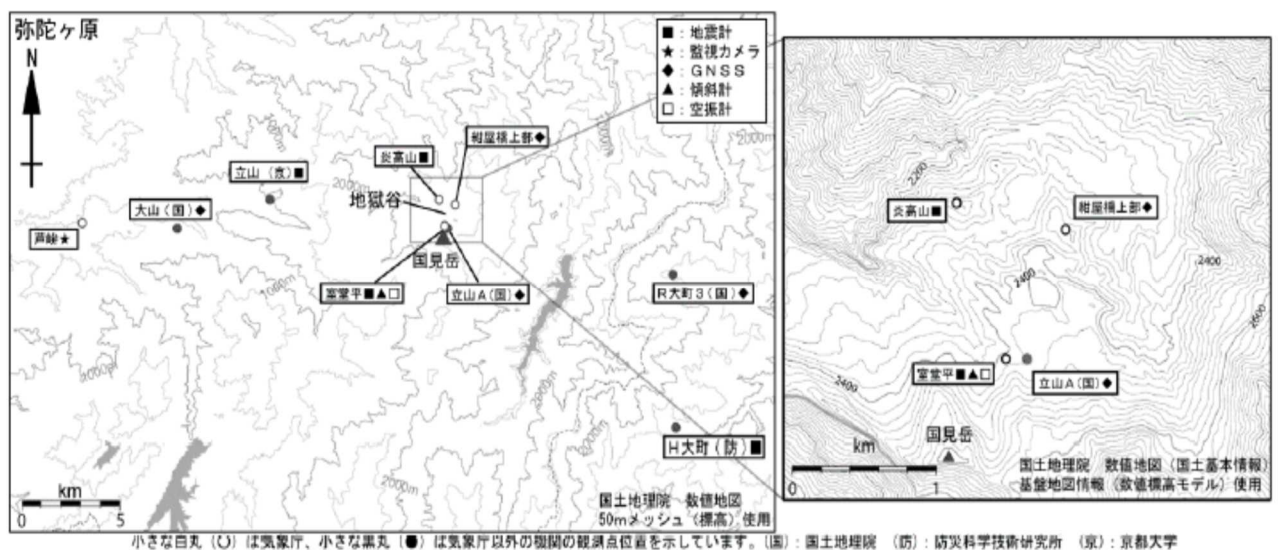
### ○最近 1 万年間の火山活動

最近の約 4 万年間は静穏期で、マグマに由来する生成物は生産されなかったが、地獄谷など爆裂火口群の水蒸気爆発と地獄谷の噴気孔・温泉活動が主な火山活動になっている。

地獄谷では江戸時代に噴火活動が発生しているほか、複数の水蒸気噴火の堆積物が認定されている。

### ○火山観測

弥陀ヶ原観測点配置図



### 弥陀ヶ原 観測点一覧表

令和元年（2019年）7月11日更新

出展：気象庁ホームページ（[https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/309\\_Midagahara/309\\_Obs\\_points.html](https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/309_Midagahara/309_Obs_points.html)）

測器種類	地点名	位置			設置高(m)	観測開始日	備考
		緯度	経度	標高(m)			
地震計	室堂平	36° 34.60′	137° 35.75′	2419	-77	2016.12.1	
	炎高山	36° 35.14′	137° 35.43′	2375	-2	2016.12.1	広帯域地震計
空振計	室堂平	36° 34.60′	137° 35.75′	2419	7	2016.12.1	
傾斜計	室堂平	36° 34.60′	137° 35.75′	2419	-77	2016.12.1	
GNSS	紺屋橋上部	36° 35.05′	137° 35.94′	2382	4	2016.12.1	
監視カメラ	芦峠	36° 34.70′	137° 23.13′	382	9	2019.7.11	

○記録に残る火山活動

年	月 日	記 事
1836(天保 7)年	7 月	地獄谷で噴火。
1990(平成 2)年	2 月 18 日 ～ 3 月 上旬	南南東約 10 km で地震群発、最大 M4. 9。
	10 月 29 ～ 11 月 4 日	同じ場所で地震群発、最大 M2. 6。
2006(平成 18)年	12 月 6 日	噴煙活動活発化。
2010(平成 22)年	5 月	鍛冶屋地獄を中心に硫黄が燃焼し、硫黄の溶岩流が複数形成された(最大は幅約 2m、長さ 20m、厚さ最大 15cm 程度)。
2011(平成 23)年	10～12 月	弥陀ヶ原の南東約 5～10km 付近及び東約 15km 付近を震源とする地震が一時的に増加した。
2012(平成 24)年		6 月以降の観測で、立山地獄谷で一部の噴気の活発化・拡大や温度の上昇傾向が確認された(2011 年以降、熱活動が活発化?)。

<日本活火山総覧(第4版)(気象庁編, 2013)による。>



# 資料02-1 気象観測所及び雨量・水位観測所

## 1 気象台関係の観測所一覧表

観測所名	観測種目						所在地	設置箇所	観測所の高さ (m)
	降水量	気温	風速	日照時間	積雪	その他			
長野	○	○	○	○	○	○	長野市箱清水1-8-18	長野地方気象台	418
松本	○	○	○	○	○	○	松本市沢村1-7-13	松本特別地域気象観測所	610
諏訪	○	○	○	○	○	○	諏訪市湖岸通り5-2-11(遠隔観測)	諏訪特別地域気象観測所	760 759
軽井沢	○	○	○	○	○	○	北佐久郡軽井沢町追分1151-2	軽井沢特別地域気象観測所	999
飯田	○	○	○	○	○	○	飯田市高羽町6-1-5 飯田高羽合同庁舎	飯田特別地域気象観測所	516
野沢温泉	○	○	○	○	○	○	下高井郡野沢温泉村豊郷		576
信濃町	○	○	○	○	○	○	上水内郡信濃町柏原小丸山		685
飯山	○	○	○	○	○	○	飯山市大道東		313
小谷	○	○	○	○	○	○	北安曇郡小谷村中土		550
白馬	○	○	○	○	○	○	北安曇郡白馬村北城		703
鬼無里	○	○	○	○	○	○	長野市鬼無里		778
笠岳	○	○	○	○	○	○	上高井郡高山村奥山田		1490
大町	○	○	○	○	○	○	大町市大町		784
信州新町	○	○	○	○	○	○	長野市信州新町牧田中		509
菅平	○	○	○	○	○	○	上田市菅平高原		1253
聖高原	○	○	○	○	○	○	東筑摩郡麻績村猿ヶ馬場峰山		985
上田	○	○	○	○	○	○	上田市古里		502
穂高	○	○	○	○	○	○	安曇野市穂高		540
東御	○	○	○	○	○	○	東御市新張		958
上高地	○	○	○	○	○	○	松本市安曇上高地国有林114ろ林小班		1510
松本今井	○	○	○	○	○	○	松本市大字空港東8928	松本航空気象観測所	658
鹿教湯	○	○	○	○	○	○	上田市鹿教湯温泉		721
立科	○	○	○	○	○	○	北佐久郡立科町芦田		715
佐久	○	○	○	○	○	○	佐久市中込		683
白樺湖	○	○	○	○	○	○	茅野市北山		1440
奈川	○	○	○	○	○	○	松本市奈川		1068
北相木	○	○	○	○	○	○	南佐久郡北相木村字板置場		1185
開田高原	○	○	○	○	○	○	木曾郡木曾町開田高原西野		1130
木曾平沢	○	○	○	○	○	○	塩尻市大字木曾平沢		900
辰野	○	○	○	○	○	○	上伊那郡辰野町中央		729
高遠	○	○	○	○	○	○	伊那市高遠町藤沢		1075
原村	○	○	○	○	○	○	諏訪郡原村		1017
野辺山	○	○	○	○	○	○	南佐久郡南牧村野辺山		1350
御嶽山	○	○	○	○	○	○	木曾郡王滝村御嶽		2195
木曾福島	○	○	○	○	○	○	木曾郡木曾町福島		750
伊那	○	○	○	○	○	○	伊那市下新田		633
宮田高原	○	○	○	○	○	○	上伊那郡宮田村		1660
杉島	○	○	○	○	○	○	伊那市長谷杉島		905
須原	○	○	○	○	○	○	木曾郡大桑村須原殿		535
南木曾	○	○	○	○	○	○	木曾郡南木曾町読書		560
飯島	○	○	○	○	○	○	上伊那郡飯島町七久保		728
大鹿	○	○	○	○	○	○	下伊那郡大鹿村大河原		718
浪合	○	○	○	○	○	○	下伊那郡阿智村浪合		940
阿南	○	○	○	○	○	○	下伊那郡阿南町南条		610
南信濃	○	○	○	○	○	○	飯田市南信濃和田字夜川瀬		407

(注)日照時間の欄 ◎印は「回転式日照計」による観測を示す

(注)積雪の欄 ●印は「有線ロボット積雪深計」による観測を示す ただし長野・松本・諏訪・軽井沢・飯田は「レーザー式積雪計」

(注)平成15年4月1日から「世界測地系」に移行したため、観測所の緯度経度情報が変更になっています

※高ボッチ、燕岳の無線ロボット雨量計は平成21年5月20日に廃止

※軽井沢測候所は平成21年10月1日軽井沢特別地域気象観測所に移行

※奈川(平成20年1月11日)、立科(平成22年2月3日)、浪合(平成22年2月12日)、原村(平成22年2月19日)、南木曾(平成22年2月24日)、

佐久(平成22年3月2日)、穂高(平成22年3月5日)、辰野(平成22年3月11日)、東御(平成22年3月15日)、飯島(平成22年3月23日)、

野辺山(平成22年3月26日)、大町(平成22年8月26日)、菅平(平成22年11月2日)、開田高原(平成23年10月14日)、飯山(平成23年11月4日)観測所の

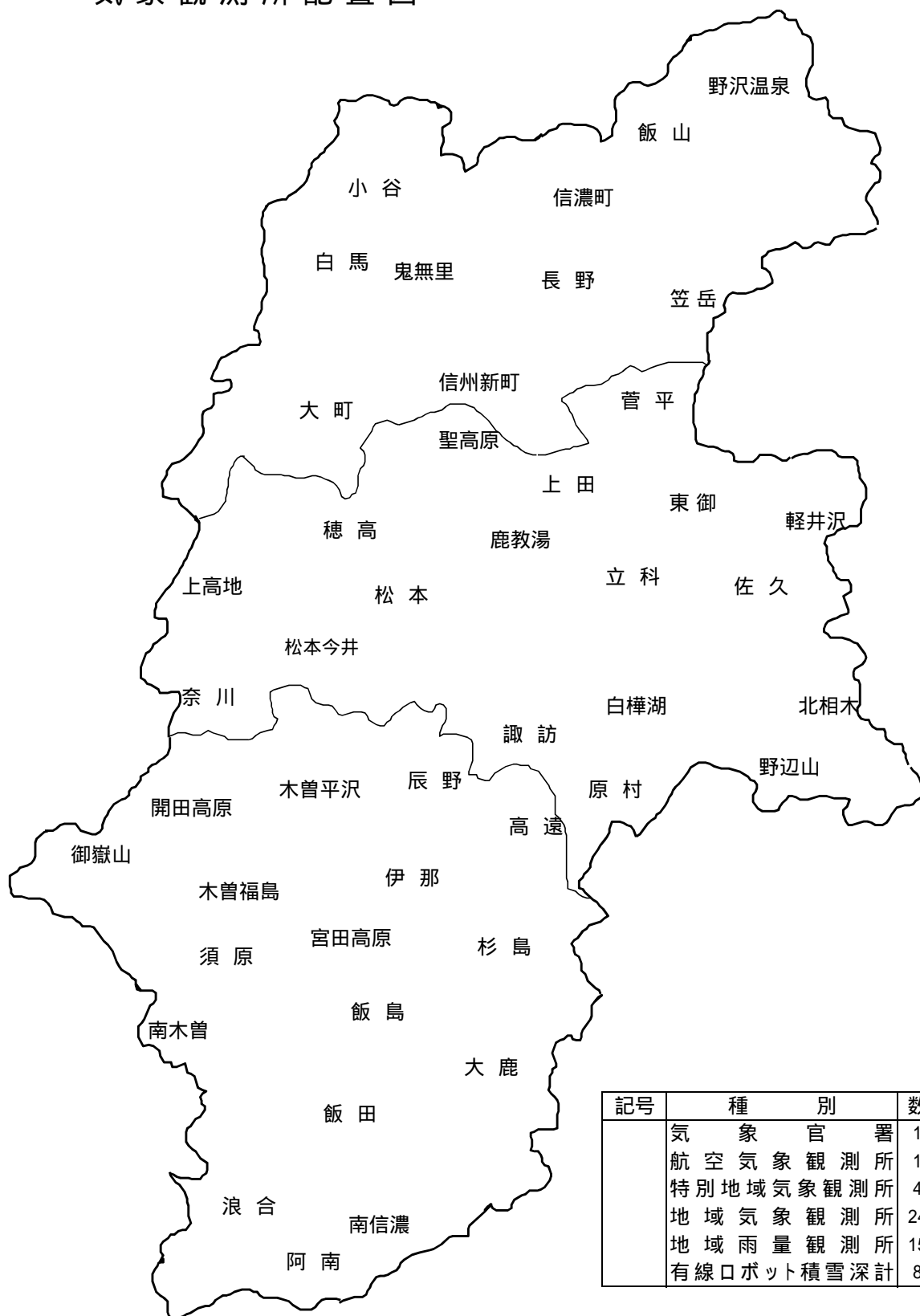
風向風速計の地上の高さを6.5m(穂高・菅平・開田高原・飯山は8.5m)→10.0mに変更 ( )内の日付は変更日を示す

※JMA10型地上気象観測装置更新に伴い、以下の観測所の風向風速計の高さが変更となっています。( )内の日付は変更日を示す。

長野(19.0m→18.8m 平成23年3月16日)、松本(17.3m→17.6m 平成23年6月9日)、諏訪(10.6m→10.8m 平成23年7月7日)、

飯田(36.0m→36.1m 平成23年11月24日)

# 気象観測所配置図



## 2 雨量観測所一覧表

所属 水系名	長野 県 関 係	国 土 交 通 省 関 係	市 行 町 政 村 組 関 係 合	気 象 台 関 係	J R 関 係	森 林 管 理 局	電 源 開 発 関 係	中 部 電 力 株 関 係	東 京 電 力 株 関 係 ホ ー ル	関 西 電 力 株 関 係	そ の 他	計
信濃川	156	52	154	23	3	0	0	1	11	0	1	401
天竜川	58	41	81	14	11	1	1	5	0	0	11	223
木曾川	16	12	18	6	3	0	0	0	0	9	7	71
富士川	3	0	7	0	1	0	0	0	0	0	0	11
矢作川	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	6
姫川	10	5	2	2	0	0	0	1	0	0	0	20
関川	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
計	247	112	264	45	18	1	1	7	11	9	19	734

雨量観測所一覧表

佐久建設事務所管内

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
県	白田	信濃川	千曲川	佐久市白田(佐久建設事務所)	テレメーター
県	川上	信濃川	千曲川	南佐久郡川上村御所平	テレメーター
県	稲子湯	信濃川	大月川	南佐久郡小海町大字稲子	テレメーター
県	古谷ダム	信濃川	抜井川	南佐久郡佐久穂町大日向大野沢	テレメーター
県	上石堂	信濃川	抜井川	南佐久郡佐久穂町大日向石堂	テレメーター
県	余地ダム	信濃川	余地川	南佐久郡佐久穂町大字余地字上日向	テレメーター
県	南相木	信濃川	南相木川	南佐久郡南相木村中島	テレメーター
県	八ヶ嶺	信濃川	大石川	南佐久郡佐久穂町町有林26号カーブ	テレメーター
県	大日向	信濃川	抜井川	南佐久郡佐久穂町大日向4223-10	テレメーター
県	小海	信濃川	千曲川	南佐久郡小海町千代里1006-2	テレメーター
県	海尻	信濃川	高石川	南佐久郡南牧村海尻向高石1986-1	テレメーター
県	秋山	信濃川	千曲川	南佐久郡川上村秋山772-1	テレメーター
气象台	野辺山	信濃川	矢出川	南佐久郡南牧村野辺山	有線ロケット気象計
气象台	北相木	信濃川	相木川	南佐久郡北相木村字板置場	有線ロケット雨量計
国土交通省(千曲川)	北牧	信濃川	千曲川	南佐久郡小海町大字小海	自記テレメーター
国土交通省(千曲川)	野辺山	信濃川	千曲川	南佐久郡南牧村大字板橋	自記テレメーター
国土交通省(千曲川)	古谷ダム	信濃川	抜井川	南佐久郡佐久穂町大日向大野沢	自記テレメーター
国土交通省(千曲川)	川上	信濃川	千曲川	南佐久郡川上村大字川端	自記
町	大日向	信濃川	抜井川	南佐久郡佐久穂町大字大日向3263-2	テレメーター
町	大張	信濃川	北沢川	南佐久郡佐久穂町大字上623-7	テレメーター
町	筆岩	信濃川	池田川	南佐久郡佐久穂町大字穂積3308-2	テレメーター
町	八千穂	信濃川	大石川	南佐久郡佐久穂町大字八郡2556-3	テレメーター
町	佐久穂町役場佐久庁舎	信濃川	千曲川	南佐久郡佐久穂町大字高野町569	テレメーター
村	金峰山	信濃川	金峰山川	南佐久郡川上村大字川端下541先	気象ロケット気象計
村	川端下	信濃川	金峰山川	南佐久郡川上村大字川端下547-202	気象ロケット気象計
村	梓山	信濃川	千曲川	南佐久郡川上村大字川梓山539-167	気象ロケット気象計
村	秋山	信濃川	千曲川	南佐久郡川上村大字秋山223-3	気象ロケット気象計
村	居倉	信濃川	千曲川	南佐久郡川上村大字居倉1745-202	気象ロケット気象計
村	役場	信濃川	千曲川	南佐久郡川上村大字大深山525	気象ロケット気象計
村	大深山	信濃川	千曲川	南佐久郡川上村大字大深山601-72	気象ロケット気象計
村	原	信濃川	千曲川	南佐久郡川上村大字原585-173	気象ロケット気象計
村	御所平	信濃川	千曲川	南佐久郡川上村大字御所平1835-1	気象ロケット気象計
村	海尻	信濃川	千曲川	南佐久郡南牧村海尻1131-9	気象ロケット気象計
村	海ノ口	信濃川	千曲川	南佐久郡南牧村大字海ノ口1057-2	気象ロケット気象計
村	市場	信濃川	千曲川	南佐久郡南牧村大字市場2213-7	気象ロケット気象計
村	板橋	信濃川	千曲川	南佐久郡南牧村大字板橋973-6	気象ロケット気象計
村	広瀬	信濃川	千曲川	南佐久郡南牧村大字広瀬1228	気象ロケット気象計
村	野辺山	信濃川	千曲川	南佐久郡南牧村大字野辺山412-1	気象ロケット気象計
村	平沢	富士川	大門川	南佐久郡南牧村大字平沢207	気象ロケット気象計
村	海尻(坂上)	信濃川	千曲川	南佐久郡南牧村大字海尻165-1	テレメーター
村	海ノ口(大芝)	信濃川	千曲川	南佐久郡南牧村大字海ノ口405	テレメーター
村	海ノ口(杣添)	信濃川	千曲川	南佐久郡南牧村大字海ノ口1497-5	テレメーター
村	樽ノ原	信濃川	千曲川	南佐久郡南牧村大字海ノ口2254-2	テレメーター
村	広瀬(諏訪神社横)	信濃川	千曲川	南佐久郡南牧村大字広瀬462-1	テレメーター
村	板橋(立石線)	信濃川	千曲川	南佐久郡南牧村大字板橋89-乙-口	テレメーター
村	野辺山(三沢)	信濃川	千曲川	南佐久郡南牧村大字野辺山442-1	テレメーター
村	野辺山(広瀬パイロット)	信濃川	千曲川	南佐久郡南牧村大字海ノ口2257-13	テレメーター
村	平沢(開拓)	富士川	大門川	南佐久郡南牧村大字平沢602-1	テレメーター
村	平沢(東小倉)	富士川	大門川	南佐久郡南牧村大字平沢955-11	テレメーター
村	南相木村役場	信濃川	南相木川	南佐久郡南相木村3525-1	NTT気象システム
村	上野	信濃川	南相木川	南佐久郡南相木村430-7	NTT気象システム
村	栗生	信濃川	栗生川	南佐久郡南相木村5033-2	NTT気象システム
村	三川	信濃川	南相木川	南佐久郡南相木村6215-1	NTT気象システム
村	立原	信濃川	南相木川	南佐久郡南相木村6435-75	NTT気象システム
村	北相木村小学校	信濃川	相木川	南佐久郡北相木村2716	小型気象計
中部電力(株)	松原調整池	信濃川	大月川	南佐久郡小海町大字豊里	自記テレメーター
県	春日	信濃川	鹿曲川	佐久市春日2714-1	テレメーター
県	初谷	信濃川	滑津川	佐久市内山字神房66-1	テレメーター
県	佐久建設(北部)	信濃川	千曲川	佐久市跡部65-1(佐久合同庁舎)	テレメーター
県	湯川ダム	信濃川	湯川	北佐久郡御代田町大字草越下り537-3	テレメーター
県	千ヶ滝	信濃川	湯川	北佐久郡軽井沢町長倉	テレメーター
県	南軽井沢	信濃川	湯川	北佐久郡軽井沢町境新田	テレメーター
県	望月牧場	信濃川	鹿曲川	佐久市協和コトメキ3490-28(協和財産区)	テレメーター
県	駒込	信濃川	志賀川	佐久市志賀駒形872先	テレメーター
県	上平尾	信濃川	湯川	佐久市上平尾塚畑ケ808-6	テレメーター
県	小諸	信濃川	蛇堀川	小諸市加増ケ力子1005-74	テレメーター
県	車坂	信濃川	深沢川	小諸市菱平高峯国有林12イ	テレメーター

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
県	濁川3	信濃川	濁川	北佐久郡軽井沢町追分浅間山国有林60は	テレメーター
県	峰の茶屋	信濃川	大窪沢	北佐久郡軽井沢町長倉倉山国有林90は	テレメーター
県	平	信濃川	片貝川	佐久市白田3113-1	テレメーター
県	茂田井	信濃川	芦田川	佐久市茂田井堀込峯2756-2先	テレメーター
気象台	軽井沢	信濃川	湯川	北佐久郡軽井沢町大字追分 (軽井沢特別地域気象観測所)	有線ロケット気象計
気象台	佐久	信濃川	滑津川	佐久市中込	有線ロケット気象計
気象台	立科	信濃川	芦田川	北佐久郡立科町芦田	有線ロケット気象計
国土交通省(千曲川)	浅間	信濃川	湯川	北佐久郡軽井沢町長倉字鶴溜2115-1401	自記テレメーター
国土交通省(千曲川)	望月	信濃川	鹿曲川	佐久市春日字竹之城1864-1	自記テレメーター
国土交通省(千曲川)	塩名田	信濃川	千曲川	佐久市御馬寄	自記テレメーター
佐久広域連合	小諸消防署	信濃川	千曲川	小諸市与良町六丁目5番6号	自記
県	野菜花き試験場佐久支場	信濃川	千曲川	小諸市大字山浦4857-1	自記
国	東京大学地震研究所	信濃川	千曲川	小諸市大字加増631-1	テレメーター
佐久広域連合	御代田消防署	信濃川	湯川	北佐久郡御代田町大字御代田2382-3	総合気象観測装置
佐久広域連合	消防本部	信濃川	滑津川	佐久市中込2947	自記
市	佐久市役所浅科支所	信濃川	千曲川	佐久市甲1399	自記
市	香坂ダム	信濃川	香坂川	佐久市香坂	自動
市	大河原峠観測所	信濃川	鹿曲川	大河原峠	自記
市	宮代公会場	信濃川		佐久市田口2502-2	テレメーター
市	入沢集会場	信濃川		佐久市入沢1586-1	テレメーター
市	上小田切西区公会場	信濃川		佐久市上小田切832-1	テレメーター
市	美笹(旧美笹センターハウス)	信濃川		佐久市前山1905-1311	テレメーター
市	長者原公民館	信濃川		佐久市布施5314	テレメーター
市	協西公民館	信濃川		佐久市協和3348	テレメーター
市	菅原配水池	信濃川		佐久市協和2450-15	テレメーター
市	前山	信濃川	小宮山川・倉沢川	佐久市前山719-1	テレメーター
市	大沢	信濃川	大沢川	佐久市大沢789-1	テレメーター
市	常和	信濃川	田子川	佐久市常和2826-1	テレメーター
市	内山苦水	信濃川	滑津川	佐久市内山1926-1	テレメーター
市	香坂東地配水池	信濃川	香坂川	佐久市香坂589-1	テレメーター
市	志賀中宿	信濃川	志賀川	佐久市志賀3461-5	テレメーター
町	御代田町役場	信濃川	湯川	北佐久郡御代田町役場大字馬瀬口1794-6	テレメーター

### 上田建設事務所管内

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
県	上田建設	信濃川	千曲川	上田市材木町1-2-6(上田建設事務所内)	自記テレメーター
県	和田	信濃川	依田川	小県郡長和町和田4365-6	自記テレメーター
県	金原ダム	信濃川	金原川	東御市和(金原ダム管理事務所内)	自記テレメーター
県	内村ダム	信濃川	内村川	上田市鹿教湯温泉(内村ダム管理事務所内)	自記テレメーター
県	三才山	信濃川	内村川	上田市鹿教湯温泉(奥鹿教湯病院内)	自記テレメーター
県	上田塩田	信濃川	産川	上田市本郷555-1地先	自記テレメーター
県	真田	信濃川	神川	上田市真田町長4211	自記テレメーター
県	青木	信濃川	浦野川	小県郡青木村村松254-1	自記テレメーター
県	東内	信濃川	内村川	上田市東内字西ノ入2980-3	自記テレメーター
県	長久保新町	信濃川	五十鈴川	小県郡長和町長久保1084-7	自記テレメーター
県	菓栗	信濃川	武石川	上田市武石上本入字菓栗2384-66	自記テレメーター
県	北御牧	信濃川	鹿曲川	東御市大日向337	自記テレメーター
気象台	鹿教湯	信濃川	内村川	上田市鹿教湯温泉	有線ロケット雨量計
気象台	菅平	信濃川	神川	上田市菅平高原	有線ロケット気象計
気象台	東御	信濃川	所沢川	東御市新張	有線ロケット気象計
気象台	上田	信濃川	矢出沢川	上田市古里	有線ロケット気象計
国土交通省(千曲川)	鹿教湯	信濃川	内村川	上田市西内字町屋敷	自記テレメーター
国土交通省(千曲川)	生田	信濃川	千曲川	上田市生田梨平	自記テレメーター
国土交通省(千曲川)	長久保新町	信濃川	依田川	小県郡長和町長久保字宮所802の4	自記テレメーター
上田地域広域連合	上田地域広域連合消防本部	信濃川	千曲川	上田市大手二丁目7番16号	総合気象観測装置
上田地域広域連合	依田窪南部消防署	信濃川	依田川	小県郡長和町古町2640-1	テレメーター
町	入大門	信濃川	大門川	小県郡長和町大門2628-1	テレメーター
町	鷹山	信濃川	鷹山川	小県郡長和町大門3625-10	テレメーター
町	長門牧場	信濃川	大茂沢川	小県郡長和町大門3540-4	テレメーター
町	野々入	信濃川	追川	小県郡長和町和田5672-24	テレメーター
町	男女倉	信濃川	男女倉川	小県郡長和町和田5309-142	テレメーター
上田地域広域連合	東御消防署	信濃川	千曲川	東御市東268-1	自記
市	塩尻	信濃川	千曲川	上田市上塩尻941-14	テレメーター
市	別所温泉	信濃川	湯川	上田市別所温泉9-1	テレメーター
市	上室賀	信濃川	室賀川	上田市上室賀1432-1	テレメーター
市	傍陽	信濃川	傍陽川	上田市真田町傍陽8414-3	テレメーター
市	丸子	信濃川	依田川	上田市上丸子824	テレメーター
市	真田	信濃川	神川	上田市真田町長7178-1	テレメーター

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
市	武石	信濃川	武石川	上田市上武石77	テレメーター
村	青木村役場	信濃川	浦野川	小県郡青木村大字田沢111	テレメーター
村	弘法公民館	信濃川	弘法川	小県郡青木村大字田沢1512	テレメーター
村	八景良本コミュニティ砂防センター	信濃川	宮湖川	小県郡青木村大字奈良本1771-1	テレメーター
県企業局	菅平ダム	信濃川	神川	上田市菅平高原1278-244	自記テレメーター
県企業局	東組	信濃川	神川	上田市真田町長1278-936	自記テレメーター
県道路公社	三才山トンネル料金所	信濃川	内村川	上田市鹿教湯温泉	テレメーター
県道路公社	新和田トンネル料金所	信濃川	依田川	小県郡長和町男女倉	自記
国立大学法人筑波大学	菅平高原実験センター	信濃川	神川	上田市菅平高原 1278-294	総合気象観測装置

### 諏訪建設事務所管内

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
県	蓼科	天竜川	滝の湯川	茅野市北山4035番地1307地先	テレメーター自記
県	八ヶ岳	天竜川	渋川	茅野市北山4234番地3922	テレメーター自記
県	諏訪合庁	天竜川	上川	諏訪市上川1丁目(諏訪合同庁舎)	テレメーター自記
県	茅野	天竜川	上川	茅野市湖東新井下5463番地4	テレメーター自記
県	釜口水門	天竜川	諏訪湖	岡谷市湊1丁目9番5号地先	テレメーター自記
県	原	天竜川	前沢川	諏訪郡原村大字前沢3852番地5	テレメーター自記
県	高ボッチ	天竜川	横河川	塩尻市大字片丘字東山9215番地1地先	テレメーター自記
県	富士見	富士川	立場川	諏訪郡富士見町落合10033-2	自記
県	水月公園	天竜川	砥川	諏訪郡下諏訪町東町中1丁目631-1	雨量テレメーター
県	霧ヶ峰	天竜川	角間川	諏訪市上諏訪13338	雨量テレメーター
県	杖突峠	天竜川	宮川	茅野市宮川3372-35	雨量テレメーター
県	赤岳	富士川	立場川	諏訪郡原村原山17217-1480	雨量テレメーター
県	富士見高原	富士川	切掛沢川	諏訪郡富士見町境12067-3	雨量テレメーター
県	富士見パノラマ	天竜川	宮川	諏訪郡富士見町富士見8975-2	雨量テレメーター
県	豊平	天竜川	日影田川	茅野市豊平6983	雨量テレメーター
県	八島高原	天竜川	東俣川	下諏訪町東俣10618-1	雨量テレメーター
県	楡の木	天竜川	砥川	諏訪郡下諏訪町樋橋	雨量テレメーター
県	内山	天竜川	-	諏訪市湖南	雨量テレメーター
県	大熊	天竜川	唐沢川	諏訪市湖南2027-6	雨量テレメーター
气象台	諏訪	天竜川	諏訪湖	諏訪市湖岸通り(諏訪特別地域気象観測所)	有線ロボット気象計
气象台	原村	天竜川	前沢川	諏訪郡原村向坂上	有線ロボット気象計
气象台	白樺湖	天竜川	音無川	茅野市北山	有線ロボット雨量計
国土交通省(天竜川)	北山	天竜川	音無川	茅野市湖東5644-7	雨量テレメーター
国土交通省(天竜川)	下浜	天竜川	天竜川	岡谷市湊1丁目3919番地4	雨量テレメーター
国土交通省(天竜川)	後山	天竜川	沢川	諏訪市湖南字大助9309-イ	雨量テレメーター
JR東日本	上諏訪駅	天竜川	諏訪湖	諏訪市大手1丁目10番5号(上諏訪保線技術センター)	自記(12/15~3/15閉鎖)
JR東日本	富士見駅	富士川	乙貝川	諏訪郡富士見町富士見1-1	自記(12/15~3/15閉鎖)
JR東日本	茅野駅	天竜川	上川	茅野市茅野3506	自記(12/15~3/15閉鎖)
JR東日本	岡谷駅	天竜川	-	岡谷市本町1-1-1	自記(12/15~3/15閉鎖)
諏訪広域消防	富士見消防署	富士川	立場川	諏訪郡富士見町落合10033-2	自記
市	霧ヶ峰	天竜川	桧沢川	諏訪市四賀霧ヶ峰7719	雨量テレメーター
市	北八ヶ岳ロープウェイ	天竜川	滝ノ湯川	茅野市北山蓼科4035-2541	雨量テレメーター
市	奥蓼科渋之湯	天竜川	上川	茅野市北山奥蓼科5520-3	雨量テレメーター
市	美濃戸	天竜川	弓振川	茅野市玉川11409	雨量テレメーター
市	金沢水防倉庫	天竜川	宮川	茅野市金沢1153	雨量テレメーター
市	茅野市役所	天竜川	上川	茅野市塚原2-11-25	雨量テレメーター
市	晴ヶ峰中継局	天竜川	宮川	茅野市宮川安国寺3372-34	雨量テレメーター
市	静香苑	天竜川	下馬沢川	茅野市宮川647	雨量テレメーター
市	鏡湖会館	天竜川	宮川	茅野市宮川6630-1	雨量テレメーター
市	玉川保育園	天竜川	上川	茅野市玉川3439	雨量テレメーター
市	泉野保育園	天竜川	柳川	茅野市泉野2650-1	雨量テレメーター
市	米沢保育園	天竜川	桧沢川	茅野市米沢6160	雨量テレメーター
市	柏原公民館	天竜川	音無川	茅野市北山2782	雨量テレメーター
市	博物館	天竜川	日影田川	茅野市豊平6983	雨量テレメーター
市	大沢	天竜川	大沢川	諏訪郡富士見町富士見11404-854	雨量テレメーター
町	東俣浄水場	天竜川	東俣川	諏訪郡下諏訪町萩倉1695	雨量テレメーター
町	いずみ湖公園	天竜川	承知川	諏訪郡下諏訪町泉水入8777-1	雨量テレメーター
町	役場庁舎	天竜川	-	諏訪郡下諏訪町西鷹野町4613-8	雨量テレメーター
町	赤砂崎公園	天竜川	諏訪湖	諏訪郡下諏訪町東赤砂10944	雨量テレメーター
町	津島神社横	天竜川	大沢川	諏訪郡下諏訪町北高木9323-2	雨量テレメーター
町	四ツ角駐車場	天竜川	-	諏訪郡下諏訪町3202	雨量テレメーター
町	花田公園	天竜川	福沢川	諏訪郡下諏訪町東山田社6535	雨量テレメーター
町	福沢川上流	天竜川	福沢川	諏訪郡下諏訪町内山7963-479先	雨量テレメーター
町	本郷小学校	富士川	立場川	諏訪郡富士見町立沢5050	雨量テレメーター
町	境小学校	富士川	切掛沢川	諏訪郡富士見町境8941-1	雨量テレメーター
町	境処理場	富士川	釜無川	諏訪郡富士見町落合1322-1	雨量テレメーター

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
<b>伊那建設事務所管内</b>					
所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
国土交通省(天竜川)	中沢	天竜川	新宮川	駒ヶ根市中沢7304-1	雨量テレメーター
国土交通省(天竜川)	田切	天竜川	与田切川	上伊那郡飯島町飯島3907-388	雨量テレメーター(11/1-4/30閉鎖)
国土交通省(天竜川)	伊那	天竜川	天竜川	伊那市西町5171-2	自記
国土交通省(天竜川)	飯島	天竜川	天竜川	上伊那郡飯島町飯島2527-3	雨量テレメーター
国土交通省(天竜川)	黒覆山	天竜川	与田切川	上伊那郡飯島町七久保3013-81	雨量テレメーター
国土交通省(天竜川)	伊勢滝	天竜川	太田切川	上伊那郡宮田村伊勢滝	自記
国土交通省(天竜川)	本谷	天竜川	太田切川	駒ヶ根市赤穂本谷	自記
国土交通省(ダム統管)	四徳	天竜川	小波川	上伊那郡中川村四徳	雨量テレメーター
NTTDコモ	片桐牧ヶ原	天竜川	天竜川	上伊那郡中川村片桐4608-1	雨量テレメーター
NTTDコモ	南向柳沢	天竜川	天竜川	上伊那郡中川村葛島2518-2	雨量テレメーター
NTTDコモ	中川村役場	天竜川	天竜川	上伊那郡中川村大草4045-1	テレメーター
NTTDコモ	大草美里	天竜川	天竜川	上伊那郡中川村大草4045-2	雨量テレメーター
NTTDコモ	片桐中田島	天竜川	天竜川	上伊那郡中川村片桐1512-6	雨量テレメーター
NTTDコモ	片桐横前	天竜川	天竜川	上伊那郡中川村片桐6185-2	雨量テレメーター
国土交通省(ダム統管)	伊那里	天竜川	三峰川	伊那市長谷市野瀬	雨量テレメーター
国土交通省(ダム統管)	非持	天竜川	三峰川	伊那市長谷非持	雨量テレメーター
国土交通省(ダム統管)	荒川	天竜川	三峰川	伊那市長谷浦	雨量テレメーター
国土交通省(ダム統管)	小瀬戸湯	天竜川	三峰川	伊那市長谷浦	雨量テレメーター
国土交通省(ダム統管)	北沢	天竜川	戸台川	伊那市長谷黒河内	雨量テレメーター
国土交通省(ダム統管)	塩平	天竜川	三峰川	伊那市長谷杉島	雨量テレメーター
国土交通省(ダム統管)	小黒	天竜川	小黒川	伊那市長谷黒河内	雨量テレメーター
国土交通省(ダム統管)	屋敷沢	天竜川	小黒川	伊那市長谷黒河内	雨量テレメーター
森林管理局	中沢	天竜川	新宮川	駒ヶ根市中沢中割中川治山事業所	自記
県	伊那	天竜川	天竜川	伊那市青木町(伊那合同庁舎)	テレメーター
県	溝口	天竜川	三峰川	伊那市長谷溝口	テレメーター
県	箕輪ダム	天竜川	沢川	上伊那郡箕輪町長岡新田	テレメーター
県	湖南	天竜川	沢川	諏訪市大字湖南	テレメーター
県	横川ダム	天竜川	横川川	上伊那郡辰野町横川50番地	テレメーター
県	源上	天竜川	横川川	上伊那郡辰野町黒沢	テレメーター
県	伊那西部	天竜川	小沢川	伊那市平沢	テレメーター
県	雨沢	天竜川	飯沼川	上伊那郡辰野町大字小野749	テレメーター
県	東伊那	天竜川	天王川	駒ヶ根市東伊那2398-20	テレメーター
県	中条	天竜川	藤沢川	伊那市高遠町長藤中条4354	テレメーター
県	上古田	天竜川	常無川	上伊那郡箕輪町大字中箕輪5728-1	テレメーター
県	大城	天竜川	横川川	上伊那郡辰野町大字辰野377	テレメーター
県	手良	天竜川	瀬沢川	伊那市手良野口260-1	テレメーター
県	上山田	天竜川	新山川	伊那市高遠町上山田1071-1	テレメーター
県	分杭峠	天竜川	三峰川	伊那市長谷市ノ瀬粟沢1595-3	テレメーター
県	陣馬形山	天竜川	四徳川	上伊那郡中川村大字大草1649-1	テレメーター
県	傘山	天竜川	中田切川	上伊那郡飯島町田切葛蒲平155-1	テレメーター(砂防)(11/1-4/30閉鎖)
長野県企業局	高遠ダム	天竜川	三峰川	伊那市高遠町東高遠花畑466	テレメーター(砂防)(12月上旬-4月下旬閉鎖)
気象台	飯島	天竜川	日向沢川	上伊那郡飯島町七久保	有線ロケット気象計
気象台	杉島	天竜川	三峰川	伊那市長谷杉島	有線ロケット雨量計
気象台	高遠	天竜川	藤沢川	伊那市高遠町藤沢	有線ロケット雨量計
気象台	伊那	天竜川	天竜川	伊那市下新田	有線ロケット気象計
気象台	辰野	天竜川	横川川	上伊那郡辰野町中央	有線ロケット気象計
気象台	宮田高原	天竜川	黒川	上伊那郡宮田村	有線ロケット雨量計
国土交通省(天竜川)	小野	天竜川	横川川	上伊那郡辰野町小野橋詰1176-1	雨量テレメーター
国土交通省(天竜川)	高遠	天竜川	三峰川	伊那市高遠町西高遠多町631	雨量テレメーター
国土交通省(天竜川)	藤沢	天竜川	三峰川	伊那市高遠町長藤3274	雨量テレメーター(11/1-4/30閉鎖)
国土交通省(天竜川)	箕輪	天竜川	天竜川	伊那市西箕輪3783	雨量テレメーター(11/1-4/30閉鎖)
国土交通省(天竜川)	赤穂	天竜川	天竜川	駒ヶ根市上穂南7-10	雨量テレメーター
国土交通省(天竜川)	太田切	天竜川	太田切川	上伊那郡宮田村4749-1	雨量テレメーター
エコーシティー駒ヶ岳	上在	天竜川	太田切川	駒ヶ根市赤穂北割一区	テレメーター
エコーシティー駒ヶ岳	竜東	天竜川	塩田川	駒ヶ根市(東伊那火山)	テレメーター
エコーシティー駒ヶ岳	宮田村役場	天竜川	小田切川	上伊那郡宮田村98	テレメーター
エコーシティー駒ヶ岳	飯島	天竜川	郷沢川	上伊那郡飯島町飯島1237-2	有線ロケット気象計
町	辰野	天竜川	横川川	上伊那郡辰野町辰野消防署	自記
町	辰野南部	天竜川	天竜川	上伊那郡辰野町南平7920	有線ロケット気象計
町	辰野北部	天竜川	横川川	上伊那郡辰野町大字横川3369	有線ロケット気象計
市	藤沢	天竜川	藤沢川	伊那市高遠町藤沢御堂垣外	自記
市	長藤	天竜川	藤沢川	伊那市高遠町長藤野笹	自記
市	三義	天竜川	山室川	伊那市高遠町山室久保	自記
市	高遠	天竜川	三峰川	伊那市高遠町西高遠(総合支所内)	自記
市	西箕輪支所	天竜川		伊那市西箕輪6700-2	自記
市	西春近南小学校	天竜川		伊那市西春近7370	自記
市	西春近北小学校	天竜川		伊那市西春近191	自記

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
市	伊那西小学校	天竜川		伊那市ますみヶ丘6949-2	自記
市	新山小学校	天竜川		伊那市富巣535-2	自記



所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
市	高遠第二保育園	天竜川		伊那市高遠町藤沢2255	自記
村	宮田	天竜川	大沢川	上伊那郡宮田村98役場	自記

飯田建設事務所管内

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
県	飯田	天竜川	松川	飯田市追手町2丁目678(飯田合同庁舎)	雨量テレメーター
県	平岡	天竜川	天竜川	下伊那郡天龍村平岡1262-1(飯田建設事務所南部支所)	雨量テレメーター
県	落合	天竜川	小渋川	下伊那郡大鹿村大河原354	雨量テレメーター
県	釜沢	天竜川	小渋川	下伊那郡大鹿村大河原5047-9	雨量テレメーター
県	新野	天竜川	早木戸川	下伊那郡阿南町新野1310(新野小学校)	雨量テレメーター
県	清水平	天竜川	松川	飯田市上飯田8124-34	雨量テレメーター
県	松川ダム	天竜川	松川	飯田市上飯田8181の27(松川ダム管理事務所)	雨量テレメーター
県	須官	天竜川	西俣川	飯田市上飯田8125-346	雨量テレメーター
県	片桐ダム	天竜川	(片桐)松川	下伊那郡松川町上片桐5085-40	雨量テレメーター
県	屏風岩	天竜川	(片桐)松川	下伊那郡上片桐国有林223-イ林小班	雨量テレメーター
県	泰阜	天竜川	矢筈川	下伊那郡泰阜村平島田3136-1	雨量テレメーター
県	清内路	天竜川	阿智川	下伊那郡阿智村清内路422-1	雨量テレメーター
県	高森	天竜川	大島川	下伊那郡高森町下市田2183-1	雨量テレメーター
県	西栗矢	天竜川	阿智川	下伊那郡阿智村伍和4500-1	雨量テレメーター
県	阿智	天竜川	本谷川	下伊那郡阿智村智里4034-15	雨量テレメーター
県	権現山	天竜川	細田川	飯田市上久堅1995-4	雨量テレメーター(冬期間閉鎖)
県	五郎島	天竜川	留々女川	飯田市川路3467-2	雨量テレメーター
県	西条	天竜川		下伊那郡阿南町西條2305-10	雨量テレメーター(冬期間閉鎖)
県	旭山	天竜川	加賀須川	下伊那郡喬木村9400-1	雨量テレメーター
県	渡場	天竜川	寺沢川	下伊那郡松川町生田5940-6	雨量テレメーター
県	二の又	天竜川	和知野川	下伊那郡阿智村浪合1311	雨量テレメーター
県	十六方	矢作川	平谷川	下伊那郡平谷村737-451	雨量テレメーター
県	根羽	矢作川	矢作川	下伊那郡根羽村108-1	雨量テレメーター
県	南信州広域公園	天竜川	売木川	下伊那郡売木村2653-3	自記
気象台	飯田	天竜川	野底川	飯田市高羽町(飯田特別地域気象観測所)	有線ロケット気象計
気象台	阿南	天竜川	天竜川	下伊那郡阿南町南条	有線ロケット雨量計
気象台	浪合	天竜川	和知野川	下伊那郡阿智村浪合	有線ロケット気象計
気象台	大鹿	天竜川	小渋川	下伊那郡大鹿村大河原	有線ロケット雨量計
国土交通省(天竜川)	佐原	天竜川	虻川	下伊那郡豊丘村大字神稲6001	雨量テレメーター
国土交通省(天竜川)	片桐松川	天竜川	(片桐)松川	下伊那郡松川町上片桐5078-8	雨量テレメーター
国土交通省(天竜川)	上久堅	天竜川	イタチ川	飯田市上久堅2461-1	雨量テレメーター
国土交通省(天竜川)	鈴ヶ平	天竜川	松川(飯田松川)	飯田市上飯田8166-5	自記
国土交通省(天竜川)	松尾	天竜川	天竜川	飯田市松尾470	自記
国土交通省(天竜川)	大鹿	天竜川	小渋川	下伊那郡大鹿村大河原892-1	自記
国土交通省(天竜川)	市田	天竜川	天竜川	下伊那郡高森町吉田2142-1	自記
国土交通省(豊橋)	平谷	矢作川	上村川	下伊那郡平谷村中町地籍	テレメーター
国土交通省(豊橋)	根羽	矢作川	矢作川	下伊那郡根羽村	テレメーター
国土交通省(ダム統管)	鹿塩	天竜川	小渋川	下伊那郡大鹿村大字鹿塩	雨量テレメーター
国土交通省(ダム統管)	上野々	天竜川	小渋川	下伊那郡大鹿村大字大河原	雨量テレメーター
国土交通省(ダム統管)	沢井	天竜川	小渋川	下伊那郡大鹿村大字鹿塩	雨量テレメーター
国土交通省(ダム統管)	松の田	天竜川	小渋川	下伊那郡大鹿村大字大河原	雨量テレメーター
国土交通省(ダム統管)	小渋ダム	天竜川	小渋川	下伊那郡松川町生田	雨量テレメーター
中部電力(株)	駒場えん堤	天竜川	阿智川	下伊那郡阿智村智里	自記テレメーター
中部電力(株)	泰阜ダム	天竜川	天竜川	下伊那郡泰阜村	自記テレメーター
中部電力(株)	和知野えん堤	天竜川	和知野川	下伊那郡阿南町西條	自記テレメーター
町	松川町役場	天竜川	(片桐)松川	下伊那郡松川町役場内	自記テレメーター
町	高森町役場	天竜川	天竜川	高森町下市田2183-1(高森町役場)	自記テレメーター
町	高森町役場	天竜川	天竜川	高森町下市田2183-1	雨量テレメーター
町	阿南町役場	天竜川	天竜川	下伊那郡阿南町東條58-1	自記
阿南消防署	阿南消防署	天竜川	天竜川	下伊那郡阿南町西條417-15	全自動気象観測総合システム
町	阿南町役場富草出張所	天竜川	門原川	下伊那郡阿南町富草4216	自記
市	飯田市役所	天竜川		飯田市大久保町2534	雨量テレメーター
市	飯田市役所座光寺	天竜川	土曾川	飯田市座光寺2535	雨量テレメーター
市	飯田市役所松尾	天竜川		飯田市松尾城4012-1	雨量テレメーター
市	飯田市役所上久堅	天竜川	天竜川	飯田市下久堅知久平118-1	雨量テレメーター
市	飯田市役所半代	天竜川	イタチ沢川	飯田市上久堅3769	雨量テレメーター
市	飯田市役所龍江	天竜川	米川	飯田市千代1170-1	雨量テレメーター
市	飯田市役所龍江	天竜川		飯田市龍江4517	雨量テレメーター
市	飯田市役所龍江	天竜川		飯田市桐林505	雨量テレメーター
市	飯田市役所伊豆木	天竜川		飯田市伊豆木5451-2	雨量テレメーター
市	飯田市役所山本	天竜川	久米川	飯田市山本3378	雨量テレメーター
市	飯田市役所貴長	天竜川	毛賀沢川、新川、茂都計川	飯田市大瀬木570-1	雨量テレメーター
村	阿智村清内路振興室	天竜川	阿智川	下伊那郡阿智村清内路375-1	雨量システム監視装置
村	阿智村役場	天竜川	阿智川	下伊那郡阿智村駒場483	雨量システム監視装置

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
村	阿智村浪合振興室	天竜川	和知野川	下伊那郡阿智村浪合1018	雨量システム監視装置
村	平谷村役場	矢作川	平谷川	下伊那郡平谷村354	自記
村	トレーニングセンター	矢作川	矢作川	下伊那郡根羽村103-4	テレメータ
村	下條村役場	天竜川	白又川	下伊那郡下條村睦沢8801-1	自記
村	下條村役場	天竜川		下伊那郡下條村睦沢(長原集会所)	雨量システム監視装置
村	下條村役場	天竜川		下伊那郡下條村陽阜(上野原集会所)	雨量システム監視装置
村	売木村役場	天竜川	売木川	下伊那郡売木村968-1	全自動気象観測総合システム
村	泰阜村役場	天竜川	天竜川	下伊那郡泰阜村3236-1	自記
村	加々須	天竜川		下伊那郡喬木村2720-1	雨量観測システム(冬期間閉鎖)
村	大島	天竜川		下伊那郡喬木村9432-1	雨量観測システム(冬期間閉鎖)
村	氏乗	天竜川		下伊那郡喬木村10560-2	雨量観測システム(冬期間閉鎖)
村	富田	天竜川		下伊那郡喬木村13522-1	雨量観測システム(冬期間閉鎖)
村	喬木村役場	天竜川		下伊那郡喬木村6664	雨量観測システム
村	喬木村役場	天竜川	天竜川	下伊那郡喬木村6664	自記
村	豊丘村役場	天竜川	天竜川	下伊那郡豊丘村大字神稲3120	自記
村	河野新田	天竜川	天竜川	下伊那郡豊丘村大字河野8353	テレメータ
村	堀越	天竜川	芦部川	下伊那郡豊丘村大字河野4468-327	テレメータ
村	山田	天竜川	漆沢川	下伊那郡豊丘村大字神稲1952-1	テレメータ
村	伴野	天竜川	天竜川	下伊那郡豊丘村大字神稲9138	テレメータ
村	伴野原	天竜川	地藏ヶ沢川	下伊那郡豊丘村大字神稲8529-2	テレメータ
村	長沢	天竜川	長沢川	下伊那郡豊丘村大字神稲12525-211	テレメータ
村	中平	天竜川	芦部川	下伊那郡豊丘村大字河野1235-2	テレメータ
村	壬生沢	天竜川	壬生沢川	下伊那郡豊丘村大字神稲10525	テレメータ
JR東海	伊那大島駅	天竜川	天竜川	下伊那郡松川町元大島1415	IC式雨量計
JR東海	飯田駅	天竜川	(飯田)松川	飯田市上飯田5356	有線ロケット雨量計
JR東海	伊那八幡駅	天竜川	天竜川	飯田市松尾2191	有線ロケット雨量計
JR東海	天竜峡駅	天竜川	天竜川	飯田市川路4744	有線ロケット雨量計
JR東海	門島駅	天竜川	天竜川	下伊那郡泰阜村門島	IC式雨量計
JR東海	温田駅	天竜川	天竜川	飯田市泰阜村温田	IC式雨量計
小渋川土地改良区	小渋川土地改良区	天竜川	天竜川	飯田市豊丘村大字神稲3033-2	テレメータ

### 下伊那南部建設事務所管内

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
県	上中郷	天竜川	遠山川	飯田市上村字大野峰920-18	雨量テレメータ
県	森山	天竜川	小嵐川	飯田市南信濃八重河内898	雨量テレメータ(冬期間閉鎖)
気象台	南信濃	天竜川	遠山川	飯田市南信濃和田字夜川瀬	有線ロケット気象計
国土交通省(天竜川)	北又	天竜川	遠山川	飯田市上村ホツ沢入979-34	雨量テレメータ
国土交通省(天竜川)	大野	天竜川	遠山川	飯田市上村下栗1293-0	自記
国土交通省(天竜川)	遠山	天竜川	遠山川	飯田市南信濃木沢592-9	雨量テレメータ
国土交通省(天竜川)	此田	天竜川	遠山川	飯田市南信濃八重河内1191	自記
電源開発	炭焼山	天竜川	遠山川	飯田市上村炭焼山	無線ロケット雨量計
中部電力(株)	平岡ダム	天竜川	天竜川	下伊那郡天龍村平岡	自記
中部電力(株)	飯島えん堤	天竜川	遠山川	飯田市南信濃木沢	自記テレメータ
村	天龍村役場	天竜川	天竜川	下伊那郡天龍村平岡878	自記テレメータ
市	飯田市上村自治振興センター	天竜川	上村川	飯田市上村754-2	雨量テレメータ
JR東海	平岡駅	天竜川	天竜川	下伊那郡天龍村平岡316	IC式雨量計
JR東海	伊那小沢駅	天竜川	天竜川	下伊那郡天龍村1876	IC式雨量計

### 木曽建設事務所管内

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
県	木曽福島	木曽川	木曽川	木曽郡木曽町福島塩淵(木曽合同庁舎)	テレメータ
県	細島	木曽川	笹川	木曽郡木祖村細島	テレメータ
県	松原	木曽川	王滝川	木曽郡王滝村松越	土石流発生監視システム
県	田ノ原	木曽川	王滝川	木曽郡王滝村田ノ原	土石流発生監視システム
県	滝越	木曽川	王滝川	木曽郡王滝村滝越	土石流発生監視システム
県	正沢	木曽川	正沢川	木曽郡木曽町日義正沢	土石流発生監視システム
県	地蔵峠	木曽川	黒川	木曽郡木曽町新開字唐沢滝上	土石流発生監視システム
県	開田高原	木曽川	西野川	木曽郡木曽町開田高原西野	土石流発生監視システム
県	屋敷野	木曽川	木曽川	木曽郡木曽町三岳屋敷野	噴火対策テレメータ
県	上松	木曽川	木曽川	木曽郡上松町上松中学校横	テレメータ
県	三岳	木曽川	王滝川	木曽郡木曽町三岳6311	テレメータ
県	奥幸沢	木曽川	幸沢川	木曽郡木曽町新開3781-0	テレメータ(12/1-5/10閉鎖)
県	殿	木曽川	木曽川	木曽郡大桑村大字殿1156-1	テレメータ(12/10-4/30閉鎖)
県	ミソル	木曽川	木曽川	岐阜県中津川市大字山口98-3	テレメータ
県	倉本	木曽川	木曽川	木曽郡上松町大字荻原58	テレメータ
県	開田村	木曽川	西野川	木曽郡木曽町開田高原西野2762-1	
気象台	木祖藪原	木曽川	木曽川	木曽郡木祖村藪原	有線ロケット気象計
気象台	木曽福島	木曽川	木曽川	木曽郡木曽町福島	有線ロケット気象計

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
気象台	開田高原	木曽川	把の沢川	木曽郡木曽町開田高原西野	有線ロケット気象計
気象台	南木曽	木曽川	木曽川	木曽郡南木曽町読書	有線ロケット気象計
気象台	須原	木曽川	木曽川	木曽郡大桑村須原殿	有線ロケット雨量計
気象台	御嶽山	木曽川	濁沢川	木曽郡王滝村御岳国有林	有線ロケット雨量計
国土交通省(木曽川)	蘭	木曽川	蘭川	木曽郡南木曽町蘭	テレメーター
国土交通省(丸山ダム)	桃山	木曽川	木曽川	木曽郡上松町荻原字小野谷	テレメーター
国土交通省(丸山ダム)	三留野	木曽川	木曽川	木曽郡南木曽町読書	テレメーター
国土交通省(丸山ダム)	岡の平	木曽川	木曽川	木曽郡木曽町新開	テレメーター
国土交通省(丸山ダム)	三浦	木曽川	王滝川	木曽郡王滝村三浦	テレメーター
国土交通省(丸山ダム)	王滝	木曽川	王滝川	木曽郡王滝村王滝	テレメーター
国土交通省(丸山ダム)	西野川	木曽川	西野川	木曽郡木曽町開田高原西野	テレメーター
国土交通省(丸山ダム)	須原	木曽川	木曽川	木曽郡大桑村殿	テレメーター
国土交通省(木曽川)	御岳山	木曽川	西野川	木曽郡木曽町三岳千本松	テレメーター
国土交通省(木曽川)	赤沢	木曽川	小川	木曽郡上松町赤沢	テレメーター
国土交通省(木曽川)	阿寺	木曽川	阿寺川	木曽郡大桑村阿寺	テレメーター
国土交通省(飯田国道)	藪原	木曽川	木曽川	木曽郡木祖村藪原(木祖中学校)	自記
町	栄町	木曽川	中沢	木曽郡上松町栄町1丁目40番地	気象観測ロケット
町	東奥	木曽川	十王沢	木曽郡上松町大字小川687番地の内	気象観測ロケット
町	台	木曽川	小川	木曽郡上松町大字小川5997番地	気象観測ロケット
町	柿其	木曽川	柿其川	木曽郡南木曽町読書岩倉	山崩予測システム(12/20～4/10閉鎖)
町	与川	木曽川	与川	木曽郡南木曽町読書与川	山崩予測システム(12/20～4/10閉鎖)
町	三留野	木曽川	木曽川	木曽郡南木曽町読書(南木曽町役場)	山崩予測システム(12/20～4/10閉鎖)
町	広瀬	木曽川	蘭川	木曽郡南木曽町吾妻奥志水	山崩予測システム(12/20～4/10閉鎖)
町	蘭	木曽川	蘭川	木曽郡南木曽町吾妻元町	テレメーター
町	田立	木曽川	長谷川	木曽郡南木曽町田立栗畑	テレメーター
村	長野	木曽川	木曽川	木曽郡大桑村長野(大桑村役場)	自記テレメーター
村	田光	木曽川	伊那川	木曽郡大桑村長野田光	自記テレメーター
村	下在	木曽川	木曽川	木曽郡大桑村野尻下在	自記テレメーター
村	木祖	木曽川	木曽川	木曽郡木祖村(木祖村役場)	自記
村	しらかば平	木曽川	笹川	木曽郡木祖村大字小木曽池の平	テレメーター(12/1～3/31まで閉鎖)
村	斧の沢	木曽川	笹川	木曽郡木祖村大字小木曽斧の沢	テレメーター
町	開田	木曽川	把の沢川	木曽郡木曽町開田高原西野(開田支所)	テレメーター
町	日義	木曽川	木曽川	木曽郡木曽町日義1602(日義支所)	自記
町	三岳	木曽川	王滝川	木曽郡木曽町三岳(三岳支所)	テレメーター
JR東海	木曽福島	木曽川	木曽川	木曽郡木曽町福島小丸山(JR木曽福島工務区)	テレメーター
JR東海	上松駅	木曽川	木曽川	木曽郡上松町上松駅構内	テレメーター
JR東海	野尻駅	木曽川	木曽川	木曽郡大桑村野尻駅構内	テレメーター
関西電力	読書ダム	木曽川	木曽川	木曽郡大桑村大字野尻	テレメーター
関西電力	妻籠発電所取水口	木曽川	蘭川	木曽郡南木曽町吾妻字森	テレメーター
関西電力	山口ダム取水口	木曽川	木曽川	木曽郡南木曽町田立ケンカ平6-1	テレメーター
関西電力	木曽川ダム	木曽川	木曽川	木曽郡木曽町字川淵	テレメーター
関西電力	常盤ダム	木曽川	王滝川	木曽郡木曽町三岳下殿	テレメーター
関西電力	木曽ダム	木曽川	木曽川	木曽郡木曽町福島川合	テレメーター
関西電力	三浦ダム	木曽川	王滝川	木曽郡王滝村	テレメーター
関西電力	王滝川ダム	木曽川	王滝川	木曽郡王滝村滝越	テレメーター
関西電力	伊奈川ダム	木曽川	伊那川	木曽郡大桑村大字須原字八丁	テレメーター
独立行政法人水資源機構	三笠	木曽川	王滝川	木曽郡王滝村	テレメーター
独立行政法人水資源機構	鯪川	木曽川	王滝川	木曽郡王滝村	テレメーター
独立行政法人水資源機構	池の越	木曽川	王滝川	木曽郡王滝村	テレメーター
独立行政法人水資源機構	牧尾ダム	木曽川	王滝川	木曽郡木曽町三岳	有線テレメーター
独立行政法人水資源機構	ワサビ沢	木曽川	木曽川	木曽郡木祖村小木曽	自記テレメーター
独立行政法人水資源機構	池ノ沢	木曽川	木曽川	木曽郡木祖村小木曽	自記テレメーター
独立行政法人水資源機構	味噌川ダム	木曽川	木曽川	木曽郡木祖村小木曽	自記テレメーター

### 松本建設事務所管内

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
気象台	松本	信濃川	大門沢川	松本市沢村(松本特別地域気象観測所)	有線ロケット気象計
気象台	松本今井	信濃川	奈良井川	松本市大字空港東(松本航空気象観測所)	有線ロケット気象計
気象台	奈川	信濃川	奈川	松本市奈川	有線ロケット気象計
気象台	上高地	信濃川	梓川	松本市安曇上高地国有林	有線ロケット雨量計
気象台	聖高原	信濃川	麻績川	東筑摩郡麻績村麻字猿ヶ馬場峯山	有線ロケット雨量計
国土交通省(千曲川)	保福寺	信濃川	会田川	松本市保福寺町	自記テレメーター
国土交通省(千曲川)	霞沢	信濃川	梓川	松本市安曇沢渡	自記
国土交通省(千曲川)	東朝日	信濃川	奈良井川	東筑摩郡朝日村古見	自記テレメーター
国土交通省(千曲川)	島橋	信濃川	奈良井川	松本市島内下平瀬	自記テレメーター
国土交通省(千曲川)	贅川	信濃川	奈良井川	塩尻市大字贅川	自記テレメーター
国土交通省(松本砂防)	松本	信濃川	奈良井川	松本市元町(国土交通省松本砂防工事事務所)	自記テレメーター
国土交通省(松本砂防)	奈川	信濃川	奈川	松本市奈川黒川渡	自記テレメーター
国土交通省(松本砂防)	島々谷	信濃川	島々谷川	松本市安曇島々谷	テレ(11月下旬～5月下旬閉鎖)

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
国土交通省(松本砂防)	大野田	信濃川	梓川	松本市安曇川端	自記テレメーター
国土交通省(松本砂防)	上高地	信濃川	梓川	松本市安曇上高地	テレメータ
国土交通省(松本砂防)	上堀沢	信濃川	梓川	松本市安曇上高地	自記・礼(11月下旬～5月下旬閉鎖)
国土交通省(松本砂防)	中堀沢	信濃川	梓川	松本市安曇上高地	自記・礼(11月下旬～5月下旬閉鎖)
国土交通省(松本砂防)	下堀沢	信濃川	梓川	松本市安曇上高地	自記・礼(11月下旬～5月下旬閉鎖)
国土交通省(松本砂防)	焼岳	信濃川	梓川	松本市安曇上高地	自記テレメーター
国土交通省(松本砂防)	番所	信濃川	小大野川	松本市安曇番所	自記・礼(11月下旬～5月下旬閉鎖)
国土交通省(松本砂防)	野麦	信濃川	奈川	松本市奈川川浦	自記・礼(11月下旬～5月下旬閉鎖)
国土交通省(松本砂防)	深谷	信濃川	奈川	松本市奈川寄合渡	自記・礼(11月下旬～5月下旬閉鎖)
国土交通省(松本砂防)	黒川上流	信濃川	黒川	松本市奈川寄合渡	自記(11月下旬～5月下旬閉鎖)
国土交通省(長野国道)	生坂テレメーター	信濃川	犀川	東筑摩郡生坂村上生坂	テレメーター
県	松本建設	信濃川	奈良井川	松本市島立1020松本合同庁舎	自記テレメーター(河)
県	琵琶橋	信濃川	奈良井川	塩尻市洗馬下平	自記テレメーター(河)
県	奈良井ダム	信濃川	奈良井川	塩尻市大字奈良井字表塩水	雨量テレメーター(ダ)
県	萱ヶ平	信濃川	奈良井川	塩尻市大字奈良井国有林38は林小班	々(11/1～5/5閉鎖)(ダ)
県	大沢新田	信濃川	東条川	東筑摩郡筑北村大沢新田245	テレメータ(ダ)
県	上手山	信濃川	小仁熊川	東筑摩郡筑北村西条4715	テレメータ(ダ)
県	北山ダム	信濃川	宮川	東筑摩郡麻績村大字北山	テレメータ(ダ)
県	水上ダム	信濃川	水上沢川	松本市中川	テレメータ(ダ)
県	白骨	信濃川	犀川	松本市安曇白骨温泉	テレメーター自記(道) (11月下旬～4月中旬閉鎖)
県	大正池	信濃川	犀川	松本市安曇大正池ホテル下	テレメーター自記(道) (11月下旬～4月中旬閉鎖)
県	中の湯	信濃川	犀川	松本市安曇中の湯	テレメーター自記(道) (12月下旬～4月中旬閉鎖)
県	沢渡	信濃川	犀川	松本市安曇湯川渡(沢渡)	テレメーター自記(道) (12月下旬～4月中旬閉鎖)
県	奈川渡	信濃川	犀川	松本市奈川奈川渡ダム	テレメーター自記(道) (11月下旬～4月中旬閉鎖)
県	寄合渡	信濃川	奈川	松本市奈川寄合渡	テレメーター自記(道) (11月下旬～4月中旬閉鎖)
県	入山辺	信濃川	薄川	松本市入山辺崖ダム横	自記テレメーター(河)
県	松本	信濃川	薄川	松本市入山辺4804-1	テレメータ(砂)
県	和泉	信濃川	牛伏川	松本市中山6181-3	テレメータ(砂)
県	波田	信濃川	梓川	松本市安曇大野田219-2	テレメータ(砂)
県	美鈴湖	信濃川	女鳥羽川	松本市三才山551-1	テレメータ(砂)
県	朝日	信濃川	鎖川	東筑摩郡朝日村大字古見769-1	テレメータ(砂)
県	奈川渡	信濃川	奈川	松本市奈川4879-7	テレメータ(砂)
県	川浦	信濃川	奈川	松本市奈川330-5	テレメータ(砂)
県	乗鞍	信濃川	小大野川	松本市安曇4360-7	テレメータ(砂)
県	上高地	信濃川	梓川	松本市安曇4466-9	テレメータ(砂)
県	上野	信濃川	梓川	松本市梓川梓2764-4	テレメータ(砂)
県	贄川	信濃川	奈良井川	塩尻市大字贄川字折戸1215-2	テレメータ(砂)
県	麻績	信濃川	麻績川	東筑摩郡麻績村横合8488-2	テレメータ(砂)
県	生坂	信濃川	犀川	東筑摩郡生坂村白日10018-10	テレメータ(砂)
県	西賀	信濃川	会田川	松本市中川6003-165	テレメータ(砂)
県	四条	信濃川	東条川	東筑摩郡筑北村西条4195	テレメータ(砂)
県	小仁熊ダム	信濃川	小仁熊川	東筑摩郡筑北村富蔵1201-94	自記テレメーター(ダ)
県	農業試験場	信濃川	奈良井川	塩尻市大字宗賀1066-1野菜花き試験場	自記
県	畜産試験場	信濃川	田川	塩尻市大字片丘10931-1長野県畜産試験場	自記
市	松本市役所四賀支所	信濃川	会田川	松本市会田1001-1	自記
市	高ソメ	信濃川	奈川	松本市奈川高ソメ	テレメーター(11月下旬～4月中旬閉鎖)
市	曾倉	信濃川	奈川	松本市奈川曾倉	テレメーター(11月下旬～4月中旬閉鎖)
市	木曾路原	信濃川	大寄合川	松本市奈川木曾路原	テレメーター(11月下旬～4月中旬閉鎖)
市	塩尻消防署	信濃川	田川	塩尻市広丘高出1486-802	テレメータ
市	洗馬支所	信濃川	小曾部川	塩尻市大字洗馬2550-2	テレメータ
市	北小野支所	天竜川	前田川	塩尻市大字北小野48	テレメータ
市	片丘支所	信濃川	田川	塩尻市片丘4758-7	テレメータ
市	塩尻東支所	信濃川	田川	塩尻市塩尻町648-1	テレメータ
市	広丘支所	信濃川	田川	塩尻市広丘野村2036-1	テレメータ
市	宗賀支所	信濃川	奈良井川	塩尻市宗賀2658-1	テレメータ
市	木曾くらしの工芸館	信濃川	奈良井川	塩尻市木曾平沢2272-1	テレメータ
市	上小曾部浄水	信濃川	小曾部川	塩尻市大字洗馬上小曾部4077-124	テレメータ
市	榎川中学校	信濃川	奈良井川	塩尻市奈良井1037-3	テレメータ
市	勝弦	天竜川	前田川	塩尻市北小野1589-1	テレメータ
市	松本市役所波田支所	信濃川	犀川	松本市波田4417-1	自記
村	筑北村役場	信濃川	東条川	東筑摩郡筑北村西条4195	自記
村	筑北村役場坂北支所	信濃川	東条川	東筑摩郡筑北村坂北2187	自記
村	麻績村役場	信濃川	麻績川	東筑摩郡麻績村麻3837	自記(12/28～2/28閉鎖)
村	筑北村役場坂井支所	信濃川	麻績川	東筑摩郡筑北村坂井5687-2	自記
村	生坂村役場	信濃川	犀川	東筑摩郡生坂村5493-2	テレメータ
村	山形村役場	信濃川	三間沢川	東筑摩郡山形村2031-2	自記
村	三俣	信濃川	鎖川	東筑摩郡朝日村大字古見5-1	テレメーター

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
村	野俣沢	信濃川	鎮川	東筑摩郡朝日村大字古見7-4	テレメーター
JR東海	奈良井駅	信濃川	奈良井川	塩尻市大字奈良井駅構内	
東京電力リニューアブルパワー(株)	大正池	信濃川	梓川	松本市安曇	テレメーター
東京電力リニューアブルパワー(株)	奈川渡	信濃川	梓川	松本市奈川	テレメーター
東京電力リニューアブルパワー(株)	奈川	信濃川	奈川	松本市奈川	テレメーター
東京電力リニューアブルパワー(株)	塩尻	信濃川	奈良井川	塩尻市広丘郷原	テレメーター

### 安曇野建設事務所管内

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
県	豊科	信濃川	穂高川	安曇野市豊科4960-1(安曇野建設事務所内)	自記テレメーター
県	犀川砂防	信濃川	犀川	犀川砂防事務所	自記テレメーター
県	中房	信濃川	犀川穂高川	安曇野市穂高有明	自記テレメーター
県	有明	信濃川	犀川穂高川	安曇野市穂高有明7374-3	自記テレメーター
県	黒沢	信濃川	黒沢川	安曇野市三郷小倉2608-1	自記テレメーター
県	上野	信濃川	犀川	松本市梓川梓2764-4	自記テレメーター
県	烏川	信濃川	烏川	安曇野市堀金烏川	自記テレメーター
气象台	穂高	信濃川	穂高川	安曇野市穂高	有線ロケット気象計
国土交通省(千曲川)	信濃坂	信濃川	犀川穂高川	安曇野市穂高有明	自記テレメーター
国土交通省(千曲川)	堀金	信濃川	烏川	安曇野市堀金大字烏川	自記テレメーター
国土交通省(千曲川)	陸郷	信濃川	犀川	安曇野市明科南陸郷	自記テレメーター

### 大町建設事務所管内

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
県(大町建)	大町	信濃川	高瀬川	大町市大町1058の2(大町建設事務所)	テレメーター
県(大町建)	青木湖	信濃川	農具川	大町市平21244	テレメーター
県(大町建)	沓掛	信濃川	高瀬川	大町市常盤字東原3798-48	テレメーター
県(大町建)	高瀬入	信濃川	籠川	大町市平ナロラ大クボ2112-729	テレメーター(11月下旬～4月上旬中止)
県(大町建)	広津	信濃川	犀川	北安曇郡池田町大字広津23201-1	テレメーター
県(姫川)	姫川砂防	姫川	姫川	北安曇郡小谷村大字千国乙10307-3(姫川砂防事務所)	テレメーター
県(姫川)	土沢	姫川	土沢川	北安曇郡小谷村大字北小谷1492	テレメーター(11月下旬～5月上旬中止)
県(姫川)	横根沢	姫川	横根沢	北安曇郡小谷村大字千国乙12211	テレメーター(11月下旬～4月上旬中止)
県(姫川)	土谷川	姫川	土谷川	北安曇郡小谷村大字中土奉納1724	テレメーター
県(姫川)	白井沢	姫川	白井沢	北安曇郡小谷村大字北小谷嶮岨6021-1	テレメーター(11月下旬～5月上旬中止)
県(姫川)	梅池沢	姫川	梅池沢	北安曇郡小谷村大字千国鎌池ノ平山乙12830	テレメーター(11月下旬～5月上旬中止)
県(姫川)	大櫛川	姫川	大櫛川	北安曇郡白馬村北城西山4487-216	テレメーター
県(姫川)	白沢	姫川	白沢	北安曇郡白馬村神城14629先	テレメーター(11月下旬～4月上旬中止)
県(姫川)	犬川	姫川	犬川	北安曇郡白馬村神城大日向22133-40先	テレメーター(11月下旬～4月上旬中止)
県(姫川)	横川	姫川	横川	北安曇郡小谷村大字北小谷11179	テレメーター
県(土尻)	美麻	信濃川	藤沢川	大町市美麻大藤	テレメーター(11月下旬～4月上旬中止)
气象台	小谷	姫川	中谷川	北安曇郡小谷村大字中土	有線ロケット雨量計
气象台	白馬	姫川	大櫛川	北安曇郡白馬村北城	有線ロケット気象計
气象台	大町	信濃川	農具川	大町市大町	有線ロケット気象計
国土交通省(松本砂防)	高瀬	信濃川	高瀬川	大町市大町5032(高瀬川出張所)	自記・テレメーター
国土交通省(〃)	白馬	姫川	松川	北安曇郡白馬村大字北城6929-2(姫川出張所)	自記・テレメーター
国土交通省(〃)	平川	姫川	平川	北安曇郡白馬村北城平川	自記・テレメーター(11月～5月外部配係停止)
国土交通省(〃)	猿倉	姫川	松川	北安曇郡白馬村大字北城北股入	自記・テレメーター(11月～5月外部配係停止)
国土交通省(大町ダム)	大町ダム	信濃川	高瀬川	大町市平字ナロラ大クボ2112-71	自記・テレメーター
国土交通省(〃)	双六岳	信濃川	高瀬川	大町市大字平高瀬入国有林 88八林小班	自記・テレメーター(10月下旬～6月下旬休止)
国土交通省(〃)	扇沢	信濃川	籠川	大町市大字平字籠川谷国有林 24-3林小班	自記・テレメーター(11月中旬～5月下旬休止)
国土交通省(〃)	鹿島	信濃川	鹿島川	大町市大字平ツベタノ原8552	自記・テレメーター(11月中旬～5月下旬休止)
国土交通省(高田工事)	中土	姫川	中谷川	北安曇郡小谷村大字中土小谷温泉	自記
国土交通省(〃)	南小谷	姫川	姫川	北安曇郡小谷村大字中土小谷	テレメーター
市	大町	信濃川	高瀬川	大町市大町3887(大町市役所)	自記
市	八坂	信濃川	金熊川	大町市八坂1108-1(八坂支所)	自記
村	白馬村役場	姫川	姫川	北安曇郡白馬村大字北城7025	自記(12/1～3/31閉鎖)
村	小谷村役場	姫川	姫川	北安曇郡小谷村大字中土小谷丙131	自記
市	美麻	信濃川	金熊川	大町市美麻11810-イ(美麻支所)	自記
村	松川	信濃川	高瀬川	北安曇郡松川村76-5(松川村役場)	自記
町	池田町役場	信濃川	高瀬川	北安曇郡池田町池田3203-6	テレメーター
町	池田町中島	信濃川	高瀬川	北安曇郡池田町会染480	テレメーター
町	池田町滝沢	信濃川	高瀬川	北安曇郡池田町会染3526	テレメーター
町	池田町陸郷	信濃川	八代沢川	北安曇郡池田町陸郷7446-2	テレメーター
中部電力(株)	姫川第二えん	姫川	姫川	北安曇郡白馬村大字北城	自記
東京電力リニューアブルパワー(株)	七倉ダム	信濃川	高瀬川	大町市平高瀬入	テレメーター
東京電力リニューアブルパワー(株)	高瀬ダム	信濃川	高瀬川	大町市平高瀬入	テレメーター
東京電力リニューアブルパワー(株)	高五	信濃川	高瀬川	大町市平高瀬入	テレメーター
東京電力リニューアブルパワー(株)	金熊川	信濃川	金熊川	大町市八坂字小菅	テレメーター
東京電力リニューアブルパワー(株)	麻績川	信濃川	麻績川	筑北村坂北	テレメーター

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
<b>千曲建設事務所管内</b>					
所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
県	千曲(更埴)	信濃川	千曲川	千曲市大字屋代1881(千曲建設事務所)	テレメーター自記
県	漆原	信濃川	千曲川	千曲市大字上山田字新山1051番地6	テレメーター自記
県	八幡	信濃川	千曲川	千曲市大字八幡986-2	テレメーター自記(砂防)
県	森	信濃川	千曲川	千曲市大字森2846-3	テレメーター自記(砂防)
県	坂城	信濃川	千曲川	埴科郡坂城町大字網掛382	テレメーター自記(砂防)
町	坂城町役場	信濃川	千曲川	埴科郡坂城町大字坂城10050	自記
千曲坂城消防組合	戸倉・上山田署	信濃川	千曲川	千曲市大字磯部1221	自記
千曲坂城消防組合	更埴署	信濃川	千曲川	千曲市大字杭瀬下84	自記
千曲坂城消防組合	坂城署	信濃川	千曲川	埴科郡坂城町大字中之条1126-1	テレメーター自記
国土交通省(千曲川)	八王子	信濃川	千曲川	千曲市大字若宮	自記テレメーター

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
<b>須坂建設事務所管内</b>					
所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
県	須坂	信濃川	千曲川	須坂市大字須坂中樋手1699-11(須坂建設事務所)	テレメーター
県	菅平	信濃川	仙仁川	須坂市大字仁礼字仙仁山3153-5	テレメーター
県	山田	信濃川	松川	高山村大字奥山田字下牛久保3569	テレメーター
県	高井	信濃川	松川	高山村大字高井7856-1	テレメーター
県	豊丘ダム	信濃川	灰野川	須坂市大字豊丘字乳山3321-46	テレメーター
県	五味池	信濃川	灰野川	須坂市大字豊丘字乳山3321-1	テレメーター(11/7-5/15閉鎖)
県	水中	信濃川	八木沢川	高山村大字高井891-1	テレメーター
気象台	笠岳	信濃川	松川	上高井郡高山村奥山田字山田入	有線ロケット雨量計
市	須坂	信濃川	百々川	須坂市大字須坂1528-1(須坂市役所)	テレメーター
市	須坂	信濃川	百々川	須坂市大字小山1306(須坂市消防本部)	テレメーター
市	仁礼	信濃川	仙仁川	須坂市大字仁礼1912	テレメーター
市	豊丘上	信濃川	奈良川	須坂市大字豊丘1780-4(豊丘上原公会堂)	テレメーター
市	峰の原高原	信濃川	仙仁川	須坂市大字仁礼3153-754(須坂市峰の原高原集会場)	テレメーター
町	小布施	信濃川	松川	小布施町大字小布施1491-2(小布施町役場)	自記
村	高山	信濃川	松川八木沢川	高山村大字高井4972(高山村役場)	自記

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
<b>長野建設事務所管内</b>					
所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
県	長野	信濃川	裾花川	長野市大字南長野南県町686の1(長野建設事務所)	雨量テレメーター
県	三才	信濃川	駒沢川	長野市三才念仏塚2203-8	雨量テレメーター
県	松代	信濃川	蛭川	長野市松代町東寺尾3323	雨量テレメーター
県	信州新町	信濃川	太田川	長野市信州新町山穂刈6069-1	雨量テレメーター
県	戸隠牧場	信濃川	鳥居川	長野市戸隠大洞沢3694	雨量テレメーター
県	浅川ダム	信濃川	浅川	長野市真光寺(浅川ダム管理棟)	雨量テレメーター
県	浅川	信濃川	浅川	長野市浅川清水762(浅川霊園)	テレメーター(砂防)
県	陣場平	信濃川	犀川	長野市七二会3465	テレメーター(砂防)
県	信里	信濃川	岡田川	長野市篠ノ井有旅3692(信里小学校)	テレメーター(砂防)
県	地蔵峠	信濃川	蛭川	長野市松代町豊栄1005	雨量テレメーター(砂防)
県	戸隠	信濃川	裾花川	長野市戸隠中社3115-2先	雨量テレメーター(砂防)
県	山大	信濃川	裾花川	長野県長野市鬼無里宮崎4960-1	雨量テレメーター(砂防)
県	日影	信濃川	裾花川	長野市鬼無里日影4524地先	雨量テレメーター(砂防)
県	柏原	信濃川	鳥居川	上水内郡信濃町柏原東裏363-12	雨量テレメーター(砂防)
県	牟礼	信濃川	鳥居川	上水内郡飯綱町古町2415	雨量テレメーター(砂防)
県	三水	信濃川	斑尾川	上水内郡飯綱町芋川4032-1	雨量テレメーター(砂防)
県	豊野	信濃川	鳥居川	長野市豊野町豊野荒古4001-26	雨量テレメーター(砂防)
県	若穂保科	信濃川	赤野田川	長野市若穂保科字白塚3818-35先	雨量テレメーター(砂防)
県	古海	関川	古海川	上水内郡信濃町大字古海字花ヶ入3306-1	雨量テレメーター(砂防)
県	田之頭	信濃川	裾花川	長野市鬼無里日影	気象観測装置テレメーター(道路)
県	新地蔵峠	信濃川	蛭川	長野市松代町豊栄字地蔵	気象観測装置テレメーター(道路)
県	古海	関川	関川	上水内郡信濃町古海	気象観測装置テレメーター(道路)
県	窓岩	信濃川	保科川	長野市若穂保科6259番地	気象観測装置テレメーター(道路)
県	坂中	信濃川	駒沢川	上水内郡飯綱町大字牟礼地蔵久保	気象観測装置テレメーター(道路)
県	栃原	信濃川	裾花川	長野市戸隠栃原字川浦	気象観測装置テレメーター(道路)
県	小鍋	信濃川	裾花川	長野市大字小鍋字湯ノ瀬	気象観測装置テレメーター(道路)
県	川後	信濃川	濁沢川	長野市川後2545	気象観測装置テレメーター(道路)
県	越道	信濃川	太田川	長野市信州新町越道	気象観測装置テレメーター(道路)
県(土尻)	土尻川	信濃川	土尻川	長野市七二会(土尻川砂防事務所)	雨量テレメーター(砂防)
県(土尻)	大岡	信濃川	犀川	長野市大岡乙298-1	雨量テレメーター(砂防)
県(土尻)	信州新町	信濃川	犀川	長野市信州新町下市場	雨量テレメーター(砂防)
県(土尻)	小川	信濃川	土尻川	上水内郡小川村大字高府見瀬之屋	雨量テレメーター(砂防)
県(裾花)	裾花ダム	信濃川	裾花川	長野市大字小鍋字神白沖3479-23(裾花ダム管理事務所)	雨量テレメーター
県(裾花)	戸隠	信濃川	裾花川	長野市戸隠大西	雨量テレメーター

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
県(裾花)	山中	信濃川	裾花川	長野市鬼無里山中	雨量テレメーター
県(裾花)	日影	信濃川	裾花川	長野市鬼無里日影	雨量テレメーター
県(裾花)	中西	信濃川	裾花川	長野市鬼無里観光センター	雨量テレメーター
県(裾花)	奥裾花ダム	信濃川	裾花川	長野市鬼無里16943-4	雨量テレメーター
県(企)	湯ノ瀬ダム	信濃川	裾花川	長野市大字小鍋字神白沖3465(湯ノ瀬ダム管理事務所)	雨量テレメーター
气象台	長野	信濃川	千曲川	長野市箱清水1-8-18(長野地方气象台)	有線ロボット気象計
气象台	信州新町	信濃川	犀川	長野市信州新町牧田中	有線ロボット気象計
气象台	鬼無里	信濃川	裾花川	長野市鬼無里	有線ロボット雨量計
气象台	信濃町	信濃川	鳥居川	上水内郡信濃町柏原字小丸山	有線ロボット気象計
国土交通省(千曲川)	鬼無里	信濃川	裾花川	長野市鬼無里日影2750-1	自記テレメーター
国土交通省(千曲川)	長野	信濃川	千曲川犀川	長野市鶴賀字峰村	自記テレメーター
国土交通省(千曲川)	飯綱	信濃川	浅川	長野市大字上ヶ屋2471-1584	自記テレメーター
国土交通省(長野国道)	信州新町出張所	信濃川	犀川	長野市信州新町新町927	自記テレメーター
国	長野	信濃川	千曲川	長野市西和田字八幡川北	自記テレメーター
市	市役所	信濃川	千曲川	長野市大字鶴賀緑町1613(長野市役所)	テレメーター
市	篠ノ井支所	信濃川	千曲川	長野市篠ノ井御幣川281-1(市・篠ノ井支所)	テレメーター
市	松代支所	信濃川	千曲川	長野市松代町松代1360(市・松代支所)	テレメーター
市	豊栄小学校	信濃川	蛭川	長野市松代町豊栄2787(豊栄小学校)	テレメーター
市	若穂支所	信濃川	千曲川	長野市若穂綿内7827(市・若穂支所)	テレメーター
市	菅平	信濃川	千曲川	長野市若穂保科6259-1548(県道脇)	テレメーター
市	川中島支所	信濃川	千曲川	長野市川中島町今井1756-1(市・川中島支所)	テレメーター
市	更北支所	信濃川	千曲川	長野市青木島町大塚881-1(市・更北支所)	テレメーター
市	七二会支所	信濃川	犀川	長野市七二会丁2373(市・七二会支所)	テレメーター
市	信更支所	信濃川	聖川	長野市信更町氷ノ田3180-1(市・信更支所)	テレメーター
市	信更高野	信濃川	犀川	長野市信更町高野1590番地先	テレメーター
市	柳原支所	信濃川	千曲川	長野市大字小島804-5(市・柳原支所)	テレメーター
市	若槻支所	信濃川	千曲川	長野市大字若槻東条505-1(市・若槻支所)	テレメーター
市	東部中学校	信濃川	千曲川	長野市桐原2-8-1(東部中学校)	テレメーター
市	三陽中学校	信濃川	千曲川	長野市大字高田1607(三陽中学校)	テレメーター
市	安茂里支所	信濃川	犀川	長野市大字安茂里1777-1(市・安茂里支所)	テレメーター
市	富士ノ塔	信濃川	犀川	長野市大字小鍋字上国見1660	テレメーター
市	芋井支所	信濃川	裾花川	長野市大字桜824-3(市・芋井支所)	テレメーター
市	飯綱浄水場	信濃川	裾花川	長野市大字上ヶ屋2471-1	テレメーター
市	戸隠支所	信濃川	裾花川	長野市戸隠豊岡1554(市・戸隠支所)	テレメーター
市	戸隠公民館	信濃川	裾花川	長野市戸隠栃原4789(戸隠公民館)	テレメーター
市	大岡笹久	信濃川	犀川	長野市大岡丙3062-2付近	テレメーター
市	信級公民館	信濃川	犀川	長野市信州新町信級1261	テレメーター
市	中条支所	信濃川	土尻川	長野市中条2549-2(市・中条支所)	テレメーター
市	中条倉本	信濃川	土尻川	長野市中条御山里2394-2	テレメーター
市	中条倉本寺	信濃川	土尻川	長野市中条日下野3198-3	テレメーター
町	飯綱町	信濃川	鳥居川	上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1(牟礼庁舎)	自記(12/15~3/15閉鎖)
町	溝口	信濃川	斑尾川	上水内郡飯綱町大字芋川6279-7	自記(12/15~3/15閉鎖)
町	飯綱町	信濃川	斑尾川	上水内郡飯綱町芋川160(三水庁舎)	自記(12/15~3/15閉鎖)
町	奈良本	信濃川	斑尾川	上水内郡飯綱町東柏原2920	自記(12/15~3/15閉鎖)
町	風坂	信濃川	鳥居川	上水内郡飯綱町川谷233	自記(12/15~3/15閉鎖)
町	信濃町	信濃川	鳥居川	上水内郡信濃町大字柏原428-2(信濃町役場)	自記
村	小川村役場	信濃川	土尻川	上水内郡小川村大字高府8800-8	テレメーター
村	小川天文台	信濃川	土尻川	上水内郡小川村大字稲丘4981	テレメーター
村	小根山	信濃川	土尻川	上水内郡小川村大字小根山3927-1	テレメーター
村	瀬戸川	信濃川	土尻川	上水内郡小川村大字瀬戸川10331-2	テレメーター
村	持京	信濃川	土尻川	上水内郡小川村大字瀬戸川16180	テレメーター
村	久木	信濃川	土尻川	上水内郡小川村大字高府6937	テレメーター
東京電力リニューアブルパワー機	土尻川	信濃川	土尻川	小川村大字高府	テレメーター

### 北信建設事務所管内

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
国土交通省(千曲川)	志賀	信濃川	夜間瀬川	下高井郡山ノ内町大字平穂字志賀7148-31	自記テレメーター
県	中野	信濃川	千曲川	中野市中央1丁目4-19(中野建設事務所)	テレメーター
県	熊の湯	信濃川	角間川	下高井郡山ノ内町大字平穂7148	テレメーター
県	前坂	信濃川	裏笹川	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬	テレメーター
県	豊津	信濃川	千曲川	中野市大字豊津2687-2	自記テレメーター
市	中野市気象観測	信濃川	千曲川	中野市三好町1-4-27	テレメーター
町	山ノ内消防署	信濃川	夜間瀬川	下高井郡山ノ内町大字平穂4106-11	自記
県	飯山	信濃川	千曲川	飯山市大字静岡字町尻1340-1(飯山建設事務所)	テレメーター
県	樽川	信濃川	樽川	下高井郡木島平村上木島千の平3988-3	テレメーター
県	馬曲	信濃川	馬曲川	下高井郡木島平村往郷猿ヶ沢4887-2	テレメーター
県	温井	信濃川	黒井川	飯山市大字一山字上村533	テレメーター(砂)
県	黒岩山	信濃川		飯山市大字寿字扇牧211-2	テレメーター
県	斑尾	信濃川	清川、皿川	飯山市大字飯山字松ノ木10482-8	テレメーター

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
県	野沢	信濃川	湯沢川	下高井郡野沢温泉村大字豊郷字泥ノ木10177-4	テレメーター
県	平瀧	信濃川		下水内郡栄村大字豊栄字東林2687-2	テレメーター
県	極野	信濃川		下水内郡栄村大字堺字野口ツルネ11492-1	テレメーター
県	七ヶ巻	信濃川		下高井郡野沢温泉村七ヶ巻	テレメーター(道)
県	桑名川	信濃川		飯山市照岡茶屋	テレメーター
県	富倉	信濃川		飯山市富倉1769	テレメーター
県	千ノ平	信濃川		下高井郡木島平村上木島	テレメーター
気象台	飯山	信濃川	千曲川	飯山市大字飯山字大道東	有線ロボット気象計
気象台	野沢温泉	信濃川	赤滝川	下高井郡野沢温泉村大字豊郷字南原	有線ロボット気象計
国土交通省(千曲川)	戸狩	信濃川	千曲川	飯山市大字常郷石田433-1	自記テレメーター
国土交通省(湯沢砂防)	小赤沢	信濃川	中津川	下水内郡栄村大字堺字小赤沢	テレメーター
国土交通省(湯沢砂防)	切明	信濃川	中津川	下水内郡栄村大字堺字切明	テレメーター
国土交通省(信濃川)	野沢	信濃川	湯沢川	下高井郡野沢温泉村豊郷南原5099	テレメーター自記
国土交通省(信濃川)	樽川	信濃川	樽川	下高井郡木島平村大字上木島	テレメーター自記
国	飯山	信濃川	千曲川	飯山市大字飯山	テレメーター自記
村	木島平村役場	信濃川	樽川	下高井郡木島平村往郷914-6	テレメーター自記
村	栄	信濃川	千曲川	下水内郡栄村(栄村役場)	農業気象観測
JR東日本	飯山	信濃川	千曲川	飯山市大字飯山1367(飯山駅構内)	普通
JR東日本	森宮野原	信濃川	千曲川	下水内郡栄村北信3585-2(森宮野原駅構内)	普通土日祭日休測
東京電力リニューアブルパワー㈱	西大滝ダム	信濃川	千曲川	飯山市大字照岡川端	テレメーター



### 3 水位観測所一覧表

水系名 所属	長野県関係	国土交通省関係	水資源機構	中部電力(株)関係	ホー ル東京電力 (株)デ イ ン グ ス 関係	関西電力(株)関係	市町村他	計
信濃川	153	16	0	9	21	0	14	213
天竜川	57	17	0	5	0	0	1	80
木曾川	12	1	7	1	0	9	0	30
姫川	3	0	0	0	0	0	0	3
富士川	0	1	0	0	0	0	0	1
計	225	35	7	15	21	9	15	327

## 信濃川水系水位観測所一覧表

所 属	観 測 所 名	河 川 名	位 置	備 考
佐久建設事務所	樋沢	千曲川	南佐久郡川上村樋沢	テレメーター
佐久建設事務所	下越	千曲川	佐久市下越	テレメーター
佐久建設事務所	古谷ダム	抜井川	南佐久郡佐久穂町大日向大野沢	テレメーター
佐久建設事務所	平川原	抜井川	南佐久郡佐久穂町大日向平川原	テレメーター
佐久建設事務所	余地ダム	余地川	南佐久郡佐久穂町余地	テレメーター
佐久建設事務所	樋沢新田橋	千曲川	南佐久郡川上村樋沢	危機管理型水位計(電波式)
佐久建設事務所	大芝橋	千曲川	南佐久郡南牧海ノ口	危機管理型水位計(電波式)
佐久建設事務所	馬流橋	千曲川	南佐久郡小海町豊里	危機管理型水位計(電波式)
佐久建設事務所	八十巖橋	千曲川	南佐久郡佐久穂町宿岩	危機管理型水位計(電波式)
佐久建設事務所	臼田橋	千曲川	佐久市下越	危機管理型水位計(電波式)
佐久建設事務所	野沢橋	千曲川	佐久市中込	危機管理型水位計(電波式)
佐久建設事務所	中津橋	千曲川	佐久市御馬寄	危機管理型水位計(電波式)
佐久建設事務所	大久保橋	千曲川	小諸市大久保	危機管理型水位計(電波式)
佐久建設事務所	湯川橋	湯川	軽井沢町長倉	危機管理型水位計(電波式)
佐久建設事務所	鼻面橋	湯川	佐久市岩村田	危機管理型水位計(電波式)
佐久建設事務所	松井橋	滑津川	佐久市内山	危機管理型水位計(電波式)
佐久建設事務所	向平橋	相木川	南佐久郡北相木村坂下	危機管理型水位計(電波式)
佐久建設事務所	徐ヶ下橋	相木川	南佐久郡小海町小海	危機管理型水位計(電波式)
佐久建設事務所	前山橋	片貝川	佐久市前山	危機管理型水位計(電波式)
佐久建設事務所	瀬戸北橋	志賀川	佐久市瀬戸	危機管理型水位計(電波式)
佐久建設事務所	望月橋	鹿曲川	佐久市望月	危機管理型水位計(電波式)
佐久建設事務所	藤沢橋	番屋川	北佐久郡立科町藤沢	危機管理型水位計(電波式)
佐久建設事務所	千代橋	南相木川	南佐久郡南相木村中嶋	危機管理型水位計(電波式)
佐久建設事務所	南佐久大橋	千曲川	南佐久郡佐久穂町高野町	危機管理型水位計(電波式)
佐久建設事務所	一の淵橋	抜井川	南佐久郡佐久穂町海瀬	危機管理型水位計(電波式)
中部電力(株)	海ノ口えん堤	千曲川	南佐久郡南牧村大字広瀬字切姐	自記テレメーター
(佐久建設事務所(北部))	塩名田	千曲川	佐久市御馬寄	テレメーター (国交省所属データ受信)
佐久建設事務所(北部)	湯川ダム	湯川	北佐久郡御代田町大字草越537-3	テレメーター
佐久建設事務所(北部)	杉瓜	湯川	北佐久郡軽井沢町杉瓜	テレメーター
佐久建設事務所(北部)	横根	湯川	佐久市横根	テレメーター
国土交通省 千曲川河川事務所	塩名田	千曲川	佐久市御馬寄	自記テレメーター
上田建設事務所	依田橋	依田川	上田市長瀬依田橋	自記テレメーター
上田建設事務所	内村ダム	内村川	上田市鹿教湯	自記テレメーター
上田建設事務所	霊泉寺橋	内村川	上田市平井	自記テレメーター
上田建設事務所	内村橋	内村川	上田市御岳堂	自記テレメーター
上田建設事務所	国道18号基準点	金原川	東御市本海野	テレメーター
上田建設事務所	神川	神川	上田市林之郷576-8	自記テレメーター
上田建設事務所	浦野川	浦野川	上田市越戸字小瀬40	自記テレメーター
上田建設事務所	青木橋	田沢川	青木村	危機管理型水位計(超音波式)
上田建設事務所	夫神橋	沓掛川	青木村	危機管理型水位計(超音波式)

所 属	観 測 所 名	河 川 名	位 置	備 考
上田建設事務所	矢崎橋	浦野川	上田市	危機管理型水位計(超音波式)
上田建設事務所	霊泉寺橋	内村川	上田市	危機管理型水位計(超音波式)
上田建設事務所	神里橋	神川	上田市	危機管理型水位計(超音波式)
上田建設事務所	境橋	神川	上田市	危機管理型水位計(超音波式)
上田建設事務所	本海野[R18下]	金原川	東御市	危機管理型水位計(超音波式)
上田建設事務所	夏目田橋	求女川	東御市	危機管理型水位計(超音波式)
上田建設事務所	依田橋	依田川	上田市	危機管理型水位計(超音波式)
上田建設事務所	内村橋	内村川	上田市	危機管理型水位計(超音波式)
上田建設事務所	立岩下の橋	依田川	長和町	危機管理型水位計(超音波式)
上田建設事務所	矢出沢橋	矢出沢川	上田市	危機管理型水位計(超音波式)
上田建設事務所	瓢橋	矢出沢川	上田市	危機管理型水位計(超音波式)
上田建設事務所	金井橋	矢出沢川	上田市	危機管理型水位計(超音波式)
上田建設事務所	新前橋	産川	上田市	危機管理型水位計(超音波式)
上田建設事務所	甲田橋	産川	上田市	危機管理型水位計(電波式)
上田建設事務所	落合橋	産川	上田市	危機管理型水位計(超音波式)
上田建設事務所	下産川橋	産川	上田市	危機管理型水位計(電波式)
上田建設事務所	小島橋	湯川	上田市	危機管理型水位計(超音波式)
上田建設事務所	富久多橋	湯川	上田市	危機管理型水位計(超音波式)
上田建設事務所	浦野橋	浦野川	上田市	危機管理型水位計(超音波式)
上田建設事務所	前田橋	鹿曲川	東御市	危機管理型水位計(電波式)
上田建設事務所	境橋	千曲川	東御市	危機管理型水位計(電波式)
上田建設事務所	鞍掛橋	所沢川	東御市	危機管理型水位計(超音波式)
上田建設事務所	滋野	西沢川	東御市	危機管理型水位計(超音波式)
上田建設事務所	大和橋	依田川	長和町	危機管理型水位計(超音波式)
上田建設事務所	大内橋	依田川	長和町	危機管理型水位計(超音波式)
上田建設事務所	古町橋	依田川	長和町	危機管理型水位計(超音波式)
上田建設事務所	宮沢橋	沓掛川	青木村	危機管理型水位計(超音波式)
上田建設事務所	洞橋	洞川	青木村	危機管理型水位計(電波式)
長和町	古町	依田川	小県郡長和町古町字上町4017-2	テレメーター
長和町	落合	依田川	小県郡長和町大門132-1	テレメーター
長和町	入大門	大門川	小県郡長和町大門2628-1	テレメーター
長和町	和田支所	依田川	小県郡長和町和田2873-1	テレメーター
長和町	大出橋	依田川	小県郡長和町和田3288-1	テレメーター
県企業局	大日向	神川	上田市真田町長字伯耆1620	自記テレメーター
国土交通省 千曲川河川事務所	生田	千曲川	上田市生田下梨平	自記テレメーター
東京電力リニューアブルパワー (株)	生田	千曲川	上田市生田鶴ノ脇	自記
中部電力(株)	青原えん堤	依田川	小県郡長和町和田字水沢原	自記テレメーター
中部電力(株)	横沢第一えん堤	神川	上田市真田町長字湯の平	自記テレメーター
国土交通省 千曲川河川事務所	杭瀬下	千曲川	千曲市杭瀬下	自記テレメーター
千曲建設事務所	沢山川	沢山川	千曲市大字雨宮	自記テレメーター
千曲建設事務所	生萱	沢山川	千曲市大字生萱	自記テレメーター
千曲建設事務所	八幡	更級川	千曲市大字八幡	自記テレメーター

所 属	観 測 所 名	河 川 名	位 置	備 考
長野建設事務所	弘崎	犀川	長野市信州新町弘崎	自記テレメーター
長野建設事務所	浅川	浅川	長野市豊野町浅野	テレメーター
長野建設事務所	富竹	浅川	長野市富竹	テレメーター
長野建設事務所	蛭川	蛭川	長野市松代町西寺尾	テレメーター
長野建設事務所	豊栄	蛭川	長野市松代町東条	テレメーター
長野建設事務所	鳥居川	鳥居川	上水内郡飯綱町倉井2021-1	テレメーター
長野建設事務所	鳥居川	鳥居川	長野市 大倉橋	危機管理型水位計
長野建設事務所	鳥居川	鳥居川	長野市 鳥居橋	危機管理型水位計
長野建設事務所	犀川	犀川	長野市 新町橋	危機管理型水位計
長野建設事務所	犀川	犀川	長野市 穂刈橋	危機管理型水位計
長野建設事務所	太田川	太田川	長野市 小倉橋	危機管理型水位計
長野建設事務所	浅川	浅川	長野市 浅川橋	危機管理型水位計
長野建設事務所	浅川	浅川	長野市 大道橋	危機管理型水位計
長野建設事務所	保科川	保科川	長野市若穂牛島	危機管理型水位計
長野建設事務所	岡田川	岡田川	長野市篠ノ井布施五明	危機管理型水位計
長野建設事務所	神田川	神田川	長野市松代西条	危機管理型水位計
長野建設事務所	八蛇川	八蛇川	上水内郡飯綱町牟礼	危機管理型水位計
長野建設事務所	滝沢川	滝沢川	上水内郡飯綱町古町	危機管理型水位計
長野建設事務所	斑尾川	斑尾川	上水内郡飯綱町芋川	危機管理型水位計
長野建設事務所	鳥居川	鳥居川	上水内郡信濃町 柏原寿橋	危機管理型水位計
長野建設事務所	古海川	古海川	上水内郡信濃町 熊坂踏切付近	危機管理型水位計
長野建設事務所	関川	関川	上水内郡信濃町 高沢地震滝付近	危機管理型水位計
長野建設事務所	関川	関川	上水内郡信濃町 熊坂東北電力水門付近	危機管理型水位計
長野建設事務所	浅川	浅川	長野市 壇田	危機管理型水位計
長野建設事務所	駒沢川	駒沢川	長野市 徳間	危機管理型水位計
長野建設事務所	新田川	新田川	長野市 上駒沢	危機管理型水位計
長野建設事務所	田子川	田子川	長野市 三才	危機管理型水位計
長野建設事務所	隈取川	隈取川	長野市 豊野町石	危機管理型水位計
長野建設事務所	三念沢	三念沢	長野市 豊野町豊野	危機管理型水位計
長野建設事務所	鳥居川	鳥居川	長野市 鳥居川水位局	危機管理型水位計
長野建設事務所	裾花川	裾花川	長野市 岡田	危機管理型水位計
長野建設事務所	犀川	犀川	弘崎水位局	危機管理型水位計
長野建設事務所	岡田川	岡田川	長野市篠ノ井二ツ柳	危機管理型水位計
長野建設事務所	岡田川	岡田川	長野市篠ノ井みこと川	危機管理型水位計
長野建設事務所	岡田川	岡田川	長野市 見六橋	危機管理型水位計
裾花ダム 管理事務所	大久保	裾花川	長野市鬼無里字大久保	テレメーター
裾花ダム 管理事務所	祖山	裾花川	長野市戸隠字土合	テレメーター
裾花ダム 管理事務所	裾花ダム	裾花川	長野市大字小鍋	テレメーター
裾花ダム 管理事務所	岡田	裾花川	長野市岡田町	テレメーター
裾花ダム 管理事務所	奥裾花ダム	裾花川	長野市鬼無里	テレメーター
裾花ダム 管理事務所	川浦	裾花川	長野市鬼無里字川浦	テレメーター
裾花ダム 管理事務所	くるわどう	裾花川	長野市鬼無里字角右工門沢	テレメーター

所 属	観 測 所 名	河 川 名	位 置	備 考
国土交通省 千曲川河川事務所	小市	犀川	長野市川中島町四ッ屋	自記テレメーター
東京電力リニューアブルパワー (株)	平ダム	犀川	生坂村大字東広津	自記テレメーター
東京電力リニューアブルパワー (株)	水内ダム	犀川	長野市信州新町水内	自記テレメーター
東京電力リニューアブルパワー (株)	笹平ダム	犀川	長野市七二会	自記テレメーター
東京電力リニューアブルパワー (株)	小田切ダム	犀川	長野市大字塩生	自記テレメーター
東京電力リニューアブルパワー (株)	弘崎	犀川	長野市信州新町弘崎	自記
東京電力リニューアブルパワー (株)	金熊川	金熊川	大町市八坂字小菅	テレメーター
東京電力リニューアブルパワー (株)	土尻川	土尻川	小川村大字高府	テレメーター
北信建設事務所 中野事務所	星川	夜間瀬川	下高井郡山ノ内町大字平穂4106-11山ノ内消防署	テレメーター
国土交通省 千曲川河川事務所	立ヶ花	千曲川	中野市立ヶ花	自記テレメーター
国土交通省 千曲川河川事務所	殿橋	篠井川	中野市江部632-1	自記テレメーター
国土交通省 千曲川河川事務所	柏尾橋	千曲川	飯山市大字常郷	自記テレメーター
中部電力(株)	角間川えん堤	角間川	下高井郡山ノ内町大字平穂字池ノ平	自記テレメーター
中部電力(株)	夜間瀬川えん堤	夜間瀬川	下高井郡山ノ内町大字平穂字志賀	自記テレメーター
中部電力(株)	志久見川えん堤	志久見川	下水内郡栄村大字堺字鳥甲	自記テレメーター
松本建設事務所	琵琶橋	奈良井川	塩尻市洗馬下平	自記テレメーター
松本建設事務所	新橋	奈良井川	松本市島内	自記テレメーター
松本建設事務所	渚	田川	松本市渚	テレメーター
松本建設事務所	女鳥羽川	女鳥羽川	松本市巾上	テレメーター
松本建設事務所	出川	田川	松本市出川	テレメーター
松本建設事務所	田川大橋	田川	松本市田川大橋	危機管理型水位計(超音波式)
松本建設事務所	筑摩橋	薄川	松本市筑摩橋	危機管理型水位計(超音波式)
松本建設事務所	電線共同溝橋	女鳥羽川	松本市電線共同溝橋	危機管理型水位計(超音波式)
松本建設事務所	琵琶橋	奈良井川	塩尻市琵琶橋	危機管理型水位計(超音波式)
松本建設事務所	朝日橋	鎖川	東筑摩郡朝日村朝日橋	危機管理型水位計(超音波式)
松本建設事務所	桜橋	女鳥羽川	松本市桜橋	危機管理型水位計(超音波式)
松本建設事務所	田川橋	田川	松本市田川橋	危機管理型水位計(超音波式)
松本建設事務所	塩沢川橋	塩沢川	松本市塩沢川橋	危機管理型水位計(超音波式)
松本建設事務所	生坂橋	犀川	東筑摩郡生坂村生坂橋	危機管理型水位計(超音波式)
松本建設事務所	山清路橋	犀川	東筑摩郡生坂村山清路橋	危機管理型水位計(超音波式)
松本建設事務所	宮沢橋	安坂川	東筑摩郡筑北村宮沢橋	危機管理型水位計(超音波式)
松本建設事務所	東条大橋	東条川	東筑摩郡筑北村東条大橋	危機管理型水位計(超音波式)
松本建設事務所	込路橋	麻績川	東筑摩郡生坂村込路橋	危機管理型水位計(超音波式)
松本建設事務所	坂井橋	麻績川	東筑摩郡筑北村坂井橋	危機管理型水位計(超音波式)
松本市	新橋	奈良井川	松本市新橋	危機管理型水位計(超音波式)
松本市	柳橋	田川	松本市柳橋	危機管理型水位計(超音波式)
松本市	会田大橋	会田川	松本市会田大橋	危機管理型水位計(超音波式)
松本市	中央図書館南	大門沢川	松本市中央図書館南	危機管理型水位計(超音波式)
松本市	島立橋	奈良井川	松本市島立橋	危機管理型水位計(超音波式)
松本市	大平新橋	奈川	松本市大平新橋	危機管理型水位計(超音波式)
塩尻市	小曾部大橋	小曾部川	塩尻市大字洗馬	危機管理型水位計(超音波式)
塩尻市	水神橋	田川	塩尻市大字広丘吉田	危機管理型水位計(超音波式)

所 属	観 測 所 名	河 川 名	位 置	備 考
塩尻市	中条橋	矢沢川	塩尻市大字中西条・下西条	危機管理型水位計(超音波式)
麻績村	川窪橋	麻績川	東筑摩郡麻績村川窪橋	危機管理型水位計(超音波式)
生坂村	大日向橋	犀川	東筑摩郡生坂村大日向橋	危機管理型水位計(超音波式)
生坂村	広瀬橋	金熊川	東筑摩郡生坂村広瀬橋	危機管理型水位計(超音波式)
山形村	唐澤橋(36号橋)	唐沢川	東筑摩郡山形村唐澤橋(36号橋)	危機管理型水位計(超音波式)
山形村	26号橋	三間沢川	東筑摩郡山形村26号橋	危機管理型水位計(超音波式)
筑北村	新須田橋	麻績川	東筑摩郡筑北村新須田橋	危機管理型水位計(超音波式)
麻績村	麻績大橋	麻績川	東筑摩郡麻績村麻績大橋	危機管理型水位計(超音波式)
奈良井川改良事務所	東条川上流(坪川)	東条川	東筑摩郡筑北村東条竹之下	自記テレメーター
奈良井川改良事務所	市野川	宮川	東筑摩郡麻績村麻7583一口	自記テレメーター
奈良井川改良事務所	宮本	宮川	東筑摩郡麻績村大字麻4287	自記テレメーター
奈良井川改良事務所	横川	水上沢川	松本市中川5174-3	自記テレメーター
奈良井川改良事務所	中島	東条川	東筑摩郡筑北村坂北黒田5989-9	自記テレメーター
奈良井川改良事務所	菖蒲田	別所川	東筑摩郡筑北村坂北久保田8276	自記テレメーター
松本地域振興局事務所	厩所	薄川	松本市入山辺厩所	自記
松本建設事務所	薄川	薄川	松本市埋橋	テレメーター
奈良井川改良事務所	長瀬	奈良井川	塩尻市大字洗馬	自記テレメーター
国土交通省 千曲川河川事務所	下島橋	犀川 (梓川)	松本市梓川梓	自記テレメーター
国土交通省 千曲川河川事務所	陸郷	犀川	安曇野市明科南陸郷	自記テレメーター
東京電力リニューアブルパワー (株)	奈川渡ダム	梓川	松本市奈川	自記テレメーター
東京電力リニューアブルパワー (株)	稲核ダム	梓川	松本市安曇	自記テレメーター
東京電力リニューアブルパワー (株)	水殿ダム	梓川	松本市安曇	自記テレメーター
国土交通省 千曲川河川事務所	島橋	奈良井川	松本市島内字下平瀬	自記テレメーター
国土交通省 松本砂防事務所	島々谷	梓川(島々谷川)	松本市安曇島々	自記
東京電力リニューアブルパワー (株)	生坂ダム	犀川	生坂村大字上生坂	自記テレメーター
東京電力リニューアブルパワー (株)	上高地	梓川	松本市安曇	自記テレメーター
東京電力リニューアブルパワー (株)	奈川	梓川 (奈川)	松本市奈川	自記テレメーター
中部電力(株)	犀川えん堤	犀川	安曇野市豊科光	自記テレメーター
中部電力(株)	薄川第四えん堤	合の山沢川	松本市大字入山辺字山辺山北側	自記テレメーター
中部電力(株)	薄川第二えん堤	薄川	松本市大字入山辺字山辺山南側	自記テレメーター
安曇野建設事務所	巾下	穂高川	安曇野市穂高4842-1	テレメーター
安曇野建設事務所	矢原	万水川	安曇野市穂高矢原	テレメーター
国土交通省 千曲川河川事務所	万水川・わさび畑	万水川	安曇野市豊科	自記
国土交通省 千曲川河川事務所	熊倉	犀川	安曇野市豊科高家	自記テレメーター
大町建設事務所	高瀬上橋	高瀬川	大町市常盤松原	テレメーター
大町建設事務所	十日市場	高瀬川	安曇野市穂高北穂高(高瀬下橋傍受)	テレメーター
国土交通省 大町ダム管理所	大町ダム	高瀬川	大町市平字ナロヲ大クボ2112-71	自記テレメーター
国土交通省 大町ダム管理所	大出橋	高瀬川	大町市平井出渡1116-31	テレメーター
国土交通省 大町ダム管理所	高瀬下橋	高瀬川	安曇野市穂高北穂高地先	自記テレメーター
東京電力リニューアブルパワー (株)	葛温泉測水所	高瀬川	大町市平葛温泉	テレメーター
奈良井川改良事務所	奈良井ダム	奈良井川	塩尻市大字奈良井字表塩水	テレメーター

所 属	観 測 所 名	河 川 名	位 置	備 考
須坂建設事務所	百々川橋	百々川	須坂市大字野辺字村石1891-2	テレメーター
須坂建設事務所	下河原	灰野川	須坂市大字塩野字押出1135-2	テレメーター
須坂建設事務所	須坂松川	松川	高山村大字高井7856-1	テレメーター
須坂建設事務所	小布施松川	松川	上高井郡小布施町大字小布施220-54	テレメーター
須坂建設事務所	八木沢川	八木沢川	須坂市大字小河原1395	テレメーター
須坂建設事務所	鮎川	鮎川	須坂市大字幸高300番地先	テレメーター
北信建設事務所 飯山事務所	市川橋	千曲川	下高井郡野沢温泉村大字虫生字境沢2592-2	テレメーター
東京電力リニューアブルパワー ㈱	麻績川	麻績川	筑北村坂北	テレメーター
東京電力リニューアブルパワー ㈱	奈良井川	奈良井川	松本市島内	テレメーター
東京電力リニューアブルパワー ㈱	木戸橋	犀川	安曇野市明科七貴	テレメーター
東京電力リニューアブルパワー ㈱	高瀬ダム	高瀬川	大町市平高瀬入	テレメーター
東京電力リニューアブルパワー ㈱	七倉ダム	高瀬川	大町市平高瀬入	テレメーター
東京電力リニューアブルパワー ㈱	セバ谷ダム	セバ谷沢川	松本市安曇	テレメーター

### 天竜川水系水位観測所一覧表

所 属	観 測 所 名	河 川 名	位 置	備 考
諏訪建設事務所	釜口水門	諏訪湖	岡谷市湊1丁目9番5号地先	自記テレメーター
諏訪建設事務所	下浜	天竜川	岡谷市湊3805番地先	自記テレメーター
諏訪建設事務所	衣ノ渡	諏訪湖	諏訪市湖岸通り5丁目2番	自記テレメーター
諏訪建設事務所	銭場	上川	茅野市ちの4265番地7地先	自記テレメーター
諏訪建設事務所	江川橋	上川	茅野市ちの315番地10	自記テレメーター
諏訪建設事務所	安国寺	宮川	茅野市宮川4146番地3地先	自記テレメーター
諏訪建設事務所	中洲	宮川	諏訪市大字中洲2432番地6	自記テレメーター
諏訪建設事務所	長地	横河川	岡谷市赤羽3丁目7289番地45	自記テレメーター
諏訪建設事務所	医王渡橋	砥川	諏訪郡下諏訪町字汐口78番地1	自記テレメーター
諏訪建設事務所	西天竜堰	天竜川	岡谷市川岸東3丁目8634番地乙	自記テレメーター
中部電力㈱	福沢えん堤	上川	茅野市湖東字鬼在家	自記テレメーター
伊那建設事務所	下横川	横川川	上伊那郡辰野町川島門前	水位テレメーター
伊那建設事務所	宮所	横川川	上伊那郡辰野町中央	水位テレメーター
伊那建設事務所	福沢	沢川	上伊那郡箕輪町東箕輪上流	水位テレメーター
伊那建設事務所	南田	沢川	上伊那郡箕輪町東箕輪下流	水位テレメーター
国土交通省天竜川 上流河川事務所	伊那富	天竜川	上伊那郡辰野町樋口	水位テレメーター
国土交通省天竜川 上流河川事務所	北殿	天竜川	上伊那郡南箕輪村北殿	水位テレメーター
国土交通省天竜川 上流河川事務所	伊那	天竜川	伊那市下新田	水位テレメーター
国土交通省天竜川 上流河川事務所	沢渡	天竜川	伊那市東春近渡場	水位テレメーター
国土交通省天竜川 上流河川事務所	下平	天竜川	駒ヶ根市下平	水位テレメーター
国土交通省天竜川 上流河川事務所	上新田	三峰川	伊那市大字美すず中県	水位テレメーター
天竜川ダム統合 管理事務所	鷹岩	黒川	伊那市長谷黒河内	水位テレメーター
天竜川ダム統合 管理事務所	杉島	三峰川	伊那市長谷杉島	水位テレメーター
天竜川ダム統合 管理事務所	高遠	三峰川	伊那市高遠町西高遠	水位テレメーター
天竜川ダム統合 管理事務所	美和	三峰川	伊那市長谷非持	水位テレメーター
飯田建設事務所	駒場	阿智川	下伊那郡阿智村駒場1435-10	水位テレメーター

所 属	観 測 所 名	河 川 名	位 置	備 考
飯田建設事務所	和田	遠山川	飯田市南信濃和田和田大橋上流	水位テレメーター
飯田建設事務所	南和田(平岡)	遠山川	飯田市南信濃名古屋山中央橋	水位テレメーター
飯田建設事務所	上茶屋	松川	飯田市箕瀬町3丁目2368番5	危機管理型水位計(水圧式)
飯田建設事務所	和田	遠山川	飯田市南信濃和田2596番2地先	危機管理型水位計(超音波式)
飯田建設事務所	南和田	遠山川	飯田市南信濃南和田613番2地先	危機管理型水位計(超音波式)
飯田建設事務所	駒場	阿智川	阿智村駒場1440番地先	危機管理型水位計(水圧式)
飯田建設事務所	下市田	大島川	高森町下市田2869番1地先	危機管理型水位計(超音波式)
飯田建設事務所	大島山	大島川	高森町大島山1114番4地先	危機管理型水位計(超音波式)
飯田建設事務所	米川	米川	飯田市千代1422番1地先	危機管理型水位計(超音波式)
飯田建設事務所	地蔵道	寺沢川	豊丘村河野1523番1地先	危機管理型水位計(超音波式)
飯田建設事務所	逢橋	加賀須川	喬木村3735番地先	危機管理型水位計(超音波式)
飯田建設事務所	小川渡橋	小川川	喬木村6609番1地先	危機管理型水位計(超音波式)
飯田建設事務所	平石橋	(片桐)松川	松川町上片桐4045番2地先	危機管理型水位計(超音波式)
飯田建設事務所	中芝	芦部川	豊丘村河野28番1地先	危機管理型水位計(超音波式)
飯田建設事務所	松尾上溝	松川	飯田市上郷別府853番2地先	危機管理型水位計(水圧式)
飯田建設事務所	羽場	円悟沢川	飯田市曙町89番2地先	危機管理型水位計(超音波式)
飯田建設事務所	毛賀沢樋門	毛賀沢川	飯田市毛賀1776番1	危機管理型水位計(水圧式)
飯田建設事務所	上郷別府	野底川	飯田市上郷別府2708番8地先	危機管理型水位計(超音波式)
飯田建設事務所	上村上町	上村川	飯田市上村616番4地先	危機管理型水位計(超音波式)
飯田建設事務所	池之島	和知野川	阿南町西條1173番5地先	危機管理型水位計(超音波式)
飯田建設事務所	新野本町	早木戸川	阿南町新野2436番1地先	危機管理型水位計(超音波式)
飯田建設事務所	中之橋	阿智川	阿智村駒場916番2地先	危機管理型水位計(超音波式)
飯田建設事務所	月畑橋	早木戸川	天龍村神原5786番3地先	危機管理型水位計(超音波式)
飯田建設事務所	小園	壬生沢川	豊丘村神稲7307番4地先	危機管理型水位計(超音波式)
飯田建設事務所	新小渋橋	小渋川	大鹿村大河原476番83地先	危機管理型水位計(超音波式)
飯田建設事務所	鹿塩橋	鹿塩川	大鹿村鹿塩2618番4地先	危機管理型水位計(超音波式)
飯田建設事務所	座光寺共和	土曾川	飯田市座光寺4117番1地先	危機管理型水位計(水圧式)
飯田建設事務所	上川路	久米川	飯田市上川路871番5	危機管理型水位計(電波式)
飯田建設事務所	寺沢橋	寺沢川	松川町生田743番1地先	危機管理型水位計(電波式)
飯田建設事務所	岡の田橋	田沢川	高森町山吹3404番5地先	危機管理型水位計(電波式)
飯田建設事務所	浪合	和知野川	阿智村浪合505番1地先	危機管理型水位計(電波式)
飯田建設事務所	平谷中町	平谷川	平谷村1088番3地先	危機管理型水位計(電波式)
飯田建設事務所	根羽黒地	矢作川	根羽村2432番4地先	危機管理型水位計(電波式)
飯田建設事務所	前川橋	売木川	売木村1277番8地先	危機管理型水位計(電波式)
飯田建設事務所	南の沢	南の沢川	下條村陽阜5140番8地先	危機管理型水位計(電波式)
飯田建設事務所	三耕地	矢筈川	泰阜村2470番2地先	危機管理型水位計(電波式)
松川ダム管理事務所	松川ダム	松川	飯田市上飯田8181の27	水位テレメーター
松川ダム管理事務所	市の瀬	松川	飯田市大字市之瀬地内	水位テレメーター
松川ダム管理事務所	上茶屋	松川	飯田市鼎上茶屋地先	水位テレメーター
松川ダム管理事務所	名古屋井	(片桐)松川	下伊那郡松川町上片桐1732-16	水位テレメーター
松川ダム管理事務所	平石橋	(片桐)松川	下伊那郡松川町上片桐4045-2地先	水位テレメーター
松川ダム管理事務所	片桐ダム	(片桐)松川	下伊那郡松川町上片桐5085-40	水位テレメーター



所 属	観 測 所 名	河 川 名	位 置	備 考
国土交通省天竜川 上流河川事務所	宮ヶ瀬	天竜川	下伊那郡松川町生田字福与	水位テレメーター
国土交通省天竜川 上流河川事務所	市田	天竜川	下伊那郡高森町下市田	水位テレメーター
国土交通省天竜川 上流河川事務所	伊久間	天竜川	下伊那郡喬木村伊久間	水位テレメーター
国土交通省天竜川 上流河川事務所	時又	天竜川	飯田市龍江244-9	水位テレメーター
国土交通省天竜川 上流河川事務所	天竜峡	天竜川	飯田市龍江太田下	水位テレメーター
国土交通省天竜川 上流河川事務所	太田切	太田切川	駒ヶ根市赤穂大田切	自記
天竜川ダム統合 管理事務所	小渋ダム	小渋川	下伊那郡松川町生田	水位テレメーター
JR東海飯田工務区	天竜きょうりょう	天竜川	飯田市千代	有線口ボット水位計
中部電力(株)	泰阜ダム	天竜川	下伊那郡阿南町	自記テレメーター
中部電力(株)	平岡ダム	天竜川	下伊那郡天龍村平岡	自記テレメーター
中部電力(株)	和知野えん堤	和知野川	下伊那郡阿南町西條	自記テレメーター
中部電力(株)	飯島えん堤	遠山川	飯田市南信濃木沢	自記テレメーター

### 木曾川水系水位観測所一覧表

所 属	観 測 所 名	河 川 名	位 置	備 考
木曾建設事務所	大手橋	木曾川	木曾郡木曾町福島大手橋	テレメーター
木曾建設事務所	南木曾	木曾川	木曾郡南木曾町高瀬橋	テレメーター
木曾建設事務所	大手橋	木曾川	木曾郡木曾町福島5160番3地先	危機管理型水位計(電波式)
木曾建設事務所	下川原橋	木曾川	木曾郡上松町大字荻原1439-2地先	危機管理型水位計(電波式)
木曾建設事務所	高瀬橋	木曾川	木曾郡南木曾町大字読書2780-3番地	危機管理型水位計(電波式)
木曾建設事務所	矢崎橋	木曾川	木曾郡木曾町新開矢崎橋2363-9	危機管理型水位計(電波式)
木曾建設事務所	小川橋	木曾川	木曾郡上松町正島町544	危機管理型水位計(電波式)
木曾建設事務所	和村橋	木曾川	木曾郡大桑村須原982-68	危機管理型水位計(電波式)
木曾建設事務所	柿其橋	木曾川	木曾郡南木曾町読書5097-9	危機管理型水位計(電波式)
木曾建設事務所	三留野大橋	木曾川	木曾郡南木曾町読書3442-3	危機管理型水位計(電波式)
木曾建設事務所	妻籠橋	蘭川	木曾郡南木曾町吾妻妻籠橋	危機管理型水位計(電波式)
木曾建設事務所	松原橋	王滝川	木曾郡王滝村松原橋	危機管理型水位計(電波式)
国土交通省 丸山ダム管理所	桃山	木曾川	木曾郡上松町荻原字小野谷	水位テレメーター
独立行政法人 水資源機構	池の越	王滝川	木曾郡王滝村	テレメーター
独立行政法人 水資源機構	牧尾ダム	王滝川	木曾郡王滝村	有線テレメーター
独立行政法人 水資源機構	二子持	王滝川	木曾郡王滝村	テレメーター
独立行政法人 水資源機構	センミ沢	木曾川	木曾郡木祖村小木曾	自記テレメーター
独立行政法人 水資源機構	味噌川ダム	木曾川	木曾郡木祖村小木曾	有線テレメーター
独立行政法人 水資源機構	十王橋	木曾川	木曾郡木祖村小木曾十王	自記テレメーター
独立行政法人 水資源機構	宮ノ越	木曾川	木曾郡木曾町日義宮ノ越	自記テレメーター
中部電力(株)	黒川えん堤	黒川	木曾郡木曾町福島	自記テレメーター
関西電力	桃山えん堤	木曾川	木曾郡上松町荻原字小野	テレメーター
関西電力	三浦ダム	王滝川	木曾郡王滝村	テレメーター
関西電力	西野川えん堤	西野川	木曾郡木曾町開田大字西野字柳又	テレメーター
関西電力	王滝川ダム	王滝川	木曾郡王滝村滝越	テレメーター
関西電力	常盤ダム	王滝川	木曾郡木曾町三岳下殿	テレメーター
関西電力	木曾ダム	王滝川	木曾郡木曾町福島川合	テレメーター

所 属	観 測 所 名	河 川 名	位 置	備 考
関西電力	伊奈川ダム	伊那川	木曽郡大桑村大字須原字八丁	テレメーター
関西電力	読書ダム	木曽川	木曽郡大桑村大字野尻	テレメーター
関西電力	山口ダム	木曽川	木曽郡南木曽町田立ケンカ平6 - 1	テレメーター

### 姫川水系水位観測所一覧表

所 属	観 測 所 名	河 川 名	位 置	備 考
大町建設事務所	天神宮橋	姫川	北安曇郡白馬村大字北城大出	テレメーター
大町建設事務所	雨中	姫川	北安曇郡小谷村大字千国乙6745-ロ-3	テレメーター
大町建設事務所	松川橋上	松川	北安曇郡白馬村大字北城曾根田	テレメーター

### 富士川水系水位観測所一覧表

所 属	観 測 所 名	河 川 名	位 置	備 考
国土交通省富士川砂防事務所釜無川出張所	釜無川観測所	釜無川	諏訪郡富士見町落合西比良	自記

長野地方気象台では、天気予報を県内を気象特性、災害特性及び地理的特性により3つに分けた一次細分区域(北部、中部、南部)単位で発表している。また、警報や注意報は二次細分区域(市町村、ただし松本市と塩尻市は分割)単位で発表している。



図は、太実線で囲まれた区域が一次細分区域を表し、囲み文字でその名称を記述している。灰色の実線で囲まれた区域が二次細分区域を表し、影付き文字でその名称を記述している。色分けされた区域が市町村をまとめた地域を表し、点線囲み文字でその名所を記述している。市町村をまとめた地域とは、二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の状況を地域的に概観するために、災害特性や県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた地域である。

## 資料 02-3 警報等の指定河川

### 1. 洪水予報河川

#### (1) 国が指定する河川

河川名	区 域	水位又は流量の予報に関する基準地点	対象水防管理団体	担当官署名
天竜川 (上流)	上伊那郡辰野町大字平出字平田 1697-2 地先 (昭和橋)から 飯田市龍江 7122-1 番地先 (姑射橋)まで	伊 那 富 沢 市 渡 天 竜 田 峡	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、飯田市、松川町、高森町、喬木村、豊丘村	天竜川上流河川事務所 長野地方気象台
千曲川	左岸上田市大屋字向川原(大屋橋) 右岸上田市大屋字南遠川原 から 左岸飯山市大字一山字十二平 右岸下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 まで	生 田 杭 瀬 下 立 ケ 花	上田市、千曲市、坂城町、長野市、須坂市、小布施町、中野市、飯山市、木島平村、野沢温泉村	千曲川河川事務所 長野地方気象台
犀川	左岸長野市大字塩生字臥部(両郡橋) 右岸長野市篠ノ井大字小松原字高松 から 千曲川合流点 まで	小 市	長野市	千曲川河川事務所 長野地方気象台

#### (2) 県が指定する河川

河川名	区 域	水位又は流量の予報に関する基準地点	対象水防管理団体	担当官署名
千曲川 (上流)	佐久市下越(臼田橋) から 左岸 上田市大屋字向川原 右岸 上田市大屋字南遠川原(大屋橋)まで	下 越 塩 名 田	佐久市 小諸市 東御市 上田市	長野県建設部河川課 長野地方気象台
裾花川	左岸 長野市大字南長野字鐘ヶ瀬 右岸 長野市大字平柴(善光寺用水取水口)から 左岸 長野市青木島町青木島字狐島 右岸 長野市差出南三丁目(犀川合流点)まで	岡 田	長野市	長野県建設部河川課 長野地方気象台
諏訪湖	湖岸一円	釜口水門	岡谷市 諏訪市 下諏訪町	長野県建設部河川課 長野地方気象台
奈良井川	左岸 塩尻市大字洗馬 右岸 塩尻市大字宗賀(琵琶橋) から 松本市大字島内(島橋) まで	琵琶橋 新橋	松本市 塩尻市	長野県建設部河川課 長野地方気象台

## 2. 水位周知河川

### (1) 国が指定する河川

河川名	区 域		対 象 水 位 観 測 所				関係 水防管理団体	水位情報 通知者
	自	至	名称	位置	避難判断 水位	氾濫危険 水位(m)		
犀川	松本市 波田前淵 (新淵橋)	松本市島内 (奈良井川合流 点)	稲 核 ダ ム	松本市安 曇島々	流量 690m3/s	流量 780m3/s	松本市	千曲川 河川事務所長
	松本市島内 (奈良井川合流 点)	安曇野市 明科七貴 (高瀬川合流 点)	熊倉	安 曇 野 市 豊 科 高 家 字 寺 村	5.80	6.00	安曇野市	
	安曇野市 明科七貴 (高瀬川合流 点)	東筑摩郡 生坂村北陸郷 字沢口 (日野橋)	陸郷	安 曇 野 市 明 科 南陸郷	4.50	4.80	安曇野市、生坂村	

### (2) 県が指定する河川

河川名	区 域		対 象 水 位 観 測 所 (水位 = m)				関係水防 管理団体	水位情報 通知者
	自	至	名称	位置	避難判断 水位	氾濫危険 水位		
千曲川	南佐久郡川上村梓山 (黒巖橋)	南佐久郡南牧村 海尻(湯川合流点)	樋沢	川上村 樋沢	3.5	3.8	川上村、南牧 村	佐久 建設事務所長
	南佐久郡南牧村海尻 (湯川合流点)	佐久市下越 (白田橋)	下越	佐久市 下越	2.7	3.1	南牧村、小海 町、佐久穂町、 佐久市	佐久 建設事務所長
依田川	小県郡長和町和田 (観音橋)	小県郡長和町古町 (上田市境界)	立岩	長和町 立岩	2.8	3.2	長和町	上田 建設事務所長
	小県郡長和町古町(上 田市境界)	上田市長瀬 (千曲川合流点)	依田橋	上田市 長瀬	3.8	4.4	上田市	上田 建設事務所長
神川	上田市真田町長 (土合橋)	上田市岩下 (千曲川合流点)	神川	上田市林 之郷	2.7	3.0	上田市	上田 建設事務所長
浦野川	小県郡青木村田沢 (青木橋)	青木村・上田市境	浦野川	上田市 越戸	2.6	2.9	青木村	上田 建設事務所長
	青木村・上田市境	上田市下之条 (千曲川合流点)	浦野川	上田市 越戸	1.5	1.9	上田市	上田 建設事務所

田川	塩尻市広丘吉田 (水神橋)	松本市中条 (田川・薄川合流点)	出川	松本市 出川	1.4	1.9	松本市、塩尻 市	松本 建設事務所長
	松本市中条 (田川・薄川合流点)	松本市白板 (奈良井川合流点)	渚	松本市 渚	1.8	2.4	松本市	松本 建設事務所長
薄川	松本市筑摩 (中林橋)	松本市中条 (田川合流点)	薄川	松本市 埋橋	1.7	2.1	松本市	松本 建設事務所長
女鳥羽川	松本市旭 (あさひ橋)	松本市白板 (田川合流点)	女鳥羽 川	松本市 巾上	2.0	2.6	松本市	松本 建設事務所長
穂高川	安曇野市穂高有明 (乳川合流点)	安曇野市穂高北穂 高(安曇野大橋)	巾下	安曇野市 穂高	2.7	3.3	安曇野市	安曇野 建設事務所長
万水川	安曇野市堀金烏川(万 水川上流端)	安曇野市穂高 (犀川合流点)	矢原	安曇野市 穂高矢原	2.2	2.6	安曇野市	安曇野 建設事務所長
高瀬川	大町市大町 (高瀬上橋)	安曇野市明科七貴 (犀川合流点)	十日 市場	安曇野市 穂高 北穂高	2.0	2.3	大町市、池田 町松川村、安 曇野市	大町 建設事務所長
沢山川	千曲市森 (県営水道森配水池)	千曲市土口 (千曲川合流点)	生萱	千曲市 森	2.7	3.1	千曲市	千曲 建設事務所長
松川	上高井郡高山村 山田入 (柞沢川合流点)	上高井郡小布施町 大島 (千曲川合流点)	小布施 松川	小布施町 福原 松川橋下	2.1	2.4	須坂市、小布 施町、高山村	須坂 建設事務所長
河川名	区 域		対 象 水 位 観 測 所 (水位 = m)				関係水防 管理団体	水位情報 通知者
	自	至	名称	位置	避難判断 水位	氾濫危 険水位		
百々川	須坂市村石 (百々川橋)	須坂市高梨 (千曲川合流点)	百々川 橋	須坂市 百々川橋	1.7	2.4	須坂市	須坂 建設事務所長
鮎川	須坂市幸高 (鮎川橋)	須坂市中島 (百々川合流点)	鮎川	須坂市 鮎川橋下	1.9	2.3	須坂市	須坂 建設事務所長
八木沢川	上高井郡高山村赤和 (赤和3号砂防堰堤)	須坂市北相之島 (千曲川合流点)	八木沢 川	須坂市 小河原	1.6	1.8	須坂市、高山 村	須坂 建設事務所長
夜間瀬川	下高井郡山ノ内町 横湯 (横湯砂防えん堤)	中野市柳沢 (千曲川合流点)	星川	山ノ内町 星川	1.4	1.8	中野市、山ノ 内町	北信 建設事務所長
蛭川	長野市松代町豊栄 (鍋山川合流点)	長野市松代町東寺 尾(千曲川合流点)	豊栄	長野市 松代町 豊栄	1.3	1.5	長野市	長野 建設事務所長
犀川	東筑摩郡生坂村北陸郷 字沢口(日野橋)	長野市信州新町 (更級橋)	弘崎	長野市 信州新町	5.8	6.5	長野市、大町 市、生坂村	長野 建設事務所
	長野市信州新町(更級 橋)	長野市塩生甲 (両郡橋)	弘崎	長野市 信州新町	6.8	7.5	長野市	長野 建設事務所
浅川	長野市浅川東条 (東条橋)	上高井郡小布施町 吉島(千曲川合流 点)	富竹	長野市 富竹	2.5	3.0	長野市、小布 施町	長野 建設事務所長
鳥居川	上水内郡信濃町柏原 (JR橋)	長野市豊野町浅野 (千曲川合流点)	鳥居川	飯綱町 三水 倉井	2.5	2.8	信濃町、飯綱 町、 長野市	長野 建設事務所長

千曲川	飯山市一山 (湯滝橋)	下水内郡栄村北信 (新潟県境)	市川橋	野沢温泉村 虫生	15.4	16.4	飯山市、栄村 野沢温泉村	北信 建設事務所長
姫川	北安曇郡白馬村佐野 (鳴沢川合流点)	北安曇郡白馬村通 (楠川合流点)	天神 宮橋	白馬村 大出	2.7	3.0	白馬村	大町 建設事務所長
	北安曇郡白馬村通 (楠川合流点)	北安曇郡小谷村 川尻(姫川橋)	雨中	小谷村 雨中	2.4	2.9	白馬村 小谷村	
松川	北安曇郡白馬村 北城豆淵 (二股橋)	北安曇郡白馬村 北城外山 (姫川合流点)	松川 橋上	白馬村 松川橋上	3.2	3.6	白馬村	大町 建設事務所長
天竜川	岡谷市湊 (釜口水門)	岡谷市・ 上伊那郡境界	下浜	岡谷市 湊	4.6	5.0	岡谷市	諏訪 建設事務所長
	岡谷市・ 上伊那郡境界	上伊那郡辰野町 平出(昭和橋)	伊那富	辰野町 樋口	2.4	2.6	辰野町	伊那 建設事務所長
上川	茅野市玉川 (柳川合流点)	茅野市横内	銭場	茅野市 中河原	2.1	2.5	茅野市	諏訪 建設事務所長
	茅野市横内	諏訪市上諏訪 (諏訪湖)	江川橋	茅野市 ちの	3.6	3.9	諏訪市、茅野 市	諏訪 建設事務所長
宮川	茅野市宮川 (西茅野大橋)	茅野市安国寺	安国寺	茅野市 安国寺	1.9	2.2	茅野市	諏訪 建設事務所長
河川名	区 域		対 象 水 位 観 測 所(水位 = m)				関係水防 管理団体	水位情報 通知者
	自	至	名称	位置	避難判断 水位(m)	氾濫危 険水位		
宮川	茅野市安国寺	諏訪市豊田 (諏訪湖)	中洲	諏訪市 中洲	1.9	2.1	諏訪市、茅野 市	諏訪 建設事務所長
砥川	諏訪郡下諏訪町 (医王渡橋)	諏訪郡下諏訪町 (諏訪湖河口)	医王渡 橋	下諏訪町 社	1.1	1.4	下諏訪町	諏訪 建設事務所長
横河川	岡谷市長地 (上の原小通学橋)	岡谷市 (諏訪湖河口)	長地	岡谷市 長地	1.1	1.2	岡谷市	諏訪 建設事務所長
阿智川	下伊那郡阿智村智里 (湯ノ瀬橋)	下伊那郡阿智村伍 和(わい・Wai 橋)	駒場	阿智村 駒場	3.3	3.9	阿智村	飯田 建設事務所長
遠山川	飯田市南信濃押出 (押出橋)	飯田市南信濃尾之 島(八重河内川合 流点)	和田	飯田市 南信濃 和田	4.1	4.5	飯田市	飯田 建設事務所長
	飯田市南信濃柳瀬 (月の島橋)	飯田市南信濃大町 (宮の前橋)	南和田 (平 岡)	飯田市 南信濃 名古山	4.9	5.5		
松川	飯田市鼎切石 (妙琴公園)	飯田市松尾新井 (天竜川合流点)	上茶屋	飯田市 鼎 上茶屋	2.6	2.9	飯田市	飯田 建設事務所長
木曽川	木曽郡木曽町出尻 (城山発電所)	木曽町・上松町境 界	大手橋	木曽町 大手橋	2.1	2.5	木曽町	木曽 建設事務所長
	木曽町・上松町境界	大桑村・南木曽町 境	桃山	上松町 小野	12.8	13.5	上松町、大桑 村	

	大桑村・南木曾町境	木曾郡南木曾町田立 (岐阜県境)	南木曾 (高瀬橋)	南木曾町 高瀬橋	6.4	7.2	南木曾町	
--	-----------	---------------------	--------------	-------------	-----	-----	------	--

### 3. 国が指定する水防警報河川

#### (1) 水防警報を行う河川名及びその区間

河川名	区 域	水防警報発表責任者
千曲川	左岸 上田市大屋字向川原 右岸 上田市大屋字南遠川原 (大屋橋) から 左岸 飯山市大字一山字十二平 右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 (湯滝橋) まで	千曲川河川事務所長
	左岸 松本市安曇川端 右岸 松本市波田前淵 (新淵橋) から 幹川合流点 まで	
天竜川	左岸 上伊那郡辰野町大字平出字平田 右岸 上伊那郡辰野町大字平出字平田 (昭和橋) から 左岸 飯田市大字竜江7,122番の14地先 右岸 飯田市大字川路4,925番の5地先 (姑射橋) まで	天竜川上流河川事務所長

#### (2) 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位	計画高水位	対象水防管理団体	関係建設事務所
千曲川	生田	上田市生田	0.8m	1.9m	4.0m	5.75m	上田市、千曲市 坂城町	上田 千曲
	杭瀬下	千曲市杭瀬下	0.7	1.6	5.0	5.42	千曲市、長野市、 須坂市、小布施町、 中野市	千曲 長野 須坂 中野
	立ヶ花	中野市立ヶ花	3.0	5.0	9.2	10.75	長野市、須坂市、 小布施町、中野市、 飯山市、木島平村、 野沢温泉村	長野 須坂 中野 飯山
犀川	稲核ダム	松本市安曇島々	220m <sup>3</sup> /s	300m <sup>3</sup> /s	780m <sup>3</sup> /s	1800 m <sup>3</sup> /s	松本市、 安曇野市	松本 安曇 野
	熊倉	安曇野市豊科高家 字寺村	3.5m	4.0m	6.0m	7.15m	安曇野市	安曇 野
	陸郷	安曇野市明科南陸 郷	2.5	3.3	4.8	7.47	安曇野市、生坂村、 長野市	松本 安曇 野 大町 長野
	小市	長野市川中島町	-0.5	0.0	1.8	5.03	長野市、須坂市、 小布施町、中野市	長野 須坂 中野 飯山



河川名	観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位	計画高水位	対象水防管理団体	関係建設事務所
天竜川	伊那富	上伊那郡辰野町樋口	1.0	1.5	2.60	3.12	辰野町、箕輪町	伊那飯田
	北殿	上伊那郡南箕輪村北殿	6.0	6.5		8.04	南箕輪村、伊那市	
	伊那	伊那市伊那部	3.5	4.0	5.5	5.55	伊那市、宮田村	
	沢渡	伊那市東春近渡場	0.5	0.9	1.6	4.41	伊那市、宮田村	
	下平	駒ヶ根市赤穂下平	2.2	2.4		4.7	駒ヶ根市、飯島町、中川村	飯田
	市田	下伊那郡高森町下市田	0.7	1.4	3.6	4.81	松川町、高森町、飯田市、豊丘村、喬木村	
	伊久間	下伊那郡喬木村伊久間	1.4	1.7		6.24	喬木村、飯田市	
	天竜峡	飯田市龍江太田下	9.7	11.0	16.2	20.20	飯田市、喬木村	

#### 4. 県が指定する水防警報河川

##### (1) 水防警報を行う河川名及びその区間、対象となる水位観測所

河川名	区 域		対象水位観測所				対象水防管理団体	水防警報発表責任者
	自	至	名称	位置	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)		
千曲川	南佐久郡川上村梓山(黒巖橋)	南佐久郡南牧村海尻(湯川合流点)	樋沢	川上村樋沢	1.5	1.8	川上村、南牧村	佐久建設事務所長
	南佐久郡南牧村海尻(湯川合流点)	佐久市下越(臼田橋)	下越	佐久市下越	2.0	2.5	南牧村、小海町、佐久穂町、佐久市	佐久建設事務所長
	佐久市下越(臼田橋)	上田市大屋(大屋橋)	下越	佐久市下越	1.0	1.7	佐久市、小諸市、東御市、上田市	佐久建設事務所長
	佐久市下越(臼田橋)	上田市大屋(大屋橋)	塩名田	佐久市御馬寄	2.2	3.0	佐久市、小諸市、東御市、上田市	佐久建設事務所長
依田川	小県郡長和町和田(観音橋)	小県郡長和町古町(上田市境界)	立岩	長和町立岩	2.1	2.4	長和町	上田建設事務所長
	小県郡長和町古町(上田市境界)	上田市長瀬(千曲川合流点)	依田橋	上田市長瀬	1.5	1.8	上田市	上田建設事務所長
神川	上田市真田町長(土合橋)	上田市岩下(千曲川合流点)	神川	上田市林之郷	0.9	1.1	上田市	上田建設事務所長
浦野川	小県郡青木村田沢(青木橋)	上田市下之条(千曲川合流点)	浦野川	上田市越戸	1.1	1.3	上田市、青木村	上田建設事務所長
奈良井川	塩尻市洗馬(琵琶橋)	松本市島立(鎖川合流点)	琵琶橋	塩尻市洗馬	1.0	1.1	塩尻市	松本建設事務所長

	松本市島立 (鎖川合流点)	松本市島内 (島橋)	新橋	松本市	1.4	1.9	松本市	松本 建設事務所長
田川	塩尻市広丘吉田 (水神橋)	松本市中条 (田川・薄川合流点)	出川	松本市 出川	0.7	1.2	松本市、塩尻市	松本 建設事務所長
	松本市中条 (田川・薄川合流点)	松本市白板 (奈良井川合流点)	渚	松本市渚	0.7	1.3	松本市	松本 建設事務所長
薄川	松本市筑摩 (中林橋)	松本市中条 (田川合流点)	薄川	松本市 埋橋	0.8	1.0	松本市	松本 建設事務所長
女鳥羽川	松本市旭 (あさひ橋)	松本市白板 (田川合流点)	女鳥羽 川	松本市 巾上	1.3	1.8	松本市	松本 建設事務所長
穂高川	安曇野市 穂高有明 (乳川合流点)	安曇野市 穂高北穂高 (安曇野大橋)	巾下	安曇野市 穂高北穂高	1.3	2.0	安曇野市	安曇野 建設事務所長
万水川	安曇野市 堀金烏川 (安曇野排水路合流点)	安曇野市 穂高北穂高 (犀川合流点)	矢原	安曇野市 穂高 矢原	1.3	2.0	安曇野市	安曇野 建設事務所長
高瀬川	大町市大町 (高瀬上橋)	安曇野市 明科七貴 (犀川合流点)	十日 市場	安曇野市 穂高 北穂高	1.0	1.5	大町市、池田町 松川村、 安曇野市	大町 建設事務所長
河川名	区 域		対 象 水 位 観 測 所				対 象 水防管理団体	水防警報 発表責任者
	自	至	名称	位置	水防団 待機 水位 (m)	氾濫 注意 水位 (m)		
沢山川	千曲市森 (県営水道森配水池)	千曲市土口 (千曲川合流点)	生萱	千曲市 森	1.4	1.7	千曲市	千曲 建設事務所長
松川	上高井郡 高山村山田入 (柞沢川合流点)	上高井郡 小布施町大島 (千曲川合流点)	小布施 松川	小布施町 福原 松川橋下	0.9	1.5	須坂市、小布施 町、高山村	須坂 建設事務所長
百々川	須坂市村石 (百々川橋)	須坂市高梨 (千曲川合流点)	百々川 橋	須坂市 百々川橋	0.7	1.4	須坂市	須坂 建設事務所長
鮎川	須坂市幸高 (鮎川橋)	須坂市中島 (百々川合流点)	鮎川橋	須坂市 鮎川橋下	1.2	1.4	須坂市	須坂 建設事務所長
八木沢川	上高井郡 高山村赤和(赤和3号 砂防えん堤)	須坂市北相之島(排 水機場)	八木沢川	須坂市 小河原	1.2	1.4	須坂市 高山村	須坂 建設事務所長
夜間瀬川	下高井郡 山ノ内町横湯 (横湯砂防えん堤)	中野市柳沢 (千曲川合流点)	星川	山ノ内町 星川	0.6	1.3	中野市、 山ノ内町	北信 建設事務所長
裾花川	長野市(善光寺用水裾 花取水口)	長野市青木島甲(犀 川合流点)	岡田	長野市 岡田	0.5	1.1	長野市	長野 建設事務所長
蛭川	長野市 松代町豊栄 (鍋山川合流点)	長野市 松代町東寺尾 (千曲川合流点)	豊栄	長野市 松代町 豊栄	0.5	1.0	長野市	長野 建設事務所長
犀川	東筑摩郡生坂村北陸 郷字沢口 (日野橋)	長野市塩生甲 (両郡橋)	弘崎	長野市 信州新町	3.6	5.2	長野市、大町 市、生坂村	長野 建設事務所長

浅川	長野市浅川東条 (東条橋)	上高井郡 小布施町吉島 (千曲川合流点)	富竹	長野市 富竹	1.2	1.8	長野市、 小布施町	長野 建設事務所長
鳥居川	上水内郡 信濃町柏原 (JR橋)	長野市豊野 浅野 (千曲川合流点)	鳥居川	飯綱町 三水 倉井	1.5	1.9	信濃町、飯綱 町、 長野市	長野 建設事務所長
千曲川	飯山市一山 (湯滝橋)	下水内郡 栄村北信 (新潟県境)	市川橋	野沢温泉村 虫生	12.0	14.5	飯山市、栄村 野沢温泉村	北信 建設事務所長
姫川	北安曇郡 白馬村佐野 (鳴沢川合流点)	北安曇郡白馬村通 (楠川合流点)	天神 宮橋	白馬村 大出	1.1	1.8	白馬村	大町 建設事務所長
	北安曇郡白馬村通(楠 川合流点)	北安曇郡小谷村 川尻(姫川橋)	雨中	小谷村 雨中	0.8	1.4	白馬村 小谷村	
松川	北安曇郡 白馬村北城豆淵 (二股橋)	北安曇郡 白馬村北城外 (姫川合流点)	松川 橋上	白馬村 松川橋上	1.5	2.2	白馬村	大町 建設事務所長
諏訪湖	湖岸一円		釜口 水門	岡谷市 湊	1.5	1.7	諏訪市、岡谷市 下諏訪町	諏訪 建設事務所長
天竜川	岡谷市湊 (釜口水門)	岡谷市 上伊那郡境界	下浜	岡谷市 湊	2.6	3.7	岡谷市	諏訪 建設事務所長
	岡谷市 上伊那郡境界	上伊那郡 辰野町平出 (町道橋)	伊那富	辰野町 樋口	1.0	1.5	辰野町	伊那 建設事務所長
河川名	区 域		対 象 水 位 観 測 所				対 象 水防管理団体	水防警報 発表責任者
	自	至	名称	位置	水防団 待機 水位 (m)	氾濫 注意 水位 (m)		
上川	茅野市玉川 (柳川合流点)	茅野市横内	銭場	茅野市 中河原	0.8	1.9	茅野市	諏訪 建設事務所長
	茅野市横内	諏訪市上諏訪 (諏訪湖)	江川橋	茅野市 ちの	2.0	3.4	諏訪市、茅野市	
宮川	茅野市宮川 (西茅野大橋)	茅野市安国寺	安国寺	茅野市 安国寺	0.9	1.5	茅野市	諏訪 建設事務所長
	茅野市安国寺	諏訪市豊田 (諏訪湖)	中 洲	諏訪市 中洲	1.1	1.7	諏訪市、茅野市	
砥川	諏訪郡下諏訪町 (医王渡橋)	諏訪郡下諏訪町 (諏訪湖河口)	医王渡 橋	下諏訪町 社	0.4	0.8	下諏訪町	諏訪 建設事務所長
横河川	岡谷市長地 (上の原小学橋)	諏訪郡下諏訪町 (諏訪湖河口)	長地	岡谷市 長地	0.6	0.9	岡谷市	諏訪 建設事務所長
阿智川	下伊那郡 阿智村智里 (湯ノ瀬橋)	下伊那郡 阿智村伍和 (わい・Wai 橋)	駒場	阿智村 駒場	2.2	3.0	阿智村	飯田 建設事務所長

遠山川	飯田市南信濃 押出(押出橋)	飯田市南信濃 尾之島 (八重河内川合流点)	和田	飯田市 南信濃 和田	2.0	3.1	飯田市	飯田 建設事務所長
	飯田市 南信濃柳瀬 (月の島橋)	飯田市 南信濃大町 (宮の前橋)	南和田 (平岡)	飯田市 南信濃 名古屋山	2.4	3.7		
松川	飯田市鼎切石 (妙琴公園)	飯田市松尾新井 (天竜川合流点)	上茶屋	飯田市 上茶屋	1.8	2.1	飯田市	飯田 建設事務所長
木曽川	木曽郡木曽町出尻(城 山発電所)	木曽町・ 上松町境界	大手橋	木曽町 大手橋	1.0	1.7	木曽町	木曽 建設事務所長
	木曽町・ 上松町境界	大桑村・南木曽町境	桃山	上松町 小野	11.5	12.0	上松町、大桑村	
	大桑村・南木曽町境	木曽郡南木曽町田 立(岐阜県境)	南木曽 (高瀬橋)	南木曽町 高瀬橋	4.3	6.2	南木曽町	



# 御嶽山の噴火警戒レベル

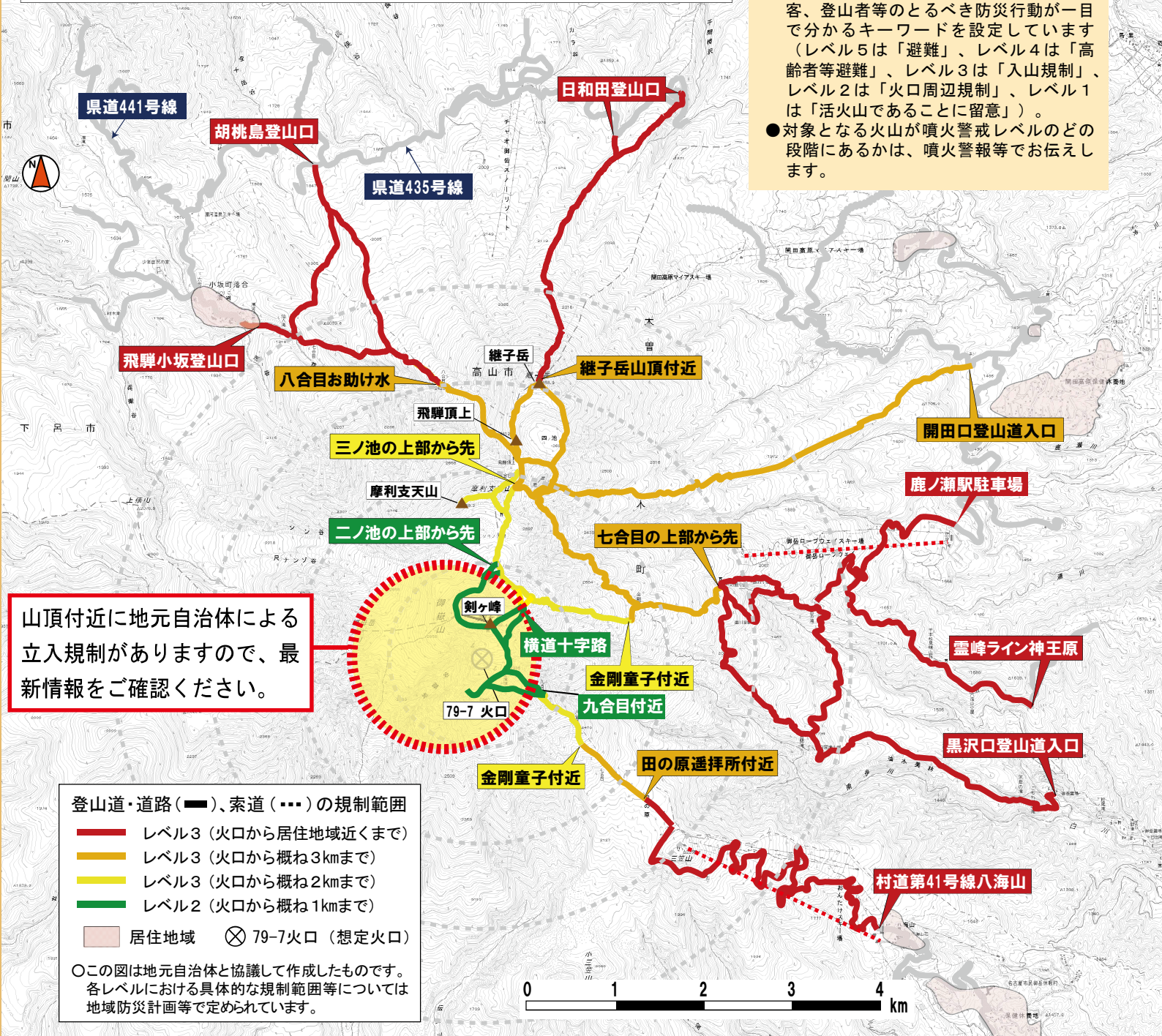
— 火山災害から身を守るために —

- 平成30年9月現在、地元自治体が、一部の登山道を除き、火口から概ね1kmまで立入規制しています。最新の規制状況の詳細については、地元自治体（木曾町、王滝村、下呂市）に確認して下さい。
- この図は79-7火口\*で噴火した場合の噴火警戒レベル2（火口周辺規制）及び3（入山規制）の規制範囲を示しています。
- レベル3は、火山活動の状況により規制範囲が変わります。
- 居住地域まで影響が及ぶ場合にはレベル4（高齢者等避難）及び5（避難）となります  
※1979年の噴火で発生した火口のうち、現在も噴気活動が継続している火口です。

噴火警報等で発表する

## 噴火警戒レベル

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



山頂付近に地元自治体による立入規制がありますので、最新情報をご確認ください。

登山道・道路(—)、索道(---)の規制範囲

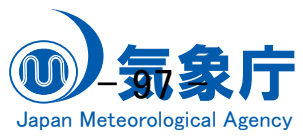
- レベル3 (火口から居住地域近くまで)
- レベル3 (火口から概ね3kmまで)
- レベル3 (火口から概ね2kmまで)
- レベル2 (火口から概ね1kmまで)
- 居住地域 ⊗ 79-7火口 (想定火口)

○この図は地元自治体と協議して作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。

御嶽山 噴火警戒レベルに応じた防災対応（レベル2～3、想定火口：79-7火口）



本冊子は、植物油インクを使用しています。



気象庁地震火山部火山監視課 火山監視・警報センター  
 TEL:03-6758-3900(内線5189) <https://www.jma.go.jp/>  
 ■長野地方気象台  
 TEL:026-232-3773 <https://www.data.jma.go.jp/nagano/>  
 ■岐阜地方気象台  
 TEL:058-271-4108 <https://www.data.jma.go.jp/gifu/>





# 御嶽山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●噴火が発生し、大きな噴石や溶岩流や火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	●噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流、火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで  火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	●大きな噴石の飛散が1kmを超える噴火が発生すると予想されるが、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火が発生する可能性はないと予想される。 <b>過去事例</b> 1979年10月28日: 剣ヶ峰南西側斜面(79-1~10火口)で噴火。噴煙の状況から、大きな噴石の飛散が1kmを超える可能性があるとして予想。ただし、4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火に、すぐには移行しないと予想 ●大きな噴石が1km以上飛散する。ただし、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火は発生しないと予想される。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	●地震活動の高まりや地殻変動等により、小規模噴火の発生が予想される。 <b>過去事例</b> 2007年3月後半: 79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、北東側200m範囲に降灰 2006年12月~2007年2月: 山頂部直下でわずかな山体膨張及び火山性地震・微動の増加 1991年5月中旬: 79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、東側200m範囲に降灰 1991年4月~7月: 火山性地震・微動の増加 ●小規模噴火が発生し、火口から約1km以内に大きな噴石が飛散する。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。 (現在、地元自治体の一部の登山道を除き、火口から概ね1kmまで立入規制中)	●火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。  
注2) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

※このレベル表は地元市町村等と協議して作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。  
<https://www.jma.go.jp/>

# 浅间山の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

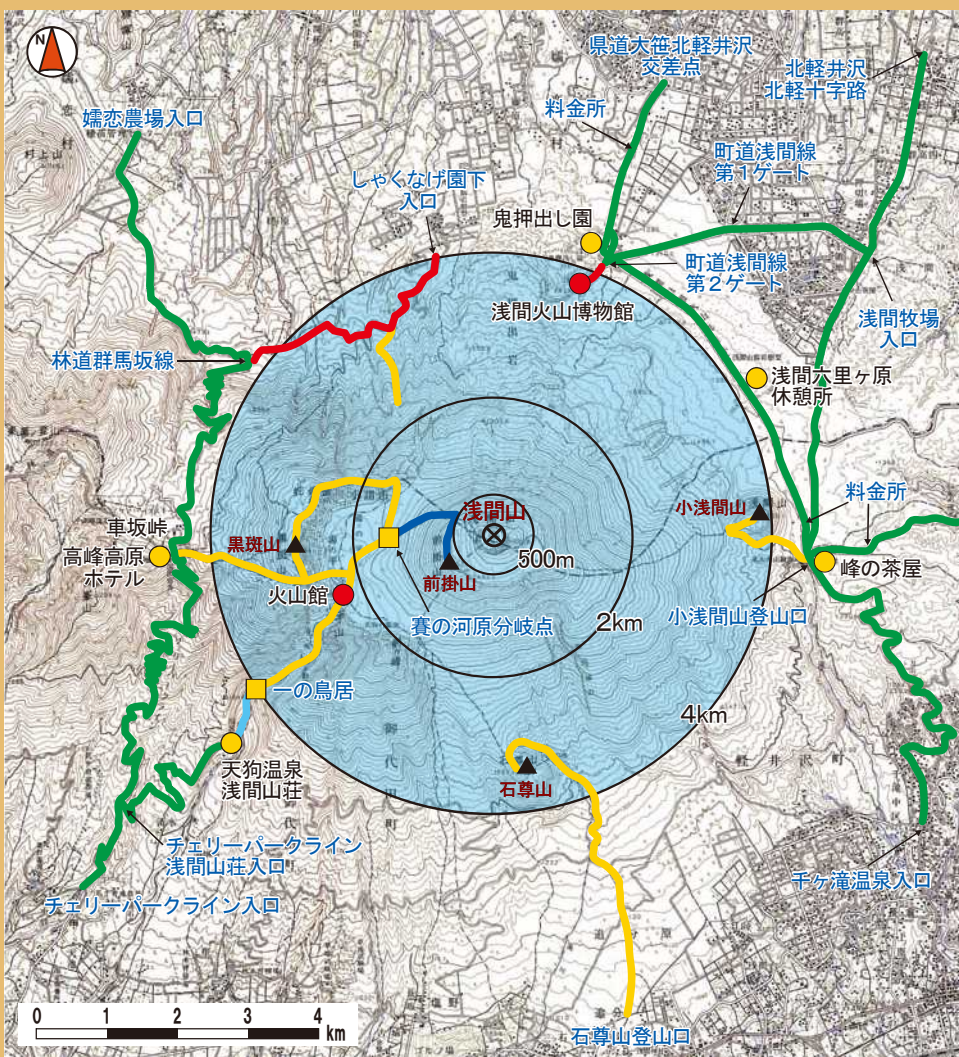
- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



## 【浅间山の特徴】

溶岩や火砕流、火山灰や軽石が推積した安山岩質成層火山で、爆発的なブルカノ式噴火が多いのが特徴です。最近100年間では50回以上噴火を繰り返しており、火山灰や噴石、空振、小規模な火砕流などが発生しています。最近では2004年に中噴火しています。

## ■浅间山 噴火警戒レベル1～3に対応した規制範囲



この地図は、国土地理院「数値地図50000(地図画像)」を使用しています。

- この図は浅间山噴火警戒レベル導入に係る防災対応についての申し合わせ書(平成19年11月11日 浅间山火山防災対策連絡会議)に基づき作成しています。
- 浅间山の噴火警戒レベルは、地元自治体等と調整して作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については軽井沢町、御代田町、小諸市、佐久市、嬬恋村、長野原町にお問い合わせください。

この図は噴火警戒レベル1～3の時の規制範囲を示しています。なお、居住地域まで影響が及ぶ場合は、レベル4(高齢者等避難)・レベル5(避難)となります。

## ●噴火警戒レベル1～3で必要な防災対応

噴火警戒レベル (キーワード)	必要な防災対応
レベル3 (入山規制)	防災対応の範囲を拡大 (4 km)を超える範囲で注意喚起、一時規制等) 登山禁止 (山頂火口から4 km以内規制)
レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺立入禁止 (山頂火口から概ね2 km立入禁止)
レベル1 (活火山であることに留意)	火口付近立入禁止 (火口から500m以内規制)

## 凡 例

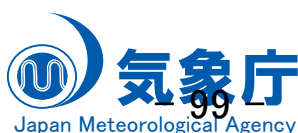
- ⊗ 火口
- 立入禁止区域 (火口から4 km以内)
- 道路：レベルにより規制されます。  
  - レベル3のときは通行できません。
  - レベル3のときは状況により規制が行われます。
- 登山道：浅间山では登山して良い登山道が決められています。左図に示した登山道を利用してください。火口から500m以内は、レベル1でも立ち入り禁止です。

## 登山が可能な登山道(レベル別)

- レベル3 — (状況により規制される場合があります)
- レベル2 —
- レベル1 —



本冊子は、植物油インクを使用しています。



問い合わせ先

## 気象庁地震火山部火山監視課 火山監視・警報センター

TEL: 03-6758-3900(内線5189) <https://www.jma.go.jp/>

■浅间山火山防災連絡事務所 TEL: 0267-45-2167

■長野地方気象台 TEL: 026-232-3773

<https://www.data.jma.go.jp/nagano/>

■前橋地方気象台 TEL: 027-896-1220

<https://www.data.jma.go.jp/maebashi/>





# 浅間山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (レベル)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●天仁天明クラスの噴火発生、火砕流等が居住地域に到達。 天明噴火(1783年)の事例 8月4日～5日：吾妻火砕流、鎌原岩屑なだれ、吾妻泥流、鬼押出溶岩流等が発生</li> <li>●中噴火が頻発し、天仁天明クラスの噴火が切迫している。 天明噴火(1783年)の事例 8月1日～3日：軽石噴火の発生間隔が短くなり、継続時間が長くなる</li> <li>●積雪期中噴火に伴う火砕流が発生し、融雪型火山泥流が居住地域に到達、または到達すると考えられる。 過去事例 観測事例なし</li> </ul>
			4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中噴火が断続的に発生し、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 天明噴火(1783年)の事例 7月26日～31日：中噴火が断続的に発生</li> <li>●噴火継続中の有感地震発生や顕著な地殻変動等により、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 過去事例 観測事例なし</li> <li>●積雪期中噴火が発生し、居住地域に影響する融雪型火山泥流の原因となる火砕流が発生した可能生がある。</li> </ul>
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで  火口周辺	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●山頂火口から中噴火が発生し、4km以内に噴石や火砕流が到達。 2004年噴火の事例 9月1日：噴石が山頂火口から約2.7kmまで飛散 その他の事例 1973年2月1日：噴石が山頂火口から約2kmまで飛散、火砕流が1.5kmまで、融雪型火山泥流が2km付近まで到達 1958年11月10日：噴石が山頂火口から約3kmまで飛散、火砕流が約3kmまで到達</li> <li>●中噴火が切迫している。 過去事例 2004年8月31日：山体浅部の膨張を示す傾斜変動と火山性地震急増 1973年2月1日：地震急増</li> </ul>
			2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●山頂火口から小噴火が発生し、2km以内に噴石や火砕流が到達。 1982年噴火の事例 4月26日：噴石が山頂火口から約1kmに飛散、火砕流が約1kmまで到達</li> <li>●小噴火の発生が予想される。 2004年噴火の事例 7月下旬：噴煙量増加、火山性地震増加</li> </ul>
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏、状況により山頂火口から500m以内に影響する程度の噴出の可能性あり。</li> </ul>

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) 表中にある火口からの距離はいずれも概ねの数値を意味する。

注3) 天仁天明クラスの噴火とは、火砕流、泥流等が居住地域まで到達して広範囲に影響するような噴火とする。

注4) 中噴火とは、山頂火口から概ね4km以内に噴石飛散される噴火とする(稀に噴石が概ね4kmをこえることがある)。

注5) 小噴火とは、山頂火口から概ね2km以内に噴石飛散される噴火とする。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。 <https://www.jma.go.jp/>



# 焼岳の噴火警戒レベル

—火山災害から身を守るために—

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



【焼岳の特徴】（標高2455m）

- 安山岩・デイサイトの成層火山で、約4,000年前の噴火で下堀沢溶岩流、約2,300年前の最新のマグマ噴火で、焼岳円頂丘溶岩、中尾火砕流が発生した。
- 山頂の溶岩ドームにはいくつもの火口地形があり、明治以降の噴火は水蒸気爆発で、泥流を生じやすい。
- 1915年（大正4年）の噴火では泥流により大正池が形成された。
- 最近では、1962年（昭和37年）に水蒸気噴火が発生し、噴石により2名の負傷者がでている。

## 焼岳の噴火警戒レベル1～3に対応した規制範囲



この地図は、国土地理院「数値地図50000（地図画像）」を使用しています。

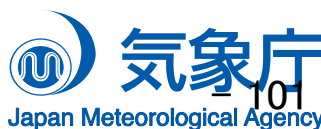
### 【地図の説明】

- 想定される噴火口の範囲  
 [北西-南東方向 2.4km、北東-南西方向 1.4km]の小平型円内
- 周辺の居住地域
- 登山口や登山道の分岐点
- レベル2（火口周辺規制）の規制範囲（想定火口から約1kmまで）
- レベル2で規制の対象となる登山道
- レベル3（入山規制）の規制範囲（想定火口から約2kmまで）
- > レベル3で規制の対象となる登山道や道路など
- ▲ レベル3の道路規制箇所

■この図は焼岳火山防災計画（平成23年2月23日焼岳火山噴火対策協議会）に基づき、作成しています。  
 ■焼岳の噴火警戒レベルは、岐阜・長野両県の地元自治体と調整して作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については高山市、松本市へお問い合わせください。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



**気象庁地震火山部火山監視課 火山監視・警報センター**  
 TEL : 03-6758-3900(内線 5189) <https://www.jma.go.jp/>

- 長野地方気象台 TEL:026-232-3773 <https://www.data.jma.go.jp/nagano/>
- 岐阜地方気象台 TEL:058-271-4108 <https://www.data.jma.go.jp/gifu/>

# 焼岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域) または 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型泥流（積雪期の場合）が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。</li> </ul> <p>過去事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>約4000年前の噴火（下堀沢溶岩流の噴火）</li> <li>約2300年前の噴火（円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火）</li> </ul>
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●溶岩流出あるいは溶岩ドームの形成。</li> <li>●火砕流、溶岩流、融雪型泥流（積雪期の場合）が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。</li> <li>●火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。</li> </ul> <p>過去事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>約4000年前の噴火（下堀沢溶岩流の噴火）</li> <li>約2300年前の噴火（円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火）</li> </ul>
警報	噴火警報(火口周辺) または 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね2 kmまで噴石が飛散。</li> </ul> <p>過去事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1915年：水蒸気噴火が発生し、爆風により火口から1 km程度で倒木</li> </ul>
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね1 kmまで噴石が飛散。</li> </ul> <p>過去事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1962年：水蒸気噴火が発生し、噴石が旧焼岳小屋まで飛散</li> </ul>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。</li> </ul>

注) ここでいう「噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。このレベル表は、地元市町村等と調整の上で作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められています。



# 乗鞍岳の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

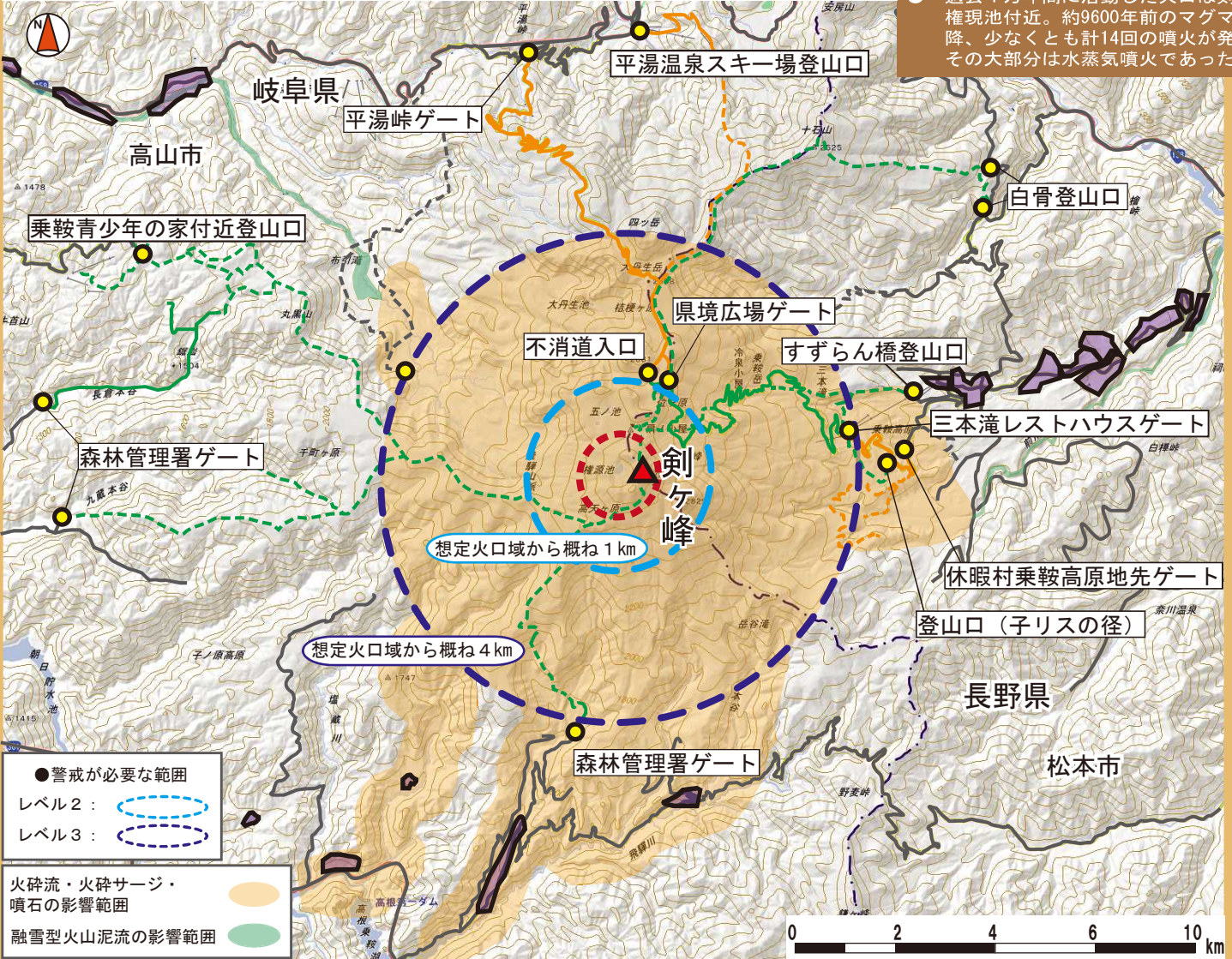
- 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民、登山者等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標です。
- 各レベルには、とるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています。（レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



### 【乗鞍岳の特徴】

- 剣ヶ峰を主峰とする複合成層火山体。
- 過去1万年間に活動した火口は剣ヶ峰・権現池付近。約9600年前のマグマ噴火以降、少なくとも計14回の噴火が発生し、その大部分は水蒸気噴火であった。

## ■乗鞍岳 噴火警戒レベルに対応した警戒が必要な範囲と規制箇所



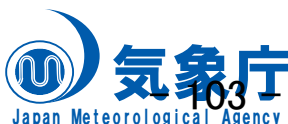
● 噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。

レベル5（避難）：危険な居住地域からの避難。  
 レベル4（高齢者等避難）：警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備。  
 レベル3（入山規制）：想定火口域から概ね4kmの立入規制。  
 一般道（—）は通行できません。  
 レベル2（火口周辺規制）：想定火口域から概ね1kmの立入規制。  
 一般道（—）は通行できません。  
 レベル1（活火山であることに留意）：状況に応じて想定火口域への立入規制等。

想定火口域： 一般道路： 居住地域：   
 主な規制地点： 登山道： 行政区画境界：

■ この図は「乗鞍岳火山ハザードマップ」（平成29年3月）に基づき作成しています。  
 ■ 乗鞍岳の噴火警戒レベルは、乗鞍岳火山防災協議会（岐阜県高山市、長野県松本市等の地元自治体等）において作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については長野県松本市、岐阜県高山市にお問い合わせください。

この地図は、国土地理院の『地理院地図』を使用して作成しています。



気象庁地震火山部火山監視課 火山監視・警報センター  
 TEL: 03-6758-3900(内線5189) <https://www.jma.go.jp/>  
 ■長野地方気象台 TEL:026-232-3773 <https://www.data.jma.go.jp/nagano/>  
 ■岐阜地方気象台 TEL:058-271-4108 <https://www.data.jma.go.jp/gifu/>



# 乗鞍岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。                             <p>過去事例</p>                             約9200年前の火山砕屑物を噴出するマグマ噴火※</li> <li>●噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域に到達。                             <p>過去事例</p>                             歴史記録なし※</li> </ul>
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。                             <p>過去事例</p>                             歴史記録なし※</li> </ul>
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火口から概ね4 km以内の範囲に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下するような噴火が予想される。                             <p>過去事例</p>                             歴史記録なし※</li> <li>●噴火が発生し、火口から概ね4 km以内の範囲に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下。                             <p>過去事例</p>                             歴史記録なし※</li> </ul>
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火口から概ね1 km以内の範囲に大きな噴石が飛散するような噴火が予想される。                             <p>過去事例</p>                             歴史記録なし※</li> <li>●噴火が発生し、火口から概ね1 km以内の範囲に大きな噴石が飛散。                             <p>過去事例</p>                             歴史記録なし※</li> </ul>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏。</li> </ul>

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。  
 注2) 火口とは想定火口域をいう。

※ 乗鞍岳では、地質調査により、過去1万年以内に2回のマグマ噴火、12回の水蒸気噴火があったことが判明しているが、これら噴火の規模や噴出物の分布は十分に把握されていない(平成31年3月現在)。

このレベル表は乗鞍岳火山防災協議会(岐阜県高山市、長野県松本市等の10町村等)と協議して作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。

<https://www.jma.go.jp/>

# 草津白根山

しらねさん ゆがま ふきん  
(白根山(湯釜付近))

# の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

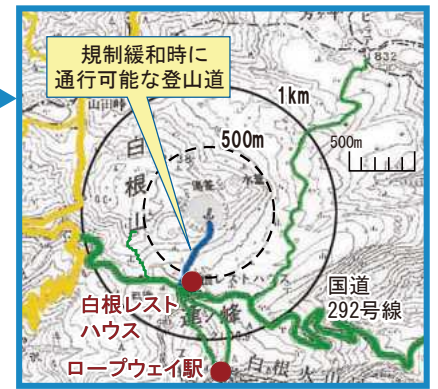
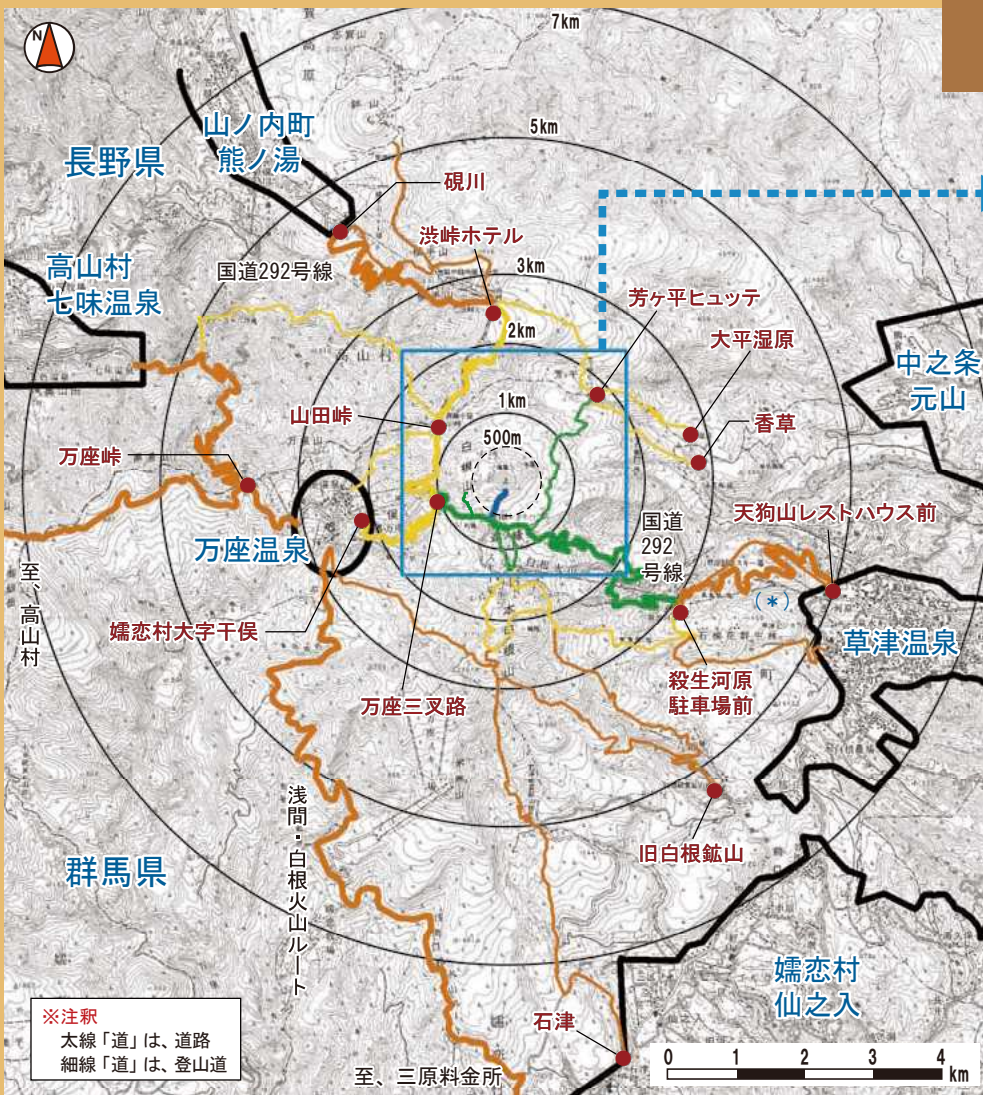
- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

草津白根山(白根山(湯釜付近)) 北西上空から撮影



- 草津白根山は、主に湯釜を中心とした水蒸気爆発で、噴石の飛散、泥水の噴出、火山灰の噴出が発生しやすい火山です。また、火山泥流を生じやすいという特徴があります。
- 水蒸気爆発は前兆現象が捉えにくく、注意が必要です。

## ■草津白根山(白根山(湯釜付近)) 噴火警戒レベルに対応した規制範囲



- 噴火警戒レベルに応じて規制される道路・登山道と、防災対応は下記のとおりになります。
- レベル5（避難）：——  
危険な居住地域からの避難  
立入規制
- レベル4（高齢者等避難）：——  
警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備、立入規制
- レベル3（入山規制）：——  
登山禁止・入山規制  
湯釜火口から2km以内立入規制
- レベル2（火口周辺規制）：——  
火口周辺立入規制  
湯釜火口から1km以内立入規制
- レベル1（活火山であることに留意）：——  
火口付近立入規制  
湯釜火口から500m以内立入規制  
火山活動の状況に応じて一部登山道に限り規制緩和

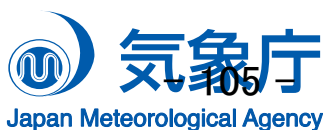
居住地域の境界：——  
この地図は、国土院「数値地図50000（地図画像）」を使用しています。

- この図は噴火警戒レベルに対応した主要な道路・登山道及び避難対象区域を示しています。
- 道路・登山道の規制については、主なものを表示しています。
- レベル1は、活動状況に応じて一部登山道に限り規制緩和が行われています。
- 各レベルの具体的な規制範囲等については、地域防災計画などで定められていますので、各町村にお問い合わせください。
- (\*)：国道292号の殺生河原駐車場前から天狗山レストハウス前の区間は、レベル2または3で規制されることもあります。

草津白根山の噴火警戒レベルは草津白根山防災会議協議会（草津町、孺恋村、中之条町の地元自治体等）と調整して作成しました。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



問い合わせ先

気象庁地震火山部火山監視課 火山監視・警報センター  
TEL：03-6758-3900(内線 5189) <https://www.jma.go.jp/>

- 前橋地方気象台 TEL:027-896-1220 <https://www.data.jma.go.jp/maebashi/>
- 長野地方気象台 TEL:026-232-3773 <https://www.data.jma.go.jp/nagano/>





# 草津白根山(白根山(湯釜付近))の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし 約18,000年前：白根山で噴火、溶岩流が東側約5kmの元山近くまで到達</li> <li>●噴火が発生し、概ね3km以内に大きな噴石飛散、あるいはそのような噴火が切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし</li> </ul>
			4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 過去事例 有史以降の事例なし</li> </ul>
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●噴火が発生し、概ね2km以内に大きな噴石が飛散、あるいは湯釜火口壁決壊に伴う泥流の発生。 過去事例 1939年4月：湯釜火口から噴火</li> <li>●地震急増等により、上記の噴火の発生が予想される。 過去事例 2018年9月：振幅の大きな火山性地震の急増 2018年4月：振幅の大きな火山性地震の急増</li> </ul>
			2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●噴火が発生し、概ね1km以内に大きな噴石が飛散。 過去事例 1983年11月：噴石が湯釜火口から約550mまで飛散 1932年10月：湯釜の南東側で割れ目噴火 1902年9月：弓池北東岸から噴火 1882年8月：噴石が湯釜・涸釜火口から約550mまで飛散</li> <li>●地震多発等により、上記の噴火の発生が予想される。 過去事例 2014年～2017年：火山性地震の多発等 1990年～1991年：火山性地震や火山性微動の多発 1976年3月：水釜火口内に新火孔形成、降灰</li> </ul>
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり。 過去事例 1997年5月：湯釜西岸で噴気突出、水柱 1989年1月：火山性微動、湯釜変色 1987年10月：火山性地震多発</li> </ul>

注1) 山頂火口とは白根山の湯釜火口、水釜火口、涸釜火口およびその周辺をいう。表中の距離は、湯釜火口の中心からの距離で表現しているが、湯釜火口以外で噴火等が発生した場合には保全対象までの距離を考慮した上でレベルを決定する。

注2) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注3) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

注4) レベル5では危険範囲を確定していない。今後、ハザードマップ検討会で具体的な検討を進め反映させる予定。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。  
<https://www.jma.go.jp/>

# 草津白根山

もとしらねさん  
(本白根山)

# の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

草津白根山(本白根山) 白根火山ロープウェイ山麓駅から撮影



## ■草津白根山(本白根山) 噴火警戒レベルに対応した規制範囲



赤点線円は2018年1月23日噴火の分布域を示す。  
黒印(●)は火口列。

●噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。

レベル5 (避難) : ——  
危険な居住地域からの避難、立入規制

レベル4 (高齢者等避難) : ——  
警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備、立入規制

レベル3 (入山規制) : ——  
登山禁止・入山規制  
火口から2km以内立入規制

レベル2 (火口周辺規制) : ——  
火口周辺立入規制  
火口から1km以内立入規制

レベル1 (活火山であることに留意)

居住地域の境界 : ——

この地図は、国土地理院の『地理院地図』を使用しています。

各町村にお問い合わせください。

■この図は噴火警戒レベルに対応した主な登山道・避難対象区域を示しています。

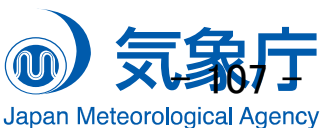
■登山道の規制については、主なものを表示しています。

■各レベルの具体的な規制範囲等については、地域防災計画などで定められていますので、各町村にお問い合わせください。

草津白根山(本白根山)の噴火警戒レベルは草津白根山防災会議協議会(草津町、嬭恋村、中之条町の地元自治体等)と調整して作成しました。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



問い合わせ先

気象庁地震火山部火山監視課 火山監視・警報センター

TEL : 03-6758-3900(内線 5189) <https://www.jma.go.jp/>

■前橋地方気象台 TEL:027-896-1220  
<https://www.data.jma.go.jp/maebashi/>

■長野地方気象台 TEL:026-232-3773  
<https://www.data.jma.go.jp/nagano/>



# 草津白根山(本白根山)の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし 約3,000年前：本白根山で噴火、溶岩流が南側へ約6kmの石津まで到達</li> <li>●火口から噴火が発生し、概ね3kmまで大きな噴石が飛散、あるいはそのような噴火が切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし 約3,000年前：本白根火砕丘形成、殺生河原まで噴石飛散</li> </ul>
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 過去事例 有史以降の事例なし</li> </ul>
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火口から概ね2kmまで大きな噴石が飛散する、あるいは居住地域近くまで火砕流が到達するような噴火の発生またはその可能性。 過去事例 有史以降の事例なし</li> </ul>
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火口から概ね1kmまで大きな噴石が飛散する噴火の可能性。 過去事例 有史以降の事例なし</li> <li>●火口から概ね1kmまで大きな噴石が飛散する噴火の発生。 過去事例 2018年1月23日：噴火により火口から約1kmの範囲に噴石飛散</li> </ul>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏。</li> </ul>

注1) ここでいう「火口」とは、2018年1月23日に発生した噴火の火口が分布する領域をいい、表中の距離はこの領域の中心からの距離で表現している。

注2) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

※このレベルは地元市町村等と協議して作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。

<https://www.jma.go.jp/>



# 新潟焼山の

# 噴火警戒レベル

—火山災害から身を守るために—

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



## 新潟焼山 噴火警戒レベル2～3に対応した規制範囲



この地図は、国土地理院「数値地図200000（地図画像）」を使用しています。

### 【新潟焼山の特徴】

- 妙高火山群の北端に位置し、活動開始時期は約3000年前と考えられ、日本の複成火山の中では最も新しい火山の一つである。
- 火砕流や溶岩流、火山灰や軽石が堆積した安山岩質成層火山で、約1000年前の火砕流は日本海まで達した。最近では1974年に水蒸気噴火があり、噴石のため山頂付近にキャンプ中の登山者3名が死亡している。

- この地図は噴火警戒レベル2～3のときの規制範囲を示しています。
- 居住地域\*まで影響が及ぶ場合はレベル4（高齢者等避難）・レベル5（避難）となります。

	: 想定火口域
	: レベル2(1km規制)のとき立入規制
	: レベル2(2km規制)のとき立入規制
	: レベル3のとき立入規制
	: レベル3(拡大)のとき立入規制
	: レベルによる規制なし(登山道)
	: " (道路)
	: レベル2(2km規制)の規制箇所
	: レベル3の規制箇所
	: レベル3(拡大)の規制箇所
	: 避難の方向(避難経路)

### ●噴火警戒レベルに応じて次のような防災対応が必要になります。

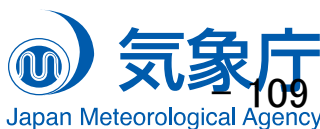
- レベル5（避難）：危険な居住地域\*からの避難等
- レベル4（高齢者等避難）：警戒が必要な居住地域\*での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等
- レベル3（入山規制）：山頂から概ね半径4km以内立入規制  
（レベル3（拡大）の時は山頂から概ね7km以内立入規制）
- レベル2（火口周辺規制）：【2km規制】山頂から概ね半径2km以内立入規制  
【1km規制】山頂から概ね半径1km以内立入規制
- レベル1（活火山であることに留意）：規制なし。活動状況により想定火口域内への立入規制等

※レベル4または5の場合に防災対応が必要となる居住地域は、山頂から約7km以遠に位置します。

- 新潟焼山の噴火警戒レベルは、新潟焼山火山防災協議会において協議、作成されました。
- 各レベルにおける具体的な規制範囲等は、地域防災計画等で定められています。詳細については、糸魚川市、妙高市、小谷村にお問い合わせください。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



問い合わせ先

### 気象庁地震火山部火山監視課 火山監視・警報センター

TEL : 03-6758-3900(内線 5189) <https://www.jma.go.jp/>

■新潟地方気象台 TEL 025-281-5872  
<https://www.data.jma.go.jp/niigata/>

■長野地方気象台 TEL 026-232-3773  
<https://www.data.jma.go.jp/nagano/>

# 新潟焼山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報(居住地域) または 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	● 規模の大きな噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域(山頂から約7km以遠)に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。  過去事例 887年 <sup>※1</sup> : 火砕流・溶岩流の発生。火砕流は日本海に達したと思われる。溶岩流は火口から約6.5kmまで到達。 1361年 : 火砕流が日本海へ到達。 1773年 : 火砕流発生。一部は南側にも流下。
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	● 火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域(山頂から約7km以遠)まで到達するような噴火の発生が予想される。
警報	噴火警報(火口周辺) または 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等 <sup>■</sup> 。住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	● 溶岩ドームが出現するなど、火砕流、溶岩流を伴う噴火により居住地域の近くまで(山頂から概ね7km以内)重大な影響を及ぼすことが予想される。  ● 山頂から概ね4km以内に大きな噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	想定火口域周辺あるいは想定火口域内への立入規制等 <sup>■</sup> 。住民は通常の生活。	● 山頂から概ね2km以内に大きな噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。  過去事例 1974年 : 水蒸気噴火が発生し、大きな噴石が山頂から約2km以内に飛散。  ● 山頂から概ね1km以内(想定火口域)に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。  過去事例 1983年、1997～1998年、2016年 : ごく小規模な噴火。火口周辺に降灰。
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏、あるいは、火山活動の状態によっては火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて想定火口域内への立入規制等。住民は通常の生活。	● 状況により、噴気活動や地震活動に若干の高まりが認められる <sup>※2</sup> 。 ● 火山活動は静穏。

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注) 想定火口域とは、山頂溶岩ドーム周辺(山頂から概ね半径1kmの円内)をいう。

※1) 「887年」については、より詳しい年代測定の結果から1235年頃の鎌倉時代とする研究(早川ほか、2011)がある。

※2) 状況により、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」などを発表して活動状況をお知らせします。

■ レベル2～3に対応した規制範囲は表面をご参照ください。なお、各レベルにおける具体的な規制範囲等は地域防災計画等で定められています。詳細については、糸魚川市、妙高市、小谷村にお問い合わせください。

■ 新潟焼山の噴火警戒レベルは、新潟焼山火山防災協議会において協議、作成されました。

■ 最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。https://www.jma.go.jp/



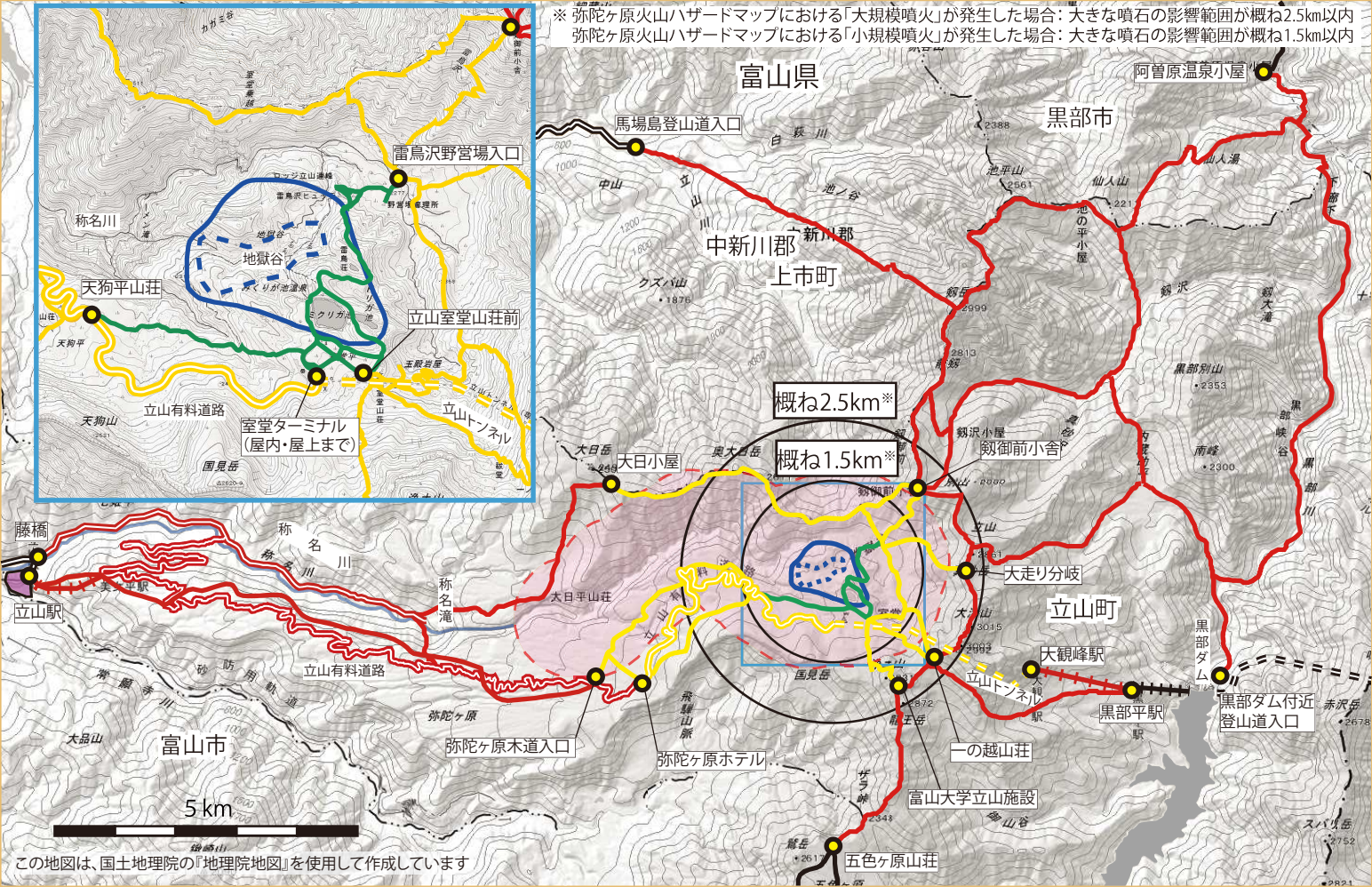
# みだかはら 弥陀ヶ原の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



## ■ 弥陀ヶ原 噴火警戒レベルに対応した規制範囲



### 噴火警戒レベルに応じた防災対応

- レベル5 (避難) : 危険な居住地域からの避難
- レベル4 (高齢者等避難) : 警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備
- レベル3 (入山規制) :
- ・地獄谷から概ね2.5km以内の範囲、火砕流や融雪型火山泥流等の影響範囲への立入規制
  - ・地獄谷から概ね1.5km以内の範囲への立入規制 (噴火の影響範囲が地獄谷から概ね1.5km以内の範囲にとどまると判断した場合)
- レベル2 (火口周辺規制) : 想定火口域への立入規制
- レベル1 (活火山であることに留意) : 状況に応じて想定火口域の一部立入規制等

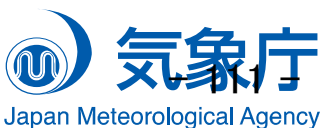
### 凡例

	想定火口域		主な規制地点
	活発な噴気がみられる範囲		居住地域
	火砕流・火砕サージの影響範囲		登山道
	火口噴出型泥流・融雪型火山泥流の影響範囲		道路
			トンネル
			ロープウェイ等

○弥陀ヶ原の噴火警戒レベルは、「弥陀ヶ原火山ハザードマップ」(平成30年8月)等に基づき、弥陀ヶ原火山防災協議会で調整して作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められています。詳細については地元自治体にお問い合わせください。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



問い合わせ先

気象庁地震火山部火山監視課 火山監視・警報センター  
TEL : 03-6758-3900(内線 5189) <https://www.jma.go.jp/>

富山地方気象台

TEL:076-432-2331 <https://www.data.jma.go.jp/toyama/>



# 弥陀ヶ原の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいはそのような噴火が切迫している。  過去事例 過去1万年以内になし
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	●居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。  過去事例 過去1万年以内になし
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 住民は通常的生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	●地獄谷から概ね2.5km以内の範囲に大きな噴石が飛散する、居住地域に到達しない程度の火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流を伴う噴火が発生、または予想される。 ●噴火に伴う火口噴出型泥流により、積雪期に居住地域に到達しない程度の融雪型火山泥流が発生、または予想される。  過去事例 1,500年前以降、約2,500年前、約4,800年前、約7,800年前、約9,300年前に発生した噴火  警戒が必要な範囲は、火山活動の状況により、地獄谷から概ね1.5km以内の範囲となることがあります。
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	想定火口域への立入規制等。 住民は通常的生活。	●地震活動の高まり、少量の泥や火山灰の噴出等の噴気活動の活発化がみられ、想定火口域内に大きな噴石を飛散させる噴火が予想される。  過去事例 明確な記録なし
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、活発な噴気活動が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて想定火口域の一部立入規制等。 住民は通常的生活。	●火山活動は静穏。 ●火山性地震が時折発生。 ●地獄谷で噴気・地熱活動。

注) 想定火口域とは、地獄谷やミクリガ池等を含む領域をいう。

注) 「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する噴石をさす。

注) 中部山岳国立公園立山・地獄谷では、平成24年から地獄谷内の歩道が通行止めとなっています。

最新の情報を確認するとともに、この付近では風によって流れてくる火山ガスに注意してください。

※各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地元自治体へお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。<https://www.jma.go.jp/>

### 資料 03 被害状況報告等の様式

#### 1 様式第 1 号 (概況速報)

(表 1)

	概 況 速 報		
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	
報 告 の 時 限		発 受 信 時 刻	
発 信 者	( )	受 信 者	( )

被 害 の 種 別	被 害 状 況	
	被 害 地 域 ま た は 場 所	災 害 の 状 況
人 的 ・ 住 家 関 係		
農 業 関 係		
林 業 関 係		
公 共 土 木 施 設 関 係		
鉄道 } 通信 } 電力 } 水道 }	施設関係	
そ の 他		
応急対策等の活動 状況 消防職員・消防団員 の出動状況等		

2 様式第2号 (人的及び住家の被害)  
(表2)

地域振興局  
市 町 村

人的及び住家の被害状況報告 (発生・中間・確定)											
災害の名称		災害発生の日時			月 日 時 分						
災害発生の場所											
災害報告の時限		月 日 時現在			発信機関及び 発信担当者						
人的被害	死者		人			災害の概況					
	うち災害関連死者		人								
	行方不明者		人								
	負傷者	重傷		人							
		軽傷		人							
	計		人								
住家の被害	全壊・全焼 又は流失	棟		棟		災害発生原因					
		世帯		世帯							
		人員		人							
	半壊又は 半焼	棟		棟		救の 援状 措置 置況					
		世帯		世帯							
		人員		人							
	一部破損	棟		棟		災害対策本部	名称				
		世帯		世帯			設置	月 日 時 分			
		人員		人			廃止	月 日 時 分			
	床上浸水	棟		棟		ボランティア 活動の状況					
		世帯		世帯							
		人員		人							
床下浸水	棟		棟		その他	消防職員出動延人員		人			
	世帯		世帯			消防団員出動延人員		人			
	人員		人								
非住家の被害 (全・半壊)		公共建物		棟							
		その他		棟							

- 注) 1 「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は『調査中』と記載すること。
- 2 「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
- 3 「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- 4 「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- 5 「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟とすること。
- 6 「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は『調査中』と記載すること。
- 7 「災害対策本部」欄には、災害対策基本法(昭和36年法律第228号)第23条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。
- 8 「ボランティア活動の状況」欄には、ボランティアセンター設置状況(設置の有無及び設置場所等)、ボランティアの活動状況(受入の有無、派遣の有無等)、その他関連事項を記載すること。

様式第2-1号 (高齢者等避難・避難指示 避難状況報告)  
 (表2の1)

災害の名称				災害発生日時	月	日	時
報告の時限	月	日	時現在	発信時刻	月	日	時
発 信 者							
高齢者等避難・避難指示の状況				避難場所等の状況			
発令日時 及び準備、勸 告、指示の別	地 区 名	世 帯 数	人 員	避 難 場 所 名	設 置 地 区 名	入 所 世 帯 数	入 所 人 員
合計				合計			

3 様式第3号 (社会福祉施設被害)  
(表3の1)

社会福祉施設被害状況報告													中間 確定	
災害の名称						災害発生日時	年 月 日 時							
災害発生場所														
報告の時限	月 日 時現在					発受信時刻			日 時 分					
発信者	( )					受信者			( )					
施設の種類	施設名	被害												
		全壊		流失		半壊		一部破損		床上浸水		床下浸水		
		棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	
計														
被害額計													(千円)	



(表 3 の 2)

社会福祉施設被害状況報告 (中間確定)				課
災害の名称			災害発生日時	月 日 時
			報告の時限	月 日 時現在

区分 地域別の別	被災施設数	被害内訳										被害額計 (千円)		
		全壊		流失		半壊		一部破損		床上浸水			床下浸水	
		棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)		棟数	被害額 (千円)
計														

(注)：被害程度は全壊・流失・半壊・一部破損・床上浸水・床下浸水・埋没等に区分して記載すること。



(表5の2)

災害名		発生日	月 日 時	地域振興局名
		調査月日	月 日 時	

市町村名	区分	農 地 (A)			農業用施設 (B)		計 (A+B)		備 考
		被害か所数	被害面積	被害額 (千円)	被害か所数	被害額 (千円)	被害か所数	被害額 (千円)	
	3万円以上 10万円未満								降雨量等
	10万円以上								
	3万円以上 10万円未満								
	10万円以上								
	3万円以上 10万円未満								
	10万円以上								
	3万円以上 10万円未満								
	10万円以上								
	3万円以上 10万円未満								
	10万円以上								
	3万円以上 10万円未満								
	10万円以上								
	3万円以上 10万円未満								
	10万円以上								

(表5の3)

農業関係被害報告（中間・確定）農業政策課									
災害の名称		災害発生日時			年 月 日 時				
		報告日時			月 日 時 現在				
区分	地域の別							計	
	農作物	水 稲	被害面積(ha)						
うち30%以上(ha)									
減収量(t)									
その他の農作物		被害面積(ha)							
		うち30%以上(ha)							
		減収量(t)							
		(種類: )							
樹体被害		被害面積(ha)							
		被害額(千円)							
		(種類: )							
計		被害面積(ha)							
		被害額(千円)							
施設	建築物								
	温室(ガラス張)								
	プラスチックハウス								
	構築物								
	計	件数(件)							
被害額(千円)									
畜産物等	畜産物( )								
	蚕繭( )								
	その他( )								
	計	被害額(千円)							
農地・農業用施設	農地	被害か所数							
		被害面積(ha)							
	農業用施設	被害か所数							
	計	被害か所数							
		被害額(千円)							
被害額総計(計)									
被害農業者(家)数(戸)									

(注)：この表は、県農業政策課から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。  
地域の別とは、上段を地域振興局別、下段を市町村別にする等適宜区分する。



改正 平成 8 年 9 月 24 日条例第 28 号 平成 24 年 10 月 11 日条例第 48 号  
平成 29 年 10 月 16 日条例第 42 号

「長野県防災会議条例」をここに公布する。

長野県防災会議条例

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。)第 15 条第 8 項の規定に基づき、長野県防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定数)

**第 2 条** 法第 15 条第 5 項第 5 号から第 8 号までに規定する者をもつて充てる委員の定数は、65 人以内とする。一部改正 [平成 8 年条例 28 号・24 年条例 48 号・29 年条例 42 号]

(任期)

**第 3 条** 法第 15 条第 5 項第 6 号及び第 8 号に規定する者をもつて充てる委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。一部改正 [平成 24 年条例 48 号]

(部会)

**第 4 条** 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(幹事)

**第 5 条** 防災会議に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(補則)

**第 6 条** この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和 27 年長野県条例第 10 号)の一部を次のように改正する。次のよう(省略)

3 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例(昭和 27 年長野県条例第 75 号)の一部を次のように改正する。

次のよう(省略)

附 則(平成 8 年 9 月 24 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 11 日条例第 48 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 10 月 16 日条例第 42 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料04-2 長野県防災会議運営規程

(目的)

第1条 この規定は、長野県防災会議条例(昭和37年長野県条例41号)第6条の規定に基づき長野県防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が招集し議長となる。

2 委員は、防災会議の必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

3 防災会議の招集は、開会の日前10日までに委員に通知しなければならない。ただし急を要する場合は、この限りでない。

(防災会議の委任による処理)

第3条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は、次の防災会議にこれを報告しなければならない。

(部会)

第4条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会を招集するときは、あらかじめ会長にこれを通知しなければならない。

3 部会長は、部会の経過及び結果を防災会議に報告しなければならない。

(専門委員)

第5条 専門委員は、防災会議に出席して意見を述べることができる。

(幹事の招集)

第6条 会長は、必要の都度幹事を招集して事務を処理させることができる。

附 則

この規定は、昭和37年12月24日から施行する。

### 資料04-3 長野県防災会議地震対策部会運営要綱

(設置)

第1条 長野県防災会議条例(昭和37年長野県条例第41号)第4条第1頂の規定により、長野県防災会議(以下「防災会議」という。)に地震対策部会(以下「部会」という。)を設置する。

(部会の業務)

第2条 部会は、地震対策における基本的な事項に関する審議を行う。

(委員)

第3条 委員は、防災会議委員若干名及び専門委員をもって充てる。

(部会長)

第4条 部会長は、危機管理部長の職にある者が当たる。

(会議)

第5条 部会は必要に応じ部会長が招集する。

2 委員及び専門委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる

3 部会を招集するときは、日時・場所及び議題を定め、あらかじめ関係者に通知するものとする。

(議事)

第6条 部会の議事は、部会長が主宰する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、防災会議の委員又は幹事その他の関係者の出席を求めることができる。

(部会の記録)

第7条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(防災会議への報告)

第8条 部会長は、部会の経過又は結果を防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、長野県危機管理部危機管理防災課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月27日から施行する。



## 資料04-4 長野県防災会議火山対策部会運営要綱

(設置)

第1条 長野県防災会議条例(昭和37年長野県条例第41号)第4条第1頂の規定により、長野県防災会議(以下「防災会議」という。)に火山対策部会(以下「部会」という。)を設置する。

(部会の業務)

第2条 部会は、火山対策における基本的な事項に関する審議を行う。

(委員)

第3条 委員は、防災会議委員若干名及び専門委員をもって充てる。

(部会長)

第4条 部会長は、危機管理部長の職にある者が当たる。

(会議)

第5条 部会は必要に応じ部会長が招集する。

2 委員及び専門委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる

3 部会を招集するときは、日時・場所及び議題を定め、あらかじめ関係者に通知するものとする。

(議事)

第6条 部会の議事は、部会長が主宰する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、防災会議の委員又は幹事その他の関係者の出席を求めることができる。

(部会の記録)

第7条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(防災会議への報告)

第8条 部会長は、部会の経過又は結果を防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、長野県危機管理部危機管理防災課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月27日から施行する。

## 資料04-5 長野県防災会議災害危険地域対策部会運営要綱

(設置)

第1条 長野県防災会議条例(昭和37年長野県条例第41号)第4号第1項の規定に基づき、長野県防災会議(以下「防災会議」という。)に災害危険地域対策部会(以下「部会」という。)を設置する。

(部会の業務)

第2条 部会は、次に掲げる業務を行う。

自然災害防止対策における基本的な事項に関する審議(地震・火山対策部会に関する事項を除く。)

(委員)

第3条 委員は、防災会議委員若干名及び専門委員若干名をもってあてる。

(部会長)

第4条 部会長は、土木部長の職にある者があたる。

(会議)

第5条 部会は必要に依り部会長が招集する。

2 委員及び専門委員は、必要があると認める時は、部会長に部会の招集を求めることができる。

3 部会を招集するときは、日時・場所及び議題を定め、あらかじめ関係者に通知するものとする。

(議事)

第6条 部会の議事は、部会長が主宰する。

2 部会長は、必要があると認める時は、防災会議の委員もしくは幹事、その他の関係者の出席を求めることができる。

(部会の記録)

第7条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(防災会議への報告)

第8条 部会長は、部会の経過又は結果を防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、土木部監理課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和61年3月25日から施行する。

## 資料04-6 長野県防災会議原子力災害対策部会運営要綱

(設置)

**第1条** 長野県防災会議条例(昭和37年長野県条例第41号)第4条第1頂の規定に基づき、長野県防災会議(以下「防災会議」という。)に原子力災害対策部会(以下「部会」という。)を設置する。

(部会の業務)

**第2条** 部会は、原子力災害に係る計画の策定に関する審議を行う。

(委員)

**第3条** 委員は、防災会議委員若干名及び専門委員をもって充てる。

(部会長)

**第4条** 部会長は、危機管理部長の職にある者が当たる。

(会議)

**第5条** 部会は必要に応じ部会長が招集する。

2 委員及び専門委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。

3 部会を招集するときは、日時・場所及び議題を定め、あらかじめ関係者に通知するものとする。

(議事)

**第6条** 部会の議事は、部会長が主宰する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、防災会議の委員もしくは幹事、その他の関係者の出席を求めることができる。

(部会の記録)

**第7条** 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

(防災会議への報告)

**第8条** 部会長は、部会の経過又は結果を防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

**第9条** 部会の庶務は、長野県危機管理防災課において処理する。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

**附 則**

この要綱は、平成23年10月3日から施行する。

## 資料04-7

### 長野県防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について

長野県防災会議運営規程第3条の規定により、次の事項は会長において処理することができる。

- 1 長野県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し関係機関相互間の連絡調整を図ること（法第14条第4項）。
- 2 知事の行う市町村防災会議の不設置の報告について、知事の諮問にこたえること（法第16条第5項）。
- 3 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供及び意見の開陳その他必要な協力を求めること（法第21条）。
- 4 市町村防災会議が知事に報告する市町村地域防災計画の作成又は修正について、知事の諮問にこたえること（法第42条第5項）。
- 5 市町村防災会議の協議会が知事に報告する市町村相互間防災計画の作成又は修正について、知事の諮問にこたえること（法第44条第3項）。
- 6 県地域防災計画の関係行政機関等における組織改正に関する事項又は、内容の軽易な事項の修正に関すること（昭和61年3月25日一部改正）。

# 長野県防災会議委員・幹事名簿

長野県防災会議会長 長野県知事 阿部 守一

令和3年12月1日現在

法第15条 の種別	委員		幹事	
	氏名	役職名	氏名	役職名
第1号委員 指定地方 行政機関	河合 信之	関東管区警察局長	黒沢 芳隆	関東管区警察局長域調整部災害対策官
	白石 昌義 原 美晴 椎葉 茂樹 小野寺 喜一 成澤 嘉昭 吉村 洋 向野 陽一郎 白井 基晴 齊藤 薫 若林 伸幸	信越総合通信局長 関東財務局長野財務事務所長 関東信越厚生局長 長野労働局長 関東農政局地方参事官(長野県担当) 中部森林管理局長 関東経済産業局総務企画部長 関東東北産業保安監督部長 中部近畿産業保安監督部長 関東地方整備局長	丸山 誠二 相澤 昌志 納富 修 栞原 竜久 石倉 英雄 岡田 裕貴 麻生 浩司 酒匂 正広 山田 裕啓 永江 浩一郎	信越総合通信局防災対策推進室長 関東財務局長野財務事務所総務課長 関東信越厚生局総務課長 長野労働局総務課長 関東農政局長野県拠点総括農政推進官 中部森林管理局企画調整課長 関東経済産業局総務企画部総務課危機管理・災害対策室長 関東東北産業保安監督部管理課長 中部近畿産業保安監督部管理課長 関東地方整備局長野国道事務所長
	平井 隆志 高橋 広治 清水 直幸 山後 公二 白石 昌己 築島 明	北陸信越運輸局長 東京国際空港長 長野地方気象台長 関東地方測量部長 第九管区海上保安本部長 中部地方環境事務所長	木村 勲 佐藤 保之 神田 実 佐々木 敏行 和泉 裕幸 住谷 勝樹 三階 康 岩田 浩幸	北陸地方整備局千曲川河川事務所長 中部地方整備局天竜川上流河川事務所長 北陸信越運輸局長野運輸支局長 東京空港事務所空港安全部長 長野地方気象台防災管理官 関東地方測量部防災課長 第九管区海上保安本部警備救難部環境防災課長 中部地方環境事務所総務課長
第2号委員 陸上自衛隊	鏡森 直樹	陸上自衛隊第13普通科連隊長	府内 博記	陸上自衛隊第13普通科連隊第3科長
第3号委員 県教育長	原山 隆一	長野県教育長	早川 恵利	長野県教育委員会事務局教育政策課長
第4号委員 警察本部長	安田 浩己	長野県警察本部長	清滝 吉春 高木 康昭	長野県警察本部警備部警備第二課長 長野県警察本部交通部交通規制課長
第5号委員 県職員	関 昇一郎 中村 宏平 五十嵐 萬寿男 小林 由利子 藤沢 広信	長野県副知事 長野県危機管理部長 〃 危機管理監 医師・看護人材確保対策課課長補佐兼看護係長 松本児童相談所長兼総務課長	柳沢 剛 布山 澄 高橋 寿明 岩下 秀樹 米沢 一馬 根橋 幸夫 矢後 雅司 中村 嘉光 池上 安雄 柳沢 由里 小林 真人 田中 ゆづ子 真関 隆 合津 俊雄 田中 達也 塩川 ひろ恵 飯島 好文 今井 達哉 諏訪 孝治 太田 茂登 小松 誠司 林 孝標 竹花 顕宏	長野県危機管理部消防課長 〃 危機管理部危機管理防災課長 〃 企画振興部総合政策課長 〃 企画振興部市町村課長 〃 総務部秘書課長 〃 総務部人事課長 〃 総務部財政課長 〃 総務部財産活用課長 〃 県民文化部文化政策課長 〃 健康福祉部健康福祉政策課長 〃 健康福祉部医療政策課長 〃 健康福祉部健康増進課長 〃 環境部環境政策課長 〃 産業労働部産業政策課長 〃 観光部山岳高原観光課長 〃 農政部農業政策課長 〃 農地整備課長 〃 林務部森林政策課長 〃 建設部建設政策課長 〃 建設部道路管理課長 〃 建設部河川課長 〃 建設部砂防課長 〃 企業局経営推進課長
第6号委員 市町村長・ 消防機関の 長	小泉 俊博 富井 俊雄 佐伯 英則 武井 郁郎	長野県市長会危機管理建設部会 長野県町村会総務文教部会長 長野県消防長会長 (公財)長野県消防協会会長	久保田 肇 松本 雅明 小田切 廣義 酒井 貴篤	長野県市長会事務局次長 長野県町村会次長兼政務課長 長野県消防長会事務局長 (公財)長野県消防協会事務局長

法第15条 の種別	委員		幹事	
	氏名	役職名	氏名	役職名
第7号委員 指定公共機 関・指定地 方公共機関 (指定地方公共 機関数：40 うち知事が任命 している委員は 20人)	大川 真一郎	日本銀行松本支店長	城一 学	日本銀行松本支店次長
	清水 深	日本赤十字社長野県支部事務局長	徳武 信也	日本赤十字社長野県支部事業推進課長
	橋高 智実	日本放送協会長野放送局長	関根 保夫	日本放送協会長野放送局放送部長
	木村 泰	東日本高速道路(株)関東支社長長野管理事務所長	中村 健志	東日本高速道路(株)関東支社長長野管理事務所工務担当課長
	野口 英正	中日本高速道路(株)名古屋支社長	平沢 嘉一	中日本高速道路(株)名古屋支社保安・サービス事業企画統括課長
	松橋 賢一	東日本旅客鉄道(株)執行役員長野支社長	原 道明	東日本旅客鉄道(株)長野支社安全企画室長
	鈴木 広土	東海旅客鉄道(株)東海鉄道事業本部長	岡本 邦弘	東海旅客鉄道(株)東海鉄道事業本部管理部総務課長
	榎本 佳一	東日本電信電話(株)長野支店長	田中 聖志	東日本電信電話(株)長野支店災害対策室長
	菊地 元	日本郵便(株)信越支社長	傘木 嘉治	日本郵便(株)信越支社総務・人事部長
	太田 忠文	日本通運(株)長野支店長	星野 龍太郎	日本通運(株)長野支店総務課長
	伊藤 令	中部電力パワーグリッド(株)執行役員長野支社長	北原 良彦	中部電力パワーグリッド(株)長野支社 総務部 総務・広報G長
	岩田 龍生	KDDI(株)中部総支社管理部長		
	佐々木 啓三郎	(株)NTTドコモ長野支店長		
	藤沖 一郎	ソフトバンク(株)総務本部 総務企画統括部 総務企画部 担当部長		
	瀧川 浩	長野都市ガス(株)代表取締役社長	細川 直行	長野都市ガス(株)取締役供給部長
	塩原 規男	(一社)長野県LPガス協会会長	和田 敏	(一社)長野県LPガス協会専務理事
	笠原 甲一	長野電鉄(株)取締役社長	吉池 昭人	長野電鉄(株)鉄道事業部運輸課長
	小林 史成	アルピコ交通(株)代表取締役社長		
	春日 良太	しなの鉄道(株)代表取締役社長		
	中島 一夫	(公社)長野県バス協会会長		
	小池 長	(公社)長野県トラック協会会長		
	田中 哲郎	信越放送(株)取締役	堀内 哲也	信越放送(株)総務人事部長
	関 雅則	(株)長野放送総務局長	下田 謙志	(株)長野放送総務部長
	長田 正子	(株)テレビ信州総務局長	田村 真理子	(株)テレビ信州総務局次長兼総務部長
	根布屋 仁	長野朝日放送(株)総務局長	山崎 浩二	長野朝日放送(株)総務部長
	丸山 康熙	(株)Goolight代表取締役		
	竹重 王仁	(一社)長野県医師会長		
	伊藤 正明	(一社)長野県歯科医師会長		
	日野 寛明	(一社)長野県薬剤師会長		
	木下 修	(一社)長野県建設業協会会長		
	松本あつ子	(公社)長野県看護協会会長		
	藤原 忠彦	(福)長野県社会福祉協議会長	吉沢 光規	(福)長野県社会福祉協議会総務企画部長
井上 修延	(株)セブン&アイ・ホールディングス総務部シニアオフィサー	藤乗 照幸	(株)セブン&アイ・ホールディングス総務部渉外	
中澤 剛	(株)セブン イレブン・ジャパンリスクマネジメント室 総括マネジャー	廣瀬 晃正	(株)セブン イレブン・ジャパンリスクマネジメント室副主事	
畑田 仁	(株)イトーヨーカ堂経営企画部 総括マネージャー	菅原 健太郎	(株)セブン&アイ・ホールディングス総務部渉外	
石合 大悟	(株)ローソンリスク・情報セキュリティ統括部部長			
第8号委員 自主防災組織 を構成する 者・学識経験 者	豊満 治彦	(公財)原子力安全技術センター 原子力安全部次長		
秦 康範	山梨大学大学院総合研究部 工学域土木環境工学系准教授			
金井 春子	長野県食生活改善推進協議会長			
柳澤 玉枝	(公社)長野県介護福祉士会長			
廣田 直子	(公社)長野県栄養士会長			
阪本真由美	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授			
福田 典子	信州大学教育学部准教授			
吉村 幸代	元松本市寿台公民館長			
中村 雅代	小布施町自主防災組織			
塩沢 裕己	日本防災士会長野県支部事務局長			
池田 義久	長野県障がい者社会参加推進協議会事務局長			
亀井 智泉	信州大学医学部特任助教 兼長野こども療育推進サークルゆうテラス代表			
北原 香織	駒ヶ根市消防団員			
原山 朋子	長野県地域防災推進協議会幹事			
専門委員 (原子力災害対策部会)	明石 真言	東京医療保健大学教授		
	神田 玲子	国立研究開発法人量子技術研究九研院情報高度化 医療センター量子医学・医療部門 副所長 理学博 士		
(火山専門部会)	荒牧 重雄	東京大学名誉教授		
	大見 士朗	京都大学防災研究所准教授		
	山岡 耕春	名古屋大学大学院環境学研究科教授		
	及川 輝樹	産業技術総合研究所主任研究員		
	1号委員：17名 2号委員：1名 3号委員：1名 4号委員：1名	6号委員：4名 7号委員：36名 8号委員：14名 合 計：79名	1号幹事：20名 2号幹事：1名 3号幹事：1名 4号幹事：2名	6号幹事：4名 7号幹事：22名 8号幹事：0名 合 計：73名

法第15条 の種別	委 員		幹 事	
	氏 名	役職名	氏 名	役職名
	5号委員：6名 (専門委員：6名)		5号幹事：23名	

資料 04-9 長野県防災会議原子力災害対策部会委員名簿

(H23.10.3発足)

部会長	長野県危機管理部長	
委員	長野地方気象台長	
〃	陸上自衛隊第13普通科連隊長	
〃	長野県教育長	
〃	長野県警察本部長	
〃	長野県市長会総務文教部会長	
〃	長野県町村会総務文教部会長	
〃	長野県消防長会長	
〃	中部電力(株)執行役員長野支店長	
〃	社団法人長野県医師会常務理事	
専門委員	東京医療保健大学教授	明石真言
〃	国立研究開発法人 量子科学技術研究 開発機構 量子医学・医療部門 高度 被ばく医療センター 副センター長	神田玲子



## 資料04-10 長野県災害対策本部条例

〔 昭和 37 年 10 月 15 日 〕  
条 例 第 42 号

改正 平成 8 年 7 月 8 日長野県条例第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 8 項の規定により、長野県災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部長等の職務)

第 2 条 災害対策本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策本部長に事故があるときは、災害対策副本部長がその職務を代理する。

3 災害対策副本部長は、災害対策本部長の命を受けて本部の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

4 災害対策本部員その他の職員は、上司の命を受けて、本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

(現地災害対策本部長等)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、災害対策本部長の命を受けて、現地災害対策本部の事務を掌理する。

追加〔平成 8 年条例 22 号〕

(補則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。  
一部改正〔平成 8 年条例 22 号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 8 年 7 月 8 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 長野県災害対策本部規程

### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規程は、長野県災害対策本部条例(昭和37年長野県条例第42号)第5条の規定により長野県災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 本部

(組織及び分掌事務)

**第2条** 本部に別表第1に掲げる室、部、広域応援・受援本部、班及び担当を置く。

2 前項の室に室長、部に部長、班に班長、広域応援・受援本部に本部リーダー、担当に担当リーダーを置く。

3 室、部、班、広域応援・受援本部及び担当は、別表第1の事務を分掌する。

(副本部長)

**第3条** 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副知事をもってあてる。

2 副本部長は、災害対策本部長(以下「本部長」という。)を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

なお副本部長にも事故あるときは、知事の職務代理者を定める規則(昭和39年4月1日規則第64号)第2項から第5項までに定める順序により(危機管理部長を除く。)知事の補助機関である職員が本部長の職務を代理する。

また副本部長が本部長の職務を代理する順序は、上記規則第1項による。

(危機管理監)

**第4条** 危機管理監は、本部長の命を受けて室長及び部長を指揮し本部の事務を掌理する。

(室長、部長、室付及び部付)

**第5条** 室長及び部長は、本部長の命を受けて室及び部の事務を掌理する。

2 室に室付、部に部付を置くことができる。

3 室付又は部付は、室長又は部長の命を受けて特定の事務を処理する。

(班に置かれる職員の職)

**第6条** 班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理する。

2 本部室には、連絡調整員を置く。

3 連絡調整員は、上司の命を受けて本部と部相互間の連絡及び各種情報収集の事務に従事する。

4 班員は、上司の命を受けて班の事務に従事する。

(職に充てられる職員)

**第7条** 前2条に規定する職に充てられる災害対策本部員(以下「本部員」という。)及び本部員でないその他の職員(以下「本部職員」という。)は、別表第2のとおりとする。

(本部設置の通知)

**第8条** 本部長は、本部を設置したときは、その旨を、次の各号に掲げる者のうち必要と認められた者に通知するものとする。

(1) 指定地方行政機関の長、指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

(2) 陸上自衛隊第13普通科連隊長

(3) 指定行政機関の長

(4) 近県の知事

## 資料4 - 11

( 廃止の基準等 )

**第9条** 本部長は、県内の地域において、災害が拡大するおそれなくなると認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止するものとする。

2 前条の規定は、本部を廃止した場合について準用する。

( 本部員会議 )

**第10条** 本部長は、災害応急対策に関する基本的事項を協議するため、副本部長、室長及び部長を招集し、本部員会議を開催する。

また本部員会議には、市町村、指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等の出席を求めることができるものとする。

( 関係機関に対する要請 )

**第11条** 本部長は、災害の状況に応じ、次の表に掲げる関係機関に対し、同表右欄に掲げる事項の処置を議するよう協力を要請するものとする。

関係機関	要請する事項
関東農政局長野支局	食糧の確保及びあっせん
長野地方气象台	気象警報・注意報等
信越総合通信局	通信・放送の確保、非常通信、無線局免許の臨機の措置及び移動通信機器・移動電源車の貸出
長野国道事務所	水防及び公共土木施設の応急復旧
千曲川河川事務所	同
天竜川上流河川事務所	同
飯田国道事務所	同
陸上自衛隊第13普通科連隊	災害の予防及び応急対策における自衛隊の派遣
J R 東日本 ( 長野支社 )	救助物資、応急復旧資材等の鉄道輸送
J R 東海	同
東日本電信電話(株)長野支店	緊急電話及び電信電話施設の応急復旧
日本赤十字社長野県支部	日赤救護班の派遣、義援金の募集、配分及び奉仕活動
日本放送協会長野放送局	災害情報等の一般住民に対する放送
信越放送株式会社	同
株式会社長野放送	同
株式会社テレビ信州	同
長野朝日放送株式会社	同
中部電力株式会社長野支店	電気施設の応急復旧
その他の機関	そのつど必要な事項

( 本部の位置等 )

**第12条** 本部は、県庁西庁舎災害対策本部室とする。

2 本部には、おおむね次により所要の設備をするものとする。

設備実施者	設備品目	設備数量	備 考
本部室長	防災行政無線電話	15台	
	NTT電話	57台	
	ファックス	1台	
	气象台専用電話	1台	
	大型マルチビジョン	1式	60インチ8面
	警報表示装置	1台	
	情報処理端末	55台	県防災情報システム等運用
	デジタルカメラ	1台	( 受信用 )
	その他事務器具	必要数	複写機、各種プリンター、電子白板、テレビ( モニタ含む )
	寝具	必要数	
警察部長	警備支援端末	1台	
	警察電話	2台	

### 第3章 現地災害対策本部

(設置)

**第13条** 本部長は、国の現地対策本部が設置された場合若しくは、現地の情報を把握し、応急対策の実施等に必要があると認めたときは、災害地若しくはその付近、又は災害地を所管する市町村の庁舎等に、現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を置く。

なお、出来る限り国の現地対策本部と同じ場所に設置するものとする。

(任務)

**第14条** 現地本部は、次の事務を処理する。

- (1) 災害情報を収集し、整理し、及びこれを本部長に報告すること。
- (2) 収集した災害情報に基づき、実施すべき災害対策について検討し、本部長に報告すること。
- (3) 国、市町村、その他関係機関の実施する災害対策に関する連絡調整をすること。
- (4) 県の機関が実施する災害対策について、災害地において必要な調整をすること。
- (5) その他緊急を要する災害対策を実施すること。

2 現地災害対策本部長(以下「現地本部長」という。)は、人員、物資、輸送車両等の調達及び確保の必要があるときは、本部長に対して必要な要請を、地方部長に対して必要な指示をすることができる。

(職員の職)

**第15条** 現地本部に、現地本部長、現地災害対策本部員(以下「現地本部員」という。)及び現地災害対策本部職員(以下「現地本部職員」という。)を置く。

2 現地本部長は、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する。

3 現地本部員は、各部の企画幹のうちから、現地本部職員は本部職員のうちから本部長が指名する。

4 現地本部員は、現地本部長の命を受けて特定の事務を処理する。

5 現地本部職員は、上司の命を受けて現地本部の事務に従事する。

### 第4章 災害対策本部地方部

(設置)

**第16条** 災害対策の円滑、適切な実施を図るため、災害対策本部地方部(以下「地方部」という。)を置く。地方部の名称、位置及び管轄区域は、別表第3のとおりとする。

(任務)

**第17条** 地方部は、次の事務を処理する。

- (1) 管轄区域内の災害情報を収集し、及びこれを災害対策本部室に報告すること。
- (2) 管轄区域内の市町村の実施する災害対策に関する連絡調整をすること。
- (3) 管轄区域を所管する県の現地機関の実施する災害対策に関する連絡調整を図ること。

(職員の職)

**第18条** 地方部に、地方部長、副地方部長、班長及び班員を置く。

2 地方部長は、本部長の命を受けて地方部の事務を掌理する。

3 副地方部長は、地方部長を補佐する。

4 班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理する。

5 班員は、上司の命を受けて班の事務に従事する。

6 第1項に規定する職に充てられる地方部に属する本部職員(以下「地方部職員」という。)は、別表第4のとおりとする。

(組織及び運営)

## 資料 4 - 11

**第19条** 地域振興局長は、地方部の組織については、前2条に定めるもののほか、別表第5を基準とし、運営については、この規程の本部の運営を基準とし、かつ、その地方の実情に応じ、あらかじめ定めておかなければならない。

2 前項により定めた組織及び運営は、知事に報告するものとし、これを変更した場合も同様とする。

3 地方部の班は、別表第5の事務を分掌する。

(本部設置の通知)

**第20条** 地域振興局長(地方部設置時には、地方部長)は、本部が設置されたときは、その旨を管内市町村長に通知しなければならない。

## 第5章 雑則

(標識)

**第21条** 本部の職員は、災害応急対策活動に従事するときは、様式第1の規格による腕章を帯用しなければならない。

2 本部の自動車で、災害応急対策活動に使用するものは様式第2の規格による標識をつけなければならない。

3 本部、現地本部及び地方部には、様式第3の標札を掲示しなければならない。

資料 4 - 11

(別表第 1 別表第 2)

室・部 (室長、部長等)	班、担当 (班長、リーダー)	分 掌 事 務
本部室 〔室長 危機管理部長〕	総括調整担当 (危機管理防災課長)	災害対策本部の運営・調整に関する事 災害対策本部の設置及び廃止の検討に関する事 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関する事 災害応急対策に係る全体調整及び進行管理に関する事 市町村等からの応急対応要請の総合調整に関する事 防災関係機関との合同会議の開催に関する事 自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及び応援協定締結事業者等への応援要請（他部の所管に属する事項を除く。）の要否の決定に関する事 災害対策基本法第 60 条第 5 項の規定による避難勧告及び避難指示に関する事 災害警戒及び注意喚起の発信に関する事 事務分掌外事案に係る対応の調整に関する事 災害救助法の適用及び救助事務の取りまとめ等に関する事 避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理及び記録に関する事 避難者の受入れに関する市町村斡旋の連絡調整に関する事 各種特例措置実施に係る住民への情報提供に関する事 各種支援策に係る住民への周知に関する事 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関する事 被災者生活再建支援法に関する事 防災情報システムの運用に関する事 災害対策本部各部及び各班が収集した情報の分類及び評価に関する事 重要な情報の確認及び災害対策本部長への伝達に関する事 ⑳ 被害情報の総合的な取りまとめに関する事 ㉑ 気象・地震情報等の収集及び市町村等関係機関への伝達に関する事 ㉒ 防災行政無線に関する事 ㉓ 市町村への情報提供（一斉 FAX）に関する事 ㉔ 県警との被害状況に関する情報の相互提供及び確認に関する事 ㉕ 緊急通行車両の確認手続及び車両証の交付に関する事 ㉖ 災害即報の消防庁への報告に関する事 ㉗ 災害用通信・情報収集設備の機能確保に関する事 ㉘ 災害対策本部室の映像機器等運用に関する事 ㉙ 通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関する事 ㉚ 被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関する事 ㉛ 報道機関からの照会に対する対応に関する事 ㉜ 地図情報の総括に関する事 ㉝ 次期フェーズの対応方針の検討に関する事
	活動調整担当 (危機管理防災課危機対策幹)	自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との総合調整に係る事 各機関のヘリコプターの運航調整に関する事 ヘリコプター運航調整会議に関する事
	情報収集担当 (危機管理防災課担当係長)	災害応急対策に必要な情報の収集に関する企画及び進行管理に関する事 災害対策本部各部及び各班が収集した情報の整理に関する事 避難状況の取りまとめに関する事 防災情報システムの入力状況の確認に関する事

資料4 - 11

		<p>初動期における避難者数、避難所開設状況等の避難に関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部関係各部への伝達に関すること。</p> <p>ソーシャルメディアを活用した、被害情報の収集に関すること。</p>
	広域応援・救助担当 (消防課長)	<p>救助部隊(陸上・航空)の活動調整に関すること。</p> <p>消防防災ヘリコプターの運航に関すること。</p> <p>ヘリコプター等による偵察情報等の収集、整理及び記録に関すること。</p> <p>救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録に関すること。</p> <p>緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊への応援要請の要否の決定に関すること。</p> <p>緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊の活動調整(他部の所管に属する事項を除く。)に関すること。</p>
	情報発信担当 (広報県民課長)	<p>報道機関への被害状況等に関する公表資料の作成及びその提供に関すること。</p> <p>知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関すること。</p> <p>県の災害対応に関する情報提供及び呼びかけに関すること。</p> <p>報道機関への緊急報道要請に関すること。</p> <p>報道機関からの照会に対する対応に関すること。</p> <p>県ホームページを活用した各種情報提供に関すること。</p> <p>ソーシャルメディアを活用した各種情報提供に関すること。</p> <p>プレスリリースに関すること。</p> <p>安否情報の提供に関すること。</p> <p>食料、生活必需品等及び義援物資等に係るニーズの報道提供に関すること。</p> <p>被災者等からの相談、苦情、要望等の受付窓口に関すること。</p> <p>写真等による情報の収集及び記録対応に関すること。</p> <p>災害の記録及び資料の収集に関すること。</p> <p>ソーシャルメディアを活用した県民ニーズの把握に関すること。</p>
	庶務担当 (消防課課長補佐)	<p>災害対策本部員会議の開催に関すること。</p> <p>災害対策本部員会議議事録作成に関すること。</p> <p>関係機関連絡員室の設置に関すること。</p> <p>災害対策本部、地方部等の人員調整に関すること。</p> <p>地方部等の運営支援に関すること。</p> <p>本部職員等の保健衛生、食料、寝具等の確保に関すること。</p> <p>本部業務に必要な場所及び会議室用備品の確保に関すること。</p> <p>自衛隊派遣部隊の受入体制の確保に関すること。</p> <p>災害対策本部の経理に関すること。</p> <p>自衛隊活動経費に係る調整に関すること。</p> <p>他都道府県等行政機関からの災害見舞金の受入れ及び管理に関すること。</p> <p>公用令書による公用負担に関すること。</p> <p>義援金の配分委員会の設置及び配分額の決定に関すること。</p> <p>義援物資の受付受入窓口の開設に関すること。</p> <p>義援物資受付受入れの周知に関すること。</p> <p>義援物資受領証の発行に関すること。</p> <p>義援物資の公表に関すること。</p> <p>被災地の視察、慰問、激励等に関すること。</p> <p>国現地対策本部との連絡調整に関すること。</p> <p>国への要望に関すること。</p> <p>⑳ 礼状の作成及び送付に関すること。</p>
	NGO・NPO代表等	<p>被災地のニーズや支援情報の集約に関すること。</p> <p>支援者間の連携促進と支援活動の調整に関すること。</p>
応援・受援本部 本部リーダー 火山防災幹	広域防災拠点担当 (危機管理防災課担当係長)	<p>広域防災拠点の状況把握・とりまとめに関すること。</p> <p>広域防災拠点の開設・利用機関調整に関すること。</p>

資料4 - 11

	人的応援・受援担当 (消防課企画幹)	人的応援・受援に関する状況把握及びとりまとめに関する こと。 人的応援・受援に関する総合調整及び調整会議の実施 に関すること。 県内市町村間、県内部の応援職員の調整及び状況把握に 関すること。		
	物資調整担当 (危機管理防災課危機管 理係長) 物資輸送関係機関を 含む	物的応援・受援に関する状況把握及びとりまとめに関 すること。 食料品、生活必需品等の輸送に関すること。 食料品、生活必需品等の一次集積、保管、分類及び在庫 管理に関すること。 仮設トイレの設置に係る関係団体等との連携調整に関 すること。 食料品、生活必需品等供給に係る被災地外市町村への供 給調整及び斡旋に関すること。 国、他都道府県への食料品、生活必需品等供給に係る 応援要請に関すること。 寒冷期対策としての生活必需品等の確保に関すること。 市町村からの食料、生活必需品等の供給応援要請受付 及び把握に関すること。 自衛隊、日本赤十字社に対する食料品、生活必需品等 の供給の要請に関すること。 緊急輸送車両に関すること。 県備蓄物資の供給の決定及び指示に関すること。 受入食料、物資の供給に係る決定及び指示に関する こと。 政府中央官署、国会等との連絡調整に関する こと。		
		中央連絡部 部長 東京事務所長	中央連絡班 (東京事務所次長)	
		企画振興部 部長 企画振興部長 部付 情報化推進担当部長	連絡調整員	部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する こと。 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する こと。 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する こと。 部内の連絡調整に関する こと。 行政情報ネットワークに関する こと。 総合行政情報ネットワーク(LGWAN)に関する こと。 部内等の応援に関する こと。 部内等の応援に関する こと。
			総合政策班 (総合政策課長)	
			情報政策班 (情報政策課長)	
			広報県民班 (広報県民課長)	
			交通政策班 (交通政策課長)	松本空港利用者の安全対策に関する こと。 松本空港の応急対策に関する こと。 交通機関に係る災害情報の収集に関する こと。
			市町村班 (市町村課長)	被災市町村の行政及び財政の連絡調整に関する こと。 被災市町村に対する財政支援措置対応に関する こと。
			地域振興班 (地域振興課長)	部内等の応援に関する こと。
			総務部 部長 総務部長	連絡調整員
		秘書班 (秘書課長)		
		人事班 (人事課長)		派遣職員の選定等の調整に関する こと。 部内の連絡調整に関する こと。
		コンプライアンス・行政 経営班 (コンプライアンス・行政 経営課長)		部内等の応援に関する こと。
職員班 (職員課長)	本部職員の活動支援に関する こと。 職員住宅の応急対策等に関する こと。 部内等の応援に関する こと。 職員の惨事ストレス対策に関する こと。 本部長の命ずる応急対策に関する こと。 災害経費の予算措置に関する こと。			
財政班 (財政課長)				
財産活用班 (財産活用課長)	県庁舎の応急対策等に関する こと。 有線電話に関する こと。 会議室の使用停止(災害対応への優先使用)に関 する こと			



資料4 - 11

		本部活動に必要な資機材及び車両等の確保に関する こと。
	税務班 (税務課長)	県税に係る期限延長、執行猶予、減免等の特例措置の実 施に関する こと。 被災者の県税の減免・徴収猶予に関する こと。 部内等の応援に関する こと。
	情報公開・法務班 (情報公開・法務課長)	部内等の応援に関する こと。
	総務事務班 (総務事務課長)	部内等の応援に関する こと。
	職員キャリア開発班 (職員キャリア開発セ ンター所長)	部内等の応援に関する こと。
県民文化部 部長 県民文化部長	連絡調整員	部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する こと。 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する こと。
	文化政策班 (文化政策課長)	部内の災害情報収集及び対策本部との調整に関する こと。 部内の連絡調整に関する こと。 文化会館等の応急対策等に関する こと。
	県民協働班 (県民協働課長)	部内等の応援に関する こと。
	くらし安全・消費生活班 (くらし安全・消費生活 課長)	食料・生活物資の調達に関する こと。 物価の安定、物資の安定供給のための措置に関する こと。
	人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課 長)	所管施設の応急対策に関する こと。 部内等の応援に関する こと。
	国際班 (国際課長)	外国籍県民等への災害情報の広報に関する こと。 外国籍県民等支援団体との連絡調整に関する こと。
	次世代サポート班 (次世代サポート課長)	部内等の応援に関する こと。
	こども・家庭班 (こども・家庭課長)	児童福祉司、児童心理司の派遣に関する こと。 要配慮者(乳幼児、妊産婦)に係る市町村等への助言に 関する こと。 所管する現地機関及び保育所、児童福祉施設、婦人保護施 設の応急対策等に関する こと。
	私学振興班 (私学振興課長)	私立学校の応急対策等に関する こと。 専修学校、各種学校の応急対策等に関する こと。 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提 供に関する こと。 部内等の応援に関する こと。
	高等教育振興班 (高等教育振興課長)	長野県立大学の災害情報収集・応急対策等に関する こと。 部内等の応援に関する こと。
健康福祉部	連絡調整員	部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する こと。 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する こと。
部長 健康福祉部長	健康福祉政策班 (健康福祉政策課長)	部内の全体調整及び進行管理に関する こと。 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関する こと。 所管する現地機関及び県立病院機構の応急対策等に関する こと。 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の派遣に関する こと。
	医療推進班 (医療推進課長)	災害医療本部の設置及び運営に関する こと。 医療救護の広域応援の調整に関する こと。 医療機関の被災状況調査に関する こと。 受入れ可能医療機関の把握に関する こと。 医療救護所の設置に関する こと。 医療救護班・DMATの派遣に関する こと。 保健師等の派遣に関する こと。 人工透析患者等の医療の供給に関する こと。 医療機関からの要請に対する傷病者の緊急搬送に関する こと。 ドクターヘリの運航に関する こと。 遺体の検案及びこれに係る必要な措置に関する こと。 所管する現地機関の応急対策等に関する こと。
	地域福祉班 (地域福祉課長)	要配慮者の対応(災害時住民支え合いマップ)に関する こと。 ボランティアの受入等に関する こと。

資料4 - 11

		(福)長野県社会福祉協議会との調整に関する事。 所管する現地機関及び社会福祉総合センター並びに所管する社会福祉施設(救護施設、授産施設)の応急対策に関する事。
	健康増進班 (健康増進課長)	管理栄養士の派遣に関する事。
	保健・疾病対策班 (保健・疾病対策課長)	感染症の発生防止及びまん延防止に関する事。 歯科医師の派遣に関する事。 心のケア対策に関する事。 要配慮者(難病患者、精神障がい者)に係る市町村等への助言に関する事。 所管する現地機関の応急対策に関する事。
	介護支援班 (介護支援課長)	介護職員等の派遣に関する事。 所管する高齢者福祉施設の応急対応に関する事。
	障がい者支援班 (障がい者支援課長)	手話通訳者の派遣に関する事。 要配慮者(障がい者)に係る市町村等への助言に関する事。 所管する現地機関及び障がい者福祉施設の応急対策等に関する事。
	食品・生活衛生班 (食品・生活衛生課長)	食品衛生に関する事。 被災食品営業施設に関する事。 広域火葬の応援・協力の要請に関する事。 遺体の搬送協力の調整に関する事。 棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関する事。 特定動物の管理に関する事。 逃走動物の捕獲・収容に関する事。 被災動物の救援に関する事。 所管する現地機関の応急対策等に関する事。
	薬事管理班 (薬事管理課長)	備蓄医薬品・衛生材料の供給に関する事。 医療ガスの供給に関する事。 毒物劇物の情報提供に関する事。 薬剤師班の派遣に関する事。
	災害医療班 〔災害医療本部〕 (健康福祉部長)	本部組織の健康福祉部の分掌事務のうち、「第6(7)節、救助救急・医療活動」及び「第16(17)節、保健衛生・感染症予防活動」の実施に係る事。
環境部 部長 環境部長	連絡調整員	部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。
	環境政策班 (環境政策課長)	部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。
	環境エネルギー班 (環境エネルギー課長)	部内等の応援に関する事。
	水大気環境班 (水大気環境課長)	公共用水域等の水質汚濁に関する事。 応急給水の要請に関する事。 水道応急復旧の要請に関する事。 大気汚染に関する事。
	生活排水班 (生活排水課長)	下水道、農業集落排水施設、浄化槽の応急対策等に関する事。
	自然保護班 (自然保護課長)	自然環境保全・利用施設の応急対策等に関する事。 部内等の応援に関する事。
	資源循環推進班 (資源循環推進課長)	廃棄物処理施設の被害状況調査に関する事。 災害廃棄物の処理に係る調整に関する事。 ごみ処理・し尿処理の広域調整に関する事。
	産業労働部 部長 産業労働部長 部付 雇用就業支援担当部長	連絡調整員
	産業政策班 (産業政策課長)	部内の連絡調整に関する事。 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 生活必需品等物資の供給に係る協定締結団体への要請に関する事。 二次被害防止のための指示及び要請に関する事。 関係団体等への支援及び協力の要請に関する事。
	産業立地・経営支援班 (産業立地・経営支援課長)	事業者(商業関係)に対する応急対策等に関する事。 部内等の応援に関する事。
	ものづくり振興班 (ものづくり振興課長)	高圧ガス、火薬類の災害防止に関する事。 事業者(保安関係)の応急対策等に関する事。

資料4 - 11

		LPガスに係る物資の調達に関すること。	
	人材育成班 (人材育成課長)	部内等の応援に関すること。 工科短期大学校及び技術専門校の応急対策等に関すること。	
	労働雇用班 (労働雇用課長)	部内等の応援に関すること。 勤労者福祉センターの応急対策等に関すること。 被災者等からの労働相談に関すること。 雇用特別相談所の開設及び運営支援に係る関係団体等との連携調整に関すること。	
観光部 部長 観光部長 部付 <small>信州マーケティング戦略担当部長</small>	連絡調整員	部内等の応援に関すること。 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。	
	山岳高原観光班 (山岳高原観光課長)	部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 部内の連絡調整に関すること。 避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関すること。 観光客(外国人旅行者含む)の避難所受入に関すること。 観光業者に対する応急対策等に関すること。	
	観光誘客班 (観光誘客課長)	部内等の応援に関すること。	
農政部 部長 農政部長	連絡調整員	部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。	
	農業政策班 (農業政策課長)	部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 部内の連絡調整に関すること。 公用令書による公用負担に関すること。 国の機関に対する食料供給に係る応援要請に関すること。 農業共同利用施設等の応急対策等に関すること。 食料品等供給に係る協定締結団体への要請に関すること。 被災した農畜産業者に対する支援対応に関すること。 二次災害防止のための農業協同組合、農業者等への指導又は指示に関すること。 応急対策の実施又は農業協同組合、農業者等による応急対策の実施に係る指導に関すること。 復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給確保に係る関係機関への協力要請に関すること。 農作物及び農業用施設の被害状況の把握及び関係機関への情報提供に関すること。	
	農業技術班 (農業技術課長)	主要食料の調達に関すること。	
	園芸畜産班 (園芸畜産課長)	農作物の応急対策等に関すること。 園芸特産関係の応急対策等に関すること。 畜産関係の応急対策等に関すること。	
	農地整備班 (農地整備課長)	農地、農業用施設の応急対策等に関すること。	
	農村振興班 (農村振興課長)	部内等の応援に関すること。	
	林務部 部長 林務部長	連絡調整員	部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。
		森林政策班 (森林政策課長)	部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 部内の連絡調整に関すること。 公用令書による公用負担に関すること。
信州の木活用班 (信州の木活用課長)		林道及び林業関連施設の応急対策等に関すること。 木材の調達に関すること。	
森林づくり推進班 (森林づくり推進課長)		林地及び治山施設の応急対策等に関すること。 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関すること。	
建設部 部長 建設部長 部付 <small>リニア整備推進局長</small>	連絡調整員	部内の情報収集及び対策本部室との調整に関すること。 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関すること。	
	建設政策班 (建設政策課長)	部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること。 部内の連絡調整に関すること。 協定に基づく協会等機関への応援要請について。 土木資材の確保に関すること。 公用令書による公用負担に関すること。 障害物処理計画の策定及び策定に係る国等関係機関との協議に関すること。 各施設の被害状況に関する情報の収集、整理及び記録並びに関係機関への提供に関すること。	

資料4 - 11

	道路管理班 (道路管理課長)	道路の応急対策等に関する事 道路の保全に関する事 道路情報の収集及び提供に関する事 通行の規制及び迂回路に関する事 道路障害物の除去(啓開)に関する事 水防活動の応援に関する事	
	道路建設班 (道路建設課長)	道路の応急対策等に関する事 水防活動の応援に関する事	
	水防班 (河川課長)	部の災害情報等のとりまとめに関する事 水防活動に関する事 河川管理施設の応急対策等に関する事 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事 危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関する事	
	砂防班 (砂防課長)	砂防、地すべり、崖崩れ、雪崩に係る災害情報に関する事 土砂災害発生箇所の応急対策等に関する事 砂防施設危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関する事 水防活動の応援に関する事	
	都市・まちづくり班 (都市・まちづくり課長)	都市施設の応急対策等に関する事 都市公園・駐車場に関する事 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事 被災宅地の危険度判定に関する事 被災宅地危険度判定の実施に係る連携調整に関する事 水防活動の応援に関する事	
	建築住宅班 (建築住宅課長)	県営住宅入居者の避難誘導に関する事 県営住宅の被害状況調査に関する事 被災県営住宅の応急対策に関する事 災害公営住宅の建設に関する事 被災者の県営住宅優先入居に関する事 公営住宅の被災者への提供に係る調整に関する事 住宅相談の実施及びそれに係る関係団体との連絡調整に関する事 民間賃貸住宅紹介及び斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事 被災住宅に係る住宅復興融資に関する事 被災建築物の情報収集に関する事 被災建築物の応急危険度判定に関する事 被災者用住宅の確保に関する事 応急仮設住宅の建設に関する事 応急復旧用の住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事 水防活動の応援に関する事	
	施設班 (施設課長)	建設中の県有施設に係る被害状況調査に関する事 各施設の点検及びパトロールの支援に関する事 被災県有施設の応急対策に係る技術支援に関する事 水防活動の応援に関する事	
	リア整備推進班	部内等の応援に関する事 水防活動の応援に関する事	
	会計部  〔部長 会計管理者〕	連絡調整員	部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事
		会計班 (会計課長)	部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 部内の連絡調整に関する事 応急対策経費の出納に関する事 災害時の出納の処理方法に関する事 災害救助基金の出納に関する事 県内の災害に係る義援金の募集に関する事
契約・検査班 (契約・検査課長)		本部の応急対策に係る物品の購入に関する事 部内等の応援に関する事	
企業部  〔部長 公営企業管理者〕	連絡調整員	部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事	
	経営推進班 (経営推進課長)	部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 部内の連絡調整に関する事 部の応急対策経費・物品の出納に関する事	

資料4 - 11

<p>教育部 部長 教育長 部付 教育次長</p>	電気班 (電気事業課長)	企業局発電施設の応急対策等に関する事。
	水道班 (水道事業課長)	県営水道施設の応急対策等に関する事。 飲料水供給の応援に関する事。
	連絡調整員	部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。
	教育政策班 (教育政策課長)	部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 部内の連絡調整に関する事。 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に関する事。 教育施設における避難所開設の協力に関する事。 教育活動の再開に係る検討に関する事。 教職員の派遣に関する事。 児童及び生徒の被害状況の把握に関する事。 校舎待機児童及び生徒の状況把握に関する事。 児童及び生徒に対する心のケアに関する事。 文化財等の被害状況の把握に関する事。
	義務教育班 (義務教育課長)	公立幼稚園、小・中学校の災害情報収集・連絡活動に関する事。 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事。 公立幼稚園、小・中学校の応急対策に関する事。 児童生徒等の保護者への引渡しに関する事。 授業継続のための措置に関する事。 避難児童生徒等の応急教育に関する事。 被災した児童生徒への就学援助に関する事。
	高校教育班 (高校教育課長)	公立高等学校の災害情報収集・連絡活動に関する事。 生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事。 公立高等学校の応急対策に関する事。 生徒の保護者への引渡しに関する事。 授業継続のための措置に関する事。 避難生徒の応急教育に関する事。 被災した生徒への授業料免除、就学援助に関する事。 避難所の開設・管理運営への協力に関する事。
	特別支援教育班 (特別支援教育課長)	特別支援学校の災害情報収集・連絡活動に関する事。 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事。 特別支援学校の応急対策に関する事。 児童生徒の保護者への引渡しに関する事。 住民等の避難収容活動に関する事。 授業継続のための措置に関する事。 避難児童生徒等の応急教育に関する事。 被災した児童生徒への就学援助に関する事。 被災した児童生徒の学用品の供給に関する事。 避難所の開設・管理運営への協力に関する事。
	教学指導班 (教学指導課長)	総合教育センターの応急対策等に関する事。 被災した児童生徒の学用品の供給に関する事。
	心の支援班 (心の支援課長)	被災した児童生徒等の心のケアに関する事。
	文化財生涯学習班 (文化財・生涯学習課長)	社会教育施設等の応急対策等に関する事。 文化財の応急対策に関する事。 部内等の応援に関する事。
	保健厚生班 (保健厚生課長)	学校保健及び学校安全対策に関する事。 学校給食の確保に関する事。 職員住宅等の被害情報収集、応急対策に関する事。
	スポーツ班 (スポーツ課長)	体育施設の応急対策等に関する事。 部内等の応援に関する事。
	連絡調整員	部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。
	実施班 (警備第二課長)	部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 災害警備の実施に関する事。
	犯罪予防班 (生活安全企画課長)	犯罪の予防に関する事。 危険物の保安及び便乗悪質行為の防止、取締りに関する事。
	交通規制班 (交通規制課長)	道路調査及び交通情報の収集、伝達に関する事。 交通規制に関する事。 緊急通行車両等の確認事務に関する事。
	<p>警察部 部長 警察本部長 部付 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長</p>	

## 資料4 - 11

議会議務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局	各部の応援に関すること。 (本部長または副本部長の要請により、上記各部の応援を行う。)
--	--

### 【備考】

- ・本部室の各担当は、危機管理部、企画振興部、総務部、県民文化部、産業労働部、農政部職員によって構成する。
- ・上記企画振興部、総務部、県民文化部、産業労働部、農政部各班の分掌事務は、本部室以外のものである。
- ・原子力災害対策に係る分掌事務は別に定める。

### (別表第3)

地方部の名称	位置	管轄区域
長野県災害対策本部佐久地方部	佐久地域振興局	南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市
〃 上田地方部	上田地域振興局	小県郡、上田市、東御市
〃 諏訪地方部	諏訪地域振興局	諏訪郡、岡谷市、諏訪市、茅野市
〃 上伊那地方部	上伊那地域振興局	上伊那郡、伊那市、駒ヶ根市
〃 南信州地方部	南信州地域振興局	下伊那郡、飯田市
〃 木曽地方部	木曽地域振興局	木曽郡
〃 松本地方部	松本地域振興局	東筑摩郡、松本市、塩尻市、安曇野市
〃 北アルプス地方部	北アルプス地域振興局	北安曇郡、大町市
〃 長野地方部	長野地域振興局	埴科郡、上高井郡、上水内郡、長野市、須坂市、千曲市
〃 北信地方部	北信地域振興局	下高井郡、下水内郡、中野市、飯山市

### (別表第4 別表第5)

室・部 (室長、部長等)	班 (班長)	分 掌 事 務
地方部 地方部長 (地域振興局長) 副地方部長 (地域振興局副局長 保健福祉事務所長 建設事務所長 その他地方部長が 指名する者)	総務班	本部組織の本部室、企画振興部、総務部、県民文化部及び会計部の分掌事務の例による。
	広域防災拠点運営・調整班	広域防災拠点の管理者や、防災関係機関と連携した広域防災拠点の運営及び現地調整に関すること。(開設状況に応じて設置)
	環境班	本部組織の環境部の分掌事務の例による。
	保健福祉班	本部組織の健康福祉部の分掌事務の例による。
	農政班	本部組織の農政部の分掌事務の例による。
	林務班	本部組織の林務部の分掌事務の例による。
	商工班	本部組織の産業労働部の分掌事務の例による。
	観光班	本部組織の観光部の分掌事務の例による。
	建設班	本部組織の建設部の分掌事務の例による。
	教育班	本部組織の教育部の分掌事務の例による。
警察班	本部組織の警察部の分掌事務の例による。	

現地本部 (現地本部長)	班 (班長)	分 掌 事 務
そのつど本部長が定める。 (本部長が指名する職員)	同 左 (同 左)	そのつど本部長が定める。

注) 各班が分掌事務を推進する場合、他の班と関連する事項のあるときは、それぞれ協議して実施するものとする。

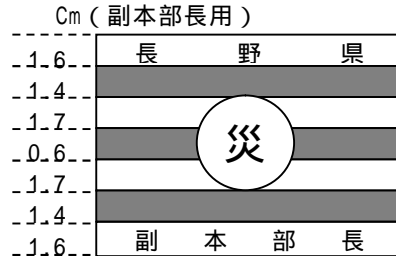
資料4 - 11

様式第 1

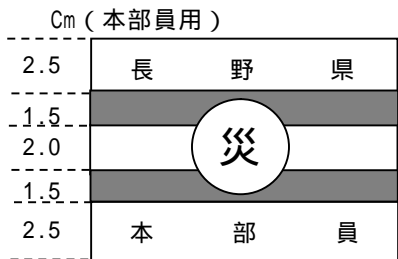
長野県災害対策本部職員腕章



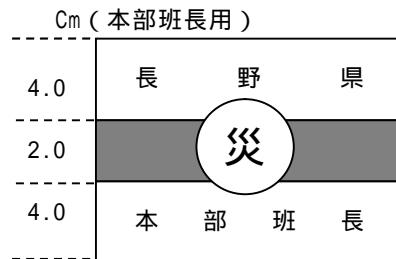
知 事



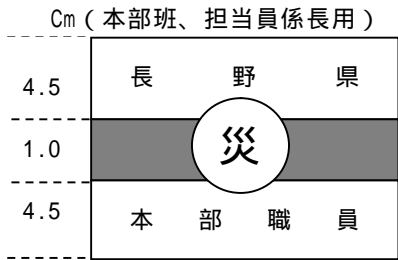
副 知 事



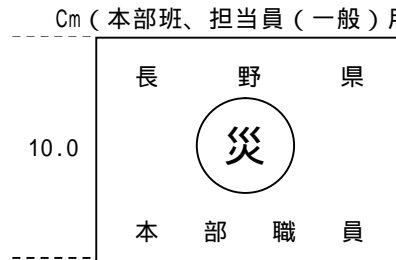
部 長



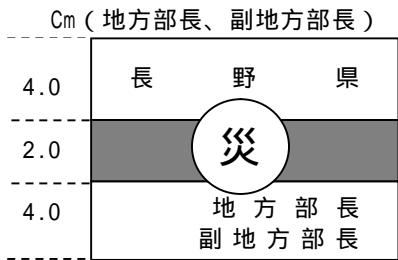
本 課 課 長



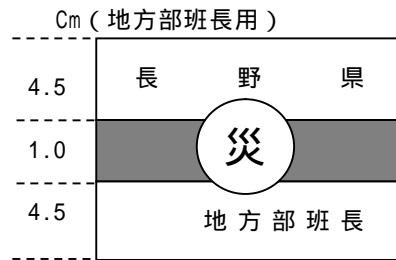
係 長



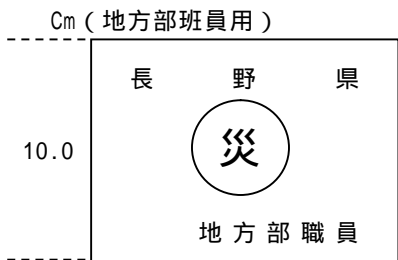
一 般 職 員



所 長



課 係 長



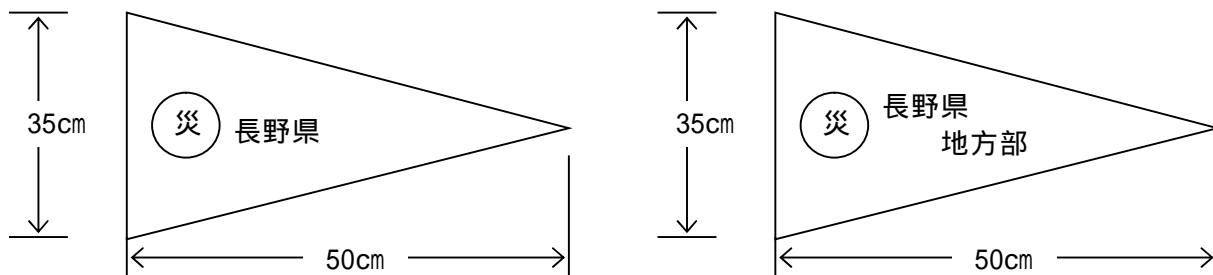
- ( 備考 ) 1 腕章の大きさは、長さ 38cm 幅 10cm とする。  
 2 文字及び円の記号の色彩は、黒色 ( 班員 ( 一般・地方部 ) 用のみ災は赤色とする。 ) 横線の色彩は、赤色、地の色彩は白色とする。



資料4 - 11

様式第2

長野県災害対策本部車両標識



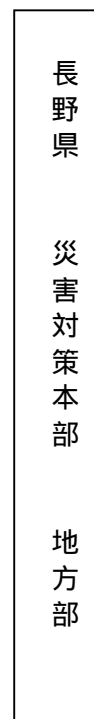
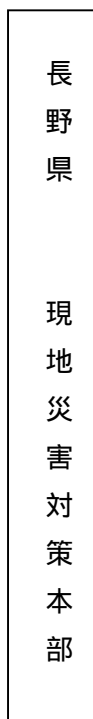
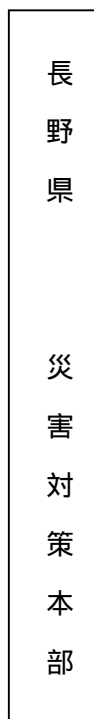
(備考) 災の色彩は赤色、その他の文字の色彩は黒色、地の色彩は黄色とする。

長野県災害対策本部標札

(1)本部

(2)現地本部

(3)地方部



- (注) 1 標札の大きさは適宜とする。  
2 地方部の名称欄を除く「 」欄は、異常気象名または災害名とする。

## 資料 04-12 長野県地震災害警戒本部条例

(昭和 54 年 10 月 4 日長野県条例第 27 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号)第 17 条第 9 項の規定により、長野県地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部長等の職務)

第 2 条 長野県地震災害警戒本部長は(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 長野県地震災害警戒本部員その他の職員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要があると認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

(補則)

第 4 条 この条例で定めるもののほか、警戒本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 04-13 長野県地震災害警戒本部規程

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、長野県地震災害警戒本部条例（昭和54年長野県条例第27号）第4条の規定に基づき、長野県地震災害警戒本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 警戒本部

#### (位置及び所掌事務)

第2条 本部は、県庁内に置き次の事務をつかさどる。

- (1) 長野県地震防災強化計画の地震防災応急計画に係る措置に関する事項
- (2) 長野県震災対策計画の応急対策に係る事項

#### (組織)

第3条 本部の組織は、次に掲げる者をもって充てる。

本部長 知事

副本部長 副知事

本部員 (1) 関東管区警察局長、関東財務局長野財務事務所長、関東信越厚生局長、関東農政局長野農政事務所長、中部森林管理局长、関東経済産業局総務企画部長、中部経済産業局長、関東東北産業保安監督部長、北陸信越運輸局長、東京航空局東京国際空港長、東京管区气象台長野地方气象台長、信越総合通信局長、長野労働局長、関東地方整備局長

(2) 陸上自衛隊第13普通科連隊長

(3) 長野県教育長

(4) 長野県警察本部長

(5) 会計管理者、危機管理室長、**企画振興部長**、総務部長、**県民生活部長**、**健康福祉部長**、**環境部長**、**産業労働部長**、観光部長、農政部長、林務部長、建設部長、企画局長、公営企業管理者、**地域振興局長**（強化地域を所管する**地域振興局長**）

(6) 助役（長野県地震対策強化地域連絡協議会の会長及び副会長の所属する市町村）  
消防長（諏訪広域消防本部、伊那消防組合消防本部、伊南行政組合消防本部、飯田広域消防本部）

消防団長（諏訪消防協会長、上伊那消防協会長、飯伊消防協会長）

(7) 郵便局(株)、郵政事業(株)、東日本旅客鉄道(株)長野支社長、東海旅客鉄道(株)飯田支店長、東日本電信電話(株)長野支店長、日本銀行松本支店長、日本赤十字社長野県支部事務局長、日本放送協会長野放送局長、日本通運(株)長野支店長、中部電力(株)長野支店長、長野県土地改良事業団体連合会副会長、長野電鉄(株)社長、松本電気鉄道(株)社長、(社)長野県トラック協会長、信越放送(株)副社長、(株)長野放送常務、(株)テレビ信州総務局長、長野朝日放送(株)専務、長野県情報ネットワーク協会専務理事、日本道路公団松本管理事務所長、日本道路公団飯田管理事務所長、(社)長野県医師会常務理事、(社)長野県歯科医師会長、(社)長野県薬剤師会長、(一社)長野県エルピーガス協会長、東京瓦斯(株)長野支社長、しなの鉄道(株)社長、(社)長野県建設業協会長

その他の職員 本部員である県職員を除く県職員

#### (部の設置)

第4条 本部に次の室及び部を置く。

本部室、中央連絡部、**企画振興部**、総務部、**県民生活部**、**健康福祉部**、**環境部**、

産業労働部、観光部、農政部、林務部、建設部、企画部、会計部、企業部、教育部、警察部、地方部

(部の事務等に関する長野県災害対策本部規程の準用)

第5条 長野県災害対策本部規程第3条から第11条及び第15条から第18条の規定は警戒本部が設置された場合に準用する。

この場合において「災害」とあるのは「地震災害」に、「災害対策本部」とあるのは「地震災害警戒本部」と読み替えるものとする。

非常参集人員数一覧（令和3年度）

令和3年4月1日現在

部局課名	第二次	第三次 非常	第四次 緊急	全体	部局課名	第二次	第三次 非常	第四次 緊急	全体		
<b>危機管理部</b>	9	34	34	34	産業政策課	1	3	12	32		
<b>企画振興部</b>	総合政策課	1	1	6	30	経営・創業支援課	0	1	5	12	
	統計室	0	1	3	24	産業立地・IT支援課	0	1	4	8	
	DX推進課	0	1	1	16	産業技術課	0	1	6	16	
	デジタルインフラ整備室	0	1	1	14	産業人材育成課	0	1	5	13	
	広報県民課	0	1	3	14	労働雇用課	0	1	5	15	
	交通政策課	1	3	5	15	営業局	0	1	3	11	
	地域振興課	0	1	2	12	<b>小計</b>	<b>1</b>	<b>8</b>	<b>40</b>	<b>107</b>	
	市町村課	0	1	2	25	<b>観光部</b>	山岳高原観光課	1	2	4	9
	信州暮らし推進課	0	0	1	4		観光誘客課	0	1	1	12
	国際交流課	0	1	3	6		国際観光推進室	0	1	1	2
<b>小計</b>	<b>2</b>	<b>11</b>	<b>27</b>	<b>160</b>	<b>小計</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>6</b>	<b>23</b>		
<b>総務部</b>	秘書課	0	1	3	12	<b>農政部</b>	農業政策課	1	4	10	43
	人事課	1	2	4	22		農産物マーケティング室	0	3	7	24
	コンプライアンス・行政経営課	0	0	0	9		農業技術課	0	3	7	35
	職員キャリア課	0	0	0	7		園芸畜産課	0	3	7	31
	職員課	0	1	2	21		農地整備課	0	3	7	20
	財政課	0	1	2	20	農村振興課	0	2	4	20	
	財産活用課	0	1	2	28	<b>小計</b>	<b>1</b>	<b>15</b>	<b>35</b>	<b>153</b>	
	税務課	0	1	2	34	<b>林務部</b>	森林政策課	1	3	9	27
	情報公開・法務課	0	1	2	15		信州の木活用課	0	3	7	23
	総務事務課	0	0	0	22		農産物利用推進室	0	3	8	29
<b>小計</b>	<b>1</b>	<b>8</b>	<b>17</b>	<b>190</b>	森づくり推進課	0	3	8	79		
<b>県民文化部</b>	文化政策課	1	4	9	15	<b>建設部</b>	建設政策課	0		7	27
	多文化共生・パスポート室	0	1	2	5		技術管理室	1	2	7	21
	県民協働課	0	1	2	5		道路管理課		1	5	21
	くらし安全・消費生活課	0	1	3	15		道路建設課		1	6	24
	人権・男女共同参画課	0	1	3	11		河川課	1	1	7	25
	私学振興課	0	1	3	8		砂防課		1	5	17
	高等教育振興課	0	1	3	6		都市・まちづくり課		1	4	27
	次世代サポート課	0	1	4	14		建築住宅課	0	1	3	18
	こども・家庭家	0	1	4	16		公営住宅室	0	1	3	10
	<b>小計</b>	<b>1</b>	<b>12</b>	<b>33</b>	<b>95</b>		施設課	0	1	3	24
<b>健康福祉部</b>	健康福祉政策課	2	7	11	23	リニア整備推進局	0	1	2	5	
	医療政策課	0	2	6	16	<b>小計</b>	<b>2</b>	<b>11</b>	<b>52</b>	<b>219</b>	
	医師・看護人材確保対策課	0	1	5	14	<b>会計局</b>	会計課	1	1	4	19
	地域福祉課	0	4	6	25		契約・検査課	0	1	2	16
	健康増進課	0	3	9	21	<b>小計</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>6</b>	<b>35</b>	
	保健・疾病対策課	0	1	3	22	<b>企業局</b>	経営推進課	1	3	6	19
	感染症対策課	0	1	2	55		電気事業課	1	2	4	9
	介護支援課	0	2	4	23		水道事業課	1	3	5	6
	障がい者支援課	0	2	8	32	<b>小計</b>	<b>3</b>	<b>8</b>	<b>15</b>	<b>34</b>	
	食品・生活衛生課	0	1	4	14	<b>議会事務局</b>	総務課	0	1	1	14
薬事管理課	0	2	6	14	議事課		0	0	1	10	
<b>小計</b>	<b>2</b>	<b>26</b>	<b>64</b>	<b>259</b>	調査課		0	0	1	13	
<b>小計</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>37</b>	<b>小計</b>		<b>0</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>37</b>	
<b>環境部</b>	環境政策課	1	4	9	20	<b>教育委員会</b>	教育政策課	1	6	12	21
	ゼロカーボン推進室	0	2	4	10		義務教育課	0	3	6	23
	水大気環境課	0	3	7	16		高校教育課	0	3	6	37
	生活排水課	0	4	8	15		特別支援教育課	0	3	5	17
	自然保護課	0	2	4	12		学びの改革支援課	0	1	4	22
	資源循環推進課	0	4	10	29		心の支援課	0	1	2	14
	<b>小計</b>	<b>1</b>	<b>19</b>	<b>42</b>	<b>102</b>		文化財・生涯学習課	0	2	5	20
					保健厚生課	0	2	4	16		
					スポーツ課	0	2	4	30		
					<b>小計</b>	<b>1</b>	<b>23</b>	<b>48</b>	<b>200</b>		
					<b>合計</b>	<b>27</b>	<b>191</b>	<b>446</b>	<b>1,727</b>		

## 資料 05-1 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

### (趣旨)

- 第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会(以下「ブロック」という。)で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県(以下「被災県」という。)の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が適用される事態に準用する。

### (広域応援)

- 第2条 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。
- 2 都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。
- 3 第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。
- 4 都道府県は、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

### (カバー(支援)県の設置)

- 第3条 都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県(以下「カバー(支援)県」という。)を協議のうえ、定めるものとする。
- 2 カバー(支援)県は、被災県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。
- 3 カバー(支援)県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

### (幹事県等の設置等)

- 第4条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等(ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。)を置く。
- 2 幹事県等は、原則として第7条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。
- 3 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整

を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

- 4 幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。
- 5 各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県等を変更したときも同様とする。
- 6 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。
- 7 全国知事会は、第5項又は前項による報告を受けた場合には、その状況をとりまとめるのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

（災害対策都道府県連絡本部の設置）

第5条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

- 2 連絡本部は、被災県及び被災県のカバー（支援）県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。
- 3 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（緊急広域災害対策本部の設置）

第6条 第2条第1項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部は、前条第1項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。
- 3 対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の応援を得るものとする。
- 4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（広域応援の要請）

第7条 被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ブロック知事会名	構成都道府県名
----------	---------



北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
  - (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
  - (2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
  - (3) 職種及び人数
  - (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
  - (5) 応援期間（見込みを含む。）
  - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 4 前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
- 5 全国知事会は、第3項又は前項の連絡を受け、第2条第1項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。
- 6 広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 7 第3項又は第4項による連絡をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。
- 8 通信の途絶等により第3項又は第4項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があ

ると全国知事会会長が認める場合は、第2条第1項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第8条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。

ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(ブロック間応援)

第9条 幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う(以下「ブロック間応援」という。)

- 2 前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。
- 3 前項の応援については、第2条第3項及び第8条の規定を準用する。
- 4 被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第1項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。
- 5 第1項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成 8 年 7 月 18 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 19 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 18 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 24 年 5 月 18 日から適用する。

2 平成 19 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成 24 年 5 月 18 日

全 国 知 事 会 会 長  
京 都 府 知 事

全国知事会  
東日本大震災復興協力本部本部長  
埼 玉 県 知 事

北海道東北地方知事会会長  
北 海 道 知 事

関東地方知事会会長  
静 岡 県 知 事

中部圏知事会会長  
愛 知 県 知 事

近畿ブロック知事会会長  
奈 良 県 知 事

中国地方知事会会長  
岡 山 県 知 事

四国知事会常任世話人  
徳 島 県 知 事

九州地方知事会会長  
大 分 県 知 事

## 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目（災害関係）

（趣旨）

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち地震等による大規模災害への対応の実施に関し、必要な事項を定める。

（所属ブロック知事会の決定）

第2条 協定第7条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、別表1を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック知事会幹事県等（ブロック知事会における支援本部等を含む。以下同じ。）の間で協議のうえ、決定する。

（別表1）

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
鳥取県	中国地方知事会
山口県	
徳島県	四国知事会

（情報収集要員の派遣）

第3条 協定第5条第2項の情報収集に当たり、通信の途絶等により被災県との連絡が取れず、かつ広域応援の要請が想定される場合等には、必要に応じ、全国知事会は、被災県の災害対策本部に情報収集要員を派遣する。

2 被災県は、情報収集要員との連絡調整に十分配慮する。

（都道府県東京事務所職員による応援）

第4条 協定第6条第3項に定める緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）に対する各都道府県東京事務所からの職員の応援については、別表2を基本として行うものとする。

(別表2)

被災ブロック	緊急広域災害対策本部への職員応援ブロック
北海道東北 (8) 関東 (8)	中国 (5) 四国 (4) 九州 (8)
中部圏 (7) 近畿 (7)	北海道東北 (8) 関東 (8)
中国 (5) 四国 (4) 九州 (8)	中部圏 (7) 近畿 (7)

( )は都道府県数

- 2 協定第6条第3項に定める応援の連絡を受けた東京事務所長会の代表世話人(以下「代表世話人」という。)は、前項に定める対策本部への職員応援ブロックの世話人所長(以下「世話人所長」という。)に対策本部への職員応援を要請し、この要請を受けた世話人所長は、ブロック内の各都道府県東京事務所長に対して、対策本部への職員応援を要請する。
- 3 第1項、第2項における代表世話人、世話人所長とは東京事務所長会の機構におけるものをいう。

(業務の代行)

- 第5条 首都直下地震等により、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合、かつ被災県からの広域応援の要請が想定される場合には、関東地方知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。
- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県等による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

(連絡調整要員の派遣)

- 第6条 全国知事会及び広域応援を実施する都道府県(以下「応援県」という。)は、必要があると認めるときは、被災県の災害対策本部に連絡調整要員を派遣する。
- 2 被災県は、連絡調整要員との連絡調整に十分配慮する。

(情報収集要員等の携行品)

- 第7条 被災県に派遣される情報収集要員等は、災害の状況に応じて、必要となる被服、当座の食料・飲料水、携帯電話等を携行する。

(広域応援の内容)

- 第8条 協定第2条第3項に定める広域応援の内容は、次のとおりとする。

(1)人的支援及び斡旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
- イ 避難所の運営支援に必要な要員
- ウ 支援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(2) 物的支援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(3) 施設又は業務の提供及び斡旋

- ア ヘリコプターによる情報収集等
- イ 傷病者の受け入れのための医療機関
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地
- カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第9条 協定第8条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

第10条 協定第8条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料



2 前項に規定する請求は、応援県の知事名による請求書（関係書類添付）により、被災県の知事に請求する。

（カバー（支援）ブロック）

第 11 条 協定第 9 条に規定するブロック間の応援に係るカバー（支援）ブロックは、別表 3 を基本とする。

（別表 3）

被災ブロック	カバー（支援）ブロック
北海道東北	関東
関東	北海道東北
中部圏	近畿
近畿	中部圏
中国・四国	九州
九州	中国・四国

附則 この実施細目は、平成 19 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 18 年 7 月 12 日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成 24 年 5 月 18 日から適用する。

2 平成 19 年 7 月 12 日から適用した実施細目は、これを廃止する。

## 資料05-2 災害応援に関する協定書（中部圏知事会）

### （趣旨）

第1条 この協定は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市（以下「県市」という。）で第1号に掲げる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに第2号及び第3号に掲げる事態（以下「災害時等」という。）において、被災県市又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある県市（以下「被災県市等」という。）では被災者等（避難住民並びに大規模災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害による被災者をいう。以下同じ。）の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災県市等の要請に基づき行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- （2）武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第1条に定める武力攻撃事態等
- （3）武力攻撃事態対処法第25条第1項に定める緊急処理事態

### （応援県市）

第2条 大規模な災害時等においては、救援活動等を速やかに実施できる体制を執るため、応援県市は、必要に応じ被災県市等に対する救援対策本部を設置することができる。

- 2 応援県市は、相互に連絡をとり、主たる応援県市を決定する。
- 3 主たる応援県市は、速やかに救援対策本部を設置するものとする。

### （応援の内容）

第3条 応援県市が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
    - ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあっせん
    - イ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん
    - ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん
    - エ 避難、救援・救護、救助活動及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
  - （2）避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における必要な措置
  - （3）被災者等の一時収容のための施設の提供
  - （4）医療機関による傷病者の受入
  - （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 各県市は、前項の応援が円滑に実施できるよう必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

### （応援要請の手続）

第4条 応援を受けようとする県市は、別に定める内容を明らかにして、他の県市に要請するものとする。

- 2 各県市は、前項の要請を円滑に行うため、通信手段の整備に努めるものとする。

(災害時等における自主的活動)

第5条 災害時等であって別に定めるときに通信途絶等により被災縣市等から前条の要請がない場合、他の縣市は速やかにその被災状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた縣市の負担とする。

2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援縣市の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災縣市等が、被災縣市等への往復の途中において生じたものについては、応援縣市が賠償の責めに任ずる。

4 前3項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災縣市等及び応援縣市が協議して定める。

(情報交換)

第7条 各縣市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民保護計画その他必要な情報を相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 各縣市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、他の縣市主催の防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するため中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会を設置するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、関係縣市が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年7月26日から施行する。

2 平成7年11月14日締結の協定は、平成19年7月25日限りで廃止する。

平成19年7月26日

富山県知事 石川県知事 福井県知事 長野県知事 岐阜県知事 静岡県知事 愛知県知事  
三重県知事 滋賀県知事 名古屋市長

## 資料05-3 震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会）

（趣 旨）

第1条 この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下「都県」という。）において、地震等による災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急対処事態（以下「災害」という。）において、被災した都県（避難住民（都県以外からの避難住民を含む。）を受入れている都県を含む。以下「被災都県」という。）独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害対策基本法第5条の2、同法第8条第2項第12号及び同法第74条第1項の規定又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第3条第4項及び同法第172条第4項の規定並びに同法第32条第2項第6号及び同法第182条第1項の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本方針の内容並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災都県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。

（連絡窓口）

第2条 都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資

イ 避難、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等

(2) 応急対策に必要な職員の派遣等

ア 避難、救援、救助及び応急復旧等に必要な職員

イ ヘリコプターによる情報収集等

ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん

(3) 施設又は業務の提供若しくはあっせん

ア 傷病者の受入れのための医療機関

イ 被災者を一時収容するための施設

ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務

エ 仮設住宅用地

オ 輸送路の確保及び物資拠点施設

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2 都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるもの

とする。

(カバー都県・協力都県の設置)

第4条 都県は、協議により、被災都県に対し直接応援をする都県(以下「カバー都県」という。)をあらかじめ定めることができる。

- 2 カバー都県は、被災都県を直接的・物的に支援するほか、被災都県を応援する都県の選定及び連絡調整並びに国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災都県を補完することを主な役割とする。
- 3 カバー都県以外で被災しなかった都県(以下「協力都県」という。)は、被災都県又はカバー都県からの要請に基づき、被災都県の応援に協力するものとする。

(幹事都県の役割)

第5条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定(以下「全国協定」という。)

第4条第1項に規定する関東地方知事会の幹事都県(以下「幹事都県」という。)は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 複数都県が被災した場合における、全国協定第4条第3項の規定によるブロック内の総合調整及び全国知事会に対する広域応援の要請
- (2) 全国協定第9条に基づくブロック間応援に係る隣接ブロックの幹事都県等との連絡調整

(幹事代理都県の設置)

第6条 幹事都県が被災等によりその事務を遂行できなくなった場合、幹事都県に代わって職務を代行する都県(以下「幹事代理都県」という。)を置く。

- 2 幹事代理都県は、別に定める順序に従い幹事都県が指名する。

(連絡員の派遣)

第7条 災害が発生し、被災都県から連絡員の派遣の求めがあったとき、又はカバー都県が必要があると認めたときは、カバー都県は、被災都県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

- 2 カバー都県は、連絡員を派遣する場合においては、派遣職員自らが消費又は使用する物資を携行するなど自律的活動に努めるものとする。

(応援要請の方法)

第8条 応援を受けようとする都県は、次の事項について、カバー都県に対し口頭又は文書で要請を行い、応援する都県が決定した後に、応援することとなった都県に対し、文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1項各号に掲げる応援の要請内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 車両、航空機、船舶の派遣場所

- (5) 応援の期間
- (6) 要請担当責任者氏名及び連絡先
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

( 応援の自主出動 )

第 9 条 カバー都県及び協力都県は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援出動をすることが必要と認められるときは、第 7 条の規定による連絡員が収集した情報等により自主的に応援活動に出動できるものとする。

- 2 カバー都県及び協力都県は、前項による自主出動を実施した際には、被災都県及び他の都県に対して、出動の連絡を行うものとする。
- 3 カバー都県及び協力都県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合には、第 7 条第 2 項に準じて、自律的活動に努めるものとする。

( 応援受入れ体制 )

第 10 条 都県は、災害時における他の都県からの連絡員、応援要員及び応援物資等を受け入れるための体制、施設及び場所等をあらかじめ定めておくものとする。

( 応援経費の負担 )

第 11 条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。

- 2 応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一時繰替(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。)支弁するものとする。
- 3 第 7 条の規定による連絡員の派遣及び被災地における情報収集活動に要した経費は、カバー都県が負担するものとする。
- 4 前 3 項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援した都県の間で協議して定めるものとする。

( ブロック間応援におけるカバー都県 )

第 12 条 複数都県が被災し、全国協定第 9 条に規定するブロック間応援を要請する場合、被災都県を応援する道県については、幹事都県(幹事代理都県を含む。以下、同じ。)が、隣接ブロックの幹事県等と協議の上決定するものとする。

- 2 隣接ブロックに対してブロック間応援を行おうとする場合も、前項と同様に、幹事都県の調整により、被災県(全国協定第 1 条に規定する被災県をいう。)を応援する都県を決定するものとする。

( 他の協定との関係 )

第 13 条 この協定は、全国協定及び都県が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第14条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(資料の交換)

第15条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民の保護に関する計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第16条 都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

(その他)

第17条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、都県が協議して別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成8年6月13日から適用する。

2 昭和52年6月16日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成14年3月31日から適用する。

2 平成8年6月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成16年2月24日から適用する。

2 平成14年3月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成20年2月6日から適用する。

2 平成16年2月24日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成25年7月31日から適用する。

2 平成20年2月6日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、各都県記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年7月31日

東京都知事	猪瀬直樹
茨城県知事	橋本昌
栃木県知事	福田富一
群馬県知事	大澤正明
埼玉県知事	上田清司
千葉県知事	森田健作
神奈川県知事	黒岩祐治
山梨県知事	横内正明
静岡県知事	川勝平太
長野県知事	阿部守一



## 資料 05-4 中央日本四県(新潟・山梨・長野・静岡)の災害時の相互応援等に関する協定

### (目的)

第1条 この協定は、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県（以下「中央日本四県」という。）のいずれかの県において災害が発生した場合における中央日本四県間の相互応援の実施により、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施を図るとともに、中央日本四県が平時から防災における協力及び連携の充実に図り、もって中央日本四県の災害対応力を向上させることを目的とする。

### (連絡担当部局)

第2条 中央日本四県は、あらかじめ災害時の応援及び平時の防災協力に関する連絡担当部局を定めるものとする。

### (災害時の応援の種類)

第3条 災害時の応援の種類は、中央日本四県のうち災害が発生した県（以下「被災県」という。）において災害応急対策に必要な物資・資機材の提供、職員の派遣及び被災住民の受入れ等、被災県から要請のあった事項とする。

2 応援の内容等は、連絡担当部局が別途協議して定めるものとする。

### (応援要請の手続き)

第4条 被災県が応援の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、応援を実施する県（以下「応援県」という。）に対し、まず口頭、電話又はファクシミリにより要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資・資機材等の提供を要請する場合にあっては、その品名及び数量等
- (3) 職員の派遣を要請する場合にあっては、職種別人員
- (4) 被災住民の受入れを要請する場合にあっては、市町村別人数等
- (5) 応援場所及び応援場所への経路、駐車場所又はヘリ着陸場所
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に定めるもののほか必要な事項

### (連絡員の派遣)

第5条 中央日本四県のいずれかの県において災害が発生し、応援を行おうとする県が必要があると認めるときは、当該県は、被災県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

### (応援の自主出動)

第6条 応援県は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、派遣した連絡員からの情報等を基に、必要な応援を自主的に行うことができるものとする。この場合、応援に関する情報を被災県に提供する等、円滑な応援実施に配慮するものとする。

### (応援受け入れ体制)

第7条 中央日本四県は、災害時における他県からの連絡員、応援要員及び応援物資等を受け入れるための体制、施設及び場所等をあらかじめ定めておくものとする。

( 応援経費の負担 )

第 8 条 応援に要した経費は、原則として被災県の負担とする。ただし、被災県と応援県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災県から要請があった場合は、応援県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 第 5 条に規定する連絡員の派遣及び被災地の情報収集活動に要した経費は、応援県の負担とする。

( 平時の連携 )

第 9 条 中央日本四県は、防災体制及び相互連携の充実強化を図るため、平時から連携して訓練の実施や地域防災計画その他参考資料の情報共有など、必要な取組を推進するものとする。

( 連絡会議の設置 )

第 10 条 中央日本四県は、前条の取組を推進するため、連絡会議を設置する。

2 連絡会議の具体的な運営については別に定める。

( 他の協定との関係 )

第 11 条 この協定は、中央日本四県が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等を妨げるものではない。

( その他 )

第 12 条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度中央日本四県が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、連絡担当部局が別途協議して定めるものとする。

附 則 この協定は、平成 27 年 8 月 27 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書 4 通を作成し、各県署名の上、各 1 通を保有する。

平成 27 年 8 月 27 日

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

新潟県知事 泉田 裕彦

山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号

山梨県知事 後藤 斎

長野県長野市大字南長野字幅下 6 9 2 の 2

長野県知事 阿部 守一

静岡県静岡市葵区追手町 9 番地 6

静岡県知事 川勝 平太

## 資料05-5 長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村(以下「市町村」という。)において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置等)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設(避難所、応急仮設住宅等)
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ

- エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
- ア 物資・資機材の搬入  
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
- イ 人員の派遣  
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
- ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

- 2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。
- 4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村(代表市町村を除く。)が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。
- 5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。
- 6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。
- 7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

- 2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。
- 4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。  
ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。
- 5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

- 第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。
- 2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補則)

- 第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

(別記1)

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・ 北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・ 宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・ 下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・ 筑北村
大北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・ 飯綱町・小川村
北信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐 久	上 小
上 小	佐 久
諏 訪	上伊那 木 曾
上伊那	諏 訪 飯 伊
飯 伊	上伊那 木 曾
木 曾	飯 伊 諏 訪
松 本	長 野
大 北	北 信
長 野	松 本
北 信	大 北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

## 資料05-6 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

### (趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (代表市町村)

第2条 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
- (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、協定第2条第2項の規定により、代表市町村の業務を代行する第2順位又は第3順位の市町村が代表市町村の業務を代行する。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村がこれを代行するものとする。

### (応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
- (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの第2順位の市町村に要請するものとする。

所属ブロックの代表市町村及び第2順位の市町村が同時被災しているおそれがある場合は、第3順位の市町村に要請するものとし、第4順位以下を定めた場合も同様とする。

- (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村に要請するものとする。

2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

### (応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。



2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

( 応援物資の受領の通知 )

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

( 応援終了報告 )

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

( 緊急時における自主的活動 )

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合には、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

( 経費の負担 )

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

( 情報交換 )

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報

( 補則 )

第10条 この実施細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この実施細則に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議で定めることとする。ただし、当該定めのない事項のうちブロック内のみで決定する事項は、各ブロックの構成市町村の会議において協議して定める。

3 前項ただし書の場合において、ブロック内のみで決定する事項を定めた場合は、他のブロック

の代表市町村に、その都度報告することとする。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この実施細則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

( 実施細則の改定 )

- 2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

( 実施細則の成立 )

- 3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この実施細則は、平成 24 年 1 月 25 日から施行する。

## 資料05-7 長野県消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第39条の規定に基づき、長野県内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、市町村等(消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。)がそれぞれの消防力を活用して相互の応援を行うことにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域(以下「ブロック」という。)に区分する。

(代表消防機関の指定)

第4条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、ブロックごとに地域代表消防機関を指定し、更に地域代表消防機関を統括するための代表消防機関を指定する。

2 地域代表消防機関は、原則として、長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、長野県消防長会副会長を置かないブロックについては、当該ブロックに属する市町村等の消防長の協議により決定するものとする。

3 代表消防機関は、長野県消防長会長が属する消防本部とする。

(応援要請)

第5条 災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等(以下「要請側」という。)の長は、災害の状況及び要請側の消防力を考慮して、市町村等の応援が必要と判断した場合、次の各号に掲げる区分により応援する市町村等(以下「応援側」という。)の長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

- (1) 隣接応援要請 隣接する市町村等に対して行う応援要請
- (2) 地域応援要請 隣接する市町村等が属するブロック内の市町村等に対して行う応援要請
- (3) 全県応援要請 全ての市町村等に対して行う応援要請
- (4) 特殊応援要請 他の市町村等が保有する特殊災害に対応する隊等を指定して当該市町村等に対して行う応援要請

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

2 市町村等は、地域代表消防機関又は代表消防機関が必要と判断した場合、災害が

発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができるものとする。  
( 応援隊の指揮 )

第7条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で活動する他の関係機関と緊密に連携するものとする。

( 応援経費等の負担 )

第8条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

ア 応援活動に従事する市町村等の職員の旅費及び諸手当

イ 応援活動に従事する市町村等の職員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金

ウ 応援活動において破損した車両、機械器具等の修理費

エ 応援活動において使用した資機材等又はそれに係る経費

オ 燃料及び給食等に係る経費

(2) 要請側の負担する経費等

ア 応援隊による消防法(昭和23年法律第186号)第29条第3項の規定に基づく損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償費

イ 応援隊が応援活動において第三者に損害を与えた場合の損害賠償費

ウ 要請側から調達依頼のあった資機材等に係る経費

エ 大規模災害又は長期間にわたる災害への応援活動に係る経費のうち前号に定めるもの以外の経費

オ 第5条第4号の規定による応援活動において使用した特殊災害用資機材等に係る経費

(3) 前各号に定める経費等の負担について特に必要がある場合又は前各号に定めのない経費等については、その都度当事者間の協議により決定することができるものとする。

( 協議 )

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

( 補則 )

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

( 長野県広域消防相互応援協定の廃止 )

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則 ( 平成12年7月1日 )

この協定は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附 則（平成13年7月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則（平成15年11月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

附 則（平成18年9月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

附 則（平成27年4月8日）

この協定は、平成27年4月8日から効力を生ずる。

別表（第3条関係）

地域区分	市 町 村 等
北 信	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東 信	上田地域広域連合 佐久広域連合
中 信	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曽広域連合
南 信	諏訪広域連合 上伊那広域連合 南信州広域連合

## 資料 05-8 長野県消防相互応援協定実施細則

(主旨)

第1条 この実施細則は、長野県消防相互応援協定書(平成8年2月14日締結。以下「協定」という。)第10条の規定に基づき、消防の相互の応援の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この実施細則において使用する用語は、協定において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受援支援要員とは、要請側の消防本部の受援活動を支援する要員をいう。
- (2) 支援隊とは、災害情報等の収集及び要請側の消防本部の指揮活動を支援するため、要請側の属するブロックの地域代表消防機関等から出動する隊をいう。

(応援隊の名称)

第3条 協定に基づき活動する応援隊の総称は、県消防相互応援隊とする。

(地域代表消防機関の任務等)

第4条 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 当該ブロック内の被害情報の収集及び集約に関すること。
- (2) 要請側の消防本部との応援要請に係る協議及び一括的な応援要請に関すること。
- (3) 代表消防機関、当該ブロック内市町村等及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 当該ブロック内の県消防相互応援隊の編成、活動調整等に関すること。
- (5) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項

2 地域代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、当該ブロック内の他の消防本部がその任務を代行するものとする。

3 地域応援要請が複数ブロックにわたる場合は、当該地域代表消防機関の協議により、県消防相互応援隊の活動調整等を統括する地域代表消防機関を決定するものとする。

(代表消防機関の任務等)

第5条 代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 長野県内の被害情報の収集及び集約に関すること。
- (2) 要請側の消防本部との応援要請に係る協議及び一括的な応援要請に関すること。
- (3) 長野県、地域代表消防機関及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 県消防相互応援隊の編成、活動調整等に関すること。
- (5) 緊急消防援助隊要請時の関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項

2 代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、地域代表消防機関がその任務を代行するものとする。

(災害等発生時の連絡等)

第6条 市町村等の消防長は、管轄区域内で大規模災害又は特殊災害(以下「大規模

災害等」という。)が発生した場合又は発生するおそれのある場合には、長野県、属するブロックの地域代表消防機関の消防長及び代表消防機関の消防長に対して、速やかに連絡するものとする。

( 応援要請 )

第7条 要請側の長は、有線電話その他の方法により、応援側の長に対して速やかに応援要請を行うものとし、次に掲げる事項を把握した時点で、県消防相互応援隊の応援要請書(様式第1号)を送付するものとする。

- (1) 災害の状況、発生場所及び被害状況
- (2) 必要な県消防相互応援隊の隊数、資機材等
- (3) 県消防相互応援隊の活動場所及び任務
- (4) 使用無線周波数
- (5) 安全管理上の注意事項
- (6) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項

2 地域応援要請は、応援側の属するブロックの地域代表消防機関を経由して行うものとする。

3 全県応援要請は、代表消防機関を経由して行うものとする。

( 受援支援要員の派遣要請 )

第8条 要請側の消防長は、県消防相互応援隊の受入れ体制が整わないと判断した場合には、属するブロックの地域代表消防機関の消防長に対して、速やかにその旨を報告し、受援支援要員の派遣に係る調整を求めるものとする。

( 県消防相互応援隊の編成 )

第9条 隣接応援要請時及び特殊応援要請時の県消防相互応援隊の編成は、要請側及び応援側の消防本部の協議により決定するものとする。

2 地域応援要請時の県消防相互応援隊の編成は、地域代表消防機関が行うものとする。

3 全県応援要請時の県消防相互応援隊の編成は、代表消防機関が行うものとする。

4 県消防相互応援隊は、応援要請に迅速に対応するため、原則として当直隊をもって編成するものとし、市町村等の消防長は事前に計画を策定しておくものとする。

( 県消防相互応援隊の派遣 )

第10条 県消防相互応援隊を派遣する応援側の長は、次に掲げる事項について、有線電話その他の方法により、要請側の長に対して速やかに連絡するとともに、県消防相互応援隊の応援決定通知書(様式第2号)を送付するものとする。

- (1) 派遣隊数及び隊員数
- (2) 出発予定時刻及び進出拠点(進出拠点を設定しない場合は、災害現場。以下同じ。)到着予定時刻
- (3) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項

2 地域応援要請に基づき県消防相互応援隊を派遣する場合の連絡は、応援側の属するブロックの地域代表消防機関を経由して行うものとする。

3 全県応援要請に基づき県消防相互応援隊を派遣する場合の連絡は、代表消防機関を経由して行うものとする。

( 支援隊の先遣出動 )

第11条 要請側の属するブロックの地域代表消防機関の消防長は、地域応援要請又は全県応援要請が行われた場合には、支援隊を出動させるものとする。ただし、支援隊の現場到着に時間を要する場合等は、当該ブロック内の他の消防本部がその任務を代行するものとする。

2 支援隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 進出拠点までの道路状況等の情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な応援隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 宿営場所の確保又は確認に関すること。
- (4) 要請側の消防本部の指揮活動の支援に関すること。
- (5) その他県消防相互応援隊の活動に必要な事項

( 県消防相互応援隊の指揮 )

第12条 複数の市町村等から県消防相互応援隊を派遣する場合の指揮は、緊急消防援助隊長野県大隊応援等実施計画（平成29年6月12日施行）の規定を準用するものとする。

( 自主応援 )

第13条 市町村等の消防長は、他市町村等で発生した大規模災害等を覚知し、応援が必要と判断した場合には、属するブロックの地域代表消防機関の消防長に対してその旨を連絡し、自主応援の要否を確認するものとする。

- 2 地域代表消防機関の消防長は、当該ブロック内の他市町村等で発生した大規模災害等を覚知した場合には、必要に応じて支援隊を出動させ、災害情報の収集及び被災地消防本部の指揮活動の支援を行うよう努めるものとする。
- 3 地域代表消防機関の消防長は、情報収集又は被災地消防本部の応援のために必要と判断した場合には、当該ブロック内の消防本部の消防長に対して、自主応援を求めることができるものとする。
- 4 地域代表消防機関の消防長は、当該ブロック内から自主応援を行う場合には、被災地消防本部の消防長、被災地消防本部の属するブロックの地域代表消防機関の消防長及び代表消防機関の消防長に対してその旨を連絡するものとする。

( 応援隊の誘導等 )

第14条 要請側の消防長は、県消防相互応援隊の進出拠点に誘導員を派遣して応援活動上必要な情報の提供、資機材の貸与等を行うとともに、県消防相互応援隊の誘導に努めるものとする。

( 応援要請の解除 )

第15条 要請側の長は、県消防相互応援隊の要請解除を決定した場合には、有線電話その他の方法により、応援側の長に対して速やかに連絡するとともに、県消防相互応援隊の応援要請解除通知書（様式第3号）を送付するものとする。

( 県消防相互応援隊の引揚げ )

第16条 応援要請解除の連絡を受けた県消防相互応援隊の最上位指揮者は、被災地における活動を終了するとともに、要請側の消防本部に対して次に掲げる事項を報告



し、引揚げるものとする。

- (1) 県消防相互応援隊の活動概要（場所、時間、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項  
（活動結果報告）

第17条 応援側の長は、派遣している県消防相互応援隊の帰署（所）後、県消防相互応援隊活動報告書（応援側）（様式第4号）により、要請側の長に対して速やかに活動報告を行うものとする。

- 2 要請側の消防長は、応援活動終了後、県消防相互応援隊活動報告書（要請側）（様式第5号）により、応援側の消防長、応援側の属するブロックの地域代表消防機関の消防長及び代表消防機関の消防長に対して、速やかに災害等の概要を報告するものとする。

（応援経費等の負担）

第18条 協定第8条第2号に定める要請側の負担する経費のうち、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費については、応援側の負担とする。

- 2 協定第8条第2号ア及びイに定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。
- 3 協定第8条第2号に定める応援に要した費用の請求は、県消防相互応援隊の活動経費請求書（様式第6号）により行うものとする。

（連絡体制等）

第19条 県消防相互応援隊の活動等に係る連絡は、有線電話、有線FAX又は電子メール等によるものとし、有線FAX又は電子メールによる場合には、県消防相互応援に係る連絡（様式第7号）により行うものとする。

（県消防相互応援隊の登録）

第20条 県消防相互応援隊の登録隊は、緊急消防援助隊の登録をもって県消防相互応援隊に登録したものとみなす。ただし、災害状況、地理的条件等に応じ、緊急消防援助隊登録車両以外で出動することができるものとする。

（演習又は訓練の実施）

第21条 市町村等の消防長は、県消防相互応援隊の連携活動能力の向上及び関係機関との連携強化を図るため、市町村等合同の演習又は訓練を実施するよう努めるものとする。

（協議）

第22条 この実施細則に定めない事項又はこの実施細則について変更の必要若しくは疑義等が生じたときは、その都度消防長が協議して定めるものとする。

## 附 則

- 1 この実施細則は、平成8年2月14日から施行する。
- 2 この実施細則の成立は、市町村等の消防長の同意書をもって証する。

附 則（平成18年9月1日）

この実施細則は、同意の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

附 則（平成27年4月8日）

この実施細則は、同意の日から施行し、平成27年4月8日から適用する。

附 則（平成30年9月1日）

この実施細則は、同意の日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

# 同 意 書

長野県内の市町村における災害時の相互の応援を円滑に実施するため、「長野県消防相互応援協定実施細則」に同意します。

平成 年 月 日

印

# 県消防相互応援隊の応援要請書

第	報
年 月 日( )	時 分

応援側の長 様

(要請側の長)

協定第5条の規定に基づき行った県消防相互応援隊の応援要請について、災害状況等を報告します。

災害発生日時	年 月 日( )	時	分頃
応援要請日時	年 月 日( )	時	分
応援要請区分	災害発生市町村		
災害・被害状況			
希望する活動内容			

必要とする応援隊 (必要隊に 又は 隊数等を記入)	受援支援要員(人)		通信支援小隊	
	出動可能な全隊		BC災害対応小隊	
	指揮隊		消防活動二輪小隊	
	消火小隊		水難救助小隊	
	救助小隊		はしご小隊	
	救急小隊		大型水槽小隊	
	後方支援小隊		その他( )	
その他必要事項 (必要資機材等)				

<連絡責任者>

担当課		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

応援等の要請は、電話により直ちに行うこと。  
 本様式による要請は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

# 県消防相互応援隊の応援決定通知書

第	報
年 月 日( )	時 分

要請側の長 様

(応援側の長)

実施細則第10条の規定に基づき、県消防相互応援隊の派遣隊数等を報告します。

応援要請日時	年 月 日( )	時	分
出発予定時刻	年 月 日( )	時	分
進出拠点到着予定時刻	年 月 日( )	時	分
出動責任者・階級氏名		連絡先	
連絡事項			

隊数及び隊員数	種 別	隊数	人員	種 別	隊数	人員
	受援支援要員			BC災害対応小隊		
	指揮隊			消防活動二輪小隊		
	消火小隊			水難救助小隊		
	救助小隊			はしご小隊		
	救急小隊			大型水槽小隊		
	後方支援小隊			その他( )		
	通信支援小隊			合 計		
その他必要事項 (必要資機材等)						

< 連絡責任者 >

担当課	氏 名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

# 県消防相互応援隊の応援要請解除通知書

年 月 日( ) 時 分

応援側の長 様

(要請側の長)

県消防相互応援隊の応援要請解除を決定しましたので通知します。

要請解除日時	年 月 日( ) 時 分
要請解除する隊	
連絡事項	

< 連絡責任者 >

担当課	氏 名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

年 月 日

(要請側の長) 様

(応援側の長)

県消防相互応援隊活動報告書(応援側)

応援要請区分		応援先市町村			
応援要請日時	年	月	日( )	時	分
出動日時	年	月	日( )	時	分
進出拠点到着日時	年	月	日( )	時	分
応援要請解除日時	年	月	日( )	時	分
応援先引揚げ日時	年	月	日( )	時	分
最終帰署(所)日時	年	月	日( )	時	分
活動期間	年 月 日( ) ~ 年 月 日( )				
	活動日数	延べ			日間
隊数及び隊員数	種別	隊数	隊員数	延べ隊数	延べ隊員数
	受援支援要員	隊	名	隊	名
	指揮隊	隊	名	隊	名
	消火小隊	隊	名	隊	名
	救助小隊	隊	名	隊	名
	救急小隊	隊	名	隊	名
	後方支援小隊	隊	名	隊	名
	通信支援小隊	隊	名	隊	名
	B C災害対応小隊	隊	名	隊	名
	消防活動二輪小隊	隊	名	隊	名
	水難救助小隊	隊	名	隊	名
	はしご小隊	隊	名	隊	名
	大型水槽小隊	隊	名	隊	名
	その他( )	隊	名	隊	名
	合計	隊	名	隊	名
隊員の負傷及び 車両等の破損状況					

<p>主な活動内容</p> <p>(活動場所 活動概要 活動隊数)</p>	
<p>協定第8条第2号 に定める資機材等 の使用状況</p>	
<p>その他特記事項</p>	



年 月 日

（ 応援側の消防長 又は  
地域・代表消防機関の長 ） 様

（ 要請側の消防長 ）

県消防相互応援隊活動報告書（要請側）

応援要請区分		災害発生市町村			
災害発生日時	年	月	日( ) 時 分頃		
応援要請日時	年	月	日( ) 時 分		
応援要請解除日時	年	月	日( ) 時 分		
応援要請期間	年 月 日( ) ~ 年 月 日( )				
	活動日数	延べ	日間		
隊数及び隊員数	種 別	隊数	隊員数	延べ隊数	延べ隊員数
	受援支援要員	隊	名	隊	名
	指揮隊	隊	名	隊	名
	消火小隊	隊	名	隊	名
	救助小隊	隊	名	隊	名
	救急小隊	隊	名	隊	名
	後方支援小隊	隊	名	隊	名
	通信支援小隊	隊	名	隊	名
	B C 災害対応小隊	隊	名	隊	名
	消防活動二輪小隊	隊	名	隊	名
	水難救助小隊	隊	名	隊	名
	はしご小隊	隊	名	隊	名
	大型水槽小隊	隊	名	隊	名
	その他( )	隊	名	隊	名
合 計	隊	名	隊	名	
隊員の負傷及び 車両等の破損状況					

<p>主な活動内容</p> <p>( 活動場所 活動概要 活動隊数 )</p>	
<p>その他特記事項</p>	



# 県消防相互応援に係る連絡

第	報			
年	月	日( )	時	分

\_\_\_\_\_ 様

内 容	

別添資料等	<input type="checkbox"/> 有 ( 送付枚数 枚 )	<input type="checkbox"/> 無し
-------	---------------------------------------	-----------------------------

< 連絡責任者 >

担当課		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

## 資料 05-9 長野県消防相互応援協定に基づく高速自動車国道における 業務提携書

(趣旨)

第1条 この提携書は、長野県消防相互応援協定書(平成8年2月14日施行。以下「協定」という。)第10条の規定に基づき、長野県内の高速自動車国道(以下「高速道路」という。)において発生した災害に対し、迅速かつ円滑な対応を図ることに關し必要な事項を定めるものとする。

(出勤区域)

第2条 この提携書における各消防本部の出勤区域は、別表に掲げるとおりとする。

(ポケット区間の出勤)

第3条 インターチェンジ付近にあるポケット区間(高速道路出口から入口合流点の間)の出勤は、当該インターチェンジまでの路線に出勤する消防本部が対応するものとする(別図参照)。

2 前項の場合において、原則として次のインターチェンジ等から退出するものとする。ただし、高速道路株式会社を確認し、交通規制が完全である場合は、後退又は逆走することができる。

3 前2項の規定は、変形インターチェンジ及びジャンクションについても、これを準用するものとする。

(災害の通報)

第4条 高速道路株式会社以外からの通報(公衆電話、携帯電話等)により災害を覚知した消防長は、通報内容等を、災害発生路線に応援出勤する消防本部(以下「応援消防本部」という。)の消防長に対して速やかに通報するものとする。

(応援要請等)

第5条 応援消防本部の消防長は、災害状況に応じ他の消防本部へ応援を要請することができる。この場合において、災害発生地を管轄する消防本部(以下「管轄消防本部」という。)の消防長から、協定第5条の応援要請が行われたものとみなす。

2 出勤区域外の路線において高速道路における災害の発生を覚知した消防長は、応援の必要があると認めた場合には、前項の応援要請が行われたものとみなし、応援隊を派遣することができる。

(現場指揮)

第6条 現場指揮は、応援消防本部の現場最高指揮者が指揮するものとする。ただし、管轄消防本部が出勤した場合は、その都度協議するものとする。

(災害の調査)

第7条 高速道路において発生した災害の調査は、管轄消防本部の消防長が行うものと

する。ただし、救急業務の処理は、当該救急業務を実施した消防長が行うものとする。  
(無線通信)

第8条 各応援隊及び各消防本部間の無線通信は、原則として主運用波2を使用するものとする。

2 無線通信の不感が生じた場合は、車載型移動局を使用し、各局相互に無線交信を行い災害処理の円滑を図るため協力するものとする。

(医療機関の選定等)

第9条 管轄消防本部の消防長及び応援消防本部の消防長は、応援隊が傷病者等を医療機関へ搬送する場合、搬送先医療機関の選定、搬送先医療機関への誘導等について、密接な連携を図るものとする。

(協議)

第10条 この提携書に定めのない事項又はこの提携書について変更の必要若しくは疑義等が生じたときは、その都度消防長が協議して定めるものとする。

附 則

1 この提携書は、平成9年10月16日から施行する。

2 この提携書の成立は、市町村等の消防長の同意をもって証する。

附 則(平成15年11月1日一部改正同意)

この提携書は、平成15年11月1日から施行する。

附 則(平成27年9月4日一部改正同意)

この提携書は、平成27年9月4日から効力を生ずる。

別表（第2条関係）

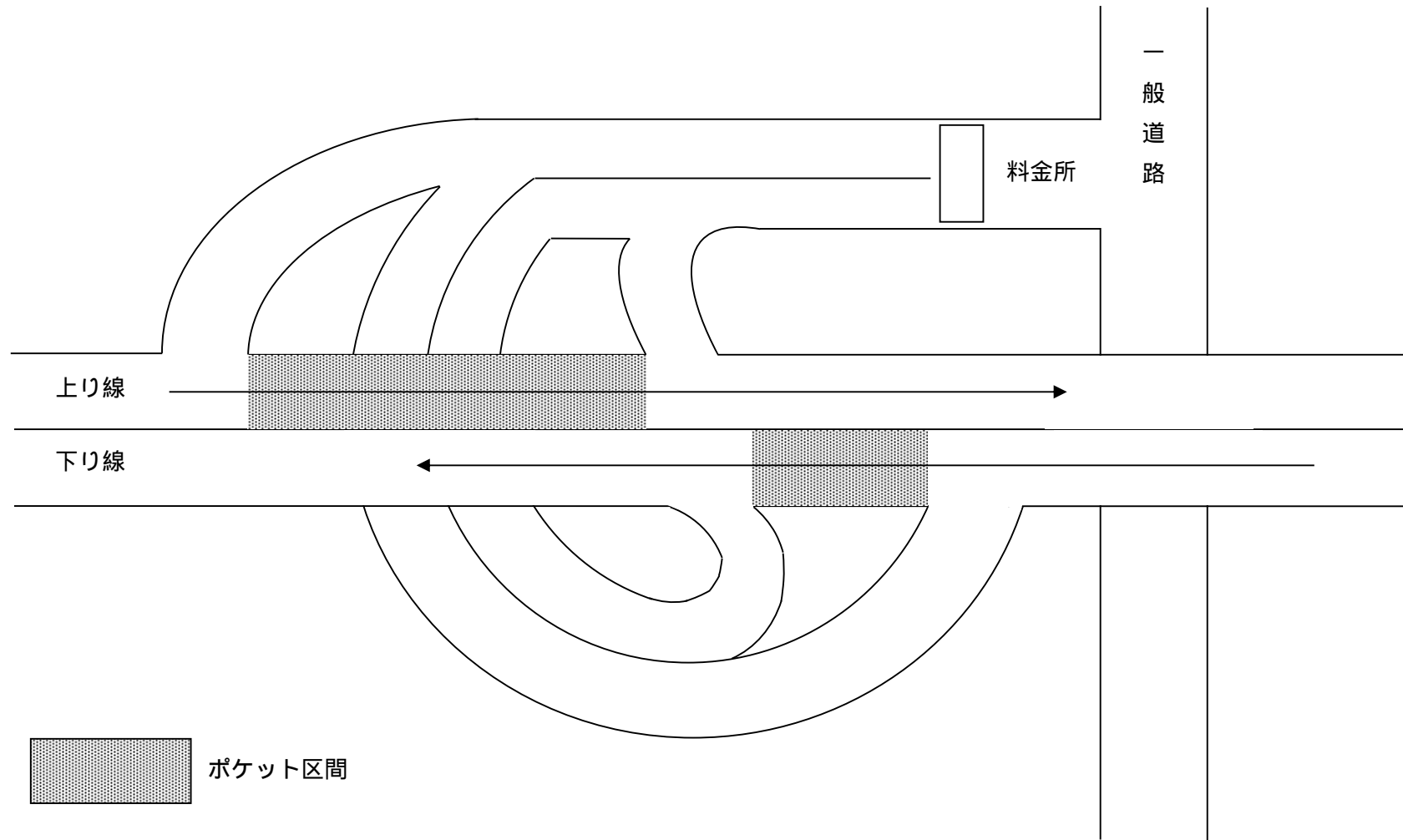
消 防 本 部		出 動 区 域	
飯田広域消防本部	救急隊	上り線	神坂トンネル西口から までの区間
		下り線	から神坂トンネル西口相当位置までの区間
	消防隊	上り線	県境から までの区間
		下り線	から県境までの区間
上伊那広域消防本部		上り線	から までの区間
		下り線	から までの区間
諏訪広域消防本部		上り線	から までの区間
		下り線	から 及び から までの区間
松本広域消防局		上り線	から までの区間
		下り線	から までの区間
千曲坂城消防本部		上り線	から⑱及び㉑から㉒までの区間
		下り線	から㉓及び㉑から㉔までの区間
長野市消防局		上り線	㉕から ・ ㉕から㉖・ ㉗から㉘までの区間
		下り線	㉕から㉖及び㉗から㉘までの区間
佐久広域連合消防本部		上り線	㉙から㉚及び㉛から㉜までの区間
		下り線	㉙から㉚及び㉛から㉜までの区間
上田地域広域連合消防本部		上り線	㉝から㉞までの区間
		下り線	㉝から㉞までの区間
須坂市消防本部		上り線	㉟から㊱までの区間
		下り線	㉟から㊱までの区間
岳南広域消防本部		上り線	㊲から㊳までの区間
		下り線	㊲から㊳までの区間

中津川 IC	諏訪南 IC	㉑ 坂 城 IC	㉑ 信州中野 IC
園 原 IC	小淵沢 IC	㉒ 上田菅平 IC	㉒ 豊田飯山 IC
飯田山本 IC	岡 谷 IC	㉓ 東部湯の丸 IC	㉓ 信濃町 IC
飯 田 IC	塩 尻 IC	㉔ 小 諸 IC	㉔ 妙高高原 IC
松 川 IC	塩尻北 IC	㉕ 佐久小諸 JCT	㉕ 佐久北 IC
駒ヶ根 IC	松 本 IC	㉖ 佐 久 IC	㉖ 佐久中佐都 IC
伊 那 IC	安曇野 IC	㉗ 佐久平 SIC	㉗ 佐久南 IC
伊 北 IC	麻 績 IC	㉘ 碓氷軽井沢 IC	
岡 谷 JCT	更 埴 IC	㉙ 長 野 IC	
諏 訪 IC	更 埴 JCT	㉚ 須坂長野東 IC	





別図（第3条関係）



緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更について

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年 2 月 6 日策定）の全部を次のように改める。

平成 31 年 3 月 8 日

総務大臣 石田 真敏

## 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

### 目 次

#### 第 1 章 総則

##### 第 1 節 本計画の目的

##### 第 2 節 緊急消防援助隊の任務

#### 第 2 章 緊急消防援助隊の編成

##### 第 1 節 緊急消防援助隊の構成単位

##### 第 2 節 都道府県大隊の編成

##### 第 3 節 都道府県大隊指揮隊及び中隊の任務

##### 第 4 節 小隊の装備等の基準

##### 第 5 節 部隊の任務

##### 第 6 節 部隊の隊の装備等の基準

#### 第 3 章 緊急消防援助隊の登録

#### 第 4 章 緊急消防援助隊の出動計画等

#### 第 5 章 緊急消防援助隊の施設の整備等

#### 第 6 章 緊急消防援助隊の教育訓練

##### 第 1 節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等

##### 第 2 節 消防大学校における教育訓練等

#### 第 7 章 その他

### 第 1 章 総則

#### 第 1 節 本計画の目的

この計画は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項について定めることを目的とする。

#### 第 2 節 緊急消防援助隊の任務

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害又は特殊災害（当該災害が発生した市町村（以下「被災地」という。）の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処できないものをいう。以下同じ。）の発生に際し、消防庁長官（以下「長官」という。）の求めに応じ、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務とする。

## 第2章 緊急消防援助隊の編成

### 第1節 緊急消防援助隊の構成単位

#### 1 基本的な構成単位

緊急消防援助隊の基本的な構成単位は、都道府県大隊、中隊、小隊とし、各隊の長は、それぞれ都道府県大隊長、中隊長、小隊長とする。

#### 2 部隊

被災地における緊急消防援助隊の活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急消防援助隊に特別の任務を行う部隊として、指揮支援部隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊及び航空部隊を編成するものとし、各部隊の長は、それぞれ指揮支援部隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長とする。ただし、航空部隊にあっては、部隊の長を設けないものとする。

### 第2節 都道府県大隊の編成

1 都道府県大隊は、当該都道府県又は当該都道府県内の市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に設置された都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要なか隊をもって編成する。

2 長官は、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき、当該都道府県大隊の出動に関する連絡調整を行う代表消防機関を定めるものとする。

#### 3 都道府県大隊長

(1) 都道府県大隊長は、都道府県大隊を統括して被災地に赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における当該都道府県大隊の活動を指揮することを任務とする。

(2) 都道府県大隊長は、2の代表消防機関の職員である都道府県大隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、都道府県大隊指揮隊を編成するものとする。ただし、当該代表消防機関が被災等により出動できない場合は、長官が別に定めるところによるものとする。

### 第3節 都道府県大隊指揮隊及び中隊の任務

都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊の任務は、次のとおりとする。

1 都道府県大隊指揮隊 主として被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行うこと。

2 消火中隊 主として被災地における消火活動を行うこと。

- 3 救助中隊 主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行うこと。
- 4 救急中隊 主として被災地における救急活動を行うこと。
- 5 後方支援中隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うこと。
- 6 通信支援中隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して通信の確保等に関する支援活動を行うこと。
- 7 水上中隊 主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行うこと。
- 8 特殊災害中隊 主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行うこと。
- 9 特殊装備中隊 主として被災地における特別な装備を用いた消防活動を行うこと。

#### 第4節 小隊の装備等の基準

都道府県大隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊、通信支援小隊、水上小隊、特殊災害小隊及び特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

- 1 都道府県大隊指揮隊
  - (1) 都道府県大隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
  - (2) 都道府県大隊指揮隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 2 消火小隊
  - (1) 消火中隊を構成する消火小隊は、隊員4人以上で編成されるものであること。
  - (2) 消火小隊は、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車又は化学消防ポンプ自動車を備えること。
  - (3) 消火小隊は、口径65ミリメートルのホースを積載すること。
- 3 救助小隊
  - (1) 救助中隊を構成する救助小隊は、救助活動に関する基準（昭和62年消防庁告示第3号）第6条に規定する救助隊員の資格を有する隊員（以下「救助隊員」という。）5人以上で編成されるものであること。ただし、(2)イの車両を備える救助小隊の隊員は、救助隊員であることを要しない。
  - (2) 救助小隊は、次のいずれかの車両を備えること。
    - ア ウインチ、クレーン及び発電照明灯を装備した四輪駆動の救助工作車
    - イ 四輪駆動の津波・大規模風水害対策車両
  - (3) 救助小隊は、(2)の車両の区分に応じ、それぞれ次の資機材を備えること。
    - ア (2)アの救助工作車
 

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）別表第1及び別表第2に掲げる救助器具並びに要救助者を検索するための高度

## 救助用資機材

- イ (2) イの津波・大規模風水害対策車両  
浸水域での高度な救助活動を行うための資機材

### 4 救急小隊

- (1) 救急中隊を構成する救急小隊は、救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士の資格を有する隊員又は救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号）第2条第1項に規定する隊員3人以上で編成されるものであること。
- (2) 救急小隊は、四輪駆動の高規格救急自動車を備えること。
- (3) 救急小隊は、高度救命処置用資機材を備えること。

### 5 後方支援小隊

- (1) 後方支援中隊を構成する後方支援小隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。
- (2) 後方支援小隊は、被災地において、消火中隊、救助中隊及び救急中隊等が発災直後から長期間活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。

### 6 通信支援小隊

- (1) 通信支援中隊を構成する通信支援小隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。
- (2) 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、緊急消防援助隊の通信確保を可能とするために必要な設備、資機材及び車両を備えること。

### 7 水上小隊

- (1) 水上中隊を構成する水上小隊は、船舶の種類に応じて必要とされる船長、機関長及び2人以上の隊員で編成されるものであること。
- (2) 水上小隊は、消火その他の消防活動に必要な設備を有する消防艇を備えること。

### 8 特殊災害小隊

- (1) 特殊災害中隊を構成する毒劇物等対応小隊（毒性物質の発散等による特殊災害への対応隊を含む。以下同じ。）、大規模危険物火災等対応小隊及び密閉空間火災等対応小隊は、それぞれの目的に応じ長官が別に定める隊員で編成されるものであること。
- (2) 毒劇物等対応小隊、大規模危険物火災等対応小隊及び密閉空間火災等対応小隊は、それぞれその目的に応じ長官が別に定める必要な装備及び車両を備えること。

### 9 特殊装備小隊

- (1) 特殊装備中隊を構成する遠距離大量送水小隊、消防活動二輪小隊、震災対応特殊車両小隊、水難救助小隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う小隊は、それぞれの目的に応じ長官が別に定める隊員で編成されるものであること。
- (2) 遠距離大量送水小隊、消防活動二輪小隊、震災対応特殊車両小隊、水難救助小隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う小隊は、それぞれその目的に応じ長官が別に定める必要な装備及び車両を備えること。

## 第5節 部隊の任務

指揮支援部隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊及び航空部隊の任務等は、それぞれ1から6までのとおりとする。

### 1 指揮支援部隊

- (1) 指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする。
- (2) 指揮支援部隊は、統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊をもって編成するものとし、各隊の長は、それぞれ統括指揮支援隊長、指揮支援隊長及び航空指揮支援隊長とする。
- (3) 指揮支援部隊長
  - ア 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は消防応援活動調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。
  - イ 指揮支援部隊長は、統括指揮支援隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより統括指揮支援隊を編成するものとする。
  - ウ 指揮支援部隊長は、陸上（水上を含む。以下同じ。）の活動に関して、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を指揮支援隊長に委任することができる。
  - エ 指揮支援部隊長は、航空の活動に関して、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を航空指揮支援隊長に委任することができる。
- (4) 指揮支援隊長
  - ア 指揮支援隊長は、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。
  - イ 指揮支援隊長は、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより指揮支援隊を編成するものとする。
- (5) 航空指揮支援隊長
  - ア 航空指揮支援隊長は、航空機の活動拠点で航空機を用いた消防活動の指揮を行っている者（以下「ヘリベース指揮者」という。）を補佐し、及びヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。
  - イ 航空指揮支援隊長は、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより航空指揮支援隊を編成するものとする。

### 2 統合機動部隊

- (1) 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。
- (2) 統合機動部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。
- (3) 統合機動部隊長は、原則として第2節2の代表消防機関の職員である統合機動部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、統合機動部隊指揮隊を編成するものとする。



- 3 エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）
  - (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。
  - (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。
  - (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊を編成するものとする。
- 4 NBC災害即応部隊
  - (1) NBC災害即応部隊は、NBC災害（緊急消防援助隊に関する政令（平成15年8月29日政令第379号）第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。以下同じ。）に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。
  - (2) NBC災害即応部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。
  - (3) NBC災害即応部隊長は、NBC災害即応部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、NBC災害即応部隊指揮隊を編成するものとする。
- 5 土砂・風水害機動支援部隊
  - (1) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。
  - (2) 土砂・風水害機動支援部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。
  - (3) 土砂・風水害機動支援部隊長は、原則として第2節2の代表消防機関の職員である土砂・風水害機動支援部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊を編成するものとする。
- 6 航空部隊
  - (1) 航空部隊は、被災地において航空に係る消防活動を行うことを任務とする。
  - (2) 航空部隊は、航空小隊をもって編成し、必要に応じて、航空後方支援小隊を加えるものとする。
  - (3) 航空小隊は、主として被災地における航空機を用いた情報収集活動及び消防活動を行うことを任務とする。
  - (4) 航空後方支援小隊は、主として航空機の活動拠点における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うことを任務とする。

#### 第6節 部隊の隊の装備等の基準

統括指揮支援隊、指揮支援隊、航空指揮支援隊、統合機動部隊指揮隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、NBC災害即応部隊指揮隊、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、航空小隊及び航空後方支援小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

- 1 統括指揮支援隊及び指揮支援隊
  - (1) 指揮支援部隊を構成する統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。

- (2) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 2 航空指揮支援隊
- (1) 指揮支援部隊を構成する航空指揮支援隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員3人以上で編成されるものであること。
  - (2) 航空指揮支援隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 3 統合機動部隊指揮隊
- (1) 統合機動部隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
  - (2) 統合機動部隊指揮隊は、発災後迅速に出動し、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 4 エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊
- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、特殊災害に関する知見を有し、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
  - (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 5 NBC災害即応部隊指揮隊
- (1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害に関する知見を有し、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員3人以上で編成されるものであること。
  - (2) NBC災害即応部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 6 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊
- (1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
  - (2) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 7 航空小隊
- (1) 航空小隊は、任務等に応じて必要とされる操縦士、整備士、救助隊員等で編成されるものであること。
  - (2) 航空小隊は、航空機を備えること。
  - (3) 航空小隊は、救助用資機材、救急用資機材、消火用タンク、ヘリコプターテレビ電送システム等のうちその任務に応じて必要なものを備えること。
- 8 航空後方支援小隊
- (1) 航空後方支援小隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。
  - (2) 航空後方支援小隊は、航空機の活動拠点において、航空指揮支援隊及び航空小隊が長期間活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。



### 第3章 緊急消防援助隊の登録

- 1 長官は、都道府県知事又は市町村長からの緊急消防援助隊の登録の申請に基づき、本計画に適合するかどうか審査し、必要と認める緊急消防援助隊の登録を行うものとする。
- 2 登録する緊急消防援助隊の規模については、全国の消防機関の現有消防隊数等を考慮し、また、緊急消防援助隊の施設の整備推進及び教育訓練の充実を図ることにより、2023年度（平成35年度）末までに、都道府県及び市町村の協力を得て、別表第1のとおり、おおむね6,600隊規模とすることを目標とする。

### 第4章 緊急消防援助隊の出動計画等

- 1 出動決定のための措置等
  - (1) 長官は、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等と密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき適切な措置をとるものとする。また、東海地震、南海トラフ地震、首都直下地震又はNBC災害に対し、速やかに同条第5項の規定に基づき適切な措置をとるものとし、その他の大規模な災害に対しても、災害の状況、災害対策基本法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部の設置状況、応援の必要性等を考慮し、同様の措置をとるものとする。
  - (2) 緊急消防援助隊が被災地に出動した場合には、当該緊急消防援助隊は、消防組織法第47条又は第48条の規定に基づき、指揮者の指揮の下又は応援等を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に活動するものとする。また、被災地で消防活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と密接に連携するものとする。
  - (3) 大規模な地震等が発生した場合には、長官が別に定めるところにより、都道府県及び消防機関は、緊急消防援助隊の出動の準備を行うものとする。
- 2 基本的な出動計画
  - (1) 第一次出動都道府県大隊  
大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、原則として第一次的に応援出動する都道府県大隊を第一次出動都道府県大隊とし、災害が発生した都道府県（以下「災害発生都道府県」という。）ごとの第一次出動都道府県大隊を別表第2のとおりとする。
  - (2) 出動準備都道府県大隊  
(1)の第一次出動都道府県大隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県大隊を出動準備都道府県大隊とし、災害発生都道府県ごとの出動準備都道府県大隊を別表第3のとおりとする。
- 3 出動及び活動における重要関係機関との連携  
緊急消防援助隊の出動及び活動に関しては、次に掲げる関係機関と密接な連携を図るものとする。
  - (1) 自衛隊、警察、海上保安庁、日本DMAT（厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームをいう。以下「DMAT」という。）等

(2) 緊急消防援助隊の活動に必要な交通、輸送、通信、燃料及び物資の確保等に関する関係機関

#### 4 南海トラフ地震等についての出動の考え方

南海トラフ地震、首都直下地震その他の大規模地震については、著しい地震災害が想定され、上記2(1)及び(2)の第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは、消防力が不足すると考えられることから、長官が別に当該地震ごとにアクションプランを定め、各地域の被害の状況等を踏まえた上で、全国規模での緊急消防援助隊が出動するものとする。この場合において、関係機関等との連携による迅速な移動手段的確保を図るものとする。

#### 5 NBC災害についての出動の考え方

NBC災害により多数の負傷者が発生した場合においては、被災地を管轄する消防機関及び被災地が属する都道府県内の消防機関だけでは、消防力が不足すると考えられることに加え、高度で専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う必要があることから、長官が別に運用計画を定め、当該運用計画に基づき、迅速にNBC災害即応部隊等が出動するものとする。

### 第5章 緊急消防援助隊の施設の整備等

#### 1 緊急消防援助隊の施設の整備

第2章で示した緊急消防援助隊の編成、装備等の基準に基づき、必要な隊の登録並びに的確かつ迅速な出動及び活動を確保するため、消防組織法第49条第2項の規定に基づき、都道府県及び市町村が行う緊急消防援助隊の施設の整備を推進するものとする。2019年度(平成31年度)から2023年度(平成35年度)末までに整備を推進する車両及び航空機等の整備規模の目標は、別表第4のとおりとし、その他別表第5に掲げる施設の整備を推進するものとする。各年度における整備を推進する施設の整備規模は、当該年度の予算の範囲内とする。

この計画については、緊急消防援助隊の編成、装備等の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとする。

#### 2 消防用の国有財産・物品の無償貸与

緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、消防組織法第50条の規定に基づき、消防用の国有財産・物品を都道府県又は市町村に無償で使用させるものとする。

### 第6章 緊急消防援助隊の教育訓練

#### 第1節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等

#### 1 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練

緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、都道府県及び市町村の協力を得て、全国合同訓練及び複数の都道府県を単位とした合同訓練(以下「地域ブロック合同訓練」という。)を定期的実施するものとする。全国規模の訓練については、当面、2021年度(平成33年度)に図上訓練及び全国合同訓練を実施するものとする。

## 2 地域ブロック合同訓練に関する重点推進事項

長官は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等との連携、大規模災害時における通信確保、後方支援活動の充実その他の緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上のため、特に訓練が必要な事項について毎年度定めることとする。

## 第2節 消防大学校における教育訓練等

### 1 消防大学校における教育訓練

緊急消防援助隊の部隊運用能力の向上、航空隊の連携活動能力の向上及び毒性物質の発散等による特殊災害に対する対応能力の向上等のため、消防大学校において必要な教育訓練を実施するものとする。

### 2 その他の教育訓練

緊急消防援助隊として登録された隊を設置している都道府県及び市町村は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、的確かつ迅速な出動及び活動が行えるように、平常時から必要な教育訓練に努めるものとする。

## 第7章 その他

1 緊急消防援助隊の編成については、大規模災害又は特殊災害の状況に応じ、この基本計画に定める事項を基本としつつ、弾力的かつ適切に行うものとする。

2 この計画に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な事項は、長官が別に定める。

### 附 則

この計画は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (登録する隊の規模)

区分		登録規模	
統括指揮支援隊及び指揮支援隊		50	隊程度
航空指揮支援隊		60	隊程度
統合機動部隊指揮隊		50	隊程度
エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊		10	隊程度
NBC災害即応部隊指揮隊		50	隊程度
土砂・風水害機動支援部隊指揮隊		50	隊程度
都道府県大隊	都道府県大隊指揮隊	160	隊程度
	消火小隊	2,500	隊程度
	救助小隊	540	隊程度
	救急小隊	1,500	隊程度
	後方支援小隊	890	隊程度
	通信支援小隊	50	隊程度
	水上小隊	20	隊程度
	特殊災害小隊	350	隊程度
	特殊装備小隊	500	隊程度
航空部隊	航空小隊	80	隊程度
	航空後方支援小隊	60	隊程度
計		6,600	隊程度 (重複を除く)

別表第2 (第一次出動都道府県大隊)

災害発生都道府県	第一次出動都道府県大隊			
北海道	青森	岩手	宮城	秋田
青森	岩手	宮城	秋田	山形
岩手	青森	宮城	秋田	山形
宮城	岩手	秋田	山形	福島
秋田	青森	岩手	宮城	山形
山形	宮城	秋田	福島	新潟
福島	宮城	山形	栃木	新潟
茨城	福島	栃木	埼玉	千葉
栃木	福島	茨城	群馬	埼玉
群馬	栃木	埼玉	新潟	長野
埼玉	茨城	群馬	千葉	東京
千葉	茨城	埼玉	東京	神奈川
東京	埼玉	千葉	神奈川	山梨
神奈川	千葉	東京	山梨	静岡
新潟	山形	福島	群馬	長野
富山	新潟	石川	長野	岐阜
石川	富山	福井	岐阜	滋賀
福井	石川	岐阜	滋賀	京都
山梨	東京	神奈川	長野	静岡
長野	群馬	新潟	山梨	岐阜
岐阜	富山	福井	長野	愛知
静岡	神奈川	山梨	長野	愛知
愛知	岐阜	静岡	三重	滋賀
三重	愛知	滋賀	奈良	和歌山
滋賀	福井	岐阜	三重	京都
京都	福井	滋賀	大阪	兵庫
大阪	京都	兵庫	奈良	和歌山
兵庫	京都	大阪	鳥取	岡山
奈良	三重	京都	大阪	和歌山
和歌山	三重	京都	大阪	奈良
鳥取	兵庫	島根	岡山	広島
島根	鳥取	岡山	広島	山口
岡山	兵庫	鳥取	広島	香川
広島	島根	岡山	山口	愛媛
山口	島根	岡山	広島	福岡
徳島	兵庫	香川	愛媛	高知
香川	岡山	徳島	愛媛	高知
愛媛	広島	徳島	香川	高知
高知	広島	徳島	香川	愛媛
福岡	山口	佐賀	熊本	大分
佐賀	福岡	長崎	熊本	大分
長崎	福岡	佐賀	熊本	大分
熊本	福岡	大分	宮崎	鹿児島
大分	福岡	佐賀	熊本	宮崎
宮崎	福岡	熊本	大分	鹿児島
鹿児島	福岡	熊本	大分	宮崎
沖縄	福岡	熊本	宮崎	鹿児島

別表第3 (出動準備都道府県大隊)

災害発生都道府県	出動準備都道府県大隊											
北海道	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
青森	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
岩手	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨
宮城	北海道	青森	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨
秋田	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
山形	北海道	青森	岩手	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川
福島	北海道	青森	岩手	秋田	茨城	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	長野
茨城	青森	岩手	宮城	秋田	山形	群馬	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡
栃木	青森	岩手	宮城	秋田	山形	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡
群馬	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	千葉	東京	神奈川	富山	山梨	静岡
埼玉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	神奈川	新潟	富山	山梨	長野	静岡
千葉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	群馬	新潟	山梨	長野	静岡	愛知
東京	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	新潟	富山	長野	岐阜	静岡	愛知
神奈川	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	新潟	長野	岐阜	愛知	滋賀
新潟	宮城	秋田	茨城	栃木	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨
富山	群馬	埼玉	東京	神奈川	福井	山梨	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良
石川	新潟	群馬	山梨	長野	静岡	愛知	三重	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取
福井	新潟	富山	山梨	長野	静岡	愛知	三重	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取
山梨	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	新潟	富山	石川	福井	岐阜	愛知	三重
長野	栃木	茨城	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	静岡	愛知	三重
岐阜	東京	神奈川	石川	山梨	静岡	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
静岡	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	石川	福井	岐阜	三重	滋賀	京都	大阪
愛知	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨	長野	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
三重	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	京都	大阪	兵庫	徳島	香川
滋賀	富山	石川	山梨	長野	静岡	愛知	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	徳島
京都	富山	石川	岐阜	静岡	愛知	三重	奈良	和歌山	鳥取	岡山	徳島	香川
大阪	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	鳥取	岡山	広島	徳島	香川
兵庫	石川	福井	岐阜	愛知	三重	滋賀	奈良	和歌山	鳥取	岡山	徳島	香川
奈良	富山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	岡山	徳島	香川
和歌山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	岡山	徳島	香川	
鳥取	福井	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	山口	徳島	香川	愛媛
島根	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀
岡山	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取	山口	徳島	愛媛	福岡
広島	大阪	兵庫	奈良	鳥取	徳島	香川	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分
山口	兵庫	鳥取	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
徳島	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	福岡	佐賀
香川	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	広島	山口	福岡	佐賀
愛媛	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	島根	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分
高知	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	島根	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分
福岡	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	宮崎	鹿児島
佐賀	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島
長崎	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島
熊本	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
大分	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	鹿児島	沖縄
宮崎	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
鹿児島	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
沖縄	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	大分

別表第4（車両及び航空機等の整備規模）

区分		整備規模
車 両	消防ポンプ自動車	630 台
	救助工作車	109 台
	救急自動車	567 台
	その他の消防用自動車	217 台
	小 計	1,523 台
航空機等	ヘリコプター	4 機
	消防艇	2 艇
	小 計	6 機（艇）

## 備考

- この表において「消防ポンプ自動車」とは、災害対応のための特殊消防ポンプ自動車、特殊水槽付消防ポンプ自動車及び特殊化学消防ポンプ自動車をいう。
- この表において「救急自動車」とは、災害対応のための特殊救急自動車をいう。
- この表において「その他の消防用自動車」とは、災害対応のための特殊はしご付消防ポンプ自動車、特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車、特殊高発泡車、大型高所放水車、泡原液搬送車及び毒性物質の発散等の特殊災害対応自動車、支援車、海水利用型消防水利システム並びに災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車及び消防活動二輪車をいう。

別表第5（その他の整備を推進する施設）

区分	施設
資機材	救助用資機材、高度救助用資機材、高度探査装置、高度救命処置用資機材、支援資機材、テロ対策用特殊救助資機材、検知型遠隔探査装置、ヘリコプター高度化資機材、ヘリコプター消火用タンク、ヘリコプター用衛星電話
無線その他の情報通信を行うための施設	消防救急デジタル無線設備、ヘリコプターテレビ電送システム

## 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱

	平成 27 年 3 月 31 日	消 防 広 第 74 号
改正	平成 28 年 3 月 30 日	消 防 広 第 80 号
改正	平成 29 年 3 月 28 日	消 防 広 第 93 号
改正	平成 31 年 3 月 8 日	消 防 広 第 35 号
改正	令和 2 年 7 月 17 日	消 防 広 第 190 号
改正	令和 3 年 3 月 22 日	消 防 広 第 89 号

### 目次

第 1 章	総則
第 2 章	応援等の要請
第 3 章	出動の求め又は指示等
第 4 章	受援体制
第 5 章	部隊移動及び増隊要請
第 6 章	応援等の引揚げの決定
第 7 章	大規模地震発生時における迅速出動基準
第 8 章	防災関係機関との連携
第 9 章	応援等実施計画及び受援計画
第 10 章	応援に要した経費の負担区分
第 11 章	その他

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この要綱は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号。以下「援助隊政令」という。）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年消防震第 9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政令市等とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市及び東京都の特別区をいう。
- (2) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (3) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。



- (4) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (5) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (6) 応援等とは、法第 44 条第 1 項の消防の応援等をいう。
- (7) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (8) 受援市町村とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた市町村をいう。
- (9) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出动させる又は出动させた都道府県をいう。
- (10) 応援市町村とは、緊急消防援助隊を出动させる又は出动させた市町村をいう。
- (11) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (12) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (13) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (14) 航空隊とは、法第 30 条第 3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (15) 消防庁ヘリコプターとは、法第 50 条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター（以下「消防庁ヘリ」という。）をいう。
- (16) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (17) 迅速出动とは、法第 44 条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出动等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出动することをいう。
- (18) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。
- (19) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。
- (20) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。
- (21) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出动すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出动することをいう。

## 第 2 章 応援等の要請

（都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請）

第 3 条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び

当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

- 2 被災地の属する都道府県の知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 3 前二項の要請は電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（別記様式 1-1）。
  - （1）災害の概況
  - （2）出動を希望する区域及び活動内容
  - （3）緊急消防援助隊の活動のために必要な事項
- 4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。
- 5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第 1 項及び第 2 項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。

（応援等の要請のための市町村長の連絡）

- 第 4 条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該被災地の市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第 3 項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式 1-2）。
- 2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。
  - 3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第 1 項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第 3 項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡することができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリによ

り速やかに行うことができるものとする（別記様式1-2）。

4 前条第5項の規定は、前3項の連絡に準用する。

### 第3章 出動の求め又は指示等

（出動可能隊数の報告及び出動準備）

第5条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-1）。

2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする（別記様式2-2）。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、別表A-1及び別表A-2に定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-1）。

4 前項の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式2-2）。

6 消防庁は、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が不要と判断した場合は、第2条及び第3項の規定に基づき出動準備を行っている都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、書面等により出動準備の解除を連絡（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-3）。

（長官による出動の求め、指示等）

第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第44条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式3-1）。

- 2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第14条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 3 長官は、前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航空後方支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊、出動準備都道府県大隊、第11条に規定する第一次出動航空小隊及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。
- 5 長官は、第1項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第4章1（1）の規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示によるものに変更する。この場合において、長官は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長並びに応援都道府県の知事及び当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対して、速やかに通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする。

（応援等決定通知）

第7条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長に対してその旨を通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする（別記様式3-2）。

（都道府県知事による出動の求め又は指示）

第8条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。

（緊急消防援助隊の出動）

第9条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。

- 2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし（別記様式2-2）、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。



- 3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地消防本部に対して通知（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式3-3）。

（指揮支援部隊の基本的な出動計画）

第10条 指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。

- （1）統括指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた統括指揮支援隊指定順位第1位の消防本部が出動することとする。ただし、被災等により当該消防本部が出動できない場合は、統括指揮支援隊指定順位第2位の消防本部が出動する。
- （2）指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた消防本部のうち必要な隊が出動する。
- （3）航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活動管理が必要な場合、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から、活動拠点ヘリベースに迅速に到着可能な隊が出動する。

（航空小隊の基本的な出動計画）

第11条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。

- （1）原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、別表Cに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動することとする。
- （2）原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表Dに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。

2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）統括指揮支援隊輸送航空小隊及び指揮支援隊輸送航空小隊は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の輸送を任務とする。
- （2）情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム（以下「ヘリサット」という。）又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。
- （3）救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用した救助・救急活動又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。
- （4）消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。

3 次に掲げる任務に対して、消防庁ヘリを優先的に使用するものとする。

- （1）ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信
- （2）第15条に規定する現地派遣職員の輸送

（航空小隊の出動に関する留意事項）

第12条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。

- 2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。
- 3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するものとする。
- 4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。
- 5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。
- 6 各地域ブロックに、原則として、残留する運航可能な航空隊を1隊以上確保するものとする。
- 7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指定するものとする。
- 8 航空隊は、前各項により難しい場合は、消防庁と調整するものとする。

(航空後方支援小隊の基本的な出動計画)

第13条 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動することとする。

## 第4章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第14条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。

なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。

- 2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第25条第6項若しくは第28条の3第8項の規定に基づく非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。）に近接した場所に設置するものとする。
- 3 調整本部は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。
- 4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第40条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画（以下「受援計画」という。）に定めておくものとする。
  - (1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員
  - (2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行
  - (3) 法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員

- (4) 法第 44 条の 2 第 5 項第 4 号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長
- 5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
  - (2) 被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
  - (3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。
  - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との連絡調整に関すること。
  - (5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
  - (6) 第 16 条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。
  - (7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
  - (8) その他必要な事項に関すること。
- 6 調整本部長は、法第 44 条の 2 第 8 項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。
- 7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。
- 8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。
- 9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

- 第 15 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。
- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
  - 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
  - 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
    - (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
    - (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
    - (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
    - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との連絡調整に関すること。
    - (5) 報道機関への対応に関すること。
    - (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(航空運用調整班の設置)

第 16 条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。

(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第 17 条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、都道府県大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(2) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(情報共有等)

第 18 条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式 7）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

## 第 5 章 部隊移動及び増隊要請

(部隊移動の基本)

第 19 条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合
- (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
- (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合

2 前項の部隊移動については、都道府県大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、被害状況、部隊の規模、車両、資機材の特殊性等を踏まえ、中隊又は小隊単位で部隊移動を行うことが効率的かつ効果的な場合は、この限りではない。



(長官による部隊移動の求め又は指示)

第20条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事(以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。)及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとする(別記様式6-1)。
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記様式6-2)。
- (3) 第1号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記様式6-2)。
- (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする(別記様式6-3)。
- (5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする(別記様式6-4)。
- (6) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道府県の知事及び当該都道府県知事を経由して、部隊移動先の市町村の長に対して、その旨を通知するものとする(別記様式6-5)。

(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)

第21条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して、都道府県大隊及び部隊の長に対して、部隊移動の指示を行うものとする(別記様式6-6)。
- (4) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動市町村の長及び移動先の市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別記様式6-7)。
- (5) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を通知するものとする(別記様式6-8)。

(6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6-9）。

(7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。

(8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

（受援都道府県の知事による増隊要請）

第22条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする（別記様式1-1）。

（受援市町村の長による増隊要請のための連絡）

第23条 受援市町村の長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、都道府県の知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする（別記様式1-2）。

## 第6章 応援等の引揚げの決定

（活動終了に関する市町村長の連絡）

第24条 受援市町村の長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

（都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定）

第25条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、受援市町村の長及び当該都道府県に出動した指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4-1）。

（指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡）

第26条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び航空指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地における活動を終了す

るとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

- (1) 活動概要（場所、時間、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、指揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げについて報告するものとする。

5 第1項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

- (1) 活動概要（場所、時間、隊員数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空指揮本部長の引揚げについて報告するものとする。

8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都道府県の知事に対してその旨を報告し、受援都道府県の知事の了承を得て引揚げるものとする。

（長官による応援都道府県の知事への引揚げ決定通知）

第27条 第25条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4-2）。

（帰署（所）報告）

第28条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）

後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(活動結果報告)

第 29 条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動した小隊等の最終帰署(所)後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消防援助隊活動報告書(別記様式 5)を作成し、消防庁及び応援都道府県に対して、報告するものとする。

## 第 7 章 大規模地震発生時における迅速出動基準

(迅速出動の適用条件)

第 30 条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度 6 弱(政令市等は 5 強)以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、次に掲げる場合は適用しない。

- (1) 基本計画第 4 章 4 に基づき定められたアクションプランを適用する場合
- (2) 発生した地震の震央が海域の場合

(迅速出動に係る措置要求等の内容)

第 31 条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表 A-1 及び別表 A-2 のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第 34 条に規定する出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することができない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

- 2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、都道府県大隊及び統合機動部隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。
- 3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表 A-1 及び別表 A-2 に基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式(別記様式 3-1 又は 3-4)を送付するものとする。
- 4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

(迅速出動に係る応援等決定通知)

第 32 条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする(別記様式 3-2)。

(迅速出動の中止)

第 33 条 長官は、災害の状況等により、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、速やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動先)

第 34 条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次に掲げるとおりとする。

(1) 指揮支援部隊

ア 統括指揮支援隊

震央管轄都道府県の都道府県庁舎

イ 指揮支援隊

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。）

(2) 統合機動部隊及び都道府県大隊

震央管轄消防本部の庁舎

(3) 航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等

(迅速出動適用時の出動先の変更等)

第 35 条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生した場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。

2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都道府県に対して連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告)

第 36 条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式 2-2）。

2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする（別記様式 2-2）。

## 第 8 章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第 37 条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第 38 条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。



- 2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

## 第9章 応援等実施計画及び受援計画

### (応援等実施計画)

第39条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。

- 2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関する事。
  - (2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関する事。
  - (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関する事。
  - (4) NBC災害即応部隊の編成及び出動体制に関する事。
  - (5) 土砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関する事。
  - (6) 航空部隊の編成及び出動体制に関する事。
  - (7) 情報連絡体制に関する事。
  - (8) その他必要な事項に関する事。
- 3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

### (受援計画)

第40条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関する事。
  - (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関する事。
  - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関する事。
  - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関する事。
  - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関する事。
  - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関する事。
  - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関する事。
  - (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関する事。
  - (9) その他必要な事項に関する事。

- 3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、当該都道府県内の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(都道府県知事の事務の委任等)

第 41 条 地方自治法第 153 条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

## 第 10 章 応援に要した経費の負担

(長官の求めにより出動した場合における応援経費の負担)

第 42 条 法第 44 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、長官の出動の求めを受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 受援市町村において負担する経費 法第 49 条第 1 項に規定する経費及び援助隊政令第 5 条各号に掲げる経費
- (2) 応援都道府県又は応援市町村(以下「応援都道府県等」という。)において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費

2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

(長官の指示により出動した場合における応援経費の負担)

第 43 条 法第 44 条第 5 項の規定に基づき、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 消防庁において負担する経費 法第 49 条第 1 項に規定する経費及び援助隊政令第 5 条各号に掲げる経費
- (2) 応援都道府県等において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費

2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

## 第 11 章 その他

(都道府県の訓練)

第 44 条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(都道府県の即応体制等の強化)

第 45 条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

第 46 条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 30 日消防広第 80 号)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 28 日消防広第 93 号)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 8 日消防広第 35 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 7 月 17 日消防広第 190 号)

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 22 日消防広第 89 号)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。



(第5条及び第31条関係)

別表A-1 (震度6弱(政令市等)については震度5強)以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動)

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備(第5条関係)及び迅速出動(第31条関係)の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区 分	指揮支援部隊			都道府県大隊及び統合機動部隊				航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊	出動準備 都道府県大隊		第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
						統合機動部隊	都道府県大隊		
I 最大震度7の地震の震央管轄 都道府県※1に対する措置	別表Bにより対応する 指定順位第1位の隊	別表Bにより対応する 全隊	基本計画別表第2により対応する 都道府県	基本計画別表第3により対応する 都道府県	都道府県大隊	都道府県大隊	別表Cにより対応する 全隊	別表Dにより対応する 全隊	
	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	
II 最大震度7の地震の震央管轄 都道府県※1に対する措置	別表Bにより対応する 指定順位第1位の隊	別表Bにより対応する 全隊	基本計画別表第2により対応する 都道府県	基本計画別表第3により対応する 都道府県	都道府県大隊	都道府県大隊	別表Cにより対応する 全隊	別表Dにより対応する 全隊	
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	
III-ア 最大震度6強(東京都特別区 又は5強、政令市は5強又は6 弱)の地震の震央管轄都 道府県※1に対する措置	別表Bにより対応する 指定順位第1位の隊	別表Bにより対応する 全隊	基本計画別表第2により対応する 都道府県	基本計画別表第3により対応する 都道府県	都道府県大隊	都道府県大隊	別表Cにより対応する 全隊	別表Dにより対応する 全隊	
	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	
III-イ 最大震度6弱(東京都特別区 又は5強、政令市は5強又は6 弱)の地震の震央管轄都府 県※1に対する措置	別表Bにより対応する 指定順位第1位の隊	別表Bにより対応する 全隊	基本計画別表第2により対応する 都道府県	基本計画別表第3により対応する 都道府県	都道府県大隊	都道府県大隊	別表Cにより対応する 全隊	別表Dにより対応する 全隊	
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	
IV 噴火警報(居住 区域)が発せさ れた都道府県に 対する措置	別表Bにより対応する 指定順位第1位の隊	別表Bにより対応する 全隊	基本計画別表第2により対応する 都道府県	基本計画別表第3により対応する 都道府県	都道府県大隊	都道府県大隊	別表Cにより対応する 全隊	別表Dにより対応する 全隊	
	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

(第5条及び第31条関係)

**別表 A-2 (複数の都道府県において震度6弱(政令市等については震度5強)以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動)**

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備(第5条関係)及び迅速出動(第31条関係)の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区分	指揮支援部隊			都道府県大隊及び統合機動部隊			航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	統合機動部隊	第1次出動都道府県大隊	出動準備都道府県大隊	統合機動部隊	第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊
	別表Bにより対応する指定順位第1位の隊	別表Bにより対応する全隊	基本計画別表第2により対応する都道府県	都道府県大隊	都道府県大隊	基本計画別表第3により対応する都道府県	別表Cにより対応する全隊	別表Dにより対応する全隊
I 最大震度7の地震の震央管轄都道府県※1に対する措置	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)
II 最大震度6強(東京都特別区は6弱)の地震の震央管轄都道府県※1に対する措置	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)
III-A 最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)の地震の震央管轄都道府県※1に対する措置	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
	震央が陸域	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2
III-I 大津波警報が発せられた都道府県に対する措置	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
	震央が陸域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

別表B (統括指揮支援隊及び指揮支援隊)

(第10条関係)

災害発生 都道府県	統括指揮支援隊の属する消防本部		指揮支援隊の属する消防本部				
	統括指揮支援隊 指定順位第1位	統括指揮支援隊 指定順位第2位					
北海道	札幌市消防局	仙台市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
青森県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
岩手県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
宮城県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
秋田県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
山形県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
福島県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
茨城県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
栃木県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
群馬県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
埼玉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
千葉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
東京都	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
神奈川県	横浜市消防局	東京消防庁	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
新潟県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
富山県	名古屋市消防局	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
石川県	名古屋市消防局	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
福井県	京都市消防局	名古屋市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
山梨県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡市消防局
長野県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	新潟市消防局	静岡市消防局
岐阜県	名古屋市消防局	京都市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局
静岡県	横浜市消防局	名古屋市消防局	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局
愛知県	名古屋市消防局	京都市消防局	静岡市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
三重県	名古屋市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
滋賀県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
京都府	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
大阪府	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
兵庫県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
奈良県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
和歌山県	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
鳥取県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
島根県	広島市消防局	大阪市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	北九州市消防局
岡山県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
広島県	広島市消防局	福岡市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
山口県	広島市消防局	福岡市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
徳島県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
香川県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
愛媛県	広島市消防局	福岡市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
高知県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
福岡県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
佐賀県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
長崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
熊本県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
大分県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
宮崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
鹿児島県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
沖縄県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局

※統括指揮支援隊指定順位第1位及び第2位の消防本部について、統括指揮支援隊として出動しない場合は、指揮支援隊として出動する。

別表C(第一次出動航空小隊)

(第11条関係)

災害発生都道府県	第一次出動航空小隊										
	統括指揮支援隊 輸送航空小隊	情報収集航空小隊		救助・救急・輸送航空小隊等							
北海道		青森県	宮城県	岩手県	仙台市	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	新潟県
青森県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
岩手県	仙台市	青森県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
宮城県		岩手県	山形県	青森県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	新潟県
秋田県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	青森県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
山形県	仙台市	岩手県	宮城県	青森県	秋田県	福島県	栃木県	茨城県	埼玉県	新潟県	
福島県	仙台市	宮城県	栃木県	岩手県	山形県	茨城県	埼玉県	東京	川崎市	新潟県	
茨城県	東京	栃木県	埼玉県	宮城県	福島県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	
栃木県	東京	茨城県	埼玉県	宮城県	福島県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	
群馬県	東京	栃木県	埼玉県	茨城県	千葉県	横浜市	川崎市	新潟県	山梨県	長野県	
埼玉県	東京	茨城県	栃木県	福島県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	長野県	静岡県	
千葉県	東京	茨城県	埼玉県	栃木県	横浜市	川崎市	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	
東京都		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	千葉県	横浜市	川崎市	長野県	静岡県	静岡県
神奈川県		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	千葉県	東京	長野県	静岡県	静岡県	名古屋市
新潟県	仙台市	埼玉県	富山県	宮城県	山形県	福島県	栃木県	東京	横浜市	長野県	
富山県	名古屋市	埼玉県	新潟県	東京	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	京都市	
石川県	名古屋市	埼玉県	富山県	福井県	長野県	岐阜県	浜松市	愛知県	滋賀県	京都市	
福井県	京都市	富山県	滋賀県	石川県	岐阜県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	
山梨県	東京	埼玉県	静岡県	栃木県	横浜市	川崎市	長野県	岐阜県	静岡県	浜松市	
長野県	東京	埼玉県	山梨県	横浜市	新潟県	富山県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋市	
岐阜県	名古屋市	愛知県	京都市	富山県	石川県	福井県	長野県	浜松市	三重県	滋賀県	
静岡県	横浜市	埼玉県	山梨県	千葉県	東京	川崎市	長野県	岐阜県	愛知県	名古屋市	
愛知県		滋賀県	京都市	富山県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	三重県
三重県	名古屋市	愛知県	京都市	滋賀県	福井県	岐阜県	大阪市	神戸市	奈良県	和歌山県	
滋賀県	京都市	愛知県	兵庫県	福井県	岐阜県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	
京都府		滋賀県	兵庫県	福井県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	鳥取県
大阪府		京都市	兵庫県	愛知県	名古屋市	三重県	滋賀県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県
兵庫県	大阪市	京都市	岡山市	三重県	滋賀県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県	
奈良県	京都市	滋賀県	和歌山県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	徳島県	
和歌山県	大阪市	徳島県	高知県	三重県	滋賀県	京都市	兵庫県	神戸市	奈良県	岡山市	
鳥取県	大阪市	京都市	島根県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	広島市	香川県	
島根県	広島市	京都市	鳥取県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	山口県	愛媛県	
岡山県	広島市	京都市	広島県	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	徳島県	香川県	愛媛県	
広島県		岡山県	高知県	鳥取県	島根県	岡山市	山口県	香川県	愛媛県	福岡市	北九州市
山口県	広島市	愛媛県	高知県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	福岡市	北九州市	大分県	
徳島県	大阪市	愛媛県	高知県	兵庫県	神戸市	和歌山県	岡山県	岡山市	広島市	香川県	
香川県	広島市	徳島県	高知県	大阪市	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島市	愛媛県	
愛媛県	広島市	広島県	高知県	岡山県	岡山市	山口県	徳島県	香川県	北九州市	大分県	
高知県	広島市	徳島県	愛媛県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島市	山口県	香川県	
福岡県		高知県	大分県	岡山市	広島市	山口県	愛媛県	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県
佐賀県	福岡市	高知県	長崎県	広島市	山口県	愛媛県	北九州市	熊本県	大分県	宮崎県	
長崎県	福岡市	高知県	大分県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	
熊本県	福岡市	高知県	大分県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	長崎県	宮崎県	鹿児島県	
大分県	福岡市	愛媛県	高知県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県	
宮崎県	福岡市	高知県	鹿児島県	広島市	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	
鹿児島県	福岡市	高知県	宮崎県	広島市	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	
沖縄県	福岡市	高知県	鹿児島県	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	

※ 東京：東京消防庁を示す。

※ 消防庁へリを使用している航空隊：宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

計  
画  
等

別表D(出動準備航空小隊)

(第11条関係)

災害発生都道府県	出動準備航空小隊												
	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市	
北海道	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市	
青森県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	
岩手県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	
宮城県	北海道	札幌市	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市	
秋田県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	
山形県	北海道	札幌市	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	
福島県	札幌市	青森県	秋田県	千葉県	横浜市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市	
茨城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市	
栃木県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市	
群馬県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	富山県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市	
埼玉県	宮城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	岐阜県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市	
千葉県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	岐阜県	浜松市	愛知県	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市	
東京都	宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	富山県	岐阜県	浜松市	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	
神奈川県	宮城県	仙台市	福島県	新潟県	富山県	福井県	岐阜県	浜松市	愛知県	三重県	滋賀県	大阪市	
新潟県	札幌市	秋田県	茨城県	千葉県	川崎市	石川県	福井県	山梨県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	
富山県	千葉県	横浜市	川崎市	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	三重県	滋賀県	大阪市	兵庫県	神戸市	
石川県	東京都	新潟県	山梨県	静岡県	静岡市	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	鳥取県	
福井県	埼玉県	東京都	新潟県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市	兵庫県	奈良県	鳥取県	岡山市	
山梨県	福島県	茨城県	千葉県	新潟県	富山県	石川県	福井県	愛知県	名古屋市	三重県	京都市	大阪市	
長野県	茨城県	栃木県	千葉県	川崎市	石川県	福井県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市	
岐阜県	埼玉県	東京都	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	静岡市	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	
静岡県	茨城県	栃木県	新潟県	富山県	石川県	福井県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市	神戸市	奈良県	
愛知県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	石川県	福井県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	
三重県	埼玉県	東京都	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市	兵庫県	岡山市	徳島県	
滋賀県	埼玉県	東京都	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市	和歌山県	鳥取県	徳島県	
京都府	東京都	石川県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	和歌山県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	高知県	
大阪府	東京都	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山市	香川県	高知県	
兵庫県	東京都	石川県	福井県	岐阜県	浜松市	愛知県	名古屋市	鳥取県	岡山県	岡山市	香川県	高知県	
奈良県	東京都	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山市	香川県	高知県	
和歌山県	東京都	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	鳥取県	岡山県	香川県	
鳥取県	東京都	福井県	名古屋市	滋賀県	奈良県	山口県	徳島県	愛媛県	高知県	福岡市	北九州市	佐賀県	
島根県	東京都	三重県	大阪市	奈良県	徳島県	香川県	高知県	福岡市	北九州市	佐賀県	熊本県	大分県	
岡山県	東京都	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市	奈良県	和歌山県	山口県	高知県	福岡市	北九州市	熊本県	
広島県	東京都	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県	長崎県	熊本県	大分県	
山口県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	徳島県	香川県	長崎県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	
徳島県	東京都	名古屋市	三重県	滋賀県	京都市	奈良県	鳥取県	島根県	広島県	福岡市	北九州市	佐賀県	
香川県	東京都	名古屋市	三重県	滋賀県	京都市	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	北九州市	佐賀県	
愛媛県	東京都	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	熊本県	宮崎県	
高知県	東京都	滋賀県	京都市	大阪市	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	北九州市	大分県	熊本県	宮崎県	
福岡県	東京都	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	徳島県	香川県	鹿児島県	
佐賀県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	香川県	鹿児島県	
長崎県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	愛媛県	
熊本県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	愛媛県	
大分県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	鹿児島県	
宮崎県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県	
鹿児島県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県	
沖縄県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県		

※ 東京：東京消防庁を示す。

※ 消防庁へリを使用している航空隊：宮城県、東京都、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。



※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-1 (第3条、第22条関係)

## 緊急消防援助隊の応援等要請

※いずれかに● 送信時間

応援等の要請	増隊要請 (第報)
〇〇年 月 日 時 分	

消防庁長官 殿

(被災地の属する都道府県の知事)

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、〇〇年 月 日 時 分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	〇〇年 月 日 時 分頃
災害発生場所	都道府県 市区町村
応援等要請日時	〇〇年 月 日 時 分
災害の状況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

### ・必要な都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

### ・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名		連絡事項
統括指揮支援隊		
指揮支援部隊		
航空指揮支援隊		
航空小隊		
航空後方支援小隊		
エネルギー・産業基礎災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

### <連絡責任者>

担当課室	氏名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-2 (第4条、第23条関係)

## 応援等要請のための連絡事項

※いずれかに● 送信時間

応援等の要請	増隊要請 (第報)
〇〇年 月 日 時 分	

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(被災地の市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	〇〇年 月 日 時 分頃
災害発生場所	都道府県 市区町村
応援等要請日時	〇〇年 月 日 時 分
災害の状況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

### ・必要な都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

### ・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名		連絡事項
統括指揮支援隊		
指揮支援部隊		
航空指揮支援隊		
航空小隊		
航空後方支援小隊		
エネルギー・産業基礎災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

### <連絡責任者>

担当課室	氏名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

別記様式2-1

(第5条関係)

出動可能隊数報告及び出動準備依頼

都道府県消防防災主管部長 殿  
 消防 〇〇年〇月〇日 時 分  
 送付先: \_\_\_\_\_ 殿  
 消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて**30分以内**に報告願います。  
 また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災害発生日時	〇〇年〇月〇日 時 分
災害発生場所	都道府県 市区町村
災害名	
依頼日時 (出動可能隊数報告、出動準備)	〇〇年〇月〇日 時 分
災害の状況	原子力施設等 石油コンビナート等

都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対象 ※いずれかに○	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
構成に依る連絡事項	【隊の指定情報】	

部隊 ※出動準備を依頼する隊(●の付いた隊)

部隊名	連絡事項
統括指揮支援隊	
指揮支援部隊	
航空指揮支援隊※1	
航空小隊※1	
航空部隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

別記様式2-2

(第5条、第9条、第36条関係)

出動可能隊数・出動隊数の報告(都道府県大隊 統合機動部隊 用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊以外は、別記様式2-2(部隊用)で報告すること

可能隊数報告 〇〇年〇月〇日 時 分  
 出動隊数報告 〇〇年〇月〇日 時 分

都道府県消防防災主管部長 殿  
 消防庁広域応援室長 又は、代表消防機関消防長

(都道府県消防防災主管部長 又は、消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名	可能隊数報告時に記入	出動隊数報告時に記入	時 分	時 分
最も早く出動できる時間※1				
出動時間※1				

※1 都道府県大隊又は統合機動部隊が備える消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

※ ( )内には、統合機動部隊の出動可能隊又は出動隊数を内数で記載すること

隊の種類	可能隊数	人数	出動隊数	人数	特殊車両内訳
指揮隊	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	
消火小隊	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	
救助小隊	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	水陸両用ハギー: 台
救急小隊	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	
後方支援小隊	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	
通信支援小隊	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	
震災対応特殊車両小隊	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	重機: 台
その他の特殊装備小隊	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	中型水陸両用車: 台
特殊装備小隊	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	
合計	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	

【出動体制、その他特殊な装備品の情報】

高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ: 台

(参考)都道府県大隊-統合機動部隊 隊 人 隊 人

<連絡責任者>

担当課室	氏名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX





別記様式3-1

(第6条、第31条関係)

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

送達時間 ○○年 月 日 時 分

都道府県知事  
市町村長 } 殿  
送付先:

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	○○年 月 日 時 分
災害発生場所	都道府県 市区町村
災害名	
災害の状況	
原子力施設・石油コンビナートの名稱	原子力施設等
原子力施設・石油コンビナートの名稱	石油コンビナート等
出動区分	求め 指示 (求め・指示の権限:消防組織法第44条第 項)
アクションプラン又は運用計画	適用 ( ) 非適用
求め又は指示日時	○○年 月 日 時 分

・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対象 ※いづれかに●	出動可能な全隊	一部に指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
【隊の指定情報】		
応援先	市区町村	進出視点

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名	連絡事項、応援先等		
航空指揮支援隊			
指揮支援部隊			
航空指揮支援隊	成援先	進出視点	
航空小隊			
航空後方支援小隊			
エネルギー・産業基盤災害即応部隊			
NBC災害即応部隊			
土砂・風水害機動支援部隊	成援先	進出視点	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

別記様式3-2

(第7条、第32条関係)

緊急消防援助隊の応援等決定通知

送達時間 ○○年 月 日 時 分

受援都道府県の知事  
受援市町村の長 } 殿

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示しましたので、連絡します。

災害名	
出動区分	求め 指示 (求め・指示の権限:消防組織法第44条第 項)
迅速出動	適用 ( A - 区分 ) 非適用
アクションプラン又は運用計画	適用 ( ) 非適用
求め又は指示日時	○○年 月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添(別記様式3-1又は3-4)のとおり
連絡事項	

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。
- ② 航空指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場を調整したか。
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出視点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該視点へ職員派遣等について対応したか。
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該視点へ職員の派遣等について対応したか。

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

### 緊急消防援助隊の出動隊数通知

送信時間 ○○年 月 日 時 分

受援都道府県の消防防災主管部長  
被災地消防本部長 殿

消防庁広域応援室長

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、連絡します。

災 害 名	出 動 区 分	求 め	指 示		項
			求 め	指 示	
アクションプラン又は運用計画	迅速出動	適用 ( A - )	区分	非適用	
	迅速出動	適用 ( )	非適用		
求め又は指示日時	○○年 月 日 時 分				
出 動 し た 隊	別添(別記様式2-2)のとおり				
連 絡 事 項					

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

【受援体制チェックシート】

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。
- ② 敏捷指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター着陸場、当該着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を確認し、進出地点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該地点へ職員派遣等について対応したか。
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を確認し、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該地点へ職員の派遣等について対応したか。

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

### 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 ○○年 月 日 時 分

都道府県知事  
市町村長 殿

送付先:					

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したため、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

出動区分	求 め		指 示
	別表 A - 1	区分	
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時		
求め又は指示した隊	下表のとおり		
出 動 先	第34条に定めるとおり		

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括指揮支援部隊	指揮支援部隊	第1次出動都道府県大隊	出動準備都道府県大隊	第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊
※対象区分に●	(別表Dにより対応する順位第1位) 隊	(別表Dにより対応する順位第2位) 隊	(基本計画別表第21により対応する都道府県)	(基本計画別表第9により対応する都道府県)	(別表Dにより対応する全隊)	(別表Dにより対応する全隊)
I 最大震度7	迅速出動	迅速出動	迅速出動		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動【出動する隊】	
II 最大震度6強(東京都特別区は6弱)	迅速出動		迅速出動(統合機動部隊のみが対象)			
III-A 最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動【出動する隊】		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動【出動する隊】		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動【出動する隊】	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

別記様式3-4

(第31条関係)

### 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
 市町村長 }  
 送付先: \_\_\_\_\_

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したため、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県		求 め		指 示
出動区分	別表 A - 2 区分			
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時			
求め又は指示した隊	下表のとおり			
出 動 先	第34条に定めるとおり			

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊
	統括指揮支援部隊	指揮支援部隊	第1次出動都道府県大隊	出動準備都道府県大隊	第1次出動航空小隊
※対象区分に●	(別表Bにより) 対応する全順位(第1位) 隊)	(別表Bにより) 対応する全順位(第1位) 隊)	(基本計画別表第2により) 対応する都道府県)	(基本計画別表第3により) 対応する都道府県)	(別表Dにより) 対応する全順位(第1位) 隊)
I 最大震度7	迅速出動	迅速出動	迅速出動		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動
II 最大震度6強(東京都特別区は6弱)	迅速出動	迅速出動	迅速出動(統合機動部隊のみが対象)		【出動する隊】
III-A 最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動(統合機動部隊のみが対象) 【出動する隊】			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

別記様式4-1

(第25条関係)

### 緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

消防庁長官 } 殿  
 受援市町村の長 }  
 指揮支援部隊長 }

(受援都道府県の知事)

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引揚げ決定日時	〇〇 年 月 日 時 分
被災地引揚げ日時	〇〇 年 月 日 時 分
引揚げ決定した隊	
連絡事項	

<連絡責任者>

担当課室	氏 名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

### 緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 〇〇年 〇月 〇日 時 分

応援都道府県の知事  
応援市町村の長 殿

送付先: 

--	--	--	--	--

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり引揚げを決定しましたので通知します。

引揚げ決定日時	〇〇年 〇月 〇日 時 分
被災地引揚げ日時	〇〇年 〇月 〇日 時 分
引揚げ決定した隊	別添(別記様式4-1)のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

### 緊急消防援助隊活動報告書

報告日	
災害名	
都道府県	

#### 1 出動状況(航空部隊を除く)

部隊名	都道府県大隊 (下段は統合機動部隊)			月 日 時 分	月 日 時 分
	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分		
出動日時※1					
集結場所					
進出地点到着日時					
進出地点					
活動開始日時					
活動終了日時					
被災地引揚げ日時					
宿営場所					

※1 出動日時:都道府県大隊又は部隊の指揮隊長が属する消防本部を出動した日時

#### 2 航空部隊出動状況

航空隊名 (隊区分、機体愛称)	月 日 時 分			月 日 時 分		
	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
出動日時						
活動開始日時						
活動終了日時						
被災地引揚げ日時						
宿営場所						

別記様式5

(第29条関係)

3. 救助活動状況【陸上】

	救出日時		救出場所※2	救助人数	備考※3 (会場で救助した消防機関等)
	月 日	時 分			
1				人	
2				人	
3				人	
4				人	
5				人	
			計	人	

※2 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

※3 備考:県内応援隊、〇〇県大隊と会場で救出等記入

4. 救助活動状況【航空】

	救出日時		救出場所※4	救助人数	備考
	月 日	時 分			
1				人	
2				人	
3				人	
4				人	
5				人	
			計	人	

※4 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

5. 救急出動状況

	搬送件数	不搬送件数	計
陸上	件	件	件
航空	件	件	件

6. 救急搬送状況

	死亡	重傷	中等症	軽傷	その他(不明含む)	計
陸上	人	人	人	人	人	人
航空	人	人	人	人	人	人

7. 隊員の傷病状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照

8. 車両・資機材の損傷状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照
4			参照
5			参照

別記様式6-1

(第20条関係)

部隊移動に関する意見(照会)

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事 } 殿  
緊急消防援助隊行動市町村の長 }

消防庁長官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

所属する都道府県(市町村)	
隊種別	
部隊移動の対象	特記事項

現在の出動先	都道府県	市区町村
	都道府県	市区町村

部隊移動先	都道府県	市区町村
	都道府県	市区町村

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

**部隊移動に関する意見(回答)**

送信時間 ○○年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(緊急消防援助隊行動都道府県知事 又は 緊急消防援助隊行動市町村の長)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、次のとおり回答します。

- 了承します。
- その他

	部隊移動に関する意見
--	------------

部隊移動の 対象	所属する都道府県(市町村)	都道府県 市区町村
	隊種別	
	特記事項	

現在の出動先 都道府県

部隊移動先 都道府県

<連絡責任者>

担当課室	氏名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

**緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示**

送信時間 ○○年 月 日 時 分

応援都道府県の知事  
応援市町村の長  
送付先: 殿

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部隊移動区分	求め	指示	(求め・指示の指拠: 消防組織法第44条第項)
求め又は指示日時	○○年 月 日 時 分		

・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対象	全隊	一部の指定した隊 <small>(※下記に指定する隊)</small>
	【隊の指定情報】	
※いずれかに●		
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

	部隊名	連絡事項
指揮支援部隊	統合指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
	工ネルギー・産業基盤災害即応部隊	
	NBC災害即応部隊	
	土砂・風水害機動支援部隊	

現在の出動先 都道府県

部隊移動先 都道府県

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

別記様式6-4

(第20条関係)

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 〇〇年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事  
緊急消防援助隊行動市町村の長 } 殿

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しますので通知します。

部隊移動区分	求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	〇〇	年 月 日 時 分	
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連絡事項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式6-5

(第20条関係)

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 〇〇年 月 日 時 分

部隊移動先の都道府県の知事  
部隊移動先の市町村の長 } 殿

消防庁長官

〇〇都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しますので通知します。

部隊移動区分	求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	〇〇	年 月 日 時 分	
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連絡事項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036



## 緊急消防援助隊の部隊移動の指示

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県大隊長又は各部隊長  
(指揮支援本部長 経田)

(受援都道府県の知事)

次のとおり部隊移動を指示します。

部隊移動区分	<b>指示 (指示の根拠: 消防組織法第44条の3第1項)</b>
指示日時	〇〇 年 月 日 時 分

・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対象  ※いずれかに●	全 隊	一部に指定した隊※下記に指定する隊
	【隊の指定情報】	
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名	連絡事項
統括指揮支援隊	
指揮支援部隊	
航空指揮支援隊	
航空小隊	
航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	

現在の出動先	都道府県 市区町村
--------	--------------

部隊移動先	都道府県 市区町村
-------	--------------

<連絡責任者>

担当課室	氏 名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

## 緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動市町村の長  
部隊移動先の市町村の長 } 殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県〇〇市で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり××市へ部隊移動を指示しますので通知します。

部隊移動区分	<b>指示 (指示の根拠: 消防組織法第44条の3第1項)</b>			
指示日時	〇〇 年 月 日 時 分	〇〇 年 月 日 時 分	〇〇 年 月 日 時 分	〇〇 年 月 日 時 分
指示した隊	別添(別記様式6-6)のとおり			
連絡事項				

<連絡責任者>

担当課室	氏 名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX



別記様式6-8

(第21条関係)

## 緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	<b>指示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)</b>			
指示日時	〇〇	年	月	日 時 分
指示した隊	別添(別記様式6-6)のとおり			
連絡事項				

<連絡責任者>

担当課室	氏 名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

別記様式6-9

(第21条関係)

## 緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事  
応援市町村の長 殿

送付先: \_\_\_\_\_

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり受援都道府県知事により部隊移動の指示が行われましたので通知します。

部隊移動区分	<b>指示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)</b>			
指示日時	〇〇	年	月	日 時 分
指示した隊	別添(別記様式6-6)のとおり			
連絡事項				

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

(第18案関係)

〇〇年 〇月 〇日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinenetai0119@soumu.go.jp			

〇〇都道府県

災害対策本部

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス	氏名	TEL
本部長	所属	職・氏名
航空運用調整班	TEL	FAX

設置場所:

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス	氏名	TEL
本部長	所属	TEL
統括指揮支援隊長	氏名	TEL

〇〇市町村

災害対策本部

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス	氏名	TEL

設置場所:

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス	氏名	TEL

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属	TEL
統合機動部隊長	氏名	TEL
後方支援本部	所属	FAX
メールアドレス	メールアドレス	

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属	TEL
統合機動部隊長	氏名	TEL
後方支援本部	所属	FAX
メールアドレス	メールアドレス	

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

政府現地対策本部

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス	職・氏名	TEL
本部長	職・氏名	TEL

設置場所:

指揮支援本部

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス	所属	TEL
指揮支援本部長	氏名	TEL
(指揮支援隊長)		

設置場所:

航空

ヘリベース(HB)

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス	所属	TEL
HB指揮者	職・氏名	TEL
航空指揮支援本部長	所属	TEL
(航空指揮支援隊長)	氏名	
航空後方支援隊長	所属	TEL
	氏名	

設置場所:

フォワードベース(FB)

FB指揮者	所属	TEL
	職・氏名	TEL
	所属	TEL
	氏名	

設置場所:

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-1 (第3条、第4)

緊急消防援助隊の応援等要請

記入例 (例1第2報)

※いずれかに●

● 応援等の要請 (第1報)

○ 増隊要請 (第1報)

送信時間 令和 3年 4月 1日 13時 0分

消防庁長官 殿

岡山県知事

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日12時50分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	令和 3年 4月 1日 8時 0分頃
災害発生場所	岡山県 倉敷市 市区町村
応援等要請日時	令和 3年 4月 1日 12時 50分
災害の状況	前線による大雨に伴う被害 (大規模な土砂災害に加え、新たに市街地の広範囲の浸水が発生)
活動を要望する地域	主な浸水地域: x x 地区
要望する活動	浸水地域におけるへり、ゴムボート等による救出

必要な都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	● 出動可能な全隊	一部に指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項	浸水地域で対応可能な編成 ※増隊要請	
必要な隊、資機材	ゴムボート、水上オートバイ等	
	救助小隊	
	救助小隊	

● 必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名	連絡事項
統括指揮支援隊	● 指揮支援隊: 浸水地域の現地合同調整所において活動を予定 ※増隊要請
指揮支援部隊	● 指揮支援部隊
航空指揮支援隊	● 航空指揮支援隊
航空小隊	● 航空小隊: 救助ミッションをメインに予定 ※増隊要請
航空後方支援小隊	● 航空後方支援小隊: 岡山県消防防災航空センターでの活動を予定
エネルギー・産業基礎災害即応部隊	NBC災害即応部隊
土砂・風水害機動支援部隊	土砂・風水害機動支援部隊

<連絡責任者>

担当課室	氏名
NTT回線電話	※記入例のため省略
NTT回線FAX	※記入例のため省略
地域衛星電話	地域衛星FAX

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-1 (第3条、第4)

緊急消防援助隊の応援等要請

記入例 (例1第1報)

※いずれかに●

● 応援等の要請 (第1報)

○ 増隊要請 (第1報)

送信時間 令和 3年 4月 1日 9時 30分

消防庁長官 殿

岡山県知事

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日9時15分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	令和 3年 4月 1日 8時 0分頃
災害発生場所	岡山県 倉敷市 市区町村
応援等要請日時	令和 3年 4月 1日 9時 15分
災害の状況	前線による大雨に伴う被害 (大規模土砂崩れによる民家等の全壊多数)
活動を要望する地域	倉敷市○○町中心(※確認中)
要望する活動	土砂崩れ現場からの捜索・救助

必要な都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	● 出動可能な全隊	一部に指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項	救助小隊を中心とした編成 (救助小隊は、需要が少ない。)	
必要な隊、資機材	土砂災害に対応できる資機材	
	重機、バギー、ドローン	

● 必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名	連絡事項
統括指揮支援隊	● 指揮支援隊: 倉敷市消防局本部庁舎での活動を予定
指揮支援部隊	● 指揮支援部隊
航空指揮支援隊	● 航空指揮支援隊: 岡山県消防防災航空センター及びFBでの活動を予定
航空小隊	● 航空小隊: 情報収集をメインに想定
航空後方支援小隊	● 航空後方支援小隊
エネルギー・産業基礎災害即応部隊	NBC災害即応部隊
土砂・風水害機動支援部隊	土砂・風水害機動支援部隊

<連絡責任者>

担当課室	氏名
NTT回線電話	※記入例のため省略
NTT回線FAX	※記入例のため省略
地域衛星電話	地域衛星FAX

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-1

(第3条、第4条)

## 緊急消防援助隊の応援等要請

記入例  
(例2)

※いずれかに●  応援等の要請 (第 報)

送信時間 令和 3 年 4 月 1 日 9 時 30 分

消防庁長官 殿

愛知県知事

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日9時15分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	令和 3 年 4 月 1 日 9 時 0 分頃
災害発生場所	愛知県 豊田県 豊田市中区 町村
応援等要請日時	令和 3 年 4 月 1 日 9 時 15 分
災害の状況	爆破テロ災害により負傷者多数(数百名規模) ※剤の使用:不明
活動を要望する地域	× × 会館周辺
要望する活動	①NBC部隊による検知、救助・救出活動 ②救急小隊、航空小隊による搬送

### 必要な都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	<input checked="" type="checkbox"/> 出動可能な全隊	<input type="checkbox"/> 一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項	救急小隊を中心とした編成	
必要な隊、資機材	指揮隊 救急小隊 人員輸送車(軽傷者の搬送用)	

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名	連絡事項
統括指揮支援隊	指揮支援隊、現地本部(× × 会館隣接場所)での活動を予定
指揮支援部隊	● 航空指揮支援隊、SCU(これから調整)での活動を予定
航空指揮支援隊	●
航空小隊	● 航空小隊、SCUから近隣の災害拠点病院への重傷者の搬送を予定
航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	

<連絡責任者>

担当課室	氏名
NTT回線電話	※記入例のため省略
地域衛星電話	NTT回線FAX
	地域衛星FAX

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-2

(第4条関係、第23条)

## 応援等要請のための連絡事項

記入例

※いずれかに●  応援等の要請 (第 報)

送信時間 〇〇 年 〇 月 〇 日 〇 時 〇 分

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(被災地の市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	〇〇 年 〇 月 〇 日 〇 時 〇 分頃
災害発生場所	都道府県 市区町村
応援等要請日時	〇〇 年 〇 月 〇 日 〇 時 〇 分
災害の状況	別記様式1-1 記入例参照
活動を要望する地域	
要望する活動	

### 必要な都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	<input type="checkbox"/> 出動可能な全隊	<input type="checkbox"/> 一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名	連絡事項
統括指揮支援隊	
指揮支援部隊	
航空指揮支援隊	
航空小隊	
航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	

<連絡責任者>

担当課室	氏名
NTT回線電話	※記入例のため省略
地域衛星電話	NTT回線FAX
	地域衛星FAX

別記様式2-1

(第1)

記入例

出動可能隊数報告及び出動準備依頼

都道府県消防防災主管部長 殿
消防 兵庫県鳥取県香川県
送付先: 消防 兵庫県鳥取県香川県

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますが、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて30分以内

Table with 2 columns: 災害発生日時 (令和3年4月1日 8時0分頃) and 災害発生場所 (岡山県 倉敷市).

都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

Table with 2 columns: 対象 (出動可能な全隊) and 連絡事項 (救助小隊を中心とした編成).

部隊 ※出動準備を依頼する隊(●の付いた隊)

Table with 2 columns: 部隊名 (統合指揮支援隊) and 連絡事項 (兵庫県一兵庫県航空隊及び神戸市航空隊が対象).

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

問い合わせ先 消防庁災害対策本部 広域応援班
NTT回線電話 03-5253-7527
地域衛星電話 048-500-90-49013

別記様式2-1

(第2)

記入例

出動可能隊数報告及び出動準備依頼

都道府県消防防災主管部長 殿
消防 静岡県
送付先: 静岡県

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますが、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて30分以内

Table with 2 columns: 災害発生日時 (令和3年4月1日 9時0分頃) and 災害発生場所 (愛知県 豊田市).

都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

Table with 2 columns: 対象 (出動可能な全隊) and 連絡事項 (救助小隊を中心とした編成).

部隊 ※出動準備を依頼する隊(●の付いた隊)

Table with 2 columns: 部隊名 (統合指揮支援隊) and 連絡事項 (指揮支援隊: 静岡市消防局).

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

問い合わせ先 消防庁災害対策本部 広域応援班
NTT回線電話 03-5253-7527
地域衛星電話 048-500-90-49013

# 出動可能隊数・出動隊数の報告

都道府県大隊及び統合機動部隊以外は、別記様式2-2(部隊用)で報告すること

可能隊数報告 令和 3年 4月 1日 10時 0分  
出動隊数報告 令和 3年 4月 1日 10時 0分

消防庁広域応援室長 殿

〇〇県危機管理部長

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名 倉敷市〇〇町土砂災害

Table with columns: 最も早く出動できる時間, 出動時間, 時, 分

※1 都道府県大隊(又は統合機動部隊)が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

※( )内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること

Main table with columns: 隊の種類, 可能隊数, 人数, 出動隊数, 人数, 特殊車両内訳

【出動体制、その他特殊な装備品の情報】

統合機動部隊を除く救助小隊は、人員輸送車2台に乗り合わせて出動予定

高機能救命ポ-ト: 艇、救命ポ-ト(船外機有): 2艇、救命ポ-ト(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台

Summary table with columns: 合計, 36, 12, 137, 45, 92, 24

(参考)都道府県大隊-統合機動部隊 24人

<連絡責任者>

Contact information fields: 担当課室, NTT回線電話, 地域衛星電話, 氏名, NTT回線FAX, 地域衛星FAX

# 出動可能隊数・出動隊数の報告

都道府県大隊及び統合機動部隊以外は、別記様式2-2(部隊用)で報告すること

可能隊数報告 令和 3年 4月 1日 10時 0分  
出動隊数報告 令和 3年 4月 1日 11時 15分

消防庁広域応援室長 殿

〇〇県危機管理部長

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名 倉敷市〇〇町土砂災害

Table with columns: 最も早く出動できる時間, 出動時間, 時, 分

※1 都道府県大隊(又は統合機動部隊)が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

※( )内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること

Main table with columns: 隊の種類, 可能隊数, 人数, 出動隊数, 人数, 特殊車両内訳

【出動体制、その他特殊な装備品の情報】

統合機動部隊を除く救助小隊は、人員輸送車2台に乗り合わせて出動

高機能救命ポ-ト: 艇、救命ポ-ト(船外機有): 2艇、救命ポ-ト(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台

Summary table with columns: 合計, 36, 12, 137, 45, 92, 24

(参考)都道府県大隊-統合機動部隊 24人

<連絡責任者>

Contact information fields: 担当課室, NTT回線電話, 地域衛星電話, 氏名, NTT回線FAX, 地域衛星FAX



別記様式2-2

(第5条、第9条、)

記入例

(報告)

出動可能隊数・出動隊数の報告(部隊月)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊は、別記様式2-2(都道府県大隊-統合機動部隊用)で報告すること

可能隊数報告 令和 3年 4月 1日 10時 0分
出動隊数報告 令和 3年 4月 1日 10時 0分

消防庁広域応援室長 殿

静岡県危機管理監

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名 ○○市××会館爆破テロ

Table with columns: 隊の種類, 可能隊数, 人数, 最も早く出動できる時刻※2, 出動時間※2, 人数, 出動隊数, 備考(内訳). Includes rows for 指揮支援部隊, 航空指揮支援部隊, 航空後方支援小隊, 航空小隊, 指揮隊, 救助小隊, 特殊装備小隊, 後方支援小隊, 合計, and 支援部隊.

※1 航空小隊が出動可能な場合、航空指揮支援部隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること
※2 指揮支援部隊及び航空後方支援小隊の出動可能な時刻は、出動同時出動が可能か、どちらか一方が出動可能な時刻に記入すること

連絡責任者>

Table with columns: 担当課室, 氏名, 連絡先(NTT回線電話, 地域衛星電話), 記入例(NTT回線FAX, 地域衛星FAX).

別記様式2-2

(第5条、第9条、)

記入例

(報告)

出動可能隊数・出動隊数の報告(部隊月)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊は、別記様式2-2(都道府県大隊-統合機動部隊用)で報告すること

可能隊数報告 令和 3年 4月 1日 10時 0分
出動隊数報告 令和 3年 4月 1日 11時 0分

消防庁広域応援室長 殿

静岡県危機管理監

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名 ○○市××会館爆破テロ

Table with columns: 隊の種類, 可能隊数, 人数, 最も早く出動できる時刻※2, 出動時間※2, 人数, 出動隊数, 備考(内訳). Includes rows for 指揮支援部隊, 航空指揮支援部隊, 航空後方支援小隊, 航空小隊, 指揮隊, 救助小隊, 特殊装備小隊, 後方支援小隊, 合計, and 支援部隊.

※1 航空小隊が出動可能な場合、航空指揮支援部隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること
※2 指揮支援部隊及び航空後方支援小隊の出動可能な時刻は、出動同時出動が可能か、どちらか一方が出動可能な時刻に記入すること

連絡責任者>

Table with columns: 担当課室, 氏名, 連絡先(NTT回線電話, 地域衛星電話), 記入例(NTT回線FAX, 地域衛星FAX).

# 出動準備の解除連絡

送信時間 令和 3 年 4 月 1 日 16 時 0 分

都道府県消防防災主管部長 殿  
消防 長

送付先: 兵庫県 鳥取県 広島県 香川県

貴所属の緊急消防援助隊について、次とおり出動準備を解除しましたので通知します。  
消防庁広域応援室長

出動準備の解除日時	令和 3 年 4 月 1 日 16 時 0 分
【統括指揮支援隊】	広島市消防局
【指揮支援隊】	広島市消防局
【航空指揮支援隊】	
【都道府県大隊】	兵庫県、鳥取県、広島県、香川県
出動準備を解除する隊	
【航空小隊】	兵庫県航空隊、神戸市航空隊、鳥取県航空隊、広島県航空隊、広島市航空隊、香川県航空隊

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX
		03-5253-7552
		048-500-90-49036

# 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

送信時間 令和 3 年 4 月 1 日 9 時 25 分

都道府県知事 殿  
市町村長

送付先: 広島県

消防庁長官

次とおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	令和 3 年 4 月 1 日 8 時 0 分頃
災害発生場所	岡山県 倉敷市 倉敷市
災害名	倉敷市〇〇町土砂災害
災害の状況	前線による大雨に伴う被害 (大規模土砂崩れによる民家等の全壊多数)
原動力施設、石油コンビナートの有無	原子力施設等
出動区分	● 求め ● 指示 (求め・指示の規模: 消防組織法第4条第 1 項) ● 非適用
アクションプラン又は運用計画	
求め又は指示日時	令和 3 年 4 月 1 日 9 時 20 分

## 都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対象 ※いすれかに●	● 出動可能な全隊	一部に指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項	救助小隊を中心とした編成 (※救急小隊の需要: 少)	
【隊の指定情報】	土砂災害に対応する資機材等(重機、パギー、ドローン等)を準備のこと	
応援先	岡山県	進出拠点
		調整中

## 部隊 ※対象となる隊に●

部隊名	連絡事項、応援先等
統括指揮支援隊	● (進出先、活動拠点) 統括指揮支援隊: 県庁
指揮支援隊	● 指揮支援隊: 倉敷市消防局本部片舎
航空指揮支援隊	● 応援先: 岡山県 進出拠点: -
航空小隊	● 航空小隊: 広島県航空隊
航空後方支援小隊	● 航空後方支援小隊: 広島市航空隊 (統括指揮支援隊輸送)
工ネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	応援先: 岡山県 進出拠点: 岡山県消防防災航空センター

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX
		03-5253-7552
		048-500-90-49036



別記様式3-2

(第7条、第3条)

(記入例)

## 緊急消防援助隊の応援等決定通知

令和 3 年 4 月 1 日 9 時 40 分

令和 3 年 4 月 1 日 11 時 5 分

受援都道府県の知事  
受援市町村の長

受援都道府県の消防防災主管部長  
被災地消防本部の長

殿

消防庁長官

消防庁広域応援室長

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示しましたので、連絡します。

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、連絡します。

災害名	倉敷市〇〇町土砂災害	
出動区分	● 求め	指示 (求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第1項)
迅速出動	適用 (A - 区分)	● 非適用
アクションプラン又は運用計画	適用 ( )	● 非適用
求め又は指示日時	令和 3 年 4 月 1 日 9 時 20 分	
求め又は指示した隊	別添(別記様式3-1又は3-4)のとおり	
連絡事項	【対象】 指揮支援隊: 広島市消防局 統括指揮支援隊: 広島市消防局 都道府県大隊: 広島県 航空小隊: 広島県航空隊、広島市航空隊	

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

### 【受援体制チェックシート】

チェック欄

- 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。
- 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。
- 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。
- 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

別記様式3-3

## 緊急消防援助隊の出動隊数通知

令和 3 年 4 月 1 日 11 時 5 分

受援都道府県の消防防災主管部長  
被災地消防本部の長

殿

消防庁広域応援室長

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、連絡します。

災害名	〇〇市××会館爆破テロ	
出動区分	● 求め	指示 (求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第1項)
迅速出動	適用 (A - 区分)	● 非適用
アクションプラン又は運用計画	適用 ( )	● 非適用
求め又は指示日時	令和 3 年 4 月 1 日 10 時 15 分	
出動した隊	別添(別記様式2-2)のとおり	
連絡事項	【対象】 指揮支援隊: 浜松市消防局 航空指揮支援隊: 静岡県航空隊 航空小隊: 静岡県航空隊、浜松市航空隊 NBC災害即応部隊: 浜松市消防局	

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

### 【受援体制チェックシート】

チェック欄

- 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。
- 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。
- 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。
- 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

令和 3 年 4 月 1 日 9 時 0 分

都道府県知事 〃 殿
市町村長 〃 殿
送付先: 京都府 大阪府 兵庫県 岡山県 広島県 香川県

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したため、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

Table with 3 columns: 出動区分, 求め, 指示. Includes '別表 A-1 区分 II' and '当該地震が発生した日時'.

Main table with 4 columns: 区分, 指揮支援部隊, 都道府県大隊, 航空小隊. Includes categories I, II, III-A and detailed response instructions.

Contact information table with 3 columns: 問い合わせ先, NTT回線電話, 地域衛星電話.

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

令和 3 年 4 月 1 日 9 時 0 分

都道府県知事 〃 殿
市町村長 〃 殿
送付先: 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 福岡県

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したため、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

Table with 3 columns: 出動区分, 求め, 指示. Includes '別表 A-2 区分 I' and '当該地震が発生した日時'.

Main table with 4 columns: 区分, 指揮支援部隊, 都道府県大隊, 航空小隊. Includes categories I, II, III-A and detailed response instructions.

Contact information table with 3 columns: 問い合わせ先, NTT回線電話, 地域衛星電話.

別記様式4-1

( 記入例 )

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

令和 3 年 4 月 3 日 19 時 15 分  
 送信時間

消防庁長官  
 受援市町村の長  
 指揮支援部隊長

殿

岡山県知事

応援都道府県の知事  
 応援市町村の長  
 送付先: 広島県香川県

殿

令和 3 年 4 月 3 日 19 時 30 分  
 送信時間

別記様式4-2

( 記入例 )

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり引揚げを決定しましたので通知します。

引揚げ決定日時	令和 3 年 4 月 3 日 19 時 0 分
被災地引揚げ日時	令和 3 年 4 月 4 日 8 時 0 分
引揚げ決定した隊	【締結指揮支援隊】 広島市消防局 【指揮支援隊】 広島市消防局 【都道府県大隊】 広島県、香川県
連絡事項	

引揚げ決定日時	令和 3 年 4 月 3 日 19 時 0 分
被災地引揚げ日時	令和 3 年 4 月 4 日 8 時 0 分
引揚げ決定した隊	別添(別記様式4-1)のとおり
連絡事項	

<連絡責任者>

担当課室	氏名
NTT回線電話	※記入例のため省略
地域衛星電話	※記入例のため省略
	NTT回線FAX
	地域衛星FAX

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX
		03-5253-7552
		048-500-90-49036

緊急消防援助隊活動報告書

記入例

報告日	令和3年4月30日		
災害名	倉敷市〇〇町土砂災害		
都道府県	〇〇県		
1 出動状況(航)	<small>集合機動部隊の出動(先)後に 残りの都道府県大隊が出動したケース</small> <small>土砂・風水害機動支援部隊が出動した 後に都道府県大隊が出動したケース</small>		
部隊名	都道府県大隊 (下段は統合機動部隊)	統括指揮支援隊	都道府県大隊 (下段は土砂・風水害機動支援部隊)
出動日時※1	4月1日 12時00分 4月1日 10時30分	4月1日 10時30分	4月1日 14時00分 4月1日 10時30分
集結場所	〇〇A 〇〇消防本部		〇〇A
進出拠点	〇〇球場		〇〇球場
活動開始日時	4月1日 16時00分 4月1日 15時30分	4月1日 12時00分	4月1日 18時00分 4月1日 14時30分
活動終了日時	4月5日 15時00分 4月5日 18時00分	4月1日 18時00分	4月5日 15時00分 4月5日 18時00分
被災地引揚げ日時	〇〇球場(4/1~3) 〇〇消防署(4/4)	岡山県庁	〇〇球場(4/1~3) 〇〇消防署(4/4)

※1 出動日時:都道府県大隊又は部隊の指揮隊長が属する消防本都を出動した日時

2 航空部隊出動状況

航空隊名 (隊区分、機体番号)	〇〇市消防航空隊 (航空小隊、〇〇〇)	〇〇県消防航空隊 (航空指揮支援隊)	〇〇市消防航空隊 (航空小隊、x x x)
出動日時	4月1日 10時30分	4月1日 11時00分	4月3日 8時30分
活動開始日時	4月1日 13時00分	4月1日 15時00分	4月3日 11時00分
活動終了日時	4月3日 15時00分	4月5日 15時00分	4月5日 14時00分
被災地引揚げ日時	4月3日 16時00分	4月5日 15時00分	4月5日 14時30分
宿営場所	岡山県消防航空センター	岡山県消防航空センター	岡山県消防航空センター

3 救助活動状況【陸上】

	救出日時		救出場所※2	救助人数	備考※3 (合同で救助した消防機関等)
	月	日			
1	4月1日	16:00~19:00	倉敷市〇〇	25人	倉敷市消防局と合同
2	4月1日	15:15	倉敷市▲▲	3人	自衛隊、警察と合同
3	4月3日	17:00	倉敷市■	1人	消防団と合同
4				人	
5				人	
				計	29人

※2 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

※3 備考:県内応援隊、〇〇県大隊と合同で救出等記入

4 救助活動状況【航空】

	救出日時		救出場所※4	救助人数	備考
	月	日			
1	4月1日	16:00~19:00	倉敷市〇〇	7人	〇地区3名、▲地区4名
2	4月1日	15:15	倉敷市▲▲	1人	
3	4月3日	17:00	倉敷市■	1人	
4				人	
5				人	
				計	9人

※4 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

5 緊急出動状況

	搬送件数	不搬送件数	計
陸上	5件	1件	6件
航空	3件	件	3件

6 緊急搬送状況

	死亡	重傷	中等症	軽傷	その他(不明含む)	計
陸上	1人	1人	1人	1人	1人	5人
航空	人	人	人	人	3人	3人

7 隊員の傷病状況

	消防本都名	概要	日報
1	〇〇消防本部	側溝への転落による左足の骨折	4月2日 参照
2			参照

8 車両・資機材の損傷状況

	消防本都名	概要	日報
1	〇〇消防本部	〇〇消防本部〇〇救急1号車左後輪のパンク	4月3日 参照
2			参照
3			参照
4			参照
5			参照

別記様式6-1

(注) 記入例

部隊移動に関する意見(照会)

令和 3 年 4 月 2 日 12 時 0 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事 } 殿  
緊急消防援助隊行動市町村の長 }

消防庁長官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

部隊移動の 対象	所属する都道府県(市町村)	広島県、福岡市
	隊種別	航空小隊
	特記事項	広島県航空隊:メイプル 福岡市航空隊:ゆりかもめ

現在の出動先	岡山県	都道府県	倉敷市	市区町村
--------	-----	------	-----	------

部隊移動先	香川県	都道府県	坂出市	市区町村
-------	-----	------	-----	------

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式6-2

(注) 記入例

部隊移動に関する意見(回答)

令和 3 年 4 月 2 日 12 時 30 分

消防庁長官 殿

岡山県知事

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、次のとおり回答します。

- 了承します。
- その他

部隊移動に関する意見
本日(4/2)12時15分に終了したミッションをもって、部隊移動可能

部隊移動の 対象	所属する都道府県(市町村)	広島県、福岡市
	隊種別	航空小隊
	特記事項	広島県航空隊:メイプル 福岡市航空隊:ゆりかもめ

現在の出動先	岡山県	都道府県	倉敷市	市区町村
--------	-----	------	-----	------

部隊移動先	香川県	都道府県	坂出市	市区町村
-------	-----	------	-----	------

<連絡責任者>

担当課室	氏名
NTT回線電話	※記入例のため省略
地域衛星電話	NTT回線FAX
	地域衛星FAX
	※記入例のため省略

## 緊急消防援助隊の求め又は指示

令和 3 年 4 月 2 日 13 時 5 分

応援都道府県の知事  
応援市町村の長

送付先: 広島県 福岡県 } 殿

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。  
消防庁長官

部隊移動区分	● 求め	指示	(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 1 項)
求め又は指示日時	令和 3 年 4 月 2 日 13 時 0 分		

## -都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対象	全 隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
	【隊の指定情報】	
連絡事項		

## -部隊 ※対象となる隊に●

部隊名	連絡事項
統括指揮支援隊	
指揮支援部隊	
航空指揮支援隊	
航空小隊	● 広島県航空隊:メイプル 福岡市航空隊:ゆりかもめ
航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	

現在の出動先 岡山県 倉敷市 市区 町村

部隊移動先 香川県 坂出市 市区 町村

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊の部隊移動通知

令和 3 年 4 月 2 日 13 時 10 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事  
緊急消防援助隊行動市町村の長 } 殿

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	● 求め	指示	(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 1 項)
求め又は指示日時	令和 3 年 4 月 2 日 13 時 0 分		
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連絡事項	新たな事業が発生するなどして、応援等が必要になった場合は、躊躇せず消防庁へ連絡すること 【部隊移動の対象】 航空小隊2隊(広島県航空隊、福岡市航空隊)		

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

別記様式6-5

(第

記入例

## 緊急消防援助隊の部隊移動通知

令和 3 年 4 月 2 日 13 時 10 分

送信時間

部隊移動先の都道府県の知事

部隊移動先の市町村の長

消防庁長官

岡山県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め

又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	● 求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 1 項)
求め又は指示日時	令和 3 年 4 月 2 日 13 時 0 分		
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連絡事項	更なる部隊の応援が必要となった場合は、消防庁へ連絡すること 【部隊移動の対象】 航空小隊2隊(広島県航空隊、福岡市航空隊)		

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式6-5

(第

記入例

## 緊急消防援助隊の部隊移動の指示

令和 3 年 4 月 2 日 12 時 10 分

送信時間

都道府県大隊長又は各部隊長

(指揮支援本部長 経由)

岡山県知事

次のとおり部隊移動を指示します。

部隊移動区分	指示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指示日時	令和 3 年 4 月 2 日 12 時 0 分

### ・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対象	全 隊 【隊の指定情報】 救急小隊(兵庫県大隊3隊、鳥取県大隊3隊) ※いずれかに●
連絡事項	岡山市○○病院の病院避難対応に当たること

### ・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名	連絡事項
統括指揮支援隊	
指揮支援隊	
航空指揮支援隊	
航空小隊	
航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	

現在の出動先	岡山県	都道府県	倉敷市	市区町村
--------	-----	------	-----	------

部隊移動先	岡山県	都道府県	岡山市	市区町村
-------	-----	------	-----	------

<連絡責任者>

担当課室	氏名
NTT回線電話	※記入例のため省略
NTT回線FAX	※記入例のため省略
地域衛星電話	地域衛星FAX



## 緊急消防援助隊の部隊移動通知

送達時間 令和 3 年 4 月 2 日 12 時 15 分

倉敷市長 } 殿  
岡山市長 }

岡山県知事

本都道府県倉敷市で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり岡山市へ  
部隊移動を指示しますので通知します。

部隊移動区分	指示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指示日時	令和 3 年 4 月 2 日 12 時 0 分
指示した隊	別添(別記様式6-6)のとおり 新たな事案が発生するなどして、応援等が必要になった場合は、躊躇せず連絡すること 【部隊移動の対象】 救急小隊(兵庫県大隊3隊、鳥取県大隊3隊) 【部隊移動理由】 岡山市〇〇病院の病院避難対応に当たするため
連絡事項	

&lt;連絡責任者&gt;

担当課室	氏名
NTT回線電話	※記入例のため省略
地域衛星電話	NTT回線FAX
	地域衛星FAX

## 緊急消防援助隊の部隊移動通知

送達時間 令和 3 年 4 月 2 日 12 時 15 分

消防庁長官 殿

岡山県知事

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	指示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指示日時	令和 3 年 4 月 2 日 12 時 0 分
指示した隊	別添(別記様式6-6)のとおり 【部隊移動の対象】 救急小隊(兵庫県大隊3隊、鳥取県大隊3隊) 【部隊移動理由】 岡山市〇〇病院の病院避難対応に当たするため
連絡事項	

&lt;連絡責任者&gt;

担当課室	氏名
NTT回線電話	※記入例のため省略
地域衛星電話	NTT回線FAX
	地域衛星FAX



別記様式6-9

(注) 記入例

## 緊急消防援助隊の部隊移動通知

送達時間 令和 3 年 4 月 2 日 12 時 20 分

応援都道府県の知事 } 殿  
 応援市町村の長 }

送付先: 兵庫県鳥取県

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり受援都道府県知事により部隊移動の指示が行われましたので通知します。

部隊移動区分	<b>指示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)</b>			
指示日時	令和 3 年 4 月 2 日 12 時 0 分			
指示した隊	別添(別記様式6-6)のとおり			
連絡事項	倉敷市から岡山市への部隊移動 【部隊移動の対象】 兵庫県大隊、鳥取県大隊			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇年 月 日 時 分 現在

記入例

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス		kinenta0119@soumuu.go.jp		

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

〇〇都道府県

災害対策本部

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス		
本部長	氏名	TEL
航空運用調整班	所屬	職・氏名
	TEL	FAX

調整本部

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス		
本部長	氏名	TEL
統括指揮支	所屬	職・氏名
	TEL	FAX

記入例 省略

〇〇市町村

災害対策本部

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス		
本部長	氏名	TEL

指揮本部

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス		
本部長	氏名	TEL

緊急消防援助隊  
陸上

〇〇都道府県大隊

大隊長	所屬	TEL
	氏名	
統合機動部隊長	所屬	TEL
	氏名	
後方支援本部	所屬	FAX
	TEL	
	メールアドレス	

〇〇都道府県大隊

大隊長	所屬	TEL
	氏名	
統合機動部隊長	所屬	TEL
	氏名	
後方支援本部	所屬	FAX
	TEL	
	メールアドレス	

政府現地対策本部

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス		
本部長	職・氏名	TEL

指揮支援本部

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス		
指揮支援本部長 (指揮支援隊長)	所屬	TEL
	氏名	

航空

ヘリベース(HB)

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス		
HB指揮者	所屬	TEL
	職・氏名	
航空指揮支援本部長 (航空指揮支援隊長)	所屬	TEL
	氏名	
航空後方支援隊長	所屬	TEL
	氏名	

フォワードベース(FB)

FB指揮者	所屬	TEL
	職・氏名	
	所屬	TEL
	氏名	

## 緊急消防援助隊の運用に関する要綱

	平成 16 年	3 月 26 日	消防震第 19 号
改正	平成 17 年	3 月 30 日	消防震第 14 号
改正	平成 18 年	2 月 14 日	消防応第 15 号
改正	平成 18 年	6 月 22 日	消防応第 94 号
改正	平成 20 年	7 月 2 日	消防応第 109 号
改正	平成 20 年	8 月 27 日	消防応第 152 号
改正	平成 24 年	11 月 28 日	消防広第 95 号
改正	平成 26 年	3 月 26 日	消防広第 75 号
改正	平成 27 年	3 月 31 日	消防広第 74 号
改正	平成 28 年	3 月 30 日	消防広第 80 号
改正	平成 29 年	3 月 28 日	消防広第 93 号
改正	平成 31 年	3 月 8 日	消防広第 35 号
改正	令和 2 年	7 月 17 日	消防広第 190 号
改正	令和 3 年	3 月 22 日	消防広第 89 号

### 目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 編成及び装備等の基準
- 第 3 章 出動
- 第 4 章 指揮活動
- 第 5 章 防災関係機関との連携
- 第 6 章 指揮支援実施計画及び受援計画
- 第 7 章 その他

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この要綱は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年消防震第 9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほ

か、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (5) 応援等とは、法第 44 条第 1 項の消防の応援等をいう。
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (11) 航空隊とは、法第 30 条第 3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) C 災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) B 災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) N 災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

## 第 2 章 編成及び装備等の基準

（都道府県大隊の編成）

- 第 3 条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年消防広第 74 号。以下「要請要綱」という。）第 38 条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）

に定めておくものとする。

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 大隊」と呼称する。
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第〇) 中隊」、「(〇〇消防本部) 中隊」、「(消火) 中隊」等と呼称する。  
なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。
- (4) 小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「(〇〇) 小隊」と呼称する。
- (5) C災害、B災害及びN災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- (6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

(指揮支援部隊の編成)

第4条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第38条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものとする。
- (2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。
- (3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「〇〇消防本部統括指揮支援隊」、「〇〇消防本部指揮支援隊」、「〇〇消防本部（〇〇都道府県）航空指揮支援隊」と呼称する。

(統合機動部隊の編成)

第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 統合機動部隊は、原則として、統合機動部隊指揮隊、消火小隊3隊程度、救助小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊及び通信支援小隊をもって編成するものとする。
- (3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。
- (4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 統合機動部隊」と呼称する。
- (5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の編成)

第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊(大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの)、消火中隊(化学消防ポンプ自動車を備えたもの)を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県)エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(NBC災害即応部隊の編成)

第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。
- (3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(〇〇消防本部)NBC災害即応部隊」と呼称する。

(土砂・風水害機動支援部隊の編成)

第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊(津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊(重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
- (3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県)土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。

ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服（又は陽圧式化学防護服）

(イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を備えること。

ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(3) 密閉空間火災等対応小隊

ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。

ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 水難救助小隊

ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成されるものであること。

イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶を備えること。

ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。



(2) 遠距離大量送水小隊

ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。

イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分3,000リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

(3) 消防活動二輪小隊

ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。

イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

(4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

ア はしご車

イ 照明車

ウ 空気ボンベ充填車

エ 無人消火ロボット

オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

### 第3章 出動

(指揮本部の設置)

第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(航空指揮本部の設置)



第 12 条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。

2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
- (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(後方支援本部の設置)

第 13 条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りでない。

2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
- (2) 後方支援体制の確立に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。
- (5) 物資等の搬送計画に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。
- (7) 消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関すること。
- (8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関すること。
- (9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(都道府県大隊の出動)

第 14 条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

第 15 条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第 16 条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね 1 時間以内に迅速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関する事。
- (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関する事。
- (3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関する事。
- (4) 被災地消防本部との連絡調整に関する事。
- (5) 被災地における通信の確保に関する事。
- (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関する事。
- (7) 航空消防活動の支援に関する事。
- (8) 宿営場所の設営に関する事。
- (9) 被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関する事。

2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

第17条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に活動するものとする。

(NBC災害即応部隊の出動)

第18条 NBC災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に活動するものとする。

(土砂・風水害機動支援部隊の出動等)

第19条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独で活動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

(航空部隊の出動)

第20条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点ヘリベースに活動するものとする。

2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により活動するものとする。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第21条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動

部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により応援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該応援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第2号及び第3号について同じ。）。

(2) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(3) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(4) 出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

（進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務）

第22条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。

3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

（被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務）

第23条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第25条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に対して、速やかに

当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項

2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。

## 第4章 指揮活動

(指揮体制)

第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。

5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

7 N B C災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

9 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)

第25条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」

という。)を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。
  - (1) 第1順位 指揮支援隊長
  - (2) 第2順位 都道府県大隊長
  - (3) 第3順位 統合機動部隊長
  - (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長
- 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
  - (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
  - (2) 被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整に関すること。
  - (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
  - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。
  - (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
  - (6) 調整本部に対する報告に関すること。
  - (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
  - (8) その他必要な事項に関すること。
- 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。
- 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。
- 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を行うものとする。
- 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。
- 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

(緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置)

第26条 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。
- 3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
  - (1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
  - (2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
  - (3) 調整本部に対する報告に関すること。
  - (4) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。



(5) その他必要な事項に関すること。

- 4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。
- 5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。
- 6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。
- 7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

#### (消防庁職員の現地派遣)

第 27 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
  - (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
  - (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
  - (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
  - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との連絡調整に関すること。
  - (5) 報道機関への対応に関すること。
  - (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

#### (都道府県大隊本部の設置)

第 28 条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。

- 2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
  - (1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。
  - (2) 隊員の安全管理に関すること。
  - (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。
  - (4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。

- (5) 被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。
  - (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。
  - (7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。
  - (8) その他必要な事項に関すること。
- 3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。

(現地合同調整所の設置)

- 第 29 条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。
- 2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。
- 3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC 災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。
- 4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

(情報共有等)

- 第 30 条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式 1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。
- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

(活動報告等)

- 第 31 条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。
- 2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
- 3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊

の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。

- 4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。
- 5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。ただし、第16条第2項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。
- 6 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報（別記様式2）を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。
- 8 航空指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 9 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、第6項及び第8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

（通信連絡体制等）

第32条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

- (1) 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）その他無線を使用する。
- (2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波1を使用する。
- (3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
- (4) 指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
- (5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
- (6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- (7) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊相互及び同一土砂・風



水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。

- (8) 指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。
- (9) 航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を使用する。
- (10) 都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用する。署活動用無線機の使用に係る事前手続や運用上遵守すべき事項については、消防庁が別で定める。
- (11) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。

2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。

- (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
- (2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
  - ア 応援要請を行う場合
  - イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
  - ウ 新たな災害が発生した場合
  - エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合

3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

## 第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第33条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第34条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC-FORCE（国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。）等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

第35条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）等と連携して活動するものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第36条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第37条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

## 第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

第38条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。

2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 関係機関との活動調整に関すること。
- (4) 現地合同調整所への参画に関すること。
- (5) 情報連絡体制に関すること。
- (6) 通信支援小隊との連携に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。

3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。

4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。

5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 情報連絡体制に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援

隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。

(消防本部の受援計画)

第 39 条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機を受入れに関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。

3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

## 第 7 章 その他

(消防本部等の訓練)

第 40 条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第 41 条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

第 42 条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日消防広第 80 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 22 条第 1 項第 2 号から第 7 号まで（第 4 号を除く。）及び同条第 2 項の規定は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日消防広第 93 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 8 日消防広第 35 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 17 日消防広第 190 号）

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 22 日消防広第 89 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（主運用波の割当て）

（第 32 条関係）

周波数名	割当都道府県
主運用波 1	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県
主運用波 2	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県
主運用波 3	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県
主運用波 4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県
主運用波 5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県
主運用波 6	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県
主運用波 7	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinintai0119@soumuu.go.jp			

〇〇都道府県

災害対策本部

設置場所:				
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
航空運用副班長	所属		職・氏名	
	TEL		FAX	

〇〇市町村

災害対策本部

設置場所:				
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属		FAX	
	TEL			
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属		FAX	
	TEL			
	メールアドレス			

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinintai0119@soumuu.go.jp			

調整本部

設置場所:				
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
統括指揮支援隊長	所属		TEL	
	氏名			

指揮本部

設置場所:				
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属		FAX	
	TEL			
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属		FAX	
	TEL			
	メールアドレス			

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

政府現地対策本部

設置場所:				
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

指揮支援本部

設置場所:				
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
指揮支援本部長	所属		TEL	
(指揮支援隊長)	氏名			

航空

ヘリベース(HB)

設置場所:				
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
航空指揮支援本部長	所属		TEL	
(航空指揮支援隊長)	氏名			
航空後方支援隊長	所属		TEL	
	氏名			

フォワードベース(FB)

設置場所:				
フォワードベース指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
	所属		TEL	
	氏名			

## 緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長等)

報告日時	〇〇 年 月 日 ( ) 時 分 現在					
災害名						
活動場所	都道府県				市区町村	
活動内容	種別	時間	活動場所	活動概要(連携活動機関を含む)		
隊員の負傷	有・無		車両・資機材の損傷	有・無		
上記負傷、損傷の内容						
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数	隊種別	隊数	隊員数
	指揮支援隊	隊	人	特殊災害小隊	隊	人
	指揮隊	隊	人	特殊装備小隊	隊	人
	消火小隊	隊	人	その他の小隊	隊	人
	救助小隊	隊	人	航空指揮支援隊	隊	人
	救急小隊	隊	人	航空後方支援小隊	隊	人
	通信支援小隊	隊	人	合計	隊	人
救助・搬送人員	災害種別	火災	救助	救急	合計	
	件数	件	件	件	人	
	救助・搬送人数	人	人	人	人	
	総計(指揮支援隊が入力)	件	件	件	人	
	人	人	人	人	人	
宿営場所	名称				所在地	
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~ 時 分				
	活動場所					
	活動規模	隊数	隊	隊員数	人	
	活動内容					
報告者	消防本部				氏名	
	TEL					

別記様式2(航空小隊)

緊急消防援助隊活動報告(日報)

(第31条関係)

消防庁長官 殿

(航空小隊長)

災害名	所属	氏名	所属都道府県	年	月	日	( )	時	分	在	ヘリベース	ハイロフト		整備士	時間	分		
												名	名				名	名
報告者等	TEL	活動人員										隊員	計	名				
		活動種別件数				搬送人員数		その他							隊員	隊員以外		
日付	出動番号	機体名称	離陸時間	離陸場所	出動場所(空域)	着陸時間	着陸場所	出動搭乗人員数	火災	救助	救助	情報収集	輸送等	救助			救助	隊員
															救助	救助		
合計																		
備考																		

## 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

	昭和61年	5月30日	消防救第61号
改正	平成4年	3月23日	消防救第39号
改正	平成5年	3月26日	消防救第36号
改正	平成5年	5月14日	消防救第66号
改正	平成6年	4月1日	消防救第45号
改正	平成7年	6月12日	消防救第83号
改正	平成8年	6月28日	消防救第127号
改正	平成8年	11月7日	消防救第244号
改正	平成9年	3月19日	消防救第67号
改正	平成10年	3月31日	消防救第47号
改正	平成11年	3月26日	消防救第68号
改正	平成12年	7月26日	消防救第202号
改正	平成12年	12月25日	消防救第316号
改正	平成21年	3月23日	消防応第97号
改正	令和2年	7月17日	消防広第190号

### 1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地の市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

### 2 用語の定義

#### (1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地の市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

#### (2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

#### (3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

#### (4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

### 3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防



機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
- (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの
- (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

#### 4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場  
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場  
消火活動のための出場
- (3) 救助出場  
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）
- (4) 救急出場  
救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場  
救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

#### 5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、へりに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びへりに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

#### 6 市町村がへりを保有する場合の広域消防応援の要請手続

- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
  - ① 応援側市町村
  - ② 要請者・要請日時
  - ③ 災害の発生日時・場所・概要
  - ④ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。
- (4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があつた場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
- (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道

府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩ 要請側消防本部の連絡先
- ⑪ その他必要な事項

#### 7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

#### 8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項（第4号を除く。）を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

#### 9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続による要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請をした場合）及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続をしなければならない。

#### 10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市

町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。

- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

#### 11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。  
要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

#### 12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認められたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

#### 13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出を行うものとする。

#### 14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出等を行うものとする。

#### 15 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村(都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。)の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出しておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具(以下「救助器具」という。)の品名、大きさ、重量、数量

(2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担

広域航空消防応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 消防組織法第49条第1項に規定する経費及び緊急消防援助隊に関する政令(平成15年政令第379号)第5条各号に掲げる経費は、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 広域航空消防応援により生じた公務災害補償に要する経費は、応援側市町村等が負担するものとする。
- (3) 前2号に掲げる経費以外の経費は、原則として要請側市町村及び応援側市町村等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

## 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目

	昭和61年	5月30日	消防救第61号
改正	平成4年	3月23日	消防救第39号
改正	平成5年	3月26日	消防救第36号
改正	平成5年	5月14日	消防救第66号
改正	平成6年	4月1日	消防救第45号
改正	平成7年	6月12日	消防救第83号
改正	平成8年	6月28日	消防救第127号
改正	平成8年	11月7日	消防救第244号
改正	平成9年	3月19日	消防救第67号
改正	平成10年	3月31日	消防救第47号
改正	平成11年	3月26日	消防救第68号
改正	平成12年	7月26日	消防救第202号
改正	平成12年	12月25日	消防救第316号
改正	平成15年	3月31日	消防救第77号
改正	平成17年	12月20日	消防広第35号
改正	平成21年	3月23日	消防広第97号
改正	令和2年	7月17日	消防広第190号

### 1 目的

この細目は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）第19項の規定に基づき、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施の手続等の細部事項について定めるものとする。

### 2 用語の定義

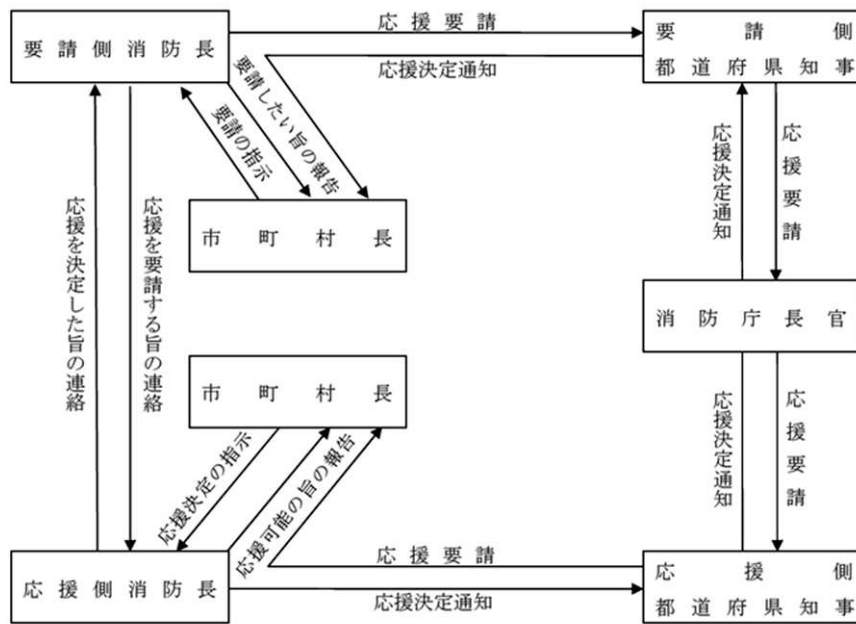
- (1) 要請側市町村  
要綱第2項第1号における要請側市町村をいう。
- (2) 要請側都道府県  
要綱第2項第2号における要請側都道府県をいう。
- (3) 応援側市町村  
要綱第2項第3号における応援側市町村をいう。
- (4) 応援側都道府県  
要綱第2項第4号における応援側都道府県をいう。

### 3 広域航空消防応援の要請手続

- (1) 要綱第6項及び第7項に定める要請及び決定通知手続きの順序は、次図のとおりとする。



図 広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート



- (2) 要綱第6項第1号から第4号までに定める要請又は連絡は、電話、無線、ファックス等によって様式1(①から⑦までに限る。)により行うとともに、後日正式文書を送付するものとする。
- (3) 要綱第6項第5号に定める要請を行った場合の通報事項は、電話、無線、ファックス等によって様式1(⑧から⑱までに限る。)により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。
- (4) 様式1の各項の一部が未確定の場合は、内容が判明次第、随時連絡するものとする。
- (5) 要綱第8項に定める要請及び決定通知の手続については、前4号を準用する。

4 通信連絡

要綱第12項第2号に定める通信連絡の使用電波は統制波とし、無線の運用統制については、要請側消防本部の統制に従うものとする。

5 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画に定める事項等

- (1) 要綱第13項の要請側市町村の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
  - ① 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場(以下「離発着場」という。)の位置図等
  - ② 燃料の補給体制
  - ③ 応援航空隊と要請側消防本部等との通信連絡方法
  - ④ 離発着場への職員の派遣
  - ⑤ 応援に伴い生ずることが予想される一般人及び建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置
  - ⑥ 空中消火薬剤、救急救助用資機材、隊員等の補給体制
  - ⑦ その他必要と認める事項

- (2) 要綱第13項第2号に定める必要事項は、前号の①、②及び③とし、様式2により届け出るものとする。

6 要請側都道府県の事前計画に定める事項等

- (1) 要綱第14項の要請側都道府県の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。

- ① 要綱第13項に基づく届出により把握した離発着場及び位置図等
  - ② 昼間、夜間における連絡体制
  - ③ 市町村が定める空中消火薬剤、救急救助用資機材、燃料等の補給体制の補完措置
  - ④ 広域航空消防応援に関する費用の補助
- (2) 要綱第14項第2号に定める必要事項は、前号の①とし、様式3により届け出るものとする。
- (3) 前号の届出は、毎年12月に見直しを行い、12月15日までに届け出るものとする。
- なお、その内容に変更があつた場合は、その都度届け出るものとする。

#### 7 事故時の連絡等

- (1) 要請側市町村の消防長は、応援航空隊に関する次の事故を覚知したときは、応援側市町村の消防長（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県の知事を含む。）に速やかに連絡するものとする。
- ① 人の死傷を伴う事故
  - ② 航空機の重大な損傷事故
  - ③ 救難対策を必要とする事故
- (2) 応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、ヘリの長期間運航不能等により応援不能が予測される時は、応援側都道府県の知事を通じて消防庁長官へ連絡しておくものとする。
- (3) ヘリを保有する都道府県の知事は、ヘリの長期間運航不能等により応援不能が予測される時は、消防庁長官へ連絡しておくものとする。

#### 8 応援側市町村及び応援側都道府県の届出

- (1) 要綱第15項第1号及び第2号に定める事項について届出を行う場合は、次の様式によるものとする。
- ① 保有ヘリの性能及び活動能力 様式4
  - ② 特別救助隊等の種別及び隊員数 様式5
  - ③ 救助器具 様式6
- (2) 前号の届出は、毎年12月に見直しを行い、12月15日までに届け出るものとする。
- なお、その内容に変更があつた場合は、その都度届け出るものとする。

#### 9 消防庁長官の情報提供

- (1) 要綱第16項第1号に定める情報提供は、様式3によるものとする。
- (2) 要綱第16項第2号に定める情報提供は、様式6及び様式7によるものとする。

#### 10 経費の支払方法

要綱第17項に定める応援に要した経費の支払方法については、次の各号による。

- (1) 応援側市町村の長（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県の知事を含む。）は、応援終了後14日以内に当該応援に要したに定める経費の総額を算定し、要請側市町村の長に通知するものとする。
- (2) 要請側市町村の長は、通知を受けてから7日以内に通知書の写を要請側都道府県の知事に送付するものとする。
- (3) 要請側市町村は、第1号の通知があつた日から90日以内に応援に要した経費を応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県を含む。）に支払うものとする。

様式1

広域航空消防応援（ヘリコプター）要請連絡表

要請側消防本部連絡者	要請側都道府県連絡者	消 防 庁	応援側都道府県連絡者	応援側消防本部連絡者

① 応援側 市 町 村 名	
② 要請者職・氏名	消防本部消防長  市 町 村 長
③ 要請日時	年 月 日 時 分
④ 災害発生日時	年 月 日 時 分 (要請時に災害発生日時が判明していない場合は覚知日時を記入)
⑤ 災害発生場所  災害の概要	
⑥ 応援の種別 活動拠点	①調査 ②火災 ③救助 ④救急 ⑤救援 ①定置場 ②離発着場
⑦ 応援の概要	
⑧ 応援の具体的内容 及び応援資機材	



⑨ 離着陸可能な場所	第1順位	
	第2順位	
⑩ 給油体制	給油の可否	可・否
	給油方法	
	体制作りの所要時分	
⑪ 現場最高指揮者 職. 氏名. 無線局名		
⑫ 離発着場における 資機材の準備状況		
⑬ 他機関の航空機及び へりの活動状況		
⑭ 他の消防本部に対する 応援へり要請状況		
⑮ 気象の状況	天候 ( ) 風向 ( ) 風力 ( m/s) 視界 ( m)	
⑯ へりの誘導方法		
⑰ 要請側消防本部 連絡先		
⑱ その他		

離 着 陸 場 調 査 表

離着陸場名				公 共 用 非公共の別		
所在地	地名・地番					
	座 標		北緯		東経	
	所有者又は管理者	住所			電話番号	
		氏名			職 業	
土地の 状 況	長 さ ・ 幅					
	勾 配	縦断勾配		横断勾配		
	表 面					
	散水の必要性					
恒 風 方 向						
付近障害物の状況						
離発着場との連絡方法						
給 油 体 制		給油の可否				
		給油用法				
応援航空部隊と要請側 消防本部との連絡方法						
その他参考事項						

離発着場位置図 ( 1 / )	離発着場位置図 ( 1 / )
1 / 50,000	1 / 10,000
離発着場見取図 (恒風方向を矢印のこと)	
1 / 3,000	

様式 3

離 発 着 場 一 覧

番号	離発着場名	地名・地番	座標	長さ×幅 (m)	燃料補給の可否	公共用、 非公共用の別
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			

様式 4

ヘリの性能・活動可能地域調査表

消防本部名又は都道府県名			
機 種			
機 名			
機体	製 造 会 社 名		
	型 式		
	全 長 ( m )		
	主回転翼直径 ( m )		
座席数	乗 務 員 ( 人 )		
	旅 客 ( 人 )		
重量	全 備 重 量 ( kg )		
	空 虚 重 量 ( kg )		
	有 効 搭 載 量 ( kg )		
エン ジン	製 造 会 社		
	型 式		
	基 数		
性能	最大速度 ( km / h )		
	巡航速度 ( km / h )		
	航 続 距 離 ( km )		
	航 続 時 間 ( h )		
	実用上昇速度 ( m )		
	耐風性能 ( m / s )		
燃料	使 用 燃 料		
	タンク容量 ( l )		
	増槽タンク容量 ( l )		
	消 費 量 ( l / h )		
装置	カーゴスリング ( kg )		
	ホ イ ス ト ( kg )		
	タ ン カ ( 人 分 )		
	照 明 装 置 の 性 能		
	他 の 主 な 装 置		

使用可能な無線波 (消防・航空すべて)		
全備重量から、予備飛行時間30分を差し引いて算出した航続距離(時間) 【航空隊基地を拠点】	km (時間 分)	km (時間 分)
上記航続距離によりカバー可能な都道府県名 【各都道府県管轄航空隊基地を拠点】		

(注) 1 全長——主及び尾部回転翼展開時の最先端から最後端までの長さ

2 旅客等——最大座席数から2名を差し引いた数

3 巡航速度——全備重量での標準大気中の高速巡航速度

4 航続距離——巡航速度による航続距離(標準燃料タンク使用、残燃料なし)

5 航続時間—— “ 航続時間 ( “ “ )

様式5

特別救助隊等一覧

項 目	隊 員 数	消 防 本 部 名
特 別 救 助 隊	名	
水 難 救 助 隊	名	
山 岳 救 助 隊	名	

(注) ヘリを保有する都道府県が当該ヘリを用いて消防業務を行う航空隊を構成する消防本部以外の消防本部から特別救助隊等を選定する場合は、ヘリによる迅速な応援出動を考慮し、ヘリ定置場の近隣消防本部から選定するよう留意すること。

様式6

救 助 器 具 等 一 覧

< 救 助 用 器 具 >

名 称	サ イ ズ		数 量
	縦×横×奥行 (mm)	重量 (kg)	

< 水 難 救 助 用 器 具 >

名 称	サ イ ズ		数 量
	縦×横×奥行 (mm)	重量 (kg)	

< 山 岳 救 助 用 器 具 >

名 称	サ イ ズ		数 量
	縦×横×奥行 (mm)	重量 (kg)	

(注) サイズについては救助器具が収納されている状態で計測したものを記載すること。



様式7

へりに搭乗可能な特別救助隊員等隊員数一覧

へりを保有する都道府県名及びへり保有市町村の消防本部名	特別救助隊の隊員数	水難救助隊の隊員数	山岳救助隊の隊員数
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名

## 資料05-15 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、新潟県(以下「甲」という。)、山梨県(以下「乙」という。)、群馬県(以下「丙」という。)、及び長野県(以下「丁」という。))において、消防防災ヘリコプター(以下「ヘリ」という。)を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(耐空検査等の調整)

第2条 甲、乙、丙及び丁は、耐空検査等について相互に連絡し点検スケジュールを調整する。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、甲、乙、丙及び丁が保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用務のために出動できない場合で、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長通知)の対象となる場合を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

(応援)

第4条 前条による応援要請を受けた自治体は、所掌事務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置付け)

第5条 応援活動の内容が救急搬送等消防の業務である場合には、甲、乙、丙及び丁の保有するヘリの出動にあつては、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村等と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法第21条第1項による応援活動があつたものとする。

(応援要請の手続き)

第6条 応援要請にかかる手続きは次の各号に掲げるところによる。

- (1) 要請側の県消防防災課長(以下「要請者」という。)から応援側の県消防防災課長(以下「応援者」という。)に対し、応援要請を行うこととする。
- (2) 応援要請は、電話にて速報後、応援側の定めている緊急運航要請書によりファクシミリを用いて行うものとする。
- (3) 応援者は、出動の可否を決定し、当該消防防災航空隊長等に指示するとともに要請者に回答するものとする。
- (4) 消防防災航空隊長等は、応援要請を受けた場合は、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えるものとする。

(応援の中断)

第7条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側の長はヘリの応援を要請側と協議のうえ中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第8条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。

但し、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援要請に出動すべき命令があつたときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

さらに、ヘリがこの協定に基づく出勤中に、前条の規定により応援出勤が中断され、復帰すべき命令があつたときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のため出勤したヘリの指揮)

第9条 応援出勤したヘリの指揮は、要請側の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また応援活動の内容が第5条に該当する場合のヘリ指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員の給与、ヘリの燃料費(応援先において給油する場合を除く。)及び消耗品費等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請側の負担とする。但し、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する補償費

(2) ヘリの損傷に対する諸経費

(3) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額又はそれと同等の金額を控除した金額とする。

4 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

(情報交換)

第11条 この協定に基づき甲、乙、丙及び丁は相互に域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、出勤時に速やかに対応できるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

附 則

(実施期間)

この協定は、平成12年5月12日から実施する。

(消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定の廃止)

2 平成11年5月28日に締結した新潟県、山梨県及び長野県による消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁は記名押印の上、各1通を保有する。

平成12年5月12日

甲	新潟県知事	平	山	征	夫
乙	山梨県知事	天	野		建
丙	群馬県知事	小	寺	弘	之
丁	長野県知事	吉	村	午	良

## 資料05-16 富山県・長野県・岐阜県航空消防防災相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、富山県、長野県及び岐阜県(以下「三県」という。)において、消防防災ヘリコプター(以下「ヘリ」という。)を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、自県の保有するヘリ及び自県の県警ヘリコプター(以下「自県ヘリ」という。)が出動できない事案及び自県ヘリだけでは対応が困難な事案が発生した場合に行うものとする。ただし、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長通知)の対象となる事案及び海難救助のための事案を除く。

(応援)

第3条 前条による応援要請を受けた県は、所掌業務、気象条件等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置付け)

第4条 応援活動の内容が救急搬送等消防業務である場合には、三県の保有するヘリの出動にあつては、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村、一部事務組合及び広域連合(以下「市町村等」という。)と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第1項による応援活動があつたものとする。

(応援要請の手続き)

第5条 応援要請は、要請側運航(管理)責任者(富山県は消防防災課長、長野県は危機管理・消防防災課長、岐阜県は消防政策室長)から応援側運航(管理)責任者に対して行うものとする。

2 応援要請に係る手続きは、電話又はファクシミリにより次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な応援の内容
- (3) 事案発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高指揮者の職・氏名及び現場への連絡方法
- (5) 現場の気象状況
- (6) ヘリが離着陸する場所及び地上の支援体制
- (7) 応援に要する品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

3 応援側運航(管理)責任者は、出動の可否を決定し、要請側運航(管理)責任者に回答するものとする。

(応援の中断)

第6条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援者はヘリの応援を要請者と協議のうえ中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第7条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリレポートを出発したときから始まり、ヘリレポートに帰着したときに終了するものとする。

ただし、ヘリがヘリレポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援要請に出動すべき命令があつたときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

2 ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命

令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のために出動したヘリの指揮)

第8条 応援出動したヘリの指揮は、要請者の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

また、応援活動の内容が第4条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

(経費の負担)

第9条 応援に要する派遣職員の給与、旅費、ヘリの燃料費(応援先において給油する場合を除く。)及び消耗品費等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側の負担とする。

ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議して定めるものとする。

(情報交換)

第10条 三県はこの協定に基づき相互に域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、出動時に速やかに対応できるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、三県が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成15年1月1日から施行する。

(長野県・岐阜県航空消防防災相互応援協定の廃止)

2 平成14年2月8日に締結した長野県・岐阜県航空消防防災相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、三県知事記名押印の上、各1通を保有する。

平成15年1月1日

富山県知事	中	沖	豊
長野県知事	田	中	康夫
岐阜県知事	梶	原	拓

## 資料05-17 長野県と静岡県消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、長野県(以下「甲」という。)及び静岡県(以下「乙」という。)において、消防防災ヘリコプター(以下「ヘリ」という。)を使用した消防防災業務に関する相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(耐空検査等の調整)

第2条 甲及び乙は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールを調整する。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、甲及び乙が保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用務のため出動できない事案が発生した場合に行うものとする。ただし、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長通知)及び「緊急消防援助隊要綱」(平成12年12月25日付消防救第315号消防庁長官通知)の対象となる事案並びに海難救助のための事案を除く。

(応援)

第4条 前条による応援要請を受けた甲又は乙は、所掌業務、気象条件等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置付け)

第5条 応援活動の内容が救急搬送等消防業務である場合には、甲及び乙の保有するヘリの出動にあつては、当該ヘリの航空隊に隊員の派遣をした市町村、一部事務組合及び広域連合(以下「市町村等」という。)と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第1項による応援活動があつたものとする。

(応援要請の手続き)

第6条 応援要請にかかる手続きは、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 要請側の県消防防災担当課長(長野県にあつては危機管理・消防防災課長をいい、静岡県にあつては防災局消防室長をいう。以下「要請者」という。)から応援側の県消防防災担当課長(長野県にあつては危機管理・消防防災課長をいい、静岡県にあつては防災局消防室長をいう。以下「応援者」という。)に対し、応援要請を行うこととする。
- (2) 応援要請は、電話にて速報後、応援側の定めている緊急運航要請書によりファクシミリを用いて行うものとする。
- (3) 応援者は、出動の可否を決定し、当該消防防災航空隊長等に指示するとともに、要請者に回答するものとする。
- (4) 消防防災航空隊長等は、応援要請を受けた場合は、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えるものとする。

(応援の中断)

第7条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応後者はヘリの応援を要請者と協議のうえ、中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第8条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援要請に出動すべき命令があつたときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

さらに、ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があつたときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のために出動したヘリの指揮)

第9条 応援出動したヘリの指揮は、要請者の定める現場の最高指揮者が行うものとする。ま

た、応援活動の内容が第5条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

- 2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員の給与、ヘリの燃料費(応援先において給油する場合を除く。)及び消耗品費等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

- 2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは、要請側の負担とする。

ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する補償費
- (2) ヘリの損傷に対する諸経費
- (3) 一般人の死傷に伴う損害補償に要する諸経費

- 3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額又はそれと同等の金額を控除した金額とする。

- 4 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議して定めるものとする。

(情報交換)

第11条 この協定に基づき甲及び乙は相互に域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、出勤時に連やかに対応できるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この協定は、平成15年3月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各1通を保有する。

平成15年3月1日

甲	長野県知事	田 中 康 夫
乙	静岡県知事	石 川 嘉 延

## 資料05-17 財団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、財団法人全国市町村振興協会(以下「協会」という。)が市町村に交付する消防広域応援交付金(以下「交付金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(交付金の目的)

第2条 この交付金は、地震、風水害、林野火災等の大規模災害等に際し、都道府県の区域を越えて消防機関の応援(以下「消防応援」という。)を迅速かつ円滑に行うことを促進し、もって被災市町村における人命の救助、被害の軽減に資することを目的とする。

(対象とする災害)

第3条 交付金の交付の対象となる災害は、地震、風水害、林野火災等の大規模な災害又は高層建築物火災、コンビナート火災等の特殊な災害であって、消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条の3の規定により、消防庁長官が消防応援につき、必要な措置をとったものとする。

(申請)

第4条 前条に規定する災害が発生した市町村は、都道府県の区域を越えて消防応援を受けた場合において、協会に対し、当該応援を行った市町村(以下「応援市町村」という。)に交付金の交付を申請することができる。

(交付金の交付)

第5条 理事長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、応援市町村に交付金を交付するものとする。

2 交付金の額は、消防応援の規模、活動内容等に応じて、300万円を超えない範囲内において理事長が定める。

(都道府県が保有するヘリコプターを用いて消防広域応援を行った場合の特例)

第6条 応援市町村が都道府県が保有するヘリコプターを用いて消防広域応援を行った場合については、第4条中「当該応援を行った市町村(以下「応援市町村」という。)」とあるのは、「当該応援を行った市町村の属する都道府県(以下「都道府県」という。)」と、第5条中「応援市町村」とあるのは「都道府県」と読み替えてこの規定を適用するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 〔平成6年8月26日〕

この規程は、平成6年9月1日から施行し、同年8月1日以降に発生した災害に係る交付金について適用する。



## 消防広域応援交付金交付細則

(趣旨)

第1条 この細則は、財団法人 金国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程(昭和62年規程第26号。次条において「規程」という。)第5条の規定に基づき、財団法人 全国市町村振興協会(以下「協会」という。)が市町村に交付する消防広域応援交付金(以下「交付金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 規程第4条に規定する消防広域応援を受けた市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「受援市町村」という。)の申請は、様式第1号の消防広域応援交付金交付申請書に様式第2号の消防広域応援実績報告書(受援市町村用)を添付して行うものとする。

2 前項の申請を行った受援市町村は、消防広域応援をした市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「応援市町村」という。)に交付金の交付を申請した旨を通知するものとする。

(応援市町村の報告)

第3条 前条第2項の通知を受けた応援市町村は、様式第3号の消防広域応援実績報告書(応援市町村用)により消防広域応援の内容を協会に報告するものとする。

(交付決定の通知)

第4条 協会は、交付金の交付を決定したときは、応援市町村に対してその旨を通知するものとする。

(納入通知書の送付)

第5条 応援市町村は、前条の通知を受けたときは、協会へ納入通知書を送付するものとする。

(交付金の交付)

第6条 協会は、前条の納入通知書の送付があったときは、応援市町村に交付金を交付するとともに受援市町村に交付金の交付済通知を行うものとする。

(都道府県が保有するヘリコプターを用いて消防広域応援を行った場合の特例)

第7条 応援市町村が都道府県が保有するヘリコプターを用いて消防広域応援を行った場合については、第2条第2項中「消防広域応援をした市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む以下「応援市町村」という。)」とあるのは「消防広域応援をした市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「応援市町村」という。)の属する都道府県(以下「都道府県」という。)」と、第3条から第6条までの規定中「応援市町村」とあるのは「都道府県」と、様式第1号中「下記市(町村)」とあるのは「下記都道府県」と、「応援市町村名」とあるのは「都道府県名」と、「市(町村)」とあるのは「県(都道府)」と、様式第2号中「応援消防機関名」とあるのは「都道府県名」と、「市町村」とあるのは「都道府県」と、様式第3号中「応援市町村用」とあるのは「都道府県用」と、「応援消防機関」とあるのは「都道府県」と読み替え、様式第3号中「市町村名」を削ってこの細則を適用するものとする。

附 則

この細則は、昭和62年4月1日から実施する。

この細則は平成6年9月1日から施行し、同年8月1日以降に発生した災害に係る交付金について適用する。

様式第 1 号

年 月 日

財団法人全国市町村振興協会  
理事長 殿

市 町 村 長

印

消防広域応援交付金交付申請書

別紙のとおり消防広域応援を受けたので、消防広域応援交付金交付規程第 4 条に基づき、下記市（町村）に対し交付金を交付されるよう申請します。

記

応援市町村名

市（町村）

消防広域応援実績報告書（受援市町村用）

都道府県名

市町村名

災 害 名		
災 害 発 生 場 所		
災 害 発 生 日 時 及 び 期 間		
災 害 の 概 要	災 害 の 状 況	
	人 的 被 害 状 況	死 者
		行 方 不 明 者
		負 傷 者
	計	
物 的 被 害 状 況		
消 防 広 域 応 援 の 概 要	応 援 要 請 年 月 日	
	応 援 消 防 機 関 名	
	応 援 期 間 ( 受 援 開 始 日 時 から 終 了 日 時 ま で )	
	応 援 人 員 ( 日 別 、 部 隊 別 )	
	応 援 車 両 等 ( 種 別 、 数 量 )	
	応 援 資 機 材 ( 種 別 、 数 量 )	
	応 援 活 動 内 容	
特記事項 ( 応 援 活 動 に よ る 人 命 救 助 、 被 害 の 軽 減 等 の 状 況 等 )		

（注） 印の欄については、複数の市町村から応援を受けた場合には、それぞれ記入すること。

報告書作成担当部局 作成者職・氏名 連絡先	
-----------------------------	--

消防広域応援実績報告書（応援市町村用）

都道府県名

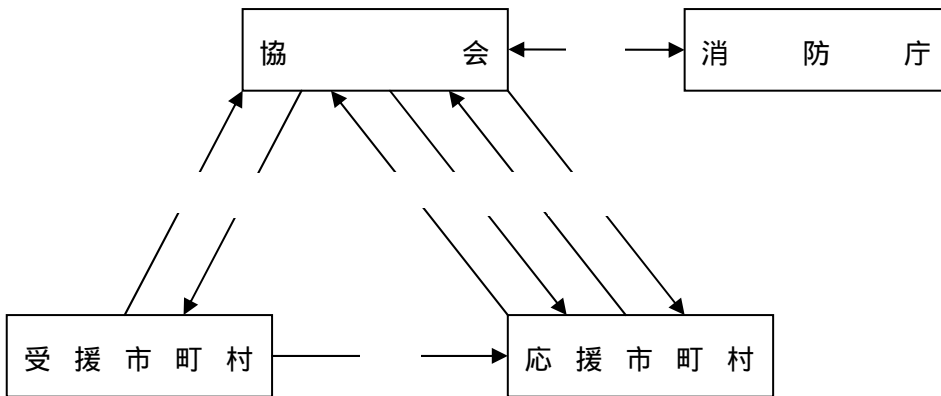
市町村名

災 害 名		
災 害 発 生 場 所		
災 害 発 生 日 時 及 び 期 間		
応 援 要 請 受 理 年 月 日		
消 防 広 域 応 援 の 概 要	出 動 期 間	出 動 年 月 日 時
		帰 隊 年 月 日 時
	応 援 消 防 機 関	
	応 援 人 員 ( 日 別 、 部 隊 別 )	
	応 援 車 両 等 ( 種 別 、 数 量 )	
	応 援 資 機 材 ( 種 別 、 数 量 )	
	派 遣 方 法 ( 部 隊 、 資 機 材 の 移 動 方 法 )	
	応 援 活 動 内 容	
備 考		

報告書作成担当部局 作成者職・氏名 連絡先	
-----------------------------	--

(参考)

### 消防広域応援交付金申請手順



- 交付金の交付申請  
(応援実績報告添付)
- 交付申請をした旨の通知
- 応援実績報告
- 意見聴取
- 交付決定通知
- 納入通知書の送付
- 交付金の交付
- 交付金交付済み通知

## 資料 05-19

### 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。） 長野県市長会（以下「乙」という。）及び長野県町村会（以下「丙」という。）は、大規模災害により被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）への支援について、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、長野県外で大規模な災害が発生した場合に、被災県等に対し、甲、乙及び丙が一体となって迅速かつ的確な支援を行うため必要な事項について定めるものとする。

#### （支援の実施）

第2条 支援方法及び内容等については、別添「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針」に基づき実施するものとする。

#### （その他）

第3条 この協定に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、甲、乙及び丙が協議して定める。

#### 附 則

この協定は、平成24年12月12日から適用する。

平成24年12月12日

甲 住所 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県知事

乙 住所 長野市大字西長野字加茂北143-8

長野県市長会長

丙 住所 長野市大字西長野字加茂北143-8

長野県町村会長

## 資料 05-20 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針

### 第1 総則

#### 1 目的

この方針は、長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）に対し、長野県（以下「県」という。）と長野県内の市町村（以下「市町村」という。）が一体となって、迅速かつ的確な支援を行うために設置する長野県合同災害支援チームの活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 用語の意義

##### (1) 代表市町村

長野縣市町村災害時相互応援協定に定める代表市町村をいう。

##### (2) ブロック

長野縣市町村災害時相互応援協定に定めるブロックをいう。

##### (3) 先遣隊

大規模災害が発生した際に、被災状況を把握するため、被災県等へ派遣する長野県職員と市町村職員（代表市町村職員もしくはブロックを代表する市町村職員をいう。以下同じ。）による合同チームをいう。

##### (4) 現地支援本部

被災県等において支援ニーズの把握、支援に関する調整及び支援の実施を行う組織をいう。

##### (5) 後方支援本部

支援に際し、長野県庁等において被災県、現地支援本部及び市町村との連絡、調整を行う組織をいう。

##### (6) 調整会議

支援方針、現地支援本部及び後方支援本部の体制等について調整を行う組織をいう。

### 第2 被災県等への支援

#### 1 支援を行う被災県等

次に掲げる協定に基づき支援を行うこととなった被災県等とする。

- (1) 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(全国知事会)
- (2) 「災害時等の応援に関する協定」(中部圏知事会)
- (3) 「震災時等の相互応援に関する協定」(関東地方知事会)
- (4) 「災害時の相互応援に関する協定」(新潟県)
- (5) 県が新たに締結する災害時応援協定



## 2 支援の内容

主に、次の支援を行う。

- (1) 被災県等への職員派遣及び物資の提供
- (2) 被災者の受入及び施設の提供
  - 県内医療機関での傷病者の受入
  - 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供
- (3) その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

## 3 支援の実施又は終了の決定

- (1) 被災県等に対する支援を実施する場合又は支援を終了する場合は、県危機管理監が県知事、市長会長及び町村会長の事前の承認を得るものとする。ただし、支援の実施に当たり、緊急を要する場合にあっては、事後の承認をもって足りるものとする。
- (2) 前項の承認後、県は、市町村に対して、県知事、市長会長及び町村会長の連名により、支援の決定又は終了を通知するものとする。

## 第3 支援体制の整備

### 1 先遣隊の派遣

- (1) 被災状況を把握するため、被災県等の災害対策本部に先遣隊を派遣する。
- (2) 先遣隊は、県職員2名と市町村職員2名を基本に構成し、隊長は県職員をもってあてる。
- (3) 先遣隊を派遣するブロックの順番、先遣隊の装備品など、派遣を円滑に行うために必要な事項については、あらかじめ県と代表市町村との協議で定める。

### 2 現地支援本部の設置

- (1) 先遣隊は、被災県等と調整の上、適切な場所に現地支援本部を設置し、運営にあたる。  
なお、その場合は先遣隊長を現地支援本部の責任者とする。
- (2) 現地支援本部は、次の業務を行う。
  - 被災県等との連絡体制の確立
  - 被災県等の支援ニーズの把握
  - 被災県等での職員、物資等の受入調整
  - 広域避難を実施する場合の調整
  - 被災県等に対する支援の実施
  - その他、支援に必要な業務
- (3) 現地支援本部に派遣する県職員及び市町村職員の人数は、支援状況に応じて後方支援本部で決定する。

### 3 後方支援本部の設置

支援を決定した場合は、県及び市町村で構成する後方支援本部を原則として県庁内に設置する。ただし、県危機管理監が特に認めた場合は、県庁外に設置することができる。

(1) 後方支援本部は、県危機管理監、関係する部局の県職員及び各ブロック1名ずつの市町村職員を基本に構成し、設置後の被災県等への支援状況に応じて人数を定める。

(2) 後方支援本部の責任者は県危機管理監をもってあてる。

(3) 後方支援本部の業務

現地支援本部との連絡体制の確立

現地支援本部から送られる支援ニーズの把握と支援内容の検討

支援内容の県及び市町村への割り振り

支援に関する被災県等、現地支援本部及び市町村間の総合調整

費用精算業務

その他支援に必要な業務

(4) 調整会議

県危機管理監、市長会事務局長、町村会事務局長及び後方支援本部の市町村職員で構成する調整会議を設置し、主に次の事項を協議する。

支援方針

現地支援本部及び後方支援本部の体制

支援の終了

その他、支援を円滑に行うために調整が必要な事項

## 第4 県及び市町村において実施する事項

### 1 県が実施する事項

(1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載

(2) 県及び市町村の支援可能な職員、物資等の把握

(3) 支援可能な職員、物資等の確保

(4) その他支援に必要な事項

### 2 代表市町村が実施する事項

(1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載

(2) ブロック内市町村の支援可能な職員、物資等の把握

(3) 支援可能な職員、物資等の確保

(4) ブロック内の連絡体制の整備

(5) その他支援に必要な事項

### 3 代表市町村以外の市町村が実施する事項

(1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載

(2) 支援可能な職員、物資等の確保及び代表市町村への情報提供

(3) その他支援に必要な事項

## 第5 その他

### 1 訓練の実施

他県で実施する防災訓練に合わせ、先遣隊の派遣訓練、現地支援本部及び後方支援本部の設置訓練、情報連絡に関する訓練を実施する。

### 2 姉妹市町村等の災害時応援協定との関係

この方針は、市町村が姉妹市町村等の災害時応援協定により被災市町村を支援することを妨げるものではない。

### 3 本方針を円滑に運用するために必要な事項は、県及び代表市町村で定める。

# 長野県緊急消防援助隊受援計画

令和2年12月

長野県



# 長野県緊急消防援助隊受援計画 目次

第1章 総則	1
第2章 応援等の要請	1
第3章 受援体制	4
第4章 指揮体制及び通信運用体制	7
第5章 消防応援活動の調整等	8
第6章 応援等の引揚げの決定	11
第7章 その他	11

## 資料等

別表第1 用語の定義	14
別表第2 長野県への応援部隊【基本計画・要請要綱】	15
別表第3 関係機関連絡先	16
別表第4 長野県内市町村の災害情報等連絡先	17
別表第5 長野県内消防本部連絡先	19
別表第6 陸上隊進出拠点及び担当消防本部	20
別表第7 航空隊活動拠点ヘリベース及びフォワードベース	23
別表第8 宿営可能場所	24
別表第9 長野県内の無線通信運用体制	28
別表第10 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況	29
別表第11 長野県署活動用無線機周波数一覧表	32
別表第12 ヘリコプター離着陸場	33
別表第13 陸上隊燃料補給場所	35
別表第14 航空小隊燃料保管場所	48
別図第1 緊急消防援助隊応援要請系統図	49
別図第2 緊急消防援助隊部隊移動系統図（長官による部隊移動の求め又は指示）	50
別図第3 緊急消防援助隊部隊移動系統図（都道府県知事による部隊移動の指示）	51
様式1 調整本部の運営に係るチェックリスト	52
様式2 指揮支援部隊 受入れ管理表	55
様式3 都道府県大隊・各部隊 受入れ管理表（指揮支援部隊、航空部隊を除く）	56
様式4 都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表	57
要請要綱別記様式1-1 緊急消防援助隊の応援等要請	58
要請要綱別記様式1-2 応援等要請のための連絡事項	59
要請要綱別記様式3-2 緊急消防援助隊の応援等決定通知	60
要請要綱別記様式3-3 緊急消防援助隊の出動隊数通知	61
要請要綱別記様式4-1 緊急消防援助隊の引揚げ決定通知	62

要請要綱別記様式 6-1	部隊移動に関する意見（照会）	63
要請要綱別記様式 6-2	部隊移動に関する意見（回答）	64
要請要綱別記様式 6-4	緊急消防援助隊の部隊移動通知	65
要請要綱別記様式 6-5	緊急消防援助隊の部隊移動通知（部隊移動先）	66
要請要綱別記様式 6-6	緊急消防援助隊の部隊移動の指示	67
要請要綱別記様式 6-7	緊急消防援助隊の部隊移動通知	68
要請要綱別記様式 6-8	緊急消防援助隊の部隊移動通知	69
要請要綱別記様式 7	長野県 ○○災害に係る緊急消防援助隊連絡体制	70

# 長野県緊急消防援助隊受援計画

改正 令和2年12月3日 2消第416号

## 第1章 総則

### (目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

- 第2 代表消防機関は、長野市消防局とする。
- 2 代表消防機関代行は、松本広域消防局とする。
- 3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

### (連絡体制)

- 第3 緊急消防援助隊の受援に係る関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。
- 2 長野県内市町村の災害情報等連絡先は、別表第4のとおりとする。
- 3 連絡方法は、原則として有線電話又はファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には主運用波、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

## 第2章 応援等の要請

### (応援等要請の手続)

第4 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る手続は、別図第1のとおり行うものとする。

### (知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

第5 長野県知事（以下「知事」という。）は、次に掲げるいずれかの状況が長野県内（以下「県内」という。）で確認等された場合は、代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）と協議し、緊急消



防援助隊の応援等要請の判断を行うものとする。

- (1) 県内で最大震度 6 強以上の揺れを観測した場合
  - (2) 複数の消防本部（管轄内市町村）にわたり、気象庁から特別警報が発表され、かつ災害等が発生しており、県内での十分な応援が見込めない場合
  - (3) 長野県消防相互応援協定による【**全県応援要請**】があった場合
  - (4) その他、協議が必要と判断した場合
- 2 知事は、前項の各号の場合において、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、消防庁長官（以下「長官」という。）に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式 1 - 1）。
- (1) 災害の概況
  - (2) 出動が必要な区域や活動内容
  - (3) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項
- 3 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 4 知事は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。
- 5 知事は、被災地の市町村長等から、定期的に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。
- 6 知事は、緊急消防援助隊の応援等要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長等に対して通知するものとする。

#### （応援等要請のための市町村長等の連絡）

第 6 被災地の市町村長等は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並

びに当該被災地の市町村及び長野県（以下「県」という。）の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、第5第2項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。

- 2 被災地の市町村長等は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。
- 3 被災地の市町村長等は、知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第5第2項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。
- 4 被災地の市町村長等は緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、第2項の連絡と併せて報告するものとする。

#### （緊急消防援助隊の応援等決定通知等）

第7 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長等に対して通知するものとする。

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町村が指定されていない場合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先市町村を調整するものとする。

- 2 県は、消防庁から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町村及び代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）に対して通知するものとする。

#### （県が応援を受ける部隊）

第8 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号）及び要請要綱に基づく応援部隊を別表第2に示す。

#### (迅速出動等適用時の対応)

第9 被災地の市町村長等は、要請要綱第5条に規定する出動準備又は要請要綱第29条に規定する迅速出動が適用となる次に掲げる事象が県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

(1) 最大震度6弱以上の地震が発生した場合

(2) 噴火警報（居住区域）が発表された場合

2 知事は、要請要綱第5条に規定する出動準備又は要請要綱第29条に規定する迅速出動が適用となる前項各号に掲げる事象が県内で発生した場合は、早期に県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

3 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

### 第3章 受援体制

#### (消防応援活動調整本部の設置)

第10 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

2 調整本部は、長野県災害対策本部と密接な連携を図る必要があることから、県庁西庁舎3階長野県災害対策本部室に接近した場所に設置するものとする。

3 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。

4 調整本部の副本部長は、長野県危機管理部消防課長及び県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。

5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡をとり合うなど、適宜対応するものとする。

(1) 危機管理部消防課の職員

(2) 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員

(3) 被災地を管轄する消防本部の職員

- (4) 長野県消防防災航空センターの職員
- (5) 長野県消防学校の職員
- 6 調整本部は、「長野県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。
- 7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員及び連絡先等について、長官及び被災地の市町村長等並びに代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）に対して速やかに連絡するものとする。
- 8 調整本部は、長野県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。
  - (1) 被災状況、県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
  - (2) 被災地消防本部、消防団、長野県消防相互応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
  - (3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
  - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
  - (5) 県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
  - (6) 長野県災害対策本部に設置された活動調整担当（消防班）との連絡調整に関すること。
  - (7) 長野県災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。
  - (8) その他必要な事項に関すること。
- 9 調整本部は、様式1、様式2、様式3及び様式4を活用し、運用するものとする。
- 10 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- 11 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
- 12 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 13 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、長野県消防相互応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 14 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受け入れ体制が整わないとの連絡があった場合は、代表消防機関とその任務に係

る調整を行うものとする。

### (指揮本部の設置)

- 第 11 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
    - (1) 被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。
    - (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
    - (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
    - (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
  - 3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
  - 4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、長野県消防相互応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
  - 5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
  - 6 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

### (進出拠点)

- 第 12 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。
- 2 陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第 6 のとおりとする。
  - 3 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、被災地消防本部及び進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。
  - 4 被災地消防本部又は進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。
  - 5 連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC 災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊（以下、「応

援都道府県大隊等」という。)の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊等の長に対して、応援先市町村、任務、道路の通行障害等について情報提供を行うとともに、活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。

#### (活動拠点ヘリベース及びフォワードベース)

第 13 航空隊の活動拠点ヘリベース及びフォワードベースは、別表第 7 のとおりとする。

#### (宿営場所)

第 14 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第 8 のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。

- 2 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 3 被災地消防本部又は宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。
- 4 被災地若しくは被災地の近隣市町村に適切な宿营地がない場合は、長野県広域受援計画（平成 31 年 3 月）に記載の救助活動拠点を宿営場所とすることができる。

## 第 4 章 指揮体制及び通信運用体制

#### (指揮体制等)

第 15 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

- 2 指揮支援部長は、県内で活動する指揮支援部隊を統括し、長野県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- 3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動を指揮するものとする。
- 4 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被

- 災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 6 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
  - 7 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
  - 8 N B C 災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該 N B C 災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
  - 9 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
  - 10 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
  - 11 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式 7 のとおりとする。

#### (通信運用体制)

- 第 16 県内の無線通信運用体制は、別表第 9 のとおりとする。
- 2 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、別表第 10 のとおりとする。
  - 3 都道府県大隊等の小隊内における隊員間の通信にあつては、署活動用無線機を使用できるものとし、長野県署活動用無線機周波数一覧表（別表第 11）を確認し使用する。

## 第 5 章 消防応援活動の調整等

#### (任務付与)

- 第 17 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。
- (1) 被害状況
  - (2) 活動方針
  - (3) 活動地域及び任務
  - (4) 安全管理に関する体制
  - (5) 使用無線系統
  - (6) 地理及び水利の状況

- (7) 燃料補給場所
- (8) その他活動上必要な事項

#### **(関係機関との活動調整)**

第 18 知事は、災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

#### **(資機材の貸出し及び地図の配付)**

- 第 19 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。
- 2 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

#### **(ヘリコプター離着陸場)**

第 20 ヘリコプター離着陸場は、別表第 12 のとおりとする。

#### **(燃料補給場所等)**

- 第 21 調整本部は、燃料の補給場所について統括指揮支援隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。
- 2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第 13 のとおりとする。
- 3 航空小隊の燃料保管場所は、別表第 14 のとおりとする。

#### **(燃料調達要請)**

第 22 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、燃料等の供給について災害時の応援協定を締結している団体に、長野県災害対策本部を通じて要請するものとする。

#### **(重機派遣要請)**

- 第 23 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、重機派遣について災害時の応援協定を締結している団体に、長野県災害対策本部を通じて要請するものとする。
- 2 調整本部長は、必要に応じ、重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うものとする。



### **(物資等調達要請)**

第 24 調整本部長は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は、物資調達について災害時の応援協定を締結している団体に、長野県災害対策本部を通じて要請するものとする。

### **(増隊要請)**

第 25 知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。

### **(部隊移動)**

第 26 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別図第 2 又は別図第 3 のとおり行うものとする。

### **(長官の求め又は指示による部隊移動)**

- 第 27 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-1 により意見を求められた場合は、被災地の市町村長等に対して意見を求めるものとする。
- 2 被災地の市町村長等は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式 6-2 により回答するものとする。
  - 3 知事は、被災地の市町村長等の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式 6-2 により回答するものとする。
  - 4 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-4 により連絡を受けた場合は、被災地の市町村長等に対して連絡するものとする。
  - 5 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-5 により、県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町村長等に対して連絡するものとする。

### **(知事による部隊移動)**

- 第 28 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- 2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町村長等の意見を把握するよう努めるとともに、県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
  - 3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を經由して応援都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記様式 6-6 により指示を行うものとする。
  - 4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町村長等に対して

要請要綱別記様式 6-7 により通知するものとする。

- 5 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式 6-8 により通知するものとする。
- 6 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

#### (部隊移動に係る連絡)

第 29 調整本部は、部隊移動を行う場合は、長野県災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

## 第 6 章 応援等の引揚げの決定

#### (活動終了及び引揚げの決定)

- 第 30 被災地の市町村長等は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。
- 2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長等及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする。(要請要綱別記様式 4-1)
  - 3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

## 第 7 章 その他

#### (情報共有)

第 31 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。

特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

- 2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

### **(災害時の体制整備)**

第 32 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

### **(県の受援計画の策定)**

第 33 知事は、県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

- 2 知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うとともに、各消防本部の消防長の意見を集約するものとする。
- 3 知事は、受援計画の策定又は変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の消防長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

### **(消防本部の受援計画の策定)**

第 34 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。

- 2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更にあたっては、県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 3 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

### **(航空隊の受援計画)**

第 35 航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、長野県緊急消防援助隊航空隊受援計画に定めるものとする。

### **(地理情報)**

第 36 各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した地図を作成しておくものとする。

- (1) 広域地図
- (2) 住宅地図
- (3) ヘリコプターの離着陸場位置図
- (4) 燃料補給場所位置図

- (5) 消防水利位置図
- (6) 物資等の調達可能場所位置図
- (7) 救急搬送医療機関位置図

**(県の訓練)**

第 37 県は、原則年 1 回、県総合防災訓練又は緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

附 則

この計画は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 20 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 25 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この計画は、令和元年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この計画は、令和 2 年 12 月 3 日から施行する。

## 用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日消防震第9号)」をいう。	
3	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年3月26日消防震第19号)」をいう。	
4	代表消防機関	消防庁長官が、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき定めた当該都道府県大隊の出動に関する調整を行う消防機関をいう。	基本計画 第2章第2節2
5	代表消防機関代行	代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。	
6	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
7	長官	消防庁長官をいう。	
8	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(14)
9	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
10	被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部をいう。	運用要綱第2条(1)
11	活動拠点ヘリベース	被災地(被災地の周辺地域を含む)における航空機を用いた消防活動の拠点をいう。	運用要綱第2条(4)
12	フォワードベース	被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、活動拠点ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全かつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。	
13	航空指揮本部	活動拠点ヘリベースの指揮本部をいう。	運用要綱第2条(4)
14	指揮本部	被災地消防本部の指揮本部をいう。	運用要綱第2条(2)
15	指揮者	被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
16	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地へ赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節1(1)
17	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(3)
18	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長等を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第25条
19	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
20	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第2節3
21	ヘリベース指揮者	航空機の活動拠点で航空機を用いた消防活動の指揮を行う者をいう。	基本計画 第2章第5節1(5)
22	航空指揮支援本部	受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整、航空に係る緊急消防援助隊の安全管理、調整本部に対する報告等を行うため、航空指揮支援隊長を本部長として航空指揮本部と同一の場所に設置する本部をいう。	運用要綱第26条
23	航空指揮支援隊長	ヘリベース指揮者を補佐し、及びヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(5)
24	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。	基本計画 第2章第5節2
25	エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節3
26	NBC災害即応部隊	NBC災害(緊急消防援助隊に関する政令(平成15年8月29日政令第379号)第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。)に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節4
27	土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節5
28	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一次的に集結する場所を含む。)をいう。	運用要綱第2条(15)
29	陸上隊	航空指揮支援隊、航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
30	航空隊	法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。	運用要綱第2条(11)
31	部隊移動	法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村(東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。)若しくは都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(21)

## 長野県への応援部隊【基本計画・要請要綱】

統括指揮支援隊		東京消防庁(東京消防庁が被災等により任務を遂行できない場合は、横浜市消防局が代行。)																		
指揮支援隊		さいたま市消防局 東京消防庁 横浜市消防局 新潟市消防局 静岡市消防局																		
都道府県		登録隊数(令和2年4月1日現在)																		
		指揮支援隊	航空指揮支援隊	都道府県大隊指揮隊	統合機動部隊指揮隊	エネルギー産業基盤災害即応部隊指揮隊	NBC災害即応部隊指揮隊	土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊	特殊装備小隊	水上小隊	航空小隊	航空後方支援小隊	計	
陸上隊	第一次出動県	群馬県	0	1	4	1	0	1	1	40	8	23	16	1	4	4	0	0	1	105
		新潟県	3	1	3	1	1	1	1	62	16	37	22	2	11	8	1	1	1	172
		山梨県	0	1	3	1	0	1	1	21	5	14	14	1	2	4	0	1	1	70
		岐阜県	0	1	4	3	0	1	1	55	14	38	16	1	2	6	0	2	1	145
		計	3	4	14	6	1	4	4	178	43	112	68	5	19	22	1	4	4	492
	出動準備都道府県	栃木県	0	1	3	1	0	1	1	39	11	27	17	0	5	8	0	1	1	116
		茨城県	0	1	3	3	0	1	1	61	14	49	30	1	10	18	1	1	1	195
		埼玉県	3	1	5	1	0	1	1	108	26	59	44	0	14	23	0	3	1	290
		千葉県	2	1	3	1	1	1	1	100	24	64	49	1	24	23	2	2	1	300
		東京都	3	1	3	1	0	1	1	175	14	59	35	1	11	30	5	8	1	349
		神奈川県	8	1	3	1	1	3	1	97	22	71	34	2	27	39	2	4	1	317
		富山県	0	1	3	1	0	1	1	30	7	20	14	1	3	9	0	1	1	93
		石川県	0	1	3	1	0	1	0	29	5	15	16	1	6	8	0	1	1	88
		福井県	0	1	3	1	0	1	0	29	5	12	11	1	5	2	0	1	0	72
		静岡県	5	3	2	1	1	2	1	55	18	39	24	0	9	22	0	3	3	188
		愛知県	3	2	3	1	1	1	1	111	25	73	40	1	21	31	1	3	2	320
		三重県	0	1	2	1	1	1	1	41	7	29	13	0	5	8	0	1	1	112
		計	24	15	36	14	5	15	10	875	178	517	327	9	140	221	11	29	14	2,426

航空小隊	第一次出動航空小隊【10機】						出動準備航空小隊【12機】							
	統括指揮支援隊 輸送航空小隊		情報収集航空小隊		救助・救急・輸送航空小隊等									
	東京消防庁		○埼玉県 山梨県		○横浜市 ○新潟県 富山県 岐阜県 ○静岡市 浜松市 名古屋市				栃木県 茨城県 千葉県 川崎市 石川県 福井県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都市 大阪市					

○: 指揮支援隊輸送航空小隊を示す。



関係機関連絡先

令和2年4月1日現在

関係機関			平日		メールアドレス	休日・夜間			消防防災無線(平日)		消防防災無線(休日・夜間)		地域衛星通信ネットワーク(平日)	地域衛星通信ネットワーク(休日・夜間)				
都道府県等	機関名	担当課(室)	電話番号	FAX		担当課(室)	電話番号	FAX	電話番号	FAX	電話番号	FAX	電話番号	電話番号				
国	総務省消防庁	広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7537	kinentai@soumu.go.jp	消防庁宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	120-90-49013	120-90-49033	120-90-49102	120-90-49036	048-500-90-49013	048-500-90-49102				
長野県	長野県危機管理部	消防課	026-235-7182	026-233-4332	shobo@pref.nagano.lg.jp	消防課	026-235-7182	026-233-4332	20-212	20-241	20-212	20-241	020-231-5205	020-231-5205				
	長野市消防局	警防課	026-227-8002	026-228-6398	keibou@city.nagano.lg.jp	通信指令課	026-226-0119	026-228-6398					020-202-8-124	020-202-8-168				
	松本広域消防局	警防課	0263-25-1699	0263-25-3987	shobo@m-kouiki.or.jp	通信指令課	0263-25-0119	0263-25-6108	020-533-79	020-533-76	020-533-79	020-533-76	020-533-8-2300	020-533-8-3000				
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	東京消防庁	警防課	03-3212-2258	03-3213-1476	keibouka1@tfd.metro.tokyo.jp	警防課	03-3212-2258	03-3213-1476	9506-71511		9506-71511	9503-013-601-9-501-3545	9503-013-601-9-501-3545				
		横浜市消防局	警防課	045-334-6713	045-334-6710	sy-keibo@city.yokohama.lg.jp sy-keibosr@city.yokohama.lg.jp	司令課	045-332-1351	045-331-5221					TN-014-700-10-721	TN-014-700-10-721			
	指揮支援隊	さいたま市消防局	警防課	048-833-7944	048-833-7201	shobo-keibo@city.saitama.lg.jp	指令課	048-833-5000	048-833-1237					011-704-5512	011-704-5898			
新潟市消防局		警防課	025-288-3250	025-288-3255	keibo.fb@city.niigata.lg.jp	指令課	025-288-3270	025-288-3275					TN-015-492-2053	TN-015-492-2085				
	静岡市消防局	警防課	054-280-0162	054-280-0168	shobou-keibo@city.shizuoka.lg.jp	指令課	054-280-0120	054-280-0128					TN-022-176-6010	TN-022-176-6010				
第一次出動県	都道府県	群馬県	総務部	消防保安課	027-897-2686	027-221-0158	hoanka@pref.gunma.lg.jp	消防保安課	027-897-2686	027-221-0158	10-351	10-310	10-351	10-310	010-3001-2250	010-3001-2250		
		新潟県	防災局	消防課	025-282-1664	025-282-1667	ngt130020@pref.niigata.lg.jp	消防課(宿日直経由)	025-285-5511	025-282-1667	15-11	15-11	15-11	15-11	TN-015-401-20-6442	TN-015-401-825		
		山梨県	防災局	消防保安課	055-223-1430	055-223-1429	shobo@pref.yamanashi.lg.jp hosaka-hriv@pref.yamanashi.lg.jp	消防保安課(宿日直経由)	055-223-1430	055-223-1858	19-2538	19-2529	19-2538	19-2529	019-200-2538	019-200-2538		
		岐阜県	危機管理部	消防課	058-272-1122	058-278-2549	c11193@pref.gifu.lg.jp	災害情報集約センター	058-272-1034	058-271-4119	21-670	21-679	21-671	21-679	021-400-730	021-418-719		
	代表消防機関	群馬県	前橋市消防局	警防課	027-220-4511	027-220-4527	keibou@mf.city.maebashi.gunma.jp	通信指令課	027-220-4500	027-220-4528					010-701-1351	010-701-1400		
		新潟県	新潟市消防局	警防課	025-288-3250	025-288-3255	keibo.fb@city.niigata.lg.jp	指令課	025-288-3270	025-288-3275					TN-015-492-2053	TN-015-492-2085		
		山梨県	甲府地区広域行政事務組合消防本部	警防課	055-222-1269	055-222-7583	keibou@kfd.or.jp	指令課	055-222-1190	055-235-2119	9-220-1-036	9-220-2-036	9-220-1-036	9-220-2-036	019-213	019-213		
		岐阜県	岐阜市消防本部	消防課	058-262-7162	058-266-8154	sh-syobo@city.gifu.lg.jp	指令課	058-262-8151	058-266-8155					021-418-2-2531	021-418-2-2531		
		出動準備県	都道府県	栃木県	県民生活部	消防防災課	028-623-2132	028-623-2146	syoubou@pref.tochigi.lg.jp kumakuram2001@pref.tochigi.lg.jp	消防防災課	028-623-2132	028-623-2146	09-7501	09-7506	09-7501	09-7506	009-500-2132	009-500-2132
				茨城県	防災・危機管理部	消防安全課	029-301-2896	029-301-2887	shobo-shobo@pref.ibaraki.lg.jp	防災・危機管理課	029-301-2885	029-301-2898	08-2896		08-2885	08-2898	008-100-2896	008-100-2887
埼玉県	危機管理防災部			消防課	048-830-8171	048-830-8159	a3165-58@pref.saitama.lg.jp	システム管理室	048-830-8111	048-830-8119	11-6-8171	11-6-8159	11-6-8111	11-6-8119	011-200-6-8171	011-200-6-8111		
千葉県	防災危機管理部			危機管理課災害対策室	043-223-2175	043-222-1127	bousai6@mz.pref.chiba.lg.jp	危機管理課情報通信管理室	043-223-2178	043-222-5219	500-7320	500-7298	500-7225	500-7110	012-500-7320	012-500-7320		
東京都	総合防災部			防災管理課	03-5388-2457	03-5388-1270	Syoubou_Tmg@ml.metro.tokyo.jp	夜間防災連絡室	03-5388-2459	03-5388-1958	13-70671	13-70023	13-70349	13-70023	013-100-70671	013-100-2-70349		
神奈川県	くらし安全防災局防災部			消防保安課	045-210-3436	045-210-8829	fm0313.n9f@pref.kanagawa.lg.jp	くらし安全防災局指令情報室	045-210-3456	045-201-6409	14-9722	14-9734	14-9722	14-9734	TN-014-400-9722	TN-014-400-9722		
富山県	総合政策局			消防課	076-444-3188	076-432-0657	ashoboka@pref.toyama.lg.jp hitoshi.omori@pref.toyama.lg.jp	宿直室	076-444-3187	076-432-0657	16-3364	16-2827	16-3363	16-2827	016-111-3364	016-111-3363		
石川県	危機管理監室			消防保安課	076-225-1481	076-225-1484	e170700@pref.ishikawa.lg.jp	消防保安課	076-225-1481	076-225-1484	17-4288	17-6897	17-4288	17-6897	017-111-4288	017-111-4288		
福井県	安全環境部			危機対策・防災課	0776-20-0309	0776-22-7617	y-okazaki-4y@pref.fukui.lg.jp	危機対策・防災課	0776-20-0742	0776-22-7617	18-111	18-113		18-113	018-111-610-2176	018-111-610-4447		
静岡県	危機管理部			消防保安課	054-221-2073	054-221-3327	shoubo@pref.shizuoka.lg.jp	防災当直	054-221-2072	054-221-3252	22-32	22-26	22-21	22-26	022-100-2073	022-100-2072		
愛知県	防災安全局防災部	消防保安課	052-954-6141	052-954-6994	shobohoan@pref.aichi.lg.jp	宿日直室	052-954-6844	052-954-6995	23-2539	23-4694	23-5250	23-4695	023-600-2539	023-600-5250				
三重県	防災対策部	消防・保安課	059-224-2108	059-224-2199	shobo@pref.mie.lg.jp	消防・保安課	059-224-2108	059-224-2199	24-11	24-11(切替)	24-11	24-11(切替)	024-101-8-2108	024-101-8-2108				
代表消防機関	都道府県	栃木県	宇都宮市消防局	警防課	028-625-3007	028-625-5509	u35030001@city.utsunomiya.lg.jp	通信指令課	028-625-5599	028-625-3001					009-651-02	009-651-02		
		茨城県	水戸市消防本部	消防救助課	029-221-0111	029-221-0147	directyve@city.mito.lg.jp	消防救助課	029-221-0111	029-221-0147					008-510-8402	008-510-8402		
		埼玉県	さいたま市消防局	警防課	048-833-7944	048-833-7201	shobo-keibo@city.saitama.lg.jp	指令課	048-833-5000	048-833-1237					011-704-5512	011-704-5898		
		千葉県	千葉市消防局	警防課	043-202-1647	043-202-1654	keibo.FPD@city.chiba.lg.jp	ちば消防共同指令センター	043-223-1831	043-202-1678	101-800-3111	101-800-3109	101-800-3690	101-800-3669	012-101-800-3111	012-101-800-3690		
		東京都	東京消防庁	警防課	03-3212-2258	03-3213-1476	keibouka1@tfd.metro.tokyo.jp	警防課	03-3212-2258	03-3213-1476	9506-71511		9506-71511		9503-013-601-9-501-3545	9503-013-601-9-501-3545		
		神奈川県	横浜市消防局	警防課	045-334-6713	045-334-6710	sy-keibo@city.yokohama.lg.jp sy-keibosr@city.yokohama.lg.jp	司令課	045-332-1351	045-331-5221					TN-014-700-10-721	TN-014-700-10-721		
		富山県	富山市消防局	警防課	076-493-4872	076-493-4018	syoboukeibou-01@city.toyama.lg.jp	通信指令課	076-493-4141	076-493-4011					016-116-80-91-9-251	016-116-80-91-9-268		
		石川県	金沢市消防局	警防課	076-280-3094	076-280-0020	m-keibouka@syoubou.city.kanazawa.lg.jp	情報指令課	076-280-0119	076-280-4999					017-451-10	017-451-10		
		福井県	福井市消防局	救急救助課	0776-20-3998	0776-20-3119	ffd-kyukyu@city.fukui.lg.jp	管制課	0776-20-3999	0776-20-6119					018-350-1-1241	018-350-1-1280		
		静岡県	静岡市消防局	警防課	054-280-0162	054-280-0168	shobou-keibo@city.shizuoka.lg.jp	指令課	054-280-0120	054-280-0128					TN-022-176-6010	TN-022-176-6010		
		愛知県	名古屋市消防局	消防課	052-972-3557	052-951-8463	00shobo@fd.city.nagoya.lg.jp	指令課	052-972-3534	052-953-0119					023-700-6300	023-700-6300		
		三重県	四日市市消防本部	消防救急課	059-356-2004	059-356-2016	syouboukyukyu@city.yokkaichi.lg.jp	消防救急課	059-356-2007	059-356-2016					024-202-21	024-202-21		

## 長野県内市町村の災害情報等連絡先

管轄消防（局）本部	災害対策本部名	災害対策本部設置場所	N T T回線		地域衛星通信ネットワーク	
			電話	F A X	電話	F A X
長野市消防局	長野市災害対策本部	長野市大字鶴賀緑町1613	026-226-4911	026-224-5100	020-201-79	020-201-76
	信濃町災害対策本部	上水内郡信濃町大字柏原428-1	026-255-3111	026-255-6103	020-592-79	020-592-76
	飯綱町災害対策本部	上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1	026-253-2511	026-253-6887	020-593-79	020-593-76
	小川村災害対策本部	上水内郡小川村大字高府8800-8	026-269-2323	026-269-3578	020-612-79	020-612-76
須坂市消防本部	須坂市災害対策本部	須坂市大字須坂1528番地の1	026-248-9000	026-246-0750	020-641-79	020-641-76
	小布施町災害対策本部	上高井郡小布施町大字小布施1491-2	026-247-3111	026-247-3113	020-642-79	020-642-76
	高山村災害対策本部	上高井郡高山村大字高井4972	026-245-1100	026-248-0066	020-643-79	020-643-76
千曲坂城消防本部	千曲市災害対策本部	千曲市大字杭瀬下2丁目1番地	026-273-1111	026-273-1004	020-631-79	020-631-76
	坂城町災害対策本部	坂城町大字坂城10050番地	0268-82-3111	0268-82-8307	020-632-79	020-632-76
岳北消防本部	飯山市災害対策本部	飯山市大字飯山1110-1	0269-62-3111	0269-62-5990	020-661-79	020-661-76
	木島平村災害対策本部	下高井郡木島平村大字往郷914-6	0269-82-3111	0269-82-4121	020-662-79	020-662-76
	野沢温泉村災害対策本部	下高井郡野沢温泉村大字豊郷9817	0269-85-3111	0269-85-3913	020-663-79	020-663-76
	栄村災害対策本部	下水内郡栄村大字北信3433	0269-87-3111	0269-87-3083	020-664-79	020-664-76
岳南広域消防本部	中野市災害対策本部	中野市三好町1丁目3番19号	0269-22-2111	0269-26-0349	020-651-79	020-651-76
	山ノ内町災害対策本部	下高井郡山ノ内町大字平穂3352-1	0269-33-3111	0269-33-4527	020-652-79	020-652-76
松本広域消防局	松本市災害対策本部	松本市丸の内3-7	0263-34-3001	0263-33-1877	020-531-79	020-531-76
	塩尻市災害対策本部	塩尻市大門7-3-3	0263-52-0280	0263-54-5549	020-541-79	020-541-76
	安曇野市災害対策本部	安曇野市豊科町4340	0263-72-6769	0263-72-6739	020-551-79	020-551-76
	麻績村災害対策本部	東筑摩郡麻績村麻績3837	0263-67-3001	0263-67-3094	020-523-79	020-513-76
	生坂村災害対策本部	東筑摩郡生坂村5493-2	0263-69-3111	0263-69-3115	020-513-79	020-513-76
	山形村災害対策本部	東筑摩郡山形村2030-1	0263-98-3111	0263-98-3078	020-542-79	020-542-76
	朝日村災害対策本部	東筑摩郡朝日村小野沢296-5	0263-99-2001	0263-99-2745	020-543-79	020-543-76
	筑北村災害対策本部	東筑摩郡筑北村坂北2187	0263-66-2211	0263-66-3656	020-521-79	020-521-76
北アルプス広域消防本部	大町市災害対策本部	大町市大町3887	0261-22-0420	0261-23-4304	020-571-79	020-571-76
	池田町災害対策本部	池田町大字池田3203-6	0261-62-3131	0261-62-9404	020-572-79	020-572-76
	松川村災害対策本部	松川村76-5	0261-62-3111	0261-62-9405	020-573-79	020-573-76
	白馬村災害対策本部	白馬村大字北城7025	0261-72-5000	0261-72-7001	020-582-79	020-582-76
	小谷村災害対策本部	小谷村大字中小谷丙131	0261-82-2001	0261-82-2232	020-583-79	020-583-76
木曾広域消防本部	木曾町災害対策本部	木曾町福島2326-6	0264-22-3000	0264-24-3600	020-481-79	020-481-76
	上松町災害対策本部	上松町駅前通2-13	0264-52-2001	0264-52-2150	020-491-79	020-491-76
	南木曾町災害対策本部	南木曾町読書3668-1	0264-57-2001	0264-57-2270	020-501-79	020-501-76
	木祖村災害対策本部	木祖村藪原1191-1	0264-36-2001	0264-36-3344	020-483-79	020-483-76
	王滝村災害対策本部	王滝村3623	0264-48-2001	0264-48-2172	020-494-79	020-494-76
	大桑村災害対策本部	大桑村長野2778	0264-55-3080	0264-55-4134	020-502-75	020-502-76
上田地域広域連合消防本部	上田市災害対策本部	上田市大手一丁目11番16号	0268-22-4100	0268-25-4100	020-361-79	020-361-76
	東御市災害対策本部	東御市東281番地2	0268-62-1111	0268-63-5431	020-371-79	020-371-76
	青木村災害対策本部	小県郡青木村大字田沢111	0268-49-0111	0268-49-3670	020-364-79	020-364-76
	長和町災害対策本部	小県郡長和町長久保525番地1	0268-68-3111	0268-68-4011	020-372-79	020-372-76



佐久広域連合消防本部	小諸市災害対策本部	小諸市相生町三丁目3番3号	0267-22-1700	0267-23-8766	020-321-79	020-321-76
	佐久市災害対策本部	佐久市中込3056番地	0267-62-2111	0267-63-1680	020-331-79	020-331-76
	佐久穂町災害対策本部	南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地	0267-86-2525	0267-86-4935	020-322-79	020-322-76
	小海町災害対策本部	南佐久郡小海町大字豊里57番地1	0267-92-2525	0267-92-4335	020-311-79	020-311-76
	川上村災害対策本部	南佐久郡川上村大字大深山525番地	0267-97-2121	0267-97-2125	020-312-79	020-312-76
	南牧村災害対策本部	南佐久郡南牧村大字海ノ口1051番地	0267-96-2211	0267-96-2158	020-313-79	020-313-76
	南相木村災害対策本部	南佐久郡南相木村3525番地1	0267-78-2121	0267-78-2139	020-342-79	020-342-76
	北相木村災害対策本部	南佐久郡北相木村2744番地	0267-77-2111	0267-77-2879	020-343-79	020-343-76
	軽井沢町災害対策本部	北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1	0267-45-8111	0267-46-3165	020-341-79	020-341-76
	御代田町災害対策本部	北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6	0267-32-3111	0267-32-3929	020-323-79	020-323-76
	立科町災害対策本部	北佐久郡立科町大字芦田2532番地	0267-56-2311	0267-56-2310	020-352-79	020-352-76
諏訪広域消防本部	岡谷市災害対策本部	岡谷市幸町8番1号	0266-23-4811	0266-24-0689	020-381-79	020-381-76
	諏訪市災害対策本部	諏訪市高島一丁目22番30号	0266-52-4141	0266-57-0660	020-391-79	020-391-76
	茅野市災害対策本部	茅野市塚原二丁目6番1号	0266-72-2101	0266-72-9040	020-392-79	020-392-76
	下諏訪町災害対策本部	諏訪郡下諏訪町西鷹野町4613-8	0266-27-1111	0266-28-1070	020-382-79	020-382-76
	富士見町災害対策本部	諏訪郡富士見町落合10777番地	0266-62-2250	0266-62-4481	020-393-79	020-393-76
	原村災害対策本部	諏訪郡原村弘沢 6549-1	0266-79-2111	0266-79-5504	020-394-79	020-394-76
飯田広域消防本部	飯田市災害対策本部	飯田市大久保町2534	0265-22-4511	0265-24-9316	020-441-79	020-441-76
	松川町災害対策本部	松川町元大島3823	0265-36-3111	0265-36-5091	020-452-79	020-452-76
	高森町災害対策本部	高森町下市田2183-1	0265-35-3111	0265-35-8294	020-451-79	020-451-76
	阿智村災害対策本部	阿智村大字駒場483	0265-43-2220	0265-43-3940	020-432-79	020-432-76
	喬木村災害対策本部	喬木村6664	0265-33-2001	0265-33-4511	020-444-79	020-444-76
	豊丘村災害対策本部	豊丘村神福3120	0265-35-3311	0265-35-9065	020-443-79	020-443-76
	大鹿村災害対策本部	大鹿村大字大河原354	0265-39-2001	0265-39-2269	020-454-79	020-454-76
	阿南町災害対策本部	阿南町東條58-1	0260-22-2141	0260-22-2576	020-471-79	020-471-76
	平谷村災害対策本部	平谷村354	0265-48-2211	0265-48-2212	020-462-79	020-462-76
	根羽村災害対策本部	根羽村2131-1	0265-49-2111	0265-49-2277	020-463-79	020-463-76
	下條村災害対策本部	下條村睦沢8801-1	0260-27-2311	0260-27-3536	020-433-79	020-433-76
	売木村災害対策本部	売木村968-1	0260-28-2311	0260-28-2135	020-464-79	020-464-76
	天龍村災害対策本部	天龍村平岡878	0260-32-2001	0260-32-2525	020-472-79	020-472-76
	泰阜村災害対策本部	泰阜村3236-1	0260-26-2111	0260-26-2553	020-434-79	020-434-76
上伊那広域消防本部	伊那市災害対策本部	伊那市新田3050	0265-78-4111	0265-74-1250	020-401-79	020-401-76
	辰野町災害対策本部	上伊那郡辰野町中央1番地	0266-41-1111	0266-41-3976	020-421-79	020-421-76
	箕輪町災害対策本部	上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298	0265-79-3111	0265-79-0230	020-422-79	020-422-76
	南箕輪村災害対策本部	上伊那郡南箕輪村4825-1	0265-72-2104	0265-73-9799	020-423-79	020-423-76
	駒ヶ根市災害対策本部	駒ヶ根市赤須町20番1号	0265-83-2111	0265-83-4348	020-411-79	020-411-76
	飯島町災害対策本部	上伊那郡飯島町飯島2537	0265-86-3111	0265-86-4395	020-412-78	020-412-76
	中川村災害対策本部	上伊那郡中川村大草4045-1	0265-88-3001	0265-88-3890	020-413-71	020-413-76
	宮田村災害対策本部	上伊那郡宮田村98	0265-85-3181	0265-85-4725	020-404-79	020-404-76

## 長野県内消防本部連絡先

地区	関係機関名	所在地	連絡・要請 窓 口		N T T回線		地域衛星通信 ネットワーク		Eメールアドレス
					電話	F A X	電話	F A X	
北信	長野市消防局 (代表消防機関)	〒380-0901 長野市大字鶴賀1730-2	昼間	警防課	026-227-8002	026-228-6398	020-202-8-124	020-202-76	<a href="mailto:keibou@city.nagano.lg.jp">keibou@city.nagano.lg.jp</a>
			夜間・休日	通信指令課	026-226-0119		020-202-8-168		
	須坂市消防本部	〒382-0094 須坂市大字小山1306	昼間	須坂市消防本部警防課	026-245-4900	026-248-4460	020-644-8401	020-644-76	<a href="mailto:s-keibou@city.suzaka.lg.jp">s-keibou@city.suzaka.lg.jp</a>
			夜間	須坂市消防本部通信指令室	026-245-0119	026-248-1259	026-644-8101		<a href="mailto:s-shobo@city.suzaka.lg.jp">s-shobo@city.suzaka.lg.jp</a>
	千曲坂城消防本部	〒389-0806 千曲市大字磯部1221番地	昼間	警防課	026-276-0119	026-276-1112	020-634-79	020-634-76	<a href="mailto:kinentai@fdcs.or.jp">kinentai@fdcs.or.jp</a>
			夜間	通信指令室					
	岳南広域消防本部	〒383-0045 中野市大字江部1324番地2	昼間	岳南広域消防本部通信室	0269-23-0119	0269-22-5991	020-654-79	020-645-76	<a href="mailto:gakunan-keibou@theia.ocn.ne.jp">gakunan-keibou@theia.ocn.ne.jp</a>
			夜間	岳南広域消防本部通信室					
	岳北消防本部	〒389-2253 飯山市大字飯山3690番地1	昼間	岳北消防本部通信指令室	0269-62-0119	0269-62-3347	020-503-79	020-503-76	<a href="mailto:gakuhoku@iiyama-catv.ne.jp">gakuhoku@iiyama-catv.ne.jp</a>
			夜間	岳北消防本部通信指令室					
東信	佐久広域連合消防本部	〒385-0051 佐久市中込2947	昼間	佐久広域連合消防本部 警防課	0267-64-0119	0267-62-7745	020-334-79	020-334-76	<a href="mailto:firehonbu@areasaku.or.jp">firehonbu@areasaku.or.jp</a>
			夜間	通信指令課	0267-62-6571	0267-62-7746			
	上田地域広域連合消防本部	〒386-0024 上田市大手二丁目7番16号	昼間	上田地域広域連合消防本部	0268-26-0119	0268-23-6901	020-365-79	020-365-76	<a href="mailto:shobo-keibo@city.ueda.nagano.jp">shobo-keibo@city.ueda.nagano.jp</a>
			夜間	通信指令室		0268-21-2003			
中信	松本広域消防局 (代表消防機関代行)	〒390-0841 松本市渚1-7-12	昼間	松本広域消防局	0263-25-0119	0263-25-3987	020-533-8-2200	020-533-76	<a href="mailto:shobo@m-kouiki.or.jp">shobo@m-kouiki.or.jp</a>
			夜間	通信指令課	0263-25-6108	0263-25-6108	020-533-8-3000		
	北アルプス広域消防本部	〒398-0002 大町市大町4724番地1	昼間	総務課警防係	0261-22-0217	0261-23-4303	020-575-8-50	020-575-76	<a href="mailto:honbu@119kitaalps.jp">honbu@119kitaalps.jp</a>
			夜間	通信指令室					
	木曾広域消防本部	〒397-0001 木曾郡木曾町福島3737	昼間	木曾広域消防本部	0264-24-3119	0264-24-2929	020-504-79	020-504-76	<a href="mailto:svoubou@kisoii.com">svoubou@kisoii.com</a>
夜間	木曾消防署	0264-22-0119	0264-22-2929						
南信	上伊那広域消防本部	〒396-0025 伊那市荒井4606番地1	昼間	警防課	0265-72-0119	0265-72-0712	020-424-78	020-424-76	<a href="mailto:mail-119@union-kamiina.jp">mail-119@union-kamiina.jp</a>
			夜間	通信指令課					
	飯田広域消防本部	〒395-8533 飯田市東栄町3345	昼間	警防課	0265-23-0119	0265-22-0099	020-455-79	020-455-76	<a href="mailto:shirei@119.iida.nagano.jp">shirei@119.iida.nagano.jp</a>
			夜間	警防課					
	諏訪広域消防本部	〒394-0003 岡谷市加茂町一丁目2-6	昼間	消防課	0266-21-1190	0266-21-2119	020-395-79	020-395-76	<a href="mailto:shobohonbu@union.suwa.lg.jp">shobohonbu@union.suwa.lg.jp</a>
			夜間	通信指令課					

## 陸上隊進出拠点及び担当消防本部

No.	進出拠点	所在地	ルート	座標(北緯) 世界測地10進法	座標(東経) 世界測地10進法	面積 (㎡)	車両 駐車台数	トイレの 有無	責任者	連絡先(昼間・夜間)		進出拠点 担当消防本部
										電話番号	F A X	
1	道の駅しなの駐車場	上水内郡信濃町柏原1260-4	高速可能 信濃町IC~県道杉野沢 高速不能 国道18号線	36.817830	138.190297	2,760	大型18 小型53	有	代表取締役 石川俊明	昼間026-255-2900 夜間026-255-6051	昼間026-251-7101 夜間026-251-7101	長野市消防局
2	信濃町富濃杉の木 黒姫野尻湖パーキングエリア	上水内郡信濃町富濃4063-1	上信越自動車道(上り)	36.807576	138.218576	1,560	大型8 小型10	有	東日本高速道路 長野管理事務所	昼間026-278-7701 夜間048-758-4065	昼間026-278-7717 夜間048-756-3303	
3	松代パーキングエリア	長野市篠ノ井東福寺3466	上信越自動車道(下り)	36.807052	138.219092	16,878	大型20 小型106	有	東日本高速道路 長野管理事務所	昼間026-278-7701 夜間026-278-7729	昼間026-278-7717 夜間	
4	長野インターチェンジ	長野市松代町東寺尾1195-3	上信越自動車道	36.576319	138.198974	24,223	536	有	東日本高速道路 長野管理事務所	昼間026-278-7701 夜間026-278-7729	昼間026-278-7717 夜間	
5	安庭チェーン着脱所情報 ステーション	長野市信更町古藤	国道19号	36.604211	138.060278	1,600	40	有	長野国道工事事務所 信州新町出張所	昼間026-262-2232 夜間026-264-7040	昼間026-262-2252 夜間026-264-7046	
6	長野市中条地域振興施設 道の駅中条	長野市中条住良木1704	主要地方道長野大町線 (白馬五輪道路)	36.603913	138.016491	3,500	大型4 小型50	有	指定管理者 アクティオ株式会社	昼間026-267-2188 夜間026-268-3001	昼間026-267-2307 夜間	
7	小布施パーキングエリア	小布施町大字飯田997-37	上信越自動車道(上り)	36.693447	138.295289	4,000	大型16 小型25	有	東日本高速道路 長野管理事務所	昼間026-278-7701 夜間026-278-7701	夜間026-278-7717 夜間026-278-7717	
8	県立歴史館一帯	千曲市大字屋代261-2	国道18号~更埴白石線	36.534476	138.135273	25,200	200	有	長野県知事	昼間026-274-2000 夜間026-232-0111	昼間026-274-3996 夜間026-233-4332	
9	千曲川さかきPA	坂城町大字坂城上茂久保8570-2	上信越自動車道(上り)	36.456430	138.201030	6,900	普通26 大型40	有	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	昼間026-278-7701 夜間026-278-7701	昼間026-278-7717 夜間026-278-7717	
10	横捨SA	千曲市大字八幡7608-2	長野自動車道(下り)	36.496786	138.095784	9,500	大型32 小型117	有	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	昼間026-278-7701 夜間026-278-7701	昼間026-278-7717 夜間026-278-7717	
11	筑北PA	筑北村3237	長野自動車道(下り)	36.436251	138.016820	11,000	大型22 小型42	有	東日本高速道路(株) 長野管理事務所	昼間026-278-7701 夜間026-278-7701	昼間026-278-7717 夜間026-278-7717	
12	小坂田公園駐車場	塩尻市塩尻町1229-5	長野自動車道塩尻IC経由	36.104604	137.984440	20,632	200	有	塩尻市長	昼間0263-52-0280 夜間	昼間0263-54-5549 夜間	松本広域消防局
13	沢渡駐車場	松本市安曇沢渡4159-14	国道158号 安房トンネル経由	36.164527	137.655344	42,846	200	有	松本市安曇支所 山岳観光課	昼間0263-94-2307 夜間0263-94-2301	昼間0263-94-2567 夜間0263-94-2567	
14	みどり湖PA駐車場	塩尻市柿沢921-2	長野自動車道(下り)	36.096963	137.997240	9,317	53	有	中日本高速道路 松本管理事務所	昼間0263-47-7515 夜間0263-48-0713	昼間0263-48-0713 夜間0263-48-0713	
15	田央スポーツ公園駐車場	塩尻市広丘高出1486-194	国道19号 塩尻消防署南側駐車場	36.122606	137.951374	9,000	75	有	塩尻市長	昼間0263-52-0280 夜間0262-52-0280	昼間0263-52-0280 夜間0262-52-0280	
16	筑北PA駐車場	麻績村砂原	長野自動車道(上り)	36.435043	138.025918	11,670	100	有	東日本高速道路 長野管理事務所	昼間026-278-7701 夜間026-278-7701	昼間026-278-7717 夜間026-278-7717	
17	梓川SA駐車場	松本市島内西河原6931-6	長野自動車道(下り)	36.260435	137.934380	9,000	180	有	中日本高速道路 松本管理事務所	昼間0263-47-7515 夜間0263-48-0713	昼間0263-48-0713 夜間0263-48-0713	
18	スワンガーデン安曇野	安曇野市豊科南穂高1115	県道310号線	36.302027	137.922621	14,000	640	有	スワンガーデン 安曇野管理事務所	昼間0263-73-8323 夜間	昼間 夜間	
19	梓川SA	安曇野市豊科高家	長野自動車道(上り)	36.270677	137.931547	12,900	200	有	中日本高速道路 松本管理事務所	昼間0263-47-7515 夜間0263-48-0713	昼間0263-48-0713 夜間0263-48-0713	
20	塩尻市 道の駅 小坂田公園	塩尻市塩尻町1090	国道20号線 塩尻峠	36.104691	137.987745	6,000	300	有	塩尻市長	昼間0263-52-0280 夜間	昼間0263-54-5549 夜間	
21	横川SA	群馬県安中市松井田町横川字大林918	上信越自動車道(下り)	36.339647	138.739648		170	有	東日本高速道路(株) 佐久管理事務所	昼間0267-68-8861 夜間0267-68-8861	昼間0267-68-8862 夜間0267-68-8862	
22	佐久平ハイウェイバス第2PA	佐久市下平尾	上信越自動車道(下り)	36.278018	138.510125	15,800	198	有	都市計画課長	昼間0267-62-3404 夜間0267-62-2111	昼間0267-63-7750 夜間0267-63-1680	
23	軽井沢P'リンス+場駐車場	軽井沢町軽井沢1016	国道18号~軽井沢駅南通り	36.341755	138.643242	20,000	250	有	プリンス+場支配人	昼間0267-42-5580 夜間0267-42-1111	昼間0267-42-8771 夜間0267-42-8612	
24	軽井沢消防署駐車場	軽井沢町大字長倉1706-8	国道18号(軽井沢バイパス)	36.338405	138.589328	敷地4,193 (駐車2,000)	10	有	軽井沢消防署長	昼間0267-45-0119 夜間	昼間0267-45-2077 夜間	
25	佐久平交流センター	佐久市佐久平駅前4-2	国道141号~ 佐久平駅前通り	36.276220	138.461723	6,000	62	有	佐久平交流センター 管理室長	昼間0267-67-7451 夜間0267-62-2111	昼間0267-67-7453 夜間0267-63-1680	
26	小諸市総合運動場	小諸市己146-30	国道18号~ 県道峰の茶屋・小諸線	36.349480	138.457001	38,000	475	有	スポーツ課長	昼間0267-22-1700 夜間	昼間0267-23-8857 夜間	
27	佐久平PA	佐久市下平尾	上信越自動車道(下り)	36.276005	138.511326		普通45 大型17	有	東日本高速道路(株) 佐久管理事務所	昼間0267-68-8861 夜間0267-68-8861	昼間0267-68-8862 夜間0267-68-8862	
28	望月総合グラウンド	佐久市望月1669-3	国道20号~国道142号(和田峠)	36.263469	138.368052	25,600	250	有	佐久市教育委員会 教育長	昼間0267-53-6060 夜間0267-62-2111	昼間0267-53-0115 夜間0267-63-1680	
29	権現山運動公園 多目的グラウンド	立科町大字山部353-3	国道254号~国道142号(三才山峠)	36.277787	138.310131	10,349	200	有	立科町教育委員会 教育長	昼間0267-56-2311 夜間	昼間0267-56-2310 夜間	
30	駒場公園	佐久市猿久保55	中部横断道佐久南IC~ 国道142号・国道141号	36.254904	138.485718	100,305	835	有	業務管理室長	昼間0267-68-1399 夜間0267-62-2111	昼間0267-68-1853 夜間0267-63-1680	
31	旧野辺山スキー場駐車場	南牧村大字野辺山461-2	国道141号~野辺山駅前通り	35.930038	138.472824	15,000	187	無	南牧村総務課長	昼間0267-96-2211 夜間	昼間0267-96-2158 夜間	上伊那広域消防本部
32	JA長野八ヶ岳板橋集荷場	南牧村大字板橋48-3	国道141号沿 板橋地籍	35.984087	138.485545	2,000	25	有	企画管理部長	昼間0267-91-1101 夜間	昼間0267-91-1102 夜間	
33	JA長野八ヶ岳野辺山集出荷場	南牧村大字野辺山106-1	国道141号 JR野辺山駅前	35.954660	138.472642	2,000	25	有	企画管理部長	昼間0267-91-1101 夜間	昼間0267-91-1102 夜間	
34	伊那スキーリゾート駐車場	伊那市西春近3391	国道153号線~県道221号線~広域農道	35.815565	137.918313	16,000	200	無	中央道伊那スキー リゾート	昼間0265-73-8855 夜間	昼間0265-73-8851 夜間	
35	辰野町役場一帯	辰野町中央1	国道153号線	35.982054	137.987463	11,688	70	有	辰野町長	昼間0266-41-1111 夜間	昼間0266-41-3976 夜間	
36	箕輪町役場一帯	箕輪町中箕輪松島10298	中央自動車道伊北IC~ 国道153号線	35.914755	137.982115	16,000	200	有	箕輪町長	昼間0265-79-3111 夜間	昼間0265-79-0230 夜間	
37	中央自動車道 小黒川P・A	伊那市ますみが丘269	中央自動車道(上り) 国道361号線伊那側から進入	35.941249	137.932564	31,000	30	有	中日本高速道路㈱ネクスコ 飯田保全サービスセンター	昼間0265-25-7288 夜間	昼間0265-25-7873 夜間	
38	中央自動車道 辰野P・A	辰野町平出2271-2	中央自動車道(下り) 国道362号線伊那側から進入	35.975669	138.003422	31,000	30	有	中日本高速道路㈱ネクスコ 飯田保全サービスセンター	昼間0265-25-7288 夜間	昼間0265-25-7873 夜間	
39	駒ヶ岳SA	駒ヶ根市赤穂15-160	中央自動車道(上り)	35.711400	137.906597	14,990	196	有	ネクスコ中日本	昼間0265-25-7288 夜間	昼間0265-25-7873 夜間	
40	伊那市役所	伊那市下新田3050	国道153号線 伊那市役所入口	35.827641	137.952916	6,000	200	有	伊那市長	昼間0265-78-4111 夜間0265-78-4111	昼間0265-74-1250 夜間0265-74-1250	
41	駒ヶ岳SA(下り)	駒ヶ根市赤穂15-205	中央自動車道(下り)	35.712256	137.908714	20,000	大型48 普通148	有	中日本高速道路㈱ネクスコ 飯田保全サービスセンター	昼間0265-25-7288 夜間	昼間0265-25-7873 夜間	
42	道の駅 花の里いじま	上伊那郡飯島町七久保2253	中央自動車道 駒ヶ根IC~ 主要地方道飯島飯田線	35.662350	137.909143	9,454	大型7 普通108	有	飯島町長	昼間0265-86-3111 夜間	昼間0265-86-6781 夜間	



別表第6

43	伊那市高遠町東高遠 ループ橋下 駐車場	伊那市高遠町	国道152号	35.835635	138.065473	2,500	31	無	伊那市長	昼間0265-94-2551 夜間0265-78-4111	昼間0265-94-3697 夜間0265-74-1250	上伊那広域消防本部
44	柏木運動場	飯島町七久保2589-15	中央自動車道駒ヶ根IC	35.664473	137.916084	11,000	90	有	飯島町長	昼間0265-86-3111 夜間0265-86-3111	昼間0265-86-4395 夜間0265-86-4395	
45	中川村片桐4580 中川中グランド	中川村片桐4581 中川中グランド	中央自動車道駒ヶ岳SIC	35.629359	137.934838	13,000	100	有	中川村長	昼間0265-86-3111 夜間0265-88-3001	昼間0265-88-3890	
46	ウエストスポーツパーク一帯 (富士塚スポーツ公園含む)	伊那市	中央自動車道小黒川SIC	35.842419	137.939210	11,000	200	有	伊那市長	昼間0265-78-2356 夜間	昼間	
47	信州大芝公園一帯	南箕輪村	中央自動車道伊那IC	35.887786	137.944728	40,000	100	有	南箕輪村長	昼間0265-76-0048 夜間0265-76-0048	昼間0265-76-9655 夜間0265-76-9655	
48	伊那市高遠町東高遠 高遠城址公園グランド	伊那市高遠町東高遠 高遠城址公園グランド	国道152号線杖突峠	35.834074	138.061911	6,000	75	有	伊那市長	昼間0265-94-2551 夜間0265-78-4111	昼間0265-94-3697 夜間0265-74-1250	
49	中央自動車道 辰野P・A (下り)	中央自動車道 辰野P・A (下り)	中央自動車道伊北IC～ 国道153号線	35.975743	138.003829	2,370	20	有	中日本高速道路㈱	昼間0265-25-7288 夜間	昼間0265-25-7873 夜間	
50	中央自動車道 諏訪湖S・A (下り)	中央自動車道 諏訪湖S・A (下り)	中央自動車道	36.026656	138.076116	11,500	184	有	中日本高速道路㈱ 八王子支社	昼間0263-47-7515 夜間	昼間0263-48-0713 夜間	
51	みどり湖PA駐車場	塩尻市柿沢921-2	長野自動車道 (下り)	36.096720	137.997028	9,317	100	有	中日本高速道路 松本管理事務所	昼間0263-47-7515 夜間	昼間0263-48-0713 夜間	
52	諏訪市豊田中央公園一帯 (すわっこランド含)	諏訪市豊田中央公園一帯 (すわっこランド含)	中央自動車道諏訪IC～ 諏訪湖へ～湖周線	36.034330	138.091180	32,000	280	有	諏訪市長	昼間0266-52-4141 夜間0266-52-4141	昼間0266-57-0660 夜間0266-57-0660	
53	旧東洋バルヴ跡地	諏訪市湖岸通り	中央自動車道諏訪IC～ 諏訪湖へ～湖周線	36.044389	138.107900	18,000	150	無	諏訪市長	昼間0266-52-4141 夜間0266-52-4141	昼間0266-57-0660 夜間0266-57-0660	
54	ハヶ岳PA	山梨県北杜市長坂町大八田	中央自動車道 (下り)	35.844590	138.364660	8,800	89	有	ネクスコ中日本	昼間055-275-5121 夜間	昼間	
55	道の駅 はくしゅう	山梨県北杜市白州町白須1309	国道20号線	35.810556	138.331316	5,500	75	有	国土交通省	昼間0551-20-4711 夜間	昼間	
56	岡谷市鳥居平やまびこ公園 一帯 (路上含む)	岡谷市鳥居平 やまびこ公園一帯 (路上含む)	国道20号線 塩尻峠	36.069798	138.028067	18,300	228	有	岡谷市長	昼間0266-23-4811 夜間0266-23-4811	昼間0266-24-0689 夜間0266-24-0689	
57	茅野市運動公園第二駐車場	茅野市玉川501	国道152号～塚原北信号～ 仲町東信号～八束張公園線	35.991690	138.170129	6,870	85	有	茅野市長	昼間0266-72-8399	昼間0266-71-1646	
58	茅野市運動公園第一駐車場	茅野市玉川501	国道20号～県道長峰線	35.993311	138.163729	5,890	73	有	茅野市長	昼間0266-72-8399	昼間0266-71-1646	
59	富士見Pノマリグート駐車場 (第1集結場所)	諏訪郡富士見町富士見 6666-718番地	諏訪南IC～R20号線～ 町道西山環状線～町道水神Pノマリ線 R20号線～町道六道入笠線～ 町道水神Pノマリ線	35.910956	138.207039	22,100	276	有	富士見町開発公社 理事長	昼間0266-62-5666 夜間0266-62-5666	昼間0266-62-6600 夜間	
61	富士見高原リゾート駐車場 (第2集結場所、第1が不可の場合)	諏訪郡富士見町境 12068番地	小淵沢IC～県道八ヶ岳高原線～ 県道八ヶ岳鉢巻線 R20号線～県道八ヶ岳公園線～ 県道八ヶ岳鉢巻線	35.923129	138.308169	18,000	225	有	富士見高原保健地管理㈱社長	昼間0266-66-2121 夜間0266-66-2121	昼間0266-66-2677 夜間	
63	松川総合運動公園	松川町元大島2891-4	中央自動車道 松川IC～R153	35.605383	137.912299	10,500	普通100	有	松川町長	昼間0265-36-3111 夜間	昼間0265-36-5091 夜間	
64	松川町交流センターみらい	松川町大島2065-2	中央自動車道 松川IC～ 松川インター大鹿線	35.604708	137.892554	1,900	普通60	有	松川町長	昼間0265-36-3111 夜間	昼間0265-36-5091 夜間	
65	飯田運動公園	飯田市三日市場1986	中央自動車道 飯田IC～R153～ 運動公園通り	35.485995	137.799737	22,000	350	有	飯田市長	昼間0265-22-4511 夜間	昼間0265-24-4511 夜間	
66	恵那峡SA (上り)	岐阜県恵那市船山1120	中央自動車道 (上り)	35.455193	137.427979	14,300	大型28 普通183	有	中日本高速道路 多治見保全サービスセンター	昼間0572-23-3281 夜間0572-23-3281	昼間0572-23-8410 夜間0572-23-8410	
67	東美濃ふれあいセンター	岐阜県中津川市茄子川1683-797	中央自動車道 中津川IC～R19	35.458031	137.467825	320,000	普通1,000	有	中津川市長	昼間0573-66-1111 夜間	昼間0573-66-0634 夜間	
68	平谷村総合グランド	平谷村赤坂1512	R153	35.309864	137.626580	12,000	150	有	平谷村長	昼間0265-48-2211 夜間	昼間0265-48-2212 夜間	
69	道の駅どんぐりの里いなぶ	愛知県豊田市武節町針原22-1	R153	35.213605	137.502244	6,000	大型12 普通108	有	国土交通省中部地方整備局 名古屋国道事務所	昼間052-853-7327 夜間	昼間052-853-7334 夜間	
70	コミュニティの森	阿南町西條早稲田2333-2	R151	35.316095	137.813187	17,800	222	有	阿南町長	昼間0260-22-2141 夜間	昼間0260-22-2576 夜間	
71	道の駅 信州千石平	下伊那郡阿南町新野2701	R151	35.257532	137.745568	2,190	大型5 普通100	有	阿南町長	昼間0260-22-2141 夜間	昼間0260-22-2576 夜間	
72	駒ヶ岳SA 下り線	駒ヶ根市赤穂15-161	中央自動車道	35.712288	137.908738	20,000	200	有	中日本高速道路 飯田保全サービスセンター	昼間0265-25-7288 夜間0265-25-1800	昼間0265-25-7873 夜間0265-25-7873	
73	東部湯の丸SA	東御市柵津1853-1	上信越自動車道 (下り)	36.370764	138.347178	10,625	大型52 小型80	有	東日本高速道路 長野管理事務所	昼間0267-68-8861 夜間0267-68-8861	昼間0267-68-8862 夜間0267-68-8862	
74	東部湯の丸SA	東御市柵津字下宿2075-5	上信越自動車道 (上り)	36.372054	138.348271		大型49 小型80	有	ネクスコ東日本 佐久管理事務所	昼間0267-68-8861 夜間0267-68-8861	昼間0267-68-8862 夜間0267-68-8862	
75	道の駅雷電くるみの里	東御市滋野乙4524-1	主要地方道79号小諸上田線 (浅間サンライン)	36.355666	138.374727	17,515	大型20 普通100	有	長野県知事	昼間0268-63-0963 夜間	昼間0268-63-0966 夜間	
76	ゆきむら夢工房	上田市真田町長6090-1	国道144号真田バイパス	36.440368	138.307667	2,520	63	有	上田市長	昼間0268-72-2204 夜間0268-72-2204	昼間0268-72-2204 夜間0268-72-2204	
77	上田道と川の駅	上田市小泉2575-2	国道18号	36.406875	138.205356	9,258	大型21 普通64	有	上田市長	昼間0268-75-0587 夜間	昼間0268-75-0586 夜間	
78	和田宿ステーション	長和町和田2884-1	国道142号線	36.205766	138.213366	3,900	大型9 普通63	有	長和町長	昼間0268-68-3111 夜間0268-68-3111	昼間0268-68-4011 夜間0268-68-4011	
79	道の駅 マルメロの駅ながと	長和町古町2424-19	国道152号線	36.273281	138.257896	12,000	大型15 普通41	有	国土交通省	昼間0268-68-2000 夜間	昼間	
80	志賀高原総合会館98 (志賀高原分遣所)	山ノ内町大字平穂7148	R292	36.719167	138.489722	14,000	200	有	山ノ内町長	昼間0269-33-1107 夜間0269-33-3111	昼間0269-33-4527 夜間0269-33-4527	
81	道の駅北信州やまのうち	山ノ内町大字佐野393-3	R292	36.740951	138.405330	7,000	140	有	中野建設事務所 ※夜間は管理係長公用携帯	昼間0269-22-3138 夜間090-4052-1658	昼間0269-22-3048 夜間	
82	長野県立歴史館 千曲市森将軍塚古墳館 一帯	千曲市大字屋代260-6 千曲市大字屋代29-1	国道18号～更埴白石線	36.534315 36.534426	138.135071 138.137511	25,200	200	有	長野県知事 千曲市長	昼間026-274-2000 026-274-3400 夜間026-232-0111 026-274-3400	昼間026-274-3996 026-274-3403 夜間026-233-4332 026-274-3403	
83	嬉捨SA	千曲市大字八幡7608-3	長野自動車道 (上り)	36.497184	138.097364	9,500	146	有	東日本高速道路 長野管理事務所	昼間026-278-7701 夜間026-278-7701	昼間026-278-7717 夜間026-278-7717	
84	千曲川さかきPA	坂城町大字中之条	上信越自動車道 (下り)	36.455401	138.199932	6,900	65	有	東日本道路(株) 佐久管理事務所	昼間0267-68-8861 夜間0267-68-8863	昼間0267-68-8862 夜間0267-68-8862	
85	小布施PA (ハイウェイオアシス含む)	小布施町大字飯田997-38	上信越自動車道(上り)	36.693306	138.295250	4,000	大型30 小型50	有	東日本高速道路 長野管理事務所	昼間026-278-7701 夜間026-278-7701	昼間026-278-7717 夜間026-278-7717	
86	小布施PA (ハイウェイオアシス含む)	小布施町大字大島660-3	上信越自動車道 (下り)	36.691609	138.293580	4,000	大型30 小型50	有	東日本高速道路 長野管理事務所	昼間026-278-7701 夜間026-278-7701	昼間026-278-7717 夜間026-278-7717	
87	ラ・ムー 須坂長野東インター店	須坂市井上1700-14	県道58号長野須坂インター線	36.639320	138.276485	9,450	100	無	株式会社 西源	昼間026-246-4111 夜間	昼間026-246-4431 夜間	

別表第6

88	松川村ふれあい交流センター 寄って亭まつかわ(道の駅)	松川村5375-1	県道 有明大町線 (パノラマロード)	36.396126	137.867506	3,000	60	有	松川村長	昼間0261-61-1200 夜間0261-62-3111	昼間0261-62-9405 夜間0261-62-9405	北アルプス広域消防本部
89	ザ・ビック信州池田店駐車場	池田町大字会染2908	主要地方道大町明科線	36.399450	137.885839	6,000	120	無	池田町長 総務課消防防災係	昼間0261-62-3131 夜間	昼間0261-62-9404 夜間	
90	道の駅おたり	小谷村北小谷1861-1	国道148号	36.845025	137.900294	3,000	60	有	小谷村長 総務課	昼間0261-82-2001 夜間0261-82-2001	昼間0261-82-2232 夜間	
91	ヤナバススキー場駐車場	大町市平築場	国道148号	36.604183	137.853630	8,800	176	無	ヤナバススキー場	昼間090-9669-3337 夜間	昼間 夜間	
92	サンサンパーク白馬	北安曇郡白馬村大字神城	主要地方道白馬美麻線	36.647526	137.865005	5,700	110	有	大町建設事務所 維持管理課	昼間0261-23-6533 夜間0261-22-5111	昼間0261-23-6532 夜間	岳北消防本部
93	道の駅花の駅・千曲川 駐車場	飯山市大字常盤7,426	国道117号	36.881614	138.387822	2,500	40	有	信州いいやま観光局 理事長	昼間0269-62-1887 夜間0269-62-3111	昼間0269-62-1889 夜間0269-62-5990	
94	JANAの あぐりタウン駐車場	飯山市大字常盤7,420	国道117号	36.882279	138.387286	5,692	80	有	JANAの みゆき支所長	昼間0269-62-0055 夜間	昼間0269-62-0645 夜間	
95	道の駅「大桑」	木曾郡大桑村野尻121	国道19号	35.681700	137.652780	2,540	普通 大型 5	有	国交省飯田国道事務所 木曾維持出張所長	昼間0264-22-3011 夜間0264-22-3011	昼間0264-22-3656 夜間0264-22-3656	
96	道の駅「日義木曾駒高原」	木曾郡木曾町日義4731	国道19号	35.866290	137.740042	3,770	普通 大型 7	有	国交省飯田国道事務所 木曾維持出張所長	昼間0264-22-3011 夜間0264-22-3011	昼間0264-22-3656 夜間0264-22-3656	木曾広域消防本部
97	レクスボセンター及び路上駐車	木曾郡木曾町開田高原西野	国道361号	35.938078	137.570986	12,000	100	有	木曾町長	昼間0264-22-3000 昼間0264-22-3000	昼間0264-22-3600 昼間0264-22-3600	
98	道の駅きりら坂下	岐阜県中津川市坂下450-3	国道256号 国道19号南木曾町経由	35.570558	137.534446	5,500	200	有	岐阜県中津川市長	昼間0573-66-1111 昼間0573-66-1111	昼間0573-655273 昼間0573-655273	
99	中央自動車道 恵那峡SA駐車場	岐阜県恵那市大井町	中央自動車道(下り) 岐阜県恵那市	35.454130	137.438040	14,660	普通 大型 191 43	有	ネクスコ中日本	昼間0572-23-3281		

## 航空隊活動拠点ヘリベース及びフォワードベース

番号	分類	市町村	名称	所在地	座標(緯度・経度) (WGS84)	最大 駐機数	燃料備蓄等 (直近含)	責任者・管理者等	管轄消防本部等
								電話番号	電話番号
1	HB	松本市	松本空港	松本市大字空港東9030	北緯:36度10分00秒 東経:137度55分22秒	15	移動タンク 給油車	松本空港管理事務所長 0263-58-2517	松本広域消防局 0263-25-0119
1	FB	長野市	長野滑空場	長野市若穂錦内芦ノ町	北緯:36度38分05秒 東経:138度15分31秒	8	県消防学校 14km(約25分)	長野市長 026-224-5083	長野市消防局 026-227-8002
2	FB	須坂市	県民須坂運動広場	須坂市臥竜3-5-1	北緯:36度38分28秒 東経:138度18分54秒	6	県消防学校 20km(約35分)	須坂市長 026-248-9000	須坂市消防本部 026-245-0119
3	FB	千曲市	萬葉の里 スポーツエリア	千曲市上山田	北緯:36度28分58秒 東経:138度08分40秒	8	県消防学校 17km(約35分)	千曲市長 026-273-1111	千曲坂城消防本部 026-276-0119
4	FB	佐久市	千曲川 スポーツ交流広場	佐久市鳴瀬	北緯:36度14分55秒 東経:138度25分55秒	8	佐久(北部消防署) 12km(約20分)	佐久市長 0267-62-2020	佐久広域連合消防本部 0267-64-0119
5	FB	小諸市	小諸市総合運動場	小諸市己146-30	北緯:36度20分59秒 東経:138度27分21秒	6	上田東北消防署 17km(約25分)	小諸市長 0267-22-1700(代表)	佐久広域連合消防本部 0267-64-0119
6	FB	大町市	大町運動公園 (陸上競技場、サッカー場)	大町市常盤5638-44	北緯:36度29分55秒 東経:137度50分10秒	陸上…4 サッカー…2	北アルプス広域消防本部 (北部消防署) 27km(約35分)	大町市長 0261-22-0420	北アルプス広域消防本部 0261-22-0735
7	FB	王滝村	松原スポーツ公園	木曾郡王滝村4713-2	北緯:35度47分56秒 東経:137度32分34秒	4	木曾消防署 39km(約50分)	王滝村長 0264-48-2001	木曾広域消防本部 0264-24-3119
8	FB	伊那市	美すず スポーツ公園運動場	伊那市美篤7310-123	北緯:35度51分18秒 東経:138度00分24秒	4	長野県消防防災 航空センター 47km(約48分)	伊那市長 0265-78-5010	上伊那広域消防本部 0265-72-0119

## 備考

- 被災地がヘリベースから遠隔地である場合は、長野県消防応援活動調整本部が被災地市町村及びヘリベース指揮者と協議し、代替ヘリベースを本表より決定する。
- フォワードベースの決定は、災害規模や状況により「ヘリコプター離着陸場」(別表第12)から選定することが出来るものとする。
- 燃料備蓄等の欄には、直近備蓄庫からの距離及び車両による搬送時間目安を記載。



# 宿営可能場所

消防本部 (局)名	No.	所在地 宿営場所名称	土地の状況	集結場所からの 距離(km)	座標(北緯) 世界測地10進法	座標(東経) 世界測地10進法	面積(m <sup>2</sup> )	水道	トイレ	駐車可能 台数	宿営可能 人数	責任者	連絡先(昼間・夜間)		屋内 宿営	避難場所 指定
								設置数	設置数				電話番号	F A X		
長野市消防局	1	長野市吉田5丁目 東和田長野運動公園一帯	アスファルト・芝 コンクリート等	松代PA集結場所 から15.0km	36.659863	138.232191	222,900	常設15	常設3	200	32,900	長野市	昼間 026-244-7555 夜間	昼間 026-244-7156 夜間		指定
	2	長野市篠ノ井東福寺320 南長野運動公園一帯	アスファルト 芝	松代PA集結場所 から2.5km	36.579988	138.166052	43,556	常設14	常設15	822	18,130	長野市	昼間 026-293-4062 夜間	昼間 026-299-9567 夜間		指定
	3	長野市篠ノ井東福寺2375-1 長野県消防学校	アスファルト 土・芝	松代PA集結場所 から1.1km	36.571222	138.174678	8,000	常設3	常設3	200	3,300	長野県	昼間 026-292-2580 夜間	昼間026-292-6654 夜間		指定
	4	長野市小島田町1384-1 川中島古戦場史跡公園	土・芝	松代PA集結場所 から2.0km	36.590571	138.187783	87,300	常設4	常設2	156	2,910	長野市	昼間 026-224-5054 夜間	昼間 026-224-5111 夜間		指定
	5	長野市篠ノ井会716 篠ノ井中央公園	土・芝	松代PA集結場所 から5.3km	36.574082	138.152013	60,000	常設3	常設3	95	2,000	長野市	昼間 026-224-7284 夜間	昼間 026-224-5111 夜間		指定
	6	長野市真島町真島1060-1 アクアバル千曲	アスファルト 土・芝	松代PA集結場所 から6.5km	36.610616	138.221078	140,000	常設6	常設11	200	900	長野県	昼間 026-283-4170 夜間	昼間 026-283-4175 夜間		指定
須坂市消防本部	7	県民須坂運動場	土(転圧) コンクリート	ラ・ムー須坂長野東インター店集結場所 から4.8km	36.671101	138.310391	21,000	常設5	常設5	175	700	須坂市長	昼間026-245-0119 夜間026-245-0119	昼間026-248-1259 夜間026-248-1259		
	8	須坂市高畑町1055-3 須坂市北部体育館(グラウンド)	土(転圧) コンクリート	小布施PA集結場所から2.5km	36.671101	138.315936	15,400	常設2	常設1	128	513	須坂市長	昼間026-248-5600 夜間	昼間026-248-5600 夜間		指定
千曲坂城消防本部	9	千曲市大字屋代260-6 長野県立歴史館 千曲市大字屋代29-1 千曲市森将軍塚古墳館 一帯	アスファルト	姨捨SA集結場所 から15.1km	36.534315 36.534426	138.135071 138.137511	25,200	常設16	常設2	210	840	長野県知事 千曲市長	昼間026-274-2000 026-274-3400	昼間026-274-3996 026-274-3403		
				坂城PA集結場所 から16.7km									夜間026-232-0111 026-274-3400	夜間026-233-4332 026-274-3403		
	10	千曲市大字磯部1406-1 千曲市総合体育館(グラウンド)	土	姨捨SA集結場所 から21km	36.478112	138.153380	16,550	常設10	常設5	138	552	千曲市長	昼間026-276-1731	昼間026-276-1739		指定
				坂城PA集結場所 から8.5km									夜間026-273-1111	夜間		
11	千曲市大字戸倉2254 湯のさとちくま 白鳥園 南側敷地	芝・砂利	姨捨SA集結場所 から24.7km	36.484210	138.148946	10,785	無	無	大型41	392	千曲市長	昼間026-275-0400	昼間026-275-0407			
			坂城PA集結場所 から9.2km									夜間026-273-1111	夜間026-233-4332			
12	埴科郡坂城町大字中之条2468 坂城町文化センター(グラウンド)	土	姨捨SA集結場所 から28.2km 坂城PA集結場所 から3.3km	36.450873	138.193694	12,517	常設1	常設1	大型48	462	坂城町長	昼間0268-82-3111 夜間	昼間0268-82-8307 夜間		指定	
岳北消防本部	13	飯山市大字旭4691 飯山市長峰スツ公園 多目的広場駐車場	アスファルト	あぐりタウン 集結場所から 3.5km	36.883618	138.365627	24,000	無	無	375	3,700	飯山市長	昼間0269-62-3111 夜間0269-62-3111	昼間0269-62-5990 夜間0269-62-5990		
	14	飯山市大字旭4722 飯山市長峰スツ公園 飯山市民プール駐車場	アスファルト				6,000	常設1	常設1							
	15	飯山市大字旭4691 飯山市長峰スツ公園 多目的運動広場	グラウンド土 (転圧)				24,000	常設2	常設2							
	16	飯山市大字旭4722 飯山市長峰スツ公園 針湖池周辺芝生広場	草地				8,000	常設1	常設1							
	17	飯山市大字旭4722 飯山市長峰スツ公園 テニスコート	土(転圧)				5,000	常設1	常設1							
	18	野沢温泉村大字豊郷5016-4 野沢温泉村ちびっコスポート広場	アスファルト 芝	あぐりタウン 集結場所から 7.9km	36.912739	138.439398	13,840 14,470	常設3	大3 小2 障1	173	1,447	野沢温泉村長	昼間0269-85-3111 夜間0269-85-3111	昼間0269-85-3995 夜間0269-85-3995 (電話連絡要す。)		
19	木島平村大字往郷3182-4 ケヤキの森公園	芝	あぐりタウン 集結場所から 8.9km	36.851127	138.418871	8,500	常設7	常設5	32	850	木島平村長	昼間0269-82-3111 夜間0269-82-3111	昼間0269-82-4121 夜間0269-82-4121			
20	木島平村大字往郷3182-4 ケヤキの森公園駐車場	アスファルト				2,600	無	常設7								
岳南広域消防本部	21	中野市大字一本木552-1 中野市営運動場	土	志賀高原総合会館98から 17.7km	36.757478	138.382504	9,545	常設5	常設2	79	318	中野市長	昼間0269-22-2111 夜間0269-22-2118	昼間0269-26-0349 夜間		指定
	22	中野市片塩1221 北信濃ふるさとの森文化公園	アスファルト 芝・土	志賀高原総合会館98から 25km	36.754308	138.341030	10,000	常設4	常設4	100	400	創造館 館長	昼間0269-23-1021 夜間0269-22-2111	昼間0269-23-1021 夜間		
	23	夜間瀬川緑地公園	土・芝	志賀高原総合会館98から 17.0km	36.753706	138.397961	19,000	無	無	200	800	山ノ内町	昼間0269-33-3111 夜間	昼間0269-33-4524 夜間		

別表第8

松本広域消防局	24	陸上自衛隊 松本駐屯地	土(転圧) コンクリート	小坂田集結場所から 16km	36.207594	137.951267	319.126	常設30	常設30	2,659	1,063	陸上自衛隊	昼間0263-26-2766 夜間0263-26-2766	昼間0263-26-2766 夜間0263-26-2766			
	25	県民文化会館 松本市営体育館	アスファルト 屋内	筑北PA集結場所から 35km	36.257225	137.981200	77.797	常設20	常設20	648	4,182	松本市	昼間0263-34-7100 夜間	昼間0263-34-7101 夜間	可		
	26	松本市野球場	アスファルト 人工芝	筑北PA集結場所から 35km	36.258229	137.988560	73.611	常設10	常設10	613	2,453	松本市	昼間0263-46-5555 夜間	昼間 夜間	可		
	27	信州スカイパーク	アスファルト 芝	沢渡駐車場集結場所から 40km	36.167208	137.918973	335.020	常設30	常設30	2,791	11,167	長野県	昼間0263-57-2211 夜間	昼間0263-57-0444 夜間			
	28	中央スポーツ公園消防署南側駐車場	砂利	小坂田集結場所から 4.2km	36.122533	137.951374	9.000	無	無	75	300	塩尻市	昼間0263-52-0280 夜間	昼間0263-52-0280 夜間		指定	
	29	信州スカイパーク 大芝生公園	芝生	筑北PA集結場所から 50km	36.160798	137.921033	70.000	無	無	200	2,333	長野県	昼間0263-57-2211 夜間	昼間0263-57-0444 夜間			
	30	信州スカイパーク体育館	屋内	筑北PA集結場所から 50km	36.165532	137.918147	6.662	常設5	常設10	100	358	長野県	昼間0263-57-2211 夜間	昼間0263-57-0444 夜間	可		
	31	信州スカイパーク やまびこドーム	屋内	筑北PA集結場所から 51km	36.169156	137.927470	10.081	常設5	常設10	50	541	長野県	昼間0263-57-2211 夜間	昼間0263-57-0444 夜間	可		
	32	アルウィン駐車場・他	芝生	筑北PA集結場所から 51km	36.179657	137.916709	26.000	常設10	常設20	50	866	長野県	昼間0263-57-2211 夜間	昼間0263-57-0444 夜間			
	33	塩尻市小坂田公園	芝生	野営場所と同一	36.105224	137.985760	338.351	常設20	常設20	2,819	11,278	塩尻市	昼間0263-52-6414 夜間	昼間 夜間		指定	
	34	塩尻市総合運動場	土(転圧)	小坂田集結場所から 5km	36.117287	137.938929	38.192	常設2	常設2	318	1,273	塩尻市	昼間0263-52-0280 夜間	昼間0263-52-6113 夜間		指定	
	35	筑北村本城 防災公園	土(転圧)	小坂田集結場所から 60km	36.413757	138.006038	19.653	常設3	常設3	163	655	筑北村	昼間0263-66-2111 夜間	昼間0263-66-3370 夜間		指定	
	36	筑北村坂井農村運動広場	土(転圧)	小坂田集結場所から 55km	36.437550	138.072926	15.263	常設2	常設2	127	508	筑北村	昼間0263-67-2002 夜間	昼間0263-67-3687 夜間	可	指定	
	37	安曇野市豊科 近代美術館	アスファルト	筑北PA集結場所から 22.5km	36.304980	137.906855	41.935	常設10	常設10	349	1,397	安曇野市	昼間0263-73-5638 夜間	昼間0263-73-6320 夜間			
	38	安曇野市穂高地域 福祉センター	アスファルト 土(転圧)	筑北集結場所から 30km	36.337919	137.871101	25.980	常設5	常設5	216	866	安曇野市	昼間0263-82-2940 夜間	昼間0263-82-9621 夜間		指定	
	39	安曇野市穂高会館	アスファルト 屋内	筑北集結場所から 28km	36.346280	137.882742	4.400	常設5	常設9	36	236	安曇野市	昼間0263-82-5970 夜間	昼間 夜間	可	指定	
	40	穂高交流学習センター	アスファルト 屋内	筑北集結場所から 26km	36.332603	137.888278	5.450	常設7	常設2	45	293	安曇野市	昼間0263-84-0111 夜間	昼間0263-84-0116 夜間	可		
	41	安曇野市市営 西穂高運動場	アスファルト 土	筑北集結場所から 28km	36.319071	137.872308	13.500	常設1	常設1	112	450	安曇野市	昼間0263-82-5970 夜間	昼間 夜間		指定	
	42	安曇野市三郷文化公園体育館	アスファルト 土	沢渡駐車場集結場所から 33km	36.259107	137.893288	56.364	常設5	常設5	46	1,878	安曇野市	昼間0263-77-7521 夜間	昼間0263-77-6060 夜間	可		
	43	豊科南部公園	芝生	筑北PA集結場所から 31.0km	36.274838	137.919713	85.000	常設8	常設18	708	2,833	安曇野市	昼間0263-71-2000 夜間0263-72-3106	昼間0263-71-5000 夜間-		指定	
	44	安曇野スイス村 (スイス村サウナ)	アスファルト	筑北PA集結場所から 22.0km	36.322235	137.916656	63.876	常設	常設	800	2,129	株式会社 あずみ野	昼間0263-72-7878 夜間0263-35-7718	昼間0263-72-8515 夜間-			
	45	梓川ふるさと公園	アスファルト 土及び芝	沢渡駐車場集結場所から 30.5km	36.238666	137.832949	17.000	常設1	常設1	141	566	松本市	昼間0263-34-3254 夜間	昼間0263-34-3202 夜間			
	北アルプス広域消防本部	46	大町市文化会館及び周辺施設	屋内 アスファルト	上緑町工業団地集結場所から11.0km	36.518896	137.855856	建1,300 駐7,400	常設	常設	72	290	大町市長	昼間0261-22-9988 夜間	昼間0261-22-9849 夜間	可	指定
		47	大町市総合体育館及び周辺施設	屋内 アスファルト	上緑町工業団地集結場所から8.0km	36.497789	137.839166	建2,185 駐18,000	常設	常設	150	600	大町市長	昼間0261-22-8855 夜間	昼間0261-22-8108 夜間	可	指定
48		大町市市民館及び周辺施設	屋内 土(転圧)	上緑町工業団地集結場所から14.0km	36.539467	137.841394	建1,000 駐17,000	常設	常設	141	566	大町市長	昼間0261-22-0694 夜間	昼間0261-22-0694 夜間	可	指定	
49		白馬村ウィング21	屋内 アスファルト	サンサンパーク白馬集結場所から6.0km	36.692502	137.862503	建1,500 駐4,300	常設	常設	35	143	白馬村長	昼間0261-72-8770 夜間	昼間0261-72-8770 夜間	可	指定	
50		白馬村岩岳スキー場駐車場	アスファルト	サンサンパーク白馬集結場所から10.0km	36.716134	137.859471	14,000	常設1	常設2	116	466	白馬観光開発(株) 岩岳営業本部	昼間0261-72-2474 夜間	昼間0261-72-3541 夜間		指定	
51		白馬加カトリック競技場駐車場 (スノーハーブ)	砂利・土	サンサンパーク白馬集結場所から3km	36.633186	137.857223	6,000	常設	常設	50	200	白馬村長	昼間0261-75-3934 夜間	昼間 夜間			
木曾広域消防本部	52	岐阜県中津川市上野 桜の湖キャンプ場	芝	集結場所道の駅 「きりら坂下」から約6km	35.585834	137.499168	約7,000	10	10	58	233	中津川市長	昼間0573-66-1111 夜間0573-66-1111	昼間0573-65-5273 夜間0573-66-5273			
	53	岐阜県中津川市山口 馬籠総合グラウンド	芝	集結場所中央道 「恵那峡SA」(上り)から約17km	35.526667	137.559724	約12,000	5	7	100	400	中津川市長	昼間0573-66-1111 夜間0573-66-1111	昼間0573-65-5273 夜間0573-66-5273			
	54	木曾郡木曾町日義4898 木曾文化公園一帯	アスファルト 草地・転圧	集結場所 「日義道の駅」から1.2km	35.858968	137.747338	約44,000	常設10	常設20	約170	700	木曾広域連合長	昼間0264-23-1050 夜間0264-23-1050	昼間0264-23-1052 夜間0264-23-1052			
	55	木曾郡木祖村菅3584-1番地 やぶはら高原こだまの森	アスファルト 草地・転圧	集結場所 「日義道の駅」から14km	35.968271	137.746882	約25,000	常設	常設40	約60	約500	木祖村長	昼間0264-36-2001 夜間0264-36-2001	昼間0264-36-3344 夜間0264-36-3344			



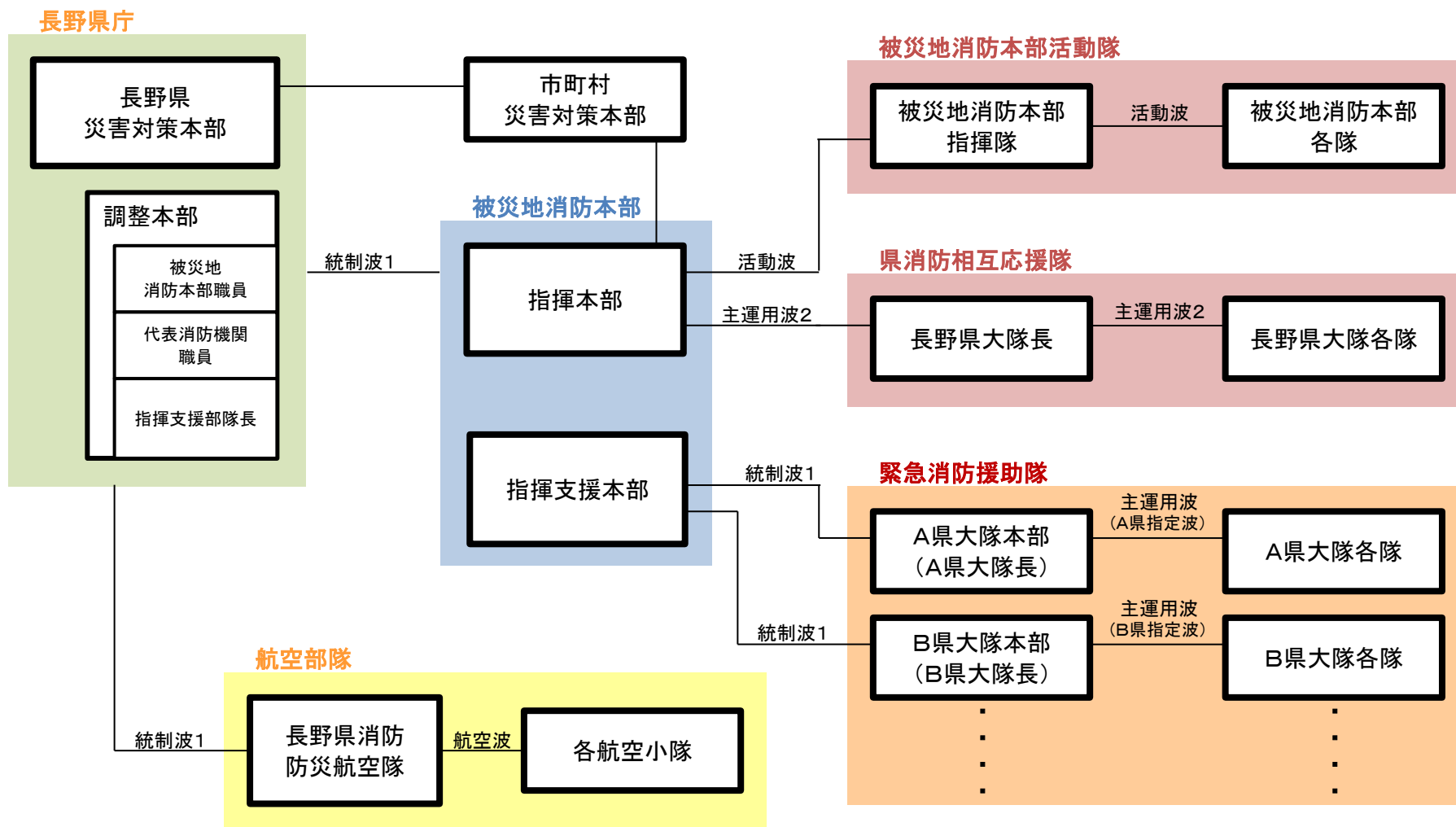
別表第8

上田地域 広域連合 消防本部	56	上田市下之郷乙935 上田市自然運動公園 グラウンド	アスファルト 土(転圧)	道と川の駅 集結場所から 6.7km	36.369262	138.228386	10.670	常設157	常設265	88	355	上田市市長	昼間0268-38-7195 夜間 -	昼間0268-38-8956		
	57	上田市下之郷乙935 上田市自然運動公園 体育館	屋内	道と川の駅 集結場所から 6.7km	36.369185	138.229435	5.392			213	371	上田市市長	昼間0268-38-7195 夜間 -	昼間0268-38-8956	可	
	58	上田市下之郷354 長野県営上田野球場 駐車場	アスファルト	道と川の駅 集結場所から 1.2km	36.400548	138.209598	12.102	常設17	常設35	100	403	長野県知事	昼間0268-22-0695 夜間 -	昼間0268-22-0695		
	59	上田市芳田3780-1 上田市わしは山荘	宿泊施設	東御湯の丸SA 集結場所から 5.6km	36.404241	138.331620	1.020	常設162	常設78	90	140	上田市市長	昼間0268-23-0363 夜間 -	昼間0268-23-0363	可	
	60	上田市芳田3780-85 上田市市民の森多目的グラウンド	アスファルト 土(転圧)	東御湯の丸SA 集結場所から 5.6km	36.403891	138.333319	12.000			100	400		昼間0268-23-0363 夜間 -			
	61	上田市芳田3780-65 上田市市民の森体育館	屋内	東御湯の丸SA 集結場所から 5.6km	36.404553	138.332294	1.367				220		昼間0268-23-0363 夜間 -		可	
	62	東御市鞍掛177-2 東御中央公園駐車場	アスファルト 土(転圧)	東御湯の丸SA 集結場所から 1.7km	36.361971	138.346574	13.081	常設199	常設110	普通425	432	東御市長	昼間0268-62-2200 夜間 -	昼間0268-62-3417		
	63	東御市常田 東御中央公園 第1体育館	屋内	東御湯の丸SA 集結場所から 1.7km	36.362306	138.347559	2.194			大型5 普通720	353		昼間0268-62-2200 夜間 -		可	指定
	64	東御市常田 東御中央公園 第2体育館	屋内	東御湯の丸SA 集結場所から 1.7km	36.361756	138.349474	994			160	昼間0268-62-2200 夜間 -		可			
	65	上田市真田町長7220-1 上田市真田運動公園 グラウンド	アスファルト 草地・転圧	ゆきむら夢工房 集結場所から 0.5km	36.442135	138.307549	12.400	常設80	常設90	103	413	上田市市長	昼間0268-72-2655 夜間0268-72-2200	昼間0268-72-8133		
	66	上田市真田町長7220-1 上田市真田運動公園 総合体育館	屋内	ゆきむら夢工房 集結場所から 0.7km	36.441620	138.304950	2.277			140	326		昼間0268-72-2655 夜間0268-72-2200	可		
	67	上田市御嶽堂1-1 上田市丸子総合グラウンド	アスファルト 土(転圧)	和田宿ステーション 集結場所から 16.4km	36.326757	138.265928	17.600	常設34	常設15	146	586	上田市市長	昼間0268-43-2250 夜間0268-42-3100	昼間0268-43-0616		
	68	上田市御嶽堂1-1 上田市丸子総合体育館	屋内	和田宿ステーション 集結場所から 16.4km	36.325842	138.266626	3.420			100	238		昼間0268-43-2250 夜間0268-42-3100	可		
69	長和町和田2834-1 和田宿ステーション	アスファルト	集結場所兼	36.205453	138.213225	3.900	常設1	常設1	大型9 普通63	130	長和町長	昼間0268-68-3111 夜間0268-68-3111	昼間0268-68-4011 夜間0268-68-4011			
佐久広域 連合 消防本部	70	軽井沢町大字追分1448-4 早稲田大学軽井沢セミナーハウス	アスファルト 土(転圧) 芝生	軽井沢消防署 集結場所から4.0km	36.347322	138.547968	20.000	常設10	常設10	166	666	セミナー管理人	昼間0267-45-1502 夜間0267-42-7572	昼間0267-46-2501 夜間0267-42-7572		
	71	軽井沢町大字追分1341-1 練馬区軽井沢自然の家	アスファルト 土(転圧) 芝生	軽井沢消防署 集結場所から4.0km	36.352452	138.549109	13.000	常設2	常設2	108	433	自然の家 所長	昼間0267-46-4141 夜間 "	昼間0267-46-4145 夜間 "		
	72	佐久市猿久保165-1 県立武道館	アスファルト	佐久平オアシス 集結場所から7.0km	36.255570	138.483483	12.380	常設8	常設7	185	460	長野県知事	昼間0267-78-5370 夜間 "	昼間0267-78-5392 夜間 "	可	指定
	73	佐久市猿久保55 駒場公園	アスファルト 土(転圧) 芝生	佐久平オアシス 集結場所から7.0km	36.254904	138.485718	100.305	常設4	常設5	835	3.343	業務管理室長	昼間0267-68-1399 夜間0267-62-2111	昼間0267-68-1853 夜間0267-63-1680		指定
	74	佐久市下平尾 (上信越道) 佐久平ハイウェイオアシス第2PA	アスファルト 草地	集結場所兼	36.278018	138.510125	15.800	常設2	常設2	198	526	都市計画課長	昼間0267-62-3404 夜間0267-62-2111	昼間0267-63-7750 夜間0267-63-1680		
	75	小諸市甲1984 南城公園	アスファルト 土(転圧) 芝生	小諸市総合運動場 集結場所から6.0km	36.315759	138.423333	33.550	常設6	常設3	280	1.120	都市計画課長	昼間0267-22-1700 夜間 "	昼間0267-24-3570 夜間 "		
	76	南牧村大字野辺山461-1 旧野辺山スキー場	アスファルト 草地	集結場所兼	35.930038	138.472824	15.000	使用不可	使用不可	125	500	南牧村 総務課長	昼間0267-96-2211 夜間 "	昼間0267-96-2158 夜間 "		
	77	立科町大字芦田 権現山運動公園体育センター	アスファルト	権現山運動公園多目的グラウンド 集結場所周辺	36.279728	138.311931	1940	常設3	常設1	99	150	立科町 教育長	昼間0267-88-8416 夜間0267-56-2311	昼間0267-56-2310 夜間 "	可	指定
	78	立科町大字芦田 権現山運動公園運動場、グラウンド、屋内運動場	アスファルト 土(転圧)	集結場所兼	36.277841	138.310064	21.020	常設4	常設3	92	2.000	立科町 教育長	昼間0267-88-8416 夜間0267-56-2311	昼間0267-56-2310 夜間 "		
	79	南牧村大字野辺山 南牧村社会体育館	アスファルト	JA長野ハケ岳野辺山集出荷場周辺	35.955306	138.470869	1.225	常設1	常設2	25	200	南牧村 教育長	昼間0267-96-2104 夜間 "	昼間0267-96-2105 夜間 "	可	指定
80	佐久穂町大字海瀬2570 花の郷「茂来館」	アスファルト 草地	佐久平オアシス 集結場所から15.7km	36.153326	138.489112	1.571	常設2	常設2	139	523	佐久穂町長	昼間0267-86-2525 夜間 "	昼間0267-86-4935 夜間 "	可	指定	
81	佐久穂町大字穂積1403 佐久穂町しらかば社会体育館	アスファルト	佐久平オアシス 集結場所から13.8km	36.137072	138.477036	3.132	常設1	常設1	112	505	佐久穂町長	昼間0267-86-2525 夜間 "	昼間0267-86-4935 夜間 "	可		
諏訪広域 連合 消防本部	82	中央公園・スポーツ広場	土(転圧)		36.034330	138.091180	12.000	常設8	常設2	100	400	諏訪市長	昼間0266-52-4141	昼間0266-52-4141		指定
	83	中央公園・球場及び周辺	土(転圧)		36.033670	138.093261	14.000			50	1,000		夜間0266-52-4141	夜間0266-52-4141	指定	
	84	豊田終末処理場 クリーンセンター諏訪	土(転圧)	諏訪市豊田中央公園一帯 (すわっこランド含) 集結場所周辺	36.033488	138.089345	12.000	常設1	常設3	100	400	長野県知事	昼間0266-58-2955 夜間0266-58-2955	昼間0266-58-2958 夜間0266-58-2958		
	85	すわっこランド周辺	アスファルト 土(転圧)		36.035694	138.091711	16.000	無	無	130	500	諏訪市長	昼間0266-52-4141	昼間0266-57-0660		

別表第8

諏訪広域消防本部	86	旧東洋バルヴ建屋	屋内	旧東洋バルヴ跡地 集結場所周辺	36.043539	138.109681	8.400	常設1	常設1	150	840	諏訪市長	夜間0266-52-4141	夜間0266-57-0660		
	87	旧東洋バルヴ跡地	土(転圧)		36.044389	138.107900	18.000	無	無		600					
	88	岡谷市鳥居平やまびこ公園一帯 (路上含む)	土(転圧)	岡谷市鳥居平やまびこ公園一帯 集結場所周辺	36.069798	138.028067	18.300	常設	常設	228	周辺一帯野営可能	岡谷市長	昼間0266-23-4811 夜間0266-23-4811	昼間0266-24-0689 夜間0266-24-0689		
	89	茅野市運動公園 ゴルフ練習場	土(転圧)	茅野集結場所 から0.5km	35.995523	138.167599	8.000	常設3	常設4	100		茅野市長	昼間0266-72-5815 夜間	昼間0266-72-7161 夜間		
	90	茅野市弓振公園	土(転圧)	茅野集結場所 から3.9km	35.979489	138.187776	9.400	常設2	常設2	77		茅野市長	昼間0266-72-2101 夜間0266-72-2101	昼間0266-72-9040 夜間		
	91	富士見パノマリゾート 駐車場	アスファルト	富士見第1集結場所	35.910956	138.207039	22.100	常設2	常設2	276	周辺一帯野営可能	理事長	昼間0266-62-5666 夜間0266-62-5666	昼間0266-62-6600 夜間0266-62-6600		
92	富士見高原リゾート 駐車場	アスファルト	富士見第1 集結場所から15km	35.923129	138.308169	18.000	常設3	常設3	225	周辺一帯野営可能	社長	昼間0266-66-2121 夜間0266-66-2121	昼間0266-66-2121 夜間			
飯田広域消防本部	93	飯田市三日市場1986 飯田運動公園	アスファルト 土・芝	集結場所兼	35.485995	137.799737	22.000	常設10	常設5	350	733	飯田市長	昼間0265-25-5588 夜間0265-22-4511	昼間0265-25-5588 夜間0265-24-4511		
	94	飯田市松尾7444-1 飯田市総合運動場	アスファルト 土	飯田運動公園 集結場所から 9km	35.493056	137.853611	40.571	常設11	常設2	338	1,352	飯田市長	昼間0265-23-0002 夜間	昼間0265-23-0002 夜間		
	95	飯田市時又〜嶋 天竜川水辺の楽校(竜丘ゾーン)	土・草	飯田運動公園 集結場所から 5km	35.459085	137.821988	38.125	常設6	常設2	317	1,270	国土交通省 飯田市長	昼間0265-22-3654 夜間0265-22-4511	昼間0265-53-0359 夜間		
	96	飯田市川路2500 飯田市川路多目的広場	土・草	飯田運動公園 集結場所から 5km	35.452482	137.816608	64.222	常設31	常設5	535	2,140	国土交通省 飯田市長	昼間0265-22-3654 夜間0265-22-4511	昼間0265-53-0359 夜間		
	97	飯田市龍江2585 今田平農村広場	土・草	飯田運動公園 集結場所から 6km	35.453002	137.823015	21.406	常設5	常設1	178	713	国土交通省 飯田市長	昼間0265-22-3654 夜間0265-22-4511	昼間0265-53-0359 夜間		
	98	松川町元大島2784-1 リフレッシュタウンまつかわ	アスファルト	集結場所兼	35.614671	137.882282	5.398	常設14	常設2	44	179	松川町長	昼間0265-36-2000 夜間0265-36-2000	昼間0265-36-5544 夜間0265-36-5544		
	99	大鹿村大河原4337 大西総合グラウンド	アスファルト 土	リフレッシュタウンまつかわ 集結場所から21km	35.564095	138.035029	15.400	常設12	常設1	128	513	大鹿村長	昼間0265-39-2100 夜間0265-39-2100	昼間0265-39-1023 夜間0265-39-1023		
	100	阿南町西條早稲田 コミュニティの森	土	飯田運動公園 集結場所から 25km	35.316095	137.813187	17.800	常設31	常設7	148	593	阿南町長	昼間0260-22-2270 夜間0260-22-2270	昼間0260-22-2287 夜間0260-22-2287		
	101	阿南町富草 阿南町富草グラウンド	土	飯田運動公園 集結場所から 19km	35.354167	137.802500	9.500	常設1	常設7	79	316	阿南町長	昼間0260-22-3344 夜間0260-22-3344	昼間0260-22-3308 夜間0260-22-3308		
	102	平谷村赤坂 平谷村総合グラウンド	土	集結場所兼	35.309864	137.626580	12.000	常設2	常設7	100	400	平谷村長	昼間0265-48-2011 夜間0265-48-2011	昼間0265-48-2021 夜間0265-48-2021		
103	飯田市南信濃和田950 遠山中学校校庭	土	飯田運動公園集結場所から45km	35.326851	137.937636	7.600	常設3	常設1	63	253	飯田市長	昼間0260-34-2047 夜間0260-34-2047	昼間0260-34-2715 夜間0260-34-2715			
上伊那広域消防本部	104	伊那市西箕輪 みほらし公園一帯(駐車場含む)	アスファルト 土	小黒P・A 集結場所から 5.5km	35.881693	137.921028	12.000	常設6	常設9	100	400	伊那市長	昼間0265-74-1807 夜間	昼間0265-74-1808 夜間		
	105	伊那市ウエストスポーツパーク 一帯(富士塚スポーツ公園含む)	アスファルト 土	伊那スポーツ 集結場所から 5.0km	35.842256	137.939445	27.000	常設2	常設5	110	1,800	伊那市長	昼間0265-78-2356 夜間	昼間 夜間	可	指定
	106	南箕輪大芝公園一帯	アスファルト 土	小黒P・A 集結場所から 7km	35.887548	137.943474	40.000	常設5	常設4	300	1,800	南箕輪村長	昼間0265-76-0048 夜間0265-76-0048			指定
	107	辰野町樋口 辰野町荒神山球場 駐車場	アスファルト 土	辰野町役場 集結場所から 2.3km	35.968772	137.994226	2.500	常設6	常設4	21	83	辰野町長	昼間0266-43-1000 夜間	昼間0266-43-3701 夜間		指定
	108	伊那市高遠町東高遠 高遠城址公園グラウンド	土	集結場所兼	35.834038	138.061927	6.000	常設8	常設10	50	200	伊那市長	昼間0265-94-2551 夜間	昼間0265-94-3697 夜間		指定
	109	伊那市美篤 美篤スポーツ公園	アスファルト 土	高遠城址公園 集結場所から 5.0km	35.854534	138.006062	25.000	常設2	常設4	212	800	伊那市長	昼間0265-78-4111 夜間	昼間0265-74-1250 夜間		
	110	箕輪町中箕輪527-2 番場球場周辺	土(転圧)	箕輪町役場 集結場所から 3.5km	35.909913	137.999589	16.000	常設2	常設2	133	500	箕輪町長	昼間0265-79-0119 夜間0265-79-0119	昼間0265-79-4770 夜間0265-79-4770		
	111	箕輪町中箕輪6947-1 町営上古田グラウンド周辺	土(転圧)	箕輪町役場 集結場所から 4.6km	35.919061	137.938537	10.000	常設1	常設1	80	300	箕輪町長	昼間0265-79-0119 夜間0265-79-0119	昼間0265-79-4770 夜間0265-79-4770		
	112	駒ヶ根市赤穂7722-65 南割公園アルプス球場 駐車場	砂利〜 アスファルト	集結場所兼	35.718280	137.906474	4.500	常設2	常設3	35	150	駒ヶ根市長	昼間0265-81-7533 夜間0265-83-2111	昼間0265-83-4348 夜間0265-83-4348		
	113	駒ヶ根市赤穂北割二区 早稲田実業学校グラウンド	芝	集結場所兼	35.733084	137.905204	25.000	無	無	200	830	管理人	昼間0265-83-5425 夜間0265-83-5425	昼間 夜間		
114	飯島町七久保2589-14 柏木運動場	土	集結場所兼	35.664744	137.915633	11.000	無	無	90	360	飯島町長	昼間0265-86-3111 夜間0265-86-3111	昼間0265-86-4395 夜間0265-86-4395		指定	
115	中川村片桐4580 中川中学校グラウンド	土	集結場所兼	35.628801	137.934766	13.000	無	常設1	100	430	中川村長	昼間0265-88-3001 夜間0265-88-3001	昼間0265-88-3890 夜間0265-88-3890		指定	

## 長野県内の無線通信運用体制



※原則として、この図のとおり運用するが、災害状況及び活動状況等により、指揮支援部隊長が使用波を指定した場合は、それに準ずる。

### 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況

消防本部名	基地局名称・住所・座標	送信出力	統制波の切替方式	基地局折り返し機能の起動方法	当該基地局を直接遠隔操作できる場所・連絡先	調整本部接続機能		備考	
						直接接続の可否	指令センター経由での接続 指令センター名称及び連絡先		
長野市消防局	【長野市消防局】 長野市大字鶴賀 N 36度38分54.54秒 E 138度11分54.08秒	20W	受信: } 3波 送信: } 同時	通信後、3秒間起動	長野市消防局 通信指令課 026-226-0119	×	○	長野市消防局 通信指令課 026-226-0119	山間部等で一部不感地域あり
	【坂中峠無線中継局】 長野県上水内郡飯綱町大字坂口 N 36度42分46.67秒 E 138度12分09.94秒	20W							
	【陣場平無線中継局】 長野市大字七二会 N 36度38分51.07秒 E 138度04分29.61秒	20W							
松本広域消防局	【松本広域消防局基地局】 松本市渚1-7-12 N 36度13分56秒08 E 137度57分16秒03	10W	受信: 3波同時 送信: 切替方式	常時起動	松本広域消防局 通信指令課 0263-25-6108	×	○	松本広域消防局 通信指令課 0263-25-6108	山間部等で一部不感地域あり
	【芥子坊主基地局】 松本市大字島内9020-2 N 36度16分45秒36 E 137度57分36秒55								
	【麻績消防署基地局】 麻績村麻10389-3 N 36度27分04秒18 E 138度02分23秒45								
上田地域広域連合消防本部	【上田基地局】 上田市下之郷816-5 N 138度13分51秒 E 36度22分38秒	5W	受信: 切替方式 送信: 切替方式	常時起動	上田地域広域連合消防本部 通信指令室 0268-26-0119	×	○	上田地域広域連合消防本部 通信指令室 0268-26-0119	
	【上田消防本部】 上田市下之郷816-5 N 138度14分54秒 E 36度24分16秒	20W	受信: 切替方式 送信: 切替方式						
	【真田基地局】 上田市下之郷816-5 N 138度19分50秒 E 36度26分05秒	20W	受信: 切替方式 送信: 切替方式						
	【平井基地局】 上田市下之郷816-5 N 138度11分05秒 E 36度18分00秒	10W	受信: 切替方式 送信: 切替方式						
	【長久保基地局】 上田市下之郷816-5 N 138度16分24秒 E 36度15分26秒	10W	受信: 切替方式 送信: 切替方式						
	【大室基地局】 上田市下之郷816-5 N 138度21分54秒 E 36度23分57秒	20W	受信: 切替方式 送信: 切替方式						

飯田広域消防本部	【いだしょうぼう基地局】 飯田市東栄町 N 35度30分49秒 E 137度50分16秒	20W	受信:切替方式 送信:切替方式	常時起動	飯田広域消防指令室 0265-23-0119	×	○	飯田広域消防指令室 0265-23-0119	山間部等で一部不感地域あり
佐久広域連合消防本部	【消防佐久広域基地局】 佐久市中込2947 N 36度14分52秒 E 138度28分37度	20W	受信:3波同時 送信:切替方式	常時起動	佐久消防指令センター 0267-62-6571	×	○	佐久消防指令センター 0267-62-6571	
	【軽井沢中継局】 北佐久郡軽井沢町長倉1706-8 N 36度20分18秒 E 138度35分21秒	20W	受信:切替方式 送信:切替方式						
	【川上中継局】 南佐久郡川上村御所平字畑場平3-1 N 35度58分49秒 E 138度32分20秒	5W							
	【佐久穂中継局】 南佐久郡佐久穂町海瀬2570 N 36度09分12秒 E 138度29分22秒	20W							
	【小海中継局】 南佐久郡小海町大字十二の軽井沢304-4 N 36度02分31秒 E 138度28分54秒	5W							
諏訪広域消防本部	【杖突峠基地局】 茅野市大字宮川安国寺3372-60 N 35度58分30秒 E 138度07分48秒	20W	受信:3波同時 送信:3波同時	移動局からの通信に 10秒以内に応答後、 10秒間起動	諏訪広域消防本部 消防指令センター 0266-21-5120	×	○	諏訪広域消防本部 消防指令センター 0266-21-5120	
	【岡谷基地局】 岡谷市加茂町1町目2-6 N 36度04分16秒 E 138度03分04秒	20W	受信:切替方式 送信:切替方式						
	【富士見基地局】 諏訪郡富士見町落合10777 N 35度54分53秒 E 138度14分26秒	5W	受信:切替方式 送信:切替方式						
上伊那広域消防本部	【消防指令センター基地局】 伊那市荒井4606-1 N 35度50分32秒 E137度56分25秒	10W	受信:切替方式 送信:切替方式	常時起動	上伊那広域消防本部 消防指令センター 0265-72-0119	×	○	上伊那広域消防本部 消防指令センター 0265-72-0119	山間部等で一部不感地域あり
	【小野基地局】 辰野町小野5983-1 N 36度03分10.1秒 E 137度59分53.3秒								
	【伊南北消防署基地局】 駒ヶ根市飯坂一丁目12-7 N 35度44分23秒 E 137度56分30秒								
	【伊南南消防署基地局】 飯島町本郷263-1 N 35度39分36.3秒 E 137度56分24秒								

岳南広域消防本部	【がくなんしょうぼう】 中野市大字江部1324-2 N 36度44分32秒 E 138度20分45秒	20W	受信:切替方式 送信:切替方式	常時起動	岳南広域消防本部 通信指令室 0269-23-0119	×	○	岳南広域消防本部 通信指令室 0269-23-0119	
	【しがしょうぼう】 下高井郡山ノ内町 大字平穩7148 N 36度43分11秒 E 138度29分28秒	20W	受信:切替方式 送信:切替方式	常時起動	岳南広域消防本部 通信指令室 0269-23-0119	×	○	岳南広域消防本部 通信指令室 0269-23-0119	
千曲坂城消防本部	【ちくましょうぼう基地局】 長野県千曲市磯部1221 N 36度28分 5秒 E138度 9分 5秒	20W	受信:3波同時 送信:切替方式	手動起動	千曲坂城消防本部 通信指令室 026-276-0119	×	○	千曲坂城消防本部 通信指令室 026-276-0119	
北アルプス広域消防本部	【鷹狩山基地局】 大町市八坂 N 36度30分25秒 E 137度53分11秒	10W	受信:切替方式 送信:切替方式	・基地局応答後、5秒間起動 ・起動中に移動局からの 通信があれば更に5秒間起動	北アルプス広域消防本部 消防指令センター 0261-22-0217	×	○	北アルプス広域消防本部 消防指令センター 0261-22-0217	主に小谷村及び白馬村をカバー
	【立山基地局】 小谷村大字 N 36度48分30秒 E 137度55分05秒	5W							
須坂市消防本部	【しょうぼうすざかさかなか】 上水内郡飯綱町大字坂口 N 36度42分46.67秒 E 138度12分09.94秒	20W	受信: } 3波切替 送信: }	通信後、3秒間起動	長野市消防局 通信指令課 026-226-0119	×	○	長野市消防局 通信指令課 026-226-0119	・山間部等で一部不感地域あり ・切替、接続等は設備を共用している長 野市消防局に依存
岳北消防本部	【岳北消防】 飯山市大字飯山3690-1 N 36度51分33秒 E 138度22分38秒	20W	受信:切替方式 送信:切替方式	・移動局からの通信に応答後、 6秒間起動 ・回線制御装置の操作により 強制起動可能	岳北消防本部 0269-62-0119	×	○	岳北消防本部 通信指令室 0269-62-2481	
	【新野沢中継局】 野沢温泉村大字虫生字橋上1271 N 36度35分08秒 E 138度27分22秒	5W							
	【貝立山中継局】 栄村大字北信3041 N 37度00分03秒 E 138度33分29秒	20W							
木曾広域消防本部	【木曾消防本部】 木曾郡木曾町福島3737番地 N 35度49分21.16秒 E 137度68分14.14秒	5W	受信:切替方式 送信:切替方式	回線制御装置の操作により 強制起動可能	木曾消防署通信指令室 0264-22-0119	×	○	木曾消防署通信指令室 0264-22-0119	山間部等で一部不感地域あり



### 長野県署活動用無線機周波数一覧表

長野県		署活系無線機の保有状況	署活系無線機の保有数	周波数名称																
				G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	G11	G12	G13	G14	G15	G16	G17
消防本部	上田地域広域連合消防本部	無																		
消防本部	松本広域消防局	有	176	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
消防本部	飯田広域消防本部	無																		
消防本部	諏訪広域消防本部	有	139	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
消防本部	長野市消防局	有	160	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
消防本部	上伊那広域消防本部	無																		
消防本部	須坂市消防本部	無																		
消防本部	佐久広域連合消防本部	無																		
消防本部	北アルプス広域消防本部	無																		
消防本部	千曲坂城消防本部	無																		
消防本部	岳南広域消防本部	無																		
消防本部	岳北消防本部	無																		
消防本部	木曾広域消防本部	無																		
消防団	長野市消防団	有	372																	○
消防団	松本市消防団	有	408	○		○														○
消防団	上田市消防団	無																		
消防団	岡谷市消防団	有	27																	○
消防団	飯田市消防団	無																		
消防団	諏訪市消防団	有	88																	○
消防団	須坂市消防団	無																		
消防団	小諸市消防団	無																		
消防団	伊那市消防団	無																		
消防団	駒ヶ根市消防団	無																		
消防団	中野市消防団	無																		
消防団	大町市消防団	無																		
消防団	飯山市消防団	無																		
消防団	茅野市消防団	無																		
消防団	塩尻市消防団	無																		
消防団	佐久市消防団	無																		
消防団	千曲市消防団	無																		
消防団	東御市消防団	無																		
消防団	安曇野市消防団	無																		
消防団	小海町消防団	無																		
消防団	川上村消防団	無																		
消防団	南牧村消防団	無																		
消防団	南相木村消防団	無																		
消防団	北相木村消防団	無																		
消防団	佐久穂町消防団	無																		
消防団	軽井沢町消防団	無																		
消防団	御代田町消防団	無																		
消防団	立科町消防団	無																		
消防団	青木村消防団	無																		
消防団	長和町消防団	無																		
消防団	下諏訪町消防団	有	56																	○
消防団	富士見町消防団	有	30																	○
消防団	原村消防団	無																		
消防団	辰野町消防団	無																		
消防団	箕輪町消防団	無																		
消防団	飯島町消防団	無																		
消防団	南箕輪村消防団	無																		
消防団	中川村消防団	無																		
消防団	宮田村消防団	無																		
消防団	松川町消防団	無																		
消防団	高森町消防団	無																		
消防団	阿南町消防団	無																		
消防団	阿智村消防団	無																		
消防団	平谷村消防団	無																		
消防団	根羽村消防団	無																		
消防団	下條村消防団	無																		
消防団	売木村消防団	無																		
消防団	天龍村消防団	無																		
消防団	泰阜村消防団	無																		
消防団	喬木村消防団	無																		
消防団	豊丘村消防団	無																		
消防団	大鹿村消防団	無																		
消防団	上松町消防団	無																		
消防団	南木曾町消防団	無																		
消防団	木祖村消防団	無																		
消防団	王滝村消防団	無																		
消防団	大桑村消防団	無																		
消防団	木曾町消防団	無																		
消防団	麻績村消防団	無																		
消防団	生坂村消防団	無																		
消防団	山形村消防団	無																		
消防団	朝日村消防団	無																		
消防団	筑北村消防団	無																		
消防団	池田町消防団	無																		
消防団	松川村消防団	無																		
消防団	白馬村消防団	無																		
消防団	小谷村消防団	無																		
消防団	坂城町消防団	無																		
消防団	小布施町消防団	無																		
消防団	高山村消防団	無																		
消防団	山ノ内町消防団	無																		
消防団	木島平村消防団	無																		
消防団	野沢温泉村消防団	無																		
消防団	信濃町消防団	無																		
消防団	小川村消防団	無																		
消防団	飯綱町消防団	無																		
消防団	栄村消防団	無																		

# ヘリコプター離着陸場

地域	No.	場外離着陸場	場 所	管理者名	連絡先	座標(緯度) 世界測地10進法	座標(経度) 世界測地10進法	地面	標高		着陸帯	管轄消防本部
									(m)	(ft)		
北	1	長野犀川第2緑地公園	長野市川合新田(河川敷)	長野市長	026-226-4911	N36.624391	E138.186432	転圧(草)	352	1,158	E/W	長野市消防局
	2	長野臨時ヘリポート	長野市若穂牛島1298-1	長野市長	026-226-4911	N36.617625	E138.233167	コンクリート	324	1,132	NE/S	
	3	長野滑空場	長野市若穂綿内芦ノ町	千曲川河川事務所長	026-221-4882	N36.633354	E138.256081	アスファルト	338	1,109	NE/SW	
	4	長野県消防学校訓練場	長野市篠ノ井東福寺2375-1	消防学校長	026-292-2580	N36.571574	E138.173381	アスファルト	352	1,158	S/N	
	5	戸隠スキー場	長野市戸隠越水ヶ原3682	長野市長	026-226-4911	N36.755297	E138.094099	アスファルト	1,280	4,300	N/W	
	6	新町	長野市信州新町神田沖983番1先	長野建設事務所長	026-233-5151	N36.565298	E138.007593	転圧	430	1,401	NE/SW	
	7	松代病院	長野市松代町松代183	松代病院長	026-278-2031	N36.564031	E138.199624	コンクリート	384	1,260	NE/SW	
	8	長野市民病院	長野市富竹1333番地	長野市民病院長	026-295-1199	N36.668937	E138.254107	コンクリート	334	1,102	E/W	
	9	長野日赤	長野市若里6丁目3767番107・109	長野赤十字病院長	026-226-4131	N36.626531	E138.191299	アルミ	368	1,207	N/S	
	10	篠ノ井病院	長野市篠ノ井会666-1	篠ノ井総合病院長	026-292-2261	N36.575385	E138.149412	コンクリート	386	1,266	S/W	
	11	北信合同庁舎駐車場	中野市大字壁田字河原955	北信地方事務所長	0269-22-3111	N36.788889	E138.352222	アスファルト	332	1,095	SW/NE	
12	夜間瀬川河川敷	山ノ内町大字夜間瀬夜間瀬橋上流右岸	山ノ内町長	0269-33-3111	N36.754722	E138.397778	アスファルト	500	1,650	N/S		
13	志賀高原総合会館98	下高井郡山ノ内町大字平穩7148	山ノ内町長	0269-33-3111	N36.719167	E138.489722	アスファルト	1,482	4,864	E/W		
14	奥志賀	下高井郡山ノ内町大字平穩7149	志賀高原プリンスホテル 共益会	0269-34-2485 0269-33-2400	N36.762222	E138.535556	アスファルト	1,522	4,995	S		
信	15	北信総合病院	中野市西1-5-63	北信総合病院長	0263-22-2151	N36.746667	E138.366111	アルミ	386	1,266	N/S	千曲坂城消防本部
	16	萬葉の里	千曲市上山田千曲川左岸河川敷内	千曲市長	026-273-1111	N36.473056	E138.151389	芝	380	1,250	N/S	
	17	高甫	須坂市墨坂南5丁目	須坂市長	026-245-1400	N36.641667	E138.305556	芝	395	1,286	W/SE	須坂市消防本部
	18	福島	須坂市福島町1098-2	須坂市長	026-245-1400	N36.646389	E138.265278	芝	335	1,105	NE/SW	
	19	木島防災拠点ヘリポート	飯山市大字飯山字向河原3651-1	千曲川河川事務所長	0269-22-2729	N36.864444	E138.381111	コンクリート	314	1,046	NE/SW	岳北消防本部
	20	斑尾	飯山市飯山八坊塚11492-475	斑尾スキー場次長	0269-64-3214	N36.846111	E138.288333	アスファルト	961	3,165	SE/N	
	21	秋山小	下水内郡栄村大字塚18029-2	栄村長	0269-87-3111	N36.855833	E138.623611	転圧	695	2,273	NE/SW	
	22	さかえクラブ	下水内郡栄村大字北信2904	栄村長	0269-87-3111	N36.994166	E138.564166	アスファルト	402	1,296	W/NE	
	23	栃川	下水内郡栄村大字塚17930-47	栄村長	0269-87-3111	N36.832500	E138.631666	転圧	977	3,247	N/S	
東	24	臼田総合運動公園多目的広場	佐久市臼田3110-1	佐久市長	0267-62-2111	N36.194167	E138.437222	芝	900	2,972	E/W	佐久広域連合消防本部
	25	千曲川スポーツ交流広場	佐久市大字鳴瀬505-1	佐久市長	0267-62-2111	N36.250000	E138.430556	転圧	620	2,083	SE/W	
	26	小諸市総合運動場	小諸市己2番地173	小諸市長	0267-22-1700	N36.349722	E138.455833	芝	1,000	3,273	SE/NW	
	27	農林航空技術センター	小諸市大字山浦4857-1	航空技術センター所長	0267-23-0162	N36.300278	E138.391111	コンクリート	826	2,713	NE/SW	
	28	小海町総合グラウンド	南佐久郡小海町大字豊里5093-1	小海町長	0267-92-2525	N36.055000	E138.446944	芝	1,000	3,844	NE/SW	
	29	龍神公園	北佐久郡御代田町大字御代田2505-2	御代田町長	0267-32-3111	N36.316389	E138.508889	芝	802	2,696	NE/SW	
	30	早稲田大学軽井沢セミナーハウス	北佐久郡軽井沢町大字追分1448-4	早稲田大学総務課長	03-3203-4141	N36.348611	E138.546389	芝	1,040	3,437	W/SE	
	31	女神湖	北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野女神湖	立科町長	0267-56-2311	N36.134167	E138.267222	芝	1,542	5,045	N/S	
	32	アサマ2000	群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原字横笹1053	支配人	0267-23-1714	N36.407800	E138.470000	アスファルト	2,000	6,560	NW	
	33	諏訪形	上田市諏訪形81	上田市長	0268-22-4100	N36.389467	E138.250755	転圧	440	1,463	NW/SE	
34	半過ヘリポート	上田市小泉字塩田川原2575-2	上田市長	0268-22-4100	N36.407342	E138.205994	コンクリート	429	1,397	NW/E		
35	ベルパーク	上田市中丸子1821-2	上田市長	0268-22-4100	N36.339906	E138.270260	芝	513	1,673	NW/SE		
36	青木	小県郡青木村松61-1	青木村長	0268-49-0111	N36.371769	E138.142289	芝	528	1,725	SW/E		
中	37	梓川ふるさと公園	松本市梓川7102	松本市長	0263-34-3000	N36.238688	E137.832037	芝	780	2,601	N/E	松本広域消防局
	38	文化センター夢の森	松本市奈川3301	松本市長	0263-34-3000	N36.088345	E137.681501	アスファルト	1,100	3,506	N/SW	
	39	松本ヘリポート	松本市宮淵本村1-10	松本市長	0263-34-3000	N36.238515	E137.954957	芝	583	1,905	S/W	
	40	湯川渡	松本市安曇4171-2湯川渡敷地内	松本市長	0263-34-3000	N36.173093	E137.642137	コンクリート	1,050	3,483	NW/E	
	41	高ボッチ	塩尻市大字片丘南内田高ボッチ高原	塩尻市長	0263-52-0280	N36.135054	E138.037721	転圧	1,580	5,389	NE/W	
	42	こども病院	安曇野市豊科3100	こども病院長	0263-73-6700	N36.285074	E137.921516	アスファルト	560	1,840	N/S	
	43	明科	安曇野市明科東川手14540番地先	安曇野市長	0263-71-2000	N36.381436	E137.929734	草地	525	1,663	NE/SW	
	44	生坂	東筑摩郡生坂村東広津14270-1	生坂村長	0263-69-3111	N36.464380	E137.946042	コンクリート	480	1,574	NE/SW	
	45	生坂スカイパーク	東筑摩郡生坂村北陸郷12215-1	生坂村長	0263-69-3111	N36.416667	E137.925000	芝	688	2,257	NW/E	
	46	麻績ヘリポート	東筑摩郡麻績村麻地籍2789	麻績村長	0263-67-3001	N36.449189	E138.030381	コンクリート	660	2,099	E/SW	
	47	徳沢	松本市安曇上高地国有林109イ林小班	中信森林管理署長	050-3160-6050	N36.270499	E137.689978	砂利	1,555	5,150	NE/SW	
	48	明神	松本市安曇上高地国有林86い林小班	中信森林管理署長	050-3160-6050	N36.250278	E137.669722	砂利	1,553	5,031	NW	
	49	奥又白	松本市安曇上高地国有林109ろ林小班	中信森林管理署長	050-3160-6050	N36.296389	E137.691111	砂利	1,598	5,202	E/S	
	50	玄文沢	松本市安曇上高地玄文沢	松本自然環境事務所長	0263-94-2024	N36.244722	E137.620556	アスファルト	1,535	5,041	S/E	
	51	相澤病院	松本市本庄2-5-1	相沢病院理事長	0263-33-8600	N36.226970	E137.973433	コンクリート	614	2,015	W/S	
	52	信州大学医学部附属病院	松本市旭3-1-1	信州大学長	0263-35-4600	N36.248889	E137.979419	アルミ	642	2,109	N/S/W	



別表第12

中	53	観音橋	大町市常盤5640-4	大町市長	0261-22-0420	N36.497778	E137.840278	芝	730	2,404	SE/NW	北アルプス広域消防本部
	54	池田町防災ヘリポート	北安曇郡池田町大字会染40-1	池田町長	0261-62-3131	N36.418056	E137.887778	コンクリート	595	1,951	E/W	
	55	北部消防署前	北安曇郡白馬村大字北城9715-16	白馬村長	0261-72-5000	N36.705647	E137.864079	アスファルト	699	2,315	SE/SW	
	56	小谷村営グラウンド	北安曇郡小谷村大字千国乙3694	小谷村長	0261-82-2001	N36.763056	E137.901667	転圧	600	1,758	N/S	
信	57	来馬河原	北安曇郡小谷村大字北小谷905	小谷村長	0261-82-2001	N36.837574	E137.900256	コンクリート	450	1,345	NE/SW	木曾広域消防本部
	58	木曾病院	木曾郡木曾町福島6613-4	木曾病院長	0264-22-2703	N35.835277	E137.684722	アスファルト	753	2,434	NW/SW	
	59	開田グラウンド	木曾郡木曾町開田高原西野5227-65	木曾町長	0264-22-3000	N35.938055	E137.570555	転圧	1,200	3,943	NE/SW	
	60	牧尾ダムヘリポート	木曾郡木曾町三岳7696-1	牧尾管理署長	0264-46-2033	N35.825277	E137.606944	コンクリート	885	2,837	NE/NW	
	61	滑川	木曾郡上松町	国交省中部整備局 上松出張所長	0264-52-4863	N35.783333	E137.737500	アスファルト	1,110	3,641	S/W	
	62	大桑スポーツ公園	木曾郡大桑村大字殿1-58	大桑村長	0264-55-3080	N35.699444	E137.690000	転圧	590	1,745	E/W	
	63	おんたけ2240	木曾郡王滝村おんたけ2240スキー場A4駐車場	王滝村長	0264-48-2240	N35.860000	E137.528889	アスファルト	1,663	5,455	NE/SW	
	64	松原スポーツ公園	木曾郡王滝村4713-2	王滝村長	0264-48-2001	N35.798888	E137.542777	転圧	918	2,988	N/SW	
南	65	みすず	伊那市美篤7310-123	伊那市長	0265-78-5010	N35.855381	E138.006574	芝	720	2,375	NW/E	上伊那広域消防本部
	66	美和	伊那市長谷黒河内119~253	伊那市長	0265-78-4111	N35.780348	E138.082802	芝	816	2,679	NE/SW	
	67	早実グラウンド	駒ヶ根市赤穂24-275	早稲田実業学校長	03-3203-7821	N35.733839	E137.904151	芝	785	2,575	NE/SE	
	68	柏木町民運動場	上伊那郡飯島町七久保2589-14	飯島町長	0265-86-3111	N35.664668	E137.916124	転圧	610	2,273	N/S	
	69	みのわ	上伊那郡箕輪町東箕輪1909-1	箕輪町長	0265-79-3111	N35.928030	E138.020827	芝	771	2,529	W/N	
	70	小洪ダム	上伊那郡中川村大草6884-19	天竜川ダム統合管理事務所長	0265-88-3743	N35.605754	E137.979151	アスファルト	601	2,073	NE	
	71	伊那中央病院	伊那市小四郎久保1313-1	伊那中央行政組合長	0265-72-3121	N35.857468	E137.953016	コンクリート	720	2,358	NE/SW	
	72	昭和伊南総合病院	駒ヶ根市赤穂3230	昭和伊南病院長	0265-82-2118	N35.738460	E137.920274	アルミ	736	2,414	E/W	
	73	赤砂崎公園防災ヘリポート	諏訪郡下諏訪町赤砂崎10944	下諏訪町長	0266-27-1111	N36.060040	E138.079400	コンクリート	760	2,499	E/W	
	74	諏訪湖ヨットハーバー	諏訪市高島3丁目	諏訪市長	0266-52-4141	N36.040650	E138.101730	転圧	760	2,493	NE/SW	
信	75	茅野(運動公園陸上競技場)	茅野市玉川253	茅野市長	0266-72-2101	N35.993880	E138.165580	芝	806	2,647	E/NW	諏訪広域消防本部
	76	ファナックパトロニクス(株)ヘリポート	茅野市玉川字原山11400-260	(株)ファナックパトロニクス社長	0266-79-5650	N35.987050	E138.246210	アスファルト	1,150	3,748	NW/SW	
	77	飯田運動公園	飯田市三日市場1986	飯田市長	0265-22-4511	N35.483610	E137.801110	コンクリート	534	1,761	N/SE	飯田広域消防本部
	78	遠山防災ヘリポート	飯田市南信濃木沢292-20	飯田市長	0265-22-4511	N35.355270	E137.955550	アスコン	510	1,653	N/E	
	79	南信濃ヘリポート	飯田市南信濃八重河内204-1横	飯田建設事務所長	0265-23-1111	N35.316380	E137.923610	アスファルト	408	1,276	NE/SW	
	80	新野ヘリポート	下伊那郡阿南町新野3728-173、3724-174	阿南町長	0260-22-2141	N35.271660	E137.741660	コンクリート	914	3,011	N/SW	
	81	大鹿ヘリポート	下伊那郡大鹿村大河原354-1	大鹿村長	0265-39-2001	N35.578330	E137.033330	アスファルト	674	2,201	NW/S	
	82	上の平ヘリポート	下伊那郡平谷村472-1、474	平谷村長	0265-48-2211	N35.322500	E137.631380	アスファルト	938	3,077	N/S	
	83	根羽村民グラウンド	下伊那郡根羽村田島	根羽村長	0265-49-2111	N35.247500	E137.588330	転圧	632	2,073	N/SW	
	84	売木村ヘリポート	下伊那郡売木村1988-1	売木村長	0260-28-2311	N35.260000	E137.708610	コンクリート	831	2,729	N/W	
	85	飯田市立病院	飯田市八幡町438	飯田市立病院長	0265-21-1255	N35.499160	E137.837500	アスファルト	470	1,568	NE/SW	
	86	阿南病院	下伊那郡阿南町北條2009-1	阿南病院長	0260-22-2121	N35.333880	E137.835000	コンクリート	363	1,191	E/W	
	87	松島ヘリポート	下伊那郡天龍村平岡878	天龍村長	0260-32-2001	N35.276667	E137.850556	コンクリート	268	880	NE/S	

## 陸上隊燃料補給場所

No.	事業所名	所在地	燃料の種類	貯蔵量(ℓ)	連絡先	貯蔵場所以外への調達の可否・方法	停電時の対応	営業時間	フルサービス・セルフ	管轄消防本部
1	株式会社武重商会 長野居町サービスステーション	長野市居町50番地5	ガソリン 軽油	30,000 8,000	昼間026-243-6100 夜間	不可	非常電源	7:30~20:00	フルサービス	長野市消防局
2	相馬商事株式会社 Dr. Drive 長野中央店	長野市鶴賀緑町1629番地	ガソリン 軽油	27,000 9,500	昼間026-234-2050 夜間	不可	給油不可	7:30~19:00	フルサービス	
3	吉田興産株式会社 県庁通り給油所	長野市大字南長野422番地5	ガソリン 軽油	29,100 9,700	昼間026-234-2418 夜間	不可	非常電源	7:30~20:00	フルサービス	
4	エネオスフロンティア Dr. Drive 栗田店	長野市大字栗田327番地1	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間026-226-2454 夜間	不可	給油不可	7:00~20:00	セルフ	
5	広木屋石油株式会社 柳町サービスステーション	長野市柳町2028番地2	ガソリン 軽油	28,500 9,500	昼間026-234-1315 夜間	不可	非常電源	7:30~20:00	フルサービス	
6	JAながの エントランス裾花サービスステーション	長野市新諏訪一丁目25番34号	ガソリン 軽油	22,150 6,650	昼間026-234-4576 夜間	不可	給油不可	7:30~19:30	フルサービス	
7	吉田興産株式会社 アポロJステーションサービスステーション	長野市中御所5丁目1-18	ガソリン 軽油	50,000 20,000	昼間026-227-3327 夜間	不可	給油不可	7:00~22:00	フルサービス	
8	株式会社宇都宮商会 長野国道給油所	長野市中御所258番地3	ガソリン 軽油	29,400 9,800	昼間026-227-5557 夜間	不可	給油不可	7:30~21:00	フルサービス	
9	北信米油株式会社 長野サービスステーション	長野市中御所四丁目10番5号	ガソリン 軽油	50,000 17,600	昼間026-226-2384 夜間	不可	非常電源	9:00~17:00	フルサービス	
10	株式会社ペトロソーマ 中御所サービスステーション	長野市中御所四丁目9番7号	ガソリン 軽油	50,000 20,000	昼間026-291-6363 夜間026-291-6363	不可	非常電源	24時間	セルフ	
11	(株)相馬商事 Drive セルフ 長野大橋SS	長野市川合新田998	ガソリン 軽油	60,000 20,000	昼間026-221-8811 夜間026-221-8811	可：移動タンク	給油不可	24時間	セルフ	
12	吉田興産(株) 卸センター給油所	長野市アークス1-48	ガソリン 軽油	30,000 20,000	昼間026-224-4048 夜間	不可	給油不可	8:00~19:30	フルサービス	
13	(株)エネオスウイング セルフ北尾張部SS	長野市大字北尾張部416-1	ガソリン 軽油	50,000 10,000	昼間026-239-7266 夜間	不可	給油不可	6:00~22:00	セルフ	
14	ながの農協 朝陽給油所	長野市北尾張部262番地	ガソリン 軽油	29,674 19,400	昼間026-243-5932 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:30~20:00	フルサービス	
15	貝印石油(株) ながの尾張部SS	長野市西尾張部1060番地15	ガソリン 軽油	40,000 30,000	昼間026-215-1171 夜間	不可	給油不可	7:30~20:00	フルサービス	
16	株式会社タカサワ 長野高田サービスステーション	長野市高田452番地1	ガソリン 軽油	40,000 20,000	昼間026-244-9363 夜間	不可	非常電源	7:00~21:00	フルサービス	
17	株式会社高見澤石油事業部 長野中央給油所	長野市大字高田365番地1	ガソリン 軽油	39,600 10,000	昼間026-223-5828 夜間	不可	給油不可	7:30~20:00	フルサービス	
18	(株)本藤 屋島SS	長野市北長池111	ガソリン 軽油	40,000 20,000	昼間026-243-5301 夜間026-244-1790	不可	給油不可	7:00~20:00	フルサービス	
19	高社石油(株) ウェイブ南長池SS	長野市大字南長池343-1	ガソリン 軽油	50,000 30,000	昼間026-221-7466 夜間	不可	給油不可	8:00~22:00	フルサービス	
20	サンリン(株)長野給油所	長野市大字南長池542-3	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間026-259-8614 夜間	不可	給油不可	7:00~22:00	セルフ	
21	(株)本久 本久セルフ平林SS	長野市平林二丁目15-15	ガソリン 軽油	64,000 16,000	昼間026-284-5515 夜間	不可	非常電源	6:00~23:00	セルフ	
22	タカサワ 東和田給油所	長野市東和田804-3	ガソリン 軽油	50,000 20,000	昼間026-228-8335 夜間	不可	給油不可	6:00~23:00	セルフ	
23	(株)高見澤 長野高田SS	長野市西和田一丁目6-6	ガソリン 軽油	48,000 10,000	昼間026-241-0043 夜間	不可	給油不可	7:00~22:00	セルフ	
24	(株)武重商会 セルフ 長野バイパスSS	長野市大字稲葉南俣2678番地1	ガソリン 軽油	50,000 10,000	昼間026-228-2431 夜間026-228-2431	不可	給油不可	24時間	セルフ	
25	北信米油株式会社 長野大通りサービスステーション	長野市大字三輪1303番地3	ガソリン 軽油	58,000 10,000	昼間026-235-5670 夜間026-235-5670	不可	給油不可	24時間	セルフ	
26	(株)渡辺商事 長野北SS	長野市三輪二丁目1-17	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間026-241-4381 夜間	不可	非常電源	7:30~22:00	セルフ	
27	北信米油(株) 西和田給油所	長野市中越1丁目3番37号	ガソリン 軽油	50,000 10,000	昼間026-243-4873 夜間	不可	給油不可	7:00~21:00	フルサービス	
28	(株)本久 本久セルフ運動公園SS	長野市吉田4丁目4番24号	ガソリン 軽油	29,400 9,800	昼間026-259-5220 夜間	不可	給油不可	7:00~22:00	セルフ	
29	相馬商事(株) Dr. Driveセルフ若槻店	長野市大字若槻東条1142番地2	ガソリン 軽油	40,000 5,000	昼間026-295-6500 夜間026-295-6500	不可	非常電源	24時間	セルフ	
30	株式会社花岡ライトパーク 浅川セルフ給油所	長野市浅川東条286番地1	ガソリン 軽油	40,000 20,000	昼間026-243-8700 夜間	不可	給油不可	7:00~22:00	セルフ	
31	ながの農業協同組合 若槻給油所	長野市稲田一丁目31番13号	ガソリン 軽油	29,100 9,700	昼間026-244-1722 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:00~19:00	フルサービス	
32	株式会社高見澤 若槻給油所	長野市稲田一丁目13番25号	ガソリン 軽油	28,000 10,000	昼間026-243-9343 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:30~22:00	フルサービス	
33	株式会社ジェイ・クエスト 長野稲田店	長野市稲田二丁目56番31号	ガソリン 軽油	58,000 10,000	昼間026-219-2426 夜間	不可	給油不可	6:00~23:00	セルフ	
34	サンリン(株) 新若槻SS	長野市田中1283番地1	ガソリン 軽油	45,000 20,000	昼間026-251-3181 夜間	不可	給油不可	7:00~20:00	フルサービス	

35	(株)東日本宇佐美 18号線アップルロード給油所	長野市赤沼2253-1	ガソリン 軽油	40,000 20,000	昼間026-255-7117 夜間	不可	給油不可	6:00~23:00	セルフ	長野市消防局
36	ながの農協 豊野給油所	長野市赤沼1881-2	ガソリン 軽油	20,000 9,700	昼間026-296-9731 夜間	不可	給油不可	7:30~19:00	フルサービス	
37	(株)東日本宇佐美 18号長野アップルラインSS	長野市大字村山583-2	ガソリン 軽油	43,200 48,000	昼間026-295-4411 夜間026-295-4411	不可	給油不可	24時間	セルフ	
38	(株)エネオスウイング長野TS	長野市大字村山582-1	ガソリン 軽油	30,000 25,000	昼間026-296-9925 夜間026-296-9925	不可	給油不可	24時間	フルサービス	
39	JAながの ハロープラザ大豆島SS	長野市大豆島1053-1	ガソリン 軽油	40,000 30,000	昼間026-221-4080 夜間	不可	給油不可	7:30~19:00	フルサービス	
40	(株)高見澤 大豆島SS	長野市大豆島3229	ガソリン 軽油	40,000 20,000	昼間026-222-2266 夜間	不可	非常電源	7:00~22:00	フルサービス	
41	(株)エネオスウイング セルフ大豆島SS	長野市大豆島4006-1	ガソリン 軽油	68,000 10,000	昼間026-267-0260 夜間	不可	給油不可	6:00~23:00	セルフ	
42	コスモ石油販売 セルフビューア里島	長野市里島63番地	ガソリン 軽油	50,000 15,000	昼間026-285-9890 夜間026-285-9890	不可	給油不可	24時間	セルフ	
43	渡辺商事株式会社 安茂里給油所	長野市大字安茂里1346番地7	ガソリン 軽油	28,500 9,500	昼間026-226-8877 夜間	不可	給油不可	7:30~21:00	フルサービス	
44	株式会社高見澤石油事業部 伊勢宮給油所	長野市大字安茂里2167番地1	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間026-228-3773 夜間	不可	給油不可	7:00~20:00	フルサービス	
45	JAながの 七二会給油所	長野市七二会己510	ガソリン 軽油	25,000 15,000	昼間026-229-2159 夜間	不可	給油不可	7:00~19:30	フルサービス	
46	(株)若林 田牧SS	長野市稲里町田牧194-3	ガソリン 軽油	14,000 6,000	昼間026-285-2076 夜間026-286-4478	不可	給油不可	8:00~20:00	フルサービス	
47	南長野石油(株) 更北SS	長野市稲里町中央3丁目39-20	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間026-284-4419 夜間	可:移動タンク	給油不可	7:30~20:00	フルサービス	
48	上燃(株) セルフ長野南パインSS	長野市稲里町下水鉤447-2	ガソリン 軽油	48,000 8,000	昼間026-254-6170 夜間026-254-6170	不可	給油不可	24時間	セルフ	
49	長野日本無線生活協同組合 稲里サービスステーション	長野市稲里町下水鉤1255番地1	ガソリン 軽油	29,400 9,800	昼間026-286-3119 夜間	不可	給油不可	7:30~19:00	フルサービス	
50	(株)ベトロソマ 南バイパス店	長野市稲里町中央2丁目2-67	ガソリン 軽油	50,000 20,000	昼間026-286-7122 夜間026-286-7122	不可	非常電源	24時間	セルフ	
51	有限会社横田商店 ギグナス石油	長野市稲里一丁目5番地22	ガソリン 軽油	26,500 9,500	昼間026-285-3567 夜間	不可	非常電源	9:00~17:00	フルサービス	
52	貝印石油株式会社 セルフ青木島サービスステーション	長野市青木島四丁目3番2号	ガソリン 軽油	38,000 10,000	昼間026-284-2142 夜間	不可	非常電源	7:30~19:30	セルフ	
53	株式会社ベトロソマ Dr. Drive青木島店	長野市青木島四丁目4番4号	ガソリン 軽油	45,000 15,000	昼間026-284-3533 夜間026-284-3533	不可	非常電源	24時間	セルフ	
54	(株)カワネ 長野大橋SS	長野市青木島町綱島592	ガソリン 軽油	55,000 10,000	昼間026-284-3586 夜間026-284-3586	不可	給油不可	24時間	セルフ	
55	(株)東日本宇佐美 18号篠ノ井バイパス給油所	長野市青木島町大塚393-1	ガソリン 軽油	48,000 32,000	昼間026-283-1131 夜間026-283-1131	不可	非常電源	24時間	フルサービス	
56	株式会社若林 川中島サービスステーション	長野市川中島町1517番地1	ガソリン 軽油	24,000 16,000	昼間026-284-9366 夜間	不可	給油不可	8:00~19:30	フルサービス	
57	株式会社バルニシザワ 川中島サービスステーション	長野市川中島町原1294番地	ガソリン 軽油	35,000 10,000	昼間026-284-4142 夜間	不可	給油不可	7:30~20:00	フルサービス	
58	川中島石油販売株式会社 川中島サービスステーション	長野市川中島町原516番地6	ガソリン 軽油	13,000 7,000	昼間026-292-0611 夜間	不可	給油不可	7:00~19:30	フルサービス	
59	株式会社タカサワ 川中島サービスステーション	長野市川中島町原5599番地	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間026-292-0943 夜間	不可	非常電源	7:30~20:00	フルサービス	
60	コスモ石油株式会社 セルフ川中島サービスステーション	長野市川中島町今井1801番地1	ガソリン 軽油	52,000 10,000	昼間026-217-4345 夜間026-217-4345	不可	非常電源	24時間	セルフ	
61	JAグリーン長野 川中島7号今井給油所	長野市川中島町今井717番地2	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間026-285-7770 夜間	不可	給油不可	7:00~20:00	セルフ	
62	JAグリーン長野 南長野公園前セルフ給油所	長野市川中島町御厨2237番地1	ガソリン 軽油	38,400 9,600	昼間026-293-4831 夜間	不可	給油不可	7:00~21:00	セルフ	
63	渡辺商事(株) 長野南SS給油所	長野市川中島町上水鉤543-5	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間026-283-8118 夜間	不可	非常電源	7:30~22:00	セルフ	
64	サンリン(株) 真島給油所	長野市真島町真島1589	ガソリン 軽油	50,000 15,000	昼間026-291-1380 夜間	不可	給油不可	7:00~20:00	フルサービス	
65	JAグリーン長野 小島田給油所	長野市小島田町1022	ガソリン 軽油	25,200 13,600	昼間026-284-5695 夜間	可:移動タンク	給油不可	8:00~22:00	フルサービス	
66	タカサワ 長野小島田SS	長野市小島田町461-1	ガソリン 軽油	40,000 20,000	昼間026-214-7155 夜間026-214-7155	不可	給油不可	24時間	セルフ	
67	吉田興産株式会社 長野インター古戦場サービスステーション	長野市小島田町1103番地1	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間026-283-3883 夜間	不可	給油不可	7:00~20:00	フルサービス	
68	株式会社ベトロソマ ベトロ小島田店	長野市小島田町297番地1	ガソリン 軽油	96,000 14,000	昼間026-214-7713 夜間026-214-7713	不可	非常電源	24時間	セルフ	
69	(株)本久 長野市場SS	長野市場4-3	ガソリン 軽油	19,000 28,700	昼間026-284-5515 夜間	不可	給油不可	7:00~19:00	フルサービス	
70	(株)タカサワ 神明SS	長野市広田28	ガソリン 軽油	50,000 20,000	昼間026-286-5567 夜間	不可	給油不可	7:00~21:00	セルフ	
71	太陽鉱油(株) 篠ノ井バイパスSS	長野市篠ノ井小森183-1	ガソリン 軽油	40,000 60,000	昼間026-293-7829 夜間026-293-7829	不可	給油不可	24時間	セルフ	



72	山岸石油篠ノ井給油所(有) アリエス篠ノ井SS	長野市篠ノ井御幣川1143-1	ガソリン 軽油	38,000 9,500	昼間026-292-0208 夜間	不可	非常電源	7:30~21:00	フルサービス	
73	渡辺商事(株) 篠ノ井SS	長野市篠ノ井御幣川1128-1	ガソリン 軽油	21,850 6,650	昼間026-292-4271 夜間	可:移動タンク	給油不可	7:30~20:30	フルサービス	
74	JAグリーン長野 中央SS	長野市篠ノ井御幣川1099-1	ガソリン 軽油	24,000 14,400	昼間026-292-0635 夜間	不可	給油不可	8:00~20:00	フルサービス	
75	(株)エネオスウイング R18篠ノ井バイパスSS	長野市篠ノ井会869-1	ガソリン 軽油	60,000 40,000	昼間026-292-2821 夜間026-292-2821	不可	給油不可	24時間	セルフ	
76	(有)伊堀石油 コンフォート篠ノ井サービスステーション	長野市篠ノ井布施高田1241	ガソリン 軽油	40,000 20,000	昼間026-292-0929 夜間	不可	給油不可	7:00~20:30	セルフ	
77	(株)エネオスフロンティア セルフ長野インターSS	長野市篠ノ井西寺尾2450-5	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間026-293-6116 夜間090-8006-7388	不可	給油不可	7:00~23:00	セルフ	
78	(株)エネオスウイング 松代PA下り線給油所	長野市篠ノ井東福寺3482-2	ガソリン 軽油	40,000 20,000	昼間026-278-8155 夜間026-278-8155	不可	給油不可	24時間	フルサービス	
79	吉田興産(株) 松代PA上り線給油所	長野市篠ノ井東福寺3390	ガソリン 軽油	40,000 20,000	昼間026-278-3833 夜間026-278-8788	不可	給油不可	24時間	フルサービス	
80	JAグリーン長野 アグリしののいセルフ給油所	長野市篠ノ井布施五明3236	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間026-293-5660 夜間	不可	非常電源	7:00~22:00	セルフ	
81	JAグリーン長野 西部給油所	長野市篠ノ井塩崎462番地1	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間026-292-8866 夜間	可:移動タンク	給油不可	8:00~20:00	フルサービス	
82	(有)松代貝印石油 長野松代サービスステーション	長野市松代町松代468	ガソリン 軽油	16,000 4,000	昼間026-278-2246 夜間	不可	給油不可	8:00~19:00	フルサービス	
83	JAグリーン長野 長野インター松代給油所	長野市松代町西寺尾1505-1	ガソリン 軽油	30,000 15,000	昼間026-290-6122 夜間	不可	非常電源	7:00~22:00	セルフ	
84	(株)ショウシン 東寺尾給油所	長野市松代町東寺尾2913-1	ガソリン 軽油	30,000 20,000	昼間026-278-1789 夜間	不可	給油不可	7:00~20:00	フルサービス	
85	松代石油販売(株) 松代サービスステーション	長野市松代町東寺尾2714	ガソリン 軽油	18,060 9,700	昼間026-278-7400 夜間	不可	給油不可	7:00~20:00	フルサービス	
86	JAグリーン長野 若穂給油所	長野市若穂川田3510番地2	ガソリン 軽油	10,000 5,000	昼間026-282-4766 夜間	不可	給油不可	8:30~18:00	フルサービス	
87	有限会社保科シェル石油 保科サービスステーション	長野市若穂保科2676番地	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間026-282-3006 夜間	不可	給油不可	9:00~17:00	フルサービス	
88	有限会社清庫石油 エネオス綿内SS	長野市若穂綿内8554番地	ガソリン 軽油	14,000 6,000	昼間026-282-2038 夜間	不可	給油不可	7:00~20:00	フルサービス	
89	株式会社テベロッパーしなの エネオスナカイ飯綱高原SS	長野市上ヶ屋2471番地1254	ガソリン 軽油	34,600 9,600	昼間026-239-2311 夜間	可:移動タンク	非常電源	8:00~18:00	フルサービス	
90	エネクスフリート株式会社 信州中野インターサービスステーション	長野市豊野町蟹沢1308番地1	ガソリン 軽油	40,000 60,000	昼間026-253-2030 夜間026-253-2030	不可	給油不可	24時間	セルフ	長野市消防局
91	株式会社高見澤石油事業部 セルフカーケアステーション豊野サービスステーション	長野市豊野町浅野1517番地1	ガソリン 軽油	46,000 16,000	昼間026-257-2211 夜間	不可	非常電源	6:00~23:00	セルフ	
92	有限会社サイトウ 豊野サービスステーション	長野市豊野町豊野963番地8	ガソリン 軽油	20,000 10,000	昼間026-257-2306 夜間	不可	給油不可	8:00~20:00	フルサービス	
93	JAながの 上条サービスステーション	長野市信州新町上条85番地1	ガソリン 軽油	29,100 9,700	昼間026-262-2175 夜間	不可	給油不可	7:30~19:00	フルサービス	
94	美濃屋精米所 昭和シェル新町サービスステーション	長野市信州新町新町935番地	ガソリン 軽油	15,000 5,000	昼間026-262-2220 夜間	可:移動タンク	給油不可	7:00~20:00	フルサービス	
95	大和商事株式会社 エネオス信州新町サービスステーション	長野市信州新町水内1686番地	ガソリン 軽油	10,000 10,000	昼間026-262-2221 夜間	不可	非常電源	7:30~19:00	フルサービス	
96	ながの農業協同組合さいがわ経済センター しなのサービスステーション	長野市中条住良木9026	ガソリン 軽油	13,000 7,000	昼間026-268-3335 夜間	不可	給油不可	7:30~19:00	フルサービス	
97	(有)窪田商店 中条給油所	長野市中条住良木395-1	ガソリン 軽油	13,500 6,000	昼間026-267-2533 夜間	不可	給油不可	7:30~19:00	フルサービス	
98	JAグリーン長野 大岡給油所	長野市大岡乙367番地	ガソリン 軽油	8,000 6,000	昼間026-266-2231 夜間	不可	給油不可	8:30~17:00	フルサービス	
99	JAグリーン長野 更府給油所	長野市信更町安庭1010	ガソリン 軽油	20,099 14,000	昼間026-299-2221 夜間	可:移動タンク	給油不可	8:30~19:00	フルサービス	
100	JAグリーン長野 信田給油所	長野市信更町田野口800番地	ガソリン 軽油	23,000 7,000	昼間026-299-2211 夜間	不可	給油不可	8:30~17:00	フルサービス	
101	JAながの 鬼無里サービスステーション	長野市鬼無里2307番地1	ガソリン 軽油	30,000 15,000	昼間026-256-2021 夜間	可:移動タンク	非常電源	7:00~19:00	フルサービス	
102	有限会社あたらしや 戸隠サービスステーション	長野市戸隠1511番地2	ガソリン 軽油	15,000 9,700	昼間026-254-2128 夜間	可:移動タンク	給油不可	7:30~18:30	フルサービス	
103	山一屋シェル戸隠給油所	長野市戸隠3404番地の1	ガソリン 軽油	17,500 5,500	昼間026-254-2530 夜間	可:移動タンク	給油不可	8:30~18:00	フルサービス	
104	JAながの 柵サービスステーション	長野市戸隠柵原3204番地	ガソリン 軽油	6,000 4,000	昼間026-252-2211 夜間	可:移動タンク	給油不可	8:30~18:00	フルサービス	
105	(有)信濃自動車工場	信濃町柏原2390	ガソリン 軽油	29,100 10,000	昼間026-255-3191 夜間026-255-3191	不可	給油不可	7:00~19:00	フルサービス	
106	(有)佐藤石油	信濃町野尻536-2	ガソリン 軽油	33,000 17,000	昼間026-258-2849 夜間026-258-2849	可:移動タンク	非常電源	7:00~19:00	フルサービス	
107	サンリン 黒姫SS	信濃町古間878-2	ガソリン 軽油	45,000 35,000	昼間026-255-2347 夜間0263-97-3030	可:移動タンク	給油不可	7:00~19:30	フルサービス	
108	JAながのエネルギーハウス富士里	信濃町穂波157	ガソリン 軽油	28,800 19,200	昼間026-255-2522 夜間	可:移動タンク	給油不可	7:00~19:00	フルサービス	

別表第13

109	J A ながの カーサロン飯綱サービスステーション	上水内郡飯綱町大字普光寺1081番地4	ガソリン 軽油	29,600 20,000	昼間026-253-2300 夜間	可：移動タンク	非常電源	7:00~19:00	フルサービス	長野市消防局
110	北信米油株式会社 牟礼サービスステーション	上水内郡飯綱町普光寺951番地	ガソリン 軽油	29,000 9,500	昼間026-295-2317 夜間	不可	給油不可	7:30~20:00	フルサービス	
111	(有)高府貝印石油 夏和給油所	上水内郡小川村大字高府2848-1	ガソリン 軽油	12,610 6,790	昼間026-269-2232 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:00~19:30	フルサービス	
112	中島石油 シュプール須坂SS	須坂市福島町388-1	ガソリン 軽油	38,800 19,400	昼間026-248-3244 夜間	不可	手動ポンプ	6:00~22:00	フルサービス	
113	ながの農業協同組合 井上セルフ給油所	須坂市幸高町188-1	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間026-245-1040 夜間	可：移動タンク	手動ポンプ	7:00~21:00	両方	須坂市消防本部
114	ながの農業協同組合 相之島給油所	須坂市村山町578-1	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間026-245-2345 夜間	不可	手動ポンプ	7:00~21:00	両方	
115	宇佐美鉱油 403号須坂インター給油所	須坂市福島町378-1	ガソリン 軽油	45,000 60,000	昼間026-246-5121 夜間026-246-5121	不可	非常電源	24時間	両方	
116	宇佐美上信越支店セルフ 須坂インター第二給油所	須坂市福島町483-1	ガソリン 軽油	50,000 20,000	昼間026-247-0080 夜間	可：移動タンク	非常電源	7:00~22:00	フルサービス	
117	中島石油 須坂給油所	須坂市大字小山2497-3	ガソリン 軽油	40,000 28,000	昼間026-245-3142 夜間	可：移動タンク	手動ポンプ	7:00~21:00	フルサービス	
118	玉井 セルフ村山給油所	須坂市大字高梨358-5	ガソリン 軽油	106,000 18,000	昼間026-242-5108 夜間	不可	手動ポンプ	6:30~21:00	セルフ	
119	玉井 セルフ塩川給油所	須坂市大字塩川508-1	ガソリン 軽油	58,000 12,000	昼間026-245-1893 夜間	可：移動タンク	手動ポンプ	7:00~21:00	セルフ	
120	北森石油㈱	須坂市東横町1416	ガソリン 軽油	14,700 5,000	昼間026-245-0375 夜間	可：移動タンク	手動ポンプ	8:00~20:00	フルサービス	
121	長野堀川販売 ㈱須坂給油所	須坂市南横町1635	ガソリン 軽油	50,000 10,000	昼間026-245-0655 夜間	可：移動タンク	非常電源	7:00~21:30	両方	
122	青木石油 ニュー須坂	須坂市墨坂3-3-5	ガソリン 軽油	28,500 9,500	昼間026-248-5557 夜間	可：移動タンク	非常電源	7:30~20:00	フルサービス	
123	㈱高見澤 須坂給油所	須坂市墨坂南1-16-15	ガソリン 軽油	50,000 20,000	昼間026-246-2450 夜間	不可	非常電源	7:30~20:30	フルサービス	
124	青木石油 南原給油所	須坂市臥竜6-8-2	ガソリン 軽油	19,200 9,600	昼間026-246-2364 夜間	可：移動タンク	手動ポンプ	7:30~20:00	フルサービス	
125	㈱佐藤商店 ワインロード	須坂市下八町2213-2	ガソリン 軽油	50,000 20,000	昼間026-248-0002 夜間	可：移動タンク	手動ポンプ	7:30~19:30	フルサービス	
126	酒井石油㈱	須坂市明德町7-6	ガソリン 軽油	22,000 8,000	昼間026-245-9315 夜間	不可	手動ポンプ	7:30~20:00	フルサービス	
127	J A ながの 高山給油所	高山村大字高井43-19	ガソリン 軽油	30,000 20,000	昼間026-245-0004 夜間	不可	手動ポンプ	7:30~19:00	フルサービス	
128	(有)外村石油	須坂市相森町2178	ガソリン 軽油	6,000 20,000	昼間026-245-1618 夜間	可：移動タンク	非常電源	7:00~21:00	両方	
129	青木石油 ツイズ北須坂給油所	須坂市松川町3058-4	ガソリン 軽油	49,000 10,000	昼間026-248-9320 夜間	可：移動タンク	非常電源	7:30~20:00	フルサービス	
130	青木石油小布施給油所	小布施町上町874	ガソリン 軽油	13,440 5,760	昼間026-247-2136 夜間	不可	手動ポンプ	7:30~20:00	フルサービス	
131	(有)やまろく	小布施町大字小布施2255-13	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間026-247-6007 夜間	可：移動タンク	手動ポンプ	7:30~20:00	フルサービス	
132	㈱東日本宇佐美 上信越支店 18号更埴インター給油所	千曲市大字屋代2781-1	ガソリン 軽油	45,000 60,000	昼間026-274-0721 夜間026-274-0721	不可	非常電源	24時間	フルサービス	千曲坂城消防本部
133	(有)西村石油	千曲市大字森804-3	ガソリン 軽油	21,275 15,575	昼間026-272-3323 夜間026-272-3323	可：移動タンク	非常電源	7:00~20:00	フルサービス	
134	J A ながの アンズロードSS	千曲市大字雨宮336-1	ガソリン 軽油	28,800 9,600	昼間026-273-5399 夜間	可：移動タンク	手動ポンプ	7:30~19:00	両方	
135	(有)更埴石油	千曲市大字寂蒔871	ガソリン 軽油	24,000 11,500	昼間026-272-2259 夜間0268-82-8703	可：移動タンク	手動ポンプ	7:30~20:00	フルサービス	
136	吉田興産㈱ セルフ更埴インター店	千曲市大字屋代2321-10	ガソリン 軽油	48,000 16,000	昼間026-272-6220 夜間	不可	給油不可	23h (01~02休憩)	セルフ	
137	㈱ENEOSフロンティア北関東カンパニー Dr. Driveセルフ千曲店	千曲市大字寂蒔1039-1	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間026-261-3426 夜間	不可	非常電源	24時間	セルフ	
138	渡辺商事 戸倉上山田SS	千曲市大字磯部559	ガソリン 軽油	28,500 9,500	昼間026-275-3201 夜間	不可	非常電源	8:00~20:00	フルサービス	
139	(有)ヤマギシ プラネッツ戸倉	千曲市大字磯部745-1	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間026-275-0538 夜間	可：移動タンク	非常電源	07:30~20:00	フルサービス	
140	J A ながの サービスのバリオ サービスステーション	千曲市大字内川802-1	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間026-275-6810 夜間	可：移動タンク	手動ポンプ	08:00~19:00	フルサービス	
141	(有)ヤマギシ 内川給油所 ミルキーウエイ戸倉ステーション	千曲市大字内川1288	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間026-275-2879 夜間	不可	非常電源	07:30~20:00	フルサービス	
142	(有)さらしな石油 戸倉さらしな給油所	千曲市大字若宮557	ガソリン 軽油	14,000 6,000	昼間026-275-2292 夜間	不可	手動ポンプ	07:30~19:30	フルサービス	
143	㈱SKYエナジー戸倉セルフSS	千曲市大字内川91-92	ガソリン 軽油	50,000 10,000	昼間026-275-2335 夜間	不可	給油不可	06:00~24:00	セルフ	
144	J A ながの ちくま西部セルフSS	千曲市八幡3177-3	ガソリン 軽油	38,000 10,000	昼間026-273-1717 夜間	不可	給油不可	07:00~21:00	セルフ	
145	(有)ヤマギシ 坂城SS	埴科郡坂城町大字坂城6828	ガソリン 軽油	29,200 6,680	昼間0268-82-7171 夜間	不可	非常電源	07:30~20:00	フルサービス	

別表第13

146	柳屋商事(株) 坂城SS	埴科郡坂城町大字南条6746	ガソリン 軽油	29,400 9,800	昼間0268-82-2373	不可	非常電源	07:00~20:00	フルサービス	千曲坂城消防本部
147	JAながの 中之条セルフSS	埴科郡坂城町大字中之条1336-1	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間0268-81-2355	不可	給油不可	07:00~21:00	セルフ	
148	(有)田島石油 村上SS	埴科郡坂城町大字網掛164-2	ガソリン 軽油	25,500 23,500	昼間0268-82-2891	不可	非常電源	平日 7:00~20:00 休日 8:00~18:00	フルサービス	
149	大栄開発(株) SUN飯山SS	飯山市大字静間2175	ガソリン 軽油	14,550 14,550	昼間0269-67-0350 夜間	可:移動タンク	給油不可	平日7:00~18:30 日曜8:00~18:00	フルサービス	
150	J Aながの 柳原給油所	飯山市大字旭246-1	ガソリン 軽油	19,400 9,700	昼間0269-67-2414 夜間	不可	手動ポンプ	7:30~19:00 日・祝 7:30~18:30	フルサービス	岳北消防本部
151	J Aながの 太田給油所	飯山市大字常盤28-1	ガソリン 軽油	20,000 10,000	昼間0269-65-3888 夜間	不可	給油不可	7:30~18:30 日曜 定休日	フルサービス	
152	J Aながの あぐりタウンセルフ給油所	飯山市大字常盤6218-9	ガソリン 軽油	38,000 10,000	昼間0269-81-2380 夜間	不可	手動ポンプ	7:00~19:30	両方	
153	J Aながの 木島平給油所	木島平村大字上木島5696-1	ガソリン 軽油	32,000 20,000	昼間0269-81-1105 夜間	不可	給油不可	7:00~19:30	両方	
154	飯山石油	飯山市大字飯山4808	ガソリン 軽油	20,000 10,000	昼間0269-62-3479 夜間	不可	給油不可	7:30~18:30	フルサービス	
155	小野澤商店	飯山市南町18-13	ガソリン 軽油	19,800 9,900	昼間0269-62-2716 夜間	不可	給油不可	7:00~19:30	フルサービス	
156	杉山石油 本町給油所	飯山市大字飯山1166-3	ガソリン 軽油	23,750 4,750	昼間0269-62-3639 夜間	不可	手動ポンプ	平日7:00~19:00 日曜 定休日	フルサービス	
157	杉山石油ニュー 飯山給油所	飯山市大字静間396-3	ガソリン 軽油	24,800 10,000	昼間0269-62-2345 夜間	可:移動タンク	手動ポンプ	平日7:00~19:00 日・祝7:00~18:30	フルサービス	
158	畑宗	飯山市南町30-1	ガソリン 軽油	27,200 10,800	昼間0269-62-3108 夜間	可:移動タンク	手動ポンプ	平日7:00~19:00 日曜7:00~17:00	フルサービス	
159	ジェイ・クエスト セルフ飯山ステーション	飯山市大字静間1978-1	ガソリン 軽油	70,000 30,000	昼間0269-81-3615 夜間0269-81-3615	不可	給油不可	6:00~23:00	セルフ	
160	柏尾精米	飯山市大字瑞穂豊1045-1	ガソリン 軽油	22,000 15,000	昼間0269-65-4755 夜間	可:移動タンク	非常電源	7:00~19:00	フルサービス	
161	戸狩興産	飯山市大字照里1188-2	ガソリン 軽油	13,750 6,000	昼間0269-65-2040 夜間	不可	給油不可	平日7:30~18:30 日曜 定休日	フルサービス	
162	コスモ石油 セルフピュア飯山給油所	飯山市大字蓮9	ガソリン 軽油	80,000 20,000	昼間0269-81-2300 夜間0269-81-2300	不可	給油不可	24時間	セルフ	
163	J Aながの 野沢温泉給油所	野沢温泉村大字豊郷4460	ガソリン 軽油	10,276 10,000	昼間0269-85-4200 夜間	可:移動タンク	給油不可	7:30~18:30	フルサービス	
164	宮崎商店	野沢温泉村大字前坂8520-1	ガソリン 軽油	31,780 26,220	昼間0269-85-2074 夜間	可:移動タンク	手動ポンプ	平日7:00~19:00 日曜8:00~18:00	フルサービス	
165	J Aながの みゆき農業機械センター	飯山市大字常盤2147	ガソリン 軽油	移動タンクのみ常駐	昼間0269-62-4646 夜間	可:移動タンク		8:00~17:00	フルサービス	
166	J Aながの 木島平農業機械センター	木島平村大字住郷3613-口	ガソリン 軽油	移動タンクのみ常駐	昼間0269-82-2246 夜間	可:移動タンク		8:00~17:00	フルサービス	
167	大栄開発(株)SUN市川給油所	野沢温泉村大字虫生2356-9	ガソリン 軽油	30,000 30,000	昼間0269-85-4144 夜間	不可	手動ポンプ	平日7:30~18:00 日曜 定休日	フルサービス	
168	大栄開発(株)SUN平滝給油所	栄村大字豊栄3323-17	ガソリン 軽油	19,400 9,700	昼間0269-87-3400 夜間	可:移動タンク	非常電源	1~3月7:00~18:30 4~12月7:00~19:00	フルサービス	
169	大栄開発(株)SUN森宮野原給油所	栄村大字北信3426-1	ガソリン 軽油	14,000 6,000	昼間0269-87-2400 夜間	不可	給油不可	11~3月7:00~18:00 4~10月7:00~18:30	フルサービス	
170	北信生コン(株)SUN秋山給油所	栄村大字堺18030-57	ガソリン 軽油	4,850 4,850	昼間025-767-2577 夜間	可:移動タンク	給油不可	8:00~18:30	フルサービス	
171	昭和シェル(株)志賀高原給油所	下高井郡山ノ内町大字平穩1389-5	ガソリン 軽油	30,000 30,000	昼間0269-33-8712 夜間	可:移動タンク	非常電源	7:30~19:30	フルサービス	岳南広域消防本部
172	(株)友野商店 志賀高原上林給油所	下高井郡山ノ内町大字平穩1454-2	ガソリン 軽油	30,000 20,000	昼間0269-33-8585 時間外0269-33-2565	不可	給油不可	7:00~19:00	フルサービス	
173	J Aながの 志賀高原給油所	下高井郡山ノ内町大字平穩4127-13	ガソリン 軽油	38,400 19,200	昼間0269-33-2121 夜間	不可	給油不可	平日・土7:00~20:00 日祝 8:00~19:00	両方	
174	(有)佐藤商店 湯田中給油所	下高井郡山ノ内町大字平穩2926-36	ガソリン 軽油	14,300 8,700	昼間0269-33-4568 夜間	不可	給油不可	平日・土7:00~20:00 日祝 8:00~18:00	フルサービス	
175	(株)友野商店志賀高原入口給油所	下高井郡山ノ内町大字平穩4106-20	ガソリン 軽油	30,000 20,000	昼間0269-33-2887 時間外0269-33-2565	軽油のみ可:移動タンク	非常電源	平日・土7:00~20:00 日祝 7:00~19:00	フルサービス	
176	JAながの北志賀給油所	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬12709-6	ガソリン 軽油	14,900 20,000	昼間0269-33-7890 夜間	不可	給油不可	7:00~19:00 7:30~18:30 (季節により)	フルサービス	
177	(株)友野商店 山ノ内西給油所	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2686-1	ガソリン 軽油	30,000 20,000	昼間0269-33-2928 時間外0269-33-2565	不可	給油不可	平日・土7:00~19:30 日・祝 7:30~19:00	フルサービス	
178	(株)高見澤志賀高原入口給油所	中野市大字一本木306-1	ガソリン 軽油	50,000 50,000	昼間0269-23-5656 夜間0269-23-5656	不可	非常電源	24時間	セルフ	
179	JAアップル(株) 平岡給油所	中野市大字金井139-1	ガソリン 軽油	19,200 9,600	昼間0269-23-2180 夜間	可:移動タンク	手動ポンプ	7:00~19:00 日曜9:00~12:30 祝日8:30~18:00	フルサービス	
180	JAアップル(株) 北部セルフ給油所	中野市大字田麦284-4	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間0269-24-6682 夜間0269-22-4300	不可	給油不可	7:00~21:00	セルフ	
181	中野アポロ(株) 中野駅南給油所	中野市大字岩船425-1	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間0269-23-1117 夜間0269-22-5298	不可	給油不可	平日7:30~19:30 日祝8:00~19:00	フルサービス	

182	中野アポロ(株)セルフ中野西給油所	中野市大字江部1331-6	ガソリン 軽油	48,000 24,000	昼間0269-22-5298 夜間0269-22-5298	不可	非常電源	7:00~23:00	セルフ	岳南広域消防本部
183	(株)高見澤 栗林給油所	中野市大字草間1372-1	ガソリン 軽油	28,500 9,500	昼間0269-24-1888 夜間0269-23-5656	不可	非常電源	平日・土 7:00~20:00 日祝 7:00~19:00	フルサービス	
184	JAアップル(株) 高丘給油所	中野市大字草間1535-1	ガソリン 軽油	30,000 30,000	昼間0269-22-5001 夜間0269-22-4300	不可	給油不可	平日・土7:00~17:00 日祝 8:30~18:00	フルサービス	
185	有限会社 丸代石油	中野市大字草間1749-1	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間0269-22-3948 夜間0269-26-6125	可:移動タンク	給油不可	平日・土8:00~19:00 日祝 8:30~18:00	フルサービス	
186	JAアップル(株)南部セルフ給油所	中野市大字中野278-1	ガソリン 軽油	40,000 20,000	昼間0269-26-1122 夜間	可:移動タンク	給油不可	平日7:00~19:30 日祝 8:00~18:00	セルフ	
187	JAアップル(株)倭給油所	中野市大字田上310-2	ガソリン 軽油	5,700 3,800	昼間0269-26-8611 夜間	不可	給油不可	平日8:00~17:00 (土日祝 休)	フルサービス	
188	中野石油(株)中野東給油所	中野市三好町2丁目219-2	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間0269-22-2885 夜間	不可	給油不可	平日 7:30~20:00 日曜 8:30~12:00 (第2第4日曜休) 祝日 8:00~19:00	セルフ	
189	(有)西山輸業	中野市大字中野354-2	ガソリン 軽油	14,000 6,000	昼間0269-22-6915 夜間	不可	手動ポンプ	平日 7:15~19:45 日祝 8:30~18:45 (第1第3日曜休)	フルサービス	
190	(株)タカサワ中野市一本木給油所	中野市大字一本木314-1	ガソリン 軽油	48,000 20,000	昼間0269-38-1117 夜間	不可	非常電源	24時間	セルフ	
191	JA北信州みゆき豊田スタンド (※休業中)	中野市大字豊津338-1	ガソリン 軽油	7,576 3,000	昼間0269-38-3722 夜間	不可	手動ポンプ	平日・土日・祝祭日 7:30~18:00	フルサービス	
192	豊田石油	中野市大字永江2057-1	ガソリン 軽油	40,000 30,000	昼間0269-24-3003 夜間	可:移動タンク	給油不可	平日 7:00~19:00 日祝 8:00~18:00	フルサービス	
193	出光興産(株) 南松本SSセルフ	松本市双葉2590-3	ガソリン 軽油	48,000 16,000	昼間0263-25-2825 夜間0263-25-2825	不可	給油不可	24時間	セルフ	松本広域消防局
194	松本シェル石油 大久保原給油所	松本市笹部4-26-36	ガソリン 軽油	29,400 9,800	昼間0263-26-5196 夜間	不可	給油不可	7:00~19:00	フルサービス	
195	信州石油販売 中原SS	松本市桐2-6-16	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間0263-32-9271 夜間	不可	給油不可	7:00~19:30	フルサービス	
196	中央石油 追分給油所	松本市桐2-2-34	ガソリン 軽油	28,800 9,600	昼間0263-35-7287 夜間	不可	給油不可	8:00~21:00	フルサービス	
197	松本シェル石油 浅間給油所	松本市浅間温泉1-18-5	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間0263-46-1537 夜間	不可	給油不可	7:00~19:30	フルサービス	
198	(株)ENEOSウィング 深志ヶ丘SS	松本市蟻ヶ崎4-3-44	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間0263-32-9259 夜間	不可	給油不可	7:00~21:00	フルサービス	
199	豊島屋(株) 元町給油所	松本市元町1-2-16	ガソリン 軽油	39,200 9,800	昼間0263-34-4011 夜間	不可	非常電源	7:30~21:00	フルサービス	
200	JA松本 笹賀給油所	松本市大字笹賀2537-1	ガソリン 軽油	23,050 15,350	昼間0263-57-4770 夜間	不可	給油不可	8:00~18:30	フルサービス	
201	カドヤ石油 神林西給油所	松本市大字神林6094-1	ガソリン 軽油	19,400 20,000	昼間0263-86-1001 夜間	不可	給油不可	7:00~20:00	フルサービス	
202	有限会社 丸代石油 (キタミ商事)	松本市梓川6745-1	ガソリン 軽油	15,000 5,000	昼間0263-78-2440 夜間	不可	給油不可	7:00~19:30	フルサービス	
203	西日本宇佐美 塩尻インターSS	塩尻市大字棧敷493-1	ガソリン 軽油	45,000 60,000	昼間0263-54-7821 夜間	不可	非常電源	24時間	フルサービス	
204	信光石油(株) 塩尻給油所	塩尻市大門五番町13-17	ガソリン 軽油	40,000 20,000	昼間0263-52-1212 夜間	不可	非常電源	7:00~20:00	フルサービス	
205	立石コーポレーション ルネッサ塩尻店	塩尻市大門七区1079-66	ガソリン 軽油	40,000 15,000	昼間0263-52-2980 夜間	不可	非常電源	6:00~23:00	セルフ	
206	エネクスリゾート 塩尻給油所	塩尻市大字宗賀床尾1155-2	ガソリン 軽油	48,000 112,000	昼間0263-53-1179 夜間	不可	給油不可	24時間	セルフ	
207	(株)ENEOSウィング ルート19塩尻TS	塩尻市大字宗賀1816	ガソリン 軽油	40,000 40,000	昼間0263-51-0260 夜間	不可	給油不可	24時間	セルフ	
208	中央石油(株) ビックコスモ塩尻SS	塩尻市大門並木町7-16	ガソリン 軽油	38,000 9,500	昼間0263-52-1282 夜間	不可	給油不可	7:00~21:00	セルフ	
209	関川組 西条給油所	東筑摩郡筑北村本城西条4056-1	ガソリン 軽油	25,000 13,000	昼間0263-66-2930 夜間	不可	給油不可	8:00~18:00	フルサービス	
210	JA松本 聖南給油所	東筑摩郡筑北村西条3404-3	ガソリン 軽油	28,800 9,600	昼間0263-66-3939 夜間	不可	給油不可	8:00~18:00	フルサービス	
211	久保村石油(株)	東筑摩郡筑北村坂北4848	ガソリン 軽油	15,000 6,000	昼間0263-66-2321 夜間	不可	給油不可	6:00~21:00	フルサービス	
212	JA松本 麻績給油所	東筑摩郡麻績村麻4115-1	ガソリン 軽油	20,000 10,000	昼間0263-67-2300 夜間	不可	非常電源	7:00~19:00	フルサービス	
213	丸市石油 豊科中央SS	安曇野市豊科新田4778	ガソリン 軽油	36,000 14,000	昼間0263-72-2003 夜間	不可	非常電源	7:00~20:00	フルサービス	
214	ジェイクエスト 豊科店	安曇野市豊科南穂高754-3	ガソリン 軽油	60,000 10,000	昼間0263-71-3671 夜間	不可	給油不可	10:00~19:30	セルフ	
215	(株)ENEOSウィング 穂高中央給油所	安曇野市穂高8167-4	ガソリン 軽油	28,500 9,500	昼間0263-82-0315 夜間	不可	非常電源	7:00~20:00	フルサービス	
216	中央石油株式会社 NEWあづみ野給油所	安曇野市穂高有明10525-2	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間0263-31-5241 夜間	不可	給油不可	8:00~20:00	フルサービス	
217	アイダエナジー 穂高南給油所	安曇野市穂高7570-1	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間0263-82-7007 夜間	不可	給油不可	7:00~20:00	フルサービス	



218	(有)吉原	安曇野市穂高4308-5	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間0263-82-2324 夜間	不可	非常電源	7:00~20:00	フルサービス	松本広域消防局
219	高瀬石油株式会社	安曇野市穂高北穂高2850-1	ガソリン 軽油	30,000 150,00	昼間0263-84-0881 夜間	不可	給油不可	7:00~21:00	フルサービス	
220	穂高シェルクリエート(株)	安曇野市穂高4632	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間0263-82-2321 夜間	不可	給油不可	7:00~18:00	フルサービス	
221	あづみ農協共同組合 有明給油所	安曇野市穂高有明1766-7	ガソリン 軽油	19,400 9,700	昼間0263-83-3998 夜間	不可	給油不可	7:30~19:30	フルサービス	
222	(株)アイダエナジー 穂高給油所	安曇野市穂高5684-3	ガソリン 軽油	29,600 20,000	昼間0263-82-2408 夜間	不可	給油不可	6:30~19:00	フルサービス	
223	サンリン あずみ野給油所	安曇野市穂高971-4	ガソリン 軽油	38,800 9,700	昼間0263-82-8811 夜間	不可	給油不可	7:00~21:00	フルサービス	
224	大一石油株式会社	安曇野市穂高北穂高2170	ガソリン 軽油	14,000 6,000	昼間0263-82-2545 夜間	不可	給油不可	7:00~19:00	セルフ	
225	高山商工有限会社	安曇野市穂高北穂高953-2	ガソリン 軽油	20,000 6,000	昼間0263-82-3305 夜間	不可	給油不可	7:00~20:00	フルサービス	
226	アイダエナジー有明給油所	安曇野市穂高有明10000-3	ガソリン 軽油	19,200 9,200	昼間0263-83-3534 夜間	不可	給油不可	7:00~19:00	フルサービス	
227	J A あずみ 温給油所	安曇野市三郷温2267-2	ガソリン 軽油	29,100 9,700	昼間0263-77-2066 夜間	不可	給油不可	7:30~20:00	フルサービス	
228	(株)三栄商会	大町市平6471-3	ガソリン 軽油	38,000 19,000	昼間0261-22-2553 夜間	可:移動タンク	非常電源	7:00~19:00	フルサービス	
229	大町シェル(株) 俵町給油所	大町市大町1865	ガソリン 軽油	38,000 9,500	昼間0261-22-0885 夜間	可:移動タンク	非常電源	7:00~19:00	フルサービス	
230	大町シェル(株) 不二塚営業所	大町市大町4545	ガソリン 軽油	28,800 9,600	昼間0261-22-0941 夜間	不可	非常電源	7:00~20:00	両方	
231	黒部石油(株)	大町市大町3099-7	ガソリン 軽油	20,000 10,000	昼間0261-22-2119 夜間	可:移動タンク	非常電源	7:00~19:00	フルサービス	
232	信光石油(株) 南大町給油所	大町市大町6842-1	ガソリン 軽油	39,700 24,700	昼間0261-22-5502 夜間	可:移動タンク	非常電源	7:00~20:00	フルサービス	
233	(有)フジマキ	大町市常盤3558	ガソリン 軽油	50,000 10,000	昼間0261-22-2042 夜間	不可	手動ポンプ	7:00~22:00	セルフ	
234	大町シェル(株) 常盤営業所	大町市常盤5897-10	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間0261-22-1886 夜間	不可	非常電源	7:00~19:30	フルサービス	
235	JA大北 パノラマロードときわ給油所	大町市常盤5868	ガソリン 軽油	44,000 8,000	昼間0261-22-1846 夜間	不可	非常電源	7:30~21:00	セルフ	
236	ENEOSジェイクエスト大町店	大町市常盤4831-6	ガソリン 軽油	62,000 14,000	昼間0261-21-3701 夜間	不可	給油不可	6:00~23:00	セルフ	
237	大北石油(株)	大町市社5023-1	ガソリン 軽油	14,400 14,400	昼間0261-22-1726 夜間	不可	給油不可	7:30~19:30	フルサービス	
238	松井石油店	大町市八坂15059	ガソリン 軽油	19,600 19,600	昼間0261-26-2220 夜間	不可	給油不可	7:30~19:00	フルサービス	
239	信光石油(株) 白馬給油所	白馬村大字北城1940-1	ガソリン 軽油	50,000 20,000	昼間0261-72-2355 夜間	可:移動タンク	非常電源	7:30~19:00	フルサービス	
240	白馬シェル(株) 深空給油所	白馬村大字北城265-18	ガソリン 軽油	40,000 20,000	昼間0261-72-2260 夜間	可:移動タンク	非常電源	7:00~20:00	フルサービス	
241	信光石油(株) シュプール給油所 (※休業中)	白馬村大字北城3125-1	ガソリン 軽油	50,000 30,000	昼間0261-72-8288 夜間	不可	給油不可	8:30~18:00	フルサービス	
242	JA大北 アルプス給油所	白馬村大字北城10648-1	ガソリン 軽油	29,400 19,600	昼間0261-72-4784 夜間	可:移動タンク	非常電源	7:00~19:00	フルサービス	
243	JA大北 アルペンロード神城給油所	白馬村大字神城20215	ガソリン 軽油	40,095 20,000	昼間0261-75-2785 夜間	不可	非常電源	7:30~18:30	セルフ	
244	信光石油(株) 神城給油所	白馬村大字神城21561-1	ガソリン 軽油	20,000 10,000	昼間0261-75-2730 夜間	不可	非常電源	7:30~19:00	フルサービス	
245	JA大北 小谷給油所	小谷村大字中小谷丙2149-1	ガソリン 軽油	20,000 10,000	昼間0261-82-2833 夜間	不可	非常電源	7:30~18:00	フルサービス	
246	中田石油(株)	小谷村大字中小谷丙45-1	ガソリン 軽油	20,000 9,500	昼間0261-82-2239 夜間	可:移動タンク	非常電源	7:30~19:30	フルサービス	
247	JA大北 池田給油所	池田町大字会染2537-4	ガソリン 軽油	29,800 10,000	昼間0261-62-4049 夜間	不可	給油不可	7:30~18:30	フルサービス	
248	コスモ石油 コスモハーブの里給油所	池田町大字会染6335-1	ガソリン 軽油	40,000 30,000	昼間0261-62-8884 夜間	可:移動タンク	非常電源	7:30~20:00	セルフ	
249	(株)アイダエナジー	松川村5744-9	ガソリン 軽油	39,000 19,500	昼間0261-62-3955 夜間	可:移動タンク	非常電源	7:00~20:00	フルサービス	
250	末松商事	中津川市山口491	ガソリン 軽油	24,590 35,000	昼間0573-75-4181 夜間0573-75-3011	可:移動タンク	手動ポンプ	7:00~20:00	フルサービス	
251	末松商事	中津川市坂下1608	ガソリン 軽油	15,000 10,000	昼間0573-75-3011 夜間	可:移動タンク	手動ポンプ	7:30~19:00	フルサービス	
252	宮内石油	中津川市坂下926	ガソリン 軽油	10,000 10,000	昼間0573-75-3127 夜間0573-75-3127	可:移動タンク	給油不可	9:00~17:00	フルサービス	
253	中部宇佐見	中津川市中津913	ガソリン 軽油	9,000 55,000	昼間0573-66-7785 夜間0573-66-7785	可:移動タンク	非常電源	24時間	両方	
254	アジアサポート	中津川市落合305-1	ガソリン 軽油	20,000 20,000	昼間0573-69-5250 夜間0573-75-3079	可:移動タンク	給油不可	7:30~18:30	フルサービス	木曾広域消防本部



別表第13

255	落合アポロ	中津川市落合714	ガソリン 軽油	20,000 10,000	昼間0573-69-4440 夜間0573-69-3071	可：移動タンク	非常電源	7:00~20:00	フルサービス	木曾広域消防本部
256	JA木曾 大桑燃料センター	木曾郡大桑村野尻160-46	ガソリン 軽油	13,000 7,000	昼間0264-55-2403 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:30~18:00	フルサービス	
257	JA木曾 おんたけ給油所	木曾郡木曾町福島3804-2	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間0264-22-3150 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:30~18:00	フルサービス	
258	JA木曾 藪原燃料センター	木曾郡木祖村藪原189-1	ガソリン 軽油	15,000 10,000	昼間0264-36-2017 夜間	可：移動タンク	手動ポンプ	8:00~17:30	フルサービス	
259	JA木曾 開田高原燃料C	木曾郡木曾町開田高原末川2697-15	ガソリン 軽油	19,200 9,600	昼間0264-42-3636 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:30~18:00	フルサービス	
260	ENEOS 上田山口給油所 (株)伊藤商会	上田市上田2005-1	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間0268-26-5660 夜間	不可	給油不可	7:00~20:00	フルサービス	上田地域広域連合消防本部
261	JAサービス サンロード東塩田SS	上田市古安曾2057-8	ガソリン 軽油	9,600 19,200	昼間0268-38-7560 夜間	不可	手動ポンプ	7:00~21:00	両方	
262	伊藤商会 川西SS	上田市福田18-14	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間0268-23-7601 夜間	不可	給油不可	7:00~23:00	セルフ	
263	アミステーション 染谷台SS	上田市住吉67-8	ガソリン 軽油	61,000 10,000	昼間0268-25-3556 夜間	不可	非常電源	平日7:00~20:00 土日祝7:45~19:30	セルフ	
264	出光18号上田バイパスSS (株)東日本宇佐美	上田市住吉島田224-1	ガソリン 軽油	50,000 50,000	昼間0268-25-7541 夜間	不可	非常電源	24時間	フルサービス	
265	出光 青木SS 小林油店	青木村大字村松242-1	ガソリン 軽油	9,600 9,600	昼間0268-49-2012 夜間	不可	非常電源	6:30~20:00	フルサービス	
266	伊藤商会(株) 中丸子給油所	上田市中丸子1419-1	ガソリン 軽油	41,500 10,000	昼間0268-43-3015 夜間	不可	非常電源	6:00~22:00	セルフ	
267	上燃(株) 中丸子セルフステーション	上田市中丸子1744-1	ガソリン 軽油	48,000 16,000	昼間0268-43-1282 夜間	不可	非常電源	6:00~23:00	セルフ	
268	ENEOS西内SS (株)JAサービス	上田市平井1749	ガソリン 軽油	13,000 7,000	昼間0268-45-3722 夜間	不可	給油不可	8:30~17:30	フルサービス	
269	JAサービス 本原給油所	上田市真田町本原541-1	ガソリン 軽油	40,000 20,000	昼間0268-72-2000 夜間	不可	給油不可	7:00~21:30	セルフ	
270	ENEOS菅平SS (株)JAサービス	上田市菅平高原1223-2092	ガソリン 軽油	33,600 9,600	昼間0268-74-3426 夜間	不可	給油不可	8:30~17:30	フルサービス	
271	出光昭和シェル 東部湯の丸SA下り線SS (株)東洋	東御市祢津1272-3	ガソリン 軽油	40,000 20,000	昼間0268-61-0271 夜間0268-61-0271	不可	電気技師到着後 非常電源使用可	7:00~22:00 (金・土 24h)	フルサービス	
272	ENEOS 東部湯の丸SA上り線SS (株)武重商会	東御市祢津2081	ガソリン 軽油	40,000 20,000	昼間0268-61-0500 夜間	不可	給油不可	24時間	フルサービス	
273	出光18号バイパス東部インターSS (株)東日本宇佐美 18号バイパス東部インター給油所	東御市祢津1131-1	ガソリン 軽油	45,000 60,000	昼間0268-64-8658 夜間0268-64-8658	不可	非常電源	24時間	フルサービス	
274	ENEOS18号線小諸SS (株)塩沢産業	東御市滋野牧家2299-1	ガソリン 軽油	47,500 95,000	昼間0268-62-4461 夜間	不可	給油不可	24時間	フルサービス	
275	JAサービス 和田給油所	長和町和田1353-2	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間0268-88-2533 夜間	不可	手動ポンプ	8:00~18:00	フルサービス	
276	ENEOSパピアセルフSS (株)JAサービス	上田市武石沖186-8	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間0268-85-0117 夜間	不可	給油不可	7:00~20:00	セルフ	
277	出光 和田峠SS (株)ピーナス石油	長和町和田241-1	ガソリン 軽油	30,000 30,000	昼間0268-88-2157 夜間	不可	給油不可	7:00~20:00	フルサービス	
278	ENEOS姫木平SS五味レジャー産業	長和町大門追分3518	ガソリン 軽油	29,900 10,000	昼間0268-60-2938 夜間	不可	非常電源	9:00~17:00	フルサービス	
279	(株)武重商会 追分給油所	軽井沢町大字追分1131-1	ガソリン 軽油	38,400 18,800	昼間0267-45-1315 夜間	可：移動タンク	非常電源	7:00~21:00	フルサービス	佐久広域連合消防本部
280	(株)東日本宇佐美 軽井沢雄追分SS	軽井沢町大字追分876-1	ガソリン 軽油	28,500 76,000	昼間0267-45-8311 夜間	可：移動タンク	非常電源	24時間	フルサービス	
281	エネクスフリート(株) ルート18軽井沢SS	軽井沢町大字追分1433-1	ガソリン 軽油	50,000 100,000	昼間0267-45-0414 夜間	可：移動タンク	給油不可	24時間	フルサービス	
282	サンリン(株) 軽井沢SS	軽井沢町大字長倉4626-1	ガソリン 軽油	20,000 10,000	昼間0267-45-6971 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:00~21:00(平日・土) 8:00~20:00(日・祝)	フルサービス	
283	JA佐久浅間 スマイルポート駒場SS	佐久市猿久保882	ガソリン 軽油	40,000 20,000	昼間0267-67-6155 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:30~19:00	フルサービス	
284	相馬商事(株) 佐久中央SS	佐久市猿久保894-2	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間0267-68-5073 夜間	不可	非常電源	7:30~20:00	フルサービス	
285	(株)武重商会 佐久SS	佐久市岩村田2135-3	ガソリン 軽油	48,700 9,000	昼間0267-67-3588 夜間	可：移動タンク	非常電源	7:30~20:00(平日・土) 8:00~20:00(日・祝)	フルサービス	
286	(株)ENEOSウイング 小諸バイパスTS	小諸市大字加増3-11-1	ガソリン 軽油	40,000 90,000	昼間0267-23-7710 夜間 //	不可	非常電源 手動ポンプ	6:00~22:00	フルサービス	
287	(株)大進 小諸給油所	小諸市与良町3-10-1	ガソリン 軽油	39,800 9,950	昼間0267-22-2172 夜間	不可	非常電源	7:00~20:00(平日) 7:00~19:00(土・日・祝)	フルサービス	
288	中澤商事(株) 南町給油所	小諸市与良町3-9-11	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間0267-22-0818 夜間	不可	非常電源	7:30~20:00(平日) 7:30~19:30(土) 8:00~18:00(日・祝)	フルサービス	
289	菊池商事(有) 西部野辺山SS	南牧村大字野辺山77	ガソリン 軽油	38,000 16,200	昼間0267-98-2440 夜間	不可	給油不可	8:00~18:00	フルサービス	
290	軽井沢72ゴルフ 軽井沢給油所	軽井沢町大字軽井沢1019-155	ガソリン 軽油	29,295 19,200	昼間0267-42-8182 夜間	可：移動タンク	給油不可	夏季4/1~ 8:00~18:30 冬季3/31迄 8:00~18:00	フルサービス	

291	(株)大進 軽井沢給油所	軽井沢町軽井沢東140-2	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間0267-42-2814 夜間	可：移動タンク	非常電源	8:00~19:00	フルサービス	佐久広域連合消防本部
292	(有)安東商店 軽井沢給油所	軽井沢町軽井沢東7-12	ガソリン 軽油	28,500 9,500	昼間0267-42-0268 夜間	可：移動タンク	非常電源	8:00~19:00 1月中旬~3月中旬8:00~18:30	フルサービス	
293	JA佐久浅間 スマイルポート軽井沢SS	軽井沢町大字長倉2680	ガソリン 軽油	29,974 9,800	昼間0267-45-4018 夜間	可：移動タンク	非常電源	7:30~19:00(平日・土) 8:00~18:00(日・祝)	フルサービス	
294	(株)松屋 軽井沢バイパスSS	軽井沢町大字長倉746-1	ガソリン 軽油	29,250 9,750	昼間0267-45-4100 夜間	可：移動タンク	非常電源	4/21~10/20 7:30~19:00 10/21~4/20 8:00~18:30	フルサービス	
295	相馬商事(株)セルフ 佐久インター給油所	佐久市岩村北1-9-7	ガソリン 軽油	50,000 20,000	昼間0267-67-7911 夜間	不可	給油不可	24時間	セルフ	
296	サンリン(株) 佐久インターSS	佐久市岩村田3628-2	ガソリン 軽油	50,000 20,000	昼間0267-68-9377 夜間	不可	給油不可	7:00~20:00(平日・土) 8:00~20:00(日・祝)	フルサービス	
297	ジェイ・クエスト 佐久平店	佐久市佐久平駅前南18-1	ガソリン 軽油	70,000 20,000	昼間0267-66-3551 夜間	不可	給油不可	24時間	セルフ	
298	(株)東日本宇佐美141号バイパス (株)佐久インターSS	佐久市佐久平駅前東6-2	ガソリン 軽油	44,000 46,000	昼間0267-65-7250 夜間0267-65-7251	不可	給油不可	24時間	フルサービス	
299	上燃(株)セルフ佐久塚原給油所	佐久市塚原487-7	ガソリン 軽油	40,000 20,000	昼間0267-54-8102 夜間	不可	給油不可	6:30~22:00	セルフ	
300	(株)ベトロ相馬 ベトロ佐久平SS	佐久市岩村田1735-1	ガソリン 軽油	80,000 20,000	昼間0267-66-0250 夜間	不可	非常電源	24時間	セルフ	
301	浜田(株) セルフ若宮SS	佐久市岩村田1969-1	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間0267-67-4324 夜間	不可	非常電源	24時間	セルフ	
302	相馬商事(株) 小諸給油所	小諸市八幡町2-4-1	ガソリン 軽油	50,000 20,000	昼間0267-22-0008 夜間	可：移動タンク	非常電源	7:30~20:00(平日・土) 8:00~19:00(日・祝)	フルサービス	
303	北信米油(株) ニュー小諸SS	小諸市八幡町3-1-8	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間0267-22-2117 夜間	可：移動タンク	非常電源	7:00~21:00(平日) 7:00~20:00(土日祝)	フルサービス	
304	上燃(株) セルフ小諸坂の上SS	小諸市紺屋町3-1-15	ガソリン 軽油	50,000 20,000	昼間0267-24-1200 夜間	不可	給油不可	7:00~22:00(平日・土) 7:00~21:00(日・祝)	セルフ	
305	JA長野ハケ岳 ハケ岳SS	南牧村大字板橋51-7	ガソリン 軽油	29,100 80,000	昼間0267-98-2526 夜間	可：移動タンク	給油不可	8:30~17:30	フルサービス	
306	JA長野ハケ岳 野辺山SS	南牧村大字野辺山106-1	ガソリン 軽油	20,000 10,000	昼間0267-98-3362 夜間	可：移動タンク	給油不可	8:30~17:30	フルサービス	
307	(株)塩沢産業 オートライフ塩沢小諸店	小諸市大字平原1137-1	ガソリン 軽油	38,800 9,700	昼間0267-41-6320 夜間	不可	手動ポンプ	7:00~18:30(平日) 8:00~18:00(土日祝)	フルサービス	
308	小林商事(有) 宿岩給油所	佐久穂町宿岩405-3	ガソリン 軽油	20,000 10,000	昼間0267-86-5323 夜間	可：移動タンク	非常電源	7:00~20:00(平日・土) 7:30~18:00(日・祝)	フルサービス	
309	(株)塩沢産業 オートライフ塩沢佐久穂給油所	佐久穂町宿岩390-4	ガソリン 軽油	28,500 9,500	昼間0267-86-4330 夜間	不可	給油不可	7:00~19:30(平日・土) 8:00~18:30(日・祝)	フルサービス	
310	共和商会	佐久穂町高野町519-1	ガソリン 軽油	28,000 10,000	昼間0267-86-2471 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:00~20:00	フルサービス	
311	(有)大豊商店	佐久穂町高野町522	ガソリン 軽油	48,000 16,000	昼間0267-86-2261 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:00~20:00	セルフ	
312	JAスマイルポート佐久町給油所	佐久穂町高野町533	ガソリン 軽油	13,700 5,700	昼間0267-86-4798 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:00~18:30	フルサービス	
313	井口エネルギー 諏訪湖給油所	諏訪市高島3-1201-80	ガソリン 軽油	24,090 6,000	昼間0266-53-6320 夜間0266-53-6320	可：移動タンク	手動ポンプ	7:00~18:00	フルサービス	
314	シブサキ コスモ諏訪湖SS	諏訪市洪崎1792	ガソリン 軽油	50,000 40,000	昼間0266-57-5555 夜間0266-57-5555	可：移動タンク	手動ポンプ	7:00~20:00	フルサービス	
315	JA信州諏訪 城南給油所	諏訪市上川2-2563-1	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間0266-57-3930 夜間0266-57-3930	不可	手動ポンプ	7:00~19:00	フルサービス	
316	井口エネルギー 流通給油所	諏訪市中洲5320-7	ガソリン 軽油	50,000 30,000	昼間0266-52-6631 夜間0266-52-6631	可：移動タンク	非常電源	7:00~20:00	フルサービス	
317	古畑産業給油所	諏訪市杉菜池1758-1	ガソリン 軽油	37,000 10,000	昼間0266-53-3346 夜間0266-53-3346	可：移動タンク	非常電源	7:00~20:00	フルサービス	
318	豊田石油商会	諏訪市豊田有賀2463	ガソリン 軽油	34,300 14,700	昼間0266-52-0408 夜間0266-52-0408	可：移動タンク	非常電源	7:00~20:00	フルサービス	
319	豊島屋エナジー プラザ諏訪IC	諏訪市四賀赤沼1545	ガソリン 軽油	39,200 14,700	昼間0266-54-0808 夜間0266-54-0808	不可	非常電源	7:30~21:00	フルサービス	
320	岐阜屋 諏訪南給油所	諏訪市四賀赤沼1637	ガソリン 軽油	38,000 19,000	昼間0266-53-4526 夜間0266-53-4526	可：移動タンク	非常電源	7:00~20:00	セルフ	
321	中部宇佐美 岡谷インター給油所	岡谷市宇山ノ田1525-3	ガソリン 軽油	40,000 60,000	昼間0266-24-4567 夜間0266-24-4567	不可	非常電源	24時間	フルサービス	
322	中田商店 岡谷インター給油所	岡谷市神明町3-14-14	ガソリン 軽油	15,000 5,000	昼間0266-22-5550 夜間0266-22-5550	可：移動タンク	手動ポンプ	7:30~19:30	フルサービス	
323	玉木商店 岡谷北給油所	岡谷市赤羽2-8-18	ガソリン 軽油	19,400 9,700	昼間0266-24-0070 夜間0266-24-0070	可：移動タンク	手動ポンプ	7:00~19:30	フルサービス	
324	(株)豊島屋 岡谷給油所	岡谷市本町3-9-1	ガソリン 軽油	46,000 24,000	昼間0266-23-3515 夜間0266-23-3515	可：移動タンク	非常電源	7:30~21:00	フルサービス	
325	(株)丸三商会 岡谷駅前給油所	岡谷市中央町1-5-1	ガソリン 軽油	28,500 9,500	昼間0266-22-5679 夜間0266-22-5679	可：移動タンク	手動ポンプ	8:00~19:00	フルサービス	
326	(株)信和商会 岡谷給油所	岡谷市郷田1-4-45	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間0266-23-2255 夜間0266-23-2255	可：移動タンク	非常電源	8:00~20:00	フルサービス	
327	(株)岐阜屋 諏訪インター給油所	茅野市中沖2158-1	ガソリン 軽油	66,500 19,000	昼間0266-72-2400 夜間	可：移動タンク	非常電源	24時間	セルフ	

328	(株)山長 諏訪90給油所	茅野市中沖2007-1	ガソリン 軽油	57,600 19,200	昼間0266-71-1328 夜間	可：移動タンク	手動ポンプ	7:00~22:00	フルサービス	諏訪広域消防本部
329	(株)豊島屋エナジー やすらぎ	茅野市ちの2616-2	ガソリン 軽油	39,200 19,600	昼間0266-71-1400 夜間	可：移動タンク	非常電源	7:30~21:00	フルサービス	
330	(株)山長 仲町給油所	茅野市仲町16-18	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間0266-73-9778 夜間	可：移動タンク	手動ポンプ	7:00~22:00	フルサービス	
331	(株)山長 茅野給油所	茅野市塚原2-13-33	ガソリン 軽油	29,500 10,000	昼間0266-72-7138 夜間	可：移動タンク	非常電源	7:30~19:00	フルサービス	
332	(株)豊島屋 茅野本町給油所	茅野市本町西5-17	ガソリン 軽油	28,500 9,500	昼間0266-72-0677 夜間	可：移動タンク	非常電源	7:30~20:00	フルサービス	
333	(株)井口 茅野ピラタス給油所	茅野市本町西18-6	ガソリン 軽油	50,000 10,000	昼間0266-82-0789 夜間	可：移動タンク	非常電源	7:00~19:00	フルサービス	
334	(株)山長エネジェット 茅野城山SS	茅野市本町東8-13	ガソリン 軽油	50,000 15,000	昼間0266-73-6155 夜間	可：移動タンク	手動ポンプ	24時間	セルフ	
335	JA信州諏訪 玉川給油所	茅野市玉川3040-1	ガソリン 軽油	36,850 11,750	昼間0266-72-8015 夜間	可：移動タンク	手動ポンプ	7:30~19:30	フルサービス	
336	(株)山長エネジェット 茅野宮川店	茅野市宮川5788-1	ガソリン 軽油	50,000 15,000	昼間0266-72-4788 夜間0266-72-4788	可：移動タンク	手動ポンプ	24時間	セルフ	
337	(株)山長 仲町給油所	茅野市仲町16-18	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間0266-73-9778 夜間	可：移動タンク	手動ポンプ	7:00~22:00	フルサービス	
338	JA信州諏訪 ちの給油所	茅野市ちの864	ガソリン 軽油	20,000 5,000	昼間0266-72-4814 夜間	可：移動タンク	手動ポンプ	7:30~19:00	フルサービス	
339	ニュー麥科セルフ ちのサービスステーション	茅野市宮川4074-1	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間0266-82-6440 夜間	可：移動タンク	手動ポンプ	7:30~21:00	セルフ	
340	朝倉石油タウンズ	茅野市豊平1550-1	ガソリン 軽油	40,000 20,000	昼間0266-82-1025 夜間	可：移動タンク	非常電源	7:00~20:00	フルサービス	
341	(株)エンドウ 本社給油所	諏訪郡富士見町富士見3302	ガソリン 軽油	30,000 20,000	昼間0266-62-2365 夜間0266-62-4144	可：移動タンク	非常電源	7:00~20:00	フルサービス	
342	(株)シモクラ 梅沢給油所	諏訪郡富士見町富士見3669-31	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間0266-62-8228 夜間0266-62-5689	可：移動タンク	非常電源	6:30~20:00	フルサービス	
343	(有)窪田モーターズ 諏訪南IC給油所	諏訪郡富士見町富士見251-12	ガソリン 軽油	29,000 9,500	昼間0266-62-5760 夜間0266-62-7779	可：移動タンク	非常電源	7:30~19:00	フルサービス	
344	井口エネルギー(株) 湖浜給油所	諏訪郡下諏訪町6171-5	ガソリン 軽油	44,100 9,800	昼間0266-28-1656 夜間0266-64-2231	可：移動タンク	手動ポンプ	7:00~20:00	フルサービス	
345	JA信州諏訪 下諏訪給油所	諏訪郡下諏訪町4862-3	ガソリン 軽油	38,700 9,600	昼間0266-27-0805 夜間0266-72-5276	可：移動タンク	手動ポンプ	8:00~19:00	フルサービス	
346	(株)豊島屋 湖浜給油所	諏訪郡下諏訪町4691-9	ガソリン 軽油	28,500 9,500	昼間0266-28-5426 夜間0266-27-2309	可：移動タンク	非常電源	7:30~20:00	フルサービス	
347	グリーンパーク伊賀良	飯田市北方3853	ガソリン 軽油	34,650 13,650	昼間0265-25-7242 夜間	可：移動タンク	手動ポンプ	8:00~19:00	フルサービス	
348	(有)綿治硝子店インター給油所	飯田市育良町1-1-6	ガソリン 軽油	39,174 19,200	昼間0265-25-7377 夜間 連絡不可	不可	非常電源	7:00~23:00	セルフ	
349	エネクスフリート飯田インター	飯田市上殿岡508-5	ガソリン 軽油	50,000 90,000	昼間0265-25-8963 夜間	不可	給油不可	0:00~24:00	セルフ	
350	飯田石油飯田インター店	飯田市上殿岡538	ガソリン 軽油	38,000 19,400	昼間0265-25-1055 夜間 連絡不可	不可	非常電源	0:00~24:00	セルフ	
351	ミズホ(株)石油	飯田市上殿岡653-1	ガソリン 軽油	28,600 9,600	昼間0265-25-7222 夜間 連絡不可	不可	給油不可	7:00~19:00	フルサービス	
352	沢村屋給油所	飯田市中村35	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間0265-25-7211 夜間 連絡不可	可：移動タンク	非常電源	7:30~19:30	両方	
353	サンリン運動公園通り店	飯田市三日市場339-1	ガソリン 軽油	50,000 30,000	昼間0265-28-1277 夜間 連絡不可	可：移動タンク	給油不可	7:00~21:00	両方	
354	東洋(株) ホープ水神店	松尾清水4770	ガソリン 軽油	28,600 19,000	昼間0265-22-6310 夜間0265-29-8203	可：移動タンク	手動ポンプ	7:00~20:00	両方	
355	豊島屋(株) 飯田営業所飯田SS	松尾上溝2695	ガソリン 軽油	25,000 9,000	昼間0265-22-1414 夜間0265-22-1414	可：移動タンク	非常電源	7:30~19:30	フルサービス	
356	綿治硝子店弁天給油所	松尾新井6659-1	ガソリン 軽油	19,500 9,750	昼間0265-22-7342 夜間090-8742-4417	不可	非常電源	7:00~19:00	フルサービス	
357	長豊建設松尾給油所	松尾 明7580-2	ガソリン 軽油	20,000 10,000	昼間0265-23-7200 夜間0265-27-4032	不可	給油不可	7:30~19:30	フルサービス	
358	輸入石油飯田橋給油所	飯田市県西鼎573	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間0265-22-2310 夜間	不可	給油不可	7:30~19:00	フルサービス	
359	東洋(株)ホープ城東店	別府1688-1	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間0265-22-7156 夜間	可：移動タンク	手動ポンプ	7:30~22:00	セルフ	
360	綿治硝子店(有) 城東給油所	別府3307-1	ガソリン 軽油	38,000 19,000	昼間0265-23-4659 夜間0265-53-9492	可：移動タンク	非常電源	7:00~20:00	フルサービス	
361	J A グリーンパーク桐林	飯田市桐林956-1	ガソリン 軽油	40,000 20,000	昼間0265-26-6555 夜間	可：移動タンク	手動ポンプ	7:00~21:00	セルフ	
362	三笠石油	飯田市駄科595-1	ガソリン 軽油	39,000 9,500	昼間0265-26-9053 夜間	不可	給油不可	7:00~23:00	両方	
363	丸西石油 (セルフ川路給油)	飯田市川路7515(災害対応型給油所)	ガソリン 軽油	48,000 24000	昼間0265-27-2244 夜間0265-27-3090	不可	非常電源	7:30~21:00	セルフ	
364	龍江自動車商会給油所	飯田市龍江3107	ガソリン 軽油	13,370 5,730	昼間0265-27-2736 夜間 自宅(同じ)	不可	給油不可	9:00~18:00	フルサービス	

365	丸西石油 (天竜峡給油所)	飯田市龍江7044-1	ガソリン 軽油	38,000 10,000	昼間0265-27-3070 夜間 連絡不可	可: 移動タンク	給油不可	7:30~19:00	フルサービス	飯田広域消防本部
366	丸五自動車	飯田市千栄3196-1	ガソリン 軽油	25,000 5,000	昼間0265-59-2300 夜間0265-59-2556	不可	給油不可	7:00~19:00	フルサービス	
367	J A 上久堅給油所	飯田市上久堅7586-1	ガソリン 軽油	7,000 3,000	昼間0265-28-8105 夜間	不可	手動ポンプ	9:00~17:00	フルサービス	
368	木綿屋	下條村陸沢9297-4	ガソリン 軽油	15,000 10,000	昼間0260-27-2232 夜間	可: 移動タンク	手動ポンプ	7:00~20:00	フルサービス	
369	イタクニ(株) 下条店	下條村陽阜762-1	ガソリン 軽油	13,200 5,800	昼間0260-27-3000 夜間	可: 移動タンク	給油不可	7:30~19:30	フルサービス	
370	輸入石油松川給油所	松川町元大島1531	ガソリン 軽油	26,000 10,000	昼間0265-36-3411 夜間 連絡不可	不可	給油不可	7:30~19:00	フルサービス	
371	シブキヤ石油	松川町元大島2715-47	ガソリン 軽油	19,250 9,750	昼間0265-36-3327 夜間 連絡不可	可: 移動タンク	手動ポンプ	7:00~18:00	フルサービス	
372	JA松川給油所	松川町元大島3826-6	ガソリン 軽油	24,000 16,000	昼間0265-36-3640 夜間 連絡不可	可: 移動タンク	手動ポンプ	7:30~19:30	セルフ	
373	北原産業(株) エッソ松川給油所	松川町上片桐4631	ガソリン 軽油	20,000 10,000	昼間0265-36-3456 夜間 連絡不可	可: 移動タンク	非常電源	7:00~20:00	フルサービス	
374	靴屋石油松川インター給油所	松川町大島1667-2	ガソリン 軽油	28,500 9,500	昼間0265-36-2223 夜間 連絡不可	不可	手動ポンプ	8:00~19:30	フルサービス	
375	コーナンフリート高森給油所	高森町山吹4112	ガソリン 軽油	50,000 40,000	昼間0265-34-3155 夜間080-5143-2582(前沢)	不可	給油不可	6:30~22:00	セルフ	
376	J A 鹿塩給油所	大鹿村鹿塩404-2	ガソリン 軽油	13,000 7,000	昼間0265-39-2201 夜間 連絡不可	可: 移動タンク	手動ポンプ	8:00~18:00	フルサービス	
377	(有)松山油店	大鹿村大河原382	ガソリン 軽油	9,600 19,400	昼間0265-39-2145 夜間 連絡不可	可: 移動タンク	給油不可	7:30~18:30	フルサービス	
378	信濃石油(有)上村給油所	飯田市上村616	ガソリン 軽油	19,000 9,500	昼間0260-36-2221 夜間	可: 移動タンク	手動ポンプ	7:00~18:30	フルサービス	
379	綿治平岡給油所	天龍村平岡1432-1	ガソリン 軽油	10,000 10,000	昼間0260-32-2018 夜間	可: 移動タンク	非常電源	7:00~18:00	フルサービス	
380	綿治和田給油所	飯田市南信濃和田1247-1	ガソリン 軽油	14,000 10,000	昼間0260-34-2004 夜間	可: 移動タンク	非常電源	7:00~18:00	フルサービス	
381	J A アイロードあなん	阿南町西條750-1	ガソリン 軽油	30,000 20,000	昼間0260-22-3336 夜間	可: 移動タンク	手動ポンプ	7:00~20:00	セルフ	
382	丸中石油	阿南町東条124	ガソリン 軽油	10,000 10,000	昼間0260-22-2002 夜間	可: 移動タンク	手動ポンプ	7:00~19:00	フルサービス	
383	(有)古松屋商店	阿南町新野1495-2	ガソリン 軽油	10,190 19,000	昼間0260-24-2127 夜間	可: 移動タンク	非常電源	7:05~19:00	フルサービス	
384	信愛(株)	阿南町新野2530-1	ガソリン 軽油	19,100 9,500	昼間0260-24-2263 夜間	可: 移動タンク	非常電源	7:00~18:00	フルサービス	
385	(株)浪合石油	阿智村浪合437-15	ガソリン 軽油	12,350 6,650	昼間0265-47-2358 夜間	可: 移動タンク	給油不可	7:45~19:00	フルサービス	
386	JA平谷給油所	平谷村296-1	ガソリン 軽油	20,000 10,000	昼間0265-48-2302 夜間	可: 移動タンク	手動ポンプ	8:00~18:00	フルサービス	
387	シェル根羽給油所	根羽村1647	ガソリン 軽油	20,000 10,000	昼間0265-49-2104 夜間	可: 移動タンク	非常電源	7:00~19:00	フルサービス	
388	エネクスフリート 伊那インター店	上伊那郡南箕輪村神子柴8303-3	ガソリン 軽油	38,000 66,700	昼間0265-73-2521 夜間 //	不可	手動ポンプ	24時間	セルフ	
389	扇屋石油 伊那インター店	上伊那郡南箕輪村神子柴8304-310	ガソリン 軽油	29,400 29,800	昼間0265-73-6136 夜間	可: 移動タンク	非常電源	7:30~19:00(月~土) 8:00~19:00(日・祝)	フルサービス	
390	(株)伊那中央石油 伊那インターSS	伊那市西箕輪7200-54	ガソリン 軽油	28,600 19,000	昼間0265-72-8815 夜間	不可	給油不可	7:00~20:00	フルサービス	
391	JA上伊那グリーンロード西箕輪SS	伊那市西箕輪8002-2	ガソリン 軽油	14,700 5,000	昼間0265-73-3900 夜間	可: 移動タンク	給油不可	7:00~19:30(月~土) 8:30~17:30(日・祝)	セルフ	
392	伊那燃料 セルフ伊那インターSS	伊那市御園1244-1	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間0265-72-8572 夜間	可: 移動タンク	給油不可	7:00~22:00	セルフ	
393	(株)伊那中央石油 ハイランズ伊那SS	上伊那郡南箕輪村9590-1	ガソリン 軽油	40,000 20,000	昼間0265-74-1551 夜間	可: 移動タンク	非常電源	7:00~21:00	セルフ	
394	伊那石油(株) 伊那給油所	伊那市山寺前橋町1995	ガソリン 軽油	20,000 10,000	昼間0265-72-7123 夜間	可: 移動タンク	給油不可	7:00~20:00	フルサービス	
395	イタクニ(株) 伊那店	伊那市荒井錦町4819	ガソリン 軽油	45,000 15,000	昼間0265-78-0200 夜間	可: 移動タンク	非常電源	フル 7:30~20:00(日祝19:30) セルフ 7:00~22:30(日祝7:30~21:00)	両方	
396	伊那石油(株) ナイスロードSS	伊那市上新田2401-4	ガソリン 軽油	50,000 20,000	昼間0265-74-6770 夜間	可: 移動タンク	非常電源	7:00~20:00(月~土) 9:00~18:00(日・祝)	フルサービス	
397	伊那中央石油 ナイスロード店	伊那市上新田2118	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間0265-74-1881 夜間	可: 移動タンク	給油不可	7:00~22:00	セルフ	
398	伊那燃料(株) 伊那南店	伊那市西町5093-27	ガソリン 軽油	15,000 5,000	昼間0265-78-2580 夜間	可: 移動タンク	非常電源	7:00~20:00	フルサービス	
399	扇屋石油 春日町給油所	伊那市西町4932	ガソリン 軽油	24,000 10,000	昼間0265-73-6132 夜間	可: 移動タンク	非常電源	7:30~19:00(月~土) 8:00~19:00(日・祝)	両方	
400	JA上伊那 グリーンロード伊那SS	伊那市荒井 3679-6	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間0265-78-6402 夜間	可: 移動タンク	手動ポンプ	7:00~19:30(月~土) 8:30~17:30(日・祝)	フルサービス	
401	伊那燃料 伊那店	伊那市中央5014-1	ガソリン 軽油	18,000 20,000	昼間0265-72-4131 夜間	可: 移動タンク	非常電源	7:00~20:00(月~土) 8:00~19:00(日・祝)	フルサービス	



402	扇屋石油 水神町給油所	伊那市山寺257-2	ガソリン 軽油	50,000 20,000	昼間0265-73-6133 夜間	可：移動タンク	非常電源	7:30~19:00(月~土) 8:00~19:00(日・祝)	両方	
403	伊那燃料(株) 伊那北給油所	伊那市山寺264	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間0265-72-4708 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:00~20:00(月~土) 8:00~19:00(日・祝)	フルサービス	
404	(有)城南石油	伊那市西春近8521-1	ガソリン 軽油	20,000 10,000	昼間0265-78-2585 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:00~19:00(月~土) 7:00~18:00(日・祝)	フルサービス	
405	JA上伊那グリーンロード 春富店	伊那市東春近206-1	ガソリン 軽油	40,000 20,000	昼間0265-76-3388 夜間	可：移動タンク	手動ポンプ	7:00~19:30(月~土) 8:30~17:30(日・祝)	フルサービス	
406	JA上伊那グリーンロード 西春近SS店	伊那市西春近2924-1	ガソリン 軽油	39,400 10,000	昼間0265-76-1417 夜間	不可	手動ポンプ	7:00~19:30(月~土) 8:30~17:30(日・祝)	セルフ	
407	アルプス石油(株) アルプス南SS	上伊那郡南箕輪村295	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間0265-76-7777 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:00~23:00(月~土) 8:00~19:30(日・祝)	セルフ	
408	村上石油(株) ウエストヒル箕輪SS	箕輪町大字中箕輪14016	ガソリン 軽油	30,000 30,000	昼間0265-70-5515 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:30~19:30(月~金) 8:00~19:00(土)	フルサービス	
409	JA上伊那 東部中央GS	伊那市高遠町小原313-1	ガソリン 軽油	19,000 9,500	昼間0265-94-2580 夜間	可：移動タンク	手動ポンプ	7:00~19:30(月~土) 8:30~17:30(日・祝)	セルフ	
410	JA上伊那 長藤給油所	伊那市高遠町長藤1756-1	ガソリン 軽油	19,400 9,700	昼間0265-94-2915 夜間	可：移動タンク	手動ポンプ	火・木・土 7:00~19:00	フルサービス	
411	(有)チヨダ 千代田石油	伊那市高遠町東高遠1648	ガソリン 軽油	10,600 10,000	昼間0265-94-2125 夜間	可：移動タンク	手動ポンプ	7:00~19:30(月~土) 8:00~17:00(日・祝)	フルサービス	
412	JA上伊那グリーンロード 美篤給油所	伊那市美篤4239-1	ガソリン 軽油	29,100 9,700	昼間0265-78-7354 夜間	不可	手動ポンプ	7:00~19:30(月~土) 8:30~17:30(日・祝)	フルサービス	
413	アルプス石油(株) サンパーク伊那SS	伊那市日影104-1	ガソリン 軽油	20,000 10,000	昼間0265-76-2691 夜間	不可	給油不可	7:00~23:00	セルフ	
414	アルプス石油(株) アルポート伊那SS	伊那市上牧6556	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間0265-74-6633 夜間	不可	給油不可	7:00~23:00	セルフ	
415	㈱ENEOSフロンティア Dr. Drive辰野店	辰野町大字伊那富2845	ガソリン 軽油	20,000 10,000	昼間0266-41-1230 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:30~20:30(月~土) 8:00~19:00(日・祝)	フルサービス	
416	(株)ノザワ	辰野町中央221-1	ガソリン 軽油	12,500 7,000	昼間0266-41-0041 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:30~19:00(月~土) 8:00~18:00(日・祝)	フルサービス	
417	(株)根橋商店 日ノ出町本店	辰野町大字辰野1734-7	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間0266-43-3068 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:30~19:00	フルサービス	
418	(株)根橋商店 城前給油所	辰野町大字平出2113-1	ガソリン 軽油	20,000 10,000	昼間0266-41-2507 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:00~22:00	両方	
419	中央石油(株) 辰野給油所	辰野町大字平出1198-9	ガソリン 軽油	10,000 10,000	昼間0266-41-1235 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:30~19:00	フルサービス	
420	(株)豊島屋 伊北インターSS	辰野町大字伊那富7505-1	ガソリン 軽油	28,500 9,500	昼間0266-41-2150 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:30~20:00(月~土) 7:30~19:30(日)・8:00~19:00(祝)	フルサービス	上伊那広域消防本部
421	JA上伊那サザンポート みのわ給油所	箕輪町大字中箕輪11383-1	ガソリン 軽油	40,000 30,000	昼間0265-79-1711 夜間	可：移動タンク	手動ポンプ	7:00~20:00(月~土) 8:00~19:00(日・祝)	セルフ	
422	伊勢良(株)おごち給油所	箕輪町大字中箕輪5297-1	ガソリン 軽油	20,000 20,000	昼間0265-79-4265 夜間0265-79-2204	可：移動タンク	給油不可	7:00~19:00(月~土) 8:00~18:00(日・祝)	フルサービス	
423	(株)コトブキ石油 スマイルスクエア箕輪SS	箕輪町大字中箕輪11558-1	ガソリン 軽油	40,000 40,000	昼間0265-70-6611 夜間	可：移動タンク	非常電源	7:00~20:00(月~土) 7:30~19:30(日・祝)	フルサービス	
424	㈱ENEOSフロンティアDr. Drive 箕輪店	箕輪町大字中箕輪8780-1	ガソリン 軽油	42,000 42,000	昼間0265-70-6711 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:30~20:30(月~土) 8:00~19:00(日・祝)	フルサービス	
425	吉田石油(株) 伊北インターSS	箕輪町大字中箕輪1500	ガソリン 軽油	40,000 60,000	昼間0265-70-1201 夜間0265-70-1201	不可	非常電源	24時間	フルサービス	
426	吉田石油(株) 伊北セルフSS	箕輪町大字中箕輪1542	ガソリン 軽油	40,000 60,000	昼間0265-70-1201 夜間0265-70-1201	不可	非常電源	24時間	セルフ	
427	駒ヶ根自動車産業(株)JX日鉱日石エネルギー 中央アルプス花の道SS	駒ヶ根市赤穂南割8172-3	ガソリン 軽油	30,000 20,000	昼間0265-83-5500 夜間	不可	給油不可	7:00~20:00(月~土) 7:30~19:00(日・祝)	フルサービス	
428	イタクニ(株) セルフ西駒店	駒ヶ根市赤穂1106-1	ガソリン 軽油	40,000 20,000	昼間0265-82-2478 夜間	不可	給油不可	7:00~22:00	セルフ	
429	(株)エネオスウイング 駒ヶ根インターTS	駒ヶ根市赤穂北割3448	ガソリン 軽油	50,000 110,000	昼間0265-83-9900 夜間0265-83-9900	不可	手動ポンプ	24時間	フルサービス	
430	JA上伊那フラワーロード 駒ヶ岳給油所	駒ヶ根市赤穂北割942-1	ガソリン 軽油	40,000 20,000	昼間0265-81-1180 夜間	可：移動タンク	手動ポンプ	7:00~20:00(月~土) 7:00~19:00(日・祝)	両方	
431	輸入石油(株)駒ヶ根SS	駒ヶ根市赤穂北割4000-3	ガソリン 軽油	40,000 20,000	昼間0265-81-1326 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:00~19:00(月~土) 8:00~19:00(日)・8:00~18:00(祝)	フルサービス	
432	駒ヶ根自動車産業(株) JX日鉱日石エネルギー駒ヶ根北町SS	駒ヶ根市北町31-15	ガソリン 軽油	28,590 19,000	昼間0265-83-3434 夜間	可：移動タンク	非常電源	7:00~19:00(月~土) 7:30~19:00(日・祝)	フルサービス	
433	東洋(株)ホープ 駒ヶ根店	駒ヶ根市北町14-13	ガソリン 軽油	38,000 9,600	昼間0265-83-1040 夜間	不可	給油不可	7:30~20:00	セルフ	
434	イタクニ(株) 駒ヶ根バイパス店	駒ヶ根市飯坂1-1-6	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間0265-82-6232 夜間	可：移動タンク	非常電源	7:00~22:00	両方	
435	北原産業(株) エスバル駒ヶ根SS	駒ヶ根市赤穂4479-2	ガソリン 軽油	40,000 10,000	昼間0265-83-9611 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:00~20:00(月~土) 7:30~19:00(日・祝)	フルサービス	
436	駒ヶ根自動車産業(株) JX日鉱日石エネルギー駒ヶ根南町SS	駒ヶ根市赤穂10770	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間0265-83-2762 夜間	可：移動タンク	非常電源	7:30~19:00	フルサービス	
437	(株)立石コーポレーション スーパーセルフ ルネッサ赤穂店	駒ヶ根市下市場37-1	ガソリン 軽油	58,000 10,000	昼間0265-82-6688 夜間	不可	給油不可	7:00~00:00	セルフ	
438	今井自転車店	駒ヶ根市東伊那2325	ガソリン 軽油	13,000 7,000	昼間0265-83-4025 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:00~19:30	フルサービス	

439	(有)ヨコヤ 新川岸給油所	駒ヶ根市中沢12160-1	ガソリン 軽油	30,000 20,000	昼間0265-82-6408 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:00~19:00	セルフ	上伊那広域消防本部
440	(有) 田中燃料店	駒ヶ根市中央12-14	ガソリン 軽油	13,400 5,700	昼間0265-83-4165 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:00~18:30	フルサービス	
441	昭和シェル石油 (有)伊南石油 宮田村SS	宮田村7437-1	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間0265-85-2225 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:00~19:00(月~土)	フルサービス	
442	寺平(株)セルフ宮田	宮田村88-3	ガソリン 軽油	30,000 10,000	昼間0265-85-3010 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:30~20:00(月~土) 9:00~19:00(日・祝)	セルフ	
443	(株)西日本宇佐美中部支店 153号上伊那給油所	宮田村6681-1	ガソリン 軽油	40,000 30,000	昼間0265-85-6050 夜間	可：移動タンク	給油不可	6:00~00:00	両方	
444	JA上伊那 七久保給油所	飯島町七久保781-1	ガソリン 軽油	25,200 9,750	昼間0265-86-3208 夜間	可：移動タンク	非常電源	7:00~19:30(月~土) 8:30~17:30(日・祝)	セルフ	
445	JA 飯島SS	飯島町飯島1793-1	ガソリン 軽油	30,000 8,000	昼間0265-86-8081 夜間	不可	非常電源	7:00~19:30(月~土) 8:30~17:30(日・祝)	セルフ	
446	JA 片桐SS	中川村片桐3932-1	ガソリン 軽油	20,000 10,000	昼間0265-88-2525 夜間	可：移動タンク	非常電源	7:00~19:30(月~土) 8:30~17:30(日・祝)	フルサービス	
447	南向給油所	中川村大草4074	ガソリン 軽油	10,600 5,000	昼間0265-88-2995 夜間	不可	給油不可	7:00~19:30(月~土) 8:30~17:30(日・祝)	フルサービス	
448	天竜石油(株)	中川村片桐7115	ガソリン 軽油	27,600 9,500	昼間0265-88-2116 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:30~19:00	フルサービス	
449	(株)立石コーポレーション ルネッサ伊那福島SS	伊那市福島150-1	ガソリン 軽油	60,000 10,000	昼間0265-76-7022 夜間	可：移動タンク	給油不可	6:00~22:00	セルフ	
450	(株)立石コーポレーション ルネッサ箕輪バイパス店	箕輪町三日町918-1	ガソリン 軽油	58,000 10,000	昼間0265-71-1114 夜間	可：移動タンク	非常電源	6:00~23:00	セルフ	
451	(株)アルプス石油 伊那沢渡SS	伊那市西春近5514	ガソリン 軽油	50,000 15,000	昼間0265-96-7216 夜間	不可	給油不可	24時間	セルフ	
452	(有)入口蔦屋 坂下SS	伊那市坂下3364	ガソリン 軽油	10,000 4,800	昼間0265-72-2477 夜間	不可	給油不可	7:00~20:00(月~土) 8:00~19:00(祝)	フルサービス	
453	JA上伊那 中沢SS	駒ヶ根市下平2425	ガソリン 軽油	23,300 15,500	昼間0265-83-7032 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:00~19:30(月~土) 8:30~17:30(日・祝)	フルサービス	
454	JA上伊那 グリーンロード手良SS	伊那市手良野口215	ガソリン 軽油	10,000 10,000	昼間0265-72-2750 夜間	可：移動タンク	給油不可	9:00~11:00 (月・水・土のみ)	フルサービス	
455	(株)オートパル上伊那北部SS	辰野町大字伊那富9281-1	ガソリン 軽油	40,000 20,000	昼間0266-43-3481 夜間	可：移動タンク	給油不可	7:00~19:00(月~土) 8:00~17:00(日・祝)	フルサービス	

## 航空小隊燃料保管場所

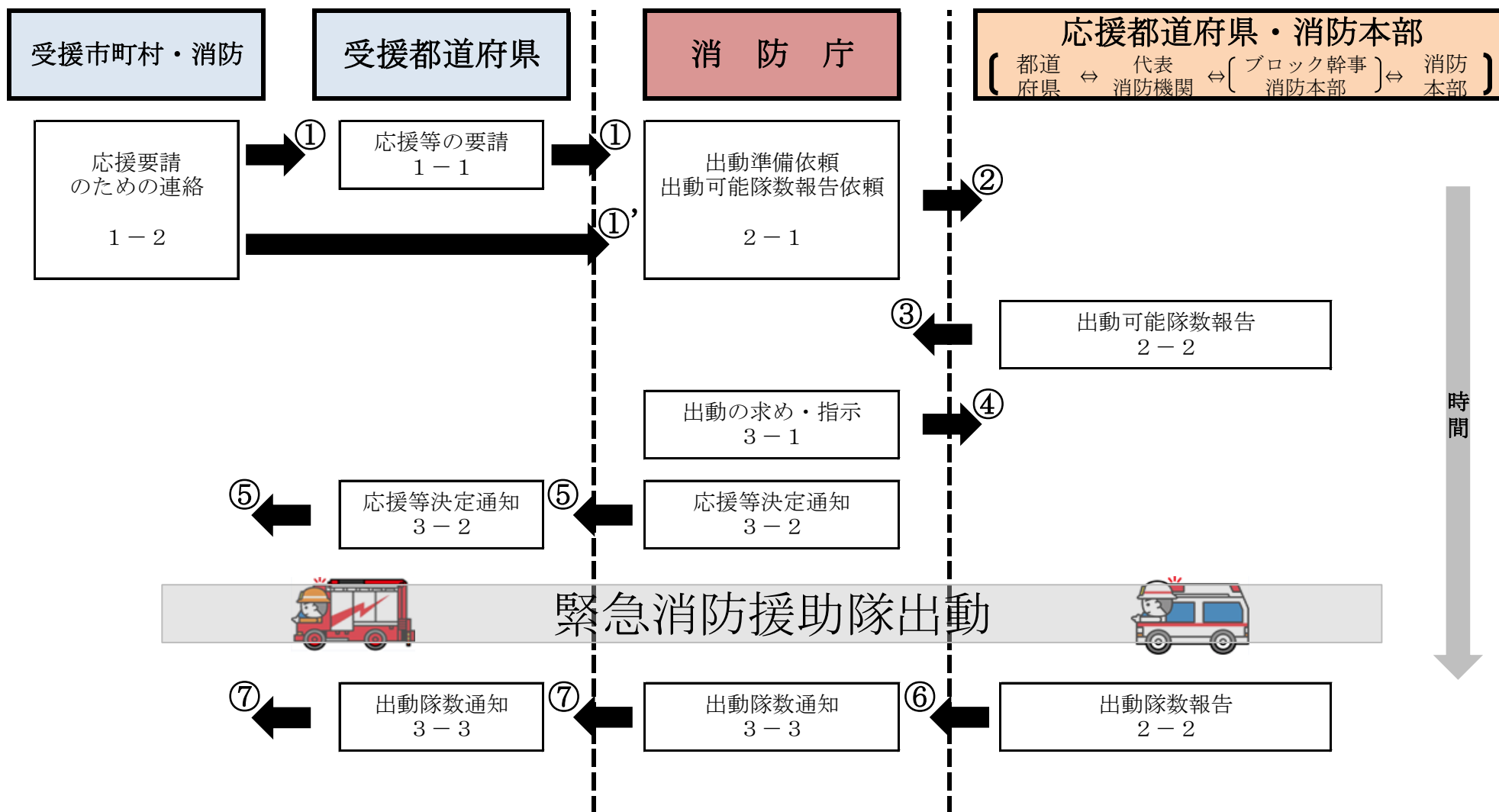
備蓄保管場所	名称	貯蔵量	所在地	座標(世界測地)		貯蔵場所以外への調達の可・否又は方法	連絡先(昼間・夜間)	
				北緯	東経		電話番号	F A X
1	長野県消防防災航空センター	ドラム5~10本 1,000~2,000L	松本市空港東9030	36.09.58	137.55.38	航空隊2トトラック	昼夜 0263-85-5511	0263-85-5513
2	岳北消防本部	ドラム3本 600L	飯山市大字飯山3690-1	36.51.34	138.22.35	調達可能 ただし、岳北消防本部と調整を要する。	昼夜 0269-62-0119	0269-62-3347
3	北信合同庁舎(地域政策課)	ドラム4本 800L	中野市大字壁田955	36.47.22	138.21.08	調達可能 ただし、岳南広域消防本部と調整を要する。	昼間 0269-22-3111 夜間 同上(警備員)	昼間 0269-23-0256 夜間 同上(警備員)
4	長野県消防学校	ドラム4本 800L	長野市篠ノ井東福寺2375-1	36.34.18	138.10.25	航空隊2トトラック又は、県消防学校職員と調整する。	昼間 026-292-2580 夜間 同上 ※連絡不能時(県消防課 026-235-7182)	昼間 026-292-6654
5	北部消防署前 北アルプス広域消防本部・北部消防署 ※1	ドラム3本 600L	白馬村大字北城9715-16	36.42.22	137.51.55	航空隊2トトラック	昼夜 0261-72-0119	0261-72-5576
6	木曾広域消防本部 木曾消防署	ドラム4本 800L	木曾町福島3737	36.49.20	137.40.51	調達可能 ただし、木曾広域消防本部と調整を要する。	昼夜 0264-22-0119	0264-22-2929
7	上田地域広域連合消防本部 上田東北消防署	ドラム3本 600L	上田市芳田1515-1	36.23.31	138.18.07	調達可能 ただし、上田地域広域連合消防本部と調整を要する。	昼夜 0268-36-0119	0268-36-0341
8	佐久広域連合消防本部 北部消防署	ドラム3本 600L	佐久市下小田切544-1	36.11.18	138.28.49	調達可能 ただし、佐久広域連合消防本部と調整を要する。	昼夜 0267-82-0119	0267-82-3870
9	飯田市立病院 ※2	ドラム4本 800L	飯田市八幡町438	36.29.57	137.50.15	調達可能 ただし、飯田広域消防本部と調整を要する。	昼間 0265-21-1255 夜間 同上:内線2226	0265-21-1266
10	赤砂崎ヘリポート 下諏訪町役場建設課	ドラム3本 600L	下諏訪町赤砂崎	36.03.36	138.04.47	調達可能 ただし、諏訪広域消防本部と調整を要する。	昼間 0266-27-1111 夜間 同上(警備員)	昼間 0266-28-8783 夜間 同上(警備員)

◆連絡先については燃料保管管理者とし、昼間・夜間を記載。

※1 備蓄保管場所のキーは北アルプス広域消防本部・北部消防署で管理しています。

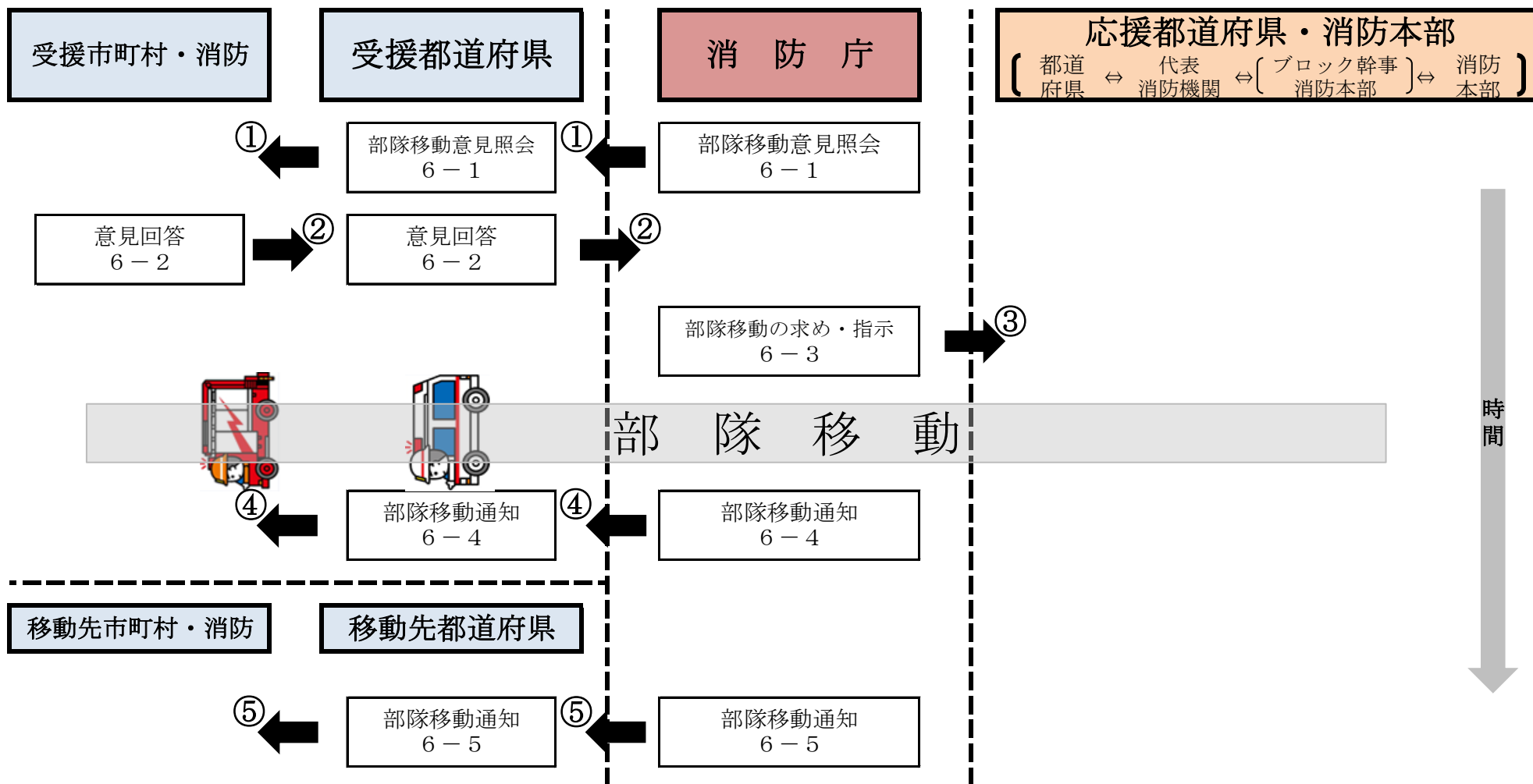
※2 飯田市立病院の担当は庶務課施設係(大規模災害時の対応は、飯田広域消防本部の支援が必要)

緊急消防援助隊 応援要請系統図



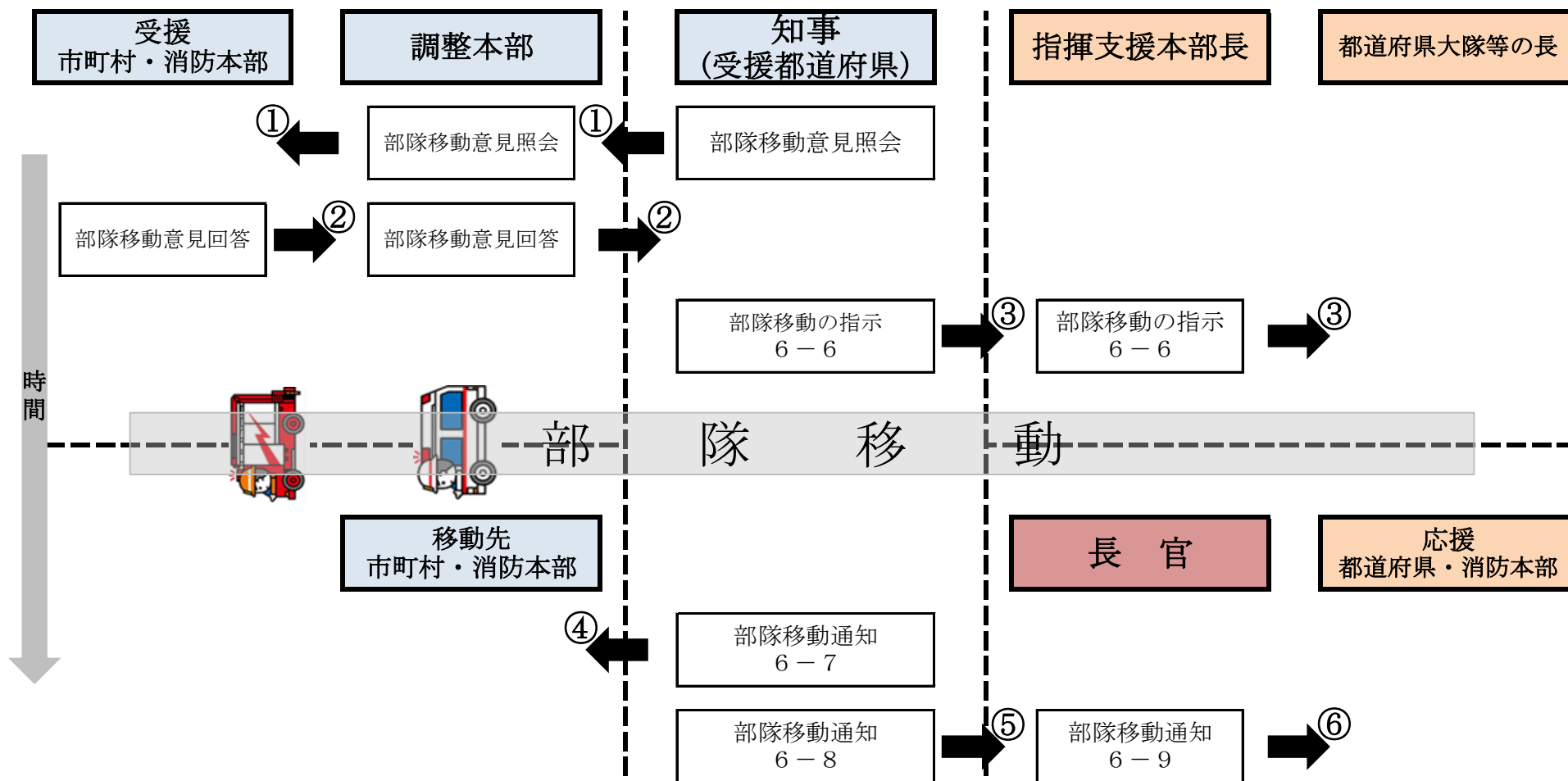


緊急消防援助隊 部隊移動系統図（長官による部隊移動の求め又は指示） ※都道府県を越える部隊移動



※図中「6-1」等の番号：要請要綱の別記様式番号

緊急消防援助隊 部隊移動系統図（受援都道府県知事による部隊移動の指示） ※都道府県内の部隊移動



※図中「6-6」等の番号：要請要綱の別記様式番号

## 調整本部の運営に係るチェックリスト

I 緊急消防援助隊の応援要請の検討		チェック欄																																
1	各市町村（各消防本部管内）の被害状況を確認したか？連絡のとれない消防本部はないか？	<input type="checkbox"/>																																
2	自都道府県の消防防災ヘリに対して、必要に応じて被害状況の収集のための出動を指示したか？また、ヘリテレ等での映像伝送を確認したか？	<input type="checkbox"/>																																
3	消防の応援等（都道府県内応援隊・緊急消防援助隊）を必要とする市町村（消防本部）を確認したか？	<input type="checkbox"/>																																
4	代表消防機関及び消防庁の担当者とのホットライン（直通の連絡先、連絡手段）を確保したか？	<input type="checkbox"/>																																
5	応援等を必要とする市町村（消防本部）の災害に対して、都道府県内応援隊のみで対応を行うか、緊急消防援助隊を要請するか判断したか？ 判断に迷う場合は、代表消防機関又は消防庁に意見を聴いたか？	<input type="checkbox"/>																																
6	自衛隊の災害派遣要請の検討を行ったか？	<input type="checkbox"/>																																
7	緊急消防援助隊の応援等を必要とする市町村（消防本部）に対して、詳細な災害の状況及び必要な隊の種別・規模を確認したか？これらを消防庁に連絡したか？	<input type="checkbox"/>																																
II 調整本部の設置		チェック欄																																
1	緊急消防援助隊の要請時刻を確認したか？ 令和 年 月 日( ) : _____	<input type="checkbox"/>																																
2	調整本部の設置時刻を確認したか？ 令和 年 月 日( ) : _____	<input type="checkbox"/>																																
3	都道府県災害対策本部及び消防庁に対し、調整本部設置の連絡をしたか？	<input type="checkbox"/>																																
4	代表消防機関及び被災地の市町村（消防本部）に対して、緊急消防援助隊の要請及び調整本部の設置について連絡したか？	<input type="checkbox"/>																																
5	調整本部員の派遣について、調整本部員の派遣元機関に要請したか？	<input type="checkbox"/>																																
6	調整本部の本部員を確認したか？	<input type="checkbox"/>																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">本部員</th> <th style="width: 20%;">所 属</th> <th style="width: 20%;">職</th> <th style="width: 40%;">氏 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>〇〇県</td> <td>知事</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>〇〇課</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>緊急消防援助隊 ( 消防局)</td> <td>指揮支援部隊長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部内の職員</td> <td>〇〇課</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>代表消防機関</td> <td>〇〇消防局</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被災地消防本部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災航空隊</td> <td>県防災航空隊</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			本部員	所 属	職	氏 名	本部長	〇〇県	知事	〇〇 〇〇	副本部長	〇〇課	〇〇	〇〇 〇〇	副本部長	緊急消防援助隊 ( 消防局)	指揮支援部隊長		部内の職員	〇〇課	〇〇	〇〇 〇〇	代表消防機関	〇〇消防局			被災地消防本部				防災航空隊	県防災航空隊		
本部員	所 属	職	氏 名																															
本部長	〇〇県	知事	〇〇 〇〇																															
副本部長	〇〇課	〇〇	〇〇 〇〇																															
副本部長	緊急消防援助隊 ( 消防局)	指揮支援部隊長																																
部内の職員	〇〇課	〇〇	〇〇 〇〇																															
代表消防機関	〇〇消防局																																	
被災地消防本部																																		
防災航空隊	県防災航空隊																																	
7	自衛隊、警察、海上保安庁、DMATの連絡員の責任者を確認したか？	<input type="checkbox"/>																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関名</th> <th style="width: 20%;">所 属</th> <th style="width: 20%;">職</th> <th style="width: 40%;">氏 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛隊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>DMAT</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			機関名	所 属	職	氏 名	自衛隊				警察				海上保安庁				DMAT															
機関名	所 属	職	氏 名																															
自衛隊																																		
警察																																		
海上保安庁																																		
DMAT																																		

Ⅲ 緊急消防援助隊の受入れ		チェック欄																				
1	統括指揮支援隊の受入れに関して、様式 2 により確認したか？ 【確認用様式】様式 2 指揮支援部隊 受入れ管理表	<input type="checkbox"/>																				
2	指揮支援部隊長へ被害状況、応援隊の要請状況等を報告したか？	<input type="checkbox"/>																				
3	指揮支援部隊長から各指揮本部へ、指揮支援本部を設置する旨の連絡をしたか？また、指揮支援本部長を指名したか？	<input type="checkbox"/>																				
4	指揮支援隊の受入れに関して、様式 2 により確認したか？各指揮本部に連絡したか？ 【確認用様式】様式 2 指揮支援部隊 受入れ管理表	<input type="checkbox"/>																				
5	ヘリベース指揮者と活動拠点ヘリベースの設置場所について調整したか？	<input type="checkbox"/>																				
6	指揮支援部隊長からヘリベース指揮者へ、航空指揮支援本部を設置する旨の連絡をしたか？また、航空指揮支援本部長を指名したか？	<input type="checkbox"/>																				
7	航空指揮支援隊の受入れに関して、様式 2 により確認したか？航空指揮本部に連絡したか？ 【確認用様式】様式 2 指揮支援部隊 受入れ管理表	<input type="checkbox"/>																				
8	緊急消防援助隊の受入れ体制の構築状況について、各指揮本部へ確認したか？受入れ体制が整わないと報告があった場合、受入れ業務の支援について代表消防機関と調整したか？	<input type="checkbox"/>																				
9	緊急消防援助隊の都道府県大隊等の出動状況に関して、様式 3、様式 4 により確認したか？ 【確認用様式】様式 3 都道府県大隊・各部隊 受入れ管理表 【確認用様式】様式 4 都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表 ・ 隊の種類、規模の確認 ※確認資料：消防庁からの出動隊数通知（別記様式 3-3） ・ 進出拠点、進出拠点連絡員の調整 ※調整相手：消防庁、被災地消防本部等 ・ 宿営場所、宿営場所連絡調整員の調整 ※調整相手：消防庁、被災地消防本部等	<input type="checkbox"/>																				
10	消防庁から提供された緊急消防援助隊連絡体制（要請要綱別記様式 7）について共有しているか？	<input type="checkbox"/>																				
11	主要幹線道路（特に高速道路・自動車専用道路）に通行不能区間はあるか？ <table border="1" data-bbox="242 1390 1358 1700"> <thead> <tr> <th>道路名称</th> <th>通行不能区間</th> <th>通行不能理由</th> <th>緊急車両の通行可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>～</td> <td></td> <td>可・不可</td> </tr> <tr> <td></td> <td>～</td> <td></td> <td>可・不可</td> </tr> <tr> <td></td> <td>～</td> <td></td> <td>可・不可</td> </tr> <tr> <td></td> <td>～</td> <td></td> <td>可・不可</td> </tr> </tbody> </table>	道路名称	通行不能区間	通行不能理由	緊急車両の通行可否		～		可・不可		～		可・不可		～		可・不可		～		可・不可	<input type="checkbox"/>
道路名称	通行不能区間	通行不能理由	緊急車両の通行可否																			
	～		可・不可																			
	～		可・不可																			
	～		可・不可																			
	～		可・不可																			
12	緊急消防援助隊の先導等について必要に応じて地元警察に依頼したか？	<input type="checkbox"/>																				
13	都道府県内応援隊の編成状況及び活動状況について確認したか？ （応援実施状況について取りまとめているか？）	<input type="checkbox"/>																				
14	燃料補給体制について被災地消防本部に確認したか？必要に応じて手配したか？	<input type="checkbox"/>																				
15	重機派遣の必要性について被災地消防本部に確認したか？必要に応じて手配したか？	<input type="checkbox"/>																				

IV 活動中		チェック欄
1	被災地の被害状況を定期的に収集し、整理しているか？	<input type="checkbox"/>
2	都道府県災害対策本部と被害状況等の情報を共有しているか？	<input type="checkbox"/>
3	災害対策本部において、必要に応じて関係機関との活動調整会議を開催したか？	<input type="checkbox"/>
4	活動中の安全管理（降雨・気温等の情報提供、活動の中止基準に関する助言等）に配慮しているか？	<input type="checkbox"/>
5	都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の配置は適切か？	<input type="checkbox"/>
6	緊急消防援助隊の増隊要請（部隊規模や特殊車両の観点から）の可否について検討したか？	<input type="checkbox"/>
7	活動場所等において、食糧等の物資は足りているか？トイレは不足していないか？	<input type="checkbox"/>
8	緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを使用し、必要な情報提供をしているか？	<input type="checkbox"/>
9	消防庁から提供された緊急消防援助隊連絡体制（要請要綱別記様式 7）を必要に応じて変更し、共有しているか？	<input type="checkbox"/>
10	都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の活動状況の取りまとめについて、指揮支援隊長（指揮支援本部）に指示したか？	<input type="checkbox"/>
V 引揚げの検討		チェック欄
1	緊急消防援助隊の引揚げについて、次の機関（職員）と調整したか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地の市町村長（指揮者）</li> <li>・知事</li> <li>・政府現地対策本部</li> <li>・消防庁</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

指揮支援部隊 受入れ管理表

統括指揮支援隊

指揮支援部隊長 所属消防本部・氏名・連絡先	統括指揮支援隊人数	移動方法					調整本部 到着時刻
		手段	受入れ ヘリポート	ヘリポート 着陸予定時刻	送迎担当者 (ヘリポート→調整本部)	移動経路	
(消防本部) (氏名) (連絡先) - -	名	ヘリコプター ( 県・市ヘリ) ● 自動車	県庁HP ( )	:	※調整本部等の職員		:

指揮支援隊

指揮支援隊長 所属消防本部・氏名・連絡先	指揮支援隊 人数	受援市町村 (消防本部)	移動方法					指揮本部 到着時刻
			手段	受入れ ヘリポート	ヘリポート 着陸予定時刻	送迎担当者 (ヘリポート→指揮本部)	移動経路	
(消防本部) (氏名) (連絡先) - -	名		ヘリコプター ( 県・市ヘリ) ● 自動車		:	(消防本部) (担当者名) (連絡先) - -	:	
(消防本部) (氏名) (連絡先) - -	名		ヘリコプター ( 県・市ヘリ) ● 自動車		:	(消防本部) (担当者名) (連絡先) - -	:	
(消防本部) (氏名) (連絡先) - -	名		ヘリコプター ( 県・市ヘリ) ● 自動車		:	(消防本部) (担当者名) (連絡先) - -	:	

航空指揮支援隊

航空指揮支援隊長 所属航空隊・氏名・連絡先	航空指揮支援隊人数	移動方法			活動拠点ヘリベース 到着時刻
		手段	受入れ ヘリポート	移動経路	
(所属) (氏名) (連絡先) - -	名	ヘリコプター ( 市ヘリ) ● 自動車	HB ・		:

都道府県大隊・各部隊 受入れ管理表（指揮支援部隊、航空部隊を除く）

応援 都道府県	隊の種類	隊の規模	隊の代表者 所属消防本部・氏名・連絡先	受援市町村 (消防本部)	進出拠点					宿営場所		
					名称	到着予定 時刻	到着時刻	出発時刻	連絡員の派遣元消防本部 担当者・連絡先	名称	到着予定 時刻	連絡調整員の派遣元消防本部 担当者・連絡先
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -						(消防本部) (担当者) (連絡先) - -			(消防本部) (担当者) (連絡先) - -
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -						(消防本部) (担当者) (連絡先) - -			(消防本部) (担当者) (連絡先) - -
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -						(消防本部) (担当者) (連絡先) - -			(消防本部) (担当者) (連絡先) - -
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -						(消防本部) (担当者) (連絡先) - -			(消防本部) (担当者) (連絡先) - -
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -						(消防本部) (担当者) (連絡先) - -			(消防本部) (担当者) (連絡先) - -
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -						(消防本部) (担当者) (連絡先) - -			(消防本部) (担当者) (連絡先) - -
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -						(消防本部) (担当者) (連絡先) - -			(消防本部) (担当者) (連絡先) - -
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) - -						(消防本部) (担当者) (連絡先) - -			(消防本部) (担当者) (連絡先) - -



都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表

月 日 : 現在

応援都道府県	隊の種類		指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	水上小隊	特殊災害（毒劇物等対応小隊）	特殊災害（大規模危険物火災等対応小隊）	特殊災害（密閉空間火災等対応小隊）	特殊装備（遠距離大量送水小隊）	特殊装備（震災対応特殊車両小隊）	特殊装備（水難救助小隊）	特殊装備（消防活動二輪小隊）	特殊装備（その他の特殊装備小隊）	備考（特殊車両の有無）			受援市町村（消防本部）
																		合計	中型水陸両用車	水陸両用バギー	
	大隊・統合	(隊数)																			
	エネ産・NBC	(人数)																			
	土砂風水害	(人数)																			
	大隊・統合	(隊数)																			
	エネ産・NBC	(人数)																			
	土砂風水害	(人数)																			
	大隊・統合	(隊数)																			
	エネ産・NBC	(人数)																			
	土砂風水害	(人数)																			
	大隊・統合	(隊数)																			
	エネ産・NBC	(人数)																			
	土砂風水害	(人数)																			
	大隊・統合	(隊数)																			
	エネ産・NBC	(人数)																			
	土砂風水害	(人数)																			
	大隊・統合	(隊数)																			
	エネ産・NBC	(人数)																			
	土砂風水害	(人数)																			
	大隊・統合	(隊数)																			
	エネ産・NBC	(人数)																			
	土砂風水害	(人数)																			
	大隊・統合	(隊数)																			
	エネ産・NBC	(人数)																			
	土砂風水害	(人数)																			

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式 1 - 1

# 緊急消防援助隊の応援等要請

第	報
〇〇 年 月 日 時 分	

(消防庁長官) 殿

(都道府県知事)

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、〇〇年 月 日 時 分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日 時 分頃
災害発生場所	都道 市区 府県 町村
応援等要請日時	〇〇 年 月 日 時 分
出動を希望する区域・活動内容	
災害の状況	
	原子力施設等 被害
	石油コンビナート等 被害

・ **必要な応援都道府県大隊** ※必要な隊に○を付ける。必要隊数が分かる場合は、隊数を記入。

出動可能な全隊						
指揮隊	後方支援小隊		特 殊 装 備 小 隊	遠距離大量送水小隊		
消火小隊	通信支援小隊			消防活動二輪小隊		
救助小隊	特 殊 災 害 小 隊	毒劇物等対応小隊		震災対応特殊車両小隊		
救急小隊		大規模危険物火災対応小隊		水難救助小隊		
水上小隊		密閉空間火災等対応小隊		その他 ( )		
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)						

・ **必要な応援部隊** ※必要な隊 (部隊) に○を付ける。必要 (部) 隊数が分かる場合は、隊数を記入。

指揮支援部隊	統括指揮支援隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊
	指揮支援隊	NBC災害即応部隊
	航空指揮支援隊	土砂・風水害機動支援部隊
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)		

< 連絡責任者 >

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式 1 - 2

# 応援等要請のための連絡事項

第	報
〇〇 年 月 日 時 分	

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日 時 分頃	
災害発生場所	都道 市区 府県 町村	
応援等要請日時	〇〇 年 月 日 時 分	
出動を希望する区域・活動内容		
災害の状況		
	原子力施設等	被害
	石油コンビナート等	被害

・必要な応援都道府県大隊 ※必要な隊に○を付ける。必要隊数が分かる場合は、隊数を記入。

出動可能な全隊					
指揮隊	後方支援小隊		特 殊 装 備 小 隊	遠距離大量送水小隊	
消火小隊	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
救助小隊	毒劇物等対応小隊			震災対応特殊車両小隊	
救急小隊	大規模危険物火災対応小隊			水難救助小隊	
水上小隊	密閉空間火災等対応小隊			その他 ( )	
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)					

・必要な応援部隊 ※必要な隊 (部隊) に○を付ける。必要 (部) 隊数が分かる場合は、隊数を記入。

指 揮 支 援 部 隊	統括指揮支援隊		エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
	指揮支援隊		NBC災害即応部隊	
	航空指揮支援隊		土砂・風水害機動支援部隊	
航 空 部 隊	航空小隊			
	航空後方支援小隊			
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)				

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線 F A X	
地域衛星電話		地域衛星 F A X	

# 緊急消防援助隊の応援等決定通知

〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市 町 村 長 }

消 防 庁 長 官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示しましたので、連絡します。

災 害 名	
出 動 区 分	<b>求め ・ 指示</b> (消防組織法第44条第 項)
迅 速 出 動	<b>適用</b> ( - 区分 ) ・ <b>非適用</b>
アクションプラン又は運用計画	<b>適用</b> ( ) ・ <b>非適用</b>
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添 (別記様式 3 - 1 又は 3 - 4) のとおり
連 絡 事 項	

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 2 7	NTT回線 F A X	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 5 2
地域衛星電話	0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 0 1 3	地域衛星 F A X	0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 0 3 6

# 緊急消防援助隊の出動隊数通知

〇〇 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 } 殿  
 消防長

消防庁広域応援室長

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、連絡します。

災 害 名	
出 動 区 分	<b>求め ・ 指示</b> (消防組織法第44条第 項)
迅 速 出 動	<b>適用</b> ( - 区分 ) ・ <b>非適用</b>
アクションプラン又は運用計画	<b>適用</b> ( ) ・ <b>非適用</b>
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日 時 分
出 動 し た 隊	別添(別記様式2-2)のとおり
連 絡 事 項	

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-9049013	地域衛星FAX	048-500-9049036

# 緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

〇〇 年 月 日 時 分

消防庁長官  
市 町 村 長  
指揮支援部隊長

} 殿

都道府県知事

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引 揚 げ 決 定 日 時	〇〇	年	月	日	時	分
引 揚 げ 日 時	〇〇	年	月	日	時	分
引 揚 げ 決 定 し た 隊						
連 絡 事 項						

< 連絡責任者 >

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

部隊移動に関する意見（照会）
----------------

〇〇	年	月	日	時	分
----	---	---	---	---	---

都道府県知事	}	殿
市 町 村 長		

消 防 庁 長 官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

現 在 の 出 動 先	都道 府県	市区 町村
部 隊 移 動 先	都道 府県	市区 町村

**・ 部隊移動を求め又は指示する都道府県大隊**

・ 都道府県大隊名
・ 連絡事項

**・ 部隊移動を求め又は指示する部隊**

・ 部隊名
・ 連絡事項

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 2 7	NTT回線 F A X	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 5 2
地域衛星電話	0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 0 1 3	地域衛星 F A X	0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 0 3 6

# 部隊移動に関する意見（回答）

〇〇 年 月 日 時 分

消 防 庁 長 官 殿

（都道府県知事 又は 市町村長）

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、  
次のとおり回答します。

了承します。

その他

部隊移動に関する意見

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
N T T 回線電話		N T T 回線 F A X	
地域衛星電話		地域衛星 F A X	



# 緊急消防援助隊の部隊移動通知

〇〇 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動市町村長 殿  
 (緊急消防援助隊行動都道府県知事 経由)

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	<b>求 め ・ 指 示 (消防組織法第44条第__項)</b>
求 め 又 は 指 示 日 時	〇〇 年 月 日 時 分
求 め 又 は 指 示 し た 隊	別添 (別記様式 6 - 3) のとおり
連 絡 事 項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 緊急消防援助隊の部隊移動通知

〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事 }  
市町村長 } 殿

消防庁長官

〇〇都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	求 め ・ 指 示 （消防組織法第44条第__項）
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添（別記様式 6 - 3）のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 2 7	NTT回線 F A X	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 5 2
地域衛星電話	0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 0 1 3	地域衛星 F A X	0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 0 3 6

# 緊急消防援助隊の部隊移動の指示

〇〇 年 月 日 時 分

都道府県大隊長又は各部隊長  
(指揮支援本部長 経由)

(都道府県知事)

次のとおり部隊移動を指示します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	〇〇 年 月 日 時 分
現 在 の 出 動 先	都道 市区 府県 町村
部 隊 移 動 先	都道 市区 府県 町村

**・ 部隊移動を指示する都道府県大隊**

・ 都道府県大隊名
・ 連絡事項

**・ 部隊移動を指示する部隊**

・ 部隊名
・ 連絡事項

< 連絡責任者 >

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

# 緊急消防援助隊の部隊移動通知

〇〇 年 月 日 時 分

〇〇市町村長 殿

(都道府県知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり〇〇〇〇〇〇市へ部隊移動を指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	〇〇 年 月 日 時 分
指 示 し た 隊	別添 (別記様式 6 - 6) のとおり
連 絡 事 項	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

# 緊急消防援助隊の部隊移動通知

〇〇	年	月	日	時	分
----	---	---	---	---	---

消防庁長官 殿

(都道府県知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	指示 (消防組織法第44条の3第1項)
指示日時	〇〇 年 月 日 時 分
指示した隊	別添 (別記様式 6 - 6) のとおり
連絡事項	

## &lt;連絡責任者&gt;

担当課室	氏名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinentai0119@soumu.go.jp			

現地派遣職員				
派遣場所	職・氏名			TEL

〇〇都道府県

災害対策本部

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職・氏名	
	TEL		FAX	

調整本部				
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
統括指揮支援隊長	所属		TEL	
	氏名			

設置場所：

政府現地対策本部				
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

〇〇市町村

災害対策本部

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮本部				
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

設置場所：

指揮支援本部				
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
指揮支援本部長	所属		TEL	
(指揮支援隊長)	氏名			

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属		FAX	
	TEL			
	メールアドレス			

航空

ヘリベース(HB)

〇〇都道府県大隊				
大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属		FAX	
	TEL			
	メールアドレス			

設置場所：

指揮支援本部				
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
航空指揮支援本部長	所属		TEL	
(航空指揮支援隊長)	氏名			
航空後方支援隊長	所属		TEL	
	氏名			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属		FAX	
	TEL			
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属		FAX	
	TEL			
	メールアドレス			

フォワードベース(FB)

FB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
	所属		TEL	
	氏名			

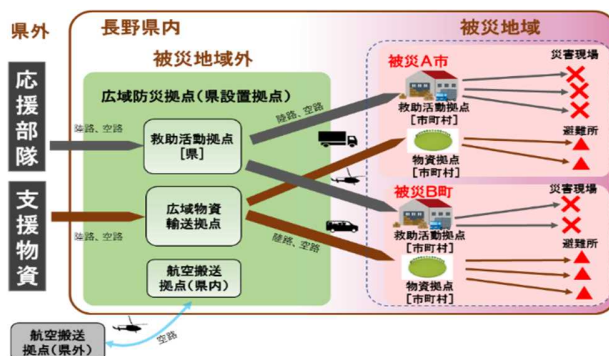
設置場所：

## 資料05-22 広域防災拠点計画

大規模災害発生時に国及び他県等から広域的な人的、物的応援を円滑に受け入れ、被災市町村に迅速に届けるために、後方支援を行う広域防災拠点の配置や受援業務の明確化など具体的な受援体制を構築する目的とし、平成31年3月に長野県広域受援計画を策定。

### (1) 広域防災拠点の機能

広域防災拠点は、概ね被災地域外に設置し、広域応援部隊の受け入れや物資の配分などを行う後方支援を行う拠点。



### (2) 広域防災拠点の配置ゾーンの設定

県内においていかなる災害に対しても対応できるように広域防災拠点施設を配置する地域(ゾーン)を、5地域(長野、松本、上田・佐久、諏訪、伊那・飯田)設定。

配置の考え方は以下のとおり

- 想定災害に対し複数のゾーンを確保
- 県外各方面から集結しやすい高速道路、空港の交通アクセスの良い地域
- 被災地域で十分な災害対応の活動時間が確保できる地域

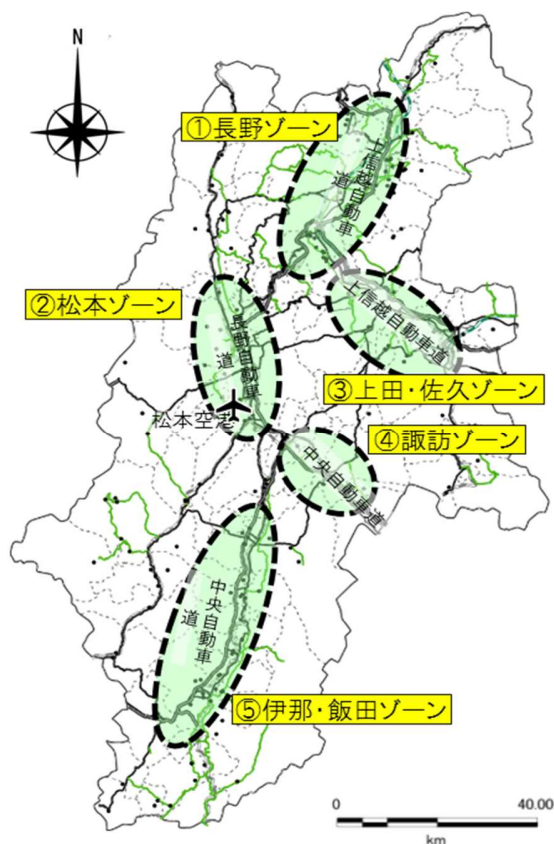


図1 配置ゾーン

( 3 ) 広域防災拠点施設の選定

主な広域防災拠点一覧表

(平成 31 年 3 月 31 日時点)

救助活動拠点		
配置ゾーン	施設名	管理者名
長野	南長野運動公園	長野市
	長野運動公園	長野市
	臥竜公園等	須坂市
	北信濃ふるさとの森文化公園	中野市
	道の駅「オアシスおぶせ」	小布施町
	飯綱町民会館	飯綱町
	川中島古戦場史跡公園	長野市
松本	篠ノ井中央公園	長野市
	長野県松本平広域公園	長野県
	道の駅「小坂田公園」 豊科南部総合公園	塩尻市 安曇野市
上田・佐久	東御中央公園	東御市
	駒場公園	佐久市
	乙女湖公園	小諸市
	上田市自然運動公園	上田市
諏訪	雪窓公園	御代田町
	茅野市運動公園	茅野市
	赤砂崎公園	下諏訪町
	鳥居平やまびこ公園	岡谷市
伊那・飯田	岡谷湖畔公園	岡谷市
	長野県飯田運動公園	長野県
	伊那市防災コミュニティセンター等	伊那市
	伊那公園	伊那市
	大芝公園	南箕輪村
全 24 箇所 (県 2 箇所、市町村 22 箇所)		

広域物資輸送拠点		
配置ゾーン	施設名	管理者名
長野	エムウェーブ	長野市
	ホワイトリング	長野市
	ビッグハット	長野市
	豊野体育館	長野市
	戸倉体育館一帯	千曲市
	飯綱町民会館	飯綱町
松本	松本市防災物資ターミナル	松本市
	やまびこドーム (松本平広域公園)	長野県
	梓川体育館	松本市
上田・佐久	山形村農業者トレーニングセンター	山形村
	県立武道館	長野県
	東御中央公園	東御市
	佐久創造館	長野県
	雪窓公園	御代田町
	上田市自然運動公園	上田市
諏訪	立科体育センター	立科町
	岡谷市民総合体育館	岡谷市
	茅野市運動公園	茅野市
伊那・飯田	サンアリーナ	中川村
	伊那市民体育館	伊那市
	大芝公園	南箕輪村
全 21 箇所 (県 3 箇所、市町村 18 箇所)		

航空搬送拠点		
配置ゾーン	施設名称	管理者名
長野	犀川第 2 緑地	長野市
	中野市営球場	中野市
松本	県営松本空港	長野県
	豊科南部総合公園	安曇野市
上田・佐久	千曲川スポーツ交流広場	佐久市
	上田古戦場公園	上田市
諏訪	赤砂崎公園	下諏訪町
	茅野市運動公園	茅野市
伊那・飯田	大芝公園	南箕輪村
	長野県飯田運動公園	長野県
全 10 箇所 (県 2 箇所、市町村 8 箇所)		

市町村別施設数
長野市: 9 箇所、須坂市: 1 箇所、中野市: 2 箇所、 千曲市: 1 箇所、小布施町: 1 箇所、飯綱町: 1 箇所
松本市: 2 箇所、塩尻市: 1 箇所、安曇野市: 1 箇所、 山形村: 1 箇所
東御市: 1 箇所、佐久市: 2 箇所、小諸市: 1 箇所、 上田市: 2 箇所、御代田町: 1 箇所、立科町: 1 箇所
茅野市: 1 箇所、岡谷市: 3 箇所、下諏訪町: 1 箇所
伊那市: 3 箇所、中川村: 1 箇所、南箕輪村: 1 箇所
22 市町村: 38 箇所
長野県: 5 箇所
<b>実数 全 43 箇所</b>
<b>延べ 全 55 箇所</b>



資料06-1 救急告示医療機関一覧

(R2.8.1 現在)

医療圏	病院・診療所の別	名称	開設者	住所	電話番号	備考
佐久	病 13	佐久市立国保浅間総合病院	佐久市	佐久市大字岩村田1862-1	0267-67-2295	
		(14) 佐久穂町立千曲病院	佐久穂町	南佐久郡佐久穂町大字高野町328	0267-86-2360	
		軽井沢町国民健康保険軽井沢病院	軽井沢町	北佐久郡軽井沢町大字長倉2375番地1	0267-45-5111	
		川西赤十字病院	日 赤	佐久市望月318	0267-53-3011	
		長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院小海分院	厚生連	南佐久郡小海町大字豊里78	0267-92-2077	
		長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院	厚生連	佐久市白田197	0267-82-3131	
		長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院佐久医療センター	厚生連	佐久市中込3400-28	0267-62-8181	
		長野県厚生農業協同組合連合会浅間南麓こもる医療センター	厚生連	小諸市与良町3-3-21	0267-22-1070	
		医療法人三世会金澤病院	医療法人	佐久市大字岩村田804	0267-67-2048	
		医療法人山月会小諸病院	医療法人	小諸市荒町2-1-1	0267-22-0250	
		くろさわ病院	医療法人	佐久市中込1-17-8	0267-64-1711	
		医療法人社団御代田中央記念病院	医療法人	北佐久郡御代田町御代田4107-40	0267-32-4711	
		医療法人雨宮病院	医療法人	佐久市下小田切73	0267-82-5311	
		診 1	柳橋脳神経外科	医療法人	小諸市大字諸350	0267-23-6131
上小	病 11	国立病院機構信州上田医療センター	国立病院機構	上田市緑が丘1-27-21	0268-22-1890	
		(12) 国民健康保険依田窪病院	依田窪医療福祉事務組合	小県郡長和町古町2857	0268-68-2036	
		東御市民病院	東御市	東御市鞍掛198	0268-62-0050	
		長野県厚生農業協同組合連合会鹿教湯三才山川ピリヤンセンター-鹿教湯病院	厚生連	上田市鹿教湯温泉1308	0268-44-2111	
		医療法人健教会柳澤病院	医療法人	上田市中央西1-2-10	0268-22-0109	
		医療法人慈善会安藤病院	医療法人	上田市中央西1-1-20	0268-22-2580	
		医療法人健静会上田病院	医療法人	上田市中央1-3-3	0268-22-3580	
		医療法人共和会塩田病院	医療法人	上田市大字中野29-2	0268-38-2221	
		丸子中央病院	医療法人	上田市中丸子1771-1	0268-42-1111	
		整形外科上田花園病院	医療法人	上田市中央西1-15-25	0268-22-2325	
		医療法人健和会小林脳神経外科・神経内科病院	医療法人	上田市常田3-15-41	0268-22-6885	
診 1	上田腎臓クリニック	医療法人	上田市住吉322	0268-27-2737		
諏訪	病 6	岡谷市民病院	岡谷市	岡谷市本町4-11-33	0266-23-8000	
		(7) 組合立諏訪中央病院	諏訪中央病院組合	茅野市玉川4300	0266-72-1000	
		諏訪赤十字病院	日 赤	諏訪市湖岸通り5丁目11番50号	0266-52-6111	

資料06-1 救急告示医療機関一覧

(R2.8.1 現在)

医療圏	病院・診療所の別	名称	開設者	住所	電話番号	備考
		長野県厚生農業協同組合連合会富士見高原医療福祉センター富士見高原病院	厚生連	諏訪郡富士見町落合11100	0266-62-3030	
		医療法人研成会諏訪湖畔病院	医療法人	岡谷市長地小萩1-11-30	0266-27-5500	
		諏訪共立病院	医療法人	諏訪郡下諏訪町矢木町214	0266-28-2012	
	診 1	医療法人創仁会今井整形外科	医療法人	岡谷市長地権現町3-2-12	0266-28-9933	
上伊那 (3)	病 3	伊那中央病院	伊那中央行政組合	伊那市小四郎久保1313-1	0265-72-3121	
		町立辰野病院	辰野町	上伊那郡辰野町大字辰野1445番地5	0266-41-0238	
		昭和伊南総合病院	伊南行政組合	駒ヶ根市赤穂3230	0265-82-2121	
飯伊 (11)	病 9	長野県立阿南病院	長野県立病院機構	下伊那郡阿南町北条2009-1	0260-22-2121	
		飯田市立病院	飯田市	飯田市八幡町438番地	0265-21-1255	
		下伊那赤十字病院	日 赤	下伊那郡松川町元大島3159-1	0265-36-2255	
		飯田病院	医療法人	飯田市大通1-15	0265-22-5150	
		健和会病院	医療法人	飯田市鼎中平1936	0265-23-3115	
		瀬口脳神経外科病院	医療法人	飯田市上郷黒田218-2	0265-24-6655	
		菅沼病院	医療法人	飯田市鼎中平1970	0265-22-0532	
		輝山会記念病院	医療法人	飯田市毛賀1707	0265-26-8111	
		長野県厚生農業協同組合連合会下伊那厚生病院	厚生連	下伊那郡高森町吉田481番地13	0265-35-7511	
	診 2	市瀬整形外科	個人	飯田市川路4825	0265-27-3311	
慶友整形外科		個人	飯田市上郷別府3367-8	0265-52-1152		
木曾 (1)	病 1	長野県立木曾病院	長野県立病院機構	木曾郡木曾町福島6613-4	0264-22-2703	
松本 (15)	病 15	国立病院機構まつもと医療センター	国立病院機構	松本市村井町南2-20-30	0263-58-4567	
		信州大学医学部附属病院	国立大学法人	松本市旭3-1-1	0263-35-4600	
		松本市立病院	松本市	松本市波田4417番地180	0263-92-3027	
		安曇野赤十字病院	日 赤	安曇野市豊科5685	0263-72-3170	
		医療法人城西医療財団城西病院	医療法人	松本市城西1丁目5番16号	0263-33-6400	
		藤森病院	医療法人	松本市中央2-9-8	0263-33-3672	
		社会医療法人抱生会丸の内病院	医療法人	松本市渚1丁目7番45号	0263-28-3003	
		社会医療法人財団慈泉会相澤病院	医療法人	松本市本庄2-5-1	0263-33-8600	
		松本協立病院	医療法人	松本市巾上9-26	0263-35-5300	

資料06-1 救急告示医療機関一覧

(R2.8.1 現在)

医療圏	病院・診療所の別	名称	開設者	住所	電話番号	備考
		医療法人仁雄会穂高病院	医療法人	安曇野市穂高4634番地	0263-82-2474	
		医療法人元山会中村病院	医療法人	塩尻市大字広丘高出1614-2	0263-52-3321	
		塩尻病院	医療法人	塩尻市大門六番町-4-36	0263-52-0145	
		桔梗ヶ原病院	医療法人	塩尻市宗賀1295	0263-54-0012	
		一之瀬脳神経外科病院	医療法人	松本市大字島立2093番地	0263-48-3300	
		長野県立こども病院	長野県立病院機構	安曇野市豊科3100	0263-73-6700	
大北	病 2	市立大町総合病院	大町市	大町市大字大町3130	0261-22-0415	
	(2)	長野県厚生農業協同組合連合会北アルプス医療センターあづみ病院	厚生連	北安曇郡池田町大字池田3207-1	0261-62-3166	
長野	病 7	長野県立信州医療センター	長野県立病院機構	須坂市大字須坂1332	026-245-1650	
	(22)	飯綱町立飯綱病院	飯綱町	上水内郡飯綱町大字牟礼2220	026-253-2248	
		医療法人財団大西会千曲中央病院	医療法人	千曲市大字杭瀬下58	026-273-1212	
		長野寿光会上山田病院	医療法人	千曲市上山田温泉3-34-3	026-275-1581	
		医療法人公仁会轟病院	医療法人	須坂市大字須坂1239	026-245-0126	
		特定医療法人新生病院	医療法人	上高井郡小布施町小布施851	026-247-2033	
		信越病院	信濃町	上水内郡信濃町大字柏原380	026-255-3100	
	病 14	国立病院機構東長野病院	国立病院機構	長野市上野 2 丁目477番地	026-296-1111	
		長野県厚生農業協同組合連合会南長野医療センター新町病院	厚生連	長野市信州新町上条137	026-262-3111	
		長野市民病院	地方独立行政法人	長野市大字富竹1333番地1	026-295-1199	
		長野赤十字病院	日 赤	長野市若里 5 丁目22番1号	026-226-4131	
		長野県厚生農業協同組合連合会長野松代総合病院	厚生連	長野市松代町松代183	026-278-2031	
		長野県厚生農業協同組合連合会南長野医療センター篠ノ井総合病院	厚生連	長野市篠ノ井会666-1	026-292-2261	
		医療法人公生会竹重病院	医療法人	長野市田町2099	026-234-1281	
		山田記念朝日病院	医療法人	長野市大字南堀135-1	026-244-6411	
		田中病院	医療法人	長野市大字西和田1-29-8	026-243-1263	
		医療法人健成会小林脳神経外科病院	医療法人	長野市三輪1-5-21	026-241-6221	
		東口病院	医療法人	長野市栗田356-1	026-227-0700	
		長野医療生活協同組合長野中央病院	長野医療生活協同組合	長野市西鶴賀町1570	026-234-3211	
		北野病院	医療法人	長野市三輪3-6-10	026-241-0631	
		小林病院	医療法人	長野市南千歳1-14-2	026-226-7880	
	診 1	医療法人伊勢宮胃腸外科	医療法人	長野市伊勢宮1-23-1	026-224-8877	
北信	病 2	飯山赤十字病院	日 赤	飯山市大字飯山226-1	0269-62-4195	

資料06-1 救急告示医療機関一覧

(R2.8.1 現在)

医療圏	病院・診療所の別	名 称	開設者	住 所	電話番号	備考						
(2)		長野県厚生農業協同組合連合会北信総合病院	厚生連	中野市西1-5-63	0269-22-2151							
合計	89	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">└─</td> <td style="border: none;">病院</td> <td style="border: none;">83</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">└─</td> <td style="border: none;">診療所</td> <td style="border: none;">6</td> </tr> </table>	└─	病院	83	└─	診療所	6				
└─	病院	83										
└─	診療所	6										

(注) 備考欄の は、病院群輪番制病院運営事業参加病院

保健所	医療機関数	病 院	診療所
佐 久	14	13	1
上 田	12	11	1
諏 訪	7	6	1
伊 那	3	3	
飯 田	11	9	2
木 曾	1	1	
松 本	15	15	
大 町	2	2	
長 野	7	7	
長野市	15	14	1
北 信	2	2	
計	89	83	6

## 資料06-2 災害拠点病院一覧

### 1 地域災害拠点病院

医療圏名	病 院 名	開 設 者	病床数	所在地	電話番号
佐 久	佐久総合病院佐久医療センター	厚生連	450	佐久市中込3400番地28	0267-62-8181
上 小	信州上田医療センター	独立行政法人 国立病院機構	420	上田市緑が丘1-27-21	0268-22-1890
諏 訪	諏訪赤十字病院	日赤	455	諏訪市湖岸通り5-11-50	0266-52-6111
上 伊 那	伊那中央病院	伊那中央行政組合	394	伊那市大字伊那1313-1	0265-72-3121
飯 伊	飯田市立病院	飯田市	423	飯田市八幡町438	0265-21-1255
木 曾	長野県立木曾病院	地方独立行政法人 長野県立病院機構	199	木曾郡木曾町福島6613-4	0264-22-2703
松 本	信州大学医学部附属病院	国立大学法人	717	松本市旭3-1-1	0263-35-4600
	相澤病院	社会医療法人 慈泉会	460	松本市本庄2-5-1	0263-33-8600
大 北	市立大町総合病院	大町市	199	大町市大町3130	0261-22-0415
長 野	長野赤十字病院	日赤	680	長野市若里5-22-1	026-226-4131
	長野市民病院	地方独立行政法人 長野市民病院	400	長野市富竹1333-1	026-295-1199
	南長野医療センター篠ノ井総合病院	厚生連	433	長野市篠ノ井会666-1	026-292-2261
北 信	北信総合病院	厚生連	419	中野市西1-5-63	0269-22-2151

### 2 基幹災害拠点病院

病 院 名	開 設 者	病床数	所在地	電話番号
長野赤十字病院	日赤	680	長野市若里5-22-1	026-226-4131

(注) 長野医療圏の地域災害拠点病院を兼ねる。

資料06-3 災害用医薬品備蓄品目リスト（備蓄場所1箇所あたり）

分類	薬効	一般名 (同等品可)	規格・単位 (同等品可)	1箇所あたり 最低備蓄量
内服薬	睡眠導入剤	ゾルピデム酒石酸塩	5mg錠	800
	解熱鎮痛剤	アセトアミノフェン	200mg錠	3,500
		ロキソプロフェンナトリウム	60mg錠	5,000
	抗不安剤	ジアゼパム	2mg錠	400
	消化器用剤(鎮痙剤)	ブチルスコポラミン臭化物	10mg錠	200
	消化器用剤(PPI)	オメプラゾール	10mg錠	100
	消化器用剤(制吐剤)	ドンペリドン	10mg錠(OD可)	200
	消化器用剤(止瀉剤)	ロペラミド塩酸塩	1mgカプセル	300
	消化器用剤(下剤)	酸化マグネシウム	330mg錠	400
	抗菌剤、抗生物質	レボフロキサシン	500mg錠	900
		アモキシシリン	250mgカプセル又は錠	600
		セフカペンピボキシル塩酸塩	100mg錠	1,000
	抗ウィルス剤	オセルタミビルリン酸塩	75mgカプセル	800
	循環器用剤(降圧剤)	アムロジピン	5mg錠	1,000
	冠血管拡張剤	ニトログリセリン	0.3mg舌下錠	200
	抗ヒスタミン剤	ロラタジン	10mg錠	1,000
	ホルモン剤	プレドニゾン	5mg錠	150
	糖尿病用剤	シタグリプチン	25mg錠	400
抗パーキンソン剤	レボドパノカルビドパ	100mg/10mg配合錠	100	
注射薬	局所麻酔剤	キシロカイン塩酸塩	1% 10mL シリンジ	70
	交感神経刺激剤	エピネフリン	1mg	100
	利尿剤	フロセミド	20mg	20
	副腎皮質ホルモン剤	デキサメタゾン	1.65mg	50
	消化器用剤(鎮痙剤)	ブチルスコポラミン臭化物	20mg	40
	抗生物質	セフトリアキソンナトリウム	1g	100
	輸液	低張性電解質液(維持液・3号液)	500mL	200
			100mL	200
	生理食塩水	生理食塩水	500mL	100
外用薬	局所麻酔剤	リドカイン塩酸塩	ゼリー 2% 30mL	10
	抗生物質(外皮用剤)	ゲンタマイシン硫酸塩	軟膏 0.1% 10g	50
	熱傷治療剤	ジメチルイソプロピルアズレン	軟膏 0.033% 500g	5
	消炎鎮痛剤(貼付剤)	ロキソプロフェンナトリウム	貼付剤 100mg	5,000
	消炎鎮痛剤(坐薬)	ジクロフェナクナトリウム	12.5mg	300
		アセトアミノフェン(小児用)	100mg	40
	消毒剤	クロルヘキシジングルコン酸塩	5% 500mL	10
		エチルアルコール	70% 500mL	40
		塩化ベンザルコニウム等 手指消毒剤	速乾式等 1L	10
		ポピドンヨード	10% 250mL	40
		次亜塩素酸ナトリウム	6% 1.8L	5
	含嗽剤	ポピドンヨード	7% 30mL	50
	合成抗菌剤(点眼剤)	レボフロキサシン	点眼剤1.5% 5mL	30
	洗浄用生理食塩水	生理食塩水	500mL	100
	皮膚保護剤	白色ワセリン	500g	3

災害用衛生材料備蓄品目リスト（備蓄場所1箇所あたり）

品目(同等品可)	規格・単位(同等品可)	1箇所あたり最低備蓄量	
		中信	中信以外
絆創膏(粘着性伸縮包帯を含む)	巾12～50mm×長さ9m程度	1,050	700
救急絆創膏(ドレッシング材を含む)	パッド吸収部サイズ4×6cm以下	15,000	10,000
滅菌ガーゼ	30cm×30cm	30	20
	7.5cm×10cm	900	600
カット綿	3～5cm四方 500g	75	50
清浄綿(酒精綿)	エタノール80%又はイソプロパノール70%含浸	12,000	8,000
三角巾	大	75	50
伸縮包帯	巾5～10cm×長さ5m程度	450	300
伸縮ネット包帯	巾10～50mm×長さ20m程度	450	300
プラスチックプリント材	腕用(M)副木	45	30
	足用(L)副木	45	30
マスク	サージカルマスク(ひも、耳かけ問わず)	3,000	2,000
ディスポ手袋(滅菌品)	(双)プラスチック、ラテックス又はニトリル	300	200
ディスポ手袋(未滅菌品)	(枚)プラスチック、ラテックス又はニトリル	3,000	2,000
輸液セット	針(21～23G、翼状針・留置針含む)付き、輸液セットと針は別でも可	1,950	1,300
小児用ディスポ針	針(24Gより細いもの、翼状針・留置針含む)	750	500
ディスポーザブル注射器	1mL	1,500	1,000
	10mL	1,500	1,000
	20mL	1,500	1,000
ディスポーザブル注射針	18G	750	500
	22G	1,500	1,000
ディスポーザブル翼状針	21～23G	1,500	1,000
使い捨て舌圧子	滅菌済	450	300
使い捨てピンセット	滅菌済	225	150



資料06-4 災害用医薬品備蓄場所一覧

名 称	所 在 地	電話・FAX
鍋林(株) 東信営業所	小諸市大字西原字金山 646-10	TEL 0267-25-8131 FAX 0267-25-8141
(株)メディセオ上田支店	上田市大字秋和 262	TEL 0268-22-3510 FAX 0268-24-2949
岡野薬品(株) 諏訪営業所	諏訪郡下諏訪町上赤砂 4353-2	TEL 0266-28-4151 FAX 0266-28-7509
鍋林(株) 岡谷営業所	岡谷市長地小萩 1-13-11	TEL 0266-27-1277 FAX 0266-28-6069
岡野薬品(株) 伊那営業所	上伊那郡南箕輪村字大畑 6552-1	TEL 0265-72-5271 FAX 0265-78-2528
(株)メディセオ南信支店	上伊那郡南箕輪村 9003-1	TEL 0265-72-6155 FAX 0265-76-2134
(株)メディセオ南信支店	飯田市育良町 2-24-1	TEL 0265-25-2625 FAX 0265-25-5519
鍋林(株) 飯田営業所	飯田市下殿岡 263-1	TEL 0265-25-1600 FAX 0265-25-1644
(株)スズケン 塩尻支店	塩尻市大字棧敷 212	TEL 0263-54-3311 FAX 0265-52-9147
岡野薬品(株)庄内物流センター	松本市本庄 2-6-27	TEL 0263-33-3330 FAX 0263-33-4292
鍋林(株)	松本市双葉 8-10	TEL 0263-27-6555 FAX 0263-25-2057
アルフレッサ(株) 長野支店	長野市稲里町中央 4-4-12	TEL 026-283-6611 FAX 026-284-8066
東邦薬品(株) 長野営業所	長野市川中島町原 521-13	TEL 026-292-7755 FAX 026-293-9005

【事務局】(備蓄無し)

長野県医薬品卸協同組合	松本市中央 4-9-63 松本薬業会館内	TEL 0263-36-7616 FAX 0263-36-7616
-------------	----------------------	--------------------------------------

資料 06-5 災害用衛生材料備蓄場所一覧

地区名	名 称	所 在 地	電話・FAX
東 信	中日本メディカルリンク(株) 佐久営業所	佐久市猿久保 127-6	TEL 0267-68-8810 FAX 0267-68-8479
諏 訪	ハトヤメディカルサポート(株)	諏訪市中洲三ツ保 5709-31	TEL 0266-52-1555 FAX 0266-52-1557
上 伊 那	中日本メディカルリンク(株) 伊那営業所	上伊那郡南箕輪村田畑 5565-3	TEL 0265-73-2281 FAX 0265-74-1006
下 伊 那	(株)マスト	飯田市上郷別府 3313-8	TEL 0265-23-6775 FAX 0265-23-0663
中 信	(株)上條器械店	松本市笹賀 7600-19	TEL 0263-58-1711 FAX 0263-58-8952
北 信	共栄医科器械(株)	長野市青木島 1-17-1	TEL 026-284-6011 FAX 026-284-6033
事 務 局	長野県医療機器販売業協会 (備蓄無し)	松本市笹賀 7600-19 (株)上條器械店内	TEL 0263-58-1711 FAX 0263-58-8952

資料06-6 緊急用血清及びワクチンの保管場所一覧表

1. 乾燥まむしウマ抗毒素

遮光して、10 以下に凍結を避けて保存、有効期限は検定合格日から10年以内

住 所	保管場所	電話番号	休日・夜間 連絡先
長野市南長野幅下 692-2	長野県健康福祉部薬事管理課	026-232-0111	同 左
佐久市跡部 65-1 佐久合同庁舎内	佐久保健福祉事務所	0267-63-3111	同 左
上田市材木町 1-2-6 上田合同庁舎内	上田保健福祉事務所	0268-23-1260	同 左
諏訪市上川 1-1644-10 諏訪合同庁舎内	諏訪保健福祉事務所	0266-53-6000	同 左
伊那市荒井 3497 伊那合同庁舎内	伊那保健福祉事務所	0265-78-2111	同 左
飯田市追手町 2-678 飯田合同庁舎内	飯田保健福祉事務所	0265-23-1111	同 左
木曾郡木曾町福島 2757-1 木曾合同庁舎内	木曾保健福祉事務所	0264-24-2211	同 左
松本市島立 1020 松本合同庁舎内	松本保健福祉事務所	0263-47-7800	同 左
大町市大町 1058-2 大町合同庁舎内	大町保健福祉事務所	0261-22-5111	同 左
長野市中御所岡田 98-1	長野保健福祉事務所	026-223-2131	同 左
飯山市静岡町尻 1340-1 飯山庁舎内	北信保健福祉事務所	0269-62-3105	同 左
小諸市大字西原字金山 646-10	鍋林(株) 東信営業所	0267-25-8131	0267-68-6435 警備保障
岡谷市長地小萩 1-13-11	鍋林(株) 岡谷営業所	0266-27-1172	0266-53-6462 警備保障
飯田市育良町 2-24-1	(株)メディセオ飯田支店	0265-25-2625	同 左
松本市双葉 8-10	鍋林(株) 松本営業所	0263-27-6501	0263-24-0756 警備保障
松本市本庄 1-5-14	岡野薬品(株)	0263-33-3330	0263-24-0756 警備保障
松本市南原 1-2-3	ナルコ薬品(株)	0263-25-5982	0263-24-0756 警備保障
松本市笹賀 7600-55	(株)メディセオ 松本ビル	0263-86-7400	同 左
長野市稲里町中央 4-4-12	アルフレッサ(株) 長野支店	026-283-6611	026-227-8588 警備保障
長野市丹波島 1-712	岡野薬品(株) 長野営業所	026-285-3311	026-227-8588 警備保障
長野市アークス 1-14	鍋林(株) 長野営業所	026-224-5201	026-228-5720 警備保障
長野市アークス 13-5	(株)信防エディックス	026-228-4161	026-228-5720 警備保障
長野市稲葉 917	(株)メディセオ 長野ビル	026-221-1300	同 左

2. 乾燥抗破傷風人免疫グロブリン

遮光して、10 以下に凍結を避けて保存、有効期限は検定合格日から5年以内

住 所	保管場所	電話番号	休日・夜間 連絡先
小諸市大字西原字金山 646-10	鍋林(株) 東信営業所	0267-25-8131	0267-68-6435 警備保障
岡谷市長地小萩 1-13-11	鍋林(株) 岡谷営業所	0266-27-1172	0266-53-6462 警備保障
松本市双葉 8-10	鍋林(株) 松本営業所	0263-27-6501	0263-24-0756 警備保障
松本市本庄 1-5-14	岡野薬品(株)	0263-33-3330	0263-24-0756 警備保障
松本市南原 1-2-3	ナルコ薬品(株)	0263-25-5982	0263-24-0756 警備保障
松本市笹賀 7600-55	(株)メディセオ 松本ビル	0263-86-7400	同 左
長野市稲里町中央 4-4-12	アルフレッサ(株) 長野支店	026-283-6611	026-227-8588 警備保障
長野市丹波島 1-712	岡野薬品(株) 長野営業所	026-285-3311	026-227-8588 警備保障
長野市アークス 1-14	鍋林(株) 長野営業所	026-224-5201	026-228-5720 警備保障
長野市アークス 13-5	(株)信防エディックス	026-228-4161	026-228-5720 警備保障
長野市稲葉 917	(株)メディセオ 長野ビル	026-221-1300	同 左

### 3．乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（E型）

遮光して、10 以下に凍結を避けて保存、有効期限は検定合格日から10年以内

住 所	保管場所	電話番号	休日・夜間 連絡先
長野市南長野幅下 692-2	長野県健康福祉部薬事管理課	026-232-0111	同 左

### 4．乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（A B E F型）

遮光して、10 以下に凍結を避けて保存、有効期限は検定合格日から10年以内

住 所	保管場所	電話番号	休日・夜間 連絡先
長野市南長野幅下 692-2	長野県健康福祉部薬事管理課	026-232-0111	同 左
松本市島立 1020 松本合同庁舎内	松本保健福祉事務所	0263-47-7800	同 左

### 5．乾燥ガスエソウマ抗毒素

遮光して、10 以下に凍結を避けて保存、有効期限は検定合格日から10年以内

住 所	保管場所	電話番号	休日・夜間 連絡先
長野市南長野幅下 692-2	長野県健康福祉部薬事管理課	026-232-0111	同 左
上田市材木町 1-2-6 上田合同庁舎内	上田保健福祉事務所	0268-23-1260	同 左
飯田市追手町 2-678 飯田合同庁舎内	飯田保健福祉事務所	0265-23-1111	同 左
松本市島立 1020 松本合同庁舎内	松本保健福祉事務所	0263-47-7800	同 左

## 6．血液製剤

地 区	住 所	保管場所	電話番号	休日・夜間 連絡先
南 信	諏訪市清水 3-3840-1	長野県赤十字血液センター諏訪出張所	0266-53-7211	同 左
中 信	松本市旭 2-11-30	長野県赤十字血液センター松本出張所	0263-33-0550	同 左
東北信	長野市稲里町田牧 1288-1	長野県赤十字血液センター	026-214-8070	同 左

## 7．その他のワクチンと連絡先

ワクチン名	保管場所	住 所	電話番号
ヤマカガシ抗毒素 (アンティベニン)	(一財)日本蛇族学術研究所	群馬県太田市藪塚町 3318	0277-78-5193
黄熱ワクチン(接種機関)	東京検疫所	東京都江東区青梅 2-7-1 東京港湾合同庁舎 8F	03-3599-1515

### 〔相談・問い合わせ先〕

問い合わせ先	住 所	電話番号
長野県 健康福祉部薬事管理課	長野市南長野幅下 692-2	026-232-0111
厚生労働省健康局結核感染症課予防接種室	東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館	03-5253-1111

## 資料 06-7 災害時の医療救護についての協定書（長野県医師会）

長野県（以下「甲」という。）と社団法人長野県医師会（以下「乙」という。）とは災害時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定書は長野県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町村が行う医療救護について、本協定に準じ、郡市医師会の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。

3 乙は、郡市医師会に対し、前項に定める市町村の医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

### （医療救護指針）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護指針を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護指針は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

指揮命令系統

郡市医師会と関係機関との連絡体制

医療救護班の編成

医療救護班の活動計画

災害対応病院における医療対応

医薬品、医療機材等の備蓄

医療救護訓練計画

その他必要な事項

### （災害時医療救護活動の実施に伴う協力）

第3条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し、甲が設置する災害医療本部への参加について要請することができる。

2 前項による要請があった場合は、乙は、乙の長を参加させることとする。なお、乙の長が参加できない場合は、あらかじめ甲、乙協議の上定めた者を参加させることとする。

3 甲は前項により災害医療本部に参加した者を、統括災害医療コーディネーターに任命する。

4 統括災害医療コーディネーターは、災害医療コーディネートチームを統括し、甲に対し、甲が行う災害時医療救護活動のための助言を行う。

(医療救護班の派遣)

第4条 甲は、防災計画に基づき、次の場合必要に応じて、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

災害救助法による救助

以外の災害又は大規模事故等で市町村からの要請に基づき乙に協力要請する場合

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護指針に基づき、医療救護班を派遣するものとする。

(医療救護班に対する指揮)

第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

(医療救護班の業務)

第6条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は市町村が避難場所及び災害現場等に設置する医療救護所、その他甲が指定する場所において医療救護を行う。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

傷病者のトリアージ

救急処置の実施

傷病者の搬送順位及び搬送先の決定

消防本部などへの傷病者の搬送要請

死体の検案と検案書の作成

救急活動の記録

その他必要な事項

(医療救護班の輸送)

第7条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第8条 災害救助法による救助の際、乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

( 収容医療機関の指定 )

第9条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定する際には、これに協力するものとする。

( 医療費 )

第10条 災害救助法による救助の際、医療救護所における医療費は、無料とする。なお、収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

( 訓練 )

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

( 費用弁償等 )

第12条 甲の要請に基づき乙が医療救護を実施した場合(災害救助法による救助に限る。) に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

医療救護班の派遣に要する経費

医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

医療救護班員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

( 細目 )

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

( 協議 )

第14条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

( 附則 )

第15条 この協定は、平成23年8月11日から適用する。

2 本協定の発効と同時に、平成6年1月17日付けで締結した災害時の医療救護についての協定は破棄する。

3 この協定書の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成23年11月16日から平成24年11月15日までとする。

4 前項の協定期間の満了する1ヵ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。



この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成23年11月16日

甲 長野県  
長野県知事 阿 部 守 一

乙 社団法人長野県医師会  
会長 大 西 雄太郎

## 資料06-8 災害時の歯科医療救護についての協定書（長野県歯科医師会）

長野県（以下「甲」という。）と社団法人長野県歯科医師会（以下「乙」という。）とは災害時の歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定書は、長野県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う歯科医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町村が行う歯科医療救護について、本協定に準じ、地区歯科医師会の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。

3 乙は、地区歯科医師会に対し、前項に定める市町村の歯科医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の歯科医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）歯科医療救護班の編成
- （2）歯科医療救護班の活動計画
- （3）地区歯科医師会と関係機関との通信連絡計画
- （4）指揮系統
- （5）医薬品、医療器材等の備蓄
- （6）訓練計画
- （7）その他必要な事項

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、次の場合必要に応じて、乙に歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

- （1）災害救助法による救助
- （2）（1）以外の災害又は大規模事故等で市町村からの要請に基づき乙に協力要請する場合

2 乙は、前項の要請を受けたときは、歯科医療救護計画に基づき、歯科医療救護班を派遣するものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第4条 歯科医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する歯科医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲又は市町村が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護を行う。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）歯科医療に係る救急処置の実施
- （2）救急活動の記録
- （3）死体の検案
- （4）その他必要な事項

（歯科医療救護班の輸送）

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 災害救助法による救助の際、乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容歯科医療機関の指定)

第8条 乙は、甲が傷病者の収容歯科医療機関を指定する際には、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 災害救助法による救助の際、救護所における医療費は、無料とする。なお、収容歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき乙が歯科医療救護を実施した場合(災害救助法による救助に限る。)

に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の派遣に要する経費

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 歯科医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第14条 この協定書の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成11年4月26日から平成12年4月25日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年4月26日

甲 長 野 県  
長野県知事 吉 村 午 良

乙 社団法人長野県歯科医師会  
会 長 轟 朝 五

## 資料06-9 災害時の医療救援についての協定書（長野県薬剤師会）

長野県（以下「甲」という。）と社団法人長野県薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救援について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定書は長野県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救援に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町村が行う医療救援について、本協定に準じ、乙の支部の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。

3 乙は、乙の支部に対し、前項に定める市町村の医療救援体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（医療救援計画）

第2条 乙は、医療救援活動の円滑な実施を図るため、医療救援計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救援計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 薬剤師班の編成
- (2) 薬剤師班の活動計画
- (3) 乙の支部と関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮系統
- (5) 医薬品、医療用具等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

（薬剤師班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、次の場合必要に応じて、乙に薬剤師班の派遣を要請するものとする。

- (1) 災害救助法による救助
- (2) (1)以外の災害又は大規模事故等で、市町村からの要請に基づき乙に協力要請する場合

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救援計画に基づき、薬剤師班を派遣するものとする。

（薬剤師班に対する指揮）

第4条 医療救援活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する薬剤師班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（薬剤師班の業務）

第5条 乙が派遣する薬剤師班は、甲又は市町村が避難場所及び災害現場等に設置する救護所等において医療救援活動を行う。

2 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する調剤、服薬指導
- (2) 医薬品の仕分け及び管理

（薬剤師班の輸送）

第6条 甲は、医療救援活動が円滑に実施できるよう、薬剤師班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 災害救助法による救助の際、乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（医薬品の保管場所）

第8条 乙は、甲が医薬品等の保管場所を指定する際には、これに協力するものとする。  
(調剤費)

第9条 災害救助法による救助の際、救護所における調剤費は、無料とする。  
(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。  
(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき乙が医療救援を実施した場合(災害救助法による救助に限る。)に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の派遣に要する経費
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 薬剤師班が医療救援活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。  
(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。  
(協議)

第13条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上定める。

(有効期間)

第14条 この協定書の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成14年12月6日から平成15年12月5日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1か月前までに甲及び乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成14年12月6日

甲 長野県  
長野県知事 田中康夫  
乙 社団法人長野県薬剤師会  
会長 工藤義房

## 資料06-10 災害時の医療救護についての協定書

長野県(以下「甲」という。 )と一般社団法人長野県助産師会(以下「乙」という。 )とは災害時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定書は長野県地域防災計画(以下「防災計画」という。 )に基づき、甲が行う災害時医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(医療救護計画)

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(助産師の派遣)

第3条 甲は、防災計画に基づき、次の場合必要に応じて、乙に、助産師の派遣を要請するものとする。

災害救助法による救助

以外の災害又は大規模事故等で市町村からの要請に基づき乙に協力要請する場合

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、助産師を派遣するものとする。

(助産師に対する指揮)

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙が派遣する助産師に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

(助産師の活動)

第5条 乙が派遣する助産師は、甲又は市町村が避難場所又は災害現場等に設置する救護所、その他甲が指定する場所において、次に掲げる事項を行うものとする。

妊産婦に対する保健指導

分娩の介助

じょく婦又は乳児に対する保健指導

その他必要な事項

(助産師の移動手段)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、助産師の移動手段について、必要な措置を取るものとする。

(医薬品の供給)

第7条 災害救助法による救助の際、乙が派遣する助産師が使用する医薬品等は、当該助産師が携行するものとする。

(訓練)

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき乙が医療救護を実施した場合(災害救助法による救助に限る。 )に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

助産師の派遣に要する経費

助産師が携行した医薬品等を使用した場合の実費

助産師が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間(以下「協定期間」という。 )は平成23年11月11日から平成24年11月10日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年11月11日

甲 長野県 阿部 守一  
長野県知事

乙 一般社団法人長野県助産師会  
池上 道子  
会長

## 資料06-11 災害時の医療救護についての協定書

長野県（以下「甲」という。）と社団法人長野県看護協会（以下「乙」という。）とは災害時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

- 第1条 この協定書は長野県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う災害時医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
- 2 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町村が行う医療救護について、本協定に準じ、乙の支部の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。
- 3 乙は、乙の支部に対し、前項に定める市町村の医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（医療救護計画）

- 第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（災害時医療救護活動の実施に伴う協力）

- 第3条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し、甲が設置する災害医療本部への参加について要請することができる。
- 2 前項による要請があった場合は、乙は、乙の長を参加させることとする。なお、乙の長が参加できない場合は、あらかじめ甲、乙協議の上定めた者を参加させることとする。
- 3 甲は前項により災害医療本部に参加した者を、災害医療コーディネーターに任命する。

（看護職員の派遣）

- 第4条 甲は、防災計画に基づき、次の場合必要に応じて、乙に、看護職員の派遣を要請するものとする。
- 災害救助法による救助  
以外の災害又は大規模事故等で市町村からの要請に基づき乙に協力要請する場合
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、看護職員を派遣するものとする。

（看護職員に対する指揮）

- 第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙が派遣する看護職員に対する指揮は、乙の長を通じて行う。ただし、看護職員の現場における活動に関しては、現場の長の指揮によるものとする。

（看護職員の活動）

- 第6条 乙が派遣する看護職員は、甲又は市町村が避難場所又は災害現場等に設置する救護所、その他甲が指定する場所において、次の各号に掲げる事項を行うものとする。
- 傷病者に対する応急看護及び看護活動  
被災者への保健活動及び助産活動  
その他必要な事項

（看護職員の移動手段）

- 第7条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、看護職員の移動手段について、必要な措置を取るものとする。

（医薬品等の供給）

- 第8条 災害救助法による救助の際、乙が派遣する看護職員が使用する医薬品等は、当該看護職員が携行するもののほか、現場の長の指示によるものとする。



(訓練)

第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき乙が医療救護を実施した場合(災害救助法による救助に限る。)に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

看護職員の派遣に要する経費

看護職員が携行した医薬品等を使用した場合の実費

看護職員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第13条 この協定書の有効期間(以下「協定期間」という。)は平成23年11月11日から平成24年11月10日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年11月11日

甲 長野県  
長野県知事 阿部 守一

乙 社団法人長野県看護協会  
会長 三輪 百合子

## 資料 06-12 災害時における医療ガス等の供給に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部（以下「乙」という。）とは、災害時における医療ガス等の確保のため、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、災害時における医療ガス等の確保のため、必要があると認めるときは、乙に対し、保有する医療ガス等の供給を要請するものとする。

（乙の措置）

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、その実施のための措置を速やかに行うとともに、措置状況を甲に連絡するものとする。

（医療ガス等の範囲）

第3条 医療ガス等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

（1） 医療ガス

（2） その他事前に甲が指定し乙が了解したもの

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急時等には口頭による要請ができるものとする。

（緊急措置）

第5条 やむを得ない事情のため、前条による手続きがとれない場合は、甲は、乙の上部組織等に対し、医療ガス等の供給を要請することができるものとする。この場合、甲はそれに伴う措置状況を、事後速やかに乙に連絡するものとする。

（引き取り）

第6条 医療ガス等の引き取り場所及びその配送方法等については、甲が指定するものとし、当該場所において甲又は甲の指定する者が、品目及び数量を確認した上、これを引き取るものとする。

（医療ガス等を使用する施設の安全性の確認）

第7条 医療ガス等を使用する施設の安全性等を確認する必要がある場合は、甲は乙に対し、安全性等の確認について協力を要請するものとする。

（費用負担）

第8条 甲は、第1条の要請により供給された医療ガス等（災害救助法により供給されたものに限る。）の代価について、その実費を、災害等発生直前の適正な価格で供給業者に支払うものとする。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じた際は、必要に応じて、甲乙による誠意ある協議の上これを定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は協定の日からとし、甲乙いずれからの申し出がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年3月23日

（甲）長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県知事

阿 部 守 一

（乙）長野県松本市市場6-20

一般社団法人 日本産業・医療ガス協会

関東地域本部長野県支部 支部長 野 口 行 敏

## 資料 06-13 災害時等における応援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）と社団法人長野県柔道整復師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時等における応援に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、武力攻撃事態等及び緊急処理事態、その他の災害が発生（以下「災害時等」という。）し、甲が乙の協力を得て、応急対策業務の必要があると認められるときに、その実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害時等に、乙の協力を必要と認めるときは、乙に対し、派遣場所、日時、救護対象人数等を明示して、協力を要請するものとする。

なお、乙の実施する業務内容は、避難所等における傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）とする。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、支援を実施するものとする。

なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙の判断により、支援を実施することができるものとする。

（経費の負担）

第4条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した乙が負担するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の締結期間は、平成20年12月19日から平成21年3月31日までとする。

2 ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年12月19日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 長野県長野市安茂里伊勢宮2167-9  
社団法人 長野県柔道整復師会  
会 長 西條 春雄

## 資料 06-14 災害時等における衛生材料等の供給に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県医療機器販売業協会（以下「乙」という。）とは、災害時等における衛生材料等の確保のため、次のとおり協定を締結する。

### （要 請）

第1条 甲は、災害時等における衛生材料等の確保のため、必要があると認めるときは、乙に対し衛生材料等の供給を要請するものとする。

### （乙の措置）

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、その実施のための措置を速やかに行うとともに、措置状況を甲に連絡するものとする。

### （衛生材料等の範囲）

第3条 衛生材料等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- （1） 「災害用医薬品等備蓄事業」により備蓄している衛生材料
- （2） その他、甲が必要と認めたものであって、乙において措置可能なもの

### （要請の方法）

第4条 第1条の要請は文書をもって行うものとする。ただし、口頭による要請ができるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （緊急措置）

第5条 やむを得ない事情のため、前条による手続きがとれない場合は、甲は、乙に所属する会員企業に対し、直接衛生材料等の供給を要請することができるものとする。この場合、要請を受けた乙に所属する会員企業は、第2条の措置を乙に代わって行うとともに、甲はそれに伴う措置状況を、事後速やかに乙に連絡するものとする。

### （引き渡し）

第6条 衛生材料等は、原則として乙又は乙に所属する会員企業が運搬し、甲が指定する場所で、甲又は甲が指定する者に引き渡すものとする。なお、甲又は甲が指定する者は、品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

### （費用負担）

第7条 第1条の要請により供給された衛生材料等の代価については、災害等発生直前の適正な価格を基準として、引き渡しを受けた甲又は甲が指定する者が、運搬した乙又は乙に所属する会員企業に支払うものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じた際は、必要に応じて、甲乙による誠意ある協議の上これを定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は協定の日からとし、甲乙いずれからの申し出がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年3月15日

(甲) 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 阿 部 守 一

(乙) 長野県松本市笹賀7600-19  
長野県医療機器販売業協会 会長 上 條 栄 規

## 資料 06-15 災害時等における医薬品等の供給に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県医薬品卸協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時等における医薬品等の確保のため、次のとおり協定を締結する。

### （要 請）

第1条 甲は、災害時等における医薬品等の確保のため、必要があると認めるときは、乙に対し医薬品等の供給を要請するものとする。

### （乙の措置）

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、その実施のための措置を速やかに行うとともに、措置状況を甲に連絡するものとする。

### （医薬品等の範囲）

第3条 医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- （1） 「災害用医薬品等備蓄事業」により備蓄している医薬品
- （2） その他、甲が必要と認めたものであって、乙において措置可能なもの

### （要請の方法）

第4条 第1条の要請は文書をもって行うものとする。ただし、口頭による要請ができるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （緊急措置）

第5条 やむを得ない事情のため、前条による手続きがとれない場合は、甲は、乙に所属する組合員に対し、直接医薬品等の供給を要請することができるものとする。この場合、要請を受けた乙に所属する組合員は、第2条の措置を乙に代わって行うとともに、甲はそれに伴う措置状況を、事後速やかに乙に連絡するものとする。

### （引き渡し）

第6条 医薬品等は、原則として乙又は乙に所属する組合員が運搬し、甲が指定する場所で、甲又は甲が指定する者に引き渡すものとする。なお、甲又は甲が指定する者は、品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

### （費用負担）

第7条 第1条の要請により供給された医薬品等の代価については、災害等発生直前の適正な価格を基準として、引き渡しを受けた甲又は甲が指定する者が、運搬した乙又は乙に所属する組合員に支払うものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じた際は、必要に応じて、甲乙による誠意ある協議の上これを定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は協定の日からとし、甲乙いずれからの申し出がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年3月15日

(甲) 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 阿 部 守 一

(乙) 長野県松本市中央4-9-63  
長野県医薬品卸協同組合 理事長 岡 野 昌 彦

# 長野県広域火葬計画

長野県健康福祉部食品・生活衛生課



# 【 目次 】

## 長野県広域火葬計画

第1	総則	
1	目的	1
2	定義	1
3	基本方針	1
4	県、市町村及び火葬場設置者の役割	1
第2	平常時における対応	
1	火葬場及び連絡担当部局等の把握	1
2	広域火葬実施体制の整備	1
3	資機材等の確保及び関係事業者との協定締結等	2
4	情報伝達手段等の整備	2
5	訓練等	2
第3	災害発生時における対応	
1	広域火葬の実施体制	2
2	被災状況の把握及び報告	2
3	広域火葬の応援要請	3
4	応援火葬場の調整	3
5	火葬要員の派遣要請等	3
6	遺体の保存及び搬送	3
7	相談窓口の設置	4
8	火葬に係る特例的取扱い	4
9	引き取り者のいない焼骨の保管	4
10	火葬状況の報告	4
11	広域火葬の終了	4
第4	大規模な疾病の流行等への準拠	5
第5	他の協定等との関係	5
様式第1号	火葬場被害(復旧見込)状況報告(第報)	6
様式第2号	広域火葬応援要請書(第報)	7
様式第3号	広域火葬協力依頼書(第報)	8
様式第4号	広域火葬応援協力回答書	9
様式第5号	応援火葬場割振通知書(依頼市町村用)	10
様式第6号	応援火葬場割振通知書(応援火葬場用)	11
様式第5号	第6号別紙	12
様式第7号	火葬要員及び燃料・資機材の手配要請書	13
様式第8号	遺体保存用資機材及び遺体搬送応援手配要請書	14
様式第9号	広域火葬受入実績日報(応援火葬場用)	15
様式第10号	広域火葬要請実績報告書(依頼市町村用)	16
様式第11号	広域火葬受入実績報告書(応援火葬場用)	17

## 資 料

- 1 市町村連絡調整担当課・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 2 火葬場連絡調整部署・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 3 県庁・保健所担当課・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 4 広域火葬計画に基づく連携イメージ・・・・・・・・・・22
- 5 災害発生から広域火葬実施・終了までの段階別フロー・・・23

# 長野県広域火葬計画

## 第1 総則

### 1 目的

この計画は、長野県地域防災計画に基づき、大規模災害（以下「災害」という。）発生時における広域火葬を円滑に実施するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定める。

### 2 定義

この計画において「広域火葬」とは、災害により被災した市町村（以下「被災市町村」という。）が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

### 3 基本方針

県、市町村及び火葬場設置者は、広域火葬が必要となった場合は、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう遺体の取扱いに配慮して行動することを基本とし、この計画に基づき広域火葬を実施する。

### 4 県、市町村及び火葬場設置者の役割

- (1) 県は、円滑に広域火葬を実施するために、情報を一元的に管理し、必要な情報を提供するとともに、市町村、火葬場設置者及び他都道府県間の調整を行う等必要な措置を講じる。
- (2) 市町村は、円滑に広域火葬を実施するため、市町村内の情報収集と整理を行う。
- (3) 火葬場設置者は、県及び市町村と連携し、広域火葬の応援体制を整え積極的に対応する。

## 第2 平常時における対応

### 1 火葬場及び連絡担当部局等の把握

県は、次の事項について定期的に把握し、市町村及び火葬場設置者に情報提供を行うものとする。

- (1) 県内及び近隣都県（本県と広域火葬応援に係る協定等を締結する都県をいう。以下同じ。）内の火葬場に係る名称、所在地、連絡先、能力、形式、その他必要な事項
- (2) 県内市町村及び近隣都県の広域火葬に係る連絡担当部局の名称、連絡先その他必要な事項

### 2 広域火葬実施体制の整備

- (1) 市町村は、災害発生時における遺体の取扱体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害発生時における火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (3) 県は、前記(1)及び(2)に関して必要な協力等を行うものとする。

### 3 資機材等の確保及び関係事業者との協定締結等

(1) 市町村は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

#### ア 資機材等の確保

- ・棺及びドライアイス等並びに作業要員の確保
- ・災害等発生時に使用する遺体安置所
- ・災害等発生時における火葬場までの搬送手段及び搬送経路

#### イ 協定等の締結

災害発生時における資機材の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定等の締結

#### ウ 緊急通行車両の届出

遺体の搬送及び資機材の搬送に使用する車両に係る災害対策基本法第76条第1項の規定による緊急通行車両の届出

(2) 火葬場設置者は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

#### ア 資機材等の確保

火葬に必要な燃料、資機材及び火葬要員の確保

#### イ 協定等の締結

災害発生時における火葬に必要な燃料及び資機材の確保を目的とした関係事業者又は関係団体との協定等の締結

(3) 県は、必要に応じて、遺体の保存及び火葬に必要な資機材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定等を関係事業者又は関係団体と締結し、市町村及び火葬場設置者を支援するものとする。

### 4 情報伝達手順等の整備

県は、市町村、火葬場設置者及び近隣都県間の広域火葬の円滑化を確保するために必要な情報伝達の手段、書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

### 5 訓練等

県は、市町村及び火葬場設置者等の協力の下に広域火葬の訓練を随時行うものとする。

## 第3 災害発生時における対応

### 1 広域火葬の実施体制

県は、広域火葬が必要であると判断した場合、健康福祉部食品・生活衛生課に広域火葬のための組織を設置し、情報収集及び連絡調整にあたるものとする。

### 2 被災状況の把握及び報告

(1) 被災市町村は、災害発生後、速やかに区域内の死者数を把握するものとする。

(2) 火葬場設置者は、災害発生後、速やかに施設の被災状況、火葬要員の安否及び出動の可能性並びに火葬能力等の把握を行い、県に報告するものとする。(様式第1号)

(3) 県は、被害状況をとりまとめ、速やかに厚生労働省に報告するものとする。

### 3 広域火葬の応援要請

- (1) 県及び火葬場設置者は、県内又は近隣都県で災害が発生したときは、速やかに広域火葬の応援体制を整え、積極的にこれに対応するものとする。
- (2) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、県に対して速やかに広域火葬の応援を要請するものとする。**(様式第2号)**
- (3) 県は、被災市町村からの応援要請、把握した被災状況及び火葬場の被災状況等に基づき、必要と認められた時は、広域火葬の実施を決定し、被災していない県内火葬場設置者及び必要に応じて近隣都県に対し、広域火葬の応援要請を行うとともに、厚生労働省に報告するものとする。**(様式第3号)**
- (4) 県は、県内の火葬場及び近隣都県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに厚生労働省に対し近隣都県以外の道府県への応援要請を行うものとする。
- (5) 県から広域火葬の応援要請を受けた火葬場設置者は、可能な協力内容を県に回答するものとする。**(様式第4号)**
- (6) 県及び火葬場設置者は、近隣都県又は厚生労働省から広域火葬の応援要請があった場合は、(3)及び(5)を準用し、対応するものとする。

### 4 応援火葬場の調整

- (1) 県は、火葬場設置者、近隣都県等からの回答に基づき被災市町村ごとに応援火葬場を割り振り、被災市町村に通知するとともに、協力の承諾のあった火葬場設置者、近隣都県等に通知するものとする。**(様式第5号・別紙、様式第6号・別紙)**
- (2) 被災市町村は、県から火葬場の割り振りの通知があった場合、次の事項を実施するものとする。
  - ア 県からの通知に基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割り振りを行うこと
  - イ 応援を承諾した火葬場設置者と火葬の実施方法等について調整すること
  - ウ 遺族に対し、アの規定に基づき当該市町村が割り振りを行った火葬場に遺体を搬送することについて同意を得るよう努めること

### 5 火葬要員の派遣要請等

- (1) 火葬場設置者は、火葬要員の被災により火葬場が稼働できない場合は、県に火葬要員派遣の手配を要請するものとする。

火葬に必要な燃料又は資機材の確保が困難な場合にあっても同様とする。

**(様式第7号)**
- (2) 県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者又は近隣都県に対し、火葬要員の派遣について依頼するとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。

また、県は、燃料又は資機材の確保のための手配の要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に協力を依頼するものとする。

### 6 遺体の保存及び搬送

- (1) 被災市町村は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、遺体数に応じた十分な数の遺体安置所の設置、遺体保存のために必要な資機材及び作業要員の確保など、遺体の取扱いに関する必要な措置を講ずるものとする。

なお、交通規制が行われている場合は、遺体保存のための資機材の搬入は、緊急通行車両により行うものとする。

(2) 被災市町村は、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。

なお、交通規制が行われている場合は、遺体の火葬場までの搬送は、緊急通行車両により行うものとする。

(3) 被災市町村は、遺体保存に必要な資機材を確保できない場合、又は遺体搬送手段を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。(様式第8号)

(4) 県は、前記(1)の遺体の保存のために必要な物資の調達及び作業要員の確保などについて、被災市町村から支援要請があったときは、関係事業者及び関係団体に協力を依頼するものとする。

また、遺体搬送手段の確保の要請があった場合には、関係団体に協力を依頼するものとする。

## 7 相談窓口の設置

被災市町村は、火葬に係る相談窓口を設置し、広域火葬に係る情報提供を行うものとする。

その際、広域火葬実施に伴う遺族による火葬場への火葬依頼の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限及び焼骨の受け渡し方法等について、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等への説明を行うものとする。

なお、自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても同様に受付を行い、広域火葬の対象とするものとする。

## 8 火葬に係る特例的取扱い

(1) 被災市町村及び火葬場設置者は、被災市町村による迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた特例的扱いについて県に協議するものとする。

(2) 県は、市町村等から前記(1)の協議を受けた場合は、直ちに厚生労働省に承認を求め、その結果を市町村及び火葬場設置者に連絡するものとする。

## 9 引き取り者のいない焼骨の保管

被災市町村は、引き取り者のいない焼骨については、引き取り者が現れるまでの間、遺骨保管所等を設け保管するものとする。

## 10 火葬状況の報告

(1) 広域火葬の応援を行った火葬場設置者は、火葬状況を集計し、広域火葬が終了するまでの間、日報として県に報告するものとする。(様式第9号)

(2) 県は、県内の火葬場からの日報をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。

## 11 広域火葬の終了

(1) 被災市町村は、広域火葬を行う必要がなくなったときは、県へその旨を連絡するものとする。

(2) 県は、被災市町村からの連絡又は火葬状況報告から判断し、広域火葬の終了が適当と認める時は広域火葬を終了し、関係市町村、火葬場設置者及び近隣都県並びに厚生労働省に連絡するものとする。

(3) 広域火葬を依頼した被災市町村は、依頼実績をとりまとめ、県に報告するものとする。(様式第10号)

(4) 広域火葬を行った火葬場設置者は、火葬実績をとりまとめ、県に報告するものとする。(様式第11号)

第4 大規模な疾病の流行等への準拠

大規模な疾病の流行その他広域火葬が必要となる危難や非常事態が生じた場合においては、この計画の第1から第3までに定めるところにより対応するものとする。

第5 他の協定等との関係

この計画は、市町村又は火葬場設置者が他の市町村又は火葬場設置者と締結している災害発生時の協定その他の契約に基づく火葬の応援・協力の実施を妨げるものではない。

附 則

この計画は、平成27年12月8日から適用する。

圏域	市町村	担当課	担当係	電話	FAX	メールアドレス
佐久	小諸市	市民課	市民係	0267-22-1700 (内2114)	0267-22-8900	shimin@city.komoro.lg.jp
	佐久市	環境政策課	環境政策係	0267-62-2917	0267-62-2289	kankyoseisaku@city.saku.lg.jp
	小海町	総務課	窓口係	0267-92-2525 (内124)	0267-92-4335	madoguchi@town.koumi.lg.jp
	川上村	総務課	行政住民係	0267-97-2121 (内103・108)	0267-97-2125	juumin@vill.kawakami.nagano.jp
	南牧村	住民課		0267-96-2211 (内66)	0267-96-2158	koseki@vill.minamimaki.lg.jp
	南相木村	住民課	住民係	0267-78-1050	0267-78-1051	juumin@vill.minamiaiki.nagano.jp
	北相木村	住民福祉課		0267-77-2111	0267-77-2879	juuminhukusi@vill.kitaaiki.nagano.jp
	佐久穂町	住民税務課	生活環境係	0267-86-2552	0267-86-4935	seikatukankyoutown.sakuho.nagano.jp
	軽井沢町	住民課	戸籍係	0267-45-8540	0267-46-3165	koseki@town.karuizawa.nagano.jp
	御代田町	町民課	住民係	0267-32-3111 (内121)	0267-32-3929	miyota@town.miyota.nagano.jp
	立科町	建設環境課	生活環境係	0267-88-8411	0267-56-2310	t-kankyou@town.tateshina.lg.jp
上田	上田市	生活環境課	環境保全担当	0268-23-5120	0268-22-4127	seikan@city.ueda.nagano.jp
	東御市	市民課	市民係	0268-75-2007	0268-63-6908	shimin@city.tomi.nagano.jp
	長和町	町民福祉課	生活環境係	0268-68-3111 (内116)	0268-68-4011	kankyo@town.nagawa.nagano.jp
	青木村	住民福祉課	保健衛生係	0268-49-1111 (内141)	0268-49-3670	kokuhou@vill.aoki.lg.jp
諏訪	岡谷市	市民生活課	安全・衛生担当	0266-23-4811	0266-23-4817	shimin@city.okaya.lg.jp
	諏訪市	市民課	市民係	0266-52-4141 (内111)	0266-52-4115	shimin@city.suwa.lg.jp
	茅野市	市民課	市民係	0266-72-2101 (内254)	0266-82-0238	shimin@city.chino.lg.jp
	下諏訪町	住民環境課	生活環境係	0266-27-1111 (内131)	0266-28-9936	kankyou@town.shimosuwa.lg.jp
	富士見町	建設課	生活環境係	0266-62-9114	0266-62-4481	kensetsu@town.fujimi.lg.jp
	原村	建設水道課	環境係	0266-79-7933	0266-79-5504	kankyo@vill.hara.lg.jp
伊那	伊那市	生活環境課	環境衛生係	0265-78-4111 (内2215)	0265-73-4151	sei@city.ina.lg.jp
	駒ヶ根市	環境課	生活環境係	0265-83-2111 (内542)	0265-83-4348	simin@city.komagane.nagano.jp
	辰野町	住民税務課	生活環境係	0266-41-1111 (内2114)	0266-41-0575	ch-seikatu@town.tatsuno.lg.jp
	箕輪町	住民環境課	生活環境係	0265-79-3154	0265-79-0230	jukan@town.minowa.lg.jp
	飯島町	住民税務課	生活環境係	0265-86-3111 (内157)	0265-86-2225	juumin@town.iijima.lg.jp
	南箕輪村	住民環境課	生活環境係	0265-72-2106	0265-73-9799	seikatsu-c@vill.minamiminowa.lg.jp
	中川村	住民税務課	住民係	0265-88-3001 (内43・44)	0265-88-3890	regist@vill.nagano-nakagawa.lg.jp
	宮田村	住民課	住民係	0265-85-3183	0265-85-4725	jumin@vill.miyada.nagano.jp
飯田	飯田市	環境課	環境衛生係	0265-22-4511 (内5462)	0265-22-4673	ikankyou@city.iida.nagano.jp
	松川町	住民税務課	環境係	0265-36-7046	0265-36-5091	juuzei@town.matsukawa.lg.jp
	高森町	環境水道課	環境係	0265-35-9409	0265-35-6854	kansui@town.nagano-takamori.lg.jp
	阿南町	建設環境課	環境水道係	0260-22-4053	0260-22-2576	kankyo@town.anan.nagano.jp
	阿智村	生活環境課	廃棄物対策係	0265-43-2220 (内251)	0265-43-3940	kankyo@vill.achi.nagano.jp
	平谷村	住民課		0265-48-2211	0265-48-2212	juumin-03@vill.hiraya.lg.jp
	根羽村	住民課		0265-49-2111 (内32)	0265-49-2277	juumin4102@nebamura.jp
	下條村	振興課	建設係	0260-27-2311 (内110)	0260-27-3536	kensetsu@vill.shimojo.lg.jp
	売木村	産業課		0260-28-2311	0260-28-2135	sangyo@urugi.jp
飯田	天龍村	住民課	住民福祉係	0260-32-2001 (内440)	0260-32-2525	f-jumin@vill-tenryu.jp



圏域	市町村	担当課	担当係	電話	FAX	メールアドレス
	泰阜村	住民福祉課	住宅水道係	0260-26-2111	0260-26-2855	jumin@vill.yasuoka.lg.jp
	喬木村	生活環境課	環境林務係	0265-33-5127	0265-33-4511	kanky@vill.takagi.nagano.jp
	豊丘村	環境課	環境係	0265-35-9057	0265-35-9065	kankyo@vill.nagano-toyooka.lg.jp
	大鹿村	住民税務課		0265-39-2001 (内231)	0265-39-2269	jyuu-zei@vill.ooshika.lg.jp
木曾	木曾町	町民課	住民係	0264-22-4281	0264-24-3601	jumin@town.kiso.lg.jp
	上松町	住民福祉課	住民係	0264-52-4802	0264-52-2150	jyumin@town.agematsu.lg.jp
	南木曾町	住民課	住民係	0264-57-2001 (内32)	0264-57-2270	jumin@town.nagiso.nagano.jp
	木祖村	住民福祉課	住民係	0264-36-2001 (内178)	0264-36-3344	juumin@kisomura.com
	王滝村	福祉健康課	環境保全係	0264-48-2001	0264-48-2172	seikatsu@vill.nagano-otaki.lg.jp
	大桑村	住民課	生活環境係	0264-55-3080 (内42)	0264-55-4134	kankyo@vill.okuwa.lg.jp
松本	松本市	環境保全課	生活衛生担当	0263-34-3043	0263-34-3202	kankyo-k@city.matsumoto.lg.jp
	塩尻市	生活環境課	環境係	0263-52-0744	0263-54-7661	kankyo@city.shiojiri.lg.jp
	安曇野市	環境課	環境保全担当	0263-71-2491	0263-72-3176	kanky@city.azumino.nagano.jp
	麻績村	住民課	住民係	0263-67-4854	0263-67-3094	omi-jumin@vill.omi.lg.jp
	生坂村	住民課		0263-69-3113	0263-69-3115	jumin@vill.ikusaka.nagano.jp
	山形村	住民課		0263-98-3112	0263-98-3078	jyumin@vill.nagano-yamagata.lg.jp
	朝日村	建設環境課		0263-99-4103	0263-99-2745	kensetsu@vill.asahi.nagano.jp
	筑北村	住民福祉課	住民係	0263-66-2111 (内2020)	0263-66-3370	jyumin@vill.chikuhoku.lg.jp
大町	大町市	生活環境課	環境衛生係	0261-22-0420 (内461.462)	0261-21-1322	seikatsu@city.omachi.nagano.jp
	池田町	住民課	環境整美係	0261-62-2203	0261-62-9404	kankyo@town.nagano-ikeda.lg.jp
	松川村	住民課	住民係	0261-62-3112	0261-62-9405	jyumin@vill.matsukawa.lg.jp
	白馬村	住民課		0261-85-0715	0261-72-7001	jumin@vill.hakuba.lg.jp
	小谷村	住民福祉課	住民係	0261-82-2581	0261-82-2232	zyumin@vill.otari.lg.jp
長野	長野市	市民窓口課	総務担当	026-224-6428	026-226-7631	shimado@city.nagano.lg.jp
	須坂市	生活環境課	環境創出係	026-248-9019	026-251-2459	s-seikatsukankyo@city.suzaka.nagano.jp
	千曲市	市民課	市民係	026-273-1111	026-272-6739	simin@city.chikuma.lg.jp
	坂城町	住民環境課	環境保全係	0268-82-3111 (内125)	0268-82-8307	juumin@town.sakaki.nagano.jp
	小布施町	健康福祉課	住民係	026-214-9109	026-247-3113	jumin@town.obuse.nagano.jp
	高山村	村民生活課	生活環境係	026-214-9267	026-248-0066	sonmin@vill.takayama.nagano.jp
	信濃町	住民福祉課	環境係	026-255-5924	026-255-6207	kanky@town.shinano.lg.jp
	飯綱町	住民環境課	生活環境係	026-253-4762	026-253-6887	seikan@town.iizuna.lg.jp
	小川村	住民福祉課	住民係	026-269-2323	026-269-3578	juumin@vill.nagano-ogawa.lg.jp
北信	中野市	環境課	衛生係	0269-22-2111 (内245)	0269-22-5923	kankyo@city.nagano-nakano.lg.jp
	飯山市	市民環境課	生活環境係	0269-67-0726	0269-62-3127	shiminkankyo@city.iiyama.lg.jp
	山ノ内町	健康福祉課	住民環境係	0269-33-3116	0269-33-1104	jumin@town.yamanouchi.lg.jp
	木島平村	民生課	生活環境係	0269-82-3111 (内122)	0269-82-4121	jumin@vill.kijimadaira.lg.jp
	野沢温泉村	民生課	住民係	0269-85-3112	0269-85-4760	jusei@vill.nozawaonsen.nagano.jp
	栄村	住民福祉課	生活福祉係	0269-87-3114	0269-87-3083	minsei@vill.sakae.nagano.jp

火葬場連絡調整部署

圏域	火葬場設置者			火葬場管理運営者			[応援火葬]連絡調整部署	
	部署名	電話	FAX	施設名	電話	FAX	担当部署	メールアドレス
佐久	佐久市 (環境政策課)	0267-62-2917	0267-62-2289	佐久平斎場 (佐久広域連 合)	0267-88-8321	0267-88-8322	運営者	saijyou@areasaku.or.jp
上田	上田地域広域 連合(清浄園)	0268-22-2339	0268-23-4100	大星斎場	0268-22-0983	0268-24-0983	設置者	seijoen@area.ueda.nagano.jp
	〃 (丸子ク リ- ンター)	0268-43-2131	0268-43-2149	依田窪斎場	0268-42-4851	0268-42-4909		maruko-cc@area.ueda.nagano.jp
諏訪	諏訪南行政事務組合 (茅野市役所市民課)	0266-72-2101	0266-82-0238	静香苑	0266-72-5150	0266-72-5150	設置者	shimin@city.chino.lg.jp
	湖北行政事務組合(岡 谷市役所市民環境課)	0266-23-4811	0266-23-4817	湖風苑	0266-22-2014		設置者	shimin@city.okaya.lg.jp
伊那	伊那市 (生活環境課)	0265-78-4111	0265-73-4151	伊那市営火葬 場 長谷火葬場 「精香斎苑」	0265-72-4749	0265-72-4749	設置者	sei@city.ina.lg.jp
	伊南行政組合	0265-82-8003	0265-82-8230	伊南聖苑	0265-82-5985	0265-82-5991	設置者	inanjimu@juno.ocn.ne.jp
飯田	飯田市	0265-22-4511 (内5462)	0265-22-4673	飯田市斎苑	0265-23-5863	0265-23-5864	設置者	ikankyou@city.iida.nagano.jp
	下伊那北部総合 事務組合	0265-35-1644	0260-35-9065	下伊那北部火葬 場「五稜の森」	0265-48-5190	0265-48-5196	設置者	ichikumi@vill.nagano- toyooka.lg.jp
	下伊那南部総合 事務組合事務局	0260-22-4054	0260-22-2576	阿南斎場	0260-22-3040		設置者	nansou@town.anan.nagano.jp
	下伊那郡西部衛生 施設組合(阿智村)	0265-43-2220	0265-43-3940	西部衛生セン ター火葬場	0265-45-1280	0265-45-1281	設置者	seibueisei@vill.achi.lg.jp
木曾	木曾広域連合 環境センター	0264-52-2530	0264-52-5130	木曾葬斎セン ター緑聖苑	0264-52-2530	0264-52-5130	設置者	kankyou-c@kisoji.com kankyou-c@union.kiso.lg.jp
松本	松本市(環境保 全課)	0263-34-3043	0263-34-0400	松本市営葬祭 センター	0263-32-1356	0263-32-1123	設置者	kankyo-k@city.matsumoto.lg.jp
	塩尻市 (生活環境課 環)	0263-52-0744	0263-54-7661	塩尻市斎場	0263-52-4842	0263-52-4842	設置者	kankyo@city.shiojiri.lg.jp
	安曇野松筑広域 環境施設組合	0263-72-5652	0263-72-9445	広域豊科葬祭 センター	0263-72-5652	0263-72-9445	運営者	info@a-kouiki.or.jp
大町	池田松川施設 組合	0261-62-6222	0261-62-6639	池田松川葬祭 センター	0261-62-6222	0261-62-6639	設置者	kurumizawa-toshiaki@vill.matsukawa.lg.jp
	北アルプス広域 連合総務課	0261-22-6764	0261-22-7011	北アルプス広域 葬祭場	0261-21-4131	0261-21-4132	設置者	kitaalps@kita-alps.omachi.nagano.jp
長野	長野市 (市民窓口課)	026-224-6428	026-226-7631	長野市犀峽斎 場	026-262-4469	026-262-4469	設置者	shimado@city.nagano.lg.jp
				長野市大峰斎 場	026-232-4241	026-232-4251		
				長野市松代斎 場	026-278-6600	026-278-6600		
	須高行政事務 組合	026-245-1173	026-245-1190	松川苑	026-245-2268	026-246-4054	設置者	sukou@bz01.plala.or.jp
	葛尾組合	0268-82-2349	0268-82-1204	葛尾組合火葬施設 (通称)葛尾苑	0268-82-2349	0268-82-1204	設置者	kumiai@katsurao.net
小川村 (住民福祉課)	026-269-2323	026-269-3578	小川村火葬場	026-269-2323	026-269-3578	設置者	juumin@vill.nagano-ogawa.lg.jp	
北信	北信保健衛生施 設組合事務局	0269-38-5060	0269-38-5061	北信斎場たびだ ちの森	0269-38-1770	0269-38-2370	設置者	j-hokuei@bz01.plala.or.jp
	岳北広域行政組 合衛生管理係	0269-62-2781	0269-62-2939	みゆき野斎苑	0269-62-3042	0269-62-1977	運営者	gp-miyukino@cd.wakwak.com

(計22設置者)

(計26施設)

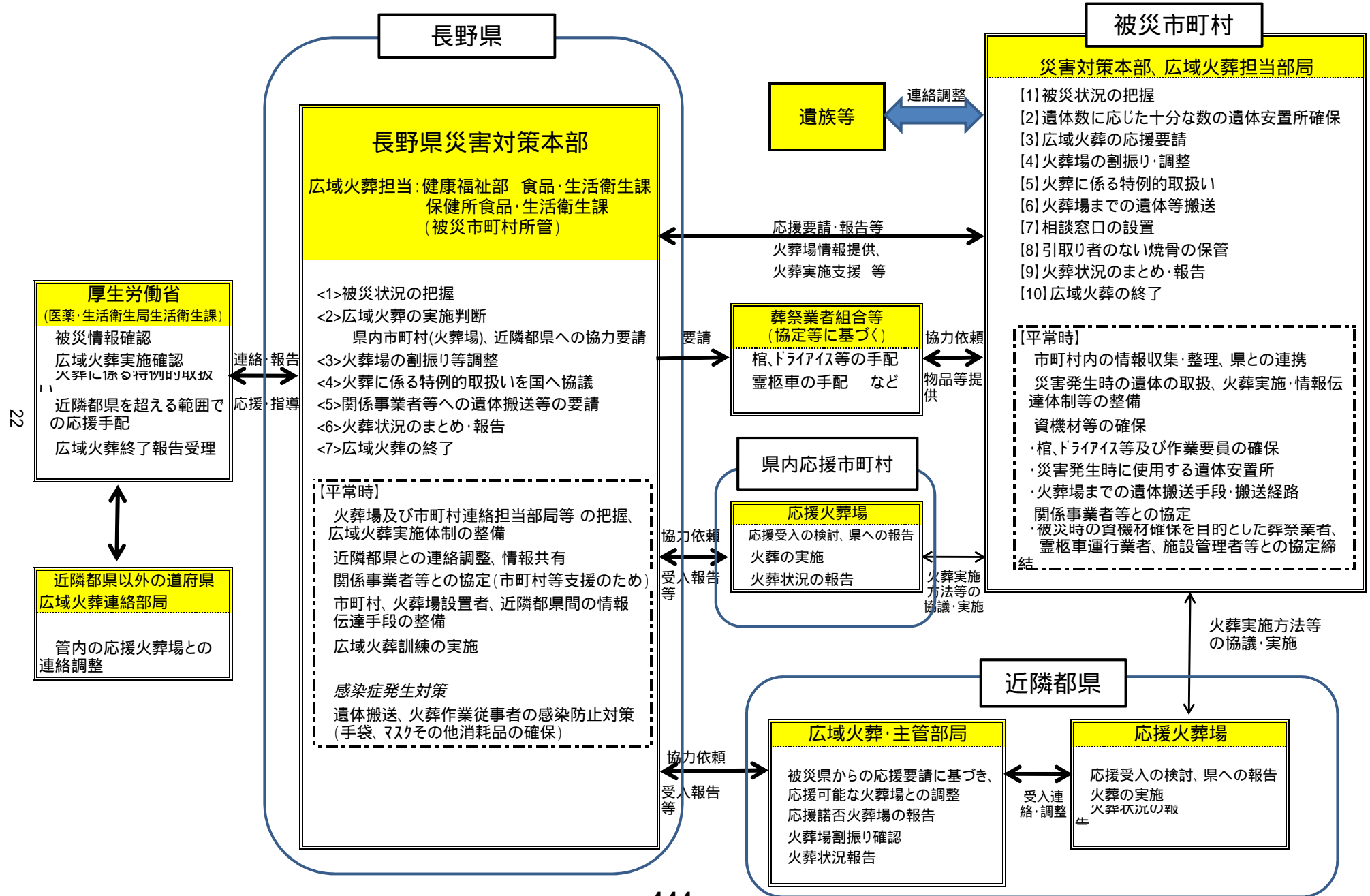
県

所属	担当課	係	電話	F A X	メールアドレス
県庁健康福祉部	食品・生活衛生課	生活衛生係	026-235-7153	026-232-7288	<a href="mailto:shokusei@pref.nagano.lg.jp">shokusei@pref.nagano.lg.jp</a>
佐久保健福祉事務所	食品・生活衛生課	生活衛生係	0267-63-3165	0267-63-3221	<a href="mailto:sakuho-shokusei@pref.nagano.lg.jp">sakuho-shokusei@pref.nagano.lg.jp</a>
上田保健福祉事務所	食品・生活衛生課	生活衛生係	0268-25-7150	0268-25-7179	<a href="mailto:uedaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp">uedaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp</a>
諏訪保健福祉事務所	食品・生活衛生課	生活衛生係	0266-57-2928	0266-57-2953	<a href="mailto:suwaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp">suwaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp</a>
伊那保健福祉事務所	食品・生活衛生課	生活衛生係	0265-76-6865	0265-76-6886	<a href="mailto:inaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp">inaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp</a>
飯田保健福祉事務所	食品・生活衛生課	生活衛生係	0265-53-0445	0265-53-0469	<a href="mailto:iidaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp">iidaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp</a>
木曾保健福祉事務所	食品・生活衛生課		0264-25-2235	0264-24-2276	<a href="mailto:kisoho-shokusei@pref.nagano.lg.jp">kisoho-shokusei@pref.nagano.lg.jp</a>
松本保健福祉事務所	食品・生活衛生課	生活衛生係	0263-40-1940	0263-47-9293	<a href="mailto:matsuho-shokusei@pref.nagano.lg.jp">matsuho-shokusei@pref.nagano.lg.jp</a>
大町保健福祉事務所	食品・生活衛生課		0261-23-6528	0261-23-2266	<a href="mailto:omachiho-shokusei@pref.nagano.lg.jp">omachiho-shokusei@pref.nagano.lg.jp</a>
長野保健福祉事務所	食品・生活衛生課	生活衛生係	026-225-9065	026-225-9105	<a href="mailto:nagaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp">nagaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp</a>
北信保健福祉事務所	食品・生活衛生課		0269-62-3106	0269-62-6036	<a href="mailto:hokuho-shokusei@pref.nagano.lg.jp">hokuho-shokusei@pref.nagano.lg.jp</a>

# 広域火葬計画に基づく連携イメージ

災害発生から広域火葬実施・終了までの段階別フロー

食品・生活衛生課



災害発生から広域火葬実施・終了までの段階別フロー

食品・生活衛生課

区分	遺体の搜索・運搬	遺体の安置	埋火葬許可	遺体の搬送	埋火葬
災害発生（埋火葬までのフロー）	警察、自衛隊等	遺体の搜索 遺体安置所までの搬送	見分及び検案 死亡者数の確認 遺体の身元確認	遺体の搬送	焼骨・遺留品の受取（引取り者のないもの）
	被災市町村	判明 未判明 遺体の引取り 身元不明人の公告	埋火葬許可	火葬場所・日時等の連絡調整 遺体安置所から火葬場まで、霊柩車等手配	
	遺族	遺体の引取り	埋火葬許可申請		焼骨・遺留品の受取
	応援火葬場（県内・外）			遺体の受入れ	火葬の実施
広域火葬計画上の役割分担	被災市町村	遺体安置所の確保 遺体保存の資機材（ドライアイス、棺等）の調達、確保（必要に応じた県への要請） 県への広域火葬の要請	埋火葬許可事務 県から割り振られた応援火葬場との連絡・調整、遺体搬送等 火葬に係る特例的取扱いが必要な場合の県への要請	遺体搬送手段の確保（必要に応じた県への要請）	火葬要請実績の集計・報告〔県へ〕
	応援火葬場（県内・外）	広域火葬の応援受諾可否の判断	県、被災市町村との火葬受入日等の連絡・調整 火葬に係る特例的取扱いが必要な場合の県への要請		火葬要員の確保（必要に応じた県への要請） 火葬実績の集計・報告〔県へ〕
	県	広域火葬実施体制の立上げ 関係機関との連絡調整、情報収集 遺体保存の資機材（ドライアイス、棺等）の調達 〔被災市町村からの要請による〕	応援火葬場の割り振り、被災市町村への連絡、調整 火葬の特例的取扱いの検討（国との協議） 〔市町村・火葬場からの要請による〕	遺体搬送手段の確保 〔被災市町村からの要請による〕	火葬実績の確認〔国へ報告〕 広域火葬の終了 火葬要員の確保 〔応援火葬場からの要請による〕

資料07-1 水防倉庫の状況

(国有、県有、国庫補助単独別、市町村有及び代用備蓄場)

佐久建設事務所

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単独別、市町村有及び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
箕輪	小海町	町	小海町大字豊里箕輪橋上	昭49.3	
海瀬	佐久穂町	町	佐久穂町大字海瀬 大日向駐在横	平4.3	
御所平	川上村	村補	川上村御所平男橋右岸下流60m	昭29.3	
秋山	川上村	村補	川上村秋山農協組合給油所前	昭30.1	
大深山	川上村	村補	川上村大深山大深山橋上流100m	昭28.3	
川端下	川上村	村	川上村川端下分団詰所内	平15.4	
居倉	川上村	村	川上村下木戸橋下流100m左岸	昭57.12	
樋沢	川上村	村	川上村樋沢新田橋下流100m左岸	昭57.12	
梓山	川上村	村	川上村梓川橋上流	令3.3	
原	川上村	村	川上村原分団詰所内	平24.10	
大深山	川上村	村	川上村大深山ゲートボール場庭	平28.8	
秋山	川上村	村	川上村秋山基幹集落センター庭	平29.12	
海ノ口	南牧村	村	南牧村大字海ノ口1057-2(南牧村役場南側)	令02.1	
南相木村消防 拠点施設	南相木村	村	南相木村大字岩ば祢3516-1	平6.12	
日向	南相木村	村	南相木村字道下904-2	平12.3	
久保	北相木村	備	北相木村役場内	昭51.4	
穂積	佐久穂町	町補(旧村補)	佐久穂町穂積中央グラウンド前	平8.3	
(小計 旧南佐久)		17	備1		
跡部	建設事務所	県	佐久市跡部65-1 佐久合同庁舎敷地内	平2.4	
小諸消防署	小諸市	備	小諸市与良町六丁目5番6号	令2.5	
伴野	佐久市	市	佐久市伴野佐久橋千曲川左岸	平10.6	
石神	佐久市	市	佐久市中込南河原千曲川右岸	昭25.5	平6.3補修
平賀	佐久市	市補	佐久市平賀字堰口 太田部落西100m千曲川右岸	昭35.12	
原	佐久市	市補	佐久市原字橋上 野沢橋上流千曲川左岸	昭28.3	
跡部	佐久市	市補	佐久市跡部字上町屋 跡部部落東100m千曲川左岸	昭28.3	
根々井	佐久市	市補	佐久市根々井字屋敷 中佐都橋下流50m湯川右岸	平7.7	
今井	佐久市	市補	佐久市鳴瀬字辰ノ口小諸発電所 今井取水口下流50m千曲川右岸	昭39.12	
高柳	佐久市	市補	佐久市高柳 高柳部落東100m千曲川左岸	昭42.12	
佐久消防署	佐久市	備	佐久市中込 佐久消防署内	平27.2	
佐久市防災備蓄庫	佐久市	市	佐久市中込 総合体育館東側	H9	
春日	佐久市	市	佐久市春日字2669 - 1大西 春日橋上流右岸	昭58.2	
布施	佐久市	市	佐久市布施字西水無 旧布施保育園南側	平8.12	
望月	佐久市	市	佐久市望月字1296 - 2先 古宮	昭30.5	
望月	佐久市	備	佐久市望月263 佐久市役所 望月支所南側		
協和	佐久市	備	佐久市協和7278 - 1片倉 拠点施設	平17.2	
浅科	佐久市	備	佐久市甲1399 佐久市役所 浅科支所内	S63	
矢島	佐久市	市	佐久市矢島(中央)	平41.10	
志賀	佐久市	市	佐久市志賀 志賀下宿班器具置場		
白田	佐久市	市	佐久市白田 片貝川医王寺橋南		
下越	佐久市	市	佐久市下越 下越地区コミュニティー消防センター	平9	
青沼	佐久市	市	佐久市入澤 青沼小学校西側		
中小田切	佐久市	市	佐久市中小田切 切原保育園東側		
住吉	佐久市	市	佐久市田口 住吉橋千曲川左岸		

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
軽井沢消防署	軽井沢町	備	軽井沢町大字長倉1706-8消防署倉庫	平13.3	
御代田消防署	御代田町	備	御代田町大字御代田2382-3	平10.12	
山部	立科町	町	立科町字山部872-8	平9.3	
藤沢	立科町	備	立科町字藤沢501-4	昭29.	
古町	立科町	備	立科町大字芦田491	平16.1	
(小計 佐久北部)		30	備9		
(小計 佐久)		47	備10		

#### 上田建設事務所

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
上田	建設事務所	県	上田市材木町上田合同庁舎内	昭46.2	
上田	国土交通省 (戸倉)	国	上田市常磐城(古舟橋下)	昭54.3	
半過	国土交通省 (戸倉)	国	上田市大字小泉(鼠橋上流)左岸	昭55.3	
半過	上田市	市	上田市上半過信号南側	平18.1	
神川	上田市	市	上田市大屋大石橋北側100m	平23.3	
神畑	上田市	市	上田市神畑神畑橋北	昭53.6	
東部	上田市	市	上田市材木町染谷第二児童公園内	昭55.1	
下塩尻	上田市	市補	上田市上塩尻新屋堤防右岸	昭27.10	
上塩尻	上田市	市	上田市上田大橋下流100m	平23.4	
諏訪形	上田市	市補	上田市諏訪形上田橋左岸上流150m	昭27.10	
下之条	上田市	市	上田市下之条対影橋上流150m右岸	平12.5	
中野	上田市	市	上田市上本郷橋北側	昭37.6	
小泉	上田市	市補	上田市小泉日向橋下流20m右岸	平2.3	
上田中央消防署	上田市	備	上田市上田中央消防署内	平29.1	
上田南部消防署	上田市	備	上田市上田南部消防署内	昭56.4	
上田東北消防署	上田市	備	上田市上田東北消防署内	平7.1	
川西消防署	上田市	備	上田市川西消防署内	平6.12	
真田消防署	上田市	備	上田市真田消防署内	平7.11	
真田	上田市	市	上田市真田地域教育事務所南50m	昭57.10	
下郷	上田市	市	上田市下郷最終処分場敷地内	平4.9	
丸子消防署	上田市	備	上田市上丸子丸子消防署内	昭54.5	
長瀬	上田市	市	上田市長瀬信州銘醸上	平7.3	
丸子	上田市	市	上田市御岳堂丸子総合グラウンド北側	平5.3	
依田	上田市	市	上田市生田飯沼神社前	昭42.5	
西内	上田市	市	上田市西内高梨橋下右岸	昭41.5	
東内	上田市	市	上田市東内荻窪左岸	昭40.5	
長久保	長和町	町	長和町長久保グラウンド横	平3.3	
古町	長和町	町	長和町古町不動沢ダム左岸	平4.2	
立岩	長和町	町	長和町立岩公民館横	昭54.10	
本海野	東御市	市	東御市本海野白鳥神社南側	昭63.3	
武石	上田市	市	上田市上武石字堀の内川原	平9.12	
長和(下和田)	長和町	町	長和町中組 第6分団中組詰所横	平2.3	
青木	青木村	村	青木村大字田沢役場隣接	平11.9	
計		33	備6		

#### 諏訪建設事務所

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
川岸	岡谷市	市	岡谷市川岸中二丁目第9分団屯所横	昭59.2	
横内	茅野市	市	茅野市ちの茅野橋上50m右岸	昭60.6	
富里	富士見町	町	富士見町富里富士見町役場横	昭51.3	
上小井川	岡谷市	市	岡谷市上小井川 国道20号線横河橋上流200m	昭41.2	
下浜	岡谷市	市	岡谷市湖畔一丁目旧下浜分団屯所	昭36.2	



名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
横川	岡谷市	市	岡谷市長地旧横川分団屯所	平15.1	
湊	岡谷市	市	岡谷市湊二丁目旧湊第2部屯所	平14.2	
消防署	岡谷市	市	岡谷市幸町岡谷消防署	昭62.5	
塚間	岡谷市	市	岡谷市塚間町二丁目 JR高架橋下	平18	
四賀	諏訪市	市	諏訪市四賀391-7の一部	令2.10	
田辺	諏訪市	市	諏訪市湖南田辺宮川橋左岸上流50m	平15.3	
南真志野	諏訪市	市	諏訪市湖南南真志野3915-1	平17.9	
中金子	諏訪市	市	諏訪市中洲2372-1	平10.6	
文出	諏訪市	市	諏訪市豊田文出県道消防屯所横	昭31.5	
下金子	諏訪市	市補	諏訪市中洲下金子	昭31.7	
消防署	諏訪市	市	諏訪市上川3丁目2505諏訪消防署	昭57.12	
千本木	諏訪市	市	諏訪市湖岸通り1-208-335	平22.7	
角間川	諏訪市	市	諏訪市双葉丘天女橋下	昭62.5	
宮川	茅野市	市補	茅野市宮川中河原西部保健福祉サービスセンター裏	昭52.7	
金沢	茅野市	市	茅野市金沢コミュニティセンター裏	平元.12	
米沢	茅野市	市	茅野市米沢コミュニティセンター横	平2.11	
北山	茅野市	市	茅野市北山コミュニティセンター裏	昭63.11	
泉野	茅野市	市	茅野市泉野コミュニティセンター横	昭58.12	
新井	茅野市	市	茅野市宮川新井上新井バス停横	昭44.4	
豊平	茅野市	市	茅野市豊平コミュニティセンター横	平2.11	
ちの	茅野市	市	茅野市ちの横内通勤バイパス入口横	昭60.6	
玉川	茅野市	市	茅野市玉川茅野市役所中沢倉庫横	昭61.10	
湖東	茅野市	市	茅野市湖東新井茅野消防署北部分署横	昭62.11	
中大塩	茅野市	市	茅野市中大塩コミュニティーセンター横	平22.2	
赤砂	下諏訪町	町	下諏訪町赤砂鷹の橋下流150m左岸	平17.8	
大門	下諏訪町	町	下諏訪町大門医王渡橋100m下流左岸	昭47.7	
東山田	下諏訪町	町	下諏訪町東山田第7分団屯所横	昭60.4	
消防署	下諏訪町	備	下諏訪清水町4488-36	平3.4	
役場	下諏訪町	備	下諏訪町西鷹野町4613-8	昭46.8	
立沢	富士見町	町補	富士見町立場川橋上20m	昭36.5	
上蔦木	富士見町	町	富士見町上蔦木堤防横 国道20号側10m	昭35.5	
瀬沢新田	富士見町	備	富士見町新田中央道高架橋下	昭63.12	
原村	原村	村	原村弘沢原消防署横	平4.12	
計		38	備3		

### 伊那建設事務所

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
南小河内	箕輪町	町	箕輪町下水道処理場西	平13.11	県から移管
上山田	伊那市	市	伊那市高遠町上山田	平11.3	県から移管
中殿島	伊那市	市	伊那市東春近中殿島春日神社横	昭60.12	県から移管
大久保	宮田村	村	宮田村大久保つつじが丘団地南	昭57.12	県から移管
西町	建設事務所	県	伊那市西町	昭26.6	
下平	国土交通省 (駒ヶ根)	国	駒ヶ根市下平大田原橋上流80m	昭51.12	
新田	国土交通省 (伊那)	国	伊那市狐島 毛見橋下流400m	昭49.2	
箕輪	国土交通省 (伊那)	国	箕輪町三日町1932-26 南宮大明神横	昭58.3	
辰野	国土交通省 (伊那)	国	辰野町樋口字原田1862-1 新樋橋下流50m	平3.8	
中県	伊那市	市補	伊那市美すず中県美すず支所前	平21.4	
上牧	伊那市	市補	伊那市上牧水神団地4号棟南側	昭63.2	
西春近	伊那市	市補	伊那市西春近沢渡団地前	昭38.3	
小原	伊那市	備	伊那市高遠町小原池田河原	昭58.11	
的場	伊那市	市	伊那市高遠町長藤的場	昭62.3	
市野瀬	伊那市	市	伊那市長谷市野瀬粟沢橋左岸上流50m	平7.1	
中尾	伊那市	市	伊那市長谷中尾 三峯川右岸中尾橋下流50m	平3.12	
黒河内	伊那市	市	伊那市長谷黒河内黒川口	平6.3	



名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
杉島	伊那市	市	伊那市長谷杉島小松大八郎宅横	平4.12	
非持山	伊那市	市	伊那市長谷非持鹿塩沢川左岸橋爪	平3.12	
非持	伊那市	市	伊那市長谷非持消防団第2部詰所横	平16.3	
溝口	伊那市	市	伊那市長谷溝口村道鹿嶺線入口上	平16.3	
長谷総合支所	伊那市	市	伊那市長谷溝口1394	平18.3	
東伊那	駒ヶ根市	市	駒ヶ根市東伊那栗林東伊那支所南側	昭60.12	
中沢	駒ヶ根市	市	駒ヶ根市中沢2512番地	平21.1	
下平	駒ヶ根市	市補	駒ヶ根市下平大田原橋西側	昭58.8	
中央	辰野町	町	辰野町中央橋左岸下	平8.9	
南小河内	箕輪町	町	箕輪町大字東箕輪3059-1	平13.11	
判ノ木	箕輪町	町	箕輪町大字福与判ノ木坂下	昭57.7	
沢	箕輪町	町	箕輪町大字中箕輪2769番地	昭59.6	
飯島町役場	飯島町	町	飯島町飯島2537番地	平13.5	
本郷	飯島町	町	飯島町本郷国道与田切橋西	昭58.6	
田切	飯島町	町	飯島町国道中田切橋東	昭56.3	
七久保	飯島町	町	飯島町七久保コミュニティ消防センター	平2.12	
南箕輪第一	南箕輪村	村	南箕輪村役場庁舎北	平4.3	
大草	中川村	村補	中川村大草中川村役場北30m	平20.5	
片桐	中川村	村補	中川村片桐片桐3729-11(兼消防団詰所)	昭52.11	
葛島	中川村	村補	中川村葛島1069-1(消防団3部詰所横)	平27.9	
宮田	宮田村	村	宮田村町3区宮田中学校南	平27.2	
計		38	備1		

#### 飯田建設事務所

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
切石	建設事務所	県	飯田市鼎切石松川橋上流1,400m	昭47.3	
上郷	国土交通省 (飯田河川)	国	飯田市上郷飯沼阿島橋下流1,000m	昭55.3	
山吹	国土交通省 (飯田河川)	国	高森町山吹 田沢川橋右岸橋台脇	昭51.3	
座光寺第1	飯田市	市	飯田市座光寺河原阿島橋上流1,000m	昭43.7	
座光寺第2	飯田市	市補	飯田市座光寺河原阿島橋上流50m	昭52.4	
弁天	飯田市	市補	飯田市松尾弁天橋下流150m	平11.3	
水神	飯田市	市	飯田市清水地区水神橋附近	平12.11	
下久堅	飯田市	市	飯田市下久堅下虎岩消防詰所横	昭62.7	
竜丘	飯田市	市補	飯田市時又カルニュー光学上	昭37.10	
龍江	飯田市	市	飯田市龍江龍江小学校下	昭50.1	
川路	飯田市	市補	飯田市川路川路JA川路支所前	昭27.7	
千代	飯田市	市	飯田市千栄互徳社前	平12.3	
上久堅	飯田市	市	飯田市上久堅風張上久堅自治振興センター	平26.6	
三穂	飯田市	市	飯田市伊豆木第2集会所下	昭43.12	
山本	飯田市	市	飯田市山本中平橋上クリニック前	平14.3	
大門	飯田市	市	飯田市大門町大門自治会館内	昭44.7	
新町	飯田市	市	飯田市大門町旧消防訓練場内	昭55.3	
鼎第1	飯田市	市補	飯田市鼎水の手橋下流30m	昭43.3	
鼎第2	飯田市	市	飯田市鼎中平ビークスマツカワ下	平11.3	
伊賀良	飯田市	備	飯田市大瀬木伊賀良自治振興センター内	昭63.3	
別府	飯田市	市補	飯田市上郷別府152-1 久保田アパート前	昭57.4	
黒田	飯田市	市	飯田市上郷黒田3499-1 岩下鉄工所下	昭60.3	
上飯田	飯田市	市	飯田市白山町3丁目東6-3	平13.11	
福与	松川町	町補	松川町生田福与	昭63.12	
弁天(1)	松川町	町	松川町元大島宮ヶ瀬橋下流100m	H19.12	
役場倉庫	松川町	備	松川町元大島3823松川町役場内	昭45.4	
出砂原	高森町	町補	高森町下市田 天竜川右岸明神橋上流60m	平10.3	
役場倉庫	高森町	町	高森町役場横	昭59.12	
早稻田	阿南町	町	阿南町西條2368-1(B&Gプール駐車場)	平14.3	
上和合	阿南町	町	阿南町和合897-5(和合福祉村裏)	平14.3	

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
新野	阿南町	町	阿南町新野1310(新野小学校グラウンド)	平15.3	
粟野	阿南町	町	阿南町富草4057(富草総合グラウンド駐車場)	平15.3	
和合東部	阿南町	町	阿南町和合1860-6(消防団東部詰所横)	平16.3	
日吉	阿南町	町	阿南町和合2712-4(ひだや商店横)	平16.3	
浅野	阿南町	町	阿南町富草6128(浅野温泉跡)	平17.3	
川田	阿南町	町	阿南町北條1824(北条浄水センター)	平17.3	
和知野	阿南町	町	阿南町南條2098-1(和知野ふれあい広場)	平18.3	
大島	阿南町	町	阿南町富草515-1(吉沢酒店横)	平18.3	
門原	阿南町	町	阿南町富草4943-2(町門原倉庫横)	平19.3	
深見	阿南町	町	阿南町東條1422-3(大下条小学校グラウンド)	平19.3	
第一水防倉庫	阿智村	村	阿智村駒場487-1(第2分団詰所横)	平27.3	
第二水防倉庫	阿智村	村	阿智村伍和4547-1(第4分団詰所横)	平24.2	
第三永防倉庫	阿智村	村	阿智村智里1053-1(第5分団詰所横)	平23.10	
第四水防倉庫	阿智村	村	阿智村智里(R153阿智川大橋横)	昭59.12	
第五水防倉庫	阿智村	村	阿智村智里4084-11(第6分団詰所横)	平23.8	
第六水防倉庫	阿智村	村	阿智村浪合(第7分団1号班詰所横)	昭51.11	
第七水防倉庫	阿智村	村	阿智村清内路2062-1(上清内路)	平6.3	
第一分団水防倉庫	平谷村	村	平谷村1024番地(旧国道153号線沿)	昭46.7	
第二分団水防倉庫	平谷村	村	平谷村935-5(国道418号線沿)	昭46.7	
第三分団水防倉庫	平谷村	村	平谷村平松(国道153号線柳川橋梁下)	昭46.7	
根羽	根羽村	村	根羽村上町	昭57.11	
役場倉庫	下條村	備	下條村陸沢8801-1(役場横村民センター内)	昭54.3	
小枝詰所	売木村	村	売木村小枝	昭47.7	
横前詰所	売木村	村	売木村南二	平5.3	
ぶなの木倉庫	売木村	備	売木村915-2 文化交流センター ぶなの木	平18.3	
役場倉庫	泰阜村	備	泰阜村3236-1(泰阜村役場)	昭54.7	
田中下	喬木村	村補	喬木村259-2	平20.12	
阿島	喬木村	村補	喬木村3277-3	平20.3	
小川	喬木村	村	喬木村6491-80先(小川川右岸川尻)	平18.3	
伊久間	喬木村	村補	喬木村15780(伊久門)	平19.3	
防災センター倉庫	喬木村	備	喬木村6664-1(喬木村役場横)	平9.3	
一の芻	豊丘村	村	豊丘村大字河野	昭28.3	
寺沢川尻	豊丘村	村補	豊丘村大字河野寺沢川尻	昭31.3	
田村	豊丘村	村補	豊丘村大字神稲芦部川尻	昭26.12	
林	豊丘村	村補	豊丘村大字神稲林	昭31.3	
伴野	豊丘村	村補	豊丘村大字神稲林伴野	昭30.1	
鹿塩	大鹿村	村	大鹿村鹿塩塩川右岸	昭37.3	
大河原	大鹿村	村	大鹿村大河原476-8ふれあいセンターあかい	平28.12	
桶谷	大鹿村	長野県南部防災対策協議会	大鹿村桶谷小渋川右岸	平18.3	
計		69	備6		

#### 下伊那南部建設事務所

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
防災資機材倉庫	天龍村	備	天龍村平岡1549	平4.2	
上町第二	飯田市	市	飯田市上村自治振興センター横	平3.3	
計		2	備1		

#### 木曾建設事務所

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
上野	木曾町	町	木曾町新開上野木曾川右岸	昭62.3	
あら町	木曾町	町	木曾町新開あら町木曾川左岸	平4.3	
正島消防 器具庫	上松町	町	上松町正島町2丁目68番地	昭61.12	
住吉町	南木曾町	町	南木曾町読書住吉町(南木曾町役場倉庫)	昭51.5	
渡島	南木曾町	町	南木曾町吾妻渡島(渡島地区防災倉庫)	平31.3	
下切	南木曾町	町	南木曾町田立下切(田立地区防災倉庫)	平31.3	

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
下切	南木曾町	備	南木曾町田立下切 消防団第3分団詰所	平13.3	
和合北	南木曾町	備	南木曾町読書和合北 消防団第1分団詰所	平28.3	
藪原	木祖村	村	木祖村藪原250-2	平25.3	
菅	木祖村	村	木祖村菅1324イ-2	平25.3	
小木曾	木祖村	村	木祖村小木曾1574-2	平25.3	
上条	王滝村	備	王滝村役場倉庫	昭30.9	
大桑	大桑村	村	大桑村須原和村橋上	昭48.3	
須原	大桑村	備	大桑村須原第一分団詰所	平8.2	
長野	大桑村	備	大桑村長野第二分団詰所	平4.2	
野尻	大桑村	備	大桑村野尻第三分団詰所	平12.4	
計		16	備6		

### 松本建設事務所

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
波田	国土交通省 (松本)	国	松本市波田鍋割(梓川橋上)	昭53.3	
梓川	国土交通省 (松本)	国	松本市大字梓川神田川穴沢合流点	昭54.3	
薄川	松本市	市	松本市県3丁目2356-1先	昭63.3	
寿豊丘	松本市	市	松本市寿豊丘1616-1先	昭49.3	
梓川第4	松本市	市	松本市梓川3469-1	昭34.12	
中条	松本市	市	松本市本庄762-19	昭57.3	
入山辺	松本市	市	松本市入山辺539-7	昭57.10	
島内	松本市	市補	松本市島内1666-1205	昭44.6	
新村	松本市	市補	松本市新村1602-3	昭32.12	
今井	松本市	市補	松本市今井1493-1	平20.3	
本郷	松本市	市補	松本市洞85-3	昭48.8	
奈川総合支所	松本市	備	松本市奈川2359-1	昭56.4	
梓川第1	松本市	市補	松本市大字梓川倭 堤	昭30.1	
梓川第2	松本市	市補	松本市大字梓川上野774-7	平10.3	
梓川第3	松本市	市補	松本市大字梓川梓1438-1	昭34.1	
上高地	松本市	市	松本市安曇4468	平26.11	
水防センター	松本市	市	松本市宮淵本村1番10号	平14.3	
郷原水防倉庫	塩尻市	市	塩尻市大字広丘郷原郷原神社北100m	平11.3	
宗賀水防倉庫	塩尻市	市	塩尻市大字宗賀2658-1宗賀支所内	昭63.8	
塩尻水防倉庫	塩尻市	市	塩尻市大字塩尻町138-2	昭62.7	
片丘水防倉庫	塩尻市	市	塩尻市大字片丘南内田 教員住宅敷地内	昭62.3	
北小野水防倉庫	塩尻市	市	塩尻市大字北小野大出 JA塩尻市北小野支所横	昭59.6	
上小曾部水防倉庫	塩尻市	市	塩尻市大字洗馬 第14常会集会所	昭60.6	
洗馬水防倉庫	塩尻市	市	塩尻市大字洗馬2550-2洗馬支所内	昭63.8	
消防署備蓄場	塩尻市	備	塩尻市大字広丘高出1486-802塩尻消防署内	平3.12	
小曾部水防倉庫	塩尻市	市	塩尻市大字洗馬下小曾部4700観音堂内	昭46.5	
旧櫛川支所倉庫	塩尻市	備	塩尻市大字木曾平沢2221旧櫛川支所内	昭52.4	
本部詰所・倉庫	筑北村	村	東筑摩郡筑北村西条4195	昭60.11	
本城第1分団 聖南町資材倉庫	筑北村	備	東筑摩郡筑北村西条3622-1	平11.3	
本部坂北車庫	筑北村	村	東筑摩郡筑北村坂北2187	昭59.11	
筑北村本城水防 倉庫	筑北村	村	東筑摩郡筑北村西条3771-2	平31.3	
筑北村坂井水防 倉庫	筑北村	村	東筑摩郡筑北村坂井5774-3	平31.3	
麻績村消防 団本部詰所	麻績村	村	東筑摩郡麻績村麻3837	平6.4	
麻績村	麻績村	村	東筑摩郡麻績村上町421-1	平15	

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
生坂村	生坂村	村	東筑摩郡生坂村上生坂	平8.3	
山形村	山形村	村	東筑摩郡山形村山形村役場	昭61.3	
朝日村	朝日村	村	東筑摩郡朝日村大字小野沢役場駐車場内	平3.3	
計		37	備4		

#### 安曇野建設事務所

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
真々部	安曇野市	市	安曇野市豊科高家梓橋左岸200m下流	平27.3	
南穂高	安曇野市	市	安曇野市豊科南穂高 県民グラウンド駐車場内	平13.3	
上川手	安曇野市	市	安曇野市豊科田沢消防団第9分団詰所東	昭59.7	
貝梅	安曇野市	市補	安曇野市穂高穂高橋200m上流	平8.12	
除雪基地・水防 倉庫(堀金)	安曇野市	市	安曇野市堀金烏川2047-5	平12.1	
下押野	安曇野市	市	安曇野市明科七貫6093	平18.3	
除雪基地・水防 倉庫(上原)	安曇野市	市	安曇野市穂高8106-25	令2.3	
重柳	国土交通省 (松本)	国	安曇野市豊科南穂高重柳	平26.11	
計		8			

#### 大町建設事務所

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
三日町	大町市	市	大町市大町475-1(三日町大橋左岸上)	平7.12	
消防本部	大町市	市	大町市大町4111-1(消防署東)	昭57.11	
大新田	大町市	備	大町市大町7016-3(大新田市営住宅西)	平6.1	
八坂支所	大町市	備	大町市八坂1108-1	昭52.10	H8.4
美麻支所	大町市	備	大町市美麻11810-1	平19.12	
池田	池田町	町補	池田町大字会染40-5	平2.3	
松川	松川村	村補	松川村5188-1	昭58.3	
松川	松川村	村	松川村5721-635	昭46.3	
白馬	白馬村	村補	白馬村大字北城旧白馬村役場	昭55.12	
南小谷	小谷村	備	小谷村大字千国乙6747-2	昭62.12	
計		10	備4		

#### 千曲建設事務所

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
坂城	国土交通省 (戸倉)	国	坂城町大字上五明(埴科頭首工上流)左岸堤防250m	昭57.3	
芝原	国土交通省 (戸倉)	国	千曲市大字若宮(冠着橋上流)左岸	昭59.3	
中	国土交通省 (戸倉)	国	千曲市大字中(平和橋上流)右岸	昭53.3	
杭瀬下	千曲市	市	千曲市千曲橋上流右岸堤防70m	昭28.3	
粟佐	千曲市	市	千曲市高速道千曲川橋上流 右岸堤防10m	昭62.3	
土口	千曲市	市	千曲市鳴海排水機場横	平3.12	
倉科	千曲市	市	千曲市倉科入口警鐘楼南西200m	昭49.2	
鼠	坂城町	町	坂城町大字南条鼠橋下流右岸堤防300m	昭57.10	
四反田	坂城町	町	坂城町大字坂城坂城大橋上流右岸堤防	昭55.3	
村上	坂城町	町	坂城町大字網掛大望橋上流左岸堤防940m	昭25.10	
千曲市(戸倉) 水防倉庫	千曲市	市	千曲市大字千本柳字上河原千曲川冠着橋 上流右岸堤防800m	昭61.12	
千曲市(上山田)	千曲市	市	千曲市上山田(女沢公園前)	昭60.12	

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
計		12			

須坂建設事務所

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
中島	須坂市	市	須坂市大字中島字砂間土手外1236-2 鮎川左岸落合橋下流150m	平5.3	
大島	小布施町	町	小布施町大島下松川橋右岸80m下流	平11.3	
上町	小布施町	町	小布施町上町松川橋右岸10m上流	昭47.3	
押羽	国土交通省 (中野)	国	小布施町押羽千曲川 篠ノ井川合流点右岸600m上流	平8.12	
村山	国土交通省 (長野)	国	須坂市大字村山字芦沢473-2 村山橋上流100m千曲川右岸	平13.3	
小山	須坂市	市	須坂市大字小山字前河原1001-3 百々川右岸高甫橋下流90m	平10.2	
境沢	須坂市	市	須坂市大字小山字入河原1918-15 百々川右岸市川橋上流50m	昭36.10	
米持	須坂市	市	須坂市大字米持字木瓜原156-8 百々川左岸米持橋下流150m	平8.11	
下八町	須坂市	市	須坂市大字八町字前山2322-7 鮎川右岸参宮橋下流20m	昭62.3	
大谷	須坂市	市	須坂市大字日滝字郷原5506-2 八木沢川左岸八木沢橋一号下流70m	昭58.4	
豊丘	須坂市	市	須坂市大字豊丘中村605-15 奈良川左岸内山橋付近	昭58.4	
相之島	須坂市	市	須坂市大字相之島字長土府1033-2 千曲川右岸堤防上	平4.12	
村山	須坂市	市	須坂市大字村山字西畑470-3 千曲川右岸堤防上村山橋下流500m	平13.12	
福島	須坂市	市	須坂市大字福島町字屋敷割地先 千曲川右岸堤防上屋島橋下流50m	平22.3	
新田	須坂市	市	須坂市大字小河原字松川4017-6 松川左岸下松川橋下流20m	昭62.3	
上八町	須坂市	市	須坂市大字八町字戸谷1007-2 鮎川右岸八町浄水場西	平7.12	
本郷	須坂市	市	須坂市大字日滝字郷原495-1 八木沢川右岸永楽荘北	平29.12	
仁礼	須坂市	市	須坂市大字仁礼字河原544-1 鮎川右岸枳倉橋上流250m	平4.3	
消防本部	須坂市	代補	須坂市大字小山1306番地 消防本部内	平5.9	
山王島	小布施町	町補	小布施町山王島小布施橋 右岸下流100m	昭61.5	
計		20			

長野建設事務所

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
小島田	長野市	市	長野市小島田 更埴橋北詰左岸	昭36.4	
屋島	長野市	市	長野市大字屋島 屋島橋西詰千曲川左岸	平8.7	
西寺尾	長野市	市	長野市松代町西寺尾 松代大橋上流100m	昭59.3	
関崎	長野市	市	長野市若穂川田関崎 関崎橋下流150m右岸	平28.2	
若穂	長野市	市	長野市若穂牛島 保科川右岸双川橋上流10m	令1.9	
浅野	長野市	市	長野市豊野町浅野 鳥居川左岸豊野東小学校南東200m	平9.3	
真島	国土交通省 (長野)	国	長野市中真島更埴橋下流800m左岸	昭55.3	

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
川合新田	国土交通省 (長野)	国	長野市川合新田長野大橋上流左岸	昭56.3	
綱島	国土交通省 (長野)	国	長野市青木島町綱島 長野大橋上流右岸	昭54.3	
若里	国土交通省 (長野)	国	長野市若里丹波島橋下流左岸	昭53.3	
長沼	国土交通省 (中野)	国	長野市長沼村山橋下流800m左岸	昭53.3	
津野	国土交通省 (中野)	国	長野市津野村山橋下流2,750m左岸	昭60.3	
柳原	長野市	市	長野市柳原字村山 村山橋上流左岸	平17.3	
更北	長野市	市	長野市青木島町大塚722-1 消防更北分署内	平23.11	
真島	長野市	市	長野市真島町川合真島排水機場内	昭59.7	
東福寺	長野市	市	長野市篠ノ井東福寺上組 千曲川左岸	平8.9	
唐猫	長野市	市	長野市篠ノ井塩崎 JR長野新幹線鉄橋上流220m左岸	平14.3	
柴	長野市	市	長野市松代町字荒神宮脇 更埴橋上流800m右岸	昭41.3	
大室	長野市	市	長野市松代牧島松代建設西 千曲川右岸	平13.3	
屋島	長野市	市	長野市大字屋島 屋島橋西詰千曲川左岸	平9.12	
古里	長野市	市	長野市下駒沢古里支所北200m右岸	平5.3	
大豆島	長野市	市	長野市大字大豆島 落合橋600m上流犀川左岸	平16.3	
西寺尾	長野市	市	長野市篠ノ井杵淵 松代大橋上流100m千曲川左岸	平15.3	
川田	長野市	市	長野市若穂川田 川田小学校南西赤野田川沿い	平12.3	
川合新田	長野市	備	長野市川合新田 犀川左岸衛生工場西	昭45.12	
長沼	長野市	市	長野市穂保943-イ-1	令和2.11	
南俣	長野市	市	長野市鶴賀 南部小学校北東	昭60.12	
小島田	長野市	市	長野市真島町小島田排水機場内	昭60.12	
蛭川	長野市	市	長野市松代町東寺尾蛭川排水機場内	昭60.12	
小森	長野市	市	長野市篠ノ井小森第一排水機場内	昭60.12	
道島	長野市	市	長野市篠ノ井東福寺 千曲川右岸桜つつみ公園西	昭60.12	
大村	長野市	市	長野市松代町清野大村 清野広場内	昭61.10	
温泉団地	長野市	市	長野市松代町東条温泉団地公民館南東	昭58.5	
東横田	長野市	市	長野市篠ノ井横田 篠ノ井橋下流1000m左岸	昭62.6	
赤沼	長野市	市	長野市大字赤沼 大道橋南東60m浅川左岸	平成2.3	
若槻	長野市	市	長野市若槻東条1095番地1 消防若槻分署内	昭61.7	
中央消防署	長野市	備	長野市大字長野旭町1108-4	平29.5	
安茂里分署	長野市	備	長野市大字安茂里小市2-31-5	平14.2	
七二会分署	長野市	備	長野市七二会乙508-4	平9.12	
柳原分署	長野市	備	長野市大字柳原2551-1	平4.4	
鶴賀消防署	長野市	備	長野市大字鶴賀1730-2	平元.5	
飯綱分署	長野市	備	長野市大字上ヶ屋2471-3129	平8.12	
鬼無里分署	長野市	備	長野市鬼無里日陰2887-7	平8.11	
東部分署	長野市	備	長野市大字南長池299-17	平24.9	
篠ノ井消防署	長野市	備	長野市篠ノ井会690	平15.4	
塩崎分署	長野市	備	長野市篠ノ井塩崎4158	平3.3	
松代消防署	長野市	市	長野市松代町西寺尾1774	平2.4	
若穂分署	長野市	備	長野市若穂綿内7634	平11.3	
鳥居川消防署	飯綱町	備	飯綱町大字普光寺977	平7.3	
新町消防署	長野市	備	長野市信州新町里穂刈48	平7.3	
芦ノ町	長野市	市	長野市若穂綿内芦ノ町(公民館北)	昭63.6	
西田川	長野市	市	長野市松代町東寺尾(城北団地蛭川左岸)	平元.6	
篠ノ井支所	長野市	備	長野市篠ノ井御幣川281-1	昭63.3	
松代支所	長野市	備	長野市松代町松代1360	昭63.3	
若穂支所	長野市	備	長野市若穂町綿内7828	昭63.3	
川中島支所	長野市	備	長野市川中島町今井1756-1	昭63.3	
更北支所	長野市	備	長野市青木島町大塚881-1	昭63.3	
七二会支所	長野市	備	長野市七二会丁2373	昭63.3	

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
信更支所	長野市	備	長野市信更町氷ノ田3180-1	昭63.3	
古里支所	長野市	備	長野市市大字金箱635-16	昭63.3	
柳原支所	長野市	備	長野市大字小島804-5	昭63.3	
浅川支所	長野市	備	長野市大字浅川東条328-1	昭63.3	
朝陽支所	長野市	備	長野市大字北尾張部226-9	昭63.3	
東部浄化 センター	長野市	備	長野市大字大豆島字東沖4330	昭63.3	
河川課 大豆島詰所	長野市	備	長野市稲葉中河原沖1226-1	昭63.3	
上松 第2団地	長野市	備	長野市上松3丁目	昭63.3	
信州新町 仲町	長野市 県	備 備	長野市信州新町日原東2263-4 長野市信州新町新町31-2 長野市信州新町水防会館裏	平5.4	
里穂刈	長野市	市	長野市信州新町里穂刈 穂刈橋下流左岸100m	昭27.5	
中条	長野市	市	長野市中条日高御堂島橋上流200m右岸	昭46.4	
信濃町	信濃町	備	信濃町柏原信濃町役場内	昭45.8	
南郷	長野市	市	長野市豊野町南郷南郷区公会堂内	昭29.9	
豊野	長野市	市	長野市豊野町 豊野体育館東側	平4.3	
中尾	長野市	市	長野市豊野町豊野1095-1 豊野跨線橋下	平元.3	
本町	長野市	市	長野市豊野町豊野361 人権同和集会所敷地内	平8.3	
大倉	長野市	市	長野市豊野町大倉2100-2	平12.3	
西黒川	飯綱町	備	飯綱町大字黒川1660-1(北ノ台除雪ステーション)	昭51.7	
三水	飯綱町	備	飯綱町大字芋川324	平23.11	
戸隠	長野市	備	長野市戸隠豊岡1554 戸隠支所内	平6.3	
樺内	長野市	備	長野市大岡乙287 大岡支所内	平2.3	
鬼無里	長野市	備	長野市鬼無里日影2750-1 鬼無里支所内	平12.4	
鶴牧田	小川村	備	小川村鶴牧田	昭56.4	
千原	小川村	備	小川村千原	平13.11	
計		83	備37		

### 北信建設事務所

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
川原	山ノ内町	町	山ノ内町川原星川橋上流右岸70m	昭7.	
和手	中野市	市	中野市大字竹原越橋上流左岸1500m	昭59.6	県有借用
柳沢	中野市	市	中野市大字柳沢折橋東10m (公衆用道路)	平9.3	
越	中野市	市	中野市大字越橋下流左岸70m	昭48.3	県有借用
岩井	中野市	市	中野市大字岩井1889番1 岩井樋門	令元.8	
田上	中野市	市	中野市大字田上旧倭保育園内	平17.12	
八ヶ郷	中野市	市	中野市大字中野夜間瀬橋下流 左岸24m	昭36.8	
古牧	中野市	市	中野市大字壁田1-2	平27.2	
大俣	中野市	市	中野市大字大俣12-4 輪中堤南側端末部	平10.9	
牛出	中野市	市	中野市大字牛出字谷地・立ヶ花橋下流 右岸800m	平10.3	
栗林	中野市	市	中野市大字栗林字野池182-3 清水川樋門上流200m右岸	平14.7	
上今井	中野市	市	中野市大字上今井字山根2761-3 国道117号本沢橋下	昭63.3	
豊津	中野市	市	中野市大字豊津字向田斑尾橋北600m	昭58.7	
中須賀川	山ノ内町	町	山ノ内町大字夜間瀬8568-6 北部コミュニティー消防センター	平9.10	
四ッ屋	山ノ内町	町	山ノ内町大字平穩字四ッ屋 天神橋下流右岸500m	昭52.6	
星川	山ノ内町	町	山ノ内町大字平穩 星川橋右岸上流100m	昭27.11	
星川	山ノ内町	町	山ノ内町大字平穩川原 星川橋右岸上流50m	平18.1	県 町 へ譲渡

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
山ノ内 消防署	山ノ内町	備	山ノ内町大字平穩4106-11 山ノ内消防署内	平25.3	
穂波温泉	山ノ内町	町	山ノ内町大字佐野 星川橋下流左岸20m	平3.4	
戸狩	山ノ内町	町	山ノ内町大字戸狩戸狩消防詰所	平6.12	
宇木	山ノ内町	町	山ノ内町大字夜間瀬字神戸 夜間瀬橋右岸下流500m	昭34.9	
横倉	山ノ内町	町	山ノ内町大字平穩字道陸神沢橋左岸	昭34.4	
(小計 中野)		22	備1		
蓮	国土交通省 (中野)	国	飯山市蓮 救急排水ポンプ基地内(古牧橋下 流)左岸	平4.6	
木島	国土交通省 (中野)	国	飯山市木島中央橋下右岸30m	平6.11	
飯山	国土交通省 (中野)	国	飯山市大倉崎大関橋上流左岸(さくら広場)	平14.4	
柏尾	飯山市	市	// 戸狩千曲川左岸柏尾橋西70	// 51.3	
上町	飯山市	市補	飯山市大字飯山上町 中央橋綱切橋中間	昭32.9	
野坂田	飯山市	市補	飯山市木島公民館内	平6.3	
小沼	飯山市	市補	飯山市大字常盤字小沼 小沼公民館東へ100m	昭37.8	
中村	木島平村	村	木島平村中村小見区入口左側50m	昭40.9	
倉沢	木島平村	村補	木島平村大町平和橋左岸上流20m	平12.12	
役場倉庫	野沢温泉村	備	野沢温泉村役場内	昭63.10	
栄村役場倉庫	栄村	備	栄村役場内	平16.4	
(小計 飯山)		11	備2		
計		33	備3		



## 資料07-2 重要水防区域

(令和3年度長野県水防計画書より)

重 要 水 防 区 域										
建設事務所名	重要水防区域		想定 氾濫 区域 (ha)	想定氾濫区域						
	箇所数	延長 (m)		建物			公共用施設			農地 田畑 (ha)
				住家 (世帯 数)	公共用 建物 (棟)	工場 その他 (棟)	道路 (m)	橋梁 (箇所)	鉄道 (m)	
佐久	300	85,690	1,334.0	4,859	92	385	84,760	113	7,440	796.8
[内 佐久北部]	155	64,490	1,049.0	3,980	55	355	60,660	60	4,950	626.3
上田	354	73,428	1,261.7	5,336.0	96	123	42,167	121	1,460	770.6
諏訪	137	62,409	1,499.8	10,716.0	100	921	177,490	118	1,600	792.4
伊那	713	275,549	4,454.6	16,731.0	284	1,614	648,000	429	20,035	2,399.6
飯田	363	80,089	1,300.0	2,569	141	213	94,714	283	4,040	588.9
下伊那南部	27	6,790	3.0	30	2	0	800	1	550	2.0
木曾	271	44,492	415.7	1,940	85	317	36,410	114	1,920	165.5
松本	263	80,031	6,334.1	83,411	1,489	6,716	1,539,332	624	22,765	4,108.4
安曇野	198	57,730	2,700.0	4,400	33	35	120,000	42	4,500	1,800.0
大町	101	53,298	1,356.5	3,659	54	186	219,906	64	4,015	1,803.4
千曲	262	55,208	3,187.9	15,693	169	910	603,390	463	18,850	1,337.3
須坂	97	48,082	2,211.0	4,753	99	193	160,395	121	5,600	1,567.9
長野	515	178,734	9,994.1	28,953	162	4,883	784,292	156	41,750	2,771.9
北信	336	115,802	3,270.3	7,331	81	982	256,296	64	15,800	1,697.1
[内 中野事務所]	156	47,470	1,819.3	3,501	47	826	190,590	34	4,200	1,230.1
[内 飯山事務所]	180	68,332	1,451.0	3,830	34	156	65,706	30	11,600	467.0
総計	3,937	1,217,331	39,322.7	190,381	2,887	17,478	4,767,952	2,713	150,325	20,601.8
千曲川河川 事務所	1,075	183,253	下伊那南部建設事務所管内の飯田市分(旧上村、南信濃村) については、重要水防区域以外は飯田建設事務所に含む。							
天竜川上流河川 事務所	335	168,770								
県	1,884	682,321								
市町村	643	182,988								

資料07-3 J R等に連絡するダム等の管理者

河川名	名 称	位 置	管理者	通報先
信濃川	箕輪発電所取水堰堤	南佐久郡南牧村大字海尻	東京電力株式会社	小海線営業所工務室 0267-63-1049
"	小諸発電所取水堰堤	佐久市大字今井	"	"
"	舟渡	千曲市杭瀬下	千曲市長	しなの鉄道技術センター 0268-22-0890
"	西大滝取水	飯山市照岡東大滝	東京電力株式会社	飯山線営業所工務室 0269-62-2216
天竜川	釜口水門	岡谷市湊	長野県	上諏訪保線技術センター 0266-58-3616
犀 川	小田切ダム	長野市大字塩生	東京電力株式会社	長野保線技術センター 026-226-2071
裾花川	裾花ダム	長野市大字小鍋字神白沖	長野県	"
姫 川	姫川第2水力発電所	北安曇郡白馬村外出	中部電力株式会社	松本保線技術センター 0263-34-2394 糸魚川保線区 0255-52-0329
"	姫川第3水力発電所	北安曇郡小谷村川谷	"	"
梓 川	稲核ダム	松本市安曇	東京電力株式会社	"

## 資料08-1 緊急交通路指定予定路線一覧

### 警察庁指定広域交通規制道路

路線名	区 間	管轄警察署等	交通検問所
中央自動車道西宮線	山梨県境（富士見町）～ 岐阜県境（阿智村）	高速隊 茅野、諏訪、岡谷、 伊那、駒ヶ根、飯田	諏訪IC、伊那IC、飯田IC
中央自動車道長野線	岡谷JCT(岡谷市)～ 更埴JCT(千曲市)	高速隊 岡谷、塩尻、松本、 安曇野、千曲	松本IC
関越自動車道上越線	群馬県境（佐久市）～ 新潟県境（信濃町）	高速隊、佐久、小諸、 上田、千曲、長野南、 須坂、中野、長野中央	佐久IC、長野IC
中部横断自動車道	関越自動車道上越線佐久小諸JCT（佐久市）～ 国道142号佐久南IC入口交差点（佐久市）	佐久	
三遠南信自動車道	中央自動車道西宮線飯田山本JCT（飯田市）～ 国道151号天竜峡IC入口交差点（飯田市）	飯田	
国道18号・18号上田BP	群馬県境（軽井沢町）～ 新潟県境（信濃町）	軽井沢、佐久、小諸、 上田、千曲、長野南、 須坂、長野中央	軽井沢、野尻
国道19号・19号長野南BP	岐阜県境（南木曽町）～ 国道18号西尾張部交差点（長野市）	木曽、塩尻、松本、 安曇野、大町、長野南、 長野中央	南木曽、高出
国道20号	山梨県境（富士見町）～ 国道19号高出交差点（塩尻市）	茅野、諏訪、岡谷、 塩尻	富士見、高出
国道20号下諏訪岡谷BP	国道20号バイパス入口交差点（岡谷市）～ 国道142号湖北トンネル南交差点（岡谷市）	岡谷	国道20号BP入口、 湖北トンネル南
国道20号諏訪BP	国道20号中河原北交差点（茅野市）～ 中央自動車道西宮線諏訪IC（諏訪市）	茅野、諏訪	諏訪IC、中河原北
国道141号・141号BP	山梨県境（南牧村）～ 国道18号平原交差点（小諸市）	佐久、小諸	旧交機白田分駐隊
国道361号	国道153号入舟交差点（伊那市）～ 国道19号神谷入口交差点（木曽町）	伊那、木曽	

### その他幹線道路

#### 【北信方面】

路線名	区 間	管轄警察署等	関係（隣接）県
国道117号	国道19号中御所交差点（長野市）～ 新潟県境（栄村）	長野南、長野中央、 須坂、中野、飯山	新潟県
国道292号	国道403号七瀬交差点（中野市）～ 新潟県境（飯山市）	中野、飯山	新潟県
国道403号	中央自動車道長野線麻績IC（麻績村）～ 国道292号七瀬交差点（中野市）	安曇野、千曲、 長野南、須坂、中野	
国道406号	県道信濃信州新線鬼無里交差点（長野市）～ 国道18号東和田交差点（長野市）～ 国道144号菅平口交差点（上田市）	長野中央、須坂、 上田	
県道長野須坂IC線	関越自動車道上越線須坂長野東IC西交差点（須坂市）～ 国道18号上高田北交差点（長野市）	須坂、長野中央	
県道長野真田線	国道403号インター南交差点（長野市）～ 国道117号下水鉋交差点（長野市）	長野南	

### その他幹線道路

#### 【東信方面】

路線名	区 間	管轄警察署等	関係（隣接）県
国道142号	国道141号跡部交差点（佐久市）～ 国道20号BP湖北トンネル南交差点（岡谷市）	佐久、上田、諏訪、 岡谷	

	国道144号	国道18号BP住吉交差点(上田市)～群馬県境(上田市)	上田	群馬県
⑳	国道152号	国道18号大屋交差点(上田市)～県道諏訪白樺湖小諸線大門峠交差点(茅野市)	上田	
㉑	国道254号	群馬県境(佐久市)～国道19号平瀬口交差点(松本市)	佐久、上田、松本	群馬県
㉒	県道下仁田軽井沢線	群馬県境(軽井沢町)～国道18号南軽井沢交差点(軽井沢町)	軽井沢	群馬県

その他幹線道路

【南信方面】

	路線名	区 間	管轄警察署等	関係(隣接)県
㉓	国道151号	国道153号東鼎交差点(飯田市)～愛知県境(阿南町)	飯田、阿南	愛知県
㉔	国道152号	県道諏訪白樺湖小諸線大門峠交差点(茅野市)～国道20号新井交差点(茅野市)	茅野	
㉕	国道153号	国道20号高出交差点(塩尻市)～愛知県境(阿智村)	塩尻、伊那、駒ヶ根、飯田	愛知県
㉖	国道256号	国道19号南木曾町妻籠交差点(南木曾町)～国道153号阿知川橋東交差点(阿智村)	木曾、飯田	
㉗	国道299号	国道141号清水町交差点(佐久穂町)～国道20号新井交差点(茅野市)	佐久、茅野	

その他幹線道路

【中信方面】

	路線名	区 間	管轄警察署等	関係(隣接)県
㉘	国道147号	国道19号新橋交差点(松本市)～国道148号一中東交差点(大町市)	松本、安曇野、大町	
㉙	国道148号	国道147号一中東交差点(大町市)～新潟県境(小谷村)	大町	新潟県
㉚	国道158号	国道19号渚1丁目交差点(松本市)～岐阜県境(松本市)	松本	岐阜県
㉛	国道403号	国道19号木戸交差点(安曇野市)～中央自動車道長野線麻績IC(麻績村)	安曇野	
㉜	県道松本空港塩尻北外線	国道19号吉田北交差点(塩尻市)～県道松本平広域公園線空港入口交差点(松本市)	塩尻、松本	
㉝	県道松本空港線	国道19号南松本交差点(松本市)～県道松本空港線空港東交差点(松本市)	松本	
㉞	県道柏矢町田沢(停)線	県道安曇野外-掘金線安曇野外-交差点(安曇野市)～国道147号柏矢町交差点(安曇野市)	安曇野	
㉟	白馬長野道路・県道長野大町線	国道19号安庭交差点(長野市)～国道148号南借馬交差点(大町市)	長野南、大町	

資料08-2 災害時の交通対策に関する隣接県警察との協定関連幹線道路

隣接県警察	対象幹線関連道路名	関係警察署等	協定締結日
山梨県	中央自動車道西宮線	高速隊	平成7年10月17日
	国道20号	茅野署	
	国道141号	南佐久署	
	主 茅野小淵沢葦崎線	茅野署	
新潟県	国道18号	長野中央署	平成7年10月17日
	国道117号	飯山署	
	国道148号	大町署	
	国道292号	飯山署	
静岡県	国道152号	阿南署	平成7年10月17日
愛知県	国道151号	阿南署	平成7年11月1日
	国道153号	飯田署	
	主 設楽根羽線	飯田署	
群馬県	関越自動車道上越線	高速隊	平成7年12月1日
	国道18号	軽井沢署	
	国道144号	上田署	
	国道146号	軽井沢署	
	国道254号	佐久署	
	国道292号	中野署	
	主 下仁田軽井沢線	軽井沢署	
岐阜県	中央自動車道西宮線	高速隊	平成7年12月1日
	国道19号	木曾署	
	国道158号	松本署	
	国道361号	木曾署	
	国道418号	飯田署	

## 資料08-3 自動車運転者の執るべき措置

### 1 地震災害に関する警戒宣言が発せられたとき

大規模地震対策特別措置法により、東海地震に関し静岡県全域と東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知、三重の7都県の一部が、地震防災対策強化地域に指定されています。

#### (1) 車を運転中に警戒宣言が発せられたとき

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速で走行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。

イ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

#### (2) 避難のために車を使用しないこと。

### 2 大地震が発生したとき

#### (1) 車を運転中に大地震が発生したとき

ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

#### (2) 避難のために車を使用しないこと。

### 3 災害対策基本法による交通の規制が行なわれたとき

緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されます。

#### (1) 車の移動

ア 速やかに、車を次の場所に移動させる。

- ・ 道路の区間を指定して交通規制が行なわれえたときは、規制が行なわれている道路の区間以外の場所
- ・ 区域を指定して交通規制が行なわれたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

#### (2) 警察官の指示

警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車すること。

警察官(警察官がいない場合は、災害派遣中の自衛官、消防吏員)は、通行禁止地域等において車が緊急通行車両の妨害となっているときは、その車の運転者などに対し、必要な措置を命ずることがあります。

運転者などが命令された措置をとらなかつたり、現場にいないため措置をとることを命じることができなかつたときは、警察官自らその措置をとることがあります。

この場合、やむを得ない限度において、車などを破損することがあります。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律により、国民の保護のための措置が的確かつ迅速に行なわれるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されます。

## 資料08-4 災害時における緊急通行車両の確認(長野県公安委員会が行う場合)

災害時交通規制を実施している県内の区域若しくは道路の区間又は他の災害時交通規制を実施している他の都府県に向かう緊急通行車両の確認に関する事務は次により処理するものとする。

- 1 緊急通行車両の確認について申出があったときは、申出者に緊急通行車両確認申出書(様式第1号、以下「申出書」という。)を提出させ、緊急通行車両確認基準(別記)により、申出の内容を審査すること。この場合において、緊急通行車両事前届出済証(以下「届出済証」という。)により確認の申出があったときは、申出書に代えて届出済証の提出を受け、審査を省略すること。
- 2 審査の結果、緊急通行車両と認められる場合及び届出済証による申出があった場合は、緊急通行車両確認証明書(災対法施行規則第6条に規定する様式第4。以下「証明書」という。)に必要事項を記載して標章(災対法施行規則第6条に規定する様式第3)とともに車両1台ごとに交付すること。ただし、緊急通行車両と認められない場合は、申出者にその理由を告知すること。
- 3 証明書及び標章の交付に際しては、次の事項を指導すること。
  - (1) 証明書は、当該車両に備え付けておくこと。
  - (2) 標章は、当該車両の前面の見えやすい箇所に掲示すること。
  - (3) 警察官から通行に関する指示を受けたときはこれに従うこと。
  - (4) 証明書及び標章は、用済後廃棄し、他人に与えないこと。
- 4 緊急通行車両と認められる車両であっても道路交通法(昭和35年法律第105号)第56条(乗車又は積載の方法の特例)又は57条(乗車又は積載の制限等)の許可を要するものについては、所定の手続により許可証を交付すること。
- 5 緊急通行車両確認の適正を図るため、緊急通行車両確認(証明書・標章交付)簿(様式第2号、以下「確認簿」という。)を備え付け、申出書及び届出済証の受理並びに証明書及び標章交付の状況を明らかにしておくこと。  
なお、申出書は受理順に編冊し、緊急通行車両として認めない処分をしたものは、「却下」と申出書の欄外に朱書しておくこと。
- 6 緊急通行車両の通行に支障をきたさないようするため、災害時交通規制の検問所においても申出書、証明書、標章及び確認簿の別冊を配備し、警察官に1、2、3の要領に準じ、迅速的確に確認事務を代行させること。

### 別記

#### 緊急通行車両確認の基準

次のいずれにも該当する車両を緊急通行車両として認めるものとする。ただし、災害の規模、道路交通事情の変化等によって別に指示を受けた場合は、指示された事項によって確認するものとする。

- 1 災害応急対策(災害対策基本法第50条1項に規定する災害応急対策をいう。以下同じ。)に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の次に掲げる事項を行う車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。)
  - (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
  - (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
  - (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
  - (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
  - (5) 施設及び設備(交通、通信、電気、ガス、水道等)の応急の復旧に関する事項
  - (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
  - (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
  - (8) 緊急輸送の確保に関する事項
  - (9) (1)から(8)に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 2 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両







## 覚 書

長野県警察本部長(以下「甲」という。)及び社団法人日本自動車連盟関東本部本部長長野支部長(以下「乙」という。)は、災害対策基本法第76条の3に規定する警察官の処置命令等(以下「警察官の処置命令等」という。)の権限の行使に関し、次のとおり覚書を締結する。

### 第1 協力要請

甲は、警察官の処置命令等の権限行使に関し、必要がある場合は、次の事項を乙に通知して、緊急通行車両等の通行の妨害となっている車両等の排除活動について、協力要請するものとする。

- 1 災害発生の日時、場所及び災害状況
- 2 通行妨害車両等の種別及び台数等
- 3 現場指揮官の官職及び氏名
- 4 連絡方法、その他必要な事項

### 第2 排除活動

乙は、甲から協力要請があった場合、現場指揮官の指示に従い、所有する車両、装備などの範囲内で通行妨害車両等の排除活動を行うものとする。

### 第3 費用

活動に関する費用に付いては、乙の負担とする。

### 第4 補償

第2の規定により、排除活動に従事したものが、これに従事したことにより死亡又は負傷、若しくは疾病などにかかった場合においては、当該職員の使用者たる乙の責において行うものとする。

### 第5 損害賠償

この覚書に基く活動の実施により、第三者に損害を与えた場合の補償は、乙の責任において行うものとする。

### 第6 訓練の実施

乙は、災害時に円滑な活動が実施できるよう平素から訓練に努めるものとする。

### 第7 疑義の協議

この覚書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

### 付則

- 1 この覚書は平成17年6月1日から適用する。
- 2 この覚書を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成17年5月26日

甲 長野県警察本部長

岡 弘 文 印

乙 社団法人日本自動車連盟 関東本部長野支部長

宇 都 宮 元 印

## 資料 08-6 緊急通行車両、緊急輸送車両確認事務処理要領

(知事が行う場合)

(趣旨)

第1 この要領は、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両の確認並びに同条第2項の規定による標章及び証明書の交付、大規模地震対策特別措置法施行令(昭和53年政令第385号)第12条第1項の規定による緊急輸送車両の確認並びに同条第2項の規定による標章及び証明書の交付、原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号)第8条の規定により読み替えて適用される災害対策基本法施行令第33条第1項の規定による緊急通行車両の確認並びに同条第2項の規定による標章及び証明書の交付、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16政令第275号)第39条においてその例によるものとされた災害対策基本法施行令第33条第1項の規定による緊急通行車両の確認並びに同条第2項の規定による標章及び証明書の交付について必要な事項を定めるものとする。

(緊急通行車両、緊急輸送車両の確認)

第2 緊急通行車両又は緊急輸送車両(以下「緊急通行車両等」という。)の確認は、法令により知事、公安委員会が行うこととされている。但し、知事が行う確認は、事務処理規則第7条の規定により地方事務所長の専決する事項となっている。

(確認の対象とする車両)

第3 緊急通行車両等として確認する車両は、以下のとおりとする。

1 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

- (1) 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用する車両。
- (2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下、指定行政機関等という。)が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

2 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。)

- (1) 警戒宣言発令時に地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う車両。
- (2) 指定行政機関等(指定地方公共機関を除く。)が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

3 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)

- (1) 原子力緊急事態宣言発令時において原災法第26条第1項の緊急事態応急対策を実施するために使用する車両。
- (2) 指定行政機関等及び原子力事業者(以下「原子力事業者等」という。)が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために専用に使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

4 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)

- (1) 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため又は武力攻撃から国民生活及び国民経済への影響が最小となるための措置を実施するために使用する車両。

(2) 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は武力攻撃事態等に他の関係機関・団体等から調達する車両。

(確認の申出)

第4 第2の申出は、緊急通行車両確認申出書(様式第1号)による。ただし、車両の使用者が、公安委員会の発行する緊急通行車両等事前届出済証を提示した場合は、緊急通行車両確認申出書の提出及び確認・審査を省略することができる。

(確認・審査)

第5 緊急通行車両等の確認は申出のつど行い、法令に基づく緊急通行車両等に該当するか確認・審査するものとする。

(標章および証明書の交付)

第6 緊急通行車両等であることを確認した時は、当該使用者に対し、災害対策基本法関係は同法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第6条の規定の規定による標章(別記様式)及び緊急通行車両確認証明書(様式第4号)、地震法関係は同法施行規則(昭和54年総理府令第38号)第6条の規定による標章(別記様式)および緊急輸送車両確認証明書(様式第5号)を交付する。なお、原災法、国民保護法は、災害対策基本法施行規則の規定によるものとする。

(事務処理の方法等)

第7 緊急通行車両等の確認および標章等の交付は、緊急通行車両等確認伺簿(様式第2号)により処理するものとし、同簿にそのてん末を明らかにしておくものとする。

(報告)

第8 地域振興局総務管理(・環境)課長は、同一の災害に係る緊急通行車両等の確認事務が終了したときは、その状況を、緊急通行車両等確認事務処理状況報告書(様式第3号)によりとりまとめ、危機管理防災課長に報告しなければならない。

様式第1号

地震防災・災害対策用

原子力災害・国民保護措置用

		年 月 日
緊急通行車両確認申出書		
長野県知事 殿		
氏 名		
番号標に表示 されている番号		
車両の用途(緊急輸 送を行なう車両に あたっては、輸送人 員又は品名)		
使用者	住 所	( ) 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

(様式第2号)

緊急通行車両等確認伺簿

局長 (課長)	副局長 (課長補佐)	係長	事務担 当者	申出人住所氏名	処 理 内 容				交付番号	処 理 経 過		
					車両番号	輸送人員 品名	輸送目的	目的地		申出月日	決裁月日	施行月日

(備考) 却下処分を伺うときは「交付番号」欄に「却下」と記入する。

(様式第3号)

緊急通行車両等確認事務処理状況報告書  
( 災害分 )

地第 号 年 月 日		
危機管理防災課長 殿		
総務管理 (・環境) 課長		
処理の種別	申 出 数 ( A + B )	
	却 下 数 ( A )	
	確 認 数 ( B )	
確認車両数 ( B ) (目的別)の内訳	警報発令等関係車	
	消防、水防関係車	
	災害救助関係車	
	応急教育関係車	
	施設等応急復旧関係車	
	清掃、防疫関係車	
	警察関係車	
	そ の 他	
備 考		

(備考)「却下数」には申出の取下数を含めること。

様式第4号

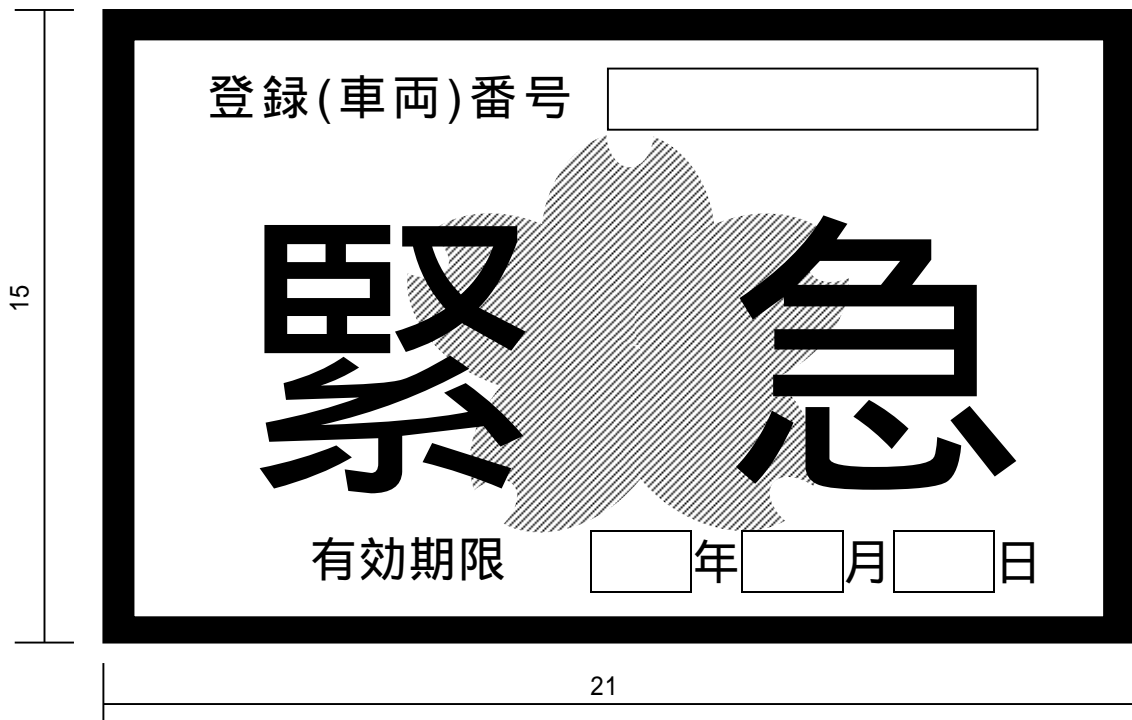
第 号		令和 年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
長野県知事			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあたっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	( ) 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

様式第5号

第 号		令和 年 月 日	
緊急輸送車両確認証明書			
長野県知事			
番号標に表示されている番号			
輸送人員又は品名			
使用者	住所	( ) 局 番	
	氏名		
輸送日時			
輸送経路	出発地	目的地	
備考			



別記様式



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料08-7 震災対策緊急輸送路線一覧表

建設部

震災対策緊急輸送路(第一次)

路線番号	路線名	起 点	~	終 点	指定延長 (km)
	中央自動車道西宮	阿智村県境	~	富士見町県境	122.1
	長野自動車道	岡谷JCT	~	更埴JCT	75.8
	上信越自動車道	佐久市県境	~	信濃町県境	111.4
	中部横断自動車道	佐久南IC	~	佐久小諸JCT	7.8
	高速自動車国道 4路線計				317.1
	18号	軽井沢県境	~	信濃町県境	123.5
	19号	長野市高田	~	南木曾町県境	176.6
	20号	富士見町県境	~	塩尻市19号交点	56.8
	117号	栄村県境	~	飯山市伍位野	33.3
		飯山市伍位野	~	豊田飯山I.C.	4.0
		長野市豊野立ヶ花橋	~	長野市豊野18号交点	1.4
		長野市19号交点	~	長野市青木島	3.5
	141号	上田市新田18号交点	~	上田市上堀18号交点	3.0
		南牧村県境	~	小諸市平原18号交点	50.3
	142号	佐久市跡部	~	岡谷市20号交点	56.3
	143号	上田市18号B P交点	~	松本市254号交点	46.7
		松本市岡田松岡	~	松本市19号交点	4.4
	144号	上田市18号交点	~	上田市県境	20.2
	147号	松本市19号交点	~	大町市一中東交差点	31.1
	148号	大町市一中東交差点	~	小谷村県境	46.0
	151号	飯田市中央4	~	飯田市153号交点	2.5
	152号	上田市18号交点	~	伊那市高遠町361号交点	80.0
	153号	根羽村県境	~	塩尻市20号交点	135.6
	158号	松本市19号交点	~	松本市安曇県境	44.4
	254号	佐久市県境	~	佐久市跡部	16.4
		松本市19号交点	~	上田市152号交点	32.3
	256号	南木曾町19号交点	~	阿智村駒場153号交点	28.5
		飯田市153号交点	~	飯田市151号交点	3.8
	292号	中野市七瀬403号交点	~	飯山市117号交点	7.9
	361号	木曾町19号交点	~	伊那市高遠町152号交点	30.9
	403号	千曲市18号交点	~	安曇野市明科19号交点	38.3
		中野市江部	~	中野市292号交点	1.2
	474号	飯田山本I.C	~	天竜峡I.C	7.1
	一般国道20路線計			(うち県管理 16路線 672.9 km)	1,086.0
9	佐久軽井沢線	佐久市相生町交点	~	御代田町18号交点	6.2

震災対策緊急輸送路(第一次)

路線番号	路線名	起 点	~	終 点	指定延長 (km)
11	北杜富士見線	富士見町山梨県県境	~	富士見町20号交点	0.7
14	下諏訪辰野線	岡谷市20号BP交点	~	辰野町153号交点	15.5
21	飯田(停)線	飯田市151号交点	~	飯田停車場交点	0.2
23	松本(停)線	松本市143号交点	~	松本停車場交点	0.3
27	松本空港塩尻北インター線	松本空港	~	塩尻北I.C	3.9
29	中野豊野線	中野市立ヶ花橋	~	中野市江部	4.1
31	長野大町線	長野市19号交点	~	大町市148号交点	28.3
32	長野(停)線	長野市19号交点	~	長野停車場	0.5
35	長野真田線	長野市117号交点	~	長野市403号交点	4.7
44	下仁田浅科線	佐久市相生町交点	~	佐久市142号交点	9.7
57	安曇野インター堀金線	安曇野市豊科19号交点	~	安曇野市豊科147号交点	3.8
58	長野須坂インター線	長野市18号交点	~	須坂市403号交点	5.4
59	松川インター大鹿線	松川I.C	~	松川町153号交点	3.5
75	駒ヶ根駒ヶ岳公園線	駒ヶ根市153号交点	~	駒ヶ根I.C	2.1
79	小諸上田線	小諸市18号交点	~	小諸I.C	1.3
81	丸子東部インター線	東御市田中常田南	~	東部湯の丸I.C	2.1
87	伊那インター線	伊那市153号交点	~	伊那I.C	2.8
89	園原インター線	阿智村256号交点	~	園原I.C	4.5
90	諏訪南インター線	富士見町20号交点	~	諏訪南I.C	1.2
91	坂城インター線	坂城町18号交点	~	坂城I.C	1.4
	主要地方道21路線計	(うち県管理 21 路線 102.2 km)			102.2
138	香坂中込線	佐久市相生町交点	~	佐久市254号交点	4.3
174	荻窪丸子線	上田市254号交点	~	上田市上丸子152号交点	3.4
207	美篤箕輪線	伊那市153号BP交点	~	伊那市153号交点	0.5
282	浅間河添線	松本市浅間橋	~	松本143号交点	0.9
284	惣社岡田線	松本市浅間橋	~	松本市254号交点	2.2
296	松本空港線	松本市19号交点	~	松本市空港東	6.3
	一般県道6路線計	(うち県管理 6 路線 17.6 km)			17.6
	1次指定路線51路線計	(うち県管理 43 路線 792.7 km)			1,522.9

自動車道控除分 -317.1  
 国道控除分 -730.2  
 うち県管理 475.6

km

## 震災対策緊急輸送路(第二次)

路線番号	路線名	起 点	~	終 点	指定延長 (km)
	18号	軽井沢町碓氷峠	~	軽井沢町借宿	7.3
	117号	豊田飯山I.C.	~	長野市豊野町立ヶ花橋	8.6
	146号	軽井沢町県境	~	軽井沢町18号交点	11.9
	151号	飯田市153号交点	~	阿南町県境	43.7
	152号	伊那市高遠町361号交点	~	伊那市長谷溝口	6.2
		飯田市上村474号交点	~	飯田市南信濃418号交点	16.9
	256号	飯田市151号交点	~	飯田市知久平	2.8
	292号	中野市七瀬403号交点	~	山ノ内町県境	32.4
		飯山市117号交点	~	飯山市県境	11.2
	361号	木曾町開田高原西野	~	木曾町福島19号交点	26.8
	403号	中野市江部	~	千曲市18号交点	36.2
	406号	長野市18号交点	~	須坂市横町	5.2
		長野市鬼無里和田	~	長野市18号交点	23.9
	418号	天竜村早木戸橋	~	飯田市南信濃152号交点	14.2
		平谷村153号交点	~	阿南町151号交点	15.7
	474号	喬木村矢筈	~	飯田市上村152号交点	5.4
	一般国道12路線計	(うち県管理 11 路線 263 km)			268.4
1	飯田富山佐久間線	飯田市知久平	~	天竜村県境	41.0
2	川上佐久線	川上村大深山	~	小海町馬流	24.8
4	真田東部線	上田市真田町144号交点	~	東御市18号交点	16.7
12	丸子信州新線	青木村143号交点	~	長野市大岡宮平	27.0
16	岡谷茅野線	岡谷市岡谷	~	茅野市20号交点	13.8
17	茅野北杜葦崎線	茅野市152号交点	~	富士見町立沢	13.4
18	伊那生田飯田線	伊那市中央区	~	駒ヶ根市下割	14.9
		中川村大草	~	飯田市153号交点	21.1
19	伊那辰野(停)線	伊那市中央区	~	辰野町平出	17.5
20	開田三岳福島線	木曾町開田高原西野	~	木曾町福島19号交点	24.1
22	松川大鹿線	大鹿村松除	~	大鹿村落合	3.1
25	塩尻鍋割穂高線	松本市今井東	~	松本市梓川梓	13.3
26	奈川木祖線	松本市奈川奈川渡	~	木祖村藪原	31.2
29	中野豊野線	中野市江部	~	中野市292号交点	2.7
31	長野大町線	長野市19号交点	~	小川村夏和	10.1
33	白馬美麻線	白馬村148号交点	~	大町市美麻長野大町線交点	9.4
34	長野菅平線	長野市大豆島	~	長野市403号交点	2.9
35	長野真田線	長野市403号交点	~	上田市真田町144号交点	24.6
36	信濃信州新線	長野市戸隠宝光社	~	小川村大久保	27.3
37	長野信濃線	長野市城山	~	長野市浅川東条	3.8
38	飯山野沢温泉線	飯山市117号交点	~	野沢温泉村野沢	14.7

震災対策緊急輸送路(第二次)

路線番号	路線名	起 点	~	終 点	指定延長 (km)
40	諏訪白樺湖小諸線	立科町芦田	~	東御市島川原	8.5
49	駒ヶ根長谷線	駒ヶ根市153号交点	~	駒ヶ根市下割	3.8
50	諏訪辰野線	諏訪市20号交点	~	諏訪市有賀(湖岸通)	6.6
51	大町明科線	大町市147号交点	~	安曇野市明科19号交点	18.3
54	須坂中野線	須坂市横町	~	高山村中山	6.9
55	大町麻績インター千曲線	生坂村19号交点	~	大町市147号交点	14.2
		千曲市若宮	~	千曲市18号交点	0.9
57	安曇野インター堀金線	安曇野市堀金上堀	~	安曇野市豊科147号交点	2.6
59	松川インター大鹿線	松川町153号交点	~	大鹿村落合	11.5
60	長野荒瀬原線	飯綱町三水18号交点	~	信濃町荒瀬原	7.5
62	美ヶ原公園沖線	上田市武石上武石	~	上田市武石沖152号交点	2.5
64	天竜公園阿智線	泰阜村高町	~	下條村粒良脇	5.3
65	上田丸子線	上田市18号交点	~	上田市254号交点	15.7
66	豊野南志賀公園線	長野市豊野町豊野	~	高山村中山	9.7
68	梓山海ノ口線	川上村大深山	~	南牧村海ノ口	11.9
76	長野戸隠線	長野市戸隠馬場	~	長野市戸隠宝光社	3.1
77	長野上田線	長野市117号交点	~	長野市篠ノ井	7.0
		千曲市403号交点	~	上田市天神141号交点	23.7
83	下条米川飯田線	泰阜村明島	~	泰阜村平島田	1.1
86	戸隠篠ノ井線	長野市戸隠馬場	~	長野市戸隠祖山	6.3
96	飯山妙高原線	豊田飯山I.C.	~	信濃町荒瀬原	6.7
主要地方道39路線計		(うち県管理 39 路線 531.2 km)			531.2
115	松本平広域公園線	松本市今井東	~	松本市空港東	1.2
124	上野小海線	北相木村久保	~	小海町馬流	4.3
166	東部望月線	東御市田中常田南	~	佐久市望月	12.6
190	立沢富士見(停)線	富士見町立沢	~	富士見町乙事富士見線交点	4.1
197	払沢茅野線	原村払沢	~	茅野市20号交点	7.7
198	乙事富士見線	富士見町立沢富士見(停)線交点	~	富士見町20号交点	0.5
217	大草坂戸線	中川村大草	~	中川村153号交点	0.5
243	深沢阿南線	阿智村浪合153号交点	~	阿智村浪合宮本	1.9
244	温田(停)早稲田線	阿南町御供	~	阿南町早稲田	2.7
251	上飯田線	喬木村喬木山	~	喬木村馬場平	12.5
256	御岳王滝黒沢線	王滝村王滝	~	木曾町三岳黒沢	11.3
275	上生坂信濃松川(停)線	生坂村19号交点	~	生坂村旭	1.8
		池田町池田	~	松川村147号交点	1.8
278	大野田梓橋(停)線	松本市梓川梓	~	松本市梓川北大妻	2.2
291	新田松本線	朝日村新田	~	山形村中大池	4.8
292	御馬越塩尻(停)線	朝日村新田	~	朝日村土合	1.0
298	土合松本線	朝日村土合	~	松本市東耕地	5.7
303	会田西条(停)線	松本市中川	~	筑北村403号交点	8.2

震災対策緊急輸送路(第二次)

路線番号	路線名	起 点	~	終 点	指定延長 (km)
315	波田北大妻豊科線	松本市梓川北大妻	~	安曇野市梓橋田沢(停)線交点	5.3
316	梓橋田沢(停)線	安曇野市波田北大妻豊科線交点	~	安曇野市147号交点	1.7
353	野沢上境(停)線	野沢温泉村野沢	~	野沢温泉村上境	3.5
372	三才大豆島中御所線	長野市117号交点	~	長野市大豆島	4.3
393	小島信濃木崎(停)線	大町市美麻宮村	~	大町市美麻北村	1.5
394	川口大町線	大町市美麻中村	~	大町市三日町	4.9
395	川口田野口篠ノ井線	長野市大岡宮平	~	長野市大岡19号交点	6.1
398	長野豊野線	長野市19号交点	~	長野市406号交点	0.7
404	栃原北郷信濃線	長野市中曾根上	~	長野市飯綱高原	3.1
497	美麻八坂線	大町市美麻大藤	~	大町市美麻中村	3.5
498	聖高原千曲線	千曲市上山田県77号交点	~	千曲市18号交点	1.3
506	戸隠高原浅川線	長野市浅川東条	~	長野市戸隠宝光社	15.6
	一般県道29路線計			(うち県管理 29 路線 136.3 km)	136.3
	2次指定路線80路線計			(うち県管理 79 路線 930.5 km)	935.9

第一次と重複 13路線

県管理(第一次)	43		792.7
県管理(第二次)	79		930.5
重複路線	-13		
計	109	路線	延長 1,723.2 km

## 強化地域内震災対策緊急輸送路(第一次)

路線番号	路線名	起 点	~	終 点	指定延長 (km)
	中央自動車道西宮	阿智村県境	~	富士見町県境	121.7
	長野自動車道	岡谷JCT	~	塩尻市境	5.9
	高速自動車国道 2路線計				127.6
	20号	富士見町県境	~	塩尻市境	48.2
	142号	長和町境	~	岡谷市20号交点	18.1
	151号	飯田市中央4	~	飯田市153号交点	2.5
	152号	長和町境	~	高遠町361号交点	47.5
	153号	塩尻市境	~	阿智村境	107.1
	256号	阿智村駒場153号交点	~	南木曾町境	14.5
		飯田市153号交点	~	飯田市151号交点	3.8
	361号	塩尻市境	~	伊那市高遠町152号交点	18.8
	474号	飯田山本I.C	~	天龍峡I.C	7.1
	一般国道 8路線計				267.6
11	北杜富士見線	富士見町山梨県境	~	富士見町20号交点	0.7
14	下諏訪辰野線	岡谷市20号BP交点	~	辰野町153号交点	15.5
21	飯田(停)線	飯田市151号交点	~	飯田停車場交点	0.2
59	松川インター大鹿線	松川I.C	~	松川町153号交点	3.5
75	駒ヶ根駒ヶ岳公園線	駒ヶ根市153号交点	~	駒ヶ根I.C	2.1
87	伊那インター線	伊那市153号交差	~	伊那I.C	2.8
89	園原インター線	園原I.C	~	阿智村256号交点	4.5
90	諏訪南インター線	富士見町20号交点	~	諏訪南I.C	1.2
	主要地方道 8路線計				30.5
207	美篤箕輪線	伊那市153号BP交差点	~	伊那市153号交点	0.5
	一般県道 1路線計				0.5
	1次指定路線 18路線計				426.2

## 強化地域内震災対策緊急輸送路(第二次)

路線番号	路線名	起 点	~	終 点	指定延長(km)
	151号	飯田市153号交点	~	阿南町県境	43.7
	152号	飯田市上村474号交点	~	飯田市南信濃418号交点	16.9
		伊那市高遠町361号交点	~	伊那市長谷溝口	6.2
	256号	飯田市151号交点	~	飯田市知久平	2.8
	418号	天龍村早木戸	~	飯田市南信濃152号交点	14.2
		売木村境	~	阿南町151号交点	2.0
	474号	喬木村矢筈	~	飯田市上村152号交点	5.4
	一般国道 5路線計				91.2
1	飯田富山佐久間線	飯田市知久平	~	天龍村県境	41.0
16	岡谷茅野線	岡谷市岡谷	~	茅野市20号交点	13.8
17	茅野北杜葎崎線	茅野市152号交点	~	富士見町立沢	13.4
18	伊那生田飯田線	伊那市中央区	~	駒ヶ根市下割	14.9
		中川村大草	~	飯田市153号交点	21.1
19	伊那辰野(停)線	伊那市中央区	~	辰野町平出	17.5
22	松川大鹿線	大鹿村松除	~	大鹿村落合	3.1
49	駒ヶ根長谷線	駒ヶ根市153号交点	~	駒ヶ根市下割	3.8
50	諏訪辰野線	諏訪市20号交点	~	諏訪市有賀(湖岸通)	6.6
59	松川インター大鹿線	松川町153号交点	~	大鹿村落合	13.0
64	天竜公園阿智線	下条村粒良脇	~	泰阜村高町	5.3
83	下条米川飯田線	泰阜村明島	~	泰阜村平島田	1.1
	主要地方 11路線計				154.6
190	立沢富士見(停)線	富士見町立沢	~	富士見町乙事富士見線交点	4.1
197	払沢茅野線	原村払沢	~	茅野市20号交点	7.7
198	乙事富士見線	富士見町立沢富士見(停)線交点	~	富士見町20号交点	0.5
217	大草坂戸線	中川村大草	~	中川村153号交点	0.5
244	温田(停)早稲田線	阿南町御供	~	阿南町早稲田	2.7
251	上飯田線	喬木村喬木山	~	喬木村馬場平	12.5
	一般県道 6路線計				28.0
	2次指定路線 22路線計				273.8

## ・第一次緊急輸送路

緊急時や応急活動の拠点となる防災拠点間を結ぶ高速自動車国道、一般国道および広域的な幹線道路

## ・第二次緊急輸送路

第一次緊急輸送路と市町村役場、主要な防災拠点(公共機関、ヘリポート、災害医療拠点等)を連絡する道路





## 資料08-8 応急組立橋保有状況

### (1) 国土交通省(近接地方整備局)が保有する応急組立橋

地方整備局名	保管場所	種類	支間長	幅員	設計荷重	保有数
関東地方整備局	関東技術	トラス	40m	6.5m	TL-20	1
	関東技術	トラス	50m	7.5m	TL-25	1
北陸地方整備局	北陸技術	トラス	40m	6.0m	TL-20	1
	北陸技術	トラス	40m	6.0m	TL-20	1
	高田河川国道	ワーレントラス	50m	7.5m	TL-25	1
中部地方整備局	静岡国道	トラス	40m	6.0m	TL-20	1
	中部技術	トラス	40m	8.0m	TL-20	1
	北勢国道	トラス	50m	7.5m	B活荷重	1

- 注 1：無償 ただし災害箇所のみ  
 2：輸送架設は地方公共団体負担  
 3：保管する地域整備局長経由大臣あて申請

### (2) 民間が保有する応急組立橋

	保管場所	種類	支間長	幅員	設計荷重	保有数
長野県橋梁建設協会	長野 (トライアン(株))	PL ガーダ	6～7m	4.0m	A活荷重	1
	松本 (株)宮地鉄工所)	PL ガーダ	14～44m	2.0m～	B活荷重	多数
綿半鋼機インテック(株)	塩尻	PL ガーダ	24m	4.0m	TL-20	1
	塩尻	PL ガーダ	18m	4.0～8.0m	B活荷重	1
	塩尻	PL ガーダ	15m	4.0～8.0m	B活荷重	1～2
松尾エンジニアリング(株)	千葉県	トラス	14～54m	4.0～8.0m	B活荷重	多数
	千葉県	単純鉸桁	12～28m	4.0m～	B活荷重	多数
ヒロセ(株)	北海道・大阪府	トラス	3～69m	4.0～8.0m	B活荷重	多数
	北海道・大阪府	PL ガーダ	13.4～29.4m	2.0m～	B活荷重	多数
(株)横河ブリッジ	全国	単純鉸桁	14～36m	2.0m～	B活荷重	多数

資料08-9 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表

「H拠」・・・拠点ヘリポート  
 「物拠」・・・物資輸送拠点

No.	所在地		ヘリポート等の名称		施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ(m)		面積(m <sup>2</sup> )
	市町村名	住所	専用	名称		大型	中型	小型	長さ	幅	
H拠	佐久市	跡部65-1		佐久合同庁舎駐車場	佐久地域振興局長				58	100	
物拠	佐久市	跡部65-1		佐久合同庁舎公用車庫	佐久地域振興局長				35	5.5	
									40	11	
									20	10	
H拠	上田市	国分2034		千曲川市民緑地グランド	上田市長				90	120	
物拠	上田市	材木町1-2-6		上田合同庁舎	上田地域振興局長						3273
H拠	茅野市	玉川500		茅野市運動公園野球場	茅野市長				90	90	8,100
物拠	茅野市	宮川11395		茅野高等学校小体育館	茅野高等学校長				37	25.2	932.4
H拠	南箕輪村	2358-3		大芝公園陸上競技場	南箕輪村長				182	102	18,564
物拠	南箕輪村	2358-3		大芝公園	南箕輪村長						51.6ha
H拠	飯田市	三日市場1987		飯田運動公園グランド(多目的広場)	飯田市長				130	120	15,600
物拠	飯田市	三日市場1986		飯田運動公園弓道場	飯田市長				50	40	2,000
H拠	上松町	大字荻原1531		下河原町民運動場	上松町長				100	80	8,000
物拠	上松町	大字上松159-4		長野県木曾勤労者福祉センター(含駐車場)	上松町長				150	30	4,500
H拠	松本市	空港東8909		県営松本空港	長野県知事				60	70	4200
物拠	松本市	今井3443		松本平広域公園内体育館	松本建設事務所長				48.3	37.7	1,820
									34.4	21.7	746
H拠	大町市	常盤5640番地4		観音橋西	大町市長				50	30	1,500
物拠	大町市	常盤5638番地44		大町運動公園総合体育館	大町市教育委員会						2,185
H拠	長野市	篠/井東福寺2375-1		長野県消防学校校庭	長野県消防学校長				100	120	
物拠	長野市	篠/井東福寺2375-1		長野県消防学校体育館	長野県消防学校長						1,105
H拠	中野市	大字壁田955		北信合同庁舎	北信地域振興局長				86	60	5,160
物拠	中野市	大字壁田955		北信合同庁舎	北信地域振興局長				86	85	7,310

資料08-10 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表

「H拠1」……災害対策用ヘリポートのうち「拠点ヘリポート」  
 「1」……災害対策用ヘリポートのうち「その他のヘリポート」  
 「物拠1」……物資輸送拠点

No.	所在地		ヘリポート等の名称		施設管理者又は占有者	施設規模			広さ(m)		面積(m <sup>2</sup> )
	市町村名	住所	専用	名称		大型	中型	小型	長さ	幅	
H拠1	小諸市	山浦4857-1		農林航空技術センター	セナ-長				90	90	8,100
H拠2	小諸市	甲1856		南城公園野球場	小諸市長				90	90	8,100
1	小諸市	柏木526		東小学校	学校長				100	80	8,000
2	小諸市	甲3150-2		坂の上小学校	学校長				120	75	9,000
3	小諸市	与良町2-6-1		野岸小学校	学校長				110	65	7,150
4	小諸市	山浦2955		千曲小学校	学校長				120	75	9,000
5	小諸市	御影新田1985		美南が丘小学校	学校長				120	100	12,000
6	小諸市	諸101-1		水明小学校	学校長				120	90	10,800
7	小諸市	加増3-5-1		東中学校	学校長				130	160	20,800
8	小諸市	丙357		芦原中学校	学校長				90	60	5,400
9	小諸市	甲4081-4		小諸高等学校	学校長				100	80	8,000
10	小諸市	乙323-2		小諸商業高等学校	学校長				110	80	8,800
11	小諸市	高峰高原1053		アサ2000A-カサ-場	総支配人				70	60	4,200
物拠1	小諸市	己2-173		小諸市総合運動場	小諸市長				150	80	12,000
H拠1	佐久市	下尾尾字中山寺ほか		平尾山公園一般駐車場	佐久市長				200	80	16,000
H拠2	佐久市	鳴瀬505-1		千曲川カ-交流広場	佐久市長				300	120	36,000
H拠3	佐久市	白田3124		白田総合運動公園多目的広場	佐久市長				120	240	28,800
H拠4	佐久市	塩名田1151-1		浅科総合グランド	佐久市長				110	96	10,560
H拠5	佐久市	望月1669-2		望月総合グランド	佐久市長				150	150	22,500
1	佐久市	安原1493-1		佐久市営グランド	佐久市長				100	100	10,000
2	佐久市	猿久保55		駒場公園多目的広場	佐久市長				90	60	5,400
3	佐久市	志賀5951-1		志賀小学校跡地	佐久市長				80	50	4,000
4	佐久市	桜井669		桜井小学校跡地	佐久市長				80	60	4,800
5	佐久市	内山5206-4		内山小学校跡地	佐久市長				90	90	8,100
6	佐久市	取出町455		県民佐久運動広場	佐久市長				200	90	18,000
7	佐久市	白田264-3		白田小学校グランド	学校長				100	122	12,200
8	佐久市	下越286-1		白田中学校グランド	学校長				100	130	13,000
9	佐久市	八幡1110-1		御牧原台地グランド	佐久市長				90	90	8,100
10	佐久市	甲2003-1		浅科小学校グランド	学校長				90	90	8,100
11	佐久市	八幡150		浅科中学校グランド	学校長				100	90	9,000
12	佐久市	協和6925		望月中学校グランド	学校長				100	100	10,000
13	佐久市	布施2151-3		旧布施小学校グランド	佐久市長				70	70	4,900
14	佐久市	春日2823		旧春日小学校グランド	佐久市長				90	90	8,100
15	佐久市	協和5229		望月小学校グランド	学校長				70	100	7,000
16	佐久市	望月276-1		望月高等学校グランド	学校長				90	70	6,300
物拠1	佐久市	猿久保55		長野県佐久創造館多目的体育館	長野県佐久創造館館長				90	60	5,400
物拠2	佐久市	取出町455		県民佐久運動広場屋内グランド-ホ-ル場	佐久市長				35	24	840
物拠3	佐久市	白田116-1		消防センター	佐久市長				30	10	300
物拠4	佐久市	塩名田1151-1		浅科総合グランド	佐久市長				110	96	10,560
物拠5	佐久市	望月1669-2		望月総合グランド	佐久市長				150	150	22,500
H拠1	佐久穂町	大字海瀬1981-4		海瀬総合グランド	佐久穂町長				120	90	10,800
1	佐久穂町	大字大日向1110		佐久東小学校グランド	佐久穂町長				60	45	2,700
2	佐久穂町	大字海瀬309-1		佐久中央小学校グランド	佐久穂町長				70	45	3,150
3	佐久穂町	大字高野町1802		佐久西小学校グランド	佐久穂町長				45	45	2,025
4	佐久穂町	大字畑267		八千穂中学校グランド	佐久穂町長				100	70	7,000
5	佐久穂町	大字畑220-1		八千穂小学校グランド	佐久穂町長				90	70	6,300
6	佐久穂町	大字八郎2049-622		松井グランド	佐久穂町長				80	70	5,600
物拠1	佐久穂町	大字畑1819-3		千ヶ日向グランド	佐久穂町長				110	90	9,900
H拠1	小海町	大字豊里322-2		旧北牧小学校校庭	小海町				95	70	6,650
1	小海町	大字小海4193-1		小海中学校校庭	小海町				120	100	12,000
2	小海町	大字小海4588-1		小海所小学校校庭	小海町				80	60	4,800
3	小海町	大字豊里5093		小海町総合グランド	小海町				200	110	22,000
4	小海町	大字小海7788-1		親川多目的グランド	小海町				100	70	7,000
物拠1	小海町	大字豊里58-7		小海町役場駐車場	小海町				45	20	900
H拠1	川上村	大字大深山495		村営大深山グランド	川上村教育委員会				80	90	7,200
H拠2	川上村	大字大深山348-9		川上村文化センター駐車場	川上村教育委員会				50	100	5,000
1	川上村	大字梓山		村営梓湖グランド	川上村教育委員会				90	120	10,800
物拠1	川上村	大字大深山495		村民体育館	川上村教育委員会						1,345
H拠1	南牧村	野辺山79-2		南牧村総合グランド	南牧村長				110	90	11,900
1	南牧村	海ノ口804		南牧北小学校グランド	南牧村長				70	50	4,500
2	南牧村	板橋988-2		南牧南小学校グランド	南牧村長				140	90	14,600
3	南牧村	海ノ口1183		南牧中学校グランド	南牧村長				110	60	7,700
4	南牧村	板橋		南牧村八ヶ岳ふれあい公園	南牧村長				85	35	32,000
物拠1	南牧村	野辺山170-2		南牧村社会体育館	南牧村長				30	30	1,758
H拠1	南相木村	南相木村5416-1		南相木村総合グランド	南相木村長				100	100	10,000
1	南相木村	南相木村2925-1		南相木小学校校庭	学校長				100	60	6,000
物拠1	南相木村	南相木村3516-1		南相木村消防団拠点施設	南相木村長						287
H拠1	北相木村	北相木村2280		カク-リ-ひろば	北相木村長				70	70	
物拠1	北相木村	北相木村2280		村民センター交流センター	北相木村長						
H拠1	軽井沢町	大字長倉2454		軽井沢中学校グランド	学校長				110	80	8,800
1	軽井沢町	大字長倉1706-8		軽井沢消防署	署長				40	40	1,600
2	軽井沢町	大字軽井沢1249		軽井沢東部小学校グランド	学校長				80	80	6,400
3	軽井沢町	大字長倉3734		軽井沢中部小学校グランド	学校長				70	110	7,700
4	軽井沢町	大字追分1136		軽井沢西部小学校グランド	学校長				120	80	9,600
5	軽井沢町	大字飛地1154-6		風越公園グランド	施設管理者				120	100	12,000
6	軽井沢町	大字追分1148-4		早稲田大学軽井沢セ-ルス	施設管理者				90	70	6,300
物拠1	軽井沢町	大字長倉2367-2		軽井沢町屋内多目的運動場	社会福祉協議会				36	25	900
H拠1	御代田町	大字御代田4107-42		御代田町営グランド	御代田町長				134	153	12,600
1	御代田町	大字御代田4107-41		御代田南小学校校庭	学校長				130	80	11,946
2	御代田町	大字馬瀬口1935		御代田北小学校校庭	学校長				100	120	10,322
3	御代田町	大字御代田2718		御代田中学校校庭	学校長				90	120	10,950
4	御代田町	大字御代田2505-2		龍神の社公園(のびのび広場)	御代田町長				100	50	5,329
物拠1	御代田町	大字塩野3024		やまゆり公園グランド	御代田町長				100	100	10,000
H拠1	立科町	大字山部353-1		権現山運動公園多目的グランド	立科町長				100	150	15,000
1	立科町	大字芦田3700		立科小学校校庭	学校長				75	100	7,500
2	立科町	大字芦田3265-1		立科中学校校庭	学校長				100	100	10,000
3	立科町	大字芦田3652		夢科高等学校校庭	学校長				70	90	6,300
4	立科町	大字芦田ノ野991-1		女神湖多目的運動場しらかば1530	立科町長				200	120	24,000
物拠1	立科町	大字山部353-1		権現山運動公園多目的グランド	立科町長				100	150	15,000
H拠1	上田市	国分2034		千曲川市民緑地グランド(上堀河川敷グランド)	上田市長				260	90	23,400
H拠2	上田市	下之祭330		上田古戦場公園多目的グランド	上田市長				120	130	15,600
H拠3	上田市	御嶽堂1-1		丸子総合グランド	上田市長				164	115	18,860
H拠4	上田市	真田町長7220-1		真田運動公園グランド	上田市長				85	110	9,350
H拠5	上田市	上武石476-5		武石総合グランド	上田市長				130	85	11,050
1	上田市	二の丸4-58		市営陸上競技場	上田市長				180	80	14,400
2	上田市	下之郷乙935		自然運動公園多目的グランド	上田市長				125	95	11,875
3	上田市	芳田3780-4		市民の森公園多目的グランド	上田市長				100	100	10,000
4	上田市	上塩尻623		アツ-サ-駐車場	上田市長				104	43	4,472
5	上田市	下塩尻1040-4		塩尻河川敷グランド	上田市長				85	75	6,375

資料08-10 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表

「H拠点」……災害対策用ヘリポートのうち「拠点ヘリポート」  
 「1」……災害対策用ヘリポートのうち「その他のヘリポート」  
 「物拠点」……物資輸送拠点

No.	所在地		ヘリポート等の名称	施設管理者又は占有者	施設規模			広さ(m)		面積(m2)
	市町村名	住所			専用	大型	中型	小型	長さ	
6	上田市	諏訪形	諏訪形河川敷グランド	上田市長				230	92	21,160
7	上田市	中之条1011-45	古舟河川敷グランド	上田市長				92	87	8,004
8	上田市	小泉	半過河川敷グランド	上田市長				120	90	10,800
9	上田市	小泉2575-2	半過ヘリポート	上田市長		○		40	40	1,600
10	上田市	腰越418-3	依田窪グランド駐車場	上田市長				116	53	6,148
11	上田市	中丸子1821-2	八木グランド	上田市長				57	43	2,451
12	上田市	菅平高原1223-2050	菅平高原市営第2グランド	上田市長				100	90	9,000
13	上田市	菅平高原1223-1751	グリーンフィールド	上田市長				100	90	9,000
14	上田市	武石上本人2469	練馬区武石少年自然の家グランド	練馬区長				80	80	6,400
物拠点1	上田市	常磐城1-1-30	上田城跡公園第二体育館	上田市長				60	60	3,600
物拠点2	上田市	御嶽堂1-1	丸子総合体育館	上田市長				60	40	2,400
物拠点3	上田市	真田町長7199-1	真田中央公民館	上田市長				60	40	2,400
物拠点4	上田市	上武石2	武石体育館	上田市長				58	325	18,850
H拠点1	東御市	東御市鞍掛188	東御中央公園グランド	東御市長				100	160	16,000
H拠点2	東御市	東御市八重原1807-1	八重原グランド	東御市長				110	90	9,900
物拠点1	東御市	東御市鞍掛163-1	東御中央公園第二体育館	東御市長				28	36	1,008
物拠点2	東御市	東御市八重原1807-1	芸術むら憩いの家	東御市長				21	13	273
H拠点1	長和町	長久保554	長久保グランド	長和町長				90	85	7,650
H拠点2	長和町	和田4291-1	湯遊パークグランド	長和町長				100	150	15,000
1	長和町	大門1551	大門グランド	長和町長				80	70	5,600
2	長和町	古町2803	古町グランド	長和町長				80	70	5,600
3	長和町	長久保428-1	長門小学校校庭	学校長				85	100	8,500
4	長和町	和田1664	和田小学校校庭	学校長				58	70	4,060
5	長和町	和田1655-1	和田中学校校庭	学校長				82	45	3,690
物拠点1	長和町	長久保455	町民体育館	長和町長				45	35	1,575
物拠点2	長和町	和田4300-1	湯遊パーク体育館	長和町長				47	35	1,645
H拠点1	青木村	大字村松152の1	総合グランド	青木村教育委員会				90	100	9,000
1	青木村	大字田沢92	青木小学校校庭	青木小学校				70	90	6,300
2	青木村	大字村松1840	青木中学校校庭	青木中学校				70	70	4,900
物拠点1	青木村	大字田沢3267	総合体育館	青木村教育委員会				44	34	1,496
H拠点1	岡谷市	10020-11番地	岡谷市民湖畔広場	岡谷市長				140	50	7,000
1	岡谷市	神明町1-1-1	岡谷市営球場	岡谷市長				30	80	2,400
2	岡谷市	長地柴宮1-9-13	岡谷東部中学校	岡谷市長				130	50	6,500
3	岡谷市	神明町2-10-3	岡谷工業高等学校	学校長				120	60	7,200
物拠点1	岡谷市	南宮3-2-1	岡谷市民総合体育館	岡谷市長						3,028
H拠点1	諏訪市	清水3-3663-4	清水町野球場	諏訪市長						13,000
1	諏訪市	豊田754-5	諏訪市中央公園横ヘリポート	諏訪市長				70	50	3,500
2	諏訪市	高島1-29-1	諏訪市立城南小学校校庭	諏訪市長				50	40	2,000
3	諏訪市	高島3-1201-34	諏訪湖3つホールグランド	諏訪市長				70	50	3,500
4	諏訪市	湖南4982-3	諏訪市立諏訪西中学校校庭	諏訪市長				100	60	6,000
物拠点1	諏訪市	清水3-3663-4	清水町体育館	諏訪市長				35	30	2,450
物拠点2	諏訪市	豊田754-5	諏訪市中央公園横ヘリポート	諏訪市長				70	50	3,500
H拠点1	茅野市	玉川500番地	茅野市運動公園陸上競技場	茅野市長				100	80	8,000
1	茅野市	塚原1-10-6	永明中学校グランド	学校長						14,905
2	茅野市	宮川11288	長峰中学校グランド	学校長						18,154
3	茅野市	玉川10030	東部中学校グランド	学校長						13,489
4	茅野市	湖東5643	北部中学校グランド	学校長						19,016
5	茅野市	金沢1141	金沢小学校グランド	学校長						11,718
物拠点1	茅野市	玉川500番地	茅野市運動公園総合体育館	茅野市長						7,260
H拠点1	下諏訪町	字赤砂崎10944	赤砂崎公園	下諏訪町長				100	100	10,000
H拠点2	下諏訪町	清水町4679-1	下諏訪町陸上競技場	下諏訪町長				140	50	7,000
物拠点1	下諏訪町	西鷹野町4611-11	下諏訪体育館	下諏訪町長				43	32	1,376
H拠点1	富士見町	富士見3330	富士見高等学校校庭	学校長				130	70	9,100
1	富士見町	富士見4654	富士見中学校校庭	学校長				90	60	5,400
2	富士見町	境8941	境小学校校庭	学校長				80	50	4,000
物拠点1	富士見町	落合10039-4	町民センター	富士見町長						延床1,445
H拠点1	原村	17217-1730	樫の木荘グランド	原村長				100	135	13,500
1	原村	6585	原小学校グランド	学校長				115	185	21,275
2	原村	6656	原中学校グランド	学校長				95	134	12,730
物拠点1	原村	17217-1729	原村中央高原屋内ゲートボール場	原村長				26	40	1,040
H拠点1	伊那市	荒井4558-1	富士塚スポーツ公園	伊那市振興公社				150	115	17,250
H拠点2	伊那市	美鷲7310-123	美鷲スポーツ公園	伊那市振興公社				98	97	9,506
H拠点3	伊那市	長谷黒河内219	美和湖公園(北側)	伊那市振興公社				151	105	15,855
1	伊那市	西町5810	陸上競技場	伊那市振興公社				100	73	7,300
2	伊那市	下新田	天竜川三峰川合流点	天竜川上流河川事務所				83	47	3,901
3	伊那市	富巣5158-1	三峰川榎原河川公園	伊那市長				63	38	2,394
4	伊那市	富巣1777-4	富巣山総合グランド	上新山区長				70	50	3,500
5	伊那市	高遠町東高遠2035-1	高遠城跡公園運動場	伊那市長				119	67	7,973
6	伊那市	高遠町長藤4410	高遠北小学校	学校長				84	76	6,384
7	伊那市	高遠町藤沢3303	藤沢運動場	藤沢管理委員会				83	56	4,648
8	伊那市	高遠町山室2018	三義運動場	三義区長会				59	44	2,596
9	伊那市	長谷非持656	長谷総合グランド	伊那市振興公社				95	70	6,650
10	伊那市	長谷市野瀬387-1	伊那里グランド	伊那市振興公社				40	38	1,520
物拠点1	伊那市	東春近9652	原新田防災倉庫	伊那市長						39
物拠点2	伊那市	高遠町西高遠1644-1	高遠総合福祉センター	伊那市振興公社						2,119
物拠点3	伊那市	長谷1394	長谷総合支所	伊那市長						798
H拠点1	駒ヶ根市	赤須町15895-1	駒ヶ根市営運動場	駒ヶ根市長				120	100	12,000
1	駒ヶ根市	赤穂4704-1	赤穂中学校校庭	学校長				144	95	13,680
2	駒ヶ根市	赤穂24-275	早稲田実業学校グランド	早稲田実業学校長				178	165	29,370
3	駒ヶ根市	東伊那963	東中学校校庭	学校長				103	110	11,330
4	駒ヶ根市	中沢8111-7	駒ヶ根市中山運動場	駒ヶ根市長				74	65	4,810
5	駒ヶ根市	中沢4266-3	駒ヶ根市中沢農村交流広場 多目的運動場	駒ヶ根市長				96	96	9,216
6	駒ヶ根市	赤穂11041-4	赤穂高等学校校庭	学校長				110	140	15,400
物拠点1	駒ヶ根市	赤須町20-2	駒ヶ根市民体育館	駒ヶ根市長				35	47	1,645
H拠点1	辰野町	樋口2396	荒神山陸上競技場	辰野町長				177	94	16,638
1	辰野町	小野1164	組合立両小野小学校校庭	両小野小学校				46	76	3,496
2	辰野町	横川13369	川島小学校校庭	学校長				74	78	5,772
3	辰野町	伊那富2812	辰野西小学校校庭	学校長				59	88	5,192
4	辰野町	平出1888	辰野中学校校庭	学校長				80	142	11,360
5	辰野町	伊那富9573-2	富士山グランド	辰野町長				57	100	5,700
6	辰野町	辰野1425-2	丸山球場	辰野町長				100	100	10,000
物拠点1	辰野町	樋口2396	辰野町民体育館	辰野町長				50	40	2,000
H拠点1	箕輪町	三日町2235-1	番場原公園(第2グランド)	箕輪町長				100	91	9,100
H拠点2	箕輪町	中箕輪6947-1	町営上古田運動場	箕輪町長				97	95	9,215
物拠点1	箕輪町	中箕輪8462	町民体育館	箕輪町長				35.5	28.2	999
物拠点2	箕輪町	中箕輪2073	町ながたどム	箕輪町長				60.3	36.3	2,189
H拠点1	飯島町	七久保2589-14	柏木運動場	飯島町長				150	90	13,500
1	飯島町	飯島2436-1	飯島運動場	飯島町長				100	100	10,000
2	飯島町	飯島2442-4	飯島体育館	飯島町長				31	31	961

資料08-10 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表

「H拠1」……災害対策用ヘリポートのうち「拠点ヘリポート」  
 「1」……災害対策用ヘリポートのうち「その他のヘリポート」  
 「物拠1」……物資輸送拠点

No.	所在地		専用	ヘリポート等の名称 名称	施設管理者又は占有者	施設規模			広さ(m)		面積(m2)
	市町村名	住所				大型	中型	小型	長さ	幅	
物拠1	飯島町	七久保2589-10		B&G海洋センター	飯島町長				30	23	690
H拠1	南箕輪村	2380-162		村宮富士塚運動場	南箕輪村長				210	110	23,100
1	南箕輪村	4795-11		南箕輪小学校校庭	学校長				100	75	7,500
2	南箕輪村	3155-1		南箕輪中学校グランド	学校長				110	80	8,800
3	南箕輪村	9110-2		上伊那農業高校校庭	上伊那農業高校長				232	133	30,856
4	南箕輪村	8304-1		信州大学農学部グランド	信州大学農学部長				200	100	20,000
5	南箕輪村	8306-986		南部小学校校庭	学校長				116	77	8,932
物拠1	南箕輪村	2880-1079		南箕輪村松寿荘	南箕輪村長						1,176
H拠1	中川村	片桐4742		村民グランド	中川村長				110	100	11,000
1	中川村	片桐4580		中川中学校グランド	学校長				120	80	9,600
物拠1	中川村	片桐4711		カアリーナ	中川村長				54	38	2,052
H拠1	宮田村	1882-14		宮田球場	宮田村長				95	95	9,025
1	宮田村	98		宮田村中央グランド	宮田村長				90	90	8,100
2	宮田村	6138-18		宮田村つじが丘グランド	宮田村長				90	90	8,100
3	宮田村	3474		宮田中学校校庭	学校長				100	120	12,000
物拠1	宮田村	1956-10		宮田村農業者トレーニングセンター	宮田村長						1,323
H拠1	飯田市	三日市場1986		飯田運動公園	飯田市長				130	120	15,600
H拠2	飯田市	松尾明7444-2		飯田市総合運動場	飯田市長				160	100	16,000
H拠3	飯田市	上村11-1		大平グランド	飯田市長				100	100	10,000
1	飯田市	水の手町3000		城下グランド	飯田市長				135	135	18,225
2	飯田市	丸山町4-5518-1		県民飯田運動広場	飯田市長				150	100	15,000
3	飯田市	千代952		千代運動場	飯田市長				100	100	10,000
4	飯田市	上郷黒田3840-312		山田運動場	飯田市長				100	100	10,000
5	飯田市	座光寺6565-11-6		座光寺河川敷運動場	飯田市長				100	100	10,000
6	飯田市	上久堅4510		上久堅運動場	飯田市長				100	90	9,000
7	飯田市	竹佐377		山本運動場	飯田市長				100	80	8,000
8	飯田市	伊豆木3778		三穂小学校グランド	学校長				80	80	6,400
9	飯田市	桐林336		竜丘小学校グランド	学校長				100	65	6,500
10	飯田市	毛賀426		緑ヶ丘中学校グランド	学校長				75	60	4,500
11	飯田市	松尾代田610		飯田女子短期大学グランド	飯田女子短期大学学長				100	70	7,000
12	飯田市	座光寺1717-3		座光寺小学校グランド	学校長				135	90	12,150
13	飯田市	川路3477-1		川路小学校グランド	学校長				80	70	5,600
14	飯田市	今宮町2-113-1		丸山小学校グランド	学校長				80	50	4,000
15	飯田市	鼎上山2582		鼎中学校グランド	学校長				70	70	4,900
16	飯田市	上郷黒田450		飯田高等学校グランド	学校長				110	110	12,100
17	飯田市	正永町1-1215		飯田西中学校グランド	学校長				100	70	7,000
18	飯田市	下久堅知久平940-1		下久堅小学校グランド	学校長				80	80	6,400
19	飯田市	龍江3591-1		龍江小学校グランド	学校長				90	60	5,400
20	飯田市	千代3166-2		千代小学校グランド	学校長				100	60	6,000
21	飯田市	虎岩528		下久堅運動場	飯田市長				90	70	6,300
22	飯田市	鼎古古熊2535		飯田OIDE長姫グランド	学校長				100	120	12,000
23	飯田市	上村1250-1		はんば亭駐車場	飯田市長				50	20	1,000
24	飯田市	南信濃和田950		遠山中学校グランド	学校長				100	100	10,000
25	飯田市	南信濃木沢292-20		遠山防災ヘリポート	飯田市長				50	50	2,500
26	飯田市	南信濃八重河内160		南信濃総合グランド	飯田市長				100	100	10,000
27	飯田市	南信濃八重河内204-1先		中川原河川敷ヘリポート	長野県				50	50	2,500
物拠1	飯田市	三日市場1986		飯田運動公園弓道場	飯田市長				50	40	2,000
物拠2	飯田市	松尾明7444-2		飯田勤労者体育センター	飯田市長				160	100	16,000
物拠3	飯田市	上村11-1		大平研修センター	飯田市長						792
H拠1	松川町	元大鳥2891-3		松川町運動公園グランド	松川町長				120	100	12,000
1	松川町	元大鳥3293		松川中学校校庭	松川中学校				140	130	18,200
2	松川町	上片桐2250		松川町民グランド	松川町長				110	95	10,450
3	松川町	生田5940		生田グランド	松川町長				65	70	4,550
物拠1	松川町	元大鳥3592-2		松川町町民体育館	松川町長				60	50	3,000
物拠2	松川町	上片桐		上片桐改善センター	松川町長				40	30	1,200
物拠3	松川町	生田		生田共同福祉施設	松川町長				30	25	750
H拠1	高森町	下市田2200-23		高森中学校グランド	高森町教育委員会				130	185	24,000
1	高森町	下市田2303		高森南小学校グランド	高森町教育委員会				140	115	16,100
2	高森町	山吹3727-2		高森北小学校グランド	高森町教育委員会				95	75	7,100
物拠1	高森町	下市田2324		高森町民グランド	高森町教育委員会				85	105	8,900
H拠1	阿南町	西條2345		阿南町総合グランド	阿南町長				130	110	14,300
1	阿南町	富草3920		富草小学校校庭	富草小学校校長				50	45	2,250
2	阿南町	北條2237		阿南高等学校校庭	学校長				80	80	6,400
3	阿南町	東條435		阿南第一中学校校庭	学校長				127	70	8,890
4	阿南町	東條1415		大下条小学校校庭	学校長				60	80	4,800
5	阿南町	新野1310		阿南第二中学校校庭	学校長				100	90	9,000
6	阿南町	富草4057		阿南町富草総合グランド	阿南町長				110	110	12,100
7	阿南町	新野3728-173、174		新野A棟	阿南町長				20	20	400
8	阿南町	富草6128		浅野A棟	阿南町長				20	20	368
9	阿南町	和合897-8		上和合A棟	阿南町長				20	20	390
10	阿南町	北条2009-1		阿南病院	病院長				21	21	441
11	阿南町	富草8928、8930		横林A棟	阿南町長				20	20	400
物拠1	阿南町	西條2360		阿南町民体育館	阿南町長				30	20	600
H拠1	阿智村	春日1711-1		阿智高等学校グランド	学校長				147	147	21,609
H拠2	阿智村	伍和483-2		阿智村運動公園	阿智村長				108	108	11,664
H拠3	阿智村	浪合1291		浪合村民グランド	阿智村長				100	99	9,900
H拠4	阿智村	智里4259-234		阿智村民グランド	阿智村長				100	100	10,000
H拠5	阿智村	清内路3016-1		自然園グランド	阿智村長				100	100	10,000
H拠6	阿智村	清内路700-1		清内路小学校グランド	阿智村長				30	30	900
H拠7	阿智村	清内路762-1		清内路中学校グランド	阿智村長				30	30	900
物拠1	阿智村	駒場483		阿智村ミニテニールーム(役場)	阿智村長				20	10	200
物拠2	阿智村	浪合1018		浪合A棟(支所)	阿智村長						275
物拠3	阿智村	清内路375-1		阿智村清内路公民館(支所)	阿智村長				20	15	300
物拠4	阿智村	伍和173		阿智中学校	阿智村長				100	100	10,000
物拠5	阿智村	春日1711-1		阿智高等学校体育館	学校長						
物拠6	阿智村	駒場143		阿智第一小学校体育館	阿智村長				36	22	792
物拠7	阿智村	伍和4555		阿智村伍和公民館	阿智村長				15	10	150
H拠1	平谷村	1109		平谷村総合グランド	平谷村長				120	80	9,600
物拠1	平谷村	1088		平谷村ふれあいセンター	平谷村長				21	10	210
H拠1	根羽村	103-1		山村広場	根羽村長						9,046
物拠1	根羽村	104-1		根羽村トレーニングセンター	根羽村長						1,092
H拠1	下條村	睦沢8524		下條村民グランド	下條村長						110*100
1	下條村	睦沢8690-1		下條中学校グランド	学校長						100*100
2	下條村	睦沢8844-1		下條小学校グランド	学校長						100*50
物拠1	下條村	睦沢8537		下條海洋センター	下條村長						1102㎡
H拠1	売木村	1988-1		うるぎ村A棟	売木村				80	30	2,400
H拠2	売木村	45-50		こまどりの湯駐車場	売木村				40	50	2,000
H拠3	売木村	1-865		うるぎ自然休養村センターグランド	売木村				100	80	8,000
物拠1	売木村	1-92		うるぎ自然休養村センター	売木村						

資料08-10 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表

「H拠1」……災害対策用ヘリポートのうち「拠点ヘリポート」  
 「1」……災害対策用ヘリポートのうち「その他のヘリポート」  
 「物拠1」……「物資輸送拠点」

No.	所在地		ヘリポート等の名称 名称	施設管理者又は占有者	施設規模			広さ(m)		面積(m <sup>2</sup> )
	市町村名	住所			専用	大型	中型	小型	長さ	
H拠1	天龍村	平岡1192	天龍中学校校庭	学校長				120	52	6,240
1	天龍村	平岡1105	天龍村民体育館	天龍村長				56	47	2,632
2	天龍村	長島750-10	和知野川キャンプ場簡易宿泊施設	天龍村長				16	24	384
3	天龍村	神原3638	向方村民グランド	向方区長				50	50	2,500
4	天龍村	平岡471-1	天龍小学校校庭	学校長				66	50	3,300
5	天龍村	長島750-10	和知野川キャンプ場	天龍村長				120	30	3,600
6	天龍村	長島375-1	松島ヘリポート	天龍村長						
7	天龍村	神原1252-2	ニセグヘリポート	天龍村長				30	58	1,740
物拠1	天龍村	平岡1234-2	天龍村文化センターなんでも館	天龍村教育委員会				27	55	1,485
H拠1	泰皇村	3164-1	山村広場グランド	泰皇村長				130	120	15,600
H拠2	泰皇村	6221-5	学校グランド	泰皇村長				120	80	9,600
H拠3	泰皇村	3817-2	旧北小グランド	泰皇村長				70	60	4,200
物拠1	泰皇村	3420-1	泰皇村総合体育館	泰皇村長				37	33	1,221
H拠1	喬木村	1459	喬木村運動公園グランド	喬木村長				110	110	12,100
1	喬木村	5797	喬木村芝グランド	喬木村長				70	60	4,200
2	喬木村	1548	喬木第一小学校グランド	学校長				130	90	11,700
3	喬木村	13532	喬木第二小学校グランド	学校長				50	70	3,500
4	喬木村	1562-2	喬木中学校	学校長				140	90	12,600
物拠1	喬木村	938-2	第一社会体育館	喬木村長				30	25	750
H拠1	豊丘村	河野8912-2先	河野河川敷グランド	国土交通省				120	80	9,600
H拠2	豊丘村	神福5081-1	豊丘村民グランド	教育委員会				100	100	10,000
H拠1	大鹿村	大河原4340	大西ヘリポート	大鹿村長				90	50	4,000
H拠2	大鹿村	大河原4332-2	大鹿村総合グランド	大鹿村長				50	100	13,000
物拠1	大鹿村	大河原354	大鹿村役場ヘリポート	大鹿村長				30	25	900
H拠1	木曾町	新開水沢129-1	県民木曾運動広場	木曾町教育委員会				120	110	13,200
H拠2	木曾町	日義3,622	日義野球場	木曾町教育委員会				90	90	8,100
H拠3	木曾町	開田高原西野586	旧開田中学校校庭	木曾町長				105	95	9,975
H拠4	木曾町	三岳沢10,823	三岳野球場	木曾町教育委員会				130	180	23,400
1	木曾町	新開杭/原3,984-0	木曾福島野球場	木曾町教育委員会				90	80	7,200
2	木曾町	福島4,682-1	木曾青峰高等学校第2グランド	学校長				100	90	9,000
3	木曾町	日義1,795	日義小中学校校庭	学校長				80	60	4,800
4	木曾町	開田高原西野3,127	駒背グランド	西野公民館長				85	75	6,375
5	木曾町	開田高原西野5,227-65	開田高原体育館	木曾町教育委員会				130	115	14,950
6	木曾町	開田中学校校庭	開田中学校校庭	学校長				105	100	10,500
7	木曾町	開田高原末川12,776	開田小学校校庭	学校長				70	70	4,900
8	木曾町	三岳下殿6,634-1	三岳小中学校校庭	学校長				54	100	5,400
9	木曾町	三岳神王原	神王原	木曾町長				13	30	390
10	木曾町	三岳湖山3,772-1	太陽の丘公園	木曾町長				110	70	7,700
物拠1	木曾町	新開4,110	福島中学校(校庭)	学校長				100	80	8,000
物拠2	木曾町	日義3,623	日義体育館(日義野球場)	木曾町教育委員会				90	90	8,100
物拠3	木曾町	開田高原西野618	開田母子健康センター	木曾町長				30	15	450
物拠4	木曾町	三岳下殿6,608-1	三岳小学校体育館(小中学校校庭)	学校長				54	100	5,400
H拠1	上松町	大字萩原1531	下河原町民運動場	上松町長				100	80	8,000
1	上松町	大字上松1757-1	上松中学校校庭	学校長				80	120	9,600
2	上松町	大字上松709	上松小学校校庭	学校長				60	100	6,000
3	上松町	大字上松1917	天狗山公園	上松町長				60	60	3,600
4	上松町	大字小川13808-1	関西電力ヘリポート	関西電力(株)木曾電力所主任				50	50	2,500
5	上松町	大字小川	滑川第4床固工広場	国土交通省多治見砂防国道事務所				100	60	6,000
物拠1	上松町	大字上松159-4	長野県木曾労働者福祉センター(含駐車場)	上松町長				150	30	4,500
H拠1	南木曾町	吾妻110-6	総合グランド	南木曾町長				130	100	10,600
1	南木曾町	読書2937-45	蘇南高等学校校庭	学校長				156	84	12,102
2	南木曾町	読書1942-2	南木曾中学校校庭	学校長				100	90	9,443
物拠1	南木曾町	吾妻52-4	南木曾会館	南木曾町長						1,240
H拠1	木祖村	大字藪原1191番地1	木祖村役場前駐車場	木祖村長				200	150	30,000
1	木祖村	大字藪原461番地	村立木祖中学校	木祖村長				150	120	18,000
2	木祖村	大字藪原1563番地	村立木祖小学校	木祖村長				150	120	18,000
3	木祖村	-	大原ヘリポート	独立行政法人水資源機構				23	19	437
物拠1	木祖村	大字藪原1191番地1	木祖村役場前駐車場	木祖村長				200	150	30,000
H拠1	王滝村	下条2753	王滝中学校校庭	学校長				70	50	3,500
1	王滝村	野04713-2	松原緑ヶ丘公園	王滝村長				200	115	23,000
2	王滝村	八海山922-1	八海山駐車場	王滝村長				80	50	4,000
3	王滝村	3159-3	御岳高原ヘリポート	王滝村長				25	20	500
4	王滝村	大又3152-1	大又フェルト	王滝村長				25	20	500
5	王滝村	小川4093	小川フェルト横駐車場	王滝村長				25	20	500
6	王滝村	崩越1036-9	崩越フェルト	王滝村長				30	20	600
7	王滝村	二子持	二子持ヘリポート	水資源機構				24	24	576
8	王滝村	滝越5004	滝越グランド	王滝村長				40	20	800
物拠1	王滝村	上条3557	王滝村民体育館	王滝村長						1,200
H拠1	大桑村	殿1-58	大桑村緑ヶ丘公園	大桑村長				160	100	18,000
1	大桑村	長野873-2	大桑中学校校庭	学校長				100	90	10,000
2	大桑村	野尻2099-1	大桑小学校校庭	学校長				65	45	7,000
物拠1	大桑村	殿1-58	大桑村緑ヶ丘公園	大桑村長				160	100	18,000
H拠1	松本市	高宮西1-1	陸上自衛隊松本駐屯地	松本駐屯地司令				70	80	5,600
H拠2	松本市	空港東8909	県営松本空港	長野県知事				60	70	4,200
H拠3	松本市	会田2920	四賀運動場	松本市長				100	100	10,000
H拠4	松本市	奈川2281	奈川小中学校校庭	松本市長				90	70	6,300
H拠5	松本市	安曇964	安曇小中学校校庭	学校長				60	80	4,800
H拠6	松本市	梓川傍4262-1	地域休養施設運動広場	松本市長				100	100	10,000
H拠7	松本市	波田4417-178	波田中央運動広場	松本市長				90	70	6,300
1	松本市	今井(中沢橋上流)	鎮川緑地	長野県知事				60	80	4,800
2	松本市	奈川1580	旧奈川保育園庭	松本市長				40	30	1,200
3	松本市	奈川3301	文化センター駐車場	松本市長				35	30	1,050
4	松本市	奈川1044-16	奈川木曾路原体育館前	松本市長				79	38	3,002
5	松本市	安曇2741	安曇保育園庭	松本市長				40	40	1,600
6	松本市	安曇3878	大野川小中学校校庭	学校長				60	100	6,000
7	松本市	安曇4306-3	鈴蘭橋駐車場	松本市長				60	80	4,800
8	松本市	安曇4162-1	沢渡駐車場	松本市長				60	80	4,800
9	松本市	安曇115-に林小班	上高地玄文沢	環境省				60	80	4,800
10	松本市	安曇4171-2	沢渡ヘリポート	松本市長				20	20	400
11	松本市	安曇4194-2	白骨ヘリポート	松本市長				20	20	400
12	松本市	梓川梓7102	梓川ふるさと公園多目的グランド	松本市長				110	120	13,200
物拠1	松本市	島内1666-777	あずさセンターグランド	松本市長				145	145	21,025
物拠2	松本市	会田6-94	四賀体育館	松本市長				35	31	1,085
物拠3	松本市	奈川1044-16	奈川木曾路原体育館前	松本市長				100	100	10,000
物拠4	松本市	梓川梓8-16	梓川体育館	松本市長				35	32	1,120
物拠5	松本市	波田10098-1	波田体育館	松本市長				40	50	2,000
H拠1	塩尻市	広丘高出1486-194	中央緑ヶ丘公園運動広場	塩尻市教育委員会				139	92	12,788
H拠2	塩尻市	奈良井1037-3	榎川中学校校庭	学校長				135	80	10,800
1	塩尻市	大小屋61	塩尻中学校校庭	学校長				120	100	12,000

資料08-10 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表

「H拠1」……災害対策用ヘリポートのうち「拠点ヘリポート」  
 「1」……災害対策用ヘリポートのうち「その他のヘリポート」  
 「物拠1」……物資輸送拠点

No.	所在地		ヘリポート等の名称		施設管理者又は占有者	施設規模			広さ(m)		面積(m <sup>2</sup> )
	市町村名	住所	専用	名称		大型	中型	小型	長さ	幅	
2	塩尻市	片丘5366		片丘小学校校庭	学校長				100	70	7,000
3	塩尻市	広丘高出1486-194		中央ｽﾀｰｸ公園ｶｯﾌﾟ場	塩尻市教育委員会				110	65	7,150
4	塩尻市	広丘高出1486-193		桔梗小学校校庭	学校長				110	80	8,800
5	塩尻市	広丘高出1818-3		市営野球場	塩尻市教育委員会				150	130	19,500
6	塩尻市	広丘原新田116		広丘小学校校庭	学校長				100	80	8,000
7	塩尻市	広丘壱石457-1		広陵中学校校庭	学校長				120	85	10,200
8	塩尻市	広丘吉田1097-2		吉田小学校校庭	学校長				110	70	7,700
9	塩尻市	広丘吉田長者屋敷		長者原公園	塩尻市長				80	80	6,400
10	塩尻市	洗馬2524		洗馬小学校校庭	学校長				100	75	7,500
11	塩尻市	宗賀73		市営総合運動場	塩尻市教育委員会				180	120	21,600
12	塩尻市	宗賀2646		宗賀小学校校庭	学校長				120	80	9,600
13	塩尻市	北小野13389		両小野中学校校庭	学校長				115	70	8,050
14	塩尻市	木曾平沢1451-138		木曾榎川小学校校庭	学校長				116	75	8,700
15	塩尻市	賛川1216		信州リハビリテーション専門学校校庭	学校法人 松樹学園				80	80	6,400
物拠1	塩尻市	広丘高出1486-194		中央ｽﾀｰｸ公園	塩尻市教育委員会				139	92	12,788
物拠2	塩尻市	奈良井1064		榎川体育館	塩尻市教育委員会						1,100
H拠1	安曇野市	豊科南穂高4985		県民豊科運動広場	市教育委員会				123	117	14,391
H拠2	安曇野市	高家4882		豊科南部総合公園	安曇野市長				180	90	16,200
H拠3	安曇野市	穂高牧1928		牧運動場	市教育委員会				120	70	8,400
H拠4	安曇野市	三郷明盛4775		三郷文化公園ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	市教育委員会				93	93	8,649
H拠5	安曇野市	堀金三田3570-1		堀金総合運動場	市教育委員会				105	100	10,500
H拠6	安曇野市	明科中川手6857-1		押野山土取り跡地	安曇野市長				160	100	16,000
1	安曇野市	豊科3100		長野県立こども病院ヘリポート	長野県立こども病院				20	20	400
2	安曇野市	豊科田沢5626		豊科東小学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	学校長				90	65	5,850
3	安曇野市	穂高柏原2814-5		西穂高運動場	市教育委員会				108	88	9,504
4	安曇野市	明科中川手2666		明科中学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	学校長				120	67	8,040
5	安曇野市	明科中川手2481-99		御宝田多目的ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	市教育委員会				105	95	9,975
6	安曇野市	明科東川手14540		明科上生野農村公園	安曇野市長				70	70	4,900
物拠1	安曇野市	豊科南穂高2866		豊科勤労者ｽﾀｰｸ施設	市教育委員会						1,152
物拠2	安曇野市	穂高牧1900-1		牧体育館	市教育委員会						742
物拠3	安曇野市	三郷明盛4775		三郷文化公園体育館	市教育委員会						1,080
物拠4	安曇野市	堀金島川2697-1		堀金多目的屋外運動場(常念ﾄﾞｰﾑ)	市教育委員会						1,256
物拠5	安曇野市	明科中川手6824-1		明科総合支所防災倉庫	安曇野市長						317
H拠1	麻績村	麻8425		総合ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	麻績村長				120	88	10,560
1	麻績村	麻2789		麻績ヘリポート	麻績村長				20	20	400
物拠1	麻績村	麻4631		筑北中学校校庭	麻績村筑北村学校組合				130	85	11,050
H拠1	生坂村	6110		総合ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	生坂村長				100	95	9,500
物拠1	生坂村	6002-1		海洋ｽﾀｰｸ	生坂村長				31	28	868
H拠1	山形村	2040-1		農業者ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ セﾝﾀｰｸﾞﾗﾝﾄﾞ	教育長				100	100	10,000
物拠1	山形村	2040-1		農業者ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ セﾝﾀｰ体育館	教育長				43	35	1,505
H拠1	朝日村	古見1300-1		運動広場ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	教育長				90	90	8,100
物拠1	朝日村	古見1286		農業者ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ セﾝﾀｰ	教育長				20	10	200
H拠1	筑北村	西条3268		本城ｸﾞﾗﾝﾄﾞ・ｸﾞﾗﾌﾞｸﾞﾗﾝﾄﾞ	筑北村長				175	184	32,295
H拠2	筑北村	坂井6275		坂井ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	筑北村長				90	90	3,274
1	筑北村	坂北5658		坂北野球場	筑北村長				140	150	21,938
2	筑北村	坂井3346-1		筑北村坂井ヘリポート	筑北村長				52	52	1,945
物拠1	筑北村	西条4195		本城農村環境改善ｽﾀｰｸ	筑北村長				33	30	1,138
物拠2	筑北村	坂北2289		坂北体育館	筑北村長				37	31	1,534
物拠3	筑北村	坂井6486		坂井体育館	筑北村長				35	32	1,200
H拠1	大町市	常盤5640番地4		観音橋西	大町市長				50	30	1,500
H拠2	大町市	八坂1090番地		八坂小学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	大町市教育委員会				80	70	5,600
H拠3	大町市	美麻27503番地		美麻小中学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	大町市教育委員会				150	90	13,500
1	大町市	大町1602番地2		文化会館駐車場	大町市教育委員会				90	60	5,400
2	大町市	平19887番地		ﾗｰﾊﾞﾝ中綱西	鹿島槍ｽﾀｰｸ				50	100	5,000
3	大町市	平15692番地		海の口北	海の口自治会長				30	70	2,100
4	大町市	平11045番地		稲尾ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	稲尾民宿組合長				70	90	6,300
5	大町市	平9539番地3		平野球場	大町市教育委員会				130	150	19,500
6	大町市	平1955番地654		上原ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	上原自治会長				100	130	13,000
7	大町市	常盤3543番地1		大町南小学校北ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	大町市教育委員会				100	70	7,000
8	大町市	社8181番地		社野球場	大町市長				70	90	6,300
9	大町市	八坂8408番地		八坂運動場	大町市教育委員会				230	120	27,600
10	大町市	八坂11648番地		八坂中学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	大町市教育委員会				80	70	5,600
11	大町市	八坂14850番地120		山村広場	大町市長				65	50	3,250
12	大町市	美麻28751番地1		美麻千見ｸﾞﾗﾝﾄﾞ-ﾙｰﾌﾞ	大町市長				35	60	2,100
13	大町市	美麻16784番地		ぼかぼかｸﾞﾗﾝﾄﾞ 美麻・美遊	大町市長				35	35	1,225
14	大町市	美麻14239番地		美麻運動場	大町市長				100	100	10,000
15	大町市	美麻3476番地3		美麻大塚ｸﾞﾗﾝﾄﾞ-ﾙｰﾌﾞ	大町市長				35	35	1,225
物拠1	大町市	常盤5638番地44		大町運動公園総合体育館	大町市教育委員会						2,185
物拠2	大町市	八坂1108番地1		八坂支所	大町市長						1,783
物拠3	大町市	美麻11810番地1		美麻支所	大町市長						756
H拠1	池田町	池田町3丁目		ｱﾙﾌﾞｽ広場	池田町教育委員会				120	80	9,600
H拠2	池田町	池田町大字会染40-3		池田町防災ヘリポート	池田町				65	45	2,925
1	池田町	池田町内鎌		あづみ野広場	池田町教育委員会				75	100	7,500
2	池田町	池田町大字池田3280		高瀬中学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	学校長				104	130	13,520
物拠1	池田町	池田町大字池田2421-1		池田町総合福祉ｽﾀｰｸ	池田町						3,890
物拠2	池田町	池田町大字会染40-6		池田町防災倉庫	池田町						462
H拠1	松川村	細野		細野河川敷ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	松川村長				100	100	10,000
H拠2	松川村	3495-24		川西運動公園野球場	松川村長				100	100	10,000
1	松川村	5721-634		松川中学校校庭	学校長				72	140	10,080
2	松川村	7016-1		松川小学校校庭	学校長				60	110	6,600
物拠1	松川村	3497		ｽﾀｰｸ-ﾌﾟﾗﾝｸ	松川村長						1,999
H拠1	白馬村	神城5684		白馬村南部ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	白馬村長		○		190	100	19,000
H拠2	白馬村	北城7078		白馬北小学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	学校長		○		100	80	8,000
H拠3	白馬村	北城12867-26		白馬村北部ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	白馬村長		○		200	100	20,000
物拠1	白馬村	神城1745		白馬村南部農業者ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ セﾝﾀｰ	白馬村長						966
物拠2	白馬村	北城7078		白馬北小学校	学校長						1,472
物拠3	白馬村	北城12867-36		白馬村北部農業者ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ セﾝﾀｰ	白馬村長						1,200
H拠1	小谷村	大字北小谷来馬		来馬河原川河川防災ｽﾀｰｸ	小谷村				100	40	4,000
H拠2	小谷村	大字千国乙3694		小谷村菅ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	小谷村				120	100	12,000
1	小谷村	大字千国乙12840-1		梅池第1ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	梅池観光委員長				100	70	7,000
2	小谷村	大字千国乙10303		旧南小谷小学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	小谷村				80	50	4,000
3	小谷村	大字千国乙6485		中土観光交流ｽﾀｰｸｸﾞﾗﾝﾄﾞ	小谷村				90	60	5,400
4	小谷村	大字北小谷1717		ｸﾞﾗﾝﾄﾞいわかみがみｸﾞﾗﾝﾄﾞ	小谷村				90	50	4,500
5	小谷村	大字北小谷10650		旧大綱分校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	大綱地区				100	50	5,000
物拠1	小谷村	大字中小谷丙131		おたり開発総合ｽﾀｰｸ-多目的ｽﾀｰｸ	小谷村						236
H拠1	長野市	川合新田犀川高水敷		犀川第2緑地	長野市長				200	100	
H拠2	長野市	犀川3572地先		千曲川川-ﾌﾞﾗｯｸ-ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	長野市教育委員会				170	120	
H拠3	長野市	若穂牛島1298-1		長野臨時ヘリポート	長野市教育委員会				60	80	
H拠4	長野市	豊野町豊野614		豊野中学校校庭	学校長				90	50	



資料08-10 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表

「H拠1」……災害対策用ヘリポートのうち「拠点ヘリポート」  
 「1」……災害対策用ヘリポートのうち「その他のヘリポート」  
 「物拠1」……「物資輸送拠点」

No.	所在地		ヘリポート等の名称 名称	施設管理者又は占有者	施設規模			広さ(m)		面積(m2)
	市町村名	住所			専用	大型	中型	小型	長さ	
H拠5	長野市	戸隠豊岡248	戸隠運動場	長野市教育委員会				100	70	
H拠6	長野市	鬼無里150	鬼無里運動場	長野市教育委員会				70	60	
H拠7	長野市	大岡乙298-1	大岡運動場	長野市教育委員会				60	75	
H拠8	長野市	大岡内5402-2	聖山パ/ｽﾀｼﾞｱﾂﾏ車場	長野市長				50	70	
H拠9	長野市	信州新町新町1000-1	信州新町運動場	長野市教育委員会				90	60	
H拠10	長野市	中奈2328	中奈中学校校庭	学校長				60	60	
1	長野市	新諏訪1-4-1	西部中学校校庭	学校長				60	60	
2	長野市	屋敷田389	北部中学校校庭	学校長				80	70	
3	長野市	桐原2-8-1	東部中学校校庭	学校長				70	50	
4	長野市	大町945	東北中学校校庭	学校長				90	70	
5	長野市	浅川東奈337	浅川小学校校庭	学校長				50	70	
6	長野市	高田1609	三陽中学校校庭	学校長				80	80	
7	長野市	川合新田202-1	屋陵中学校校庭	学校長				90	60	
8	長野市	安茂里2069	裾花中学校校庭	学校長				70	100	
9	長野市	七二会丁227	七二会中学校校庭	学校長				40	80	
10	長野市	山田中2429-1	小田切運動場	長野市教育委員会				70	50	
11	長野市	篠/井布施五明380	篠/井西中学校校庭	学校長				60	100	
12	長野市	篠/井小森840	篠/井東中学校校庭	学校長				80	80	
13	長野市	篠/井東福寺2375-1	長野県消防学校校庭	学校長				70	90	
14	長野市	篠/井東福寺2375-1	消防学校訓練場	学校長				40	70	
15	長野市	篠/井有旅3692	信里小学校校庭	学校長				50	50	
16	長野市	川中島町今井1360	川中島中学校校庭	学校長				90	60	
17	長野市	稲里町田牧1355-1	広徳中学校校庭	学校長				75	85	
18	長野市	松代町松代207	松代中学校校庭	学校長				50	60	
19	長野市	松代町西奈3929	長野県警察学校校庭	学校長				60	90	
20	長野市	松代町豊栄2787	豊栄小学校校庭	学校長				50	40	
21	長野市	若穂川田503	若穂中学校校庭	学校長				80	100	
22	長野市	若穂保科2646	保科小学校	学校長				50	50	
23	長野市	若穂綿内芦ノ町	長野県清空場	長野市長				80	200	
24	長野市	信更町氷ノ田3273	信更中学校校庭	学校長				55	50	
25	長野市	上ノ屋2471-915	飯綱高原中央ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ 第2駐車場	長野市長				60	110	
26	長野市	広瀬885	宇井運動場	長野市教育委員会				60	55	
27	長野市	桜600-6	宇井小学校校庭	学校長				40	60	
28	長野市	豊野町大倉1609	豊野東山第一運動場	長野市教育委員会				70	80	
29	長野市	豊野町大倉1450-1	豊野東山第二運動場	長野市教育委員会				60	80	
30	長野市	豊野町石1880	豊野西小学校校庭	学校長				45	75	
31	長野市	豊野町大倉2213	豊野東小学校校庭	学校長				50	60	
32	長野市	戸隠豊岡2960	戸隠中学校校庭	学校長				90	70	
33	長野市	戸隠豊岡1531	戸隠小学校校庭	学校長				50	70	
34	長野市	戸隠栃原3391-2	柵運動場	長野市教育委員会				45	75	
35	長野市	戸隠3682	戸隠ｽｰﾌﾟ ｽﾄｯｸｽ岩戸	長野市長				45	45	
36	長野市	鬼無里3157-13	鬼無里ふるさとの館	長野市長				30	30	
37	長野市	鬼無里6770-69	品沢高原ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	長野市長				100	50	
38	長野市	鬼無里718	鬼無里中学校校庭	学校長				60	60	
39	長野市	鬼無里日影6831	尚京健康ｽｰﾌﾟ-ｾﾝﾀｰｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	長野市教育委員会				40	40	
40	長野市	鬼無里日影8855	鬼無里の湯	長野市長				30	30	
41	長野市	大岡甲7552	ｱﾙﾌﾞｽ展望広場	長野市長				30	30	
42	長野市	信州新町新町1006	信州新町中学校校庭	学校長				45	80	
43	長野市	信州新町新町630-1	信州新町小学校校庭	学校長				40	50	
44	長野市	信州新町下市場70	篠/井高等学校履峽校校庭	学校長				80	80	
45	長野市	信州新町上奈字下平1-1	屋川ﾊﾞｰﾄﾞ	東京電力㈱				30	30	
46	長野市	信州新町里穂刈	信州新町中学校裏河川敷	長野建設事務所長				40	60	
47	長野市	中奈2770	中奈小学校校庭	学校長				70	40	
48	長野市	中奈2378-1	長野西高等学校中奈校校庭	学校長				110	100	
物拠1	長野市	若里3-22-2	若里多目的ｽｰﾌﾟ-ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	長野市長						4,000
物拠2	長野市	大字北長池195	ﾘﾝﾍﾞｯｸ記念ﾌﾟﾗｰﾅ	長野市長						13,700
物拠3	長野市	真島町真島2268-1	真島総合ｽｰﾌﾟ-ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	長野市教育委員会						2,700
物拠4	長野市	豊野町豊野624	豊野体育館	長野市教育委員会						1,428
物拠5	長野市	戸隠豊岡248	戸隠屋内運動場	長野市教育委員会				42	23	966
物拠6	長野市	鬼無里147-8	鬼無里屋内運動場(ｸﾞｰﾄﾞ-ﾌﾙﾄﾞ)	長野市教育委員会				20	28	560
物拠7	長野市	大岡乙298-1	大岡体育館	長野市教育委員会						1,243
物拠8	長野市	大岡内5402-1	旧ｽｰﾌﾟ- 聖ヶ岡食堂	長野市長				140	80	11,200
物拠9	長野市	信州新町新町1000-1	信州新町体育館地下駐車場	長野市教育委員会						1,435
物拠10	長野市	中奈2328-2	中奈体育館	長野市教育委員会				25	30	750
H拠1	須崎市	臥竜3丁目5-1	県民須坂運動広場	須崎市長				175	120	
1	須崎市	豊坂3丁目1-1	森上小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	学校長				100	73	
2	須崎市	豊坂南5丁目	ｽﾁｰﾈ	須崎市長				60	25	
3	須崎市	大字幸高292番地	井上小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	学校長				97	70	
4	須崎市	大字日滝2番地	須坂小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	学校長				165	99	
5	須崎市	大字亀倉6番地6	東中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	学校長				126	80	
6	須崎市	大字仁礼96番地2	仁礼小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	学校長				80	66	
7	須崎市	大字豊丘1070番地	豊丘小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	学校長				92	63	
8	須崎市	大字小河原1055番地3	北部運動広場	須崎市長				130	114	
9	須崎市	大字米子7-1	須坂悠生寮ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	須坂悠生寮施設長				80	35	
10	須崎市	大字仁礼313番地654	峰の原高原ｸﾞﾗｽｶﾄﾘ-ｺｰｽ	須崎市長				100	70	
11	須崎市	大字福島1077番地2	福島ｽｰﾌﾟ広場	須崎市長				100	100	
物拠1	須崎市	臥竜6丁目25-1	勤労青少年ｶｰﾑ創造の家	須崎市長						912
物拠2	須崎市	臥竜6丁目25-2	勤労青少年体育ｸﾞﾗ-	須崎市長						716
H拠1	千曲市	大字新田300	中央公園	千曲市長				100	100	10,000
H拠2	千曲市	大字上山田3813-27先	萬葉の里ｽｰﾌﾟ-ｸﾞﾗ-	千曲市長				100	600	60,000
H拠3	千曲市	大字上徳間380	大西緑地公園	千曲市長				113	580	65,540
1	千曲市	大字屋代810	屋代中学校	学校長				80	104	8,320
2	千曲市	大字校堂100	埴生中学校	学校長				116	120	13,920
3	千曲市	大字稲荷山134	更埴西中学校	学校長				90	100	9,000
4	千曲市	大字野高場1850	千曲橋緑地河川敷	千曲市長				110	320	35,200
5	千曲市	上山田温泉3-43	文化会館第3駐車場	千曲市長				56	50	2,800
6	千曲市	大字新山695	上山田小学校	学校長				72	100	7,200
7	千曲市	大字戸倉1756	戸倉小学校	学校長				80	60	4,800
8	千曲市	大字戸倉2500	戸倉上山田中学校	学校長				100	150	15,000
9	千曲市	大字羽尾1864	更級小学校	学校長				70	70	4,900
10	千曲市	大字磯部1406-1	戸倉野外趣味活動ｸﾞﾗ-敷地	千曲市長				90	90	8,100
			戸倉野外趣味活動ｸﾞﾗ-敷地					80	150	12,000
11	千曲市	大字千本柳351	五加小学校	学校長				100	75	7,500
12	千曲市	大字千本柳1417	千本柳運動公園	千曲市長				80	90	7,200
13	千曲市	大字戸倉3055-6	戸倉千曲川緑地公園	千曲市長				75	375	28,125
物拠1	千曲市	大字杭瀬下2-1	更埴体育館	千曲市長						2,257
物拠2	千曲市	大字新山509-2	上山田農業者ﾄｰﾆﾝｸﾞ ｾﾝﾀｰ	千曲市長						846
物拠3	千曲市	大字磯部1406-1	戸倉体育館	千曲市長						1,919
H拠1	坂城町	大字上五明1576	坂城町運動公園ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	坂城町長				90	90	8,100

資料08-10 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表

「H拠1」……災害対策用ヘリポートのうち「拠点ヘリポート」  
 「1」……災害対策用ヘリポートのうち「その他のヘリポート」  
 「物拠1」……「物資輸送拠点」

No.	所在地		専用	ヘリポート等の名称 名称	施設管理者又は占有者	施設規模			広さ(m)		面積(m <sup>2</sup> )
	市町村名	住所				大型	中型	小型	長さ	幅	
1	坂城町	大字南条		鼠橋運動公園グランド	坂城町長				80	80	6,400
2	坂城町	大字南条2036		南条小学校グランド	学校長				120	90	10,800
3	坂城町	大字中之祭926		坂城中学校グランド	学校長				100	72	7,200
4	坂城町	大字上平1428-1		村上小学校グランド	学校長				100	100	10,000
5	坂城町	大字坂城6228		坂城小学校グランド	学校長				80	90	7,200
6	坂城町	大字坂城6727		坂城高等学校グランド	学校長				85	85	7,225
物拠1	坂城町	大字中之祭2468		坂城町体育館	坂城町長						1,850
H拠1	小布施町	大字小布施1447-1		栗ヶ丘小学校グランド	学校長				120	80	12,400
1	小布施町	大字小布施65		小布施中学校グランド	学校長				110	90	9,900
2	小布施町	大字中松1336-1		町菅グランド	小布施町教育委員会				87	87	7,586
3	小布施町	大字雁田1263-3		松川総合グランド	小布施町教育委員会				100	100	9,171
4	小布施町	大字小布施1750-1		町菅フェルト	小布施町教育委員会						7,534
物拠1	小布施町	大字小布施1491-2		北斎ビル	小布施町教育委員会						1,518
H拠1	高山村	大字牧865-3		東部運動広場	高山村長				130	75	
1	高山村	大字高井3455		高山小学校校庭	学校長				145	73	
2	高山村	大字高井4575		高山中学校校庭	学校長				130	75	
物拠1	高山村	大字牧865-3		東部運動広場	高山村長						1,672
物拠2	高山村	大字高井4972		高山村公民館	高山村長						261
H拠1	信濃町	古間491		信濃小中学校グランド	信濃町教育委員会				80	100	8,000
1	信濃町	野尻280		野尻湖グランド	信濃町教育委員会				50	100	5,000
2	信濃町	柏原2437		柏原グランド	信濃町教育委員会				50	100	5,000
3	信濃町	富濃1945-2		古間第2グランド	信濃町教育委員会				90	80	7,200
4	信濃町	穂波362-2		富士里グランド	信濃町教育委員会				40	70	2,800
5	信濃町	古海5053		古海グランド	信濃町教育委員会				40	30	1,200
6	信濃町	野尻3884-7		黒姫陸上競技場	信濃町長				80	100	8,000
7	信濃町	平岡223-1		ふれあい広場	信濃町教育委員会				80	80	6,400
8	信濃町	野尻3884-2		黒姫運動広場	信濃町長				100	100	10,000
物拠1	信濃町	柏原2437		旧柏原小学校校舎	信濃町教育委員会						3,483
H拠1	飯綱町	大字牟礼1989		ふれあいパーク運動場	飯綱町長				135	100	13,500
H拠2	飯綱町	大字普光寺133-1		三水B&G海洋センター駐車場	飯綱町教育委員会				90	25	2,250
1	飯綱町	大字川上2755-8		霊仙寺湖総合グランド	飯綱町長				180	100	18,000
2	飯綱町	大字川上1535		牟礼西小学校	学校長				86	77	6,635
3	飯綱町	大字黒川1584-1		牟礼東小学校	学校長				100	95	9,552
4	飯綱町	大字普光寺179		三水第一小学校	学校長				100	97	9,759
5	飯綱町	大字赤塩2489		三水第二小学校	学校長				100	62	6,200
6	飯綱町	大字普光寺1		飯綱中学校	学校長				120	117	14,090
7	飯綱町			日向グランド	飯綱町長				95	90	8,550
物拠1	飯綱町	大字牟礼1991		牟礼B&G海洋センター	飯綱町教育委員会						735
物拠2	飯綱町	大字普光寺133-1		三水B&G海洋センター	飯綱町教育委員会						1,175
H拠1	小川村	大字福丘4998-1		大洞グランド	小川村長				110	70	7,700
1	小川村	大字高府8800-2		小川中学校グランド	学校長				100	80	8,000
物拠1	小川村	大字福丘5922-1		7MA'ND-A	小川村長						1,050
H拠1	中野市	大字一本木522		中野市営球場	中野市長				130	130	16,900
H拠2	中野市	大字穴田3550		豊田野球場	中野市長				124	124	15,376
1	中野市	大字笠原190		高社中学校校庭	学校長				60	130	7,800
2	中野市	大字片塩165		中野平中学校校庭	学校長				100	110	11,000
物拠1	中野市	大字一本木522		中野市コミュニティセンターグランド	中野市長						
物拠2	中野市	大字穴田3697-2		B&G海洋センター	中野市長						
H拠1	飯山市	大字飯山5762		飯山市営野球場	飯山市教育長				120	90	11,221
H拠1	飯山市	大字木島425		木島河川敷グランド(A・B)	飯山市長				200	106	22,765
2	飯山市	大字飯山996-4		飯山河川敷グランド(D)	飯山市長				90	80	7,540
3	飯山市	大字飯山350		飯山市城南中学校校庭	学校長				120	80	20,320
物拠1	飯山市	大字飯山1461		飯山市屋内運動場	飯山市教育長				48	19	921
H拠1	山ノ内町	大字平穂1065番地1		山ノ内町島崎地籍	山ノ内町長				50	50	2,500
1	山ノ内町	大字平穂3115番地		東小学校グランド	学校長				100	60	6,000
2	山ノ内町	大字佐野1181番地		南小学校グランド	学校長				100	70	7,000
3	山ノ内町	大字夜間瀬2507番地		西小学校グランド	学校長				100	75	7,500
4	山ノ内町	大字夜間瀬8949番地		北小学校グランド	学校長				100	80	8,000
5	山ノ内町	大字平穂3400番地		山ノ内中学校グランド	学校長				100	85	8,500
6	山ノ内町	大字平穂515番地		山ノ内町上林グランド	山ノ内町長				100	78	7,800
7	山ノ内町	大字平穂7149番地		志賀高原総合会館98駐車場	山ノ内町長				100	100	10,000
物拠1	山ノ内町	大字平穂4015番地1		山ノ内町文化センター	山ノ内町教育委員会						
H拠1	木島平村			中央グランド	木島平村長				100	110	11,000
1	木島平村	大字上木島3121-1		総合グランド	木島平村長				80	95	7,600
2	木島平村	大字往郷839		木島平中学校グランド	学校長				78	160	12,480
3	木島平村	大字上木島1762		旧南部小学校グランド	木島平村長				52	80	4,160
4	木島平村	大字往郷3532		木島平小学校グランド	学校長				60	70	4,200
5	木島平村	大字穂高3112		旧北部小学校グランド	木島平村長				60	80	4,800
物拠1	木島平村	大字往郷3507-2		中央グランド	木島平村長				100	110	11,000
H拠1	野沢温泉村	大字豊郷字柄沢		柄沢駐車場	(株)野沢温泉				70	140	9,800
1	野沢温泉村	大字豊郷10144		野沢温泉中学校校庭	学校長				97	135	13,095
2	野沢温泉村	大字平林字広見		広見コミュニティ広場	平林区				72	44	3,168
3	野沢温泉村	大字虫生336-2		市川交流センター広場	野沢温泉村教育委員会				85	80	6,800
4	野沢温泉村	大字虫生2383-1		物産センターねんりん駐車場	北信州森林組合				70	25	1,750
物拠1	野沢温泉村	大字豊郷6748		野沢温泉国際会議場	(株)野沢温泉				70	50	3,500
H拠1	栄村	大字北信28-1		栄村農村広場駐車場	栄村長				47	40	1,880
1	栄村	大字堺18029-2		秋山小学校校庭	学校長				80	80	6,400
物拠1	栄村	大字北信1		栄小学校体育館	学校長				44	25	1,100

箇所数	拠点ヘリポート	143
	その他のヘリポート	394
	物資輸送拠点	133

資料08-11 消防防災ヘリコプター場外離着陸場一覧表

令和4(2022)年1月20日現在

	名称	所在地	緯度・経度 世界測地	最大 駐機数	標高		地面	進入 経路	責任者・管理者等 電話番号	管轄消防本部等 電話番号
					m	ft				
北 信	1 犀川第二緑地公園	長野市川合新田	北緯 36度37分27秒 東経 138度11分11秒	6	353	1158	草地	E/W	長野市長(公園緑地課) 026-224-5054	長野市消防局 026-227-8002
	2 長野臨時ヘリポート	長野市若穂 牛島1298番地1	北緯 36度37分03秒 東経 138度14分01秒	1	348	1141	コケリ	NE/S	長野市長(交通政策課) 026-224-5012	長野市消防局 026-227-8002
	3 長野滑空場	長野市若穂綿内芦ノ町	北緯 36度38分02秒 東経 138度15分22秒	8	338	1109	アスコ	NE/SW	千曲川河川事務所 026-221-4882	長野市消防局 026-227-8002
	4 長野県消防学校 訓練場	長野市篠ノ井 東福寺2375-1	北緯 36度34分17秒 東経 138度10分24秒	1	353	1158	アスコ	N/S	長野県消防学校長 026-292-2580	長野市消防局 026-227-8002
	5 戸隠スキー場	長野市戸隠 越水ヶ原3682	北緯 36度45分18秒 東経 138度05分42秒	1	1311	4300	アスコ	N/W	長野市長 026-226-4911	長野市消防局 026-227-8002
	6 新町	長野市信州新町 神田沖983-1	北緯 36度33分57秒 東経 138度00分29秒	1	427	1401	転圧	NE/SW	長野建設事務所長 026-233-5151	長野市消防局 026-227-8002
	7 松代病院(屋上ヘリポート)	長野市松代町松代183	北緯 36度33分49秒 東経 138度11分57秒	1	353	1158	コケリ	E/SW	松代病院長 026-278-2031	長野市消防局 026-227-8002
	8 長野市民病院	長野市富竹1333	北緯 36度40分07秒 東経 138度15分13秒	1	336	1102	コケリ	E/W	長野市民病院長 026-295-1199	長野市消防局 026-227-8002
	9 長野日赤(屋上ヘリポート)	長野市若里6-3767-107	北緯 36度37分35秒 東経 138度11分28秒	1	352	1155	アス	N/S	長野赤十字病院長 026-226-4131	長野市消防局 026-227-8002
	10 篠ノ井病院 屋上ヘリポート	長野市篠ノ井会666-1	北緯 36度34分28秒 東経 138度08分57秒	1	353	1158	コケリ	S/W	篠ノ井総合病院長 026-292-2261	長野市消防局 026-227-8002
	11 北信合同庁舎駐車場	中野市大字壁田 字河原955番地	北緯 36度47分20秒 東経 138度21分08秒	2	334	1096	アスコ	NE/SW	北信地方事務所長 0269-22-3111	岳南広域消防本部 0269-23-0119
	12 夜間瀬川河川敷	下高井郡山ノ内町 夜間瀬夜間瀬橋上流右岸	北緯 36度45分17秒 東経 138度23分52秒	1	503	1650	アスコ	N/S	山ノ内町長 0269-33-3111	岳南広域消防本部 0269-33-3119(山ノ内署)
	13 志賀高原総合会館98	下高井郡山ノ内町 大字平穏7148	北緯 36度43分09秒 東経 138度29分23秒	1	1483	4864	アスコ	E/W	山ノ内町長 0269-33-3111	岳南広域消防本部 0269-33-3119(山ノ内署)
	14 奥志賀 (焼額山スキー場)	下高井郡山ノ内町 大字平穏7149	北緯 36度45分44秒 東経 138度32分08秒	1	1523	4995	アスコ	Sのみ	共益会 0269-33-2400	岳南広域消防本部 0269-33-3119(山ノ内署)
	15 萬葉の里	千曲市上山田 千曲川左岸河川敷内	北緯 36度28分23秒 東経 138度09分05秒	8	381	1250	芝	N/S	千曲市長 026-273-1111	千曲坂城消防本部 026-276-0119
	16 高甫	須坂市豊坂南5	北緯 36度38分30秒 東経 138度18分20秒	1	392	1286	芝	SE/W	須坂市長 026-245-1400	須坂市消防本部 026-245-0119
	17 福島	須坂市福島町1098-2	北緯 36度38分47秒 東経 138度15分55秒	7	337	1105	芝	NE/SW	須坂市長 026-245-1400	須坂市消防本部 026-245-0119
	18 木島防災拠点 ヘリポート	飯山市飯山 字向河原3651-1	北緯 36度51分52秒 東経 138度22分52秒	1	319	1046	コケリ	NE/SW	千曲川河川事務所 0269-22-2729	岳北消防本部 0269-62-0119
	19 斑尾	飯山市八坊塚11492-475	北緯 36度50分46秒 東経 138度17分18秒	1	965	3165	アスコ	N/SE	斑尾高原スキー場 0269-64-3214	岳北消防本部 0269-62-0119
	20 秋山小	下水内郡栄村 大字堺18029-2	北緯 36度51分21秒 東経 138度37分25秒	1	693	2273	転圧	NE/SW	栄村長 0269-87-3111	岳北消防本部 0269-62-0119
	21 さかえクラブ	下水内郡栄村 大字北信2904	北緯 36度59分39秒 東経 138度33分51秒	2	395	1296	アスコ	NE/W	栄村長 0269-87-3111	岳北消防本部 0269-62-0119
	22 栃川	水内郡栄村 大字堺17930-47	北緯 36度49分57秒 東経 138度37分54秒	2	990	3247	芝	N/S	栄村長 0269-87-3111	岳北消防本部 0269-62-0119
	23 北信総合病院	中野市西1-5-63	北緯 36度44分48秒 東経 138度21分58秒	1	372	1220	アス 合金製	N/S	北信総合病院長 0269-22-2151	岳南広域消防本部 0269-23-0119

	名称	所在地	緯度・経度 世界測地	最大 駐機数	標高		地面	進入 経路	責任者・管理者等 電話番号	管轄消防本部等 電話番号
					m	ft				
東 信	24 白田総合運動公園 多目的広場	佐久市白田3110	北緯 36度11分39秒 東経 138度26分14秒	6	906	2972	芝	E/W	佐久市長 0267-62-2111	佐久広域連合消防本部 0267-64-0119
	25 千曲川スポーツ交流広場	佐久市大字鳴瀬505-1	北緯 36度15分00秒 東経 138度25分50秒	8	635	2083	転圧	SE/W	佐久市長 0267-62-2020(体育課)	佐久広域連合消防本部 0267-64-0119
	26 小諸市総合運動場	小諸市己2-173	北緯 36度20分59秒 東経 138度27分21秒	5	998	3273	芝	NW/SE	小諸市長 0267-22-1700	佐久広域連合消防本部 0267-64-0119
	27 農林航空技術センター	小諸市大字山浦4857-1	北緯 36度18分01秒 東経 138度23分28秒	2	827	2713	コケリ	NE/SW	航空技術センター長 0267-23-0162	佐久広域連合消防本部 0267-64-0119
	28 小海町総合グラウンド	南佐久郡小海町 大字豊里5093-1	北緯 36度03分18秒 東経 138度26分49秒	5	1175	3854	転圧	NE/SW	小海町長 0267-92-2525	佐久広域連合消防本部 0267-64-0119
	29 龍神公園	北佐久郡御代田町 大字御代田2505-2	北緯 36度18分59秒 東経 138度30分32秒	1	822	2696	芝	NE/SW	御代田町長 0267-32-3111	佐久広域連合消防本部 0267-64-0119
	30 軽井沢 (早稲田大学追分センター)	北佐久郡軽井沢町 大字追分	北緯 36度20分55秒 東経 138度32分47秒	2	1048	3437	芝	ESE/W	早稲田大学総務部総務課長 03-3203-4141	佐久広域連合消防本部 0267-64-0119
	31 女神湖	北佐久郡立科町 大字芦田八ヶ野女神湖	北緯 36度08分03秒 東経 138度16分02秒	5	1538	5045	芝	N/S	立科町長 0267-56-2311	佐久広域連合消防本部 0267-64-0119
	32 アサマ2000	群馬県吾妻郡嬭恋村 大字鎌原字横笹1053	北緯 36度24分28秒 東経 138度28分12秒	1	1918	6291	コケリ	NW	アサマ2000パーク支配人 0267-23-1714	佐久広域連合消防本部 0267-64-0119
	33 諏訪形	上田市諏訪形81	北緯 36度23分21秒 東経 138度15分04秒	4	446	1463	転圧	NW/SE	上田市長 0268-22-4100	上田地域広域連合消防本部 0268-26-0119
	34 半過ヘリポート	上田市小泉 字塩田川原2575-2	北緯 36度24分27秒 東経 138度12分21秒	1	426	1397	コケリ	NW/E	上田市長 0268-22-4100	上田地域広域連合消防本部 0268-26-0119

	名称	所在地	緯度・経度 世界測地	最大 駐機数	標高		地面	進入 経路	責任者・管理者等		管轄消防本部等	
					m	ft			電話番号	電話番号		
東信	35 ヘルパーク	上田市中丸子1821-2	北緯 36度20分24秒 東経 138度16分13秒	1	510	1673	芝	NW/SE	上田市 0268-22-4100	上田地域広域連合消防本部 0268-26-0119		
	36 青木	小県郡青木村松61-1	北緯 36度31分41秒 東経 138度19分56秒	1	526	1725	芝	SW/E	青木村長 0268-49-0111	上田地域広域連合消防本部 0268-26-0119		

	名称	所在地	緯度・経度 世界測地	最大 駐機数	標高		地面	進入 経路	責任者・管理者等		管轄消防本部等		
					m	ft			電話番号	電話番号			
中 信	37 梓川ふるさと公園	松本市梓川梓7102番地	北緯 36度14分24秒 東経 137度49分57秒	4	793	2601	芝	N/E	松本市長 0263-34-3000	松本広域消防局 0263-25-0119			
	38 文化センター夢の森	松本市奈川3301番地	北緯 36度05分22秒 東経 137度40分55秒	1	1069	3506	アソコ	N/SSW	松本市長 0263-34-3000	松本広域消防局 0263-25-0119			
	39 松本ヘリポート	松本市宮淵本村1-10	北緯 36度14分18秒 東経 137度57分18秒	1	581	1906	芝	S/W	松本市長 0263-34-3000	松本広域消防局 0263-25-0119			
	40 湯川渡	松本市安曇4171-2	北緯 36度10分23秒 東経 137度38分29秒	1	1062	3483	コソリ	N/E	松本市長 0263-34-3000	松本広域消防局 0263-25-0119			
	41 高ポッチ	塩尻市大字片丘南内田 高ポッチ高原	北緯 36度08分06秒 東経 138度02分15秒	1	1643	5389	砂利	NE/SW	塩尻市長 0263-52-0280	松本広域消防局 0263-25-0119			
	42 こども病院	安曇野市豊科3100	北緯 36度17分03秒 東経 137度55分17秒	1	561	1840	アソコ	N/S	長野県立こども病院長 0263-73-6700	松本広域消防局 0263-25-0119			
	43 明科	安曇野市明科 東川手14540番地先	北緯 36度22分52秒 東経 137度55分47秒	1	507	1663	草地	NE/SW	安曇野市長 0263-71-2000	松本広域消防局 0263-25-0119			
	44 生坂	東筑摩郡生坂村 東広津14270-1	北緯 36度27分52秒 東経 137度56分47秒	1	480	1574	コソリ	NE/SW	生坂村長 0263-69-3111	松本広域消防局 0263-25-0119			
	45 生坂スカイパーク	東筑摩郡生坂村 北陸郷12215-1	北緯 36度27分52秒 東経 137度56分47秒	1	688	2257	芝	NW/E	生坂村長 0263-69-3111	松本広域消防局 0263-25-0119			
	46 麻績ヘリポート	東筑摩郡麻績村 麻地籍2789番地	北緯 36度26分58秒 東経 138度01分50秒	1	640	2099	コソリ	ENE/SW	麻績村長 0263-67-3001	松本広域消防局 0263-25-0119			
	47 徳沢	削除	松本市安曇上高地 国有林1091林小班	北緯 36度16分44秒 東経 137度41分23秒	4	1555	5400	砂利	NNE/SSW	中信森林管理署長 050-3160-6050	松本広域消防局 0263-25-0119		
	48 明神	削除	松本市安曇上高地 国有林861林小班	北緯 36度15分04秒 東経 137度40分14秒	4	1535	5035	砂利	NNW	中信森林管理署長 050-3160-6050	松本広域消防局 0263-25-0119		
	47 奥又白		松本市安曇上高地 国有林1093林小班	北緯 36度17分47秒 東経 137度41分28秒	1	1586	5202	砂利	S/E	中信森林管理署長 050-3160-6050	松本広域消防局 0263-25-0119		
	48 玄文沢		松本市安曇上高地 玄文沢	北緯 36度14分41秒 東経 137度37分14秒	1	1537	5041	アソコ	ENE/SSE	松本自然環境事務所長 0263-94-2024	松本広域消防局 0263-25-0119		
	49 相澤病院(屋上ヘリポート)		松本市本庄2-5-1	北緯 36度13分36秒 東経 137度58分26秒	1	591	1938	コソリ	S/W	相澤病院理事長 0263-33-8800	松本広域消防局 0263-25-0119		
	50 信州大学医学部付属病院(屋上ヘリポート)		松本市旭3丁目1番1号	北緯 36度14分54秒 東経 137度58分46秒	1	617	2024	アソコ	N/S/W	信州大学長 0263-35-4600	松本広域消防局 0263-25-0119		
	51 観音橋		大町市常盤5640-4	北緯 36度29分52秒 東経 137度50分25秒	1	733	2404	草地	NW/SE	大町市長 0261-22-8855(体育課)	北アルプス広域消防本部 0261-22-0217		
	52 池田町 防災ヘリポート		北安曇郡池田町 大字会染40-1	北緯 36度25分05秒 東経 137度53分16秒	1	595	1952	コソリ	ENE/WSW	池田町長 0261-62-3131	北アルプス広域消防本部 0261-22-0217		
	53 北部消防署前		北安曇郡白馬村 大字北城9715-16	北緯 36度42分29秒 東経 137度51分53秒	1	706	2316	アソコ	SE/SW	白馬村長 0261-72-5000	北アルプス広域消防本部 0261-22-0217		
	54 小谷村 村営ランド		北安曇郡小谷村 大字千国乙3694	北緯 36度45分47秒 東経 137度54分06秒	2	536	1758	転圧	NNE/SSW	小谷村長 0261-82-2001	北アルプス広域消防本部 0261-22-0217		
	55 来馬河原		北安曇郡小谷村 大字北小谷905	北緯 36度50分15秒 東経 137度54分00秒	1	410	1345	コソリ	NE/SW	小谷村長 0261-82-2001	北アルプス広域消防本部 0261-22-0217		
	56 木曽病院		木曽郡木曽町 福島0613-4	北緯 35度50分07秒 東経 137度41分05秒	1	742	2434	アソコ	NW/SW	木曽病院長 0264-22-2703	木曽広域消防本部 0264-22-3119		
	57 開田ランド		木曽郡木曽町 開田高原西野5227-65	北緯 35度56分17秒 東経 137度34分14秒	3	1202	3943	転圧	SE/W	木曽町長 0264-22-3000	木曽広域消防本部 0264-24-3119		
	58 牧尾ダム ヘリポート		木曽郡王滝村二子持	北緯 35度49分31秒 東経 137度36分25秒	1	865	2837	コソリ	NE/WNW	牧尾管理署長 0264-46-2033	木曽広域消防本部 0264-24-3119		
	59 滑川		木曽郡上松町	北緯 35度47分00秒 東経 137度44分15秒	2	1110	3641	コソリ	S/W	国交省中部整備局上松出張所長 0264-52-4863	木曽広域消防本部 0264-24-3119		
	60 大桑スポーツ公園		木曽郡大桑村 大字殿1-58	北緯 35度41分58秒 東経 137度41分24秒	3	532	1745	転圧	ENE/WSW	大桑村長 0264-55-3080	木曽広域消防本部 0264-24-3119		
	61 おんたけ2240		木曽郡王滝村おんたけ 2240 スキー場A4駐車場	北緯 35度50分52秒 東経 137度32分29秒	1	1663	5455	アソコ	ENE/SSE	王滝村長 0264-48-2240	木曽広域消防本部 0264-24-3119		
	62 松原スポーツ公園		木曽郡王滝村4713-2	北緯 35度47分56秒 東経 137度32分34秒	4	911	2988	転圧	N/SW	王滝村長 0264-48-2001	木曽広域消防本部 0264-24-3119		

	名称	所在地	緯度・経度 世界測地	最大 駐機数	標高		地面	進入 経路	責任者・管理者等		管轄消防本部等	
					m	ft			電話番号	電話番号		
南 信	63 みすず	伊那市美すず7310-123	北緯 35度51分18秒 東経 138度00分24秒	4	724	2375	芝	NW/S	伊那市振興公社理事長 0265-78-5010	上伊那広域消防本部 0265-72-0119		
	64 美和	伊那市長谷黒河内119	北緯 35度46分46秒 東経 138度04分58秒	5	817	2680	芝	NNE/SW	伊那市長 0265-78-4111	上伊那広域消防本部 0265-72-0119		
	65 早実ランド	駒ヶ根市赤穂24-275	北緯 35度44分01秒 東経 137度54分15秒	4	785	2575	転圧	NE/SE	早稲田実業学校長 03-3203-7821	上伊那広域消防本部 0265-72-0119		



	名 称	所 在 地	緯 度・経 度 世界測地	最 大 駐機数	標 高		地 面	進 入 経 路	責 任 者 ・ 管 理 者 等		管 轄 消 防 本 部 等	
					m	ft			電 話 番 号	電 話 番 号		
南 信	66	柏木町民運動場	上伊那郡飯島町 七久保2589-14	北緯 35度39分52秒 東経 137度54分58秒	2	693	2273	転圧	NNW/SSW	飯島町長 0265-86-3111	上伊那広域消防本部 0265-72-0119	
	67	みのわ	上伊那郡箕輪町 箕輪1909-1	北緯 35度55分40秒 東経 138度01分15秒	2	771	2529	芝	N/W	箕輪町長 0265-79-3111	上伊那広域消防本部 0265-72-0119	
	68	小渋ダム	上伊那郡中川村 大草6884-19	北緯 35度36分19秒 東経 137度58分45秒	1	632	2073	アスコン	NE	天竜川ダム統合管理事務所長 0265-88-3743	上伊那広域消防本部 0265-72-0119	
	69	伊那中央病院	伊那市 小四郎久保1313-1	北緯 35度51分25秒 東経 137度57分11秒	1	719	2358	コンクリ	NE/SW	伊那中央行政組合長 0265-72-3121	上伊那広域消防本部 0265-72-0119	
	70	昭和伊南総合病院	駒ケ根市赤穂3230	北緯 35度44分18秒 東経 137度55分13秒	1	727	2385	アルミ 合金製	E/W	昭和伊南病院長 0265-82-2118	上伊那広域消防本部 0265-72-0119	
	71	赤砂崎公園 防災ヘリポート	諏訪郡下諏訪町 赤砂崎10944	北緯 36度03分36秒 東経 138度04分47秒	7	762	2499	コンクリ	E/W	下諏訪町長 0266-27-1111(建設課)	諏訪広域消防本部 0266-21-1190	
	72	諏訪湖 ヨットハーバー	諏訪市高島3丁目	北緯 36度02分25秒 東経 138度06分06秒	5	760	2493	転圧	NE/WSW	諏訪市長 0266-52-4141	諏訪広域消防本部 0266-21-1190	
	73	茅野 運動公園 陸上競技場	茅野市玉川253	北緯 35度59分37秒 東経 138度09分56秒	4	807	2647	芝	NNW/E	茅野市長 0266-72-2101	諏訪広域消防本部 0266-21-1190	
	74	ファナック パートロニクス株 ヘリポート	茅野市玉川字 原山11400-260	北緯 35度59分13秒 東経 138度14分46秒	1	1142	3746	アスコン	NW/SW	ファナックパートロニクス株式会社 0266-79-5650	諏訪広域消防本部 0266-21-1190	
	75	飯田運動公園	飯田市三日市場1986	北緯 35度29分01秒 東経 137度48分04秒	2	537	1761	コンクリ	N/SE	飯田市長 0265-22-4511	飯田広域消防本部 0265-23-0119	
	76	遠山防災ヘリポート	飯田市 南信濃木沢292-20	北緯 35度21分19秒 東経 137度57分20秒	1	504	1653	コンクリ	N/E	飯田市長 0265-22-4511	飯田広域消防本部 0265-23-0119	
	77	南信濃ヘリポート	飯田市 南信濃八重河内204-1	北緯 35度18分59秒 東経 137度55分25秒	1	389	1276	アスコン	NE/SW	飯田建設事務所長 0265-23-1111	飯田広域消防本部 0265-23-0119	
	78	新野ヘリポート	下伊那郡阿南町 新野3728-173/3724-174	北緯 35度16分18秒 東経 137度44分30秒	1	918	3011	コンクリ	N/SW	阿南町長 0260-22-2141	飯田広域消防本部 0265-23-0119	
	79	大鹿ヘリポート	下伊那郡大鹿村 大河原354-1	北緯 35度34分42秒 東経 138度02分00秒	1	671	2201	アスコン	NW/S	大鹿村長 0265-39-2001	飯田広域消防本部 0265-23-0119	
	80	上の平ヘリポート	下伊那郡平谷村 472-1/474	北緯 35度19分21秒 東経 137度37分53秒	1	938	3077	アスコン	N/S	平谷村長 0265-48-2211	飯田広域消防本部 0265-23-0119	
	81	根羽村民グランド	根羽村田島	北緯 35度14分51秒 東経 137度35分18秒	1	632	2073	転圧	N/SW	根羽村長 0265-49-2111	飯田広域消防本部 0265-23-0119	
	82	売木村ヘリポート	下伊那郡売木村1988-1	北緯 35度15分36秒 東経 137度42分31秒	1	832	2729	コンクリ	N/W	売木村長 0260-28-2311	飯田広域消防本部 0265-23-0119	
	83	飯田市立病院	飯田市八幡町438	北緯 35度29分57秒 東経 137度50分15秒	1	478	1568	コンクリ	NE/SW	飯田市立病院長 0265-21-1255	飯田広域消防本部 0265-23-0119	
	84	阿南病院(屋上ヘリポ ート)	下伊那郡阿南町 北條2009-1	北緯 36度20分00秒 東経 137度50分04秒	1	343	1125	コンクリ	ENE/WSW	阿南病院長 0260-22-2121	飯田広域消防本部 0265-23-0119	
	85	松島ヘリポート	下伊那郡天龍村平岡878	北緯 35度16分38秒 東経 137度51分04秒	1	267	876	コンクリ	NE/S	天龍村長 0260-32-2001	飯田広域消防本部 0265-23-0119	

【備考：最大駐機数について】

- 1 ベル4 1 2を基準としているため、他機種の場合及び周辺構築物、駐車車両等により変動する。
- 2 昼間及び夜間の駐機可能機数であって、常時活動できる機数を示したものではない。
- 3 場外離着陸場申請区画における駐機可能数であり、周辺区画にも駐機できる場合等においては、県消防航空隊員等が現地で調整を行う。

24：臼田総合運動公園多目的広場は、造土改修工事のため、令和4年度末頃まで使用不可能。

## 資料08-12 災害時における緊急交通路の確保等の業務に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、長野県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、長野県が社団法人長野県警備業協会に対し、災害時における緊急交通路の確保等の業務に関する協力を求める場合の手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 長野県知事(以下「甲」という。)は、長野県災害対策本部を設置する災害が発生し、長野県のみでは十分な応急措置を講ずることができない場合において必要があるときは、社団法人長野県警備業協会長(以下「乙」という。)に対し、長野県警察本部長(以下「警察本部長」という。)を通じ、災害時における緊急交通路の確保及び社会秩序の維持に関する業務並びに被災情報等の収集・連絡に関する協力を要請することができる。

(業務の提供等)

第3条 乙は、この協定に基づく業務の要請があった場合は、甲に対し、前条に規定する業務の提供及び協力を行うものとする。

(費用の負担)

第4条 甲の要請に基づき、乙が提供した緊急交通路の確保及び社会秩序の維持に係る業務に要する費用は、甲が負担するものとする。

(費用請求及び支払い)

第5条 乙は、業務の終了後、別途協議の上定める費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を支払うものとする。

(災害補償)

第6条 業務に従事した警備員が、当該業務の実施により負傷又は死亡した場合の災害補償については、使用者たる警備業者の責任において行うものとする。

(損害補償)

第7条 業務の実施により第三者に損害を与えた場合の補償は、使用者たる警備業者の責任において行うものとする。

(訓練の実施)

第8条 乙は、災害時に円滑な業務が実施できるよう、平素から訓練等に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関する細目事項については、警察本部長と乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成9年5月30日から適用する。

甲と乙とは、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年5月30日

甲	長野県知事	吉村 午良
乙	社団法人長野県警備業協会長	中村 周一

## 資料08-13 緊急・救援輸送に関する協定

長野県（以下「甲」という。）と社団法人長野県トラック協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり緊急・救援輸送に関する協定書を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災その他の災害等が発生した場合において、甲から乙に対して行う緊急・救援輸送の要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続き等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、緊急・救援輸送を実施するうえで、乙の応援を必要と認めるときは、次に掲げる事項を明示して、乙の応援を文書により要請するものとする。（別紙1）

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を必要とする車両数、車両種類及び人員
- (3) 物資積み込み場所及び積み下ろし場所
- (4) 応援を必要とする期間及び活動内容
- (5) 輸送品目（品名及び量）
- (6) その他参考となる事項

（実施）

第3条 乙は、甲からの応援の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により応援に従事した場合は、すみやかに、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。（別紙2）

ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した車両数、車両種類及び人員
- (2) 走行距離及び地点
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 第3条の規定による応援に要した費用（運賃・料金並びに有料道路通行料、駐車場使用料等の実負担額）は甲が負担する。

なお、運賃・料金等の算出方法については、災害発生時における地域の事業者の届出運賃・料金を基準として、甲、乙、協議して決定するものとする。

（事故の報告等）

第6条 乙の供給した事業用自動車に故障その他の理由により運行を中断したときは、乙はすみやかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対しすみやかにその状況を報告しなければならない。

（補償）

第7条 第3条の規定により応援に従事した者が、応援に従事したところにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾になった場合においては、次に掲げる場合を除き、その損害の補償については、甲、乙は誠意をもって協議するものとする。

- (1) 応援に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は応援に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、防災担当課長、乙においては専務理事とする。

(協議)

第9条 この協定の解釈に疑義を生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の締結期間は、平成9年12月25日から平成10年3月31日までとする。

2 前項に定める期間が満了する30日前までに、甲乙いずれからも文書による意思表示がないときは、さらに1年間継続するものとする。

3 前項の規定は、同項の規定により継続された期間をさらに継続する場合に準用する。

この協定成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年12月25日

甲 長野市大字南長野字幅下692 2

長野県知事 吉村 午良

乙 長野市中御所3丁目2番6号

社団法人長野県トラック協会 会長 山上 昭彦



## 資料 08-13 災害発生時における物資等の緊急輸送等に係る協定書

長野県(以下「甲」という。)と公益社団法人長野県トラック協会(以下「乙」という。)とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における物資等の緊急輸送等に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲から乙に対して行う物資等の緊急輸送等に関する要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請事項)

第2条 甲が必要と認めたときに乙に対し協力を要請する事項は次のとおりとし、乙は甲からの要請事項について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 物資等の緊急輸送
- (2) 物資拠点の運営、物資の受入れ、在庫管理、荷役、仕分け、保管及び出庫等の物流業務(以下「物流業務」という。)
- (3) 物流業務に必要な資機材の提供
- (4) 物流業務に必要な人員の派遣(次号に規定する物流専門家等の派遣を除く。)
- (5) 甲が指定する場所への物流専門家等の派遣
- (6) 前各号に掲げる業務のほか、甲が必要と認める業務

(協力要請の方法)

第3条 前条の要請は、文書(別記第1号様式(1))により行うものとする。  
ただし、緊急の場合は電話等で要請し、その後、速やかに乙に対し文書を提出するものとする。

2 前条第1号の要請においては、甲は乙に対し次の事項を明らかにした文書(別記第1号様式(1)及び別記第1号様式(2))により行うものとする。  
ただし、緊急の場合は電話等により要請し、その後、速やかに乙に対し文書を提出するものとする。

- (1) 輸送物資の所在地(積込み場所)
- (2) 輸送物資の内容及び数量
- (3) 輸送先(荷卸し場所)
- (4) 物資を輸送する日時
- (5) 荷送人(現地担当者)

- ( 6 ) 荷受人 ( 現地担当者 )
- ( 7 ) 道路状況その他必要な事項

( 措置状況等の報告 )

第 4 条 乙は、前条の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置状況を甲に報告するものとする。

( 要請業務の完了報告 )

第 5 条 乙は、第 2 条の規定による要請のあった業務(以下「要請業務」という。)を完了したときは、速やかに甲に対し文書(別記第 2 号様式)で当該要請業務の実施内容を報告するものとする。

( 費用の負担 )

第 6 条 第 2 条の要請により、物資等の緊急輸送等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額は、甲乙協議の上決定するものとする。

3 第 1 項の費用のうち、緊急輸送等に要した費用(運賃・料金及び実費負担額(有料道路通行料及び駐車場使用料等の費用をいう。))については、災害発生時における地域事業者の届出運賃・料金を基準とする。

4 第 1 項の費用のうち、人員の派遣に係る職員の賃金等の雇用費は、派遣元地域における災害発生時等の直前の通常雇用費を基準とする。

( 費用の請求及び支払い )

第 7 条 乙は、要請業務の完了後、当該要請業務に要した費用について、乙又は運送事業者の請求書(別記第 3 号様式( 1 )又は別記第 3 号様式( 2 ))をとりまとめ、これに文書(別記第 4 号様式)を添えて甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に対し請求額を支払うものとする。

( 事故等 )

第 8 条 乙の車両の故障その他の事由により要請業務を中断したときは、乙は、速やかに当該車両の交換その他必要な措置を講じて、当該要請業務を継続するよう努めるものとする。

2 乙は、要請業務の実施に当たって、事故等が発生したときは、甲に対して速やかに当該事故等の状況を文書(別記第 5 号様式)で報告するものとする。

(第三者に対する損害賠償責任)

第9条 甲は、要請業務の実施中に乙又は運送事業者の責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害の補償)

第10条 甲は、乙又は運送事業者の職員が要請業務の実施中に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、次に掲げる場合を除き、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第7条に規定する扶助金の例等、甲が関係法令等に定めるところによりその損害を補償する。

- (1) 乙又は運送事業者の職員の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害補償を受けることができる場合
- (3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、乙又は運送事業者が締結した損害保険等の契約により給付を受けることができる場合
- (4) 当該負傷、疾病又は死亡につき、法令、条例等による補償がある場合

(連絡責任者等)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては長野県危機管理部危機管理防災課長、乙にあつては公益社団法人長野県トラック協会常勤役員とする。

2 甲及び乙は、連絡担当者を定め、連絡票(別記第6号様式)により相互に報告するものとする。

(平時からの連携協力)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平時から必要に応じ、情報交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する防災訓練に積極的に参加し、平時から甲及び乙の連携体制の構築に努めるものとする。

(協議)

第13条 この協定の定める事項に疑義が生じたとき、又は協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

附則

- 1 この協定は、令和元年 9 月 2 日からその効力を有する。
- 2 平成 9 年 12 月 25 日付締結の協定は、この協定の締結をもって廃止する。

令和元年 9 月 2 日

甲 長野県  
長野市大字南長野字幅下 692 の 2

長野県知事 阿 部 守 一

乙 公益社団法人 長野県トラック協会  
長野市大字南長池 710 番地 3

会 長 小 池 長

## 資料08-14 災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、長野県(以下「甲」という。)と赤帽長野県軽自動車運送協同組合(以下「乙」という。)との間で地震その他の災害が発生し又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における食糧、生活必需品等(以下「物資」という。)の輸送について、甲が乙に自動車による輸送の協力を要請し、相互に協力することにより住民生活の早期安定を図るため、必要な事項について定める。

(協力要請及び要請手続)

第2条 甲は、災害時において、物資輸送のため車両及び運転者等(以下「車両等」という。)を必要とするときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に協力要請することができる。ただし、緊急を要するときは口頭で要請しその後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請する理由
- (2) 要請する車両台数
- (3) 要請期間及び輸送する物資
- (4) その他必要な事項

(物資輸送協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別の事由がない限りこれに協力し、物資の輸送を行うものとする。

(輸送業務)

第4条 甲の要請により物資の輸送に従事する乙の組合員は、甲の指示により、物資の輸送業務に従事するものとする。

(報告)

第5条 乙は、前2条の規定に基づき輸送業務を実施したときは、次に掲げる事項を口頭で甲に報告するものとし、その後、文書を送付するものとする。

- (1) 従事した車両等の名簿
- (2) 従事した日数及び走行距離
- (3) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 輸送に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する額は、当該災害の発生直前において乙の組合員が国土交通大臣に届け出ている運賃を基準に、甲と乙が協議して決定するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、組合員の輸送活動実績及び経費を集計し甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図られるよう、広域的な応接体制の整備に努めるものとする。

2 乙は、この協力により協力できる組合員の名簿を毎年、甲に通知するものとする。

(協議)

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及び物資の輸送について必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(実施日)

第11条 この協定は、平成13年5月10日から適用する。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年 5月10日

甲

長野市大字南長野字幅下692 - 2

長野県知事

田中康夫

乙

長野市大字平林387 - 1

赤帽長野県軽自動車運送協同組合代表理事

高木忠正

## 資料08-15 災害発生時における食料、生活必需品等の保管協力に関する協定

長野県（以下「甲」という。）と長野県倉庫協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり緊急支援物資の保管に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食料、生活必需品等（以下「物資」という。）の保管について、甲が乙に倉庫による保管等の協力要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その必要な事項について定めるものとする。

（協力要請及び要請手続き）

第2条 甲は、物資を保管するうえで、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにした文書により要請する。ただし緊急を要するときは口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- （1）災害の状況及び応援を要請する理由
- （2）応援を必要とする保管倉庫の地域
- （3）応援を必要とする期間
- （4）主な保管品目及び数量
- （5）その他参考となる事項

2 甲は、前項に掲げる事項の他、物資の保管管理を実施するうえで、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対して、物資の保管等に関する助言を行う物流専門家の派遣を要請する。

（物資保管協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な事由がない限りこれに協力し、物資の保管又は物流の専門家の派遣を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は第2条第1項の要請に対し、甲に対して次に掲げる事項を文書により報告する。ただし緊急を要するときは口頭で報告し、その後速やかに文書を提出する。

- （1）物資の保管を行う事業者名（必要とする保管倉庫の地域に倉庫事業者がないときはその旨）
  - （2）保管倉庫の所在地、名称、面積
  - （3）保管期間
  - （4）保管品目及び数量
  - （5）その他必要な事項
- 2 乙は第2条第2項の要請に対し、甲に対して次に掲げる事項を文書により報告する。
- （1）派遣する者の所属及び氏名
  - （2）派遣期間及び派遣場所
  - （3）その他必要な事項

（入出庫手続）

第5条 物資の寄託者は甲とし、物資の入庫及び出庫の手続きは事業者の定める方法に基づき行うものとする。

（経費の負担）

第6条 物資の保管に要した費用（保管料、荷役料、その他特別に要した費用）は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生時における長野県内の同種の事業者が定める料金を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

3 第2条第2項の規定による派遣に要した費用に関する甲の負担額は、甲乙協議のうえ決定する。

4 乙は前2項の協議を行うに当たりあらかじめ第4条第1項の事業者及び同条第2項の物流専門家の同意を得なければならない。

(経費の請求)

第7条 乙は、第2条第1項の事業者の物資の保管に要した費用及び同条第2項の物流専門家の派遣に係る費用を集計し、甲に対し一括して請求するものとする。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、その日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、予算措置後30日以内に支払うものとする。

(事故等)

第9条 事故の発生等により第4条第1項の事業者による物資の保管の継続が困難な事由が発生した場合は、乙は、速やかに他の倉庫の提供その他の措置を講じ物資の継続保管に努める。

2 乙は、物資の保管の実施に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告する。

(補償)

第10条 第2条の規定により応援に従事した者が、応援に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾になった場合においては、次に掲げる場合を除き、その損害の補償については、甲乙誠意をもって協議するものとする。

(1) 応援に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は応援に従事する者が締結した損害賠償保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災担当課長、乙においては事務局長とする。

(協議)

第12条 この協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の締結期間は、平成17年11月29日から平成18年3月31日までとする。

2 ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成17年11月29日

甲 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県知事 田中康夫

乙 岡谷市郷田一丁目3番1号

長野県倉庫協会長 小宮山利治郎



## 資料08-16 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県石油商業組合（以下「乙」という。）は、長野県内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下「災害時等」という。）に必要な事項に関して、次のとおり協定を締結する。

### （協力要請）

第1条 災害時等において、甲は、乙に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- （1）甲が指定する緊急車両等への石油類の優先給油
- （2）甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類の優先提供
- （3）乙及び乙の支部並びに乙の組合員（以下「乙等」という。）が取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する石油類を除く。）の供給及び要員の動員等
- （4）燃料調整に伴う情報連絡員の派遣

2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

### （支援の実施）

第2条 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、乙の支部及び組合員に対し可能な範囲内において支援を実施するよう指導するものとする。ただし、乙は、通信の途絶等により甲が乙に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するよう指導するものとする。

### （報告手続）

第3条 乙等は、第1条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」（別記第2号様式）を提出するものとする。

### （経費の負担）

第4条 第1条第1項第1号から第3号までの規定により乙等が供給した石油類燃料等の対価及び乙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として、当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、供給先と乙等が協議のうえ決定するものとする。

### （費用の支払）

第5条 供給先は、乙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

### （事故等）

第6条 乙は、その石油類燃料の供給に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

### （損害の負担）

第7条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(市町村との協定)

第8条 甲及び乙は協力して、市町村と乙の支部との災害時における石油類燃料の供給等に関する協定の締結を推進するものとする。

2 甲は、災害時に、乙等が石油類燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)」第4条第2項の規定に基づき定められる「中小企業者に関する国等の契約の方針」に沿って、市町村に対し、中小企業者の適切な評価とその積極的な活用について、配慮を要請するものとする。

(協力体制の構築)

第9条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。

2 乙の支部、乙の組合員の災害に関する研修等、この協定の円滑な実施を図るため必要な事項について、甲は協力するものとする。

(県民への周知)

第10条 甲及び乙は協力して、この協定の内容及び乙等の所在地等について県民へ周知を図るものとする。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙からの特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するための本書2通を作成し、甲乙記名の上、各1通を保有するものとする。

平成25年1月24日

甲 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県知事 阿部 守一

乙 長野市北条町25番地1

長野県石油商業組合

理事長 渡邊 一正

## 資料 09-1 市町村別指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

市町村別の指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村の指定状況により、順次掲載の予定です。

## 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と一般社団法人長野県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会長野県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会の各団体（以下「乙」という。）は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関し、次の条項により協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、長野県において災害が発生した場合又は大規模広域災害（被害が複数の都道府県にまたがり、又は単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。）が発生した場合において、甲が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

### （協力）

第3条 乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲に可能な限り協力するものとする。

### （甲の役割）

第4条 甲は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- （1）応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- （2）応急借上げ住宅の借上げに関すること
- （3）応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- （4）応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- （5）その他関係者との調整に関すること

2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

### （乙の役割）

第5条 乙は、第3条に基づき甲に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- （1）応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

- ( 2 ) 応急借上げ住宅として甲が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関する事
- ( 3 ) 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関する事
- ( 4 ) 甲から委託を受けた業務に関する事
- ( 5 ) その他関係者との調整に関する事

( 協議 )

第 6 条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に関し必要な事項については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

附則

この協定は、平成 28 年 6 月 10 日から施行する。

この協定を証するため、本書 4 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 6 月 10 日

甲 長野県

長野県知事 阿 部 守 一

乙 長野市南県町 9 9 9 - 1 0

一般社団法人 長野県宅地建物取引業協会

会 長 長 澤 一 喜

松本市大字島立 6 2 0 番地 8

公益社団法人 全日本不動産協会長野県本部

本 部 長 丸 山 高 司

東京都中央区八重洲 2 丁目 1 番 5 号

公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会

会 長 三 好 修

### 資料 09-3 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅(以下「住宅」という。)の建設に関して長野県(以下「甲」という。)が社団法人プレハブ建築協会(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において住宅とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するものをいう。

(要請の手続)

第3条 甲は、住宅の建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出するものとする。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があった場合、乙の会員である住宅建設業者(以下「丙」という。)の斡旋その他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲の指示に従い住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び請求)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査を実施し、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては長野県住宅部建築管理課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況について、毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は甲は乙に対して、随時報告を求めることができるものとする。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回、甲に提出するものとし、部員及び会員に移動があった場合、その都度報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項はその都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成7年9月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成7年8月28日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2  
長 野 県  
長野県知事 吉 村 午 郎  
乙 東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番6号  
社団法人プレハブ建築協会  
会 長 石 橋 毅 一

## 変 更 協 定 書

長野県（以下「甲」という。）と社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）は、平成 7 年 8 月 28 日付けで締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」を下記のとおり変更する。

### 記

- 1 原協定書第 7 条中「住宅部施設課」を「建設部建築指導課」に改める。
- 2 その他は、原協定書のとおりとする。

この変更協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 24 年 3 月 21 日

甲	住 所	長野県長野市大字南長野字幅下 692 - 2
	氏 名	長野県知事 阿部 守一
乙	住 所	東京都千代田区神田小川町 2-3-13
	氏 名	社団法人プレハブ建築協会
	会 長	和 田 勇

## 資料 09-4 災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県地域防災計画に基づく災害時における県産材を活用した応急仮設木造住宅の建設に関して、長野県(以下「甲」という。)が一般社団法人全国木造建設事業協会(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「住宅」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項第1号の規定により供与する収容施設(応急仮設住宅を含む。)をいう。

(要請の手続き)

第3条 甲の乙に対する、住宅の建設の要請は、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請を受けた時は、乙の会員である住宅建設業者(以下「丙」という。)の斡旋を行うほか、可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅の建設)

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲(甲が住宅の建設を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条において同じ。)の指示に従い住宅の建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅の建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙が住宅の建設を終了したときは、検査し、検査に合格した時は丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては長野県建設部建築指導課とし、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会建設部とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅の建設について協力できる生産能力及び建設能力等の状況について、1年に1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の報告)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を1年に1回、甲に報告するものとし、その後名簿の記載事項に異動があった場合には速やかに報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、住宅の建設に関し必要な事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、この協定は、平成25年1月24日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年1月24日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県

長野県知事 阿部 守一

乙 東京都中央区八丁堀 3-4-10 京橋北見ビル東館 6階

一般社団法人 全国木造建設事業協会

理事長 青木 宏之



## 資料 09-5 災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県地域防災計画に基づく災害時における県産材を活用した応急仮設木造住宅の建設に関して、長野県（以下「甲」という。）が一般社団法人長野県建設業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の規定により供与する収容施設（応急仮設住宅を含む。）をいう。

(要請の手続き)

第3条 甲の乙に対する、住宅の建設の要請は、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請を受けた時は、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）の斡旋を行うほか、可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅の建設)

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲（甲が住宅の建設を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条において同じ。）の指示に従い住宅の建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅の建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙が住宅の建設を終了したときは、検査し、検査に合格した時は丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては長野県建設部建築住宅課とし、乙においては一般社団法人長野県建設業協会建設本部とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅の建設について協力できる生産能力及び建設能力等の状況について、1年に1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の報告)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を1年に1回、甲に報告するものとし、その後名簿の記載事項に異動があった場合には速やかに報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、住宅の建設に関し必要な事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、この協定は、平成26年4月30日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年4月30日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長 野 県

長野県知事 阿 部 守 一

乙 長野県長野市南石堂町 1230 長建ビル内

一般社団法人 長野県建設業協会

会 長 藏 谷 伸 一

## 資料 09-6 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

### (趣 旨)

第1条 この協定は、長野県地域防災計画に基づく災害時における応急仮設住宅の建設に関して、長野県（以下「甲」という。）が一般社団法人日本 RV・トレーラーハウス協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この協定において、「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号の規定により供与する応急仮設住宅をいう。

### (要請の手続き)

第3条 甲の乙に対する、住宅の建設の要請は、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### (協 力)

第4条 乙は、前条の要請を受けた時は、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）の斡旋を行うほか、可能な限り甲に協力するものとする。

### (住宅の建設)

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲（甲が住宅の建設を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条において同じ。）の指示に従い住宅の建設を行うものとする。

### (費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅の建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙が住宅の建設を終了したときは、検査し、検査に合格した時は丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

### (連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては長野県建設部建築住宅課とし、乙においては一般社団法人日本 RV・トレーラーハウス協会トレーラーハウス委員会とする。

### (報 告)

第8条 乙は、住宅の建設について協力できる生産能力及び建設能力等の状況について、1年に1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に

対して、随時報告を求めることができる。

- 2 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を1年に1回、甲に報告するものとし、その後名簿の記載事項に異動があった場合には速やかに報告するものとする。

**(協 議)**

第9条 この協定に定めるもののほか、住宅の建設に関し必要な事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

**(適 用)**

第10条 この協定は、令和3年8月24日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年8月24日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長 野 県

長野県知事 阿 部 守 一

乙 東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル 2-227

一般社団法人 日本 RV・トレーラーハウス協会

代 表 理 事 稲 吉 啓

## 資料 09-7 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

### (趣 旨)

第1条 この協定は、長野県地域防災計画に基づく災害時における応急仮設住宅の建設に関して、長野県（以下「甲」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この協定において、「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号の規定により供与する応急仮設住宅をいう。

### (要請の手続き)

第3条 甲の乙に対する、住宅の建設の要請は、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### (協 力)

第4条 乙は、前条の要請を受けた時は、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）の斡旋を行うほか、可能な限り甲に協力するものとする。

### (住宅の建設)

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲（甲が住宅の建設を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条において同じ。）の指示に従い住宅の建設を行うものとする。

### (費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅の建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙が住宅の建設を終了したときは、検査し、検査に合格した時は丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

### (連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては長野県建設部建築住宅課とし、乙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会担当部とする。

### (報 告)

第8条 乙は、住宅の建設について協力できる生産能力及び建設能力等の状況について、1年に1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

2 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を1年に1回、甲に報告するものとし、その後名簿の記載事項に異動があった場合には速やかに報告するものとする。

**(協 議)**

第9条 この協定に定めるもののほか、住宅の建設に関し必要な事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

**(適 用)**

第10条 この協定は、令和3年8月24日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年8月24日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長 野 県

長野県知事 阿 部 守 一

乙 北海道札幌市清田区美しが丘 3 条 10 丁目 2-15

一般社団法人 日本ムービングハウス協会

代 表 理 事 佐 々 木 信 博

長野県（以下「甲」という。）と長野県建設機械リース業協会（以下「乙」という。）とは、災害時等の応急対応に必要な資機材（以下「機材」という。）のリースに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、武力攻撃事態等及び緊急処理事態、その他の災害時（以下「災害時等」という。）において、機材をリースする必要があると認められるときに、その実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

（要請の内容）

第2条 甲は、災害時等において、機材をリースする必要があると認められるときは、乙に対し、その要請をすることができる。

（リースの実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から機材のリースの要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、機材のリースを実施するものとする。

（リースの範囲）

第4条 甲が、乙に調達・運搬を要請する物資は、次に掲げるものとする。

（1）下表に掲げる機材の内、甲が指定する物資

機材等	発電機（2～3KVA） 発電機（10～25KVA） インバーター発電機 屋内用電圧調整器 トランス昇圧・降圧 水中ポンプ エンジンポンプ コードリール（屋内） コードリール（屋外） 投光機（500w・1kw） 投光機（4灯式） 投光機（2灯式） 投光機（バルーン型） 軽トラック 組立ハウス コンテナハウス（3坪クラス） コンテナハウス（4坪クラス）	ツイントイレ 本水洗トイレ 簡易水洗トイレ 会議用テーブル 折いす ホワイトボード（脚付） くず入れ コピー機 レーザープリンター ノートパソコン 衛星電話 コードレス電話 ブルーヒーター 石油ストーブ テレビデオ ファンヒーター 扇風機
-----	---	---

（2）その他乙の業務の範囲内で甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、甲が別紙様式1の文書をもって行うものとする。

なお、緊急を要する場合は、口頭又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第2条の要請事項を実施した時は、その状況について、別紙様式2により甲に報告するものとする。

（機材の運搬、引渡し）

第7条 機材の運搬先、運搬経路は、甲が状況に応じ指定するものとし、運搬先までの機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。

ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、運搬先に職員を派遣し、確認のうえ引取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を、市町村長に代行させることができる。

（費用）

第8条 第2条の機材のリースの対価（乙が機材の搬送を行った場合、その対価も含む。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の対価は、災害時等発生直前時におけるリース価格、搬送価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（代金の支払い）

第9条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求後速やかに支払うものとする。

ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(協定の締結期間)

第12条 この協定の締結期間は、平成20年3月27日から平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年 3月27日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 長野県飯田市上郷黒田2731-1  
長野県建設機械リース業協会  
会 長 原 茂

長瀬(以下「甲」といふ)と長瀬テントシート装飾業組合(以下「乙」といふ)とは、災害時等の応急対策に必要な資材の調達・運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害、緊急処理事態等、その他の災害時(以下「災害時」といふ)において、資材を調達・運搬する必要があると認められるときに、その実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(要請の内容)

第2条 甲は、災害時において、資材を調達・運搬する必要があると認められるときは、乙に対し、その要請をすることができる。

また、甲は乙から調達した資材の設置を併せて要請することができる。

(要請の実施)

第3条 乙は、前条の規定により、甲から資材の調達・運搬の要請を受けたときは、その緊急性のいかんにかみ、可能な範囲において、資材の調達・運搬を実施するものとする。

(資材の範囲)

第4条 甲が、乙に調達・運搬を要請する資材は、次の掲げるものとする。

(1) 下表に掲げる資材の内、甲が指定する資材

○仮設テント(2mメッキ柱・ポリエステル帆布屋根幕) ・ 1. 5×2間 ・ 2×3間 ・ 2×4間 ・ 3×5間 ・ 3×6間  ○横幕(ポリエステル帆布 H=2m) ・ 1. 5間 ・ 2間 ・ 3間 ・ 4間 ・ 5間 ・ 6間  ○テント用ウエイト(鉄物) ・ 10kg ・ 20kg	○野積み・養生用シート (ポリエステル帆布・ポリエステルターポリン) ・ 1×2間 ・ 1×3間 ・ 2×3間 ・ 1. 5×2間  ○ブルーシート(ポリエチレン) ・ 2×3間 ・ 2×4間 ・ 10×10m
---	---

(2) その他乙の業務の範囲内で甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第2条の要請は、甲が別紙様式1の文書をもって行うものとする。

なお、緊急を要する場合は、口頭又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(報告)

第6条 乙は、第2条の要請事項を実施した時は、その状況について、別紙様式2により甲に報告するものとする。

(資材の運搬・引渡し)

第7条 資材の運搬先、運搬路は、甲が状況に応じ指定するものとし、運搬までの資材の運搬は、原則として乙が行うものとする。

ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、運搬先に職員を派遣し、確認のうえ引取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を、市町村長に代行させることができる。

(費用)

第8条 第2条の資材の対価(乙が資材の搬送を行った場合及び資材の設置を行った場合のその対価も含む。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の対価は、災害時等発生直前時における資材価格、搬送価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(代金の支払い)

第9条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求後速やかに支払うものとする。

ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第11条 この協定で定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(協定の締結期間)

第12条 この協定の締結期間は、平成20年11月4日から平成21年3月31日までとする。



ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年11月 4日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 長野県長野市北長也2051番地  
長野県テントシート装飾業組合  
理事長 倉島 拓二

長野県（以下「甲」という。）と長野県飲食業生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の支援（以下「支援」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、支援を行う必要があると認めるときは、乙に対し支援の協力の要請を行うことができる。

- （1）長野県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）その他知事が特に必要と認めるとき。

（要請に基づく乙の措置）

第2条 乙は、前条による要請を受けたときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

（協力の範囲）

第3条 甲が乙に協力を要請する支援は、次の各号に掲げる事項のうち要請時点で乙が対応可能なものとする。ただし、第1号、第2号及び第3号に掲げる支援については、避難所に入所した被災者に対して行うものとする。

- （1）組合員の食材確保ルートを活用した食材の提供
- （2）組合員の調理による料理、弁当等の食品の提供
- （3）避難所等被災者の集合場所における炊き出し
- （4）帰宅困難者に対する、水、トイレ、避難情報等の提供

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、災害時における被災者支援の協力要請書（別紙様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって依頼することができないときは口頭で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

2 乙は、支援の内容等に関して、甲の要請の範囲内において、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村と直接協議することができるものとする。

3 第3条第4号については、要請等の手続きは不要とし、組合員独自の判断で実施するものとする。

（食材、食品の提供、炊き出し）

第5条 第3条に掲げる食材、食品の提供及び炊き出しの場所は、甲、乙協議により決定するものとし、当該場所において甲の職員又は甲の指定する者が食材、食品の提供及び炊き出しを確認するものとする。

（実績報告）

第6条 乙は、本協定に基づく支援を行ったときは、甲に対して、災害時における被災者支援の実績報告書（別紙様式第2号）により実績報告を行うものとする。

（費用負担）

第7条 支援に要する費用は、甲の要請に基づき乙の支援を受けた市町村が負担するものとし、その費用は、災害時直前における適正価格（燃料費、引き渡しまでの運搬費を含む。）を基準として、関係者が協議して定めるものとする。

なお、第3条第4号に要した費用は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（取消料等損害賠償）

第8条 乙は、協力要請後取消があった場合でも甲又は市町村に対し、取消料等損害賠償は請求しないものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲と乙は、第1条に基づく要請に対する事項の伝達及び連絡の責任者について、本協定締結後速やかに連絡責任者報告書（別紙様式第3号）により相手方に報告するものとし、この報告事項に変更があった場合についても相手方へ報告するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議のうえ決定する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通保有する。

平成24年9月24日

甲 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県知事 阿部 守一

乙 長野市大字鶴賀629-1 長野東口ビル303

長野県飲食業生活衛生同業組合

理事長 長岡 和男

## 災害時における被災者の支援に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県クリーニング生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の支援（以下「支援」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、支援を行う必要があると認めるときは、乙に対し支援の協力の要請を行うことができる。

- （1）長野県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）その他知事が特に必要と認めるとき。

### （要請に基づく乙の措置）

第2条 乙は、前条による要請を受けたときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

### （協力の範囲）

第3条 甲が乙に協力を要請する支援は、次の各号掲げる事項のうち要請時点で乙が対応可能なものとする。

- （1）被災者に貸し出された自治体所有の毛布等のクリーニング
- （2）帰宅困難者に対する、水、トイレ、避難情報等の提供

### （要請の方法）

第4条 第1条の要請は、災害時における被災者支援の協力要請書（別紙様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって依頼することができないときは口頭で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

2 乙は、支援の内容等に関して、甲の要請の範囲内において、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村と直接協議することができるものとする。

3 第3条第2号については、要請等の手続きは不要とし、組合員独自の判断で実施するものとする。

### （クリーニングの提供）

第5条 第3条第1号に掲げるクリーニングの提供の場所は、甲、乙協議により決定するものとする。

### （実績報告）

第6条 乙は、本協定に基づく支援を行ったときは、甲に対して、災害時における被災者支援の実績報告書（別紙様式第2号）により実績報告を行うものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要する費用は、甲の要請に基づき乙の支援を受けた市町村が負担するものとし、その費用は、災害時直前における適正価格(燃料費、引き渡しまでの運搬費を含む。)を基準として、関係者が協議して定めるものとする。

なお、第3条第2号に要した費用は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(取消料等損害賠償)

第8条 乙は、協力要請後取消があった場合でも甲又は市町村に対し、取消料等損害賠償は請求しないものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲と乙は、第1条に基づく要請に対する事項の伝達及び連絡の責任者について、本協定締結後速やかに連絡責任者報告書(別紙様式第3号)により相手方に報告するものとし、この報告事項に変更があった場合についても相手方へ報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議のうえ決定する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通保有する。

平成24年9月24日

甲 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県知事 阿部 守一

乙 長野市問御所町1241-1

長野県クリーニング生活衛生同業組合  
理事長 加藤 文人

## 災害時における被災者の支援に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県鮪商生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の支援（以下「支援」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、支援を行う必要があると認めるときは、乙に対し支援の協力の要請を行うことができる。

- （1）長野県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）その他知事が特に必要と認めるとき。

（要請に基づく乙の措置）

第2条 乙は、前条による要請を受けたときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

（協力の範囲）

第3条 甲が乙に協力を要請する支援は、次の各号に掲げる事項のうち要請時点で乙が対応可能なものとする。ただし、第1号、第2号及び第3号に掲げる支援については、避難所に入所した被災者に対して行うものとする。

- （1）組合員の食材確保ルートを活用した食材の提供
- （2）組合員の調理による料理、弁当等の食品の提供
- （3）避難所等被災者の集合場所における炊き出し
- （4）帰宅困難者に対する、水、トイレ、避難情報等の提供

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、災害時における被災者支援の協力要請書（別紙様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって依頼することができないときは口頭で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

2 乙は、支援の内容等に関して、甲の要請の範囲内において、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村と直接協議することができるものとする。

3 第3条第4号については、要請等の手続きは不要とし、組合員独自の判断で実施するものとする。

（食材、食品の提供、炊き出し）

第5条 第3条に掲げる食材、食品の提供及び炊き出しの場所は、甲、乙協議により決定するものとし、当該場所において甲の職員又は甲の指定する者が食材、食品の提供及び炊き出しを確認するものとする。

(実績報告)

第6条 乙は、本協定に基づく支援を行ったときは、甲に対して、災害時における被災者支援の実績報告書(別紙様式第2号)により実績報告を行うものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要する費用は、甲の要請に基づき乙の支援を受けた市町村が負担するものとし、その費用は、災害時直前における適正価格(燃料費、引き渡しまでの運搬費を含む。)を基準として、関係者が協議して定めるものとする。

なお、第3条第4号に要した費用は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(取消料等損害賠償)

第8条 乙は、協力要請後取消があった場合でも甲又は市町村に対し、取消料等損害賠償は請求しないものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲と乙は、第1条に基づく要請に対する事項の伝達及び連絡の責任者について、本協定締結後速やかに連絡責任者報告書(別紙様式第3号)により相手方に報告するものとし、この報告事項に変更があった場合についても相手方へ報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議のうえ決定する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通保有する。

平成24年9月24日

甲 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県知事 阿部 守一

乙 長野市権堂町2336

長野県鮪商生活衛生同業組合

理事長 上野 仁

## 災害時における被災者の支援に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県社交飲食業生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の支援（以下「支援」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、支援を行う必要があると認めるときは、乙に対し支援の協力の要請を行うことができる。

- （1）長野県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）その他知事が特に必要と認めるとき。

（要請に基づく乙の措置）

第2条 乙は、前条による要請を受けたときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

（協力の範囲）

第3条 甲が乙に協力を要請する支援は、次の各号に掲げる事項のうち要請時点で乙が対応可能なものとする。ただし、第1号、第2号及び第3号に掲げる支援については、避難所に入所した被災者に対して行うものとする。

- （1）組合員の食材確保ルートを活用した食材の提供
- （2）組合員の調理による料理、弁当等の食品の提供
- （3）避難所等被災者の集合場所における炊き出し
- （4）帰宅困難者に対する、水、トイレ、避難情報等の提供

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、災害時における被災者支援の協力要請書（別紙様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって依頼することができないときは口頭で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

2 乙は、支援の内容等に関して、甲の要請の範囲内において、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村と直接協議することができるものとする。

3 第3条第4号については、要請等の手続きは不要とし、組合員独自の判断で実施するものとする。

（食材、食品の提供、炊き出し）

第5条 第3条に掲げる食材、食品の提供及び炊き出しの場所は、甲、乙協議により決定するものとし、当該場所において甲の職員又は甲の指定する者が食材、食品の提供及び炊き出しを確認するものとする。



(実績報告)

第6条 乙は、本協定に基づく支援を行ったときは、甲に対して、災害時における被災者支援の実績報告書(別紙様式第2号)により実績報告を行うものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要する費用は、甲の要請に基づき乙の支援を受けた市町村が負担するものとし、その費用は、災害時直前における適正価格(燃料費、引き渡しまでの運搬費を含む。)を基準として、関係者が協議して定めるものとする。

なお、第3条第4号に要した費用は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(取消料等損害賠償)

第8条 乙は、協力要請後取消があった場合でも甲又は市町村に対し、取消料等損害賠償は請求しないものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲と乙は、第1条に基づく要請に対する事項の伝達及び連絡の責任者について、本協定締結後速やかに連絡責任者報告書(別紙様式第3号)により相手方に報告するものとし、この報告事項に変更があった場合についても相手方へ報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議のうえ決定する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通保有する。

平成24年9月24日

甲 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県知事 阿部 守一

乙 長野市緑町2214-21権堂ビル3階  
長野県社交飲食業生活衛生同業組合  
理事長 近藤 洋

## 災害時における被災者の支援に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県そば商生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の支援（以下「支援」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、支援を行う必要があると認めるときは、乙に対し支援の協力の要請を行うことができる。

- （1）長野県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）その他知事が特に必要と認めるとき。

（要請に基づく乙の措置）

第2条 乙は、前条による要請を受けたときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

（協力の範囲）

第3条 甲が乙に協力を要請する支援は、次の各号に掲げる事項のうち要請時点で乙が対応可能なものとする。ただし、第1号、第2号及び第3号に掲げる支援については、避難所に入所した被災者に対して行うものとする。

- （1）組合員の食材確保ルートを活用した食材の提供
- （2）組合員の調理による料理、弁当等の食品の提供
- （3）避難所等被災者の集合場所における炊き出し
- （4）帰宅困難者に対する、水、トイレ、避難情報等の提供

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、災害時における被災者支援の協力要請書（別紙様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって依頼することができないときは口頭で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

2 乙は、支援の内容等に関して、甲の要請の範囲内において、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村と直接協議することができるものとする。

3 第3条第4号については、要請等の手続きは不要とし、組合員独自の判断で実施するものとする。

（食材、食品の提供、炊き出し）

第5条 第3条に掲げる食材、食品の提供及び炊き出しの場所は、甲、乙協議により決定するものとし、当該場所において甲の職員又は甲の指定する者が食材、食品の提供及び炊き出しを確認するものとする。

(実績報告)

第6条 乙は、本協定に基づく支援を行ったときは、甲に対して、災害時における被災者支援の実績報告書(別紙様式第2号)により実績報告を行うものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要する費用は、甲の要請に基づき乙の支援を受けた市町村が負担するものとし、その費用は、災害時直前における適正価格(燃料費、引き渡しまでの運搬費を含む。)を基準として、関係者が協議して定めるものとする。

なお、第3条第4号に要した費用は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(取消料等損害賠償)

第8条 乙は、協力要請後取消があった場合でも甲又は市町村に対し、取消料等損害賠償は請求しないものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲と乙は、第1条に基づく要請に対する事項の伝達及び連絡の責任者について、本協定締結後速やかに連絡責任者報告書(別紙様式第3号)により相手方に報告するものとし、この報告事項に変更があった場合についても相手方へ報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議のうえ決定する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通保有する。

平成24年9月24日

甲 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県知事 阿部 守一

乙 長野市権堂町2336

長野県そば商生活衛生同業組合

理事長 中村 茂

## 災害時における被災者の支援に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県料理業生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の支援（以下「支援」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、支援を行う必要があると認めるときは、乙に対し支援の協力の要請を行うことができる。

- （1）長野県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）その他知事が特に必要と認めるとき。

### （要請に基づく乙の措置）

第2条 乙は、前条による要請を受けたときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

### （協力の範囲）

第3条 甲が乙に協力を要請する支援は、次の各号に掲げる事項のうち要請時点で乙が対応可能なものとする。ただし、第1号、第2号及び第3号に掲げる支援については、避難所に入所した被災者に対して行うものとする。

- （1）組合員の食材確保ルートを活用した食材の提供
- （2）組合員の調理による料理、弁当等の食品の提供
- （3）避難所等被災者の集合場所における炊き出し
- （4）帰宅困難者に対する、水、トイレ、避難情報等の提供

### （要請の方法）

第4条 第1条の要請は、災害時における被災者支援の協力要請書（別紙様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって依頼することができないときは口頭で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

2 乙は、支援の内容等に関して、甲の要請の範囲内において、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村と直接協議することができるものとする。

3 第3条第4号については、要請等の手続きは不要とし、組合員独自の判断で実施するものとする。

### （食材、食品の提供、炊き出し）

第5条 第3条に掲げる食材、食品の提供及び炊き出しの場所は、甲、乙協議により決定するものとし、当該場所において甲の職員又は甲の指定する者が食材、食品の提供及び炊き出しを確認するものとする。

(実績報告)

第6条 乙は、本協定に基づく支援を行ったときは、甲に対して、災害時における被災者支援の実績報告書(別紙様式第2号)により実績報告を行うものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要する費用は、甲の要請に基づき乙の支援を受けた市町村が負担するものとし、その費用は、災害時直前における適正価格(燃料費、引き渡しまでの運搬費を含む。)を基準として、関係者が協議して定めるものとする。

なお、第3条第4号に要した費用は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(取消料等損害賠償)

第8条 乙は、協力要請後取消があった場合でも甲又は市町村に対し、取消料等損害賠償は請求しないものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲と乙は、第1条に基づく要請に対する事項の伝達及び連絡の責任者について、本協定締結後速やかに連絡責任者報告書(別紙様式第3号)により相手方に報告するものとし、この報告事項に変更があった場合についても相手方へ報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議のうえ決定する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通保有する。

平成24年9月24日

甲 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県知事 阿部 守一

乙 安曇野市豊科2453

長野県料理業生活衛生同業組合

理事長 滝沢 功

## 災害時における被災者の支援に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県食肉生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の支援（以下「支援」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、支援を行う必要があると認めるときは、乙に対し支援の協力の要請を行うことができる。

- （1）長野県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）その他知事が特に必要と認めるとき。

（要請に基づく乙の措置）

第2条 乙は、前条による要請を受けたときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

（協力の範囲）

第3条 甲が乙に協力を要請する支援は、次の各号に掲げる事項のうち要請時点で乙が対応可能なものとする。ただし、第1号、第2号及び第3号に掲げる支援については、避難所に入所した被災者に対して行うものとする。

- （1）組合員の食材確保ルートを活用した食材の提供
- （2）組合員の調理による料理、弁当等の食品の提供
- （3）避難所等被災者の集合場所における炊き出し
- （4）帰宅困難者に対する、水、トイレ、避難情報等の提供

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、災害時における被災者支援の協力要請書（別紙様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって依頼することができないときは口頭で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

2 乙は、支援の内容等に関して、甲の要請の範囲内において、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村と直接協議することができるものとする。

3 第3条第4号については、要請等の手続きは不要とし、組合員独自の判断で実施するものとする。

（食材、食品の提供、炊き出し）

第5条 第3条に掲げる食材、食品の提供及び炊き出しの場所は、甲、乙協議により決定するものとし、当該場所において甲の職員又は甲の指定する者が食材、食品の提供及び炊き出しを確認するものとする。

(実績報告)

第6条 乙は、本協定に基づく支援を行ったときは、甲に対して、災害時における被災者支援の実績報告書(別紙様式第2号)により実績報告を行うものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要する費用は、甲の要請に基づき乙の支援を受けた市町村が負担するものとし、その費用は、災害時直前における適正価格(燃料費、引き渡しまでの運搬費を含む。)を基準として、関係者が協議して定めるものとする。

なお、第3条第4号に要した費用は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(取消料等損害賠償)

第8条 乙は、協力要請後取消があった場合でも甲又は市町村に対し、取消料等損害賠償は請求しないものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲と乙は、第1条に基づく要請に対する事項の伝達及び連絡の責任者について、本協定締結後速やかに連絡責任者報告書(別紙様式第3号)により相手方に報告するものとし、この報告事項に変更があった場合についても相手方へ報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議のうえ決定する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通保有する。

平成24年9月24日

甲 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県知事 阿部 守一

乙 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県食肉生活衛生同業組合

理事長 澤 文一

## 災害時における被災者の支援に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県ホテル旅館生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の支援（以下「支援」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、支援を行う必要があると認めるときは、乙に対し支援の協力の要請を行うことができる。

- （1）長野県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）その他知事が特に必要と認めるとき。

（要請に基づく乙の措置）

第2条 乙は、前条による要請を受けたときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

（協力の範囲）

第3条 甲が乙に協力を要請する支援は、避難所に入所した被災者等に対して行う次の各号掲げる事項のうち要請時点で乙が対応可能なものとする。

- （1）組合員の食材確保ルートを活用した食材の提供
- （2）組合員の調理による料理、弁当等の食品の提供
- （3）避難所等被災者の集合場所における炊き出し
- （4）災害時要援護者（高齢者、乳幼児等）に対する宿泊施設の提供(市町村が避難所として指定した場合)
- （5）避難所等被災者への入浴サービス、貸しタオル及びせっけん等の提供
- （6）帰宅困難者に対する、水、トイレ、避難情報等の提供

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、災害時における被災者支援の協力要請書（別紙様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって依頼することができないときは口頭で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

2 乙は、支援の内容等に関して、甲の要請の範囲内において、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村と直接協議することができるものとする。

3 第3条第6号については、要請等の手続きは不要とし、組合員独自の判断で実施するものとする。

（食材、食品の提供、炊き出し、宿泊施設、入浴サービス）

第5条 第3条第1号から5号に掲げるサービスの場所は、甲、乙協議により決定するものとし、当該場所において甲の職員又は甲の指定する者がサービスの提供を確認するものとする。



(実績報告)

第6条 乙は、本協定に基づく支援を行ったときは、甲に対して、災害時における被災者支援の実績報告書(別紙様式第2号)により実績報告を行うものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要する費用は、甲の要請に基づき乙の支援を受けた市町村が負担するものとし、その費用は、災害時直前における適正価格(燃料費、引き渡しまでの運搬費を含む。)を基準として、関係者が協議して定めるものとする。

なお、第3条第5号及び6号に要した費用は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(取消料等損害賠償)

第8条 乙は、協力要請後取消があった場合でも甲又は市町村に対し、取消料等損害賠償は請求しないものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲と乙は、第1条に基づく要請に対する事項の伝達及び連絡の責任者について、本協定締結後速やかに連絡責任者報告書(別紙様式第3号)により相手方に報告するものとし、この報告事項に変更があった場合についても相手方へ報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議のうえ決定する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通保有する。

平成24年9月24日

甲 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県知事 阿部 守一

乙 長野市中御所岡田178-2

長野県ホテル旅館生活衛生同業組合  
理事長 久保田 茂登

## 災害時における被災者の支援に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県美容業生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の支援（以下「支援」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、支援を行う必要があると認めるときは、乙に対し支援の協力の要請を行うことができる。

- （1）長野県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）その他知事が特に必要と認めるとき。

### （要請に基づく乙の措置）

第2条 乙は、前条による要請を受けたときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

### （協力の範囲）

第3条 甲が乙に協力を要請する支援は、次の各号に掲げる事項のうち要請時点で乙が対応可能なものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる支援については、避難所に入所した被災者に対して行うものとする。

- （1）営業で使用する洗濯済み若しくは未使用のタオルの提供
- （2）避難所等における被災者への美容サービスの提供(最寄り店舗でのサービスの提供を含む。)
- （3）帰宅困難者に対する、水、トイレ、避難情報等の提供

### （要請の方法）

第4条 第1条の要請は、災害時における被災者支援の協力要請書（別紙様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって依頼することができないときは口頭で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

2 乙は、支援の内容等に関して、甲の要請の範囲内において、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村と直接協議することができるものとする。

3 第3条第3号については、要請等の手続きは不要とし、組合員独自の判断で実施するものとする。

### （タオル提供、美容サービス）

第5条 第3条第1号及び第2号に掲げるタオル提供及び美容サービスの場所は、甲、乙協議により決定するものとする。

### （実績報告）

第6条 乙は、本協定に基づく支援を行ったときは、甲に対して、災害時における被災者支援の実績報告書（別紙様式第2号）により実績報告を行うものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要する費用は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

なお、最寄り店舗でサービスを提供した場合は、利用者が一部料金を負担する場合があるものとする。

(取消料等損害賠償)

第8条 乙は、協力要請後取消があった場合でも甲又は市町村に対し、取消料等損害賠償は請求しないものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲と乙は、第1条に基づく要請に対する事項の伝達及び連絡の責任者について、本協定締結後速やかに連絡責任者報告書(別紙様式第3号)により相手方に報告するものとし、この報告事項に変更があった場合についても相手方へ報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議のうえ決定する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通保有する。

平成24年9月24日

甲 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県知事 阿部 守一

乙 長野市中御所3-15-4

長野県美容業生活衛生同業組合

理事長 太田 治彦

## 災害時における被災者の支援に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県興行生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の支援（以下「支援」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、支援を行う必要があると認めるときは、乙に対し支援の協力の要請を行うことができる。

- （1）長野県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）その他知事が特に必要と認めるとき。

### （要請に基づく乙の措置）

第2条 乙は、前条による要請を受けたときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

### （協力の範囲）

第3条 甲が乙に協力を要請する支援は、次の各号掲げる事項のうち要請時点で乙が対応可能なものとする。

- （1）被災者への避難場所の提供(市町村が避難所として指定した場合)
- （2）被災者の一時退避所の提供
- （3）帰宅困難者に対する、水、トイレ、避難情報等の提供

### （要請の方法）

第4条 第1条の要請は、災害時における被災者支援の協力要請書（別紙様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって依頼することができないときは口頭で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

2 乙は、支援の内容等に関して、甲の要請の範囲内において、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村と直接協議することができるものとする。

3 第3条第3号については、要請等の手続きは不要とし、組合員独自の判断で実施するものとする。

### （一時避難場所）

第5条 第3条第1号及び第2号に掲げる一時避難の場所は、甲、乙協議により決定するものとする。

### （実績報告）

第6条 乙は、本協定に基づく支援を行ったときは、甲に対して、災害時における被災者支援の実績報告書（別紙様式第2号）により実績報告を行うものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要する費用は、甲の要請に基づき乙の支援を受けた市町村が負担するものとし、その費用は、災害時直前における適正価格(燃料費を含む。)を基準として、関係者が協議して定めるものとする。

なお、第3条第2号及び第3号に要した費用は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(取消料等損害賠償)

第8条 乙は、協力要請後取消があった場合でも甲又は市町村に対し、取消料等損害賠償は請求しないものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲と乙は、第1条に基づく要請に対する事項の伝達及び連絡の責任者について、本協定締結後速やかに連絡責任者報告書(別紙様式第3号)により相手方に報告するものとし、この報告事項に変更があった場合についても相手方へ報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議のうえ決定する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通保有する。

平成24年9月24日

甲 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県知事 阿部 守一

乙 岡谷市中央2-4-14

長野県興行生活衛生同業組合

理事長 松下 秀正

## 災害時における被災者の支援に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県理容生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の支援（以下「支援」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、支援を行う必要があると認めるときは、乙に対し支援の協力の要請を行うことができる。

- （1）長野県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）その他知事が特に必要と認めるとき。

（要請に基づく乙の措置）

第2条 乙は、前条による要請を受けたときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

（協力の範囲）

第3条 甲が乙に協力を要請する支援は、次の各号に掲げる事項のうち要請時点で乙が対応可能なものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる支援については、避難所に入所した被災者に対して行うものとする。

- （1）営業で使用する洗濯済み若しくは未使用のタオルの提供
- （2）避難所等における被災者への理容サービスの提供(最寄り店舗でのサービスの提供を含む。)
- （3）帰宅困難者に対する、水、トイレ、避難情報等の提供

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、災害時における被災者支援の協力要請書（別紙様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって依頼することができないときは口頭で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

2 乙は、支援の内容等に関して、甲の要請の範囲内において、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村と直接協議することができるものとする。

3 第3条第3号については、要請等の手続きは不要とし、組合員独自の判断で実施するものとする。

（タオル提供、理容サービス）

第5条 第3条第1号及び第2号に掲げるタオルの提供及び理容サービスの場所は、甲、乙協議により決定するものとする。

(実績報告)

第6条 乙は、本協定に基づく支援を行ったときは、甲に対して、災害時における被災者支援の実績報告書(別紙様式第2号)により実績報告を行うものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要する費用は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

なお、最寄り店舗でサービスを提供した場合は、利用者が一部料金を負担する可能性があるものとする。

(取消料等損害賠償)

第8条 乙は、協力要請後取消があった場合でも甲又は市町村に対し、取消料等損害賠償は請求しないものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲と乙は、第1条に基づく要請に対する事項の伝達及び連絡の責任者について、本協定締結後速やかに連絡責任者報告書(別紙様式第3号)により相手方に報告するものとし、この報告事項に変更があった場合についても相手方へ報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議のうえ決定する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通保有する。

平成24年9月24日

甲 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県知事 阿部 守一

乙 松本市中央1-21-3

長野県理容生活衛生同業組合

理事長 山岸 民樹

## 災害時における被災者の支援に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県公衆浴場業生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の支援（以下「支援」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、支援を行う必要があると認めるときは、乙に対し支援の協力の要請を行うことができる。

- （1）長野県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）その他知事が特に必要と認めるとき。

### （要請に基づく乙の措置）

第2条 乙は、前条による要請を受けたときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

### （協力の範囲）

第3条 甲が乙に協力を要請する支援は、避難所に入所した被災者等に対して行う次の各号掲げる事項のうち要請時点で乙が対応可能なものとする。

- （1）入浴サービス、貸しタオル及びせっけん等の提供
- （2）帰宅困難者に対する、水、トイレ、避難情報等の提供

### （要請の方法）

第4条 第1条の要請は、災害時における被災者支援の協力要請書（別紙様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって依頼することができないときは口頭で要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

- 2 乙は、支援の内容等に関して、甲の要請の範囲内において、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村と直接協議することができるものとする。
- 3 第3条第2号については、要請等の手続きは不要とし、組合員独自の判断で実施するものとする。

### （入浴サービスの提供）

第5条 第3条第1号に掲げる入浴サービスの提供の場所は、甲、乙協議により決定するものとする。

### （実績報告）

第6条 乙は、本協定に基づく支援を行ったときは、甲に対して、災害時における被災者支援の実績報告書（別紙様式第2号）により実績報告を行うものとする。



(費用負担)

第7条 支援に要する費用は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(取消料等損害賠償)

第8条 乙は、協力要請後取消があった場合でも甲又は市町村に対し、取消料等損害賠償は請求しないものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲と乙は、第1条に基づく要請に対する事項の伝達及び連絡の責任者について、本協定締結後速やかに連絡責任者報告書(別紙様式第3号)により相手方に報告するものとし、この報告事項に変更があった場合についても相手方へ報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議のうえ決定する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通保有する。

平成24年9月24日

甲 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県知事 阿部 守一

乙 上田市常田3-14-3

長野県公衆浴場業生活衛生同業組合  
理事長 宮下 憲治

長野県（以下「甲」という。）と社団法人隊友会長野県隊友会（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時等における協力に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、乙の社会貢献活動の一環として、長野県内において、通常の社会生活を営む中で、また、第1号に掲げる災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合並びに第2号及び第3号に掲げる事態（以下「災害時等」という。）において、災害時等における協力（以下「協力」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災害対策基本法」という。）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第1条に定める武力攻撃事態等
- (3) 武力攻撃事態対処法第25条第1項に定める緊急処理事態

（自主的な災害情報等収集協力）

第2条 乙は、自主的な協力として、次の情報を甲に提供するための活動を行う。

- (1) 災害に結びつく異常兆候情報
- (2) 災害時等における被災情報、避難情報、救援情報
- (3) その他必要と認められる情報

2 前項に定める乙の活動は、自身の周辺において視認、聴取により収集可能な情報とする。

（依頼による協力）

第3条 甲は、災害時等において、必要があると認めるときは、次に定める協力を乙に依頼することができるものとする。

- (1) 災害対策基本法の規定に基づく防災に関する業務の実施に必要な援助。
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の規定に基づく国民の保護のための措置の実施に必要な援助。
- (3) その他必要と認められる業務。

2 協力依頼は文書により行うものとし、事態が緊迫して、文書によることができない場合には、口頭又は電話等によることができる。この場合、事後において速やかに文書を送付するものとする。

3 甲は、協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。

4 乙は、甲の依頼に基づき、可能な範囲において協力に応ずるものとする。

（安全の確保）

第4条 乙は、甲の依頼を受けて協力する乙の会員に対し、その活動に当たり、安全の確保に十分に配慮しなければならない。

（経費の負担）

第5条 乙が協力を行うために要した経費については、乙の負担とする。

（訓練等）

第6条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に実施するため、甲が実施する訓練等に積極的に参加するものとする。

2 協力員が訓練等に参加するための旅費は、自己負担とする。

3 甲は、平素から、協力に資する情報の提供その他乙に必要な支援を行うものとする。

（事故等発生時の責任）

第7条 乙は、この協定を実施するにあたり、必要に応じて「ボランティア活動保険」に加入するものとし、乙の会員の事故及びトラブルが発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(補則)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年9月11日

甲 長野県

長野県知事 村井 仁

乙 社団法人隊友会長長野県隊友会

会 長 百瀬 友宏

資料 10-1 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領  
(災害救助法又は国民保護法が発動された場合における特例)

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(抜粋)

(平成21年5月29日付 21総食第113号 総合食料局長通知)

第4章 政府所有米穀の販売

通常時の販売

第11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備

(1) **政策統括官**は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事(以下「知事」という。)又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法(昭和22年法律第118号)が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が発動され、救援を行う場合

(2) (1)の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア **政策統括官**が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀(以下「災害救助用米穀」という。)は、国内産米穀とする。

イ 知事は、災害救助用米穀を**政策統括官**から全量買い受ける。

ウ イの米穀を販売する価格は、**政策統括官**が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。

(ア) (1)のアの場合は、30日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3か月以内)であって**政策統括官**と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、**政策統括官**がやむを得ないと認めること。

(イ) (1)のイの場合は、3か月以内であって**政策統括官**と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

**政策統括官**は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売する場合は、以下により販売手続を行う。

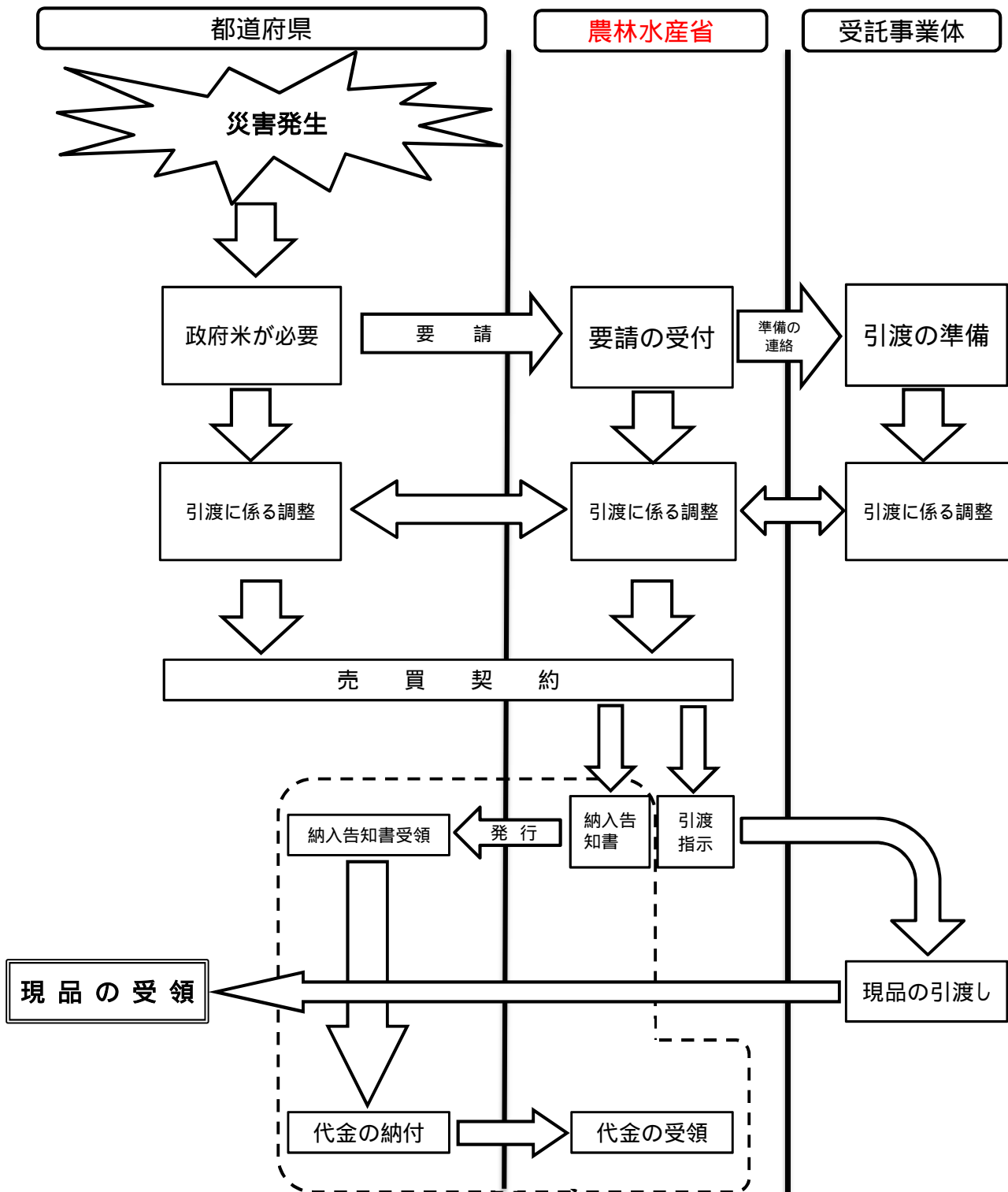
(1) **政策統括官**は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事と売買契約書(案)様式4-24)により契約を締結する。

(2) **政策統括官**は、契約の締結を受けて受託事業者に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(3) **政策統括官**は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認める場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業者に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、**政策統括官**は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書(案)(様式4-24)により契約を締結するものとする。

【参考】

災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー



代金の納付期限は、30日以内又は、3ヶ月以内で局長と知事が協議して決定

災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知（以下「要領」という。））第4章 第11に基づき、都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）から要請があった災害救助用米穀の引渡方法等の具体的な手続きについては、下記のとおりとする。

記

1 災害救助用米穀の引渡要請

- (1) 知事又は市町村長は、要領第4章 第11の1の(1)に基づく災害救助法等が発動され、政府所有米穀の引渡しが必要と判断された場合、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に対し、災害救助用米穀の引渡要請を行う。
- (2) 具体的には、都道府県又は市町村担当者は、政策統括官付貿易業務課担当者（別紙1）（以下「貿易業務課担当者」という。）に対し、「災害救助米穀の引渡要請書」（別紙2）（以下「要請書」という。）に基づく情報（希望数量、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等）を電話で連絡するとともに、併せてFAX又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。
- (3) 上記(1)の場合にあって、市町村長が直接、政策統括官に引渡要請を行う場合は、必ず、市町村担当者は、都道府県担当者に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。
- (4) 貿易業務課担当者は、都道府県又は市町村担当者から要請書の送付があった場合、該当する地方農政局。北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局の担当者（以下「地方農政局等担当者」という。）に対し、要請書の写しを送付する。
- (5) この他、知事又は市町村長は、災害救助用米穀の供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により都道府県又は市町村担当者が要請書に基づく情報を貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合には、(2)又は(3)の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を地方農政局等担当者に連絡することができる。この場合において、地方農政局等担当者は、当該要請書に基づく情報について遅滞なく貿易業務課担当者に連絡するものとする。

2 災害救助用米穀の引渡方法等の決定

政策統括官は、1の(1)の要請があった場合、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下「受託事業者」という。）及び知事又は市町村長と連絡調整を行い、災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

### 3 災害救助用米穀の売買契約の締結

- (1) 売買契約の締結にあたっては、要領に基づき政策統括官と知事との間で締結することとなる。
- (2) 具体的には、貿易業務課担当者は、2の調整終了後速やかに、引渡す災害救助用米穀の品種、数量等を記入した売買契約書（添付の売買契約書を参照）を都道府県担当者に2部送付する。
- (3) 都道府県担当者は、(2)で送付された売買契約書の内容を確認し、知事の記名、押印の上、貿易業務課担当者に2部返送する。
- (4) 貿易業務課担当者は、(3)で返送された売買契約書について、政策統括官の記名、押印を行い、1部を都道府県担当者に送付する。
- (5) 貿易業務課担当者は、売買契約の締結後、速やかに受託事業体に災害救助用米穀の引渡しの指示及び納入告知書の発行に係る手続きを行う。
- (6) この他、1の(5)の場合において、政策統括官は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と売買契約を締結するいとまがないと認めるときは、(2)から(4)までの規定にかかわらず、売買契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、貿易業務課担当者は、当該米穀の引渡し後遅滞なく(2)から(4)までの規定に基づく売買契約を締結するものとする。

### 4 災害救助用米穀の引渡し

受託事業体は、政策統括官から指示された内容に従って、知事に対し、2で決定した引渡方法等により災害救助用米穀を引渡す。

### 5 災害救助用米穀の販売代金の納付

知事は、政策統括官から送付される納入告知書により販売代金を納付する。

なお、納付期限は、要領第4章 第11の1の(2)エの規定に基づき、納入告知書の発行日から、30日以内又は3か月以内とする。

【別紙 2】

番 号  
年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

都道府県知事（市町村長） 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章 第11の1に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量（kg）	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備 考



資料10-3 災害救助用米穀の売買契約書様式

様式 4 - 2 4

(災害救助法又は国民保護法の発動に伴う知事に対する延納売却)

政府所有主要米穀売買契約書

- 1 種類
- 2 数量
- 3 代金

用途 (価格) 区分	種別	産年	産地 品種	包装	量目	等級	数量(キ口数)	単価	金額	備考
計										
消費税及び 地方消費税 の相当額										
合計										

内 訳

- 4 現品受渡場所
- 5 現品受渡期限 令和 年 月 日
- 6 代金納付場所 日本銀行本店、支店又は代理店(歳入代理店を含む。)
- 7 代金納付期限 令和 年 月 日
- 8 買受目的

食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省政策統括官 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、上記政府所有主要米穀(以下「現品」という。)の売買について、次の条項により契約を締結する。

(延納の特約)

第1条 甲は、乙に売却する現品の代金納付については、この契約の定めるところにより、延納を認めるものとする。

( 契約保証金・延納担保及び延納利息 )

第 2 条 甲は、**本契約**に伴う契約保証金、延納担保及び延納期間中の延納利息を免除するものとする。

( 買受代金の納付 )

第 3 条 乙は、買受代金を食料安定供給特別会計歳入徴収官である農林水産省**政策統括官**(以下「歳入徴収官」という。)の発行する納入告知書によって代金納付期限までに、日本銀行本店、支店又は代理店(歳入代理店を含む。)に納付しなければならない。

2 歳入徴収官は、特に必要があると認め**た場合は**、前項の納付場所を指定することができる。

( 現品の引渡し )

第 4 条 甲は、現品の引渡しを、政府が所有する米穀( S B S 方式により輸入された米穀を除く。以下「政府所有米穀」という。)の販売等に関する業務を委託された者(以下「受託事業体」という。)に行わせるものとし、受託事業体が発行する引渡通知書(仮称)と、乙の発行する受領書を交換することによって行うものとする。

2 乙は、現品受渡期限までに前項の規定による現品の受渡しを受けなければならない。

3 甲は、乙の希望に基づき、甲が定めた現品引渡場所まで運送し、現品を引き渡すことができる。

( 契約の内容に適合しない現品の交換 )

第 5 条 引き渡した現品に**本契約の内容に適合しないもの**が発見された場合は、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに受託事業体に連絡するものとする。

2 受託事業体は、乙から前項の連絡を受けた**場合は**、乙と協議の上、**契約の内容に適合しない**現品と同等の現品を乙に引き渡さなければならない。

3 乙は**契約の内容に適合しない**現品を受託事業体に返還するものとし、返還の費用は受託事業体が負担する。

( 保管料の負担区分 )

第 6 条 現品の保管料は、引渡通知書の交付の日の当日分から乙が負担するものとする。

(危険負担)

第7条 第4条による受渡しが行われた後に生じた現品の亡失損傷等の事故による損害は、乙の負担とする。ただし、在姿のまま現品の受渡しを行った場合において、乙の受渡しを受けた現品が甲の所有に属するもの（甲が第三者に受け渡した現品で、甲の所有に属するものと混合保管されているものを含む。）と同一の倉庫（受託事業者が引渡通知書において倉所、棟番、倉番又は工場を指定した場合及び引渡通知書に基づき保管倉庫業者が倉番を決定した場合は、それぞれの倉所、棟番、倉番及び工場）に混合して保管されている場合に生じた当該混合保管現品の亡失損傷等の事故による損害について、乙は、その混合保管の総数に対する割合に応じて負担するものとする。

(転売等の禁止)

第8条 乙は、甲から買い受けた現品を甲の指示又は承認を受けずに転売、貸借その他買受目的に反した処分をすることができない。

(契約の解除)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約の全部又は一部の解除をすることができる。

- (1) 乙が、本契約の全部又は一部の解除を申し出た場合。
- (2) 乙が、本契約の条項に違反した場合。

(違約金)

第10条 乙が現品受渡期限までに現品の受渡しを行わなかった場合は、甲が乙の責めに帰し得ない事由によるものと認めた場合を除いて、乙は受渡未了現品の代価（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）について、当該期限（現品受渡しの遅延が買受代金納付の遅延による場合にあっては、当該代金納付の日とする。）の翌日から受渡しを行った日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合の違約金を甲に納付しなければならない。

2 前項の違約金は、歳入徴収官が別に発行する納入告知書により納付しなければならない。

(延滞金)

第11条 乙は、買受代金又は甲に納付すべき違約金（以下「元本」という。）について歳入徴収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかった場合は、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、買受代金にあっては、年14.60パーセント、違約金にあっては、民法（明治29年法律第89号）第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として納入告知書により甲に納付しなければならない。

- 2 前項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。
- 3 前項により納付された金額が延滞金と元本との合計額に満たない場合には、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。
- 4 歳入徴収官は、前項によってもなお、延滞金と元本との合計額に未納額が生じている場合は、乙に納付書を発行し、乙は納付書により納付しなければならない。

(責任の免除)

第12条 甲は次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- (1) 天災地変その他甲又は受託事業体の責めに帰し得ない事由によって現品の受渡しが遅延若しくは不能になった場合
- (2) 第9条により契約を解除した場合。
- (3) 引き渡した現品に**本契約の内容に適合しないもの**がある場合であって、**当該不適合**の発生の原因が甲又は受託事業体の責めに帰し得ない場合。

(期限の特則)

第13条 この契約に定める期限については、その期限が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に該当する場合は、その翌日をもって当該期間とする。

(調査、報告)

第14条 甲は、必要があると認める**場合**は、乙に対し、その業務又は経理の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

- 2 乙が前項の定めに従わない**場合**は、当該債権について、納付期限を繰り上げることができるものとする。

(協力義務)

第15条 次の場合においては、乙は、甲に協力するものとする。

- (1) 甲が現品の包装容器及び副産物の処理方法について指示した場合。
- (2) 倉庫調達その他の必要に基づき、甲が現品の搬出期限を指定した場合。
- (3) 甲が、第14条により調査、報告を求めた場合。

(契約条項の通知)

第16条 乙は、**本契約に規定する条項について、契約締結後、遅滞なく関係**

市町村に通知するものとする。

(法令の補充適用)

第17条 本契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

(紛争の解決方法)

第18条 本契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、その都度甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

(合意管轄)

第19条 契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 食料安定供給特別会計契約担当官  
農林水産省政策統括官 印

乙 住所  
氏名 印

## 資料 10-4 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書

(別紙)(以下「甲」という。)と長野県知事 村井 仁(以下「乙」という。)は、災害救助法(昭和22年法律第118号)又は国民保護法(平成16年法律第112号)が発動された場合において、甲が乙に直接売却する応急米穀の売買について次の条項により協定する。

第1条 甲は、乙から応急米穀の買受け要請があった場合は、その数量等を協議の上、現品を引渡すものとする。

第2条 前条における取引価格は、甲及び乙が協議し決定するものとし、原則として災害等発生直前の小売価格を算出基礎とする。

第3条 売買代金の納付については速やかに行うものとする。

第4条 この協定の実施について疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

第5条 この協定の有効期間は、協定の成立した日からとし、甲、乙何れかの申し出がない場合は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々その1通を保有するものとする。

なお、「災害救助法が発動された場合の応急米穀の取扱いに関する協定書」(平成8年7月5日締結)は廃止する。

平成18年12月28日

甲 (別紙のとおり)

印

乙 長野県知事

村 井 仁

印

### 別紙

会社名	代表者名	所在地	電話
ベイクックコーポレーション株式会社	塩沢 均	長野県長野市風間2452番地	026-222-7500
株式会社マイパール長野	丸山 正道	長野県安曇野市堀金烏川2669番地	0263-73-7800
株式会社中島屋降籾米穀	降籾 一路	長野県松本市筑摩1丁目15番14号	0263-26-4501
株式会社むらせ	村瀬 賢正	神奈川県横須賀市米が浜通1丁目6番地	046-827-0088
株式会社神明	藤尾 益雄	兵庫県神戸市中央区栄町通6丁目1番21号	078-371-2131
大和産業株式会社	川上 俊行	愛知県名古屋市中区新道1丁目14番4号	052-571-1161
株式会社新潟ケンベイ	山崎 正敏	新潟県新潟市港南区亀田工業団地2丁目3番2号	025-383-5520
株式会社細山商店	細山 洋	新潟県新潟市西蒲区大関9番地	0256-88-6137
株式会社大阪第一食糧	熊木 周二	大阪府大阪市浪速区桜川3丁目7番12号	06-6567-2681
伊丹産業株式会社	北嶋 一郎	兵庫県伊丹市中央5丁目5番10号	0727-83-0001

資料 10-5 災害用備蓄食料、飲料水の配分計画

備蓄場所	主食 (食)	飲料水 (500ml:本)	所在地
佐久地域振興局	1,380	1,320	〒385-8533 佐久市大字跡部 65-1
軽井沢高等学校	1,080	264	〒389-0102 北佐久郡軽井沢町大字軽井沢 1323-43
小海高等学校	240	192	〒384-1105 南佐久郡小海町大字千代里 1006-2
上田地域振興局	2,456	504	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6
丸子地域自治センター	0	576	〒386-0492 上田市上丸子 1612
真田地域自治センター	0	552	〒386-2292 上田市真田町長 7178-1
諏訪地域振興局	2,600	3,384	〒392-8601 諏訪市上川 1 丁目 1644-10
上伊那地域振興局	2,368	3,096	〒396-8666 伊那市大字伊那 3497
南信州地域振興局	1,916	2,640	〒395-0034 飯田市追手町 2 丁目 678
阿南病院	240	216	〒399-1501 下伊那郡阿南町北条 2009-1
木曾地域振興局	396	240	〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1
蘇南高等学校	120	96	〒399-5301 木曾郡南木曾町読書 2937-45
松本平広域公園内 備蓄倉庫	6,596	6,600	-
松本地域振興局	4,416	6,864	〒390-0852 松本市大字島立 1020
北アルプス地域振興局	748	864	〒398-8602 大町市大字大町 1058-2
白馬高等学校	120	216	〒399-9301 北安曇郡白馬村大字北城 8800
長野地域振興局	7,080	4,560	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1
北信地域振興局	764	504	〒383-8515 中野市大字壁田 955
北信建設事務所 飯山事務所	480	312	〒389-2255 飯山市大字静間字町尻 1340-1
計	33,000	33,000	

## 資料 10-6 長野県青果卸売市場連合会災害時相互応援に関する協定

この協定は長野県内において地震等による災害が発生し、災害を受けた地域(以下「被災地域」という。)の卸売会社が生鮮食料品を被災者に供給する場合において、災害の受けていない地域の卸売会社が青果卸売市場連合会の設立趣旨及び友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、緊急・応急処置として、被災地域における生鮮食料品の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1)被災者に供給する青果物の提供
- (2)被災者に供給する青果物の提供に係わる搬送
- (3)その他特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第2条 応援を要請する地域の卸売会社は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部所を通じて、口頭・電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1)被害の状況及び応援を要する卸売会社
- (2)前条第1項に掲げる応援を要請する場合にはその品名・数量
- (3)前条第2項に掲げる応援を要請する場合には被害の状況に応じた有効な搬送手段
- (4)応援の期間
- (5)人的応援を要請する場合には宿泊施設の確保
- (6)全各号に掲げるもののほか、必要な事項

(協定の遵守)

第3条 応援を要請された地域の卸売市場は、前文の趣旨を尊重し、速やかにこれに応じ、極力その要請内容の実現に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、応援を要する卸売会社の負担とする。ただし、応援する卸売会社が自主的に行う救援物資や救援活動に伴う費用は無償とする。

(連絡担当部所)

第5条 この協定を締結する卸売会社は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部所を定め、連合会の支部、本部の組織を整備し、災害が発生した時は速やかに相互の連絡をとるものとする。

第6条 本部連絡担当部所は、連絡会事務局が務めるものとする。

第7条 連絡担当部所は、あらかじめ災害が発生した時のため、関係行政機関と連絡を構じておくものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めない事項は、この協定を締結する卸売会社が協議して定めるものとする。

第9条 この協定の締結を証するため、本協定書22通を作成し、各卸売会社は記名押印の上各1通を保有する。

附 則

この協定は平成8年5月21日から効力を発行する。

平成8年5月21日

株 式 会 社 長 印	代表取締役社長 早川 昇一
長 野 県 連 合 青 果 株 式 会 社	代表取締役社長 堀 雄一
長 野 県 連 合 青 果 株 式 会 社 長 野 支 社	支 社 長 高 橋 友 治



株式会社長印松本合同	代表取締役社長	中田	喜由
株式会社山統飯田青果市場	代表取締役社長	岡島	一芳
株式会社マルシルシ	代表取締役社長	黒岩	啓吉
長印飯山中央市場株式会社	代表取締役社長	小林	仁
長野県連合青果株式会社佐久支社	支社社長	岡村	富次
長野県連合青果株式会社松本支社	支社社長	福沢	厚彦
長野県連合青果株式会社諏訪支社	支社社長	原	忠彦
株式会社丸シ篠ノ井青果市場	代表取締役社長	丸山	善郎
株式会社丸中飯田中央青果市場	代表取締役社長	増田	一男
株式会社長印佐久支社	支社社長	石田	正由
長野県連合青果株式会社大町営業所	営業所社長	伊藤	栄登
株式会社長印中野支社	支社社長	徳竹	功
東青果市場株式会社	代表取締役社長	黒岩	勇治
丸南南部青果市場株式会社	代表取締役社長	北村	岩雄
株式会社丸果篠ノ井青果市場	代表取締役社長	神田	明
株式会社丸温戸倉中央青果市場	代表取締役社長	小平	吾郎
株式会社長印松本合同塩尻支社	支社社長	島田	栄二
丸伊伊那青果株式会社	代表取締役社長	杉本	進
長野県青果卸売市場連合会	会	長	早川

## 長野県青果卸売市場連合会災害時相互応援に関する協定・実施細目

- 1 協定第1条第1項3号の「その他」は人的応援、物的応援が考えられるが、基本的に人的応援は搬送に伴う応援、物的応援は市場独自で対応できる範囲とする。
- 2 第4条に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については次のとおりとする。
  - (1) 応援要請卸売会社が負担する経費の額は、応援卸売会社が定める規定により算出した当該応援職員の旅費額及び諸手当の額の範囲以内とする。
  - (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償に要する経費は応援卸売会社の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は応急要請卸売会社の負担とする。
- 3 第4条に定める経費の内、物資に要する経費の価格は災害発生時直前における適正な価格とする。
- 4 第4条に定める応援に要する経費を応援卸売会社が支払った場合は、応援要請卸売会社に請求する。  
ただし、処理困難な場合は応援要請卸売会社、応援卸売会社が協議して定める。
- 5 第7条に定める本部連絡部所は、連絡網の整備をあらかじめ準備するものとする。

### 附 則

この実施細目は協定の発行日から適用する。

平成8年5月21日

## 資料10-7 長野県水産物卸連合会災害時相互応援に関する協定

この協定は長野県内において地震等による災害が発生し、災害を受けた地域(以下「被災地域」という。)の卸売会社が生鮮食料品を被災者に供給する場合において、災害の受けていない地域の卸売会社が水産物卸連合会の設立趣旨及び友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、緊急・応急処置として、被災地域における生鮮食料品の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1)被災者に供給する水産物の提供
  - (2)被災者に供給する水産物の提供に係わる搬送
  - (3)その他特に要請のあった事項
- (応援要請の手続き)

第2条 応援を要請する地域の卸売会社は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部所を通じて、口頭・電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1)被害の状況及び応援を要する卸売会社
- (2)前条第1項に掲げる応援を要請する場合にはその品名・数量
- (3)前条第2項に掲げる応援を要請する場合には被害の状況に応じた有効な搬送手段
- (4)応援の期間
- (5)人的応援を要請する場合には宿泊施設の確保
- (6)前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(協定の遵守)

第3条 応援を要請された地域の卸売市場は、前文の趣旨を尊重し、速やかにこれに応じ、極力その要請内容の実現に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、応援を要する卸売会社の負担とする。ただし、応援する卸売会社が自主的に行う救援物資や救援活動に伴う費用は無償とする。

(連絡担当部所)

第5条 この協定を締結する卸売会社は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部所を定め、連合会の支部、本部の組織を整備し、災害が発生した時は速やかに相互の連絡をとるものとする。

第6条 本部連絡担当部所は、連絡会事務局が務めるものとする。

第7条 連絡担当部所は、あらかじめ災害が発生した時のため、関係行政機関と連絡を構じておくものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めない事項は、この協定を締結する卸売会社が協議して定めるものとする。

第9条 この協定の締結を証するため、本協定書21通を作成し、各卸売会社は記名押印の上各1通を保有する。

附 則

この協定は平成8年6月1日から効力を発行する。

平成8年6月1日

株式会社マルイチ産商	代表取締役社長	仁科	恵敏
株式会社丸水長野県水	代表取締役社長	小池	啓之
株式会社丸水長野県水長野支社	支 社 長	星澤	泰則
株式会社マルイチ産商長野支社	支 社 長	榊原	剛
株式会社瓦水長野県木上田支社	支 社 長	駒村	彰
株式会社マルイチ産商上田支社	支 社 長	石井	清
山一中央食品株式会社	代表取締役社長	古川	幸八
株式会社枕丸中上田中央魚市場	代表取締役社長	小林	芳樹
佐久水産株式会社	代表取締役社長	三石	泰弘

株式会社マルイチ産商佐久支社	支社	社長	藤井和雄
株式会社丸木長野県木佐久支社	支社	社長	宮人正次
株式会社マルイチ産商松本支社	支社	社長	吉沢和生
株式会社丸水長野県水松本支社	支社	社長	武井征房
株式会社一丸大久保商店	代表取締役	社長	大久保壱義
株式会社諏訪中央魚市場	代表取締役	社長	柴田圭介
株式会社丸水長野県水諏訪支社	支社	社長	藤沢圭介
株式会社丸水長野県水伊那支社	支社	社長	長田宗夫
株式会社マルイチ産商伊那支社	支社	社長	掛川正明
株式会社丸水長野県水飯田支社	支社	社長	稲垣茂
株式会社マルイチ産商飯田支社	支社	社長	熊谷就好
長野県水産物卸連合会	会	会長	仁科恵敏

## 長野県水産物卸連合会災害時相互応援に関する協定・実施細目

- 1 協定第1条第1項3号の「その他」は人的応援、物的応援が考えられるが、基本的に人的応援は搬送に伴う応援、物的応援は市場独自で対応できる範囲とする。
- 2 第4条に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については次のとおりとする。
  - (1) 応援要請卸売会社が負担する経費の額は、応援卸売会社が定める規定により算出した当該応援職員の旅費額及び諸手当の額の範囲以内とする。
  - (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償に要する経費は応援卸売会社の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は応急要請卸売会社の負担とする。
- 3 第4条に定める経費の内、物資に要する経費の価格は災害発生時直前における適正な価格とする。
- 4 第4条に定める応援に要する経費を応援卸売会社が支払った場合は、応援要請卸売会社に請求する。  
ただし、処理困難な場合は応援要請卸売会社、応援卸売会社が協議して定める。
- 5 第7条に定める本部連絡部所は、連絡網の整備をあらかじめ準備するものとする。

### 附 則

この実施細目は協定の発行日から適用する。

平成8年6月1日

## 資料 10-8 災害時における物資の調達に関する協定書（協同組合長野アークス）

（趣旨）

第1条 この協定は、長野県地域防災計画に基づき、災害発生時における物資の調達に関して、長野県（以下「甲」という。）が、協同組合長野アークス（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、物資を調達する必要があると認めるとき、乙に対し、物資の供給を要請する。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第2条の要請を受けたとき、すみやかに措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は甲が指定する。

（費用負担）

第7条 甲が要請した物資の費用（引渡しまでの運賃を含む）は、甲が負担する。

（代金の請求）

第8条 乙は、甲による物資の引渡し完了の確認後、災害発生前の本県通常価格を基準に適正な価格により、甲に請求するものとする。

（協定期間）

第9条 この協定は、平成8年6月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

（疑義の決定）

第10条 この協定の各項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成8年6月1日

甲 長野市南長野幅下692-2  
長野県  
長野県知事 吉村 午良

乙 長野市大字川合新田字古屋敷北3222-41  
協同組合長野アークス  
理事長 中村 一雄

## 別表

食料品	パン、おにぎり、缶詰、レトルト食品、カップ麺、粉乳等の非常用食料品
寝具	タオルケット、毛布等の寝具
衣類	下着、靴下、作業着等の衣類
炊事道具	なべ、包丁、卓上コンロ等の炊事道具
身の回り品	タオル、生理用品、紙オムツ等の身の回り品
食器	はし、茶わん、ほ乳ビン等の食器
日用品	石鹸、ティッシュペーパー、トイレトペーパー等の日用品
光熱材料	マッチ、ストーブ、灯油等の光熱材料
LPガス設備	LPガスボンベ、供給機器一式、コンロ、カセット式ガスコンロ、カセットガスボンベ

## 資料10-9 災害時における物資の調達に関する協定書（長野県エルピーガス協会）

（趣旨）

第1条 この協定は、長野県地域防災計画に基づき、災害発生時における物資の調達に関して、長野県（以下「甲」という。）が、社団法人 長野県エルピーガス協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、物資を調達する必要があると認めるとき、乙に対し、物資の供給を要請する。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第2条の要請を受けたとき、すみやかに措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は甲が指定する。

（費用負担）

第7条 甲が要請した物資の費用（引渡しまでの運賃を含む）は、甲が負担する。

（代金の請求）

第8条 乙は、甲による物資の引渡し完了の確認後、災害発生前の本県通常価格を基準に適正な価格により、甲に請求するものとする。

（協定期間）

第9条 この協定は、平成8年6月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

（疑義の決定）

第10条 この協定の各項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成8年6月1日

甲 長野市南長野幅下692-2  
長野県  
長野県知事 吉村 午良

乙 長野市南県町1041-3  
千代田生命長野ビル2階  
社団法人長野県エルピーガス協会  
協会長 長瀬 輝夫

別表

L P ガス設備	L P ガスボンベ、供給機器一式、コンロ、カセット式ガスコンロ、カセットガスボンベ
----------	---

資料10-10 「災害時における物資の調達に関する協定」締結団体名簿

(平成30年10月1日現在)

物資名	団体名	代表者	住所	連絡先(事務局)
食料・衣料・雑貨等	協同組合長野アークス	理事長 夏目 潔 (株)夏目 社長	長野市アークス1-32	026-228-5720
	松本流通センター協同組合	理事長 上條 栄規 (株)上條機械店 社長	松本市大字笹賀7600-41	0263-58-5301
	上田卸商業協同組合	理事長 桑原 茂美 上田冷蔵(株) 社長	上田市問屋町510-2	0268-22-6649
	飯田卸売商業協同組合	理事長 三浦 勉 綿藤トキワフーズ 社長	飯田市松尾上溝3071-1	0265-22-3524
	諏訪商業協同組合	理事長 奥原 賢一 (株)信濃屋 社長	諏訪市大字中州字三ツ俣5709-30	0266-53-4476
	長野県化粧品日用品卸組合	理事長 大越 義久 (株)五幸商会 会長	小諸市和田砂原540-2 コスモロダケツ(株)内	0267-22-1060
	長野県商店街振興組合連合会	理事長 阿部 眞一 岩村田本町商店街振興組合	長野市中御所字岡田131-10 県中小企業団体中央会内	026-228-1171
	長野県商店会連合会	会長 塚田 篤雄 (有)日野岩 社長	長野市七瀬中町276 長野商工会議所内	026-227-3555
灯油等	長野県石油商業組合	理事長 渡邊一正 渡辺商事(株) 会長	長野市北条町25-1	026-254-5600
LPガス等	(一社)長野県エルピーガス協会	会長 塩原 規男 サンリン(株) 社長	長野市中御所1-16-13 天馬ビル4階	026-229-8734



## 資料 10-11 災害時における物資の調達等に関する協定書 (長野県生活協同組合連合会)

長野県(以下「甲」という。)と長野県生活協同組合連合会(以下「乙」という。)とは、災害発生時に救助に必要な物資(以下「物資」という。)の調達・運搬について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県地域防災計画に基づき、地震、風水害及びその他の災害(以下「災害時」という。)における食料品・生活必需品の調達・運搬及びその他の事項に関して、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(食料品・生活必需品の調達・運搬)

第2条 災害時における食料品・生活必需品の調達・運搬に当たり、甲は、乙に対して必要な要請を行い、乙は、それを受けて乙に加盟する生活協同組合(以下「会員生協」という。)に対して必要な指導及び要請を行うものとする。

(物資の範囲)

第3条 甲が乙に調達・運搬を要請する物資は、次に掲げるものとする。

(1) 別表に掲げる物資の内、甲が指定する物資

(2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第4条 第2条の要請は、甲が別紙様式1の文書をもって行うものとする。

なお、緊急を要する場合は、口頭又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(要請に基づく報告)

第5条 乙は、第2条の要請事項を実施した時は、その状況について、別紙様式2により甲に報告するものとする。

(物資の運搬、引渡)

第6条 物資の運搬先、搬送経路は、甲が状況に応じて指定するものとし、搬送先までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲が指定する者が行うものとする。

2 甲は、運搬先に職員を派遣し、確認の上、引取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を、市町村長に代行させることができる。

(費用)

第7条 第2条の規定により乙が供給した食料品・生活必需品の対価及び乙が行った運搬の対価については、甲が負担するものとする。

2 前項の対価は、災害発生直前時における販売価格、運搬価格を基準として、甲と乙が協議の上、適正に決定するものとする。

(代金の支払)

第8条 前条の規定により甲が負担する費用は、乙の請求後速やかに支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(会員生協と市町村との協定)

第9条 会員生協が市町村と本協定と同様の協定を締結する場合には、甲と乙は、必要に応じて調整を行うものとする。

(情報の交換)

第10条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平時においても必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(附則)

1 この協定は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成10年11月30日付け「災害時における物資の調達等に関する協定」は廃止する。

この協定を証するため、甲と乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成20年4月1日

甲 長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県

長野県知事 村井 仁

乙 長野市栗田 950-6 メゾン栗田 102

長野県生活協同組合連合会

会長理事 米原 俊夫

## 資料 10-12 災害時における県民生活の安定を図るための基本協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県農業協同組合中央会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、武力攻撃事態等及び緊急処理事態、その他の災害時（以下、「災害時等」という。）における県民生活の安定を図るための協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、甲と乙の一体的かつ組織的・機動的な活動のもと、応急生活物資等の調達及び安定供給、医療・保健介護活動、緊急資金の融通、共済金の迅速な支払い並びにボランティア活動等の支援を円滑に行い、もって県民生活の安定に寄与することを目的とする。

（被災者支援体制の確立）

第2条 乙は、県下各農業協同組合（以下「JA」という。）並びに県連合会・県本部の災害時における被災者支援体制の確立に努め、甲は乙に対して必要な協力を行う。

2 甲は、JAと市町村が災害時等の応急生活物資等の調達及び安定供給に関する協定等（以下「応急物資等供給協定」という。）を締結する場合に必要な協力を行い、乙はJAに対して同協定の締結を指導する。

3 乙は、全国のJAとの連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

4 乙は、JAの活動を通じて、組合員等の防災意識等の高揚を図り、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

（情報網の整備と情報の収集・提供）

第3条 乙は、被災地域及び要支援地域等のJAからの情報収集に努めるとともに、速やかに甲へ連絡し、甲は、乙に必要な情報を提供する。

2 乙は、農業情報システムなど独自の情報システムを優先的に確保する。

（災害時等の対応）

第4条 災害時等の県民生活の安定を図るため、乙は、甲からの情報提供及び要請を受け、JA等に対し次の活動を要請・指導する。

1 災害時等の緊急医療活動その他の医療・保健活動及び高齢者等災害時要援護者への支援活動

2 応急生活物資・防災資材の優先調達及び安定供給

3 被災者の救出、避難誘導、炊き出し等ボランティア活動

4 救護所・避難場所等への施設や土地の提供

5 災害時等に容易に帰宅できない者の支援

6 LPガス等の危険物やガソリンスタンド等の施設に対する保全対策の実施

7 被災した組合員等の自力更生を促進するための緊急的な資金融通

8 被災した共済加入建物等に係る共済金の迅速な支払い

9 被災した農作物等の復旧対策

（協力事項の発動）

第5条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が災害対策本部等を設置する等激甚な災害等が発生し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（その他）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成20年 3月27日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村 井 仁

乙 長野県長野市北石堂町1177-3  
長野県農業協同組合中央会  
会 長 茂 木 守

## 災害時等の応急生活物資等の調達・運搬及び帰宅困難者支援に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県農業協同組合中央会（以下「乙」という。）並びに全国農業協同組合連合会長野県本部（以下「丙」という。）は、地震、風水害、武力攻撃事態等及び緊急処理事態、その他の災害時（以下「災害時等」という。）における県民生活の安定を図るための基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、災害等の発生に際し、相互に協力して県民生活の早期安定を図るために、応急生活物資や防災資材等（以下「応急生活物資等」という。）の調達及び供給に関する事項と災害時等に容易に帰宅できない者（以下「帰宅困難者」という。）への支援事項について次により協定を締結する。

### （協力の要請）

- 第1条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が災害対策本部等を設置する等激甚な災害等が発生し、応急生活物資等の供給及び帰宅困難者への支援が必要となった場合、甲は乙に対し協力を要請することができる。
- 2 応急生活物資等の供給について、甲の要請を受けた乙は速やかに丙に対し協力を要請する。なお、以降、甲は丙に対し直接要請するものとする。
- 3 帰宅困難者の支援について、甲の要請を受けた乙は速やかに単位農業協同組合及び丙（以下「県内JA」という。）に対し協力を要請する。
- 4 甲は、災害時等に乙に対し、帰宅困難者の支援を行うため、次の事項について支援要請することができる。
- （1）県内JAの店舗（ガソリンスタンド、エコープ店、JAファーム店、単位農業協同組合本所・支所及び本店・支店、個別生活店舗（以下「県内JAの店舗」という。））において、帰宅困難者に対し、一時休息所として、水道水及びトイレを提供すること。
  - （2）県内JAの店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。
  - （3）県内JAの店舗の駐車場等を、帰宅困難者に対し、一時的に避難場所として提供すること。

### （支援の協力実施）

- 第2条 県内JAは、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品等の優先供給や運搬及び帰宅困難者の支援について積極的に協力するものとする。

### （応急生活物資等）

- 第3条 甲が丙に要請する災害時等の応急生活物資等は、被害の状況に応じ、原則として別表1のとおりとする。

### （支援要請の手續）

- 第4条 第1条第1項の要請手續きは、甲が乙に対し口頭又は電話等をもって行うものとする。
- 2 第1条第2項の要請手續きのうち、乙は丙に対し口頭又は電話等をもって行うものとする。
- また、第1条第2項の要請手續きのうち、甲が丙に対しての要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。
- 3 第1条第3項の要請は、甲が乙に対し口頭又は電話等をもって行うものとする。
- ただし、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。
- 乙は、甲から要請があった場合、又は、独自の判断で支援を行う場合、丙に対し、口頭又は電話等をもって行うものとする。

### （応急生活物資等の運搬）

- 第5条 応急生活物資等の運搬は、丙又は丙の指定する者が行う。又、丙は、必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

( 応急生活物資等の引取り )

第 6 条 応急生活物資等の引渡し場所は、甲丙が協議して決定するものとし、当該場所において丙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

2 甲は、前項の確認を、市町村長に代行させることができる。

( 帰宅困難者支援の終了 )

第 7 条 甲は、被害状況等により、第 1 条第 1 項の支援が必要なくなったと判断した場合は、乙に対し支援の終了を連絡するものとする。

2 甲の連絡を受けた乙は速やかに県内 J A に対し支援の終了を連絡する。

なお、乙の判断により、引き続き支援を実施することについては、妨げるものではない。

( 災害時等帰宅支援ステーションの周知 )

第 8 条 県内 J A の店舗について、「災害時等帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙、県内 J A が協力して、防災等に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

( 費 用 )

第 9 条 第 2 条の規定により、丙が供給した商品の対価及び第 5 条の規定により丙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、丙が保有商品の供給及び運搬終了後、丙の提出する出荷確認等に基づき、災害時等発生直前時の小売価格を基本とし、甲丙協議の上決定するものとする。

3 第 1 条第 3 項に規定する支援の実施に要した経費は、県内 J A が負担するものとする。

( 広域的な支援体制の整備 )

第 1 0 条 丙は、他県連合会並びに全国農業協同組合連合会との連携を強め、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

( その他必要な支援 )

第 1 1 条 別表 1 に定める事項のほか、生活物資等について被災者等への支援が必要な場合は、甲丙協議の上決定するものとする。

( 法令の遵守 )

第 1 2 条 この協定の施行に当たっては、農業協同組合法その他の法令を遵守するものとする。

( 定めのない事項 )

第 1 3 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙並びに丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 3 通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、それぞれ各 1 通を保有する。

平成 2 0 年 3 月 2 7 日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下 6 9 2 - 2  
長野県  
長野県知事 村 井 仁

乙 長野県長野市北石堂町 1 1 7 7 - 3  
長野県農業協同組合中央会  
会 長 茂 木 守

丙 長野県長野市北石堂町 1 1 7 7 - 3  
全国農業協同組合連合会長野県本部運営委員会  
会 長 茂 木 守

## 資料10-14 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

長野県知事田中康夫（以下「甲」という。）と株式会社セブンイレブンジャパン代表取締役社長 山口俊郎（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬について、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な物資の供給を要請することができる。

（1）長野県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）長野県以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は、救援の必要が認められるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達あるいは製造が可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、甲が別紙1の文書をもって行うものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭又はファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 前項の但し書きの場合にあっては、乙は甲の意思を前項の者に確認の上、第4条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙2により第3条に掲げる者に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資の集積を確認のうえ引取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

（費用）

第6条 第2条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、集積場所への運搬・集積終了後、乙の提出する集積確認書等に基づき、災害発生直前時における販売価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）を基準として、甲乙協議して定める。

（代金の支払い）

第7条 甲が引取った物資の代金は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

（調達・製造可能数量の報告）

第8条 乙は、この協定の成立の日及び毎年9月1日現在の物資の調達可能量及び県

内搬入方法を別紙 2「物資調達・製造可能数量報告書」により甲に報告するものとする。

(協定の細目)

第 9 条 甲は、毎年 4 月 1 日現在の物資の調達に関する搬入経路、県集積所、県担当者、連絡先等の協定の細目について、乙に報告するものとする。

(市町村長協定との調整)

第10条乙が県内市町村長と同様の協定を締結している場合は、市町村長との協定を優先するものとする。

(その他)

第11条乙は、被災地及びその周辺地域の店舗の営業継続・再開による災害貢献を最優先するものとする。甲は、乙の公共奉仕の理念を十分理解して、第 1 条の物資の調達要請は、乙の活動に支障を生じさせないこととする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、そのつど、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第13条 この協定は、平成14年12月20日から、その効力を有するものとし、甲は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。但し、乙が別表に掲げる全ての物資を扱わなくなったときは、この協定は、効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成14年12月20日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 田中康夫

乙 東京都港区芝公園4丁目1番4号  
株式会社セブンイレブンジャパン  
代表取締役社長 山口俊郎

(別表) 確保が必要な物資

期間	発災直後	発災後 3 ~ 4 日まで	3 ~ 4 日以降
想定	ライフラインストップ	電気、水道復旧	電気、水道復旧

食料	(調理不要の食品) おにぎり 弁当 パン 缶詰 飲料 牛乳 粉ミルク	(主食+副食品) おにぎり 弁当 パン 缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 果実 飲料 牛乳 粉ミルク	(自炊のための食材) 米 穀 野菜 菜 果実 実 食肉 肉 魚類 類 漬物 物 佃煮 煮 味噌醤油 塩 マヨネーズ 飲料 牛乳 粉ミルク
物資	日用品等：下着類、タオル、軍手、雨具、おむつ(紙)、生理用品、石けん、洗剤、ちり紙、はし・スプーン、哺乳ビン、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、カセットボンベ式ガス器具、カセットボンベ、ろうそく		

別紙 1 物資調達要請文書

第 号  
平成 年 月 日

会社名  
代表者

様

長野県知事 田中 康夫

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書に基づき、下記のとおり要請します。  
なお、協定書第4条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日 ~ 月 日まで			

注：要請数量は、1日当たり数量である。  
担当：農政部農政課 電話：026-235-7213

別紙2 物資調達・製造可能数量・措置の状況報告書

平成 年 月 日

長野県知事 田中 康夫 様

会社名  
代表者

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（第4条・第8条）により、当社の（物資調達・製造可能数量・措置の状況）を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量

発 災 直 後		発災後3～4日まで		3～4日以降	
品 名	調達可能数量	品 名	調達可能数量	品 名	調達可能数量
（調整不良の食品）		（主食＋副食品）		（自炊のための食材）	
おにぎり		おにぎり		米 穀	
弁 当		弁 当		野 菜	
パ ン		パ ン		果 実	
缶 詰		缶 詰		食 肉	
飲 料		カップラーメン		魚 類	
牛 乳		カップみそ汁		漬 物	
粉ミルク		レトルト食品		佃 煮	
		果 実		味噌醤油	
		飲 料		塩	
		牛 乳		マヨネーズ	
		粉ミルク		飲 料	
下 着 類	( )	作 業 着	( )	タ オ ル	( )
軍 手	( )	ち り 紙	( )	雨 具	( )
おむつ(紙)	( )	マッチ・ライター	( )	生 理 用 品	( )
石 鹼・洗 剤	( )	はし・スプーン	( )	懐中電灯・乾電池	( )
カセットボンベ式 ガ ス 器 具	( )	カセットボンベ	( )		

注：協定書第8条による報告は、被災がないと想定した場合の1日当たりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

2 県内への搬入場所、方法（いずれかに をつける）

県集積所まで当社が搬入する  
当社指定場所へ県へ引き渡し



その他

搬入方法（陸路、空路、海路）

3 発生時の当社の連絡先（不通の場合を考慮し、3ケースを記入する）

	所在地	担当部署	担当者名	電話(FAX)番号
第1順位				
2				
3				

4 その他、連絡事項等ありましたら記入願います。

( )

## 災害救助に必要な物資の調達に関する協定申し合わせ事項

### < 物資要請に関すること >

県が貴社に物資の供給を要請する場合は、次のとおりです。

- 1 長野県内に災害が発生する恐れがあるとき。
- 2 長野県内に災害が発生したとき。
- 3 長野県以外の災害の救助のため、物資救援の必要が認められるとき。
- 4 長野県以外の災害の救助のため、他の自治体から物資の調達のあっせんを要請されたとき。

#### 必要と想定される物資

- ・食料については、緊急に必要と考えられるものは、ライフラインがストップすることを想定すると調理をしなくてもすぐに食べられる食料が必要になると考えられます。

#### 物資供給を要請する場合の手段

- ・協定書第1条に基づく物資供給の要請を行う場合、電話の不通などが考えられます。
- ・現在考えられる連絡手段は、最寄り現地機関から職員を派遣し口頭で要請することが考えられます。

### < 物資輸送及び納入に関すること >

#### 「緊急通行車両」の確認について

- ・災害発生時には、一般車両の通行が禁止又は制限される場合があり、運搬に際して県公安委員会等による「緊急通行車両」の確認を受け、標章等の交付を受ける必要があります。

#### 運搬経路について

- ・運搬経路は、不通箇所・通行可能箇所を県から報告します。貴社におかれても平常時の通行経路と照合のうえ、輸送ルートを検討いただきたいと考えています。

#### 物資納入の確認

- ・該当地区の物資集積場所に、県職員を配置しますので数量の確認作業についての御協力をお願いします。

#### 要請物資の納入場所について

- ・要請物資の納入場所は、住民避難地となる公共施設などのほか、県内における貴社の広範な店舗展開の状況、及び既存の配送システムによるスムーズで効率的な物資供給等に配慮し、可能な範囲で貴社店舗を納入場所とすることにご協力をお願いします。

なお、災害の状況に応じて、相互協議のうえ物資要請と併せて納入場所を指定いたします。

### < 支払いについて >

#### 物資代金の支払い

- ・県は、物資納入確認後予算化され次第、速やかに物資代金をお支払いします。

### < その他 >

#### 市町村長協約との調整

- ・県内市町村と協定を締結している場合は、市町村との協定を優先します。

#### 調達・製造可能数量の報告

- ・別紙2により「被害がないと想定した場合の1日当たりの最大調達・製造可能数量」を毎年8月1日（9月1日の推定量）までに報告願います。
- ・ここで報告いただいた数量が発災時の義務数量となる訳ではありません。

## 資料 10-15 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬について、次のとおり協定を締結する。

### （要 請）

第 1 条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な物資の供給を要請することができる。

- （ 1 ）長野県内に災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
- （ 2 ）長野県以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達のあつせんを要請されたとき、又は、救援の必要が認められるとき。

### （調達物資の範囲）

第 2 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達あるいは製造が可能な物資とする。

- （ 1 ）別表に掲げる物資
- （ 2 ）その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第 3 条 第 1 条の要請は、長野県農政部長が別紙 1 の文書をもって行うものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭又はファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 前項の但し書きの場合にあっては、乙は甲の意思を前項の者に確認の上、第 4 条の措置をとるものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第 4 条 第 1 条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙 2 により第 3 条に掲げる者に報告するものとする。

### （物資の運搬、引渡し）

第 5 条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資の集積を確認のうえ引取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

### （費 用）

第 6 条 第 2 条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、集積場所への運搬・集積終了後、乙の提出する集積確認書等に基づき、災害発生直前時における販売価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）を基準として、甲乙協議して定める。

### （代金の支払い）

第 7 条 甲が引取った物資の代金は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

### （調達・製造可能数量の報告）

第 8 条 乙は、この協定の成立の日及び毎年 9 月 1 日現在の物資の調達可能量及び県内搬入方法を別紙 2 「物資調達・製造可能数量報告書」により甲に報告するものとする。

(協定の細目)

第9条 甲は、毎年4月1日現在の物資の調達に関する搬入経路、県集積所、県担当者、連絡先等の協定の細目について、乙に報告するものとする。

(市町村長協定との調整)

第10条 乙が県内市町村長と同様の協定を締結している場合は、市町村長との協定を優先するものとする。

(その他)

第11条 乙は、被災地及びその周辺地域の店舗の営業継続・再開による災害貢献を最優先するものとする。甲は、乙の公共奉仕の理念を十分理解して、第1条の物資の調達要請は、乙の営業活動等に支障を生じさせないこととする。

2 物資の調達供給にあたって、甲及び乙は、乙又は乙の加盟店もしくは乙の関係者(配送業者等)に災害が及ぶ恐れがある場合、乙は自己の従業者及び加盟店主、配送業者等の生命・身体・財産に関する避難その他安全を確保する手段を、この協定に優先して、甲乙確認のうえ供給活動を行うこととする。

3 乙は自己の加盟店もしくは関係者(配送業者等)に最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲はこれを承認する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第13条 この協定は、平成15年12月25日から、その効力を有するものとし、甲は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。但し、乙が別表に掲げる全ての物資を扱わなくなったときは、この協定は、効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成15年12月25日

甲 長野市南長野幅下692-2  
長野県知事 田中康夫 印

乙 東京都港区芝浦4丁目9番25号  
株式会社ローソン  
代表取締役 新浪剛 印

(別表) 確保が必要な物資

期間	発災直後	発災後3～4日まで	3～4日以降
想定	ライフラインストップ	電気、水道復旧	電気、水道復旧
食料	(調理不要の食品) おにぎり 弁当 パン 缶詰 飲料 牛乳 粉ミルク	(主食+副食品) おにぎり 弁当 パン 缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 果実 飲料 牛乳 粉ミルク	(自炊のための食材) 米 穀 野菜 菜 果実 実 食肉 肉 魚類 類 漬物 物 佃煮 煮 味噌醤油 塩 マヨネーズ 飲料 牛乳 粉ミルク
物資	日用品等：下着類、タオル、軍手、雨具、おむつ(紙)、生理用品、石けん、洗剤、ちり紙、はし・スプーン、哺乳ビン、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、カセットボンベ式ガス器具、カセットボンベ、ろうそく		

別紙1 物資調達要請文書

第 号  
平成 年 月 日

会社名  
代表者

様

長野県知事 田中 康夫  
農政部長 鮎沢 光昭

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書に基づき、下記のとおり要請します。  
なお、協定書第4条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日まで			

注：要請数量は、1日当たり数量である。

担当：農政部農政課 電話：026-235-7213

長野県知事 田中 康夫 様

会社名  
代表者

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（第4条・第8条）により、当社の（物資調達・製造可能数量・措置の状況）を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量

発 災 直 後		発災後 3 ~ 4 日まで		3 ~ 4 日以降	
品 名	調達可能数量	品 名	調達可能数量	品 名	調達可能数量
（調整不良の食品）		（主食 + 副食品）		（自炊のための食材）	
おにぎり		おにぎり		米 穀	
弁 当		弁 当		野 菜	
パ ン		パ ン		果 実	
缶 詰		缶 詰		食 肉	
飲 料		カップラーメン		魚 類	
牛 乳		カップみそ汁		漬 物	
粉ミルク		レトルト食品		佃 煮	
		果 実		味噌醤油	
		飲 料		塩	
		牛 乳		マヨネーズ	
		粉ミルク		飲 料	
下 着 類 ( )		作 業 着 ( )		タ オ ル ( )	
軍 手 ( )		ち り 紙 ( )		雨 具 ( )	
おむつ(紙) ( )		マッチ・ライター ( )		生 理 用 品 ( )	
石 鹼・洗 剤 ( )		はし・スプーン ( )		懐 中 電 灯・乾 電 池 ( )	
カセットボンベ式 ガ ス 器 具 ( )		カセットボンベ ( )			

注：協定書第8条による報告は、被災がないと想定した場合の1日当たりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

2 県内への搬入場所、方法（いずれかに をつける）

- 県集積所まで当社が搬入する
- 当社指定場所へ県へ引き渡し
- その他

搬入方法（陸路、空路、海路）

3 発生時の当社の連絡先（不通の場合を考慮し、3ケースを記入する）

	所在地	担当部署	担当者名	電話(FAX)番号
第1順位				
2				
3				

4 その他、連絡事項等ありましたら記入願います

[ ]

### 災害救助に必要な物資の調達に関する協定申し合わせ事項

県が貴社に物資の供給を要請する場合は、次のとおりです。

- 1 長野県内に災害が発生する恐れがあるとき。
- 2 長野県内に災害が発生したとき。
- 3 長野県以外の災害の救助のため、物資救援の必要が認められるとき。
- 4 長野県以外の災害の救助のため、他の自治体から物資の調達のあっせんを要請されたとき。

#### 必要と想定される物資

- ・食料については、緊急に必要と考えられるものは、ライフラインがストップすることを想定すると調理をしなくてもすぐに食べられる食料が必要になると考えられます。

#### 物資供給を要請する場合の手段

- ・協定書第1条に基づく物資供給の要請を行う場合、電話の不通などが考えられます。
- ・現在考えられる連絡手段は、最寄り現地機関から職員を派遣し口頭で要請することが考えられます。

#### 「緊急通行車両」の確認について

- ・災害発生時には、一般車両の通行が禁止又は制限される場合があり、運搬に際して県公安委員会等による「緊急通行車両」の確認を受け、標章等の交付を受ける必要があります。

#### 運搬経路について

- ・ 運搬経路は、不通箇所・通行可能箇所を県から報告します。貴社におかれても平常時の通行経路と照合のうえ、輸送ルートを検討いただきたいと思います。

#### 物資納入の確認

- ・ 該当地区の物資集積場所に、県職員を配置しますので数量の確認作業についての御協力をお願いします。

#### 物資代金の支払い

- ・ 物資納入確認後、予算化され次第、速やかにお支払いします。

#### 調達・製造可能数量の報告

- ・ 別紙 2 により「被害がないと想定した場合の 1 日当たりの最大調達・製造可能数量」を毎年 8 月 1 日（9 月 1 日の推定量）までに報告願います。
- ・ ここで報告いただいた数量が発災時の義務数量となる訳ではありません。

#### 市町村長協約との調整

- ・ 県内市町村と協定を締結している場合は、市町村との協定を優先する。

#### 要請物資の納入場所について

- ・ 要請物資の納入場所は、住民避難地となる公共施設などのほか、県内における貴社の広範な店舗展開の状況、及び既存の配送システムによるスムーズで効率的な物資供給等に配慮し、可能な範囲で貴社店舗を納入場所とすることにご協力をお願いします。
- ・ なお、災害の状況に応じて、相互協議のうえ物資要請と併せて納入場所を指定いたします。



## 資料 10-16

### 災害救助に必要な物資の調達・運搬及び災害発生時の帰宅困難者支援に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と株式会社 カインズ（以下「乙」という。）とは、災害発生時に災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達・運搬に関する事及び災害発生時に容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援について、次のとおり協定を締結する。

#### （趣 旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、物資を調達・運搬する必要があると認められるときに、その実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

また、災害発生時に交通が途絶した場合において、通勤者、通学者、観光客等のうち、帰宅困難者の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

#### （要請内容）

第2条 甲は、災害発生時において、物資を調達・運搬する必要があると認められるときは、乙に対し、その要請をすることができる。

2 甲は、災害発生時に乙に対し、帰宅困難者の支援を行うため、次の事項について支援要請することができる。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、一時休息所として、水道水及びトイレを提供すること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

（3）乙の店舗の駐車場等を、帰宅困難者に対し、一時的に避難場所として提供すること。

#### （支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、支援を実施するものとする。

#### （物資の範囲）

第4条 甲が、乙に調達・運搬を要請する物資は、次に掲げるものとする。

（1）別表に掲げる物資の内、甲が指定する物資

（2）その他甲が指定する物資

#### （要請の方法）

第5条 第2条第1項の要請は、甲が別紙様式1の文書をもって行うものとする。

なお、緊急を要する場合は、口頭又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 第2条第2項の要請は、甲が口頭で行うものとする。

ただし、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

#### （要請に基づく報告）

第6条 第2条第1項の要請事項を実施した時は、その状況について、別紙様式2により甲に報告するものとする。

なお、第2条第2項の要請に対する実施報告は要さないものとする。

#### （物資の運搬、引渡し）

第7条 物資の搬送先、搬送経路は、甲が状況に応じ指定するものとし、搬送先までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、搬送先に職員を派遣し、確認のうえ引取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を、市町村長に代行させることができる。

#### （帰宅困難者支援の終了）

第8条 甲は、被害状況等により、第2条第2項の支援の必要がなくなったと判断した場合は、乙に対し支援の終了を連絡するものとする。

なお、乙の判断により、引き続き支援を実施することについては、妨げるものではない。

#### （災害時帰宅支援ステーションの周知）

第9条 乙の店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

#### （費用）

第10条 第2条第1項の物資の対価及び乙が行った運搬の対価については、甲が負担するものとする。

2 前項の対価は、災害発生直前時における販売価格、運搬価格を基準として、甲乙協議し

て定めるものとする。

3 第2条第2項に規定する支援の実施に要した経費は、乙が負担するものとする。

(代金の支払い)

第11条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求後速やかに支払うものとする。

ただし、予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、

情報の交換を行うものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(協定の締結期間)

第14条 この協定の締結期間は、平成19年3月13日から平成20年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年3月13日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 群馬県高崎市高関町380  
株式会社 カインズ  
代表取締役社長 土屋 裕雅

## 災害救助に必要な物資の調達・運搬及び災害発生時の帰宅困難者支援に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と株式会社 ケーヨー（以下「乙」という。）とは、災害発生時に災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達・運搬に関する事及び災害発生時に容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援について、次のとおり協定を締結する。

### （趣 旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、物資を調達・運搬する必要があると認められるときに、その実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

また、災害発生時に交通が途絶した場合において、通勤者、通学者、観光客等のうち、帰宅困難者の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

### （要請内容）

第2条 甲は、災害発生時において、物資を調達・運搬する必要があると認められるときは、乙に対し、その要請をすることができる。

2 甲は、災害発生時に乙に対し、帰宅困難者の支援を行うため、次の事項について支援要請することができる。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、一時休息所として、水道水及びトイレを提供すること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

（3）乙の店舗の駐車場等を、帰宅困難者に対し、一時的に避難場所として提供すること。

### （支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、支援を実施するものとする。

### （物資の範囲）

第4条 甲が、乙に調達・運搬を要請する物資は、次に掲げるものとする。

（1）別表に掲げる物資の内、甲が指定する物資

（2）その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第5条 第2条第1項の要請は、甲が別紙様式1の文書をもって行うものとする。

なお、緊急を要する場合は、口頭又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 第2条第2項の要請は、甲が口頭で行うものとする。

ただし、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

### （要請に基づく報告）

第6条 第2条第1項の要請事項を実施した時は、その状況について、別紙様式2により甲に報告するものとする。

なお、第2条第2項の要請に対する実施報告は要さないものとする。

### （物資の運搬、引渡し）

第7条 物資の搬送先、搬送経路は、甲が状況に応じ指定するものとし、搬送先までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、搬送先に職員を派遣し、確認のうえ引取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を、市町村長に代行させることができる。

### （帰宅困難者支援の終了）

第8条 甲は、被害状況等により、第2条第2項の支援の必要がなくなったと判断した場合は、乙に対し支援の終了を連絡するものとする。

なお、乙の判断により、引き続き支援を実施することについては、妨げるものではない。

### （災害時帰宅支援ステーションの周知）

第9条 乙の店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

### （費用）

第10条 第2条第1項の物資の対価及び乙が行った運搬の対価については、甲が負担するものとする。

2 前項の対価は、災害発生直前時における販売価格、運搬価格を基準として、甲乙協議し

て定めるものとする。

3 第2条第2項に規定する支援の実施に要した経費は、乙が負担するものとする。

(代金の支払い)

第11条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求後速やかに支払うものとする。

ただし、予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、

情報の交換を行うものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(協定の締結期間)

第14条 この協定の締結期間は、平成19年3月13日から平成20年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年3月13日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 千葉県千葉市若葉区みつわ台1丁目28番1号  
株式会社 ケーヨー  
代表取締役社長 林 武夫

## 災害救助に必要な物資の調達・運搬及び災害発生時の帰宅困難者支援に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と本久ケーヨー 株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時に災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達・運搬に関する事及び災害発生時に容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援について、次のとおり協定を締結する。

### （趣 旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、物資を調達・運搬する必要があると認められるときに、その実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

また、災害発生時に交通が途絶した場合において、通勤者、通学者、観光客等のうち、帰宅困難者の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

### （要請内容）

第2条 甲は、災害発生時において、物資を調達・運搬する必要があると認められるときは、乙に対し、その要請をすることができる。

2 甲は、災害発生時に乙に対し、帰宅困難者の支援を行うため、次の事項について支援要請することができる。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、一時休息所として、水道水及びトイレを提供すること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

（3）乙の店舗の駐車場等を、帰宅困難者に対し、一時的に避難場所として提供すること。

### （支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、支援を実施するものとする。

### （物資の範囲）

第4条 甲が、乙に調達・運搬を要請する物資は、次に掲げるものとする。

（1）別表に掲げる物資の内、甲が指定する物資

（2）その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第5条 第2条第1項の要請は、甲が別紙様式1の文書をもって行うものとする。

なお、緊急を要する場合は、口頭又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 第2条第2項の要請は、甲が口頭で行うものとする。

ただし、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

### （要請に基づく報告）

第6条 第2条第1項の要請事項を実施した時は、その状況について、別紙様式2により甲に報告するものとする。

なお、第2条第2項の要請に対する実施報告は要さないものとする。

### （物資の運搬、引渡し）

第7条 物資の搬送先、搬送経路は、甲が状況に応じ指定するものとし、搬送先までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、搬送先に職員を派遣し、確認のうえ引取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を、市町村長に代行させることができる。

### （帰宅困難者支援の終了）

第8条 甲は、被害状況等により、第2条第2項の支援の必要がなくなったと判断した場合は、乙に対し支援の終了を連絡するものとする。

なお、乙の判断により、引き続き支援を実施することについては、妨げるものではない。

### （災害時帰宅支援ステーションの周知）

第9条 乙の店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

### （費用）

第10条 第2条第1項の物資の対価及び乙が行った運搬の対価については、甲が負担するものとする。

2 前項の対価は、災害発生直前時における販売価格、運搬価格を基準として、甲乙協議し

て定めるものとする。

3 第2条第2項に規定する支援の実施に要した経費は、乙が負担するものとする。

(代金の支払い)

第11条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求後速やかに支払うものとする。

ただし、予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、

情報の交換を行うものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(協定の締結期間)

第14条 この協定の締結期間は、平成19年3月13日から平成20年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年3月13日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 長野県長野市桐原1-3-5  
本久ケーヨー株式会社  
代表取締役社長 林 武夫

## 災害救助に必要な物資の調達・運搬及び災害発生時の帰宅困難者支援に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、災害発生時に災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達・運搬に関する事及び災害発生時に容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、物資を調達・運搬する必要があると認められるときに、その実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

また、災害発生時に交通が途絶した場合において、通勤者、通学者、観光客等のうち、帰宅困難者の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

### （要請内容）

第2条 甲は、災害発生時において、物資を調達・運搬する必要があると認められるときは、乙に対し、その要請をすることができる。

2 甲は、災害発生時に乙に対し、帰宅困難者の支援を行うため、次の事項について支援要請することができる。

（1）株式会社コメリの店舗において、帰宅困難者に対し、一時休息所として、水道水及びトイレを提供すること。

（2）株式会社コメリの店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

（3）株式会社コメリの店舗の駐車場等を、帰宅困難者に対し、一時的に避難場所として提供すること。

### （支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、支援を実施するものとする。

### （物資の範囲）

第4条 甲が、乙に調達・運搬を要請する物資は、次に掲げるものとする。

（1）別表に掲げる物資の内、甲が指定する物資

（2）その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第5条 第2条第1項の要請は、甲が別紙様式1の文書をもって行うものとする。

なお、緊急を要する場合は、口頭又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 第2条第2項の要請は、甲が口頭で行うものとする。

ただし、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

### （要請に基づく報告）

第6条 第2条第1項の要請事項を実施した時は、その状況について、別紙様式2により甲に報告するものとする。

なお、第2条第2項の要請に対する実施報告は要さないものとする。

### （物資の運搬、引渡し）

第7条 物資の搬送先、搬送経路は、甲が状況に応じ指定するものとし、搬送先までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、搬送先に職員を派遣し、確認のうえ引取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を、市町村長に代行させることができる。

### （帰宅困難者支援の終了）

第8条 甲は、被害状況等により、第2条第2項の支援の必要がなくなったと判断した場合は、乙に対し支援の終了を連絡するものとする。

なお、乙の判断により、引き続き支援を実施することについては、妨げるものではない。

### （災害時帰宅支援ステーションの周知）

第9条 乙の店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

### （費用）

第10条 第2条第1項の物資の対価及び乙が行った運搬の対価については、甲が負担するものとする。

2 前項の対価は、災害発生直前時における販売価格、運搬価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

3 第2条第2項に規定する支援の実施に要した経費は、乙が負担するものとする。

(代金の支払い)

第11条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求後速やかに支払うものとする。

ただし、予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(協定の締結期間)

第14条 この協定の締結期間は、平成19年3月13日から平成20年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年3月13日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 新潟県新潟市清水4501-1  
NPO法人コメリ災害対策センター  
理事長 捧 賢一



## 災害救助に必要な物資の調達・運搬及び災害発生時の帰宅困難者支援に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と株式会社 綿半ホームエイド（以下「乙」という。）とは、災害発生時に災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達・運搬に関する事及び災害発生時に容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援について、次のとおり協定を締結する。

### （趣 旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、物資を調達・運搬する必要があると認められるときに、その実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

また、災害発生時に交通が途絶した場合において、通勤者、通学者、観光客等のうち、帰宅困難者の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

### （要請内容）

第2条 甲は、災害発生時において、物資を調達・運搬する必要があると認められるときは、乙に対し、その要請をすることができる。

2 甲は、災害発生時に乙に対し、帰宅困難者の支援を行うため、次の事項について支援要請することができる。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、一時休息所として、水道水及びトイレを提供すること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

（3）乙の店舗の駐車場等を、帰宅困難者に対し、一時的に避難場所として提供すること。

### （支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、支援を実施するものとする。

### （物資の範囲）

第4条 甲が、乙に調達・運搬を要請する物資は、次に掲げるものとする。

（1）別表に掲げる物資の内、甲が指定する物資

（2）その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第5条 第2条第1項の要請は、甲が別紙様式1の文書をもって行うものとする。

なお、緊急を要する場合は、口頭又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 第2条第2項の要請は、甲が口頭で行うものとする。

ただし、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

### （要請に基づく報告）

第6条 第2条第1項の要請事項を実施した時は、その状況について、別紙様式2により甲に報告するものとする。

なお、第2条第2項の要請に対する実施報告は要さないものとする。

### （物資の運搬、引渡し）

第7条 物資の搬送先、搬送経路は、甲が状況に応じ指定するものとし、搬送先までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、搬送先に職員を派遣し、確認のうえ引取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を、市町村長に代行させることができる。

### （帰宅困難者支援の終了）

第8条 甲は、被害状況等により、第2条第2項の支援の必要がなくなったと判断した場合は、乙に対し支援の終了を連絡するものとする。

なお、乙の判断により、引き続き支援を実施することについては、妨げるものではない。

### （災害時帰宅支援ステーションの周知）

第9条 乙の店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

### （費用）

第10条 第2条第1項の物資の対価及び乙が行った運搬の対価については、甲が負担するものとする。

2 前項の対価は、災害発生直前時における販売価格、運搬価格を基準として、甲乙協議し

て定めるものとする。

3 第2条第2項に規定する支援の実施に要した経費は、乙が負担するものとする。

(代金の支払い)

第11条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求後速やかに支払うものとする。

ただし、予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、

情報の交換を行うものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(協定の締結期間)

第14条 この協定の締結期間は、平成19年3月13日から平成20年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年3月13日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 長野県長野市南長池205番地  
株式会社 綿半ホームエイド  
代表取締役社長 下島 憲秋

## 資料 10-17 災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）と株式会社 アップルランド（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、交通が途絶した場合において、通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害発生時に乙に対し、次の事項について口頭で支援を要請することができる。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し一時休息所として、水道水及びトイレを提供すること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

（3）乙の店舗の駐車場等を、帰宅困難者に対し、一時的に避難場所として提供すること。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。

なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

（支援の終了）

第4条 甲は、被害状況等により、支援の必要がなくなったと判断した場合は、乙に対し支援の終了を連絡するものとする。

なお、乙の判断により、引き続き支援を実施することについては、妨げるものではないものとする。

（災害時帰宅支援ステーションの周知）

第5条 乙の店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

（経費の負担）

第6条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の締結期間は、平成18年9月25日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年9月25日

甲 長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 松本市大字今井7155-28  
株式会社 アップルランド  
代表取締役社長 瀧澤 知峰

## 災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）とイオン株式会社 中部カンパニー（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、交通が途絶した場合において、通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害発生時に乙に対し、次の事項について口頭で支援を要請することができる。

- （1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し一時休息所として、水道水及びトイレを提供すること。
- （2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。
- （3）乙の店舗の平面駐車場の一部等を、帰宅困難者に対し、一時的に避難場所として提供すること。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。

なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

（支援の終了）

第4条 甲は、被害状況等により、支援の必要がなくなったと判断した場合は、乙に対し支援の終了を連絡するものとする。

なお、乙の判断により、引き続き支援を実施することについては、妨げるものではないものとする。

（災害時帰宅支援ステーションの周知）

第5条 乙の店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

（経費の負担）

第6条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の締結期間は、平成18年9月25日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年9月25日

甲 長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 名古屋市中区錦2丁目4番16号  
イオン株式会社 中部カンパニー  
支社長 家坂 有朋

## 災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）とイオン株式会社 マックスバリュ事業本部（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、交通が途絶した場合において、通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害発生時に乙に対し、次の事項について口頭で支援を要請することができる。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し一時休息所として、水道水及びトイレを提供すること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

（3）乙の店舗の平面駐車場の一部等を、帰宅困難者に対し、一時的に避難場所として提供すること。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。

なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

（支援の終了）

第4条 甲は、被害状況等により、支援の必要がなくなったと判断した場合は、乙に対し支援の終了を連絡するものとする。

なお、乙の判断により、引き続き支援を実施することについては、妨げるものではないものとする。

（災害時帰宅支援ステーションの周知）

第5条 乙の店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

（経費の負担）

第6条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の締結期間は、平成18年9月25日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年9月25日

甲 長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1  
イオン株式会社 マックスバリュ事業本部  
事業本部長 中村 邦生

## 災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）とイオン株式会社 メガマート事業部（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、交通が途絶した場合において、通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害発生時に乙に対し、次の事項について口頭で支援を要請することができる。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し一時休息所として、水道水及びトイレを提供すること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

（3）乙の店舗の平面駐車場の一部等を、帰宅困難者に対し、一時的に避難場所として提供すること。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。

なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

（支援の終了）

第4条 甲は、被害状況等により、支援の必要がなくなったと判断した場合は、乙に対し支援の終了を連絡するものとする。

なお、乙の判断により、引き続き支援を実施することについては、妨げるものではないものとする。

（災害時帰宅支援ステーションの周知）

第5条 乙の店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

（経費の負担）

第6条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の締結期間は、平成18年9月25日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年9月25日

甲 長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1  
イオン株式会社 メガマート事業部  
事業部長 川上 雅義

## 災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）と株式会社 エス・エス・ブイ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、交通が途絶した場合において、通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害発生時に乙に対し、次の事項について口頭で支援を要請することができる。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し一時休息所として、水道水及びトイレを提供すること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

（3）乙の店舗の駐車場等を、帰宅困難者に対し、一時的に避難場所として提供すること。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。

なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

（支援の終了）

第4条 甲は、被害状況等により、支援の必要がなくなったと判断した場合は、乙に対し支援の終了を連絡するものとする。

なお、乙の判断により、引き続き支援を実施することについては、妨げるものではないものとする。

（災害時帰宅支援ステーションの周知）

第5条 乙の店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

（経費の負担）

第6条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の締結期間は、平成18年9月25日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年9月25日

甲 長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 長野市川中島町御厨石河原37  
株式会社 エス・エス・ブイ  
代表取締役社長 中村 一夫

## 災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）と株式会社 キラヤ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、交通が途絶した場合において、通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害発生時に乙に対し、次の事項について口頭で支援を要請することができる。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し一時休息所として、水道水及びトイレを提供すること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

（3）乙の店舗の駐車場等を、帰宅困難者に対し、一時的に避難場所として提供すること。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。

なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

（支援の終了）

第4条 甲は、被害状況等により、支援の必要がなくなったと判断した場合は、乙に対し支援の終了を連絡するものとする。

なお、乙の判断により、引き続き支援を実施することについては、妨げるものではないものとする。

（災害時帰宅支援ステーションの周知）

第5条 乙の店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

（経費の負担）

第6条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の締結期間は、平成18年9月25日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年9月25日

甲 長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 飯田市松尾上溝2910-18  
株式会社 キラヤ  
代表取締役社長 赤羽 宏文



## 災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）と株式会社 ツルヤ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、交通が途絶した場合において、通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害発生時に乙に対し、次の事項について口頭で支援を要請することができる。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し一時休息所として、水道水及びトイレを提供すること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

（3）乙の店舗の駐車場等を、帰宅困難者に対し、一時的に避難場所として提供すること。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。

なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

（支援の終了）

第4条 甲は、被害状況等により、支援の必要がなくなったと判断した場合は、乙に対し支援の終了を連絡するものとする。

なお、乙の判断により、引き続き支援を実施することについては、妨げるものではないものとする。

（災害時帰宅支援ステーションの周知）

第5条 乙の店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

（経費の負担）

第6条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の締結期間は、平成18年9月25日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年9月25日

甲 長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 小諸市御幸町2-2-26  
株式会社 ツルヤ  
代表取締役社長 掛川興太郎

## 災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）と株式会社 ニシザワ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、交通が途絶した場合において、通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害発生時に乙に対し、次の事項について口頭で支援を要請することができる。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し一時休息所として、水道水及びトイレを提供すること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

（3）乙の店舗の駐車場等を、帰宅困難者に対し、一時的に避難場所として提供すること。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。

なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

（支援の終了）

第4条 甲は、被害状況等により、支援の必要がなくなったと判断した場合は、乙に対し支援の終了を連絡するものとする。

なお、乙の判断により、引き続き支援を実施することについては、妨げるものではないものとする。

（災害時帰宅支援ステーションの周知）

第5条 乙の店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

（経費の負担）

第6条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の締結期間は、平成18年9月25日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年9月25日

甲 長野市大字南長野字幅下 692 - 2  
長野県知事 村井 仁

乙 伊那市日影 435 - 1  
株式会社 ニシザワ  
代表取締役社長 荒木 康雄

## 災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）と株式会社 ベイシア（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、交通が途絶した場合において、通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害発生時に乙に対し、次の事項について口頭で支援を要請することができる。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し一時休息所として、水道水及びトイレを提供すること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

（3）乙の店舗の駐車場等を、帰宅困難者に対し、一時的に避難場所として提供すること。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。

なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

（支援の終了）

第4条 甲は、被害状況等により、支援の必要がなくなったと判断した場合は、乙に対し支援の終了を連絡するものとする。

なお、乙の判断により、引き続き支援を実施することについては、妨げるものではないものとする。

（災害時帰宅支援ステーションの周知）

第5条 乙の店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

（経費の負担）

第6条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の締結期間は、平成18年9月25日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年9月25日

甲 長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 前橋市亀里900  
株式会社 ベイシア  
代表取締役 土屋 嘉雄

## 災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）と株式会社 マツヤ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、交通が途絶した場合において、通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害発生時に乙に対し、次の事項について口頭で支援を要請することができる。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し一時休息所として、水道水及びトイレを提供すること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

（3）乙の店舗の駐車場等を、帰宅困難者に対し、一時的に避難場所として提供すること。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。

なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

（支援の終了）

第4条 甲は、被害状況等により、支援の必要がなくなったと判断した場合は、乙に対し支援の終了を連絡するものとする。

なお、乙の判断により、引き続き支援を実施することについては、妨げるものではないものとする。

（災害時帰宅支援ステーションの周知）

第5条 乙の店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

（経費の負担）

第6条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の締結期間は、平成18年9月25日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年9月25日

甲 長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 長野市北尾張部710-1  
株式会社 マツヤ  
代表取締役社長 小山 光作

## 災害時等における帰宅困難者支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）と株式会社壱番屋（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時等における帰宅困難者支援に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、武力攻撃事態等及び緊急対応事態、その他の災害が発生（以下「災害時等」という。）し、交通が途絶した場合において、通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害時等に、乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下、併せて「店舗」という。）の支援を必要と認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を口頭で要請する。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションに賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾する。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、支援を実施するものとする。

なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙の判断により、支援を実施することができるものとする。

（災害時等帰宅支援ステーションの周知）

第4条 乙の店舗について、「災害時等帰宅支援ステーション」（以下「支援ステーション」という。）と呼称し、甲、乙協力して、防災等に対する意識啓発のため広く住民への周知を図るものとする。

2 乙は、支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識を啓発するため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

3 甲、乙協力して、「支援ステーション・ステッカー」の維持管理に努めるものとする。

4 甲は、乙の店舗へ掲出する「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑み、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の締結期間は、平成20年7月24日から平成21年3月31日までとする。

2 ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年 7月24日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 愛知県一宮市三ツ井6-12-23  
株式会社 壱番屋  
代表取締役社長 浜島 俊哉

## 災害時等における帰宅困難者支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）と株式会社サークルKサンクス（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時等における帰宅困難者支援に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、武力攻撃事態等及び緊急対応事態、その他の災害が発生（以下「災害時等」という。）し、交通が途絶した場合において、通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害時等に、乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下、併せて「店舗」という。）の支援を必要と認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を口頭で要請する。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションに賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾する。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、支援を実施するものとする。

なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙の判断により、支援を実施することができるものとする。

（災害時等帰宅支援ステーションの周知）

第4条 乙の店舗について、「災害時等帰宅支援ステーション」（以下「支援ステーション」という。）と呼称し、甲、乙協力して、防災等に対する意識啓発のため広く住民への周知を図るものとする。

2 乙は、支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識を啓発するため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

3 甲、乙協力して、「支援ステーション・ステッカー」の維持管理に努めるものとする。

4 甲は、乙の店舗へ掲出する「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑み、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の締結期間は、平成20年7月24日から平成21年3月31日までとする。

2 ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年 7月24日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 東京都中央区晴海2-5-24  
株式会社 サークルKサンクス  
代表取締役 中村 元彦

## 災害時等における帰宅困難者支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）と株式会社 セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時等における帰宅困難者支援に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙との地域活性化包括連携協定第2条第1項第9号に基づき、地震、風水害、緊急対処事態等、その他の災害が発生（以下「災害時等」という。）し、交通が途絶した場合において、通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害時等に、乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下、併せて「店舗」という。）の支援を必要と認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を口頭で要請する。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道岔情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションに賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾する。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、支援を実施するものとする。

なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙の判断により、支援を実施することができるものとする。

（災害時等帰宅支援ステーションの周知）

第4条 乙の店舗について、「災害時等帰宅支援ステーション」（以下「支援ステーション」という。）と呼称し、甲、乙協力して、防災等に対する意識啓発のため広く住民への周知を図るものとする。

2 乙は、支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識を啓発するため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

3 甲、乙協力して、「支援ステーション・ステッカー」の維持管理に努めるものとする。

4 甲は、乙の店舗へ掲出する「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑み、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の締結期間は、平成20年7月24日から平成21年3月31日までとする。

2 ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年 7月24日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 東京都千代田区二番町8-8  
株式会社 セブン・イレブン・ジャパン  
代表取締役 山口 俊郎

## 災害時等における帰宅困難者支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）と株式会社デイリーヤマザキ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時等における帰宅困難者支援に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、緊急対応事態等、その他の災害が発生（以下「災害時等」という。）し、交通が途絶した場合において、通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害時等に、乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下、併せて「店舗」という。）の支援を必要と認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を口頭で要請する。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションに賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾する。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、支援を実施するものとする。

なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙の判断により、支援を実施することができるものとする。

（災害時等帰宅支援ステーションの周知）

第4条 乙の店舗について、「災害時等帰宅支援ステーション」（以下「支援ステーション」という。）と呼称し、甲、乙協力して、防災等に対する意識啓発のため広く住民への周知を図るものとする。

2 乙は、支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識を啓発するため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

3 甲、乙協力して、「支援ステーション・ステッカー」の維持管理に努めるものとする。

4 甲は、乙の店舗へ掲出する「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑み、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の締結期間は、平成20年7月24日から平成21年3月31日までとする。

2 ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年 7月24日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号  
株式会社 デイリーヤマザキ  
代表取締役社長 田嶋 誠



## 災害時等における帰宅困難者支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）と株式会社モスフードサービス（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時等における帰宅困難者支援に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、武力攻撃事態等及び緊急対応事態、その他の災害が発生（以下「災害時等」という。）し、交通が途絶した場合において、通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害時等に、乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下、併せて「店舗」という。）の支援を必要と認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を口頭で要請する。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションに賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾する。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、支援を実施するものとする。

なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙の判断により、支援を実施することができるものとする。

（災害時等帰宅支援ステーションの周知）

第4条 乙の店舗について、「災害時等帰宅支援ステーション」（以下「支援ステーション」という。）と呼称し、甲、乙協力して、防災等に対する意識啓発のため広く住民への周知を図るものとする。

2 乙は、支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識を啓発するため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

3 甲、乙協力して、「支援ステーション・ステッカー」の維持管理に努めるものとする。

4 甲は、乙の店舗へ掲出する「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑み、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の締結期間は、平成20年7月24日から平成21年3月31日までとする。

2 ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年 7月24日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 東京都品川区大崎2-1-1  
株式会社 モスフードサービス  
代表取締役社長CEO 櫻田 厚

## 災害時等における帰宅困難者支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）と株式会社吉野家（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時等における帰宅困難者支援に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、武力攻撃事態等及び緊急対応事態、その他の災害が発生（以下「災害時等」という。）し、交通が途絶した場合において、通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害時等に、乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下、併せて「店舗」という。）の支援を必要と認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を口頭で要請する。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションに賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾する。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、支援を実施するものとする。

なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙の判断により、支援を実施することができるものとする。

（災害時等帰宅支援ステーションの周知）

第4条 乙の店舗について、「災害時等帰宅支援ステーション」（以下「支援ステーション」という。）と呼称し、甲、乙協力して、防災等に対する意識啓発のため広く住民への周知を図るものとする。

2 乙は、支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識を啓発するため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

3 甲、乙協力して、「支援ステーション・ステッカー」の維持管理に努めるものとする。

4 甲は、乙の店舗へ掲出する「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑み、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の締結期間は、平成20年7月24日から平成21年3月31日までとする。

2 ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年7月24日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 東京都新宿区新宿4-3-17  
株式会社 吉野家  
代表取締役社長 出射 孝次郎

## 災害時等における帰宅困難者支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時等における帰宅困難者支援に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、武力攻撃事態等及び緊急対処事態、その他の災害が発生（以下「災害時等」という。）し、交通が途絶した場合において、通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害時等に、乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下、併せて「店舗」という。）の支援を必要と認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を口頭で要請する。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、「災害時等帰宅支援ステーション」（以下「支援ステーション」という。）に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾する。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、支援を実施するものとする。

なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙の判断により、支援を実施することができるものとする。

（災害時等帰宅支援ステーションの周知）

第4条 乙の店舗について、支援ステーション、甲、乙協力して、防災等に対する意識啓発のため広く住民への周知を図るものとする。

2 乙は、支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識を啓発するため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

3 甲、乙協力して、「支援ステーション・ステッカー」の維持管理に努めるものとする。

4 甲は、乙の店舗へ掲出する「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑み、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の締結期間は、平成20年7月24日から平成21年3月31日までとする。

2 ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年 7月24日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 東京都品川区大崎1丁目11番2号  
株式会社ローソン  
代表取締役社長 新良 剛

## 災害時等における帰宅困難者支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）と株式会社ダスキン（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時等における帰宅困難者支援に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、武力攻撃事態等及び緊急対応事態、その他の災害が発生（以下「災害時等」という。）し、交通が途絶した場合において、通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害時等に、乙の直営及び、乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されているミスタードーナツ店舗（以下、併せて「店舗」という。）の支援を必要と認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を口頭で要請する。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションに賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力をもって協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾する。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、支援を実施するものとする。

なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙の判断により、支援を実施することができるものとする。

（災害時等帰宅支援ステーションの周知）

第4条 乙の店舗について、「災害時等帰宅支援ステーション」（以下「支援ステーション」という。）と呼称し、甲、乙協力して、防災等に対する意識啓発のため広く住民への周知を図るものとする。

2 乙は、支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識を啓発するため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

3 甲、乙協力して、「支援ステーション・ステッカー」の維持管理に努めるものとする。

4 甲は、乙の店舗へ掲出する「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑み、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の締結期間は、平成25年3月25日から平成26年3月31日までとする。

2 ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年3月25日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 阿部守一

乙 大阪府吹田市豊津町1番33号  
株式会社ダスキン  
代表取締役社長 山村輝治

災害救助に必要な物資の調達・運搬及び災害時等の帰宅困難者支援に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、災害時等に災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達・運搬に関すること及び災害時等に容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、緊急対応事態等、その他の災害時（以下「災害時等」という。）において、物資を調達・運搬する必要があると認められるときに、その実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

また、災害時等に交通が途絶した場合において、通勤者、通学者、観光客等のうち、帰宅困難者の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（要請内容）

第2条 甲は、災害時等において、物資を調達・運搬する必要があると認められるときは、乙に対し、その要請をすることができる。

2 甲は、災害時等に、乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下、併せて「店舗」という。）の支援を必要と認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を口頭で要請する。

- (1) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、一時休息所として、水道水及びトイレを提供すること。
- (2) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

（支援の実施）

第3条 乙は、第2条第1項の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、支援を実施するものとする。

2 第2条第2項に規定する店舗は、支援ステーションに賛同する店舗であり、同項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

なお、乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾する。

（物資の範囲）

第4条 甲が、乙に調達・運搬を要請する物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる物資の内、甲が指定する物資

食料品	おむすび 弁当 缶詰 カップラーメン レトルト食品 カップ味噌汁 果実 ペットボトル飲料水(500ml) ペットボトル飲料(500ml) 牛乳 粉ミルク 調味料	日用品・生活雑貨	下着類 軍手 タオル 紙おむつ ティッシュペーパー 生理用品 懐中電灯 乾電池 雨具
-----	---	----------	--

- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条第1項の要請は、甲が別紙様式1の文書をもって行うものとする。

なお、緊急を要する場合は、口頭又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 第2条第2項の要請は、甲が口頭で行うものとする。

ただし、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

（要請に基づく報告）

第6条 第2条第1項の要請事項を実施した時は、その状況について、別紙様式2により甲に報告するものとする。

なお、第2条第2項の要請に対する実施報告は要さないものとする。

(物資の運搬 引渡し)

第7条 物資の搬送先、搬送経路は、甲が状況に応じ指定するものとし、搬送先までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

なお、乙は甲からの協力要請を受けた時は可能な範囲において供給および運搬に積極的に協力する。

ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は乙が物資を運搬及び供給する際は車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。  
また、乙は災害時等に備え、出来る限り、乙の所有する運搬用自動車を緊急通行車両として、事前届出を行うものとする。

3 甲は、搬送先に職員を派遣し、確認のうえ引取るものとする。

4 甲は、前項の職員の派遣を、市町村長に代行させることができる。

(帰宅困難者支援の終了)

第8条 甲は、被害状況等により、第2条第2項の支援の必要がなくなったと判断した場合は、乙に対し支援の終了を連絡するものとする。

なお、乙の判断により、引き続き支援を実施することについては、妨げるものではない。

(災害時帰宅支援ステーションの周知)

第9条 乙の店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」(以下「支援ステーション」という。)と呼称し、甲、乙協力して、防災等に対する意識啓発のため広く住民への周知を図るものとする。

2 乙は、支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識を啓発するため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

3 甲、乙協力して、「支援ステーション・ステッカー」の維持管理に努めるものとする。

4 甲は、乙の店舗へ掲出する「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑み、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(費用)

第10条 第2条第1項の物資の対価及び乙が行った運搬の対価については、甲が負担するものとする。

2 前項の対価は、災害時等発生前における販売価格、運搬価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

3 第2条第2項に規定する支援の実施に要した経費は、乙が負担するものとする。

(代金の支払い)

第11条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求後速やかに支払うものとする。

ただし、予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(協定の締結期間)

第14条 この協定の締結期間は、平成20年7月24日から平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年7月24日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県庁 村井 仁

乙 東京都豊島区東也袋3-1-1  
株式会社 ファミリーマート  
代表取締役社長 上田 準二

## 資料 10-20 災害時等に必要な物資の調達・運搬に関する協定

長野県(以下「甲」という。)と株式会社イトーヨーカ堂(以下「乙」という。)とは、次のとおり災害時等に必要な物資の調達・運搬に関する協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、風水害、武力攻撃事態及び緊急対処事態その他の災害時(以下「災害時等」という。)において、物資を調達・運搬する必要があると認められるときに、その実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(要請内容)

第2条 甲は、災害時等において、物資を調達・運搬する必要があると認められるときは、乙に対し、その要請をすることができる。

(物資の範囲)

第3条 甲が、乙に調達・運搬を要請する物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

(支援の実施)

第4条 乙は、第2条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において、支援を実施するものとする。

(要請の方法)

第5条 第2条の要請は、原則、甲が別紙様式1の文書をもって行うものとする。  
なお、緊急を要する場合は、口頭又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく報告)

第6条 乙は、第2条の要請事項を実施した時は、その状況について、別紙様式2により甲に報告するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第7条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、乙が物資を調達・運搬する際は車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

3 甲は、引渡場所に職員を派遣し、確認の上引取るものとする。

4 甲は、前項の職員の派遣を、市町村長に代行させることができる。

(費用)

第8条 第2条に規定する支援の実施に必要な費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時等発生前における販売価格等を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(代金の支払い)

第9条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求後速やかに支払うものとする。

ただし、予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必

要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協 議)

第 1 1 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(協定の締結期間)

第 1 2 条 この協定の締結期間は、平成 2 6 年 3 月 6 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までとする。

ただし、期間満了の日から 1 ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは 1 年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 2 6 年 3 月 6 日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下 6 9 2 - 2  
長野県知事  
阿 部 守 一

乙 東京都千代田区二番町 8 番地 8  
株式会社イトーヨーカ堂  
代表取締役社長  
亀 井 淳



## 資料 10-21 災害時等における飲料水の供給に関する協定

長野県（以下「甲」という。）とサントリービバレッジサービス株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時等における飲料水の供給に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長野県内に災害救助法（昭和22年法律第118号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。）が適用された場合（以下「災害時等」という。）において、飲料水を供給する必要があると認められるときに、その実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時等において、飲料水を供給する必要があると認められるときは、乙に対し、その供給に係る協力を要請することができる。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力の要請を受けた場合、次の事項について可能な範囲において協力するものとする。

- （1）ミネラルウォーター（水）の供給
- （2）その他飲料の供給

（要請手続等）

第4条 第2条の要請は、甲が別紙様式1の文書をもって行うものとする。  
なお、緊急を要する場合は、口頭又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。  
2 乙は、前項の要請を受け、飲料水の供給を実施した時は、その状況について、別紙様式2により甲に報告するものとする。

（飲料水の運搬、引渡し）

第5条 飲料水の搬送先、搬送経路は、甲が状況に応じ指定するものとし、搬送先までの飲料水の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。  
2 甲は、乙が前項の規定により飲料水の運搬を行う際は、乙が使用する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。また、乙は災害時等に備え、出来る限り、乙の所有する運搬用車両を緊急通行車両として、事前届出を行うものとする。  
3 甲は、搬送先に職員を派遣し確認のうえ引取るものとする。  
4 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

（費用）

第6条 第3条の規定に基づき、乙が供給した飲料水の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。  
2 前項の対価・費用は、災害時等発生前における適正な価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（代金の支払い）

第7条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求後速やかに支払うものとする。  
ただし、予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（連絡担当窓口）

第9条 この協定に関して、甲及び乙は、予めそれぞれ連絡担当窓口を定め  
おくものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたとき  
は、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の締結期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成26年3月6日から平成27年3月31  
日までとする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による  
意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自  
1通を保有する。

平成26年3月6日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事  
阿部 守一

乙 東京都新宿区荒木町13-4住友不動産四谷ビル5階  
サントリービバレッジサービス株式会社  
代表取締役社長  
鎌田 泰彦

## 災害時における食料等の供給及び運搬に関する協定書

長野県(以下「甲」という。)と株式会社デリックちくま(以下「乙」という。)は、災害時における食料等の供給及び運搬について、次のとおり協定を締結する。

### (要 請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認められるときは、乙に対し、食料等の供給を要請することができる。

- (1) 長野県内に災害が発生、または発生する恐れがあるとき。
- (2) 長野県以外の災害の救助のため、国または関係都道府県知事から食料供給のあっせんを要請されたとき、または救援の必要が認められるとき。

### (要請の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する食料等は、要請時点で乙が製造及び調達が可能なものとする。

### (製造可能数量の報告)

第3条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の食料等の製造可能量を、別紙1「食料等製造可能数量報告書」により甲に報告するものとする。

### (要請の方法)

第4条 第1条の要請は、別紙2「食料供給要請文書」をもって行うものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭又はファクシミリ等で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

### (要請に基づく乙の措置)

第5条 第1条の要請を受けたとき、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙3「供給可能数量・措置の状況報告書」により報告するものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭又はファクシミリ等で報告し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

### (食料の運搬、引渡し)

第6条 納品場所、運搬経路は、甲が状況に応じ指定するものとし、納品場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し、食料を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

(費用)

第7条 第4条により要請を行ったものの対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、納品場所への運搬・納品終了後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生直前時における販売価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）を基準として、甲乙協議して定める。

(代金の支払い)

第8条 甲は、引き取った食料等の代金を、乙からの請求後速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

第9条 甲と乙は、毎年4月1日現在の食料等の供給及び運搬に関する担当者、連絡先等の情報を相互に報告するものとする。但し、乙の報告については、第3条の製造可能数量の報告に合わせて行うことができるものとする。

(市町村長協定との調整)

第10条 乙が県内市町村長と同様の協定を締結している場合は、市町村長との協定を優先するものとする。

(その他)

第11条 乙は、被災地及びその周辺地域の災害貢献を最優先するものとする。甲は、乙の公共奉仕の理念を十分理解して、第1条の供給要請は、乙の営業活動等に支障を生じさせないこととする。

- 2 食料の供給にあたって、甲及び乙は、乙または乙の加盟店もしくは乙の関係者(配送業者等)に災害が及ぶ恐れがある場合、乙の従業者及び加盟店主、配送業者等の生命・身体・財産に関する避難その他安全を確保する手段を、この協定に優先して行うこととする。

- 3 乙は自己の加盟店もしくは関係者(配送業者等)に最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるが、やむを得ず履行が困難な事情がある場合、甲はこれを承認する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第13条 この協定は、平成26年6月17日から、その効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。但し、乙が食料を扱わなくなったときは、この協定は効力を失う。

**資料 10-22**

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成26年6月17日

甲 長野県長野市南長野幅下692-2

長野県知事 阿部 守一

乙 長野県長野市篠ノ井小森428

株式会社デリックちくま

代表取締役社長 北澤 英行

## 「災害時における食料等の供給及び運搬に関する協定」申し合わせ事項

- 1 県が貴社に食料等の供給及び運搬等を要請する場合は、次のとおりです。
  - (1) 長野県内に災害が発生したとき。
  - (2) 長野県内に災害が発生する恐れがあるとき。
  - (3) 長野県以外の災害の救助のため、他の自治体から食料供給のあっせんを要請されたとき。
  - (4) 長野県以外の災害の救助のため、食料供給の必要が認められるとき。
- 2 要請する場合の手段
  - ・協定書第1条に基づく供給の要請を行う場合、電話の不通などが考えられます。
  - ・その際の連絡手段としては、最寄り現地機関から職員を派遣し口頭で要請することがあります。
- 3 「緊急通行車両」の確認
  - ・災害発生時には、一般車両の通行が禁止又は制限される場合があり、運搬に際して県公安委員会等による「緊急通行車両」の確認を受け、標章等の交付を受けなければならないことがあります。
- 4 運搬経路について
  - ・県から不通箇所や通行可能箇所等の情報を連絡しますので、貴社におかれては、平常時の通行経路と照合の上、輸送ルートを検討いただくようお願いします。
  - ・ただし、一般車両の通行が禁止又は制限されている場合には、県が輸送ルートを指定することがあります。
- 5 納品場所
  - ・納品場所は、住民避難地となる公共施設などが考えられますが、災害の状況に応じて、相互協議の上、要請と併せて納品場所を指定いたします。
- 6 納品の確認
  - ・該当地区の集積場所に、担当職員または市町村長が指定した者（以下、「確認担当職員」という。）を配置しますので、数量の確認作業について御協力をお願いします。
  - ・数量確認後、納品書等に確認担当職員から納品確認のサインを受けてください。但し、食料等の供給が長期間にわたる場合において、集積場所に確認担当職員が不在等の際は、他の者が数量の確認を代行し、確認担当職員が発行した納品確認書（別紙様式）を受け取ることで、これに代えることができることといたします。
- 7 代金の支払い
  - ・代金は、納品確認後、予算化され次第、貴社の請求に基づき速やかにお支払いします。
- 8 市町村長協約との調整
  - ・県内市町村と協定を締結している場合は、市町村との協定を優先します。

## 納品確認書

株式会社デリックちくまから供給された食料等 ( ) を確かに受領しました。

(納品確認者)

役職名または住所：	氏名：
-----------	-----

平成 年 月 日

県または市町村確認担当職員  
所属  
氏名

長野県（以下「甲」という。）と公益社団法人長野県栄養士会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動としての栄養・食生活支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定書は長野県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）に基づき市町村が行う医療救護活動について、本協定に準じ、乙の支部の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。

3 乙は、乙の支部に対し、前項に定める市町村の医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（災害時支援計画）

第2条 乙は、前条の規定による医療救護活動としての栄養・食生活支援活動の円滑な実施を図るため、災害時栄養支援チームの編成、派遣その他栄養・食生活支援活動の実施に関する災害時支援計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、災害時支援計画を変更したときは、速やかに変更後の計画を甲に提出するものとする。

（災害時栄養支援チームの派遣）

第3条 甲は、法及び防災計画に基づく医療救護活動を実施するうえで必要があると認めた場合は、乙に対して災害時栄養支援チームの派遣要請を行うことができる。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに災害時栄養支援チームを編成し、派遣するものとする。

（災害時栄養支援チームに対する指揮）

第4条 乙が派遣する災害時栄養支援チームに対する指揮命令及び栄養・食生活支援活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（災害時栄養支援チームの活動）

第5条 乙が派遣する災害時栄養支援チームは、甲又は市町村が設置する救護所等において、医療救護班や保健活動と連携し、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

2 災害時栄養支援チームの活動は、次のとおりとする。

- （1）被災者（要配慮者を含む）への巡回栄養・食生活相談等
- （2）避難所での食事状況調査や衛生指導、栄養・健康教育
- （3）疾病者用食品（アレルギー対応、母乳代替、高齢者用、病者用等の食品）の提供に係る支援
- （4）食品集積場所等における仕分け、提供、管理への支援
- （5）その他甲乙双方の協議で必要とされる事項

3 乙は、自ら移動や生活手段等を確保し、継続した活動を行うことを基本とする。

（災害時栄養支援チームの輸送）

第6条 甲は、栄養・食生活支援活動が円滑に実施できるよう、災害時栄養支援チームの移動手段について、必要な措置を取るものとする。



(報告)

第7条 乙は、前条に規定する活動を行ったときは、その状況を記録するとともに、活動の終了後、甲に報告するものとする。

(訓練)

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加協力するものとする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき乙が前条に規定する活動を実施した場合(災害救助法による救助に限る。)に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 災害時栄養支援チームの派遣に要する経費
- (2) 災害時栄養支援チームが活動のために使用した消耗品費
- (3) 災害時栄養支援チームが医療救護活動において負傷し、疾病に罹り、又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(体制の整備)

第10条 乙は、災害時に迅速な対応が取れるよう、派遣体制並びに甲との連絡体制の整備に努めるものとする。

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する日の1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方署名のうえ、各1通を保有する。

令和3年5月20日

甲 長野県  
長野県知事 阿部 守一

乙 公益社団法人長野県栄養士会  
会長 廣田 直子

長野県（以下「甲」という。）と、東日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）は、災害における段ボール製品の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長野県で災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難所の設置に必要な物資（以下「物資」という。）の調達について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害が発生した場合において、甲は、物資を必要とするときは、文書により、乙に対し、物資の供給、運搬等（以下「供給等」という。）について協力を要請することができる。ただし、甲が緊急を要すると認めるときは、口頭、電話、電子メール等により行うことができるものとし、その場合は事後に速やかに書面を提出するものとする。

（協力の実施及び受諾等）

第3条 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の組合員のうち、以下の条件をすべて満たすものを選定する。

- (1) 長野県又は隣県等に事業所を有するもの
- (2) 生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有しているもの
- (3) 甲の要請に優先的に対応することが可能なもの

2 乙は、前項の条件を満たす組合員を選定し、当該組合員の承諾を得たときは、甲に対して次の事項を連絡するものとする。

- (1) 組合員の名称、所在地
- (2) 連絡窓口、連絡方法
- (3) 物資の種類、数量、提供可能時期
- (4) その他必要な事項

3 甲は、乙から前項の連絡を受けた後、同項の承諾をした乙の組合員（以下「組合員」という。）と物資の調達に必要な基本的条件について協議するものとする。

4 乙及び組合員は、可能な範囲において物資の供給等に協力するよう努めるものとし、甲は、乙及び組合員が物資の供給等を迅速かつ安全に行うことができるよう必要な協力を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他組合員の取扱商品

（物資の引渡し）

第5条 甲及び組合員は、第3条第3項の協議において引渡し場所等を決める。引渡しは、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 組合員は、引渡し終了後、速やかに書面により物資の種類、数量等を甲に報告するものとする。

3 乙は、組合員もしくは関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって協定を履行するよう求めるが、履行することが困難である場合、甲はこれを承諾する。

（費用）

第6条 組合員が供給する物資の対価及び運搬等の費用については、相当額を甲が負担するものとする。

2 前項の物資の対価及び運搬等の費用については、災害発生時の直近の市場価格を基準とし、甲及び組合員が第3条第3項の協議等において決定するものとする。

(連絡体制等)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

2 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、組合員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

(車両の通行等)

第8条 甲は、第2条の要請に基づき事業所が物資を運搬等する際に、「緊急通行車両」として、緊急又は優先車両としての通行に可能な限り配慮するものとする。

(情報の共有等)

第9条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、情報を共有するとともに、随時協議を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、組合員の生産能力及び災害時の連絡体制について報告を求めることができる。

3 乙は、日頃より、本協定の趣旨、手続等について組合員の理解を深めるよう努力するものとする。

(実施細目等)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、甲又は乙で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、解約又は変更の予定日の1か月前までに文書により解約又は変更の申し出をしない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和2年6月24日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県知事

阿部 守一

乙 東京都中央区八丁堀四丁目1番4号八丁堀中央ビル8階

東日本段ボール工業組合理事長

齋藤 英男

## 資料 10-26 しあわせ信州の実現及びSDGsの達成に向けた包括連携協定覚書

長野県(以下「甲」という。 )と日産自動車株式会社(以下「乙」という。 )及び長野日産自動車株式会社、松本日産自動車株式会社、日産プリンス長野販売株式会社、日産プリンス松本販売株式会社(以下4社を合わせて「丙」という。 )は、令和3年6月30日に甲乙丙で締結した「しあわせ信州の実現及びSDGsの達成に向けた包括連携協定」(以下「協定」という。 )第2条第1項第5号の連携内容に関し、次のとおり覚書を締結する。

### (趣旨)

第1条 この覚書は、甲に地震、風水害、武力攻撃事態及び緊急処理事態、その他の災害が発生、または発生するおそれがある場合等(以下「災害時等」という。 )において、甲が乙及び丙の協力を得て、電力不足が想定される避難所等において、電気自動車から電力を供給すること(以下「電力供給」という。 )により、県民の生命、身体及び財産を守るための基本的事項を定めるものとする。

2 平常時においても、電気自動車の普及を通じ、長野県内の防災力向上を図るための必要な事項を定める。

### (電気自動車の貸与等の要請)

第2条 甲は、災害時等により、電力供給のための電気自動車及び電気自動車用充電スタンド(以下「充電スタンド」という。 )が必要なときは、丙に対し、第1号様式「協力要請書」により電気自動車の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって速やかに処理するものとする。

### (協力)

第3条 丙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において丙の所有する電気自動車を甲及び甲が指定する者に貸与することに努めるものとする。この場合、甲は、自らが指定した貸与先に対し、本覚書の定めを遵守させるものとし、当該貸与先に第2号様式に定める同意書を提出させるものとする。なお、本項に基づき丙から甲に貸与される電気自動車を、以下「貸与車両」という。

2 丙は、甲から充電スタンドの使用要請を受けたときは、丙の指定する日時及び場所において、丙の管理する充電スタンドの使用を許諾することに努めるものとする。なお、使用許諾する充電スタンドの使用料については、原則無償とする。

3 貸与車両の貸与期間(以下「貸与期間」という。 )及び充電スタンドの使用許諾期間は、原則として貸与開始日から1週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害時等の状況及び避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、甲丙間で協議して延長期間を決定するものとする。

(電気自動車の貸与実施)

第4条 丙は、貸与車両を甲又は甲が指定する者に無償で貸与し、原則として電力供給のために貸与車両を甲又は甲が指定する者に使用させるものとする。

2 丙は、貸与車両の貸与日時及び場所は、甲丙間で協議して決定するものとする。

(貸与時の残充電)

第5条 丙は、貸与車両の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において貸与車両に充電されている電力は、丙が無償で提供する。

(電気自動車の移動)

第6条 貸与車両に関する丙の営業所(丙による貸与車両の保管管理場所)等と避難所等間の移動は、甲の責任において、原則として甲又は甲が指定する者が行うものとする。ただし、甲又は甲が指定する者により移動が困難な場合は、甲丙間で協議し、丙が行うものとする。

(管理等)

第7条 甲は、貸与車両を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、管理方法その他の取り扱いは、甲丙間での協議により取り決める。

2 甲及び甲が指定する者は、充電スタンドを丙より提示される使用条件に従って使用するものとする。

3 前2項の規定に違反し、甲又は甲が指定する者の責に帰すべき事由により、貸与車両又は充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、甲は丙に対しその損害を賠償するものとする。

(事故等の対応)

第8条 甲及び甲が指定する者は、貸与期間中、貸与車両による事故を起こした場合、直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、丙に通知するものとし、その対応について甲丙間での協議により取り決める。

2 甲又は甲が指定する者は、貸与期間中、貸与車両に故障又は紛失等があった場合、直ちに丙に通知するものとし、その対応について甲丙間での協議により決める。

(返却)

第9条 甲及び甲が指定する者は、丙より貸与された車両を原状に復した上で(ただし、通常損耗を除く。)、丙に返却するものとする。なお、返却方法については、甲丙間で協議し決定する。

(貸与車両活用時の注意)

第10条 甲及び甲が指定する者は、貸与車両に外部給電器を接続して使用(医療機器等への使用を含む)する場合、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件

を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲又は甲が指定する者が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

( 広報活動 )

第 1 1 条 甲、乙及び丙は、平常時においても電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 甲、乙及び丙が、協定及び本覚書に関するプレスリリースその他外部への公表等を行う場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

3 甲、乙及び丙は、協定に基づく連携により知り得た情報については、協定第 6 条の定めに従うものとする。

( 電気自動車等の情報提供 )

第 1 2 条 乙及び丙は、電気自動車等の普及促進に資する情報及び災害時に給電業務（以下「給電業務」という。）が遂行可能な電気自動車等に関する情報を、適宜、甲に提供するよう努めるものとする。

( 連絡調整 )

第 1 3 条 本覚書に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙、丙があらかじめ第 3 号様式「連絡調整者名簿」により指定した者が行う。なお、甲、乙、丙は当該名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

( 定期協議 )

第 1 4 条 協定及び本覚書に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙、丙は、年 1 回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

( 有効期間 )

第 1 5 条 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、本覚書の有効期間が満了する日の 3 箇月前までに、甲、乙、丙のいずれも本覚書を終了又は変更する意思表示を行わないときは、本覚書の期間を更に 1 年間更新するものとし、以後も同様とする。

2 前項の定めにかかわらず、協定書が満了又は当事者間の解約により終了した場合は、当該終了日をもって、本覚書も失効するものとする。

( 譲渡制限 )

第 1 6 条 甲、乙、丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、協定及び本覚書から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

( 損害賠償 )

第17条 各当事者は、相手方の責めに帰すべき事由による損害について、相手方に対して損害賠償を請求することができるものとする。

(協議)

第18条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙が協議して定めるものとする。

(以下余白)

本覚書の締結を証するため、本書6通を作成し、甲、乙、丙それぞれが記名押印又は署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年6月30日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692の2  
長野県危機管理部長 中村 宏平

乙 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号  
日産自動車株式会社  
関東リージョナルセールスオフィス  
部長 須賀 広邦

丙 長野県長野市川合新田3616の1  
長野日産自動車株式会社  
代表取締役社長 富田 信

長野県松本市高宮北3番6号  
松本日産自動車株式会社  
代表取締役社長 平井 克哉

長野県上田市材木町一丁目16番17号  
日産プリンス長野販売株式会社  
代表取締役社長 金井 正幸

長野県松本市鎌田1丁目16番1号  
日産プリンス松本販売株式会社  
代表取締役社長 降旗 憲治



## 資料 11-1

### 中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書

長野県（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）は、浜岡原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全確保に係る連絡体制について、県民の不安を解消することを目的として、次のとおり覚書を交換する。

#### （異常時の通報）

第1条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲に対し、その内容を直ちに通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。

- （1）原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条第1項に規定する事象が発生したとき。（特定事象通報）
- （2）原災法第15条第1項各号のいずれかに該当するとき。（原子力緊急事態宣言）
- （3）不測の事態により、発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が漏えいしたとき。
- （4）気体状又は液体状の放射性廃棄物の放出量が、乙が定める原子炉施設保安規定に基づく放出管理目標値を超えたとき。
- （5）原子炉の運転中において、原子炉施設の故障等により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき。
- （6）原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。
- （7）発電所の敷地内において火災が発生したとき。
- （8）発電所に係る放射性物質が盗取され、又は所在不明となったとき。
- （9）長野県内において発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物の輸送中に事故が発生したとき。
- （10）その他発電所の安全確保に関し国に報告する事項又は前各号に準ずる異常が発生したとき。

#### （平常時の連絡体制）

第2条 甲及び乙は、それぞれの実務担当で構成する発電所に係る連絡会（以下「連絡会」という。）を定期的開催し、相互の連携の強化を図るものとする。

- 2 連絡会の運営に当たって、甲が乙に協力を求めた場合は、乙はこれに応ずるものとする。
- 3 連絡会の日時、場所、協議内容等は、甲及び乙が協議の上決定するものとし、連絡会の庶務は長野県危機管理部危機管理防災課において処理する。
- 4 連絡会において、乙は、甲に対し、発電所の安全確保対策に係る次に掲げる事項を報告するものとする。

- （1）発電所の原子炉施設及びこれに関連する施設等の新設及び増設並びに重

要な変更に関する事項

- ( 2 ) 発電所その他原子力発電の安全確保対策に係る計画及びその実施状況
- ( 3 ) 発電所の安全確保に関し、国の指示に基づき報告した事項

(その他)

第3条 この覚書に関し必要な事項及び定めのない事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

この覚書を交換するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を保管する。

平成24年2月13日

長野市大字南長野字幅下692番地2

甲 長野県知事 阿部守一

名古屋市東区東新町1番地

乙 中部電力株式会社  
代表取締役社長  
社長執行役員 水野明久

## 資料 11-2

### 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書

長野県（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全確保に係る連絡体制について、県民の不安を解消することを目的として、次のとおり覚書を交換する。

#### （異常時の通報）

第 1 条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲に対し、その内容を直ちに通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。

- （ 1 ）原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第 6 条の 2 第 1 項に基づき原子力規制委員会が制定する原子力災害対策指針の警戒事態に該当する事象が発生したとき。
- （ 2 ）原災法第 1 0 条第 1 項に規定する事象が発生したとき。（特定事象通報）
- （ 3 ）原災法第 1 5 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき。（原子力緊急事態宣言）
- （ 4 ）不測の事態により、発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が漏えいしたとき。
- （ 5 ）気体状又は液体状の放射性廃棄物の放出量が、乙が定める原子炉施設保安規定に基づく放出管理目標値を超えたとき。
- （ 6 ）原子炉の運転中において、原子炉施設の故障等により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき。
- （ 7 ）原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。
- （ 8 ）発電所の敷地内において火災が発生したとき。
- （ 9 ）発電所に係る放射性物質が盗取され、又は所在不明となったとき。
- （ 10 ）長野県内において発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物の輸送中に事故が発生したとき。
- （ 11 ）その他発電所の安全確保に関し国に報告する事項又は前各号に準ずる異常が発生したとき。

#### （平常時の連絡体制）

第 2 条 甲及び乙は、それぞれの実務担当者が構成する発電所に係る連絡会（以下「連絡会」という。）を定期的開催し、相互の連携の強化を図るものとする。

- 2 連絡会の運営に当たって、甲が乙に協力を求めた場合は、乙はこれに応ずるものとする。
- 3 連絡会の日時、場所、協議内容等は、甲及び乙が協議の上決定するものとし、連絡会の庶務は長野県危機管理部危機管理防災課において処理する。
- 4 連絡会において、乙は、甲に対し、発電所の安全確保対策に係る次に掲げる事項を報告するものとする。
  - （ 1 ）発電所の原子炉施設及びこれに関連する施設等の新設及び増設並びに重要な変更

に関する事項

( 2 ) 発電所その他原子力発電の安全確保対策に係る計画及びその実施状況

( 3 ) 発電所の安全確保に関し、国の指示に基づき報告した事項

( その他 )

第 3 条 この覚書に関し必要な事項及び定めのない事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

この覚書を交換するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ 1 通を保管する。

平成 2 4 年 2 月 1 5 日

長野県長野市大字南長野字幅下 6 9 2 番地 2

甲 長野県知事 阿 部 守 一

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

乙 東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬直己

改定履歴

平成 2 6 年 7 月 1 5 日 一部改定

## 資料 11-3

### 長野県放射性物質事故災害等対策指針

#### 第 1 章 総則

##### 1 目的

この指針は、長野県の地域に係る放射性同位元素等取扱事業所事故及び放射性物質の不法廃棄による災害（以下「放射性物質事故災害等」という。）に関する対策について、必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

##### 2 定義

この指針における用語の意義は次のとおりとする。

- ・「放射性物質」…原子力基本法第 3 条第 1 項に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- ・「放射性同位元素等取扱事業者」…放射線障害防止法第 3 条、第 3 条の 2、第 3 条の 3、第 4 条及び第 4 条の 2 に規定する放射性同位元素の許可使用者、届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者をいう。
- ・「放射性同位元素等取扱事業所」…放射線同位元素等取扱事業者が許可又は届出を行っている工場又は事業所をいう。

#### 第 2 章 放射性物質に係る事故災害等予防対策

放射性物質事故災害等に対する第 3 章に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

##### 1 放射性同位元素等取扱事業所に係る事故災害予防対策

###### (1) 放射性同位元素等取扱事業所の把握等

県及び市町村は、文部科学省、消防庁等からの情報等を基に、放射性同位元素等取扱事業所の所在地、取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。（危機管理部）

###### (2) 放射性同位元素等取扱事業所の事前調査

消防機関は、管轄する区域内の放射性同位元素等取扱事業所について、施設配置・立地状況等、危険時の施設管理者等の配置体制・自衛消防組織・消防設備等の状況、放射性物質の種類・性質・数量・保管場所等、放射性廃棄物の所在と危険度、火災等事故時における関係機関との役割分担・連携方法及び消防活動上の留意点

(危険区域の範囲、放射性物質等の適当な消火方法等)を、予防査察等により事前に調査しておくものとする。

### (3) 放射線検出体制の整備

消防機関は、放射線危険区域の設定等の判断資料を得るため、放射線検出体制及び連携方法について、事業所側と予め協議し、定めておくものとする。

### (4) 消火活動体制の整備

消防機関は、被ばくや汚染のおそれを十分勘案し、事業所の防災責任者を含めた消防本部及び消防団の指揮命令系統を予め整備しておく。更に、事前に調査した事項を踏まえ、火災発生時の現場で実際に活用できるよう、警防計画の作成に努めるものとする。

## 2 防護資機材の整備

県、市町村、警察及び消防機関は、放射性物質事故災害等に備えて、放射線被ばく線量検出及び救助・救急活動に必要な防災資機材の整備に努めるものとする。

## 第3章 災害応急対策及び復旧

放射性物質事故災害等に係る災害応急対策及び復旧につき、下記以外の項目については、長野県地域防災計画原子力災害対策編第3章及び第4章を準用する。

### 第1節 放射性同位元素等取扱事業所事故対策

#### 1 事故発生直後の情報の収集・連絡

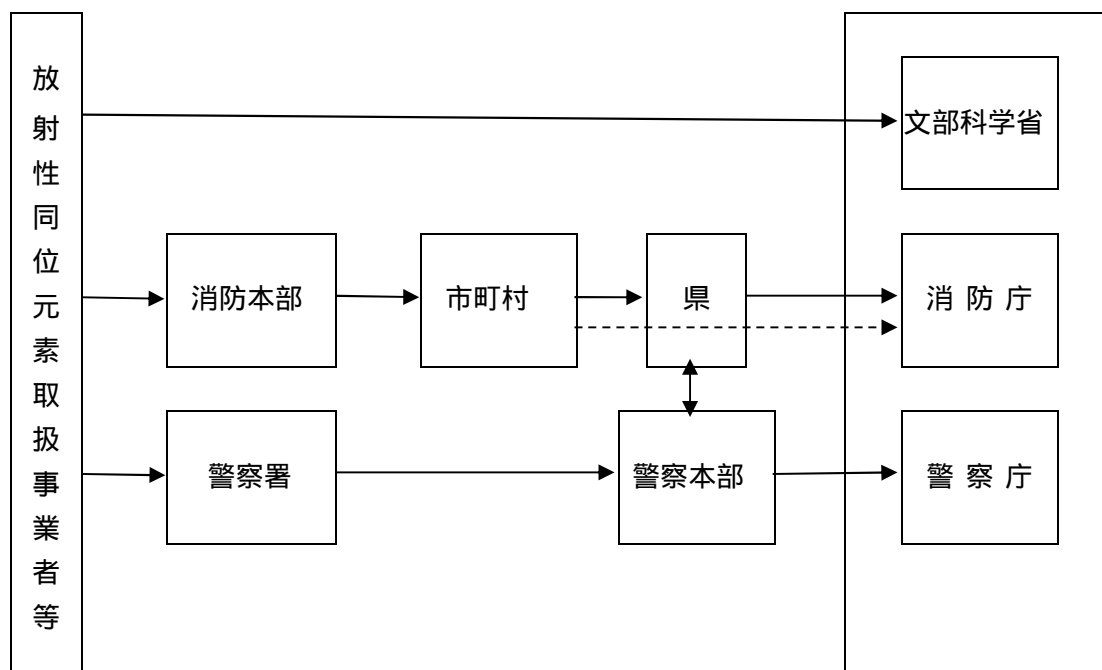
##### (1) 放射性同位元素等取扱事業者等の事故情報等の連絡

放射性同位元素等取扱事業者等は、地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合においては、直ちにその旨を警察署に通報する。また、放射性同位元素等取扱事業者等は、遅滞なく、その旨を文部科学省に届け出ることとする。(放射線障害防止法第33条第2項、第3項)。併せて消防本部にも通報する。

(2) 県は警察本部等から連絡を受けた場合は、直ちにその旨を消防庁に報告する。併せて関係市町村に連絡する。

(3) 市町村は、放射性同位元素等取扱事業所において、火災の発生(発生のおそれがあるものを含む。)を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

#### (4) 放射性同位元素等取扱事業所の事故発生に係る連絡系統



## 2 活動体制

### (1) 放射線同位元素等取扱事業者の活動体制

放射線同位元素等取扱事業者は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

また、放射線同位元素等取扱事業者は、事故発生後直ちに人命救助、消火、汚染防止、立入制限等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとし、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を警察官又は消防吏員に提供するものとする。

### (2) 警察機関の対応

事故の通報を受けた最寄りの警察署は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、放射線同位元素等取扱事業者と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

### (3) 消防機関の対応

事故の通報を受けた管轄の消防本部は、直ちにその旨を県及び市町村に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、放射線同位元素等取扱事業者と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

### 3 放射性物質の除去等

放射線同位元素等取扱事業者は、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、状況に応じて事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

## 第2節 放射性物質の不法廃棄事案の対策

### 1 不法廃棄事案発生時の情報伝達

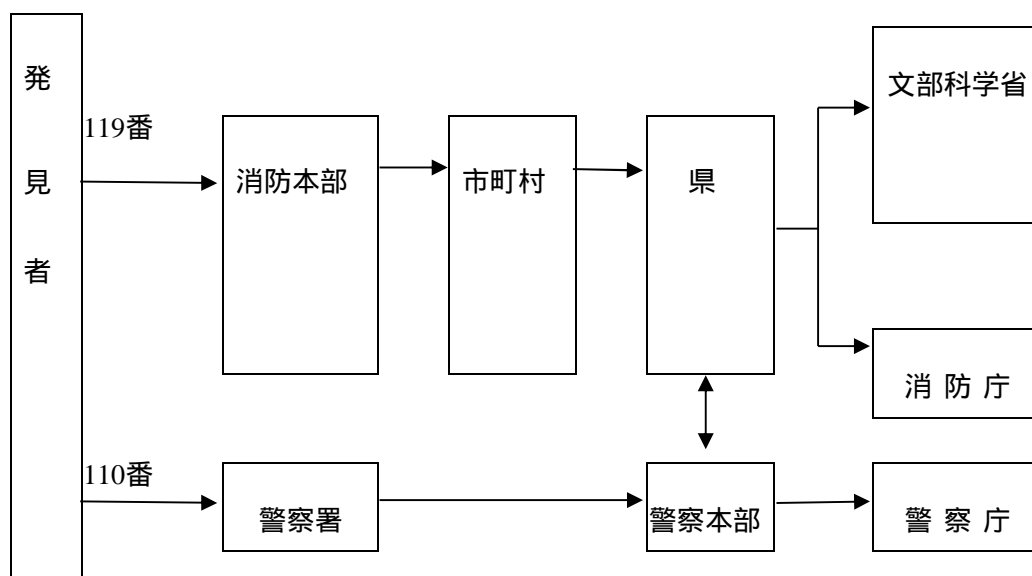
#### (1) 情報の収集・連絡

ア 放射性同位元素等取扱事業所外において放射性物質を発見した者は、直ちにその旨を管轄の消防本部、最寄りの警察署に通報し、通報を受けた消防本部は市町村に、警察署は警察本部に連絡する。

イ 連絡を受けた市町村は、県に報告するものとし、県は文部科学省及び消防庁に報告する

#### ウ 不法廃棄事案発生時の情報収集・連絡系統

不法廃棄事案発生時の情報収集・連絡系統は次のとおりとする。



#### (2) 報告後の対応

国、県、市町村及びその他関係機関は、相互に密接な連携を図り対応することとする。

### 2 活動体制の確立

#### (1) 県の活動体制（危機管理部・環境部）

ア 県は、不法廃棄の通報を受けた場合、状況に応じて職員の非常参集、情報の収



集、連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、市町村及びその他関係機関と緊密な連携を図りつつ状況の把握に努めるものとする。

イ 県は、国との連絡調整をはかりつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供など対策についての支援・協力を要請するものとする。

(2) 市町村の活動体制

市町村は、不法廃棄の通報を受けた場合、状況に応じて職員の非常参集、情報収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、県及び関係機関と緊密な連携を図りつつ、状況の把握に努めるものとする。

(3) 警察機関の対応

不法廃棄の通報を受けた最寄りの警察署は、不法廃棄の状況把握に努めるとともに、状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

(4) 消防機関の対応

不法廃棄の通報を受けた管轄の消防本部は、直ちにその旨を県及び市町村に報告するとともに、不法廃棄の状況の把握に努め、状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

3 放射性物質の除去等

県及び市町村は、必要に応じて不法廃棄された放射性物質の処理及び除染作業を行う。また、放射性物質を不法廃棄した者は、環境の汚染への対処に関し、誠意を持って必要な措置を講ずる。（環境部）

資料11-4 県内の放射線障害防止法対象事業所数(平成23年4月1日現在)

事業所種別( 1)	事業所数	使用区分内訳( 2)		
		密封型	非密封型	発生装置
使用事業所	91	74	7	10
販売事業所	3	3	0	0
賃貸事業所	3	3	0	0
廃棄事業所	0	0	0	0
計	97	80	7	10

文部科学省ホームページ>原子力・放射線安全確保>規制の現状より  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/anzenkakuho/boushihou/1261253.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/boushihou/1261253.htm)

1 事業所種別

- 使用事業所 放射線障害防止法第3条による許可を受けている事業所及び第3条の2による届出を行っている事業所
- 販売・賃貸事業所 同法第4条による届出を行っている事業所
- 廃棄事業所 同法第4条の2による許可を受けている事業所

2 使用区分内訳

- 密封型 密封された放射性同位元素を扱う事業所
- 非密封型 密封されていない放射性同位元素を扱う事業所
- 発生装置 サイクロトロン、シンクロトロン等荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置

(参考)  
放射線障害防止法の対象事業所一覧(平成23年4月1日現在)

1. 使用事業所

長野

事業所名	郵便番号	所在地	区分			分類	番号	年
			密	非	発			
信州大学繊維学部	386-8567	長野県上田市常田三丁目15番1号				教	使第376号	60
長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	384-0301	長野県佐久市白田197番地				医	使第420号	59
信州大学ヒト環境科学研究支援センター	390-8621	長野県松本市旭三丁目1番1号				教	使第489号	60
長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院	383-8505	長野県中野市西1丁目5番63号				医	使第584号	59
信州大学医学部附属病院	390-8621	長野県松本市旭三丁目1番1号				医	使第586号	61
独立行政法人国立病院機構 信州上田医療センター	386-8610	長野県上田市緑ヶ丘一丁目27番21号				医	使第1909号	71
独立行政法人国立病院機構 まつもと医療センター 松本病院	399-8701	長野県松本市村井町南2丁目20番30号				医	使第2329号	73
株式会社キッツ 伊那工場	399-4496	長野県伊那市東春近7130				民	使第2817号	76
豊科フィルム株式会社 豊科工場	399-8205	長野県安曇野市豊科5050番地				民	使第3368号	81
長野赤十字病院	380-8522	長野県長野市若里5丁目22番1号				医	使第3596号	83
しなのポリマー株式会社 塩尻工場	399-0014	長野県塩尻市大字広丘堅石2146番地5				民	使第3672号	84
寿製薬株式会社 総合研究所	389-0697	長野県埴科郡坂城町大字上五明字東川原198番地				研	使第3938号	87
株式会社 医学生物学研究所	396-0002	長野県伊那市手良沢岡1063番地103の1				研	使第4352号	92
飯田市立病院	395-0814	長野県飯田市八幡町438				医	使第4404号	92
長野市民病院	381-8551	長野県長野市大字富竹1333番地1				医	使第4580号	95
独立行政法人国立病院機構 まつもと医療センター 中信松本病院	399-0021	長野県松本市大字寿豊丘811番地				医	使第4640号	96
諏訪赤十字病院	392-8510	長野県諏訪市湖岸通り5丁目11番50号				医	使第4833号	98
社会医療法人財団慈泉会 相澤病院	390-8510	長野県松本市本庄二丁目5番1号				医	使第4892号	00
キッセイ薬品工業株式会社 薬物動態研究所	399-8710	長野県松本市芳野19番48号				民	使第4922号	00
王子板紙株式会社 松本工場	399-0033	長野県松本市大字笹賀5200番地1				民	使第5090号	02
伊那中央病院	396-8555	長野県伊那市小四郎久保1313番地1				医	使第5109号	02
医療法人 青樹会 一之瀬脳神経外科病院	390-0852	長野県松本市島立2093				医	使第5420号	05
J A長野厚生連 長野PET・画像診断センター	380-0928	長野県長野市若里六丁目6番10号				医	使第5550号	06
長野県立こども病院	399-8288	長野県安曇野市豊科3100				医	使第5678号	10
長野県立木曽病院	397-8555	長野県木曽郡木曽町福島6613番地4				医	使第5679号	10
長野県農業試験場	382-0072	長野県須坂市小河原492				研	届第1-274号	76
社団法人 上田薬剤師会 検査センター	386-0016	長野県上田市大字国分994番地1号				研	届第1-310号	77
株式会社 コーエキ 環境分析センター	394-0031	長野県岡谷市田中町三丁目3番24号				民	届第1-311号	77
株式会社 信濃公害研究所 佐久検査センター	384-2305	長野県北佐久郡立科町大字芦田1825番地				研	届第1-344号	79
社団法人 長野県農村工業研究所	382-0084	長野県須坂市大字須坂787番地1				他	届第1-386号	82
信州大学理学部	390-8621	長野県松本市旭三丁目1番1号				教	届第3-42号	77

事業所名	郵便番号	所在地	区分			分類	番号	年
			密	非	発			
信州大学教育学部	380-8544	長野県長野市大字西長野6番地の口				教	届第3-73号	89
日本フェンオール株式会社 長野工場	399-8205	長野県安曇野市豊科448-1番地				民	届第6-1315号	79
ミヤマ株式会社 技術開発センター	381-2247	長野県長野市青木島三丁目2番1号				民	届第6-2445号	93
株式会社 環境技術センター	399-0033	長野県松本市大字笹賀5652-166				民	届第6-2904号	99
長野県薬剤師会 検査センター	390-0802	長野県松本市旭二丁目11番20号				他	届第7-1386号	94
長野県環境保全研究所	380-0944	長野県長野市大字安茂里字米村1978番地の1				他	届第7-1673号	01
信州大学 工学部	380-8553	長野県長野市若里四丁目17番1号				教	届第8-261号	05
日本プレーティング株式会社 環境公害検査センター	386-0027	長野県上田市常磐城三丁目4番1号				民	届第8-372号	05
株式会社 ネイテック	381-2233	長野県長野市川中島町上氷鉋804番地1号				民	届第8-405号	05
株式会社 科学技術開発センター	381-0025	長野県長野市大字北長池字南長池境2058番3号				民	届第8-432号	05
イー・ステージ株式会社	389-0209	長野県佐久市小田井501-4				民	届第8-442号	05
ユートピア産業株式会社	381-2241	長野県長野市青木島町青木島乙258番地1				民	届第8-540号	05
株式会社公害技術センター 松本支店	399-0015	長野県松本市平田西一丁目1番26号				民	届第8-621号	05
環境未来株式会社 分析センター	390-1103	長野県東筑摩郡朝日村古見3757番地1				民	届第8-633号	05
株式会社 ヤマコー	389-2253	長野県飯山市大字飯山268-9				民	届第8-700号	05
ルビコン株式会社 技術センター	399-4593	長野県上伊那郡南箕輪村字北原1634-4				民	届第8-718号	05
新光電気工業株式会社 新光開発センター	381-0014	長野県長野市大字北尾張部36番地				民	届第8-742号	05
伊那食品工業株式会社 本社	399-4498	長野県伊那市西春近5074番地				民	届第8-743号	05
アスザックフーズ株式会社	382-0041	長野県須坂市米持町293番地45号				民	届第8-759号	05
直富商事株式会社 技術研究室	381-0021	長野県長野市大字屋島231番地1				民	届第8-812号	05
株式会社 環境科学	390-1242	長野県松本市大字和田4709番地				民	届第8-831号	05
南信環境管理センター株式会社	399-4601	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪12253番地				民	届第8-836号	05
株式会社 土木管理総合試験所	388-8006	長野県長野市篠ノ井御幣川877番地1				民	届第8-848号	05
株式会社 エスコ	381-0006	長野県長野市大字富竹字弘誓173番地の2				民	届第8-856号	05
社団法人 上伊那薬剤師会	396-0011	長野県伊那市大字伊那部9番地				他	届第8-891号	05
社団法人 長野県労働基準協会連合会 環境測定部 長野測定所	380-0918	長野県長野市アークス2番3号				他	届第8-904号	05
株式会社 東信公害研究所	386-0005	長野県上田市大字古里36の9				民	届第8-927号	05
社団法人 長野県食品衛生協会 食品衛生試験研究所	380-0872	長野県長野市南長野聖徳545番地3号				他	届第8-953号	05
社団法人 長野県労働基準協会連合会 環境測定部 諏訪測定所	392-0013	長野県諏訪市沖田町四丁目壱貳番地				他	届第8-1033号	05
(長野県) 松本保健所	390-0852	長野県松本市大字島立1020番地 長野県松本合同庁舎				他	届第8-1036号	05
社団法人 長野県食品衛生協会 松本食品衛生検査所	390-0841	長野県松本市渚 1-742-78				他	届第8-1195号	05
長野市保健所	380-0928	長野県長野市若里六丁目6番1号				他	届第8-1236号	05
独立行政法人 水産総合研究センター 増養殖研究所 内水面研究部	386-0031	長野県上田市小牧1088				他	届第8-1283号	05
社団法人 長野県労働基準協会連合会 松本測定所	390-1243	長野県松本市神林小坂道7107-55				他	届第8-1290号	05

事業所名	郵便番号	所在地	区分			分類	番号	年
			密	非	発			
財団法人 長野県下水道公社 千曲川下流管理事務所	381-0001	長野県長野市大字赤沼字申高2455				他	届第8-1388号	06
長野県パトロール株式会社	385-0014	長野県佐久市大字三河田493-1				民	届第8-1453号	06
長野県長野保健所	380-0936	長野県長野市中御所岡田98-1番地				他	届第8-1501号	06
長野県農業試験場	382-0072	長野県須坂市小河原492				他	届第8-1511号	06
社団法人長野県労働基準協会連合会環境測定部・上田測定所	389-0517	長野県東御市県字保利田548-1				他	届第8-1545号	06
財団法人 中部公衆医学研究所	395-0051	長野県飯田市高羽町六丁目2-2				他	届第8-2020号	08
丸善食品工業株式会社 本社工場	387-8585	長野県千曲市大字寂蒔880番地				民	届第8-2289号	08
株式会社 新日通防災機器	396-0021	長野県伊那市西町区下春日町4927-8				民	届第8-2393号	08
富士防災設備株式会社 松本支社	390-0864	長野県松本市宮淵本村3番1号				民	届第8-2461号	08
コバボースシステム株式会社	690-0811	長野県松本市中央2丁目8番11号				民	届第8-2471号	08
長野工業高等学校	380-0948	長野県長野市差出南3-9-1				教	届第8-3121号	09
新日本空調株式会社 技術開発研究所	391-0013	長野県茅野市宮川字墨筋内7033-182				民	届第8-3271号	09
姫川建設株式会社	399-9211	長野県北安曇野郡白馬村大字神城6848-5				民	届第8-3575号	09
藤森建設工業株式会社 篠ノ井築堤その2工事	388-8002	長野県長野市篠ノ井東福寺610-2				民	届第8-3876号	09
長野市消防局	380-0901	長野県長野市大字鶴賀1730-2				他	届第8-4105号	10
松本広域消防局	390-0841	長野県松本市渚1丁目7番12号				他	届第8-4129号	10
橋詰防災	386-0501	長野県上田市武石鳥屋73番地27				民	届第8-4296号	10
大成建設株式会社 平成20年度小渋ダム土砂パイバストーン工工事	399-3801	長野県上伊那郡中川村大草6918				民	届第8-4376号	10
山洋電気株式会社 上田事業所 神川工場	386-8634	長野県上田市殿城5-4				民	届第8-4431号	10
株式会社 日本試験工業試験所 美和ダム貯水池 浚渫工法試験場	396-0402	長野県伊那市長谷溝口(美和ダム三峰堰)				民	届第8-4434号	10
ナパック株式会社	399-4117	長野県駒ヶ根市赤穂14-1823				民	届第8-4547号	10
太陽誘電モバイルテクノロジープロダクツ株式会社	382-8501	長野県須坂市大字小山460				民	届第8-4640号	10
社団法人 長野市薬剤師会 検査センター	380-0928	長野県長野市若里5丁目11番地1				他	届第8-4651号	10
太陽誘電モバイルテクノロジープロダクツ株式会社	382-8501	長野県須坂市大字小山460				民	届第8-4683号	10
橋詰防災	386-0501	長野県上田市武石鳥屋73番地27				民	届第8-5179号	10
株式会社 シーテック 長野支社	381-0043	長野県長野市吉田1-8-15				民	届第8-5719号	11
株式会社カネトモ 平成22年度中村工業用地造成工事その1	391-0215	長野県茅野市中大塩23-15株式会社カネトモ 中村現場事務所				民	届第8-5723号	11
陸上自衛隊第12旅団第13普通科連隊	390-0844	長野県松本市高宮西1-1				他	届第8-5861号	11
小林建設工業株式会社 平成22年度社会資本整備総合交付金事業道路築造工	385-0016	長野県佐久市鳴瀬市道S12-82号線(琵琶島橋先線)				民	届第8-5863号	10

## 2. 販売事業所

事業所名	郵便 番号	所在地	区分			分類	番号	年
			密	非	発			
株式会社 北信理化	380-0918	長野県長野市アークス5番7号				民	販第 284号	85
高山理化精機株式会社 長野営業所	381-2241	長野県長野市青木島町青木島265 - 1				民	販第 378号	97
株式会社 土木管理総合試験所	388-8006	長野県長野市篠ノ井御幣川877番 地1				民	販第 505号	07

## 3. 賃貸事業所

事業所名	郵便 番号	所在地	区分			分類	番号	年
			密	非	発			
山内商事株式会社	380-0918	長野県長野市アークス13番7号				民	賃第 119号	10
株式会社 シーティーエス	386-0005	長野県上田市古里115番地				民	賃第 21号	07
株式会社 土木管理総合試験所	388-8006	長野県長野市篠ノ井御幣川877番 地1				民	賃第 24号	07

資料 12-1 感染症用器具配備状況

R2.4.1 現在

ブロック別 (保健所) 区分	東信		南信			中信			北信		合計
	佐久	上田	諏訪	伊那	飯田	木曽	松本	大町	長野	北信	
ろ水器	中型 1台	-	-	-	-	中型 1台	大型 1台	-	-	-	大型 1台
											中型 2台

ろ水能力：大型 4,000 リットル/h、中型 2,000 リットル/h

資料 12-2 消毒機配置状況

R2.4.1 現在

配置場所	数	配置場所	数
佐久保健福祉事務所	2	木曽保健福祉事務所	1
上田保健福祉事務所	1	松本保健福祉事務所	-
諏訪保健福祉事務所	-	大町保健福祉事務所	-
伊那保健福祉事務所	1	長野保健福祉事務所	-
飯田保健福祉事務所	-	北信保健福祉事務所	-
		計	5



第3表 団体別危険物施設設置状況（完成検査済証交付施設数）

（令和2年3月31日現在）

製造所等の別 団体名	合計	製造所	貯 蔵 所										取 扱 所							事業 所 数		
			小 計	屋 内 貯蔵所	屋 外 タンク 貯蔵所	特 定 屋 外 タンク		屋 内 タンク 貯蔵所	地 下 タンク 貯蔵所	簡 易 タンク 貯蔵所	移 動 タンク 貯蔵所	屋 外 貯蔵所	小 計	給 油 取扱所	販 売 取 扱 所			移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所			
						準 特 定 屋 外 タンク	特 定 屋 外 タンク								航 空 機	鉄 道 又 は 軌 道	自 家 用				第 1 種	第 2 種
長 野 市	1,333	6	951	121	86			28	480	1	220	15	376	208		4	82	6			162	1,000
須 坂 市	277		200	27	10			7	99	7	48	2	77	36			14				41	176
松本広域消防局	1,856	3	1,356	143	151	7	13	27	576		438	21	497	268	2		111	1	3		225	1,010
北アルプス広域消防本部	1,057		888	27	122	1		16	619	1	91	12	169	80		1	52				89	594
佐久広域連合消防本部	1,463	1	1,080	73	103			35	619	9	231	10	382	217			102	2	1		162	951
岳南広域消防本部	587		466	12	37			10	349	1	53	4	121	43			18				78	381
木曾広域消防本部	310		230	10	32			4	117		46	21	80	43			21				37	318
飯田広域消防本部	774	3	542	103	51			13	231	4	133	7	229	141			59	6			82	461
上伊那広域消防本部	1,117	4	825	195	86			8	342	4	169	21	288	143			53	2			143	604
上田地域広域連合消防本部	983		733	95	122			12	340		147	17	250	124			49	1	1		124	643
岳北消防本部	426		344	6	62			12	213		51		82	48		3	22				34	313
千曲坂城消防本部	368		266	28	36	5	6	7	121		73	1	102	39			13			1	62	175
諏訪広域消防本部	1,312	1	1,000	96	83			30	610	5	162	14	311	148			66	3	2		158	852
<b>合 計</b>	<b>11,863</b>	<b>18</b>	<b>8,881</b>	<b>936</b>	<b>981</b>	<b>13</b>	<b>19</b>	<b>209</b>	<b>4,716</b>	<b>32</b>	<b>1,862</b>	<b>145</b>	<b>2,964</b>	<b>1,538</b>	<b>2</b>	<b>8</b>	<b>662</b>	<b>21</b>	<b>7</b>	<b>1</b>	<b>1,397</b>	<b>7,478</b>

資料13-2 泡消火薬剤保有状況等一覧表

(平成20年1月1日現在)

区分 団体名	泡消火薬剤保有状況(単位：)						計
	界面活性剤		たん白泡		水成膜		
	ポリ容器	化学車薬槽	ポリ容器	化学車薬槽	ポリ容器	化学車薬槽	
長野市	2,530	600	220		2,250	600	6,200 0
須坂市	1,510	200					1,710 0
佐久広域連合	1,100	250	80		2,600		4,030 980
上田地域広域連合	1,400		60		1,300	250	3,010 520
諏訪広域連合	1,439		60		2,540		4,039 220
伊那消防組合	220		40		1,340	100	1,700 0
伊南行政組合					2,080	500	2,580 0
南信州広域連合	4,628						4,628 0
木曾広域連合	380		20		220		620 20
松本広域連合	3,240		300		4,680	500	8,720 0
北アルプス広域連合	480		220		720		1,420 40
千曲坂城消防組合	880				1,690	1,000	3,570 0
岳南広域消防組合	260				720		980 0
岳北広域行政組合	220				1,560	240	2,020 0
消防本部計	18,287	1,050	1,000	0	21,700	3,190	45,227
消防団計	1,500	0	220	0	60	0	1,780
総計	19,787	1,050	1,220	0	21,760	3,190	47,007

1. 上段は消防本部(局)保有分を、下段は消防団保有分を示す。
2. 薬剤の保有量は、全て3%型に換算して示した。
3. ドラム缶で保有しているものは、ポリ容器に換算して示した。

**資料13-3 石油関係危険物施設の相互応援協定締結状況**

○ 松 本 地 区 (平成20年1月1日現在)

名 称	松本地区油槽所相互応援協定	
構成事業所	新日本石油(株)松本油槽所 (0263-58-3215)	ジャパンオイルネットワーク(株)松本油槽所 (0263-25-9200)
	日本オイルターミナル(株)松本営業所 (0263-25-1771)	
締結年月日	昭和50年9月1日	

○ 坂 城 地 区

名 称	消防相互援助協定	
構成事業所	新日本石油(株)北信油槽所 (0268-82-3120)	長野石油輸送(株) (0268-82-3040)
締結年月日	昭和41年4月1日	

## 資料13-4 長野県高圧ガス関係団体一覧表

産業労働部

令和3年3月12日現在

団体名	事務所所在地 電話番号	代表者名等
長野県高圧ガス団体協議会	〒380-0935 長野市中御所1-16-13天馬ビル4階 電話026-229-8734	会長 塩原 規男 事務局長 和田 敏
一般社団法人長野県LPガス協会	〒380-0935 長野市中御所1-16-13天馬ビル4階 電話026-229-8734	会長 塩原 規男 事務局長 和田 敏
長野県冷凍空調保安協会	〒380-0972 長野市大字栗田字西番場205-1 長野県工業技術総合センター 食品技術部門内2階 電話026-217-7394	会長 田中 崇喜 事務局長 寺沢 洋行
長野県冷凍空調設備協会	〒380-0972 長野市大字栗田字西番場205-1 長野県工業技術総合センター 食品技術部門2階 電話026-262-1903	会長 山田 善信 事務局長 碓井 友司郎
長野県高圧ガス地域防災協議会	〒380-0935 長野市中御所1-16-13天馬ビル4階 電話026-229-8734	会長 野口 行敏 事務局長 間宮 弘幸
長野県一般高圧ガス保安協会	〒381-8560 長野市中越1-1-1 岡谷酸素ビル内 電話026-263-3773 (0263-27-1347)	会長 野口 行敏 事務局長 稲葉 季俊
長野県高圧ガス協会	〒381-0024 長野市南長池197-1 宮原酸素(株)内 電話026-243-6751	会長 宮原 龍也 事務局長 宮原 宏明
全国農業協同組合連合会長野県本部	〒380-8614 長野市大字南長野北石堂町1177-3 電話026-236-2260(生活部燃料・ ホームエネルギー課)	副部長 上原 克彦 係長 雨宮 亮

## 資料13-5 高圧ガス製造事業者等一覧表

産業労働部

令和2年3月31日現在

地区	LPガス関係		一般高圧ガス関係		冷凍関係		合計
	第1種製造所	販売所	第1種製造所	販売所	第1種製造所	販売所	
佐久	9	65	13	17	14	5	123
上田	10	27	10	60	6	10	123
諏訪	3	37	11	28	9	10	98
上伊那	8	46	18	28	27	8	135
南信州	9	51	8	41	6	0	115
木曽	2	16	3	3	0	0	24
松本	22	109	25	159	23	55	393
北アルプス	4	24	4	9	2	3	46
長野	18	139	39	158	36	31	421
北信	3	18	3	12	1	0	37
合計	88	532	134	515	124	122	1515

資料13-6 長野県高圧ガス地域防災協議会 防災事業所一覧表

産業労働部

高圧ガスに係る事故等の処理の応急活動を行う事業所として、下記の事業所が防災事業所に指定されている。

(1)液化石油ガス

令和2年4月1日現在

佐 久	サンリン(株) 佐久支店	0267-22-3522	〒384-0808 小諸市大字御影新田字和田原2712-1
"	長野日石ガス(株)	(昼) 0267-22-1300 (夜) 0267-31-6716	〒384-0033 小諸市市町4-2-25
"	佐久プロパンガス協同組合	(昼) 0267-67-3812 (夜) 0267-25-1352	〒385-0011 佐久市猿久保字野馬窪235-2
"	軽井沢ガス(株)	0267-45-3600	〒389-0111 北佐久郡軽井沢町大字長倉2696-1
上 小	(株)エナキス上田支店	(昼) 090-1674-5642 (夜) 0268-38-8585	〒386-1212 上田市富士山2412-6
"	伊丹産業(株) 長野工場	090-3038-9098	〒386-0407 上田市長瀬2866
"	(株)サイサン 東御営業所	0268-62-0425	〒389-0512 東御市滋野乙1624
諏 訪	岡谷酸素(株) 岡谷営業所	(昼) 0266-22-4931 (夜) 0266-23-9865	〒394-0034 岡谷市湖畔2-3-7
"	サンリン(株) 諏訪支店	0266-72-7177	〒391-0001 茅野市ちの字古川188-1
上伊那	日通商事(株) 長野LPガス事業所	(昼) 0265-72-4425 (夜) 090-2844-0794	〒399-4431 伊那市西春近字下河原5292
"	サンリン(株) イナガス支店	080-3524-8605	〒396-0001 伊那市福島275
下伊那	(株)ホームエネルギー長野 飯田センター	(昼) 090-1818-9935 (夜) 090-1986-0456	〒395-0244 飯田市山本112-2
木 曾	(株)エマ商会 LPG充填工場	0264-52-2385	〒399-5608 木曾郡上松町大字荻原下小路2003
"	岡谷酸素(株) 木曾営業所	(昼) 0264-22-3242 (夜) 0264-22-3973	〒397-0001 木曾郡木曾町福島7086
松 本	(株)サイサン 松本営業所	0263-47-0183	〒390-0851 松本市島内川原1666
"	(株)エナキス塩尻支店	(昼) 080-5140-9459 (夜) 0263-52-0672	〒399-0702 塩尻市広丘野村1613
"	サンリン(株) 穂高支店	0263-83-3409	〒399-8305 安曇野市穂高牧176-9
北安曇	大町ガス(株)	0261-22-3111	〒398-0002 大町市大町十日町4729
長 野	堀川産業(株) 長野工場	026-272-0668	〒387-0007 千曲市大字屋代1406
"	岡谷酸素(株) 長野営業所	(昼) 026-251-0300 (夜) 026-251-0326	〒381-8560 長野市中越1-1-1
"	サンリン(株) 長野支店	026-225-1120	〒380-0813 長野市緑町1024-3
北 信	北信ガス(株)	0269-26-2639	〒383-0042 中野市大字西条156

## (2) 一般高压ガス

担当地区	事業所名	電話番号	所在地
上 小	宮原酸素(株)	(昼) 0268-62-0888 (夜) 070-1542-8126	〒389-0518 東御市大字本海野1708
諏 訪	岡谷酸素(株) 岡谷営業所	(昼) 0266-22-4931 (夜) 0266-23-9865	〒394-0034 岡谷市湖畔2-3-7
下伊那	輸入石油(株)	(昼) 0265-22-6231 (夜) 090-7015-4650	〒395-0056 飯田市大通2-218-2
松 本	長野液酸工業(株)	(昼) 0263-26-3568 (夜) 0263-26-3568	〒390-0822 松本市神田1-14-1
"	岡谷酸素(株) 松本営業所	(昼) 0263-25-3705 (夜) 0263-25-6085	〒399-0004 松本市市場6-20
"	(株)宮原酸素	(昼) 0263-57-5200 (夜) 0263-57-5202	〒399-0701 塩尻市広丘吉田1078-1
"	岡谷高压運輸(株)	(昼) 0263-27-3389 (夜) 090-1502-1640	〒390-0821 松本市筑摩4-17-19
長 野	岡谷酸素(株) 長野営業所	(昼) 026-251-0300 (夜) 026-251-0326	〒381-8560 長野市中越1-1-1

## (3) 毒性ガス

松 本	鍋林(株) あづみ野配送センター	(昼) 0261-62-9950 (夜) 080-1311-3619	〒399-8501 北安曇郡松川村南神戸4363-32
"	甲信越エア・ウォーター(株)	(昼) 0263-78-6527 (夜) 090-2050-0931	〒390-1701 松本市梓川倭3878-1

## (4) 特殊高压ガス

諏 訪	日本エア・リキード合同会社 諏訪営業所	0266-62-5758	〒399-0211 諏訪郡富士見町富士見268-1
上伊那	日本エア・リキード合同会社 伊那工場	(昼) 0265-76-7100 (夜) 080-5402-7436	〒399-4573 伊那市西箕輪東原2640-6
長 野	岡谷酸素(株) 長野営業所	(昼) 026-251-0300 (夜) 026-251-0326	〒381-8560 長野市中越1-1-1

資料 13-7 毒物劇物事故処理剤備蓄場所一覧表

名 称	所 在 地	T E L ・ F A X 番号	備 考 (最低備蓄数量*)
鍋林株式会社 松代配送センター	長野市松代町豊栄宮崎 6331	T E L 026-278-7543 夜・休 080-1311-3618 F A X 026-278-7544	基準量
株式会社ミライ化成 長野営業所	千曲市雨宮 2473	T E L 026-274-7667 夜・休 080-5147-9101 F A X 026-274-7665	基準量の 1/2
株式会社アセラ 長野支店	千曲市雨宮 540	T E L 026-272-1521 夜・休 080-3911-9205 F A X 026-272-1501	基準量の 3/4
鍋林株式会社 あづみ野配送センター	北安曇郡松川村南神戸 4363-32	T E L 0261-62-9950 夜・休 080-1311-3619 F A X 0261-62-4143	基準量
株式会社アセラ 松本支店	塩尻市広丘野村 1808	T E L 0263-52-4141 夜・休 080-3911-9192 F A X 0263-52-6177	基準量の 1/4
株式会社土田商店 諏訪化成成品センター	茅野市宮川 7275-1	T E L 0266-73-2500 夜・休 0266-28-3232 F A X 0266-73-2600	基準量
株式会社ミライ化成 伊那営業所	上伊那郡南箕輪村 9003-1	T E L 0265-76-7557 夜・休 0265-78-1164 F A X 0265-76-7558	基準量の 1/2

\* 資料 13-8 参照



資料 13-8 毒物劇物事故処理剤名及び最低備蓄数量

事故処理剤名	最低備蓄量 (kg)			
	基準量	基準量の 3/4	基準量の 1/2	基準量の 1/4
消石灰	4,000	3,000	2,000	1,000
ソーダ灰	3,500	2,625	1,750	875
苛性ソーダ (水溶液を含む)	4,000	3,000	2,000	1,000
(無水)重亜硫酸ソーダ (水溶液を含む)	2,000	1,500	1,000	500
次亜塩素酸ソーダ (水溶液)	4,000	3,000	2,000	1,000
硫酸	800	600	400	200

## 資料 13-9

### 災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書

(平成 30 年 9 月 18 日)

長野県(以下「甲」という。)と一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会(以下「乙」という。)は、災害時における被災建築物のアスベスト調査(以下「アスベスト調査」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第 1 条 この協定は、甲の域内において地震等の災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、速やかにアスベストが飛散するおそれがある被災建築物の調査を行い、アスベスト飛散による人の健康または生活環境に係る被害の防止を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第 2 条 この協定における「被災建築物」とは、建築物の応急危険度判定の結果等をもとに、甲又は乙によりアスベスト調査が必要と判断した建築物とする。

#### (協力の要請)

第 3 条 甲は、災害時におけるアスベスト調査について、乙に協力を要請する。

#### (協力の実施)

第 4 条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、必要な人材、資材等を調達し、可能な限り協力するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の協力が円滑に実施できるように職員の同行、建築物の情報提供等について協力する。

#### (業務内容)

第 5 条 この協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が実施するアスベスト調査への支援
- (2) 被災建築物におけるアスベスト含有建材の施工箇所及び露出・破損状況等の調査
- (3) 建材中のアスベスト含有の有無の調査
- (4) 甲に対する調査結果の報告

2 被災建築物等のアスベスト飛散防止のための前項以外の活動に関しては、甲乙が協議

して決定するものとする。

(費用の負担)

第6条 第4条の規定により乙が実施する業務に要する通常の実費(人件費、機器費を除く)は、甲が負担し、その適用範囲は甲乙協議して定める。

(協定の期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙とで協議し、定めることとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年9月18日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692の2  
長野県  
長野県知事 阿部 守一

乙 東京都千代田区神田神保町2丁目2番31号  
一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会  
代表理事 貴田 晶子

## 災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書

(平成30年9月18日)

長野県(以下「甲」という。)と一般社団法人日本アスベスト調査診断協会(以下「乙」という。)は、災害時における被災建築物のアスベスト調査(以下「アスベスト調査」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、甲の域内において地震等の災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、速やかにアスベスト飛散するおそれがある被災建築物の調査を行い、アスベスト飛散による人の健康または生活環境に係る被害の防止を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この協定において「被災建築物」とは、建築物の応急危険度判定の結果等をもとに、甲又は乙によりアスベスト調査が必要と判断した建築物とする。

### (協力の要請)

第3条 甲は、災害時におけるアスベスト調査について、乙に協力を要請する。

### (協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、必要な人材、資材等を調達し、可能な限り協力するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の協力が円滑に実施できるように職員の同行、建築物の情報の提供等について協力する。

### (業務内容)

第5条 この協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が実施するアスベスト調査への支援
- (2) 被災建築物におけるアスベスト含有建材の施工箇所及び露出・破損状況等の調査
- (3) 建材中のアスベスト含有の有無の調査

調査の方法は、設計図書や事前調査の情報、目視による現地調査によってアスベスト含有の可能性を評価することを基本とする。

乙がアスベスト含有量を分析により確定させる必要があると判断し、甲が承認し

た場合は分析調査を行う。

(4) 甲に対する調査結果の報告

2 被災建築物等のアスベスト飛散防止のための具体的な提案・助言活動等前項以外の活動に関しては、甲乙が協議して決定するものとする。

(費用の負担)

第6条 第4条の規定により乙が実施した業務に要する通常の実費(人件費を除く)は、甲が負担し、その適用範囲は甲乙協議して定める。

(協定の期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から2年間有効とする。

2 本協定期間満了時において、協定を継続しない場合は、相手方に対し本協定期間満了の1ヶ月前までに通知するものとする。本通知がなされない場合は、本協定は、さらに同一の条件で2年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙とで協議し、定めることとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年9月18日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692の2  
長野県  
長野県知事 阿部 守一

乙 東京都港区芝5-26-30 専売ビル5F2B  
一般社団法人 日本アスベスト調査診断協会  
理事長 本山 幸嘉

## 災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書

(平成30年9月18日)

長野県(以下「甲」という。)と長野県環境測定分析協会(以下「乙」という。)は、災害時における被災建築物のアスベスト露出状況調査(以下「アスベスト調査」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、甲の域内において地震等の災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、速やかにアスベストが飛散するおそれがある被災建築物の調査を行い、アスベスト飛散による人の健康または生活環境に係る被害の防止を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この協定において「被災建築物」とは、建築物の応急危険度判定の結果等をもとに、甲又は乙によりアスベスト調査が必要と判断した建築物とする。

### (協力の要請)

第3条 甲は、災害時におけるアスベスト調査について、乙に協力を要請する。

### (協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、石綿含有建材に関する知識を有する技術者及び、調査に要する資材等を調達し、可能な限り協力するものとする。

技術者とは、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に基づく建築物石綿含有建材調査者、日本アスベスト調査診断協会に登録された者をいう。

2 甲は、前項の規定による乙の協力が円滑に実施できるように職員の同行、建築物の情報の提供等について協力する。

### (業務内容)

第5条 この協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が実施するアスベスト調査への支援
- (2) 被災建築物におけるアスベスト含有建材の施工箇所及び露出・破損状況等の調査
- (3) 建材中のアスベスト含有の有無の調査

調査の方法は、設計図書や事前調査の情報、目視による現地調査によってアスベスト含有の可能性を評価することを基本とする。

乙がアスベスト含有量を分析により確定させる必要があると判断し、甲が承認し

た場合は分析調査を行う。

(4) 甲に対する調査結果の報告

- 2 被災建築物等のアスベスト飛散防止のための前項以外の活動に関しては、甲乙が協議して決定するものとする。

(費用の負担)

第6条 第4条の規定により乙が実施した業務に要した費用は、原則として甲が負担する。

- 2 前項の費用は、当該業務を行うために要する通常の実費（人件費を除く）とし、甲乙協議して定める。

(協定の期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から2年間有効とする。

- 2 本協定期間満了時において、協定を継続しない場合は、相手方に対し本協定期間満了の1ヶ月前までに通知するものとする。本通知がなされない場合は、本協定は、さらに同一の条件で2年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙とで協議し、定めることとする。

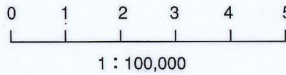
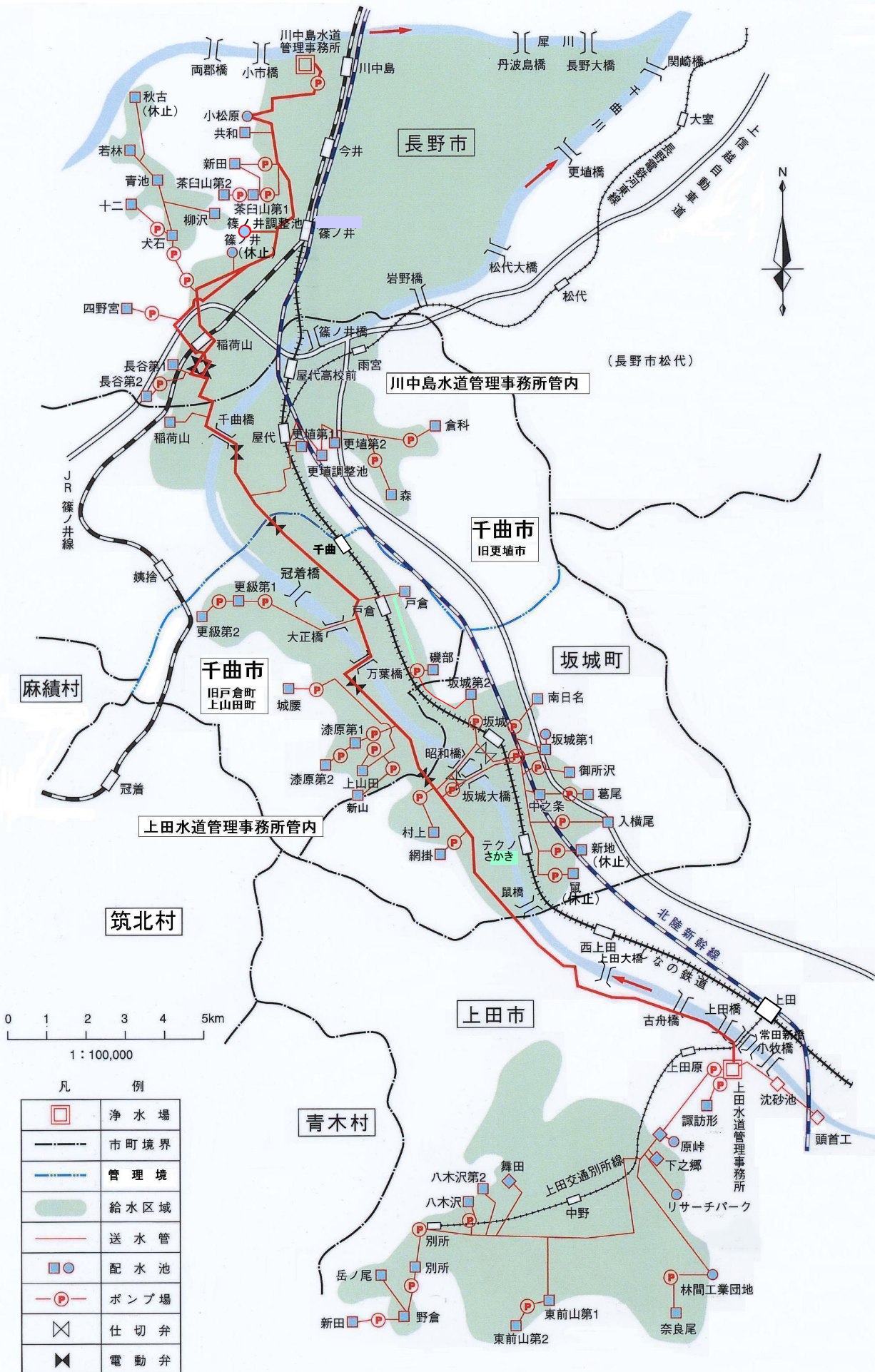
この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年9月18日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692の2  
長野県  
長野県知事 阿部 守一

乙 長野県岡谷市田中町3丁目3-23  
株式会社コーエキ内  
長野県環境測定分析協会  
会長 杉崎 勝明

資料14-1 長野県上水道事業概要図



凡 例

	浄水場
	市町境界
	管理境
	給水区域
	送水管
	配水池
	ポンプ場
	仕切弁
	電動弁



資料 14-2 給水用器具類配備状況

(令和3年4月1日現在)

地域振興局 管内別 区分	佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曽
給水車(台)	5	6	5	5	4	2
給水タンク(個) (100～10,000 <sup>リットル</sup> )	70	20	34	48	42	10
ポリタンク(個) (給水用持ち)	22	101	5	1,177	448	204
給水袋(枚)	6,980	7,970	21,063	28,500	31,609	1,380

地域振興局 管内別 区分	松本	北アルプス	長野	北信	合計
給水車(台)	7	2	14	3	53
給水タンク(個) (100～10,000 <sup>リットル</sup> )	38	9	49	30	350
ポリタンク(個) (給水用持ち)	236	92	500	184	2,969
給水袋(枚)	66,550	1,450	36,910	2,100	204,512

## 資料14-3 長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱

(平成23年5月25日現在)

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県水道協議会(以下「協議会」という。)の会員である市町村、水道企業団、一部事務組合及び長野県企業局(以下「会員」という。)が地震等の災害及び洪水(以下「災害等」という。)により被害を受けた場合に、長野県水道協議会長(以下「会長」という。)の要請に基づき、被災会員以外の会員が行う被災会員の住民への応急給水及び水道施設の応急復旧等の応援業務について必要な事項を定めるものとする。

(会長等の責務)

第2条 会長は、会員が災害等により被害を受けた場合に長野県知事から援助の要請があったとき、又は、被害を受けた会員(以下「被災会員」という。)から応援の要請があったときは、応援地区の代表理事と協議して迅速かつ適切な応援を被災会員以外の会員に対し要請するものとする。

2 会長は、応援業務の全般について掌握調整し、必要な指示を行うものとする。

3 部会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

(会員の責務)

第3条 災害等が発生した場合において、被災会員以外の会員は、会長が要請する被災会員に対する応援活動に、全面的に協力するものとする。

2 災害発生直後で緊急を要する場合は、前項の規程にかかわらず会員の自主的な判断により応援活動を行うことができるものとする。この場合において、会員は速やかに会長に報告するものとする。

(相互応援地区)

第4条 応援活動を迅速かつ適切に実施するために、相互応援地区(以下「応援地区」という。)を設ける。

2 応援地区は、東信、北信、中信、南信の4地区とし、当該地区の会員をもって構成する。

3 応援地区の業務は、当該地区の理事4人をもって構成する応援地区会議により運営する。

4 前項の理事の互選により1名の代表理事を選出するものとし、代表理事は、応援地区会議を総括し、代表する。

5 応援地区会議は、会長の指示を受け、応援地区内の被災会員及び被災会員以外の会員と応援についての連絡協議を行い、迅速かつ適切な応援業務の遂行に努めるものとする。

6 応援地区会議は、応援業務の状況について、会長に必要な報告を行い、必要があると認めるときは、他の応援地区からの応援を会長に要請するものとする。

7 前項の規程により、会長から応援の要請を受けた他の応援地区は、当該応援地区と連絡協議し、速やかに応援業務の遂行に努めるものとする。

(応援要請)

第5条 被災会員は、長野県知事に援助を要請し、長野県知事から会長への援助依頼により、又は次に掲げる事項を明らかにして、所属する応援地区会議を通して会長に応援を要請することにより、協議会からの必要な応援活動を受けるものとする。

(1) 水道等の被害状況

(2) 応援の種類(応援給水、応急復旧、機械器具及び資材の提供)

- (3) 必要な応援内容（応援人員、職種、機械器具及び資材の規格、量等）
- (4) 応援の期間・場所
- (5) 前号の集合日時及び集合場所
- (6) 応援先の連絡先・責任者

（応援活動）

第6条 応援活動は、災害救助法に基づく県の災害対策本部が設置された場合は災害対策本部、その他の場合は被災会員の応急給水計画及び応急仮復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

2 前項の応援活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急給水及び応急復旧用の機械器具及び資材の供出

3 前項各号に掲げるもの以外の応援活動については、被災会員から要請があったときに、会長が会員の応援能力の範囲内で配慮するものとする。

（連絡担当部局等）

第7条 各会員は、あらかじめ連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を収集し、会長及び応援地区会議と連絡できる体制をとるものとする。

（応急給水作業）

第8条 応急給水作業の応援期間は、原則として15日以内とする。

2 各会員は、その所有する応急給水用具等の提出について、会長等から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

（応急復旧作業）

第9条 応急復旧作業の応援期間は、被災会員と会員が被災状況等を勘案し、協議して定める期間とする。

（応急復旧資材の供出）

第10条 各会員は、会長から機械器具応援復旧資材の供出について要請があったときは、応援能力の範囲内で供出するものとする。

（応援職員の派遣）

第11条 各会員は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣について会長から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

2 前項の規程により応援を要請された会員（以下「応援会員」という。）は、職員を派遣するときは、必要な給水用具、作業用工具及び緊急資材のほか、衣類、食糧、日用品等を携行させるものとする。

3 応援職員は、応援会員名を表示した腕章等を着用するものとする。

4 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。

5 応援職員が応急作業中に第三者に対し損害を与えた場合は、被災会員がその賠償の責に任じるものとする。ただし、被災会員に対する応援の往復途中に生じたものについては応援会員が、その賠償の責に任じるものとする。

( 応援経費の負担 )

第12条 この要綱による応援活動に要した経費は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費等応援会員が平常時負担する経費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

( 連絡担当部局等の報告 )

第13条 各会員は、連絡担当部局等並びにその保有応急給水用具、機械工具及び緊急用資材について毎年4月1日現在の状況を、様式第1号から様式第4号までに掲げるところにより、4月15日までに会長に報告するものとする。

2 会長は、前項の報告を取りまとめて一覧表を作成し、これを会員に配布するものとする。

( 会員以外の市町村等への応援等 )

第14条 会員以外の市町村等から応援活動の要請を受けたときは、この要綱に基づく応援活動の例により応援活動を行うことができるものとする。ただし、日本水道協会からの要請に基づく応援職員の派遣に関する場合は、上水部会長(同協会長野県支部長)が行う。

2 日本水道協会への応援の要請に関する場合は、上水部会長(同協会長野県支部長)が行うものとする。

( 防災連絡会議の設置 )

第15条 応援活動の実施に必要な情報の交換及び調査研究を行い、応援活動の円滑な実施を図るため、防災連絡会議を設置するものとする。

2 防災連絡会議は、会長及び理事をもって組織する。

( 補則 )

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項及びこの要綱により定めにより難しいと認める事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

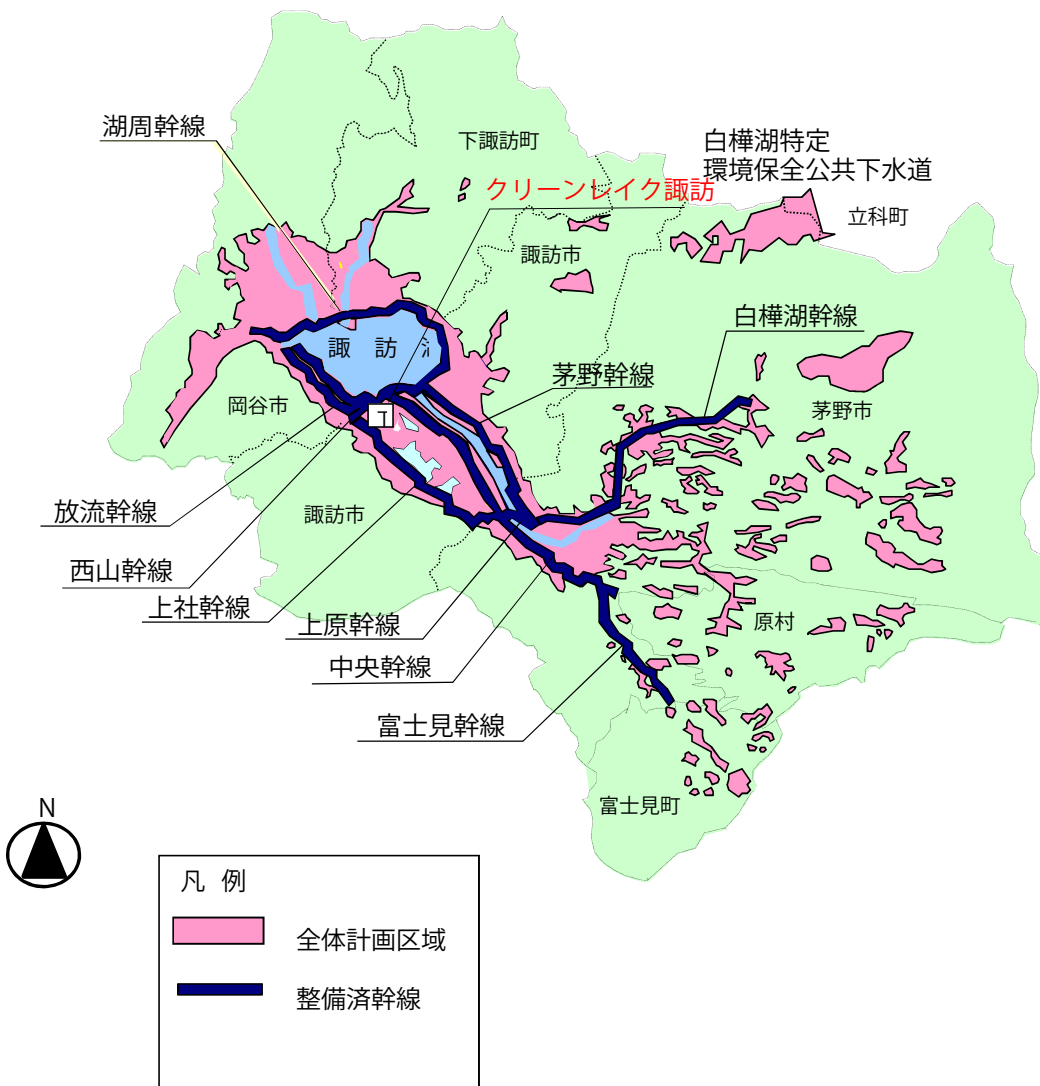
この要綱は、平成23年5月25日から施行する。



資料14-4 長野県営水道用水供給事業概要図

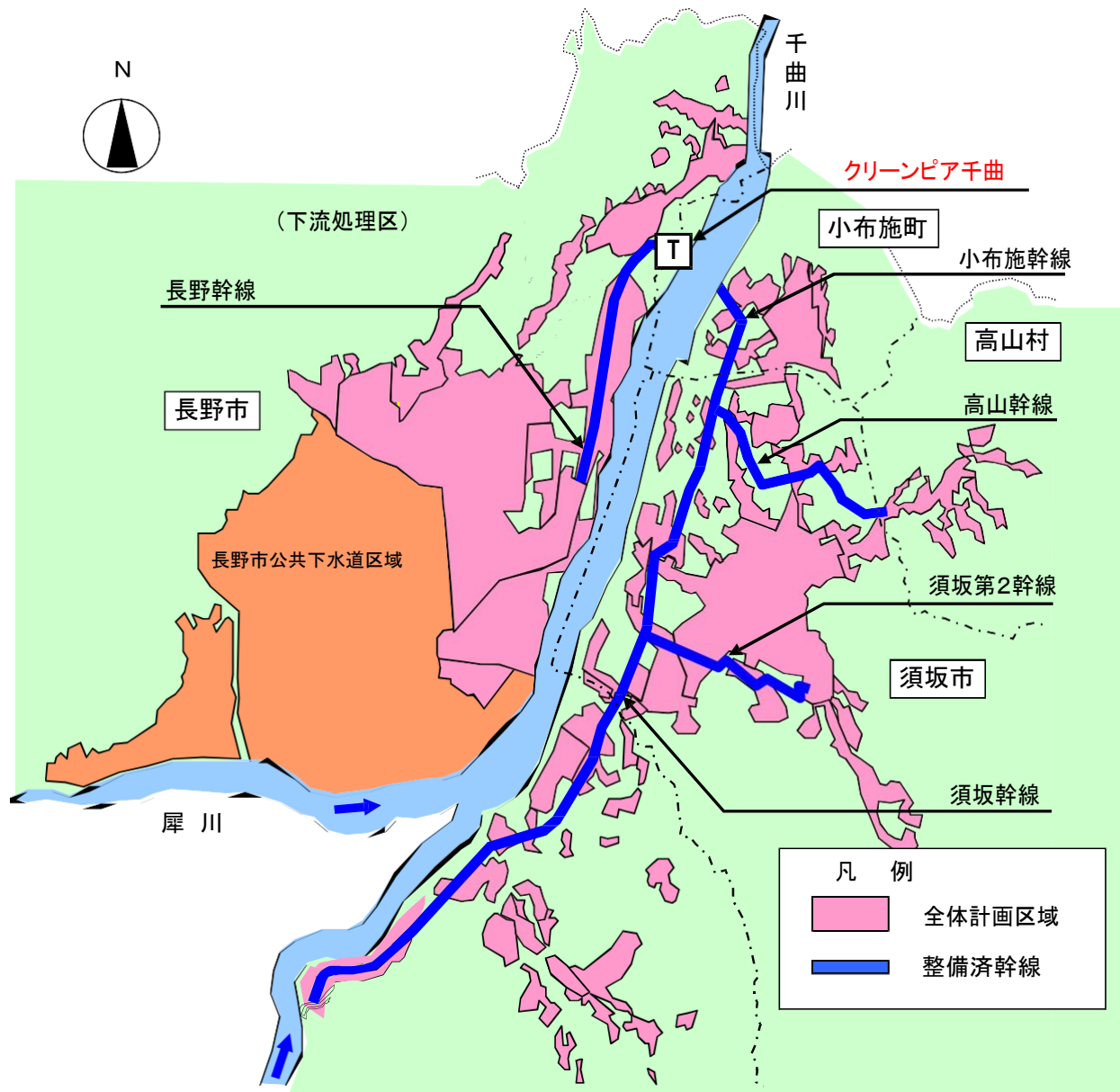


資料15-1 諏訪湖流域下水道（豊田処理区）概要図

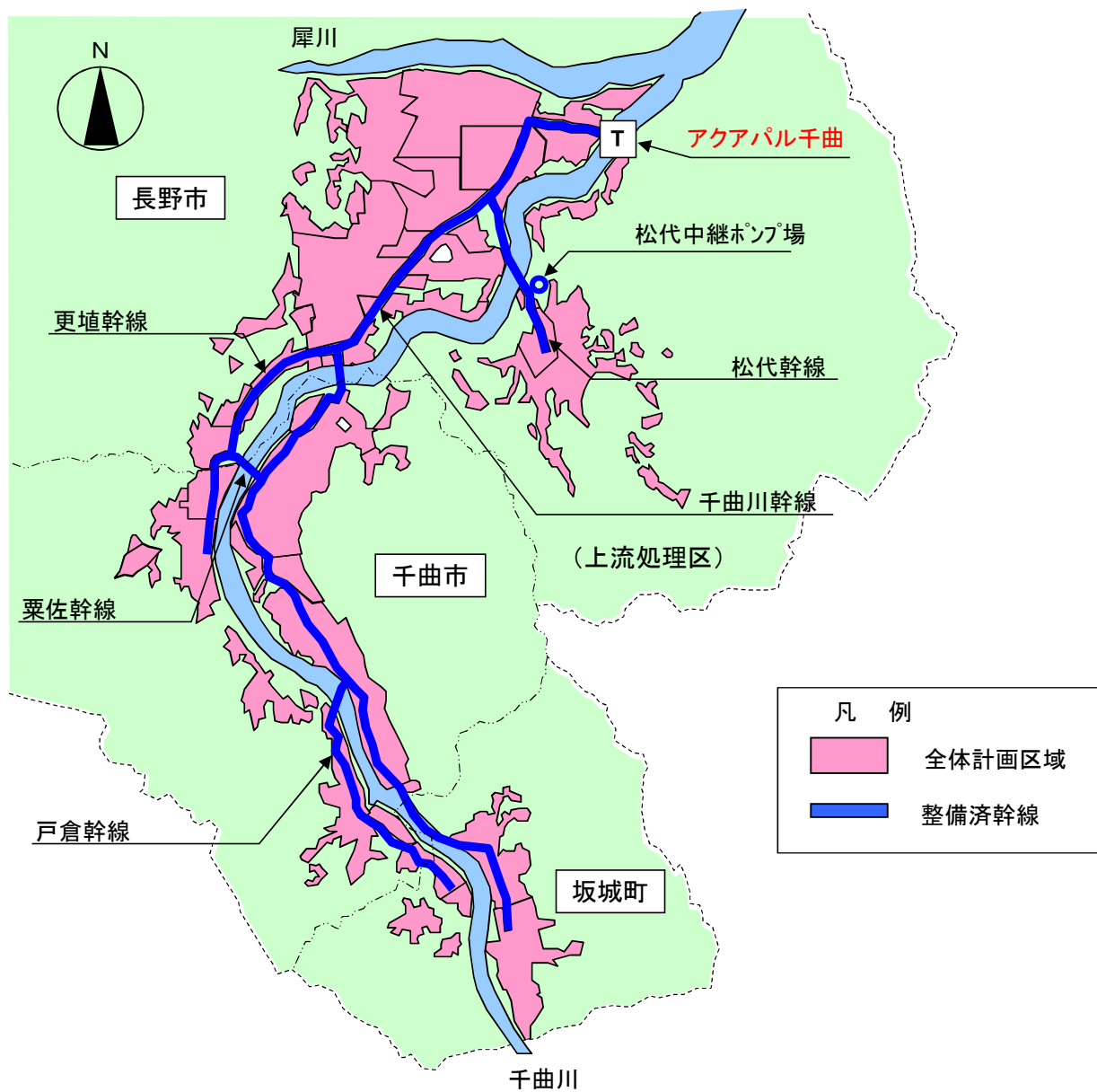




### 資料 15-2 千曲川流域下水道(下流処理区)概要図

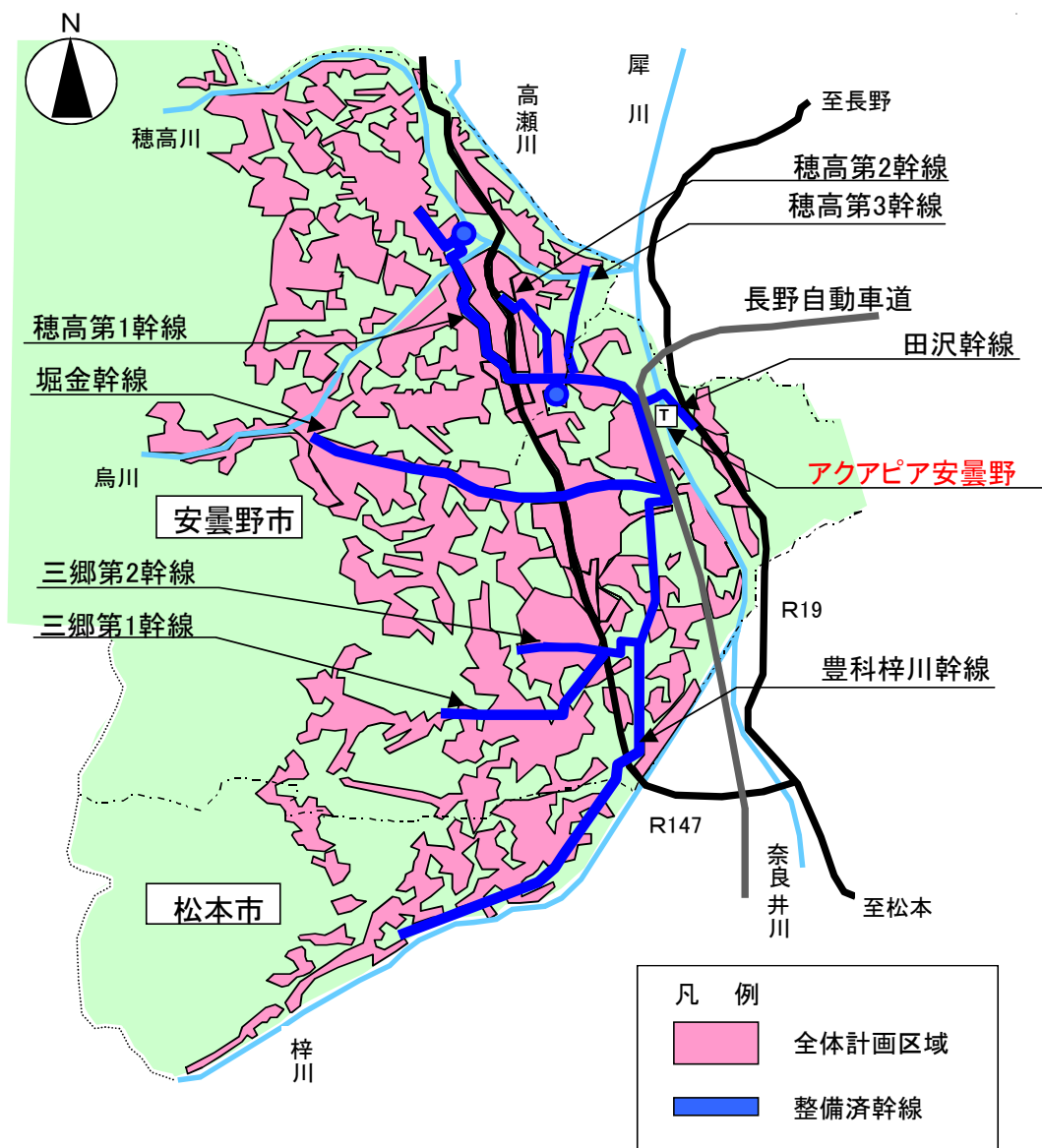


### 資料15-3 千曲川流域下水道(上流処理区)概要図





### 資料15-4 犀川安曇野流域下水道(安曇野処理区)概要図



資料15-5 下水道施設等の状況

1 下水道施設等の状況

令和2年度末

区分	管理者	施設		備考
		処理場	管渠	
流域下水道	県	4箇所	191km	諏訪湖、千曲川上流・下流、犀川安曇野
公共・特環下水道	市町村等	108箇所	14,438km	64市町村
農業集落排水施設	市町村等	259箇所	2,276km	55市町村
計		376箇所	16,905km	

2 下水道等普及状況

令和2年度末 (単位：人)

市町村名	行政人口	公共・特環下水道			農業集落排水施設等		
		計画区域 内人口	供用区域 内人口	水洗化人口 (快適生活人口)	計画区域 内人口	供用区域 内人口	水洗化人口 (快適生活人口)
長野市	372,080	354,284	350,420	340,533	6,914	6,914	6,174
松本市	237,484	230,682	230,682	227,647	699	699	699
上田市	155,350	124,442	124,442	117,403	24,999	24,999	23,615
岡谷市	48,572	48,531	48,385	47,338	0	0	0
飯田市	98,921	82,478	82,446	75,811	5,692	5,692	5,372
諏訪市	48,786	48,568	48,417	48,132	0	0	0
須坂市	50,292	49,215	49,215	44,614	954	954	887
小諸市	41,821	28,755	28,388	26,621	7,105	7,105	6,288
伊那市	66,863	48,167	48,167	44,067	11,279	11,279	10,933
駒ヶ根市	32,308	20,037	19,154	16,460	11,176	11,176	10,441
中野市	43,772	30,222	30,222	27,195	11,614	11,614	9,877
大町市	26,630	19,040	19,023	14,014	859	859	790
飯山市	20,214	16,487	16,487	15,614	3,415	3,415	3,211
茅野市	55,058	54,082	53,491	52,989	0	0	0
塩尻市	66,443	60,192	60,176	58,928	5,692	5,692	5,317
佐久市	98,559	79,939	78,687	72,800	5,325	5,325	4,981
千曲市	60,013	55,405	55,405	51,514	4,477	4,477	4,403
東御市	29,822	20,979	20,949	19,710	5,994	5,994	5,565
安曇野市	96,903	86,314	86,314	74,245	2,781	2,781	2,669
小海町	4,468	3,414	3,414	2,817	0	0	0
川上村	3,926	1,817	1,817	1,274	1,986	1,986	1,425
南牧村	3,207	694	694	683	286	286	272
南相木村	996	0	0	0	0	0	0
北相木村	703	0	0	0	0	0	0
佐久穂町	10,681	9,087	9,087	7,910	827	827	624
軽井沢町	20,963	11,890	9,956	9,342	654	654	638
御代町	15,881	14,254	14,254	12,927	489	489	478
立科町	7,002	3,267	3,267	3,046	3,080	3,080	2,916
青木村	4,323	3,980	3,980	3,787	0	0	0
長和町	5,870	5,185	5,185	5,092	56	56	56
下諏訪町	19,477	19,467	19,467	19,120	0	0	0
富士見町	14,338	11,277	11,277	10,515	1,672	1,672	1,510
原村	8,038	5,920	5,920	5,807	0	0	0
辰野町	19,035	16,940	16,861	15,938	1,501	1,501	1,440
箕輪町	24,724	20,270	20,270	18,040	4,086	4,086	3,898
飯島町	9,326	5,327	5,327	4,233	1,821	1,821	1,685
南箕輪村	15,753	15,483	15,483	14,439	0	0	0
中川村	4,795	2,724	2,724	2,533	1,197	1,197	1,108
宮田村	8,948	6,676	6,676	6,546	2,201	2,201	2,149
松川町	12,910	5,193	5,193	4,604	5,656	5,656	4,574
高森町	12,941	8,628	8,628	7,856	2,963	2,963	2,845
阿南町	4,386	0	0	0	2,344	2,344	2,257
阿智村	6,157	3,166	3,064	2,886	956	956	874
平谷村	401	0	0	0	357	357	351
根羽村	876	0	0	0	657	657	621
下條村	3,649	0	0	0	0	0	0
壳木村	507	0	0	0	354	354	324
天龍村	1,192	774	774	678	0	0	0
泰草村	1,553	0	0	0	0	0	0
喬木村	6,173	4,606	4,606	4,496	519	519	505
豊丘村	6,709	3,545	3,545	3,514	2,158	2,158	2,127
大鹿村	963	0	0	0	0	0	0
上松町	4,207	2,964	2,961	2,392	0	0	0
南木曾町	3,971	304	304	283	669	669	581
木祖村	2,754	1,852	1,852	1,696	274	274	244
王滝村	713	0	0	0	600	600	588
大桑村	3,553	1,156	1,156	990	1,644	1,644	1,534
木曾町	10,517	7,338	7,338	6,802	1,101	1,101	1,053
麻績村	2,633	2,107	2,107	1,864	157	157	130
生坂村	1,722	0	0	0	876	876	787
山形村	8,624	8,600	8,600	8,549	0	0	0
朝日村	4,449	4,449	4,449	4,360	0	0	0
筑北村	4,309	0	0	0	2,509	2,509	2,378
池田町	9,623	9,102	9,102	8,474	0	0	0
松川村	9,670	9,564	9,564	8,804	0	0	0
白馬村	8,556	6,924	6,569	5,405	52	52	50
小谷村	2,731	303	303	272	655	655	589
坂城町	14,563	14,302	13,078	10,025	0	0	0
小布施町	11,005	8,817	8,817	8,601	2,188	2,188	2,128
高山村	6,801	4,555	4,555	4,290	2,127	2,127	2,008
山ノ内町	11,864	8,244	8,244	7,703	2,767	2,767	2,315
木島平村	4,564	4,366	4,366	4,032	120	120	95
野沢温泉村	3,473	2,711	2,711	2,709	762	762	738
信濃町	8,011	3,606	3,606	2,557	2,087	2,087	1,864
小川村	2,365	1,935	1,935	1,825	0	0	0
飯綱町	10,778	6,291	6,291	5,889	3,743	3,743	3,302
栄村	1,720	0	0	0	178	178	178
県計	2,063,938	1,750,893	1,739,847	1,641,240	167,304	167,304	154,461

## 長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール

### はじめに

長野県防災会議が災害対策基本法第 40 条の規定により作成した長野県地域防災計画において、下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においてもライフラインとしての機能の確保に努める必要がある、と位置付けられている。

また、震災・風水害・火山災害の各対策編の災害予防計画では、災害発生時において迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要があり、復旧体制については、県、市町村とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結することが必要である、と明記されている。

平成 7 年 1 月 17 日に発生した兵庫県南部地震では、下水道施設が非常に大きな被害を受けたが、その被害状況が徐々に明らかになるにつれ、積極的な支援がなされたにもかかわらず、下水道管理者間の支援のための体制やルールがなかったために、被災直後においては必ずしも円滑な対応がなされたとはいえず、その反省から、国土交通省及び日本下水道協会は、今後の大規模な災害時の支援体制についての基本的な考え方、関係機関の役割、情報伝達等を「下水道事業における災害時支援に関するルール」として平成 8 年 1 月にまとめた。

これをもとに、全国各地域ブロック及び 13 大都市間で下水道事業の災害時支援に関するルールが定められた。

本県は、関東ブロック及び中部ブロックに属しており、関東地方知事会、中部圏知事会及び新潟県との災害応援基本協定のもとに、関東ブロックでは「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」(H9. 7. 31)、中部ブロックでは「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」(H12. 11. 1 改正)が定められた。

さらに、県内の下水道事業における応援について「長野県下水道事業における災害時応援に関するルール」(H14. 4. 1)が定められた。

こうした中、平成 23 年 3 月 12 日に発生した長野県北部地震では、農業集落排水施設や浄化槽が大きな被害を受けたが、それらの施設を含めた応援ルールがなかったため、円滑な対応がなされたとはいえない状況であった。

このため、下水道だけでなく、農業集落排水施設、浄化槽等も含めた生活排水事業全体における災害時の応援に関するルールを平成 25 年 4 月に定めた。

その後、平成 26 年 11 月 22 日に白馬村で発生した長野県神城断層地震では、下水道施設(処理場、管きよ)や農業集落排水施設が被災し、本ルールに基づき応援体制を確立し、白馬村へ応援隊を派遣した。その際、ブロック全域で被災したため、ブロック内での対応が困難であり、他のブロックから応援部隊を編成し支援活動が行われた。

県内初の下水道災害であったため、指揮系統が不明確であったこと、支援活動の内容

が不明確であったこと、支援活動内容に応じた人員を適切に確保できなかったことなど、迅速な支援活動に課題が残った。

今回、長野県神城断層地震を教訓に、より円滑な応援が行えるよう本ルールを見直すものである。

## 1 総則

このルールは、長野県地域防災計画等を受け、県内の下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の生活排水事業災害時の相互応援体制・相互応援方法（以下「生活排水応援体制」という。）の基本的なルールについて定める。

また、生活排水応援体制は、生活排水施設の災害復旧に対する応援を目的とし、災害発生後の生活排水施設にかかる被災状況調査から生活排水施設の復旧に至るまでとする。

なお、災害対策基本法第 67 条の規定により、平成 8 年 4 月 1 日に県内の自治体間で「長野県市町村災害相互応援協定書」が締結されており、生活排水応援体制は、この協定及び同協定実施細則に基づくものである。

## 2 応援体制

(1) 生活排水応援体制として、**長野県生活排水事業災害応援本部**（以下「生活排水応援本部」という。）を長野県環境部生活排水課内に設置する。**生活排水応援本部**は、災害時における応援の指揮、総括を行う。

生活排水応援本部長は、長野県地域防災計画に基づいて策定された長野県災害対策本部規定により生活排水班長の**長野県環境部生活排水課長**があたる。

(2) 生活排水応援体制は、市町村・広域連合・一部事務組合・関係各団体（以下「市町村等」という。）及び県（以下、市町村等及び県を「**構成員**」という。）で構成する。

また、市町村等が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、**別紙1**に掲げるブロックごとにブロックを代表する市町村（以下「**代表市町村**」という。）をおき、代表市町村の生活排水担当部局内に**ブロック応援本部**を設置する。

ブロック応援本部長は、代表市町村の生活排水担当部局課長があたる。

(3) 被災市町村が受けた災害の規模に応じて、**現地応援隊**を設置する。**現地応援隊**は、別に定める**実施要領**に基づき応援活動にあたる。

(4) 構成員がこのルールを相互に確認することにより、災害時における応援体制を確立する。

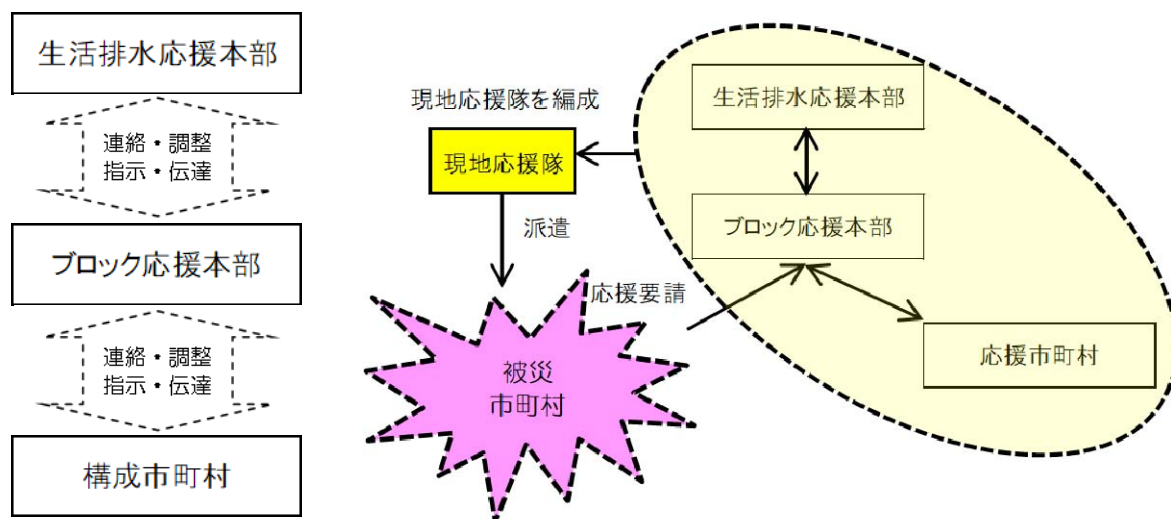


図-1 応援体制イメージ

（※農業集落排水施設、浄化槽への現地応援隊の派遣は、各協会が対応）

## 2-1 応援本部

### (1) 生活排水応援本部の設置

- ア 生活排水応援本部は、県内で震度6弱以上の地震が発生した場合、又は、その他の大規模災害が発生し代表市町村から応援要請があった場合に設置する。
- イ 生活排水応援本部は、下水道事業においては、中部ブロック県市若しくは関東ブロック都県市（以下「下水道広域圏」という。別紙2参照）内で震度6弱以上の地震が発生した場合、又は、その他の大規模災害が発生し下水道広域圏の支援本部から応援要請があった場合に設置する。

### (2) ブロック応援本部の設置

- ア ブロック応援本部は、県内で震度6弱以上の地震が発生した場合若しくは生活排水応援本部から要請があった場合、又は、その他の大規模災害が発生しブロック構成員から応援要請があった場合に設置する。
- イ 代表市町村が被災等により業務を遂行できない場合は、これを代行する市町村等をブロック内の他の市町村等が協議の上、決定するものとする。  
ただし、ブロック内の大半の市町村等が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、隣接ブロックの代表市町村が協議の上、これを代行する。

### (3) 応援本部の解散

生活排水応援本部及びブロック応援本部は、次の場合に解散する。

- ア 応援を要請したブロック応援本部又は下水道広域圏の支援本部から解散要請があった場合
- イ 生活排水応援本部長又はブロック応援本部長が、被災市町村等の復旧状況等を勘案し、応援本部による業務の必要がなくなつたと認める場合

## 2-2 現地応援隊

### (1) 現地応援隊の設置

現地応援隊は、次の場合に設置する。

- ア 被災市町村から応援要請があり、生活排水応援本部長が設置を認める場合
- イ 生活排水応援本部長又はブロック応援本部長が、被災市町村等の復旧状況等を勘案し、現地応援隊による業務の必要があると認める場合で、被災市町村が設置について同意した場合

### (2) 現地応援隊の解散

現地応援隊は、次の場合に解散する。

- ア 被災市町村から解散要請があり、生活排水応援本部長が解散を認める場合
- イ 生活排水応援本部長又はブロック応援本部長が、被災市町村等の復旧状況等を勘案し、現地応援隊による業務の必要がなくなつたと認める場合で、被災市町村が解散について同意した場合

### 3 受援体制

#### (1) 応援要請

ア 被災市町村等は、管轄区域内での復旧等対応の可否を検討し、次に掲げる事項を明らかにして**ブロック応援本部**へ応援要請を行う。

- ① 生活排水施設の被害状況
- ② 応援の種類(汚水の汲み取り・移送、応急復旧、機械器具及び資材の提供 等)
- ③ 必要な応援内容(応援人員、職種、機械器具及び資材の規格・量 等)
- ④ 応援の期間・場所
- ⑤ 前号の集合日時及び集合場所
- ⑥ 応援先の連絡者・責任者

イ 被災市町村等から応援要請を受けた**ブロック応援本部**は、ブロック内での復旧等対応の可否を検討し、**生活排水応援本部**へ応援要請を行う。

ウ **ブロック応援本部**から応援要請を受けた**生活排水応援本部**は、県内での復旧等対応の可否を検討し、**応援要請のあったブロック以外のブロック応援本部**へ応援要請を行う。また、下水道事業に限り被害が大規模な場合は**下水道広域圏の支援本部**へ応援要請を行う。

#### (2) 受援体制

被災市町村は、応援職員を受け入れるにあたり、下記の内容について可能な限り準備を行うものとする。

##### ア 現地応援隊集積基地

現地応援隊の集積基地及び宿泊場所として使用できる施設

##### イ 交通情報整理

現地応援隊の移動支援のため、交通情報を整理する。

##### ウ 資料の事前準備

- ①施設台帳の整備（電子化）・提供
- ②維持管理履歴の保存・更新
- ③作業環境の整備（作業スペース、OA機器、基準書等）



## 4 応援活動

### (1) 生活排水応援本部（長野県環境部生活排水課内に設置）

生活排水応援本部長は、別紙 3 の連絡系統に従ってブロック応援本部と連絡調整を図り、生活排水応援本部の指揮をとる。

生活排水応援本部の業務は、次のとおりとする。

#### ア 被害が小規模な場合（県内で応援可能な場合）

- ① 情報収集・整理、広報、視察者・マスコミ等の対応
- ② 応急対策、調査、本復旧、設計が迅速に行えるように関係団体（別紙 1 参照）へ情報提供
- ③ ブロック応援本部と連携し、現地応援隊の編成及び他ブロックへの応援要請
- ④ 応援資機材等の調達支援、確保、提供
- ⑤ 災害査定に向けた応援体制の確立と災害査定関係資料作成指導
- ⑥ 長野県浄化槽協会を通して浄化槽保守点検業者の斡旋・手配
- ⑦ その他応援に必要な事項

#### イ 被害が大規模な場合（県外へ応援する場合）

被害が大規模な場合は、上記業務のほか下記業務を追加し実施する。

- ⑧ 必要に応じ県外（中部ブロック）へ応援要請
- ⑨ 必要に応じ生活排水災害応援作業の集積基地（現地応援隊等の受入場所）の設置に向けた調整・支援

(2) **ブロック応援本部（ブロック代表市町村内に設置）**

ブロック応援本部長は、生活排水応援本部と連絡調整するとともに、ブロック内の連絡系統に従って**ブロック構成員**と連絡調整を図り、**ブロック応援本部**の指揮をとる。

**ア ブロック応援本部（被災ブロック）の業務**

- ①被災市町村の情報収集・整理
- ②**ブロック構成員**へ**人員・資機材**の支援を要請し、**生活排水応援本部**と連携し**現地応援隊**を編成
- ③応援資機材等の確保、**ブロック構成員**への要請
- ④応援資機材等の収集、運搬
- ⑤ブロック内での対応が困難な場合、**生活排水応援本部**への応援要請
- ⑥必要に応じ生活排水災害応援作業の前線基地（**現地応援隊**等の受入場所）の設置**支援**、受入**支援**
- ⑦輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報連絡
- ⑧その他応援に必要な事項

**イ ブロック応援本部（被災ブロック以外のブロック）の業務**

- ①**生活排水応援本部**と連携し、**被災ブロック**との**連絡調整**・情報収集・整理
- ②応援部隊の編成、**ブロック構成員**への要請
- ③応援資機材等の確保、**ブロック構成員**への要請
- ④応援資機材等の収集、運搬
- ⑤その他応援に必要な事項

※ **現地応援隊**及び**応援資機材**等は、原則としてブロック単位で現地受入先まで派遣・輸送する。

### (3) 現地応援隊

構成員は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣について応援本部から要請があったときは、別に定める実施要領に基づき**現地応援隊**を編成し応援能力の範囲内で協力する。

なお、応援職員を交代する場合は、引継作業を円滑化するため、派遣期間をラップさせるなど適切な引継ぎ期間を設けるものとする。

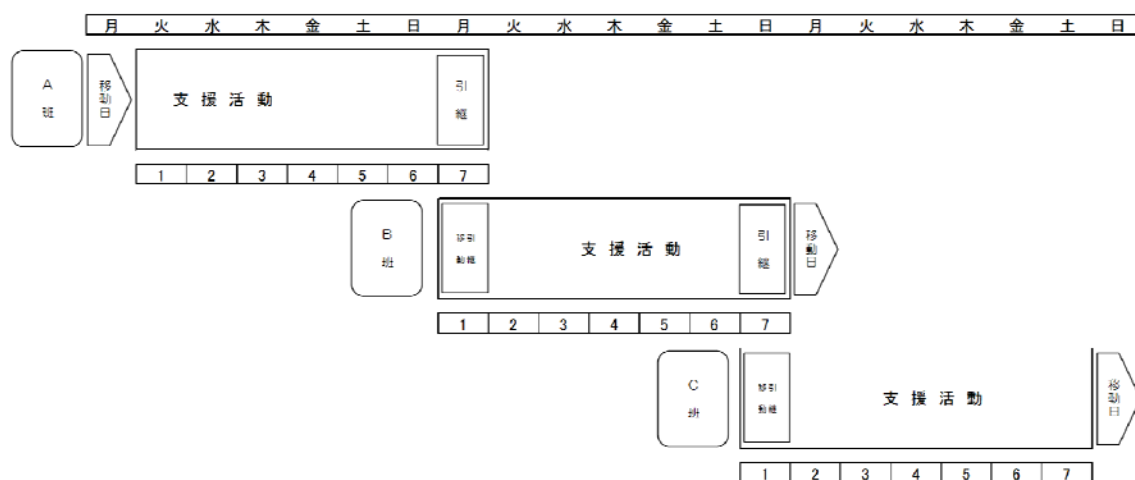


図4 引継ぎイメージ

## 5 経費の負担

経費の負担については、「長野県市町村災害時相互応援協定書」等による。

## 6 生活排水応援体制の維持（災害訓練等）

(1) 生活排水応援体制を維持するための機関は、**下水道災害対策検討部会**とし、この部会において農業集落排水施設及び浄化槽等についても検討対象とする。

なお、部会の設置については、「**下水道災害対策検討部会設置要綱**」を参照のこと。

(2) 生活排水応援本部長は、毎年度当初に、生活排水担当部局の代表者名、担当者名、連絡窓口等の名簿を作成し、構成員に配布する。

また、毎年度、4月1日現在の応援に提供可能な資機材車両等の「**応援資機材リスト**」を取りまとめ、構成員に配布する。

(3) 生活排水応援本部長は、毎年度、災害時を想定した訓練や研修等を実施する。

## 7 その他

(1) 災害時応援の目的達成のため、必要があればこのルールによらず臨機応変な対応をする。

(2) このルールに定めがない場合及びルールによりがたい場合は、生活排水応援本部長が下水道災害対策検討部会と協議し**決定する**。

### 附 則

1 このルールは、平成25年4月1日から施行する。

2 このルールは、「長野県市町村災害時相互応援協定書」に基づく生活排水事業の応援ルールであるため、このルールの施行により成立するものとする。

なお、関係団体については「長野県生活排水事業の災害時における支援協力に関する覚書」等による。

### 附 則

このルールは、平成27年7月1日から施行する。

このルールは、平成30年4月1日から施行する。

別紙 1

ブロック割、ブロック代表市町村及びブロック構成市町村等

ブロック名		代表市町村	構成市町村等		関係団体等
			公共下水道実施市町村等	その他	
佐久	南佐久	佐久市	川上村、南牧村、南佐久環境衛生組合	<u>佐久穂町</u> 、 <u>小海町</u> 、 <u>(南相木村)</u> 、 <u>(北相木村)</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県下水道協会</li> <li>・全国町村下水道推進協議会長野県支部</li> <li>・日本下水道事業団</li> <li>・長野県下水道公社</li> <li>・長野県土地改良事業団体連合会</li> <li>・長野県浄化槽協会</li> <li>・(一社)長野県下水道建設管理業協会</li> </ul>
	北佐久	小諸市	軽井沢町、御代田町、立科町、川西保健衛生施設組合、浅麓環境施設組合		
上小		上田市	東御市、長和町、青木村		
諏訪		岡谷市	諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、白樺湖下水道組合		
上伊那		伊那市	駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村		
飯伊		飯田市	松川町、高森町、阿智村、天龍村、喬木村、豊丘村	<u>阿南町</u> 、 <u>平谷村</u> 、 <u>根羽村</u> 、 <u>(下條村)</u> 、 <u>売木村</u> 、 <u>(泰阜村)</u> 、 <u>(大鹿村)</u>	
木曾		木曾町	上松町、南木曾町、木祖村、大桑村、木曾広域連合	<u>王滝村</u>	
松本		松本市	塩尻市、安曇野市、麻績村、山形村、朝日村	<u>筑北村</u> 、 <u>生坂村</u>	
大北		大町市	池田町、松川村、白馬村、小谷村		
長野		長野市	須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、小川村、飯綱町、信濃町		
北信		中野市	飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村	<u>栄村</u>	

※ 下線の町村は、公共下水道事業は実施せず、農業集落排水事業等を実施している町村  
 括弧書き下線の村は、浄化槽(合併処理浄化槽)整備事業のみを実施している村

流域下水道	事務所	関連市町村
諏訪湖	諏訪湖流域下水道事務所	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、立科町
犀川安曇野	安曇野流域下水道事務所	安曇野市、松本市
千曲川	千曲川流域下水道事務所	長野市、千曲市、須坂市、小布施町、坂城町、高山村

## 別紙2

### 「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」による構成都縣市・団体

#### 【中部ブロック構成縣市】

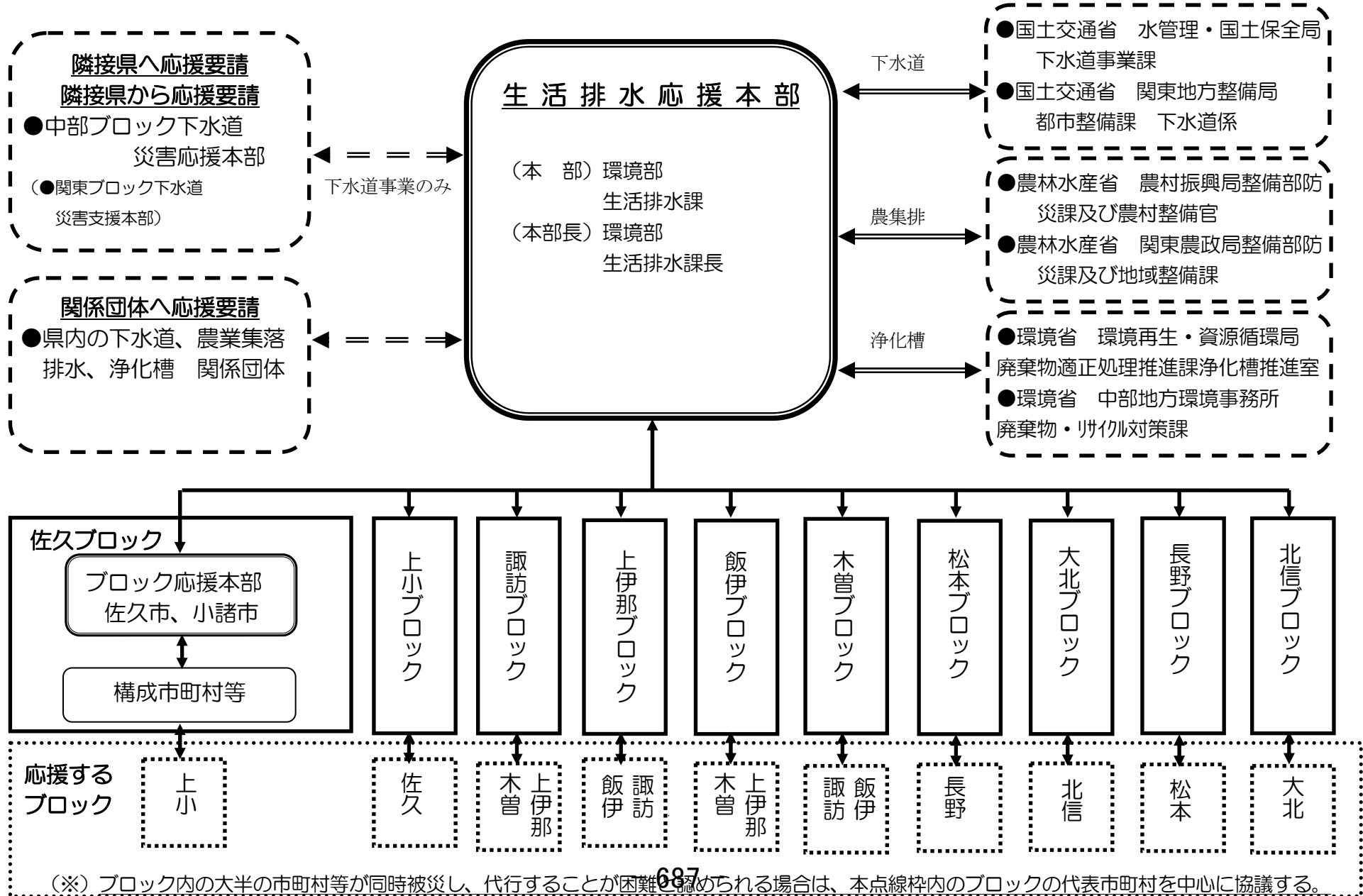
新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、名古屋市、静岡市

※「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」による構成縣市

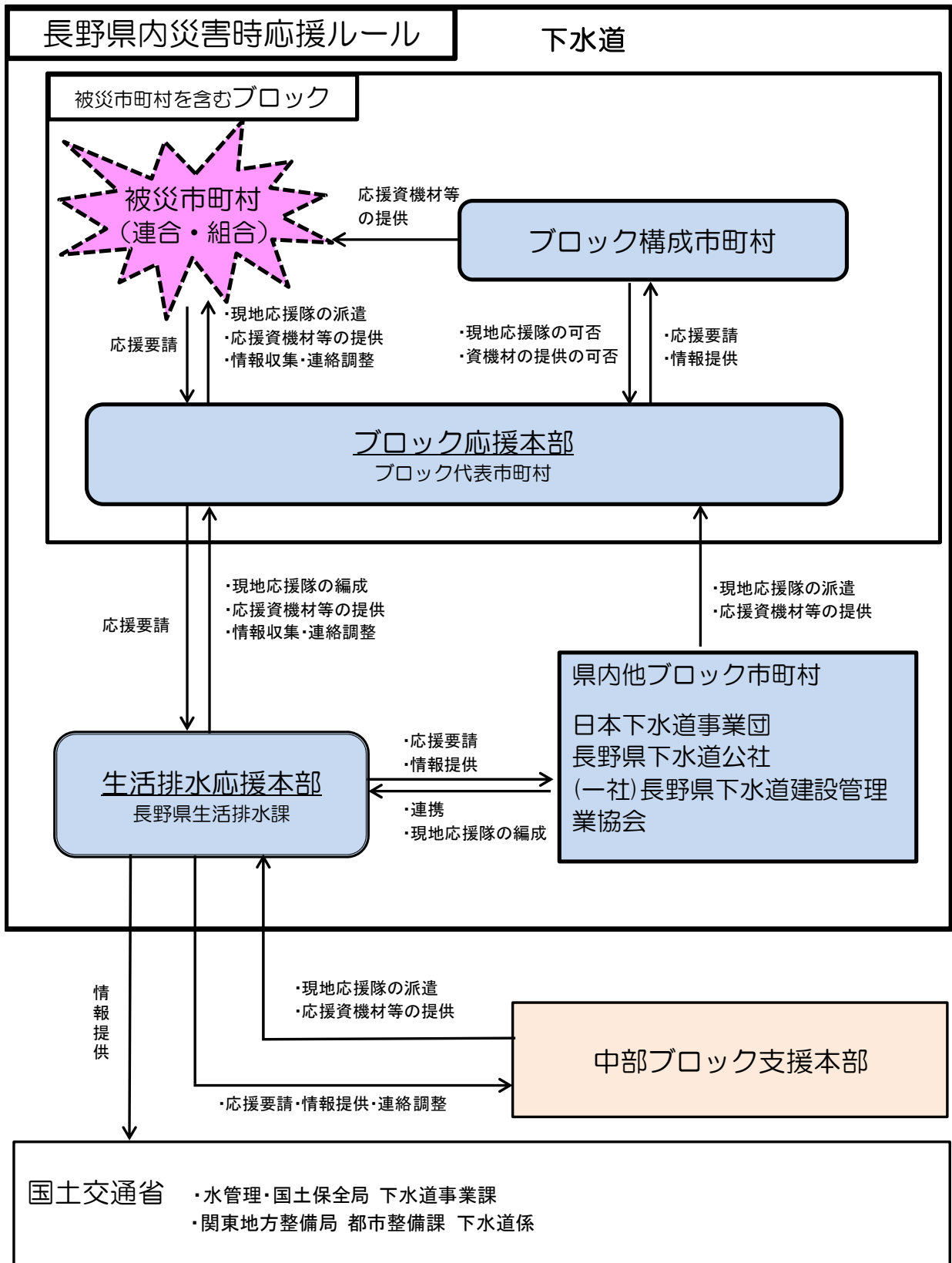
#### ○中部ブロック連絡会議運営要領の構成団体

県 市	愛知県、長野県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、福井県、名古屋市、新潟市、静岡市、浜松市
代表市	長岡市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、沼津市、豊橋市、四日市市、彦根市、福井市
その他	日本下水道事業団、(社)日本下水道協会、(社)全国上下水道コンサルタント協会、(社)日本下水道施設業協会、(公益社団法人)日本下水道管路管理業協会、(社)日本下水道施設管理業協会、全国管工事業協同組合連合会

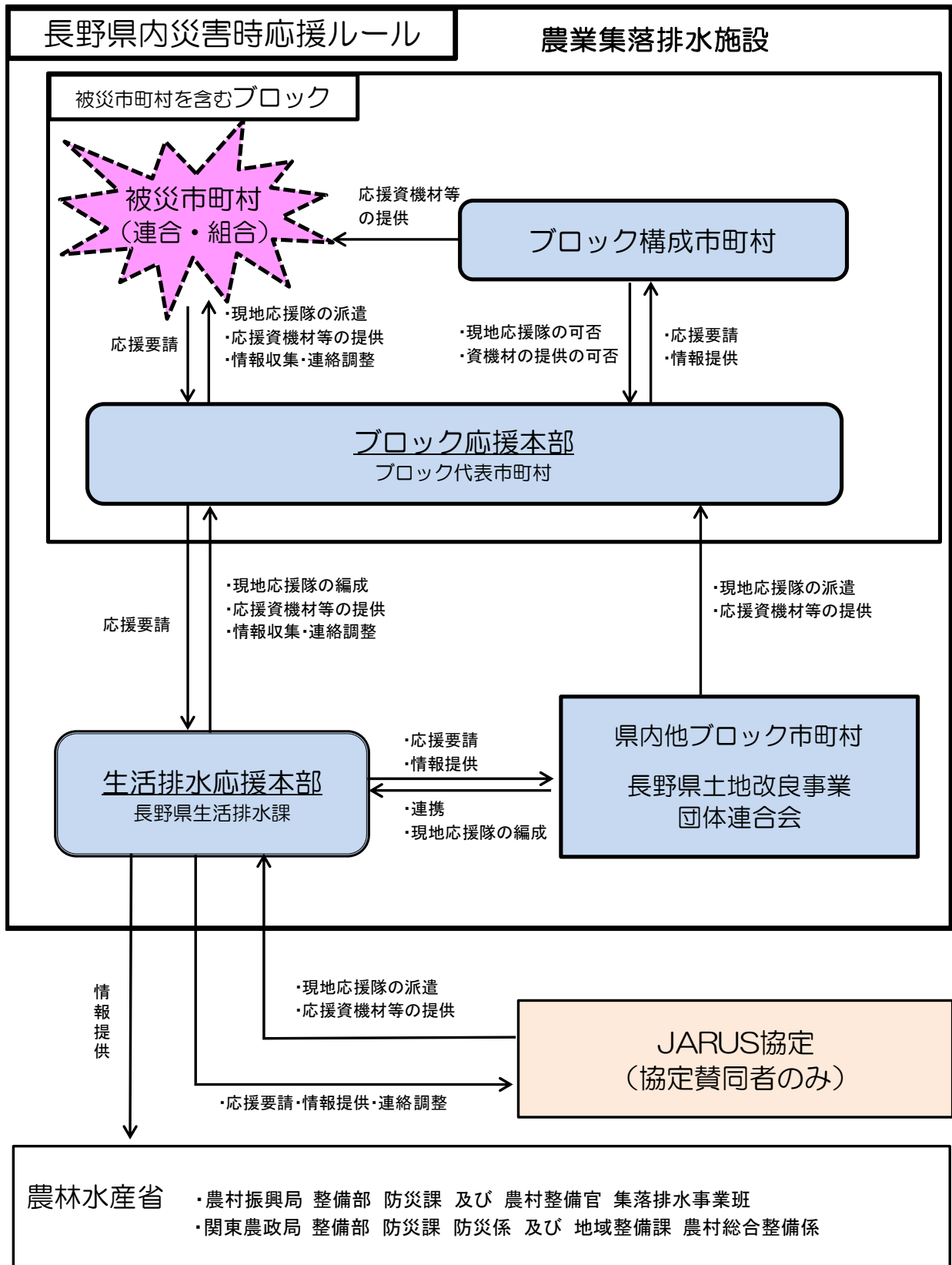
〔長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール 連絡系統〕の概略図



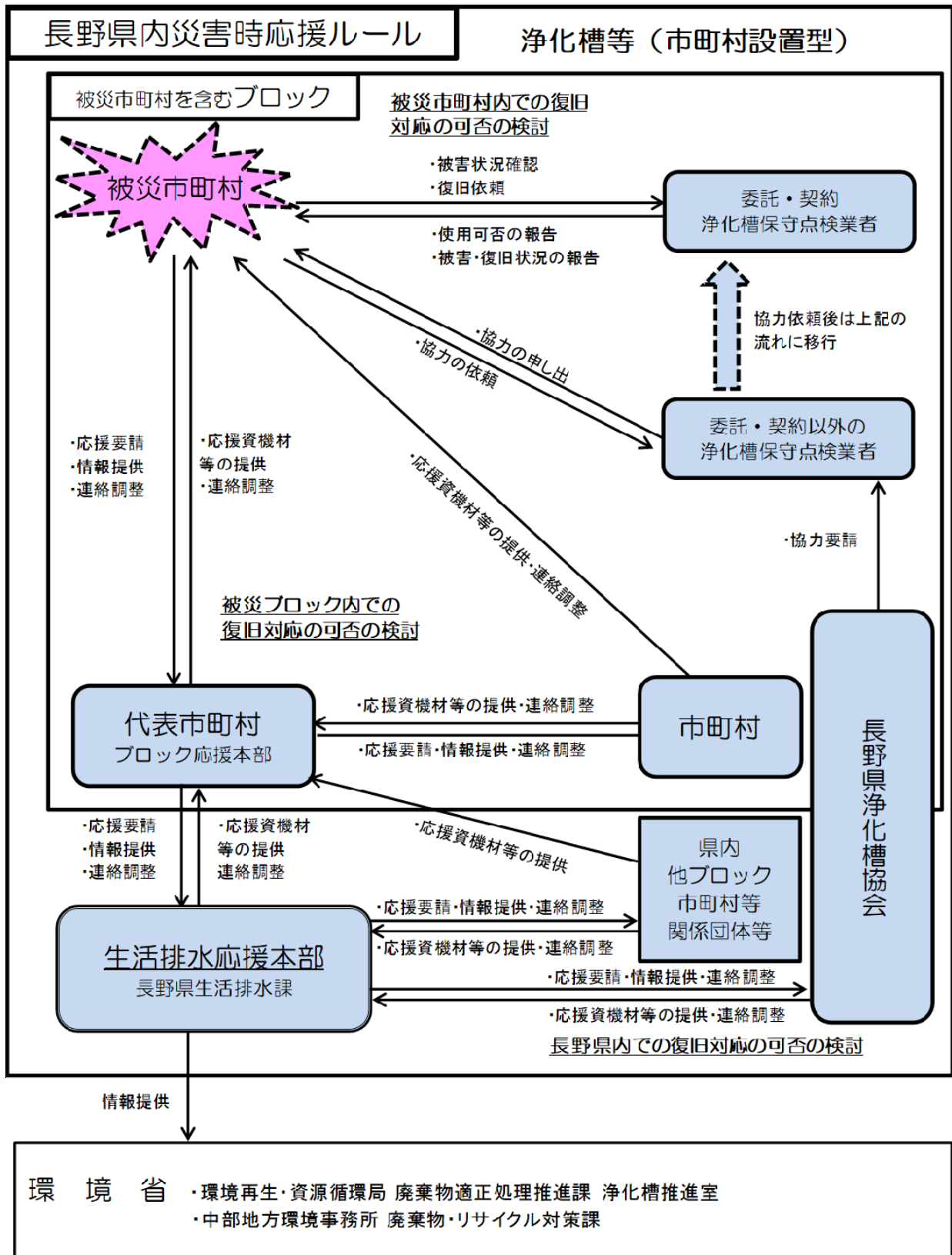
別紙4 応援体制（下水道事業） フロー図

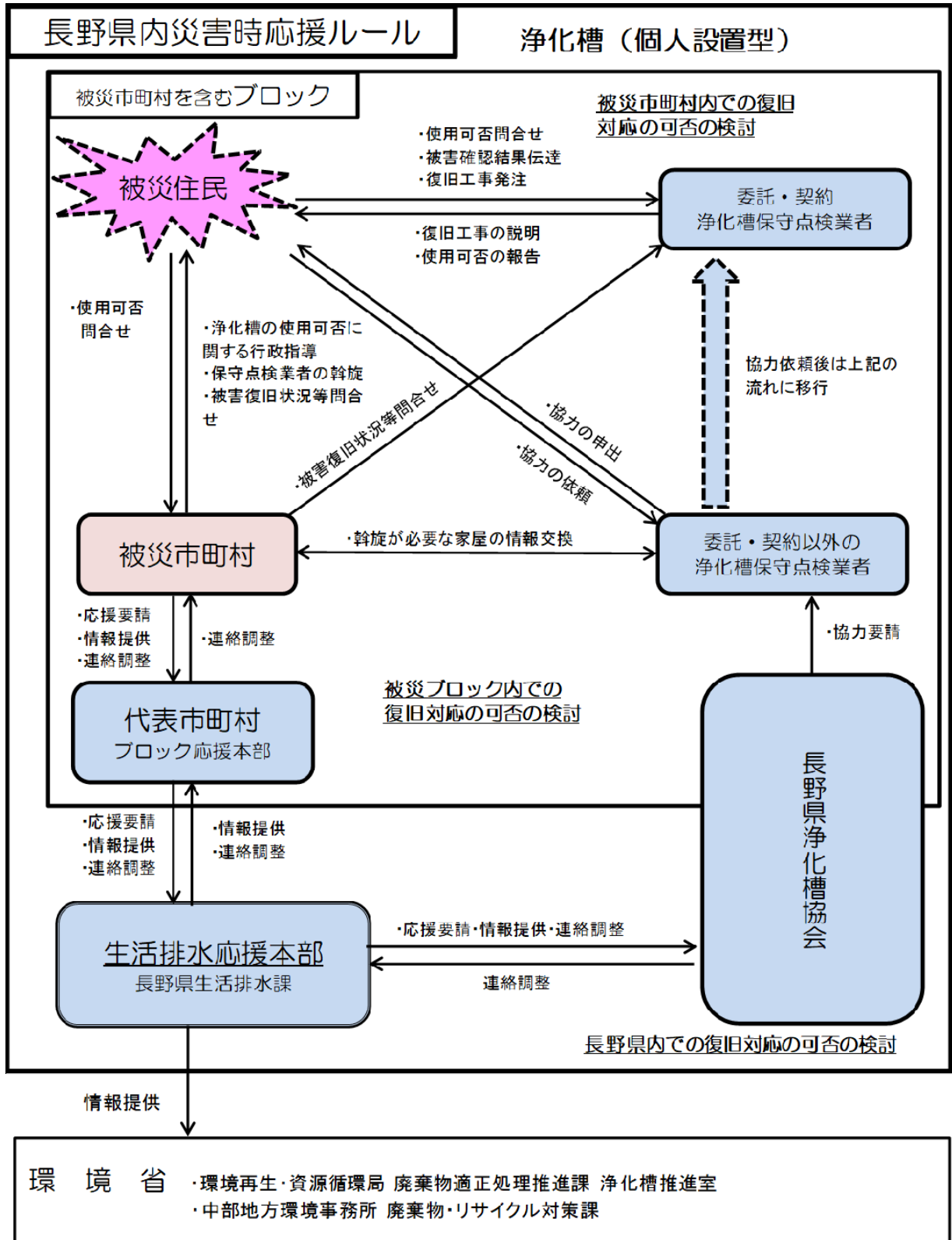


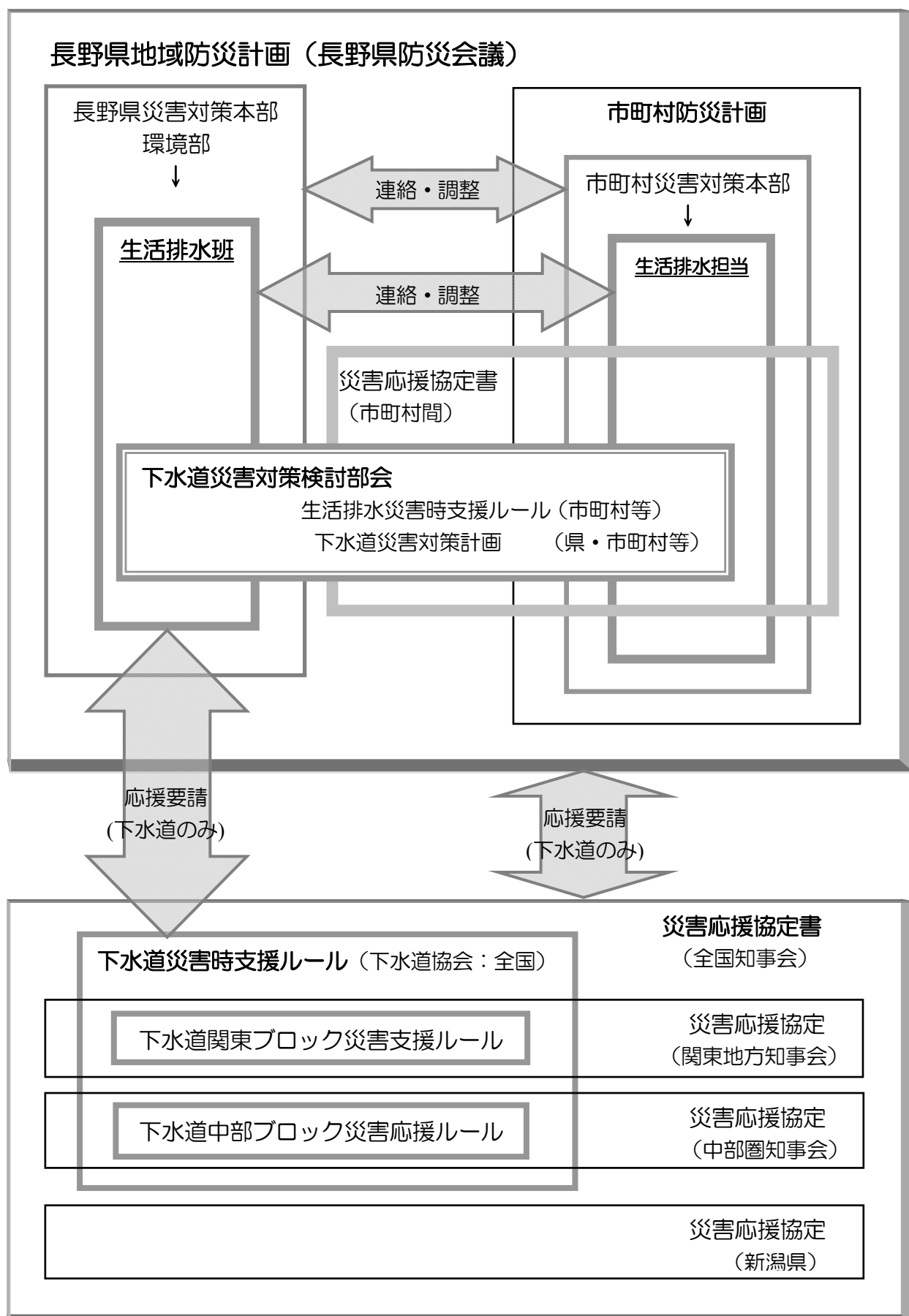




※農業集落排水施設に係る応援体制の詳細について、今後、農政部の応援ルール（現在作成中）の内容と整合させる予定







# 下水道事業における災害時支援に関するルール

令和2年12月改定

公益社団法人 日本下水道協会

## ま え が き

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震（前震：4 月 14 日 マグニチュード 6.5 最大震度 7、本震：4 月 16 日 マグニチュード 7.3 最大震度 7）は、平成 7 年阪神・淡路大震災、平成 16 年新潟県中越地震、平成 19 年新潟県中越沖地震、平成 23 年東日本大震災以来の甚大かつ広域的な被害を下水道施設に与えました。下水道施設については、管路の破損や下水処理場等の損傷が生じるなど、ライフラインとして大きなダメージを受けました。

被災した自治体に対しては、県内外の自治体や国、関連団体などから広域的な支援が行われました。

熊本地震における発災後の対応や支援等を踏まえ、被災した自治体や支援した自治体及び関係団体からのヒアリングや災害時支援ブロック連絡会議へのアンケート等を実施した結果、現行ルール（平成 24 年 6 月改定）を改善する必要があると判断し、「災害時支援に関する検討委員会」を 10 月 11 日、11 月 28 日の計 2 回開催し、本ルールの改定作業を進めてきたものです。

平成 28 年 12 月の主な改定内容は、支援調整隊の位置づけ、下水道対策本部の業務に「大都市ルール」との調整を追加、下水道対策本部の業務及び応援活動を行う際の安全への留意等について見直しを行いました。

その後、大都市ルールを所管している災害時支援大都市連絡会議では、南海トラフ地震発生時に大都市間の支援だけでは対応できない場合を想定し、本ルールへ支援要請する際の連携フロー案について検討し、令和 2 年 1 月の災害時支援大都市連絡会議で審議が行われました。この審議結果を踏まえ、「災害時支援に関する検討委員会」を 11 月 4 日に開催し、本ルールの参考資料－1「下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー（例）に追加しました。

本ルールは、全国の自治体や国、関連団体等が自助・共助の精神からなる災害時支援に係る基本的な枠組みであり、強制力はありませんが、官民が一体となって、災害時の支援に当たられる下水道関係者の総意のルールとして、支援全般を通して、より円滑かつ迅速な支援対応が可能となっていくことを期待しています。

併せて、今後、本ルールによって、平常時において支援及び受援体制等が構築され、大規模災害に備えていただければ幸いです。

令和 2 年 12 月

公益社団法人 日本下水道協会

## 委員の構成

(順不同・敬称略)

(令和2年12月1日現在)

### 災害時支援に関する検討委員会

委員長	東京都下水道局流域下水道本部技術部計画課長	川上直之
委員	国土交通省水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室長	吉澤正宏
〃	新潟県土木部都市局下水道課長	鈴木則昭
〃	愛知県建設局建設部下水道課課長補佐	杉浦宗仁
〃	大阪府都市整備部下水道室事業課課長補佐(建設グループ長)	上梶勇一
〃	広島県土木建築局都市環境整備課長	樋口稔
〃	福岡県建築都市部下水道課課長技術補佐	中島巧
〃	宮城県土木部都市計画課長	大宮敦
〃	東京都下水道局計画調整部計画課長	武藤真
〃	大阪市建設局下水道部調整課事業計画担当課長	原田俊崇
〃	神戸市建設局下水道部計画課長	脇本英伸
〃	日本下水道事業団事業統括部事業課長	山本哲雄
〃	(公財)日本下水道新技術機構研究第一部副部長	内田聡
〃	(公社)全国上下水道コンサルタント協会調査課長	幡豆英哉
〃	(一社)日本下水道施設業協会技術部長	堅田智洋
〃	(一社)日本下水道施設管理業協会業務部長	岐部賢治
〃	(公社)日本下水道管路管理業協会常務理事	井坂昌博
〃	全国管工事業協同組合連合会専務理事	粕谷明博
特別委員	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課下水道事業調整官	本田康秀

# 目 次

1. 下水道事業における災害時支援に関するルール	
第1章 総 則	1
第2章 平常時の対策	1
第3章 下水道対策本部	3
第4章 その他	7
2. 参考資料	
参考資料－1 「下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー（例）	9
参考資料－2 「災害対策基本法・地方自治法関連条文」	13
参考資料－3 「災害対策基本法施行令」	18
参考資料－4 「災害対策基本法施行規則」	20
参考資料－5 「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」	21
参考資料－6 応援と派遣との法的関連図	29
下水道事業における災害時支援に関するルールの解説	31



# 「下水道事業における災害時支援に関するルール」

平成 8 年 1 月制定

平成 19 年 6 月改定

平成 24 年 6 月改定

平成 28 年 12 月改定

令和 2 年 12 月改定

災害時支援に関する検討委員会

## 第 1 章 総 則

### (目的)

**第 1 条** 下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール」という。）は、直下型地震等の大規模な災害が発生し、下水道施設が被災した際、被災した自治体単独では対応が困難な場合に備えて、都道府県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的とする。

2 下水道事業関係者は、災害発生の際相互に支援協力し、被災した自治体の下水道施設の調査、応急対策及び応急復旧から災害査定まで円滑かつ迅速に遂行することができるよう、日常的に意思の疎通を図るよう心がけるものとする。

### (大都市との支援に係る調整)

**第 2 条** 東京都及び政令指定都市（以下「大都市」という。）は、下水道施設が被災した場合、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（以下「大都市ルール」という。）」により、相互に支援活動等を行うこととしているため、大都市及び他の都市が同時に被災した場合には、全国ルール及び大都市ルールを調整しながら災害に対処するものとする。

## 第 2 章 平常時の対策

### (災害時支援ブロック連絡会議)

**第 3 条** 下水道施設が被災した際、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、全国を次の各号に掲げる 6 ブロックに分けて災害時支援ブロック連絡会議（以下「ブロック連絡会議」という。）を設置する。

なお、「全国都道府県における災害時の広域支援に関する協定」によるブロック知事会の構成とブロック連絡会議の構成と整合を図るため、ブロック連絡会議にオブザーバーを置く。各ブロック内の都道府県のうち、括弧内はオブザーバーであり、当該オブザーバーの県内で災害が発生したときは、所属するブロック（オブザーバーではないブロック）で対応するものとする。

(1) 北海道・東北ブロック

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、（新潟県）

(2) 関東ブロック

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、（長野県）、

(静岡県)

(3) 中部ブロック

新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、(福井県)、  
(滋賀県)

(4) 近畿ブロック

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、(三重県)、(徳島県)

(5) 中国・四国ブロック

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

(6) 九州ブロック

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、(山口県)

2 ブロック連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。

(1) 国土交通省地方整備局、北海道開発局または内閣府沖縄総合事務局  
(以下「地方整備局等」という。)

(2) 日本下水道事業団

(3) 都道府県(オブザーバーの県を含む。)

(4) ブロック内の大都市

(5) 大都市ルールに基づく情報連絡総括都市(以下「大都市窓口」という。)

(6) ブロック連絡会議で選出した市町村

(7) (公財) 日本下水道新技術機構

(8) (公社) 全国上下水道コンサルタント協会

(9) (一社) 日本下水道施設業協会

(10) (公社) 日本下水道管路管理業協会

(11) (一社) 日本下水道施設管理業協会

(12) 全国管工事業協同組合連合会

(13) (公社) 日本下水道協会

※(公財)は公益財団法人の略、(一社)は一般社団法人の略、(公社)は公益社団法人の略である。以下、同様とする。

3 都道府県は、被災時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、管内の下水道事業を実施している市町村の災害時緊急連絡網を作成するとともに、市町村及び下水道関係団体等に対して全国ルール及びブロック連絡会議等の内容について、十分周知するものとする。

(ブロック連絡会議幹事)

第4条 各ブロックに、ブロック連絡会議幹事を置く。なお、ブロック連絡会議幹事は都道府県をもって充て、任期は原則として1年とする。ただし、再任は妨げない。また、幹事職務を代行するために副幹事を置くことができる。任期は幹事と同様とする。

2 ブロック連絡会議幹事は、原則として年1回ブロック連絡会議を開催し、次の各号に掲げる事項について協議・調整等を行う。

(1) ブロック連絡会議幹事の選任に関する事。

(2) ブロック連絡会議に参加する市町村の選出に関する事。

(3) ブロック連絡会議構成員に係る災害時緊急連絡網の作成及び周知に関する事。

(4) 前号に規定する災害時緊急連絡網により、連絡を行う災害の規模及び報告すべき関係

機関等に関すること。

- (5) 第6条に規定する下水道対策本部が設置された場合の本部員の選出に関すること。
- (6) ブロック連絡会議構成員の所有する災害支援に提供可能な資機材リストの集計に関すること。
- (7) ブロック内の情報連絡等の訓練に関すること。
- (8) その他災害支援に必要な事項。

- 3 ブロック連絡会議幹事は、前項に規定するブロック内の運用に係る取り決め等（以下「ブロックルール」という。）をとりまとめ、ブロック連絡会議構成員に周知するものとする。
- 4 ブロック連絡会議幹事は、第2項第7号に規定する情報連絡等の訓練について、企画、調整し、実施するものとする。

#### （災害時支援全国代表者連絡会議）

**第5条** 下水道施設の被災時における支援活動に関する全国的な方策等を調整するために災害時支援全国代表者連絡会議（以下「全国代表者連絡会議」という。）を設置する。

- 2 全国代表者連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。なお、事務局は、（公社）日本下水道協会とする。
  - (1) 国土交通省水管理・国土保全局下水道部
  - (2) 日本下水道事業団
  - (3) ブロック連絡会議幹事
  - (4) 大都市窓口
  - (5) 第3条第2項第7号から第13号に定める団体
- 3 全国代表者連絡会議は、原則として年1回開催し、以下の各号に掲げる事項について協議、調整する。
  - (1) 全国代表者連絡会議における連絡体制に関すること。
  - (2) ブロック間の連絡調整に関すること。
  - (3) その他災害支援に必要な事項。

### 第3章 下水道対策本部

#### （下水道対策本部の設置）

- 第6条** 都道府県は、次の各号に掲げる事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置する。
- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合
  - (2) 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
  - (3) その他災害が発生し、都道府県が下水道施設の被災状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合
- 2 下水道事業を実施している市町村は、災害により、下水道施設が被災したときは、その状況を都道府県に報告するものとする。

- 3 下水道事業を実施している市町村は、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して支援が必要な場合は、都道府県に支援要請を行うものとする。
- 4 都道府県は、下水道対策本部を設置する場合、ブロック連絡会議幹事及び地方整備局等を經由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部に速やかに連絡するものとする。
- 5 下水道対策本部は、当該都道府県の本庁舎所在地に設置する。ただし、これにより難しい場合は、その周辺に設置することができる。
- 6 下水道対策本部を設置した場合、下水道対策本部長は、第4条第2項第3号に規定する災害時緊急連絡網に基づき、ブロック連絡会議構成員及び各ブロック連絡会議幹事へ設置について連絡するものとする。
- 7 下水道対策本部を設置した場合、下水道対策本部長は、第9条に基づく総合調整の上、必要と判断した下水道対策本部員へ参集について連絡するものとする。

#### (下水道対策本部の組織)

**第7条** 下水道対策本部の組織は、被災した区域の次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 下水道対策本部長

原則として、被災した区域を所管する都道府県の下水道担当課長

(2) 下水道対策本部員

ア 日本下水道事業団の担当総合事務所施工管理課長

イ ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長。なお、ブロック連絡会議幹事が被災し速やかな対応が困難であると認められる場合は、ブロック連絡会議副幹事が代行する。

ウ ブロック内の大都市の下水道担当課長

エ ブロック連絡会議で予め選出する都道府県の下水道担当課長及び市町村の下水道担当局部長

オ (公社)日本下水道協会

カ 第3条第2項第7号から第12号に定める団体が指名する者

キ 下水道対策本部長が必要と認めた者

(3) 下水道対策特別本部員

国土交通省

2 ブロック内では対応が困難で広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合、第9条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は次の各号に掲げる者を本部員に追加する。

(1) 被災した自治体を有するブロック（以下「被災したブロック」という。）以外のブロック連絡会議幹事の下水道担当課長

(2) 大都市窓口

(3) 災害時支援活動の経験を有する都市（以下「アドバイザー都市」という。）の下水道担当課長

3 下水道対策本部長は、被災状況等を踏まえ、被災したブロック以外の広域支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、第9条に基づく総合調整の上、下水道対策本部内に支援

調整隊を設置することができる。

なお、その隊長は、下水道対策本部に参集した国土交通省の職員が担うものとし、その隊員は、隊長が指名するものとする。

- 4 下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置く。下水道対策本部の事務局員は、本部構成員の属する組織及び団体の職員で構成する。

なお、本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。

- 5 下水道対策本部の構成員は、原則として、構成員の属する組織・団体の身分及び費用による支援活動とする。

#### (下水道対策本部の業務)

**第8条** 下水道対策本部の業務は、次の各号に掲げるものとし、第9条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は本部員に対し、業務の分担を要請することができる。

なお、下水道対策本部の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。

- (1) 下水道対策本部の設置に関すること。
- (2) 被災状況及び支援要請の取りまとめに関すること。
- (3) 支援計画の立案に関すること。
- (4) 大都市ルールとの調整に関すること。
- (5) 被災したブロック内の自治体への支援調整に関すること。
- (6) 被災状況、交通状況その他支援に必要な情報の支援する自治体への提供に関すること。
- (7) 応援隊の拠点となる前線基地の調整及び確保等並びに第12条第3項に規定する現地応援総括者の指名に関すること。
- (8) 災害復旧の調査等に必要な資機材の調達や委託等に係る外注費用の積算等に係る支援・調整に関すること。
- (9) 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導及び協力に関すること。
- (10) 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援に関すること。
- (11) 被災状況の各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口への情報提供に関すること。
- (12) 下水道対策本部の解散に関すること。
- (13) その他支援の実施に必要な事項。

- 2 被災したブロック以外の広域支援が必要な場合、次の各号に掲げる業務を追加するものとする。

- (1) 本部員の参加要請に関すること。
- (2) 被災したブロック以外のブロックへの支援調整に関すること。
- (3) 大都市への支援調整に関すること。
- (4) その他広域的な支援の実施に必要な事項。

### (国土交通省の役割)

第9条 国土交通省は、下水道対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

### (支援体制の確立)

第10条 下水道対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、都道府県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。

2 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに都道府県を通じて下水道対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告するものとする。

3 下水道対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、第9条に基づく総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、都道府県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡するものとする。

なお、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請を行うものとする。

また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

4 広域支援を実施する場合、下水道対策本部は、第9条に基づく総合調整の上、被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事及び大都市窓口を経由して前各項の規定に基づき支援体制を確立するものとする。

### (応援活動)

第11条 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第67条、第68条または第74条等に基づく合意をした上で、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整・調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。

2 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアル」を参考にする。

### (前線基地)

第12条 下水道対策本部は、被災した自治体と調整の上、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

2 応援隊の前線基地は、被災した自治体地内の終末処理場等に設置することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の市町村地内に設置する。

- 3 応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、下水道対策本部が現地応援総括者を指名する。
- 4 現地応援総括者は、下水道対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び応援する自治体との連絡調整についても配慮するものとする。

## 第4章 その他

### （被災した自治体の役割）

**第13条** 被災した自治体は、下水道対策本部に対して、被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導等を可能な限り行うものとする。

### （費用負担の考え方）

**第14条** 応援活動に要する経費は、原則として、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた自治体が負担する。

### （全国ルールの改定）

**第15条** 全国ルールの改定は、（公社）日本下水道協会に常設してある「災害時支援に関する検討委員会」で行い、改定した場合は、全国代表者連絡会議に報告するものとする。

### （その他）

**第16条** 下水道対策本部の解散後も被災した自治体において応援活動が継続する場合、被災した自治体は、応援活動状況等を（公社）日本下水道協会に報告するものとする。

- 2 下水道対策本部は、被災した自治体が地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣を必要とする場合は派遣の調整業務をできるものとする。また、下水道対策本部解散後においては、（公社）日本下水道協会がその業務を引き継ぐものとする。
- 3 下水道対策本部が設置されない場合でも、被災した地区を所轄する都道府県は被災状況に関する情報等を（公社）日本下水道協会に連絡するものとする。（公社）日本下水道協会は各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口等に周知し、各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口等は、必要に応じて、その構成員に周知するものとする。

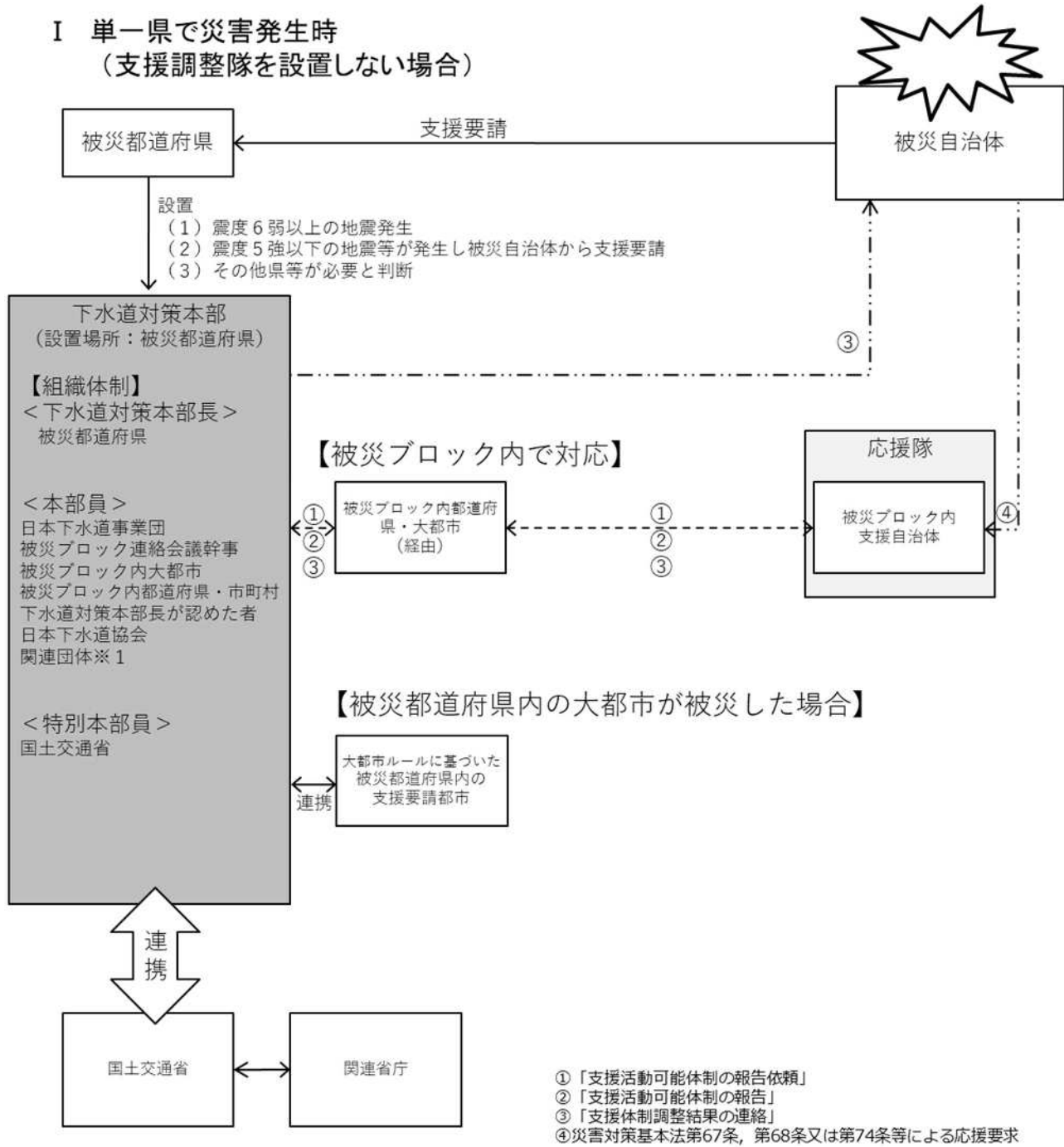
## 参考資料

- 参考資料－ 1 「下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー（例）
- 参考資料－ 2 「災害対策基本法・地方自治法関連条文」
- 参考資料－ 3 「災害対策基本法施行令」
- 参考資料－ 4 「災害対策基本法施行規則」
- 参考資料－ 5 「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」
- 参考資料－ 6 応援と派遣との法的関連図



参考資料－1 「下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー（例）

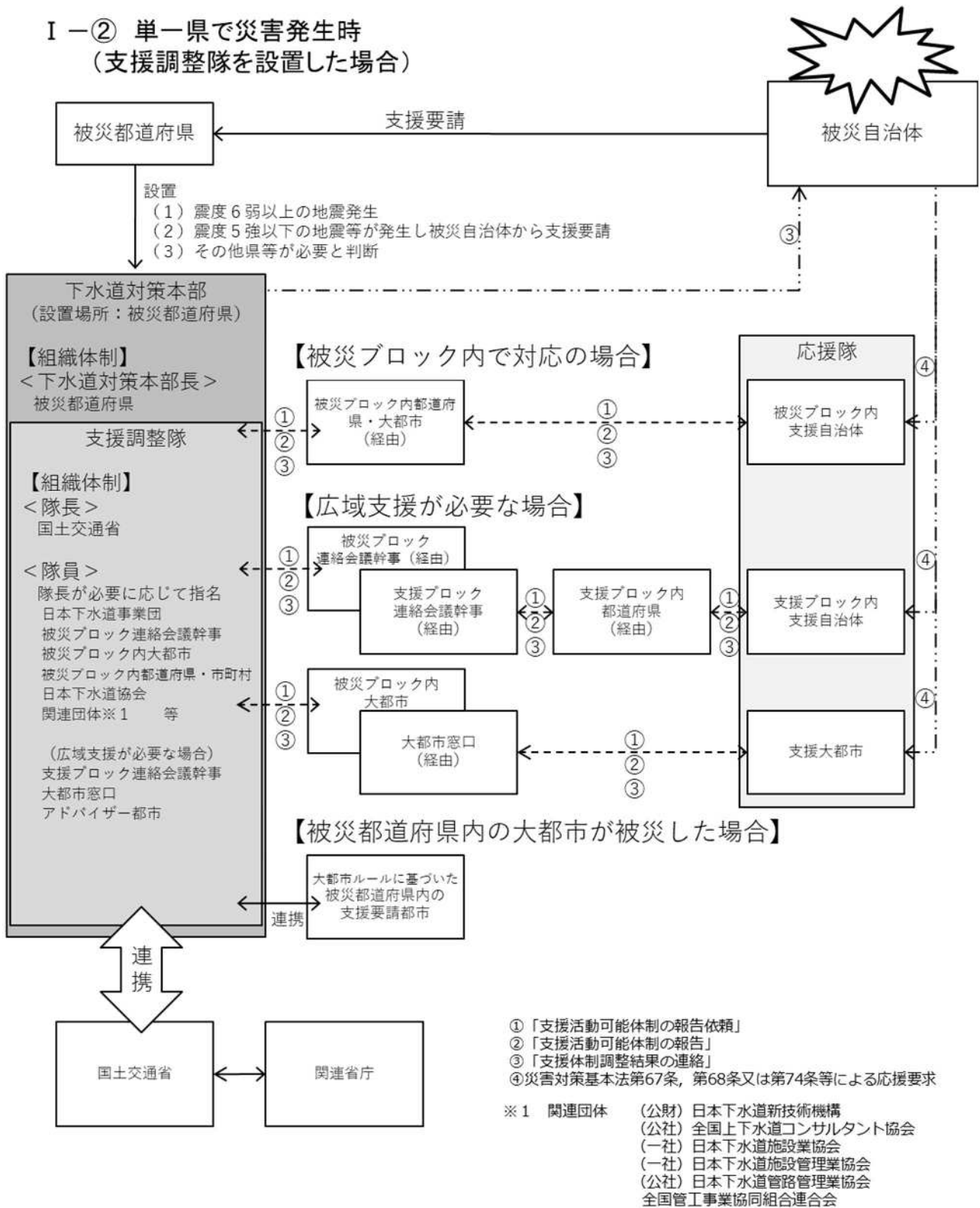
I 単一県で災害発生時  
（支援調整隊を設置しない場合）



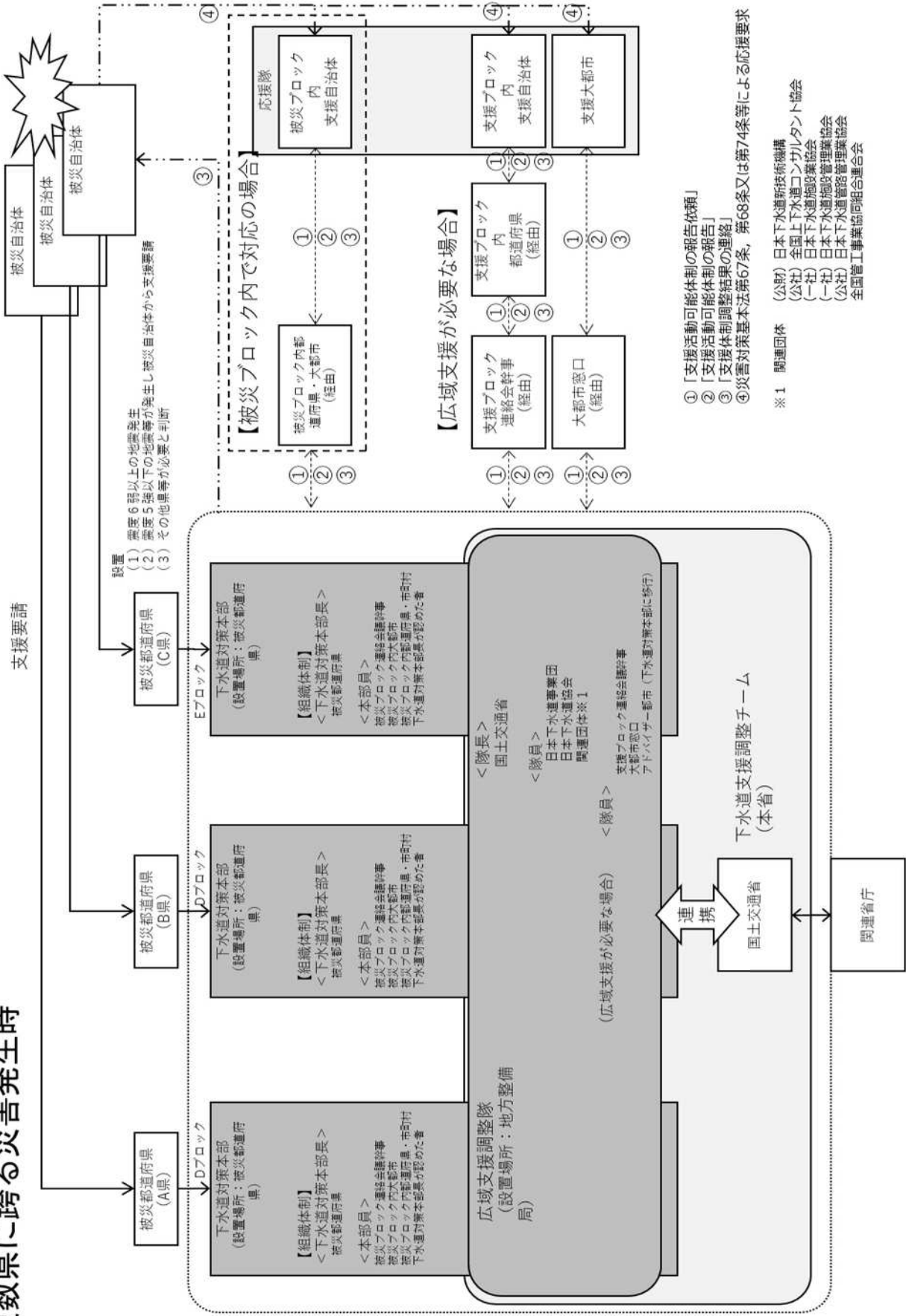
- ① 「支援活動可能体制の報告依頼」
- ② 「支援活動可能体制の報告」
- ③ 「支援体制調整結果の連絡」
- ④ 災害対策基本法第67条、第68条又は第74条等による応援要求

※1 関連団体 (公財) 日本下水道新技術機構  
(公社) 全国上下水道コンサルタント協会  
(一社) 日本下水道施設業協会  
(一社) 日本下水道施設管理業協会  
(公社) 日本下水道管路管理業協会  
全国管工事業協同組合連合会

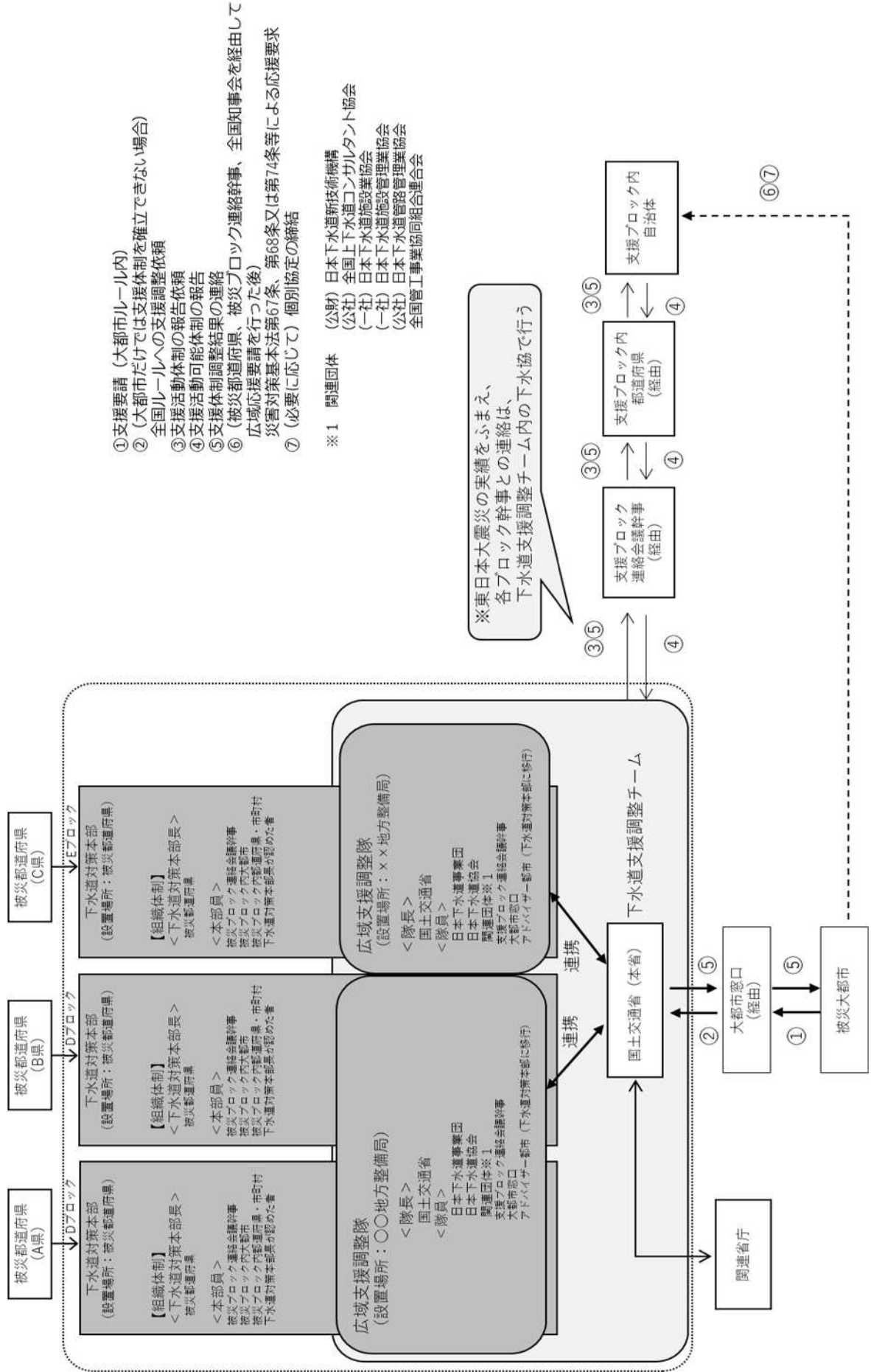
I-② 単一県で災害発生時  
(支援調整隊を設置した場合)



## II 複数県に跨る災害発生時



Ⅱ-② 複数県に跨る災害発生時（大都市から支援要請があった場合）



## 1. 災害対策基本法関連条文

### （国の責務）

- 第三条** 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。
- 2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。
- 3 指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。
- 4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

### （都道府県の責務）

- 第四条** 都道府県は、基本理念にのつとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。
- 2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

### （市町村の責務）

- 第五条** 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。
- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。
- 3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

### (地方公共団体相互の協力)

**第五条の二** 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

### (職員の派遣の要請)

**第二十九条** 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

- 2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限つて内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
- 3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

### (職員の派遣のあつせん)

**第三十条** 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第二百二十四条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。
- 3 前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

### (職員の派遣義務)

**第三十一条** 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等並びに指定公共機関及び特定地方公共機関は、前二条の規定による要請又はあつせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

### (他の市町村長等に対する応援の要求)

**第六十七条** 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることが

できる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

- 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

#### (都道府県知事等に対する応援の要求等)

**第六十八条** 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

#### (都道府県知事の指示等)

**第七十二条** 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

- 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。以下この項において同じ。）が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。
- 3 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

#### (都道府県知事等に対する応援の要求)

**第七十四条** 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

- 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。

#### (指定行政機関の長等に対する応援の要求)

**第七十四条の四** 第七十条第三項に規定するもののほか、都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。



**(指定行政機関の長等又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担)**

**第九十二条** 第六十七条第一項、第六十八条、第七十四条第一項又は第七十四条の三の規定により指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は他の地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該地方公共団体は、国又は当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用の一時繰替え支弁を求めることができる。

**(市町村が実施する応急措置に要する経費の都道府県の負担)**

**第九十三条** 第七十二条第一項の規定による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、当該指示又は応援を受けた市町村長の統轄する市町村に負担させることが困難又は不適當なもので政令で定めるものについては、次条の規定により国がその一部を負担する費用を除き、政令で定めるところにより、当該都道府県知事の統轄する都道府県がその全部又は一部を負担する。

- 2 前項の場合においては、都道府県は、当該市町村に対し、前項の費用を一時繰替え支弁させることができる。

**(災害応急対策に要する費用に対する国の負担又は補助)**

**第九十五条** 前条に定めるもののほか、第二十八条第二項の規定による非常災害対策本部長の指示又は第二十八条の六第二項の規定による緊急災害対策本部長の指示に基づいて、地方公共団体の長が実施した応急措置のために要した費用のうち、当該地方公共団体に負担させることが困難又は不適當なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国は、その全部又は一部を補助することができる。

## 2. 地方自治法関連条文

**(職員の派遣)**

**第二百五十二条の十七** 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

- 2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じて当該職員の派遣をしようとする普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員の協議により、当



該派遣の趣旨に照らして必要な範囲内において、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとすることができる。

- 3 普通地方公共団体の委員会又は委員が、第一項の規定により職員の派遣を求め、若しくはその求めに応じて職員を派遣しようとするとき、又は前項ただし書の規定により退職手当の負担について協議しようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。
- 4 第二項に規定するもののほか、第一項の規定に基づき派遣された職員の身分取扱いに関しては、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の職員に関する法令の規定の適用があるものとする。ただし、当該法令の趣旨に反しない範囲内で政令で特別の定めをすることができる。

(災害時における交通の規制の手続等)

**第三十二条** 公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間（期間を定めな  
いときは、禁止又は制限の始期とする。以下この条において同じ。）を記載した内閣府令で定める様  
式の標示を内閣府令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、緊急を要する  
ため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、  
公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことがで  
きる。

- 2 公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は  
制限しようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に禁止又は制限の対象、区域等、期間及  
び理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該道路の管理者に通知す  
るいとまがなかつたときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。
- 3 公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は  
制限したときは、速やかに、関係公安委員会に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知  
しなければならない。

**第三十三条** 都道府県知事又は公安委員会は、前条第二号に掲げる車両については、当該車両の使用  
者の申出により、当該車両が同号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであ  
ることの確認を行うものとする。

- 2 前項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で  
定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。
- 3 前項の標章を掲示するときは、当該車両の前面の見やすい箇所にこれをするものとし、同項の証  
明書を当該車両に備え付けるものとする。
- 4 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第九条の警戒宣言に係る地震が発生  
した場合には、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第十二条第  
一項の規定による確認は第一項の規定による確認と、同条第二項の規定により交付された標章及び  
証明書は第二項の規定により交付された標章及び証明書とみなす。

(政令で定める費用)

**第三十九条** 法第九十三条第一項の政令で定める費用は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 市町村長が当該市町村の区域内で実施した応急措置又は他の市町村の区域内で実施した応援のう  
ち、主として当該市町村以外の市町村又は当該他の市町村以外の市町村（当該市町村を除く。）の利  
害に関係がある応急措置又は応援のために通常要する費用で、当該市町村又は当該他の市町村に負  
担させることが不相当と認められるもの
- 二 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二  
条第一項に規定する政令で指定された激甚災害（以下「激甚災害」という。）のため全部又は大部分  
の事務を行なうことができなくなった法第七十三条第一項の市町村の市町村長が実施した応急措  
置又は当該市町村に対して他の市町村の市町村長が実施した応援のために通常要する費用で、当該

市町村に負担させることが困難と認められるもの

#### (都道府県の負担)

**第四十条** 法第七十二条第一項の規定により指示した都道府県知事の統轄する都道府県は、前条第一号に掲げる費用のうち、市町村長が当該市町村の区域内で実施した応急措置のために要する費用についてはその三分の二を、市町村長が他の市町村の区域内で実施した応援のために要した費用及び前条第二号に掲げる費用についてはその全部をそれぞれ負担するものとする。

#### (政令で定める費用)

**第四十一条** 法第九十五条の政令で定める費用は、次の各号に掲げる費用で、国が別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内においてその一部を負担し、又は補助することとしているもの以外のものとする。

- 一 地方公共団体の長が実施した応急措置のうち、主として当該地方公共団体の長の統轄する地方公共団体以外の地方公共団体の利害に関係がある応急措置のために通常要する費用で、当該地方公共団体に負担させることが不相当と認められるもの
- 二 激甚災害のため全部又は大部分の事務を行なうことができなくなつた法第七十三条第一項の市町村の市町村長が実施した応急措置のため通常要する費用で、当該市町村に負担させることが困難と認められるもの

#### (国の補助)

**第四十二条** 国は、前条各号に掲げる費用については、非常災害対策本部長の指示に係る応急措置の内容その他の事情を勘案し、予算の範囲内において、その全部又は一部を補助することができる。

参考資料－ 4 「災害対策基本法施行規則」

(緊急通行車両についての確認に係る標章の様式等)

第六条 令第三十三条第二項の標章の様式は、別記様式第三のとおりとする。

2 令第三十三条第二項の証明書の様式は、別記様式第四のとおりとする。

参考資料－5 「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」  
(現行最新版)

下水道災害時における  
大都市間の連絡・連携体制に関するルール

令和2年1月

災害時支援大都市連絡会議

## 下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生した際、相互に救援協力するための「21大都市災害時相互応援に関する協定（平成24年10月1日付）」（以下「大都市協定」という。）を締結している。大都市下水道に関する災害対策の重大性に鑑み、大都市は、大都市協定に基づく下水道事業の支援を行うにあたり、友愛的精神により相互に救援協力するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互支援の基礎とするため、このルールを定める。

### （ルールの適用）

第1条 本ルールは、震度6弱以上の地震時に適用する。

2 震度5強以下の地震時またはその他災害が発生し、被災した大都市（以下「被災都市」という。）からルール適用の要請があった場合は、本ルールを適用する。

なお、震度5弱以上の地震が発生した都市は、発災後すみやかに第4条に定める情報連絡総括都市に被災状況及びルール適用の有無等を連絡するものとする。

3 「下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール」という。）」第7条の2に基づき情報連絡総括都市に下水道対策本部員への参加要請があった場合は、全国ルールと調整を図りながら広域的な支援を行う。

### （支援要請）

第2条 支援を要請しようとする大都市（以下「支援要請都市」という。）は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、第3条に定める情報連絡総括都市を通じて、役務の提供、緊急用資機材の調達その他必要な支援を要請するものとする。

2 要請を受けた大都市は、極力これに応じ支援に努めるものとする（以下、支援に応じた大都市を「支援都市」という。）。

### （発災時の情報連絡体制）

第3条 大都市において災害が発生したときは、情報の一元化及び被災都市の事務軽減を図るため、被災都市に応じ、表-1のとおり情報連絡総括都市を置く。

2 情報連絡総括都市は、情報連絡の窓口となり、被災都市との連絡や国土交通省との情報交換を行い、その結果を他の大都市へ情報連絡する。

3 情報連絡総括都市は、発災後できるだけ早期に先遣隊を被災都市に派遣し、被災状況を把握するものとする。なお、この派遣に被災都市からの要請は必要としない。

4 情報連絡総括都市は、被災都市からの支援要請に備え、被害の程度により他の大

都市へ支援及び支援隊集積基地設営の準備を依頼する。

- 5 情報連絡総括都市は、支援可能人員、提供可能緊急資機材の数量等を把握し被災都市へ情報連絡する。
- 6 このルールに基づく大都市間の情報連絡体制及び窓口は、表－２のとおりとする。
- 7 各大都市は、災害時を想定し、それぞれの支援体制や情報連絡体制の整備に努めるものとする。

#### （支援要請後の情報連絡体制）

第４条 情報連絡総括都市は、支援要請都市と支援内容、時期等について十分協議を行う。なお、この協議は支援要請前から行うことを妨げない。

- 2 情報連絡総括都市は、支援要請都市からの支援人員等に関する要請内容に基づいて人員、資機材等の割り振りを行い、各大都市へその内容を連絡する。

#### （現地指揮連絡体制）

第５条 災害時の現地支援における情報の混乱を防ぎ、支援活動の統一を図るため、現地支援総括都市を設ける。

- 2 現地支援総括都市は、支援都市の中から情報連絡総括都市が定める。
- 3 現地支援総括都市は、支援要請都市の方針のもと、支援活動が円滑に進むよう支援隊を指揮する。なお、この場合における現地指揮連絡体制は、表－３のとおりとする。
- 4 支援要請都市は、連絡要員を支援隊集積基地に常駐させることなどにより、支援都市との意思の疎通を図るものとする。
- 5 支援開始後の情報連絡体制は、表－４のとおりとする。

#### （支援隊の受入れ体制）

第６条 支援隊受入れ場所として、支援隊集積基地を設ける。

- 2 支援隊集積基地は支援要請都市に設けるものとし、これにより難しい場合は、支援要請都市の周辺自治体に設けるものとする。
- 3 支援要請都市は、次の各号に掲げる内容について情報連絡総括都市に連絡するものとする。
  - （１）支援要請都市内に支援隊集積基地を設けることが可能な場合は、その位置、規模、施設内容等
  - （２）前号により難しい場合は、周辺自治体が提供可能な支援隊集積基地の位置、規模、施設内容等
- 4 支援隊集積基地の設置場所は、情報連絡総括都市が、支援要請都市と連絡をとり、支援内容等を勘案した上で決定する。

- 5 情報連絡総括都市は、支援隊集積基地を提供する都市と基地の設営に当たって提供可能な役務等について事前に打合せを行い、その結果を各支援都市に連絡する。
- 6 各大都市は、支援隊集積基地として提供可能な施設をあらかじめリストアップし、その規模、施設内容、提供可能な機器等を把握し、情報連絡総括都市に報告するものとする。

#### (支援隊集積基地の運営)

第7条 支援隊集積基地の運営は、支援隊集積基地を提供する大都市が行うものとする。

ただし、大都市以外の周辺自治体に支援隊集積基地を設けた場合は、原則として支援要請都市が行う。

- 2 現地支援総括都市は、各支援都市の支援隊のまとめ役として、支援隊集積基地の運営を補佐する。

#### (緊急資機材情報の把握)

第8条 各大都市は、情報連絡総括都市からの資機材の提供に関する調査依頼により、提供可能な数量等を報告する。

- 2 情報連絡総括都市は、支援都市及び被災都市へのテレビカメラ車等の特定資機材の優先的な提供を、業界団体に対し要請するものとする。

ただし、被災都市が直接業界団体に要請した場合は、被災都市はその旨を情報連絡総括都市へ通知する。

- 3 各大都市は、緊急時に提供可能な資機材をリストアップし、整備・保管に努めなければならない。
- 4 東京都及び大阪市は、テレビカメラ車等の特定資機材に関する全国的な情報の把握を行う。

#### (民間団体等との協力)

第9条 各大都市は、民間団体等と支援協力に関する協定を速やかに締結するよう努める。

- 2 支援用緊急資機材を所有していない大都市は、民間団体等と資機材の提供に関する協定を締結するよう努める。

#### (下水道台帳の共有)

第10条 各大都市は、円滑な支援を目的とし、下水道台帳等必要な資料の共有に努める。下水道台帳の他、共有する資料は連絡会議において協議し、定めるものとする。



(平常時の連絡会議及び訓練)

第 11 条 毎年一回以上連絡会議を開催するとともに、被災都市を想定した情報連絡訓練を実施するものとする。

なお、連絡会議のメンバーは、国土交通省、(公社)日本下水道協会の関係者及び各大都市の担当課長とする。

(協 議)

第 12 条 このルールに定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、連絡会議において協議し、定めるものとする。

(その他)

第 13 条 本ルールに定める大都市に新たな都市が追加となる場合には、本ルール改正までの間、その都市を含めたものとして条文を読み替えることができる。

附 則

1 このルールは、令和 2 年 1 月 1 6 日から効力を生ずる。

平成 8 年 5 月 1 6 日 制定

平成 9 年 1 0 月 3 0 日 改正

平成 1 6 年 1 月 2 7 日 改正

平成 2 0 年 2 月 2 0 日 改正

平成 2 1 年 1 0 月 7 日 改正

平成 2 2 年 9 月 3 0 日 改正

平成 2 4 年 1 0 月 1 日 改正

平成 2 5 年 1 2 月 1 2 日 改正

平成 2 7 年 5 月 2 1 日 改正

平成 2 7 年 1 2 月 2 1 日 改正

平成 2 9 年 1 月 1 8 日 改正

平成 3 1 年 1 月 1 1 日 改正

令和 2 年 1 月 1 6 日 改正

〔表－１〕 災害時における連絡・連携体制について（第３条関係）

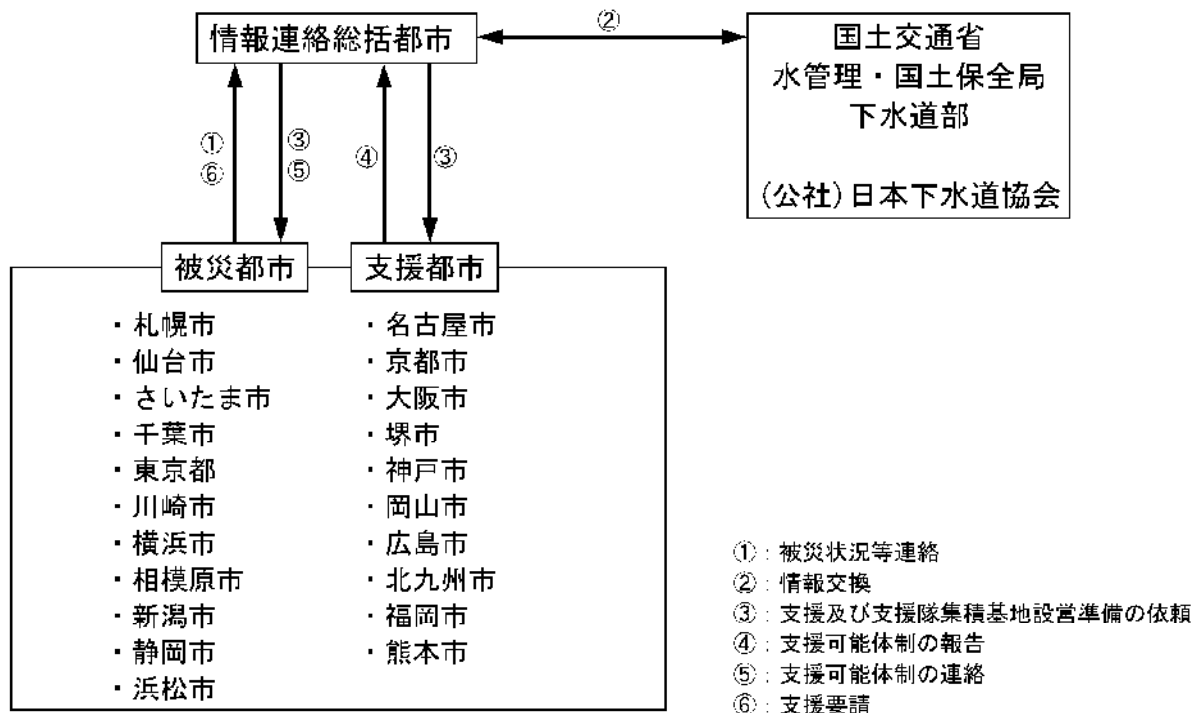
災害時における連絡・連携体制は、被災都市により支援隊集積基地、情報連絡総括都市及び現地支援総括都市を下表のとおり定める。ただし、広域災害等これによりがたい場合は、被災状況に応じて判断する。

ブロック割	被災都市	情報連絡総括都市※	支援隊集積基地	現地支援総括都市
北海道・東北	札幌市	東京都	支援隊集積基地は支援要請都市に設けるものとし、これによりがたい場合は、支援要請都市の周辺自治体に設ける。	支援都市の中から情報連絡総括都市が定める。
	仙台市			
関東	さいたま市	大阪市		
	千葉市			
	東京都			
	川崎市			
	横浜市			
	相模原市			
中部	新潟市	東京都		
	静岡市			
	浜松市			
	名古屋			
近畿	京都市	東京都		
	大阪市			
	堺市			
	神戸市			
中国・四国	岡山市	東京都		
	広島市			
九州	北九州市	大阪市		
	福岡市			
	熊本市			

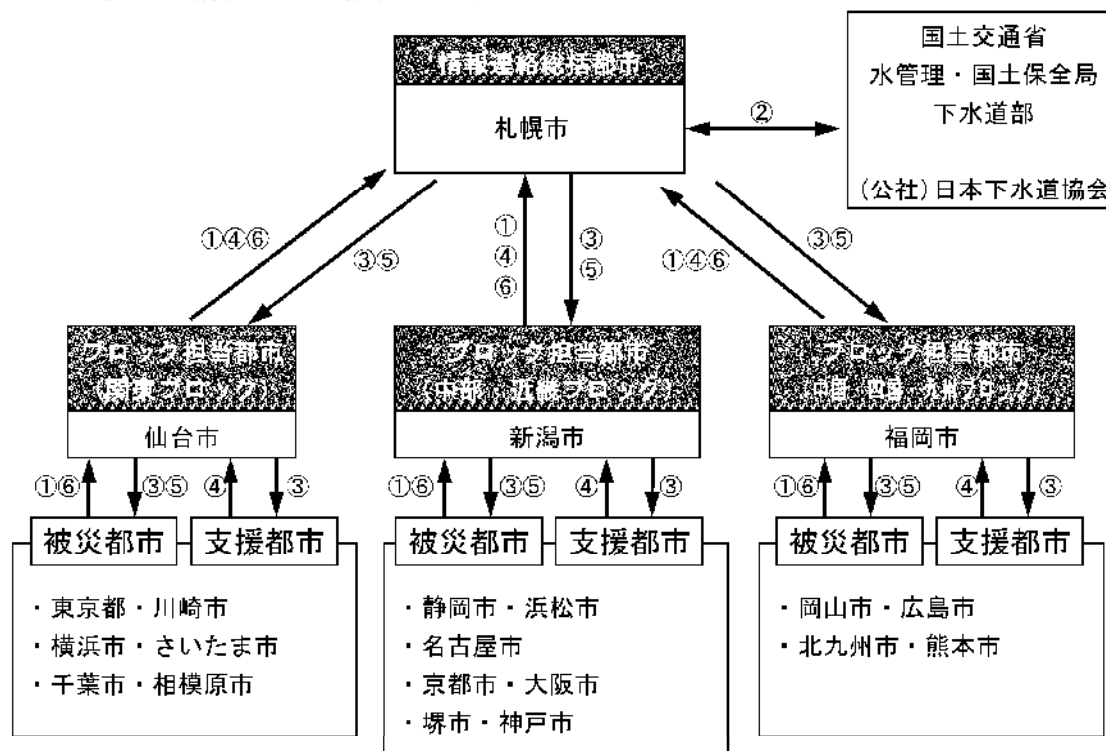
※東京都及び大阪市が共に被災し、情報連絡総括都市の役割を担うことができない場合は、札幌市が情報連絡総括都市となるものとする。この場合において、札幌市は、連絡が取れない場合を除き、事前に両都市と協議を行うものとする。

[表一 2] 緊急時の情報連絡体制（第3条関係）

(1) 東京都及び大阪市が情報連絡総括都市の場合

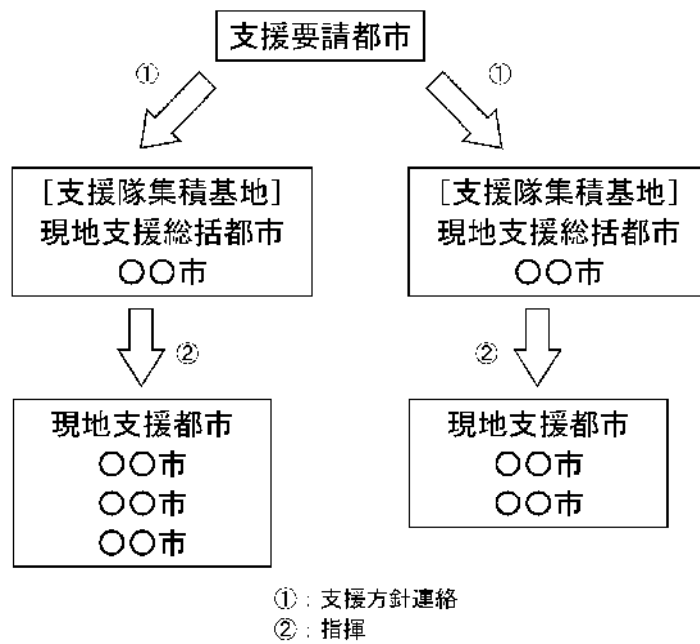


(2) 札幌市が情報連絡総括都市の場合

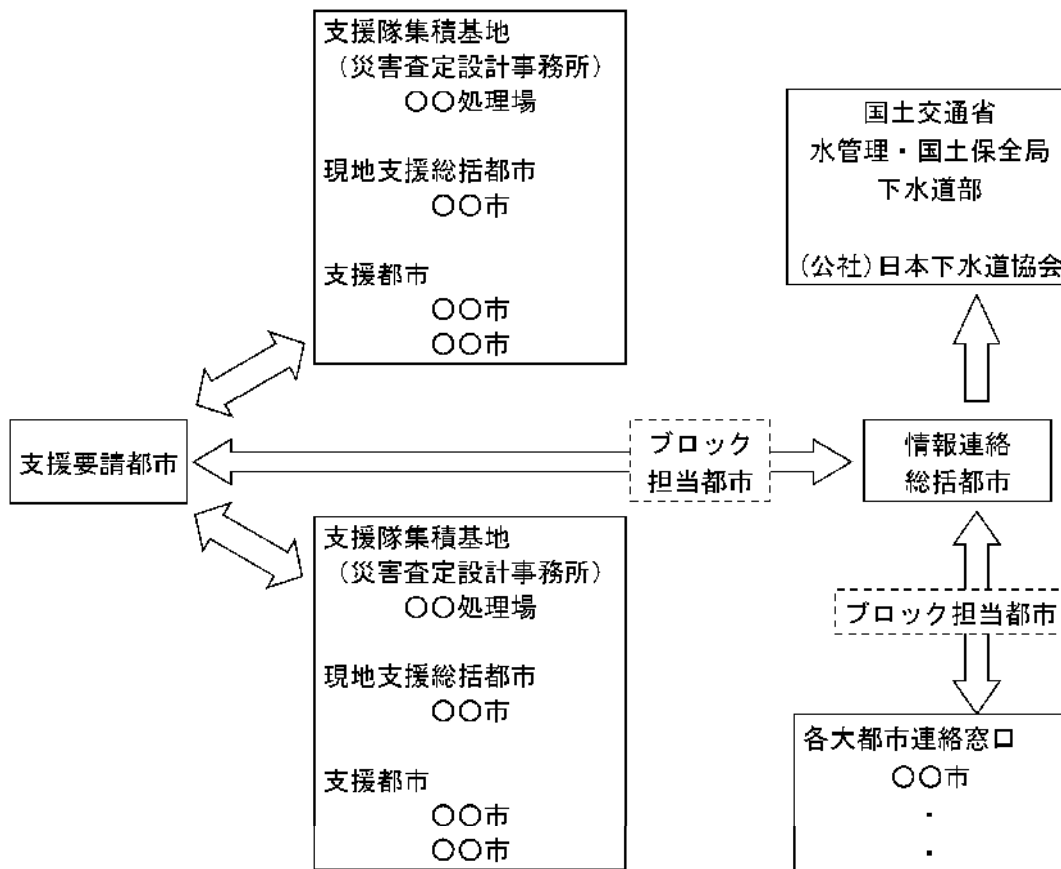


※札幌市が情報連絡総括都市の場合、情報連絡はブロック担当都市を介して行うものとする。また、情報連絡体制はこれを基本とするが、各都市被災状況等これによりがたい場合は状況に応じ判断する。

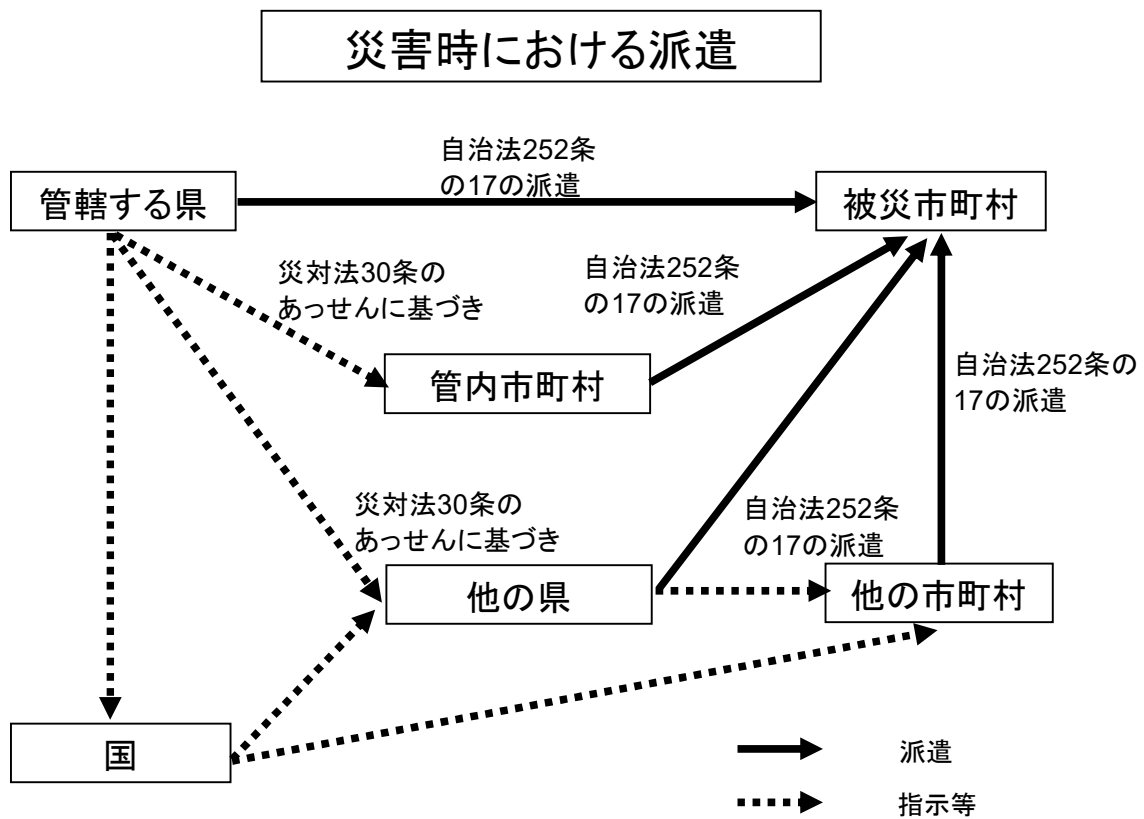
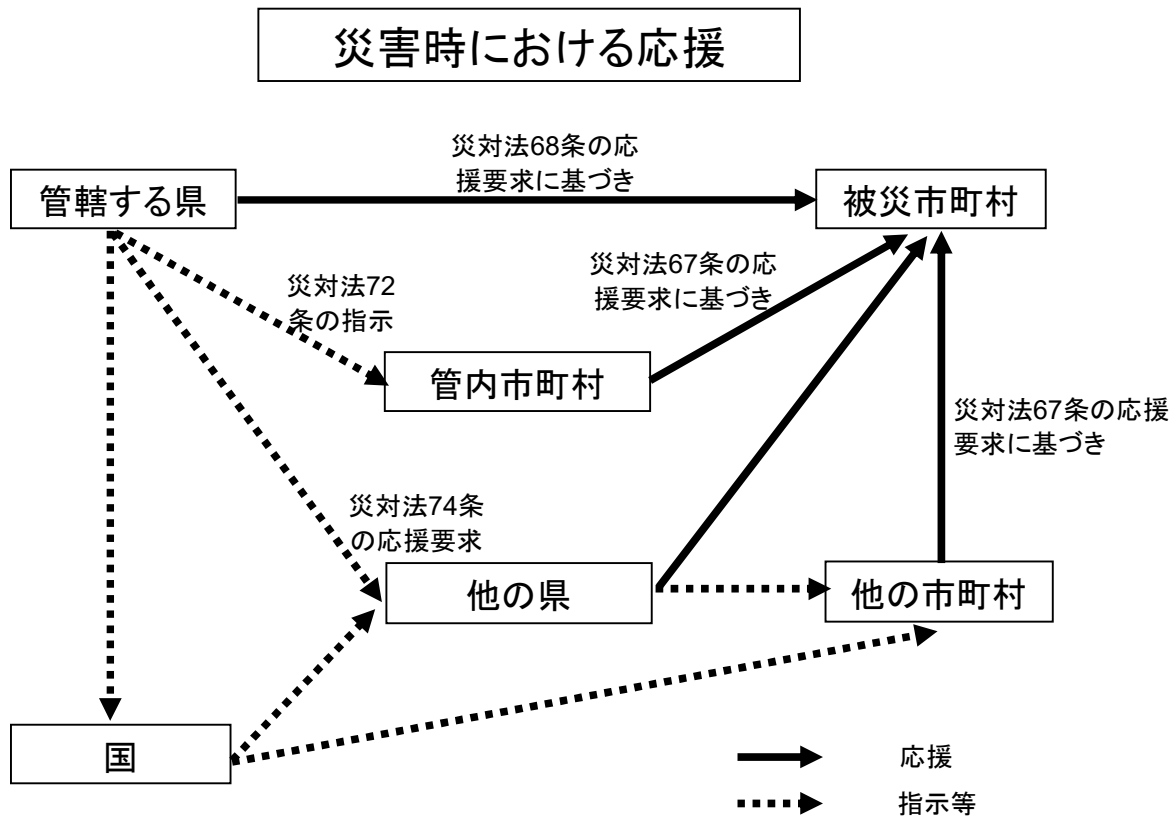
[表-3] 現地指揮連絡体制（第5条関係）



[表-4] 支援開始後の情報連絡体制（第5条関係）



札幌市が情報連絡総括都市の場合、情報連絡はブロック担当都市を介して行う



# 下水道事業における災害時支援に関するルールの解説

令和 2 年 12 月改定

公益社団法人 日本下水道協会  
法 人

## 目 次

1. 「全国ルール」改定の経緯について	35
2. 「全国ルール」と「大都市ルール」との関連について	35
3. 災害時支援ブロック連絡会議について	35
4. ブロック連絡会議幹事について	36
5. 災害時支援全国代表者連絡会議について	36
6. 下水道対策本部について	36
7. 国土交通省の役割（全国ルール第9条）について	38
8. 災害復旧支援活動（「応援」及び「派遣」）について	39
9. 前線基地の現地応援総括者について	41
10. 被災した自治体の役割について	41
11. 災害復旧支援活動にかかる費用負担について	42
12. 参考資料－1「ルールのフロー」について	42
13. 今後、推進が望まれる取組について	43
14. 「全国ルール」における用語について	44
15. 資料	
<資料－1 支援調整時の文書例>	46
様式－①：支援活動可能体制の報告について（依頼）	46
様式－②：支援活動可能体制の報告について（回答）	47
様式－③：支援体制調整結果（案）の連絡について	49
様式－④：応援の要求について（依頼）	50
様式－⑤：支援ブロックへの広域応援の協力について（依頼）	51
<資料－2 全国ルールの詳細フロー（例）>	52
<資料－3 応援活動の役割分担表（例）>	56
<資料－4 平常時の対策>	60
<資料－5 全国ルールにおける用語集>	61

## 下水道事業における災害時支援に関するルール（「全国ルール」）の解説

平成28年4月16日に発生した熊本地震にかかる支援活動の実状を踏まえた「全国ルール」の改定にあたり、ブロック連絡会議や下水道対策本部の運用等の参考となるよう、改定の経緯、補足、変更点、参考となる実績及び参考資料等を「解説」として取りまとめています。

### 1. 「全国ルール」改定の経緯について

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を受け、平成8年1月に「全国ルール」を制定し、大規模災害時の支援体制についての基本的な考え方、関係機関の役割、情報伝達方法などの下水道界の基本ルールを作成しました。

その後、平成16年10月に発生した新潟県中越地震を受け、応援及び派遣された職員の身分及び費用負担の整理、広域的な支援が必要な場合の対応等について見直し、平成19年6月に改定しました。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災を受け、複数の都道府県に被害が跨る場合の広域支援対応等について見直し、平成24年6月に改定しました。

今回の改定においては、支援調整隊の位置づけ、下水道対策本部の業務への「大都市ルールとの調整」の追加、安全への留意等について見直しています。

### 2. 「全国ルール」と「大都市ルール」との関連について

「全国ルール」では、東日本大震災のようなプレート境界型地震や熊本地震のような直下型地震等の大規模な災害が発生し、下水道施設が被災した際、被災した自治体単独では対応が困難な場合、複数の都道府県に跨る広域被災の場合に備えて、都道府県を超える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的としています。

また、大規模な災害が発生した場合、支援（「応援」及び「派遣」）経験を有する大都市の支援が重要であることから、「全国ルール」と「大都市ルール」を調整しながら、大規模な災害に迅速に対処することになっています。例えば、被災ブロックの大都市のうち、被害が少ない大都市がある場合、その大都市は、全国ルールに基づき大都市以外の支援も行います。

### 3. 災害時支援ブロック連絡会議について

平常時の業務をブロック連絡会議で行うこととし、「全国都道府県における災害時の広域支援に関する協定」によるブロック知事会の構成とブロック連絡会議の構成との整合を図るため、オブザーバー県を設置しています。

なお、当該オブザーバーの県内で災害が発生した際は、オブザーバーとして所属していないブロックで対応することとなります。

また、都道府県は第3条第3項のとおり「市町村の災害時緊急連絡網」を作成するとともに、市町村及び下水道関係団体等に対して全国ルール及びブロック連絡会議等の内容について十分に周知するものとしており、周知の徹底の観点から、実施状況をブロック連絡会議に報告することが望まれます。



#### 4. ブロック連絡会議幹事について

幹事は都道府県をもって充て、原則として年1回ブロック連絡会議を開催します（資料－4参照）。また、①幹事の選出、②参加市町村の選出、③ブロック連絡会議構成員に係る緊急連絡網（平日、夜間・休日）の作成、④連絡する災害規模及び報告関係機関等、⑤第6条に規定する下水道対策本部が設置された場合の本部員の選出、⑥資機材リストの集計、⑦訓練、を協議・調整等を行います。

なお、災害時緊急連絡網の作成にあたっては、資料－2に全国ルールの詳細フロー（例）を掲載していますので参考にしてください。

#### 5. 災害時支援全国代表者連絡会議について

支援活動に関する全国的な方策等を調整するため、災害時支援全国代表者連絡会議を設置し、事務局は日本下水道協会とし、原則として年1回開催します（資料－4参照）。

#### 6. 下水道対策本部について

##### (1) 下水道対策本部の位置づけ

下水道対策本部は、災害対策基本法に基づく「災害対策本部」の下水道事業に関する部分についての運営支援を行う組織とし、災害復旧活動の支援業務等（災害対策基本法第67条等に基づく応援要求の調整や後方支援等）を行うものとし、その活動は、任意の調整機能と位置づけられます。

##### (2) 下水道対策本部の設置要件

次の場合に設置するものとします。

- ①震度6弱以上の地震が発生した場合
- ②震度5強以下の地震等で、被災自治体から支援要請を受けた場合
- ③都道府県とブロック連絡会議幹事が調整し必要と判断した場合

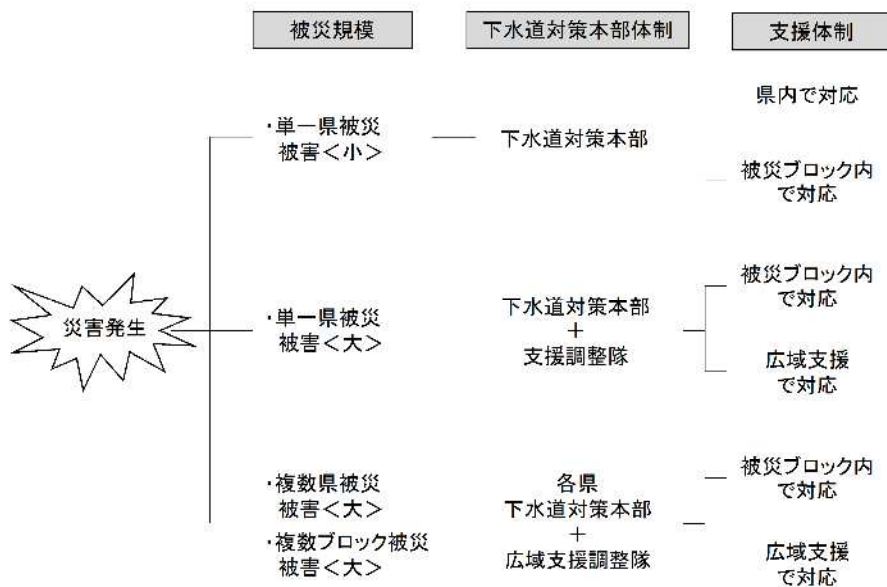
##### (3) 下水道対策本部の組織

下水道対策本部長は、原則として被災都道府県の下水道担当課長とします。

また、被災状況やこれまでの被災ブロックにおける支援及び受援経験等を踏まえ、被災したブロック以外の広域支援調整や被災したブロック内の自治体への支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省の総合調整の上、下水道対策本部内に支援調整隊を設置することができることを今回新たに追加しました。なお、リーダーシップを発揮しやすいよう、支援調整隊の隊長は、下水道対策本部に参集した国土交通省の職員が担うことや、また、機動的かつ効率的に活動できるよう、支援調整隊の隊員は、下水道対策本部に参集した下水道対策本部員から隊長が必要に応じて指名するものとしました。

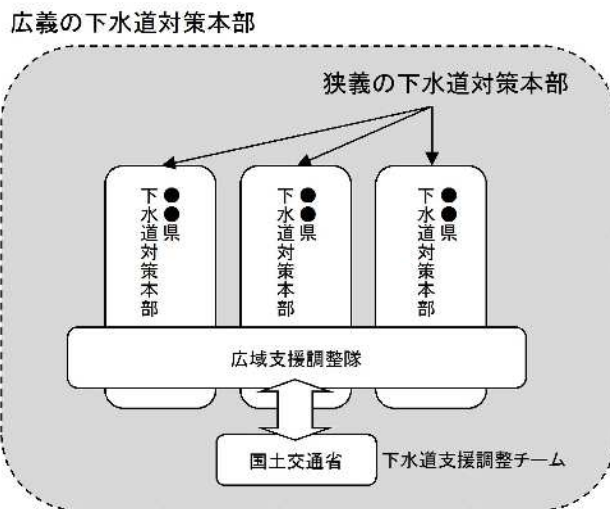
熊本地震の際には、現地支援本部と称し、支援調整等の下水道対策本部の業務を行いましたが、下水道対策本部と名称の明確化を図るため、支援調整隊に改称しました。

被災規模による下水道対策本部の体制イメージを図－1に示します。



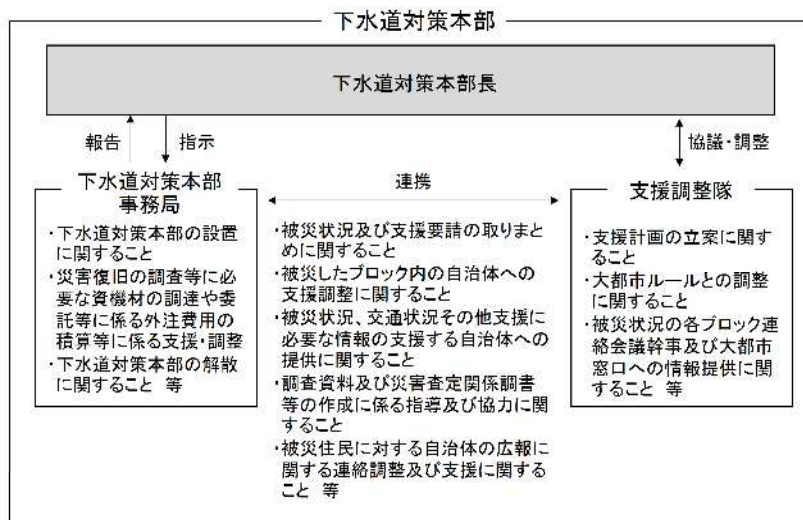
図－１ 被災規模による下水道対策本部の体制イメージ

東日本大震災のような複数の都道府県に跨る広域被災の場合には、図－２に示すように、被災した各県に（狭義の）下水道対策本部が設置され、支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省の総合調整により、広域支援調整隊を設置することができます。また、国土交通省下水道部内に下水道支援調整チームが設置され、被災自治体、支援自治体及び関係する団体を総括的に（広義の）下水道対策本部として対応することになります。



図－２ 複数県に跨る広域被災における下水道対策本部のイメージ

下水道対策本部には、第7条第4項のとおり、下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置くこととなっており、熊本地震における下水道対策本部事務局と支援調整隊（当時：現地支援本部）の役割分担の例を図－３に示します。



図－3 下水道対策本部事務局と支援調整隊の役割分担の例

#### (4) 下水道対策本部の設置場所

下水道対策本部は、原則として被災都道府県の本庁舎所在地に設置します。

なお、東日本大震災では、岩手県、宮城県等に下水道対策本部を設置したことに加え、東北地方整備局に広域支援調整隊（当時：現地支援本部）を設置し、連携を図りながら対応しました。

#### (5) 下水道対策本部の構成員

構成員の身分及び費用は、「ブロック知事協定」等で特に定めがある場合を除き、(1)のとおり、下水道対策本部の位置づけに鑑み、構成員の属する組織・団体の身分及び費用による参加とします。これは、下水道対策本部での支援活動が、災害対策基本法に基づく災害復旧支援活動（「応援」及び「派遣」）と異なることから、「自主的な参加」としているためです。

#### (6) 支援計画の立案

支援計画の立案においては、災害査定の期限を考慮し、災害査定設計書の作成に至るまでの支援体制が適切な規模となるよう計画する必要があります。

### 7. 国土交通省の役割（全国ルール第9条）について

ライフラインである下水道施設の早期の機能復旧は、被災した国民の生活にとって必要不可欠であることから、下水道対策本部の活動を迅速かつ的確に実施するとともに、十分な支援体制を構築する必要があります。

阪神淡路大震災、新潟県中越・中越沖地震、東日本大震災、熊本地震等において、国土交通省水管理・国土保全局下水道部及び地方整備局は、現地の下水道対策本部へ職員を派遣するなど、下水道対策本部、被災自治体及び支援自治体等と連携し、支援活動の総合調整を行ってきたことを踏まえ、国土交通省の役割は、ブロック内及び広域支援による支援・応援活動等の「総合調整」を行うこととしています。なお、自治体においては、自主的に行動していくことも必要です。

また、熊本地震においても東日本大震災と同様に災害査定の簡素化に関する通知が発出される等、今後も災害査定に至るまでの業務の迅速化・効率化について検討する役割があります。

## 8. 災害復旧支援活動（「応援」及び「派遣」）について

「全国ルール」では、対策本部設置から災害査定資料作成等までの支援活動を想定していますが、それ以降の支援活動も含めて考え方を整理します。

### (1) 災害復旧支援活動の位置づけ

災害が発生し、被災自治体へ他の自治体が応急対策、災害復旧の支援を行う場合、災害対策基本法及び地方自治法第 252 条の 17 に定める「応援」及び「派遣」の規定に基づき実施します。これは、災害復旧支援活動を行う際には、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意することが重要ですが、職員が二次災害等に遭遇した場合の措置等を明確にするため、災害復旧支援活動を災害対策基本法及び地方自治法に基づく活動に位置づけたものです。

表－1 災害対策基本法における「応援」と「職員の派遣」の位置づけ（参考）

区 分	応援 (災対法第 6 7、6 8、7 4 条)	職員の派遣 (災対法第 2 9～3 3 条)
性 質	マンパワーとしての人員に着目するが多い。	職員個人の有する技術・知識・経験等に着目。
期 間	短期。	原則として長期にわたる。
事 務	災害応急対策を実施するために必要なこと。	災害応急対策又は災害復旧に関し必要なこと。
身 分	身分異動を伴わない。	派遣先の身分と併任。
指揮・監督	応援隊が一隊となって派遣先の指揮下に入る。	個人的に派遣先に分属する。

(出典；逐条解説 災害対策基本法 [第三次改訂版] p424)

なお、災害対策基本法第 29 条に規定されている「職員の派遣」は国の職員に適用されるもので、(3)のとおり、地方公共団体の職員の場合は地方自治法第 252 条の 17 の規定によることとなります。詳細は同法の手続きを参照してください。

### (2) 「応援」を実施する場合の手続き

災害対策基本法に基づく「応援」を実施する場合、被災自治体及び応援自治体間において、災害対策基本法第 67 条（市町村長等相互の場合）、同第 68 条（市町村長等が都道府県知事に対して行う場合）又は同第 74 条（都道府県知事等相互の場合）に基づき手続きを行います。

なお、手続きは文書（又は電磁的記録）で行いますが、緊急でやむを得ない場合は電話又はファクシミリ、メール等により応援要請を行い、後日文書（又は電磁的記録）を速やかに提出します。

また、応援要請を行う際は、全国知事会、全国市長会及び全国町村会等を経由で別途、要請を行う可能性があり、応援要請が重複しないよう、被災自治体内において予め調整を行うことが望まれます。

### (3) 「派遣」を実施する場合の手続き

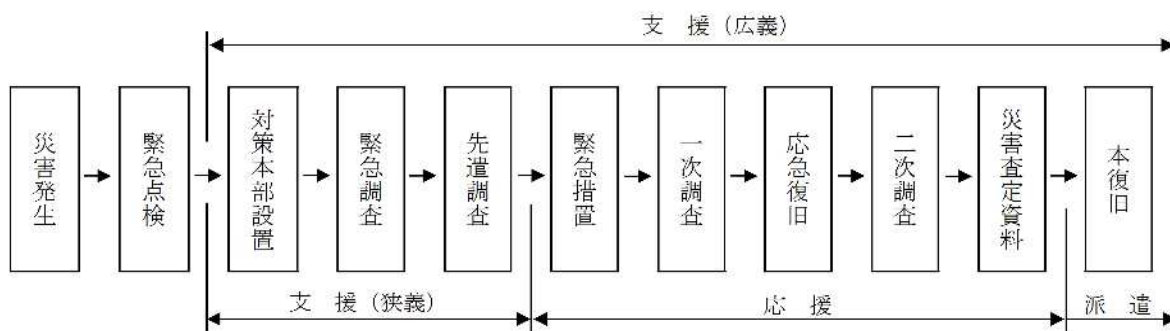
自治体の職員を派遣する場合は、地方自治法第 252 条の 17（職員の派遣）に基づく手続きを行います。

#### (4) 支援、応援、派遣の区分

他の自治体が被災自治体で実施する活動は、災害対策基本法及び地方自治法に基づき、「応援」や「派遣」と位置づけられます。よって、災害対策基本法及び地方自治法に基づく「応援」や「派遣」以外の活動である、「下水道対策本部の活動」や「他の自治体を実施する先遣調査」等は、他の自治体等の職員が所属組織・団体の身分及び費用による参加としての「支援（狭義）」の位置づけとなります。

なお、二次災害の未然防止と安全確保の作業である「緊急点検」と、「緊急調査」は被災自治体による対応が基本となります。

また、「現地調査」として、下水道対策本部設置直後に、国土交通省の総合調整のもと下水道対策本部と共に、自主的に国土交通省及び日本下水道協会等が、支援規模の概要把握や広域支援要請の判断を行うことも想定しています。



図－４ 支援、応援、派遣の区分のフロー（参考）

支援（広義）：対策本部の設置、緊急調査、先遣調査、応援活動及び派遣活動（支援活動時点では、広義で捉えている）

支援（狭義）：対策本部設置、緊急調査、先遣調査

応援：支援のうち、災害対策基本法第 67、68 又は 74 条等に基づき、調査・復旧活動等のため被災自治体に職員を提供すること

派遣：支援のうち、地方自治法第 252 条の 17 に基づき、調査・復旧活動等のため被災自治体に職員を提供すること

災害発生から本復旧までの項目を区分すると、図－４のフローのようになります。これまでの災害では、支援組織が支援体制を確立するために行う「先遣調査」までを「支援（狭義）」、緊急措置から災害査定資料作成までを「応援」、本復旧以降を「派遣」としている例が多くありましたが、これらの区分は実状に合わせて柔軟に対応する必要があります。

なお、東日本大震災においては、被災直後に、国土交通省、東京都、日本下水道事業団、日本下水道協会が被災状況の把握のため東北地方の現地調査を行うとともに、大都市間ルール等に基づき新潟市、大阪市が仙台市、千葉市の被害状況把握のための現地調査を行うため、職員を派遣しました。

さらに、国土交通省は、被災地方公共団体とも調整し、名古屋市、大阪市、神戸市に対し、岩手県、宮城県、福島県における先遣調査のための職員派遣の検討を依頼し、各都市は、その後もアドバイザー都市として、支援活動を行いました。一方、仙台市の支援活動のアドバイザーは政令市である新潟市が行いました。

それ以降の被災一般市町村に対する、全国の地方公共団体による広域支援については、国土交通省の総合調整のもと、大都市窓口、アドバイザー都市、日本下水道協会が各大都市、各ブロック幹事と連携し、職員の応援に係わる連絡調整を行いました。

また、東日本大震災では、「全国ルール」により出動した他の自治体（都道府県及び大都市を除く市町村）が被災自治体で実施する一次調査までの活動については、短期の職務命令による派遣の扱い（公務出張）を前提に支援要請を行いました。

熊本地震では、前震2日後に発生した本震を受け、熊本県と国土交通省による調整の結果、本震翌日に熊本県庁内に支援調整隊（当時：現地支援本部）を設置し、復旧に向けた支援調整を図った結果、熊本市を除く熊本県内の自治体の支援においては、ブロックを跨いでの広域支援を行わず、北九州市及び福岡市を中心として、九州ブロック内の自治体のみで支援を行いました。

## 9. 前線基地の現地応援総括者について

現地応援総括者は、国土交通省の総合調整の上、被災自治体に設置された前線基地において、リーダーとして現地の応援を円滑に行い、下水道対策本部と綿密に連絡調整することとします。

新潟県中越地震では、広範囲な被害に対し、3地区に部隊を割り振り、それぞれに大都市がリーダーとなって支援・応援にあたりました。

東日本大震災では、広域支援が必要であったため、被災県内に（狭義の）下水道対策本部が設置され、支援を受けた被災自治体内に前線基地が設置され、被災自治体が現地応援総括者機能を担い対策本部と連絡調整を行いました。

熊本地震では、下水道対策本部が設置された地域を中心とした被害であったため、前線基地は設置されませんでした。

## 10. 被災した自治体の役割について

応援隊の受入に対して、応援活動が円滑に行えるように、必要な情報や資料等を用意します。

### (1) 情報提供

現地への交通・アクセス状況、資機材リスト（マンホール蓋開器具等）、水・食糧事情等について情報を提供します。

なお、終末処理場等に宿泊が可能な場合は、その情報も提供し、民間の宿泊施設を使用してもらう場合は、応援する自治体が確保することを基本とします。

### (2) 資料提供

被災状況、下水道台帳（紙ベースを複数用意）、連絡体制表等について資料を提供します。

なお、緊急調査あるいは先遣調査の部隊に、可能な限りそれまでの間に収集できた情報を提供します。

また、下水道台帳の整備に当たっては、平常時から、路線番号やマンホール番号等を正確に付けておくことにより、混乱が生じないようにしておくことも重要です。



## 11. 災害復旧支援活動にかかる費用負担について

### (1) 応援する職員及び応援に要する費用の負担

災害対策基本法第 92 条（指定行政機関の長又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担）の規定により、応援を受けた公共団体が当該応援に要した費用（職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費、応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等）を負担します。（出典；逐条解説 災害対策基本法〔第三次改訂版〕 p423）

なお、熊本地震では、総務副大臣より「平成 28 年熊本地震に係る地方公営企業の減収対策等に対する繰出金について（通知）」及び総務省自治財政局公営企業課より「平成 28 年熊本地震に係る地方公営企業の減収対策等に対する地方財政措置等について」が発出されており、災害によっては、応援した地方公共団体において特別交付税が措置される場合もありますので、その際は活用してください。

### (2) 派遣に要する費用の負担

地方自治体職員の派遣に要する費用の負担は、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分を合わせ有することとなるものとし、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担としています。

### (3) 請負及び委託等に係る外注経費

TV カメラ調査、資料作成等の業務の積算にあたっては、積算基準、標準歩掛り及び公共工事労務費単価等を用いますが、積算基準等で想定していない遠隔地からの旅費、運搬費等については、実態に合わせて別途積み上げる必要があります。

これまで、被害が甚大で広域にわたる場合等の際には、広域被災地を分割して、多数の TV カメラ調査（ジェット洗浄、バキューム等付随作業を含む）が必要な場合、遠隔地から多数の調査業者が派遣されることになりました。このような場合、必要な経費については、適切に計上する必要があります。

なお、災害発生時に個々の被災自治体が細部にわたる詳細な積算を行うことは極めて困難なため、下水道対策本部等において、「積算支援」等を行う場合は、作業部会を設置して対応する必要があります。

## 12. 参考資料－ 1 「ルールのフロー」について

- ① 「単一の都道府県内」が被災した場合（フローⅠ）と、東日本大震災を教訓に「複数の都道府県に跨り」被災した場合（フローⅡ）に区分して記載しています。
- ② 連絡体制のフロー「広域支援が必要な場合」では、まず現地の状況をつかんでいる「被災ブロック内連絡会議幹事」や「被災ブロック内大都市」を経由することとしています。ただし、状況によっては「被災ブロック内連絡会議幹事」や「被災ブロック内大都市」を経由せずに要請できることとしています。
- ③ フローⅡでは、広域支援を円滑に実施できるようにするため、被災自治体、支援自治体及び関係する団体を総括的に（広義の）下水道対策本部として対応することを表しています。

- ④ 下水道対策本部は、支援体制の確立に向けて、手続きを文書（又は電磁的記録）によることを原則とします。様式については、資料－１の支援調整時の文書例を参考にしてください。
- ⑤ 資料－２に時系列による関係団体ごとの連絡・調整・活動状況を、資料－３に応援活動の役割分担表（例）を示していますので、参考にしてください。

### 13. 今後、推進が望まれる取組について

#### (1) B C Pの見直し

今後、大規模地震が想定されていることから、下水道管理者は、段階的かつ計画的に地震対策を推進する必要があります。また、被災後の広域支援を迅速かつ円滑に進めるとともに早期の復旧、復興を促進するため、各自治体は下水道B C P（下水道事業における事業継続計画）を適切に見直していくことが望まれます。

#### (2) B C Pに基づく訓練

全国ルール第 3 条第 2 項「ブロック連絡会議」、第 5 条第 2 項「全国代表者連絡会議」、第 7 条第 1 項「下水道対策本部」を構成する第 3 条第 2 項第 8 号から第 11 号までの関連団体においては、これまで震災後の迅速な復旧活動に尽力していることから、支援や復旧活動の経験を活かせるよう、平常時において、災害時の支援や応急対策等に係る協定を締結し、自治体等の防災訓練等に参加しています。

また、初動時の迅速かつ的確な対応が重要であることから、第 4 条第 2 項第 7 号「ブロック内の情報連絡訓練」だけでなく、各市町村でも下水道B C Pに基づく初動訓練を行うことも重要です。

#### (3) 受援力の向上

被災した自治体においては、支援する自治体を円滑に受け入れるとともに、支援活動が安全かつ効率的に進められるよう、受入れ準備など、いわゆる「受援力」を高めておく必要があります。

#### (4) 現地情報の提供と下水道台帳等下水道情報の準備

日本下水道協会では、現地への交通・アクセス状況、資機材の備蓄情報等を支援自治体等に提供するため、日本下水道協会のホームページ内に「災害時下水道事業関連情報サイト」を構築していますので、是非とも活用してください。

また、災害復旧支援活動には、下水道台帳等の下水道情報が重要であり、上記サイトでは平常時に下水道台帳データを掲載し、災害時に支援自治体等における閲覧が可能となる機能も兼ね備えていますので、あわせて活用してください。

#### (5) 災害査定に向けた取組

都道府県単位で復旧方針・方法を事前に作成しておくことが望まれます。

また、道路管理者との復旧範囲等の調整や震災前の状況把握（浸入水など）を事前に行っておくことも望まれます。

#### (6) 関連団体との連携強化

熊本地震では、図－５のとおり、二次調査において日本下水道管路管理業協会と全国上下水道コンサルタント協会が連携しながら作業することにより、事前に様式を統一する等、二次調査結果の整理がより効率的に行えたとの報告もあります。

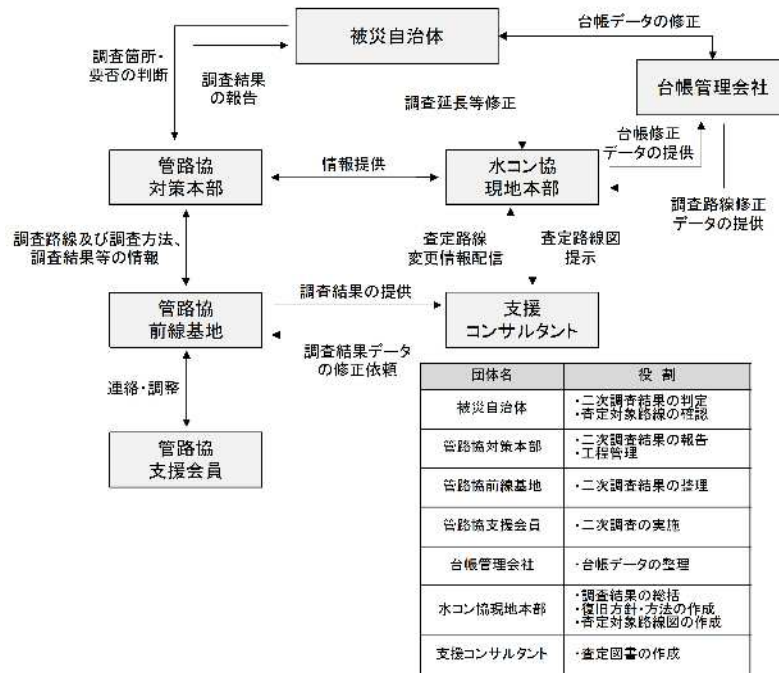


加えて、二次調査を効率的に実施するため作業状況把握を目的に、一次調査から携わることも考えられます。

なお、要請に基づき携わる場合には、要請した自治体が適切な費用を負担する必要があります。

協定が未締結の自治体においても、今後、協定の締結、契約方法の検討、仕様書の作成等、平常時から関連団体との連携を一層図ることが望まれます。

また、実際に関連団体へ応援要請を行う際には、準備期間を考慮し、集合場所や車両基地等を含め早期の情報提供が望まれます。



図－５ 熊本地震における二次調査作業体制の例

(7) 排水設備の点検に向けた取組

熊本地震において、下水道は使用できるが、排水設備の点検が行われなかったためトイレが使用できなかった事例を踏まえ、避難所などの重要施設に限定し、管工事組合と事前に協定を締結することで、給水装置の復旧と併せて排水設備の点検を実施してもらう方策も考えられます。

14. 「全国ルール」における用語について

資料－５に「全国ルール」における用語集をまとめましたので、参考にしてください。

## 15. 資料

<資料－1 支援調整時の文書例>

様式－①：支援活動可能体制の報告について（依頼）

様式－②：支援活動可能体制の報告について（回答）

様式－③：支援体制調整結果（案）の連絡について

様式－④：応援の要求について（依頼）

様式－⑤：支援ブロックへの広域応援の協力について（依頼）

<資料－2 全国ルールの詳細フロー（例）>

<資料－3 応援活動の役割分担表（例）>

<資料－4 平常時の対策>

<資料－5 全国ルールにおける用語集>

<資料－1 支援調整時の文書例>

(様式一①)：支援活動可能体制の報告について (依頼) 非公式文書)

平成 年 月 日

◇◇ブロック連絡会議幹事 ◇◇県下水道課長  
大都市窓口都市 ■■市下水道局長 様

□□災下水道対策本部長

△△県土木部下水道課長

支援活動可能体制の報告について (依頼)

□□災により、△△県下において下水道施設に多大な被害が生じており、当該ブロック内での対応では困難であるため、当該ブロック外市町村若しくは大都市の支援が必要と考えられますので、支援が可能な場合は、別紙「支援活動可能体制の報告」により、報告をお願いします。

連絡先 △△県土木部下水道課  
TEL  
FAX  
メールアドレス

(様式一②)：支援活動可能体制の報告について (回答) 非公式文書

平成 年 月 日

◇◇ブロック連絡会議幹事 ◇◇県下水道課長  
大都市窓口都市 ■■市下水道局長 様

▲▲市下水道局長

支援活動可能体制の報告について (回答)

平成 年 月 日により依頼のありました標記について、別紙のとおり報告します。

別紙「支援活動可能体制の報告」

連絡先 ▲▲市下水道局  
TEL  
FAX  
メールアドレス

## 支援活動可能体制の報告

○ 支援項目

支援都市名	人員 (人)	支援可能資機材						出発可能日	支援開始 可能日	備 考
		車両 (台)	バキューム車 (台)	テレビカメラ車 (台)	仮設ポンプ (台)	その他資機材 (台)				

支援可能班数だけ、可能な日程箇所(1班当り人数)を記入する。

班数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
12月1日	12月2日	12月3日	12月4日	12月5日	12月6日	12月7日	12月8日	12月9日	12月10日	12月11日	12月12日	12月13日	12月14日	12月15日	12月16日	12月17日	12月18日	12月19日	12月20日	
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				

・1班あたり〇名で構成

平成 年 月 日

支援可能自治体  
被災自治体 様

□□災下水道対策本部長

△△県土木部下水道課長

支援体制調整結果(案)の連絡について

□□災下水道対策本部において、□□災による△△県下における支援体制調整結果(案)ができましたので、連絡します。

支援自治体と被災自治体との間において、災害対策基本法第67条(他の市町村長等に対する応援の要求)等に基づく応援要求を行うに当たっては、この支援体制調整結果(案)を参考にしてください。

	被災自治体	支援自治体
1	☆☆町	★★市、◆◆市
2	○○村	●●市、■市
	・	
	・	
	・	
	・	

連絡先 △△県土木部下水道課  
TEL  
FAX  
メールアドレス

(様式一④)：応援の要求について (依頼) ☆☆町の公式文書)

☆☆第 号  
平成 年 月 日

★★市長 様

△△県☆☆町長  
(公印省略)

□□災に伴う下水道施設復旧のための応援の要求について (依頼)

□□災の発生に伴い、当町において下水道施設に甚大な被害が発生しました。

つきましては、貴市に災害対策基本法第67条、68条及び第74条等\*、並びに「下水道事業における災害時支援に関するルール」等の規定の基づき、応援の要求をいたします。

なお、詳細については、別途協議いたします。

※災害対策基本法の適用条文による

連絡先 △△県☆☆町  
TEL  
FAX  
メールアドレス

(様式一⑤)：支援ブロックへの広域応援の協力について（依頼）      △△県の公式文書)

☆☆第            号  
平成 年 月 日

◇◇ブロック

■ ■ 府、○ ○ 県、● ● 県、▽ ▽ 県  
各 下水道担当課長

△△県土木部下水道課長  
( 公 印 省 略 )

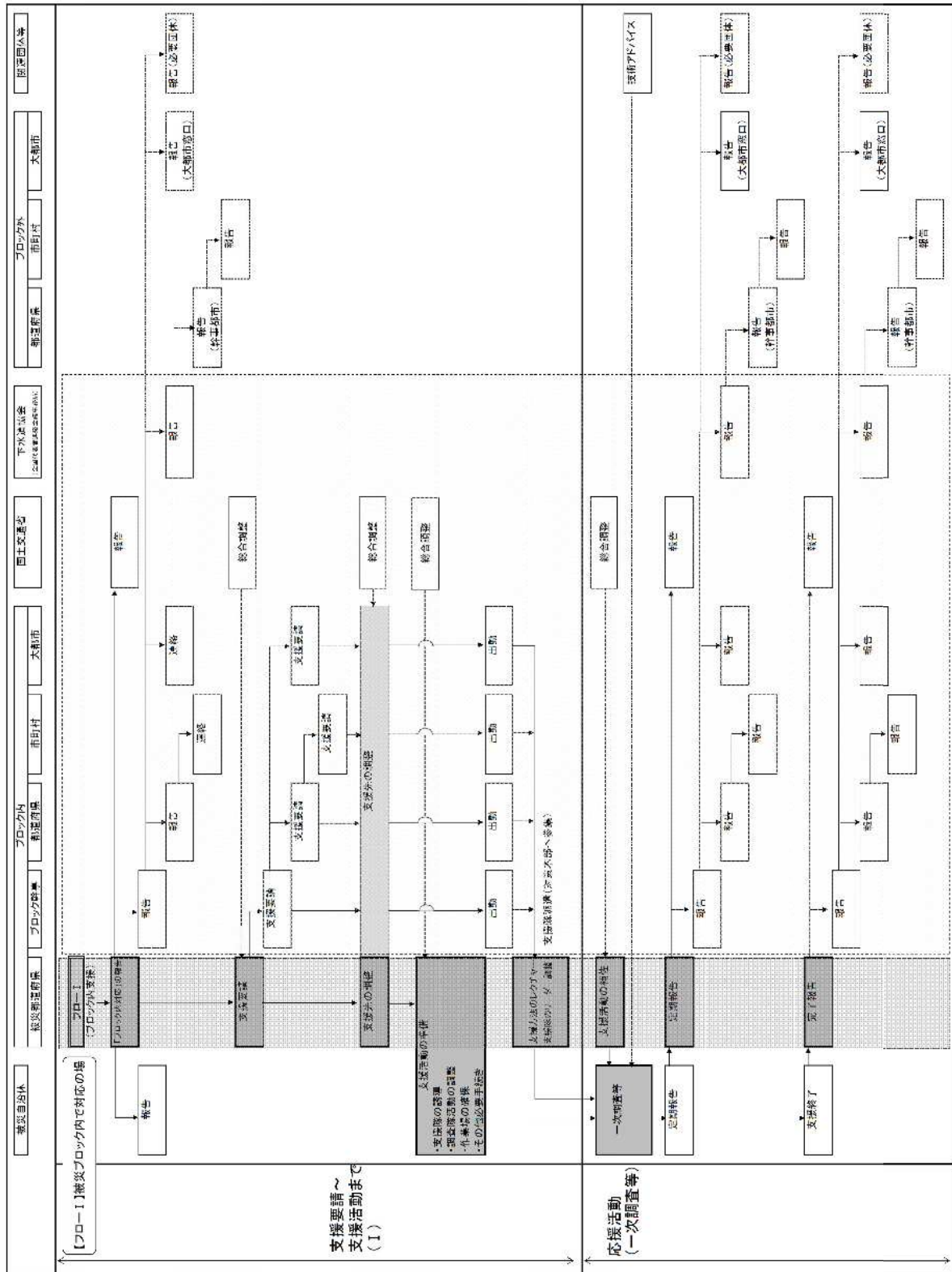
□□災による応援協力について（依頼）

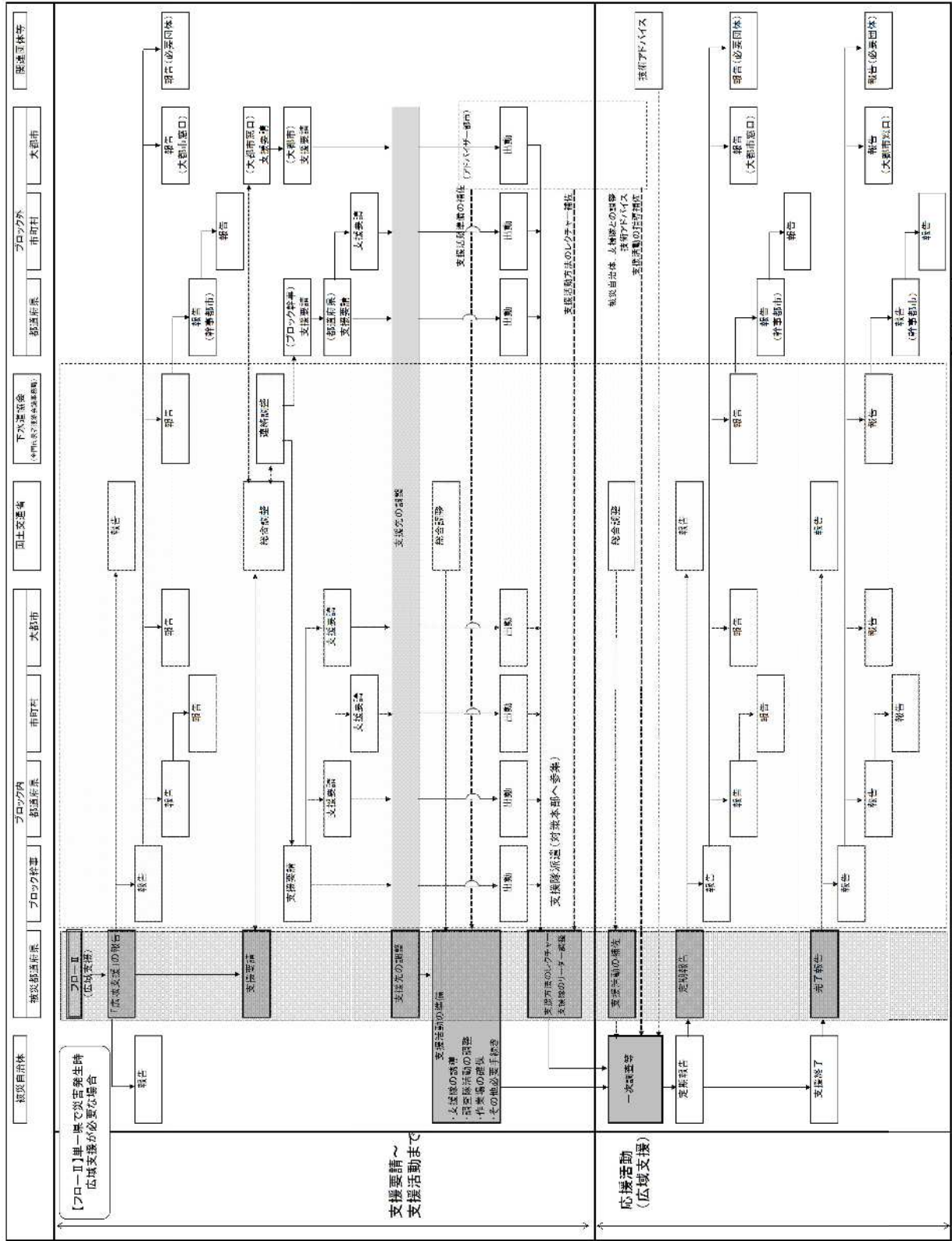
□□災により、県内の下水道施設にも甚大な被害が発生しました。  
つきましては、貴県及び貴県内の市町村におかれましては、本県におけるこのような事情をご理解  
いただき、被災市町村に対する支援についてご配慮いただければ幸いです

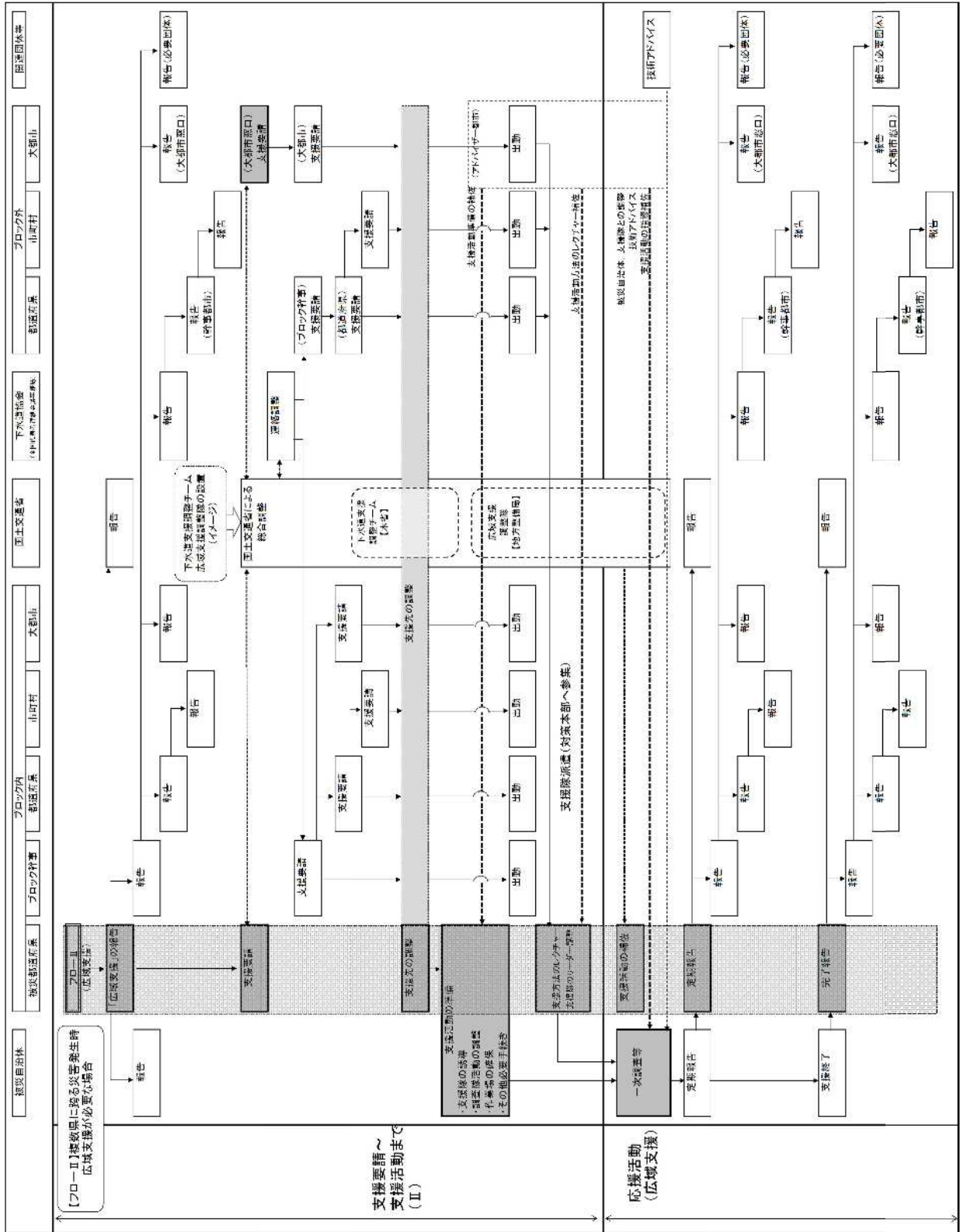
連絡先   △△県土木部下水道課  
          T E L  
          F A X  
          メールアドレス











<資料-3 応援活動の役割分担表（例）>

単一県で災害発生時：被災ブロック内での対応の場合（支援調整隊の設置なし）

	応援活動参加者	主たる役割
下水道 対策 本部員	被災都道府県	下水道対策本部の本部長 第8条第1項に定める業務 被災自治体との連絡調整 国土交通省との連絡調整
	被災ブロック 連絡会議幹事	下水道対策本部長の補佐 ブロック連絡会議構成員への情報伝達
	被災ブロック内の大都市	下水道対策本部長の補佐
	予め定められた被災ブロッ ク内の都道府県、一般市	下水道対策本部長の補佐
	日本下水道事業団	下水道対策本部長の補佐 下水道施設（処理場・ポンプ場）の被害状況把握・復旧計画の調整 技術アドバイス
	関連団体	下水道対策本部長の補佐 民間団体への情報伝達
	日本下水道新技術機構	下水道対策本部長の補佐 被害状況の把握 技術アドバイス
	日本下水道協会	下水道対策本部長の補佐 全国各ブロック連絡会議幹事への情報伝達
	現地応援総括者	下水道対策本部との連絡調整 応援活動の補佐
-	大都市窓口	大都市への情報伝達 大都市ルールでの応援調整
	被災ブロック内応援自治体	応援隊の派遣、応援活動
	被災自治体	情報提供（現地への交通状況、資機材リスト、食料） 資料提供（被災状況、下水道台帳、連絡体制表） 応援隊受入れ態勢の準備
特別 本部員	国土交通省	応援活動の総合調整
	地方整備局等	情報の集約

※下水道対策本部員は、被災都道府県と国土交通省の調整の上、必要に応じて下水道対策本部へ参集する。

単一県で災害発生時：被災ブロック内で対応の場合（支援調整隊の設置あり）

	応援活動参加者	主たる役割	
下水道 対策 本部員	被災都道府県	下水道対策本部の本部長 第8条第1項に定める業務 被災自治体との連絡調整 支援調整隊との連絡調整	
	支援 調整隊	国土交通省（特別本部員）	支援調整隊の隊長 第8条第1項に定める業務の一部
		被災ブロック 連絡会議幹事	支援調整隊長の補佐 ブロック連絡会議構成員への情報伝達
		被災ブロック内の大都市	支援調整隊長の補佐
		関連団体	支援調整隊長の補佐 民間団体への情報伝達
		日本下水道協会	支援調整隊長の補佐 全国各ブロック連絡会議幹事への情報伝達
		予め定められた 被災ブロック内の都道府県、一般市	下水道対策本部長の補佐
		日本下水道事業団	下水道対策本部長の補佐 下水道施設（処理場・ポンプ場）の被害状況把握・復旧計画の調整 技術アドバイス
		日本下水道新技術機構	下水道対策本部長の補佐 被害状況の把握 技術アドバイス
		現地応援総括者	支援調整隊との連絡調整 応援活動の補佐
-	大都市窓口	大都市への情報伝達 大都市ルールでの応援調整	
	被災ブロック内応援自治体	応援隊の派遣、応援活動	
	被災自治体	情報提供（現地への交通状況、資機材リスト、食料） 資料提供（被災状況、下水道台帳、連絡体制表） 応援隊受入れ態勢の準備	
特別 本部員	国土交通省	応援活動の総合調整	
	地方整備局等	情報の集約	

※下水道対策本部員は、被災都道府県と国土交通省の調整の上、必要に応じて下水道対策本部へ参集する。

単一県で災害発生時：広域支援が必要な場合（支援調整隊の設置あり）

	応援活動参加者	主たる役割	
下水道 対策 本部員	被災都道府県	下水道対策本部の本部長 第8条第1項に定める業務 被災自治体との連絡調整 支援調整隊との連絡調整	
	支援 調整隊	国土交通省（特別本部員）	支援調整隊の隊長 第8条第1項に定める業務の一部
		被災ブロック 連絡会議幹事	支援調整隊長の補佐 ブロック連絡会議構成員への情報伝達 （支援ブロック連絡会議幹事との連絡調整）
		被災ブロック内の大都市	支援調整隊長の補佐 （大都市窓口との連絡調整）
		アドバイザー都市	アドバイザーとして支援調整隊長の補佐 先遣活動（現地情報の入手、被災状況の把握、応援規模の 概要把握） アドバイス（支援活動方法のレクチャー、被災自治体・応 援隊との調整、技術アドバイス）
		関連団体	支援調整隊長の補佐 民間団体への情報伝達
		日本下水道協会	支援調整隊長の補佐 全国各ブロック連絡会議幹事への情報伝達 支援ブロック連絡会議幹事との連絡調整 被災直後の状況把握（現地調査）
		予め定められた 被災ブロック内の都道府県、一般市	下水道対策本部長の補佐
		日本下水道事業団	下水道対策本部長の補佐 下水道施設（処理場・ポンプ場）の被害状況把握・復旧計 画の調整 技術アドバイス
		日本下水道新技術機構	下水道対策本部長の補佐 被害状況の把握 技術アドバイス
		現地応援総括者	支援調整隊との連絡調整 応援活動の補佐
		支援ブロック連絡会議幹事	ブロック連絡会議構成員への情報伝達 全国ルールでの応援調整
		大都市窓口	大都市への情報伝達 大都市ルールでの応援調整
-	被災ブロック内外の応援自治体	応援隊の派遣、応援活動	
	被災自治体	情報提供（現地への交通状況、資機材リスト、食料） 資料提供（被災状況、下水道台帳、連絡体制表） 応援隊受入れ態勢の準備	
特別 本部員	国土交通省	応援活動の総合調整	
	地方整備局等	情報の集約	

※下水道対策本部員は、被災都道府県と国土交通省の調整の上、必要に応じて下水道対策本部へ参集する。



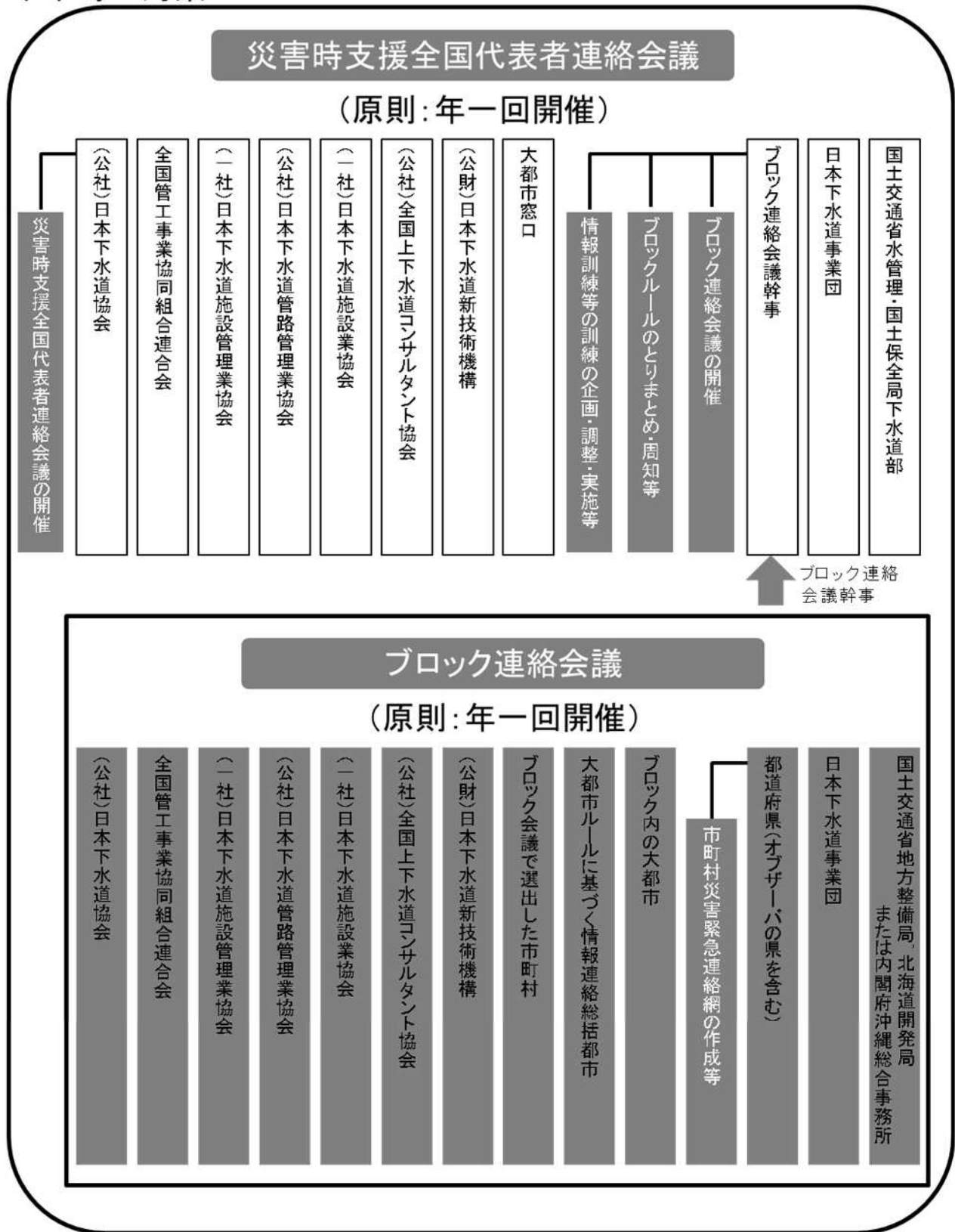
複数県に跨る災害発生時：広域支援が必要な場合

	応援活動参加者	主たる役割
下水道 対策 本部員	被災都道府県	下水道対策本部の本部長 第8条第1項に定める業務 被災自治体との連絡調整 国土交通省との連絡調整
	被災ブロック 連絡会議幹事	下水道対策本部長の補佐 ブロック連絡会議構成員への情報伝達
	被災ブロック内の大都市	下水道対策本部長の補佐
	予め定められた被災ブロッ ク内の都道府県、一般市	下水道対策本部長の補佐
	日本下水道事業団	下水道対策本部長の補佐 下水道施設（処理場・ポンプ場）の被害状況把握・復旧計画の調整 技術アドバイス
	アドバイザー都市	アドバイザーとして下水道対策本部長の補佐 先遣活動（現地情報の入手、被災状況の把握、応援規模の概要把握） アドバイス（支援活動方法のレクチャー、被災自治体・応援隊との調 整、技術アドバイス）
	関連団体	下水道対策本部長の補佐 民間団体への情報伝達
	日本下水道新技術機構	下水道対策本部長の補佐 被害状況の把握 技術アドバイス
	日本下水道協会	下水道対策本部長の補佐 全国各ブロック連絡会議幹事への情報伝達 支援ブロック連絡会議幹事との連絡調整 被災直後の状況把握（現地調査）
	現地応援総括者	下水道対策本部との連絡調整 応援活動の補佐
	支援ブロック 連絡会議幹事	ブロック連絡会議構成員への情報伝達 全国ルールでの応援調整
	大都市窓口	大都市への情報伝達 大都市ルールでの応援調整
-	被災ブロック内外の 応援自治体	応援隊の派遣、応援活動
	被災自治体	情報提供（現地への交通状況、資機材リスト、食料） 資料提供（被災状況、下水道台帳、連絡体制表） 応援隊受入れ態勢の準備
特別 本部員	国土交通省	応援活動の総合調整 広域支援調整隊の隊長
	地方整備局等	情報の集約 広域支援調整隊の調整

※下水道対策本部員は、被災都道府県と国土交通省の調整の上、必要に応じて下水道対策本部へ参集する。



## 平常時の対策



## <資料－5 全国ルールにおける用語集>

### ■一次調査

応急復旧又は本復旧の必要性判定、対応方針を決定するための情報収集、管路施設では二次調査の必要性判定を目的とし、目視調査等により行う。

### ■応援

支援のうち、災害対策基本法第67、68又は74条等に基づき、調査・復旧活動等のため被災自治体に職員を提供すること。

### ■応急復旧

一次調査の結果により構造的な被害程度、機能的な被害程度、周辺施設に与える影響の程度に応じ、応急的に施設の暫定機能を確保するために行う。二重対策とならない応急本復旧は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の応急工事として国庫負担の対象となる。

### ■緊急措置

大きな二次災害につながる危険性のある被害に対して緊急に行う。管路施設では、道路に与える影響、周辺施設に与える影響等の程度に重点をおいて行う。

また、処理場・ポンプ場施設では、機能障害につながる二次災害の危険性の程度、処理場・ポンプ場施設及び周辺環境に与える影響の程度に重点をおいて行う。

### ■緊急調査

重要な箇所を中心に地上から施設の被災状況の概要を把握し、大きな機能支障や二次災害の原因となる被害を発見するために行う。被災自治体から所管都道府県及び国土交通省への被害状況の初期報告（第一報）となる。

### ■緊急点検

人的被害につながる二次災害の未然防止と緊急点検における安全確保を目的として行う作業であり、地震発生後直ちに行う。

### ■支援（狭義）

支援活動のうち、対策本部の設置、緊急調査、先遣調査のことをいう。

## ■支援（広義）

支援全般（対策本部の設置、緊急調査、先遣調査、応援活動及び派遣活動）のことをいう。

## ■災害査定

国庫負担申請書等に基づき査定官（国土交通省）、立会官（財務省財務局<sup>りっかいかん</sup>）及び申請者が、被災現場において被災の事実・採択要件等を確認し、事業費を決定すること。なお、下水道施設の地震災害からの復旧事業は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の対象となる。

## ■先遣調査

支援要請を受けた組織が一次調査、二次調査に必要な体制を構築するために行う。緊急調査の情報が不足する場合には、被害の拡大と二次災害の防止並びに緊急措置等の必要性を判断するための調査ともなる。また、必要な後方支援体制を進言し、調査資機材の必要量を把握するための調査ともなる。

## ■二次調査

本復旧工事が必要な箇所及びその施工法等の判断、災害査定資料の作成を目的とし、流下能力や異常原因の構造的障害の程度を詳細に調査する。処理場・ポンプ場施設では、本復旧工事のための調査として一次調査に引き続き行うことが多い。

## ■派遣

支援のうち、地方自治法第252条の17に基づき、調査・復旧活動等のため被災自治体に職員を提供すること。

## ■本復旧

本復旧は、施設の本来の機能を回復するために行う。原則として、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき災害査定を受けた復旧工事をいう。一次調査の結果、被害の程度によっては応急復旧工事を実施し本復旧工事を行うことがある。

## 下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール

### 1 はじめに

平成7年1月17日発生した阪神・淡路大地震を契機に、大規模な災害時における下水道事業の支援体制について、基本的な考え方、関係機関の役割、情報伝達等のルールが、「下水道事業における災害時支援に関するルール(以下「全国ルール」)」として、平成8年1月に日本下水道協会によりまとめられた。

これを受け、中部9県1市においても、平成9年2月5日に「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール(以下「中部ルール」)」が定められ、平成12年7月25日には一部改正を行った。

その後、平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震において、全国ルール制定以降、はじめて全国的な支援が行われたが、このときに生じた課題や問題点を踏まえ、全国ルールが大幅に見直されることとなり、平成19年6月に改定された。

そのような中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、大地震や大津波により、管路の破損、下水道処理場等の破損が生じるなど、ライフラインとして大きなダメージを受けた。

東日本大震災における支援要請や支援活動を教訓に、複数の都道府県にまたがる広域支援対応を念頭に「災害時支援に関する検討委員会」において「全国ルール」の改正を平成24年6月に行った。

その後、平成28年4月に生じた熊本地震(前震:4月14日、本震:4月16日)は、管路の破損や下水道処置場等に損傷が生じ、県内外の自治体や国、関連団体などから広域的な支援が行われた。熊本地震における発生後の対応や支援等を踏まえ、被災した自治体、支援した自治体及び関係団体からのヒアリングや災害時支援ブロック連絡会議へのアンケート等を実施した結果、「災害時支援に関する検討委員会」において「全国ルール」の改正を平成28年12月に行った。

そのため、これらの地震での経験及び全国ルールの改正を反映し、中部10県4市における下水道事業の災害時の相互支援に関するルールを定める。

## 2 基本事項

- (1) 本ルールは、大規模地震等により、被災した自治体独自では対応できない下水道被害が発生した場合に、中部ブロックの下水道事業における災害時の支援体制(以下、「下水道支援体制」という。)により、被災自治体の下水道施設の被害調査から復旧まで支援することを目的とする。

なお、本ルールにおける支援は、全国ルール解説9.の応援、派遣を含む広義の支援に関するものとする。

- (2) 災害時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、平常時の体制として次の各号にあげる機関及び団体を構成員とする下水道事業災害時中部ブロック連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する(別紙1の通り)。

ア 中部ブロック内の県及び政令指定都市(以下「大都市」という。)並びにブロック連絡会議で選出した代表市

イ 国土交通省地方整備局(関東、北陸、中部、近畿地方整備局)

ウ 日本下水道事業団

エ (公社)<sup>\*1</sup>日本下水道協会

オ その他関係業界団体

※1 (公社)は公益社団法人の略

- (3) 下水道支援体制として、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部(以下「下水道対策本部」という。)を設置する。

- (4) 各構成員は、本ルールを構成員以外の関係団体に周知するとともに、別途支援体制を整備し、下水道対策本部に協力するものとする。

- (5) 大都市が被災を受けた場合は、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」(以下「大都市ルール」という。)による支援を優先させる。

- (6) 下水道支援体制は、平成19年7月26日に中部9県1市<sup>\*2</sup>の自治体間で締結されている「災害時等の応援に関する協定」(以下「親協定」という。)の実施に関し必要な事項を定めた「災害時等の応援に関する協定実施細則」に記載されている災害応急活動実施機関(以下「災害応急活動実施機関」として位置付けるものとし、当該9県1市の構成員は、下水道事業における災害支援活動実施機関は下水道対策本部であることを各県市の防災担当部局等関係機関に周知する。ただし、本親協定を越える自治体への支援を拒むものではない。

※2: 中部9県1市とは富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、

三重県、滋賀県及び名古屋市である。

- (7) 親協定にかかわらず、下水道事業における支援は下水道支援体制によるものとする。

### 3 連絡会

- (1) 連絡会の構成員は別紙1のとおりとし、この中から幹事及び副幹事を定める。なお、連絡会運営の詳細については別に定める。

- (2) 幹事及び副幹事は、次の各号の構成員が行うものとする。

① 幹事

ア オブザーバー以外の県

② 副幹事

ア 幹事及びオブザーバー以外の県

イ 大都市

ウ 日本下水道事業団

エ 業界団体<sup>※3</sup>

※3:業界団体とは(一社)全国上下水道コンサルタント協会、(一社)日本下水道施設業協会、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)日本下水道施設管理業協会のことをいう。

- (3) 幹事は、体制の維持に必要な事項等について連絡調整等を行うため、構成員による連絡会議を年1回開催する。

- (4) 連絡会議で問題提起された課題について検討する機関として作業部会を設置し、連絡会の下部組織として位置付けるものとする。幹事は、必要に応じて、作業部会を招集することができるものとする。

- (5) 幹事は、毎年度当初に下水道担当部局の代表者名、担当者名、連絡窓口等の名簿及び応援に提供可能な資機材車両等の「応援資機材リスト」を作成し、構成員に配布する。

- (6) 幹事は、毎年、災害時を想定した訓練や研修等を実施する。

- (7) 幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第5条に定める「全国代表者連絡会議」に出席するものとする。

(8) 被災県が幹事の場合、副幹事(県)が幹事の業務を代行できるものとする。

#### 4 下水道対策本部の設置

(1) 中部ブロック各県は、次の各号に掲げる事態が管内に生じた場合に、下水道対策本部を原則として当該県の本庁舎所在地に設置する。

- ① 震度6弱以上の地震が発生した場合
- ② 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
- ③ その他災害が発生し、都道府県が下水道施設の被害状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合

(2) 幹事は、次の各号に掲げる事態が生じた場合に、必要に応じて当該被災ブロック対策本部長と連絡、調整を行い、下水道対策本部(広域)を幹事県に設置する。

- ① 福井県または滋賀県が被災し、近畿ブロック対策本部が設置された場合
- ② 他ブロックからの広域支援要請があった場合

(3) 下水道対策本部を設置する被災県は、別紙2に従い、幹事(被災県が幹事の場合副幹事県)、及び被災県所管の地方整備局を経由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部並びに(公社)日本下水道協会に速やかに連絡するものとする。なお、幹事(または幹事の代理となる副幹事県)は、その他構成員に連絡するものとする。

(4) 下水道対策本部の組織は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- ① 下水道対策本部長(以下「本部長」という。)  
被災した区域を所管する県の下水道担当課長
- ② 下水道対策副本部長(以下「副本部長」という。)  
ア 幹事、副幹事の下水道担当課長また、幹事は総括副本部長となり、副本部長との連絡調整を行うものとする。  
イ 本部長が必要と認めた者
- ③ 下水道対策本部員(以下「本部員」という。)  
ア ①、②を除く別紙1の構成員  
イ 本部長が必要と認めた者
- ④ 下水道対策特別本部員  
ア 国土交通省(応援活動の総合調整等)  
イ 地方整備局(情報の集約)

ただし、中部ブロック内では対応が困難で、広域的な支援(以下「広域支援」という。)が必要な場合、全国ルール第9条に基づき国土交通省と総合調整の上、本部長は次の各号に掲げる者を本部員に追加する。

⑤大都市連絡窓口

⑥他ブロック幹事

⑦災害時支援活動の経験を有する都市(以下「アドバイザー都市」という。)

(5) 本部長は、各ブロック連絡会議幹事へ設置について連絡するものとする。また、全国ルール第9条に基づき国土交通省と総合調整の上、必要と判断した本部員へ参集について連絡するものとする。

(6) 下水道対策本部の構成員は、原則として、構成員の属する組織・団体の身分及び費用による支援活動とする。

(7) 下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置く。下水道対策本部の事務局員は、本部構成員の属する組織及び団体の職員で構成する。

なお、本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。

(8) 下水道対策本部は、次の場合に解散するものとする。

①支援を要請した構成員または他ブロック幹事が下水道対策本部の解散要請を行った場合

②本部長が、被災した自治体の復旧状況等を勘案し、当該自治体と協議し下水道対策本部による業務の必要が無くなったと認める場合

(9) 下水道対策本部を解散する場合、本部長は、被災自治体における復旧に向けての対応状況等必要な事項とともに解散する旨を速やかに本部員に連絡するものとし、(公社)日本下水道協会に解散後の業務を引き継ぐものとする。

(10) 中部ブロック各県は、管内に震度5弱または5強の地震が発生した場合は、下水道対策本部が設置されない場合でも被害の有無にかかわらず、被害状況等を別紙2により連絡する。

## 5 下水道対策本部の業務

(1) 本部長は、別紙2の連絡系統に従って構成員と連絡調整を図り、下水道対策本部の指揮をとるものとする。また、総括副本部長と協議し、本部業務の役割分



担を速やかに決定し、その役割を本部構成員に連絡することとする。

(2) 下水道対策本部の業務は、次の各号に掲げるものとし、全国ルール第9条に基づき国土交通省と総合調整の上、災害の規模等に応じて必要な業務を遂行する。なお、本部長の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。

- ①下水道対策本部の設置、解散に関すること
- ②被災状況及び応急対応状況等の取りまとめに関すること。
- ③関係方面への情報提供に関すること。
- ④ブロック内被災自治体への支援に関すること。
  - ア 被災自治体からの支援要請のとりまとめ
  - イ 支援可能体制の把握
  - ウ 支援計画の立案
  - エ 中部ブロック構成員への支援要請
  - オ 中部ブロック以外のブロック、大都市への支援要請
  - カ 前線基地の設置及び支援隊の指揮
  - キ 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援
  - ク 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導・協力
- ⑤広域支援に関すること。(他ブロックへの支援)
  - ア 被災した他ブロック対策本部との連絡調整
  - イ 中部ブロック構成員の支援可能体制の把握
  - ウ 中部ブロック構成員への支援要請
  - エ 国土交通省と総合調整の上、災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請

⑥大都市ルールとの調整に関すること。

⑦その他支援の実施に必要な事項

(3) 本部長は、下水道対策本部会議の招集等必要な措置をとる。

## 6 支援体制の確立

(1) 下水道対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。

- (2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を、速やかに県を通じて下水道対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告するものとする。
- (3) 下水道対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、全国ルール第9条に基づき国土交通省と総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡するものとする。なお、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請をするものとする。
- また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
- (4) 広域支援を実施する場合、下水道対策本部は、全国ルール第9条に基づき国土交通省と総合調整の上、被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事及び大都市連絡窓口を経由して前各項の規定に基づき支援体制を確立するものとする。

## 7 応援活動

- (1) 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第67条、第68条または第74条等に基づく合意をした上で、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整・調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。
- (2) 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の最新の「下水道の地震対策マニュアル」を参考にする。

## 8 前線基地

- (1) 下水道対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。
- (2) 応援隊の前線基地は、被災した自治体地内の終末処理施設等に設置することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の市町村地内に設置する。
- (3) 応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、下水道対策本部が現

地応援総括者を指名する。

- (4) 現地応援総括者は、下水道対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び応援する自治体との連絡調整についても配慮するものとする。

## 9 その他

- (1) 被災した自治体は、下水道対策本部に対して、被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導等を可能な限り行うものとする。
- (2) 応援活動に要する経費は、原則として、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた自治体が負担する。
- (3) 下水道対策本部は、被災した自治体が地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣を必要とする場合は派遣の調整業務をできるものとする。また、下水道対策本部解散後においては、(公社)日本下水道協会がその業務を引き継ぐものとする。
- (4) 下水道対策本部が設置されない場合でも、被災した地区を所轄する県は被災状況に関する情報等を(公社)日本下水道協会に連絡するものとする。(公社)日本下水道協会は各ブロック連絡幹事及び大都市窓口等に周知し、各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口等は、必要に応じて、その構成員に周知するものとする。
- (5) 災害時支援等の目的達成のため必要があれば、このルールによらず臨機応変な対応をするものとする。  
また、このルールに定めがない場合及びルールによりがたい場合は、支援等を受けた自治体及び下水道対策本部構成員が協議して決めるものとする。
- (6) 災害時の連絡体制は別紙2に従い行うが、副本部長(県)は本部長(被災県)及び総括副本部長(幹事県)への連絡は不要とする。本部長及び総括副本部長は直接代表市へ連絡を行うこととする。

(附則)

このルールは、平成20年7月15日から適用する。

平成24年8月24日 一部改正。

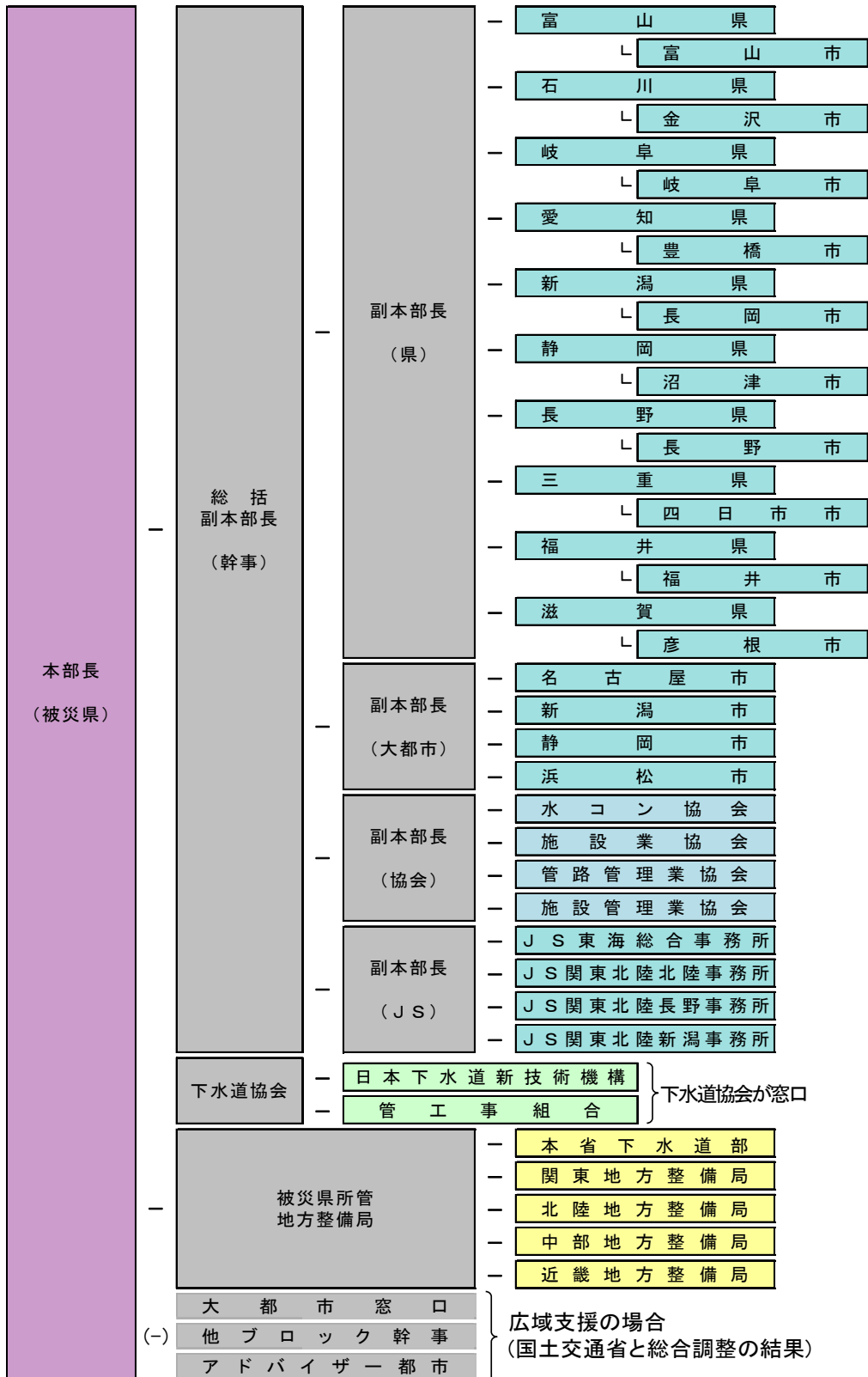
平成29年9月6日 一部改正。

## 下水道事業災害時中部ブロック連絡会構成員

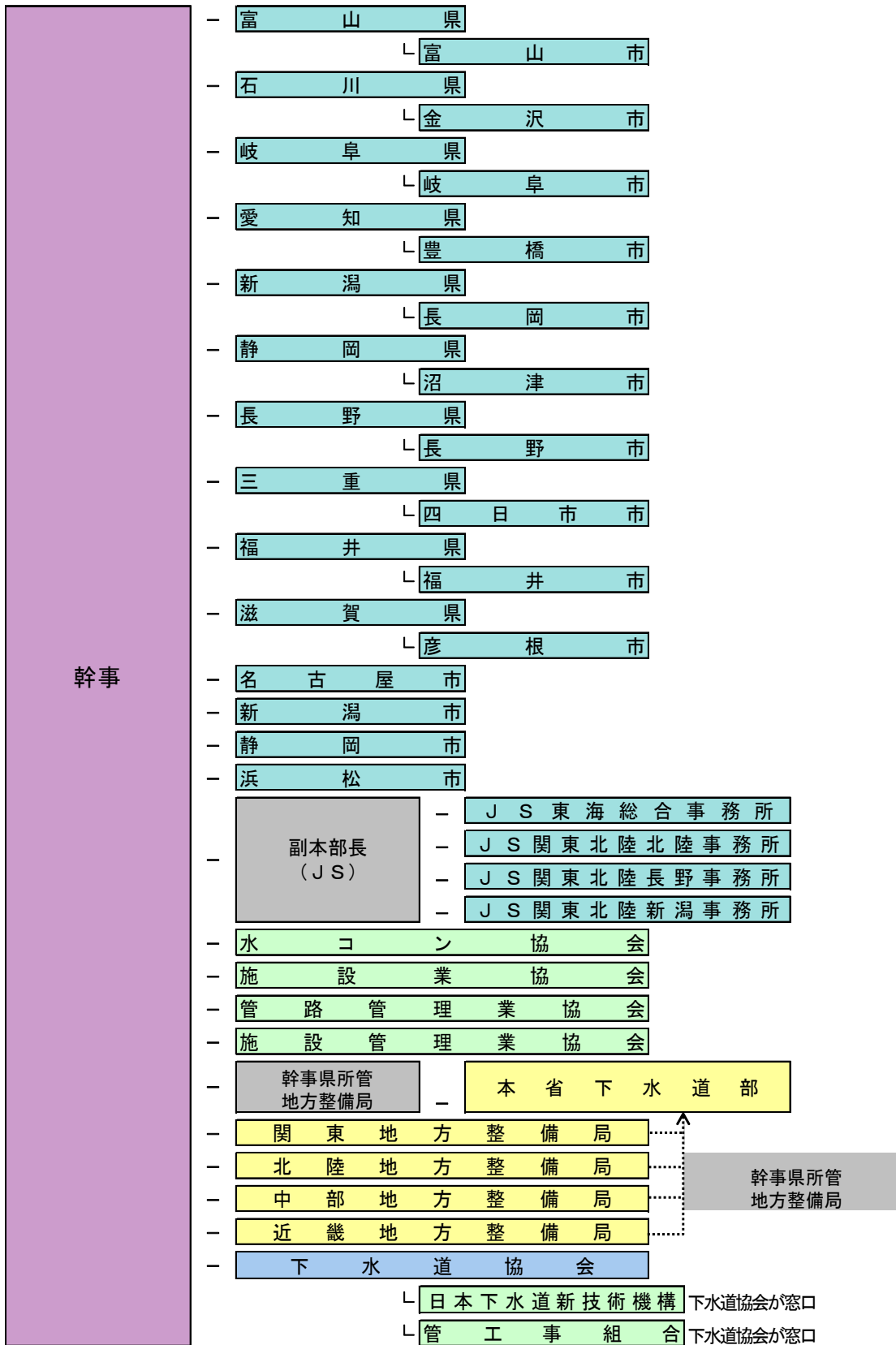
【部局名の変更がありましたら修正願います。】

団体区分	団体名	担当部局名	摘要
県	新潟県	土木部都市局下水道課	幹事、副幹事を1年毎に持ち回り
	富山県	土木部都市計画課下水道班	
	石川県	土木部都市計画課	
	長野県	環境部生活排水課	
	岐阜県	都市建築部下水道課	
	静岡県	交通基盤部都市局生活排水課	
	愛知県	建設部下水道課	
	三重県	県土整備部下水道課	
	福井県	土木部河川課	オブザーバー
	滋賀県	琵琶湖環境部下水道課	
大都市	名古屋市	上下水道局技術本部計画部下水道計画課	副幹事を1年毎に持ち回り
	新潟市	下水道部下水道計画課	
	静岡市	上下水道局下水道部下水道総務課	
	浜松市	上下水道部上下水道総務課	
代表市	長岡市	下水道課	
	富山市	上下水道局経営企画課	
	金沢市	企業局建設部維持管理課	
	長野市	上下水道局	
	岐阜市	上下水道事業部上下水道事業政策課	
	沼津市	水道部下水道整備課	
	豊橋市	上下水道局	
	四日市市	上下水道局	
	福井市	下水道部	
	彦根市	上下水道部下水道建設課	
国土交通省	水管理・国土保全局	下水道部下水道事業課	下水道対策特別本部員
	関東地方整備局	都市整備課	
	北陸地方整備局	都市・住宅整備課	
	中部地方整備局	都市整備課	
	近畿地方整備局	都市整備課	オブザーバー
日本下水道事業団	東海総合事務所	施工管理課	副幹事(永年)
	関東・北陸 総合事務所	北陸事務所	
		長野事務所	
		新潟事務所	
(公社) 日本下水道協会	技術研究部技術指針課		
(公財)日本下水道新 技術機構	研究第一部	日本下水道協会が窓口となり、 連絡調整をとる。	
全国管工事業協同組合連合会(管工事組合)			日本下水道協会が窓口となり、 連絡調整をとる。
業界団体	(一社)全国上下水道コンサルタント協会 中部支部(水コン協会)		副幹事を1年毎に持ち回り
	(一社)日本下水道施設業協会 中部地区(施設業協会)		
	(公社)日本下水道管路管理業協会 中部支部(管路管理業協会)		
	(一社)日本下水道施設管理業協会 中部支部(施設管理業協会)		

下水道事業災害時中部ブロック支援体制 災害時連絡体系



下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部 連絡体系



## 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルールは、「震災時等の相互応援に関する協定(関東地方知事会協定)」、「21大都市災害時相互応援に関する協定(大都市協定)」等に基づく相互応援活動を円滑かつ迅速に実施するため、下水道事業に関して「下水道事業における災害時支援に関するルール」(以下「全国ルール」という。)に定めのあるもののほか、ブロック内の運用に係る取り決め等(以下「ブロックルール」という。)を定め、都県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的とする。

#### (大都市との支援に係る調整)

第2条 大都市及び他の都市が同時に被災した場合には、全国ルール、ブロックルール及び「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」(以下「大都市ルール」という。)を調整しながら災害に対処するものとする。

なお、大都市のみが被災した場合の支援については、大都市ルールを優先させるものとする。

### 第2章 平常時の対策

#### (災害時支援関東ブロック連絡会議)

第3条 下水道施設が被災した際、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、全国ルールに基づき関東ブロックにおいて災害時支援関東ブロック連絡会議(以下「ブロック連絡会議」という。)を設置する。

2 ブロック連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。

- (1) 国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課
- (2) 日本下水道事業団関東・北陸総合事務所施工管理課
- (3) ブロック内の都県(オブザーバの県を含む。)
- (4) ブロック内の大都市(東京都(区部)、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市)
- (5) ブロック連絡会議で選出した市町村(川口市、八王子市、横須賀市)
- (6) (公社) 日本下水道協会
- (7) (公財) 日本下水道新技術機構研究第一部
- (8) (一社) 日本下水道施設業協会

- (9) (公社) 日本下水道管路管理業協会関東支部
- (10) (一社) 日本下水道施設管理業協会東部支部
- (11) 東京都管工事工業協同組合
- (12) 三多摩管工事協同組合
- (13) (一社) 全国上下水道コンサルタント協会

\* (公財) は公益財団法人の略、(一社) は一般社団法人の略、(公社) は公益社団法人の略である。以下、同様とする。

- 3 都県は、被災時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、管内の下水道事業を実施している市町村の災害時緊急連絡網を作成するとともに、市町村及び下水道関係団体等に対して全国ルール、ブロックルール及びブロック連絡会議等の内容について、十分周知するものとする。
- 4 ブロック連絡会議構成員は、緊急時を想定してそれぞれの支援体制、情報連絡体制及び災害支援時に提供可能な資機材をリストアップし、その整備に努めるものとする。

#### (ブロック連絡会議幹事)

第4条 ブロック連絡会議に、ブロック連絡会議幹事を置く。なお、ブロック連絡会議幹事は都県をもって充て、東京都、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県及び山梨県の輪番制とし、任期は原則として1年とする。ただし、再任は妨げない。また、幹事職務を代行するために副幹事を置く。なお、副幹事は東京都及び次年度幹事とする。

- 2 ブロック連絡会議幹事は、原則として年1回ブロック連絡会議を開催し、全国ルール第4条第2項の各号に定めのあるものについて、協議・調整等を行い、ブロック構成員に周知する。
- 3 ブロック連絡会議幹事は、情報連絡等の訓練について、企画、調整及び実施し、副幹事(次年度幹事) は当該年度の情報連絡訓練の実施要綱などを作成するものとする。
- 4 ブロック連絡会議幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第5条に定める「災害時支援全国代表者連絡会議」に出席するものとする。

#### (ブロック連絡会議議長)

第5条 ブロック連絡会議にブロック連絡会議議長を置く。なお、ブロック連絡会議議長はブロック連絡会議幹事都県の下水道担当課長をもって充てる。



2 ブロック連絡会議議長は、ブロック連絡会議を進行し、ブロック連絡会議の会務を総理する。

#### (ブロック連絡会議事務局)

第6条 ブロック連絡会議の事務局は、ブロック連絡会議幹事都県に置く。

#### (企画調整部会)

第7条 ブロック連絡会議に企画調整部会を置く。企画調整部会の構成は、ブロック連絡会議構成員の都県とする。

2 企画調整部会は、ブロック連絡会議の議題、日程等を決定するほかブロック連絡会議の運営に関する協議・調整を行うものとする。

### 第3章 下水道対策本部

#### (下水道対策本部の設置)

第8条 都県は、全国ルール第6条に規定された次の事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置し、その場合は、ブロック連絡会議幹事及び関東地方整備局を經由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部に速やかに連絡し、その後下水道対策本部長は、災害時緊急連絡網により連絡する。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
- (3) その他の災害が発生し、都県が下水道施設の被災状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合

#### (下水道対策本部の組織)

第9条 下水道対策本部の組織は、被災した区域の次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 下水道対策本部長  
原則として、被災した区域を所管する都県の下水道担当課長
- (2) 下水道対策本部員
  - ア 日本下水道事業団関東・北陸総合事務所施工管理課長
  - イ ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長。なお、ブロック連絡会議幹事が被災し速やかな対応が困難であると認められる場合は、ブロック連絡会議副幹事が代行する。
  - ウ ブロック内の大都市の下水道担当課長

エ ブロック連絡会議で予め選出する都県の下水道担当課長及び市町村の下水道担当  
当局部長

オ 第3条第2項第6号から第13号に定める団体が指名する者

カ 下水道対策本部長が必要と認めた者

(3) 下水道対策特別本部員

国土交通省

ア 国土交通省(応援活動の総合調整等)

イ 地方整備局(情報の集約)

2 ブロック内では対応が困難で広域的な支援(以下「広域支援」という。)が必要な場合、  
第11条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は全国ルール第7条第2項に規定され  
ている者について本部員に追加する。

3 ブロック内に複数の下水道対策本部が同時に設置された場合は、ブロック内のその他  
の都県の下水道担当課長を支援の調整役として置くことができるものとする。

(下水道対策本部の業務)

第10条 下水道対策本部の業務は、全国ルール第8条第1項各号に規定する事項とし、第  
11条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は本部員に対し、業務の分担を要請す  
ることができる。

なお、下水道対策本部の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意  
するものとする。

2 被災したブロック以外の広域支援が必要な場合、全国ルール第8条第2項各号に規定  
する事項を行うものとする。

なお、(公社)日本下水道協会は主に(2)の「被災したブロック以外のブロックへの  
支援調整」に係る連絡調整や、(4)に係る被災直後の状況把握(現地調査)等を行うも  
のとする。

3 下水道対策本部長は、事務を円滑に処理するために、第11条に基づく総合調整の上、  
災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請することができる。

(国土交通省の役割)

第11条 国土交通省は、下水道対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を  
図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。また、関東地  
方整備局は、被災の情報の集約を行うものとする。

**(支援体制の確立及び応援活動)**

第 12 条 下水道対策本部が実施する支援体制及び応援活動については、全国ルール第 11 条及び第 11 条に規定があるものとする。

**(前線基地)**

第 13 条 下水道対策本部は、被災した自治体と調整の上、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

前線基地については、全国ルール第 12 条に規定があるものとする。

2 ブロック連絡会議構成自治体は、前線基地として提供可能な施設をあらかじめリストアップし、規模、施設内容、提供可能な機器、期間等を把握しておくものとする。

## 第 4 章 その他

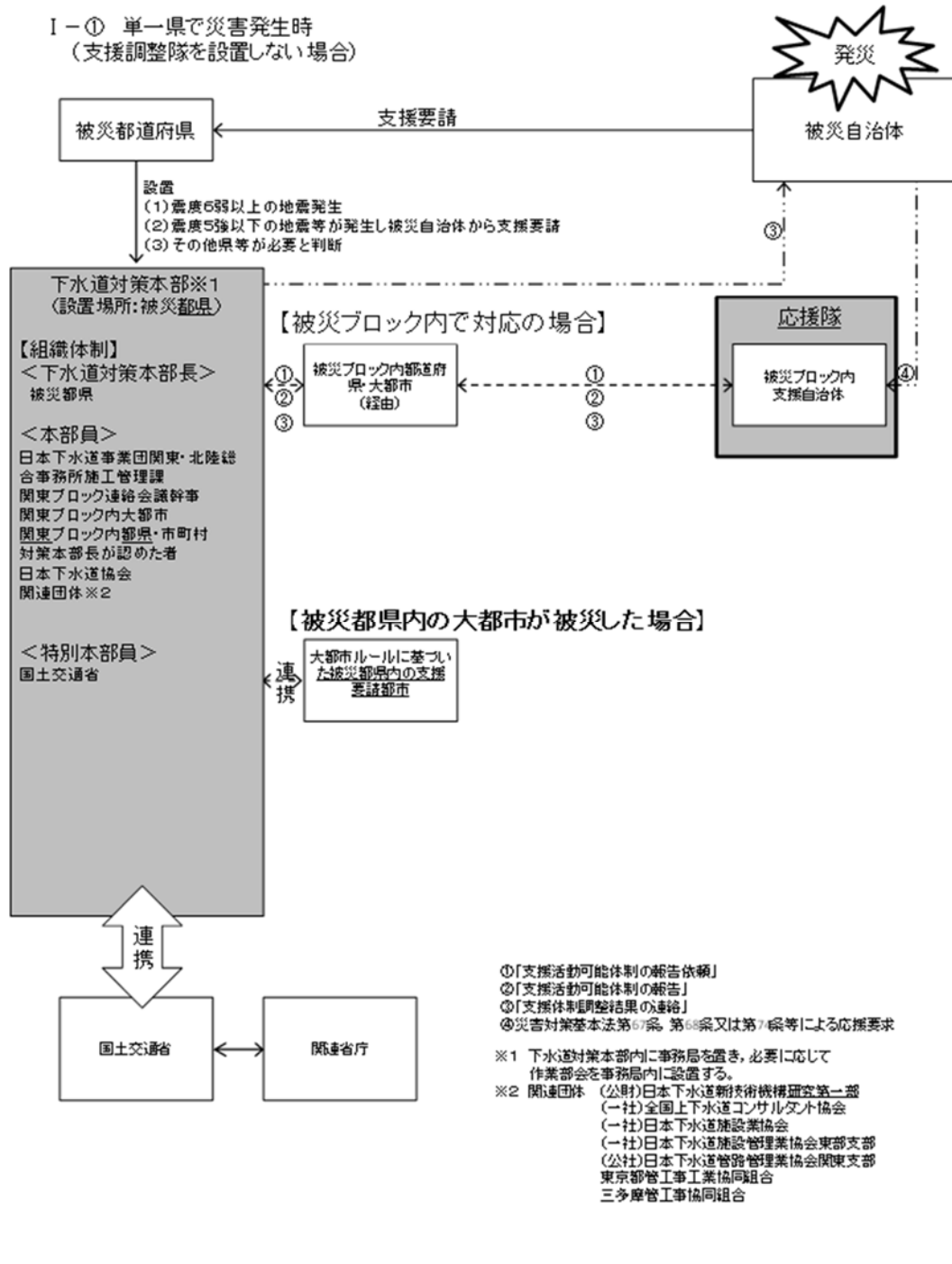
**(ブロックルールの改定等)**

第 14 条 ブロックルールの改定等は、ブロック連絡会議で協議し定めるものとする。ただし、災害時にブロックルールに定めのない事項について緊急に措置する必要がある時は、下水道対策本部長の判断で決定できるものとする。

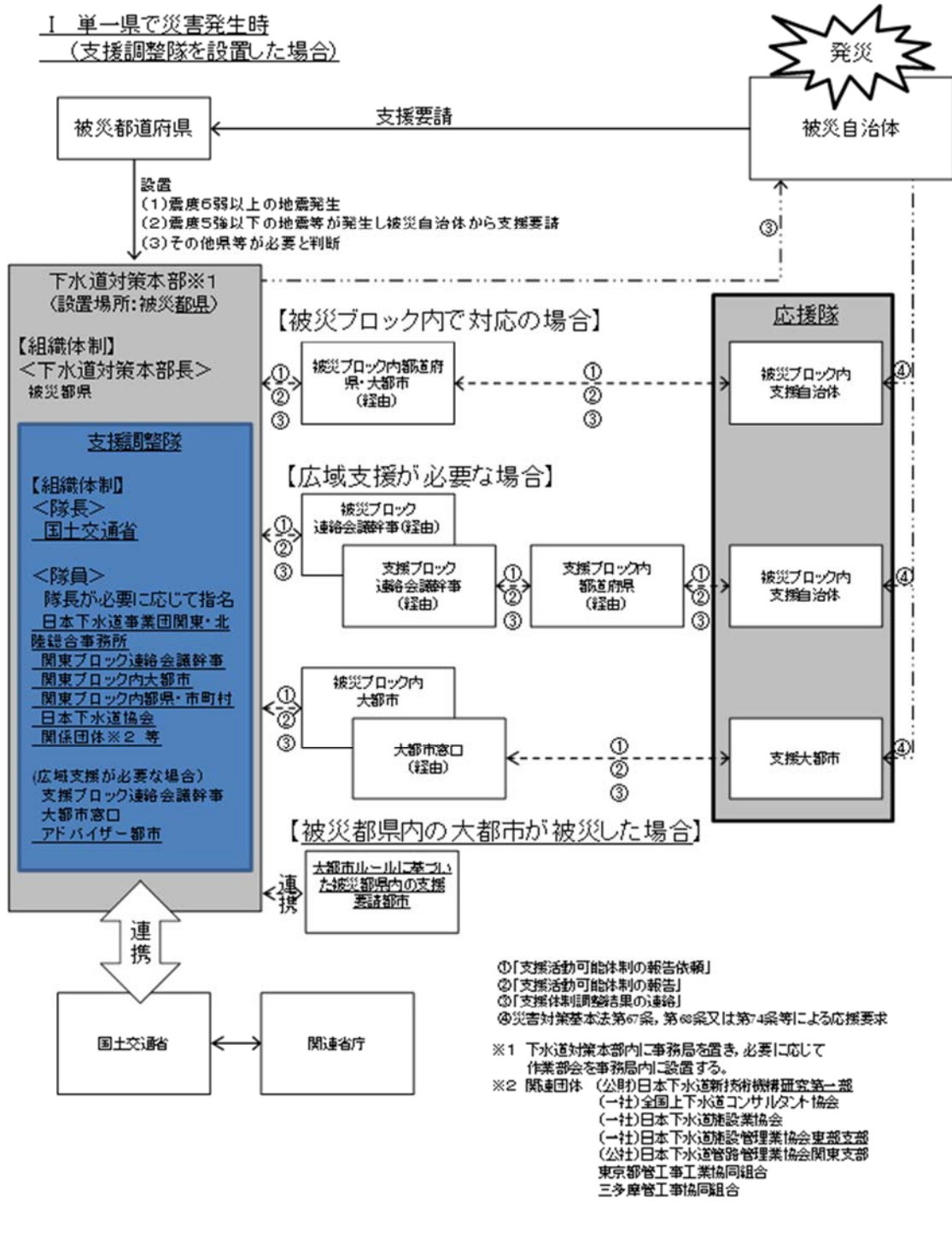
附則

- 1 このルールは、平成 20 年 8 月 1 日から効力を生ずる。
- 2 「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」、「災害時支援関東ブロック連絡会議運営要綱」は廃止する。
- 3 平成 22 年 8 月 4 日 一部改定
- 4 平成 26 年 5 月 16 日 一部改定
- 5 平成 30 年 4 月 2 日 一部改定

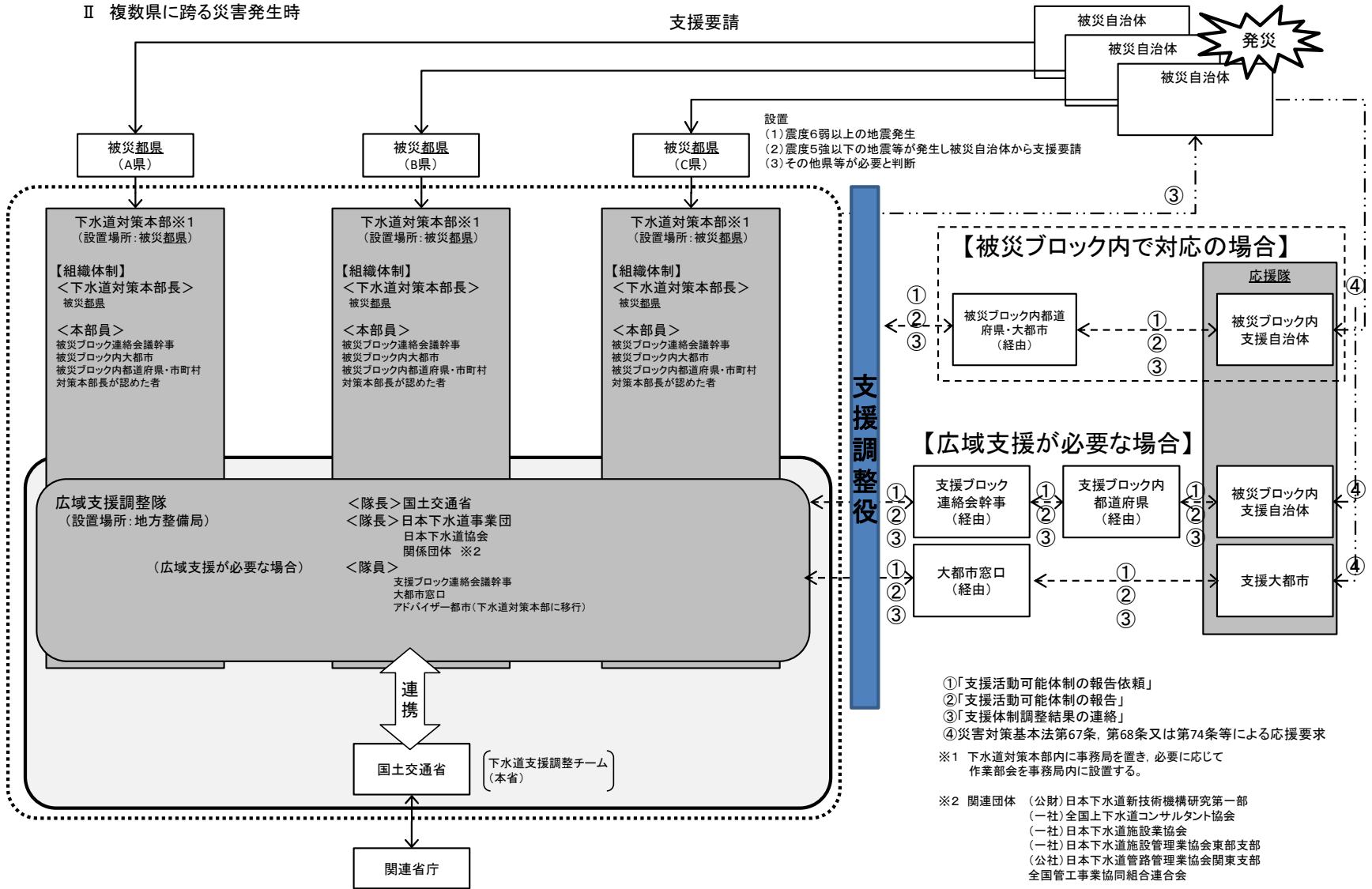
参考資料－１ 「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー



I 単一県で災害発生時  
(支援調整隊を設置した場合)



II 複数県に跨る災害発生時



# 資料16-1 非常時通信手段一覧

(固定電話・携帯電話以外による)

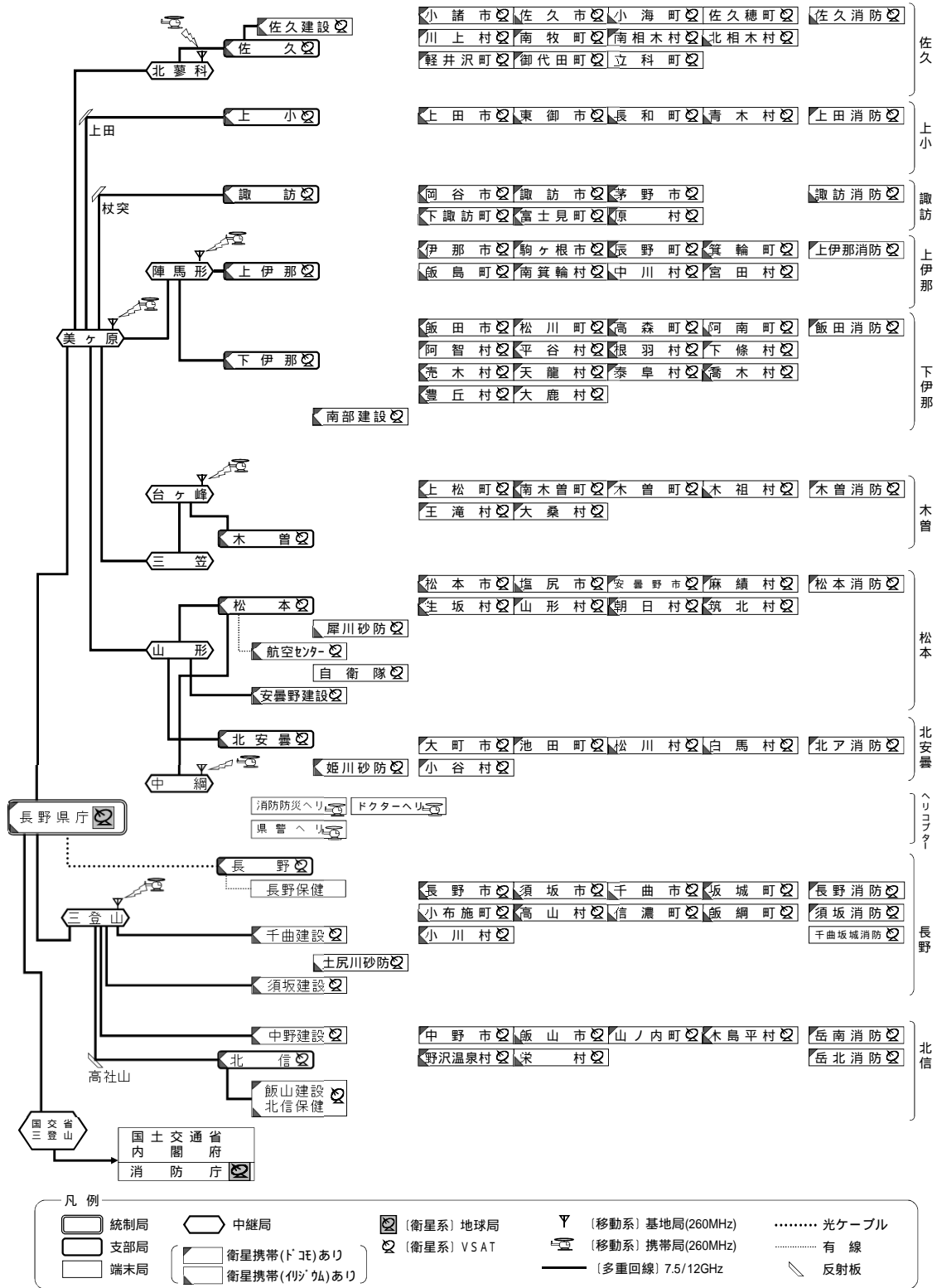
県機関		長野県防災行政無線、防災相互波無線 及び衛星携帯電話による		
市町村 及び消防本部		県防災行政無線		その他
		地上系	衛星系	
国				
	内閣府			県庁～国交省多重無線網
	総務省消防庁			
指定地方行政機関				
	関東管区警察局			県警～警察庁多重無線網
	関東財務局(長野財務事務所)			
	関東信越厚生局			
	関東農政局(長野農政事務所)			
	中部森林管理局			
	関東経済産業局			
	中部経済産業局			
	関東東北産業保安監督部			
	中部近畿産業保安監督部			
	北陸信越運輸局			
	東京航空局 (東京空港事務所松本空港出張所)			
	東京管区気象台(長野地方気象台)	専用線		専用線(～県庁)
	信越総合通信局			
	長野労働局			
	関東地方整備局			県庁～国交省多重無線網
	北陸地方整備局			
	中部地方整備局(各県内事務所含む)			
	陸上自衛隊第13普通科連隊			
指定公共機関				
	郵政事業(株)信越支社			
	郵政局(株)信越支社			
J R 会社	東日本旅客鉄道(株)長野支社			
	東海旅客鉄道(株)飯田支社			
	西日本旅客鉄道(株)金沢支社			
	日本貨物鉄道(株)関東支社長野支店			
電気通信 事業者	東日本電信電話(株)長野支店			
	(株)エヌ・ティ・ティ・コム			
	KDDI(株)			
	日本銀行(松本支店)			
	日本赤十字社(長野県支部)			
	国立病院機構(関東信越ブロック)			
	日本放送協会(長野放送局)	専用線		
	日本通運(株)(長野支店)			
電力会社	中部電力(株)長野支店			
	東京電力ホールディングス(株)			
	関西電力(株)			
	東北電力(株)			
	独立行政法人水資源機構 (愛知用水総合事業部牧尾支所)			
	東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)			

	県防災行政無線		防災相互波 無線	その他
	地上系	衛星系		
指定地方公共機関				
土地改良区				
ガス会社	松本ガス(株)	専用線		
	上田ガス(株)	専用線		
	諏訪瓦斯(株)	専用線		
	大町ガス(株)	専用線		
	信州ガス(株)	専用線		
	帝石パイプライン(株)			
	長野都市ガス(株)	専用線		
鉄道会社	長野電鉄(株)			
	松本電気鉄道(株)			
	上田電鉄(株)	専用線		
	しなの鉄道(株)			
路線バス会社等				
貨物自動車運送事業者 (長野県トラック協会)				
放送会社	信越放送(株)	専用線		
	(株)長野放送	専用線		
	(株)テレビ信州	専用線		
	長野朝日放送(株)	専用線		
	長野エフエム放送(株)	専用線		
	(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ			
	エルシーブイ(株)	専用線		
	(株)テレビ松本ケーブルビジョン			
	飯田ケーブルビジョン(株)	専用線		
	伊那ケーブルビジョン(株)	専用線		
長野県情報ネットワーク協会				
医師会、歯科医師会				
薬剤師会				
長野県エルピーガス協会				
長野県建設業協会				
(社福)長野県社会福祉協議会				
災害拠点病院				
県厚生連佐久総合病院			衛星携帯電話	
国立病院機構信州上田医療センター			衛星携帯電話	
諏訪赤十字病院			衛星携帯電話	
伊那中央病院			衛星携帯電話	
飯田市立病院			衛星携帯電話	
県立木曽病院	専用線		衛星携帯電話	
信州大学医学部付属病院			衛星携帯電話	
市立大町総合病院			衛星携帯電話	
長野赤十字病院			衛星携帯電話	
県厚生連北信総合病院			衛星携帯電話	



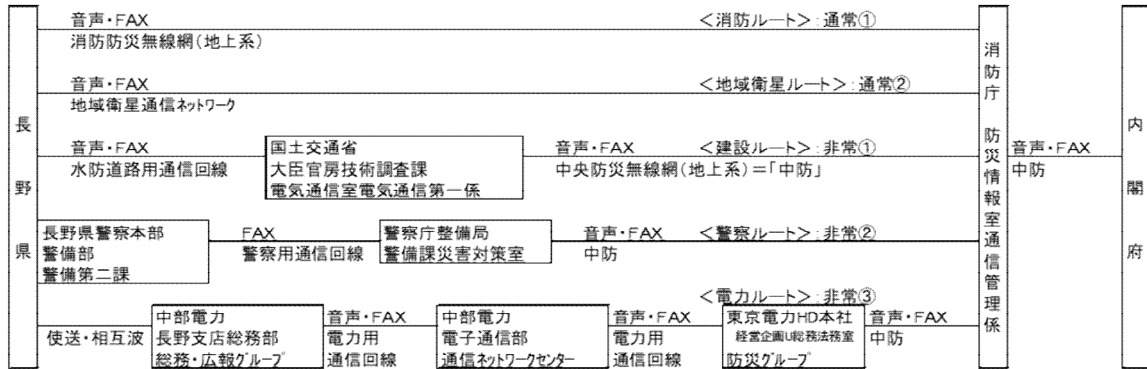
# 資料16-2 長野県防災行政無線回線構成

平成30年4月



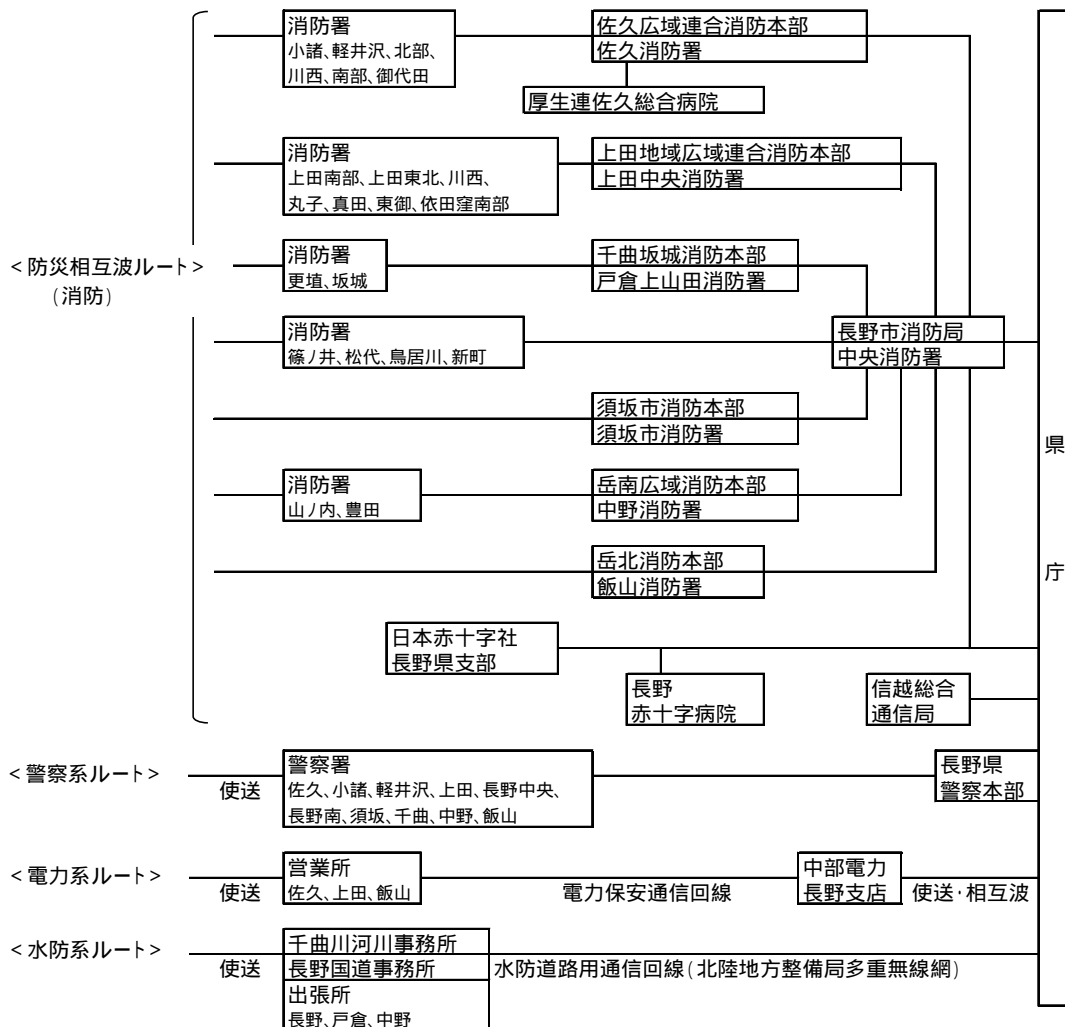
# 資料16-3 非常通信ルート

【長野県庁～国】



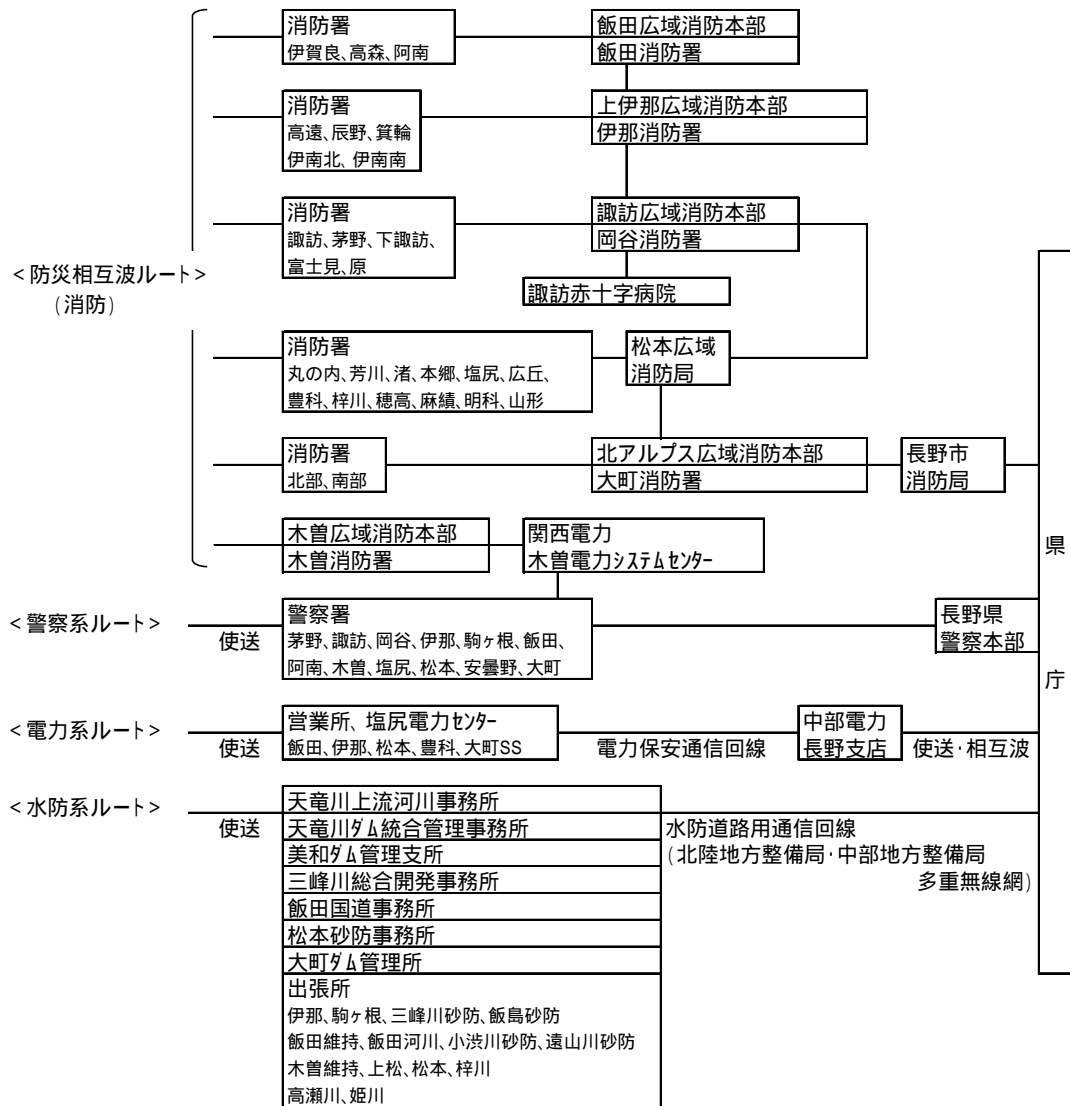
出典: 非常通信事務必携 (非常通信協議会)

【東北信市町村等～県庁】(長野県防災行政無線使用不能時)



出典: 信越地方非常通信協議会 総会資料

【 中南信市町村等～県庁 】(長野県防災行政無線使用不能時)



出典：信越地方非常通信協議会 総会資料

資料16-4 防災相互通信用無線局設置機関一覧表

H31.4.1 現在

免許人名	局数 (158.35MHz)				局数 (466.775MHz)			
	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局
長野県		10		14				1
警察庁		16						
総務省		1				1		
国土交通省		128		31				
長野市	1	16				532		
松本市						416		
上田市		1				1		
岡谷市						27		
飯田市		3			1	90		
諏訪市						88		
須坂市	1	2						
小諸市					1	32		
伊那市		12			1	69		
駒ヶ根市					1	43		
中野市					2	43		
大町市	3	54						
飯山市					1	38		
茅野市		1				2		
佐久市					4	62		
千曲市					1	44		
川上村					1	18		
北相木村		5						
軽井沢町					1	28		
立科町		4						
青木村					1	10		
下諏訪町					1	86		
富士見町					1	79		
原村					1	27		
辰野町						2		
宮田村					1	38		
松川町		1			1	40		
高森町					1	51		
阿智村					2	11		
平谷村						3		
根羽村		35						
売木村						9		
大鹿村	1	2						
上松町		5						
南木曾町	1	93						
木曾町		6				16		
王滝村		2						
生坂村		10						
山形村					1	23		
朝日村					1	30		
池田町						2		
小谷村					1	50		
坂城町					1	24		
小布施町					1	8		
高山村					1	24		
木島平村					1	37		
佐久広域連合		9						
上田地域広域連合	1	56						
諏訪広域連合		81				139		
上伊那広域連合	1							
南信州広域連合	2	140						
松本広域連合	1	8				176		
木曾広域連合		18						
北アルプス広域連合		3						
千曲坂城消防組合		3						
岳南広域消防組合		3						
岳北広域行政組合		3						
日本赤十字社		78		33				
中部電力株式会社	1	7						
東京電力パワーグリッド株式会社		28		3				
東京電力ホールディングス株式会社		26						
関西電力株式会社		41						
長野都市ガス株式会社		4						
東海旅客鉄道株式会社		2		2				
信越放送株式会社	1							
合計	14	917	0	83	30	2,419	0	1

出典：信越地方非常通信協議会 総会資料

## 資料 16-5 アマチュア無線による災害時応援協定

社団法人日本アマチュア無線連盟長野県支部（以下「JARL長野県支部」という。）と長野県（以下「県」という。）は、県が災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）に基づき実施する災害時における情報の収集伝達に関し、次のとおり協定する。

JARL長野県支部長

長野県知事

### （目的）

第1条 この協定は、長野県内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、JARL長野県支部のアマチュア無線局が県に協力して、災害情報の収集伝達を行うために必要な事項について定めることを目的とする。

### （性格）

第2条 前条におけるアマチュア無線局の活動は、ボランティア精神に基づく活動とする。

### （構成員）

第3条 この協定において、情報の収集伝達を行う者は、JARL長野県支部の構成員（以下「構成員」という。）とする。

2 JARL長野県支部は毎年1回構成員名簿の見直しを行い、県に提出するものとする。

### （災害）

第4条 この協定において「災害」とは、災対法第2条第1項第1号に定めるものとする。

### （要請）

第5条 県は、災害時において、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で災害情報の収集上必要があると認める時は、JARL長野県支部及び構成員に対し、情報の収集伝達について、協力を要請することができる。

### （情報の提供）

第6条 JARL長野県支部の構成員は、県から協力要請がなくても必要と思われる災害情報については、県に提供することができるものとする。

### （連絡系統）

第7条 JARL長野県支部と県との情報連絡系統は、別表のとおりとする。

### （便宜の供与）

第8条 JARL長野県支部がこの協定による業務を行う場合は、県は施設の提供その他必要な便宜を図るものとする。

### （情報収集連絡の訓練）

第9条 JARL長野県支部及び県は、非常災害時の災害情報収集伝達を迅速かつ的確に行うため毎年共同して訓練を行うものとする。

### （雑則）

第10条 この協定に定めのない事項又は規定している事項に疑義を生じた場合には、JARL長野県支部と県は協議のうえ決定する。

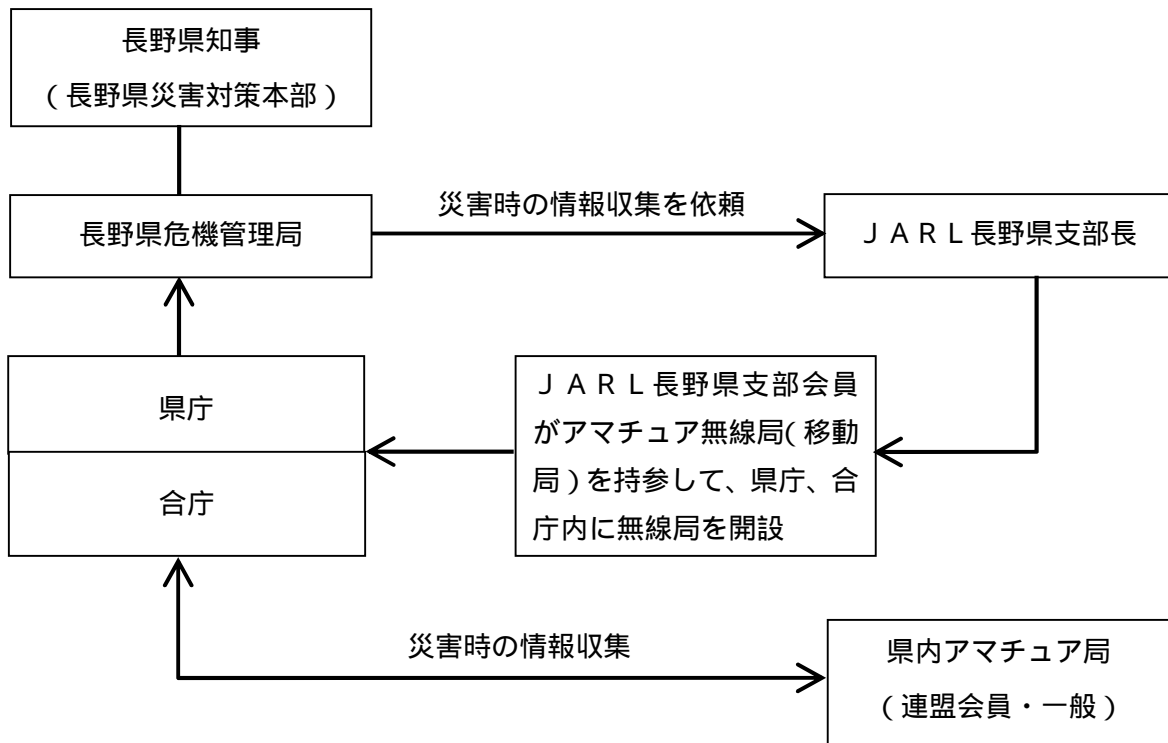
附 則

- 1 この協定は平成 7 年 12 月 22 日から実施する。
- 2 この協定は平成 18 年 4 月 10 日から実施する。

J A R L 長野県支部と県とは、本協定書を 2 通作成し、それぞれ署名押印のうえ、その 1 通を保有する。

(別表)(第 7 条関係)

アマチュア無線による災害時応援協定連絡系統図



改正注記

平成 7 年 12 月 22 日

J A R L 長野県支部 支部長 宮崎茂林一路 と長野県知事 吉村午良 が協定。

平成 18 年 4 月 10 日

J A R L 長野県支部 支部長 小西正夫 と長野県知事 田中康夫 が一部変更を協定。

## 資料 17 災害時における電気設備等の応急対策業務に関する基本協定

(協定の主旨)

第 1 条 長野県（以下「甲」という。）と社団法人長野県電設業協会（以下「乙」という。）とは、地震・風水害・その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における、甲の管理する施設の電気設備、電気器具または配線（以下「甲の電気設備」という。）の機能確保及び復旧を図るため、基本的な事項について定めるものとする。

(応急対策業務の内容)

第 2 条 甲が乙に要請する応急対策業務（以下「業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 災害の発生が予想される場合の電気設備の点検及び要員の配置
- ( 2 ) 災害発生時における電気設備の損壊箇所等の被害状況把握及び報告
- ( 3 ) 災害発生時における電気設備の応急措置・応急復旧工事
- ( 4 ) その他特に要請のあった事項

(協力要請)

第 3 条 甲は、前条の要請を行なうときは、業務の内容を明示して、文書により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を送付するものとする。

(実施)

第 4 条 乙は、甲から要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、すみやかに協力するものとする。

(報告)

第 5 条 乙は、前条の規定により業務を実施したときは、甲に対し、すみやかに次に掲げる事項を文書により報告するものとする。

- ( 1 ) 実施した業務の内容、人員及び期間
- ( 2 ) 使用した機械及び稼働期間
- ( 3 ) 消費した資材、燃料
- ( 4 ) その他必要な事項

(費用負担)

第 6 条 甲の要請に基づき、乙が実施した業務の費用は、甲が負担する。

費用請求及び支払い方法は、別途協議のうえ定めるものとする。

(災害補償)

第 7 条 業務に従事した作業員が、当該業務の実施により負傷又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行なうものとする。

(損害補償)

第 8 条 業務の実施により第三者に損害を与えた場合の補償は、乙の責任において行なうものとする。

(協力体制)

第 9 条 乙は、業務をすみやかに施行するため、業務に携わる者、災害時の連絡網、装備品等を甲に報告しなければならない。

2 本協定に基づき、甲の附則 2 に示す者と、乙及び乙の各支部長は必要に応じて細目協定を締結するものとする。

(協定の期間及び更新)

第 10 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、甲または乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、期間が満了した後においても本協定が同一条件で更新される

ものとする。

(雑則)

第11条 この協定の定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(附則)

- 1 この協定は平成17年3月1日から適用する。
- 2 第9条2の「附則2に示す者」は、部(局)長、会計管理者、公営企業管理者、教育委員会事務局教育次長及び現地機関の長とする。

この協定書の締結を証するため、文書2通を作成し、甲及び乙は記名のうえ、各1通を保有する。

平成17年3月1日

甲 長野県知事

田中康夫

乙 社団法人長野県電設業協会長

中越紀雄



## 資料18-1 災害時における放送要請に関する協定

### 1 日本放送協会長野放送局

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第57条及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。)第20条の規定に基づき、長野県知事(以下「甲」という。)が、日本放送協会長野放送局(以下「乙」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災対法第55条の規定による通知又は要請が、公衆電気通信若しくは無線設備により通信できない場合、又は通信が著しく困難の場合において、その通信のため特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

2.前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3.前2項の規定のほか、甲は、災害の発生防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

(1) 放送要請の理由

(2) 放送事項

(3) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、そのつど自主的に決定し、放送するものとする。

(連絡責任者等)

第5条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2.連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、そのつど相互に連絡するものとする。

3.連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。

4.連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

(雑則)

第6条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和57年4月1日から適用する。

昭和57年3月1日

甲 長野県知事 吉村 午良  
長野市大字長野字本城東2,412番地  
乙 日本放送協会  
長野放送局長 池沢 和夫

## 2 信越放送(株)

### (協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、長野県知事（以下「甲」という。）が、信越放送株式会社（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

### (放送の要請)

第2条 甲は、災対法第55条の規定による通知又は要請が、公衆電気通信設備、有線電気通信若しくは無線設備により通信できない場合、又は通信が著しく困難の場合において、その通信のため特別の必要があるときは、同法第57の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

2. 前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3. 第2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

### (要請の手續)

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

(1) 放送要請の理由

(2) 放送事項

(3) その他必要な事項

### (放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項を放送する場合、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど自主的に決定する。

### (連絡責任者等)

第5条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2. 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、そのつど相互に連絡するものとする。

3. 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。

4. 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

### (雑則)

第6条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和57年4月1日から適用する。

昭和57年3月1日

甲 長野県知事 吉村 午 良  
長野市吉田1丁目21番243  
乙 信越放送株式会社  
取締役社長 石原 俊 輝

### 3 (株)長野放送

#### (協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第57条及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。)第20条の規定に基づき、長野 県知事(以下「甲」という。)が、株式会社長野放送(以下「乙」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

#### (放送の要請)

第2条 甲は、災対法第55条の規定による通知又は要請が、公衆電気通信設備、有線電気通信若しくは無線設備により通信できない場合、又は通信が著しく困難の場合において、その通信のため特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

2. 前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3. 前2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

#### (要請の手続)

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

(1) 放送要請の理由

(2) 放送事項

(3) その他必要な事項

#### (放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項を放送する場合、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど自主的に決定する。

#### (連絡責任者等)

第5条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2. 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、そのつど相互に連絡するものとする。

3. 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。

4. 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

#### (雑則)

第6条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和57年4月1日から適用する。

昭和57年3月1日

甲 長野県知事 吉 村 午 良

乙 株式会社 長野放送  
代表取締役社長 北 野 次 登

#### 4 (株)テレビ信州

##### (協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第57条及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。)第20条の規定に基づき、長野県知事(以下「甲」という。)が、テレビ信州株式会社(以下「乙」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

##### (放送の要請)

第2条 甲は、災対法第55条の規定による通知又は要請が、公衆電気通信設備、有線電気通信若しくは無線設備により通信できない場合、又は通信が著しく困難の場合において、その通信のため特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

2. 前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3. 前2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

##### (要請の手続)

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

(1) 放送要請の理由

(2) 放送事項

(3) その他必要な事項

##### (放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、そのつど自主的に決定し、放送するものとする。

##### (連絡責任者等)

第5条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2. 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、そのつど相互に連絡するものとする。

3. 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。

4. 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

##### (雑則)

第6条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和63年10月1日から適用する。

昭和57年3月1日

甲 長野県知事 吉村 午 良

乙 株式会社 テレビ信州  
代表取締役社長 小林 司 郎

## 5 長野エフエム放送(株)

### (協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第57条及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。)第20条の規定に基づき、長野県知事(以下「甲」という。)が、長野エフエム放送株式会社(以下「乙」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

### (放送の要請)

第2条 甲は、災対法第55条の規定による通知又は要請が、公衆電気通信設備、有線電気通信若しくは無線設備により通信できない場合、又は通信が著しく困難の場合において、その通信のため特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

2. 前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3. 前2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

### (要請の手続)

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

(1) 放送要請の理由

(2) 放送事項

(3) その他必要な事項

### (放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、そのつど自主的に決定し、放送するものとする。

### (連絡責任者等)

第5条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2. 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、そのつど相互に連絡するものとする。

3. 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。

4. 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

### (雑則)

第6条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和63年10月1日から適用する。

昭和63年9月27日

甲 長野県知事 吉村 午良

乙 長野エフエム放送株式会社  
代表取締役 滝沢 至

## 6 長野朝日放送(株)

### (協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第57条及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。)第20条の規定に基づき、長野県知事(以下「甲」という。)が、長野朝日放送株式会社(以下「乙」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

### (放送の要請)

第2条 甲は、災対法第55条の規定による通知又は要請が、公衆電気通信設備、有線電気通信若しくは無線設備により通信できない場合、又は通信が著しく困難の場合において、その通信のため特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

2.前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3.前2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

### (要請の手続)

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

(1)放送要請の理由

(2)放送事項

(3)その他必要な事項

### (放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、そのつど自主的に決定し、放送するものとする。

### (連絡責任者等)

第5条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2.連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、そのつど相互に連絡するものとする。

3.連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。

4.連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

### (雑則)

第6条 この協定に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和63年10月1日から適用する。

平成3年3月30日

甲 長野県知事 吉村 午良

乙 長野朝日放送株式会社  
代表取締役社長 澤田 純三

## 資料 18-2 災害時等における報道要請に関する協定

### 1 朝日新聞社長野支局

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県知事(以下「甲」という。)が長野県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」という。)において、長野県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲又は長野県公安委員会(以下「乙」という。)と朝日新聞社長野支局(以下「丙」という。)との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救護、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策又は地震防災応急対策に関すること

(要請の手続)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し災害応急対策又は地震防災応急対策を妨げることをないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし長野県生活環境部消防防災課長、長野県警察本部警務部総務課広報室長及び朝日新聞社長野支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年3月13日

甲 長野県知事  
吉村 午良  
乙 長野県公安委員会委員長  
塚田 和男  
丙 朝日新聞社長野支局長  
荻谷 忠男

## 2 産経新聞社長野支局

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県知事(以下「甲」という。)が長野県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」という。)において、長野県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲又は長野県公安委員会(以下「乙」という。)と産経新聞社長野支局(以下「丙」という。)との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事
- (3) 被災者の救護、救助その他の応急措置に関する事
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関する事
- (6) 保健衛生に関する事
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関する事
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策又は地震防災応急対策に関する事

(要請の手續)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し災害応急対策又は地震防災応急対策を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし長野県生活環境部消防防災課長、長野県警察本部警務部総務課広報室長及び産経新聞社長野支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年3月13日

甲 長野県知事  
吉村 午良  
乙 長野県公安委員会委員長  
塚田 和男  
丙 産経新聞社長野支局長  
縣 忠明



### 3 信濃毎日新聞社

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県知事(以下「甲」という。)が長野県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」という。)において、長野県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲又は長野県公安委員会(以下「乙」という。)と信濃毎日新聞社(以下「丙」という。)との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救護、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策又は地震防災応急対策に関すること

(要請の手續)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し災害応急対策又は地震防災応急対策を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する道路を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし長野県生活環境部消防防災課長、長野県警察本部警務部総務課広報室長及び信濃毎日新聞社報道部長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年3月13日

甲 長野県知事  
吉村 午良  
乙 長野県公安委員会委員長  
塚田 和男  
丙 信濃毎日新聞社 取締役編集局長  
恒川 昌久

#### 4 スポーツニッポン新聞社長野支局

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県知事(以下「甲」という。)が長野県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」という。)において、長野県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲又は長野県公安委員会(以下「乙」という。)とスポーツニッポン新聞社長野支局(以下「丙」という。)との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救護、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策又は地震防災応急対策に関すること

(要請の手続)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し災害応急対策又は地震防災応急対策を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし長野県生活環境部消防防災課長、長野県警察本部警務部総務課広報室長及びスポーツニッポン新聞社長野支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年3月13日

甲 長野県知事  
吉村 午良  
乙 長野県公安委員会委員長  
塚田 和男  
丙 スポーツニッポン新聞社長野支局長  
横川 喜一

5 中日新聞社長野支局

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県知事(以下「甲」という。)が長野県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」という。)において、長野県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲又は長野県公安委員会(以下「乙」という。)と中日新聞社長野支局(以下「丙」という。)との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救護、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策又は地震防災応急対策に関すること

(要請の手續)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し災害応急対策又は地震防災応急対策を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する道路を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし長野県生活環境部消防防災課長、長野県警察本部警務部総務課広報室長及び中日新聞社長野支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年3月13日

甲 長野県知事  
吉村 午良  
乙 長野県公安委員会委員長  
塚田 和男  
丙 中日新聞社長野支局長  
尾藤 昭司

## 6 長野日報社

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県知事(以下「甲」という。)が長野県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」という。)において、長野県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲又は長野県公安委員会(以下「乙」という。)と長野日報社(以下「丙」という。)との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救護、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策又は地震防災応急対策に関すること

(要請の手續)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し災害応急対策又は地震防災応急対策を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし長野県生活環境部消防防災課長、長野県警察本部警務部総務課広報室長及び長野日報社編集局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年3月13日

甲 長野県知事  
吉村 午良  
乙 長野県公安委員会委員長  
塚田 和男  
丙 長野日報社編集局長  
伴 在賢時郎

7 日刊工業新聞社長野支局

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県知事(以下「甲」という。)が長野県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」という。)において、長野県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲又は長野県公安委員会(以下「乙」という。)と日刊工業新聞社長野支局(以下「丙」という。)との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救護、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策又は地震防災応急対策に関すること

(要請の手続)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し、災害応急対策又は地震防災応急対策を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、長野県生活環境部消防防災課長、長野県警察本部警務部総務課広報室長及び日刊工業新聞社長野支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年3月13日

甲 長野県知事  
吉村 午良  
乙 長野県公安委員会委員長  
塚田 和男  
丙 日刊工業新聞社長野支局長  
山田 昭雄

8 日本経済新聞社長野支局

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県知事(以下「甲」という。)が長野県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」という。)において、長野県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲又は長野県公安委員会(以下「乙」という。)と日本経済新聞社長野支局(以下「丙」という。)との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救護、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策又は地震防災応急対策に関すること

(要請の手続)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し災害応急対策又は地震防災応急対策を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし長野県生活環境部消防防災課長、長野県警察本部警務部総務課広報室長及び日本経済新聞社長野支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年3月13日

甲 長野県知事  
吉村 午良  
乙 長野県公安委員会委員長  
塚田 和男  
丙 日本経済新聞社長野支局長  
小嶋 健史

9 毎日新聞社長野支局

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県知事(以下「甲」という。)が長野県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」という。)において、長野県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲又は長野県公安委員会(以下「乙」という。)と毎日新聞社長野支局(以下「丙」という。)との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救護、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策又は地震防災応急対策に関すること

(要請の手続)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し災害応急対策又は地震防災応急対策を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する道路を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし長野県生活環境部消防防災課長、長野県警察本部警務部総務課広報室長及び毎日新聞社長野支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年3月13日

甲 長野県知事  
吉村 午良  
乙 長野県公安委員会委員長  
塚田 和男  
丙 毎日新聞社長野支局長  
平澤 忠明

10 読売新聞社長野支局

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県知事(以下「甲」という。)が長野県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」という。)において、長野県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲又は長野県公安委員会(以下「乙」という。)と読売新聞社長野支局(以下「丙」という。)との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救護、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策又は地震防災応急対策に関すること

(要請の手續)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し災害応急対策又は地震防災応急対策を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する道路を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし長野県生活環境部消防防災課長、長野県警察本部警務部総務課広報室長及び読売新聞社長野支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年3月13日

甲 長野県知事  
吉村 午良  
乙 長野県公安委員会委員長  
塚田 和男  
丙 読売新聞社長野支局長  
新山 豊



11 共同通信社長野支局

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県知事(以下「甲」という。)が長野県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」という。)において、長野県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲又は長野県公安委員会(以下「乙」という。)と共同通信社長野支局(以下「丙」という。)との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救護、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策又は地震防災応急対策に関すること

(要請の手續)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し災害応急対策又は地震防災応急対策を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし長野県生活環境部消防防災課長、長野県警察本部警務部総務課広報室長及び共同通信社長野支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年3月13日

甲 長野県知事  
吉村 午良  
乙 長野県公安委員会委員長  
塚田 和男  
丙 共同通信社長野支局長  
江沢 和弘

## 12 時事通信社長野支局

(趣旨)

第1条 この協定は、長野県知事(以下「甲」という。)が長野県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」という。)において、長野県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲又は長野県公安委員会(以下「乙」という。)と時事通信社長野支局(以下「丙」という。)との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救護、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策又は地震防災応急対策に関すること

(要請の手續)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し災害応急対策又は地震防災応急対策を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし長野県生活環境部消防防災課長、長野県警察本部警務部総務課広報室長及び時事通信社長野支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年3月13日

甲 長野県知事  
吉村 午良  
乙 長野県公安委員会委員長  
塚田 和男  
丙 時事通信社長野支局長  
中ノ森 重義

## 災害に係る情報発信等に関する協定

長野県（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時等における情報発信等に関する協定を締結する。

（本協定の目的）

第 1 条 本協定は、長野県内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が長野県民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第 2 条 本協定における取組みの内容は、次の中から、甲乙両者の協議により、具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- （ 1 ） 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを乙が運営するサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- （ 2 ） 甲が、長野県内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時から乙が運営するサービス上に掲載するなど、一般に広く周知すること。
- （ 3 ） 甲が、長野県内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙が運営するサービス上に掲載するなど、一般に広く周知すること。
- （ 4 ） 甲が、災害発生時の長野県内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所開設情報及びボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙が運営するサービス上に掲載するなど、一般に広く周知すること。
- （ 5 ） 甲が、長野県内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報を乙が運営するサービス上に掲載するなど、一般に広く周知すること。
- （ 6 ） 乙が、乙の提供するブログサービスにおいて、甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための Web リンクを乙が運営するサービス上に掲載するなど、災害ブログを一般に広く周知すること。

2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲乙両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

(費用)

第3条 前条に基づく甲乙の対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法(提携先への提供、乙が運営するサービス以外のサービス上での掲載等を含む。)により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、その時期、方法及び内容について、甲乙両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。

ただし、期間満了から1か月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし以降も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときには甲乙両者は、誠実に協議して解決を図る。

**資料 18-3**

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2016 年 3 月 18 日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下 6 9 2 - 2

長野県知事 阿 部 守 一

乙 東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮 坂 学

## 資料 19-1 がけ条例制定状況

(令和3年4月1日現在)

町 村 名	制定年月日	施行年月日
木曾郡南木曾町	51. 3. 12	51. 4. 1
下伊那郡喬木村	53. 4.15	53. 4.15
上水内郡小川村	56. 9.28	56. 9.28
東筑摩郡麻績村	57.12.22	57.12.22
木曾郡王滝村	59.12.24	59.12.24
東筑摩郡生坂村	60. 9.26	60. 9.26

## 資料19-2 建築物防災週間における防災対策の推進について

(令和3年4月1日現在)

### 1 目的

毎年地震、火災、がけ崩れ等の災害により建築物の被害はもとより、多くの人命が失われている実状にかんがみ、広く国民を対象に建築物に関連する防災知識の普及に努めるとともに、防災・維持保全関係法令及び制度の周知徹底等を図り、もって建築物の防災対策の推進に寄与することを目的とする。

### 2 実施時期

毎年度の秋季及び春季の2回とする。

### 3 実施内容

- (1) 既存建築物の耐震性の向上に関する普及、啓発、改善指導等
- (2) 建築物に関連する防災知識の普及及び啓発
- (3) 建築物防災関係法令の周知及び遵法精神の高揚
- (4) 建築物の維持保全の徹底及び定期報告制度の普及
- (5) 防災上危険な建築物の改善のための各種助成措置の周知及び改善指導
- (6) 工作物の安全性の確保の推進

### 4 実施方法

- (1) ポスターの掲示  
官公庁庁舎内、駅舎内、電車、バス車両内その他人目につきやすい場所に掲示する。
- (2) 広報紙、テレビ等による広報活動  
地方公共団体の広報紙、テレビ、ラジオ、新聞、映画館のスライド広告等を利用し、運動の趣旨を啓発する。
- (3) 講演会、講習会等の開催  
建築関係技術者、技能者や一般の人を対象とした講演会、講習会等を開催する。
- (4) 建築物防災相談所の開設  
建築士会、建築関係地域法人等の関係団体と協力して防災相談所を開設し、既存建築物の防災診断及び改修に関する相談、指導を行う。特に、耐震改修促進法に基づく特定建築物の把握、耐震診断及び耐震改修について、必要な指導及び助言を行うとともに、住宅の耐震診断・耐震改修についても促進する。
- (5) 巡回指導の実施  
既存不適格建築物を中心に巡回を行い、防災上の観点から問題の認められる建築物について是正指導を行う。
- (6) 防災査察の実施  
定期報告の指定を受けている建築物で報告のなされていないもの、既存不適格建築物、準用工作物等について、防災査察等を通じて定期調査実施の指導、増改築時の違反の有無の調査等を行い、必要に応じて是正指導を行う。

### 5 関係運動との連携

火災予防運動、防災の日、防災週間等と連携して実施するものとし、実施に際しては、その都度関係機関等と事前協議する。

### 資料 19-3 県営住宅の現況

( 3.4.1 現在 )

構 造 別	戸 数
耐火構造（高層）	1,695 戸
耐火構造（中層）	7,688
木造準耐火構造	137
簡易耐火構造二階建	2,908
簡易耐火構造平屋建	2,230
木造	22
計	14,680



資料 19-4 防火、準防火地域の指定状況（都市計画法）(R3.4.1 現在)

単位 ha

市町村名	都市計画区域	用途地域	防火地域	準防火地域	備 考
長 野 市	20,161	5,948	31.6	319.0	
松 本 市	30,191	4,008	4.6	375.4	
上 田 市	23,294	1,602	5.9	333.0	
岡 谷 市	7,919	1,513	-	826.8	
飯 田 市	8,100	1,532	-	281.3	
諏 訪 市	10,489	1,430	-	154.2	
小 諸 市	7,899	682	-	61.6	
伊 那 市	18,263	1,085	-	100.0	
駒ヶ根市	5,100	601	1.8	34.4	
大 町 市	8,490	838	-	135.0	
飯 山 市	1,272	318	-	98.0	
塩 尻 市	9,713	967	-	57.0	
佐 久 市	18,950	1,409	4.9	718.5	
上 松 町	450	149	-	18.2	
計(14市町)	170,291	22,082	48.8	3512.4	

資料 19-5 防火・準防火地域内の建築規制（建築基準法）（令和3年4月1日現在）

対 象		構 造	対 象		構 造
防	階数が3以上又は延べ面積が100平方メートルを超える建築物	耐火建築物 延焼防止建築物 <sup>1</sup>	準	地階を除く階数が4以上又は延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物	耐火建築物 延焼防止建築物
	その他の建築物			準耐火建築物 準延焼防止建築物 <sup>2</sup>	
火	1. 外壁及び軒裏が防火構造で延べ面積50平方メートル以内の平屋建の附属建築物 2. 主要構造部が不燃材料で造られた卸売市場の上屋又は機械製作工場の類 3. 不燃材料で造り又はおおわれた高さ2メートルを超える門又は塀 4. 高さが2メートル以下の門又は塀	制限なし	火	地階を除く階数が2以下又は500平方メートル以下の建築物の木造建築物以外	防火構造等 <sup>3</sup>
				地	
域	防火地域内にある看板、広告塔等で建築物の屋上に設けるもの又は高さ3メートルを超えるものは、主要な部分を不燃材料で造り又はおおわなければならない。 防火・準防火地域にある高さ2メートルを超える門・塀であっても、一定の延焼防止上支障のない構造で造ることができる。	制限なし	域		防火、準防火地域内にあるその他の制限 1. 屋根 2. 外壁のドアなど 3. 隣地境界線に面する外壁
				高さ2メートルを超える付属の門又は塀で延焼のおそれのある部分	

- 1 延焼防止建築物とは、耐火建築物と同等以上の延焼防止性能が確保された建築物をいう。（令和元年国交省告示第194号第2）
- 2 準延焼防止建築物とは、準耐火建築物と同等以上の延焼防止性能が確保された建築物をいう。（令和元年国交省告示第194号第4）
- 3 防火構造等とは、外壁の開口部の構造、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な技術基準に適合する建築物をいう。（令和元年告示第194号第5、6）

## 資料 19-6 防火地域及び準防火地域指定基準

県及び市町村の地域防災計画及び防災都市づくり計画に沿うとともに、以下の基準により定める。

### 1 用途地域及び容積率との関係

用途地域	容積率	定める地域
商業地域	600%	防火地域を定める。
	500%	原則として防火地域を定める。
	400%	原則として防火地域または準防火地域を定める。
	300%	必要に応じ防火地域または準防火地域を定める。
その他の用途地域	-	必要に応じ防火地域または準防火地域を定める。

2 商業地域の容積率 500%の区域のうち、道路幅員により建築基準法第 52 条の関係で、区域の半分以上の敷地面積が 400%以下の容積率に制限される区域においては、必要に応じ準防火地域を定めることもやむをえない。

3 商業地域の容積率 400%の区域のうち、道路等の公共施設が整備されていない区域にあっては、今後の市街地整備に備え、準防火地域を原則として定める。

なお、防火地域を定めるにあたっては道路等の公共施設整備との関係を考慮しつつ、市街地の土地利用動向から耐火建築物の立地しうる区域に定める。

4 商業地域の容積率 300%の区域、及びその他の用途地域で必要に応じ防火地域または準防火地域を定める区域は、次の区域とする。

なお、道路等の公共施設が整備されていない区域にあっては、今後の市街地整備に備え、準防火地域を原則として定める。

(1) 商業地域以外の区域にあっては、中心市街地における商業地域に隣接する区域で木造建築物が密集し、火災による災害の危険性が高い、あるいは高くなると予想される区域。

(2) 避難地、避難路の配置計画に基づき安全区画の確保の必要な区域。

5 区域の規模は 5ha 以上とし、形状は不整形とならないようにするとともに街区単位とするなど都市防災不燃化の趣旨に沿うよう定める。

なお、防火地域、準防火地域併せて 5ha 以上となること、また、防火地域は避難路の配置計画に伴い、路線的に定めることとしても差し支えないものとするが、幅員が 12m以上の道路の沿道区域を原則とする。

## 資料19-7 市街地再開発事業（防災建築街区造成事業）

実施済

	事業名	都市計画決定等 年 月 日	街区面積 ha	事業費 千 円
防災建築街区造成事業	上田市第1（中央二丁目）	昭36.12.18	0.58	4,660
	上田市第2（海野町中央）	昭36.12.18	0.24	3,690
	上田市第3（名店ビル）	昭37.12.6	0.39	12,672
	松本市（本町）	昭38.11.19	3.30	65,646
	佐久市（岩村田本町）	昭41.2.15	1.68	49,495
	佐久市（相生町）	昭43.5.11	0.60	3,501
	佐久市（野沢十二町）	昭43.5.11	1.05	40,023
	駒ヶ根市（広小路）	昭43.3.30	1.42	23,670
市街地再開発事業	長野市（北石堂町）	昭43.5.30	1.80	145,518
	諏訪市（上諏訪駅前）	昭52.11.14	0.87	3,567,000
	駒ヶ根市（駒ヶ根駅前）	昭59.7.2	0.77	2,683,000
	岡谷市（岡谷駅前）	昭58.11.24	1.97	4,823,602
	須坂市（須坂駅前）	昭57.7.26	0.43	2,555,388
	茅野市（茅野駅前）	昭61.10.30	1.49	7,103,934
	小諸市（古城）	昭61.10.30	0.38	2,129,930
	長野市（北長野駅前B3）	平元.2.27	1.04	4,085,411
	塩尻市（大門一番町）	平2.3.8	1.31	9,228,639
	岡谷市（中央町A）	平5.3.1	1.93	12,409,000
	長野市（北長野駅前B1）	平6.9.19	0.99	10,440,100
	長野市（長野駅前A-2）	平7.7.7	0.40	3,900,880
	松本市（中央西第13・14）	平7.3.16	0.50	6,774,800
	上田市（上田駅お城口）	平9.7.10	2.30	15,944,033
	飯田市（橋南第一）	平10.7.27	0.41	3,274,000
	松本市（六九リバーサイド）	平11.12.9	0.42	4,251,704
	伊那市（伊那市駅前第2A）	平12.12.20	0.56	4,248,871
	長野市（東後町・権堂町A）	平13.2.28	0.37	2,216,440
	飯田市（橋南第二）	平15.4.23	0.61	7,178,600
	長野市（長野銀座A-1）	平15.6.19	0.94	8,138,925
長野市（長野駅前A-1）	平16.2.27	0.23	2,051,270	
長野市（長野銀座D-1）	平16.6.30	0.52	1,892,939	
長野市（北長野駅前A2）	平18.1.17	0.52	2,202,180	
塩尻市（大門中央通り）	平19.4.11	0.59	3,921,435	
長野市（長野駅前A-3）	平20.8.29	0.17	1,867,355	

## 資料 19-8 住宅地区改良事業

実施済

事業名	実施年度	指定年月日	実施面積 ha (戸数)	事業費 千円
岡谷市(加茂町)	45-49	昭 45.11.7	2.66 (100)	303,255
岡谷市(新明町)	47-49	昭 45.12.12	0.76 ( 61)	175,588
駒ヶ根市(広小路)	45-47	昭 45.3.31	1.24 ( 29)	137,500
駒ヶ根市(石川町)	49-50	昭 49.3.2	0.98 ( 20)	182,376
飯田市(西ノ原)	48-51	昭 49.5.18	0.81 ( 60)	244,950
諏訪市(清水町)	56-58	昭 56.6.5	0.33 ( 30)	651,382

## 資料 19-9 地震対策のチェックポイントと補強対策

区 分	事 前 チェ ッ ク	補 強 対 策
敷 地	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 石垣（石積）、よう壁、ブロック塀がくずれおそれがないか。</li> <li>2. 法面あるいは、がけくずれはないか。</li> <li>3. 避難路はあるか。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. コンクリートを打って補強する。応急措置としては突張りをかう。</li> <li>2. 敷地周辺の排水を取る。出来るだけ不浸透質（コンクリートU字溝等）のものを布設する。</li> <li>3. 道路又は空地へ容易に避難できるように障害物をなくす。</li> </ol>
木造建物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 耐震診断をする。</li> <li>2. 屋根がわらがくずれかけていないか。</li> <li>3. 火気を使用する室（台所、風呂たき口等）は、不燃材料で仕上げているか。</li> <li>4. 外壁モルタルや土壁がくずれかけていないか。</li> <li>5. ガラス戸がはずれやすくないか。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 診断結果に基づき筋交いを入れたり、壁の量を増やす等の補強をする。</li> <li>2. 補修したり又は出入り口の上にひさし等を設け、直接頭上等に落下しないようにする。</li> <li>3. モルタル塗り、ストレート、ステンレス等で燃えないようにする。</li> <li>4. ひびの入ったものは補修する。</li> <li>5. ガラスに紙等を張り補強する。</li> </ol>
公共建築物 及び一般ビル	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 耐震診断をする。</li> <li>2. カテンウォール構造は落下しないか。</li> <li>3. 二方向避難ができるか。</li> <li>4. 非常用照明や避難誘導灯があるか。</li> <li>5. 防火扉は完全に作動するか。</li> <li>6. 非常用進入口があるか。</li> <li>7. 非常電源装置があるか。</li> <li>8. ガス管、給排水管は、老腐化していないか。</li> <li>9. エレベータ等の保守点検をする。</li> <li>10. 天上仕上材は落下しないか。</li> <li>11. 古いビル（旧建築基準法当時施行したもの）の階段室、エレベータホール等の堅穴区画はあるか。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 古い鉄筋コンクリート造は耐震チェックをする必要がある。鉄骨造は、溶接やボルト締めについてチェックすること。</li> <li>2. 外壁パネルの取付状況、窓ガラスのパテが耐震性があるか。特にガラス面積の大きいものは、ガラスの破損を防ぐためガラス溝にクッション材を敷込み、シリング材をてん充する。</li> <li>3. 階段等を2ヶ所以上設ける。</li> <li>4. 停電時、避難できるようバッテリーを設置する。</li> <li>5. 煙感知器で自動閉塞するものとする。また、防火扉の周囲には物品を置かないこと。</li> <li>6. はしご車で救助できる開口部を設ける。</li> <li>7. 停電時、発電機に切換え出来る設備が必要である。</li> <li>8. 耐震性があるかチェックする。古いものは取りかえる。</li> <li>9. 非常装置が適格に作動するかチェックする。</li> <li>10. 特に階段裏のモルタルやプラスタがはくりしないか補修する。</li> <li>11. ないものは防火区画とする。</li> </ol>

資料19-10 国・県指定等文化財地域別件数一覧

令和3年9月16日現在

区分	総計	国指定											国選定		国登録		県指定								国選択	県選択			
		宝	重要文化財	重要民俗文化財		計	特別史跡	特別天然記念物	特別天然記念物	史跡	名勝	天然記念物	重要伝説的建造物	重要保存地区	重要保存技術	重要文化的景観	登録有形文化財	有形民俗文化財	登録記念物	宝	県無形文化財	県民俗文化財		記念物				選択無形民俗文化財	選択無形民俗文化財
				重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財																	県有形民俗文化財	県無形民俗文化財	計	史跡	県名勝	県天然記念物		
県計	1,379	10	180	7	10	72	1	1	4	37	5	24	7	1	2	568	1	9	241	1	7	30	178	67	6	105	30	25	
市計	1,043	9	142	6	4	44	1	1	1	27	4	10	5	0	2	492	0	8	167	1	4	19	113	51	4	58	15	12	
郡計	349	1	38	1	6	24	0	0	1	11	1	11	2	1	0	76	1	1	72	0	3	16	59	20	2	37	24	24	
長野市	241	1	30			7				6		1	1			135		8	31		1	4	22	5	1	16	1		
松本市	115	2	16	3		5		1	1	3						52			18			1	15	4	2	9	3		
上田市	97	1	14	1		6				3		3				43			21				7	4		3	3	1	
岡谷市	32		2			1				1						24			3		1	1	0						
飯田市	54		8	1	1	3				2	1					10			9				13	5		8	3	6	
諏訪市	49	2	21			2				1		1				10			8			2	4	2		2			
須坂市	51					1					1					46						2	2	2		0			
小諸市	17		3			2				1		1				8			2			1	1	1					
伊那市	17		5			1				1						2			3				4	1		3		2	
駒ヶ根市	9		2			1					1								3				2			2	1		
中野市	22		1			1				1						10			2				7	6		1		1	
大町市	32	1	9			1						1				4			8			3	6	1		5			
飯山市	25		3		1	1									1	1			11			1	5	3		2		1	
茅野市	12	2				4	1			3									2			1	3	3					
塩尻市	38		6	1		1				1			2			19			7				2	1		1			
佐久市	81		11		1	3				2		1				40			13			1	11	8		3	1		
千曲市	65		7		1	2				1	1		1		1	31			17				3	2		1	2		
東御市	25		1			1				1			1			12			3	1	2		4	2		2			
安曇野市	61		3			1						1				45			6			2	2	1	1		1	1	
南佐久郡	15	0	1	0	0	3	0	0	0	2	0	1	0			1			0	0	1	2	6	0	1	5	1	0	
北佐久郡	28	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			16			3	0	0	1	5	1	0	4	0	0	
小県郡	16	1	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0			6			4	0	0	0	1	0	0	1	0	1	
諏訪郡	25	0	7	0	0	4	0	0	0	3	0	1	0			6	1		2	0	1	3	1	1	0	0	0	0	
上伊那郡	37	0	3	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0			3			15	0	0	0	13	6	0	7	0	1	
下伊那郡	67	0	7	0	5	5	0	0	0	1	0	4	0			3			10	0	0	4	4	1	0	3	21	8	
木曾郡	46	0	6	0	0	4	0	0	0	2	1	1	1	1		0		1	15	0	0	2	6	2	1	3	1	9	
東筑摩郡	27	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			11			6	0	0	1	4	3	0	1	0	0	
北安曇郡	25	0	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1			9			5	0	0	2	4	1	0	3	1	0	
埴科郡	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0			4	0	0	0	2	1	0	1	0	0	
上高井郡	15	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0			8			3	0	0	0	2	1	0	1	0	0	
下高井郡	20	0	1	0	1	3	0	0	0	1	0	2	0			7			2	0	0	0	5	1	0	4	0	1	
上水内郡	17	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0			6			2	0	1	0	6	2	0	4	0	1	
下水内郡	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0			1	0	0	1	0	0	0	0	0	3	
指定地域定めずor県内一円	28					5				2			3										14			14	8	1	
広域指定物件										4			2						2			6			8		10	20	17
重複対象の物件数										2			1						1			1			4		5	3	3

文化財によっては重複市町村等があるため計が一致しない場合がある

【教育事務所別】

東信	279	2	35	1	1	16	0	0	0	10	0	6	1	0	0	126	0	0	46	1	3	5	35	16	1	18	5	2
南信	302	4	55	1	6	23	1	0	0	12	2	8	0	0	0	58	1	0	55	0	2	11	44	19	0	25	25	17
中信	344	3	47	4	0	13	0	1	2	6	1	3	4	1	0	140	0	1	65	0	0	11	39	13	4	22	6	10
北信	467	1	43	1	3	16	0	0	0	10	2	4	2	0	2	244	0	8	73	0	2	8	54	23	1	30	3	7

資料19-11 文化財の防火施設の設置状況

教育委員会

(令和3年10月1日現在)

地域別	名 称	所 在 地	設置してある防火設備等			
			自火報	消火設備	避雷設備	保存庫
東信	釈尊寺観音堂宮殿	小諸市				
	旧小諸本陣	〃				
	白山社社殿	〃				
	小諸城大手門・三之門	〃				
	駒形神社本殿	佐久市				
	旧中込学校校舎	〃				
	貞祥寺三重塔・惣門及び山門	〃				
	新海三社神社三重塔・東本社	〃				
	龍岡城跡	〃				
	井出家座敷	〃				
	真山家住宅	〃				
	八幡社境内神社高良社本殿	〃				
	旧三笠水テール	軽井沢町				
	真楽寺三重塔	御代田町				
	旧芦田宿本陣土屋家住宅	立科町				
	国分寺三重塔	上田市				
	前山寺三重塔	〃				
	中禅寺薬師堂	〃				
	安楽寺八角三重塔	〃				
	上田城	〃				
	西光寺阿弥陀堂	〃				
	生島足島神社歌舞伎舞台・本殿内殿・摂社諏訪社本殿及び門	〃				
	法住寺虚空蔵堂	〃				
	文殊堂	〃				
	旧倉沢家住宅	〃				
	旧常田館製糸場施設	〃				
	春原家住宅	東御市				
	旧和学校校舎	〃				
	西宮の歌舞伎舞台	〃				
	東町の歌舞伎舞台	〃				
大法寺三重塔・観音堂厨子及び須弥壇	青木村					
日吉神社本殿	〃					
北信	善光寺本堂・三門・経蔵	長野市				
	葛山落合神社本殿・境内諏訪社社殿	〃				
	旧文武学校	〃				
	大英寺本堂及び表門	〃				
	真田信之霊屋	〃				
	林正寺本堂及び表門	〃				
	真田信重霊屋	〃				
	旧横田家住宅	〃				
	真田信弘霊屋及び表門	〃				
	松代城跡附新御殿跡	〃				
	戸隠神社信仰遺跡中社	〃				
	戸隠神社信仰遺跡宝光社・奥社	〃				



地域別	名 称	所 在 地	設置してある防火設備等			
			自火報	消火設備	避雷設備	保存庫
北信	長 国 寺 開 山 堂	〃				
	旧長野師範学校教師館	〃				
	旧ダニエル・ノルマン邸	〃				
	開 善 寺 経 蔵	〃				
	熊野出速雄神社本殿	〃				
	南方神社本殿	〃				
	白 髯 神 社 本 殿	〃				
	旧 前 島 家 住 宅	〃				
	旧 小 田 切 家 住 宅	須 坂 市				
	中野県庁(中野陣屋)跡	中 野 市				
	健御名方富命彦神別神社末社若宮八幡神社本殿	飯 山 市				
	白 山 神 社 本 殿	〃				
	小 菅 神 社 奥 社 本 殿	〃				
	恵瑞禅師旧跡正受庵	〃				
	小 菅 の 護 摩 堂	〃				
	小 菅 の 講 堂	〃				
	小 菅 の 仁 王 門	〃				
	武水別神社撰社高良社本殿	千 曲 市				
	智 識 寺 大 御 堂	〃				
	水上布奈山神社本殿	〃				
	旧 格 致 学 校 校 舎	坂 城 町				
	浄 光 寺 薬 師 堂	小 布 施 町				
	佐 野 神 社 本 殿	山 ノ 内 町				
小 林 一 茶 旧 宅	信 濃 町					
高 山 寺 三 重 塔	小 川 村					
阿 部 家 住 宅	栄 村					
中信	松 本 城 天 守	松 本 市				
	筑摩神社本殿・拝殿	〃				
	旧 開 智 学 校 校 舎	〃				
	若 宮 八 幡 社 本 殿	〃				
	旧 松 本 高 等 学 校	〃				
	旧 松 本 区 裁 判 所 庁 舎	〃				
	橋 倉 家 住 宅	〃				
	旧 山 辺 学 校 校 舎	〃				
	馬 場 家 住 宅	〃				
	大 宮 熱 田 神 社 本 殿	〃				
	大 宮 熱 田 神 社 若 宮 八 幡 宮 本 殿	〃				
	田 村 堂	〃				
	旧松本カトリック教会司祭館	〃				
	旧 念 来 寺 鐘 楼	〃				
	仁 科 神 明 宮	大 町 市				
	若一王子神社本殿・三重塔・観音堂及び宮殿	〃				
	盛 蓮 寺 観 音 堂	〃				
天 正 寺 三 重 小 塔	〃					
靈 松 寺 山 門	〃					
旧 中 村 家 住 宅	〃					

地域別	名 称	所 在 地	設置してある防火設備等			
			自火報	消火設備	避雷設備	保存庫
中信	小 松 家 住 宅	塩 尻 市				
	堀 内 家 住 宅	"				
	嶋 崎 家 住 宅	"				
	小 野 家 住 宅	"				
	小 野 神 社	"				
	釜 井 庵	"				
	北 熊 井 諏 訪 社 本 殿	"				
	深 澤 家 住 宅	"				
	手 塚 家 住 宅	"				
	法 蔵 寺 山 門	安 曇 野 市				
	松 尾 寺 本 堂	"				
	曾 根 原 家 住 宅	"				
	光 久 寺 薬 師 堂	"				
	長 光 寺 薬 師 堂 及 び 宮 殿	"				
	林 家 住 宅	南 木 曾 町				
	藤 原 家 住 宅	"				
	読 書 発 電 所 施 設 発 電 所	"				
	旧 御 料 局 名 古 屋 支 庁 妻 籠 出 張 所 庁 舎	"				
	園 原 家 住 宅	"				
	山 下 家 住 宅	木 曾 町				
	定 勝 寺 本 堂 ・ 庫 裏 ・ 山 門	大 桑 村				
	白 山 神 社	"				
	池 口 寺 薬 師 堂	"				
	神 明 社	麻 績 村				
	光 輪 寺 薬 師 堂	朝 日 村				
	神 明 社	白 馬 村				
大 宮 諏 訪 神 社 本 殿	小 谷 村					
旧 千 國 家 住 宅	"					
旧 渡 辺 家 住 宅	岡 谷 市					
旧 林 家 住 宅	"					
諏 訪 大 社 上 社	諏 訪 市					
片 倉 館	"					
白 岩 観 音 堂	茅 野 市					
諏 訪 大 社 下 社 ( 秋 宮 )	下 諏 訪 町					
諏 訪 大 社 下 社 ( 春 宮 )	下 諏 訪 町					
諏 訪 社	富 士 見 町					
遠 照 寺 釈 迦 堂	伊 那 市					
熱 田 神 社 本 殿	"					
旧 馬 島 家 住 宅	"					
光 前 寺 弁 天 堂 ・ 三 重 塔	駒 ケ 根 市					
旧 竹 村 家 住 宅	"					
矢 彦 神 社	辰 野 町					
旧 小 野 家 住 宅 主 屋 及 び 土 蔵	"					
伊 那 県 庁 ( 飯 島 陣 屋 ) 跡	飯 島 町					
旧 新 井 家 住 宅	宮 田 村					

地域別	名 称	所 在 地	設置してある防火設備等			
			自火報	消火設備	避雷設備	保存庫
南信	旧 小 笠 原 家 書 院	飯 田 市				
	開 善 寺 山 門	"				
	白 山 社 奥 社 本 殿	"				
	旧 座 光 寺 麻 績 学 校 校 舎	"				
	下 黒 田 の 舞 台	"				
	竹 ノ 内 家 住 宅	高 森 町				
	白 髭 神 社 本 殿	"				
	八 幡 神 社	阿 南 町				
	宮 下 家 住 宅	"				
	安 布 知 神 社 本 殿 及 び 拝 殿	阿 智 村				
	大 山 田 神 社	下 條 村				
	諏 訪 社	泰 阜 村				
	福 徳 寺 本 堂	大 鹿 村				
	松 下 家 住 宅	"				

## 資料 19-12 災害時における建築物災害応急活動の協力に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、長野県（以下「甲」という。）と社団法人長野県建築士会（以下「乙」という。）との間における長野県地域防災計画に基づく災害時の建築物災害応急活動に関する協力について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この協定において、「判定士」とは、長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第2条第2項に定める応急危険度判定士のうち県及び市町村等の職員を除く民間の者をいう。

### (建築物災害応急活動の内容)

第3条 建築物災害応急活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災建築物の応急危険度判定の実施
- (2) その他災害の応急活動に必要な事項

### (協力依頼)

第4条 甲は、被災市町村からの派遣要請に基づき判定士の参集を求めるときは、乙に協力を依頼することができる。

- 2 甲は、前項の規定による依頼をするときは、口頭又は電話等により行い、後日、速やかに文書により依頼するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による依頼があったときは、判定士に対して、甲の依頼内容を速やかに伝えるとともに、建築物災害応急活動について協力を求めるものとする。
- 4 乙は、第1項の規定による求めに応じることが可能な判定士を取りまとめ、速やかに甲に報告するものとする。

### (判定士の派遣)

第5条 甲が派遣要請のあった被災市町村に判定士を派遣するときは、乙は、判定士の班編成や現場での作業の遂行等について甲に協力するものとする。

### (協力体制)

第6条 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

- 2 甲は、判定士の承諾を得た上で登録者名簿を乙に交付し、登録者名簿に変更があったときは、遅滞なくその内容を乙に通知するものとする。
- 3 乙は、判定士に対して甲の依頼内容を円滑に伝達するための連絡網を整備し、甲に報告するものとする。連絡網の内容に変更があったときも、同様とする。
- 4 甲及び乙は、この協定に基づく建築物災害応急活動が円滑に行われるよう、

随時、必要な協議を行うものとする。

(訓練等)

第7条 甲が、被災建築物の応急危険度判定の実施に関して訓練等を行うときは、乙はこれに協力するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

附 則

この協定は、平成24年1月18日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年1月18日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692の2

長野県知事 阿 部 守 一

乙 長野県長野市妻科426の1

社団法人 長野県建築士会

会 長 関 邦 則

## 資料 19-13 災害時等の応急対策業務に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県瓦事業組合連合会（以下「乙」という。）とは、災害時等の応急対策業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、武力攻撃事態等及び緊急対処事態、その他の災害時（以下「災害時等」という。）において、災害救助法を適用し、甲が乙の協力を得て、応急対策業務の必要があると認められるときに、その実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

（応急対策業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は次のとおりとする。

（1）被災住宅の瓦屋根の損壊箇所の把握及び応急措置

（2）その他甲が必要と認める業務

（協力要請の方法）

第3条 甲は、前条の応急対策業務にかかわる応援を必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請する。

ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（1）災害の状況及び応援を要請する理由

（2）応援を要請する応急業務内容

（3）応援を必要とする日時、場所及び期間

（4）前各号に定めるもののほか必要な事項

（応急業務の実施）

第4条 乙は、第3条の規定に基づく要請が甲からあったときは、可能な範囲において組合員をして応急業務を実施させるものとし、その組合員を甲に報告するものとする。

（報告）

第5条 組合員は、第3条の要請事項を完了した時は、甲に対して次に掲げる事項を文書により速やかに報告するものとする。

（1）実施した業務の内容、人員及び期間

（2）前号に定めるもののほか必要な事項

（費用）

第6条 甲の要請に基づき、組合員が実施した応急対策業務に要した費用は、組合員の請求後速やかに甲が支払うものとする。

ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

2 甲と組合員とは、長野県財政規則（昭和42年長野県規則第2号）の規定に基づく手続きにより、速やかに応急業務に係る工事請負契約を締結するものとする。

（補償）

第7条 応急対策業務に従事した組合員の従業員が、当該応急対策業務の実施により負傷又は死亡した場合の災害補償については、組合員の責任において行うものとする。

2 応急対策業務に従事した組合員が第三者に損害をあたえた場合の補償は、組合員の責任において行うものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定の締結期間）

第10条 この協定の締結期間は、平成20年7月24日から平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年 7月24日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 村井 仁

乙 長野県松本市宮淵1-4-39  
長野県瓦事業組合連合会  
理事長 谷崎 公威

## 資料 19-14 災害時等の応急対策業務に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と社団法人長野県管工事設備工業協会（以下「乙」という。）とは、災害時等の応急対策業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、武力攻撃事態等及び緊急対処事態、その他の災害時（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の協力を得て、応急対策業務の必要があると認められるときに、その実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

（応急対策業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は次のとおりとする。

（1）甲が管理する公共施設のうち、避難所として使用する施設の空調等配管にかかる損壊箇所の把握及び応急措置

（2）甲が管理する公共施設のうち、災害拠点となる合同庁舎の空調等配管にかかる損壊箇所の把握及び応急措置

（3）その他甲が必要と認める業務

（協力要請の方法）

第3条 甲は、前条の応急対策業務にかかわる応援を必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請する。

ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（1）災害の状況及び応援を要請する理由

（2）応援を要請する応急業務内容

（3）応援を必要とする日時、場所及び期間

（4）前各号に定めるもののほか必要な事項

（応急業務の実施）

第4条 乙は、第3条の規定に基づく要請が甲からあったときは、可能な範囲において協会員（以下「会員」という。）をして応急業務を実施させるものとし、その会員を甲に報告するものとする。

（報告）

第5条 会員は、第3条の要請事項を完了した時は、甲に対して次に掲げる事項を文書により速やかに報告するものとする。

（1）実施した業務の内容、人員及び期間

（2）前号に定めるもののほか必要な事項

（費用）

第6条 甲の要請に基づき、会員が実施した応急対策業務に要した費用は、会員の請求後速やかに甲が支払うものとする。

ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

2 甲と会員とは、長野県財形規則（昭和42年長野県規則第2号）の規定に基づく手続きにより、速やかに応急業務に係る工事請負契約を締結するものとする。

（補償）

第7条 応急対策業務に従事した会員の従業員が、当該応急対策業務の実施により負傷又は死亡した場合の災害補償については、会員の責任において行うものとする。

2 応急対策業務に従事した会員が第三者に損害をあたえた場合の補償は、会員の責任において行うものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定の締結期間）

第10条 この協定の締結期間は、平成20年7月24日から平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年 7月24日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県専 村井 仁

乙 長野県長野市大字中御所字岡田86-5  
社団法人 長野県管工事設備工業協会  
会 長 森 正一

資料 20-1 道路施設の現況

(建設部)

1 国土交通省長野国道事務所所管

(令和3年4月1日現在)

路線名	区 間	延長 (km)	路線内訳		橋梁	
			舗装 (km)	砂利道 (km)	永久橋数	木橋数
18	北佐久郡軽井沢町大字軽井沢～ 上水内郡信濃町赤川	127.9	127.9	0	134	0
19	長野市西尾張部～ 塩尻市広丘高出	90.3	90.3	0	90	0
20	塩尻市広丘高出～ 諏訪郡富士見町下葛木	53.4	53.4	0	109	0
中部横断	小諸市大字御影新田～ 佐久市伴野	19.9	19.9	0	26	0
計		291.4	291.4	0	359	0

2 国土交通省飯田国道事務所所管

(令和3年4月1日現在)

路線名	区 間	延長 (km)	路 線 内 訳		橋 梁	
			舗装 (km)	砂利道 (km)	永久橋数	木橋数
19	木曾郡南木曾町田立～ 塩尻市広丘高出字和手	79.5	79.5	0	112	0
153	下伊那郡根羽村(愛知県境)～ 飯田市鼎東鼎	45.4	45.4	0	76	0
474	飯田市山本～ 飯田市上村西山	15.4	15.4	0	32	0
計		140.3	140.3	0	220	0

3 県所管

(令和2年4月1日現在)

道路の種類	路線数	実延長 (km)	路 線 内 訳		橋 梁	
			舗装 (km)	砂利道 (km)	永久橋数	木橋数
一般国道	23	1238.0	1220.9	17.0	1,106	0
主要地方道	82	1595.6	1585.7	9.9	1,244	0
一般県道	318	2339.5	2260.9	78.6	1,487	6
計	423	5173.1	5067.6	105.5	3,837	6



## 資料 20-2 道路災害防除事業計画

### 1 落石等要対策箇所

路線の重要性（緊急輸送路、交通量、バス路線、孤立集落対策等）などを勘案し、下記に該当するものから選定して整備を進める。特に、緊急輸送路については、重点的に対策を実施する。

近年の落石等災害発生箇所

異常気象時の事前通行規制解除を目標とした箇所

平成 8,9 年道路防災総点検の要対策箇所

県独自の点検による要対策箇所

( 1 ) 平成 8,9 年度道路防災点検進捗率表

県管理道路

区分 路線	全 体	R1 まで	R2		R3( 予定)		R4 以降残
	対策必要 箇所	対策済 箇所数	対策済 箇所数	進捗率	対策済 箇所数	進捗率	箇所数
一 般 国 道	534	342	3	64.6%	5	66.3%	180
主要地方道	783	480	6	62.1%	3	63.6%	285
一 般 県 道	1,073	433	3	40.6%	5	42.4%	618
計	2,390	1,199	12	53.0%	40	54.7%	1,083

### 2 道路施設の点検と長寿命化修繕計画

橋梁、トンネル、道路附属物等（シェッド・大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等）については、道路法施行規則第 4 条の 5 の 6 の規定に基づき、5 年に 1 回の頻度で定期点検を行う。また、その結果を踏まえ策定した長寿命化修繕計画に基づき、修繕等の措置を講じる。

その他の道路施設についても、県独自の点検を踏まえ策定した長寿命化修繕計画に基づき、修繕等の措置を講じる。

資料 20-3 道路通行規制区間及び規制基準

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

1 高速道路

路線名	区間	「通行止」規制基準
中央自動車道	中央自動車道全区間 (岐阜県境～山梨県境)	岐阜県境～園原 I C 連続雨量 2 6 0 mm 連続雨量 2 0 0 mm + 時間 4 5 mm 園原 I C～飯田山本 I C 連続雨量 3 0 0 mm 連続雨量 2 5 0 mm + 時間 4 0 mm 飯田山本 I C～松川 I C 連続雨量 2 5 0 mm 連続雨量 1 9 0 mm + 時間 3 0 mm 松川 I C～駒ヶ根 I C 連続雨量 2 8 0 mm 連続雨量 2 2 0 mm + 時間 3 0 mm 駒ヶ根 I C～伊那 I C 連続雨量 2 3 0 mm 連続雨量 1 8 0 mm + 時間 3 5 mm 伊那 I C～伊北 I C 連続雨量 2 1 0 mm 連続雨量 1 7 0 mm + 時間 3 5 mm 伊北 I C～諏訪 I C 連続雨量 2 1 0 mm 連続雨量 1 5 0 mm + 時間 2 5 mm 諏訪 I C～山梨県境 連続雨量 1 7 0 mm 連続雨量 1 4 0 mm + 時間 2 5 mm
長野自動車道	長野自動車道全区間 (岡谷 J C T～更埴 J C T)	岡谷 J C T～塩尻 I C 連続雨量 2 1 0 mm 連続雨量 1 5 0 mm + 時間 2 5 mm 塩尻 I C～塩尻北 I C 連続雨量 1 8 0 mm 連続雨量 1 3 0 mm + 時間 2 5 mm 安曇野 I C～麻績 I C 連続雨量 1 2 0 mm 連続雨量 8 0 mm + 時間 3 0 mm 麻績 I C～更埴 I C 連続雨量 1 5 0 mm 連続雨量 1 2 0 mm + 時間 2 5 mm 更埴 I C～更埴 J C T 連続雨量 1 3 0 mm 連続雨量 9 0 mm + 時間 2 5 mm
中部横断道	佐久小諸 J C T～小諸御影	連続雨量 1 4 0 mm 連続雨量 1 1 0 mm + 時間 3 0 mm
上信越自動車道	上信越自動車道全区間 (群馬県境～新潟県境)	群馬県境～佐久 I C 連続雨量 1 9 0 mm 連続雨量 1 1 0 mm + 時間 4 0 mm 佐久 I C～坂城 I C 連続雨量 1 4 0 mm 連続雨量 1 1 0 mm + 時間 3 0 mm 坂城 I C～信州中野 I C 連続雨量 1 3 0 mm 連続雨量 9 0 mm + 時間 2 5 mm 信州中野 I C～信濃町 I C 連続雨量 1 1 0 mm 連続雨量 7 0 mm + 時間 3 0 mm 信濃町 I C～新潟県境 I C 連続雨量 1 3 0 mm 連続雨量 1 1 0 mm + 時間 3 5 mm

## 2 一般国道（指定区間）

路線名	国道事務所名	規制区間	延長(km)	規制条件
18	長野国道	長野市豊野町川谷～上水内郡飯綱町倉井	2.0	連続雨量 150mm
19	飯田国道	中津川市山口～木曾郡南木曾町読書	6.5	連続雨量 150mm
19	飯田国道	木曾郡木祖村藪原	1.1	連続雨量 170mm 又は雪崩の発生が予測された時
19	長野国道	東筑摩郡生坂村池沢～長野市大岡甲	17.7	連続雨量 130mm
19	長野国道	長野市信州新町日名～長野市信州新町大原	2.3	連続雨量 130mm
19	長野国道	長野市信州新町杖突～長野市七二会笹平	8.7	連続雨量 130mm
19	長野国道	長野市篠ノ井秋古～長野市小市	3.5	連続雨量 130mm
20	長野国道	諏訪郡富士見町下蔦木～諏訪郡富士見町富士見	7.7	連続雨量 150mm

## 3 一般国道（指定区間外）

路線名	担当事務所名	規制区間		規制基準値(mm)	
				通行注意	通行止
		自至	延長(km)	時間雨量 連続雨量	時間雨量 連続雨量
151号	飯田	下伊那郡阿南町見名トンネル 下伊那郡阿南町新野(愛知県境)	17.4	20mm 80	25mm 100
256号	飯田	下伊那郡阿智村清内路七々平(茶屋下) 下伊那郡阿智村駒場(国道153号交点)	12.0	20 80	25 100
418号	飯田	下伊那郡平谷村五軒小屋(岐阜県境) 下伊那郡天龍村平岡(飯田富山佐久間線交点)	39.7	20 80	25 100
158号	松本	松本市安曇安房峠(岐阜県境) 松本市安曇湯川渡	14.2	5	20 80 15分10mm
148号	大町	北安曇郡白馬村北城(千国北城線交点) 北安曇郡小谷村中小谷(奉納中土停車場線交点)	10.9	25 80	30 130
148号	大町	北安曇郡小谷村中小谷 北安曇郡小谷村北小谷下寺	6.6	20 70	25 100
148号	大町	北安曇郡小谷村北小谷下寺 北安曇郡小谷村北小谷国界橋(新潟県境)	3.2	15 60	20 80
406号	大町	北安曇郡白馬村北城大出 北安曇郡白馬村神城(上水内郡境)	11.4	10 40	15 80
292号	北信	下高井郡山ノ内町平穏(渋峠) 下高井郡山ノ内町上林	22.4	100	25 150
406号	長野	上水内郡小川村季平(北安曇郡境) 長野市鬼無里	12.0	10 40	15 80
406号	長野	長野市鬼無里 長野市戸隠祖山字砂田	7.4	10 40	15 80
406号	長野	長野市戸隠祖山字砂田 長野市茂菅裾花橋	8.6	10 40	15 80
292号	北信	飯山市硫黄 飯山市富倉(新潟県境)	9.3	20 80	25 100
403号	北信	下高井郡木島平村千の平 下高井郡木島平村滝見橋	0.6	15 60	20 80

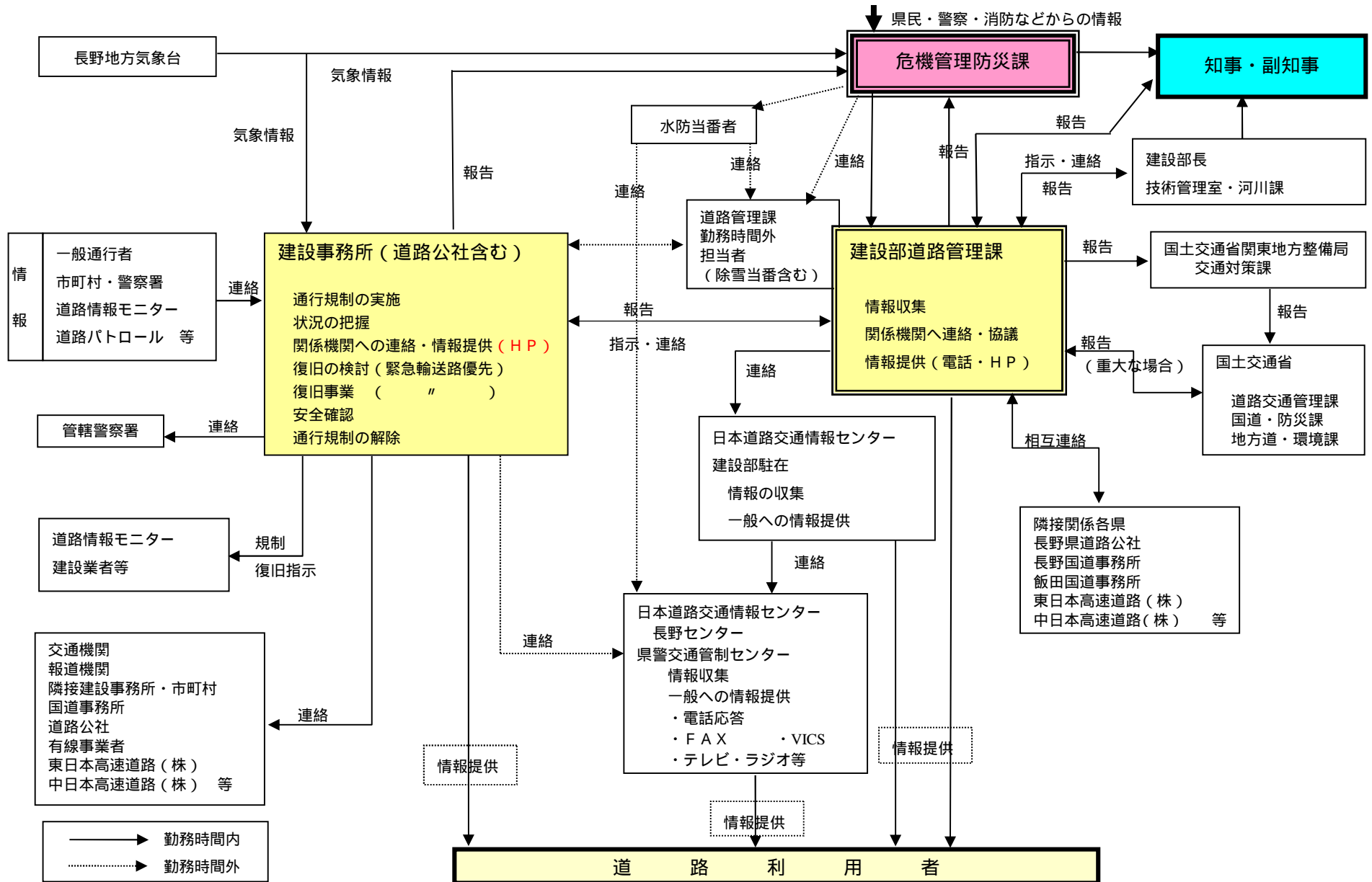
4 主要地方道

路線名	担当事務所名	規制区間			規制基準値 (mm)	
					通行注意	通行止
		自至	延長 (km)	時間雨量 連続雨量	時間雨量 連続雨量	
美ヶ原公園沖線	上田	上田市武石武石峠 上田市武石巢栗	10.2	20 80	25 100	
松本和田線	上田	小県郡長和町和田崖峠 小県郡長和町唐沢 (国道142号交点)	8.6	15 60	20 80	
長野上田線	上田	上田市下半過 (上田市境) 上田市山口	2.5	15 40	20 60	
駒ヶ根駒ヶ岳公園線	伊那	上伊那郡宮田村黒川山 (新太田切発電所前) 上伊那郡宮田村帰命山 (しらび平)	10.5	10 40	20 80	
飯田富山佐久間線	飯田	飯田市毛呂窪 下伊那郡天龍村平岡早木戸 (国道418号交点)	29.2	20 80	25 100	
飯田南木曾線	飯田	飯田市上飯田大平峠 飯田市市ノ瀬橋	13.0	10 60	20 80	
阿南根羽線	飯田	下伊那郡阿南町落合 (国道151号交点) 下伊那郡根羽村黒地 (設楽根羽線交点)	32.9	20 80	25 100	
天竜公園阿智線	飯田	下伊那郡泰阜村唐笠 下伊那郡泰阜村峠田 (飯田富山佐久間線交点)	3.5	20 80	25 100	
飯田南木曾線	木曾	木曾郡南木曾町大平峠 (郡境) 木曾郡南木曾町幸助	6.9	20 80	25 100	
開田三岳福島線	木曾	木曾郡木曾町開田高原管沢 木曾郡木曾町三岳羽入	11.0	20 80	25 100	
上高地公園線	松本	松本市安曇上高地 松本市安曇中の湯	6.3	5	20 80	
奈川木祖線	松本	松本市奈川寄合渡 松本市奈川境峠	6.1	5	20 80	
奈川野麦高根線	松本	松本市奈川川浦 松本市奈川野麦峠	6.1	5	20 80	
松本和田線	松本	松本市入山辺 小県郡長和町和田崖峠	6.8	10 40	15 60	
乗鞍岳線	松本	松本市安曇乗鞍岳山頂 松本市安曇国民休暇村	17.5	5	20 80	
扇沢大町線	大町	大町市平扇沢 大町市平日向山	6.3	25 80	30 130	
豊野南志賀公園線	須坂	上高井郡高山村奥山田 (山田温泉) 上高井郡高山村奥山田 (山田牧場)	8.1	15 60	20 80	
豊野南志賀公園線	須坂	上高井郡高山村奥山田 (山田牧場) 上高井郡高山村奥山田 (郡境)	4.4	20 80	25 100	
豊野南志賀公園線	北信	下高井郡山ノ内町佐野 (郡境) 下高井郡山ノ内町平穩 (坊平)	3.5	20 80	25 100	
長野菅平線	長野	長野市若穂保科字持者 上田市真田町長 (長野市境)	5.4	10 40	15 80	

5 一般県道

路線名	担当事務所名	規制区間			規制基準値 (mm)	
					通行注意	通行止
		自至	郡市	町村字 町村字	延長 (km)	時間雨量 連続雨量
美ヶ原和田線	上田	小県郡長和町和田山本小屋下 小県郡長和町和田野々入	8.6	20 80	25 100	
美ヶ原公園西内線	上田	上田市武石白樺平上 上田市武石巢栗(美ヶ原公園沖線交点)	12.0	15 40	20 60	
八島高原線	諏訪	諏訪郡下諏訪町東俣(霧ヶ峰東餅屋線交点) 諏訪郡下諏訪町大平	5.7	10 50	20 80	
霧ヶ峰東餅屋線	諏訪	諏訪郡下諏訪町八島駐車場入口 小県郡長和町和田峠	5.0		20mm 80	
深沢阿南線	飯田	下伊那郡阿智村浪合深沢(国道153号交点) 下伊那郡阿南町落合(国道151号交点)	18.0	20 80	25 100	
上飯田線	飯田	飯田市上村伊藤(国道152号交点) 下伊那郡喬木村氏乗	19.8	10 60	20 80	
為栗和合線	飯田	下伊那郡天龍村大輪(飯田富山佐久間線交点) 下伊那郡阿南町和知野(国道151号交点)	7.4	10 60	20 80	
御岳王滝黒沢線	木曾	木曾郡王滝村新大又橋 木曾郡木曾町三岳和田(木曾御岳CC入口)	6.3	20 80	25 100	
上生坂信濃松川(停)線	松本	東筑摩郡生坂村(国道19号交点) 東筑摩郡生坂村上生坂	0.8		130	
白骨温泉線	松本	松本市安曇湯川渡 松本市安曇白骨温泉	5.1	5	15 60	
槍ヶ岳矢村線	安曇野	安曇野市穂高中房 安曇野市有明宮城	12.8	20 60	25 80	
白馬岳線	大町	北安曇郡白馬村北城二股 北安曇郡白馬村北城猿倉	5.1	15 50	20 80	
五味池高原線	須坂	須坂市豊丘乳山(五味池) 須坂市上原	12.9	10 40	15 60	
角間中野線	北信	下高井郡山ノ内町戸狩箱山(戸狩集落入口) 中野市中野松崎(国道403号交点)	1.3	15 60	20 80	
奥志賀公園線	北信	下高井郡山ノ内町夜間瀬(大洞橋) 下高井郡山ノ内町平穩(一ノ瀬)	5.1	20 80	25 100	
奥志賀公園栄線	北信	下高井郡山ノ内町夜間瀬(除ヶ) 下高井郡山ノ内町平穩(郡境)	5.5	20 60	25 80	
箕作飯山線	北信	下高井郡野沢温泉村明石 下高井郡野沢温泉村東大滝	1.5	20 80	25 100	
箕作飯山線	北信	下水内郡栄村白鳥 飯山市西大滝	0.8	20 80	25 100	
箕作飯山線	北信	飯山市和水 飯山市上境(上境橋)	2.7	20 80	25 100	
箕作飯山線	北信	飯山市上境(湯滝橋) 飯山市常郷戸狩字霧山	3.3	20 80	25 100	
奥志賀公園栄線	北信	下高井郡木島平村大字上木島(山ノ内町境) 下水内郡栄村大字堺字霧山	47.5	20 60	25 80	

資料 20-4 長野県の道路通行規制, 道路情報等連絡系統図



## 資料 20-5 災害時における応急対策業務に関する基本協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、長野県地域防災計画に基づき災害発生時における長野県が管理する公共施設の応急対策業務に関して、長野県知事(以下「甲」という。)が(別添1の建設業関係団体の長)(以下「乙」という。)に協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し、長野県単独では十分な応急対策業務が実施できない場合において、乙に応急対策業務の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し速やかに協力するものとする。

3 甲は、乙以外の関係団体又は建設業者に対しても必要と認めた場合には、応急対策業務の協力を要請することができるものとする。

(費用負担)

第3条 乙が実施する応急対策業務の費用は、甲が負担する。

(損害補償)

第4条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定に基づき、甲から従事命令が発せられ、第2条の規定により応急対策業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなった場合は、災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する条例(昭和38年長野県条例第9号)を適用し、これを補償するものとする。

(協議)

第5条 この協定を実施するための細目については、甲の各地方事務所長と乙の各支部長等が協議して定めるものとする。

2 この協定に定めない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は協議して定めるものとする。

(適用)

第6条 この協定は、平成9年8月22日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。  
平成9年8月22日

甲 長野県知事

乙 (別添1の建設業関係団体の長)

### 別添1 基本協定先の団体一覧

関係団体名	所在地
社団法人長野県建設業協会	長野市南石堂町1230
部落解放同盟長野県建設協会	長野市妻科419

## 資料 20-6 災害時等における応急対策業務に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と、一般社団法人全国クレーン建設業協会長野支部（以下「乙」という。）とは、長野県内に地震、風水害などの災害や交通などに関わる事故が発生した場合（以下「災害時等」という。）甲からの要請を受け、乙が移動式クレーン、運転士及び玉掛け作業員（以下「クレーン等」という。）を出動することに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は災害時等における民間協力の一環として、甲が実施する応急対策業務を円滑に推進するため、甲が乙に要請するクレーン等による緊急出動業務に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において、乙の協力が必要と認められるときには、応急対策業務出動要請書（以下「要請書」という。）により、乙に要請するものとする。

ただし緊急を要するときには、口頭、電話等により要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

（協力体制の策定及び報告）

第3条 乙は、甲からの要請に対し、速やかに対応できるよう「緊急組織内体制」を取り決め、甲に報告するものとする。

2 乙は、クレーン等の応援要請があったときのため、乙の会員が保有する災害時等に稼働可能なクレーン等を把握し、甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に著しい変更が生じたときには、速やかに甲に報告するものとする。

（実施）

第4条 乙は、第2条による要請を受けたときは、緊急組織内体制により応急対策業務を実施する者（以下「実施者」という。）を決定し、速やかに着手するよう指示するものとする。ただし、緊急かつ状況に応じたクレーン等が必要な場合は、甲が実施者を直接決定し、業務を要請することができる。

2 応急対策業務は、交通支障物の除去や公共造営物等の安全措置、機能確保及び回復に関わるクレーン等を必要とする業務で必要最小限度とする。ただし、いかなる場合においても人命に関わる場合はこの限りではない。

3 実施者は、応急対策業務の実施にあたり、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 実施者は、適宜応急対策業務の実施状況を報告し、業務が完了したときには、速やかに応急対策業務出動報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。

（経費の請求、支払い）

第5条 乙は、前条の規定により、甲の要請する業務を実施した後、その為に要した経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から経費を請求された場合、報告書を確認し、適当と認めるときは速やかに経



費を支払うものとする。

- 3 応急対策業務の実施に関わる費用は、災害時等の直前における適正な通常業務の価格とする。ただし、特別危険な業務と思われる場合は、乙は甲に相談できるものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項、疑義が生じた事項、改定を必要とする事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、本協定の締結日から令和2年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の改定又は解約の意思表示が無い限り、さらに1年間有効期間を延長し、以後もこの例による。

- 3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、1通を各自保有する。

令和元年12月20日

甲 長野県

長野県知事 阿部 守一

乙 一般社団法人全国クレーン建設業協会 長野支部

支部長 西 禎康

## 資料 20-7 災害時における応急対策業務等に関する協定書

長野県(以下「甲」という。)と長野県交通安全環境施設協会(以下「乙」という。)とは、長野県内に地震・風水害などの災害が発生した場合(以下「災害時」という。)に、甲からの要請を受け、乙が行う応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は災害時において甲が実施する応急対策業務を円滑に推進するため、甲が乙に要請する応急対策業務に関し、必要な事項を定める。

(応急対策業務の内容)

第2条 甲が乙に要請する応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲が管理する道路の道路標識、道路反射鏡、道路情報板、道路照明、防護施設等(以下「道路附属施設」という。)の破損等の被害状況の把握、及び被災した道路附属施設の応急処置
- (2) 道路附属施設の点検
- (3) 通行規制時の迂回路表示看板等の供給、設置
- (4) その他甲が必要と認める業務

(要請)

第3条 甲は、災害時において、乙の協力が必要と認められるときには、応急対策業務出動要請書(以下「要請書」という。)により、乙に要請するものとする。

ただし緊急を要するときには、口頭、電話等により要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

(協力体制の策定及び報告)

第4条 乙は、甲からの要請に対し速やかに対応できるよう、「緊急組織内体制」を取り決め、甲に報告するものとする。

(実施)

第5条 乙は、第3条による要請を甲から受けたときは、緊急組織内体制により応急対策業務を実施する者(以下「業務実施者」という。)を決定し、速やかに着手するものとする。

2 業務実施者は、応急対策業務の実施状況を適宜甲に報告するとともに、完了したときは速やかに応急対策業務出動報告書(以下「報告書」という。)を甲に提出するものとする。

(経費の請求、支払い)

第6条 乙は、前条の規定により甲の要請する応急対策業務を実施したときは、それに要した経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から経費を請求された場合は、報告書を確認し、適当と認めたときは速やかに経費を支払うものとする。

(災害補償)

第7条 応急対策業務に従事した作業員が、その実施により負傷又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(損害補償)

第 8 条 応急対策業務の実施により第三者に損害を与えた場合の補償は、乙の責任において行うものとする。

(協議)

第 9 条 この協定に定めのない事項、疑義が生じた事項、改定を必要とする事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間および更新)

第 10 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の期間満了 1 ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからもこの協定の改定又は解約の意思表示がない限り、さらに 1 年間有効期間を延長し、以後もこの例による。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、1 通を保有する。

令和 3 年 6 月 7 日

甲 長野県知事 阿部 守一

乙 長野県交通安全環境施設協会 会長 八木 健一

## 資料 20-8

## 災害時における相互連携に関する協定

長野県(以下、「甲」という。)と中部電力パワーグリッド株式会社(以下、「乙」という。)と東日本電信電話株式会社(以下、「丙」という。)は、災害時における相互連携・協力に関する協定を締結する。

(目的)

**第1条** この協定は、地震、風水害及び、雪害等による災害(以下、「災害」という。)が発生し、又は発生が予想される場合、甲、乙及び丙が相互に連携し、かつ的確に対応することにより、県民生活の早期復旧に資することを目的とする。

(適用範囲)

**第2条** この協定の適用範囲は、長野県における乙の電力供給区域内及び丙の通信提供区域内とする。

(連携事項)

**第3条** 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力するものとする。

- (1) 乙及び丙は、災害発生時又は発生が予想される場合には、甲が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣するとともに、相互に連携体制を確立し、連携して停電情報、通信途絶情報等必要な情報の共有に努めるものとする。
- (2) 甲、乙及び丙は、災害発生時に乙及び丙が所有する施設復旧に関連し、甲が管理する道路の通行に支障がある場合は、甲、乙及び丙が連携して通行の確保に努めるとともに、甲が管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。なお、甲は、必要に応じて、乙又は丙、あるいは乙及び丙の両者との合意の上で、支障となる設備等の除去を実施できるものとする。
- (3) 乙及び丙は、早期の復旧作業のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、乙又は丙からの道路啓開作業の要請があった場合は、協力するものとする。
- (4) 甲、乙及び丙は、優先して電気及び通信が平時どおりまたは一時的に供給されている状態に復旧すべき重要設備について、平時から確認・調整等情報を共有するものとする。

- ( 5 ) 乙は、災害発生時の電源車の使用にあたっては、重要性・緊急性を総合的に勘案してその配置先を決定するとともに、甲、丙又は関係行政機関と適宜協議を行うものとする。
- ( 6 ) 乙及び丙は、復旧作業に必要となる活動拠点について、必要に応じて、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- ( 7 ) 甲、乙及び丙は、倒木による停電、通信途絶及び道路の寸断等の発生を防止するため、関係市町村と連携の上、事前対策に取り組むものとする。
- ( 8 ) 甲、乙及び丙は、各々が保有する連絡・通信手段により、県民に対して停電情報、通信途絶情報及び復旧見込み情報等を適宜適切に発信するものとする。
- ( 9 ) 甲、乙及び丙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、各々が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

( 具体的取組み事項と連携方法 )

**第 4 条** 前条の具体的取組み事項、実施方法、役割分担、責任分担その他必要となる事項については、甲、乙及び丙が協議の上、別途定めるものとする。

( 有効期間 )

**第 5 条** この協定の有効期間は、締結日から令和 3 年 3 月 3 1 日までとする。

- 2 前項の期間満了の日の 1 か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも、更新しない旨の申出が書面によってなされないときは、この協定の有効期間を 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

( 本協定の見直し )

**第 6 条** 甲、乙及び丙のいずれかが、この協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

( 守秘義務 )

**第 7 条** この協定において秘密情報とは、甲、乙及び丙が第 1 条に定める目的の遂行のために相手方に開示する技術上又はその他の業務上の秘密性を有する一切の情報（個人情報を含む。以下、「秘密情報」という。）を意味するものとする。

- 2 秘密情報は、書面で開示される場合には、当該書面に秘密である旨を明示して受領者に開示されるものとし、口頭で開示される場合には、開示者が、開示時点で秘密情報である旨を明確に示すものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、機密情報を相手方の書面による同意を得ることなく、外部に公表しないものとする。ただし、司法機関及び行政機関からの法的手続に基づく請求のある場合、法律上秘密保持義務を負う特定人に開示する場合には適用されないものとする。
- 4 甲、乙及び丙は、秘密情報を自己の保有する同種の秘密情報に対する注意義務と同程度の注意義務をもって取り扱い、厳重に管理するとともに、この協定の目的以外には使用しないものとする。
- 5 前項までの規定にかかわらず、次に掲げる情報は、守秘義務を負う秘密情報として扱わないものとする。
  - (1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
  - (2) 情報の開示前に相手方が既に保有していた情報
- 6 本条の規定は、この協定の期間満了後又は解除後も存続するものとする。

(安全管理)

**第8条** この協定の実施にあたっては、甲、乙及び丙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

**第9条** 損害賠償については、次のとおりとする。

- (1) 甲、乙及び丙が故意又は重大な過失により、この協定に定める各規定に違反、または相手方の施設等を損傷した場合、民法の定めに従い損害を賠償するものとする。
- (2) 甲、乙及び丙がこの協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。

- 2 前項各号に該当しない補償は、甲、乙及び丙が協議の上解決にあたる。

(協定の解除)

**第10条** この協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1か月前までに相手方に対して書面を持って申し出なければならない。

2 甲、乙及び丙は、前項の規定による解除に係るいかなる責任も負わない。

(協議)

**第11条** この協定に定めのない事項及びこの協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 2年 6月30日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県  
長野県知事 阿 部 守 一

乙 長野県長野市柳町18  
中部電力パワーグリッド株式会社  
長野支社長 伊 藤 令

丙 長野県長野市新田町1137-5  
東日本電信電話株式会社  
長野支店長 岩 井 修

## 資料 20-9 災害時における情報連絡に関する確認書

長野県(以下、「甲」という。)と中部電力パワーグリッド株式会社(以下、「乙」という。)は、令和2年6月30日付けをもって締結した「災害時における相互連携に関する協定」(以下、「協定」という。)の第3条(1)(4)及び(5)に関して、以下のとおり確認する。

(協定第3条(1)の連携内容)

**第1条** 甲及び乙における各機関部署の窓口は別表のとおりとし、別図のとおり連絡体制を確立する。また、別表及び別図に変更が生じた場合、随時更新の上、甲乙共有するものとする。

2 乙から甲へ連絡する停電情報等とは、次の各号のとおりとする。なお、災害に関わらず公共交通機関(鉄道等)における長時間停電、県内広範囲に停電が発生した場合、乙が甲に対し情報連絡が必要と判断した場合、甲が乙に求めた場合も同様とする。

- (1) 停電発生日時及び停電復旧見込み
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電戸数
- (4) 停電原因
- (5) 停電復旧完了日時

3 甲は、乙に対し必要に応じて、甲が開催する長野県災害対策本部員会議等への出席を求めることができるものとする。

4 災害発生により、通信が途絶し、乙が市町村へ停電情報を連絡できない場合等において、甲が災害対策上必要と認める場合、甲は情報連絡設備を活用して、市町村へ停電情報等の連絡を行うものとする。

(協定第3条(4)及び(5)の連携内容)

**第2条** 乙は、甲および関係市町村等からの要請に基づき電源車の配置先を検討し、電源車の配置先が決定した場合、乙の情報連絡員を介して甲へ連絡するものとする。

2 甲は、重要性・緊急性等に応じて、乙の情報連絡員を介して電源車の配置先について乙と協議できるものとする。



- 3 甲及び乙は、優先して復旧すべき重要設備に関する情報を平時から共有するものとし、甲が施設管理者となっている重要施設にあっては、変更が生じた場合、その情報を随時共有するものとする。

(協 議)

**第3条** この確認書に定めのない事項又はこの確認書に定める事項に関して疑義等が生じた場合、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

(附則)

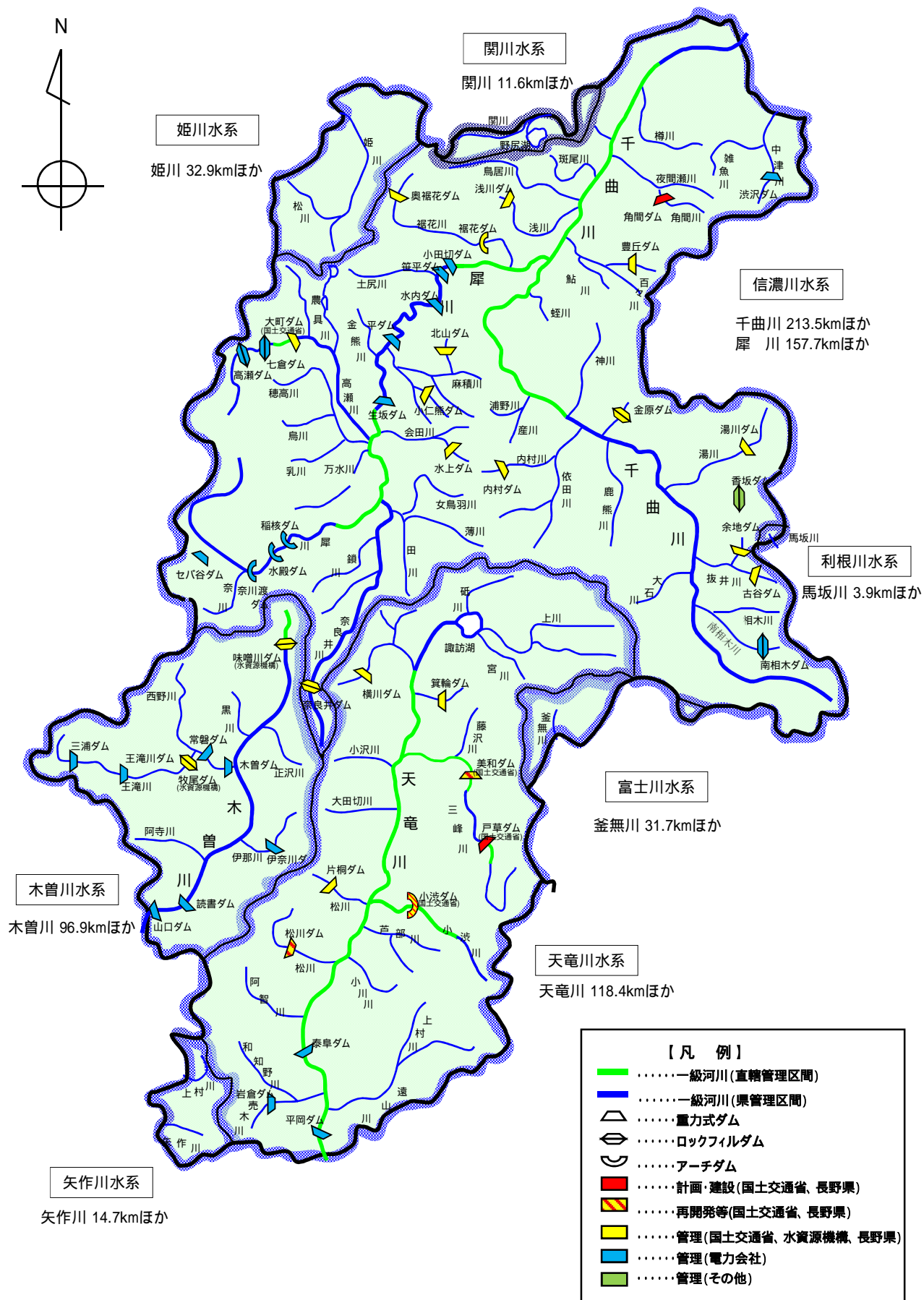
- 1 平成26年6月23日に締結された「長野県内における停電発生時等の情報連絡体制に係る覚書」は、この確認書の締結をもって廃止する。

令和2年8月25日

長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
甲 長野県  
危機管理部長 竹内 善彦

長野県長野市柳町18  
乙 中部電力パワーグリッド株式会社  
長野支社  
総務部長 増田 勇人

# ダム位置図(堤高15m以上)



## 資料21 ダムの現況（堤高15m以上）

ダムの型式は、次の略字で記載 A:アーチ E:アースフィル G:コンクリート重力 R:ロックフィル  
 ダムの目的は、次の略字で記載 F:洪水調節又は防災 N:流水の正常な機能の維持 W:水道用水 I:工業用水 P:発電 A:かんがい

### 1 中部電力株式会社(飯田支店管内)

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積 (km <sup>2</sup> )	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水容量(千m <sup>3</sup> )		計画高水流量 (m <sup>3</sup> /s)	洪水調節(m <sup>3</sup> /s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
天竜川	天竜川	泰阜	G	P	2,980	50.0	143.0	10,761	1,553	5,800	-	-	下伊那郡泰阜村 下伊那郡阿南町	
天竜川	売木川	岩倉	G	P	8.8	25.0	100.6	435	408	-	-	-	下伊那郡売木村	
天竜川	天竜川	平岡	G	P	3,650	62.5	258.0	42,425	4,829	8,400	-	-	下伊那郡天龍村	

### 2 関西電力株式会社(東海支社管内)

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積 (km <sup>2</sup> )	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水容量(千m <sup>3</sup> )		計画高水流量 (m <sup>3</sup> /s)	洪水調節(m <sup>3</sup> /s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
木曾川	王滝川	三浦	G	P	直接 69.4 間接 4.0	83.2	290.0	62,216	61,600	460	-	-	木曾郡王滝村	
木曾川	王滝川	王滝川	G	P	114.2	18.2	80.0	589	209	1,400	-	-	木曾郡王滝村	
木曾川	王滝川	常盤	G	P	553.7	24.1	111.9	1,288	664	2,000	-	-	木曾郡木曾町	
木曾川	王滝川	木曾	G	P	553.7	35.2	132.5	4,367	1,844	2,300	-	-	木曾郡木曾町	
木曾川	木曾川	読書	G	P	1,341.8	32.1	293.8	4,358	2,677	4,120	-	-	木曾郡大桑村	
木曾川	木曾川	山口	G	P	1,534.5	38.6	181.4	3,484	1,264	4,700	-	-	木曾郡南木曾町	
木曾川	伊那川	伊奈川	G	P	54	43.0	105.0	803	505	870	-	-	木曾郡大桑村	

### 3 東京電力株式会社(松本電力所管内)

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積 (km <sup>2</sup> )	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水容量(千m <sup>3</sup> )		計画高水流量 (m <sup>3</sup> /s)	洪水調節(m <sup>3</sup> /s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
信濃川	犀川	生坂	G	P	2,262	19.5	108.4	3,110	1,328	3,330	-	-	東筑摩郡生坂村	
信濃川	犀川	平	G	P	2,467	19.5	87.8	3,033	1,273	3,620	-	-	長野市大岡	
信濃川	犀川	水内	G	P	2,620	25.3	185.2	4,248	1,220	4,200	-	-	長野市信州新町	
信濃川	犀川	笹平	G	P	2,760	19.3	113.3	2,755	493	4,050	-	-	長野市七二会	
信濃川	犀川	小田切	G	P	2,787	21.3	143.0	2,546	1,290	4,089	-	-	長野市塩生	
信濃川	セバ谷川	セバ谷	G	P	151.36	22.7	42.4	58.3	51.5	50	-	-	松本市安曇	
信濃川	犀川	奈川渡	A	P	380.5	155.0	355.5	123,000	94,000	1,500	-	-	松本市安曇～奈川	
信濃川	犀川	水殿	A	P	431	95.5	343.3	15,100	4,000	1,700	-	-	松本市安曇	
信濃川	犀川	稲核	A	P	444.9	60.0	192.8	10,700	6,100	1,800	-	-	松本市安曇	
信濃川	高瀬川	高瀬	R	P	131	176.0	362.0	76,200	16,200	1,400	-	-	大町市平	
信濃川	高瀬川	七倉	R	P	150	125.0	340.0	32,500	16,200	1,600	-	-	大町市平	

### 4 東京電力株式会社(群馬支店管内)

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積 (km <sup>2</sup> )	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水容量(千m <sup>3</sup> )		計画高水流量 (m <sup>3</sup> /s)	洪水調節(m <sup>3</sup> /s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
信濃川	南相木川	南相木	R	P	6.2	136.0	444.0	19,170	12,670	280	-	-	南佐久郡南相木村	

### 5 東京電力株式会社(信濃川事業所管内)

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積 (km <sup>2</sup> )	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水容量(千m <sup>3</sup> )		計画高水流量 (m <sup>3</sup> /s)	洪水調節(m <sup>3</sup> /s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
信濃川	中津川	洪沢	G	P	77.3	20.7	33.8	220	75	-	-	-	左岸:山ノ内町 右岸:栄村	

### 6 独立行政法人水資源機構(中部支社)

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積 (km <sup>2</sup> )	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水容量(千m <sup>3</sup> )		計画高水流量 (m <sup>3</sup> /s)	洪水調節(m <sup>3</sup> /s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
木曾川	王滝川	牧尾	R	P.A.W.I	304	105.0	264.0	75,000	68,000	3,200 (計画洪水流量)	-	-	木曾郡王滝村 木曾郡木曾町	

木曾川	木曾川	味噌川	R	F.N.P.WI	55.1	140.0	447.0	61,000	55,000	650	600 (585)	50 (65)	木曾郡木祖村	( )は貯水位がELH20.7mを越えた場合
-----	-----	-----	---	----------	------	-------	-------	--------	--------	-----	--------------	------------	--------	------------------------

7 国土交通省(中部地方整備局)

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積(km2)	堤高(m)	堤頂長(m)	貯水容量(千m3)		計画高水流量(m3/s)	洪水調節(m3/s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
天竜川	三峰川	美和(再開発)	G	F.P.N (F.N.I.P)	311	69.1	367.5	29,952 (34,300)	20,745 (25,100)	1,200 (720)	700 (420)	500 (300)	伊那市	平成元年から再開発
天竜川	小渋川	小渋	A	F.P.A	288	105.0	293.3	58,000	37,100	1,500	1,000	500	上伊那郡中川村 下伊那郡松川町	
天竜川	三峰川	戸草	G	F.N	137	140.0	300.0	61,000	41,000	540	440	100	上伊那郡長谷村	計画中

8 国土交通省(北陸地方整備局)

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積(km2)	堤高(m)	堤頂長(m)	貯水容量(千m3)		計画高水流量(m3/s)	洪水調節(m3/s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
信濃川	高瀬川	大町	G	F.N	193	107.0	338.0	33,900	28,900	1,500	1,100	400	大町市大字平	

9 長野県

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積(km2)	堤高(m)	堤頂長(m)	貯水容量(千m3)		計画高水流量(m3/s)	洪水調節(m3/s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
信濃川	裾花川	裾花	A	F.W.P	250	83.0	211.2	15,000	10,000	1,180	660	520	長野市小鍋	
天竜川	松川	松川(再開発)	G	F.N.W	60	84.3	165.0	7,400 (7,450)	5,400 (6,400)	440	240	200	飯田市上飯田	平成2年から再開発
信濃川	湯川	湯川	G	F.N	147.2	50.0	53.0	3,400	2,700	610	190	420	北佐久郡御代田町	
信濃川	裾花川	奥裾花	G	F.W.P	65	59.0	170.0	5,400	3,300	410	220	190	長野市鬼無里	
信濃川	奈良井川	奈良井	R	F.N.W	46	60.0	180.8	8,000	6,400	350	230	120	塩尻市奈良井	
信濃川	抜井川	古谷	G	F.N	13	48.5	162.0	2,200	1,800	160	110	50	南佐久郡佐久穂町	
信濃川	内村川	内村	G	F.N.W	13	51.3	265.0	2,000	1,600	170	133	37	上田市鹿教湯温泉	
天竜川	横川川	横川	G	F.N	38.8	41.0	282.0	1,860	1,570	210	100	110	上伊那郡辰野町	
天竜川	松川	片桐	G	F.N.W	15.1	59.2	250.0	1,840	1,310	210	94	116	下伊那郡松川町	
天竜川	沢川	箕輪	G	F.N.W	38.2	72.0	297.5	9,500	8,300	280	230	50	上伊那郡箕輪町	
信濃川	灰野川	豊丘	G	F.N.W	13.1	81.0	238.0	2,580	2,120	120	90	30	須坂市豊丘	
信濃川	金原川	金原	R	F.N.W	3.15	36.5	224.0	388	277	15	12.5	2.5	東御市和	
信濃川	水上沢川	水上	G	F.N.W	2.29	38.0	171.5	276	195	16	13	3	松本市中川	
信濃川	宮川	北山	G	F.N.W	1.25	43.0	109.0	213	186	14	12	2	東筑摩郡麻績村	
信濃川	余地川	余地	G	F.N.W	2.52	42.0	147.0	523	397	20	10	10	南佐久郡佐久穂町	
信濃川	小仁熊川	小仁熊	G	F.N.W	20.0 直接 4.9 間接 15.9	36.5	99.0	1,930	1,610	110	101	9	東筑摩郡筑北村	
信濃川	浅川	浅川	G	F	15.2	53.0	165.0	1,100	1,060	130	100	30	長野市浅川	
信濃川	角間川	角間	G	F.N.W	24.1	70.0	173.0	2,610	2,360	360	130	230	下高井郡山ノ内町	計画中

10 長野県企業局

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積(km2)	堤高(m)	堤頂長(m)	貯水容量(千m3)		計画高水流量(m3/s)	洪水調節(m3/s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
天竜川	三峰川	高遠	G	P.A	直接 377 間接 61	30.9	76.1	2,310	500	1,500	-	-	伊那市高遠町	
信濃川	裾花川	湯の瀬	G	P.W	直接 257 間接 -	18.0	140.0	330	290	1,600	-	-	長野市小鍋	
信濃川	神川	菅平	G	P.A.W	直接 32 間接 5	41.8	149.7	3,451	3,242	327	-	-	上田市菅平高原	

11 防災ダム(農政所管)

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	保全面積(ha)	堤高(m)	堤頂長(m)	貯水容量(千m3)		計画高水流量(m3/s)	洪水調節(m3/s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
信濃川	香坂川	香坂	R	F	250	38.5	184.0	1,050	870	90	61	29	佐久市香坂	

## 資料22 市町村別ため池数

(令和3年4月1日現在)

地域振興局	市町村名	箇所数	防災重点農業用ため池	地域振興局	市町村名	箇所数	防災重点農業用ため池	地域振興局	市町村名	箇所数	防災重点農業用ため池
佐久	小諸市	214	17	南信州	飯田市	114	23	北アルプス	大町市	25	8
	佐久市	144	58		松川町	12	5		池田町	-	-
	小海町	5	1		高森町	13	9		松川村	-	-
	佐久穂町	23	7		阿南町	59	4		白馬村	1	-
	川上村	-	-		阿智村	4	2		小谷村	1	1
	南牧村	-	-		平谷村	-	-		小計	27	9
	南相木村	-	-		根羽村	-	-		長野	長野市	186
	北相木村	-	-		下條村	5	1	須坂市		5	4
	軽井沢町	4	2		売木村	-	-	千曲市		41	20
	御代田町	5	3		天龍村	-	-	坂城町		15	6
	立科町	35	33		泰阜村	19	-	小布施町		-	-
	小計	430	121		喬木村	13	2	高山村		2	-
	上田	上田市	84		62	豊丘村	21	-		信濃町	21
東御市		159	49	大鹿村	2	-	飯綱町	36		5	
長和町		5	1	小計	262	46	小川村	4		4	
青木村		4	2	上松町	-	-	小計	310		110	
小計		252	114	南木曾町	9	3	北信	中野市	24	12	
諏訪	岡谷市	14	7	木曾町	5	3		飯山市	58	31	
	諏訪市	5	2	木祖村	4	3		山ノ内町	9	5	
	茅野市	17	4	王滝村	-	-		木島平村	-	-	
	下諏訪町	-	-	大桑村	-	-		野沢温泉村	2	-	
	富士見町	17	3	小計	18	9		栄村	14	2	
	原村	9	-	松本市	104	31		小計	107	50	
	小計	62	16	塩尻市	52	37	合計	1,864	670		
上伊那	伊那市	47	27	松本	安曇野市	6	5				
	駒ヶ根市	13	10		麻績村	42	31				
	辰野町	12	7		生坂村	-	-				
	箕輪町	3	-		山形村	6	3				
	飯島町	7	6		朝日村	9	3				
	南箕輪村	1	-		筑北村	64	29				
	中川村	30	6		小計	283	139				
	宮田村	-	-								
小計	113	56									

※ 防災重点農業用ため池：決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池

## 資料 23-1 災害救助法適用状況

(昭和 23 年度～)

適用年月日	災害の種類	適用市町村名
S24. 9. 1	水害 (キテイ台風)	松本市・上田市(南佐久郡)野沢町・平賀村・内山村・大日向村(北佐久郡)軽井沢町・佐賀村・志賀村・三井村(更級郡)更級村・上山田町(埴科郡)戸倉町・杭瀬下村(上高井郡)須坂町・日野村・豊洲村 [2市5町10村]
S24. 12. 29	火災	(上伊那郡)伊那村 [1村]
S25. 1. 9	火災	(南安曇郡)奥浦村 [1村]
〃	〃	(南安曇郡)三井奈村 [1村]
〃	〃	(南安曇郡)四米良村 [1村]
S25. 1. 14	火災	(上伊那郡)伊那村 [1村]
S25. 3. 18	火災	(市町村名不明)
S25. 5. 13	火災	(西筑摩郡)上松町 [1町]
S25. 6. 11	水害(6月豪雨)	諏訪市(上伊那郡)伊那町・中沢村・南箕輪村・東春江村(下伊那郡)竜江村・川路村(東筑摩郡)笹賀村 [1市1町6村]
S25. 8. 8	水害	上田市(埴科郡)屋代町・戸倉町(更級郡)篠ノ井町・稲荷山町・上山田町・更級村(上高井郡)須坂町・高井村(下高井郡)穂波村・平隠村・夜間瀬村(上水内郡)柳原村 [1市6町6村]
S26. 8. 25	火災	(東筑摩郡)塩尻町 [1町]
S28. 4. 29	火災	(北安曇郡)陸郷村・広津村 [2村]
S28. 7. 17	水害	飯田市(下伊那郡)川路村・智里村・浪合村・平谷村・根羽村・下條村・富草村・大下条村・売木村・泰阜村・千代村・龍江村・神稲村・大鹿村・上村・木沢村・和田村・平岡村(西筑摩郡)上松町・檜川村・大桑村・読書村・吾妻村・山口村・新開村・神坂村・木祖村 [1市1町26村]
S28. 9. 25	台風13号による風水害	(南安曇郡)北穂高村・有明村(北安曇郡)松川村・常盤村(上水内郡)戸隠村・水内村 [6村]
S29. 3. 7	火災	(上伊那郡)赤穂町 [1町]
S29. 6. 8	火災	(北安曇郡)小谷村 [1村]
S29. 7. 20	火災	(小県郡)青木村 [1村]
S30. 11. 3	火災	(西筑摩郡)開田村 [1村]
S32. 6. 27	水害(梅雨前線)	(下伊那郡)川路村・浪合村・阿智村 [3村]
S33. 7. 27	水害(台風11号)	(南安曇郡)安曇村・三郷村 [2村]
S33. 9. 18	水害(台風12号)	中野市(小県郡)長門町・丸子町(東筑摩郡)麻績村・坂井村 [1市2町2村]
S34. 7. 6	水害	(北佐久郡)浅間町・本牧町・布施村・浅科村 [2町2村]
S34. 8. 14	水害(台風7号)	松本市・上田市・諏訪市・小諸市・須坂市・中野市・飯山市・茅野市(南佐久郡)白田町・野沢町・中込町・佐久町・小海町・南牧村・南相木村・八千穂村・川上村(北佐久郡)浅間町・軽井沢町・御代田町・立科町・望月町・東村・浅科村・北御牧村(小県郡)丸子町・東部町・長門町・真田町・青木村・和田村(諏訪郡)富士見町(上伊那郡)長谷村(東筑摩郡)明科町・四賀村・本城村・坂北村・本郷村・麻績村・坂井村・生坂村(更級郡)大岡村(上高井郡)東村(下水内郡)豊田村 [8市16町20村]
34. 9. 11	水害(台風14号)	(南佐久郡)野沢町・中込町(北佐久郡)浅間町・望月町・東村・北御牧村・浅科村 [4町3村]
S34. 9. 26	水害 (伊勢湾台風)	松本市・岡谷市・飯田市・諏訪市・須坂市・伊那市・茅野市・塩尻市(南佐久郡)白田町・野沢町・中込町・佐久町・小海町・川上村・南牧村・南相木村・八千穂村(北佐久郡)浅間町・望月町・立科町・東村・浅科村(小県郡)丸子町(諏訪郡)下諏訪町・富士見町・原村(上伊那郡)高遠町・辰野町・箕輪町・小野村・長谷村・南箕輪村(下伊那郡)阿南町・清内路村・阿智村・波合村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・千代村・龍江村・上久堅村・喬木村・上村・木沢村・遠山村(西筑摩郡)福島町・上松町・檜川村・三岳村・王滝村・大桑村・読書村・吾妻村・山口村(東筑摩郡)本郷村・洗馬村(南安曇郡)穂高町(北安曇郡)松川村・白馬村・小谷村(更級郡)大岡村(埴科郡)坂城町・戸倉町(上高井郡)小布施町・若穂町・東村・高山村 [8市22町41村]

適用年月日	災害の種類	適用市町村名
S34. 9. 26	水害 (伊勢湾台風)	松本市・岡谷市・飯田市・諏訪市・須坂市・伊那市・茅野市・塩尻市(南佐久郡) 臼田町・野沢町・中込町・佐久町・小海町・川上村・南牧村・南相木村・八千穂村(北佐久郡) 浅間町・望月町・立科町・東村・浅科村(小県郡) 丸子町(諏訪郡) 下諏訪町・富士見町・原村(上伊那郡) 高遠町・辰野町・箕輪町・小野村・長谷村・南箕輪村(下伊那郡) 阿南町・清内路村・阿智村・波合村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・千代村・龍江村・上久堅村・喬木村・上村・木沢村・遠山村(西筑摩郡) 福島町・上松町・檜川村・三岳村・王滝村・大桑村・読書村・吾妻村・山口村(東筑摩郡) 本郷村・洗馬村(南安曇郡) 穂高町(北安曇郡) 松川村・白馬村・小谷村(更級郡) 大岡村(埴科郡) 坂城町・戸倉町(上高井郡) 小布施町・若穂町・東村・高山村 [8市22町41村]
S35. 1. 24	火災	(上伊那郡) 高遠町 [1町]
S36. 6. 27	梅雨前線豪雨	飯田市・諏訪市・駒ヶ根市(下伊那郡) 高森町・松川町・鼎町・龍江村・清内路村・豊丘村・上郷村・大鹿村・喬木村・阿智村・南信濃村(上伊那郡) 中川村・長谷村・高遠村 [3市3町11村]
S36. 9. 16	第2室戸台風	松本市 [1市]
S37. 7. 14	水害	(埴科郡) 松代町 [1町]
S38. 1. 21	水害	(上伊那郡) 箕輪町 [1町]
S40. 9. 18	台風23・24号	(下伊那郡) 南信濃村 [1村]
S41. 6. 24	集中豪雨	(西筑摩郡) 南木曾村 [1村]
	松代地震	災害救助法に準じた措置
S42. 7. 9	水害(集中豪雨)	諏訪市 [1市]
S43. 8. 29	前線豪雨、 台風10号	(下伊那郡) 天龍村 [1村]
S44. 8. 11	集中豪雨	(南安曇郡) 穂高町(北安曇郡) 松川村 [1町1村]
"	"	大町市 [1市]
S45. 3. 18	火災	(北佐久郡) 軽井沢町 [1町]
S52. 2. 12	豪雨	飯山市(下高井郡) 山ノ内町・木島平村・野沢温泉村(上水内郡) 信濃町(下水内郡) 栄村 [1市2町3村]
S56. 1. 16	豪雨	飯山市(下水内郡) 栄村 [1市1村]
S56. 8. 23	集中豪雨、 台風15号	須坂市 [1市]
S57. 9. 13	台風18号	飯山市・更埴市(上水内郡) 豊野町 [2市1町]
S58. 9. 28 9. 29	台風10号	長野市・諏訪市・更埴市・飯山市(木曾郡) 木曾福島町(南安曇郡) 奈川村(上水内郡) 信州新町・豊野町 [4市3町1村]
S59. 2. 8 ~2. 13	59豪雪	飯山市・中野市(下水内郡) 豊田村・栄村(下高井郡) 山ノ内町・木島平村・野沢温泉村(上水内郡) 信濃町(北安曇郡) 小谷村 [2市2町5村]
S59. 9. 14	長野県西部地震	(木曾郡) 王滝村 [1村]
S60. 1. 18	60豪雪	(下水内郡) 栄村 [1村]
S60. 7. 26	長野市地附山地すべり	長野市 [1市]
H 7. 7. 11 ~7. 12	梅雨前線豪雨	(北安曇郡) 小谷村(上水内郡) 豊野町 [1町1村]
H18. 1. 7 1. 12	平成18年豪雪	飯山市(北安曇郡) 白馬村・小谷村(下高井郡) 山ノ内町・木島平村・野沢温泉村(上水内郡) 信濃町(下水内郡) 栄村 [1市2町5村]
H18. 7. 19	平成18年7月豪雨	岡谷市・諏訪市・下諏訪町 [2市1町]
H23. 3. 12	長野県北部の地震	栄村 [1村]
H24. 2. 1	平成24年大雪災害	飯山市・小谷村・野沢温泉村・信濃町・栄村 [1市1町3村]
H26. 2. 15	平成26年大雪災害	茅野市・軽井沢町・御代田町・富士見町 [1市3町]
H26. 7. 9	台風8号に伴う大雨	南木曾町 [1町]
H26. 9. 27	御嶽山噴火災害	木曾町・王滝村 [1町1村]
H26. 11. 22	長野県神城断層地震	白馬村・小谷村・小川村 [3村]

適用年月日	災害の種類	適用市町村名
R1.10.12	令和元年東日本台風	長野市、松本市、上田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、茅野市、佐久市、千曲市、東御市、小海町、川上村、南牧村、北相木村、南相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、麻績村、筑北村、坂城町、小布施町、山ノ内町、木島平村、栄村、岡谷市、飯山市、安曇野市、塩尻市、青木村、原村、辰野町、宮田村、木曾町、生坂村、高山村、野沢温泉村、飯綱町 [16市13町14村]
R2.7.8	令和2年7月豪雨	松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、宮田村、阿南町、阿智村、下條村、売木村、上松町、南木曾町、木曾町、大滝村、大桑村 [4市4町6村]
R3.8.15	令和3年8月豪雨	岡谷市、諏訪市、辰野町、上松町、木曾町、王滝村 [2市3町1村]
R3.9.5	令和3年9月豪雨	茅野市 [1市]



## 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害時における被災した県民の住宅の早期復興を支援するために、長野県地域防災計画に基づき甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （情報の交換）

第1条 甲及び乙は、この協定に基づき、被災した県民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時適確に交換する。

- 一 住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- 二 被害状況、被災した県民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- 三 第7条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- 四 第7条に定める連絡窓口との連絡方法
- 五 その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

### （住宅相談窓口開設）

第2条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した県民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、県民の住宅の早期復興を支援するものとする。

- 2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

### （職員の派遣）

第3条 乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

- 2 乙は、前条の相談への対応のほか、甲から県民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

### （住宅ローン返済中の県民への支援）

第4条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した県民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

## 資料24-1

(周知)

第5条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第2条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した県民に対して積極的に周知するものとする。

2 甲は、被災地の市町村の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

(施策実施上の課題等の調整)

第6条 甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲がこれらの施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、被災した県民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が十分な協議の上、定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成27年9月4日から適用する。

2 長野県知事と住宅金融公庫北関東支店長との間で締結した平成16年10月29日付け「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年9月4日

甲 長野県  
長野県知事 阿部守一

乙 独立行政法人住宅金融支援機構  
理事長 加藤利男

## 1. 総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱え、生活の立て直しに継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸付（原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けること。）

種類 / 貸付要件等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間 (据置後)	貸付利率	連帯保証人
(1)生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	二人以上 月20万円 単身 月15万円	12月以内	最終貸付日から6ヶ月以内	10年以内	連帯保証人 ○有り 無利子 ○無し 年1.5% (据置経過後)	原則必要
(2)住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円		貸付日(生活支援費併用の場合最終貸付日)から6ヶ月以内			ただし、連帯保証人無しでも貸付可能
(3)一時生活再建費	生活を再建のために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難な費用	60万円					

## 2. 福祉資金 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸付

(1)福祉費（日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用）

種類 / 貸付要件等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間 (据置後)	貸付利率	連帯保証人
生業費	生業を営むために必要な経費	460万円	貸付日から 6ヶ月以内  (分割送金の場合は最終貸付日から6ヶ月以内)		20年	連帯保証人 ○有り 無利子 ○無し 年1.5% (据置経過後)	原則必要  ただし、連帯保証人なしでも貸付可
技能習得費	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得期間 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円			8年		
技能習得支度費	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円			3年		
住宅改修等費	住宅増改築等、公営住宅譲り受け経費	250万円			7年		
住居転宅費 住居整備費	住居の移転に関する経費 給排水設備等の設置経費	50万円			3年		
福祉用具購入費	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円			8年		
自動車購入費	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円			8年		
療養費	負傷・疾病の療養費（移送経費等付随経費含む）及び療養期間中の生計費	療養期間 1年未満 170万円 1年超え 230万円			5年		
福祉サービス費	介護・障害者サービス等の経費（介護保険料を含む）及び期間中の生計費	福祉サービス期間 1年未満 170万円 1年超え 230万円			5年		
災害援護費	災害を受け臨時に必要な経費	150万円			7年		
冠婚葬祭費	冠婚葬祭に必要な経費	50万円			3年		
残留邦人年金費	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円			10年		
その他臨時経費	燃料費、修学旅行・帰省費、年金掛金	50万円			3年		

(2)緊急小口資金（理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用）

種類 / 貸付要件等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間 (据置後)	貸付利率	連帯保証人
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき</li> <li>・火災等被災によって生活費が必要なとき</li> <li>・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき</li> <li>・会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき</li> <li>・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき</li> <li>・公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき</li> <li>・生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるための経費が必要なとき</li> <li>・給与等の盗難によって生活費が必要なとき</li> <li>・その他これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められるとき</li> </ul>		10万円		貸付日から2月以内	12月以内	無利子	不要

## 3. 教育支援資金（低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金）

種類 / 貸付要件等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間 (据置後)	貸付利率	連帯保証人
(1)教育支援費  (特に必要と認める場合に限り、右の貸付限度額の1.5倍まで貸付可能)	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	高校月3.5万円以内 高専月6.0万円以内 短大月6.0万円以内 大学月6.5万円以内		卒業後6ヶ月以内	20年以内	無利子	原則不要  世帯内で連帯借入人が必要
	低所得世帯に属する者がやむを得ない理由により滞納した高等学校の授業料等	滞納月×3.5万円以内					
(2)就学支度費	低所得世帯で高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内					

## 4. 不動産担保型生活資金

種類 / 貸付要件等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間 (据置後)	貸付利率	連帯保証人
(1)不動産担保型生活資金	低所得高齢者世帯に、一定の居住用不動産を担保に生活資金を貸付する資金	土地評価額の7割程度 月30万円以内	借受人死亡時又は限度額に達する期間	契約終了後3月以内	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 (推定相続人)
(2)要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	不動産評価額の7割程度 貸付基本額の範囲内(生活扶助額1.5倍以内)					不要

資料24-3 長野県母子寡婦福祉資金の貸付内容(平成23年度)

貸付の種類	貸付金額の限度						据置期間	償還期間	年利率	違約金	
事業開始資金	(個人) 2,830,000 円			(団体) ##### 円			1 年	7 年以内	*無利子又は1.5%	延滞元利金額に対し年10.75%	
事業継続資金	(個人) 1,420,000 円			(団体) ##### 円			6 か月	7 年以内			
修学資金 (一般分)	学校種別		学年別	1年 (月額)	2年 (月額)	3年 (月額)	4年 (月額)	5年 (月額)	加算		当該学校卒業後6か月
	高等学校	国公立	自宅通学	18,000 円	18,000 円	18,000 円			あり		
			自宅外通学	23,000 円	23,000 円	23,000 円					
		私立	自宅通学	30,000 円	30,000 円	30,000 円					
			自宅外通学	35,000 円	35,000 円	35,000 円					
	高等専門学校	国公立	自宅通学	21,000 円	21,000 円	21,000 円	45,000 円	45,000 円			
			自宅外通学	22,500 円	22,500 円	22,500 円	51,000 円	51,000 円			
		私立	自宅通学	32,000 円	32,000 円	32,000 円	53,000 円	53,000 円			
			自宅外通学	35,000 円	35,000 円	35,000 円	60,000 円	60,000 円			
	短期大学	国公立	自宅通学	45,000 円	45,000 円				なし		
			自宅外通学	51,000 円	51,000 円						
		私立	自宅通学	53,000 円	53,000 円						
自宅外通学			60,000 円	60,000 円							
大学	国公立	自宅通学	45,000 円	45,000 円	45,000 円	45,000 円					
		自宅外通学	51,000 円	51,000 円	51,000 円	51,000 円					
	私立	自宅通学	54,000 円	54,000 円	54,000 円	54,000 円					
		自宅外通学	64,000 円	64,000 円	64,000 円	64,000 円					
専修学校	国公立	高等	自宅通学	18,000 円	18,000 円	18,000 円		あり			
			自宅外通学	23,000 円	23,000 円	23,000 円					
		専門	自宅通学	45,000 円	45,000 円						
			自宅外通学	51,000 円	51,000 円						
	私立	高等	自宅通学	30,000 円	30,000 円	30,000 円					
			自宅外通学	35,000 円	35,000 円	35,000 円					
		専門	自宅通学	53,000 円	53,000 円						
			自宅外通学	60,000 円	60,000 円						
一般	自宅通学	31,000 円	31,000 円								
	自宅外通学	31,000 円	31,000 円								
修業資金 各種学校	月 68,000 円			〔 就職を希望する高校3年生の自動車運転免許取得 460,000 円 〕			知識技能習得後1年	6 年以内			
就学支度資金	小学校入学 39,500 円			中学校入学 46,100 円			当該学校卒業後6か月	5 年以内			
	修業施設(高等学校卒業生)		自宅通所	90,000 円	自宅外通所	100,000 円					
	専修学校(一般課程)		自宅通学	150,000 円	自宅外通学	160,000 円					
	高等学校 高等専門学校 専修学校(高等課程)	公立	自宅通学	150,000 円	自宅外通学	160,000 円					
		私立	自宅通学	410,000 円	自宅外通学	420,000 円					
	短期大学 大学 専修学校(専門課程)	公立	自宅通学	370,000 円	自宅外通学	380,000 円					
私立		自宅通学	580,000 円	自宅外通学	590,000 円						
技能習得資金	月 68,000 円			〔 自動車運転免許取得 460,000 円 一時的に多額の費用が必要な場合 816,000 円 〕			知識技能習得後1年	20 年以内			
生活資金	月 103,000 円			〔 ・生計中心でない場合又は現に扶養する子のいない寡婦 69,000 円 ・技能習得期間中の場合 141,000 円 〕			貸付期間満了後6か月	8年(一般) 5年(医療介護) 5年(失業) 20年(技能習得)以内			
医療介護資金	340,000 円			(特別 480,000 円) 介護 500,000 円			医療期間満了後6か月	5 年以内	*無利子又は1.5%		
就職支度資金	被服等 100,000 円		〔 別に、就職に際し、自動車通勤の必要性が認められる者の自動車購入資金 220,000 円 〕			1 年	6 年以内				
住宅資金	##### 円			〔 災害等で住宅が全壊等、老朽による増改築・移転改築および新規取得 2,000,000 円 〕			6 か月	7 年以内(特別)			
転宅資金	260,000 円						6 か月	3 年以内			
結婚資金	300,000 円						6 か月	5 年以内			

注) 貸付を受けるには、連帯保証人の設定や所得要件等の条件がありますので、詳しくはお住まいの福祉事務所におたずねください。

また、貸付までにはお時間を要しますので、余裕を持った申請をお願いします。

\* 保証人を立てた場合は無利子、立てない場合は1.5%

資料 24-4 県税の減免等の取扱いに関する一覧表

平成 26 年 12 月 1 日現在

区 分	現 況	参 考 事 項																										
個人の県民税の減免	<p>個人県民税については、市町村民税と併せて徴収されるので、市町村が減免の措置をした場合においては同様の割合で減免される。</p> <p>(地方税法(以下「法」という。)第45条)</p>	<p>個人の市町村民税の減免は、法第323条の規定により、市町村の条例の定めるところにより減免することになるが、おおむね次の基準によっている。</p> <p>1 被害のあった個人について、災害の日以後の納期にかかる税額を次の割合によって減免する。</p> <p>(1) 死亡した場合 全額</p> <p>(2) 障害者となった場合 10分の9の額</p> <p>(3) 災害により自己所有の住宅または家財について住宅又は家財の価額の10分の3以上の損害を受け、かつ合計所得額が1,000万円以下の者には次の割合による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">損害程度 合計 所得金額</th> <th colspan="2">減 免 割 合</th> </tr> <tr> <th>10分の3以上 10分の5未満</th> <th>10分の5以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>2分の1の額</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>4分の1の額</td> <td>2分の1の額</td> </tr> <tr> <td>750万円 超</td> <td>8分の1の額</td> <td>4分の1の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 冷害、凍霜害、干害等による農作物の災害の場合は、その損失額が平年における当該農作物による収入額の10分の3以上で、かつ、合計所得金額が1,000万円以下の者には次の割合による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>軽減又は免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>10分の8の額</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>10分の6の額</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>10分の4の額</td> </tr> <tr> <td>750万円 超</td> <td>10分の2の額</td> </tr> </tbody> </table>	損害程度 合計 所得金額	減 免 割 合		10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上	500万円以下	2分の1の額	全 額	750万円以下	4分の1の額	2分の1の額	750万円 超	8分の1の額	4分の1の額	合計所得金額	軽減又は免除の割合	300万円以下	全 額	400万円以下	10分の8の額	550万円以下	10分の6の額	750万円以下	10分の4の額	750万円 超	10分の2の額
損害程度 合計 所得金額	減 免 割 合																											
	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上																										
500万円以下	2分の1の額	全 額																										
750万円以下	4分の1の額	2分の1の額																										
750万円 超	8分の1の額	4分の1の額																										
合計所得金額	軽減又は免除の割合																											
300万円以下	全 額																											
400万円以下	10分の8の額																											
550万円以下	10分の6の額																											
750万円以下	10分の4の額																											
750万円 超	10分の2の額																											
法人の県民税の減免	<p>震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けた法人のうち知事において必要があると認めるものについては、法人の県民税を減免する。</p> <p>(県税条例(以下「条例」という。)第33条第1項第1号)</p>																											
法人の事業税の減免	<p>震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けた法人のうち知事において必要があると認めるものについては、法人の事業税を減免する。</p> <p>(条例第39条の6の2第1項)</p>																											

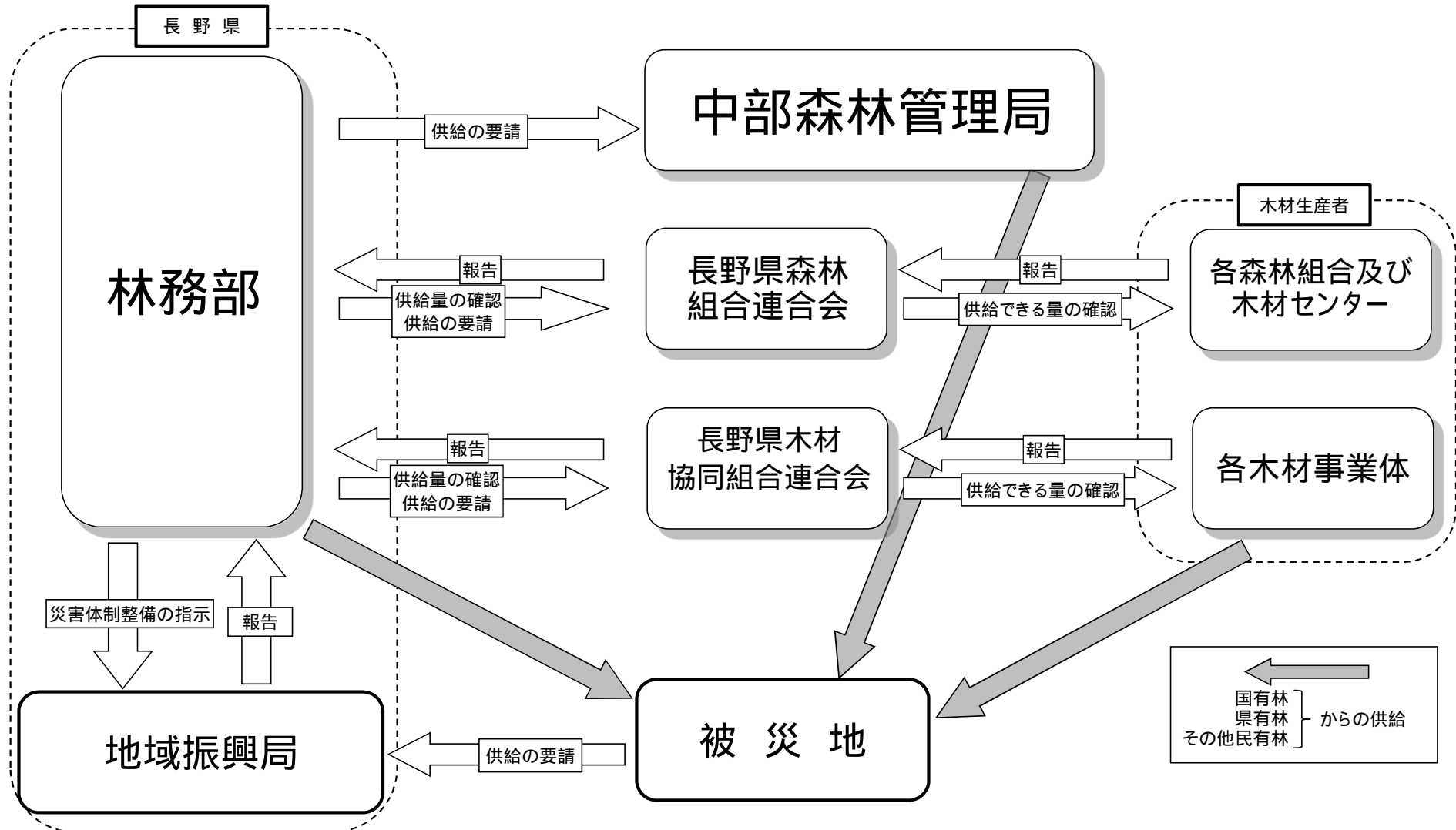
区 分	現 況	参 考 事 項						
個人の事業税の減免	<p>自己の所有する事業用資産並びに自己又は自己と生計を一にする親族の所有する住宅又は家財について当該資産価格の2分の1以上の損害を受けた場合には、次の基準により、個人の事業税を減免する。(条例第39条の7)</p> <p>1 事業用資産の場合</p> <p>(1) 事業所得が500万円以下のとき…全額</p> <p>(2) 事業所得が500万円を超え750万円以下のとき…10分の5の額</p> <p>(3) 事業所得が750万円を超え1,000万円以下のとき…10分の3の額</p> <p>2 住宅又は家財の場合</p> <p>(1) 合計所得金額が500万円以下のとき…10分の5の額</p> <p>(2) 合計所得金額が500万円を超え750万円以下のとき…10分の2.5の額</p> <p>(3) 合計所得金額が750万円を超え1,000万円以下のとき…10分の1.5の額</p> <p>災害の状況により上記の基準を超えて減免することができる場合もあること。(条例第39条の7ただし書)</p>	<p>国税の取り扱い 所得税</p> <p>災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭22年法律第175号)</p> <p>第2条 災害により住宅又は家財について甚大な被害を受けた者で被害を受けた年分の合計所得金額1,000万円以下で、自己の所有にかかる住宅又は家財につき生じた損害金額がその住宅又は家財の価額の10分の5以上であるものについて次の区分により軽減し、又は免除する。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 合計所得金額が500万円以下のとき</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>2 合計所得金額が750万円以下のとき</td> <td>10分の5の額</td> </tr> <tr> <td>3 合計所得金額が750万円を超えるとき</td> <td>10分の2.5の額</td> </tr> </table> <p>個人の事業税について、個人事業所得の計算上、被災たな卸資産、事業用固定資産等の損失の金額は控除する。(法第72条の49の12)</p>	1 合計所得金額が500万円以下のとき	全 額	2 合計所得金額が750万円以下のとき	10分の5の額	3 合計所得金額が750万円を超えるとき	10分の2.5の額
1 合計所得金額が500万円以下のとき	全 額							
2 合計所得金額が750万円以下のとき	10分の5の額							
3 合計所得金額が750万円を超えるとき	10分の2.5の額							
不動産取得税の減免	<p>次に該当する不動産の取得に対しては、不動産取得税を減免する。(条例第40条の15)</p> <p>1 天災その他の災害により、滅失又は損壊した不動産に代わるものと認める不動産の取得</p> <p>2 取得した不動産が、その取得の日から1ヶ月以内に天災その他の災害により滅失又は損壊した場合における当該不動産の取得</p>	<p>「代わるものと認める不動産」とは認定によることとなるが、この認定は次によることとし、減免する額は、滅失又は損壊した不動産の価格に税率を乗じた額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>滅失又は損壊した不動産が自己所有のものであること。</li> <li>滅失又は損壊した日から3年以内に取得した不動産であること。</li> <li>滅失又は損壊した不動産と被災者の生業等の実態から判断して代替性が認められる不動産をであること。したがって、単に宅地には宅地、工場には工場という物理的な代替性のみにとらわれず判定する。</li> </ol>						
自動車税の減免	<p>災害により自動車に損害を生じ相当の修繕を要すると認められるものに対しては、別に定める基準により自動車税を減免する。(条例第68条)</p>	<p>「相当の修繕」の範囲は被害による修繕に要する費用が、災害直前の当該自動車の価額の15%以上のものをいう。「別に定める基準」については次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>年税率×修繕費/帳簿価格=減免額</li> <li>減免予定額が当該自動車の年税率の50%を超える場合は年税率の50%を限度として減免する。</li> </ol> <p>災害を受けた日以後に納期の末日が到来する自動車税について減免する。</p>						

区 分	現 況	参 考 事 項
自動車取得税の減免	次に該当する自動車の取得に対しては自動車取得税を減免する。 ( 条例第53条 ) 1 災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わるべきものと知事が認める自動車の取得 2 取得した自動車とその取得の日から1月以内に災害により滅失した場合における当該自動車の取得	「代わるべきものと認める自動車」とは認定によることとなるが、この認定は次の要件をすべて満たすものとし、減免する額は、被災自動車の災害直前の価額に税率を乗じた額とする。 1 被災自動車に係る抹消登録等が災害がやんだ日から3月以内に行われていること。 2 災害がやんだ日から3月以内に取得した自動車であること。 3 被災自動車の用途と代替自動車の用途が同一であることを原則とするが、被災者の生業又は事業の実態等から判断して代替性が認められる自動車であること。
鉱区税の減免	災害により事業の用に供する固定資産についてその価格の10分の5以上の損害を受けた納税者に対し、知事が定める基準によって当該年度分の鉱区税を減免する。( 条例第78条 )	
固定資産税の減免	天災その他の災害により、著しく価値を減じた大規模な償却資産のうち、知事において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。( 条例第97条 )	
軽油引取税の減免	知事は災害により自己の保有に係る軽油引取税の課税対象となった軽油につき滅失その他これに類する損害を受けた軽油に係る税を減免する。( 条例第55条の22 )	
軽油引取税の納入義務の免除	特別徴収義務者が徴収した税を失ったことについて、天災その他避けることのできない理由( 震災、風水害、落雷、火災、爆発物等による破壊等 )があるものと認める場合においては、その状況により還付し、又は納入の義務を免除する。 ( 法第144条の30 )	
狩猟税の減免	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、被害を受けた者のうち、知事において必要があると認めるものについては、狩猟税を減免する。 ( 条例第142条の4第1項 )	
県税の徴収猶予	1 県税の全税目について、すでに確定している未納税額に対し、1か年間の徴収猶予と猶予期間中の延滞金を免除する。 2 前項の徴収猶予期間は、状況により1年間延長することができる。( 法第15条 )	納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けたときは、その納税者又は特別徴収義務者の申請によって、徴収金を納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として徴収猶予する。

区 分	現 況	参 考 事 項
県税の納期限の延長	納税者又は特別徴収義務者が、災害を受け申告、申請、請求等の書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付、納入に関する期限までに申告等を行うことができないと認められるときは、申告等の期限を延長する。（条例第11条）	



資料24-5 災害復旧用材の調達供給フロー



## 資料 25-1 被害農林漁業者等に対する融資制度

平成 23 年 10 月 1 日現在

資金種類	資金用途	貸付対象者	利率 (年利%)	償還期限 (年)	貸付限度額 (万円)
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具(購入価格が 12 万円以下のもの)、家畜、しいたけほだ木、稚魚、餌料等の購入資金その他農林漁業経営に必要な資金	市町村長の認定を受けた被害農林漁業者	特別被害 3.0%以内	3~6 (4~7)	一般農業者 個人 200 ( 250 ) 法人 2,000 ( 2,000 )
			一般 5.5%以内 ~ 6.5%以内		果樹栽培者又は家畜等飼養者 個人 500 ( 600 ) 法人 2,500 ( 2,500 ) 林業者 個人 200 ( 250 ) 法人 2,000 ( 2,000 ) 一般漁業者 個人 200 ( 250 ) 法人 2,000 ( 2,000 )
事業資金	災害を受けたため必要となった事業運営資金	被害組合	6.5%以内	3	単協 2,500(5,000) 連合会 5,000(7,500)

注 1 ( ) 内は激甚災害法適用の場合

注 2 被害農林漁業者は次の基準によって被害認定を受ける。

A 被害農業者

$\frac{30(\text{滅収量})}{100(\text{平年収穫量})}$  以上で、かつ、 $\frac{10[50](\text{損失額})}{100[100](\text{平年農業総収入額})}$  以上

樹体被害の場合は

$\frac{30[50](\text{損失額})}{100[100](\text{被害時価格})}$  以上

B 被害林業及び漁業者

$\frac{10[50](\text{損失額})}{100[100](\text{平年林業(漁業)総収入額})}$  以上、又は  
50[70](施設損失額)  
 $\frac{100[100](\text{被害時価格})}{100[100](\text{被害時価格})}$  以上 ( ) 内は特別被害の場合

注 3 貸付利率は、上記利率の範囲内で災害の都度別に定められる。

## 資料25-2 中小企業者等に対する融資制度

産業労働部

### 中小企業融資制度資金

(令和2年4月1日現在)

資金名	融資対象	資金用途	貸付限度額	貸付利率	貸付期間
中小企業振興資金 (一般)	経営の安定又は合理化のための資金を要する中小企業者等	設備資金	1億円	年2.1% (1年以内 年1.8%)	10年以内 (建物等20年以内)
		運転資金	5,000万円		7年以内
経営健全化支援資金 (災害対策)	災害により被災し、市町村長等の罹災証明書等を受けた中小企業者等	設備資金	6,000万円	年1.1%	10年以内 (建物等15年以内)
		運転資金	8,000万円		7年以内

中小企業振興資金については、信用保証料(2.20%以下)が別途必要です。

経営健全化支援資金(災害対策)については、信用保証料(0.44%以下)が別途必要になる場合があります。

上記のほか災害の影響を受けた中小企業者を「経営健全化支援資金(経営安定対策・特別経営安定対策)」により支援する場合があります。

## 資料 26

### 外国籍県民及び外国人旅行者を対象とした 避難場所での生活環境整備に関するガイドライン

平成 26 年 3 月

長野県

## 外国籍県民及び外国人旅行者を対象とした 避難場所での生活環境整備に関するガイドライン

### 1 目的

このガイドラインは、長野県地域防災計画の規定に基づき、要配慮者のうち外国籍県民及び外国人旅行者の被災者を対象とした、多言語による情報の提供や避難所への巡回による支援などの避難場所での生活環境整備の際に必要な基本的な事項を示し、迅速かつ適切に応急活動を行うことを目的とする。

### 2 用語の意義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ア 外国人被災者 外国籍県民及び外国人旅行者の被災者をいう。
- イ 災害多言語支援センター 外国人被災者に迅速かつ適切に応急活動を行うために、外国人被災者を対象とした多言語による情報の提供や避難所への巡回による支援などを行う組織をいう。

### 3 災害多言語支援センターの設置

- (1) 外国人被災者に迅速かつ適切に応急活動を行うために、災害多言語支援センター（以下、「センター」という。）を設置する。
- (2) センターの設置主体及び時期については、次のとおりとする。
  - ア 設置し運営する主体は、原則として避難所を設置した市町村とする。
  - イ 被災の状況により、市町村では設置できない場合又は複数の市町村が被災した場合などは、市町村に代わり、県が必要に応じて設置することができる。
  - ウ 設置する時期は、避難所が設置された際、外国人被災者の状況を市町村が把握し、必要と認められた場合に速やかに行うこととする。
  - エ 県及び市町村におけるセンターの設置及び運営に係る事務の分掌は、県及び市町村の災害対策本部の組織に関する規定による。

### 4 センターの基本方針

センターは、次の基本方針により運営する。

- ア 県及び市町村の災害対策本部室と連携を密に行うこと。
- イ 外国人被災者が必要な情報を得ることができるよう多言語での情報の提供に努めること。
- ウ 多文化共生に配慮した情報の提供や被災者の支援に努めること。
- エ 外国人被災者のプライバシーに配慮した情報の提供を行うよう努めること。
- オ 県、市町村並びに県及び市町村の社会福祉協議会並びに公益財団法人長野県国際化協会（以下、「社会福祉協議会等」という。）が相互に連携し、協力して運営できるよう努めること。
- カ この基本方針に基づき、県、市町村及び社会福祉協議会等は、センターを設置したときは、初めにセンターの運営の方法について協議すること。

## 5 センターの設置及び運営の体制

センターは、4に規定するセンターの基本方針に規定により、次の運営の体制により応急活動を行う。

### ア センターの設置及び運営

(ア) 市町村が指定した施設にセンターを設置する。センターは、長野県地域防災計画の規定に基づき、県及び市町村の社会福祉協議会が設置するボランティアセンターや関係する機関との連携が可能で、外国人被災者がアクセスしやすい施設とする。

(イ) 県は、市町村が運営するセンターの支援を行う。

(ウ) センターの運営に必要な人員、翻訳・通訳の体制、資機材等は、センターを設置する市町村が確保に努め、県は必要に応じた支援を行う。

その際、ボランティアの受入れ等については、県及び市町村の社会福祉協議会等に支援を依頼し、翻訳及び通訳者の確保については、公益財団法人長野県国際化協会等に支援を依頼する。

### イ センターの組織

(ア) 県、市町村及び社会福祉協議会等が協議して、センターの組織を編成する。

(イ) センターには、責任者を置き、センターの組織と業務の内容は、下表のとおりとする。

区分	業務の内容
センター長	災害対策本部、ボランティアセンター等との協議、マスコミ対応
総務班	資機材の確保、ボランティアの受入れ、センターの広報
情報収集班	被災者の把握（指定外避難所や避難していない外国人被災者を含む）、巡回ルート作成
情報提供班	避難所の掲示物の翻訳、多言語化、電話による相談、放送事業者用の原稿作成
巡回班	避難所等の巡回による支援、状況の把握

(ウ) 各班には班長及び副班長を置き、班長（班長が不在の時は副班長）の指示で行動すること。

(エ) 避難所の巡回は、各班が協力して巡回班を編成すること。

## 6 センターの業務

センターは、次に掲げる業務を基本として行う。

### ア センターの広報

センターの設置及び活動について、幅広い媒体により広報を行う。

### イ 外国人被災者への多言語による情報提供

外国人被災者の母語及びやさしい日本語を基本とし、情報の提供を行う。翻訳等に当たっては必ず情報の優先すべき順位を考慮すること。

### ウ 避難所への多言語による情報の提供

避難所内の設備名や生活ルールのほか、災害対策本部の情報を適宜、翻訳し、避難所における多言語による情報の掲示を行う。

### エ 避難所の巡回による外国人被災者への対応

個別の相談やニーズに対応するため、必要に応じ、避難所の巡回を行い、多言語による情報の提供を行うとともに、外国人被災者に個別に対応する。

オ ラジオ等による多言語の音声による情報の提供

ラジオやテレビなどの媒体を活用し、多言語の音声による情報の提供を行う。

カ センター業務を行うボランティアの受入れ

社会福祉協議会等の協力により、必要となるボランティアをスタッフとして受入れ、切れ目ないセンター業務に努める。

キ 電話による相談への対応

多言語に対応した電話による相談の窓口を設置し、電話による相談に応じる。

ク 外国人被災者の把握

必要に応じ、外国人被災者が避難する避難所や、外国人被災者の避難の状況の把握に努める。

## 7 センターの業務の留意事項

センターは、次の事項に留意して業務を行う。

ア 情報の管理

センターの業務を遂行するに当たり、業務の内容や相談の内容を別に示す様式等を参考に記録し、個人情報を含めた情報の管理を行うこと。

イ 個別の対応

必要に応じ、関係する専門の機関へ照会するなど、個別の案件に即して適切な対応を行うこと。

ウ 運営の管理

センターの責任者は、センターの業務が適切に行われるよう、適宜センター内でミーティングを行うとともに、スタッフの体調の管理に留意すること。

エ ボランティアセンターとの連携

避難所の巡回、外国人被災者への情報の提供に用いる多言語によるチラシ配布、外国人をはじめとした被災者の情報の共有等において、効率的な支援ができるようそれぞれの役割を踏まえ、連携すること。

## 8 訓練の実施

センターの設置及び運営に当たっては、県、市町村、県及び市町村の社会福祉協議会、公益財団法人長野県国際化協会などの国際交流関係団体の連携が不可欠であることから、県及び市町村は、センターの設置及び運営に係る訓練を定期的実施するよう努めること。

## 9 災害対策本部における事務分掌との関係

県及び市町村にあつては、災害時は、各災害対策本部の組織に関する規定に基づき、事務が分掌されるので、日頃から外国人被災者の避難場所での生活環境整備について所掌する部署に関する情報を共有し、連携に努めること。

## ボランティア受付簿(初回)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所	電話番号	(携帯電話以外の連絡先) 緊急連絡先	ボランティア 保険	備 考 (所属先・長期可能等)
	S・H 年 月 日	男 女	〒 都・道 府・県 市郡	( ) -		加入済 未加入 公務等	
	S・H 年 月 日	男 女	〒 都・道 府・県 市郡	( ) -		加入済 未加入 公務等	
	S・H 年 月 日	男 女	〒 都・道 府・県 市郡	( ) -		加入済 未加入 公務等	
	S・H 年 月 日	男 女	〒 都・道 府・県 市郡	( ) -		加入済 未加入 公務等	
	S・H 年 月 日	男 女	〒 都・道 府・県 市郡	( ) -		加入済 未加入 公務等	
	S・H 年 月 日	男 女	〒 都・道 府・県 市郡	( ) -		加入済 未加入 公務等	
	S・H 年 月 日	男 女	〒 都・道 府・県 市郡	( ) -		加入済 未加入 公務等	
	S・H 年 月 日	男 女	〒 都・道 府・県 市郡	( ) -		加入済 未加入 公務等	
	S・H 年 月 日	男 女	〒 都・道 府・県 市郡	( ) -		加入済 未加入 公務等	
	S・H 年 月 日	男 女	〒 都・道 府・県 市郡	( ) -		加入済 未加入 公務等	
	S・H 年 月 日	男 女	〒 都・道 府・県 市郡	( ) -		加入済 未加入 公務等	
	S・H 年 月 日	男 女	〒 都・道 府・県 市郡	( ) -		加入済 未加入 公務等	



災害多言語情報センター	個人カルテ	整理番号
-------------	-------	------

日付            月            日  
時間          :            ~            :

対応者  
記録者

外国籍住民履歴

氏名	男・女	
国籍	言語	
日本語	よくできる ・ 少しできる ・ できない	
家族		
勤務先		
居住地		
連絡先		

避難先履歴		
留意事項		

巡回メモ

申し送り事項

災害多言語支援センター **巡回レポート** 避難所名

日付        月        日  
 時間        :        ~        :

巡回者 \_\_\_\_\_

外国籍住民

国籍		名	男	名	女	名
言語						
国籍		名	男	名	女	名
言語						
国籍		名	男	名	女	名
言語						
国籍		名	男	名	女	名
言語						

避難所見取り図と外国籍住民の位置

巡回メモ	

申し送り事項

留意事項

# 避難所別外国人避難者一覽表

避難所名 \_\_\_\_\_

区分	氏名	国籍	年齢	性別	言語	家族構成	避難状況
1				男・女			
2				男・女			
3				男・女			
4				男・女			
5				男・女			
6				男・女			
7				男・女			
8				男・女			
9				男・女			
10				男・女			
11				男・女			
12				男・女			
13				男・女			
14				男・女			
15				男・女			
16				男・女			
17				男・女			
18				男・女			
19				男・女			
20				男・女			

## 多言語シートのサンプル

メッセージ番号 S065

作成年月日： 年 月 日

靴をここで脱いでください。

やさしい日本語

くつを ここで ぬいでください。

中国語（繁体字）

請在此脫鞋。 

中国語（简体字）

請在此脫鞋。

韓国・朝鮮語

여기서 신발을 벗어 주십시오.

連絡先：

住所

電話

FAX

メッセージ番号 S065

作成年月日： 年 月 日

<sup>くつ</sup>靴をここで<sup>ぬ</sup>脱いでください。

英語

Please take off your shoes here.

ポルトガル語

Tire os sapatos neste local.

スペイン語

Quítense los zapatos aquí.

フィリピン語

Hubarin ang sapatos dito.

連絡先：

住所

電話

FAX

資料 27-1 国の地震防災に関する法律体系

災害全般への対策の基本	全国における地震対策	直前予知を前提とした大規模地震対策	東南海・南海地震対策 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策
観測体制	<p style="text-align: center;"><b>災害対策基本法</b> (S36)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災組織</li> <li>・ 防災計画</li> <li>・ 災害予防</li> <li>・ 災害応急対策</li> <li>・ 災害復旧 等</li> </ul>	<p><b>大規模地震対策特別措置法 (S53)</b></p> <p>地震予知に資するための観測・測量体制の強化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特措法 (H14)</li> <li>・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策に関する特措法 (H16)</li> </ul> <p>・ 観測、測量施設等の整備</p>
		<p>警戒宣言後の住民避難や各機関の応急対策活動、防災施設の整備をあらかじめ計画</p> <p>直前予知を前提とした警戒避難体制</p>	<p>・ 防災施設の整備、津波からの円滑な避難等をあらかじめ計画</p>
		<p><b>地震防災対策特別措置法 (H7)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難地、避難路、消防用施設等 28 施設等の整備を計画的に推進</li> <li>・ うち 7 施設等の事業について国庫補助率の嵩上げ</li> </ul>	<p><b>地震財特法 (S55)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難地、避難路、消防用施設等 17 施設等の整備を計画的に推進</li> <li>・ うち 3 施設等の事業について国庫補助率の嵩上げ</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震調査研究推進本部の設置</li> <li>・ 地震に関する観測、測量、調査、研究の推進</li> </ul>	
特別な 応急対策			
整備の支援 防災施設			
調査研究体制			

## 資料 27-2 県有施設の耐震対策要綱

### 1 基本方針

大規模地震発生の際に機能を果たすべき県有施設を、新築、建て替え又は耐震改修する場合においては、施設の役割を考慮し、以下により耐震性の向上を図る。

### 2 施設の建築及び耐震改修計画における耐震安全性の確保

大規模地震発生の際に重要な機能を果たすべき県有施設を分類し、施設が持つべき耐震安全性の基準を定め、県有施設の新築、建て替え又は耐震改修に当たっては当該基準により施設を整備する。

施設の分類及び耐震安全性の目標は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(平成 25 年 3 月 29 日国営計第 126 号、国営整第 198 号、国営設第 135 号)に準拠し、構造体に関する基準は次のとおりとする。

なお、施設の位置の選定、配置及び規模など構造体に関する基準以外についても、「官庁施設の総合耐震計画基準」に準拠するものとする。

表 1 施設の分類及び構造体に関する耐震安全性の基準

分類	当該施設	耐震安全性の基準	重要度係数 <sup>1</sup>	
災害時に重要な機能を果たすべき施設	災害応急対策の指揮、情報伝達活動等を行う施設	県庁、警察本部、合同庁舎、保健所、建設事務所、砂防事務所、警察署、機動隊、機動センター、交番、駐在所、交通機動隊分駐隊、無線施設、航空隊庁舎、ダム管理事務所、下水道建設事務所、水道・ガス・発電管理事務所	大規模地震発生後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加え十分な機能確保を図る。	1.5 2
	救急医療活動を行う施設	総合リハビリテーションセンター		
	避難施設 生徒の応急教育施設	学校校舎・体育館	大規模地震発生後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加え機能確保を図る。	1.25 3 4
	災害時要援護音のための施設	社会福祉施設		
多数の者が利用する施設	図書館、社会教育施設、体育館、美術館、交通安全センター、勤労者福祉センター、文化施設			
その他の施設	上記以外の施設	大規模地震発生時に人命の安全確保を図る。	1.0	

- 1 重要度係数：地震に対する構造体の耐力を確保するために設計において乗ずる係数
- 2 拠点として機能すべき施設以外は 1.25、倉庫等の付属棟は 1.0 を適用する。
- 3 主要な施設以外は 1.0 を適用する。
- 4 多数の者が利用する施設(文化施設を除く)を耐震改修する場合は 1.0 を適用する。
- 5 建築非構造部材(外壁タイル、窓ガラス、天井材、間仕切り壁等)及び建築設備(照明器具、通信機器、配管類、空調機器、受水槽等)に係る耐力は、重要度係数を勘案した強度及び性能とする。

### 3 表 1 に該当しない施設の基準の適用については、被災後に維持すべき機能を勘案し、必要に応じて個々に、建築基準法で定める耐震性能を割り増しすることを妨げない。

#### 附 則

この要綱は、平成 14 年 12 月 11 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 25 日から施行する。

資料27-3 地震の観測施設一覧

R1.12.1現在

<公式発表可能なものに限る>

(1) 長野県の地震観測所一覧

観測点名	地震観測	地殻変動観測	震度観測	強震観測	箇所数
気象庁					18
東京大学地震研究所					30
名古屋大学					7
防災科学技術研究所					79
長野県					101
市町村					3
合計					238

(2) 気象庁

観測点名	地震観測	地殻変動観測	震度観測	強震観測	所在地
長野市松代					長野市松代町(松代地震観測所)
長野市箱清水					長野市箱清水(長野地方気象台)
飯田市高羽町					飯田市高羽町(飯田特別地域気象観測所)
松本市沢村					松本市沢村(松本特別地域気象観測所)
軽井沢町追分					軽井沢町追分(軽井沢特別地域気象観測所)
諏訪市湖岸通り					諏訪市湖岸通り(諏訪特別地域気象観測所)
筑北村坂井					筑北村坂井(筑北村坂井総合支所)
長野坂井					筑北村坂井(長野坂井観測局)
伊那市高遠町荊口					伊那市高遠町荊口(長野高遠観測局)
泰阜村梨久保					泰阜村梨久保(長野泰阜観測局)
上田市築地					上田市築地(上田古戦場公園)
大町市役所					大町市大町
佐久市下小田切					佐久市下小田切
辰野町中央					辰野町中央(辰野町役場)
飯島町飯島					飯島町飯島(飯島町役場)
安曇野市穂高支所					安曇野市穂高
山ノ内町平穩					山ノ内町平穩(山ノ内町役場)
売木岩倉					売木村

(3) 大学関係

東京大学地震研究所

観測点名	地震観測	地殻変動観測	震度観測	強震観測	所在地
大峰					長野市箱清水
保科					長野市若穂保科
松川					松川村城山
朝日					朝日村吉見
戸隠					長野市戸隠
大鹿					大鹿村鹿塩
松本神田 以下24箇所					

名古屋大学

観測点名	地震観測	地殻変動観測	震度観測	強震観測	所在地
牧尾					木曾郡木曾町三岳
中の湯					木曾郡木曾町三岳
開田高原					木曾郡木曾町開田
一ノ瀬					木曾郡王滝村
王滝の湯					木曾郡王滝村
高根					木曾郡王滝村
三浦ダム					木曾郡王滝村

## (4) 防災科学技術研究所

観測点名	地震観測	地殻変動観測	震度観測	強震観測	所在地
大町市大町図書館					大町市大町
駒ヶ根市赤須町					駒ヶ根市赤須町(駒ヶ根市役所)
飯山市飯山福寿町					飯山市飯山福寿町(飯山市市役所)
信濃町柏原東裏					信濃町柏原東裏(信濃町役場)
山ノ内町消防署					山ノ内町平穩
長野市鶴賀緑町					長野市鶴賀緑町(長野市役所)
白馬村北城					白馬村北城(白馬村役場)
千曲市杭瀬下					千曲市粟佐
上田市大手					上田市大手
安曇野市穂高福祉センター					安曇野市穂高
小諸市小諸消防署					小諸市甲
長和町古町					長和町古町(依田窪南部消防署)
松本市美須々					松本市美須々
松本市安曇					松本市安曇(安曇支所)
小海町豊里					小海町豊里(小海町役場)
塩尻市榎川保育園					塩尻市木曾平沢
諏訪市					諏訪市湖岸通り
富士見町					富士見町富士見
王滝村鈴ヶ沢					王滝村
木曾町新開					木曾町新開
伊那市下新田					伊那市下新田(伊那市役所)
南木曾町読書小学校					南木曾町読書
大鹿村大河原					大鹿村大河原(大鹿村役場)
飯田市上郷黒田					飯田市上郷町黒田
天龍村清水					天龍村平岡
戸隠 以下32箇所					

印地点の震度情報は、気象庁発表の対象となっていない。

## (5) 長野県

観測点名	地震観測	地殻変動観測	震度観測	強震観測	所在地
長野市大岡					大岡支所
長野市豊野町豊野(計画欠測中)					豊野支所
長野市戸隠					戸隠支所
長野市鬼無里					鬼無里支所
長野市信州新町新町					信州新町支所
長野市中条					中条支所
松本市丸の内					松本市役所
松本市会田					四賀支所
松本市奈川					奈川支所
松本市梓川梓					梓川支所
松本市波田					波田支所
上田市上丸子					丸子消防署
上田市真田町長					真田消防署
上田市上武石					武石地域自治センター
岡谷市幸町					岡谷市保健センター
飯田市大久保町					飯田市役所
飯田市上村					上村自治振興センター
飯田市南信濃					南信濃自治振興センター
諏訪市高島					諏訪市役所
須坂市須坂					須坂市役所
小諸市文化センター					小諸市文化センター
伊那市高遠町西高遠					高遠町総合支所
伊那市長谷溝口					長谷総合支所
中野市三好町					中野市役所
中野市豊津					豊田支所
大町市八坂					八坂支所
茅野市葛井公園					茅野市葛井公園
塩尻市広丘高出					塩尻消防署



観測点名	地震観測	地殻変動観測	震度観測	強震観測	所在地
塩尻市木曾平沢					旧榑川支所
佐久市中込					佐久市役所
佐久市臼田					臼田総合福祉センター
佐久市望月					望月支所
佐久市甲					浅科支所
千曲市杭瀬下					千曲市役所
千曲市上山田温泉					千曲市上山田庁舎
千曲市戸倉					千曲市戸倉庁舎
東御市県					東御消防署
東御市大日向					北御牧総合支所
安曇野市豊科					豊科交流学習センター
安曇野市明科					明科支所
安曇野市三郷					三郷支所
安曇野市堀金					堀金支所
佐久穂町高野町					佐久穂町佐久庁舎 佐久穂町役場
佐久穂町畑					佐久穂町八千穂庁舎
長野川上村大深山					川上村役場
長野南牧村海ノ口					南牧村役場
南相木村見上					南相木村役場
北相木村役場					北相木村役場
軽井沢町長倉					軽井沢町役場
御代田町役場					御代田町役場
立科町芦田					立科町役場
長和町和田					和田支所
青木村田沢青木					青木村役場
下諏訪町役場					下諏訪町役場
富士見町落合					富士見町役場
原村役場					原村役場
箕輪町中箕輪					箕輪町役場
南箕輪村役場					南箕輪村役場
中川村大草					中川村役場
宮田村役場					宮田村役場
松川町元大島					松川町役場
長野高森町下市田					高森町役場
阿南町東条					阿南町役場
阿智村駒場					阿智村コミュニティ館
阿智村清内路					旧阿智村 清内路振興室
阿智村浪合					浪合振興室
平谷村役場					平谷村役場
根羽村役場					根羽村役場
下條村睦沢					下條村役場
売木村役場					売木村役場
天龍村平岡					天龍村役場
泰阜村役場					泰阜村役場
喬木村役場					喬木村役場
豊丘村神稲					豊丘村役場
上松町駅前通り					上松町役場
南木曾町役場					南木曾町役場
木曾町福島					木曾福島保健センター
木曾町日義					日義支所
木曾町開田高原西野					開田支所
木曾町三岳					三岳支所
木祖村藪原					木祖村役場
王滝村役場					王滝村役場
大桑村長野					大桑村役場
麻績村麻					麻績村役場
生坂村役場					生坂村役場
山形村役場					山形村役場
朝日村役場					朝日村役場

観測点名	地震観測	地殻変動観測	震度観測	強震観測	所在地
筑北村坂北					筑北村役場
筑北村西条					本城総合支所
長野池田町池田					池田町役場
松川村役場					松川村役場
小谷村中小谷					小谷村役場
坂城町坂城					坂城町役場
小布施町小布施					小布施町役場
長野高山村高井					高山村役場
木島平村往郷					木島平村役場
野沢温泉村豊郷					野沢温泉村役場
飯綱町牟礼 (計画停止中)					飯綱町役場
飯綱町芋川					三水庁舎
小川村高府					小川村役場
栄村北信					栄村役場

(6)市町村

松本市

観測点名	地震観測	地殻変動観測	震度観測	強震観測	所在地
松本市寿					松本市寿公民館

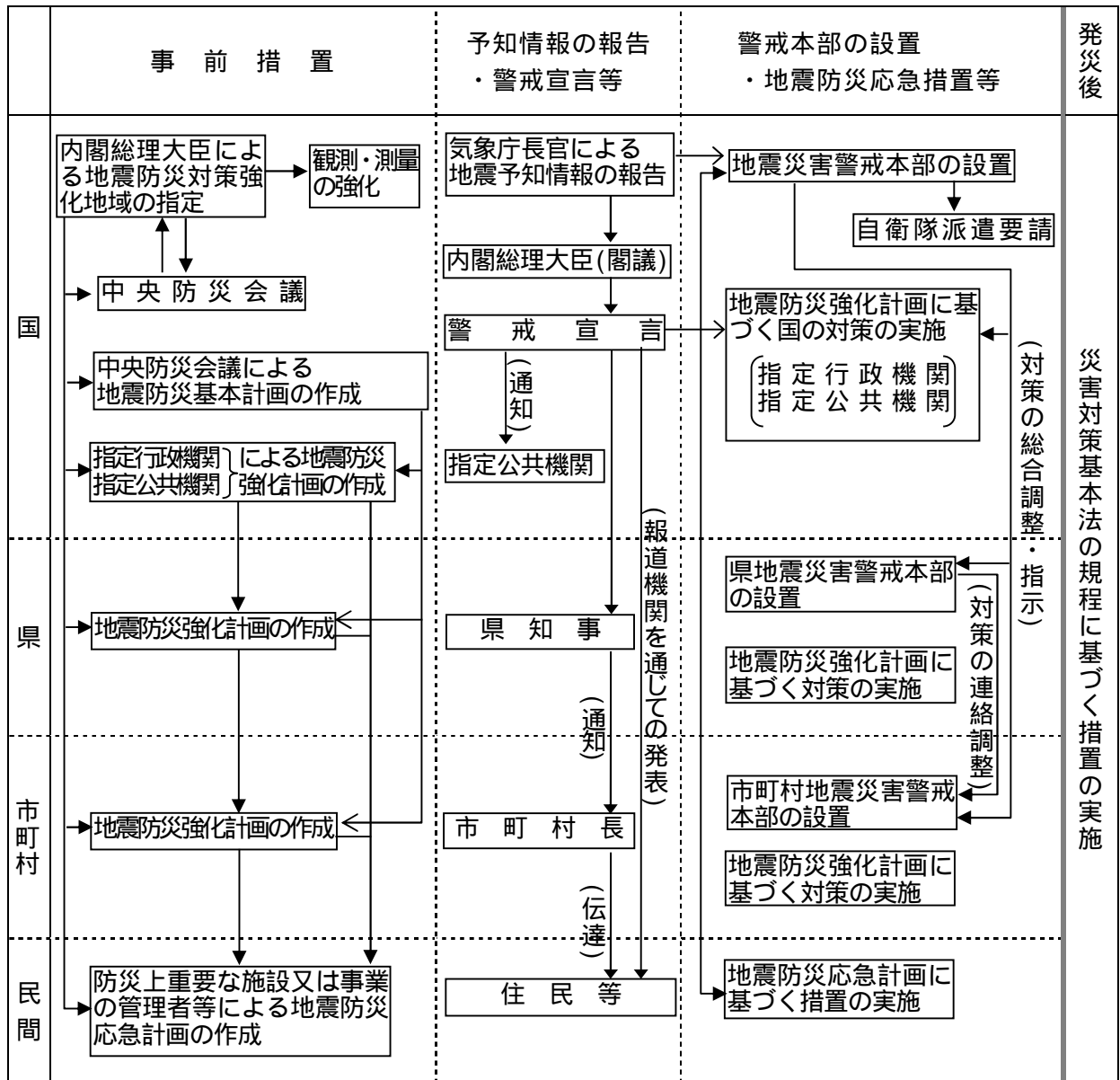
大町市

観測点名	地震観測	地殻変動観測	震度観測	強震観測	所在地
大町市美麻					ほかほかランド美麻

栄村

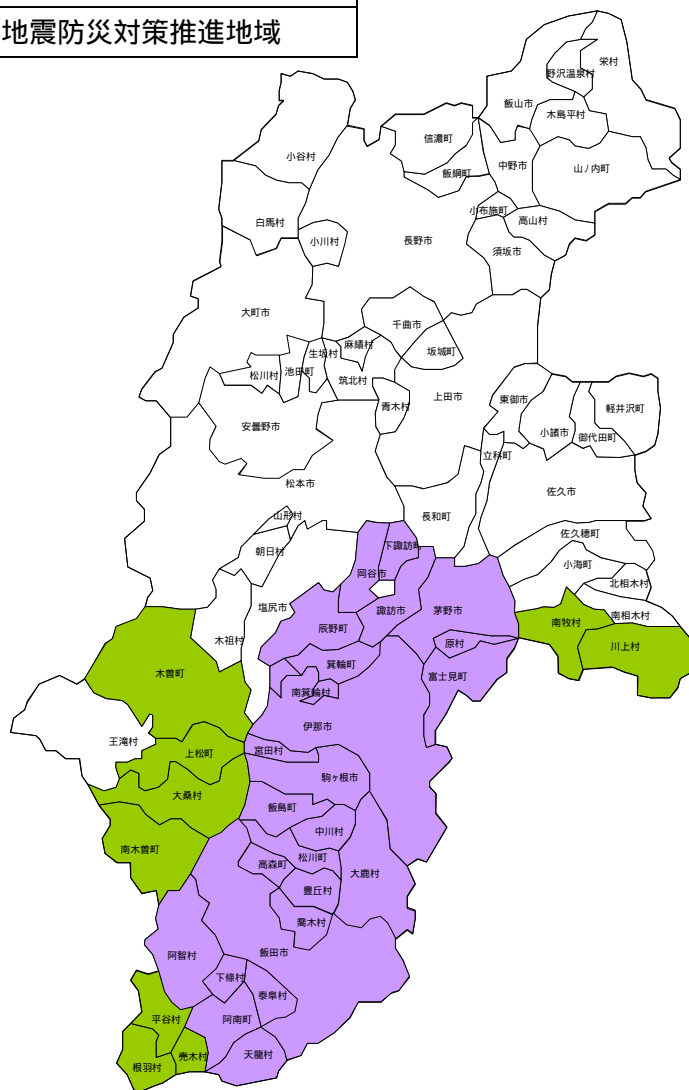
観測点名	地震観測	地殻変動観測	震度観測	強震観測	所在地
栄村小赤沢					秋山郷総合センター

資料 27-4 大規模地震対策特別措置法による主な措置



資料 27 - 5 東海地震に係る地震防災対策強化地域及び南海トラフ地震防災対策推進地域

凡 例	
	東海地震に係る地震防災対策強化地域
	南海トラフ地震防災対策推進地域



	市町村名
東海地震に係る地震防災対策強化地域	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
南海トラフ地震防災対策推進地域	上記「東海地震防災対策強化地域」に加え 川上村、南牧村、平谷村、根羽村、売木村、上松町、南木曾町、大桑村、木曾町

資料27-6 「東海地震に関連する情報」に対応する県の活動体制

危険度	東海地震関連情報		県地域防災計画に規定する対応	
	名称	発信基準等	主な防災対策活動	配備
危険	東海地震に関連する調査情報（臨時）	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合	連絡要員の確保 情報収集	警戒二次相当
	↓			
注意	東海地震注意情報	東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合  政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合（【判定会の開催】を明記し発表）	地震注意情報等の収集・伝達・防災対応等に関する広報 住民に対する適切な広報  地震災害警戒本部設置準備  地震防災応急対策の準備 警戒宣言時の対応確認 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入準備、物資、資機材等の確認 管理施設の緊急点検 県立学校の児童・生徒の引渡し等安全確保 等	全職員
	↓			
警戒	東海地震予知情報	警戒宣言発令	地震災害警戒本部の設置	全職員
		東海地震が発生するおそれがあると認められた場合	地震予知情報等の収集・伝達 防災関係機関等の対策状況の収集・国への報告  地震防災応急対策の実施・総合調整  広域的応急対策の実施	
	↓			
	発災		地震災害対策本部の設置 応急対策活動	全職員

資料27-7 警戒宣言時の対応一覧

	強化地域内において共通してとられる対応		強化計画や応急計画等の具体的対応例
	地震防災基本計画の対応	各省庁の通知等の対応	
避難	避難指示等の対象となるべきがけ地崩壊危険地域等の範囲(避難対象地区)を明示 指定された避難地に速やかに避難(車両避難は、山間部等必要最小限で可能) 災害時要援護者への支援		避難対象者があらかじめ指定されている避難地へ避難
ライフライン	飲料水：供給継続 電気：供給継続 ガス：供給継続	大規模地震対策特別措置法に基づく水道事業等に係る地震防災応急計画について ・緊急貯水を実施	飲料水：供給継続 電気：供給継続 ガス：供給継続
電話	利用制限等の措置等、通信確保措置の内容を明示する	日本電信電話株式会社防災業務計画 ・通信の利用制限等の措置 ・地震防災広報 ・災害時における災害対策用資機材の整備	一般の利用制限措置、利用者に対して協力要請 防災機関等の重要回線を確保するため、移動電源車等を確保 災害用伝言ダイヤル等の安否確認に必要な措置
J R、私鉄	強化地域内への進入を制限 強化地域内は最寄りの安全な駅に停車	大規模地震対策特別措置法に基づく鉄道事業者等の地震防災応急対策計画作成に対する指導について ・原則として最寄りの安全な駅その他の場所に停止させる	強化地域内の在来線、新幹線ともに最寄りの安全な駅に停車 強化地域の周辺地域では、在来線で一部徐行運転 警戒宣言までは極力運行を継続
バス、タクシー	運行上の措置を明示する	大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急対策計画について ・運行中止	強化地域内での運行を中止
船舶	運航上の措置を明示する		津波の影響がある強化地域周辺海域で運行を中止
一般道路	強化地域内での車の走行は極力抑制 強化地域内への流入を極力制限 強化地域外への流出は原則として制限なし		強化地域内への流入を極力制限 強化地域外への流出は原則として制限なし 強化地域内の主要道路では走行を極力抑制 強化地域内の避難路及び緊急輸送路では走行を禁止又は制限 強化地域周辺でも状況に応じて交通規制実施
高速道路	強化地域内への流入を制		強化地域内への流入を極

	強化地域内において共通してとられる対応		強化計画や応急計画等の具体的対応例
	地震防災基本計画の対応	各省庁の通知等の対応	
	限 強化地域内のインターチェンジからの流入を制限		力制限 強化地域外への流出は原則として制限なし 強化地域内のインターチェンジからの流入を制限 強化地域周辺でも状況に応じて交通規制を実施
金融機関	金融機関がとるべき措置について指導方針等を明示する キャッシュサービス等の営業継続	日本郵政公社防災業務計画 ・業務停止。郵便貯全自動支払機等にあつては、機器の管理が可能な場合に限り、取扱いを行う 金融庁事務ガイドライン ・業務停止。現全自動預払機等において払い戻しを継続	窓口業務を停止、オンラインは稼働
百貨店	安全性が確保されている場合、営業継続		店舗の営業に必要な物資輸送の段階的な実施 耐震性の確保される店舗は、店舗の判断により営業継続
病院	安全性が確保されている場合、診療継続	医療機関における地震防災応急計画の作成について ・外来、入院患者に対する診療体制等の措置について定めておくこと ・発災後地域の負傷者の受入、治療を実施するために必要な人員等の整備について定めておくこと ・外来患者の診療は救急患者を除き中止する ・退院可能者及び帰宅希望者は、主治医の判断で帰宅	外来診療を中止（救急患者を除く） 入院患者のうち、帰宅希望者は家族等への引き渡し 災害拠点病院については、傷病者の受入体制の確保、医薬品・医療用資機材等の提供
劇場	安全性が確保されている場合、営業継続		営業を停止し、客を外に誘導
学校、幼稚園	保護の方法を具体的に明示する	文部科学省防災業務計画・あらかじめ保護者の意見を聞いた上で実態に即して具体的に定める	状況に応じて保護者に引き渡し 帰宅、引き渡しが困難な場合には、避難地又は学校で保護 遠距離通学者等の帰宅確保対策として、警戒宣言前からの帰宅等の対応

## 資料 27-8 東海地震の地震防災対策強化地域に係る 屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針

(平成 12 年 5 月 30 日 中央防災会議)

### 1 目的

東海地震の地震防災対策強化地域において警戒宣言が発せられたときに、市町村長は、避難勧告等を行うに当たって、「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」(昭和 54 年 9 月 3 日中央防災会議決定)本文第 2 章第 1 節の 7(2) に基づき、必要に応じて屋内避難を実施することができることとなっている。

この指針は、市町村長が屋内避難を実施するために使用する施設(以下「屋内避難施設」という。)をあらかじめ選定する際の基準及び屋内避難施設の安全確保のための基本的な事項を定めるものである。

### 2 基本的な考え方

市町村長が屋内避難施設をあらかじめ選定するに当たっては、次の(1)から(3)までの事項を考慮するとともに、東海地震が発生した場合に想定されている地震動に対して、現在の工学的知見等に基づく適正な技術的判断により、一定の安全性が確保されることを基本とする。

#### (1) 屋内避難の期間

屋内避難の期間は、警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでのおおむね数日間を想定する。

#### (2) 屋内避難の対象者

屋内避難の対象者は、避難対象地域内の住民等のうち、原則として、老人、病人、子供等の災害弱者(社会福祉施設等に対応することとなっている者を除く。)及びこれらの者の介護等のために必要な付添い者等とする。

#### (3) 屋内避難施設の安全性の目標水準

屋内避難施設の安全性の目標水準は、地震が発生した場合に、構造体が倒壊又は崩壊することがなく、かつ、非構造部材及び設備機器等の損壊、移動、転倒又は落下等により人命の安全を損なうことがない水準とする。

### 3 屋内避難施設の選定

#### (1) 対象施設

市町村長は、警戒宣言が発せられたときの避難地として市町村があらかじめ指定したのものの中にある施設のうち、主として、公立の体育館、公民館、学校その他の公的施設を屋内避難施設として選定するものとする。

#### (2) 立地条件

市町村長は、次の 及び に掲げる立地条件を満たすことを確認した上で、屋内避難施設を選定するものとする。

周囲に空地が確保されているとともに、倒壊又は火災の危険性の高い建築物等が近接していないこと。

地盤の液状化が発生しないこと。ただし、地盤の液状化が発生する可能性のある場合には、地盤改良等の適切な対策が行われていること。

#### (3) 構造強度

市町村長は、次に従って、当該建築物がそれぞれの構造強度を満たすことを確認した上で、屋内避難施設を選定するものとする。なお、確認に当たっては、設計図書に加え、当該建築物の現状を調査するものとする。

昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築された建築物

昭和 56 年 6 月 1 日改正以降の建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)で定める基準を満たしかつ、用造係数( )1.25 及び当該地域に予想される地震動レベルを考慮した地震力(別添解釈参照)に対して設計された建築物又はこれと同等の耐震設計基準により設計された建築物

ただし、ピロティを有する建築物等構造的に整形ではない建築物又は経年劣化が進行している建築物については、 に掲げる構造強度を満たすことを確認するものとする。

昭和 56 年 6 月 1 日より前に建築された建築物

「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針」(平成 7 年建設省告示第 2089 号)で定める各階の構造耐震指標( s )及び保有水平耐力に係る指標( q )を、用途係数( l )1.25 及び当該地域に予想される地震動レベルを考慮して算出(別添解釈参照)することにより、



「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い」だけでなく、「大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている」程度の耐震性能があるものと判断された建築物又はこれと同等の耐震性能を有することが耐震診断により確認された建築物

(4) 非構造部材等の落下等に対する安全対策

市町村長は、避難施設の屋根、外壁、天井、内壁（間仕切を含む。）及び開口屈辱の非構造部材並びに照明及び情報関連機器等の設備機器を設計図書及び現況から個々に点検し、これらの損壊、移動、転倒又は落下等により人命の安全を損なうおそれがないこと、特に、出入口には直上に庇等の落下物対策が講じられていることを確認した上で、屋内避難施設を選定するものとする。

なお、当該施設内において、その一部の区域で非構造部材及び設備機器の落下等による危険性がある場合には、当該区域（以下「落下等の危険区域」という。）を原則として立入禁止等にした上で、屋内避難施設を選定することができるものとする。

また、損壊、移動、転倒又は落下等の可能性が高い非構造部材及び設備機器を別表に示す。

4 屋内避難施設管理規程の整備

市町村長は、屋内避難施設の選定に当たっては、施設の利用方法及び安全確保対策等について、あらかじめ施設管理者と協議するものとする。

市町村長は、この協議に基づき、非構造部材及び設備機器の落下及び火災発生等による危険性に対する対応並びに落下等の危険区域に係る対応等を内容とする「屋内避難施設管理規程」を施設ごとに整備するものとする。

施設管理者は、屋内避難施設の選定、維持及び運営等の面で、当該施設が安全かつ有効に活用できるように市町村長に協力するものとする。

5 住民等への説明

(1) 住民等への普及、啓発

市町村は、日頃から、避難対象地域内の住民等に対して、屋内避難の趣旨及び対象者、屋内避難施設の耐震性及び当該施設について講じている対策等の内容について周知徹底するとともに、これらの理解を深めるための普及、啓発を行うものとする。

(2) 避難者に対する説明

屋内避難の実施に当たっては、市町村は避難者に対して、速やかに上記(1)の内容について説明するとともに、避難生活用資機材の状況を明らかにするものとする。

別表：損壊、移動、転倒又は落下等の可能性の高い非構造部材及び設備機器

部 位 等	非構造部材及び設備機器の損壊、移動、転倒又は落下等の例
屋 根 、 屋 上	水槽等の屋上設置機器の損壊、移動、転倒
外 壁	モルタル（タイル）仕上（RC下地）の落下 ラスシートモルタル（S下地）の落下
天 井	ボード張り吊り天井（S下地）の落下
内 壁 、 間 仕 切	モルタル仕上（RC下地）の剥落 石膏ボード仕上間仕切の移動、転倒
開 口 部	はめころしパテ止めガラスの破損
照 明	吊下型照明（パイプ・チェーン・コード吊）天井付照明等の落下
情 報 関 連 機 器 （スピーカー、テレビ）	壁付型、棚置き型、吊り下げ型の落下
そ の 他	目視により危険性があると思われるもの

別添：「3(3)構造強度」の解釈について

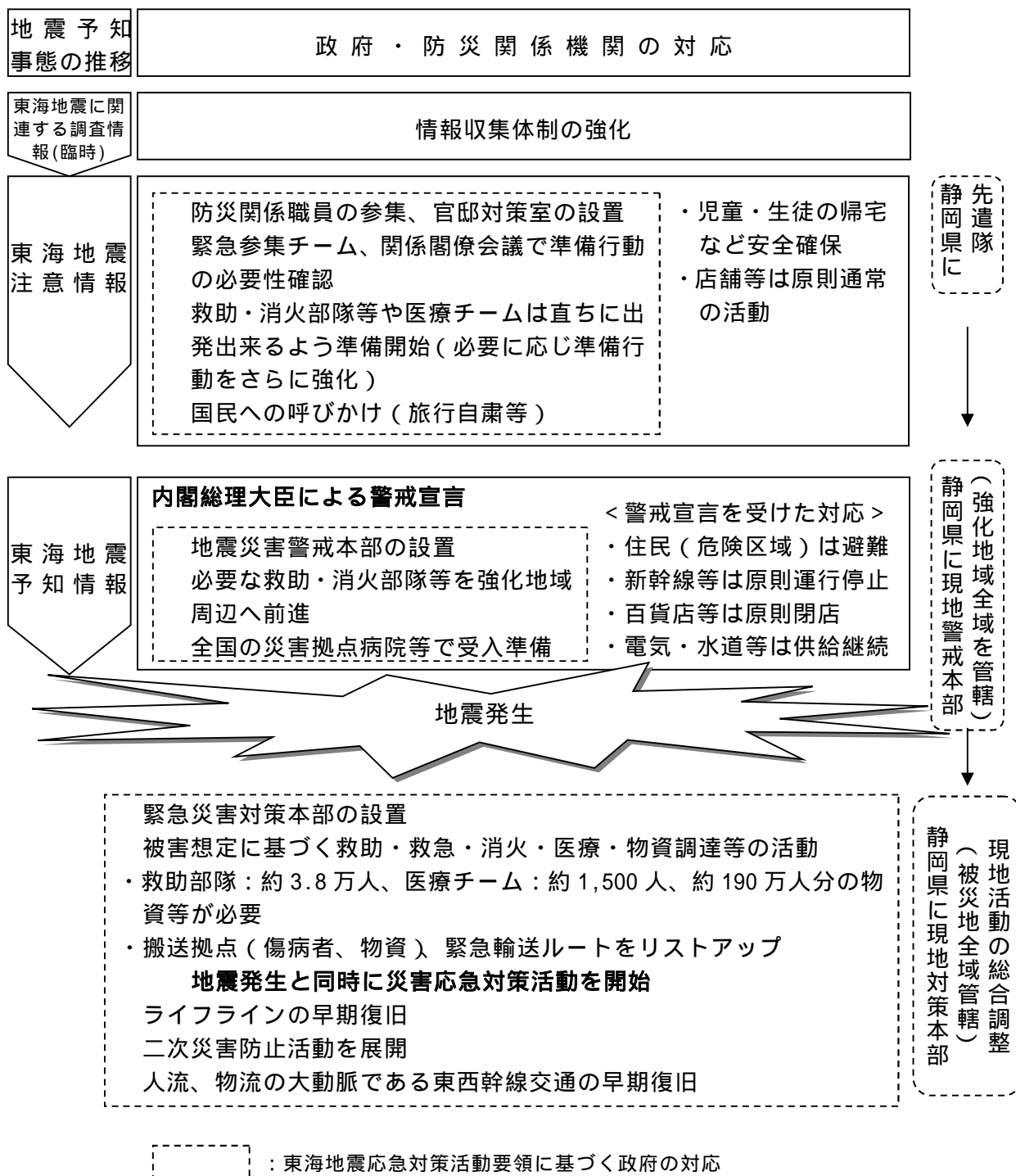
「3(3)構造強度」の 及び で定める「当該地域に予想される地震動レベル」とは、次の a ) 及び b ) に掲げる条件を満たすものとする。

a ) 建築基準法施行令第 88 条第 1 項の規定に基づき建設大臣が定める数値として、「建築基準法施行令に基づく Z の数値、 $R_t$  及び  $A_i$  を算出する方法並びに地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する基準」(昭和 55 年建設省告示第 1793 号)で定める Z (いわゆる「地域係数」。東海地震に係る地域では  $Z = 1.0$  と指定)を上回る数値を県が独自に定めている場合には、その数値とする。

b ) その他、予想される地震動レベルに応じて割増を考慮する必要があるものとして県が定めた数値がある場合には、その数値で割り増すものとする。

(注)長野県においては、県が独自に定めている基準はない。

資料 27-9 東海地震応急対策活動要領



出典：中央防災会議（平成 15 年 12 月 16 日）資料

# 南海トラフ地震臨時情報 発表時の対応

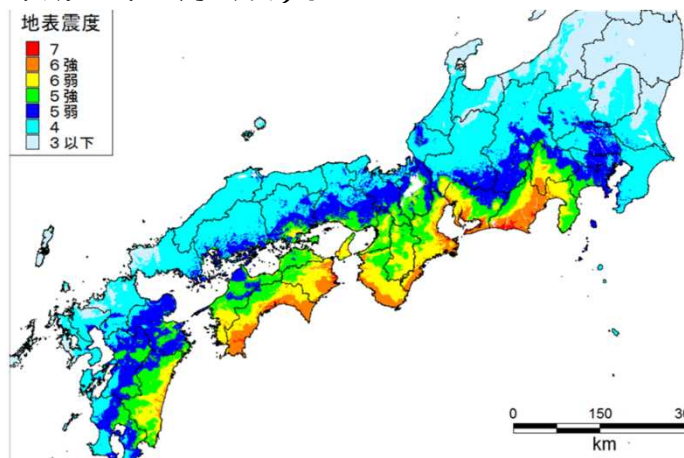
長野県危機管理防災課

# 1 被害想定

全国

引用：内閣府「南海トラフ巨大地震の被害想定（平成24年8月・平成25年3月公表）」

死者・行方不明者数	約33.2万人
全壊棟数	約250万棟
資産の被害額	約169.5兆円
経済活動への影響	約44.7兆円



東北地方太平洋沖地震と比較すると...

死者・行方不明者数  
全壊棟数

約17倍  
約18倍

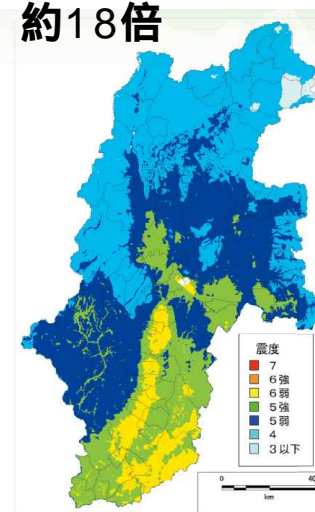
長野

引用：第3次長野県地震被害想定調査報告書

死者 約130～180人

全壊・焼失建物数 約2,200～2,300棟

下伊那、上伊那、諏訪 地域を中心に被害発生

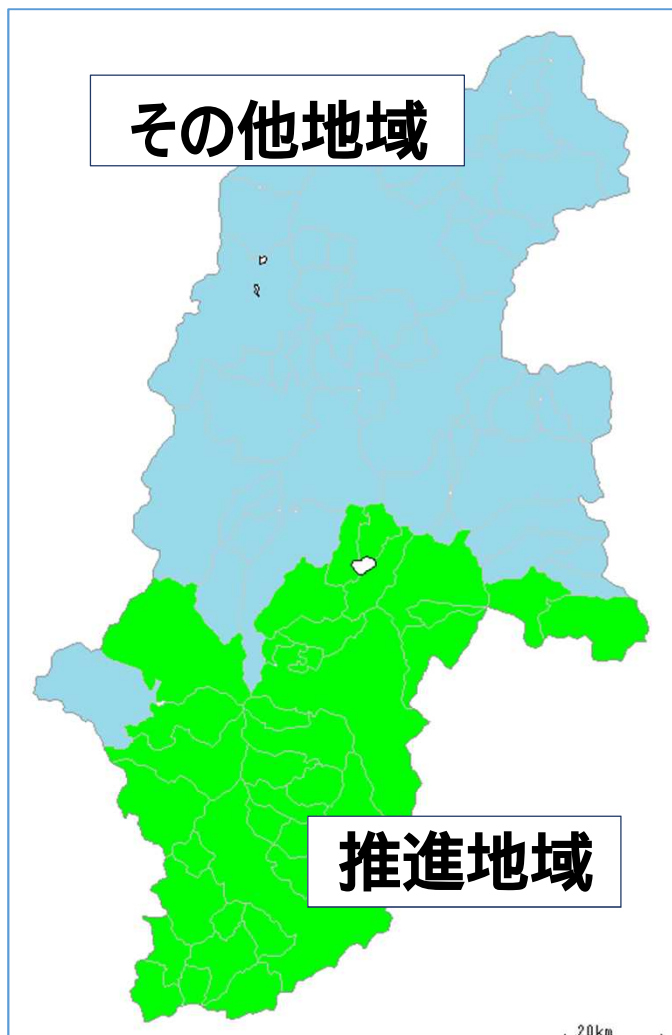


## 2 市町村別被害想定（人的）

市町村名	死者数	負傷者数	重傷者数	市町村名	死者数	負傷者数	重傷者数	市町村名	死者数	負傷者数	重傷者数
長野市	10	150	30	御代田町	*	10	*	上松町	*	*	*
松本市	*	100	40	立科町	*	10	*	南木曾町	*	*	*
上田市	10	130	30	青木村	*	*	*	木祖村	*	*	*
岡谷市	*	120	70	長和町	*	*	*	王滝村	*	*	*
飯田市	50	1280	710	下諏訪町	*	10	*	大桑村	*	*	*
諏訪市	*	210	90	富士見町	*	40	20	木曾町	*	10	*
須坂市	*	*	*	原村	*	20	10	麻績村	*	*	*
小諸市	*	30	10	辰野町	*	70	40	生坂村	*	*	*
伊那市	20	370	200	箕輪町	10	240	130	山形村	*	10	*
駒ヶ根市	*	240	120	飯島町	*	80	40	朝日村	*	*	*
中野市	*	*	*	南箕輪村	*	80	40	筑北村	*	*	*
大町市	*	30	10	中川村	*	50	30	池田町	*	10	*
飯山市	0	0	0	宮田村	*	30	10	松川村	*	10	*
茅野市	*	30	10	松川町	*	110	60	白馬村	*	*	*
塩尻市	*	30	20	高森町	*	100	60	小谷村	*	*	*
佐久市	*	80	20	阿南町	10	140	70	坂城町	*	10	*
千曲市	*	50	10	阿智村	*	60	20	小布施町	*	*	*
東御市	*	30	*	平谷村	*	10	*	高山村	*	*	*
安曇野市	*	70	10	根羽村	*	10	10	山ノ内町	0	0	0
小海町	*	*	*	下條村	*	90	40	木島平村	0	0	0
川上村	*	*	*	売木村	*	10	*	野沢温泉村	0	0	0
南牧村	*	*	*	天龍村	*	40	20	信濃町	0	0	0
南相木村	*	*	*	泰阜村	*	30	20	小川村	0	0	0
北相木村	*	*	*	喬木村	*	70	40	飯綱町	0	0	0
佐久穂町	*	10	*	豊丘村	*	90	50	栄村	0	0	0
軽井沢町	*	10	*	大鹿村	*	10	10	合計	180	4440	2110

被害最大ケースを想定。 はわずか。

### 3 長野県における推進地域の指定



南海トラフ地震特別措置法に基づき、  
震度6弱以上の揺れが想定される県内34市町村  
が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定

地域	市町村
佐久	川上村、南牧村
諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、
下伊那	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、
木曽	木曽町、上松町、南木曽町、大桑村

## 4 南海トラフ地震臨時情報 経過

---

- H29.9 国のWGが、東海地震で想定していたような確度の高い地震の予測は困難と結論。
- H30.12 国のWGが地震の発生が相対的に高まっているといった評価は可能であり、典型的な3つのケースについて、具体の防災対応の内容及び最も警戒する期間等の防災対応のあり方等を整理。
- H31.3 内閣府が「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を公表。
- R1.5 国の推進基本計画の変更に伴い、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」の運用を開始。



# 5 異常な現象 3つのケース

## 半割れ(大規模地震 **M8.0以上**)/被害甚大ケース

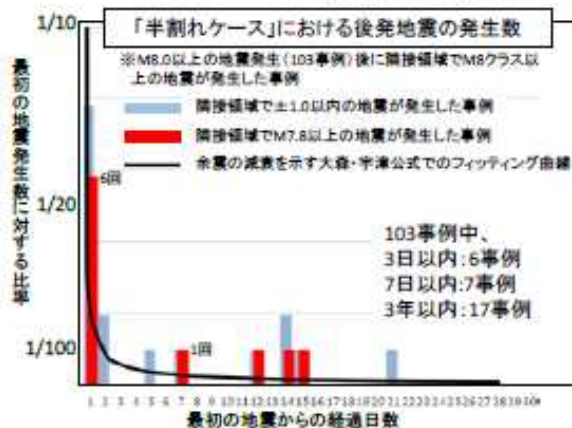
### <評価基準>

- ・南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合

南海トラフ東側で大規模地震(M8クラス)が発生



西側は連動するの?



7日以内に発生する頻度は  
十数回に1回程度  
(7事例/103事例)

**通常の100倍程度の確率**

※通常  
「30年以内に70~80%」の確率を7日以内に換算すると千回に1回程度

## 一部割れ(前震可能性地震 **M7.0以上**、**8.0未満**)/被害限定ケース

### <評価基準>

- ・南海トラフの想定震源域及びその周辺においてM7.0以上の地震が発生した場合(半割れケースの場合を除く)

南海トラフで地震(M7クラス)が発生



南海トラフの大規模地震の前震か?

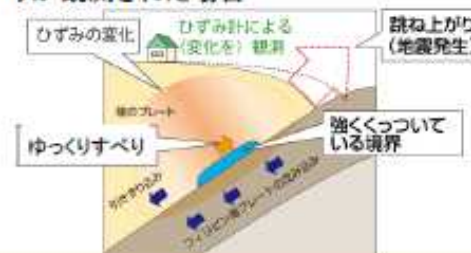
7日以内に発生する頻度は  
数百回に1回程度  
(6事例/1437事例)

**通常の数倍程度の確率**

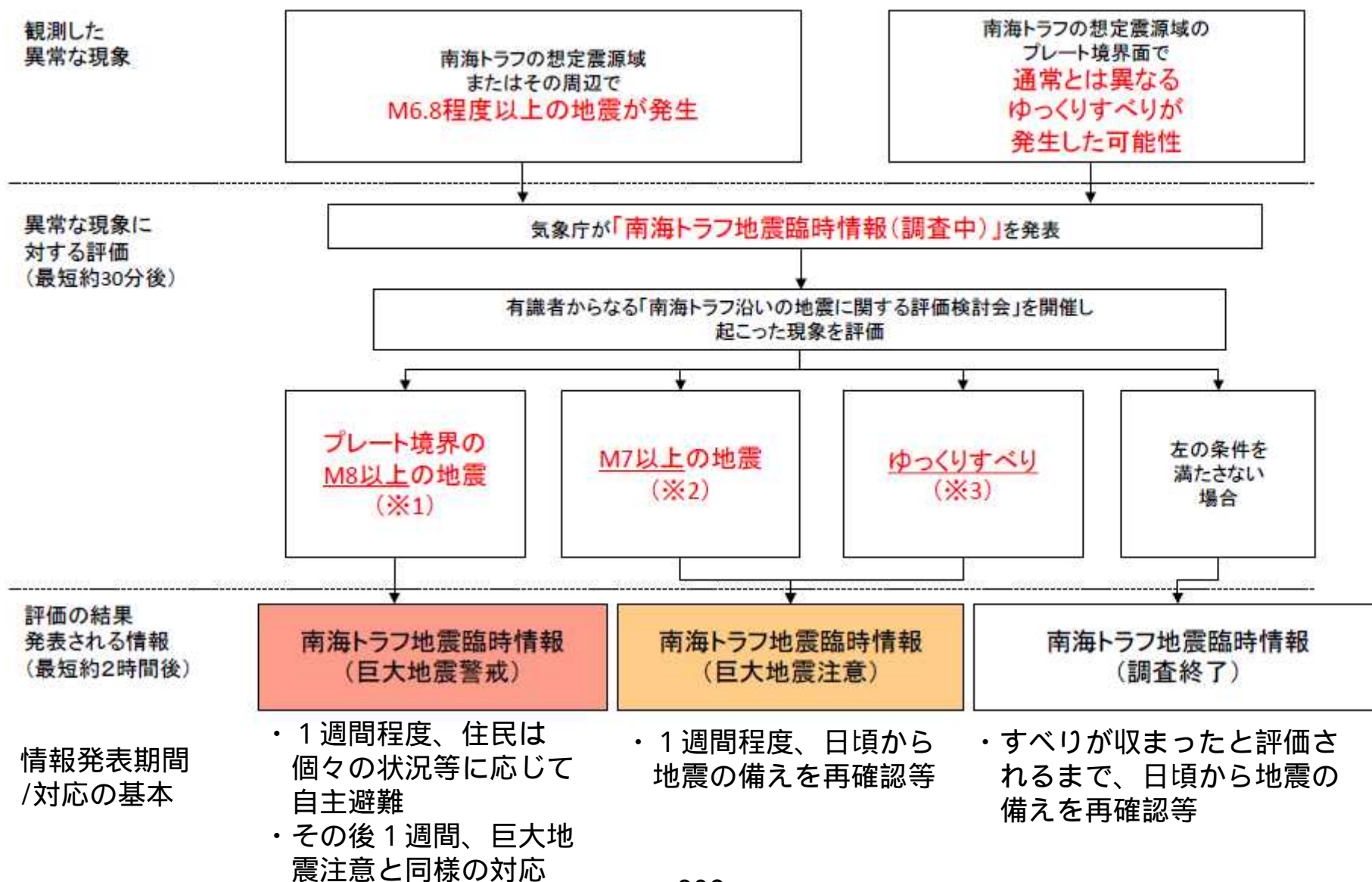
## ゆっくりすべり/被害なしケース

### <評価基準>

- ・ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合



# 6 南海トラフ地震臨時情報の伝達



# 7 臨時情報発表時の対応

国ガイドラインに基づき県・市町村は「南海トラフ地震臨時情報」発表時にとるべき防災対応を検討し、あらかじめ地域防災計画へ策定することとされた。

県ではR2.3に地域防災計画を改定し地震対策編第6章に「南海トラフ地震臨時情報の運用」を新設

第1節	総則	第7節	住民等の防災対応
第2節	南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制	第8節	企業等の防災対応
第3節	情報の収集伝達計画	第9節	防災関係機関のとるべき措置
第4節	広報計画	第10節	関係者との連携協力の確保
第5節	災害応急対策をとるべき期間等	第11節	地震防災上必要な教育及び広報活動計画
第6節	避難対策等		

# 8 地域防災計画主要内容 広報

県において住民向け問い合わせ窓口の設置 (第4節 第2 .1 (3))

県からの呼びかけ内容 (巨大地震警戒・注意共通)

		考え方	呼びけ内容
推進地域	県民	大きな揺れが予想されるため、被害を最小限にするための呼びかけを行う。	避難場所、安否確認方法、家具の固定、非常持出品の確認等の日頃からの地震への備えの再確認 高いところに物を置かない、すぐに避難できる準備等、できるだけ安全な防災行動をとる
	観光客等	地震に遭遇しても怪我をしないよう、注意点について呼びかけを行う。	上記に加え、 避難所の開設情報 交通状況の帰宅支援情報
その他	県民	地震に備えた行動を求めるが、揺れや被害が相対的に小さいことから、冷静な対応も併せて呼び掛ける。	冷静な行動 日頃からの地震への備えの再確認
	観光客等		震度の想定は5強以下であること地震発生時の注意点。交通状況

## 9 地域防災計画の内容 避難

巨大地震警戒の場合、以下のとおり避難の検討を促す。  
一律の避難指示等を行わない

	考え方	避難先
警戒区域 土砂災害	市町村は、住民と意見交換を行ないながら、身の安全を守る等の防災対応の事前検討を行い必要に応じて自主避難を行う。(第6節 第2.1) 要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促す(同上)	<u>知人宅や親類宅等が基本</u> <u>それが難しい住民に対しては避難所を開設</u>
その他	耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある住民に対しては、自主避難について、検討を促す(第6節 第2.2)	主に知人宅や親類宅等が基本

巨大地震注意の場合、原則避難は行わない



# 10 地域防災計画の内容 交通等

巨大地震警戒の場合、以下のとおり対応を行う

	対応
鉄道	安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施 (第9節第2.5(2))
道路	県及び市町村道は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意し、通行止め等道路管理上必要な措置を講ずる。(第9節第2.6(1))
その他	BCPの記載内容等日頃からの備えの再確認(第8節第2.5)

巨大地震注意の場合、BCPの記載内容等日頃からの備えの再確認

**資料27-11 気象庁震度階級関連解説表**

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

## ●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。



## ● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## ● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## ● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ <sup>1</sup> や液状化※ <sup>2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ <sup>3</sup> 。
7		

※<sup>1</sup> 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※<sup>2</sup> 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※<sup>3</sup> 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## ● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

## 資料28 - 1緊急確保路線(除雪)県

所名	種別	路線名	区 間				延長(km)	
			市町村名	簡 所 名	~	市町村名		簡 所 名
佐 久	一般国道	141号	南牧村	県境	~	南牧村	JR佐久甲州街道踏切	13.6
佐 久	一般国道	141号	南牧村	JR佐久甲州街道踏切	~	小海町	松原湖入口	5.8
佐 久	一般国道	141号	小海町	松原湖入口	~	佐久穂町	清水町	8.4
佐 久	一般国道	141号	佐久穂町	清水町	~	佐久穂町	宿岩 三条大橋入口	5.7
佐 久	一般国道	141号	佐久穂町	宿岩 三条大橋入口	~	佐久穂町	宿岩 佐久市境	0.2
佐 久	一般国道	141号	佐久穂町	宿岩 佐久市境	~	佐久市	城山北・下仁田白田線交点	1.6
佐 久	一般国道	141号	佐久市	城山北・下仁田白田線交点	~	佐久市	大沢下町交差点	2.1
計								37.4
佐久北部	一般国道	18号	軽井沢町	群馬県境	~	軽井沢町	古宿	7.3
佐久北部	一般国道	141号	佐久市	塩名田佐久線交点	~	小諸市	18号交点	5.6
佐久北部	一般国道	141号	佐久市	跡部142号交点	~	佐久市	塩名田佐久線交点	4.5
佐久北部	一般国道	141号	佐久市	大沢下町交差点	~	佐久市	跡部142号交点	2.7
佐久北部	一般国道	141号	小諸市	四ツ谷 18号交点	~	小諸市	西原 18号交点	4.7
佐久北部	一般国道	142号	佐久市	跡部	~	佐久市	上原猿久保線交点	6.1
佐久北部	一般国道	142号	佐久市	上原猿久保線交点	~	佐久市	立科町境	8.7
佐久北部	一般国道	142号	立科町	佐久市境	~	立科町	長和町境	5.0
佐久北部	一般国道	254号	佐久市	内山トンネル前	~	佐久市	中込 香坂中込線交点	12.6
佐久北部	一般国道	254号	佐久市	跡部141号交点	~	佐久市	香坂中込線交点	2.6
佐久北部	主要地方道	佐久軽井沢線	佐久市	岩村田相生町交差点	~	御代田町	18号交点	6.2
佐久北部	主要地方道	下仁田軽井沢線	軽井沢町	群馬県境	~	軽井沢町	18号交点	6.2
佐久北部	主要地方道	下仁田浅科線	佐久市	佐久軽井沢線・香坂中込線交点	~	小諸市	佐久小諸線交点	5.1
佐久北部	主要地方道	下仁田浅科線	小諸市	佐久小諸線交点	~	佐久市	142号交点	4.6
佐久北部	主要地方道	小諸上田線	小諸市	栃木	~	小諸市	東御市境	4.7
佐久北部	主要地方道	小諸軽井沢線	小諸市	小諸IC北 小諸上田線交点	~	小諸市	御代田町境	6.8
佐久北部	主要地方道	小諸軽井沢線	御代田町	小諸市境	~	軽井沢町	浅間サンライン入口 18号交点	5.6
佐久北部	主要地方道	松井田軽井沢線	軽井沢町	群馬県境	~	軽井沢町	下仁田軽井沢線交点	1.5
佐久北部	一般県道	東部望月線	東御市	立科小諸線交点	~	佐久市	18号交点	5.6
計								106.1
上 田	一般国道	141号	上田市	上堀	~	上田市	中央北	3.1
上 田	一般国道	142号	長和町	笠取峠	~	長和町	長久保交差点	4.3
上 田	一般国道	142号	長和町	長久保交差点	~	長和町	大和橋交差点	1.2
上 田	一般国道	142号	長和町	大和橋交差点	~	長和町	観音橋	11.4
上 田	一般国道	142号	長和町	落合	~	長和町	鍛冶足	1.7
上 田	一般国道	143号	青木村	(主)丸子信州新線交点(四房)	~	青木村	(主)丸子信州新線交点(役場前)	4.5
上 田	一般国道	143号	青木村	(主)丸子信州新線交点(役場前)	~	上田市	赤坂交差点	9.8
上 田	一般国道	143号	上田市	築地(築地バイパス)	~	上田市	下之条	1.9
上 田	一般国道	144号	上田市真田町	鳥居峠	~	上田市真田町	(国)406号交点	5.6
上 田	一般国道	144号	上田市真田町	(国)406号交点	~	上田市真田町	(主)真田東部線交点	3.9
上 田	一般国道	144号	上田市真田町	(主)真田東部線交点	~	上田市真田町	(一)下原大屋(停)交点	6.4
上 田	一般国道	144号	上田市真田町	(一)下原大屋(停)交点	~	上田市	(国)18号交点	4.1
上 田	一般国道	152号	長和町	大和橋交差点	~	長和町	大門峠	16.4
上 田	一般国道	152号	長和町	上田市境	~	長和町	長久保交差点	5.1
上 田	一般国道	152号	上田市	(主)美ヶ原公園沖線交点	~	上田市	長和町境	1.2
上 田	一般国道	152号	上田市	大屋駅前交差点	~	上田市	(主)美ヶ原公園沖線交点	9.3
上 田	一般国道	152号	上田市	(国)18号交点	~	上田市	大屋駅前交差点	0.5
上 田	一般国道	254号	上田市(丸子)	(国)152号交点	~	上田市(丸子)	山の神橋	13.0
上 田	一般国道	254号	上田市(丸子)	山の神橋	~	上田市(丸子)	三才山有料料金所	3.0
上 田	一般国道	406号	上田市真田町	須坂市境	~	上田市真田町	(国)144号交点	9.7
上 田	主要地方道	丸子信州新線	青木村	(国)143号(四房)	~	青木村	修那羅峠	2.1
上 田	主要地方道	上田丸子線	上田市	(国)18号交点	~	上田市	赤坂交差点	2.2
上 田	主要地方道	上田丸子線	上田市	赤坂交差点	~	上田市	平井寺有料料金所	7.1
上 田	主要地方道	上田丸子線	上田市	神畑交差点	~	上田市	下小鳥交差点	1.0
上 田	主要地方道	上田丸子線	上田市	築地(築地下之郷バイパス)	~	上田市	下之郷	3.3
上 田	主要地方道	長野上田線	上田市	赤坂交差点	~	上田市	上田橋左岸	1.2
上 田	主要地方道	長野上田線	上田市	下之条交差点	~	上田市	(主)上田丸子交点	2.6
上 田	主要地方道	長野上田線	上田市	上田橋	~	上田市	(国)141号交点	1.1
上 田	主要地方道	小諸上田線	東御市	小諸市境	~	東御市	栗林西交差点	7.6
上 田	主要地方道	丸子東部インター線	上田市(丸子)	(国)152号交点	~	東御市	市境	5.4
上 田	主要地方道	丸子東部インター線	東御市	市境	~	東御市	(主)真田東部線交点	3.9
上 田	一般県道	東部望月線	東御市	丸子東部インター線交点	~	東御市	(主)諏訪白樺湖小諸線交点	2.6
上 田	一般県道	東部望月線	東御市	(主)諏訪白樺湖小諸線交点	~	東御市	(一)立科小諸線交点	6.1
上 田	一般県道	荻窪丸子線	上田市(丸子)	新屋	~	上田市(丸子)	上丸子	3.5
計								165.8

## 資料28 - 1緊急確保路線(除雪)県

所名	種別	路線名	区 間				延長(km)	
			市町村名	簡 所 名	～ 市町村名	簡 所 名		
諏訪	一般国道	142号	下諏訪町	町屋敷	～	下諏訪町	大社通り	4.3
諏訪	一般国道	152号	茅野市	大門峠郡境	～	茅野市	芹ヶ沢	12.6
諏訪	一般国道	152号	茅野市	芹ヶ沢	～	茅野市	新井	0.9
諏訪	一般国道	152号	茅野市	新井	～	茅野市	堀	0.6
諏訪	一般国道	152号	茅野市	堀	～	茅野市	長倉	2.9
諏訪	一般国道	152号	茅野市	長倉	～	茅野市	鬼場	1.3
諏訪	一般国道	152号	茅野市	鬼場	～	茅野市	塚原	3.0
諏訪	一般国道	152号	茅野市	塚原	～	茅野市	高部東	1.6
諏訪	一般国道	152号	茅野市	高部東	～	茅野市	安国寺西	0.5
諏訪	一般国道	152号	茅野市	安国寺西	～	茅野市	伊那市境	7.7
諏訪	一般国道	299号	茅野市	湖東新井	～	茅野市	芹ヶ沢南交差点	0.7
諏訪	主要地方道	北杜富士見線	富士見町	山梨県境	～	富士見町	下蔦木	0.7
諏訪	主要地方道	岡谷(停)線	岡谷市	岡谷駅	～	岡谷市	本町一丁目	0.1
諏訪	主要地方道	下諏訪辰野線	岡谷市	湖北トンネル南	～	岡谷市	辰野町境	10.5
諏訪	主要地方道	岡谷茅野線	岡谷市	本町	～	岡谷市	天竜町3丁目	1.5
諏訪	主要地方道	岡谷茅野線	岡谷市	天竜橋	～	諏訪市	石舟渡	3.9
諏訪	主要地方道	岡谷茅野線	諏訪市	石舟渡	～	諏訪市	豊田小西	1.3
諏訪	主要地方道	岡谷茅野線	諏訪市	豊田小西	～	諏訪市	田辺	1.8
諏訪	主要地方道	岡谷茅野線	諏訪市	豊田小西	～	諏訪市	豊田有賀	0.2
諏訪	主要地方道	岡谷茅野線	諏訪市	高速下	～	諏訪市	神宮寺	0.7
諏訪	主要地方道	岡谷茅野線	諏訪市	神宮寺	～	諏訪市	茅野市境	0.7
諏訪	主要地方道	岡谷茅野線	茅野市	諏訪市境	～	茅野市	高部東	0.7
諏訪	主要地方道	岡谷茅野線	茅野市	安国寺西	～	茅野市	中河原	1.0
諏訪	主要地方道	茅野北杜葎崎線	茅野市	山寺上	～	茅野市	山田	4.5
諏訪	主要地方道	茅野北杜葎崎線	茅野市	山田	～	原村	柳沢	0.9
諏訪	主要地方道	茅野北杜葎崎線	原村	柳沢	～	原村	分杭	2.3
諏訪	主要地方道	茅野北杜葎崎線	原村	分杭	～	原村	白山	2.7
諏訪	主要地方道	茅野北杜葎崎線	原村	白山	～	富士見町	立沢	3.1
諏訪	主要地方道	茅野北杜葎崎線	富士見町	立沢	～	富士見町	乙事	3.1
諏訪	主要地方道	茅野北杜葎崎線	富士見町	乙事	～	富士見町	甲六橋	6.4
諏訪	主要地方道	諏訪辰野線	諏訪市	ヨツハ-ハ-交差点	～	諏訪市	石舟渡	3.0
諏訪	主要地方道	諏訪辰野線	諏訪市	豊田有賀	～	諏訪市	辰野町境	6.9
諏訪	主要地方道	諏訪南インター	富士見町	諏訪南インター	～	富士見町	(国)20号交点	1.2
諏訪	一般県道	岡谷下諏訪線	岡谷市	天竜町三丁目	～	岡谷市	下諏訪町境	2.2
諏訪	一般県道	岡谷下諏訪線	下諏訪町	岡谷市境	～	下諏訪町	高浜	2.4
諏訪	一般県道	立沢富士見線	富士見町	立沢	～	富士見町	落合	4.0
諏訪	一般県道	立沢富士見線	富士見町	落合	～	富士見町	富士見駅前	0.2
諏訪	一般県道	茅野(停)八子ヶ峰公園線	茅野市	茅野駅前(西口)	～	茅野市	茅野市役所西交差点	1.3
諏訪	一般県道	茅野(停)八子ヶ峰公園線	茅野市	鬼場	～	茅野市	国道152号交点	7.3
諏訪	一般県道	神ノ原青柳(停)線	原村	高速道上	～	茅野市	矢ノ口	1.8
諏訪	一般県道	払沢茅野線	茅野市	宮川坂室	～	茅野市	茅野駅西口	2.4
諏訪	一般県道	払沢茅野線	茅野市	茅野町北	～	茅野市	上原	0.3
諏訪	一般県道	乙事富士見線	富士見町	富里	～	富士見町	落合	0.2
諏訪	一般県道	乙事富士見線	富士見町	富士見駅前	～	富士見町	(国)20号交点	0.5
諏訪	一般県道	櫛川岡谷線	岡谷市	山下町二丁目	～	岡谷市	本町	0.8
諏訪	一般県道	払沢富士見線	原村	御射山	～	富士見町	諏訪南インター	1.3
諏訪	一般県道	諏訪湖四賀線	諏訪市	上川大橋	～	諏訪市	飯島	3.8
計								121.8
伊那	一般国道	152号	伊那市	杖突峠	～	伊那市	古屋敷	2.5
伊那	一般国道	152号	伊那市	古屋敷	～	伊那市	中村	10.9
伊那	一般国道	152号	伊那市	中村	～	伊那市	本町	5.4
伊那	一般国道	153号	中川村	南田島	～	飯島町	本郷	7.1
伊那	一般国道	153号	飯島町	本郷(伊南ハイパス)	～	飯島町	南割	3.2
伊那	一般国道	153号	飯島町	田切	～	駒ヶ根市	中田切	0.9
伊那	一般国道	153号	駒ヶ根市	中田切	～	駒ヶ根市	福岡	0.9
伊那	一般国道	153号	駒ヶ根市	福岡(伊南ハイパス)	～	駒ヶ根市	北の原	4.4
伊那	一般国道	153号	駒ヶ根市	北の原	～	伊那市	赤木	3.3
伊那	一般国道	153号	伊那市	赤木	～	南箕輪村	神子柴	10.5
伊那	一般国道	153号	南箕輪村	神子柴	～	箕輪町	追分	13.4
伊那	一般国道	153号	箕輪町	追分	～	辰野町	高畑	7.1
伊那	一般国道	153号	辰野町	高畑	～	辰野町	小野	7.6
伊那	一般国道	153号	伊那市	福島(箕輪ハイパス)	～	箕輪町	沢上	10.1
伊那	一般国道	361号	南箕輪村	権兵衛トンネル	～	南箕輪村	沢尻	7.7
伊那	一般国道	361号	伊那市	入舟	～	伊那市	笠原入口	6.7
伊那	一般国道	361号	伊那市	笠原入口	～	伊那市	本町	2.5

## 資料28 - 1緊急確保路線(除雪)県

所名	種別	路線名	区 間				延長(km)	
			市町村名	簡 所 名	~	市町村名		簡 所 名
伊 那	主要地方道	下諏訪辰野線	辰野町	上平出	~	辰野町	宮木	5.1
伊 那	主要地方道	飯島飯田線	飯島町	高遠原	~	飯島町	与田切	5.4
伊 那	主要地方道	伊那辰野(停)線	伊那市	中央区	~	伊那市	福島	5.3
伊 那	主要地方道	伊那辰野(停)線	箕輪町	宮下	~	辰野町	辰野駅	5.4
伊 那	主要地方道	諏訪辰野線	辰野町	上野	~	辰野町	平出	4.5
伊 那	主要地方道	駒ヶ根駒ヶ岳公園線	駒ヶ根市	北町	~	駒ヶ根市	北割	2.2
伊 那	主要地方道	伊那インター線	南箕輪村	伊那インター	~	伊那市	御園	2.8
伊 那	主要地方道	伊那箕輪線	伊那市	川北南	~	南箕輪村	沢尻	0.4
伊 那	主要地方道	伊那箕輪線	南箕輪村	沢尻	~	伊那市	駒美	0.9
伊 那	主要地方道	伊那箕輪線	伊那市	駒美	~	箕輪町	沢上	8.8
伊 那	主要地方道	伊那生田飯田線	中川村	坂戸	~	中川村	渡場	4.4
伊 那	一般県道	伊那インター西箕輪線	南箕輪村	伊那インター	~	伊那市	西箕輪	2.2
伊 那	一般県道	大草坂戸線	中川村	大草	~	中川村	坂戸	0.5
計								152.1
飯 田	一般国道	153号	松川町	新井(松川IC大鹿線交点)	~	松川町	上伊那郡界	2.1
飯 田	一般国道	153号	高森町	山吹(市ノ沢山吹(停)線交点)	~	松川町	新井(松川IC大鹿線交点)	2.3
飯 田	一般国道	153号	高森町	下平	~	高森町	山吹(市ノ沢山吹(停)線交点)	1.1
飯 田	一般国道	153号	高森町	吉田(市田(停)線交点)	~	高森町	下平	3.0
飯 田	一般国道	153号	高森町	飯田市境	~	高森町	吉田(市田(停)線交点)	2.1
飯 田	一般国道	153号	飯田市	北条交差点	~	飯田市	高森町境	2.0
飯 田	一般国道	153号	飯田市	永代橋	~	飯田市	北条交差点	2.2
飯 田	一般国道	153号	飯田市	東鼎(151号交点及び高架橋分界点)	~	飯田市	永代橋	1.2
飯 田	一般国道	256号	阿智村	木曾郡界(旧道含む)	~	阿智村	上清内路	4.3
飯 田	一般国道	256号	阿智村	上清内路	~	阿智村	清水場(園原清内路線終点)	0.7
飯 田	一般国道	256号	阿智村	清水場(園原清内路線終点)	~	阿智村	下清内路	2.4
飯 田	一般国道	256号	阿智村	下清内路	~	阿智村	昼神(園原インター線終点)	5.1
飯 田	一般国道	256号	阿智村	昼神(園原インター線終点)	~	阿智村	阿智大橋(153号交点)	2.0
飯 田	主要地方道	飯島飯田線	松川町	上伊那郡界	~	松川町	町道幹道 期線交点	0.8
飯 田	主要地方道	松川インター大鹿線	松川町	起点松川IC入口	~	松川町	元大島	2.4
飯 田	主要地方道	松川インター大鹿線	松川町	元大島	~	松川町	新井(153号交点)	1.2
飯 田	主要地方道	松川インター大鹿線	松川町	新井(153号交点)	~	松川町	下小松川橋(伊那生田飯田交点)	1.3
飯 田	主要地方道	伊那生田飯田線	松川町	下小松川橋(松川インター大鹿線交点)	~	中川村	渡場(松川インター大鹿線交点)	0.4
計								36.6
木 曾	一般国道	256号	南木曾町	19号交差点	~	南木曾町	幸助	10.5
木 曾	一般国道	256号	南木曾町	幸助	~	南木曾町	清内路峠	4.4
木 曾	一般国道	361号	木曾町	開田高原 長峰峠	~	木曾町	19号交差点	32.8
木 曾	一般国道	361号	木曾町	19号交差点	~	南箕輪村	権兵衛トンネル	9.7
木 曾	主要地方道	奈川木祖線	木祖村	境峠	~	木祖村	藪原	14.4
木 曾	主要地方道	開田三岳福島線	木曾町	福島 元橋	~	木曾町	三岳 荻ノ島	9.9
木 曾	一般県道	御岳王滝黒沢線	王滝村	大又	~	木曾町	三岳 黒沢	15.1
計								96.8

## 資料28 - 1緊急確保路線(除雪)県

所名	種別	路線名	区 間				延長(km)
			市町村名	簡 所 名	~ 市町村名	簡 所 名	
松 本	一般国道	158号	松本市安曇	安房峠1号カーブ	~ 松本市安曇	奈川渡ダム	15.4
松 本	一般国道	158号	松本市安曇	奈川渡ダム	~ 松本市安曇	稲核橋	7.7
松 本	一般国道	158号	松本市安曇	稲核橋	~ 松本市安曇	新測橋	4.4
松 本	一般国道	403号	麻績村	猿ヶ馬場	~ 麻績村	本町	5.2
松 本	一般国道	403号	麻績村	本町	~ 麻績村	中島橋	5.5
松 本	一般国道	143号	松本市	渚	~ 松本市	岡田神社	5.8
松 本	一般国道	143号	松本市	岡田神社	~ 安曇野市	大口沢	4.5
松 本	一般国道	143号	安曇野市	大口沢	~ 松本市四賀	大門	4.3
松 本	一般国道	143号	松本市四賀	大門	~ 松本市四賀	中川	5.8
松 本	一般国道	147号	松本市	アルプス大橋	~ 松本市	平瀬橋	1.0
松 本	一般国道	153号	塩尻市	北小野	~ 塩尻市	大門	8.5
松 本	一般国道	153号	塩尻市	大門	~ 塩尻市	高出交差点	1.0
松 本	一般国道	158号	波田町	新淵橋	~ 松本市	新村	9.8
松 本	一般国道	158号	松本市	新村	~ 松本市	渚	5.2
松 本	一般国道	254号	松本市	料金所口	~ 松本市	平瀬橋	1.2
松 本	一般国道	403号	筑北村	中島橋	~ 筑北村	高速道路下	6.3
松 本	一般国道	403号	筑北村	高速道路下	~ 筑北村	矢越トンネル	1.8
松 本	主要地方道	丸子信州新線	麻績村	本町	~ 麻績村	高速道路下	1.0
松 本	主要地方道	丸子信州新線	麻績村	高速道路下	~ 筑北村	修羽羅峠	8.6
松 本	主要地方道	松本塩尻線	松本市	開成中学北交差点	~ 塩尻市	日ノ出町交差点	13.7
松 本	主要地方道	松本環状高家線	松本市	梓橋	~ 松本市	アルプス大橋	2.8
松 本	主要地方道	松本環状高家線	松本市梓川	倭橋	~ 松本市梓川	梓川倭	1.0
松 本	主要地方道	松本環状高家線	松本市	村井	~ 松本市	倭橋	10.7
松 本	主要地方道	松本空港塩尻北インター線	松本市	小俣交差点	~ 塩尻市	塩尻インター西交差点	1.3
松 本	一般県道	会田西条(停)線	松本市四賀	会田口	~ 松本市四賀	中川橋	3.7
松 本	一般県道	会田西条(停)線	松本市四賀	中川橋	~ 松本市四賀	風越トンネル	4.0
松 本	一般県道	会田西条(停)線	筑北村	風越トンネル	~ 筑北村	宮の前	4.1
松 本	一般県道	矢室明科線	松本市四賀	会田口	~ 松本市四賀	市界	4.0
松 本	一般県道	土合松本線	松本市	今井小学校西交差点	~ 松本市	今井交差点	0.4
松 本	一般県道	新田松本線	松本市	島立南乗交差点	~ 松本市	町区東交差点	2.3
松 本	一般県道	御馬越塩尻(停)線	塩尻市	桔梗ヶ原交差点	~ 塩尻市	塩尻駅南交差点	1.7
松 本	一般県道	倭北松本(停)線	松本市	島内高松交差点	~ 松本市	小宮交差点	0.5
松 本	一般県道	塩尻(停)線	塩尻市	塩尻駅(起点)	~ 塩尻市	下大門(終点)	1.1
計							154.3
安曇野	一般国道	147号	安曇野市	松川村界	~ 安曇野市	常盤町	5.0
安曇野	一般国道	147号	安曇野市	常盤町	~ 安曇野市	柏矢町	2.5
安曇野	一般国道	147号	安曇野市	柏矢町	~ 安曇野市	アルプス大橋西	7.6
安曇野	一般国道	403号	安曇野市	矢越トンネル	~ 安曇野市	木戸	6.7
安曇野	主要地方道	塩尻鍋割穂高線	安曇野市	松本市界	~ 安曇野市	三田(田多井中萱豊科線交点)	5.5
安曇野	主要地方道	塩尻鍋割穂高線	安曇野市	三田(田多井中萱豊科線交点)	~ 安曇野市	公園入口	3.5
安曇野	主要地方道	塩尻鍋割穂高線	安曇野市	公園入口	~ 安曇野市	宮城(有明大町線交点)	6.4
安曇野	主要地方道	塩尻鍋割穂高線	安曇野市	宮城(有明大町線交点)	~ 安曇野市	北穂高(147号交点)	5.8
安曇野	主要地方道	大町明科線	安曇野市	池田町界	~ 安曇野市	塔ノ原(19号交点)	3.4
安曇野	主要地方道	安曇野インター堀金線	安曇野市	大口沢(143号交点)	~ 安曇野市	田沢北(19号交点)	2.7
安曇野	主要地方道	安曇野インター堀金線	安曇野市	田沢(19号交点)	~ 安曇野市	成相(147号交点)	3.8
安曇野	主要地方道	安曇野インター堀金線	安曇野市	成相(147号交点)	~ 安曇野市	田多井(塩尻鍋割穂高線交点)	5.3
安曇野	主要地方道	穂高明科線	安曇野市	常盤町(147号交点)	~ 安曇野市	安曇橋	1.8
安曇野	主要地方道	穂高明科線	安曇野市	安曇橋	~ 安曇野市	押野(大町明科線交点)	0.8
安曇野	一般県道	梓橋田沢(停)線	安曇野市	捨ヶ堰橋北	~ 安曇野市	梓橋駅前	4.0
安曇野	一般県道	大野田梓橋(停)線	安曇野市	梓橋駅前	~ 安曇野市	梓橋	0.1
安曇野	一般県道	小岩岳穂高(停)線	安曇野市	富士尾沢(塩尻鍋割穂高線交点)	~ 安曇野市	穂高駅前	4.3
安曇野	一般県道	矢室明科線	安曇野市	松本市界	~ 安曇野市	東栄町(19号交点)	2.8
安曇野	一般県道	柏矢町田沢(停)線	安曇野市	柏矢町(147号交点)	~ 安曇野市	安曇野IC(安曇野インター堀金線交点)	4.7
安曇野	一般県道	中堀一日市場(停)線	安曇野市	住吉	~ 安曇野市	温	2.3
安曇野	一般県道	豊科大天井岳線	安曇野市	新田(147号交点)	~ 安曇野市	北海道(塩尻鍋割穂高線交点)	5.3
計							84.3

## 資料28 - 1緊急確保路線(除雪)県

所名	種別	路線名	区 間				延長(km)	
			市町村名	箇所名	~	市町村名		箇所名
大 町	一般国道	147号	大町市	高瀬上橋	~	松川村	穂高境	11.6
大 町	一般国道	147号	大町市	大黒町	~	大町市	高瀬上橋	3.7
大 町	一般国道	148号	大町市	南借馬	~	大町市	海ノ口	5.3
大 町	一般国道	148号	大町市	海ノ口	~	大町市	築場北	1.5
大 町	一般国道	148号	大町市	築場北	~	大町市	新佐野坂トンネル	5.9
大 町	一般国道	148号	大町市	新佐野坂トンネル	~	白馬村	佐野	1.8
大 町	一般国道	148号	白馬村	佐野	~	白馬村	楠川大橋	10.7
大 町	一般国道	148号	白馬村	楠川大橋	~	白馬村	立の間	1.1
大 町	一般国道	148号	白馬村	立の間	~	白馬村	小谷村境	1.2
大 町	一般国道	148号	小谷村	白馬村境	~	小谷村	外沢	11.9
大 町	一般国道	148号	小谷村	外沢	~	小谷村	新潟県境	5.4
大 町	一般国道	148号	大町市	不二塚町	~	大町市	南借馬	1.1
大 町	主要地方道	長野大町線	大町市	小川村境	~	大町市	美麻青具	3.7
大 町	主要地方道	長野大町線	大町市	美麻青具	~	大町市	大黒町	13.2
大 町	主要地方道	白馬美麻線	白馬村	飯森	~	白馬村	堀の内	4.8
大 町	主要地方道	白馬美麻線	白馬村	堀の内	~	大町市	美麻青具	4.8
大 町	主要地方道	大町明科線	大町市	旭町	~	大町市	池田町境	6.3
大 町	主要地方道	大町明科線	池田町	大町市境	~	池田町	安曇野市明科境	8.6
大 町	一般県道	有明大町線	松川村	穂高町境(高瀬川右岸道路)	~	松川村	大町市境	7.0
大 町	一般県道	有明大町線	大町市	松川村境(高瀬川右岸道路)	~	大町市	上一本木	4.8
大 町	一般県道	千国北城線	小谷村	松沢	~	白馬村	落倉	1.0
大 町	一般県道	信濃大町(停)線	大町市	仁科町交差点	~	大町市	大黒町	1.4
計								116.8
千 曲	一般国道	403号	千曲市	長野市境	~	千曲市	稲荷山	6.0
千 曲	一般国道	403号	千曲市	稲荷山	~	千曲市	大池	7.4
千 曲	一般国道	403号	千曲市	大池	~	千曲市	麻績村境	5.4
千 曲	主要地方道	大町麻績インター千曲線	千曲市	18号交点	~	千曲市	旧上山田境	1.4
千 曲	主要地方道	大町麻績インター千曲線	千曲市	旧戸倉町境	~	千曲市	女沢橋	1.7
千 曲	主要地方道	長野上田線	千曲市	長野市境	~	千曲市	八幡辻	3.1
千 曲	主要地方道	長野上田線	千曲市	八幡辻	~	千曲市	大正橋西	4.9
千 曲	主要地方道	長野上田線	千曲市	女沢橋	~	坂城町	上五明	3.1
千 曲	主要地方道	長野上田線	坂城町	上五明	~	坂城町	鼠橋西	3.3
千 曲	主要地方道	坂城インター線	坂城町	18号交点	~	坂城町	インター下	1.4
千 曲	一般県道	上室賀坂城(停)線	坂城町	上五明	~	坂城町	18号交点	1.7
千 曲	一般県道	戸倉(停)線	千曲市	戸倉駅	~	千曲市	18号交点	0.1
千 曲	一般県道	屋代(停)線	千曲市	屋代駅	~	千曲市	小島	0.1
千 曲	一般県道	姨捨(停)線	千曲市	八幡辻	~	千曲市	18号交点	2.4
千 曲	一般県道	白石千曲線	千曲市	403号交点	~	千曲市	18号交点	1.1
千 曲	一般県道	聖高原千曲線	千曲市	温泉	~	千曲市	18号交点	1.2
計								44.3
須 坂	一般国道	403号	小布施町	殿橋	~	須坂市	松川橋	4.5
須 坂	一般国道	403号	須坂市	松川橋	~	須坂市	横町中央	4.2
須 坂	一般国道	403号	須坂市	横町中央	~	長野市	境	4.5
須 坂	一般国道	406号	須坂市	村山	~	須坂市	上中町	3.5
須 坂	一般国道	406号	須坂市	仁礼町	~	上田市	境	11.4
須 坂	主要地方道	豊野南志賀公園線	長野市	境	~	小布施町	上町	3.3
須 坂	主要地方道	豊野南志賀公園線	須坂市	松川団地入口	~	高山村	中原	5.4
須 坂	主要地方道	長野須坂インター線	須坂市	屋島橋	~	須坂市	仁礼町	6.6
須 坂	主要地方道	須坂中野線	須坂市	上中町	~	高山村	荒井原	4.5
須 坂	主要地方道	須坂中野線	高山村	荒井原	~	高山村	中原	2.4
須 坂	一般県道	村山小布施(停)線	須坂市	村山	~	小布施町	矢島沖	11.4
須 坂	一般県道	村山綿内(停)線	須坂市	村山	~	須坂市	福島	2.8
計								64.5



資料28 - 1緊急確保路線(除雪)県

所名	種別	路線名	区 間				延長(km)	
			市町村名	簡 所 名	~ 市町村名	簡 所 名		
長野	一般国道	117号	長野市	岡田(国道19号交点)	~	長野市	青木島(長野上田交点)	2.8
長野	一般国道	117号	長野市	青木島(長野上田交点)	~	長野市	下水飽(長野真田交点)	0.6
長野	一般国道	117号	長野市豊野	浅野(国道18号交点)	~	長野市豊野	蟹沢(旧豊田村界)	2.8
長野	一般国道	403号	長野市	若穂(須坂市界)	~	長野市	若穂(古屋)	3.1
長野	一般国道	403号	長野市	若穂(古屋)	~	長野市	大室(関崎橋右岸)	3.2
長野	一般国道	403号	長野市	大室(関崎橋右岸)	~	長野市	上高相(長野真田線交点)	5.9
長野	一般国道	403号	長野市	上高相(長野真田線交点)	~	長野市	岩野(千曲市界)	4.0
長野	一般国道	406号	長野市鬼無里	町(信号)	~	長野市戸隠	追通(栃原北郷信濃交点)	4.2
長野	一般国道	406号	長野市戸隠	追通(栃原北郷信濃交点)	~	長野市	西長野(長野豊野交点)	15.6
長野	一般国道	406号	長野市	西長野(長野豊野交点)	~	須坂市	村山(村山橋右岸)	5.5
長野	主要地方道	長野大町線	長野市	白馬長野有料道路(バイパス)	~	小川村	大町市界	10.5
長野	主要地方道	長野(停)線	長野市	長野駅前	~	長野市	新田町(国道19号交点)	0.7
長野	主要地方道	長野菅平線	長野市	中央通り(かるかや前)	~	長野市	緑町(長野大通り)	0.6
長野	主要地方道	長野菅平線	長野市	緑町(長野大通り)	~	長野市	七瀬	0.6
長野	主要地方道	長野菅平線	長野市	七瀬	~	長野市	牛島(落合橋右岸)	5.3
長野	主要地方道	長野真田線	長野市	下水飽(国道117号交点)	~	長野市	荒神町	5.4
長野	主要地方道	長野須坂インター線	長野市	七瀬(長野菅平交点)	~	長野市	屋島橋右岸(須坂市界)	5.6
長野	主要地方道	長野荒瀬原線	長野市	徳間(クロサキ前)	~	飯綱町牟礼	牟礼(野村上牟礼(停)交点)	11.8
長野	主要地方道	長野上田線	長野市	青木島(国117号交点)	~	長野市	塩崎(千曲市界)	14.8
長野	主要地方道	豊野南志賀公園線	長野市	豊野交差点(国道18号交点)	~	長野市	小布施橋左岸(小布施町界)	0.4
長野	主要地方道	飯山妙高高原線	飯綱町	浦井(中野市界)	~	信濃町	水穴(水穴古間(停)線交点)	1.6
長野	一般県道	水穴古間(停)線	信濃町	水穴(飯山妙高高原交点)	~	信濃町	富野(古間(停)野尻交点)	1.3
長野	一般県道	古間(停)野尻線	信濃町	古間(停)野尻線	~	信濃町	諏訪ノ原(町道交点)	0.6
長野	一般県道	古間(停)線	信濃町	東町(古間(停)野尻交点)	~	信濃町	古間(国道18号交点)	1.6
長野	一般県道	三才大豆島中御所線	長野市	大豆島(国道18号交点)	~	長野市	大豆島(長野菅平交点)	3.2
長野	一般県道	三才大豆島中御所線	長野市	上千田(国道18号交点)	~	長野市	荒木(国道117号交点)	1.7
長野	一般県道	三才大豆島中御所線	長野市	大豆島(五輪大橋)	~	長野市	真島(国道18号交点)	3.5
長野	一般県道	長野(停)岡田線	長野市	末広町(長野(停)交点)	~	長野市	岡田町(国道19号交点)	0.4
計								117.3
北信(中野)	一般国道	292号	山ノ内町	上林	~	中野市	七瀬ランプ	13.3
北信(中野)	一般国道	292号	中野市	七瀬ランプ	~	中野市	古牧橋	5.8
北信(中野)	一般国道	403号	山ノ内町	落合橋	~	山ノ内町	白沢川橋	1.7
北信(中野)	一般国道	403号	山ノ内町	白沢川橋	~	山ノ内町	夜間瀬橋	8.1
北信(中野)	一般国道	403号	山ノ内町	夜間瀬橋	~	中野市	栗和田合流	1.1
北信(中野)	一般国道	403号	中野市	七瀬	~	中野市	殿橋	4.1
北信(中野)	一般国道	117号	中野市	豊田飯山IC	~	中野市	豊田大橋	8.1
北信(中野)	一般国道	117号	中野市	飯山市境	~	中野市	替佐	4.2
北信(中野)	主要地方道	中野豊野線	中野市	新井	~	豊野町	蟹沢	6.8
北信(中野)	主要地方道	中野豊野線	中野市	栗林ランプ	~	中野市	中野IC	2.8
北信(中野)	主要地方道	飯山妙高高原線	中野市	豊田飯山IC	~	中野市	飯綱町境	5.2
計								61.2
北信(飯山)	一般国道	117号	中野市(豊田)	豊田飯山IC	~	飯山市	北畑南	5.5
北信(飯山)	一般国道	117号	飯山市	古牧橋北	~	飯山市	伍位野	0.6
北信(飯山)	一般国道	117号	飯山市	北畑南	~	飯山市	柏尾	9.0
北信(飯山)	一般国道	403号	飯山市	中央橋	~	飯山市		0.4
北信(飯山)	一般国道	292号	飯山市	有尾	~	飯山市	大川トンネル	5.9
北信(飯山)	一般国道	292号	飯山市	大川トンネル	~	飯山市	県界	5.5
北信(飯山)	一般国道	117号	野沢温泉村	市川橋	~	野沢温泉村	東大滝橋西	3.7
北信(飯山)	一般国道	403号	木島平村	大橋	~	木島平村	落合橋	3.5
北信(飯山)	一般国道	117号	野沢温泉村	東大滝橋西	~	栄村	横倉トンネル入口	4.9
北信(飯山)	一般国道	117号	栄村	横倉トンネル入口	~	栄村	県界	4.4
北信(飯山)	一般国道	403号	飯山市	野坂田	~	木島平村	大橋	2.5
北信(飯山)	一般国道	117号	飯山市	柏尾	~	野沢温泉村	市川橋	8.6
北信(飯山)	主要地方道	飯山斑尾新井線	飯山市	福寿町	~	飯山市	大川入口	5.9
北信(飯山)	主要地方道	飯山野沢温泉線	飯山市	関沢	~	野沢温泉村	横落	5.1
北信(飯山)	主要地方道	飯山野沢温泉線	飯山市	綱切橋	~	木島平村	樽川橋	3.9
北信(飯山)	主要地方道	飯山野沢温泉線	飯山市	樽川橋	~	飯山市	関沢	3.9
北信(飯山)	主要地方道	飯山斑尾新井線	飯山市	大川入口	~	飯山市	県界	4.7
北信(飯山)	一般県道	飯山新井線	飯山市	下水沢	~	飯山市	顔戸	3.3
北信(飯山)	一般県道	菅根藤ノ木線	飯山市	顔戸	~	飯山市	藤ノ木	3.8
北信(飯山)	一般県道	中野飯山線	飯山市	市界	~	飯山市	綱切橋東詰	0.3
計								85.4
合 計		112路線						1,444.7

## 資料28-1 緊急確保路線（除雪）

### 1 国（国土交通省、長野、飯田国道事務所）

路線名	除 雪 区 分	延長 (km)	摘 要
18号	群馬県境～新潟県境（B P含む・道路公団管理分を除く）	123.5	長野国道
19号	塩尻市～長野市（長野南B P含む）	93.9	〃
19号	岐阜県境～塩尻市	82.7	飯田国道
20号	山梨県境～塩尻市（諏訪B P含む）	55.1	長野国道
141号	小諸市内	4.2	〃
153号	愛知県境～飯田市	49.1	飯田国道
計	5路線	408.5	

## 資料28-2 指定雪量測定点及び警戒積雪深

路線名	警戒積雪深
上水内郡信濃町柏原	165cm
長野市大字南長野 長野建設事務所	30cm
上田市真田町長	90cm
北安曇郡白馬村北城 白馬村役場	150cm
木曽郡木祖村藪原 木祖小学校	20cm

資料 28-3 豪雪地帯市町村及び特別豪雪地帯市町村

所 管 地域振興局	豪雪地帯市町村（法第 2 条第 1 項） 昭和 38 年 10 月 30 日指定		特別豪雪地帯市町村(法第 2 条第 2 項)	
	市町村名	備 考	該当	指 定 年 月 日
上 小	上 田 市	旧丸子町、旧武石村、旧塩田町、 旧川西村を除いた地域		
下 伊 那	飯 田 市	旧南信濃村の地域		
松 本	松 本 市	旧安曇村の地域		
	安曇野市	旧穂高町、旧堀金村の地域		
北 安 曇	大 町 市	旧八坂村を除いた地域		
	松 川 村			
	白 馬 村			昭和 48.4.10
	小 谷 村			昭和 46.9.27
長 野	長 野 市	旧篠ノ井市、旧川中島町、旧信 更村、旧更北村、旧松代町を除 いた地域		昭和 48.4.10 旧鬼無里村の地域 昭和 51.4.9 旧戸隠村の地域
	須 坂 市	旧東村の地域		
	高 山 村			昭和 54.4.2
	信 濃 町			昭和 46.9.27
	飯 綱 町			
	小 川 村			
北 信	中 野 市			
	飯 山 市			昭和 46.9.27
	山ノ内町			昭和 48.4.10
	木島平村			昭和 46.9.27
	野沢温泉 村			昭和 46.9.27
	栄 村			昭和 46.9.27
	計 22 (9 市 4 町 9 村)		計 10 (2 市 2 町 6 村)	

(東日本旅客鉄道株式会社)

段階	降積雪の状況	線路の状況		排雪、雪捨列車 運転計画	運 転 規 制		
		本線路	駅側路		運 休	牽引定数削減	捕機連結
第1次規制	降雪量 1日10cm～40cm(20cm～50cm) 又は毎時2cm(3cm)を超え6 時間以上降り続けている時。	確保	確保	必要によりラッセル早朝運転	—	貨物列車 10%～20%	—
第2次規制	降雪量 1日40cm～60cm(50cm～70cm) 又は毎時3cm(5cm)を超え6 時間(4時間)以上降り続けている時。	確保	仕訳線の80%以上を確保する。 (仕訳線には貨物線も含む。)	ラッセルを早朝運転する。	—	貨物列車 20%～30%	—
第3次規制	降雪量 1日60cm～80cm(70cm～90cm) 又は毎時5cm(7cm)を超え4 時間(3時間)以上続いている時、又は吹雪の時。	確保	仕訳線の70%以上を確保する。	ラッセルを早朝運転する。	旅客列車 0%～40%	貨物列車 30%～50%	—
第4次規制	降雪量 1日80cm～90cm(90cm～100cm) 又は毎時7cmを超え3時間以上 続いている時、又は吹雪の時。		仕訳線の40%以上を確保する。	ラッセルを必要により早朝の他、日中も運転する。	旅客列車 40%～70%	—	貨物列車は必要により連結
第5次規制	降雪量 1日90cm(100cm)以上又は毎 時10cm以上で、列車の運転確保が困難な状態の時。		輸送力確保に必要な仕訳線機回線等の最小限を確保する。	同上	旅客列車 通勤、通学列車を除き運休。 貨物列車 緊急物資の輸送に必要な最小限の本数を除き運休。	—	—

資料 28-4 段階別運転規制の基準

(西日本旅客鉄道株式会社)

積雪又は側雪 降雪の状況	70cm未満	70cm以上 ~ 100cm未満	100cm以上 ~ 150cm未満	150cm以上
	気象通報その他により初雪が予想される時	第1次		
一昼夜に10cmをこえる降雪量があった時	第1次	第2次	第3次	第4次
降雪量が毎時3cmをこえ6時間以上降り続けている一昼夜の降雪が30cmをこえる時	第2次	第3次	第4次	第5次
降雪量が毎時5cmをこえ4時間以上降り続けている一昼夜の降雪が50cmをこえる時	第3次	第4次	第5次	第5次
〇降雪量が毎時7cmをこえ3時間以上降り続けている一昼夜の降雪が60cmをこえる時	第4次	第5次	第5次	第5次
降雪量が毎時10cmをこえる時 一昼夜の降雪が80cmをこえる時	第5次	第5次	第5次	第5次

規制	排雪捨計画	運 転 規 制		
		運 転 休 止		牽引定数割減
第1次	必要により、ラッセル運転			貨物1～2割減
	必要により、ラッセル運転			
第2次	ラッセル、雪捨運転	旅客列車 貨物列車	0%～20% 0%～20%	貨物2～3割減
第3次	ラッセル、MCラッセル、雪捨運転	旅客列車 貨物列車	20%～40% 20%～40%	貨物3～5割減
第4次	ラッセル、MCラッセル、ロータリー、雪捨運転	旅客列車 貨物列車	10%～70% 40%～70%	貨物5～6割減
第5次	ラッセル、MCラッセル、ロータリー、雪捨運転	旅客列車 通勤、通学列車を除き運休 貨物列車 緊急物資の輸送に必要な最小限の本数を除き運休		貨物5～6割減

## 資料29

## 長野県災害義援金配分委員会会則

### 長野県災害義援金配分委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害により被害を受けた被災者を救援するため、長野県における災害義援金の配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は長野県災害義援金配分委員会（以下「委員会」という）と称する。

(所掌事務)

第3条 委員会は次に掲げる事務を所掌する。

(1) 被災者に寄せられた義援金を受け付けた機関から、委員会に引き継がれた義援金の保管及び配分に関すること。

(2) その他必要な事項

(組織等)

第4条 委員会は、第1条の目的に賛同し、協力する次の機関または団体（以下「構成団体」という。）をもって組織するが、被害の状況により他の関係機関、団体等を構成団体に加えることができる。

- (1) 長野県
- (2) 長野県市長会
- (3) 長野県町村会
- (4) 日本赤十字社長野県支部
- (5) 長野県共同募金会
- (6) 長野県社会福祉協議会
- (7) NHK長野放送局

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

2 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員長等の職務)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(監事)

第7条 委員会に監事2名を置く。

2 監事は、義援金等に関する会計を監査する。

(会議)

第8条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、長野県危機管理部危機管理防災課（災害対策本部室）に事務局を置く。

(意見の聴取)

第10条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて防災関係機関等から意見を求めることができる。

(附則)

この会則は、平成〇年〇月〇日から実施する。

(目的)

第1条 本要領は、松本空港内における航空機事故、地震等による災害又は建物火災等（以下「緊急事態」という。）に際し、松本空港管理事務所職員及び松本空港内に事務所、営業所等を有する現地関係機関の職員を隊員として編成する松本空港消火救難隊（以下「消火救難隊」という。）が一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

(編成)

第2条 消火救難隊には、隊長1名、副隊長1名をおくほか、次の各班をもって編成し、各班の担当業務は別表のとおりとする。

(1) 通報連絡班 (2) 消火班 (3) 救護誘導班 (4) 警備班

2 隊長は松本空港管理事務所長を、副隊長は国土交通省東京航空局松本空港出張所長をもってあて、班長は隊員の中から隊長があらかじめ指名するものとする。

3 各班の編成は別に定めるものとする。

(隊員の選任等)

第3条 現地関係機関の長は、当該機関の職員のうちから隊員をあらかじめ選任し、隊長に届け出るものとする。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 現地関係機関の長は、隊長の指示があるときは、隊員以外の人員派遣及び車両等の機材の提供について協力するものとする。

(任務等)

第4条 隊長は緊急事態の発生により消火救難活動の必要を認めたときは、速やかに現地関係機関の長に対し、隊員の出動を要請し、緊急配備につかせるとともにその活動を命じ、隊員を指揮監督するほか、本部の任務の一切を掌理する。

2 副隊長は、隊長の職務を補佐するとともに、隊長不在のときはその職務を代行する。

3 班長は、隊長の命に基づき班員を指揮監督し、それぞれの任務達成に努めるものとする。

4 班員は、班長の指揮のもとに各々その与えられた任務達成のため行動するものとする。

(事故の通報及び応急処置)

第5条 現地関係機関の職員は、緊急事態の発生を発見したとき又はそのおそれ



のあるときは、速やかに口頭もしくは電話等をもって事故発生を隊長に通報するとともに、被害防止のため臨機応変の処置をとらなければならない。

(隊員の出動)

第6条 隊長は、前条の通報を受けた時は、状況を確認し、必要と判断したときは、別に定める「松本空港緊急時連絡体制図」により、隊員の出動を要請するものとする。

2 隊員は、隊長より出動の要請があったときは、別に指定する集合地点に速やかに集合し、隊長の指示を受けるものとする。

(消火救難器材の整備)

第7条 各班長は、事故等の発生に備え、その任務達成上必要な器具、備品等について常時点検するとともに、これを整備しておかなければならない。

(隊員の表示)

第8条 隊員は、出動およびその行動にあたっては、ヘルメット及び所定の腕章をつけその身分を表示するものとする。

(演習)

第9条 消火救難隊は、隊長の指揮のもとに、定期的に総合訓練を実施するものとする。

(その他)

第10条 隊長は、必要に応じてこの要領を実施するための実施細目を、別途定めることができる。

附 則

この要領は、平成6年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表

各班の担当業務

班名	担当業務内容
通報連絡班	関係機関への通報連絡、事故に関する情報収集、各班との連絡調整、報道関係者への対応
消 火 班	消火活動及び現場保存のための整備
救護誘導班	事故現場での罹災者の救護、旅客等の避難及び誘導
警 備 班	関係者以外の空港内立入規制、待合客、見学者等部外者の避難誘導と立入規制、車両の誘導整理

## 資料31-1 危険箇所等総括表

(令和2年4月1日現在)

項 目		箇 所 数 <sup>1</sup>	
地すべり危険箇所(農政部)		320 (137)	
地すべり危険箇所(建設部)		1,241 (300)	
山地 危険 災害 地	地すべり危険地区(林務部)	412 (182)	
	山腹崩壊危険地区	3,710	
	崩壊土砂流出危険地区	4,623	
なだれ危険箇所(林務部)		200	
雪崩危険箇所(建設部) <sup>2</sup>		1,292	1,840
		548	
土砂崩壊危険箇所(農政部)		1,709	
急傾斜地崩壊危険箇所 <sup>2</sup>		3,197	8,868 (685)
		3,784	
		1,887	
土石流危険溪流 <sup>2</sup>		4,027	5,912
		1,093	
		792	
砂防指定地		2,837	
土砂災害警戒区域等	土砂災害警戒区域	土石流	6,698
		急傾斜地の崩壊	18,737
		地すべり	1,515
	合計	26,950	
	土砂災害特別警戒区域	土石流	5,509
		急傾斜地の崩壊	15,816
合計		21,325	
重要水防区域		3,313 <sup>3</sup>	
建築基準法による災害危険区域		9 (9)	

1 ( )内は、法指定箇所数で内数

2 : 保全人家5戸以上(5戸未満であっても公共建物又は災害時要援護者関連施設あり)

: 保全人家1~4戸

: 人家はないが、将来人家等の立地が予想される。

3 平成20年7月1日現在のデータ

## 資料31-2 地すべり危険箇所（農政部所管）

### （１）市町村別地すべり危険箇所数

（平成30年4月1日現在）

地域振興局	市町村名	箇所数	地域振興局	市町村名	箇所数	
佐久	小諸市	2	松本	松本市	9	
	佐久穂町	1		塩尻市	1	
	小計	3		安曇野市	4	
上田	上田市	15		麻績村	1	
	東御市	1		生坂村	6	
	長和町	1		筑北村	9	
	青木村	5		小計	30	
	小計	22		北アルプス	大町市	8
諏訪	下諏訪町	1			池田町	4
	小計	1			小谷村	16
上伊那	伊那市	4	小計		28	
	駒ヶ根市	7	長野	長野市	95	
	中川村	1		須坂市	1	
	小計	12		千曲市	7	
南信州	飯田市	20		坂城町	1	
	松川町	2		高山村	2	
	阿南町	17		飯綱町	14	
	阿智村	1		小川村	3	
	下條村	1		小計	123	
	天龍村	2		北信	中野市	11
	泰阜村	3			飯山市	18
	喬木村	1	山ノ内町		2	
	豊丘村	2	木島平村		1	
	大鹿村	13	野沢温泉村		2	
小計	62	栄村	3			
木曾	上松町	2	小計		37	
	小計	2	合計		320	

( 3 ) 地すべり危険地一覧表

(平成30年4月1日現在)

番号	箇所名	市町村名	番号	箇所名	市町村名	番号	箇所名	市町村名
43	大久保	小諸市	35	上平飯	飯田市	107	神田	上松町
44	久保	小諸市	36	櫛平飯	飯田市	108	徳原	上松町
65	矢坪	佐久穂町	37	下虎岩	飯田市	木曽地域振興局		2箇所
佐久地域振興局		3箇所	38	中伊豆木東	飯田市	29	一の海	松本市
31	上野	上田市	39	長田	飯田市	30	中山	松本市
32	上塩尻	上田市	40	野池西	飯田市	109	板場北	松本市
33	上室賀	上田市	41	原平上	飯田市	110	岩井堂	松本市
34	手塚	上田市	105	樋久保	飯田市	111	横川	松本市
67	生田	上田市	106	松の田	飯田市	117	古宿	松本市
68	上池	上田市	82	御供	阿南町	59	旧塩尻	塩尻市
69	塩川	上田市	83	鴨目上	阿南町	116	光城山	安曇野市
70	辰ノ口	上田市	84	見名	阿南町	114	桂	麻績村
71	南原	上田市	85	下梅田	阿南町	112	東山	筑北村
72	下横道	上田市	86	東条	阿南町	113	末地	筑北村
73	傍陽	上田市	87	雲雀沢	阿南町	115	真田北	筑北村
66	大日向	東御市	88	深見	阿南町	松本地域振興局		12箇所
74	青原	長和町	89	二瀬	阿南町	118	中島南	池田町
75	押出	青木村	90	村影	阿南町	119	阿原	小谷村
76	琴山	青木村	91	寺尾	阿智村	120	池原	小谷村
77	原	青木村	92	小松原	下條村	121	大網	小谷村
78	宮沢	青木村	93	長沼	天龍村	122	大平	小谷村
上田地域振興局		17箇所	94	梨畑	天龍村	123	黒川	小谷村
79	樋橋	下諏訪町	95	三耕地	泰阜村	124	合子	小谷村
諏訪地域振興局		1箇所	96	温田	泰阜村	125	塩ノ久保	小谷村
45	大津渡	駒ヶ根市	97	大和知	喬木村	北アルプス地域振興局		8箇所
46	下曾倉	駒ヶ根市	98	河野	豊丘村			
47	高畑	駒ヶ根市	99	中部	豊丘村			
48	中割	駒ヶ根市	100	沢井北	大鹿村			
49	御影堂	駒ヶ根市	101	西	大鹿村			
80	那木沢	伊那市	102	舟岩	大鹿村			
81	大草	中川村	103	南山	大鹿村			
上伊那地域振興局		7箇所	104	上蔵南	大鹿村			
			南信州地域振興局		32箇所			

番号	箇所名	市町村名	番号	箇所名	市町村名	番号	箇所名	市町村名
1	赤田	長野市	142	岩下	長野市	161	塩ノ入上	飯綱町
2	秋古上	長野市	143	追沢	長野市	162	下赤塩	飯綱町
3	犬飼上	長野市	144	下石津	長野市	163	西部	飯綱町
4	今泉	長野市	145	下中牧	長野市	164	寺村	飯綱町
5	芋井	長野市	146	左右礼	長野市	165	中峰	飯綱町
6	有旅西	長野市	147	中尾	長野市	166	奈良本	飯綱町
7	笹鍋	長野市	148	萩野	長野市	167	堀越	飯綱町
8	三水	長野市	149	堀之内	長野市	168	町	飯綱町
9	篠ノ井有旅	長野市	151	柳久保	長野市	169	柳沢	飯綱町
10	篠ノ井小松原	長野市	152	泉平	長野市	175	島	小川村
11	四野宮	長野市	153	城山	長野市	176	成就	小川村
12	下石川	長野市	154	手子塚	長野市	177	次木	小川村
13	下平	長野市	155	向原	長野市	長野地域振興局		82箇所
14	瀬脇西	長野市	170	清水	長野市	50	桜沢	中野市
16	高木平	長野市	171	祖山	長野市	51	間山	中野市
17	田子	長野市	172	栃原	長野市	181	北永江	中野市
18	中曽根	長野市	173	中尾口	長野市	182	熊坂	中野市
19	中曽根西	長野市	174	奈良尾	長野市	183	永江	中野市
20	七二会大久保	長野市	178	芦沼	長野市	52	小菅	飯山市
21	氷熊	長野市	179	入日	長野市	53	笹沢	飯山市
22	平木	長野市	180	松之木	長野市	54	中曽根南部	飯山市
23	布施五明	長野市	42	仁礼	須坂市	55	温井	飯山市
24	古藤	長野市	60	大池	千曲市	56	三郷	飯山市
25	水船	長野市	61	芝山	千曲市	57	瑞穂	飯山市
26	吉窪花上	長野市	62	峰	千曲市	58	緑	飯山市
27	吉原	長野市	63	山の神	千曲市	138	戸狩	山ノ内町
28	夜交	長野市	126	新山	千曲市	139	横倉	山ノ内町
127	雨池北	長野市	136	羽尾	千曲市	140	住郷	木島平村
128	内花見	長野市	135	坂城	坂城町	141	豊郷	野沢温泉村
129	上中山	長野市	137	天神原	高山村	184	志久見	栄村
130	新田	長野市	156	小向	飯綱町	185	平滝西部	栄村
131	泥平	長野市	157	野村上	飯綱町	186	平滝東部	栄村
132	中ノ在家	長野市	158	平出	飯綱町	北信地域振興局		19箇所
133	町田	長野市	159	上赤塩	飯綱町	合計		183箇所
134	安賀	長野市	160	御所之入	飯綱町			

## ( 2 ) 地すべり防止区域一覧表

(平成30年4月1日現在)

番号	防止区域名	市町村名	面積 (ha)	指定年月日	番号	防止区域名	市町村名	面積 (ha)	指定年月日
54	野 倉	上 田 市	31.93	S46.03.16	77	沢 井	大 鹿 村	34.40	S49.03.12
102	岩 清 水	上 田 市	33.46	S58.11.14	117	清 水	大 鹿 村	58.03	H01.03.29
73	練 合	上 田 市	30.00	S48.03.30	121	沢 戸	大 鹿 村	29.10	H02.03.16
103	天 狗 平	上 田 市	11.65	S58.11.14	128	堂 垣 外	大 鹿 村	9.64	H05.04.22
115	深 山	青 木 村	62.18	S63.03.26	112	大 畑	泰 阜 村	71.20	S61.01.09
上田地域振興局 計			169.22	5箇所	南信州地域振興局 計			1,606.60	30箇所
42	下 芝 平	伊 那 市	297.00	S44.03.31	68	西 ノ 入	松 本 市	18.40	S48.03.08
44	宇 津 木	伊 那 市	96.23	S44.03.31	120	板 場	松 本 市	9.11	H02.03.16
46	黒 川	伊 那 市	102.50	S44.03.31	132	板 場 南	松 本 市	29.17	H07.10.17
47	菅 沼	駒ヶ根市	15.22	S44.03.31	18	名 九 鬼	安曇野市	27.81	S38.08.09
49	中 曾 倉	駒ヶ根市	23.86	S45.03.31	85	花 見	安曇野市	17.14	S51.03.25
上伊那地域振興局 計			534.81	5箇所	107	塔 の 原	安曇野市	14.07	S60.03.30
48	箱 川	飯 田 市	19.14	S44.03.31	13	湯 の 入	生 坂 村	15.17	S36.12.06
51	野 池	飯 田 市	23.74	S45.03.31	21	広津(堀越)	生 坂 村	43.10	S38.08.27
56	立 石	飯 田 市	119.86	S46.03.26	24	下 の 田	生 坂 村	18.10	S38.08.27
78	虎 岩	飯 田 市	240.02	S49.03.12	60	昭 津	生 坂 村	16.73	S47.02.19
79	伊 豆 木	飯 田 市	65.10	S50.03.31	65	南 平	生 坂 村	20.30	S47.03.13
84	越 久 保	飯 田 市	19.17	S51.03.25	129	草 尾	生 坂 村	50.84	H05.07.15
91	北 伊 豆 木	飯 田 市	109.91	S54.03.31	9	鼠 屋 敷	筑 北 村	10.69	S36.05.01
100	中 伊 豆 木	飯 田 市	118.60	S58.03.23	26	立 川	筑 北 村	13.31	S39.03.09
137	米 川	飯 田 市	15.73	H08.08.14	5	大 側	筑 北 村	28.15	S36.05.01
88	下 栗	飯 田 市	25.45	S51.03.25	29	坂 北 原	筑 北 村	91.00	S39.06.09
113	下 栗 第 二	飯 田 市	25.10	S61.12.23	80	日 影	筑 北 村	18.30	S50.03.31
19	長 ぞう れ	松 川 町	29.60	S38.08.10	41	真 田	筑 北 村	51.43	S43.03.18
57	長 ぞう れ 第 二	松 川 町	36.62	S46.03.26	松本地域振興局 計			492.82	18箇所
11	鴨 目	阿 南 町	15.14	S36.12.06	22	切 久 保	大 町 市	35.90	S38.08.27
14	平 久	阿 南 町	117.25	S36.12.06	23	長 畑	大 町 市	19.10	S38.08.27
16	北 条	阿 南 町	40.81	S38.02.27	38	重 太 郎	大 町 市	52.00	S43.02.28
50	大 那 木	阿 南 町	87.60	S45.03.31	66	小 菅	大 町 市	20.80	S47.03.13
52	平 石	阿 南 町	26.00	S45.03.31	95	作 の 平	大 町 市	23.50	S56.03.18
83	中 谷	阿 南 町	20.00	S50.03.31	118	切 久 保 南	大 町 市	54.40	H01.03.29
89	川 田	阿 南 町	121.51	S53.03.31	70	南 村	大 町 市	36.00	S48.03.08
125	鳥 原	阿 南 町	16.60	H04.03.16	101	境 の 宮	大 町 市	14.90	S58.03.23
8	田 本	大 鹿 村	7.35	S36.05.01	36	中 の 貝	池 田 町	27.00	S42.03.31
34	上 蔵	大 鹿 村	19.44	S41.05.16	69	平 出	池 田 町	18.60	S48.03.08
59	上 蔵 第 二	大 鹿 村	53.00	S46.03.27	74	中 島	池 田 町	24.60	S49.02.20
71	中 尾	大 鹿 村	31.49	S48.03.14	1	上 手 村	小 谷 村	73.60	S35.09.13



番号	防止区域名	市町村名	面積 (ha)	指定年月日	番号	防止区域名	市町村名	面積 (ha)	指定年月日
37	宮本	小谷村	62.17	S42.03.31	105	塩本	長野市	159.81	S59.03.12
62	坪山	小谷村	29.80	S47.02.19	135	中原	長野市	20.40	H08.08.14
75	菖蒲平	小谷村	24.80	S49.02.20	136	一倉田和	長野市	81.01	H08.08.14
94	李平	小谷村	15.80	S56.03.18	7	豊野	長野市	21.70	S36.05.01
98	広見	小谷村	26.30	S57.03.26	20	押久保	長野市	53.15	S38.08.27
104	三島	小谷村	28.10	S59.03.12	31	入石	長野市	10.24	S40.07.29
116	曾田山	小谷村	23.73	S63.03.22	32	鷲寺	長野市	21.17	S40.07.29
133	阿原	小谷村	26.72	H07.10.17	61	中峰	長野市	24.60	S47.02.19
北アルプス地域振興局 計			637.82	20箇所	114	西宇山	長野市	17.40	S61.12.23
3	下戸倉	長野市	23.00	S35.09.13	134	倉平	長野市	24.52	H07.10.17
4	浅野	長野市	19.10	S35.09.13	108	天間	長野市	11.20	S60.03.30
17	瀬原田	長野市	12.20	S38.04.16	124	百瀬	長野市	19.80	H03.10.24
30	吉	長野市	19.61	S40.07.29	67	長尾根	千曲市	45.40	S48.03.08
35	牧内	長野市	137.50	S41.11.11	90	山田入	高山村	19.50	S54.03.31
99	岡田	長野市	13.30	S57.03.26	長野地域振興局 計			1,587.83	41箇所
110	祖手山	長野市	15.40	S61.01.09	33	大俣	中野市	21.65	S40.09.02
111	涌池	長野市	55.40	S61.01.09	130	七瀬	中野市	35.09	H06.07.07
122	犬石	長野市	36.50	H03.05.10	12	郷露	中野市	12.40	S36.12.06
123	山崎	長野市	19.76	H03.05.10	28	梨久保	中野市	277.02	S39.06.09
40	白井沢	長野市	38.37	S43.03.18	92	小割	中野市	72.24	S54.03.31
64	小別当	長野市	33.80	S47.02.19	109	道光寺	中野市	49.80	S60.03.30
72	長岩	長野市	61.20	S48.03.14	2	上境	飯山市	153.40	S35.09.13
76	桐沢	長野市	59.00	S49.02.20	10	顔戸	飯山市	12.10	S36.05.01
86	南小松尾	長野市	24.00	S51.03.25	25	間方	飯山市	238.16	S39.03.09
106	笹久	長野市	31.00	S59.03.12	27	太田入	飯山市	48.93	S39.03.09
119	池田	長野市	78.06	H01.03.29	39	分道	飯山市	97.30	S43.02.28
126	下大岡	長野市	22.02	H04.03.16	45	後谷	飯山市	36.74	S44.03.31
127	日方	長野市	83.30	H04.03.16	55	顔戸第二	飯山市	72.85	S46.03.26
131	雨池	長野市	9.06	H06.07.07	58	柳久保	飯山市	81.00	S46.03.26
6	竹之田和	長野市	18.07	S36.05.01	87	顔戸第二	飯山市	38.99	S51.03.25
15	上河	長野市	25.37	S38.02.27	96	中条	飯山市	57.40	S56.03.18
43	土橋	長野市	41.90	S44.03.31	97	堂平	飯山市	23.20	S56.03.18
53	芦沢	長野市	28.80	S45.03.31	81	細越	野沢温泉村	35.13	S50.03.31
63	平清水	長野市	37.50	S47.02.19	北信地域振興局 計			1,363.40	18箇所
82	奈良尾	長野市	54.00	S50.03.31	合計			6,392.50	137箇所
93	松葉	長野市	60.71	S55.03.17					

### 資料31-3 地すべり危険箇所(建設部所管)

#### (1)地すべり危険箇所市町村別一覧

建設(砂防)事務所	市町村	箇所数	建設(砂防)事務所	市町村	箇所数
佐久	小諸市	3	大町	大町市	10
	佐久市	10		小計	10
	小海町	6	千曲	千曲市	5
	佐久穂町	14		小計	5
	川上村	5	須坂	高山村	6
	南牧村	3		小計	6
	南相木村	2	長野	長野市	114
	北相木村	8		信濃町	8
	小計	51		飯綱町	16
		小計		138	
上田	上田市	45	北信	中野市	29
	東御市	11		飯山市	38
	長和町	7		山ノ内町	25
	青木村	12		木島平村	12
	小計	75		野沢温泉村	4
		栄村		52	
諏訪	岡谷市	6	小計	160	
	諏訪市	11	犀川	松本市	14
	茅野市	6		大町市	31
	下諏訪町	4		安曇野市	20
	小計	27		池田町	18
		麻績村		6	
		生坂村		28	
伊那	伊那市	27	筑北村	34	
	駒ヶ根市	6	小計	151	
	辰野町	2	姫川	白馬村	30
	箕輪町	6		小谷村	62
	南箕輪村	3		小計	92
	中川村	5	土尻	長野市	179
	宮田村	1		大町市	19
	小計	50		小川村	54
		小計		252	
飯田	飯田市	43		合計	1,241
	松川町	3			
	高森町	23			
	阿南町	8			
	阿智村	37			
	下條村	9			
	天龍村	20			
	泰阜村	7			
	喬木村	4			
	豊丘村	3			
	大鹿村	18			
	小計	175			
	木曾	上松町	3		
		木曾町	4		
		王滝村	4		
小計		11			
松本	松本市	28			
	塩尻市	6			
	小計	34			
安曇野	安曇野市	4			
	小計	4			

(2)地すべり危険箇所一覧表

事務所名	番号	箇所名	町村	事務所名	番号	箇所名	町村
佐久	46	諸	小諸市	上田	67	小沢根	上田市
	47	富士見平	小諸市		68	金井	上田市
	48	西浦	小諸市		69	尾野山	上田市
	1	広川原	佐久市		70	桶の口	上田市
	2	馬坂	佐久市		71	岳の尾	上田市
	3	勝間	佐久市		72	観音沢	上田市
	27	田口峠	佐久市		73	別所	上田市
	28	榊山	佐久市		74	大湯下	上田市
	29	宮代	佐久市		75	山田 池上	上田市
	30	下町	佐久市		76	舞田下	上田市
	49	御馬寄	佐久市		77	宮の入	上田市
	50	下原	佐久市		78	長入	上田市
	51	水地	佐久市		79	氷沢	上田市
	11	宿渡	小海町		80	羽黒	上田市
	12	親沢	小海町		81	古城	上田市
	13	本村	小海町		82	氷沢2号	上田市
	34	本間下	小海町		83	氷沢1号	上田市
	35	新開	小海町		84	鼻石	上田市
	36	八那池	小海町		85	池沢	上田市
	31	古谷	佐久穂町		86	中畑	上田市
	32	平川原	佐久穂町		87	松尾	上田市
	33	下川原	佐久穂町		88	西松尾	上田市
	4	大窪	佐久穂町		89	大野田	上田市
	5	石堂	佐久穂町		90	原組2号	上田市
	6	枝沢	佐久穂町		91	原組1号	上田市
	7	大森	佐久穂町		92	小山	上田市
	8	大門諏訪社	佐久穂町		93	日向	上田市
	9	境田	佐久穂町		94	長谷	上田市
	10	筆岩	佐久穂町		95	押切前	上田市
	42	長笹	佐久穂町		97	小牧	上田市
	43	大石	佐久穂町		98	埴口	上田市
	44	鷲ノ口	佐久穂町		99	松尾2号	上田市
	45	山ノ神	佐久穂町		100	浦野	上田市
	22	樋沢	川上村		101	上手	上田市
	23	御所平	川上村		117	殿城	上田市
	24	花ノ木沢	川上村		118	六平	上田市
	25	室屋	川上村		119	日影	上田市
	26	向い沢	川上村		122	小屋坂	上田市
	20	海尻	南牧村		123	辰ノ口	上田市
	21	広瀬	南牧村		124	上組	上田市
	37	朝日平	南牧村		125	余里1	上田市
39	下栗生	南相木村	126		余里2	上田市	
40	日向	南相木村	127		二本木	上田市	
38	三川	北相木村	128		和子	上田市	
14	川又	北相木村	129		平井寺	上田市	
15	栃原	北相木村	52		羽毛山	東御市	
16	坂上	北相木村	53		島川原2	東御市	
17	久保	北相木村	54		大日向	東御市	
18	下新井1号	北相木村	55		切久保	東御市	
19	下新井2号	北相木村	56		島河原	東御市	
41	山口	北相木村	57		滝の沢	東御市	
小計		51 箇所	58		城前(日向)	東御市	
			59		称津姫子沢	東御市	
			60		和姫子沢	東御市	
			61		田沢	東御市	
			62		赤石本郷	東御市	
			63		大門	長和町	
			64		長久保1号	長和町	
			65		長久保2号	長和町	
			66		滝沢	長和町	
			121		北古屋	長和町	
			130		窪城	長和町	
			131		岩井	長和町	
			104		足の田	青木村	
			107		湯の入	青木村	
			108		弘法	青木村	
			109		原池	青木村	
			110		菅社	青木村	
			111		修那羅	青木村	
			112		本村	青木村	
			113		山岸	青木村	
			114		滝沢	青木村	
			115		田沢	青木村	
			116		市之瀬	青木村	
			120		弘法2	青木村	
			小計		75 箇所		

事務所名	番号	箇所名	町村	事務所名	番号	箇所名	町村
諏訪	132	塩尻峠	岡谷市	伊那	159	割芝	伊那市
	133	川岸中	岡谷市		160	浦	伊那市
	134	駒沢	岡谷市		161	鹿塩沢	伊那市
	135	花岡	岡谷市		162	戸台	伊那市
	136	川岸西	岡谷市		163	中尾向	伊那市
	137	夏明	岡谷市		164	馬越	伊那市
	138	大和	諏訪市		165	熊堂沢	伊那市
	139	角間新田	諏訪市		166	伊東沢	伊那市
	140	尾玉	諏訪市		167	小犬沢	伊那市
	141	清水	諏訪市		168	粟沢	伊那市
	142	普門寺	諏訪市		170	芝平	伊那市
	143	神戸	諏訪市		171	事八沢	伊那市
	144	北有賀	諏訪市		172	諸町	伊那市
	145	北真志野	諏訪市		173	御堂垣外	伊那市
	146	大熊	諏訪市		174	旭町	伊那市
	147	宮の脇	諏訪市		175	的場	伊那市
	148	細久保	諏訪市		176	御堂垣外東	伊那市
	149	季久保	茅野市		177	赤坂	伊那市
	150	小泉山	茅野市		178	山室	伊那市
	151	塚原	茅野市		179	原	伊那市
152	柏原	茅野市	180		野笹	伊那市	
153	上原	茅野市	181		水上	伊那市	
154	中大塩	茅野市	182		小沢	伊那市	
155	萩倉	下諏訪町	183		野口	伊那市	
156	落合	下諏訪町	184		新田	伊那市	
157	富ヶ丘	下諏訪町	185		桜井	伊那市	
158	星ヶ丘	下諏訪町	186		平沢	伊那市	
小計		27	箇所		187	大徳原	駒ヶ根市
					188	穴山	駒ヶ根市
					189	南吉瀬	駒ヶ根市
					190	上中曾倉	駒ヶ根市
					191	大曾倉	駒ヶ根市
					192	上割	駒ヶ根市
					193	下飯沼沢	辰野町
					194	赤羽	辰野町
					195	沢	箕輪町
					196	久保	箕輪町
					197	木下	箕輪町
					198	三日町	箕輪町
					199	十沢高畑	箕輪町
					200	二本松	箕輪町
					201	田畑 殿垣外	南箕輪村
					202	田畑	南箕輪村
					203	田畑 駅上	南箕輪村
					204	飯沼南	中川村
					205	中田島	中川村
					206	小渋	中川村
					207	小和田	中川村
					208	飯沼	中川村
					209	北割	宮田村
				小計		50	箇所

事務所名	番号	箇所名	町村	事務所名	番号	箇所名	町村
飯田	260	上黒田	飯田市	飯田	280	西下	阿智村
	265	大堤下	飯田市		281	大平	阿智村
	266	原の平	飯田市		282	北村	阿智村
	267	代田	飯田市		283	平瀬	阿智村
	268	毛賀沢	飯田市		284	野田	阿智村
	269	小林	飯田市		285	兔平	阿智村
	270	知久平	飯田市		286	横川	阿智村
	271	駄科	飯田市		287	戸沢	阿智村
	272	成田	飯田市		288	新七	阿智村
	273	久米	飯田市		289	中央	阿智村
	274	野池	飯田市		290	昼神	阿智村
	275	山中	飯田市		291	中野	阿智村
	276	湯川	飯田市		292	奥根木	阿智村
	277	西平	飯田市		293	中平	阿智村
	278	毛賀	飯田市		294	中島下	阿智村
	279	柏原	飯田市		295	大橋	阿智村
	335	日影	飯田市		296	岩の花	阿智村
	338	伊藤	飯田市		297	駒場	阿智村
	339	黒川	飯田市		298	備中原	阿智村
	340	熊の川	飯田市		299	寺尾	阿智村
	341	大沢渡	飯田市		300	河内洞	阿智村
	342	行者	飯田市		301	宋円寺	阿智村
	343	屋敷	飯田市		302	大鹿	阿智村
	344	栗山口	飯田市		303	寺尾(2)	阿智村
	345	ウトドチ	飯田市		304	大沢	阿智村
	347	小嵐	飯田市		305	横川	阿智村
	348	此の田	飯田市		306	夜鳥山	阿智村
	349	八重河内	飯田市		307	園原	阿智村
	350	山原	飯田市		308	下場	阿智村
	351	梨元	飯田市		309	初沢	阿智村
	352	上島	飯田市		310	宮下	阿智村
	353	八日市場	飯田市		311	兔平(2)	阿智村
	354	中根	飯田市		312	新七(2)	阿智村
	355	平畑	飯田市		313	平瀬(2)	阿智村
	356	大島	飯田市		314	寺尾(3)	阿智村
	357	中立	飯田市		1,236	大鹿(2)	阿智村
	358	池口	飯田市		1,237	寺尾(4)	阿智村
	359	和田	飯田市		315	粒良脇	下條村
	360	梅平	飯田市		316	合原	下條村
	361	本町	飯田市		317	陽皇	下條村
	362	須沢	飯田市		318	新井	下條村
	363	梅平(2)	飯田市		319	上野原	下條村
	364	名古屋	飯田市		320	桃立	下條村
	231	柄山	松川町		321	睦沢	下條村
	232	間沢	松川町		1,238	粒良脇(2)	下條村
	233	小沼馬頭	松川町		1,239	入野	下條村
234	上平東ひら	高森町	365	折立	天龍村		
235	本坂	高森町	366	弓場	天龍村		
236	駒場	高森町	367	福島	天龍村		
237	観音沢	高森町	368	中井侍	天龍村		
238	正木	高森町	369	柿の平	天龍村		
239	松の木坂	高森町	370	先途	天龍村		
240	市の沢	高森町	371	太田	天龍村		
241	学校上	高森町	372	野竹	天龍村		
242	下平ひら	高森町	373	梨畑	天龍村		
243	月夜平	高森町	374	不生	天龍村		
244	小胡桃原	高森町	375	小城	天龍村		
245	役人平	高森町	376	戸口	天龍村		
246	唐沢	高森町	377	平岡	天龍村		
247	羽根	高森町	378	十久保	天龍村		
248	庄治坂	高森町	379	引ノ田	天龍村		
249	間ヶ沢	高森町	380	川島	天龍村		
250	南沢	高森町	381	下山	天龍村		
251	ぼくめき	高森町	1,242	小沢	天龍村		
252	巡礼沢	高森町	1,244	神原	天龍村		
253	市場	高森町	1,245	中井侍(2)	天龍村		
254	上平	高森町	322	左京	泰阜村		
255	市場(2)	高森町	323	紙屋	泰阜村		
256	月夜平	高森町	324	大表	泰阜村		
328	門原	阿南町	325	御棚	泰阜村		
329	鴨目	阿南町	326	下り沢	泰阜村		
330	井戸	阿南町	327	布袋野	泰阜村		
331	早稲田	阿南町	1,240	門島	泰阜村		
332	深見	阿南町	261	白なぎ	喬木村		
333	開窪	阿南町	262	菅沼	喬木村		
334	古城	阿南町	263	小川	喬木村		
1,241	和知野	阿南町	264	上平	喬木村		

事務所名	番号	箇所名	町村	事務所名	番号	箇所名	町村	
飯田	257	大平	豊丘村	大町	429	青木湖尻	大町市	
	258	車坂	豊丘村		430	北村	大町市	
	259	戸中	豊丘村		431	稲尾沢	大町市	
	210	女高	大鹿村		432	北山田町	大町市	
	211	儀内路	大鹿村		433	山田町	大町市	
	213	柳島	大鹿村		434	乗越沢	大町市	
	214	大栗	大鹿村		435	相川境	大町市	
	215	梨原	大鹿村		436	丹生子	大町市	
	216	入谷	大鹿村		437	宮本	大町市	
	217	塩河	大鹿村		438	山の寺	大町市	
	218	引の田	大鹿村	小計	10	箇所		
	220	清水	大鹿村	千曲	439	八幡林	千曲市	
	222	三正坊	大鹿村		440	森	千曲市	
	223	西	大鹿村		441	大池	千曲市	
	224	入沢井	大鹿村		442	御麓	千曲市	
	225	梨原	大鹿村		1,248	姨捨	千曲市	
	226	女高(2)	大鹿村		小計	5	箇所	
	227	大栗(2)	大鹿村		須坂	443	平塩	高山村
	228	北の原	大鹿村			444	牧	高山村
	229	桃ノ平	大鹿村	445		天神原	高山村	
	230	中峰	大鹿村	446		狄久保	高山村	
				447		山田入	高山村	
				448		五色温泉	高山村	
小計	175	箇所	小計	6	箇所			
木曾	386	見帰	上松町	長野	488	髻山	長野市	
	387	黒田	上松町		489	西条	長野市	
	388	黒田原	上松町		490	上野	長野市	
	382	砂ヶ瀬	木曾町		491	田中	長野市	
	383	砂ヶ瀬上	木曾町		492	台ヶ窪	長野市	
	384	百島	木曾町		493	三ツ出	長野市	
	385	鳥居	木曾町		494	北郷	長野市	
	389	松越	王滝村		495	坂中	長野市	
	390	上島	王滝村		496	清水	長野市	
	391	滝越	王滝村		497	法利田	長野市	
1,267	九蔵	王滝村	498	一ノ瀬	長野市			
小計	11	箇所	499	畑山	長野市			
松本	392	崖の湯	松本市	500	西平	長野市		
	393	代水沢	松本市	501	浅川東部	長野市		
	394	一の瀬	松本市	502	浅川南部	長野市		
	395	北洞	松本市	503	地附山	長野市		
	396	湯の原	松本市	504	門沢	長野市		
	397	島内	松本市	505	猪久保	長野市		
	398	犬飼新田	松本市	506	荒安	長野市		
	399	原	松本市	507	芋井桜	長野市		
	400	小日向	松本市	508	鐘	長野市		
	401	岡田	松本市	509	広瀬	長野市		
	402	下和泉	松本市	510	洞	長野市		
	403	並柳	松本市	511	入山	長野市		
	404	千手	松本市	512	扇平	長野市		
	405	駒越	松本市	513	曲戸	長野市		
	412	寄合渡	松本市	514	犬飼	長野市		
	413	曾倉	松本市	515	上ノ平	長野市		
	414	追平	松本市	516	狄久保	長野市		
	415	金原	松本市	517	温湯	長野市		
	416	駒ヶ原	松本市	518	春山	長野市		
	417	田萱	松本市	519	往生寺	長野市		
	418	入山 1	松本市	520	茂菅	長野市		
	419	保平	松本市	521	小市	長野市		
	420	川浦 1	松本市	522	湯山	長野市		
	421	屋形原	松本市	523	安茂里	長野市		
	422	川浦 2	松本市	524	西河原	長野市		
	423	入山 2	松本市	525	住沢	長野市		
	424	白骨 1	松本市	526	園沖	長野市		
	1,246	白骨 2	松本市	527	高岡	長野市		
	406	上小曾部	塩尻市	528	五区	長野市		
	407	床尾	塩尻市	529	山内	長野市		
	408	上西条	塩尻市	530	瀬関竹原	長野市		
	409	古町	塩尻市	531	瀬関竹原東	長野市		
	410	崖の湯	塩尻市	532	滝本	長野市		
	411	東山	塩尻市	533	関谷	長野市		
小計	34	箇所	534	赤荻	長野市			
安曇野	425	光	安曇野市	535	打穴	長野市		
	426	高萩	安曇野市	536	稲葉	長野市		
	427	こおろぎ	安曇野市	537	入組	長野市		
	428	中村	安曇野市	538	白鳥	長野市		
	小計	4	箇所	539	会田	長野市		
			540	石川	長野市			

事務所名	番号	箇所名	町村	事務所名	番号	箇所名	町村	
長野	1,249	吉	長野市	長野	562	若宮	飯綱町	
	541	上原	長野市		563	奈良本	飯綱町	
	542	小日向	長野市		564	下赤塩	飯綱町	
	543	川谷	長野市		565	毛野	飯綱町	
	544	鷲寺	長野市		566	曲坂	飯綱町	
	545	南郷	長野市		567	前坂	飯綱町	
	570	矢背畝	長野市		568	深沢	飯綱町	
	571	大橋	長野市		569	釜淵	飯綱町	
	572	掛札	長野市		小計	138	箇所	
	573	上楠川	長野市		北信	449	大熊	中野市
	574	下楠川	長野市			450	栗山	中野市
	575	南部	長野市			451	小田中	中野市
	576	渦隈	長野市			452	大熊2号	中野市
	577	猿丸	長野市			453	七瀬	中野市
	578	古宮	長野市			454	片塩	中野市
	579	川場	長野市			455	立ヶ花	中野市
	580	中之地	長野市	456		栗林	中野市	
	581	今井	長野市	457		田麦	中野市	
	582	浦の谷	長野市	458		厚貝	中野市	
	583	五十土1号	長野市	459		間山	中野市	
	584	五十土2号	長野市	460		上小田中	中野市	
	585	宮田	長野市	461		新野	中野市	
	586	日照田	長野市	462		桜沢	中野市	
	587	坂額	長野市	714		涌井	中野市	
	588	中尾	長野市	718		籠原	中野市	
	589	下中尾	長野市	719		大持平	中野市	
	590	下林	長野市	721		穴田	中野市	
	591	西部	長野市	722		向日山影	中野市	
	592	坪根	長野市	723		米山	中野市	
	593	積沢	長野市	724		湯の入	中野市	
	594	福岡	長野市	725		伊予岡	中野市	
	595	蔵ヶ川	長野市	726		上池	中野市	
	596	財門	長野市	727		大沢	中野市	
	597	大平	長野市	728		奥手山	中野市	
	598	中田	長野市	729		替佐	中野市	
	599	長峰	長野市	730		大洞	中野市	
	600	小牧	長野市	731		荒山	中野市	
	601	押出	長野市	743		牡丹沢	中野市	
	602	袖	長野市	621		大平	飯山市	
	603	牧川	長野市	622		大どう	飯山市	
	604	南下	長野市	623		田茂木平	飯山市	
	605	高橋	長野市	624		温井	飯山市	
	606	小鬼無里	長野市	625		崩	飯山市	
	607	新倉	長野市	626		北条	飯山市	
	608	籠田	長野市	627		五荷	飯山市	
	609	和田沖	長野市	630		和水	飯山市	
	610	萩之峰	長野市	632		柄山	飯山市	
	611	古在家	長野市	633		馬場	飯山市	
	612	二条	長野市	635		藤沢	飯山市	
	613	土倉	長野市	636		新海野	飯山市	
	614	川浦	長野市	637		西大滝	飯山市	
	615	川浦沖	長野市	667		倉本	飯山市	
	616	川浦下	長野市	668		舟の倉	飯山市	
	617	東京	長野市	669	松沢	飯山市		
	618	西京	長野市	671	一の瀬	飯山市		
	619	峯南	長野市	672	滝の脇	飯山市		
	620	田之頭	長野市	673	濁池	飯山市		
	1,250	下内	長野市	674	毛無	飯山市		
	1,251	中組	長野市	675	大平	飯山市		
	1,252	下楠川北	長野市	676	涌井	飯山市		
	1,253	財又	長野市	677	関屋	飯山市		
546	古加屋	信濃町	678	北峠	飯山市			
547	毛見	信濃町	679	ウドノ入	飯山市			
548	毛見南	信濃町	680	顔戸	飯山市			
549	高沢	信濃町	681	笹川	飯山市			
550	古間	信濃町	682	大川	飯山市			
551	戸草	信濃町	683	硫黄	飯山市			
552	辻屋	信濃町	684	山口	飯山市			
553	荒瀬原	信濃町	685	宝蔵沢	飯山市			
554	小玉	飯綱町	686	牛ヶ首	飯山市			
555	芹沢	飯綱町	687	十三ヶ丘	飯山市			
556	栄町	飯綱町	688	鐘鑄場	飯山市			
557	番匠	飯綱町	689	大塚	飯山市			
558	黒棒	飯綱町	715	田草2号	飯山市			
559	芋川日向	飯綱町	716	田草	飯山市			
560	堀越	飯綱町	717	南善寺	飯山市			
561	溝口	飯綱町	463	河原小屋	山ノ内町			

事務所名	番号	箇所名	町村	事務所名	番号	箇所名	町村
北信	464	落合	山ノ内町	北信	705	小赤沢	栄村
	465	箱纏	山ノ内町		706	矢びつ	栄村
	466	地獄谷	山ノ内町		707	小赤沢上	栄村
	467	つむら	山ノ内町		708	安俣下	栄村
	468	寺東	山ノ内町		709	安俣	栄村
	469	渋横湯	山ノ内町		710	上の原下	栄村
	470	安代	山ノ内町		711	上の原	栄村
	471	金倉	山ノ内町		712	上の原上	栄村
	472	角間	山ノ内町		713	苗場下	栄村
	473	和田	山ノ内町		737	川西1号	栄村
	474	裏落合	山ノ内町		738	切明2号	栄村
	475	焼額	山ノ内町		739	切明発電所上	栄村
	476	奥志賀	山ノ内町		741	切明1号上	栄村
	477	横倉	山ノ内町		742	切明1号	栄村
	478	前山	山ノ内町	1,254	サワラノ沢	栄村	
	479	一の瀬	山ノ内町	小計	160	箇所	
	480	石ノ湯	山ノ内町				
	481	寒沢	山ノ内町				
	482	佐野西	山ノ内町				
	483	佐野東	山ノ内町				
	484	上林	山ノ内町				
	485	吉沢	山ノ内町				
	486	五輪山	山ノ内町				
	487	安南平	山ノ内町				
	690	御殿	木島平村				
	691	上千石	木島平村				
	692	平沢1	木島平村				
	693	平沢	木島平村				
	694	平沢2	木島平村				
	695	馬曲	木島平村				
	696	小屋場	木島平村				
	732	部谷沢	木島平村				
	733	横手	木島平村				
	734	千の平	木島平村				
	735	千の平東	木島平村				
	736	浦山	木島平村				
	628	矢垂	野沢温泉村				
	629	平林	野沢温泉村				
	631	虫生	野沢温泉村				
	634	七ヶ巻	野沢温泉村				
	638	白鳥1号	栄村				
	639	白鳥2号	栄村				
	640	平滝1号	栄村				
	641	平滝2号	栄村				
	642	平滝3号	栄村				
	643	月岡	栄村				
644	横倉	栄村					
645	小滝	栄村					
646	小滝2号	栄村					
647	青倉	栄村					
648	塩尻2号	栄村					
649	塩尻1号	栄村					
650	塩尻3号	栄村					
651	森	栄村					
652	森1	栄村					
653	峠ノ外	栄村					
654	雪坪	栄村					
655	切欠	栄村					
656	柳在家	栄村					
657	暮坪	栄村					
658	堀切	栄村					
659	坊平	栄村					
660	天代	栄村					
661	坪野2号	栄村					
662	坪野1号	栄村					
663	北野	栄村					
664	中野	栄村					
665	極野3号	栄村					
666	極野2号	栄村					
697	極野1号	栄村					
698	極野4号	栄村					
699	屋敷	栄村					
700	白砂	栄村					
701	川西2号	栄村					
702	矢びつ下	栄村					
703	小赤沢下	栄村					
704	硫黄川	栄村					



事務所名	番号	箇所名	町村	事務所名	番号	箇所名	町村
犀川	761	入の沢	松本市	犀川	855	桃の木平	池田町
	763	倉掛	松本市		856	北足沼	池田町
	764	神の木平	松本市		857	堀越	池田町
	765	中北山	松本市		858	日野	池田町
	766	東北山	松本市		859	峯在家	池田町
	767	子の神	松本市		860	日影	池田町
	768	片山	松本市		798	高	麻績村
	769	北片山	松本市		799	桑閑	麻績村
	770	社宮寺	松本市		800	坊平	麻績村
	771	会吉	松本市		801	根尾	麻績村
	772	新切	松本市		802	宮本	麻績村
	773	大田	松本市		803	野間	麻績村
	774	入	松本市		816	小立野入	生坂村
	775	勝立	松本市		817	小立野	生坂村
	861	辺尾	大町市		818	清水	生坂村
	862	小菅	大町市		819	くるみ平	生坂村
	863	地舎の田	大町市		820	突手沢	生坂村
	864	大塚	大町市		821	大池	生坂村
	865	大平	大町市		822	根峰	生坂村
	866	横瀬	大町市		823	下生野	生坂村
	867	栗尾平	大町市		824	大倉	生坂村
	868	万仲	大町市		825	白日	生坂村
	869	二滝	大町市		826	日岐	生坂村
	870	布宮	大町市		827	菖蒲	生坂村
	871	池の平	大町市		828	万平	生坂村
	872	土袋	大町市		829	竹本	生坂村
	873	大洞	大町市		830	袖山	生坂村
	874	布川	大町市		831	草尾山	生坂村
	875	槍平	大町市		832	牛沢	生坂村
	876	曾山	大町市		833	長谷久保	生坂村
	877	桑梨	大町市		834	大久保	生坂村
	878	市の瀬	大町市		835	中塚	生坂村
	879	宮の尾	大町市		836	日向	生坂村
	880	押の田	大町市		837	栗本	生坂村
	881	笹尾	大町市		838	宇留賀	生坂村
	882	塩の貝	大町市		839	古坂	生坂村
	883	菖蒲	大町市		840	鷺の平	生坂村
	884	小松尾	大町市		841	雲根	生坂村
	885	菅の窪	大町市		1,258	北部	生坂村
	886	地志原	大町市		1,259	草尾	生坂村
	887	上籠	大町市		776	堂の脇	筑北村
	888	野平	大町市		777	大洞	筑北村
	889	田畑	大町市		778	東条	筑北村
	890	小松尾北	大町市		779	上町	筑北村
	891	瀬口	大町市		780	西村	筑北村
	744	矢の沢	安曇野市		781	川山	筑北村
	745	平	安曇野市		782	大沢新田	筑北村
	746	堀平	安曇野市		783	戸川	筑北村
	747	松留	安曇野市		784	中の峠	筑北村
	748	大久保	安曇野市		785	七ツ松	筑北村
	749	南陸郷	安曇野市		786	中村	筑北村
	750	小泉	安曇野市		787	日向	筑北村
	751	出水	安曇野市		788	細田	筑北村
	752	池桜	安曇野市		789	一石	筑北村
753	矢越	安曇野市	790	菖蒲沢	筑北村		
754	柏尾	安曇野市	791	百瀬	筑北村		
755	庄部	安曇野市	792	大畑	筑北村		
756	梨子	安曇野市	793	別所	筑北村		
757	高鼻	安曇野市	794	寺沢	筑北村		
758	明賀	安曇野市	795	深持	筑北村		
759	金井沢	安曇野市	796	赤松	筑北村		
760	木沢	安曇野市	797	中込	筑北村		
762	麻生	安曇野市	804	大野田	筑北村		
1,256	むつみ橋下	安曇野市	805	永井	筑北村		
1,257	荻原	安曇野市	806	沼入	筑北村		
842	八代	池田町	807	中尾	筑北村		
843	ふすま	池田町	808	大久保	筑北村		
844	宮ノ平	池田町	809	漸々	筑北村		
845	馬休め	池田町	810	安坂中村	筑北村		
847	足崎	池田町	811	山崎	筑北村		
848	田の入	池田町	812	生金	筑北村		
849	天池	池田町	813	山間	筑北村		
850	天崎	池田町	814	氷室	筑北村		
851	清水	池田町	815	大平	筑北村		
852	豊盛	池田町	小計	151	箇所		
853	小実平	池田町					
854	坂森	池田町					

事務所名	番号	箇所名	町村	事務所名	番号	箇所名	町村	
姫川	892	佐野	白馬村	姫川	972	光明下	小谷村	
	893	沢渡	白馬村		973	光明	小谷村	
	894	内山	白馬村		974	合子	小谷村	
	895	宮ノ入	白馬村		976	水頭	小谷村	
	896	南谷地	白馬村		977	塩坂	小谷村	
	897	大左右	白馬村		978	湯原	小谷村	
	898	白沢	白馬村		979	大網	小谷村	
	899	北谷地	白馬村		980	笹野	小谷村	
	900	田頭	白馬村		981	横川	小谷村	
	901	堀の内	白馬村		982	戸土	小谷村	
	902	細野	白馬村		983	中股	小谷村	
	903	倉下	白馬村		1,261	鬼野沢	小谷村	
	904	わらび平	白馬村		1,262	梅池	小谷村	
	905	幸田	白馬村		1,263	千沢	小谷村	
	906	長峰	白馬村		1,264	前沢	小谷村	
	907	花園	白馬村		小計	92	箇所	
	908	桐山	白馬村					
	909	峯方下	白馬村					
	910	一ノ倉	白馬村					
	911	堀田	白馬村					
	912	中込	白馬村					
	913	二百地	白馬村					
	914	入の平	白馬村					
	915	菅	白馬村					
	916	野平	白馬村					
	917	野平上	白馬村					
	918	青鬼	白馬村					
	919	通	白馬村					
	920	西通	白馬村					
	921	立の間	白馬村					
	922	梨平	小谷村					
	923	川内	小谷村					
	924	坪の沢	小谷村					
	926	千国	小谷村					
	927	蕨平	小谷村					
	928	大別当	小谷村					
	929	真木	小谷村					
	930	月岡	小谷村					
	931	北雨中	小谷村					
	932	虫尾	小谷村					
	933	弥太郎	小谷村					
	934	大久保	小谷村					
	935	新屋	小谷村					
	936	神平	小谷村					
	937	日道南	小谷村					
	938	日道	小谷村					
	939	石原	小谷村					
	940	北日道	小谷村					
	941	六合	小谷村					
	942	曾田	小谷村					
	944	奉納	小谷村					
	945	池原	小谷村					
	946	石坂	小谷村					
	947	立山下	小谷村					
	948	白岩	小谷村					
	949	黒倉	小谷村					
	950	清水山	小谷村					
	951	半坂	小谷村					
	952	大沢	小谷村					
	953	長崎	小谷村					
	954	城	小谷村					
	956	塩の久保	小谷村					
	957	市場2号	小谷村					
	958	市場1号	小谷村					
	959	戸石	小谷村					
	960	八方岩	小谷村					
	961	仏岩	小谷村					
	962	松本	小谷村					
	963	神久	小谷村					
	964	真木	小谷村					
	965	大草連	小谷村					
	966	田中	小谷村					
	967	吉原	小谷村					
	968	葛草連	小谷村					
	969	外沢	小谷村					
	970	北野	小谷村					
	971	来馬	小谷村					

事務所名	番号	箇所名	町村	事務所名	番号	箇所名	町村
土尻川	984	遠見	長野市	土尻川	1,062	石津	長野市
	985	苦桃	長野市		1,063	中挟	長野市
	986	市場	長野市		1,064	樺内	長野市
	987	小坂	長野市		1,065	八重堀	長野市
	988	古間	長野市		1,066	日合	長野市
	989	西河原	長野市		1,067	棚原	長野市
	990	定谷	長野市		1,068	上下栗尾	長野市
	991	倉並	長野市		1,069	聖沢	長野市
	992	矢沢	長野市		1,070	聖	長野市
	993	赤坂	長野市		1,071	信級 宮の平	長野市
	994	中尾	長野市		1,072	権田	長野市
	995	平出	長野市		1,073	中村	長野市
	996	五十平	長野市		1,074	中塚	長野市
	997	中越	長野市		1,075	栃久保	長野市
	998	滝屋	長野市		1,076	山秋	長野市
	999	坪根	長野市		1,077	越道	長野市
	1,000	御所平	長野市		1,078	山上条	長野市
	1,001	大安寺	長野市		1,079	日時	長野市
	1,002	笹平	長野市		1,080	下川	長野市
	1,003	麻庭	長野市		1,081	栃ノ木	長野市
	1,004	新分一	長野市		1,082	左右	長野市
	1,005	山田中	長野市		1,083	一倉田和	長野市
	1,006	日方	長野市		1,084	大久保	長野市
	1,007	仏工伝	長野市		1,085	高萩	長野市
	1,008	栗林	長野市		1,086	中山	長野市
	1,009	上深沢	長野市		1,087	味藤	長野市
	1,010	平深沢	長野市		1,088	栗屋	長野市
	1,011	草崎	長野市		1,089	埋家	長野市
	1,012	無久平	長野市		1,090	新町	長野市
	1,013	川後	長野市		1,091	細尾	長野市
	1,014	小淵	長野市		1,092	菅沼	長野市
	1,015	吉窪	長野市		1,093	福土	長野市
	1,016	松の木	長野市		1,094	大河	長野市
	1,017	枇杷	長野市		1,095	矢ノ尻	長野市
	1,018	栃久保	長野市		1,096	寺尾	長野市
	1,019	百々瀬	長野市		1,097	牧野島	長野市
	1,020	栃ノ木	長野市		1,098	蟻之尾	長野市
	1,021	平林	長野市		1,099	栗尾	長野市
	1,022	上石川	長野市		1,100	大原	長野市
	1,023	下石川	長野市		1,101	日原東	長野市
	1,024	有旅	長野市		1,102	日名	長野市
	1,025	瀬原田	長野市		1,103	置原	長野市
	1,026	茶白山	長野市		1,104	橋木	長野市
	1,027	十二	長野市		1,105	小島	長野市
	1,028	八竜	長野市		1,106	牧原	長野市
	1,029	青池	長野市		1,107	牧野島北	長野市
	1,030	秋古	長野市		1,108	牧田中	長野市
	1,031	折井沖	長野市		1,109	二丁田	長野市
	1,032	若林	長野市		1,110	穴平	長野市
	1,033	村山	長野市		1,111	神田	長野市
	1,034	粒良田	長野市		1,112	杖突	長野市
	1,035	山布施	長野市		1,113	上条	長野市
	1,036	中尾山	長野市		1,114	細尾笠子	長野市
	1,038	池平	長野市		1,115	外味藤	長野市
	1,039	今泉	長野市		1,116	鷹ノ巣	長野市
	1,040	氷熊	長野市		1,117	赤虫	長野市
	1,041	桜井	長野市		1,118	和田	長野市
	1,042	古藤	長野市		1,119	吐唄	長野市
	1,043	安庭	長野市		1,173	下長井	長野市
	1,044	東原市場	長野市		1,174	上奈良井	長野市
	1,045	赤田	長野市		1,175	下奈良井	長野市
1,046	田野口	長野市	1,176	鳥々見	長野市		
1,047	小日向	長野市	1,177	沢尻	長野市		
1,048	灰原	長野市	1,178	持畔	長野市		
1,049	高野	長野市	1,179	御山里	長野市		
1,050	小田原	長野市	1,180	根踏	長野市		
1,051	根越	長野市	1,181	里原	長野市		
1,052	長瀬	長野市	1,182	角井	長野市		
1,053	宮の平	長野市	1,183	追平	長野市		
1,054	高市場	長野市	1,184	田之入	長野市		
1,055	大田和	長野市	1,185	下古沢	長野市		
1,056	北小松尾	長野市	1,186	森下	長野市		
1,057	米田和	長野市	1,187	戸谷の腰	長野市		
1,058	梶平	長野市	1,188	青木平	長野市		
1,059	越中川	長野市	1,189	茂田井	長野市		
1,060	芦ノ尻	長野市	1,190	三ヶ野	長野市		
1,061	門増	長野市	1,191	宮	長野市		

事務所名	番号	箇所名	町村	事務所名	番号	箇所名	町村
土尻川	1,192	高福寺	長野市	土尻川	1,153	輪之内	小川村
	1,193	郷土	長野市		1,154	土合	小川村
	1,194	穂田	長野市		1,155	露畑	小川村
	1,195	初生	長野市		1,156	泥立	小川村
	1,196	三王	長野市		1,157	外石	小川村
	1,197	栗本	長野市		1,158	味大豆	小川村
	1,198	月夜棚	長野市		1,159	富吉	小川村
	1,199	専納	長野市		1,160	駒越	小川村
	1,200	勝負平	長野市		1,161	志神	小川村
	1,201	梅木新井	長野市		1,162	鴨之尾	小川村
	1,202	桜出	長野市		1,163	夏和	小川村
	1,203	下下条	長野市		1,164	小池	小川村
	1,204	小手屋	長野市		1,165	日本記	小川村
	1,205	桐ノ木平	長野市		1,166	中牧	小川村
	1,206	青木	長野市		1,167	稗之久保	小川村
	1,207	本郷	長野市		1,168	天京	小川村
	1,208	清水沢	長野市		1,169	横捲	小川村
	1,209	上長井	長野市		1,170	坂	小川村
	1,210	横道	長野市		1,171	栗尾	小川村
	1,211	境ノ沢	長野市		1,172	荻之久保	小川村
	1,212	大塩	長野市		1,265	古山	小川村
	1,213	大内	長野市		小計	252	箇所
	1,214	上五十里	長野市				
	1,215	後沢	長野市				
	1,266	成山	長野市				
	1,216	塩の川	大町市				
	1,217	青具日向	大町市				
	1,218	青具奈良尾	大町市				
	1,219	万中	大町市				
	1,220	三百地	大町市				
	1,221	菅之久保	大町市				
	1,222	高地日向	大町市				
	1,223	井戸沢	大町市				
	1,224	大笹	大町市				
	1,225	中の崎	大町市				
	1,226	米山	大町市				
	1,227	大境	大町市				
	1,228	曲尾下	大町市				
	1,229	袖	大町市				
	1,230	川下	大町市				
	1,231	桑ノ木沢	大町市				
	1,232	本村	大町市				
	1,233	湯ノ海	大町市				
	1,234	日影	大町市				
	1,120	初引	小川村				
	1,121	雨池	小川村				
	1,122	持京	小川村				
	1,123	鳥立	小川村				
	1,124	法地	小川村				
	1,125	埋牧	小川村				
	1,126	北尾	小川村				
	1,127	馬曲	小川村				
	1,128	野間	小川村				
	1,129	穴尾	小川村				
	1,130	今泉	小川村				
1,131	花尾	小川村					
1,132	濁沢	小川村					
1,133	湯屋場	小川村					
1,134	沢入	小川村					
1,135	絹張	小川村					
1,136	塩沢	小川村					
1,137	裏立屋	小川村					
1,138	白地	小川村					
1,139	宮之入	小川村					
1,140	蔵別当	小川村					
1,141	甘越	小川村					
1,142	明賀	小川村					
1,143	番場	小川村					
1,144	山中	小川村					
1,145	高山寺	小川村					
1,146	南	小川村					
1,147	鶴牧田	小川村					
1,148	神楽岡	小川村					
1,149	出法	小川村					
1,150	芋之沢	小川村					
1,151	大崩	小川村					
1,152	奈良尾	小川村					

資料31-4 地すべり危険地区（林務部所管）

（ 1 ）地すべり危険地区市町村一覧

（令和3年4月1日現在）

地域振興局名	市 町 村 名	箇所数
佐 久	佐 久 市	1
	佐 久 穂 町	1
	小 計	2
上 田	上 田 市	9
	長 和 町	1
	小 計	10
諏 訪	岡 谷 市	1
	茅 野 市	1
	小 計	2
上 伊 那	伊 那 市	17
	駒 ヶ 根 市	1
	辰 野 町	1
	宮 田 村	1
	小 計	20
南 信 州	飯 田 市	14
	阿 南 町	3
	阿 智 村	3
	平 谷 村	2
	下 條 村	2
	天 龍 村	7
	泰 阜 村	2
	喬 木 村	4
	大 鹿 村	12
	小 計	49

地域振興局名	市 町 村 名	箇所数
松 本	松 本 市	22
	安 曇 野 市	21
	塩 尻 市	1
	筑 北 村	13
	生 坂 村	13
	小 計	70
北 ア ル プ ° 入	大 町 市	15
	池 田 町	10
	白 馬 村	3
	小 谷 村	22
	小 計	50
長 野	長 野 市	154
	千 曲 市	3
	高 山 村	6
	信 濃 町	1
	飯 綱 町	3
	小 川 村	17
小 計	184	
北 信	中 野 市	7
	飯 山 市	8
	山 ノ 内 町	2
	木 島 平 村	1
	野 沢 温 泉 村	1
	栄 村	6
	小 計	25
	合 計	412

## (2) 地すべり防止区域一覧

(令和3年4月1日現在)

番号	市町村名	面積 ha	法指定 年月日	保全対象	
				人家	その他公共施設
176	大野沢 佐久穂町 (旧佐久町)	6.24	H15.3.31		
佐久地域振興局 計 1 箇所					
96	岳ノ尾上田市	14.46	S49.4.9	8	その他1棟、道路1,050m
97	美志ヶ沢	7.98	"	5	その他2棟、道路2,000m
135	大谷	12.39	S60.4.25	27	神仏1、道路2,200m
148	日陰	5.01	H6.7.11	12	道路350m
上田地域振興局 計 4 箇所					
169	左大坪岡谷市	6.00	H12.12.15		
諏訪地域振興局 計 1 箇所					
1	中島 伊那市 (旧長谷村)	14.51	S33.9.3	10	道路900m
106	山寺山辰野町	11.36	S49.5.10	22	道路2,300m
113	半対伊那市 (旧高遠町)	25.90	S50.3.18	13	道路2,800m
114	柏木 伊那市 (旧長谷村)	112.80	S51.4.21	5	その他34棟、道路4,877m
125	芝平東伊那市 (旧高遠町)	24.76	S57.8.9	15	学校2、公署1、神仏1、道路
150	屋敷沢伊那市 (旧長谷村)	83.50	H7.8.2	8	道路5,000m
165	粟沢	15.03	H12.3.24	81	病院1、工場2、神仏2、道路2,070m
181	日影入箕輪町	7.29	H22.1.21		道路380m
上伊那地域振興局 計 8 箇所					
94	桃添かけ畑喬木村	9.03	S47.7.13	108	小学校、神仏等17、林道3,450m
98	舟久保飯上村 (旧上村)	105.30	S48.4.9	169	学校、官公署、神仏10、道路8,000m
99	青崩	13.52	"	133	学校等11、道路6,000m
127	中洞大鹿村	32.21	S58.6.20	28	道路2,850m
136	貉石飯上村 (旧上村)	24.38	S61.4.10	45	道路700m
138	河合大鹿村	72.03	S63.6.23	20	道路7,510m、病院4棟、官公署2棟
145	小塩	219.07	H3.5.8	9	道路1,600m
162	蛇洞沢飯上村 (旧上村)	30.98	H11.7.21	1	道路130m
180	我科泰阜村	6.53	H20.7.7	17	道路40m、ため池1
南信州地域振興局 計 9 箇所					
2	岩山松本市 (旧四賀村)	7.50	S33.9.3	6	林道450m
26	伊切筑北村 (旧本城村)	62.96	S35.8.23		
27	矢の川生坂村	12.02	"		
28	小沢安曇野市 (旧明科町)	15.21	"	5	学校1、その他2、道路280m
29	長久保	43.86	"		
30	木下	72.24	"		
31	穴坪	17.90	"		
32	矢の沢松本市 (旧四賀村)	25.49	"		
33	堂平	73.36	"		
35	万平生坂村	6.07	"		
36	梓沢安曇野市 (旧明科町)	16.60	"		
69	丸木生坂村	92.15	S39.6.22		林道600m
70	天田安曇野市 (旧明科町)	97.80	"	33	神仏、その他1、道路2,028m
71	梨子	31.13	"	23	神仏6、その他13、道路800m
79	李	12.70	S41.7.4	10	仏閣1、公民館1、道路3,265m
89	栗本生坂村	45.96	S53.5.4	10	仏閣1、道路2,350m
91	六地藏沢安曇野市 (旧明科町)	15.74	S46.4.23	12	道路2,640m

番号		市町村名	面積 ha	法指定 年月日	保全対象	
					人家	その他公共施設
92	東北山	松本市 (旧四賀村)	23.71	S47.7.13	5	その他1、道路1,900m
103	荻ノ久保	安曇野市 (旧明科町)	55.23	S49.4.9	88	その他3、道路5,831m
104	大久保	"	12.86	"	43	その他2、道路2,789m
105	中北山	松本市 (旧四賀村)	27.01	"	15	道路2,300m
107	半沢	安曇野市 (旧明科町)	12.40	S49.5.10	8	道路450m
108	日向	生坂村	32.97	"	11	道路2,160m、神仏1
115	堀平	安曇野市 (旧明科町)	33.15	S51.4.21	15	神仏1、その他10、道路1,400m
116	西の宮	松本市 (旧四賀村)	20.50	"	25	工場1、その他1、道路3,800m
118	十二	"	46.97	S52.6.7	10	道路1,730m
119	才光寺	生坂村	15.70	"	22	道路1,110m
120	生竜	松本市 (旧四賀村)	33.42	S53.5.4	32	道路1,600m
128	峯方	安曇野市 (旧明科町)	61.56	S59.4.5	43	官公署、学校等7、道路2,200m
141	崖の湯	松本市	12.98	H1.9.25	13	道路1,740m
141	崖の湯	塩尻市	4.24	"	13	道路1,740m
151	上生野	安曇野市 (旧明科町)	37.00	H9.3.27	43	道路5,060m、神仏1、工場2
163	下庄部	"	8.29	H11.7.21	1	公民館1、工場1、道路290m
164	入川	筑北村 (旧坂北村)	9.00	"	17	道路470m
167	白牧	安曇野市 (旧明科町)	40.83	H12.12.15		
168	草尾東	生坂村	19.41	"	104	神仏4、工場1、その他7、道路4,730m
170	老根田	松本市	8.57	H13.3.6		道路320m
173	大崩	"	51.82	H13.3.26	8	道路2,210m
174	底白	安曇野市 (旧明科町)	21.45	"	3	道路600m、鉄道90m
松本地域振興局 計 38 箇所						
3	中ぬけ平	小谷村	24.88	S33.9.3		
4	祖子山	"	8.73	"	4	道路1,840m
16	明賀	白馬村	38.23	S35.8.23	13	道路1,750m
34	小土山	小谷村	21.56	"		
72	穴の当	"	78.68	S39.7.21	8	神仏1、その他2、道路1,400m
73	榆室	池田町	61.00	"	13	神仏2、その他26、道路500m
74	寺間	"	75.60	"		神仏1、その他11、道路2,100m
75	花尾	大町市 (旧美麻村)	154.91	"		
76	池田田ノ入	池田町	11.37	S41.4.9		
77	寒方地	大町市 (旧美麻村)	49.77	"	11	
78	南足沼	池田町	38.10	S41.7.4	28	道路2,400m
81	正ノ田	"	26.53	S44.3.31	12	その他24棟、道路1,040m
85	大渚	小谷村	297.41	S45.3.31		
86	中木沢	池田町	18.60	"		
89	栗本	"	34.35	S45.9.7	14	神仏1、その他35、道路2,530m
90	上籠	大町市 (旧八坂村)	96.18	"	26	神仏4、その他63、道路17,900m
93	梅の尾	池田町	36.06	S47.7.13	8	その他12、道路1,470m
100	長久保	沢	39.46	S48.4.9	3	道路2,830m
101	法道	"	56.25	"	15	神仏2、その他2、道路5,230m
102	立野	大町市 (旧美麻村)	111.20	"	11	神仏1、道路5,000m
117	石豊	大町市 (旧八坂村)	13.11	S52.6.7	35	その他1、道路1,600m
122	土谷川	小谷村	163.75	S56.1.22	76	病院、その他2、道路500m
123	十石	大町市 (旧八坂村)	11.72	S56.3.13	23	神仏1、道路1,200m
129	平沢	"	55.23	S59.4.5	2	神仏1、道路700m
130	八畑	小谷村	20.38	"		道路1,050m
137	ヘイゾウ	"	74.28	S63.6.23	12	道路7,530m、神社仏閣1
140	六合	"	201.24	S63.9.21		道路1,570m
142	仲間	大町市 (旧八坂村)	31.36	H1.9.25	16	神仏4、その他1、道路2,935m
143	大平	小谷村	56.19	"	42	工場1、神仏1、道路6,600m

番号		市町村名	面積 ha	法指定 年月日	保全対象	
					人家	その他公共施設
149	高地坂	〃	6.76	H7.8.2	14	道路900m
153	城	大町市 (旧八坂村)	23.65	H9.3.27	11	道路1,200m、神仏1、その他1
157	稲尾沢	大町市	16.83	H9.11.26		道路1,100m
158	松合品生	大町市 (旧美麻村)	55.70	H10.3.16	13	神仏1、その他1、道路2,000m
159	奥山	白馬村	84.80	〃		道路3,400m
160	大立	小谷村	21.28	〃		道路250m
161	フトウ	〃	47.38	〃		道路400m
171	横川	〃	350.24	H13.3.6		道路4,650m
177	濁沢	〃	62.82	H15.3.31		
北アルプス地域振興局 計 37 箇所						
5	中田	長野市 (旧鬼無里村)	117.72	S34.6.27		道路3,500m
6	大沢	〃	22.63	〃		その他1棟
7	矢平沢	〃	5.50	〃		
8	町入	〃	18.13	〃		道路810m
9	財又	〃	228.79	〃		林道、農道
10	濁澤	長野市	140.56	〃		
11	七久保	〃	42.54	〃	1	道路500m
12	達橋沢	〃	7.74	〃		神社仏閣1棟、道路50m
13	鍋石沢	〃	5.00	〃	2	神社仏閣1棟、道路300m
14	平沢	〃	13.19	〃		道路150m
15	狐塚	〃	5.35	〃		道路100m
17	曲尾	長野市 (旧信州新町)	31.06	S35.8.23	25	道路3,600m
18	辻	長野市 (旧中条村)	16.46	〃	7	その他10棟、道路1,180m
19	神出	〃	28.45	〃	10	その他25棟、道路1,760m
21	小松原	長野市	10.59	〃	24	工場、神仏1、道路
22	久木	小川村	102.18	〃	39	学校2、神仏その他1、道路22,000m
23	原	長野市 (旧鬼無里村)	32.76	〃	26	その他31、道路8,640m
24	宮沢	〃	6.55	〃		
25	長崎入	〃	12.40	〃		道路2,000m
37	榆之木	長野市 (旧信州新町)	65.55	S38.1.23	19	道路1,500m
38	祖室	〃	20.22	〃		
39	大中	長野市 (旧戸隠村)	67.07	〃	43	神仏2棟、道路2,150m
40	誘引沢	長野市 (旧鬼無里村)	6.54	〃		道路4,000m
41	矢下澤	〃	67.46	〃	2	道路600m
42	滝澤	〃	65.52	〃		道路1,500m
43	矢崎澤	〃	26.01	〃		道路1,000m
44	柳平沖	長野市	10.49	〃	4	道路500m
45	泉平	〃	5.07	S38.3.4	2	神仏1、道路200m
46	滝の入澤	長野市 (旧鬼無里村)	23.30	S38.10.25		道路200m
47	清水沖	長野市	8.58	〃		道路1,000m
48	別府澤	長野市 (旧鬼無里村)	13.73	〃	2	道路200m
49	小鬼無里	〃	7.48	〃		道路1,000m
50	松原矢平澤	〃	16.07	〃		道路350m
51	寺澤	〃	75.38	〃	4	道路500m
52	桃ノ木沢	〃	13.16	〃		
53	曲尾沢	〃	10.94	〃		道路700m
54	岩下	〃	28.37	〃		道路500m
55	栃平	〃	22.26	〃		道路2,000m
56	柳沢	〃	21.24	〃		道路5,000m
57	小佐出沢	〃	19.29	〃		道路1,000m
58	西福寺北浦沢	長野市	8.30	S38.11.9		道路780m
59	洞表沖	〃	5.32	〃		道路200m
60	鑪澤	〃	9.06	〃		道路70m
61	東澤	〃	13.22	〃		道路50m
62	和奈出沢	長野市 (旧鬼無里村)	63.55	〃	10	神仏1、その他3、道路1,800m
63	坂の沢	〃	13.77	〃		道路100m
65	草茂志	長野市 (旧中条村)	64.99	S39.4.24	29	神仏3、その他14、道路2,220m



番号		市町村名	面積 ha	法指定 年月日	保全対象	
					人家	その他公共施設
66	土口沢	長野市 (旧鬼無里村)	11.75	"		
67	ツルオ沢	"	8.51	"	4	林道300m
68	日照田	"	13.77	"	8	道路400m
80	加賀井	長野市	35.38	S41.11.11	54	神仏2、道路3,583m
83	秋古	"	9.36	S44.3.31		道路950m
87	大川	小川村	37.98	S45.9.7	17	道路
88	須坂	長野市 (旧中条村)	20.00	"	8	小学校2棟、道路3,500m
110	太田	長野市 (旧信州新町)	30.21	S49.5.10		神仏1、その他1、道路2,800m
111	才の神	小川村	25.38	"	25	学校、官公署、その他5、道路2,800m
124	古藤	長野市	11.60	S57.8.9		神仏2、その他1、道路2,900m
126	福土	長野市 (旧信州新町)	7.25	"	21	官公署、神仏2、その他2、道路2,900m
131	下中山	"	30.77	S59.4.5	24	その他1、道路3,590m
132	母袋	長野市 (旧戸隠村)	64.94	"	27	神仏、その他2、道路1,050m
133	押切	長野市 (旧鬼無里村)	11.95	S60.4.25	3	道路280m
134	井戸入沢	"	36.40	"	10	道路
139	刈内	長野市 (旧信州新町)	9.76	S63.9.21	50	官公署1、道路550m
144	栃久保	"	6.30	H2.10.5		道路500m
146	奥裾花	長野市 (旧鬼無里村)	58.17	H5.3.9		その他1棟、道路870m
154	奈良尾	小川村	36.25	H9.11.26	19	道路1,383m、その他1
155	宮沢	"	34.30	"	6	道路2,619m
156	上ノ山	長野市	5.67	"	40	道路810m、神仏1、鉄塔1
172	又田羅	信州新町	16.39	H13.3.6	12	道路2,000m
178	岡	長野市 (旧鬼無里村)	9.83	H16.5.7		
179	涌池	長野市	17.36	H19.5.9		道路1,240m
182	上土倉	長野市 (旧鬼無里村)	116.2	H27.4.23	18	道路5,040m
長野地域振興局		計 7 2 箇所				
20	村中	飯山市	51.14	S35.8.23	11	神社仏閣2棟
64	権現寺	"	37.16	S39.4.24	24	神仏1、その他2、道路
82	下芳尾	"	17.14	S44.3.31		林道500m
84	美沢	長野市 (旧豊田村)	105.00	S44.12.4	17	神仏1、道路4,500m
95	草間	長野市	26.07	S47.10.31	145	道路2,700m
109	発嘯	山ノ内町	74.83	S49.5.10	25	その他8、道路8,300m
112	堰口	飯山市	48.25	"	38	道路13,850m
121	和山	栄村	31.83	S53.5.4	112	学校等3、道路2,200m
147	乗落	"	103.78	H5.3.9		その他2棟、道路1,500m
152	日隠	"	18.66	H9.3.27		道路60m
166	桂橋	"	8.24	H12.3.24		
175	乙見沢	山ノ内町	29.58	H14.6.26		
北信地域振興局		計 1 2 箇所				
合 計		1 8 2 1 箇所				

根拠) 地すべり等防止法第3条第1項

注) については同一箇所でも市町村へまたがっているものであり、総数には含まない。

資料31-5 山腹崩壊危険地区

(令和3年4月1日現在)

地域振興局名	市町村名	箇所数	地域振興局名	市町村名	箇所数	地域振興局名	市町村名	箇所数
佐久	小諸市	23	南信州	飯田市	303	北アルプス	大町市	83
	佐久市	87		松川町	37		池田町	14
	小海町	35		高森町	19		松川村	6
	佐久穂町	25		阿南町	62		白馬村	28
	川上村	17		阿智村	60		小谷村	100
	南牧村	27		平谷村	8		小計	231
	南相木村	23		根羽村	21	長野	長野市	267
	北相木村	12		下條村	22		須坂市	82
	軽井沢町	25		売木村	15		千曲市	68
	御代田町	16		天龍村	54		坂城町	28
	立科町	9		泰阜村	52		小布施町	5
	小計	299		喬木村	46		高山村	46
上田	上田市	114	豊丘村	89	信濃町		10	
	東御市	15	大鹿村	25	飯綱町		7	
	長和町	22	小計	813	小川村		40	
	青木村	10	木曾	上松町	78		小計	553
	小計	161		南木曾町	94	北信	中野市	47
諏訪	岡谷市	11		木曾町	135		飯山市	59
	諏訪市	21		木祖村	96		山ノ内町	27
	茅野市	26		王滝村	60		木島平村	22
	下諏訪町	10		大桑村	47		野沢温泉村	13
	富士見町	10	小計	510	栄村		62	
	原村	2	松本	松本市	198	小計	230	
	小計	80		塩尻市	68	合計	3,727	
上伊那	伊那市	166		安曇野市	121			
	駒ヶ根市	22		麻積村	6			
	辰野町	65		生坂村	32			
	箕輪町	24		山形村	1			
	飯島町	39		朝日村	19			
	南箕輪村	15		筑北村	37			
	中川村	12	小計	482				
	宮田村	25						
	小計	368						

資料31-6 崩壊土砂流出危険地区

(令和3年4月1日現在)

地域振興局名	市町村名	箇所数	地域振興局名	市町村名	箇所数	地域振興局名	市町村名	箇所数
佐久	佐久市	109	南信州	飯田市	311	北アルプス	大町市	136
	小諸市	11		松川町	45		池田町	38
	佐久穂町	38		高森町	28		松川村	15
	小海町	17		阿南町	80		白馬村	20
	川上村	65		阿智村	187		小谷村	75
	南牧村	34		平谷村	25		小計	284
	南相木村	20		根羽村	46	長野	長野市	423
	北相木村	25		下條村	37		須坂市	25
	軽井沢町	23		売木村	32		千曲市	53
	御代田町	15		天龍村	53		坂城町	20
	立科町	12		泰阜村	28		高山村	23
	小計	369		喬木村	63		信濃町	17
上田	上田市	161	豊丘村	44	飯綱町		14	
	東御市	15	大鹿村	83	小川村		66	
	長和町	59	小計	1062	小計	641		
	青木村	34	木曾	上松町	65	北信	中野市	34
	小計	269		南木曾町	185		飯山市	45
諏訪	岡谷市	35		木曾町	181		山ノ内町	15
	諏訪市	27		木祖村	59		木島平村	17
	茅野市	35		王滝村	59		野沢温泉村	10
	下諏訪町	40		大桑村	102		栄村	55
	富士見町	27	小計	651	小計	176		
	原村	2	松本	松本市	219	合計		4,635
小計	166	塩尻市		110				
上伊那	伊那市	193		安曇野市	62			
	駒ヶ根市	20		筑北村	61			
	辰野町	100		麻積村	15			
	箕輪町	34		生坂村	40			
	飯島町	41		山形村	15			
	南箕輪村	12		朝日村	63			
	中川村	12	小計	585				
	宮田村	20						
小計	432							

資料31-7 民有林林道における災害発生危険箇所

(令和3年4月1日現在)

地域振興局名	市町村名	箇所数	地域振興局名	市町村名	箇所数	地域振興局名	市町村名	箇所数
佐久	佐久市	32	上伊那	飯島町	2	松本	麻積村	6
	小諸市	3		南箕輪村	1		生坂村	6
	佐久穂町	6		中川村	6		山形村	25
	小海町	4		宮田村	6		朝日村	8
	川上村	8		小計	210		筑北村	32
	南牧村	10	南信州	飯田市	107		小計	161
	南相木村	18		松川町	29	北アルプス	大町市	79
	北相木村	14		高森町	10		池田町	2
	軽井沢町	7		阿南町	11		松川村	2
	御代田町	4		阿智村	30		白馬村	5
	立科町	1		根羽村	28		小谷村	8
	小計	107		下條村	14		小計	96
	上田	上田市		19	泰阜村	34	長野	長野市
東御市		2	喬木村	3	須坂市	18		
長和町		3	豊丘村	5	千曲市	24		
小計		24	大鹿村	16	坂城町	7		
諏訪	岡谷市	18	木曾	小計	287	高山村		7
	諏訪市	7		上松町	12	信濃町		4
	茅野市	5		南木曾町	4	小川村		15
	下諏訪町	13		木曾町	6	小計		141
	富士見町	18	木祖村	13	北信	飯山市	13	
	原村	2	王滝村	11		山ノ内町	13	
	小計	63	大桑村	11		木島平村	2	
上伊那	伊那市	64	小計	57		野沢温泉村	1	
	駒ヶ根市	30	松本	松本市		51	栄村	43
	辰野町	91		塩尻市		3	小計	72
	箕輪町	10		安曇野市	30			
合計							1,218	

資料31-8 なだれ危険箇所（林務部所管）

(令和3年4月1日現在)

地域振興局名	市町村名	箇所数	地域振興局名	市町村名	箇所数
南信州	飯田市	1	長野	長野市	23
	小計	1		高山村	3
松本	松本市	26		信濃町	4
	安曇野市	8		飯綱町	7
	小計	34		小計	37
北アルプス	大町市	5		北信	中野市
	白馬村	8	飯山市		11
	小谷村	40	木島平村		12
	小計	53	野沢温泉村		18
			栄村		30
			小計		75
			合計		200

## 資料31-9 雪崩危険箇所(建設部所管)

(1) 雪崩危険箇所市町村別一覧

建設(砂防) 事務所	市町村名	雪崩危険箇所数			建設(砂防) 事務所	市町村名	雪崩危険箇所数			
		箇所数 ( )	箇所数 ( )	合計			箇所数 ( )	箇所数 ( )	合計	
上田	上田市	108	24	132	北信	中野市	46	13	59	
	小計	108	24	132		飯山市	53	29	82	
飯田	飯田市	54	16	70		山ノ内町	41	12	53	
	小計	54	16	70		木島平村	16	1	17	
松本	松本市	44	9	53		野沢温泉村	21	2	23	
	小計	44	9	53		栄村	39	9	48	
安曇野	安曇野市	28	4	32		小計	216	66	282	
	小計	28	4	32		姫川	白馬村	41	21	62
大町	大町市	62	16	78			小谷村	101	50	151
	松川村	5	5	10			小計	142	71	213
	小計	67	21	88	土尻川	長野市	243	139	382	
須坂	須坂市	21	4	25		大町市	27	40	67	
	高山村	31	1	32		小川村	58	63	121	
	小計	52	5	57		小計	328	242	570	
長野	長野市	198	69	267						
	信濃町	41	14	55						
	飯綱町	14	7	21						
	小計	253	90	343	合計	合計	1,292	548	1,840	

(注) : 保全人家5戸以上である(5戸未満であっても公共的建物又は災害時要援護者関連施設がある)  
: 人家1~4戸ある

資料31-10 土砂崩壊危険箇所（農政部所管）

（令和3年4月1日現在）

地域振興局	市町村名	箇所数	地域振興局	市町村名	箇所数	地域振興局	市町村名	箇所数
佐久	小諸市	19	南信州	飯田市	58	北アルプス	大町市	39
	佐久市	50		松川町	11		池田町	2
	小海町	7		高森町	12		松川村	2
	佐久穂町	19		阿南町	14		白馬村	2
	川上村	7		阿智村	23		小谷村	133
	南牧村	9		平谷村	4		小計	178
	南相木村	3		根羽村	5	長野	長野市	60
	北相木村	2		下條村	45		須坂市	10
	軽井沢町	2		売木村	3		千曲市	28
	御代田町	11		天龍村	14		坂城町	5
	立科町	10		泰阜村	4		小布施町	22
	小計	139		喬木村	50		高山村	6
上田	上田市	110	豊丘村	75	信濃町		13	
	東御市	36	大鹿村	0	飯綱町		43	
	長和町	9	小計	318	小川村		9	
	青木村	11	木曾	上松町	35		小計	196
	小計	166		南木曾町	128	北信	中野市	17
諏訪	岡谷市	4		木曾町	117		飯山市	22
	諏訪市	2		木祖村	22		山ノ内町	10
	茅野市	25		王滝村	11		木島平村	10
	下諏訪町	6	大桑村	27	野沢温泉村		4	
	富士見町	24	小計	340	栄村		32	
	原村	4	松本	松本市	27	小計	95	
	小計	65		塩尻市	11	合計	1,749	
上伊那	伊那市	54		安曇野市	20			
	駒ヶ根市	11		麻績村	1			
	辰野町	21		生坂村	2			
	箕輪町	16		山形村	3			
	飯島町	15		朝日村	12			
	南箕輪村	13		筑北村	18			
	中川村	23	小計	94				
	宮田村	5						
	小計	158						

# 資料31-11 急傾斜地崩壊危険箇所

## (1)急傾斜地崩壊危険箇所市町村一覽

建設(砂防)事務所	市町村名	急傾斜地崩壊危険箇所数			合計	
		箇所数( )	箇所数( )	箇所数( )		
佐久	小諸市	49	46	25	120	
	佐久市	131	64	93	288	
	小海町	41	22	43	106	
	佐久穂町	38	9	36	83	
	川上村	27	3	3	33	
	南牧村	25	1	0	26	
	南相木村	14	1	7	22	
	北相木村	10	3	0	13	
	軽井沢町	57	25	26	108	
	御代田町	19	18	23	60	
	立科町	11	23	19	53	
	小計	422	215	275	912	
	上田	上田市	145	134	90	369
東御市		16	29	18	63	
長和町		15	34	22	71	
青木村		13	21	0	34	
小計		189	218	130	537	
諏訪	岡谷市	45	18	3	66	
	諏訪市	33	15	14	62	
	茅野市	117	46	16	179	
	下諏訪町	34	12	6	52	
	富士見町	37	37	7	81	
	原村	0	0	0	0	
小計	266	128	46	440		
伊那	伊那市	166	148	25	339	
	駒ヶ根市	21	60	15	96	
	辰野町	45	40	33	118	
	箕輪町	13	9	1	23	
	飯島町	12	16	2	30	
	南箕輪村	21	9	1	31	
	中川村	19	31	6	56	
	宮田村	5	13	3	21	
	小計	302	326	86	714	
飯田	飯田市	194	324	33	551	
	松川町	28	97	5	130	
	高森町	20	35	7	62	
	阿南町	29	102	14	145	
	阿智村	36	106	16	158	
	平谷村	3	6	5	14	
	根羽村	11	58	8	77	
	下條村	13	31	3	47	
	売木村	5	12	0	17	
	天龍村	39	65	0	104	
	泰阜村	16	61	10	87	
	喬木村	23	150	5	178	
	豊丘村	24	144	11	179	
	大鹿村	30	73	30	133	
	小計	471	1,264	147	1,882	
	木曾	上松町	57	36	26	119
		南木曾町	37	67	23	127
木曾町		122	139	139	400	
木祖村		20	39	18	77	
王滝村		18	10	14	42	
大桑村		15	39	11	65	
小計		269	444	330	830	



建設(砂防)事務所	市町村名	急傾斜地崩壊危険箇所数			合計
		箇所数( )	箇所数( )	箇所数( )	
松本	松本市	121	121	174	416
	塩尻市	56	78	124	258
	波田町	12	16	14	42
	山形村	1	7	4	12
	朝日村	12	10	19	41
	小計	202	232	335	769
安曇野	安曇野市	32	40	40	112
	小計	32	40	40	112
大町	大町市	40	42	59	141
	松川村	1	4	5	10
	小計	41	46	64	151
千曲	千曲市	39	26	23	88
	坂城町	10	11	4	25
	小計	49	37	27	113
須坂	須坂市	10	18	13	41
	小布施町	0	0	3	3
	高山村	19	13	7	39
	小計	29	31	23	83
長野	長野市	248	158	55	461
	信濃町	9	17	11	37
	飯綱町	22	14	15	51
	小計	279	189	81	549
北信	中野市	23	19	48	90
	飯山市	36	18	31	85
	山ノ内町	27	20	22	69
	木島平村	9	5	20	34
	野沢温泉村	14	3	23	40
	栄村	25	22	20	67
	小計	134	87	164	385
犀川	松本市	15	37	41	93
	大町市	7	15	0	22
	安曇野市	27	30	11	68
	池田町	16	23	12	51
	麻績村	10	23	8	41
	生坂村	23	15	6	44
	筑北村	21	40	39	100
	小計	119	183	117	419
姫川	白馬村	66	32	28	126
	小谷村	89	43	0	132
	小計	155	75	28	258
土尻川	長野市	186	290	58	534
	大町市	19	28	24	71
	小川村	33	65	11	109
	小計	238	383	93	714
	合計	3,197	3,784	1,887	8,868

(注) 保全人家5戸以上である(5戸未満であっても公共的建物又は災害時要援護者関連施設がある)

保全人家1~4戸ある人家はないが、将来人家等の立地が予想される

(2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
		30311031	鎰掛下2号	30313032	星見ヶ丘別荘地2
佐久穂町		30311032	鎰掛上	30313033	星見ヶ丘別荘地3
30211001	古谷	30311033	中村	30313034	本間下
30211002	古谷2号	30311034	八那池	30313035	本間上
30211003	宿戸	30311035	杉尾	30313036	本間川
30211004	矢沢	30311036	五箇	30313037	溝ノ原
30211005	平川原2号	30311037	芦平	30313038	芦平1
30211006	平川原	30311038	稲子	30313039	芦平2
30211007	大日向本郷	30311039	稲子の湯	30313040	芦平3
30211008	下川原	30321001	卒道団地	30313041	新開1
30211009	野尻	30321001	大畑	30313042	新開2
30211010	本郷	30312001	親沢	30313043	新開3
30211011	川久保	30312002	宿渡2	川上村	
30211012	一の淵	30312003	土村4号	30411001	向沢
30211013	海瀬	30312004	土村2	30411002	本屋敷
30211014	上曾原	30312005	土村1	30411003	下河原
30211015	宿岩	30312006	中村	30411004	川西
30211016	高野町上	30312007	芦谷	30411005	橋場
30211017	針ノ木沢	30312008	芦谷1号	30411006	入口
30211018	上本郷	30312009	箕輪1号	30411007	子口リン村
30211019	新田	30312010	箕輪2号	30411008	新井沢
30211020	上新田2号	30312011	小海原	30411009	上宿
30211021	上新田1号	30312012	本間下	30411010	中宿
30212001	刈又	30312013	上宿	30411011	下宿
30212002	水堀	30312014	溝ノ原	30411012	新田
30212003	畑ヶ中	30312015	馬流1号	30411013	川端下
30213001	旭	30312016	馬流2号	30411014	川又
30213002	畑ヶ中1	30312017	豊里2号	30411015	中宿上
30213003	畑ヶ中2	30312018	豊里3号	30411016	中宿下
30213004	宿岩1	30312019	豊里4号	30411017	和田
30213005	宿岩2	30312020	芦平	30411018	向
30213006	源左衛門窪	30322001	土村3	30411019	寒い沢
30213007	屋敷入	30322002	八那池口	30411020	坂下
小海町		30313001	川平	30411021	とどり
30311001	川平上	30313002	親沢	30411022	本郷下
30311002	川平下	30313003	本村	30411023	浜場
30311003	親沢2号	30313004	市ノ沢1	30411024	下川
30311004	親沢	30313005	市ノ沢2	30411025	転石
30311005	笠原	30313006	市ノ沢3	30411026	樋沢
30311006	宿渡2号	30313007	笠原	30411027	上山
30311007	宿渡1号	30313008	宿渡1	30412001	居倉
30311008	宿渡	30313009	宿渡2	30412002	下宿
30311009	土村	30313010	宿渡3	30412003	金山
30311010	土村5号	30313011	中村	30413001	御所平1
30311011	沢入	30313012	小海原1	30413002	御所平2
30311012	中村1号	30313013	小海原2	30413003	御所平3
30311013	腰巻2号	30313014	小海原3	南牧村	
30311014	腰巻	30313015	芦谷1	30511001	学校裏
30311015	腰巻3号	30313016	芦谷2	30511002	広瀬1号
30311016	本間下1号	30313017	芦谷3	30511003	広瀬2号
30311017	本間下2号	30313018	箕輪1	30511004	広瀬3号
30311018	宮下	30313019	箕輪2	30511005	川平
30311019	本間川1	30313020	箕輪3	30511006	家の南
30311020	本間川2号	30313021	箕輪4	30511007	海ノ口2号
30311021	本間川	30313022	鎰掛1	30511008	海ノ口
30311022	日赤下	30313023	鎰掛2	30511009	大芝上
30311023	南町	30313024	八那池	30511010	大芝
30311024	高根町	30313025	杉尾	30511011	湯沢口
30311025	清水町	30313026	豊里1	30511012	湯沢
30311026	大峰	30313027	豊里2	30511013	鹿の湯
30311027	二夕子池2号	30313028	豊里3	30511014	海野
30311028	馬流	30313029	松原1	30511015	本村
30311029	二夕子池1号	30313030	松原2	30511016	杣添
30311030	鎰掛下	30313031	星見ヶ丘別荘地1	30511017	別荘入口
30812001	樋の口	20811027	菱平5	20812042	山浦3
30812002	鷺の口	20811028	滋野	20812043	大杭2
				21711034	中央区南
				21711035	横和

## (2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
30812003	八郡2	20811029	市町2	20812044	大杭1	21711036	白山団地
30812004	松井	20811030	新町	20812045	大杭3	21711037	鳴瀬
30812005	八郡3	20811031	市町	20812046	宮沢	21711038	落合
30812006	柳沢	20811032	耳取	20813001	西原	21711039	南岩尾
30813001	筆岩1	20811033	古城	20813002	平原10	21711040	弥生ヶ丘
30813002	筆岩2	20811034	中棚	20813003	平原11	21711041	小宮山北
30813003	高岩1	20811035	体育館上	20813004	平原12	21711042	小宮山
30813004	高岩2	20811036	森山	20813005	森山2	21711043	前山南
30813005	穴原	20811037	西浦1	20813006	耳取1	21711044	地家
30813006	天神町	20811038	西浦	20813007	塩野2	21711045	上町
30813007	大石川	20811039	山浦1	20813008	菱野2	21711046	日向
30813008	馬越	20811040	外海道	20813009	高津谷	21711047	東立科
30813009	柳沢	20811041	久保1	20813010	諸	21711048	新田居村下
30813010	上畑	20811042	久保2	20813011	天池1	21711049	新田居村
30813011	千ヶ日向団地	20811043	上河端	20813012	天池2	21712001	西地東
30813012	佐口1	20811044	宮沢	20813013	上ノ平3	21712002	黒田
30813013	佐口2	20811045	宮沢2	20813014	大久保4	21712003	苦水
30813014	佐口3	20811046	大久保3	20813015	大久保5	21712004	相立2号
30813015	鷺ノ口1	20811047	大久保2	20813016	大久保7	21712005	相立3号
30813016	鷺ノ口2	20811048	鞆久保2	20813017	諏訪山1	21712006	中村2号
30813017	大石1	20811049	鞆久保	20813018	諏訪山2	21712007	町中
30813018	大石2	20812001	南ヶ原	20813019	御牧ヶ原2	21712008	正安寺
30813019	大石3	20812002	塩野	20813020	御牧ヶ原1	21712009	上宿2号
30813020	大石4	20812003	平原2	20813021	御牧ヶ原3	21712010	常和北1号
30813021	大石5	20812004	平原8	20813022	御牧ヶ原4	21712011	常和北2号
30813022	大石6	20812005	平原3	20813023	御牧ヶ原5	21712012	常和南1号
30813023	八郡4	20812006	平原6	20813024	御牧ヶ原6	21712013	常和南2号
30813024	八郡5	20812007	平原9	20813025	御牧ヶ原7	21712014	上平尾2号
30813025	八郡6	20812008	平原5	佐久市		21712015	湯川温泉
30813026	松井2	20812009	入居祖	21711001	西地	21712016	長土呂
30813027	八千穂高原別荘地3	20812010	平原1	21711002	志賀中宿	21712017	伊勢林
30813028	八千穂高原別荘地2	20812011	御影新田1	21711003	志賀上宿	21712018	瀬戸中
30813029	八千穂高原別荘地1	20812012	御影新田4	21711004	八重久保	21712019	落合
		20812013	御影新田5	21711005	駒込	21712020	竹田
		20812014	和田1	21711006	初谷温泉	21712021	沓沢
小諸市		20812015	和田2	21711007	大月	21712022	大沢
20811001	平原7	20812016	市1	21711008	相立	21713001	香坂1
20811002	平原4	20812017	市2	21711009	中村	21713002	香坂2
20811003	御影新田2	20812018	ひばりヶ丘2	21711010	朧水2号	21713003	西地
20811004	御影新田3	20812019	加増2	21711011	朧水3号	21713004	下宿1
20811005	尾尻2	20812020	甲7	21711012	朧水	21713005	下宿2
20811006	尾尻	20812021	甲5	21711013	町上	21713006	内山牧場1
20811007	四ッ谷	20812022	甲1	21711014	町下	21713007	内山牧場2
20811008	四ッ谷2	20812023	甲4	21711015	町下2号	21713008	黒田2
20811009	ひばりヶ丘1	20812024	甲3	21711016	松井	21713009	大月2
20811010	加増1	20812025	小原	21711017	採石場下	21713010	苦水1
20811011	蛇堀	20812026	己1	21711018	大林寺	21713011	苦水2
20811012	甲6	20812027	己2	21711019	平賀上宿	21713012	苦水3
20811013	御幸町	20812028	中の久保	21711020	竹原団地	21713013	朧水
20811014	中島	20812029	入村2	21711021	北沢	21713014	町上
20811015	甲2	20812030	菱平2	21711022	阿ら井	21713015	常和南2
20811016	東沢	20812031	滝原	21711023	上平尾	21713016	常和南
20811017	乙1	20812032	天池	21711024	横根	21713017	常和南1
20811018	乙2	20812033	糠地2	21711025	横根北	21713018	上平尾
20811019	菱野湯沢	20812034	糠地1	21711026	平根橋	21713019	花園町
20811020	菱野温泉	20812035	両神	21711027	安原北	21713020	伊勢林1
20811021	菱野	20812036	大久保1	21711028	安原南	21713021	伊勢林2
20811022	入村	20812037	西浦2	21711029	伊勢林	21713022	鳴瀬2
20811023	菱平1	20812038	山浦2	21711030	大和町	21713023	落合
20811024	西久保	20812039	上の平1	21711031	上の城	21713024	北岩尾
20811025	菱平3	20812040	上の平2	21711032	一本柳	21713025	地家
20811026	菱平4	20812041	上平	21711033	根々井	21713026	前山南
21713027	小宮山2	30113005	清和寮下	32111055	追分駅南1号	32211010	茂田井
21713028	平井1	30113006	旭ヶ丘1	32111056	追分駅南2号	32211011	入布施
21713029	平井2	30113007	旭ヶ丘2	32121001	千ヶ滝中区3号	32211012	入船
21713030	笹倉1	30113008	大平	32112001	桜沢	32211013	式部

(2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
21713031	笹倉2	30113009	十二新田1	32112002	釜ノ沢3号	32211014	坂井
21713032	笹倉3	30113010	十二新田2	32112003	愛宕1号	32211015	中居東
21713033	笹倉4	30113011	十二新田3	32112004	三笠パーク1号	32211016	中居
21713034	笹倉5	30113012	十二新田4	32112005	鶴留1	32211017	雁村
21713035	笹倉6	30113013	十二新田5	32112006	扇平2号	32211018	雁村1号
21713036	笹倉7	軽井沢町		32112007	南ヶ丘1	32211019	大木
21713037	沓沢2	32111001	釜ノ沢1号	32112008	南ヶ丘2	32211020	大木1号
21713038	東立科1	32111002	釜ノ沢2号	32112009	鶴留2	32211021	天神
21713039	美笹1	32111003	万平	32112010	坂下	32211022	片倉
21713040	大沢新田1	32111004	林根	32112011	千ヶ滝山ノ手2号	32211023	高呂
21713041	大沢新田2	32111005	愛宕2号	32112012	千ヶ滝山ノ手3号	32211024	小平
21713042	美笹2	32111006	三笠1号	32112013	千ヶ滝山ノ手4号	32211025	高呂上
21713043	美笹3	32111007	三笠2号	32112014	千ヶ滝山ノ手5号	32211026	大谷地
30111001	馬坂2号	32111008	三笠3号	32112015	千ヶ滝山ノ手6号	32211027	鷹岩
30111002	馬坂1号	32111009	三笠パーク3号	32112016	甲山	32211028	豊石
30111003	広河原2号	32111010	三笠パーク2号	32112017	八風1号	32211029	牧場
30111004	不老温泉	32111011	三笠パーク4号	32112018	八風2号	32211030	入片倉
30111005	丸山	32111012	鹿島の森1号	32112019	八風6号	32211031	宮の入
30111006	丸山下	32111013	鹿島の森2号	32112020	八風7号	32211032	岩下
30111007	玉尾	32111014	離山2号	32112021	八風8号	32211033	本郷
30111008	下町	32111015	扇平1号	32112022	茂沢1	32211034	竹の城
30111009	常和	32111016	泉ヶ丘	32112023	茂沢2	32211035	新田
30111010	清川	32111017	千ヶ滝東区1号	32112024	茂沢2号	32211036	春日湯沢
30111011	清川2号	32111018	千ヶ滝東区2号	32112025	大原	32211037	虹の平
30111012	赤谷	32111019	千ヶ滝東区3号	32113001	桜沢2	32211038	富貴の平
30111013	入沢	32111020	千ヶ滝東区4号	32113002	桜沢1	32221001	御桐谷
30111014	入沢口	32111021	千ヶ滝山ノ手1号	32113003	旧軽井沢1	32212001	本牧
30111015	稻荷山	32111022	千ヶ滝中区2号	32113004	旧軽井沢2	32212002	長坂
30111016	勝間下	32111023	千ヶ滝中区1号	32113005	旧軽井沢3	32212003	茂田井2号
30111017	勝間	32111024	スケートセンター裏	32113006	泉里	32212004	式部2号
30111018	旭ヶ丘北	32111025	千ヶ滝西区	32113007	千ヶ滝東区1号	32212005	式部3号
30111019	旭ヶ丘南	32111026	藤尾	32113008	千ヶ滝東区2号	32212006	雁村2号
30111020	旭ヶ丘	32111027	星野1号	32113009	千ヶ滝東区3号	32212007	大木2号
30111021	下滝	32111028	星野2号	32113010	千ヶ滝東区4号	32212008	大木3号
30111022	北側	32111029	離山1号	32113011	千ヶ滝中区1	32212009	大木5号
30111023	北側2号	32111030	霊園上	32113012	千ヶ滝中区2	32212010	大木4号
30111024	南側	32111031	富ヶ丘団地	32113013	甲山1	32212011	一ノ原2号
30111025	湯原3	32111032	千ヶ滝西区1号橋	32113014	千ヶ滝東区5号	32212012	一ノ原1号
30111026	湯原新田	32111033	風越山北	32113015	発地1	32212013	下谷田
30111027	北川	32111034	油井	32113016	発地2	32212014	片倉
30111028	居村	32111035	レイクニュータウン1号	32113017	杉瓜	32212015	大谷地
30111029	中小田切	32111036	レイクニュータウン2号	32113018	茂沢1	32212016	吹上大谷地
30111030	上小田切	32111037	レイクニュータウン3号	32113019	茂沢2	32212017	大谷地2号
30111031	日向	32111038	レイクニュータウン4号	32113020	茂沢3	32212018	八丁地
30111032	十二新田	32111039	レイクニュータウン5号	32113021	茂沢4	32212019	豊石2号
30111033	新田下	32111040	レイクニュータウン6号	32113022	茂沢5	32212020	延沢
30111034	新田上	32111041	レイクニュータウン7号	32113023	茂沢6	32212021	豊石
30111035	観音平	32111042	レイクニュータウン8号	32113024	茂沢7	32212022	菅原2
30111036	岩水	32111043	馬取	32113025	追分1	32212023	菅原
30112001	広川原	32111044	上発地	32113026	追分2	32212024	寺久保1号
30112002	丸山	32111045	向平	佐久市		32212025	寺久保2号
30112003	旭ヶ丘	32111046	八風7号	32211001	印内3号	32212026	高橋
30112004	北側	32111047	八風5号	32211002	印内1号	32212027	入片倉1号
30112005	湯原2	32111048	八風4号	32211003	印内2号	32212028	入片倉2号
30112006	十二新田1	32111049	八風3号	32211004	古宮	32212029	茂沢
30112007	十二新田2	32111050	向井平	32211005	瓜生西	32212030	入新町
30113001	山ノ神	32111051	大原	32211006	吹上	32212031	岩下2号
30113002	丸山1	32111052	大原2号	32211007	瓜生	32212032	湯沢
30113003	丸山2	32111053	木附	32211008	東町	32213001	印内3号
30113004	丸山3	32111054	茂沢	32211009	栄町	32213002	印内4号
32213003	古宮2	32311019	道陸神	32412011	姥ヶ懐	20311030	蛇沢3号
32213004	古宮3	32312001	森泉郷2号	32412012	小袋1号	20311031	中央東
32213005	百沢1	32312002	森泉郷3号	32412013	小袋2号	20311032	泉町
32213006	百沢2	32312003	向原	32412014	荒井戸	20311033	上堀
32213007	中居	32312004	上滝沢	32412015	中尾2	20311034	踏入
32213008	坂井2	32312005	常盤台北	32412016	中尾	20311035	常入

## (2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
32213009	雁村3号	32312006	城跡	32412017	美上下1号	20311036	天神町
32213010	天神2	32312007	円通寺	32412018	美上下	20311037	天神東
32213011	高呂2	32312008	上久能	32412019	美上下2号	20311038	天神西
32213012	吹上2	32312009	大畑	32412020	蓼科牧場3号	20311039	朝日ヶ丘
32213013	士林	32312010	大畑2号	32412021	蓼科牧場2号	20311040	上田原
32213014	大谷地3	32312011	黒岩	32412022	女神平	20311041	上塩尻1号
32213015	八丁地堰1	32312012	山ノ神	32412023	東白樺湖	20311042	上塩尻2号
32213016	八丁地堰2	32312013	平和台団地	32413001	三ツ又1	20311043	下塩尻1号
32213017	鳶岩1	32312014	上宿西	32413002	三ツ又2	20311044	下塩尻2号
32213018	鳶岩2	32312015	荒屋	32413003	三ツ又3	20311045	下塩尻3号
32213019	鳶岩3	32312016	飯綱南2号	32413004	桐原	20311046	天狗神社前
32213020	八丁地1	32312017	馬場	32413005	滝神	20311047	中村
32213021	八丁地2	32322001	常盤台	32413006	上房	20311048	岳ノ組1号
32213022	菅原1	32313001	草越1	32413007	石川	20311049	岳ノ組2号
32213023	菅原2	32313002	草越6	32413008	中尾1	20311050	白砂
32213024	菅原3	32313003	草越7	32413009	中尾3	20311051	日影
32213025	浅田切	32313004	草越2	32413010	中尾2	20311052	長谷2号
32213026	本郷2	32313005	草越3	32413011	中尾4	20311053	長谷
32213027	竹の城1	32313006	草越4	32413012	美上下5	20311054	本組
32213028	竹の城2	32313007	草越5	32413013	美上下6	20311055	原組
32213029	湯沢	32313008	楓ヶ丘1	32413014	美上下3	20311056	形山
32213030	頭無平	32313009	楓ヶ丘2	32413015	美上下4	20311057	古城
32213031	富貴の平1	32313010	楓ヶ丘3	32413016	つつじヶ丘	20311058	岡
32213032	富貴の平2	32313011	広戸1	32413017	蓼科牧場4	20311059	浦野
32511001	屋敷裏	32313012	広戸2	32413018	学園地	20311060	上越戸1号
32511002	塩名田	32313013	久能	32413019	南平台	20311061	大湯上
32511003	庄ノ上団地	32313014	面替1	合計	912箇所	20311062	大湯1号
32511004	御馬寄	32313015	面替2			20311063	石湯
32511005	駒寄	32313016	面替3	上田市		20311064	院内上
32511006	駒寄山	32313017	面替4	20311001	岩清水1号	20311065	院内下
32521001	水地	32313018	面替5	20311002	氷沢	20311066	森林公園1号
32512001	入の沢	32313019	面替6	20311003	宿組	20321001	金井
32512002	御牧原	32313020	栄町	20311004	長入2号	20321002	染谷
32512003	御馬寄3	32313021	馬瀬口1	20311005	富士見台団地	20321003	古里
32513001	入の沢1	32313022	馬瀬口2	20311006	富士見台団地2号	20321004	平井寺1号
32513002	入の沢2	32313023	馬瀬口3	20311007	伊勢山1号	20312001	岩清水
32513003	御馬寄4号	立科町		20311008	伊勢山2号	20312002	氷沢2号
32513004	駒寄	32411001	日影1	20311009	伊勢山3号	20312003	氷沢3号
32513005	御馬寄2	32411002	日影村	20311010	伊勢山3号	20312004	赤坂2号
御代田町		32411003	日影	20311011	金剛寺1号	20312005	赤坂1号
32311001	森泉郷1号	32411004	東塩沢	20311012	金剛寺中	20312006	矢沢
32311002	居屋敷	32411005	虎御前	20311013	長島1号	20312007	下郷
32311003	楓ヶ丘	32411006	蟹窪	20311014	大久保	20312008	長入3号
32311004	山田	32411007	古町	20311015	上川原柳	20312009	新屋
32311005	城ノ越	32411008	蓼科牧場1号	20311016	野竹	20312010	伊勢山4号
32311006	梨沢西	32411009	もみの木	20311017	笹井	20312011	金剛寺2号
32311007	下尾崎	32411010	箕輪平	20311018	岩門	20312012	金剛寺3号
32311008	上尾崎	32411011	樽ヶ沢	20311019	常田	20312013	金剛寺下
32311009	大久保東	32412001	大日向	20311020	常入2号	20312014	金剛寺上
32311010	大久保西	32412002	藤沢1号	20311021	大屋1号	20312015	長島2号
32311011	中嶋	32412003	藤沢2号	20311022	大屋2号	20312016	金剛寺4号
32311012	荒町	32412004	山部1号	20311023	大屋3号	20312017	大久保2号
32311013	平和台団地	32412005	山部2号	20311024	大屋4号	20312018	美穂ヶ池下
32311014	児玉南	32412006	山部3号	20311025	岩下	20312019	下青木2号
32311015	児玉北	32412007	山部4号	20311026	下青木1号	20312020	国分3号
32311016	飯綱南	32412008	宇山	20311027	久保林	20312021	小岩門2号
32311017	上宿東	32412009	日向中村	20311028	国分1号	20312022	岩門
32311018	上の駅	32412010	古町2号	20311029	国分2号	20312023	金井4号
20312024	蟹原	20313022	上手	34112030	鹿教湯5号	34512008	荒井
20312025	山口1号	34111001	水押	34112031	入山	34512009	大良2号
20312026	新田2号	34111002	東街道	34113001	上平	34512010	上横町
20312027	新田1号	34111003	平戸	34113002	南方1号	34512011	田中1号
20312028	西丘	34111004	押出2号	34113003	南方2号	34512012	田中2号
20312029	祝町	34111005	茂沢	34113004	茂沢	34512013	田中3号
20312030	常入上	34111006	下道通	34113005	尾野山1号	34512014	田中4号
20312031	小枚上	34111007	ひえ田	34113006	尾野山2号	34512015	峰山

(2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
20312032	小牧西	34111008	中越	34113007	深山1号	34512016	岡保3号
20312033	須川	34111009	岩崎	34113008	深山2号	34512017	松井新田
20312034	常盤城	34111010	町	34113009	町腰越	34512018	松井新田2
20312035	上塩尻3号	34111011	海戸	34113010	虚空蔵	34512019	沼入
20312036	下塩尻4号	34111012	道久上	34113011	宮沢	34513001	東組
20312037	山口	34111013	深山団地	34113012	霊泉寺	34513002	大日向1号
20312038	上半過下	34111014	町腰越1号	34113013	大塩1号	34513003	大日向2号
20312039	半過下	34111015	桜田	34113014	穴沢	34513004	大日向3号
20312040	上半過上	34111016	腰越	34113015	高梨	34513005	横沢
20312041	下半過	34111017	押出	34113016	大塩2	34513006	真田1号
20312042	日向	34111018	岩清水	34113017	鹿教湯1号	34513007	真田2号
20312043	下室賀	34111019	辰ノ口	34113018	鹿教湯2号	34513008	戸沢
20312044	下室賀	34111020	宮脇団地	34113019	鹿教湯3号	34513009	赤井
20312045	本組	34111021	和子1号	34113020	鹿教湯4号	34513010	荒井
20312046	中組2号	34111022	萩窪	34113021	入山1号	34513011	大倉
20312047	ささらの湯	34111023	茂沢	34113022	入山2号	34513012	三島平
20312048	中組1号	34111024	霊泉寺	34511001	渋沢上	34513013	大良
20312049	中組	34111025	穴沢1号	34511002	大日向1号	34513014	大庭
20312050	貝戸田	34111026	陽寿荘	34511003	宮前	34513015	石堂1号
20312051	東昌寺	34111027	雀原	34511004	大日向2号	34513016	石堂2号
20312052	上越戸2号	34111028	高梨	34511005	大日向3号	34513017	岡保
20312053	上越戸3号	34111029	落合	34511006	岩屋観音	34513018	入軽井沢1号
20312054	上越戸4号	34111030	鹿教湯	34511007	十林寺	34513019	入軽井沢2号
20312055	奈良尾	34111031	入山	34511008	戸沢	34513020	入軽井沢3号
20312056	平井寺2号	34111032	奥鹿教湯	34511009	つくし	34513021	入軽井沢4号
20312057	平井寺3号	34121001	三才山病院1号	34511010	四日市2	34513022	入軽井沢5号
20312058	龍光院	34121002	三才山病院2号	34511011	四日市1	34513023	松井新田1号
20312059	塩野神社	34112001	南方	34511012	向組1	34513024	松井新田2号
20312060	前山寺	34112002	坂井	34511013	向組2	34513025	松井新田3号
20312061	大湯2号	34112003	練合	34511014	大畑下	34513026	沼入1号
20312062	森林公園2号	34112004	東組	34511015	下原	34513027	沼入2号
20312063	分去	34112005	小野山2号	34511016	大倉1号	34513028	沼入3号
20312064	野倉1号	34112006	茂沢	34511017	大倉2号	34513029	沼入4号
20312065	野倉2号	34112007	上組	34511018	三島	34513030	沼入5号
20322001	長島3号	34112008	三反田上	34511019	三島(2)	34513031	沼入6号
20313001	長入1号	34112009	深山神社上	34511020	坂下	34513032	沼入7号
20313002	長入2号	34112010	深山	34511021	下横道	34611001	沖
20313003	長入3号	34112011	腰越橋	34511022	大良1号	34611002	博物館下
20313004	野竹	34112012	向井	34511023	萩	34611003	保代
20313005	久保林	34112013	町腰越2号	34511024	大庭	34611004	余里
20313006	緑ヶ丘三丁目	34112014	浄水場上	34511025	石堂	34611005	余里
20313007	小牧	34112015	プール上	34511026	中組2号	34611006	岳ノ湯
20313008	上半過下1号	34112016	横辻1号	34511027	中組1号	34611007	ベルデ武石
20313009	上半過下2号	34112017	横辻2号	34511028	岡保1号	34621001	うつくしの湯
20313010	上半過1号	34112018	和子2号	34511029	岡保2号	34612001	鳥屋1号
20313011	上半過2号	34112019	和子3号	34511030	入軽井沢1号	34612002	鳥屋2号
20313012	中組1号	34112020	霊泉寺1号	34511031	入軽井沢3	34612003	二ツ屋
20313013	中組2号	34112021	穴沢2号	34511032	入軽井沢2号	34612004	下武石
20313014	中組3号	34112022	高梨2号	34521001	真田	34612005	武石公園
20313015	中組4号	34112023	高梨3号	34512001	菅平口	34612006	下原
20313016	中組5号	34112024	高梨4号	34512002	大日向2号	34612007	保代
20313017	平井寺1号	34112025	高梨5号	34512003	第一発電所上	34612008	下余里1号
20313018	平井寺2号	34112026	天竜寺上	34512004	十林寺3号	34612009	下余里2号
20313019	東前山	34112027	鹿教湯2号	34512005	十林寺2号	34612010	下余里3号
20313020	西前山	34112028	鹿教湯3号	34512006	緑地公園上	34612011	余里2
20313021	手塚	34112029	鹿教湯4号	34512007	横尾	34612012	余里3
34612013	上余里	34311001	赤岩	34213008	豎町1号		
34612014	二本木	34311002	城前	34213009	豎町2号		岡谷市
34612015	下小寺尾	34311003	姫子沢1号	34213010	四泊	20411001	斧トギ沢1
34612016	大布施	34311004	白鳥台	34213011	落合	20411002	和楽荘付近
34612017	内の山	34311005	本海野	34213012	新屋	20411003	堤下
34612018	番所ヶ原	34311006	西海野	34213013	宮ノ上	20411004	立正閣下
34613001	鳥屋	34312001	滝ノ沢1号	34213014	窪城1号	20411005	岡谷小下
34613002	二ツ屋	34312002	滝ノ沢2号	34213015	窪城2号	20411006	山手町二丁目3
34613003	武石公園1号	34312003	ダム下2号	34213016	大門1号	20411007	山手町二丁目2
34613004	武石公園2号	34312004	夕タラ1号	34213017	大門2号	20411008	山手町二丁目1

## (2)急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
34613005	保代	34312005	姫子沢2号	34213018	白樺ハイランド別荘地1号
34613006	山人	34312006	姫子沢3号	34213019	白樺ハイランド別荘地2号
34613007	余里	34312007	宮ノ入1号	34213020	追分1号
34613008	丘の湯	34312008	宮ノ入2号	34213021	追分2号
34613009	二本木	34312009	赤岩下	34213022	姫木平別荘地
34613010	下小寺尾1号	34322001	奈良原1号	34711001	上組
34613011	下小寺尾2	34313001	横堰	34711002	芦沢
34613012	上小寺尾	34313002	宮ノ入	34711003	下町
34613013	大布施1号	34313003	姫子沢	34711004	鍛冶足-2
34613014	大布施2号	34313004	西田沢	34711005	鍛冶足-1
東御市		長和町		34711006	和田山
32611001	久保田	34211001	立岩(2)	34712001	上組2号
32611002	大日向2号	34211002	立岩上	34712002	赤倉
32611003	大日向	34211003	五反田	34712003	大出日向
32611004	日影	34211004	宮ノ上1号	34712004	大狭間1号
32611005	栗林	34211005	入大門下	34712005	大狭間3号
32611006	諸沢	34211006	入大門上	34712006	大狭間2号
32611007	下之城	34211007	美し松	34712007	二之橋上
32611008	畦田	34211008	姫木2号	青木村	
32611009	梨木沢	34211009	姫木1号	34911001	殿戸
32611010	玉の井屋敷	34212001	立岩2号	34911002	村松
32612001	常満1号	34212002	立岩1号	34911003	湯坂
32612002	上平	34212003	有坂団地	34911004	原久保
32612003	南部	34212004	五反田	34911005	木戸
32612004	崩途	34212005	有坂	34911006	日影
32612005	八反田1号	34212006	有坂1号	34911007	立谷
32612006	八反田2号	34212007	北古屋	34911008	湯原
32612007	八反田3号	34212008	北古屋	34911009	宮沢
32612008	本下之城1号	34212009	学者村1号	34911010	河原町
32612009	本下之城4号	34212010	学者村2号	34911011	湯本
32612010	本下之城2号	34212011	田中	34911012	田沢2号
32612011	本下之城3号	34212012	堅町	34911013	弘法1号
32612012	田ノ尻1号	34212013	横町	34912001	殿戸2号
32612013	田ノ尻2号	34212014	長久保	34912002	細谷
32612014	宮2号	34212015	齊藤木材上	34912003	村松2号
32612015	宮1号	34212016	落合	34912004	日橋上
32612016	羽毛山2号	34212017	宮ノ上2号	34912005	立木1号
32612017	郷任川原	34212018	大門	34912006	立木2号
32612018	山崎	34212019	入大門	34912007	立木3号
32622001	大日方1号	34212020	小茂ヶ谷下	34912008	原池
32613001	布下	34212021	小茂ヶ谷	34912009	弘法2号
32613002	御牧原1	34212022	りんどうの郷1	34912010	中之組1号
32613003	御牧原2	34212023	白樺ハイランド	34912011	中之組2号
32613004	御牧原3	34212024	りんどうの郷2	34912012	釜房
32613005	北御牧小学校前	34212025	姫木4号	34912013	荒屋
32613006	大日向	34212026	姫木5号	34912014	湯原2号
32613007	切久保	34212027	姫木3号	34912015	権現堂
32613008	本下之城1	34213001	滝ノ沢	34912016	入奈良本
32613009	本下之城2	34213002	立岩	34912017	深山1号
32613010	羽毛山1	34213003	五反田	34912018	深山2号
32613011	羽毛山3	34213004	有坂	34912019	琴山2号
32613012	郷任川原1	34213005	学者村1号	34912020	琴山1号
32613013	郷任川原2	34213006	学者村2号	34922001	四房3号
32613014	山根	34213007	学者村3号	合計 537箇所	
20422001	神明町一丁目1	20613012	後山3	21411061	下槻木
20413001	川岸中三丁目2	20613013	後山4	21411062	泉野小学校
20413002	川岸中三丁目3	20613014	後山5	21411063	槻木1
20413003	川岸西一丁目	茅野市		21411064	小屋場
諏訪市		21411001	白樺湖	21411065	中沢1
20611001	大和一丁目1	21411002	車山1	21411066	中沢2
20611002	大和一丁目2	21411003	鹿山	21411067	南小泉
20611003	大和2	21411004	鹿山	21411068	小泉2
20611004	大和3	21411005	蓼科4	21411069	粟沢
20611005	角間新田2	21411006	蓼科5	21411070	本町東
20611006	金山2	21411007	蓼科3	21411071	本町西2
20611007	湯の脇一丁目	21411008	親湯	21411072	本町西1
				21412008	蓼科16
				21412009	蓼科12
				21412010	滝見平
				21412011	糸萱4
				21412012	三井の森5
				21412013	緑の村6
				21412014	北大塩2
				21412015	北大塩3
				21412016	糸萱3
				21412017	糸萱5
				21412018	塩之目3
				21412019	埴原田7

## (2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
20611008	双葉ヶ丘2	21411009	蓼科2	21411073	塚原	21412020	埴原田8
20611009	湯の脇2号	21411010	滝の湯	21411074	塚原一丁目	21412021	広見3
20611010	湯の脇	21411011	蓼科	21411075	長峰2	21412022	大日影
20611011	尾玉町1	21411012	蓼科9	21411076	長峰	21412023	下古田3
20611012	尾玉町2	21411013	蓼科7	21411077	小町屋2	21412024	福沢4
20611013	尾玉町3	21411014	蓼科10	21411078	小町屋	21412025	埴原田9
20611014	双葉ヶ丘	21411015	奥蓼科	21411079	高部2	21412026	埴原田10
20611015	岡村	21411016	豊平	21411080	茅野	21412027	上原4
20611016	手長丘上	21411017	蓼科8	21411081	美弥ヶ丘団地	21412028	蓼科高原チェルトの森
20611017	手長丘下	21411018	横谷温泉	21411082	小坂団地	21412029	槻木2
20611018	岡村2号	21411019	蓼科17	21411083	西茅野1	21412030	下槻木2
20611019	清水一丁目	21411020	蓼科11	21411084	向ヶ丘団地	21412031	八岳温泉
20611020	清水3	21411021	糸萱2	21411085	坂室3	21412032	高部
20611021	清水町	21411022	糸萱	21411086	坂室2	21412033	新井
20611022	武津	21411023	三井の森2	21411087	坂室	21412034	安国寺1
20611023	細久保	21411024	三井の森1	21411088	西茅野2	21412035	安国寺2
20611024	普門寺2	21411025	三井の森4	21411089	鏡湖1	21412036	安国寺3
20611025	普門寺3	21411026	三井の森3	21411090	鏡湖4	21412037	西茅野3
20611026	普門寺	21411027	緑の村5	21411091	鏡湖5	21412038	西茅野4
20611027	普門寺4	21411028	緑の村2	21411092	鏡湖2	21412039	西山2
20611028	有賀1	21411029	緑の村3	21411093	鏡湖3	21412040	坂室4
20611029	大熊	21411030	緑の村1	21411094	木舟1	21412041	大池2
20611030	神宮寺	21411031	緑の村4	21411095	木舟2	21412042	金沢下
20611031	桑原2	21411032	蓼科18	21411096	大池1	21422001	塩沢2
20611032	桑原	21411033	柏原1	21411097	新金沢1	21422001	中村2
20611033	神戸	21411034	芹ヶ沢	21411098	新金沢2	21422002	中村1
20612001	角間新田	21411035	塩沢	21411099	福沢	21422003	山田
20612002	金山	21411036	北大塩1	21411100	白樺湖2	21413001	柏原2
20612003	大和三丁目	21411037	鋳物師屋1	21411101	車山3	21413002	蓼科20
20612004	双葉ヶ丘3	21411038	鋳物師屋2	21411102	蓼科6	21413003	湯川
20612005	岡村二丁目	21411039	中大塩	21411103	米沢台1	21413004	塩沢3
20612006	元町	21411040	中大塩3	21411104	米沢台2	21413005	槻木3
20612007	元町2	21411041	広見2	21411105	本町西	21413006	槻木4
20612008	清水二丁目	21411042	広見1	21411106	グリーン団地	21413007	御作田2
20612009	有賀4	21411043	上場沢	21411107	安国寺	21413008	御作田1
20612010	有賀3	21411044	塩之目2	21421001	蓼科19	21413009	神之原
20612011	有賀2	21411045	上古田	21421002	山寺2	21413010	本町東2
20612012	南真志野	21411046	山寺1	21421003	上古田	21413011	高部3
20612013	大熊3	21411047	塩之目1	21421004	城山団地	21413012	安国寺4
20612014	大熊4	21411048	下古田1	21421005	上原2	21413013	杖突峠
20612015	大熊2	21411049	小泉1	21421006	小泉3	21413014	西茅野4
20613001	蓼の海公園	21411050	福沢(3)	21421007	駅前	21413015	木舟3
20613002	大和二丁目	21411051	福沢(2)	21421008	山田2	21423001	緑の村7
20613003	大和二丁目2	21411052	長倉	21421009	東向ヶ丘		下諏訪町
20613004	大和一丁目3	21411053	鬼場	21421010	西山	36111001	町屋敷三組
20613005	大和三丁目2	21411054	埴原田5	21412001	車山2	36111002	斧立
20613006	立石町	21411055	埴原田1	21412002	鹿山3	36111003	萩倉1
20613007	普門寺5	21411056	埴原田4	21412003	鹿山4	36111004	萩倉2
20613008	有賀5	21411057	埴原田6	21412004	鹿山5	36111005	木落1
20613009	有賀6	21411058	上原1	21412005	蓼科13	36111006	落合2
20613010	後山1	21411059	上槻木	21412006	蓼科14	36111007	落合7
20613011	後山2	21411060	上槻木下	21412007	蓼科15	36111008	落合3
36111009	落合1	36211020	栗生	伊那市		20911064	荒井4
36111010	落合4	36211021	富士見	20911001	福島1	20911065	中小沢
36111011	落合5	36211022	富士見2	20911002	野底3	20911066	平沢南
36111012	注連掛	36211023	富士見台	20911003	野底5	20911067	南沢1
36111013	星ヶ丘1	36211024	塚平	20911004	上牧1	20911068	南方
36111014	星ヶ丘2	36211025	松目	20911005	上牧2	20911069	西町1
36111015	東町中二4	36211026	入笠	20911006	公園下2号	20911070	伊那部
36111016	山の神	36211027	瀬沢1	20911007	上牧西部	20911071	西町2
36111017	東町	36211028	横吹	20911008	東台下	20911072	西町3
36111018	社ヶ丘	36211029	瀬沢2	20911009	東台上	20911073	鶯洞
36111019	東町2号	36211030	先能	20911010	蟹沢北	20911074	西町4
36111020	新町1	36211031	釜無	20911011	蟹沢1	20911075	沢
36111021	武居	36211032	花場3	20911012	大和	20911076	小黒
36111022	富ヶ丘	36211033	花場1	20911013	中坪	20911077	西町5



## (2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
36111023	石投場	36211034	休戸1	20911014	芦沢4	20911078	西町6
36111024	北高木	36211035	信濃境2	20911015	芦沢3	20911079	西町7
36111025	高木	36211036	富士見1	20911016	芦沢1	20911080	横山3
36111026	東高木	36221001	机2	20911017	芦沢5	20911081	榛原1
36121001	町屋敷	36212001	立沢8	20911018	南割1	20911082	中組1
36121002	星ヶ丘第一	36212002	立沢1	20911019	上大島1	20911083	中殿島
36121003	東町中二2	36212003	立沢3	20911020	中梟	20911084	宮下
36121004	東山田	36212004	立沢2	20911021	下梟1	20911085	洞1
36121005	武居北4	36212005	立沢4	20911022	上川手1	20911086	藤口北
36121006	武居北1	36212006	立沢5	20911023	下川手2	20911087	藤口
36121007	関屋	36212007	立沢6	20911024	下川手1	20911088	新田1
36121008	西高木一	36212008	乙事	20911025	南割2	20911089	新田2
36112001	八島ヶ原	36212009	瀬沢新田	20911026	上大島2	20911090	田原
36112002	樋橋	36212010	葛窪1	20911027	上原1	20911091	上新山4
36112003	樋橋2	36212011	葛窪2	20911028	下梟3	20911092	上島
36112004	萩倉3	36212012	葛窪3	20911029	下梟2	20911093	小出島7
36112005	萩倉4	36212013	高森1	20911030	上川手2	20911094	小出島6
36112006	落合6	36212014	高森2	20911031	上川手3	20911095	清水坂
36112007	注連掛2	36212015	先達2	20911032	上川手西	20911096	下島
36112008	東町中二3	36212016	田端2	20911033	下川手3	20911097	小出島3
36112009	東山田第七1	36212017	田端	20911034	日影東	20911098	小出島2
36112010	武居北2	36212018	信濃境3	20911035	日影西	20911099	沢渡北
36112011	武居北3	36212019	信濃境4	20911036	日影	20911100	沢渡2
36112012	小湯の上	36212020	烏帽子7	20911037	公園下	20911101	沢渡3
36113001	霧ヶ峰	36212021	烏帽子6	20911038	御園北1	20911102	沢渡1
36113002	樋橋3	36212022	烏帽子2	20911039	御園1	20911103	下小出
36113003	町屋敷	36212023	烏帽子3	20911040	新町	20911104	表木2
36113004	東町中二5	36212024	瀬沢3	20911041	御園2	20911105	下牧
36113005	小湯の上一部	36212025	瀬沢4	20911042	山寺1	20921001	荒井8
36113006	東高木	36212026	若宮1	20911043	山寺今泉	20921002	北新2
富士見町		36212027	若宮2	20911044	山寺下	20912001	八ツ手1
36211001	立沢7	36212028	木の間2	20911045	山寺上	20912002	八ツ手2
36211002	広原1	36212029	横吹2	20911046	高尾町	20912003	福島2
36211003	広原2	36212030	先能	20911047	山寺2	20912004	福島3
36211004	広原3	36212031	休戸2	20911048	坂下	20912005	野底4
36211005	広原4	36212032	花場5	20911049	北割	20912006	野底2
36211006	瀬沢新田5	36212033	花場4	20911050	与地1	20912007	野底1
36211007	瀬沢新田6	36212034	花場2	20911051	与地東	20912008	上牧3
36211008	瀬沢新田2	36212035	大萱	20911052	川北	20912009	上牧北部
36211009	先達1	36212036	釜無2	20911053	山本	20912010	上牧4
36211010	信濃境1	36222001	神戸	20911054	山寺3	20912011	中央
36211011	信濃境5	36213001	富士見台2	20911055	荒井1	20912012	蟹沢2
36211012	烏帽子4	36213002	木の間1	20911056	荒井2	20912013	野口
36211013	烏帽子1	36213003	花場6	20911057	下小沢	20912014	下手良2
36211014	神代2	36213004	若宮高原1	20911058	小沢1	20912015	下手良1
36211015	神代1	36213005	若宮高原2	20911059	小沢2	20912016	芦沢2
36211016	平岡2	36213006	先能2	20911060	平沢北	20912017	芦沢6
36211017	平岡1	36213007	釜無3	20911061	平沢1	20912018	馬場
36211018	机1号	合計	440箇所	20911062	室町	20912019	南割3
36211019	机3			20911063	荒井3	20912020	上大島3
20912021	上大島4	20912085	上新山10	38111032	番匠	38712002	戸台南
20912022	上大島5	20912086	上新山9	38111033	稲持	38712003	黒川東
20912023	南割4	20912087	上新山7	38111034	新町	38712004	黒川西
20912024	南割5	20912088	上新山8	38111035	諸町	38712005	上北
20912025	上原2	20912089	小出島5	38111036	常磐	38712006	上南
20912026	御園北2	20912090	沢渡4	38111037	城下	38712007	中山
20912027	御園3	20912091	沢渡5	38111038	上山田芝平	38712008	下
20912028	御園4	20912092	表木4	38111039	引持	38712009	中尾
20912029	御園5	20912093	表木3	38121001	中山	38712010	中尾第一
20912030	御園6	20912094	表木1	38121002	御堂垣外南	38712011	北馬越北
20912031	山寺4	20922001	福島4	38121003	瀬戸	38712012	古馬越北
20912032	大泉新田	20922002	下殿島4	38112001	松倉北	38712013	琵琶窪
20912033	吹上	20922003	下殿島3	38112002	松倉東	38712014	下村
20912034	与地2	20922004	小出島1	38112003	芝平	38712015	柏木西
20912035	与地3	20913001	与地5	38112004	北部	38712016	柏木
20912036	与地4	20913002	与地6	38112005	両日向	38712017	中部北

(2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
20912037	山寺5	20913003	小沢5	38112006	道場	38712018	伊東
20912038	小沢3	20913004	小沢6	38112007	川辺2	38712019	田本
20912039	小沢4	20913005	小沢7	38112008	御堂垣外2	38712020	粟沢
20912040	平沢2	20913006	小沢8	38112009	松倉西	38713001	馬越
20912041	芝原	20913007	平沢4	38112010	御堂垣外北	駒ヶ根市	
20912042	荒井5	20913008	南沢2	38112011	御堂垣外1	21011001	上塩田1
20912043	平沢3	20913009	車屋6	38112012	御堂垣外西	21011002	下塩田1
20912044	横山1	20913010	中組6	38112013	荒町	21011003	大久保1
20912045	横山2	20913011	中組7	38112014	黒沢西	21011004	菅沼
20912046	横山4	20913012	中組8	38112015	中条西	21011005	穴山1
20912047	荒井6	20913013	中組9	38112016	中条	21011006	本曾倉
20912048	小出島9	20913014	殿島	38112017	中条南	21011007	扇場1
20912049	ますみが丘	20913015	洞2	38112018	塩供北	21011008	共楽園下
20912050	西町8	20913016	土蔵3	38112019	中村	21011009	太田切
20912051	荒井7	20913017	小出島4	38112020	中村南	21011010	町四区2
20912052	桜井3	20913018	小出島8	38112021	弥勒	21011011	北下平1
20912053	桜井2	20913019	沢渡6	38112022	若宮東	21011012	北下平2
20912054	桜井1	38111001	松倉	38112023	若宮1	21011013	北下平3
20912055	貝沼	38111002	大下	38112024	若宮西	21011014	北下平4
20912056	榛原2	38111003	北垣外上	38112025	霜町	21011015	南下平1
20912057	車屋5	38111004	北垣外	38112026	多町	21011016	南下平2
20912058	車屋4	38111005	宮原西	38112027	下原西	21011017	南下平3
20912059	車屋3	38111006	宮原	38112028	下原東	21011018	南下平4
20912060	車屋2	38111007	久保	38112029	西和手	21011019	上赤須1
20912061	車屋1	38111008	川辺	38112030	滝沢	21011020	菅の台
20912062	中組2	38111009	白沢	38113001	宮下	21021001	原
20912063	中組3	38111010	薬師堂	38113002	赤坂	21012001	板取1
20912064	中組4	38111011	荒井	38113003	御堂垣外3	21012002	火山1
20912065	中組5	38111012	土橋	38113004	台北	21012003	火山2
20912066	下殿島2	38111013	伊矢崎	38113005	越道	21012004	上塩田2
20912067	下殿島1	38111014	土橋下	38711001	戸台西	21012005	栗林2
20912068	土蔵1	38111015	水上	38711002	戸台	21012006	栗林1
20912069	土蔵2	38111016	荒町上	38711003	黒川	21012007	大久保2
20912070	北福地4	38111017	台	38711004	黒川南	21012008	大久保北1
20912071	北福地3	38111018	黒沢	38711005	中島	21012009	大久保北2
20912072	北福地2	38111019	黒沢東	38711006	中山南	21012010	大久保3
20912073	北福地1	38111020	塩供	38711007	原	21012011	大久保4
20912074	北新6	38111021	塩供東	38711008	下中尾	21012012	大久保5
20912075	北新7	38111022	野笹	38711009	丸山	21012013	下塩田3
20912076	北新1	38111023	野笹南	38711010	北馬越	21012014	下塩田2
20912077	北新3	38111024	中平	38711011	古馬越	21012015	下割
20912078	北新5	38111025	板山南	38711012	上村1	21012016	菅沼南
20912079	北新4	38111026	栗巾	38711013	上村2	21012017	穴山南
20912080	上新山1	38111027	の場北	38711014	小用	21012018	穴山下
20912081	上新山2	38111028	の場西	38711015	中部	21012019	上平
20912082	上新山3	38111029	若宮2	38711016	岩入	21012020	大曾倉
20912083	上新山5	38111030	日影	38711017	岩入上	21012021	中原1
20912084	上新山6	38111031	の場南	38712001	戸台北	21012022	高畑
21012023	竹ノ沢	38211011	沢底下	38212030	川上2	38312007	城山1
21012024	落合	38211012	沢底上	38212031	今村2	38312008	東田
21012025	南海2	38211013	沢底2	38212032	今村3	38312009	木下2
21012026	南海1	38211014	沢底3	38212033	城山1	38313001	福沢2
21012027	玉溝	38211015	赤羽1	38212034	小横川1	飯島町	
21012028	中曾倉1	38211016	赤羽2	38212035	神戸	38411001	福岡1
21012029	中曾倉2	38211017	赤羽3	38212036	北大出3	38411002	追引
21012030	中曾倉西	38211018	雨沢4	38212037	北大出4	38411003	南割1
21012031	扇場	38211019	飯沼1	38212038	北大出2	38411004	豊岡
21012032	扇場3	38211020	飯沼2	38212039	北大出1	38411005	飯島1
21012033	広尾	38211021	小野3	38222001	平出3	38411006	飯島2
21012034	矢代2	38211022	飯沼3	38213001	沢底8	38411007	本郷1
21012035	大坪	38211023	中村	38213002	樋口5	38411008	本郷2
21012036	矢代1	38211024	飯沼4	38213003	樋口6	38411009	日影坂
21012037	西光	38211025	山口	38213004	沢底9	38411010	北村
21012038	百々目木	38211026	渡戸	38213005	沢底10	38411011	本郷3
21012039	早草1	38211027	下飯沼沢2	38213006	赤羽5	38411012	本郷4
21012040	引ノ田	38211028	下飯沼沢3	38213007	樋口7	38412001	山田

## (2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
21012041	桃平1	38211029	一ノ瀬1	38213008	樋口8	38412002	日曾利
21012042	桃平2	38211030	源上1	38213009	飯沼5	38412003	春日平2
21012043	永見山1	38211031	唐木沢1	38213010	小野5	38412004	春日平1
21012044	永見山2	38211032	今村1	38213011	飯沼6	38412005	北河原
21012045	永見山3	38211033	宮所1	38213012	雨沢6	38412006	南割2
21012046	永見山4	38211034	小横川下	38213013	雨沢7	38412007	南割3
21012047	永見山5	38211035	小横川上	38213014	下雨沢	38412008	中平2
21012048	永見山6	38211036	宮下	38213015	上島2	38412009	中平1
21012049	町四区2	38211037	宮所2	38213016	下飯沼4	38412010	南割4
21012050	北下平5	38211038	宮所3	38213017	飯沼沢3	38412011	石曾根1
21012051	町四区1	38211039	湯舟	38213018	一ノ瀬2	38412012	鳥居原3
21012052	北下平6	38211040	富士塚	38213019	一ノ瀬3	38412013	鳥居原2
21012053	小鍛冶2	38211041	宮木	38213020	川上3	38412014	鳥居原1
21012054	小鍛冶1	38211042	北大出5	38213021	源上3	38412015	北村北
21012055	放下小平1	38221001	赤羽4	38213022	源上4	38412016	本郷5
21012056	上赤須2	38221002	上辰野10	38213023	源上5	38413001	春日平
21012057	上赤須3	38221003	源上2	38213024	唐木沢2	38413002	石曾根2
21012058	中沢	38212001	公園下2	38213025	今村4		南箕輪村
21012059	北割一区	38212002	上辰野4	38213026	城山2	38511001	棚木
21012060	福岡2	38212003	上辰野5	38213027	小横川2	38511002	棚木2号
21013001	板取2	38212004	上辰野6	38213028	小横川3	38511003	枋の洞
21013002	栗林3	38212005	上辰野7	38213029	宮下1	38511004	羽場の坂
21013003	下塩田4	38212006	上辰野8	38213030	宮下2	38511005	下ノ沢
21013004	大久保6	38212007	上辰野9	38213031	宿の平1	38511006	塩ノ井1
21013005	穴山2	38212008	平出2	38213032	宿の平2	38511007	駅前
21013006	中原2	38212009	沢底4	38213033	宿の平3	38511008	中井沢
21013007	大日向	38212010	沢底5		箕輪町	38511009	狸垣外
21013008	猿沢1	38212011	沢底6	38311001	久保1	38511010	北殿1
21013009	猿沢2	38212012	沢底7	38311002	南小河内	38511011	南殿2
21013010	中曾倉3	38212013	樋口4	38311003	福沢	38511012	南殿1
21013011	早草2	38212014	樋口3	38311004	長岡1	38511013	清水田
21013012	北下平8	38212015	樋口2	38311005	三日町上町	38511014	河原
21013013	北下平7	38212016	樋口1	38311006	三日町下町	38511015	河原下
21013014	南下平5	38212017	小野1	38311007	沢	38511016	神子柴3
21013015	小鍛冶	38212018	雨沢5	38311008	松島北	38511017	神子柴2
	辰野町	38212019	小野2	38311009	松島1	38511018	上神子柴
38211001	平出4	38212020	小野4	38311010	木下1	38511019	宮下
38211002	下辰野	38212021	雨沢3	38311011	木下南	38521001	南原2
38211003	公園下1	38212022	雨沢1	38321001	樽尾	38521002	南原1
38211004	上辰野1	38212023	雨沢2	38321002	木下后洞	38512001	久保3
38211005	上辰野2	38212024	上島1	38312001	久保2	38512002	北殿2
38211006	上辰野3	38212025	下飯沼沢1	38312002	長岡2	38512003	北殿3
38211007	上辰野中	38212026	飯沼沢1	38312003	長岡3	38512004	北殿4
38211008	沢底1	38212027	飯沼沢2	38312004	郷沢2	38512005	田畑3
38211009	平出1	38212028	門前	38312005	郷沢1	38512006	田畑2
38211010	大石平	38212029	川上1	38312006	前	38512007	神子柴1
38512008	沢尻2	38811004	太田切東	20511044	今宮	20511108	下瀬
38512009	沢尻1	38811005	太田切北	20511045	野底2号	20511109	下瀬(2)
38513001	北殿5	38812001	中越3	20511046	野底1号	20511110	南平
	中川村	38812002	中越2	20511047	愛宕	20511111	南平(2)
38611001	飯沼1	38812003	中越1	20511048	上郷黒田	20511112	山本
38611002	飯沼2	38812004	南割1	20511049	宮の上(2)	20511113	山本(2)
38611003	柳沢1	38812005	南割2	20511050	宮の上(3)	20511114	山本(3)
38611004	渡場2	38812006	大原3	20511051	高田	20511115	大瀬木
38611005	小平1	38812007	大原4	20511052	吉政	20511116	大瀬木(2)
38611006	小和田2	38812008	大原5	20511053	宮の上	20511117	矢高
38611007	小和田南	38812009	大田切1	20511054	城山	20511118	水割
38611008	小和田1	38812010	大田切2	20511055	城山(2)	20511119	上黒田
38611009	牧ヶ原	38812011	大田切3	20511056	久米路	20511120	見晴
38611010	南原	38812012	大田切4	20511057	羽場	20511121	千代法全寺
38611011	中央1	38812013	大田切5	20511058	上山	20511122	細田
38611012	中央2	38813001	大原6	20511059	北方	20511123	風張
38611013	田島	38813002	大原7	20511060	青木	20511124	桜ヶ岡
38611014	田島上	38813003	大原8	20511061	切石	20511125	水の手
38611015	中田島		合計 714箇所	20511062	桜瀬	20521001	松尾八幡
38611016	中田島南			20511063	天伯神社	20521002	桐林

## (2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
38611017	南田島1	飯田市		20511064	羽場2号	20521003	滝の沢
38611018	南田島2	20511001	下平(2)	20511065	上飯田	20521004	山本
38611019	南田島3	20511002	下平	20511066	鼎切石	20512001	上久堅越久保(1)
38612001	飯沼3	20511003	下平(3)	20511067	妙琴	20512002	上久堅越久保(2)
38612002	飯沼4	20511004	上久堅下平	20511068	上飯田(2)	20512003	上久堅越久保(3)
38612003	飯沼5	20511005	山口	20511069	上溝	20512004	上久堅越久保(4)
38612004	飯沼6	20511006	米川	20511070	松尾久井(1)	20512005	上久堅越久保(5)
38612005	美里	20511007	米川(4)	20511071	下山	20512006	上久堅森(1)
38612006	飯沼7	20511008	米川(2)	20511072	山岸	20512007	上久堅森(2)
38612007	北組5	20511009	法全寺	20511073	矢高神社下	20512008	上久堅(1)
38612008	北組2	20511010	法全寺(2)	20511074	新城	20512009	上久堅(2)
38612009	北組1	20511011	法全寺(1)	20511075	松葉	20512010	上久堅(3)
38612010	北組4	20511012	法全寺(3)	20511076	鼎上山	20512011	上久堅(4)
38612011	北組3	20511013	下久堅下虎岩(1)	20511077	萱垣下	20512012	上久堅平栗
38612012	中組	20511014	下久堅下虎岩(2)	20511078	八幡	20512013	下久堅平栗
38612013	下平1	20511015	知久平	20511079	代田	20512014	千代(3)
38612014	三共2	20511016	主膳	20511080	毛賀(2)	20512015	千代(2)
38612015	三共1	20511017	南原	20511081	毛賀	20512016	千代(3)
38612016	桑原6	20511018	下久堅小林(1)	20511082	毛賀南	20512017	千代(4)
38612017	桑原4	20511019	南原	20511083	西の城	20512018	千代(5)
38612018	桑原3	20511020	塩田	20511084	毛賀(3)	20512019	千代(6)
38612019	桑原1	20511021	羽入田(1)	20511085	駄科	20512020	千代(7)
38612020	柳沢2	20511022	太田(1)	20511086	竜丘橋下	20512021	千代(8)
38612021	小和田北	20511023	毛呂窪	20511087	長野原(1)	20512022	千代(9)
38612022	中央3	20511024	毛呂窪(2)	20511088	長野原(2)	20512023	千代(10)
38612023	中央4	20511025	千栄(1)	20511089	長野原(3)	20512024	虎岩(1)
38612024	中通1	20511026	柏原	20511090	時又(1)	20512025	虎岩(2)
38612025	上前沢	20511027	千栄(2)	20511091	時又(2)	20512026	虎岩(3)
38612026	中田島北	20511028	上野	20511092	竜丘学校下	20512027	虎岩(4)
38612027	南田島4	20511029	麻績神社下	20511093	下殿岡	20512028	虎岩(5)
38612028	南田島南	20511030	北条	20511094	宮坂	20512029	虎岩(6)
38612029	南田島5	20511031	東飯沼	20511095	相沢	20512030	虎岩(7)
38622001	南陽	20511032	飯沼	20511096	川路4区	20512031	千代芋平(1)
38622002	渡場1	20511033	御殿山	20511097	川路(1)	20512032	千代芋平(2)
38613001	飯沼8	20511034	見晴	20511098	川路(2)	20512033	下久堅下虎岩(3)
38613002	飯沼9	20511035	東栄	20511099	川路(3)	20512034	下久堅下虎岩(4)
38613003	美里2	20511036	谷川(2)	20511100	川路5区	20512035	下久堅下虎岩(5)
38613004	下平2	20511037	追手町	20511101	川路(4)	20512036	下久堅下虎岩(6)
38613005	中通2	20511038	毛賀神社下	20511102	川路(5)	20512037	下久堅下虎岩(7)
38613006	中通3	20511039	浜井場	20511103	川路(6)	20512038	下久堅下虎岩(8)
宮田村		20511040	谷川	20511104	川路7区	20512039	下久堅下虎岩(9)
38811001	つつじが丘	20511041	長姫	20511105	川路(7)	20512040	下久堅下虎岩(10)
38811002	大原1	20511042	長姫(2)	20511106	下瀬(1)	20512041	下久堅下虎岩(11)
38811003	大原2	20511043	水の手	20511107	川路8区	20512042	下久堅下虎岩(12)
20512043	上久堅柿野沢	20512107	米峰(4)	20512171	伊豆木(5)	20513015	時又
20512044	柿野沢	20512108	中原	20512172	伊豆木(6)	20513016	伊豆木2
20512045	上久堅堂平	20512109	宮の平	20512173	伊豆木(7)	20513017	立石
20512046	千代田力(1)	20512110	中央	20512174	伊豆木(8)	20513018	山本2
20512047	千代田力(2)	20512111	大平(1)	20512175	伊豆木(9)	20513019	上郷黒田
20512048	上久堅沼塩	20512112	大平(2)	20512176	伊豆木(10)	20513020	上飯田2
20512049	千代萩坪(1)	20512113	大平(3)	20512177	伊豆木(11)	20513021	上飯田3
20512050	千代萩坪(2)	20512114	太田(2)	20512178	伊豆木(12)	20513022	上飯田4
20512051	米川(3)	20512115	下村(1)	20512179	伊豆木(13)	20513023	上飯田5
20512052	千代米川	20512116	下村(2)	20512180	伊豆木(14)	41811001	西の島
20512053	千代法全寺峠	20512117	座光寺	20512181	伊豆木(15)	41811002	上の平
20512054	千代法全寺(1)	20512118	座光寺(2)	20512182	伊豆木(16)	41811003	上島
20512055	千代法全寺(2)	20512119	上郷黒田(2)	20512183	伊豆木(17)	41811004	宮の上
20512056	千代法全寺(3)	20512120	上郷黒田(3)	20512184	立石(1)	41811005	程野西
20512057	千代法全寺(4)	20512121	正永町	20512185	立石(2)	41811006	程野東
20512058	千代山中(1)	20512122	上飯田(3)	20512186	立石(3)	41811007	ウトドチ
20512059	千代法全寺(5)	20512123	上飯田(4)	20512187	立石(4)	41811008	馬老沢
20512060	千代法全寺(6)	20512124	上飯田(5)	20512188	山本(4)	41811009	力二久保
20512061	千代法全寺(7)	20512125	上飯田(6)	20512189	久米	41811010	流れ宮
20512062	千代法全寺(8)	20512126	大休	20512190	竹佐	41811011	大尺渡
20512063	千代法全寺(9)	20512127	北方(2)	20512191	箱川(1)	41811012	熊の川
20512064	千代法全寺(10)	20512128	北方(3)	20512192	箱川(2)	41811013	老ノ林

(2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
20512065	千代法全寺(11)	20512129	北方(4)	20512193	箱川(3)	41811014	伊藤(2)
20512066	千代山中(2)	20512130	北方(5)	20512194	箱川(4)	41811015	伊藤
20512067	千代山中(3)	20512131	北方(6)	20512195	箱川(5)	41811016	表町下
20512068	千代山中(4)	20512132	北方(7)	20512196	箱川(6)	41811017	栗下
20512069	千代山中(5)	20512133	大瀬木(3)	20512197	箱川(7)	41811018	伊塚
20512070	千代山中(6)	20512134	上飯田(7)	20512198	箱川(8)	41811019	屋敷
20512071	下久堅知久平(1)	20512135	松尾久井(2)	20512199	竹佐(3)	41811020	本村
20512072	下久堅知久平(2)	20512136	松尾城田(1)	20512200	竹佐(2)	41811021	半場
20512073	下久堅小林(2)	20512137	松尾城田(2)	20512201	箱川(9)	41811022	南
20512074	下久堅小林(3)	20512138	毛賀(2)	20512202	箱川(10)	41811023	帯山
20512075	下久堅小林(4)	20512139	毛賀(3)	20512203	大瀬木(4)	41811024	中根
20512076	下久堅小林(5)	20512140	毛賀(4)	20512204	北平	41812001	大島河原
20512077	下久堅小林(6)	20512141	駄科(1)	20512205	山本(5)	41812002	八平
20512078	下久堅稲葉(1)	20512142	駄科(2)	20512206	山本(6)	41812003	小沢(1)
20512079	下久堅稲葉(2)	20512143	駄科(3)	20512207	湯川	41812004	小沢(2)
20512080	下久堅南原(1)	20512144	長野原(4)	20512208	上久堅	41812005	程野西(2)
20512081	下久堅南原(2)	20512145	長野原(5)	20512209	千代	41812006	程野東(2)
20512082	下久堅南原(3)	20512146	長野原(6)	20512210	駄科	41812007	モシトデ
20512083	下久堅南原(4)	20512147	長野原(7)	20512211	長野原	41812008	行者
20512084	下久堅南原(5)	20512148	桐林(2)	20512212	千代山中	41812009	樋久保
20512085	下久堅南原(6)	20512149	鼎名古熊(1)	20512213	二丁目	41812010	栗山口
20512086	上城(1)	20512150	鼎名古熊(2)	20512214	大瀬木	41812011	樋久保
20512087	上城(2)	20512151	鼎名古熊(3)	20512215	伊豆木	41812012	奥ヶ島
20512088	上城(3)	20512152	鼎名古熊(4)	20512216	下瀬	41812013	老ノ林(1)
20512089	龍江(1)	20512153	鼎名古熊(5)	20522001	千栄(6)	41812014	老ノ林(2)
20512090	龍江(2)	20512154	鼎名古熊(6)	20522002	八ノ倉	41812015	風折上(1)
20512091	龍江(3)	20512155	鼎名古熊(7)	20522003	三日市場	41812016	風折上(2)
20512092	龍江(4)	20512156	鼎名古熊(8)	20522004	上飯田	41812017	黒川
20512093	龍江(5)	20512157	南部	20513001	千代2	41812018	風折
20512094	龍江(6)	20512158	白井	20513002	千代3	41812019	向井
20512095	龍江(大屋敷)	20512159	宮ノ前	20513003	千代4	41812020	向井
20512096	龍江(7)	20512160	川路(8)	20513004	千代5	41812021	向井
20512097	龍江(8)	20512161	川路(9)	20513005	山口1	41812022	栗下
20512098	龍江(9)	20512162	下瀬(2)	20513006	山口2	41812023	大野
20512099	安戸(1)	20512163	下瀬(3)	20513007	龍江	41812024	小野
20512100	安戸(2)	20512164	下瀬(4)	20513008	千代田力	41812025	小野(2)
20512101	千栄(3)	20512165	下瀬(5)	20513009	唐沢	41812026	屋敷
20512102	千栄(4)	20512166	久米(1)	20513010	鼎名古熊1	41812027	柿の島
20512103	千栄(5)	20512167	久米(2)	20513011	鼎名古熊2	41812028	軒松
20512104	米峰(1)	20512168	伊豆木(2)	20513012	鼎名古熊3	41812029	軒松(2)
20512105	米峰(2)	20512169	伊豆木(3)	20513013	鼎名古熊4	41911001	中村
20512106	米峰(3)	20512170	伊豆木(4)	20513014	桐林	41911002	中根
41911003	須沢2	41912026	小道木3	40211004	柄山	40212040	柄山下(2)
41911004	須沢	41912027	小道木2	40211005	福沢	40212041	柄山13
41911005	上島	41912028	畑上	40211006	中の村	40212042	生田1
41911006	梨元	41912029	池口1	40211007	中の村(2)	40212043	柄山14
41911007	上木沢	41912030	池口2	40211008	寺沢	40212044	柄山15
41911008	木沢	41912031	池口	40211009	間沢(3)	40212045	生田2
41911009	三ツ沢1号	41912032	大島2	40211010	間沢2号	40212046	生田3
41911010	小道木4	41912033	大島	40211011	間沢	40212047	生田4
41911011	小道木	41912034	大島3	40211012	向山	40212048	生田5
41911012	川合	41912035	押出	40211013	清泉地第一	40212049	生田6
41911013	亀久保	41912036	押出2	40211014	松川(2)	40212050	塩倉3
41911014	出山	41912037	出山2	40211015	馬坂下	40212051	塩倉4
41911015	上新町3号	41912038	新町2	40211016	馬坂(2)	40212052	長峰1
41911016	蚕玉下	41912039	山原6	40211017	馬坂	40212053	長峰2
41911017	上新町2号	41912040	山原4	40211018	中央	40212054	長峰3
41911018	上新町	41912041	山原5	40211019	新井南部	40212055	長峰4
41911019	中本町	41912042	松島	40211020	滝の沢(2)	40212056	長峰5
41911020	横道	41912043	松島2	40211021	滝の沢	40212057	長峰6
41911021	中本町2号	41912044	下市場	40211022	宮坂	40212058	長峰7
41911022	下和田	41912045	白岩	40211023	古瀬	40212059	長峰8
41911023	下和田2号	41912046	小瀬戸	40211024	古町北部	40212060	長峰9
41911024	夜川瀬(2)	41912047	梶谷3	40211025	名子原	40212061	長峰10
41911025	夜川瀬	41912048	梶谷	40211026	桑園北部	40212062	長峰11
41911026	山原	41912049	梶谷2	40211027	古町	40212063	間沢

## (2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
41911027	山原(2)	41912050	西山3	40211028	柄山	40212064	鶴部1
41911028	松島3	41912051	西山2	40212001	峠1	40212065	鶴部2
41911029	尾之島	41912052	此田	40212002	峠2	40212066	鶴部3
41911030	梅平	41912053	柿平	40212003	峠3	40212067	大栢南
41911031	本村2	41912054	瀬戸	40212004	峠4	40212068	城1
41911032	本村	41912055	十原	40212005	峠5	40212069	城2
41911033	小嵐	41912056	屋形戸	40212006	峠6	40212070	清泉地第一
41911034	名古山	41912057	柳瀬2	40212007	柄山1	40212071	大沢北部
41911035	大町	41912058	柳瀬1	40212008	柄山2	40212072	町谷1
41911036	飯島2	41912059	野口	40212009	柄山3	40212073	町谷2
41911037	飯島1	41912060	牧	40212010	柄山4	40212074	馬坂下(1)
41911038	八日市場	41912061	名田熊1	40212011	柄山5	40212075	新井北部1
41911039	山原(3)	41912062	名田熊2	40212012	中山1	40212076	新井北部2
41911040	番所	41912063	万古1	40212013	中山2	40212077	鴨池
41911041	西山	41912064	万古2	40212014	中山4	40212078	南方1
41912001	赤沢1	41912065	赤沢	40212015	中山5	40212079	東浦
41912002	赤沢2	41912066	下中根	40212016	中山6	40212080	名子北部1
41912003	赤沢3	41912067	梨元	40212017	中山7	40212081	名子北部2
41912004	赤沢4	41912068	小道木	40212018	中山8	40212082	下垣外1
41912005	中立1	41912069	大島4	40212019	部奈1	40212083	下垣外2
41912006	中立2	41912070	下市場	40212020	塩倉1	40212084	郷原1
41912007	八日市場2	41912071	尾之島	40212021	塩倉2	40212085	郷原2
41912008	八名瀬1	41912072	梶谷4	40212022	部奈2	40212086	南方2
41912009	八名瀬2	41912073	飯島	40212023	部奈3	40212087	南方3
41912010	大倉	41922001	須沢5	40212024	部奈4	40212088	古町南部
41912011	上中根1	41922002	梨元	40212025	部奈5	40212089	桑園北部
41912012	上中根4	41913001	下栗1	40212026	部奈6	40212090	桑園中部
41912013	上中根3	41913002	下栗2	40212027	部奈7	40212091	桑園南部
41912014	上中根2	41913003	赤沢	40212028	部奈8	40212092	峠1
41912015	下中根1	41913004	中村	40212029	部奈9	40212093	峠2
41912016	下中根2	41913005	八日市場	40212030	部奈10	40212094	峠3
41912017	中根2	41913006	大島	40212031	部奈11	40212095	城
41912018	須沢3	41913007	尾之島	40212032	中の村	40212096	新井南部
41912019	須沢4	41913008	本村	40212033	峠7	40212097	古町南部
41912020	平畑2	41913009	梶谷	40212034	柄山6	40213001	柄山2
41912021	平畑1	41913010	瀬戸	40212035	柄山7	40213002	柄山3
41912022	上島2	松川町		40212036	柄山8	40213003	大栢南
41912023	上島3	40211001	峠上	40212037	柄山9	40213004	町屋
41912024	木沢(2)	40211002	峠中	40212038	柄山10	40213005	下垣外
41912025	枡の上	40211003	柄山下	40212039	柄山11	高森町	
40311001	駒場1	40411002	大恩	40412037	和知野2	40422003	帯川4
40311002	竜ノ口	40411003	雲雀沢1	40412038	和知野3	40422004	鷺巣
40311003	馬根垣外	40411004	横林1	40412039	和知野4	40413001	大島1
40311004	小沼	40411005	粟野	40412040	和知野5	40413002	大島2
40311005	上平	40411006	鴨目	40412041	見名1	40413003	上梅田
40311006	駒場	40411007	柳沢	40412042	見名2	40413004	浅野
40311007	駒場南	40411008	川田	40412043	小谷	40413005	門原
40311008	下平北	40411009	大平	40412044	木曾畑	40413006	小中尾
40311009	下町1	40411010	御供3	40412045	寺村3	40413007	井戸
40311010	吉田(1)	40411011	御供4	40412046	寺村4	40413008	和知野
40311011	番匠田	40411012	御供(2)	40412047	寺村5	40413009	巾川3
40311012	北村	40411013	深見	40412048	寺村6	40413010	本村
40311013	小原	40411014	深見西	40412049	和合上1	40413011	宮沢
40311014	下市田(1)	40411015	早稲田	40412050	和合上2	40413012	日吉
40311015	唐沢南	40411016	早稲田2	40412051	和合上3	40413013	巢山
40311016	羽根	40411017	巾川	40412052	和合上4	40413014	鈴ヶ沢
40311017	市場1号	40411018	帯川	40412053	和合上5	清内路村	
40311018	下市田(2)	40411019	寺村2	40412054	和合上6	40611001	下清内路(1)
40311019	下平	40411020	寺村	40412055	和合上7	40611002	桜
40321001	駒場	40411021	原町	40412056	和合上8	40611003	下清内路(2)
40312001	小沼1	40411022	日吉	40412057	宮沢1	40611004	下清内路(3)
40312002	上平(2)	40411023	鈴ヶ沢1	40412058	宮沢2	40611005	所久保
40312003	駒場南	40411024	砂田	40412059	宮沢3	40611006	上清内路(1)
40312004	駒場2	40411025	日吉	40412060	宮沢4	40611007	大平
40312005	駒場1	40421001	御供	40412061	宮沢5	40611008	上清内路
40312006	新田	40421002	中谷	40412062	宮沢6	40612001	萩の平

(2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
40312007	越田2	40421003	和知野	40412063	巾川2	40612002	坊主ヶ島
40312008	越田3	40421004	大村	40412064	巾川3	40612003	石割(1)
40312009	山吹(1)	40412001	大島1	40412065	帯川2	40612004	石割(2)
40312010	山吹(2)	40412002	大島2	40412066	帯川3	40612005	丸山(1)
40312011	出原	40412003	大島3	40412067	程野	40612006	丸山(2)
40312012	下平(2)	40412004	雲雀沢2	40412068	日吉2	40612007	丸山裏
40312013	山吹(3)	40412005	雲雀沢3	40412069	日吉3	40612008	丸淵
40312014	山吹(4)	40412006	雲雀沢4	40412070	日吉4	40612009	細畑(1)
40312015	吉田(2)	40412007	古城1	40412071	日吉5	40612010	細畑(2)
40312016	吉田(3)	40412008	古城2	40412072	巢山	40612011	あらか
40312017	吉田(4)	40412009	古城3	40412073	心川1	40612012	大桜
40312018	吉田(5)	40412010	古城4	40412074	心川2	40612013	洞根(1)
40312019	下市田(3)	40412011	古城5	40412075	心川3	40612014	洞根(2)
40312020	下市田(4)	40412012	粟野2	40412076	金谷1	40612015	松沢
40312021	下市田(5)	40412013	鳥原	40412077	金谷2	40612016	松山(1)
40312022	下市田(6)	40412014	東平	40412078	鈴ヶ沢2	40612017	松山(2)
40312023	下市田(7)	40412015	横林2	40412079	鈴ヶ沢3	40612018	下清内路(4)
40312024	下市田(8)	40412016	横林3	40412080	鈴ヶ沢4	40612019	下清内路(5)
40312025	下市田(9)	40412017	上梅田	40412081	鈴ヶ沢5	40612020	下清内路(6)
40312026	下市田(10)	40412018	鴨目2	40412082	鈴ヶ沢6	40612021	下清内路(7)
40312027	大島山(1)	40412019	鴨目3	40412083	鈴ヶ沢7	40612022	平瀬(1)
40312028	大島山(2)	40412020	浅野1	40412084	鈴ヶ沢8	40612023	平瀬(2)
40312029	大島山(3)	40412021	浅野2	40412085	鈴ヶ沢9	40612024	平瀬(3)
40312030	大島山(4)	40412022	浅野3	40412086	栃洞	40612025	一の瀬
40312031	牛牧(1)	40412023	浅野4	40412087	大平	40612026	銭神平
40312032	牛牧(2)	40412024	浅野5	40412088	鷺巣1	40612027	上清内路(2)
40312033	牛牧(3)	40412025	鷺巣	40412089	鷺巣2	40612028	土佐
40312034	牛牧(4)	40412026	川田2	40412090	東平久	40612029	上清内路(3)
40312035	大島山	40412027	神子谷	40412091	巾川1	40612030	上清内路(4)
40313001	馬根垣外	40412028	中谷2	40412092	巾川2	40612031	上清内路(5)
40313002	下平	40412029	中谷3	40412093	帯川	40612032	上清内路(6)
40313003	山吹	40412030	中谷4	40412094	宮沢1	40612033	滝の沢(1)
40313004	吉田1	40412031	中谷5	40412095	宮沢2	40612034	滝の沢(2)
40313005	吉田2	40412032	中谷6	40412096	和合上	40612035	七々平
40313006	吉田3	40412033	千木	40412097	押田	40613001	石割
40313007	吉田4	40412034	小野	40412098	日吉	40613002	あらか
阿南町		40412035	早稲田3	40422001	雲雀沢5	40613003	丸山裏1
40411001	富草2号	40412036	東平久	40422002	早稲田4	40613004	丸山裏2
40613005	洞根	40712036	園原(6)	41011001	取手(1)	41012054	日向
40613006	松山1	40712037	園原(7)	41011002	大畑	41012055	小戸名
40613007	松山2	40712038	園原(8)	41011003	坂町	41012056	平
40613008	松山3	40712039	濃間(2)	41011004	上町(1)	41012057	田島
40613009	下清内路	40712040	濃間(3)	41011005	黒地(1)	41012058	小栃
40613010	一の瀬	40712041	濃間(4)	41011006	桧原(1)	41013001	倉平
40613011	滝の沢1	40712042	中央(3)	41011007	小栃(1)	41013002	堂之入1
40613012	滝の沢2	40712043	中央(4)	41011008	月瀬大橋	41013003	堂之入2
40613013	七々平	40712044	戸沢(2)	41011009	日向2号	41013004	堂之入3
阿智村		40712045	戸沢(3)	41011010	日向1号	41013005	小栃
40711001	伝馬町	40712046	戸沢(4)	41011011	下小戸名	41013006	月瀬
40711002	下町二	40712047	戸沢(5)	41012001	大代	41013007	日向
40711003	下町三	40712048	戸沢(6)	41012002	倉平	41013008	鷺ノ上
40711004	洞	40712049	戸沢(7)	41012003	下小戸名(1)		下條村
40711005	上郷	40811001	中平(1)	41012004	下小戸名(2)	41111001	阿知原
40711006	大橋	40811002	川原	41012005	下小戸名(3)	41111002	粒一南
40711007	下平	40811003	中下町	41012006	下小戸名(4)	41111003	粒一北
40711008	昼神北	40811004	川原(2)	41012007	下小戸名(5)	41111004	大久保
40711009	昼神	40811005	上町	41012008	鷺ノ上	41111005	山一西(2)
40711010	昼神(2)	40811006	島垣外	41012009	浅間(1)	41111006	山一東
40711011	昼神上	40811007	荒谷	41012010	浅間(2)	41111007	山一西
40711012	横川上	40811008	恩田	41012011	浅間(3)	41111008	吉岡
40711013	横川(1)	40811009	二又	41012012	茶屋	41111009	手塚原
40711014	園原(1)	40812001	一の萱	41012013	取手(2)	41111010	鎮西(1)
40711015	園原(2)	40812002	鍋割(1)	41012014	取手(3)	41111011	鎮西(2)
40711016	濃間(1)	40812003	鍋割(2)	41012015	取手(4)	41111012	鎮西(3)
40711017	中央(1)	40812004	鍋割(3)	41012016	横畑	41111013	粒一北
40711018	中央(2)	40812005	下半堀(1)	41012017	堂之入	41112001	阿知原(2)

(2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
40711019	戸沢(1)	40812006	中平(2)	41012018	中野(1)	41112002	粒一北(2)
40712001	七久里	40812007	中平(3)	41012019	中野(2)	41112003	粒一北(3)
40712002	中閨下	40812008	中平(4)	41012020	中野(3)	41112004	粒良脇
40712003	備中原(1)	40812009	矢越(1)	41012021	小川(1)	41112005	大久保(2)
40712004	備中原(2)	40812010	矢越(2)	41012022	小川(2)	41112006	大久保(3)
40712005	上郷(4)	40812011	向(1)	41012023	奠野(1)	41112007	大久保(4)
40712006	上郷(3)	40812012	向(2)	41012024	奠野(2)	41112008	山田河内
40712007	上郷(2)	40812013	向(3)	41012025	奠野(3)	41112009	山田河内(2)
40712008	東栗矢(1)	40812014	深沢	41012026	奠野(4)	41112010	山一西(3)
40712009	東栗矢(2)	40812015	青木(1)	41012027	奠野(5)	41112011	山一西(4)
40712010	原の平(1)	40812016	青木(2)	41012028	老平	41112012	山田河内(3)
40712011	日の入(1)	40812017	寒原	41012029	向黒地	41112013	山田河内(4)
40712012	日の入(2)	40812018	寒原	41012030	黒地(2)	41112014	山田河内(5)
40712013	原の平(2)	40812019	恩田	41012031	黒地(3)	41112015	山田河内(6)
40712014	西栗矢	40812020	下半堀(1)	41012032	上町(2)	41112016	山田河内(7)
40712015	寺尾	40812021	下半堀(2)	41012033	大畑(2)	41112017	親田
40712016	曾山	40812022	陣畑	41012034	新井(1)	41112018	親田(2)
40712017	白鷺神社	40813001	下半堀	41012035	新井(2)	41112019	合原
40712018	昼神(3)	40813002	陣畑	41012036	新井(3)	41112020	合原(2)
40712019	昼神(4)	40813003	御所平	41012037	新井(4)	41112021	上野原
40712020	伏谷(1)	平谷村		41012038	田島(1)	41112022	入野
40712021	伏谷(2)	40911001	西町2号	41012039	田島(2)	41112023	入野(2)
40712022	大沢	40911002	西町	41012040	桧原(2)	41112024	入野(3)
40712023	宮下	40911003	新町	41012041	桧原(3)	41112025	鎮西(4)
40712024	中平	40912001	中平	41012042	桧原(3)	41112026	鎮西(5)
40712025	奥藤(2)	40912002	入川1	41012043	離山(1)	41112027	仁王関
40712026	奥藤(1)	40912003	入川2	41012044	離山(2)	41112028	北又
40712027	奥藤(3)	40912004	平谷高原	41012045	初入(1)	41112029	大久保
40712028	奥藤(4)	40912005	茶屋	41012046	初入(2)	41112030	粒一北
40712029	奥藤(5)	40912006	五軒茶屋	41012047	平(1)	41122001	阿智原
40712030	中野	40913001	平松	41012048	大曾礼	41113001	手塚原
40712031	大野	40913002	入川1	41012049	小栃(2)	41113002	山田河内
40712032	横川(2)	40913003	入川2	41012050	小栃(3)	41113003	入野
40712033	園原(3)	40913004	五軒茶屋	41012051	大畑	売木村	
40712034	園原(4)	40913005	海	41012052	万場瀬	41211001	石あら2
40712035	園原(5)	根羽村		41012053	小栃	41211002	小枝
41211003	藪地	41312010	中井侍(2)	41411008	西唐笠	41412056	田本西
41211004	中央	41312011	中井侍(3)	41411009	温田(3)	41412057	布袋野
41211005	力石2	41312012	不生(4)	41411010	上栃城(1)	41412058	門島
41212001	下宮城	41312013	不生(2)	41411011	三耕地(3)	41422001	万場(4)
41212002	下宮城2	41312014	不生(3)	41411012	梨久保	41422002	大名
41212003	地岳	41312015	小城(2)	41411013	南宮	41422003	万場(5)
41212004	石あら1	41312016	小城(1)	41421001	平島田	41413001	上栃城1
41212005	力石1	41312017	上平(3)	41421002	温田(2)	41413002	上栃城2
41212006	牧場	41312018	引ノ田(2)	41421003	万場	41413003	栃城1
41212007	小枝2	41312019	引ノ田(1)	41412001	金野(4)	41413004	栃城2
41212008	林	41312020	途中(1)	41412002	金野(5)	41413005	川端2
41212009	下り沢1	41312021	途中(2)	41412003	金野(2)	41413006	川端3
41212010	下り沢2	41312022	長沼(1)	41412004	金野	41413007	恋久保
41212011	横前	41312023	長沼(2)	41412005	金野(6)	41413008	布袋野2
41212012	下宮城	41312024	萬城	41412006	高町(3)	41413009	怒田
天龍村		41312025	長島	41412007	高町(2)	41413010	金野
41311001	折立	41312026	連地	41412008	高町(4)	喬木村	
41311002	為栗	41312027	郷戸	41412009	金野(7)	41511001	大島
41311003	藁野	41312028	大久那(1)	41412010	高町(4)	41511002	上氏乗
41311004	清水	41312029	大久那(2)	41412011	高町(5)	41511003	中反
41311005	遠山口	41312030	溝ノ田(1)	41412012	稲伏戸	41511004	下氏乗
41311006	原	41312031	溝ノ田(2)	41412013	稲伏戸(2)	41511005	阿島北
41311007	北	41312032	田島	41412014	稲伏戸(3)	41511006	寺の前(2)
41311008	田村	41312033	明ヶ島	41412015	稲伏戸(4)	41511007	寺の前
41311009	中央	41312034	中久那	41412016	稲伏戸(5)	41511008	阿島町2号
41311010	満島(2)	41312035	福島	41412017	東唐笠(2)	41511009	阿島町
41311011	弓場	41312036	的瀬	41412018	東唐笠(3)	41511010	鞍馬
41311012	岡本	41312037	中組	41412019	東唐笠	41511011	帰牛原5
41311013	南中	41312038	中組(2)	41412020	万場(2)	41511012	田本平(2)
41311014	南	41312039	中組(1)	41412021	万場(3)	41511013	田本平



## (2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
41311015	南上	41312040	足瀬(2)	41412022	平野	41511014	上平3
41311016	うぐす(北)	41312041	足瀬(3)	41412023	牧立	41511015	上耕地
41311017	うぐす(南)	41312042	足瀬(1)	41412024	牧立(2)	41511016	上耕地(2)
41311018	十久保	41312043	見遠	41412025	明島	41511017	上の原3
41311019	小沢(1)	41312044	戸口(2)	41412026	大表	41511018	上平
41311020	小沢(2)	41312045	倉ノ平(2)	41412027	門島(2)	41511019	川南
41311021	下山	41312046	倉ノ平(3)	41412028	矢平	41511020	富田下3
41311022	中井侍	41312047	倉ノ平(4)	41412029	恋久保(1)	41511021	伊久間
41311023	中井侍駅上	41312048	太田(1)	41412030	恋久保(2)	41511022	弁天
41311024	不生	41312049	太田(2)	41412031	梨久保	41521001	下富田
41311025	上平	41312050	向方(4)	41412032	洞所	41512001	上平2
41311026	上平(2)	41312051	向方(3)	41412033	田本西	41512002	上平1
41311027	松島	41312052	向方(1)	41412034	田本西(2)	41512003	中平2
41311028	発電所上	41312053	向方(5)	41412035	田本	41512004	中平5
41311029	大久那(3)	41312054	向方(2)	41412036	田本(2)	41512005	中平4
41311030	福島	41312055	川島(3)	41412037	大畑(2)	41512006	中平3
41311031	的瀬	41312056	川島(1)	41412038	大畑(3)	41512007	中平1
41311032	下戸口	41312057	川島(2)	41412039	大畑(4)	41512008	牧畑4
41311033	戸口	41312058	野竹	41412040	温田(4)	41512009	牧畑3
41311034	倉の平	41312059	向方(6)	41412041	漆平野	41512010	牧畑2
41311035	坂部	41312060	神原	41412042	小中尾	41512011	牧畑1
41311036	坂部(2)	41312061	中河内(2)	41412043	小中尾(2)	41512012	三枚添2
41311037	向方	41312062	中河内(1)	41412044	小中尾(3)	41512013	三枚添1
41311038	大河内(2)	41312063	大河内	41412045	我科	41512014	三枚添3
41311039	大河内(1)	41312064	大河内(3)	41412046	矢平(2)	41512015	桃添28
41312001	満島(1)	41312065	大河内(4)	41412047	上栃城(3)	41512016	桃添27
41312002	満島(3)	泰阜村		41412048	上栃城(2)	41512017	桃添26
41312003	小沢	41411001	三耕地(2)	41412049	上栃城(4)	41512018	桃添25
41312004	小沢	41411002	三耕地(1)	41412050	栃城	41512019	桃添24
41312005	下山(1)	41411003	門島	41412051	栃城(2)	41512020	桃添23
41312006	下山(2)	41411004	田本東	41412052	金野	41512021	桃添18
41312007	下山(3)	41411005	大恵曹	41412053	川端	41512022	桃添16
41312008	下山(4)	41411006	大畑(1)	41412054	貝久保	41512023	桃添19
41312009	中井侍(1)	41411007	温田	41412055	田本東	41512024	桃添22
41512025	桃添21	41512089	富田下2	41513003	三枚添2	41612037	千駄木7
41512026	桃添20	41512090	富田下4	41513004	中反	41612038	千駄木8
41512027	桃添17	41512091	富田下5	41513005	下氏乗	41612039	千駄木12
41512028	桃添15	41512092	富田下6	豊丘村		41612040	千駄木13
41512029	桃添14	41512093	富田下7	41611001	野田ノ平1	41612041	千駄木2
41512030	桃添13	41512094	富田上14	41611002	上垣外	41612042	千駄木11
41512031	桃添7	41512095	富田上15	41611003	長沢	41612043	千駄木10
41512032	桃添8	41512096	富田上16	41611004	上佐原	41612044	千駄木3
41512033	桃添6	41512097	富田上20	41611005	佐原	41612045	千駄木9
41512034	桃添3	41512098	富田上19	41611006	三国平	41612046	千駄木4
41512035	桃添1	41512099	富田上17	41611007	地藏道	41612047	千駄木1
41512036	桃添2	41512100	富田上23	41611008	中平	41612048	奥内1
41512037	桃添5	41512101	富田上21	41611009	中芝	41612049	奥内7
41512038	桃添4	41512102	富田上22	41611010	柿外土	41612050	奥内8
41512039	桃添9	41512103	富田上9	41611011	北市場(2)	41612051	奥内2
41512040	桃添10	41512104	富田上10	41611012	北市場	41612052	奥内6
41512041	桃添11	41512105	富田上7	41611013	北村	41612053	奥内5
41512042	桃添12	41512106	富田上6	41611014	漆沢	41612054	奥内3
41512043	野田原9	41512107	富田上3	41611015	林	41612055	奥内4
41512044	野田原8	41512108	富田上1	41611016	林(2)	41612056	本村2
41512045	野田原7	41512109	富田上4	41611017	林里(2)	41612057	本村5
41512046	野田原1	41512110	富田上5	41611018	林里	41612058	本村3
41512047	野田原5	41512111	富田上11	41611019	林原	41612059	本村4
41512048	野田原4	41512112	富田上12	41611020	北入	41612060	本村1
41512049	野田原3	41512113	富田上13	41611021	小園	41612061	寺島10
41512050	野田原2	41512114	大和知4	41611022	壬生沢(2)	41612062	寺島8
41512051	野田原10	41512115	大和知5	41611023	壬生沢	41612063	寺島9
41512052	帰牛原8	41512116	大和知7	41611024	林里	41612064	寺島3
41512053	帰牛原3	41512117	大和知6	41612001	堀越	41612065	寺島2
41512054	帰牛原7	41512118	大和知15	41612002	坂島2	41612066	寺島11
41512055	帰牛原2	41512119	大和知11	41612003	坂島1	41612067	寺島5
41512056	帰牛原4	41512120	大和知14	41612004	駒沢	41612068	寺島7

## (2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
41512057	帰牛原6	41512121	大和知8	41612005	駒沢(2)	41612069	寺島12
41512058	帰牛原1	41512122	大和知1	41612006	駒沢(3)	41612070	寺島6
41512059	郭1	41512123	大和知2	41612007	堀越(2)	41612071	寺島13
41512060	郭2	41512124	大和知9	41612008	東	41612072	寺島4
41512061	寺ノ前5	41512125	大和知10	41612009	中宮	41612073	寺島1
41512062	寺ノ前2	41512126	大和知3	41612010	堀越(3)	41612074	壬生沢10
41512063	寺ノ前3	41512127	大和知16	41612011	堀越(4)	41612075	壬生沢11
41512064	寺ノ前4	41512128	大和知13	41612012	堀越(5)	41612076	壬生沢12
41512065	寺の前(2)	41512129	大和知12	41612013	堀越(6)	41612077	壬生沢20
41512066	伊久間(2)	41512130	下氏乗2	41612014	長沢(2)	41612078	壬生沢19
41512067	伊久間1	41512131	下氏乗3	41612015	上垣外(2)	41612079	壬生沢18
41512068	伊久間2	41512132	下氏乗1	41612016	上垣外(3)	41612080	壬生沢13
41512069	伊久間3	41512133	中反3	41612017	稗田	41612081	壬生沢23
41512070	伊久間4	41512134	中反4	41612018	稗田(2)	41612082	壬生沢4
41512071	両平1	41512135	中反2	41612019	佐原(2)	41612083	壬生沢3
41512072	川南2	41512136	中反5	41612020	佐原(3)	41612084	壬生沢24
41512073	川南1	41512137	中反1	41612021	佐原(4)	41612085	壬生沢5
41512074	上平2	41512138	貸又1	41612022	佐原(5)	41612086	壬生沢6
41512075	上平1	41512139	小豆畑6	41612023	佐原(6)	41612087	壬生沢22
41512076	上平4	41512140	小豆畑1	41612024	佐原(7)	41612088	壬生沢8
41512077	幕の内1	41512141	小豆畑2	41612025	佐原(8)	41612089	壬生沢7
41512078	幕の内4	41512142	小豆畑5	41612026	笹久保	41612090	壬生沢9
41512079	幕の内3	41512143	小豆畑3	41612027	笹久保(2)	41612091	壬生沢21
41512080	幕の内2	41512144	小豆畑4	41612028	笹久保(3)	41612092	壬生沢17
41512081	上の原8	41512145	三枚添	41612029	戸中4	41612093	壬生沢14
41512082	上の原1	41512146	上氏乗	41612030	戸中2	41612094	壬生沢15
41512083	上の原2	41522001	野田原6	41612031	戸中3	41612095	壬生沢16
41512084	上の原7	41522002	富田上2	41612032	戸中6	41612096	大柏6
41512085	上の原6	41522003	富田上8	41612033	戸中1	41612097	大柏3
41512086	上の原5	41522004	富田上18	41612034	戸中5	41612098	大柏4
41512087	上の原4	41513001	牧畑1	41612035	千駄木6	41612099	大柏5
41512088	富田下1	41513002	牧畑2	41612036	千駄木5	41612100	大柏1
41612101	大柏2	41711009	中峯	41712043	沢戸7	42111001	岡の平
41612102	舟平4	41711010	梨原	41712044	沢戸6	42111002	芝原2号
41612103	舟平3	41711011	沢井	41712045	沢戸1	42111003	芝原
41612104	舟平1	41711012	沢井(2)	41712046	沢戸2	42111004	熊沢橋詰2号
41612105	舟平2	41711013	塩畑	41712047	上蔵2	42111005	寺後
41612106	滝川	41711014	西上	41712048	上蔵4	42111006	大上野
41612107	滝川(2)	41711015	西	41712049	釜沢2	42111007	上野
41612108	北垣外	41711016	落合北	41712050	下青木1	42111008	上野2号
41612109	北垣外(2)	41711017	落合	41712051	下青木2	42111009	大道上
41612110	寺垣外	41711018	中尾	41712052	下青木4	42111010	新町
41612111	中部	41711019	文満3	41712053	下青木3	42111011	黒川度
41612112	中部(2)	41711020	文満2	41712054	下青木5	42111012	大久保
41612113	地藏道(2)	41711021	文満(1)	41712055	北野原	42111013	山林下
41612114	中平(2)	41711022	下市場	41712056	引の田2	42111014	幸沢口
41612115	中平(3)	41711023	上市場	41712057	引の田4	42111015	村木
41612116	北村(2)	41711024	上蔵	41712058	引の田3	42111016	小野
41612117	田村原	41711025	上蔵3	41712059	上青木	42111017	橋詰
41612118	北市場(3)	41711026	釜沢	41712060	上青木2	42111018	黒川小学校
41612119	大野	41711027	釜沢3	41712061	上青木3	42111019	中谷
41612120	大野(2)	41711028	堂垣外	41712062	上青木4	42111020	渡合
41612121	柿平	41711029	中洞	41712063	深ヶ沢	42111021	二本木
41612122	柿平(2)	41711030	引の田	41712064	大塩	42111022	正の平2号
41612123	柿平(3)	41712001	大鹿村	41712065	沢井(1)	42111023	正の平1号
41612124	林原(2)	41712002	北入二(2)	41712066	沢井(2)	42111024	宇山
41612125	古畑(1)	41712003	北入二(3)	41712067	清水	42111025	正沢1号
41612126	古畑(2)	41712004	柳島	41712068	下市場	42111026	伊谷4号
41612127	大池原2	41712005	北入一(2)	41712069	文満	42111027	伊谷3号
41612128	大池原1	41712006	大栗	41712070	下青木1	42111028	伊谷2号
41612129	大池原3	41712007	大栗(2)	41712071	下青木2	42111029	一の沢
41612130	伴野原1	41712008	大栗(3)	41722001	北入一(3)	42111030	伊谷1号
41612131	小園5	41712009	塩河(3)	41722002	北落合	42111031	糺ヶ下
41612132	小園6	41712010	塩河(5)	41713001	大塩1	42111032	旭町
41612133	源道寺1	41712011	塩河(4)	41713002	大塩2	42111033	城山2号
41612134	源道寺2	41712012	中峰(3)	41713003	柳島	42111034	城山

## (2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
41612135	小園2	41712013	梨原(4)	41713004	北入一	42111035	青木町
41612136	小園4	41712014	梨原(2)	41713005	大栗1	42111036	関町
41612137	小園3	41712015	沢井(3)	41713006	大栗2	42111037	関町2号
41612138	長沢	41712016	沢井(4)	41713007	大栗3	42111038	上町
41612139	堀越	41712017	梨原(3)	41713008	中峯	42111039	上の段
41612140	林	41712018	西(2)	41713009	沢井1	42111040	上の段2号
41622001	堀越(7)	41712019	西(3)	41713010	沢井2	42111041	山平
41622002	笹久保(4)	41712020	西(4)	41713011	沢井3	42111042	八沢2号
41622003	柿平(4)	41712021	西(5)	41713012	沢井4	42111043	五領
41622004	北村(3)	41712022	落合(2)	41713013	沢井5	42111044	八沢
41613001	北山1	41712023	西(6)	41713014	沢井6	42111045	西校下
41613002	北山2	41712024	河合	41713015	塩原	42111046	西校下2号
41613003	本谷	41712025	河合(2)	41713016	西	42111047	田尻
41613004	野田ノ平1	41712026	河合(3)	41713017	落合1	42111048	丘の上
41613005	野田ノ平2	41712027	中尾(2)	41713018	落合2	42111049	万郡
41613006	堂平	41712028	落合(3)	41713019	落合北	42111050	万郡2号
41613007	駒沢	41712029	中尾3	41713020	中尾	42111051	行人橋上
41613008	坂島	41712030	中尾4	41713021	下市場1	42111052	中畑
41613009	戸中1	41712031	清水2	41713022	下市場2	42111053	中畑2号
41613010	戸中2	41712032	清水5	41713023	釜沢1	42111054	西光寺
41613011	林原	41712033	清水3	41713024	釜沢2	42111055	塩淵
大鹿村		41712034	清水1	41713025	下青木	42111056	郷谷
41711001	北入二	41712035	清水4	41713026	上青木1	42111057	梶野2号
41711002	大栗下	41712036	清水6	41713027	上青木2	42111058	田沢
41711003	塩原	41712037	下市場4	41713028	桃の平1	42111059	御影堂
41711004	塩原上	41712038	下市場3	41713029	桃の平2	42111060	社木
41711005	塩原下	41712039	下市場2	41713030	深ヶ沢	42111061	下中沢2号
41711006	塩川	41712040	沢戸4	合計	1882箇所	42121001	西校下5号
41711007	塩川(2)	41712041	沢戸5			42121002	富田町
41711008	中峯(2)	41712042	沢戸3	木曾町		42121001	折橋1号
42112002	折橋2号	42113016	寺後	42612012	百島2号	42713008	神田
42112003	岡の平2号	42113017	川上5号	42612013	松沢	42713009	下向3号
42112004	布袋の萱	42113018	伊谷10号	42612014	原野	42713010	柳又原
42112005	大平	42113019	伊谷11号	42612015	元原	42713011	菅沢2号
42112006	小樽	42113020	伊谷12号	42612016	正沢原2号	42713012	藤沢2号
42112007	熊沢橋詰1号	42113021	伊谷13号	42613001	原野2号	42713013	越2号
42112008	新井	42113022	杭の原1号	42613002	砂ヶ瀬5号	42713014	西又
42112009	荒神社	42113023	杭の原2号	42613003	砂ヶ瀬6号	42713015	馬里
42112010	新町	42113024	杭の原3号	42613004	野上4号	42713016	西1号
42112011	漆ヶ平	42113025	上小川3号	42613005	正沢原3号	42713017	西2号
42112012	梨ノ木沢2号	42113026	梨の木沢3号	42613006	巾	42713018	小野原2号
42112013	梨の木沢	42113027	杭の原4号	42613007	德音寺4号	42713019	小野原3号
42112014	下志水1号	42113028	上小川4号	42613008	下町	42713020	小野原4号
42112015	下志水2号	42113029	梨の木沢4号	42613009	上町	42713021	貝坪
42112016	上志水	42113030	上小川5号	42613010	長渡	42713022	古屋敷1号
42112017	栃本2号	42113031	下志水3号	42613011	三沢	42713023	古屋敷2号
42112018	上小川1号	42113032	下志水4号	42613012	松沢2号	42713024	髭沢
42112019	上小川2号	42113033	上小川6号	42613013	新地	42713025	床並2号
42112020	清博士	42113034	下志水5号	42711001	胡桃渡	42811001	東又
42112021	橋詰2号	42113035	平栃2号	42711002	折戸	42811002	牧5号
42112022	橋詰3号	42113036	栃本3号	42711003	大屋2号	42811003	中切
42112023	平栃	42113037	栃本4号	42711004	鍛冶屋	42811004	三津屋2号
42112024	猪の子島	42113038	野中	42711005	小切山	42811005	三津屋
42112025	樽沢	42113039	小野3号	42711006	角塚里	42811006	下野戸
42112026	一の萱2号	42113040	上志水2号	42711007	大入	42811007	下殿
42112027	一の萱3号	42113041	栃本5号	42711008	把之沢	42811008	下殿1号
42112028	二本木2号	42113042	溝口	42711009	渡合	42811009	小学校下
42112029	一の萱4号	42113043	吉田	42711010	柳又2号	42811010	中学校下
42112030	伊谷7号	42113044	清博士2号	42711011	柳又	42811011	下殿3号
42112031	川上2号	42113045	中谷	42711012	小西	42811012	下殿4号
42112032	川上	42113046	上志水3号	42711013	小西2号	42811013	黒沢
42112033	川上3号	42113047	島	42711014	古海道	42811014	下殿5号
42112034	伊谷9号	42113048	村木2号	42711015	藤沢	42811015	日向2号
42112035	伊谷8号	42113049	猪の子島	42711016	下向	42811016	黒田
42112036	正沢2号	42113050	下中沢3号	42711017	下向2号	42811017	釜沼2号
42112037	正沢3号	42113051	樽沢2号	42711018	西野3号	42811018	釜沼

## (2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
42112038	関町3号	42113052	樽沢1号	42711019	越	42811019	田中
42112039	塩淵2号	42113053	二本木3号	42711020	関谷	42811020	敷原
42112040	兎野1号	42113054	二本木4号	42711021	床並	42811021	沢頭
42112041	鳥居	42113055	二本木5号	42712001	小野原	42811022	屋敷野3号
42112042	川合	42113056	中沢	42712002	大屋	42811023	屋敷野
42112043	川合2号	42113057	川合2号	42712003	鷓類沢	42811024	屋敷野2号
42112044	神戸	42113058	下中沢4号	42712004	髭沢渡	42811025	屋敷野1号
42112045	和合3号	42113059	下中沢5号	42712005	中沢	42811026	八海山
42112046	和合2号	42611001	神谷5号	42712006	藤屋洞	42811027	千本松2号
42112047	和合1号	42611002	神谷4号	42712007	高坪	42811028	千本松1号
42112048	川西1号	42611003	面沢	42712008	西野4号	42821001	瀬戸ノ原
42112049	上中沢2号	42611004	砂ヶ瀬4号	42712009	下栗尾	42812001	上垂3号
42112050	下中沢1号	42611005	砂ヶ瀬	42712010	西野1号	42812002	上垂2号
42113001	芝原3号	42611006	德音寺2号	42712011	西野2号	42812003	上垂1号
42113002	根曾1号	42611007	向小路	42712012	大屋3号	42812004	東又2号
42113003	根曾2号	42611008	御馬沢	42712013	関谷	42812005	牧2号
42113004	奈良尾1号	42611009	正沢原	42712014	菅沢	42812006	牧3号
42113005	奈良尾2号	42612001	神谷2号	42712015	床並2号	42812007	牧4号
42113006	奈良尾3号	42612002	神谷3号	42712016	西野5号	42812008	牧2号
42113007	正沢4号	42612003	神谷1号	42712017	床並3号	42812009	牧6号
42113008	布袋の萱2号	42612004	砂ヶ瀬3号	42712018	床並4号	42812010	西洞
42113009	大平2号	42612005	砂ヶ瀬2号	42713001	鱒淵	42812011	西洞2号
42113010	小樽	42612006	野上2号	42713002	藤屋洞2号	42812012	杵本1号
42113011	大平3号	42612007	野上3号	42713003	度合2号	42812013	中切1号
42113012	橋詰3号	42612008	野上1号	42713004	大入2号	42812014	中切2号
42113013	新井2号	42612009	德音寺北	42713005	把之沢2号	42812015	野口3号
42113014	神田	42612010	德音寺3号	42713006	高坪	42812016	野口1号
42113015	川上4号	42612011	百島	42713007	柳又3号	42812017	野口2号
42812018	野口4号	42813027	東又4号	42211048	小笹山	42213019	横手2号
42812019	合戸	42813028	上垂4号	42211049	高倉山	42213020	西中3号
42812020	下殿2号	42813029	野口5号	42211050	才児	42213021	高倉2号
42812021	小島	42813030	野口6号	42211051	立町	42213022	新田2号
42812022	上条	42813031	西洞3号	42211052	宮戸	42213023	柴山2号
42812023	日向1号	42813032	西洞4号	42211053	倉本	42213024	立町2号
42812024	日向3号	42813033	三ツ屋3号	42211054	万場	42213025	倉本3号
42812025	三尾1号	42813034	三ツ屋4号	42211055	諸原	42213026	宮戸3号
42812026	三尾2号	42813035	日向4号	42211056	倉本2号		南木曾町
42812027	大半場	42813036	下条2号	42221001	池尻	42311001	十二兼
42812028	越立	42813037	日向5号	42212001	芦島1号	42311002	十二兼2号
42812029	下条1号	42813038	上条2号	42212002	芦島3号	42311003	十二兼1号
42812030	沢渡1号	42813039	上条3号	42212003	馬留	42311004	和合
42812031	釜沼3号	42813040	尾羽林1号	42212004	荻原1号	42311005	南栄町
42812032	釜沼4号	42813041	釜沼	42212005	二ツ山	42311006	戸場
42812033	樽沢1号	42813042	尾羽林2号	42212006	東里5号	42311007	柿其
42812034	樽沢2号		上松町	42212007	小野3号	42311008	川向3号
42812035	田中2号	42211001	東野	42212008	正島3号	42311009	川向
42812036	上大洞	42211002	東里1号	42212009	新茶谷3号	42311010	川向4号
42812037	大洞	42211003	神田	42212010	池島	42311011	沼田
42812038	棚山	42211004	寝覚3号	42212011	南上条2号	42311012	天白2号
42812039	本社	42211005	野口2号	42212012	木賊2号	42311013	田立6号
42812040	羽生	42211006	野口	42212013	北野3号	42311014	田立7号
42812041	荻ノ島2号	42211007	寝覚2号	42212014	沓掛	42311015	向栗畑2号
42812042	荻ノ島1号	42211008	寝覚5号	42212015	漆脇	42311016	吾妻20号
42812043	井原1号	42211009	小野2号	42212016	林の平	42311017	下町中町
42812044	井原2号	42211010	小野原	42212017	小田野	42311018	妻籠宿
42812045	白川3号	42211011	寝覚4号	42212018	西中	42311019	尾又
42812046	白川1号	42211012	寝覚	42212019	田口2号	42311020	神明
42812047	白川2号	42211013	南見帰2号	42212020	下島	42311021	大妻籠
42812048	屋敷野6号	42211014	南見帰	42212021	留	42311022	吾妻19号
42812049	屋敷野7号	42211015	東里2号	42212022	西中	42311023	下り谷
42812050	白崩	42211016	東里3号	42212023	高倉	42311024	漆畑
42812051	屋敷野8号	42211017	東里4号	42212024	焼笹2号	42311025	大山
42812052	屋敷野9号	42211018	近所	42212025	幅ノ津	42311026	奥志水3号
42812053	屋敷野4号	42211019	久保寺	42212026	焼笹	42311027	奥志水
42812054	屋敷野5号	42211020	下松原	42212027	西奥2号	42311028	奥志水2号
42822001	野中	42211021	小脇2号	42212028	西奥1号	42311029	広瀬

## (2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
42813001	牧7号	42211022	小脇1号	42212029	新田	42311030	神橋
42813002	牧8号	42211023	瀬木	42212030	柴山	42311031	吾妻16号
42813003	牧9号	42211024	上瀬木	42212031	宮戸	42311032	中折新橋
42813004	大島	42211025	北見帰2号	42212032	櫛ヶ下	42311033	小学校
42813005	棚山2号	42211026	北見帰	42212033	荻原沢	42311034	元町
42813006	白川4号	42211027	北見帰3号	42212034	登玉	42311035	保神
42813007	白川5号	42211028	上の山2号	42212035	荻原2号	42321001	住吉町
42813008	白川6号	42211029	竹ヶ花	42222001	瀬木2号	42321002	東栄町
42813009	井原3号	42211030	栄町	42213001	芦島5号	42312001	十二兼3号
42813010	白川7号	42211031	上旭町2号	42213002	芦島4号	42312002	読書2号
42813011	野中2号	42211032	正島	42213003	馬留	42312003	十二兼4号
42813012	白川8号	42211033	正島2号	42213004	東里6号	42312004	田立11号
42813013	野中3号	42211034	正島(舟戸尻)	42213005	高山	42312005	上の原
42813014	永井野1号	42211035	上旭町1号	42213006	神田2号	42312006	三留野
42813015	野中4号	42211036	砂見沢	42213007	東里7号	42312007	戸場2号
42813016	永井野2号	42211037	新茶谷4号	42213008	荒田	42312008	棚野
42813017	倉本	42211038	萬路	42213009	荒田2号	42312009	読書3号
42813018	瀬戸ノ原1号	42211039	島	42213010	新茶谷5号	42312010	川向2号
42813019	永井野3号	42211040	北野1号	42213011	笹沢	42312011	川向1号
42813020	瀬戸ノ原2号	42211041	木賊1号	42213012	南上条3号	42312012	天白1号
42813021	屋敷野10号	42211042	上野	42213013	島3号	42312013	渡島
42813022	屋敷野11号	42211043	島2号	42213014	北上条	42312014	岩倉3号
42813023	東又5号	42211044	大沢	42213015	小田野4号	42312015	岩倉2号
42813024	東又6号	42211045	小田野2号	42213016	小田野3号	42312016	妻籠21号
42813025	東又7号	42211046	小田野1号	42213017	大畑	42312017	金知谷
42813026	東又3号	42211047	田口1号	42213018	横手1号	42312018	岩倉1号
42312019	元組1号	42313016	妻籠28号	42512036	菅3号	42913014	池の越2号
42312020	田立10号	42313017	妻籠24号	42512037	菅7号		大桑村
42312021	元組2号	42313018	妻籠25号	42512038	菅5号	43011001	駅上
42312022	田立5号	42313019	妻籠26号	42512039	菅6号	43011002	須原駅
42312023	田立9号	42313020	妻籠27号	42513001	柴原5号	43011003	門前
42312024	向栗畑1号	42313021	蘭4号	42513002	柴原6号	43011004	橋場
42312025	下切	42313022	蘭3号	42513003	数原7号	43011005	旧道上
42312026	塚野	42313023	蘭2号	42513004	菅8号	43011006	旧道下
42312027	田立4号		木祖村	42513005	数原8号	43011007	弓矢
42312028	田立2号	42511001	細島	42513006	半野	43011008	中山
42312029	田立3号	42511002	栃の木	42513007	小木曾15号	43011009	長野
42312030	田立1号	42511003	寺平	42513008	深渡戸2号	43011010	小川3号
42312031	宇礼1号	42511004	辺見屋敷	42513009	原村1号	43011011	下落4号
42312032	向田	42511005	蒲沼	42513010	原村2号	43011012	関山
42312033	須合平3号	42511006	蒲沼2号	42513011	蒲沼3号	43011013	殿中
42312034	宇礼2号	42511007	田ノ上	42513012	黒内1号	43011014	新田2号
42312035	須合平2号	42511008	小木曾1号	42513013	黒内2号	43011015	下在2号
42312036	坂本平1号	42511009	塩沢	42513014	上村	43012001	上郷6号
42312037	須合平1号	42511010	木祖小学校	42513015	五月日1号	43012002	上郷5号
42312038	坂本平2号	42511011	原町	42513016	五月日2号	43012003	上郷3号
42312039	小川野平2号	42511012	曹根沢	42513017	松原2号	43012004	上郷2号
42312040	小川野平1号	42511013	見咲町	42513018	松原3号	43012005	田光1号
42312041	読書1号	42511014	見咲町上		王滝村	43012006	田光3号
42312042	川合平2号	42511015	菅2号	42911001	ゴウカケ	43012007	大野3号
42312043	上在郷	42511016	菅1号	42911002	大又1号	43012008	上郷4号
42312044	沼田3号	42511017	田屋	42911003	大又2号	43012009	上郷1号
42312045	吾妻15号	42511018	下村	42911004	大又3号	43012010	田光2号
42312046	吾妻4号	42511019	松原北	42911005	クンザ	43012011	大野2号
42312047	吾妻9号	42511020	松原	42911006	松越	43012012	上町上1号
42312048	大高取	42512001	白樺平5号	42911007	下条	43012013	下条
42312049	吾妻3号	42512002	小木曾9号	42911008	東	43012014	和村上
42312050	吾妻8号	42512003	白樺平3号	42911009	中越1号	43012015	仲町1号
42312051	吾妻1号	42512004	白樺平4号	42911010	田島	43012016	仲町2号
42312052	吾妻18号	42512005	小木曾2号	42911011	上条	43012017	和村下
42312053	吾妻13号	42512006	白樺平6号	42911012	小川	43012018	大沢
42312054	吾妻14号	42512007	白樺平2号	42911013	小川3号	43012019	橋場2号
42312055	下り谷1号	42512008	白樺平7号	42911014	幕島	43012020	橋場1号
42312056	吾妻6号	42512009	白樺平1号	42911015	野口	43012021	二軒屋
42312057	大山2号	42512010	小木曾7号	42911016	瀬戸	43012022	東上1号
42312058	向ヶ原	42512011	小木曾10号	42911017	瀬戸2号	43012023	東上2号

## (2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
42312059	吾妻17号	42512012	柴原4号	42911018	滝越	43012024	小川2号
42312060	上段	42512013	柴原1号	42912001	二子持	43012025	小川1号
42312061	新道	42512014	柴原2号	42912002	淀地	43012026	下落3号
42312062	吾妻12号	42512015	柴原3号	42912003	東2号	43012027	下落2号
42322001	宇礼	42512016	小木曾11号	42912004	幕島2号	43012028	下落1号
42322002	妻籠	42512017	栃ノ木2号	42912005	鈴ヶ沢	43012029	弓矢上
42322003	妻籠23号	42512018	小木曾12号	42912006	ヒカゲ	43012030	西
42322004	妻籠22号	42512019	深渡戸	42912007	九蔵	43012031	弓矢下
42322005	下り谷2号	42512020	深沢	42912008	池の越	43012032	殿
42313001	十二兼5号	42512021	小木曾13号	42912009	滝越3号	43012033	上町上3号
42313002	上の原	42512022	小木曾3号	42922001	小川2号	43012034	上在郷
42313003	岩倉4号	42512023	小木曾14号	42913001	滝越4号	43012035	川向1号
42313004	向粟畑3号	42512024	小木曾4号	42913002	淀地2号	43012036	川向3号
42313005	向粟畑1号	42512025	山戸	42913003	大又3号	43012037	阿寺
42313006	下切2号	42512026	小木曾5号	42913004	中越1号	43012038	大野1号
42313007	向粟畑2号	42512027	小木曾6号	42913005	中越2号	43012039	新田1号
42313008	大野正兼	42512028	翁像	42913006	松原	43013001	上町上4号
42313009	下切2号	42512029	数原1号	42913007	野口2号	43013002	東外向
42313010	下切3号	42512030	塩沢2号	42913008	小川3号	43013003	大島
42313011	塚野4号	42512031	数原2号	42913009	瀬戸3号	43013004	中1号
42313012	塚野3号	42512032	数原3号	42913010	上条2号	43013005	中2号
42313013	塚野2号	42512033	数原6号	42913011	溝口1号	43013006	大島2号
42313014	須合平4号	42512034	見山	42913012	溝口2号	43013007	殿中2号
42313015	蘭1号	42512035	大平	42913013	溝口3号	43013008	川向4号
43013009	下在3号	20221002	洞公民館	20212061	宮原下	20213037	早落城(3)
43013010	新田3号	20221003	林(6)	20212062	宮原東	20213038	宮地西
43013011	新田4号	20221004	原	20212063	駒越	20213039	穴田北
合計	830箇所	20221005	並柳霊園	20212064	千手	20213040	妙義山(2)
		20212001	稲倉横手	20212065	中村	20213041	塩倉(4)
松本市		20212002	広田寺別院	20212066	小仏	20213042	塩倉(5)
20211001	稲倉(1)	20212003	広田寺西	20212067	大仏(1)	20213043	塩倉(6)
20211002	稲倉(2)	20212004	本村向(2)	20212068	中人分校跡	20213044	不燃物処理場南
20211003	小日向	20212005	小日向橋	20212069	大和合(1)	20213045	青年の家南
20211004	新田	20212006	本村西(2)	20212070	大和合(2)	20213046	島内山田(4)
20211005	本村下(1)	20212007	本村下(2)	20212071	牛立(2)	20213047	アルプス公園西
20211006	番場口(1)	20212008	本村南(1)	20212072	三城口	20213048	アルプス公園東
20211007	一ノ瀬(2)	20212009	本村西(4)	20212073	第四発電所(1)	20213049	かりがね
20211008	一ノ瀬(1)	20212010	番場口(2)	20212074	神田	20213050	湯ノ原東
20211009	北洞(1)	20212011	番場口(3)	20212075	中山中村	20213051	東城山西
20211010	茶臼	20212012	一ノ瀬口	20212076	中河原(2)	20213052	林(2)
20211011	茶白山城	20212013	小寺尾口	20212077	反柿(1)	20213053	林(4)
20211012	宮ノ入(1)	20212014	小寺尾(1)	20212078	蓮華寺西	20213054	林(5)
20211013	宮ノ入(2)	20212015	小寺尾(2)	20212079	宮入川上	20213055	千鹿頭神社
20211014	横手	20212016	美鈴湖西(1)	20212080	宮入川中	20213056	南方(1)
20211015	山田	20212017	美鈴湖西(2)	20212081	宮入川下	20213057	南方(2)
20211016	上浅間	20212018	馬飼峠口	20212082	坪山(1)	20213058	南方(3)
20211017	東山	20212019	三ッ石(1)	20212083	尾池	20213059	東城山北
20211018	妙義山(1)	20212020	三ッ石(2)	20212084	王徳寺	20213060	舟付西
20211019	妙義山(3)	20212021	杏(1)	20212085	坪山(2)	20213061	寺所
20211020	大村	20212022	安土北	20212086	六道	20213062	中村北
20211021	玄向寺(1)	20212023	安土南	20222001	第二発電所	20213063	宮原神社
20211022	玄向寺(2)	20212024	新田東	20222002	三反田(2)	20213064	駒越東(1)
20211023	塩倉(1)	20212025	新田西	20213001	稲倉東(1)	20213065	駒越東(2)
20211024	塩倉公民館	20212026	早落城(2)	20213002	稲倉東(2)	20213066	千手東
20211025	神沢池	20212027	宮地	20213003	稲倉南(1)	20213067	中村東
20211026	不燃物処理場東	20212028	穴田南	20213004	稲倉南(2)	20213068	中山沢(1)
20211027	不燃物処理場西	20212029	原橋	20213005	稲倉南(3)	20213069	中山沢(2)
20211028	下田(1)	20212030	神宮寺	20213006	稲倉峠口	20213070	中山沢(3)
20211029	松本トンネル料金所	20212031	犬飼山	20213007	広田寺東	20213071	中山沢(4)
20211030	蟻ヶ崎(2)	20212032	山田沢(1)	20213008	栗和田沢	20213072	中山沢(5)
20211031	城山西	20212033	山田沢(2)	20213009	稲倉西	20213073	入山辺原橋
20211032	兔沢川	20212034	岡田神社	20213010	本村向(1)	20213074	一ノ海
20211033	宮淵	20212035	塩倉(2)	20213011	本村向(3)	20213075	一ノ沢(1)
20211034	御母家	20212036	塩倉池	20213012	本村西(1)	20213076	一ノ沢(2)
20211035	湯ノ原(2)	20212037	島内山田(1)	20213013	本村下(3)	20213077	一ノ沢(3)
20211036	湯ノ原(1)	20212038	金毘羅神社	20213014	本村西(3)	20213078	厩所(4)

## (2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
20211037	藤井	20212039	山田池	20213015	本村南(2)	20213079	大仏(2)
20211038	林(1)	20212040	島内山田(2)	20213016	番場口(4)	20213080	本村沢
20211038	竹ノ下	20212041	島内山田(3)	20213017	一ノ瀬東(1)	20213081	大和合(3)
20211039	三反田(1)	20212042	下田(2)	20213018	一ノ瀬東(2)	20213082	牛立(3)
20211040	上手町	20212043	下田(3)	20213019	一ノ瀬東(3)	20213083	牛立(4)
20211041	厩所(2)	20212044	平瀬川東	20213020	向山橋	20213084	牛立(5)
20211042	厩所(1)	20212045	権現堂	20213021	滝の入橋	20213085	梨木平
20211043	牛立(1)	20212046	犬飼新田	20213022	限山橋	20213086	大門沢
20211044	扉鉦泉(1)	20212047	放光寺	20213023	小寺尾南	20213087	第三発電所
20211045	扉鉦泉(2)	20212048	蟻ヶ崎(1)	20213024	小寺尾沢(1)	20213088	栃ノ木橋
20211046	扉鉦泉(3)	20212049	上金井(1)	20213025	小寺尾沢(2)	20213089	第四発電所(2)
20211047	扉鉦泉(4)	20212050	上金井(2)	20213026	美鈴湖下	20213090	第四発電所(3)
20211048	開成中西	20212051	林(3)	20213027	新池	20213091	櫛沢
20211050	中河原(1)	20212052	広沢寺北	20213028	杏(2)	20213092	開成中南
20211051	並柳	20212053	広沢寺南	20213029	安土東	20213093	下和泉(1)
20211052	梟宮並柳団地	20212054	西桐原	20213030	安土西	20213094	下和泉(2)
20211053	下瀬黒(1)	20212055	東桐原	20213031	中池	20213095	中和泉
20211054	下瀬黒(2)	20212056	諏訪神社	20213032	大久保沢(1)	20213096	中山霊園東
20211055	崖ノ湯(2)	20212057	橋倉口	20213033	大久保沢(2)	20213097	南村
20211056	崖ノ湯(3)	20212058	橋倉	20213034	山城北	20213098	丸山
20211057	上小俣	20212059	包石	20213035	北洞(2)	20213099	反柿(2)
20221001	美鈴湖	20212060	宮原上	20213036	早落城(1)	20213100	蓮華寺北
20213101	古屋敷	46313014	追平(3)	46413001	島々(3)	21511026	入花見(1)
20213102	吾妻橋東	46313015	曾倉沢(2)	46413002	橋場(2)	21511027	祝地(1)
20213103	崖ノ湯下(1)	46313016	曾倉沢(1)	46413003	明平(2)	21511028	中村(1)
20213104	崖ノ湯下(2)	46313017	曾倉南	46413004	稲核ダム(2)	21511029	中村(2)
20213105	寿小赤(1)	46313018	魚イラス	46413005	稲核(5)	21511030	赤町(1)
20213106	寿小赤(2)	46313019	スキー場下	46413006	麓沢	21511031	深沢(1)
20213107	中川堤	46313020	大寄合川左	46413007	岩見平	21511032	大沢(1)
20213108	南洞	46313021	神谷下	46413008	根木沢	21521001	古町(1)
20213109	今村橋下	46313022	神谷上	46413009	中平下	21521002	牧野
20213110	赤坂橋上	46313023	保平南	46413010	大野川橋	21512001	南熊井(1)
20213111	上橋横	46313024	保平西	46413011	番所(3)	21512002	南熊井(2)
20223001	塩倉(3)	46313025	大唐沢橋(1)	46511001	北々条北	21512003	南熊井(3)
20223002	厩所(3)	46313026	大唐沢橋(3)	46511002	上立田	21512004	広丘高出(2)
46311001	奈川渡	46313027	大唐沢橋(2)	46511003	上立田南	21512005	塩尻町(2)
46311002	田の萱	46313028	大唐沢上(1)	46511004	丸田	21512006	柿沢(2)
46311003	古宿下	46313029	大唐沢上(2)	46511005	上野	21512007	金井(2)
46311004	渚の尻	46313030	川浦下(1)	46511006	寺家	21512008	下西条(3)
46311005	黒川渡(2)	46313031	川浦下(2)	46511007	花見	21512009	下西条(4)
46311006	黒川渡(3)	46313032	月夜沢下	46511008	八景山	21512010	上西条(2)
46311007	黒川渡(1)	46313033	月夜沢上	46512001	中塔	21512011	上西条(3)
46311008	黒川渡(4)	46323001	テブコ	46512002	北々条	21512012	上西条(4)
46311009	屋形原(3)	46411001	大野田(1)	46512003	寺家西	21512013	勝弦(1)
46311010	屋形原(2)	46411002	大野田(2)	46513001	南黒沢橋東	21512014	勝弦(2)
46311011	屋形原(1)	46411003	こんびら	46513002	南黒沢橋西	21512015	勝弦(3)
46311012	正沢大橋南	46411004	野沢	46513003	下角北	21512016	勝弦(4)
46311013	追平	46411005	島々(1)	46513004	下角	21512017	古町(2)
46311014	寄合渡(2)	46411006	橋場	46513005	小室	21512018	古町(3)
46311015	寄合渡(3)	46411007	稲核(3)	46513006	本神橋先	21512019	上田(2)
46311016	寄合渡(4)	46411008	稲核(2)	46513007	北々条南	21512020	上田(3)
46311017	寄合渡(5)	46411009	稲核(1)	46513008	大久保西1	21512021	平出(2)
46311018	神谷	46411010	水殿(1)	46513009	大久保	21512022	床尾(1)
46311019	保平	46411011	水殿(2)	46513010	大久保南1	21512023	床尾(2)
46311020	川浦	46411012	梓湖下	46513011	大久保南2	21512024	洗馬(3)
46321001	野麦峠スキー場	46411013	沢渡(4)	46513012	大久保西2	21512025	長瀬
46312001	入山	46411014	沢渡(1)	46513013	田屋	21512026	牧野(3)
46312002	黒川渡(5)	46411015	沢渡(3)	46513014	寺家	21512027	牧野(4)
46312003	下道	46411016	沢渡(2)	46513015	寺家南	21512028	牧野(5)
46312004	駒ヶ原	46411017	坂巻	46513016	八景	21512029	牧野(6)
46312005	学校下	46411018	中ノ湯(1)		塩尻市	21512030	牧野(7)
46312006	正沢大橋北	46411019	上高地(2)	21511001	欠けの湯(1)	21512031	本山(1)
46312007	金原(1)	46411020	上高地(1)	21511002	広丘高出(1)	21512032	日出塩(3)
46312008	金原(2)	46411021	白骨(1)	21511003	黒崖	21512033	岩垂(1)
46312009	大平(1)	46411022	白骨(2)	21511004	塩尻町(1)	21512034	岩垂(2)
46312010	大平(2)	46411023	白骨(3)	21511005	柿沢(1)	21512035	新田

## (2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
46312011	曾倉	46411024	宮の前	21511006	金井(1)	21512036	太田(4)
46312012	曾倉入口	46411025	番所(1)	21511007	大門二番町	21512037	芦ノ田(2)
46312013	寄合渡(6)	46411026	鈴蘭(1)	21511008	下西条(1)	21512038	芦ノ田(3)
46312014	寄合渡(7)	46411027	鈴蘭(2)	21511009	下西条	21512039	元町(1)
46312015	寄合渡(8)	46411028	鈴蘭(3)	21511010	上西条	21512040	元町(2)
46312016	寄合渡(1)	46411029	鈴蘭(4)	21511011	上田	21512041	元町(3)
46312017	奥神谷	46411030	鈴蘭(5)	21511012	昭和	21512042	上組(2)
46313001	入山(2)	46412001	島々(2)	21511013	平出(1)	21512043	大日(2)
46313002	入山(3)	46412002	明平	21511014	洗馬(2)	21512044	大日(3)
46313003	入山(4)	46412003	稲核ダム	21511015	洗馬	21512045	長崎(2)
46313004	トンネル上	46412004	稲核(4)	21511016	牧野(1)	21512046	長崎(3)
46313005	小黒川(1)	46412005	水殿(3)	21511017	日出塩	21512047	長崎(4)
46313006	小黒川(2)	46412006	氷沢	21511018	日出塩(2)	21512048	高畑(1)
46313007	小黒川(3)	46412007	沢渡(5)	21511019	芦ノ田(1)	21512049	赤町(2)
46313008	駒ヶ原(2)	46412008	沢渡(6)	21511020	太田(1)	21512050	金山(1)
46313009	牧場	46412009	大野川	21511021	太田(2)	21512051	金山(2)
46313010	就労センター	46412010	番所(1)	21511022	太田(3)	21512052	白石(1)
46313011	金原(3)	46412011	番所(2)	21511023	上組(1)	21512053	白石(2)
46313012	金原(4)	46412012	鈴蘭(6)	21511024	大日(1)	21512054	農沢(1)
46313013	追平(2)	46422001	中ノ湯(2)	21511025	長崎(1)	21512055	農沢(2)
21512056	深沢(2)	21513061	洗馬(10)	42411013	下城	44912011	中波田(6)
21512057	深沢(3)	21513062	牧野(8)	42411014	奈良井2号	44912012	中波田(7)
21512058	大沢(2)	21513063	牧野(9)	42411015	奈良井	44912013	下赤松(2)
21512059	奥平(1)	21513064	牧野(10)	42411016	城	44912014	上赤松(4)
21513001	南内田	21513065	本山(2)	42411017	大渡	44912015	竜島(1)
21513002	北熊井(1)	21513066	本山(3)	42411018	観前	44912016	竜島(2)
21513003	北熊井(2)	21513067	本山(4)	42411019	奈良井1号	44813001	三溝(5)
21513004	北熊井(3)	21513068	日出塩(4)	42411020	奈良井4号	44813002	三溝(6)
21513005	北熊井(4)	21513069	日出塩(5)	42411021	羽淵2号	44813003	三溝(7)
21513006	北熊井(5)	21513070	日出塩(6)	42411022	奈良井7号	44813004	学校通り(3)
21513007	広丘高出(3)	21513071	日出塩(7)	42412001	桜沢2号	44813005	淵東(4)
21513008	広丘堅石(1)	21513072	岩垂(3)	42412002	若神子	44813006	淵東(5)
21513009	広丘堅石(2)	21513073	岩垂(4)	42412003	贅川5号	44813007	淵東(6)
21513010	広丘堅石(3)	21513074	岩垂(5)	42412004	下の田	44813008	淵東(7)
21513011	広丘堅石(4)	21513075	岩垂(6)	42412005	贅川4号	44813009	淵東(8)
21513012	広丘郷原(1)	21513076	岩垂(7)	42412006	桃岡	44813010	上波田(1)
21513013	広丘郷原(2)	21513077	岩垂(8)	42412007	贅川3号	44813011	上波田(2)
21513014	広丘郷原(2)	21513078	芦ノ田(4)	42412008	宮下	44813012	下赤松(3)
21513015	広丘郷原(3)	21513079	芦ノ田(5)	42412009	平沢4号	44813013	上赤松(5)
21513016	広丘郷原(4)	21513080	芦ノ田(6)	42412010	平沢5号	44813014	上赤松(6)
21513017	広丘郷原(5)	21513081	太田(5)	42412011	太田		山形村
21513018	長畝	21513082	太田(6)	42412012	奈良井3号	45011001	下竹田
21513019	塩尻町(3)	21513083	太田(7)	42412013	奈良井5号	45012001	小坂(1)
21513020	塩尻町(4)	21513084	元町(4)	42412014	天照沢	45012002	小坂(2)
21513021	塩尻町(5)	21513085	元町(5)	42412015	奈良井6号	45012003	小坂(3)
21513022	塩尻町(6)	21513086	上組(3)	42412016	糠沢2号	45012004	上大池(1)
21513023	柿沢(3)	21513087	上組(4)	42412017	糠沢1号	45012005	上大池(2)
21513024	金井(3)	21513088	上組(5)	42412018	羽淵	45012006	上大池(3)
21513025	旧塩尻(1)	21513089	日向	42412019	萱ヶ平	45022001	城ヶ沢団地
21513026	旧塩尻(2)	21513090	下花見	42413001	片平2号	44913001	上竹田
21513027	旧塩尻(3)	21513091	長崎(5)	42413002	若神子2号	44913002	下大池
21513028	旧塩尻(4)	21513092	祝地(2)	42413003	中畑	44913003	上大池
21513029	旧塩尻(5)	21513093	入花見(2)	42413004	折戸2号	45023001	上大池
21513030	旧塩尻(6)	21513094	中村(3)	42413005	贅川6号		朝日村
21513031	旧塩尻(7)	21513095	中村(4)	42413006	贅川7号	45111001	三ヶ組(1)
21513032	旧塩尻(8)	21513096	高畑(2)	42413007	宮下2号	45111002	下古見
21513033	下西条(5)	21513097	高畑(3)	42413008	旭町2号	45111003	上古見(1)
21513034	下西条(6)	21513098	高畑(4)	42413009	奈良井7号	45111004	上古見(2)
21513035	上西条(5)	21513099	赤町(3)	42413010	奈良井8号	45111005	上古見(3)
21513036	勝弦(5)	21513100	金山(3)	42413011	奈良井9号	45111006	日向
21513037	勝弦(6)	21513101	白石(3)	42413012	萱ヶ平2号	45111007	御道開渡(1)
21513038	勝弦(7)	21513102	白石(4)		波田町	45111008	御道開渡(2)
21513039	勝弦(8)	21513103	農沢(3)	44911001	三溝(1)	45111009	御馬越
21513040	勝弦(9)	21513104	深沢(4)	44911002	押出	45111010	下新田
21513041	勝弦(10)	21513105	深沢(5)	44911003	学校通り(1)	45111011	上新田
21513042	古町(4)	21513106	大沢(3)	44911004	淵東(1)	45111012	下組



(2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
21513043	古町(5)	21513107	大沢(4)	44911005	下赤松(1)	45112001	三ヶ組(2)
21513044	古町(6)	21513108	奥平(2)	44911006	中波田(1)	45112002	三ヶ組(3)
21513045	古町(7)	21513109	奥平(3)	44911007	中波田(2)	45112003	三ヶ組(4)
21513046	上田(4)	21513110	奥平(4)	44911008	上赤松(1)	45112004	上組
21513047	上田(5)	21513111	奥平(5)	44911009	上赤松(2)	45112005	上古見(4)
21513048	上田(6)	21523001	上田(8)	44911010	上赤松(3)	45112006	御道開渡(3)
21513049	上田(7)	42411001	桜沢1号	44911011	竜島(1)	45112007	御道開渡(4)
21513050	平出(1)	42411002	片平	44911012	竜島(2)	45112008	御道開渡(5)
21513051	平出(2)	42411003	折戸	44912001	三溝(2)	45112009	大石原(1)
21513052	床尾(3)	42411004	七軒町	44912002	三溝(3)	45112010	大石原(2)
21513053	床尾(4)	42411005	贅川1号	44912003	三溝(4)	45013001	三ヶ組(5)
21513054	桔梗ヶ原	42411006	贅川2号	44912004	鍋割	45013002	上古見(5)
21513055	洗馬(4)	42411007	長瀬	44912005	学校通り(2)	45013003	上古見(6)
21513056	洗馬(5)	42411008	旭町	44912006	淵東(2)	45013004	上古見(7)
21513057	洗馬(6)	42411009	平沢1号	44912007	淵東(3)	45013005	上古見(8)
21513058	洗馬(7)	42411010	綿沢1号	44912008	中波田(3)	45013006	御道開渡(6)
21513059	洗馬(8)	42411011	橋戸	44912009	中波田(4)	45013007	御道開渡(7)
21513060	洗馬(9)	42411012	神矢島	44912010	中波田(5)	45013008	御道開渡(8)
45013009	御道開渡(9)	46211002	長峰配湯所	大町市		21212024	仏崎南
45013010	御馬越(2)	46211003	宮城配水池西	21211001	青木北	21212025	清水(1)
45013011	御馬越(3)	46211004	宮城配水池東	21211002	青木	21212026	松崎南(1)
45013012	小野沢	46211005	穂高高原別荘地3	21211003	鹿島スキ一場	21212027	松崎南(2)
45013013	新田	46211006	穂高高原別荘地2	21211004	中綱北	21212028	常光寺
45013014	中村	46211007	矢村中	21211005	築場東	21212029	木舟南(3)
45013015	大石原(3)	46211008	穂高高原別荘地1	21211006	中綱南(1)	21212030	丹生子(1)
45013016	大石原(4)	46211009	中房温泉	21211007	中綱南(2)	21212031	丹生子(2)
45013017	針尾(1)	46211010	町宮中房温泉	21211008	稲尾	21212032	丹生子(3)
45013018	針尾(2)	46211011	離山会館	21211009	森	21212033	閨田北(2)
45013019	針尾(3)	46211012	離山西	21211010	山崎(1)	21212034	閨田東(2)
合計	769箇所	46211013	須砂渡砂防ダム西	21211011	中花見	21212035	閨田西(1)
		46211014	やまざくの郷	21211012	扇沢下	21212036	閨田(2)
安曇野市		46211015	常念いこいの広場東	21211013	扇沢	21212037	閨田東(1)
46111001	大口沢	46212001	有明山神社	21211014	日向山北(1)	21212038	曾根原南(1)
46111002	大口沢南	46212002	宮城南下	21211015	日向山北(2)	21212039	曾根原西(1)
46111003	野田	46212003	宮城南中	21211016	犬の窪北	21212040	北原北
46111004	光ニュータウン	46212004	宮城南上	21211017	日向山(1)	21212041	北原東
46111005	光ニュータウン南	46212005	郷土資料館西	21211018	日向山西(1)	21212042	北原
46111006	田沢温泉	46212006	矢村北	21211019	高瀬入(1)	21213001	湖端北
46111007	小瀬巾北	46212007	矢村南	21211020	上原	21213002	青木湖西
46111008	小瀬巾	46212008	青源寺	21211021	三日町(1)	21213003	湖端
46111009	中村	46212009	豊里北	21211022	山田町	21213004	中綱湖西
46111010	野田中	46212010	山崎北	21211023	神栄町	21213005	中綱南(3)
46111011	小瀬巾西	46212011	山崎南	21211024	公園下	21213006	中綱南(4)
46111012	田沢	46212012	栗尾山	21211025	松崎	21213007	中綱南(5)
46112001	大口沢3	46212013	烏川第二発電所	21211026	東葛	21213008	木崎湖北
46112002	大口沢2	46212014	こならの郷	21211027	南葛	21213009	一津(3)
46112003	大口沢配水池南	46212015	やまもみじの郷東	21211028	葛	21213010	稲尾沢北(1)
46112004	大口沢東2	46212016	やまもみじの郷西	21211029	七倉	21213011	稲尾沢北(2)
46112005	大口沢公民館東	46222001	小岩岳	21211030	館ノ内北	21213012	居谷里湿原下
46112006	豊科温泉東	46213001	野辺沢橋南	21211031	館ノ内下	21213013	山崎(2)
46112007	菅沢東北	46213002	豊里南	21211032	木舟南(1)	21213014	中花見北(1)
46112008	豊科温泉南	46213003	離山入	21211033	館ノ内南	21213015	中花見北(2)
46112009	菅沢東南	46611001	北小倉	21211034	木舟	21213016	中花見北(3)
46112010	菅沢東東	46611002	サバイ西1	21211035	木舟南(2)	21213017	二ツ屋(2)
46112011	巾東西	46611003	ファインビュー室山	21211036	閨田北(1)	21213018	二ツ屋(3)
46112012	北田沢	46611004	南小倉	21211037	閨田(1)	21213019	居谷里第2南
46112013	南原	46612001	サバイ東2	21211038	曾根原	21213020	居谷里第3北
46112014	南原南	46612002	サバイ東1	21211039	宮本	21213021	分水
46112015	南村集会所北	46612003	サバイ西2	21211040	宮本下	21213022	分水南
46112016	野田西	46612004	室町	21212001	加蔵北	21213023	下原
46113001	高萩北1	46612005	南小倉北	21212002	加蔵	21213024	日向山北(3)
46113002	高萩南1	46612006	南小倉	21212003	梁場(2)	21213025	日向山西(2)
46113003	高萩北2	46613001	北小倉	21212004	梁場(1)	21213026	日向山北(4)
46113004	高萩北3	46613002	サバイ東3	21212005	湖尻	21213027	日向山西(3)
46113005	高萩南2	46613003	サバイ	21212006	鹿島	21213028	日向山(2)
46113006	高萩北4	46613004	サバイ南	21212007	北村	21213029	日向山(3)

## (2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
46113007	高萩南3	46613005	長尾城跡	21212008	宮沢	21213030	高瀬入(2)
46113008	中谷	46613006	室山東	21212009	南平	21213031	北山田町南
46113009	高萩橋南	46613007	室山	21212010	一津(1)	21213032	大出南
46113010	中谷南	46613008	室山西	21212011	一津(2)	21213033	仏崎北
46113011	大口沢東1	46613009	室町北	21212012	稲尾沢東	21213034	松崎北
46113012	菅沢東入東	46613010	室町南	21212013	居谷里湿原東	21213035	常光寺東(2)
46113013	菅沢東入西	46613011	南小倉南	21212014	木崎東	21213036	常光寺東(1)
46113014	大口沢土取場東	46711001	烏川発電所	21212015	下原北	21213037	木舟北
46113015	大口沢土取場南	46712001	須砂渡	21212016	二ツ屋(1)	21213038	木舟西
46113016	大口沢土取場西	46713001	須砂渡東	21212017	下原南	21213039	青島北(1)
46113017	神明宮東	46713002	上の平	21212018	犬の窪南	21213040	青島北(2)
46113018	小瀬巾東	46713003	新屋	21212019	三日町(3)	21213041	丹生子東(1)
46113019	神明宮南	46713004	北村	21212020	三日町(2)	21213042	丹生子東(2)
46113020	南村	46713005	和合	21212021	北山田町	21213043	青島南(1)
46113021	南村西	合計	112箇所	21212022	山田町南(1)	21213044	青島南(2)
46211001	宮城北			21212023	山田町南(2)	21213045	青島南(3)
21213046	閨田北(3)	21612016	郡	52112002	大宮	54311002	宮村
21213047	閨田東(3)	21612017	西区	52112003	入横尾	54311003	山田温泉
21213048	閨田東(4)	21612018	佐野	52112004	鼠団地	54311004	温泉下
21213049	閨田西(2)	21612019	大田原3号	52112005	小網	54311005	牧北
21213050	菅根原西(2)	21612020	大田原4号	52112006	小網3	54311006	牧西
21213051	菅根原南(2)	21613001	雨宮	52112007	小網2号	54311007	牧東
21213052	北原南	21613002	原	52112008	新堀上	54311008	牧
21213053	神明宮北	21613003	石杭小屋	52112009	福沢2号	54311009	樋沢橋北
21213054	神明宮南	21613004	中之宮2	52112010	出浦甲部	54311010	平塩
21213055	宮本南	21613005	中河原	52112011	出浦甲部2号	54311011	中塩
21213056	泉(1)	21613006	大浦	52113001	苅屋原	54311012	馬場
21213057	泉(2)	21613007	一重山2	52113002	川東	54311013	城跡
21213058	清水(2)	21613008	一重山	52113003	小網4	54311014	枅形
21213059	清水(3)	21613009	清水堂2	52113004	小野沢	54311015	七味上
松川村		21613010	岡森2	合計	113箇所	54311016	七味下
48211001	北海渡(1)	21613011	清水堂			54311017	五色
48212001	北和田	21613012	南清水堂	須坂市		54311018	和郷
48212002	北海渡(2)	21613013	新田3	20711001	山崎	54311019	久保
48212003	北海渡(4)	21613014	新田4	20711002	臥竜山	54312001	紫北
48212004	南海渡(1)	21613015	新田5	20711003	小山配水地	54312002	高井砂防ダム北
48213001	川久保	21613016	新田6	20711004	興国寺	54312003	高井砂防ダム西
48213002	大和田	21613017	八幡	20711005	大日向	54312004	荻久保2
48213003	西原	21613018	大池	20711006	大日向団地	54312005	天神原観音堂南
48213004	北海渡(3)	21613019	大田原5	20711007	豊里	54312006	関場西
48213005	南海渡(2)	21613020	八幡林	20711008	夏端団地	54312007	子安橋北
合計	151箇所	50111001	上山田2号	20711009	仙仁温泉	54312008	樋沢橋西
		50111002	上山田	20711010	米子不動	54312009	YOU遊ランド南(2)
千曲市		50111003	水上北	20712001	蓮生寺北	54312010	YOU遊ランド南(1)
21611001	土口	50111004	水上	20712002	蓮生寺	54312011	紫団地
21611002	妻女台団地	50111005	新山	20712003	満竜寺	54312012	紫団地西
21611003	土口2号	50113001	新山2	20712004	鎌田トンネル北	54312013	高井寺西
21611004	生萱	50113002	天坂	20712005	坂田霊園南	54313001	荻久保3
21611005	生萱2号	52211001	柏王2号	20712006	妙光寺橋	54313002	蕨平
21611006	竹尾2号	52211002	柏王	20712007	下川原橋東	54313003	駒場
21611007	石杭	52211003	柏王南	20712008	塩野東	54313004	五色2
21611008	横町	52211004	今井町	20712009	夏端団地	54313005	七味3
21611009	長福寺	52211005	今井町2号	20712010	みのどうトンネル東	54313006	堀之内
21611010	屋代駅裏	52211006	福井	20712011	夏端東団地北	54313007	新堀
21611011	小島	52211007	磯部	20712012	龜倉団地北	合計	83箇所
21611012	岡地	52211008	磯部2号	20712013	栃倉橋北		
21611013	中之宮	52211009	八王子	20712014	栃倉橋西	中野市	
21611014	殿入	52211010	若宮	20712015	仁礼橋西	21111001	田上北
21611015	新田	52211011	若宮2号	20712016	地藏堂北	21111002	下壁田
21611016	郡矢崎山	52211012	若宮3号	20712017	浄蓮寺東	21111003	中壁田
21613004	桑原	52211013	栗組	20712018	安養寺南	21111004	壁田
21611017	大田原	52212001	今井2	20713001	本郷町	21111005	栗和田下
21611018	大田原2号	52212002	今井	20713002	大谷町	21111006	東山
21621001	横町2号	52212003	福井2	20713003	坂田町	21111007	高遠
21621002	元町	52212004	福井北	20713004	坂田町2	21111008	大熊
21612001	妻女台	52212005	芝原	20713005	間瀬口	21111009	桜沢2

(2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
21612002	土口3号	52212006	藤ノ木	20713006	塩野町	21111010	桜沢
21612003	石原	52213001	中町	20713007	臥竜	21112001	田上
21612004	竹尾3	坂城町		20713008	下八町	21112002	壁田
21612005	竹尾4	52111001	北日名	20713009	幸高町	21112003	長丘
21612006	竹尾	52111002	新町	20713010	仁礼町	21112004	光林寺北
21612007	石杭東	52111003	新町2号	20713011	仁礼町2	21112005	光林寺
21612008	岡森	52111004	苅屋原	20713012	龜倉町	21112006	東山2号
21612009	清水堂	52111005	鼠	20713013	米子町	21112007	大俣
21612010	新田2号	52111006	網掛2号	小布施町		21112008	東山市営団地西
21612011	桑原2	52111007	網掛	54113001	雁田3	21112009	東山市営団地北
21612012	小坂	52111008	福沢	54113002	雁田2	21112010	北高遠
21612013	東区	52113001	出浦甲部	54113003	雁田	21112011	北大熊
21612014	郡2	52111009	新地	高山村		21112012	東大熊
21612015	郡3	52112001	南日名	54311001	荻久保	21112013	中大熊
21112014	西大熊	60113015	道光寺西	56113014	横倉一組2	20111053	箱清水
21113001	岩井	60113016	道光寺西2	56113015	本郷2	20111054	箱清水三丁目
21113002	岩井東2	60113017	西部4	56113016	和田	20111055	上松二丁目
21113003	岩井東	山ノ内町		56113017	宇木	20111056	横山
21113004	田上4	56111001	本郷	56113018	仲屋敷	20111057	新町
21113005	田上	56111002	湯河原2	56113019	沓野3	20111058	本城南
21113006	田上3	56111003	星川	56113020	沓野2	20111059	城山
21113007	古牧	56111004	湯田中	56113021	上原	20111060	往生寺(2)
21113008	壁田3	56111005	平穂東	56113022	木戸池	20111061	往生寺(1)
21113009	畜産団地	56111006	平穂	合計	159箇所	20111062	狐池
21113010	大俣2	56111007	金倉			20111063	西長野
21113011	栗和田2	56111008	渋	長野市		20111064	夕陽ヶ丘南
21113012	栗和田	56111009	横湯	20111001	横目	20111065	夕陽ヶ丘北
21113013	上小田中	56111010	村西	20111002	坂中西	20111066	新諏訪
21113014	更科	56111011	天川	20111003	清水	20111067	西長野新諏訪町(1)
21113015	新野2	56111012	上林北	20111004	三ツ出(2)	20111068	横棚
21113016	新野	56111013	上林	20111005	三ツ出(1)	20111069	茂菅西
21113017	新野3	56111014	一之瀬	20111006	池平	20111070	茂菅東
21113018	津島	56111015	高天ヶ原	20111007	宮ノ前(2)	20111071	茂菅
21113019	津島2	56111016	発咄	20111008	竹ノ下(1)	20111072	茂菅南
21113020	安源寺	56111017	熊ノ湯	20111009	新安((2)	20111073	弥勒寺
21113021	草間	56111018	箱山2号	20111010	新安(1)	20111074	夏目ヶ原
21113022	立ヶ花	56111019	穂波下	20111011	門沢	20111075	平柴(3)
21113023	桜沢3	56111020	穂波上	20111012	猪久保	20111076	平柴
21123001	牧ノ入2	56111021	穂波東	20111013	泉平西	20111077	小柴見
21123002	牧ノ入3	56111022	湯ノ原下	20111014	鑪	20111078	平柴(4)
21123003	牧ノ入5	56111023	湯ノ原	20111015	沓打	20111079	安茂里大門
21123004	牧ノ入	56111024	上河原東	20111016	やすらぎ団地(1)	20111080	小路
21123005	牧ノ入4	56111025	角間東	20111017	やすらぎ団地(2)	20111081	西河原(1)
21123006	厚貝	56111026	角間	20111018	平(3)	20111082	西河原(2)
21123007	田麦	56111027	湯ノ原上	20111019	平(2)	20111083	西河原
21123008	牧山	56112001	裏落合2	20111020	高木	20111084	住沢
60111001	碓	56112002	裏落合3	20111021	坂高木(2)	20111085	小市西
60111002	西沢	56112003	裏落合1	20111022	坂高木(1)	20111086	松ヶ丘
60111003	親川	56112004	表落合	20111023	荒井	20111087	小市三丁目(2)
60111004	梨久保	56112005	上手	20111024	上ヶ屋池平	20111088	園沖
60111005	西の山	56112006	落合	20111025	百舌原(3)	20111089	小市三丁目
60111006	穴田	56112007	乗廻	20111026	新屋	20111090	住吉台
60111007	日影	56112008	苗間2号	20111027	百舌原(4)	20111091	温湯
60111008	伊予岡	56112009	四ツ谷	20111028	広瀬南(2)	20111092	大柳
60111009	荒山	56112010	黒川	20111029	岩戸(2)	20111093	沢(2)
60111010	西部1	56112011	天川東	20111030	入山清水	20111094	春山
60111011	西部3	56112012	上林西	20111031	洞	20111095	宮南
60121001	親川下1	56112013	沓野	20111032	入山清水南	20111096	須釜
60121002	親川下2	56112014	箱山	20111033	曲戸	20111097	高下
60112001	笠倉	56112015	穂波温泉	20111034	影山(1)	20111098	在家(2)
60112002	親川下3	56112016	穂波温泉2号	20111035	沢尻	20111099	在家(1)
60112003	毛野川	56112017	上河原西	20111036	上ノ平 東	20111100	蓮華
60112004	西部2	56112018	湯ノ原中	20111037	田子	20111101	尻欠(1)
60112005	道光寺	56112019	伊沢	20111038	田中	20111102	尻欠(2)
60113001	奥手山	56112020	のぞき	20111039	上野団地	20111103	高岡(2)
60113002	深沢	56113001	熟平	20111040	上野	20111104	外山(3)

(2)急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
60113003	砦北	56113002	熟平2	20111041	徳間
60113004	笠倉2	56113003	熟平3	20111042	赤萱平
60113005	豊田中学校西	56113004	裏落合4	20111043	押田入口(1)
60113006	穴田2	56113005	表落合3	20111044	浅川東条(1)
60113007	美沢団地	56113006	表落合2	20111045	真光寺
60113008	涌井	56113007	苗間	20111046	湯谷北
60113009	涌井2	56113008	乘廻	20111047	湯谷南(3)
60113010	涌井3	56113009	前坂	20111048	湯谷南(2)
60113011	梨久保西	56113010	横倉二組	20111049	滝東
60113012	梨久保東	56113011	横倉三組2	20111050	上松三丁目(1)
60113013	梨久保東2	56113012	横倉三組	20111051	滝西
60113014	道光寺2	56113013	横倉一組	20111052	箱清水東
20111117	桑根井	20112034	下大飼	20112098	四野宮
20111118	関屋	20112035	上ノ平(2)	20112099	長谷
20111119	赤柴(1)	20112036	萩久保	20112100	山内(2)
20111120	赤柴(2)	20112037	浅川福岡	20112101	小滝(3)
20111121	赤柴甲	20112038	坂中	20112102	平林
20111122	北組	20112039	浅川押田	20112103	新谷
20111123	筒井東	20112040	押田入口(2)	20112104	山裏(3)
20111124	入(2)	20112041	浅川東条(3)	20122001	中曾根西(1)
20111125	入組	20112042	上松五丁目(3)	20122002	宮ノ前(2)
20111126	離山(1)	20112043	浅川東条(2)	20122003	坂額
20111127	離山(2)	20112044	上松五丁目(1)	20122004	沢浦西
20111128	表組(1)	20112045	上松五丁目(2)	20122005	上松三丁目(2)
20111129	表組(2)	20112046	上松五丁目(4)	20122006	中屋敷(1)
20111130	矢場	20112047	箱清水北(1)	20113001	宇佐美沢
20111131	大村(1)	20112048	往生地(4)	20113002	北町
20111132	大村(3)	20112049	往生地(3)	20113003	横目
20111133	会田	20112050	往生地(5)	20113004	本郷町
20111134	宮村	20112051	西長野新諏訪町(2)	20113005	本郷前
20111135	山裏(1)	20112052	茂菅(2)	20113006	西原
20111136	越	20112053	茂菅(1)	20113007	重足(1)
20111137	和出	20112054	中屋敷(2)	20113008	重足(2)
20111138	外山(4)	20112055	平柴(2)	20113009	荒井
20111139	室牧	20112056	北村西沖	20113010	広瀬(2)
20111140	桑根井(2)	20112057	杏花台団地	20113011	境沢西
20121001	扇平(1)	20112058	小市二丁目(1)	20113012	菱田
20121002	若槻東条	20112059	小市四丁目	20113013	古屋
20121003	湯谷南(1)	20112060	小柳	20113014	小出(4)
20121004	箱清水北(2)	20112061	蓮台寺	20113015	小出(5)
20121005	外茂菅	20112062	沢(1)	20113016	小出(6)
20121006	西河原(3)	20112063	向原	20113017	矢原
20121007	小市団地	20112064	小出(2)	20113018	高下(2)
20112001	坂中宮前	20112065	小出(1)	20113019	高岡(4)
20112002	清水(1)	20112066	小出(3)	20113020	持者(3)
20112003	法利田	20112067	上和田	20113021	北山
20112004	竹ノ下(2)	20112068	下組	20113022	村東山手
20112005	城	20112069	高岡(3)	20113023	金平井
20112006	竹ノ下東	20112070	高岡(1)	20113024	坂下(2)
20112007	宮ノ前(1)	20112071	外山(2)	20113025	屋敷
20112008	中曾根西(2)	20112072	五区	20113026	牧内(2)
20112009	浅川畑山(2)	20112073	持者(1)	20113027	平林
20112010	浅川畑山(1)	20112074	持者(2)	20113028	宮ノ入
20112011	荒安(2)	20112075	田ノ入沖	20113029	表組(3)
20112012	素桜(3)	20112076	東光寺	20113030	矢場(2)
20112013	荒安(1)	20112077	町川田	20113031	温湯(1)
20112014	素桜(2)	20112078	小滝(2)	20113032	温湯(2)
20112015	素桜(1)	20112079	柴	58211001	大倉
20112016	泉平	20112080	坂下	58211002	向原(2)
20112017	京田(2)	20112081	中川東	58211003	向原(1)
20112018	京田(4)	20112082	中川西	58211004	入
20112019	京田(3)	20112083	瀬戸	58211005	川谷西
20112020	京田(1)	20112084	宮崎(1)	58211006	上田中
20112021	平(1)	20112085	宮崎(2)	58211007	横町
20112022	百舌原(2)	20112086	六鹿	58211008	南郷
20112023	百舌原(1)	20112087	入村	58221001	川谷
				58211105	外山(1)
				20111106	山内
				20111107	町上
				20111108	大室
				20111109	小滝(1)
				20111110	東寺尾
				20111111	加賀井
				20111112	長礼(1)
				20111113	長礼(2)
				20111114	天皇山西
				20111115	滝本
				20111116	牧内
				58213001	蟻ヶ崎
				58213002	小日向(2)
				58213003	入組
				58213004	向原(2)
				58213005	日影川谷(1)
				58213006	日影川谷(2)
				58611001	中社
				58611002	宝光社東
				58611003	大橋
				58611004	堀切
				58611005	諸沢東
				58611006	入の地
				58611007	川向(2)
				58611008	二条
				58611009	母袋
				58611010	幕ノ入
				58611011	母袋東
				58611012	奈良尾
				58611013	中之地
				58611014	折橋
				58611015	東原
				58611016	猿丸
				58611017	川下
				58611018	平沢
				58611019	広瀬
				58611020	日照田
				58611021	倉平
				58611022	不動坂
				58611023	五十土
				58611024	笹原
				58611025	田頭
				58611026	宮ノ前
				58611027	番場
				58611028	志垣区
				58611029	東組(1)
				58611030	中尾口
				58611031	西組
				58611032	山入
				58611033	川浦
				58611034	下内
				58611035	中組
				58611036	砂田
				58611037	土合
				58611038	渡土
				58611039	西部
				58611040	坪山
				58611041	積沢
				58611042	九竜
				58611043	平出
				58611044	上組
				58611045	中部
				58611046	宮浦
				58611047	蔵ヶ川
				58611048	中部

(2)急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
20112024	扇平(2)	20112088	筒井西	58212001	上汐	58612001	川向(1)
20112025	広瀬南(1)	20112089	入組	58212002	入(2)	58612002	宇和原
20112026	広瀬	20112090	入(1)	58212003	蟹沢	58612003	一条
20112027	岩戸(1)	20112091	稲葉	58212004	神田	58612004	東組(2)
20112028	清水	20112092	鹿島	58212005	大屋敷	58622001	第一
20112029	善光寺温泉西	20112093	法泉寺	58212006	伊豆毛	58613001	上楠川(1)
20112030	影山(2)	20112094	越(2)	58212007	北石	58613002	上楠川(2)
20112031	影山下(2)	20112095	大村(2)	58212008	南郷三組	58613003	下楠川(1)
20112032	影山下(1)	20112096	山裏(2)	58212009	入(3)	58613004	下楠川(2)
20112033	上ノ平(1)	20112097	笹崎	58212010	下神代	58613005	中之地
58613006	倉平(2)	58712019	七ツ室	58411001	福井団地(3)	21311011	山岸
58613007	倉平(3)	58712020	東京三条四条上	58411002	福井団地(1)	21311012	其綿東
58711001	菅谷地	58712021	東京三条四条下	58411003	番匠	21311013	其綿
58711002	財門	58712022	川浦(2)	58411004	栄町	21311014	吉
58711003	大平	58712023	土倉	58411005	栄町南	21311015	顔戸
58711004	法戸	58712024	小佐出	58411006	吹上	21311016	中曾根
58711005	奥中田	58712025	岩下(2)	58411007	小玉東	21311017	中条
58711006	出し	58712026	岩下(3)	58411008	小玉	21311018	須田峰
58711007	長峰(1)	58712027	落合(1)	58411009	西黒川	21311019	市ノ口3号
58711008	峠	58712028	落合(2)	58411010	高坂下	21311020	市ノ口
58711009	長畑	58712029	府成	58412001	福井団地(2)	21311021	市ノ口2号
58711010	一之瀬	58712030	西京(1)	58412002	袖之山	21311022	愛宕町
58711011	坂屋	58712031	西京(2)	58413001	福井	21311023	奈良沢
58711012	新井	58712032	田之頭東	58413002	西黒川(1)	21311024	上倉
58711013	押出し	58712033	田之頭西	58413003	西黒川(2)	21311025	金山
58711014	宮崎	58713001	小佐出(2)	58413004	東黒川	21311026	安田
58711015	大沢	58713002	岩下(3)	58511001	日向	21311027	倉本
58711016	南	58713003	根上	58511002	堀越	21311028	滝の脇
58711017	財又	58713004	西京(4)	58511003	溝口	21311029	濁池
58711018	日照田	58713005	府成(2)	58511004	若宮(1)	21311030	涌井
58711019	高橋	58713006	押切(2)	58511005	奈良本	21311031	堰口
58711020	岡	58713007	押切(3)	58511006	揚原	21311032	大川
58711021	小鬼無里	58713008	一之坂	58511007	狐沢	21311033	蓮
58711022	上新倉	58713009	川浦(3)	58511008	釜淵	21311034	涌井2
58711023	四角面	58713010	須田町	58511009	深沢(2)	21311035	上倉2
58711024	下新倉	信濃町		58511010	深沢	21321001	曙町
58711025	越上り	58311001	毛見	58511011	深沢西(2)	21312001	有尾
58711026	瀬戸	58311002	菅川(1)	58511012	寺坂	21312002	硫黄
58711027	籠田	58311003	上荒瀬原	58512001	若宮(2)	21312003	滝の脇西
58711028	和田沖(1)	58311004	柴津	58512002	御所之人	21312004	滝中
58711029	和田沖(2)	58311005	舟岳	58512003	中村	21312005	堂平
58711030	上平	58311006	諏訪ノ原	58512004	中峰	21312006	倉本2
58711031	小橋	58311007	神山	58512005	苔翁寺	21312007	倉本3
58711032	萩の峰	58311008	柏原	58512006	寺村	21312008	今井
58711033	田中	58311009	新町	58512007	奈良本(2)	21312009	濁池2
58711034	古在家	58312001	滝屋東	58512008	東柏原	21312010	藤ノ木
58711035	東京	58312002	滝屋	58512009	上赤塩	21312011	上倉3
58711036	川浦(1)	58312003	滝屋西	58512010	堰下	21312012	上倉4
58711037	西京(3)	58312004	菅川	58512011	深沢南	21312013	上倉5
58711038	小佐出	58312005	柄山	58512012	深沢西(1)	21312014	西山
58711039	岩下(1)	58312006	熊坂	58513001	溝口(2)	21312015	其綿2
58711040	田之頭	58312007	赤川	58513002	溝口(3)	21312016	其綿東2
58711041	鬼無里荘裏	58312008	大本道	58513003	若宮(3)	21312017	上組
58711042	板の峰	58312009	野尻	58513004	奈良本(3)	21322001	内野
58711043	南浦	58312010	神山国際村	58513005	奈良本(4)	21313001	三郷
58711044	押切	58312011	柴津東	58513006	奈良本(5)	21313002	三郷2
58712001	品沢高原(3)	58312012	船岳	58513007	上赤塩	21313003	今井2
58712002	品沢高原(4)	58312013	古間支館(1)	58513008	釜淵(2)	21313004	今井3
58712003	品沢高原(2)	58312014	古間支館(2)	58513009	釜淵(3)	21313005	今井4
58712004	品沢高原(1)	58312015	宮腰	58513010	釜淵(4)	21313006	大深
58712005	山角	58312016	稲附	58513011	釜淵(5)	21313007	北原
58712006	長峰(2)	58312017	大久保	合計	549箇所	21313008	笹沢
58712007	山中	58313001	滝屋(2)			21313009	笹沢2
58712008	小牧	58313002	滝屋(2)	飯山市		21313010	宮中
58712009	一之瀬東	58313003	菅川(2)	21311001	藤沢	21313011	神戸2
58712010	木戸	58313004	熊坂	21311002	中村	21313012	中曾根2

(2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
58712011	袖	58313005	大本道(2)	21311003	和水	21313013	中条2
58712012	牧川	58313006	小本道(1)	21311004	下境	21313014	大池
58712013	南町	58313007	小本道(2)	21311005	上境	21313015	大池2
58712014	上平一	58313008	高沢	21311006	戸狩新田	21313016	上新田
58712015	親沢	58313009	柴津	21311007	大塚	21313017	中谷
58712016	吉在家	58313010	舟岳(2)	21311008	大池	21313018	関谷
58712017	十二平	58313011	仁之倉	21311009	神戸	21313019	涌井2
58712018	松原	飯綱町		21311010	福島	21313020	涌井3
21313021	大平	56313001	明石	60212016	青倉3	44112008	柏尾
21313022	山口	56313002	明石2	60212017	月岡	44112009	竹之花
21313023	山口2	56313003	東大滝東	60212018	箕作	44112010	花見2
21313024	北町	56313004	東大滝東2	60212019	小赤沢1	44112011	花見1
21313025	奈良沢2	56313005	東大滝3	60212020	屋敷5	44112012	花見橋
21313026	静間	56313006	西大滝ダム南	60212021	屋敷3	44112013	梨子南
21313027	安田	56313007	朝上	60212022	屋敷1	44112014	梨子
21313028	吉2	56313008	七ヶ巻2	60213001	雪坪	44112015	小芹2
21313029	上組2	56313009	七ヶ巻3	60213002	横倉2	44112016	明賀
21313030	新田	56313010	七ヶ巻4	60213003	小滝2	44112017	生野中
21323001	五位野	56313011	七ヶ巻5	60213004	大巻	44112018	堀平1
木島平村		56313012	虫生北	60213005	箕作2	44112019	堀平2
56211001	馬曲温泉	56313013	虫生2	60213006	泉平	44112020	白山公園南
56211002	平沢東	56313014	平林2	60213007	白鳥2	44112021	天平の森入口
56211003	平沢	56313015	平林3	60213008	白鳥3	44112022	大足
56211004	稻荷	56313016	平林4	60213009	長瀬4	44112023	清水2
56211005	御殿	56313017	久保南西	60213010	天代2	44112024	矢の沢2
56211006	糠塚	56313018	坪山南2	60213011	天代3	44112025	矢の沢1
56211007	浦山	56313019	坪山南3	60213012	坪野2	44112026	小泉
56211008	千ノ平	56313020	坪山南4	60213013	坪野3	44112027	小泉二班
56221001	内山1	56313021	横落西	60213014	坪野4	44112028	中村
56212001	道珍1	56313022	中尾2	60213015	坪野5	44112029	萩原2
56212002	道珍2	56313023	前坂2	60213016	北野3	44112030	下押野2
56212003	上千石	栄村		60213017	極野3	44113001	柏尾南1
56212004	内山2	60211001	志久見	60213018	小赤沢3	44113002	柏尾南2
56212005	坂口	60211002	柳在家	60213019	小赤沢4	44113003	すもも平2
56213001	馬曲温泉2	60211003	切欠1	60213020	和山2	44113004	松留2
56213002	馬曲温泉3	60211004	長瀬2	合計	226箇所	44113005	生野上
56213003	馬曲温泉4	60211005	長瀬			44113006	生野南
56213004	馬曲温泉下	60211006	笹原	安曇野市		44113007	平西
56213005	平沢上	60211007	当部	44111001	柏尾	44113008	吐中北
56213006	平沢北	60211008	北野	44111002	峰方	44113009	平東
56213007	平沢向	60211009	中野	44111003	花見橋西	44113010	小泉一班2
56213008	上千石2	60211010	極野	44111004	小日向	44113011	小泉一班1
56213009	内山3	60211011	坪野	44111005	山中		松本市
56213010	内山奥	60211012	森1	44111006	小芹1	44311001	矢久
56213011	千石	60211013	森6	44111007	上生野	44311002	大沢
56213012	山口	60211014	中条	44111008	木戸	44311003	小胡桃北
56213013	部谷沢	60211015	青倉北	44111009	尾沢	44311004	小胡桃
56213014	部谷沢2	60211016	青倉	44111010	潮	44311005	知見寺
56213015	坂口2	60211017	小滝	44111011	駅上	44311006	中学裏
56213016	千ノ平向	60211018	横倉	44111012	吐中2	44311007	中町
56213017	千ノ平向2	60211019	平滝	44111013	吐中	44311008	新町
56213018	糠塚奥	60211020	白鳥	44111014	清水	44311009	岩井堂
56213019	糠塚2	60211021	小赤沢2	44111015	天平の森	44311010	村営住宅団地
56213020	糠塚3	60211022	屋敷4	44111016	塔の原	44311011	取出
野沢温泉村		60211023	屋敷2	44111017	中耕地	44311012	穴沢
56311001	東大滝	60211024	和山	44111018	宮本	44311013	中小瀬
56311002	東大滝2	60211025	切明	44111019	北村2	44311014	刈谷原
56311003	七ヶ巻	60212001	柳在家2	44111020	北村1	44321001	松茸山荘
56311004	虫生	60212002	切欠2	44111021	中条	44312001	柳川原
56311005	矢垂	60212003	切欠3	44111022	金井沢	44312002	下会吉1
56311006	平林	60212004	長瀬3	44111023	萩原1	44312003	下会吉2
56311007	久保南	60212005	北野2	44111024	萩原3	44312004	下会吉3
56311008	坪山	60212006	中野2	44111025	下押野1	44312005	下会吉4
56311009	野沢	60212007	極野2	44111026	上押野	44312006	原山1
56311010	横落	60212008	天代	44121001	山中2	44312007	原山2
56311011	野沢2	60212009	森8	44112001	矢越	44312008	上平

(2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
56311012	中尾	60212010	森7	44112002	矢越2	44312009	金井北
56311013	前坂	60212011	森3	44112003	名九鬼	44312010	山崎
56311014	矢垂2	60212012	森2	44112004	すもも平1	44312011	金井西
56312001	虫生南	60212013	森4	44112005	松留1	44312012	山崎2
56312002	坪山南	60212014	森5	44112006	松留	44312013	召田1
56312003	横落2	60212015	青倉4	44112007	庄部	44312014	召田2
44312015	大沢南	筑北村		44712014	熊野川	44612017	叶里
44312016	召田西	44411001	竹の下	44712015	桂石	44612018	野口
44312017	本村	44411002	岩戸	44712016	山間	44612019	女淵
44312018	小胡桃東	44411003	立川	44712017	中尾	44612020	和合東2
44312019	太田北	44411004	立川2	44712018	中尾下	44612021	和合
44312020	太田	44412001	岩戸2	44712019	中尾東2	44612022	下田
44312021	入	44412002	大沢西	44712020	中尾南	44612023	高
44312022	保福寺	44412003	戸川	44712021	大平1	44613001	聖東2
44312023	保福寺分校跡	44412004	大沢東	44712022	大平2	44613002	梶浦
44312024	中木戸	44412005	上手山	44712023	大平3	44613003	根尾
44312025	淀ヶ沢東	44412006	川山	44712024	真田	44613004	丸山南
44312026	小瀬	44511001	坂北荘	44713001	大野田北1	44613005	下井堀西
44312027	七嵐北	44511002	竹場	44713002	大野田北2	44613006	和合東1
44312028	七嵐	44511003	中島	44713003	大野田北3	44613007	野間東
44312029	七嵐南	44511004	青柳	44713004	生金	44613008	野間北
44312030	七嵐東	44511005	昭和町	44713005	生金南	生坂村	
44312031	刈谷原西	44511006	向原南	44713006	山崎北2	44811001	久保
44312032	落水	44511007	中央	44713007	山崎北1	44811002	上の平
44312033	呂口	44511008	中里	44713008	山崎4	44811003	鷺ノ平
44312034	十二	44511009	中里東	44713009	松場	44811004	会
44312035	入沢	44511010	大畑	44713010	貝附	44811005	宇留賀
44312036	麻生	44512001	中込	44713011	永井中村	44811006	本村
44322001	馬船	44512002	赤松1	44713012	駒形北	44811007	宇留賀2
44313001	柳川原中	44512003	赤松2	44713013	玉根	44811008	北平
44313002	柳川原西	44512004	笹の平	44713014	楡窪南1	44811009	中塚
44313003	会吉	44512005	仁熊	44713015	楡窪南2	44811010	下ノ田
44313004	原山東	44512006	竹場上	44713016	古司南	44811011	梶本
44313005	金井東	44512007	碩水寺	44713017	草湯	44811012	木竹
44313006	本村南	44512008	別所	44713018	新倉	44811013	草尾
44313007	矢久南	44512009	大側1	44713019	氷室東	44811014	牛沢2
44313008	十二原東	44512010	大側2	44713020	高萩東	44811015	牛沢
44313009	十二原	44513001	未地上	44713021	高萩南	44811016	旭
44313010	藤池	44513002	日向東	44713022	中尾東1	44811017	梅月西
44313011	保福寺町	44513003	日向西	44713023	真田北1	44811018	大原
44313012	太田西	44513004	細田西	44713024	真田北2	44811019	日岐2
44313013	宮前	44513005	切石先	44713025	真田南	44811020	日岐
44313014	会田	44513006	矢花山寺北	44713026	真田西	44811021	池沢
44313015	下木戸	44513007	矢花山寺東	麻績村		44811022	大道上
44313016	青木	44513008	町南	44611001	聖西1	44811023	小立野北
44313017	青木南	44513009	平北	44611002	聖西2	44812001	古坂
44313018	反町	44513010	平西	44611003	聖西8	44812002	上手
44313019	保福寺橋北	44513011	平東	44611004	北山	44812003	込地南
44313020	大門北	44513012	中央北	44611005	本町北	44812004	込地西
44313021	大門	44513013	中央東	44611006	宮本2	44812005	ととの沢
44313022	大門西1	44711001	山崎2	44611007	宮本1	44812006	雲根
44313023	大門西2	44711002	山崎1	44611008	下井堀	44812007	木村
44313024	大門南	44711003	山秋	44611009	桑関	44812008	草尾
44313025	七嵐宮下	44711004	村営団地	44611010	野間	44812009	関屋
44313026	分教所跡西	44711005	安坂中村	44612001	聖湖南2	44812010	裏日岐
44313027	分教所跡東	44711006	長楽	44612002	聖湖南1	44812011	日岐3
44313028	五常	44711007	高萩	44612003	聖東1	44812012	池沢2
44313029	鍋沢	44712001	大野田西	44612004	聖北	44812013	日向
44313030	鍋沢西	44712002	山崎北3	44612005	聖西3	44812014	高松
44313031	鍋沢南	44712003	坂井橋	44612006	聖西4	44812015	日影
44313032	いかり沢北3	44712004	山崎3	44612007	聖西5	44813001	北会
44313033	いかり沢北2	44712005	安養寺	44612008	聖西6	44813002	宇留賀
44313034	いかり沢北1	44712006	細川口	44612009	聖西7	44813003	北小学校跡
44313035	いかり沢	44712007	駒形	44612010	市野川北	44813004	雲根東
44313036	執田光北1	44712008	永井中村南	44612011	市野川	44813005	下ノ田北
44313037	執田光北2	44712009	法安寺	44612012	北山西	44813006	日岐

(2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
44313038	執田光	44712010	宮沢	44612013	宮本西		池田町
44313039	執田光南	44712011	道平	44612014	法善寺	48111001	堀越
44313040	執田光東	44712012	湯戸坂口	44612015	上町東	48111002	平畑
44323001	召田東	44712013	熊野川東	44612016	上町西	48111003	菅ノ田
48111004	北足沼	48312009	大塚	48511055	どんぐり(2)	48513021	みそら野(2)
48111005	宮ノ平	48312010	西大塚	48511056	二股	48513022	嶺山
48111006	日向	48312011	押の田	48511057	大出	48513023	飯森(3)
48111007	天崎	48312012	笹尾	48511058	八方(1)	48513024	堀之内(3)
48111008	会染法道	48312013	上笹尾	48511059	八方(2)	48513025	三日市場(1)
48111009	中山温泉	48312014	塩の貝	48511060	和田野(1)	48513026	三日市場(2)
48111010	中島	48312015	藤尾	48511061	和田野(2)	48513027	日向大左右(1)
48111011	半在家	合計	419箇所	48511062	みそら野(1)	48513028	日向大左右(2)
48111012	滝沢			48511063	飯森(1)		小谷村
48111013	滝沢2	白馬村		48511064	内山	48611001	大網
48111014	鷓山	48511001	落倉上	48521001	稲子	48611002	姫川温泉下
48111015	鷓山2	48511002	落倉	48521002	八方尾根スキー場	48611003	姫川温泉
48121001	会染団地上	48511003	立の間	48521001	北大出	48611004	姫川温泉上
48112001	日影	48511004	東通	48521002	大出	48611005	湯原
48112002	高照山	48511005	青鬼	48521003	黒豆	48611006	塩坂
48112003	南足沼	48511006	通口	48521004	峯方沢下	48611007	島温泉
48112004	荻	48511007	春木	48521005	西山(1)	48611008	北季平
48112005	南梅ノ尾	48511008	野平	48521006	太田	48611009	季平
48112006	南梅ノ尾	48511009	菅	48521007	反田	48611010	阿原
48112007	南梅ノ尾西	48511010	真二重	48521008	南谷地	48611011	深原(2)
48112008	中ノ貝北	48511011	東山	48521009	日向大左右下	48611012	深原(1)
48112009	中ノ貝	48511012	南蔵平	48521010	日向大左右	48611013	下寺2号
48112010	寺間	48511013	幸田	48521011	川端	48611014	下寺1号
48112011	神出	48511014	花園	48521012	神明社	48611015	風吹口
48112012	桃ノ木	48511015	峯方下	48521013	宮ノ入	48611016	来馬
48112013	正ノ田	48511016	峯方北	48521014	宮前	48611017	豆平
48112014	楡室	48511017	宮下	48521015	道崎	48611018	茨畑
48112015	坂森	48511018	月見田	48521016	西山(2)	48611019	光明
48112016	平出	48511019	峯方沢	48521017	屋城沢	48611020	光明上
48112017	堀之内東	48511020	峯方上	48521018	通(1)	48611021	外沢
48112018	小実平	48511021	一の倉	48521019	西通(1)	48611022	大海川
48112019	八代	48511022	新田口	48521020	西山(3)	48611023	小谷温泉
48112020	田ノ入	48511023	新田	48521021	西山(4)	48611024	熱湯
48112021	中島南	48511024	倉下東	48521022	切久保(2)	48611025	真木
48112022	相道寺	48511025	倉下西	48521023	どんぐり(3)	48611026	高地
48112023	会染東	48511026	咲花	48521024	どんぐり(4)	48611027	千沢
48113001	平畑西	48511027	咲花下	48521025	野平(1)	48611028	稲葉沢
48113002	桃ノ木西1	48511028	和田野上	48521026	野平(2)	48611029	中谷西
48113003	桃ノ木西2	48511029	和田野下	48521027	飯森(2)	48611030	市場
48113004	松沢鉱泉口東	48511030	和田野	48521028	堀ノ内(1)	48611031	宮ノ上
48113005	松沢鉱泉口南	48511031	大楢上	48521029	堀ノ内(2)	48611032	長崎
48113006	松沢鉱泉口西	48511032	山麓	48521030	田頭	48611033	長崎下
48113007	平出南	48511033	八方	48521031	南谷地(1)	48611034	堀越
48113008	小実平下	48511034	黒菱	48521032	南谷地(2)	48611035	清水山
48113009	落合橋先	48511035	兎平	4853001	西通(2)	48611036	黒倉
48113010	滝沢東	48511036	源太郎	4853002	西通(3)	48611037	白岩東
48113011	坂下東	48511037	矢崎山	4853003	塩島(1)	48611038	白岩西
48113012	中之郷東	48511038	飯森	4853004	塩島(2)	48611039	奉納温泉
大町市		48511039	五竜遠見	4853005	新田(2)	48611040	奉納
48311001	舟場	48511040	犬川上	4853006	西山(5)	48611041	曾田(2)
48311002	小菅	48511041	犬川下	4853007	西山(6)	48611042	曾田(1)
48311003	野平	48511042	飯田	4853008	西山(7)	48611043	犬川
48311004	一の瀬	48511043	本村	4853009	西山(8)	48611044	笹原
48311005	梨平	48511044	田頭	4853010	西山(9)	48611045	上手村
48311006	矢下	48511045	北谷地	4853011	切久保(3)	48611046	石原
48311007	横瀬	48511046	大左右	4853012	切久保(4)	48611047	池原北村
48312001	野平北	48511047	北村	4853013	どんぐり(5)	48611048	池原下北
48312002	瀬口	48511048	南村	4853014	どんぐり(6)	48611049	下里瀬下
48312003	布宮	48511049	立	4853015	八方(3)	48611050	下里瀬北
48312004	作の平	48511050	お堂上	4853016	八方(4)	48611051	下里瀬
48312005	菅の窪	48511051	通(1)	4853017	和田野(3)	48611052	下里瀬南
48312006	八屋敷	48511052	西山	4853018	和田野(4)	48611053	日道



(2)急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
48312007	小松尾	48511053	切久保(1)	48513019	野平(3)
48312008	石原	48511054	どんぐり(1)	48513020	蕨平
48611056	塩ノ久保	48612031	南沢	20111549	東桜井
48611057	虫尾上村	48612032	上雨中	20111550	桜井
48611058	虫尾下村	48612033	黒川口	20111551	犬石(1)
48611059	宮本	48612034	馬口岩	20111552	犬石(2)
48611060	伊折	48612035	土倉南	20111553	上石川
48611061	和平	48612036	泥崎	20111554	本郷
48611062	燕岩	48612037	泥崎下	20111555	氷熊
48611063	北雨中	48612038	塩水	20111556	浅野
48611064	雨中	48612039	千国東	20111557	西前山
48611065	南雨中	48612040	馬越上	20111558	田野口中組(1)
48611066	月岡	48612041	馬越下	20111559	大森
48611067	黒川中	48612042	滝の平	20111560	信更町上尾(2)
48611068	黒川南	48612043	下川内	20111561	上三水
48611069	土倉北	合計	258箇所	20111562	今泉
48611070	大別当			20111563	灰原
48611071	乗鞍	長野市		20111564	久米路
48611072	わらび平上	20111501	地蔵平東	20111565	須牧
48611073	わらび平下	20111502	地蔵平(2)	20111566	高野
48611074	宮下南	20111503	茂菅(2)	20111567	小田原(1)
48611075	千国崎	20111504	地蔵平	20121501	新橋
48611076	千国下	20111505	西裾花台(2)	20121502	五十平
48611077	千国	20111506	西裾花台団地	20121503	祖手山
48611078	千国上	20111507	西裾花台(1)	20121504	善福寺
48611079	峰	20111508	湯山	20121505	藤倉
48611080	立屋	20111509	松ノ木	20112501	松島トンネル北
48611081	原立屋	20111510	川後	20112502	百瀬
48611082	樽池北	20111511	上深沢	20112503	小鍋濁沢
48611083	坪の沢	20111512	下深沢	20112504	国見(1)
48611084	松沢	20111513	矢平(1)	20112505	大川(1)
48611085	松沢上	20111514	仏工伝	20112506	下小鍋
48611086	上川内	20111515	倉並	20112507	大川(2)
48611087	川内南	20111516	赤坂	20112508	枇杷前沖
48611088	川内下	20111517	矢沢(1)	20112509	枇杷
48611089	梨平	20111518	新屋	20112510	平深沢
48612001	戸土	20111519	飯森(2)	20112511	深沢
48612002	横川	20111520	平出(1)	20112512	栃久保
48612003	達磨山	20111521	橋詰(1)	20112513	小市団地
48612004	島	20111522	市場	20112514	滝沢
48612005	大平	20111523	塩	20112515	新橋
48612006	沢入	20111524	小坂(1)	20112516	栃ノ木
48612007	外沢北	20111525	赤柴	20112517	平石
48612008	田中	20111526	岩草	20112518	東繁
48612009	大草連東	20111527	中尾	20112519	二ツ石
48612010	大草連西	20111528	遠見	20112520	田中
48612011	神久	20111529	戸倉	20112521	日影繁
48612012	戸石	20111530	上戸倉	20112522	矢平(2)
48612013	松本	20111531	下河原	20112523	日向(1)
48612014	半野木平	20111532	笹平(1)	20112524	日向(3)
48612015	沖	20111533	笹平上町	20112525	日向(2)
48612016	中通	20111534	笹平駒帰	20112526	日方
48612017	太田	20111535	北組	20112527	日向(4)
48612018	北野	20111536	中組	20112528	村前
48612019	高車	20111537	南組	20112529	栗林
48612020	石坂下	20111538	南組(2)	20112530	小淵(1)
48612021	石坂上	20111539	段ノ原	20112531	小淵(2)
48612022	穴畑	20111540	中尾山	20112532	論地(1)
48612023	池原中村	20111541	秋吉(2)	20112533	舟久保(1)
48612024	池原下南	20111542	秋吉	20112534	舟久保(2)
48612025	須合	20111543	村山(2)	20112535	論地(2)
48612026	小倉	20111544	村山	20112536	新布市
48612027	神平	20111545	瀬成	20112537	久保
48612028	大久保	20111546	新田	20112538	花上
48612029	吉尾	20111547	青池	20112539	無久平
48612030	佐原	20111548	安庭北	20112540	無久平下
				20112541	番場
				20112542	飯森(1)
				20112543	坪根
				20112544	五十平
				20112545	平出(2)
				20112546	平出(3)
				20112547	定谷西
				20112548	定谷
				20112549	蓮
				20112550	瀬脇(1)
				20112551	瀬脇上
				20112552	瀬脇(2)
				20112553	古間
				20112554	知足院(1)
				20112555	知足院(2)
				20112556	地蔵堂(1)
				20112557	橋詰(1)
				20112558	地蔵堂(2)
				20112559	菩提(1)
				20112560	菩提(2)
				20112561	下戸倉
				20112562	小坂(2)
				20112563	大安寺
				20112564	笹平(2)
				20112565	秋吉(3)
				20112566	粒良田(1)
				20112567	粒良田(2)
				20112568	下平東
				20112569	下平西
				20112570	古宿
				20112571	山布施
				20112572	宮平
				20112573	十二
				20112574	涌池上
				20112575	袖山
				20112576	赤坂(2)
				20112577	共和
				20112578	青池
				20112579	上有旅
				20112580	十二(3)
				20112581	十二(2)
				20112582	十二(1)
				20112583	瀬原田
				20112584	鏡坂
				20112585	東山田
				20112586	立石
				20112587	西松山(1)
				20112588	西松山(2)
				20112589	本郷
				20112590	東境
				20112591	西山田(1)
				20112592	西山田(2)
				20112593	大塚
				20112594	戸口
				20112595	一致
				20112596	田野口
				20112597	平林
				20112598	釜土
				20112599	田野口中組(2)
				20112600	小日向
				20112601	大和沢
				20112602	小田原(2)
				20112603	信更町上尾(1)
				20112604	三水四区

## (2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
20112605	三水三区	50212003	新田	58111007	風越	58112029	左右礼
20112606	二家屋	50212004	曙	58111008	追沢(1)	58112030	坪川
20112607	今泉中組	50212005	棚原(3)	58111009	杖突	58112031	栗尾北
20112608	前田	50212006	棚原(2)	58111010	矢の尻	58112032	栗尾南
20112609	大沼(2)	50212007	棚原(1)	58111011	宮ノ向	58112033	石畑
20112610	大沼(1)	50212008	下栗尾(2)	58111012	千原田	58112034	下市場南
20112611	日向	50212009	川口	58111013	下川	58112035	小沢
20112612	須牧(1)	50212010	梨木(1)	58111014	太田	58112036	一倉田和北
20112613	須牧(2)	50212011	梨木(2)	58111015	旭町	58112037	一倉田和南
20112614	中峰	50212012	安賀	58111016	西上町	58112038	下中山東
20112615	下灰原	50212013	梶平	58111017	伊切	58112039	下中山西
20112616	高野東組	50212014	安置	58111018	下市場	58112040	和田之城
20112617	日影	50212015	大田和(2)	58111019	本村	58112041	日名
20122501	国見(2)	50212016	和平(4)	58111020	山秋(4)	58112042	藤布月
20122502	遠見(2)	50212017	大田和(1)	58111021	中尾	58112043	宮ノ脇
20122503	古町	50212018	和平(2)	58111022	菅沼	58112044	中村
20122504	有旅	50212019	和平(1)	58111023	中之在家(1)	58112045	小栗
20122505	東原市場	50212020	仏風東	58111024	細尾(1)	58112046	林
20113501	湯ノ瀬(1)	50212021	櫛木	58111025	刈内	58112047	柴原
20113502	湯ノ瀬(2)	50212022	町田(1)	58111026	笠子	58112048	左右(2)
20113503	大久保(1)	50212023	町田(2)	58111027	明賀	58112049	神田
20113504	大久保(2)	50212024	中挟(2)	58111028	曲尾	58112050	神田南(1)
20113505	上戸倉	50212025	石津(2)	58111029	蟻之尾	58113001	神田(2)
20113506	下平東(2)	50212026	中挟(3)	58111030	竹之下	58113002	橋場(3)
20113507	西岩倉	50212027	中挟(1)	58111031	外味籬	58113003	峰組
20113508	安庭南	50212028	下大岡	58111032	中塚	58113004	矢ノ尻(2)
20113509	東本郷	50212029	日向(1)	58111033	宇内坂	58113005	福土(2)
20113510	家裏	50212030	日向(2)	58111034	川名	58113006	福土(3)
20113511	目洗石	50212031	代(2)	58111035	岩本	58113007	又田羅(1)
20113512	三水二	50212032	代(3)	58111036	宮平	58113008	又田羅(1)
20113513	大沼(3)	50212033	柿挟(1)	58111037	岩下	58113009	道祖神
20113514	大沼(4)	50212034	柿挟(2)	58111038	置原	58113010	原
20113515	蟹沢(2)	50212035	柿挟(3)	58111039	橋木(1)	58113011	岩本(2)
20113516	戸口	50212036	柿挟(4)	58111040	橋木(2)	58113012	日向畑
20113517	中組	50212037	花尾	58111041	左右	58113013	坂井(1)
20113518	小日向(2)	50212038	芦之尻	58111042	旅行村	58113014	坂井(2)
20113519	小日向(3)	50212039	長岩(1)	58112001	茂萱	58113015	柴原
20113520	大森(2)	50212040	長岩(2)	58112002	柳沢		大町市
20113521	大森(3)	50212041	泥平	58112003	日影	48411001	川手
20113522	大森(4)	50212042	南小松尾(2)	58112004	寺尾	48411002	塩ノ川
20113523	大森(5)	50212043	南小松尾(1)	58112005	向山	48411003	日向
20113524	下灰原(2)	50212044	白井沢西(2)	58112006	花倉(2)	48411004	米山
20113525	小田原(3)	50212045	越中川(1)	58112007	切久保	48411005	一宇田
20113526	上石川(2)	50212046	越中川(2)	58112008	橋場(1)	48411006	矢久
50211001	下栗尾(1)	50212047	白井沢東(1)	58112009	橋場(2)	48411007	花尾
50211002	上栗尾	50212048	白井沢東(2)	58112010	平清水	48411008	万中
50211003	北小松尾	50212049	白井沢西(1)	58112011	大久保	48411009	池の平
50211004	宮平(1)	50212050	桐沢(2)	58112012	田中	48411010	小藤
50211005	宮平(2)	50212051	桐沢(3)	58112013	山秋(1)	48411011	梨ノ木峰
50211006	樺内東	50212052	桐沢(1)	58112014	山秋(2)	48411012	境の宮
50211007	樺内(1)	50213001	聖沢	58112015	尾崎	48411013	中の崎
50211008	樺内(2)	50213002	古矢場	58112016	栃久保(1)-2	48411014	三百地
50211009	仏風	50213003	外花見	58112017	栃久保(1)-1	48411015	宮の脇
50211010	和平(3)	50213004	梶平(2)	58112018	栃久保(2)	48411016	小沢
50211011	鳴沢	50213005	根越	58112019	栃久保(3)	48411017	中村(1)
50211012	石津(1)	50213006	平(2)	58112020	中福	48411018	日影
50211013	門増	50213007	平(3)	58112021	中之在家(2)	48411019	矢久2号
50211014	代(1)	信州新町		58112022	栃久保(4)	48412001	袖
50211015	平	58111001	穴平	58112023	土口(2)	48412002	大倉
50211016	佃見	58111002	花倉(1)	58112024	山秋(3)	48412003	峠
50211017	市後沢	58111003	神田南(2)	58112025	山秋(5)	48412004	峠(2)
50211018	中ノ在家	58111004	小追沢	58112026	細尾笠子	48412005	石原
50212001	池田	58111005	追沢(3)	58112027	細尾(2)	48412006	古堂西(1)
50212002	米田和	58111006	追沢(2)	58112028	福土	48412007	古堂西(2)
48412008	桑の木沢	58811019	鶴牧田上	58812050	落合(3)	58911037	上古沢
48412009	片岡(1)	58811020	法地	58812051	落合(2)	58911038	田ノ入

## (2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
48412010	片岡(2)	58811021	上北尾(1)	58812052	芋之沢	58911039	栗本
48412011	大藤	58811022	埋牧	58812053	奈良尾(1)	58911040	下古沢(1)
48412012	本村東	58811023	鳥立	58812054	奈良尾(2)	58911041	清水
48412013	本村中(1)	58811024	下北尾	58812055	奈良尾(3)	58911042	高福寺
48412014	本村中(2)	58811025	甘越(1)	58812056	奈良尾(4)	58911043	上奈良井
48412015	本村西	58811026	瀬戸川	58812057	大崩	58911044	峰奈良井
48412016	本村下	58811027	南	58812058	北畑	58911045	辻(3)
48412017	外山	58811028	馬曲	58812059	輪之内	58911046	下奈良井
48412018	大笹	58811029	芋之沢	58812060	大手	58911047	須坂(1)
48412019	西の沢	58811030	稲荷	58812061	吉刈	58911048	持畔(1)
48412020	湯ノ海	58811031	島	58812062	絹張	58911049	埋橋
48412021	向	58811032	初引	58812063	表立屋	58911050	里原
48412022	宮村	58811033	塩沢	58812064	日影	58911051	鳥々見
48412023	北村	58812001	椿峰(1)	58812065	舞袋	58911052	塩本
48412024	中村(2)	58812002	椿峰(2)	58813001	稲岡東区	58911053	大野
48412025	中村(3)	58812003	日本記(2)	58813002	味大豆第一	58911054	青木
48412026	南村	58812004	小池	58813003	松尾	58912001	石原
48412027	中ノ貝	58812005	上北尾(2)	58813004	夏和区	58912002	大内
48412028	大塩日向	58812006	中牧	58813005	鴨之尾	58912003	臥雲(1)
48413001	本村東	58812007	高山寺(2)	58813006	裏立屋	58912004	臥雲(2)
48413002	片岡(3)	58812008	和佐尾	58813007	坂之瀬	58912005	切久保
48413003	塩ノ川(2)	58812009	上村	58813008	横峰(1)	58912006	梅木(2)
48413004	日向(2)	58812010	梶尾	58813009	横峰(2)	58912007	城之腰
48413005	米山(2)	58812011	花尾菅沼(3)	58813010	舞袋(2)	58912008	藤沢(1)
48413006	米山(3)	58812012	花尾菅沼(2)	58813011	舞袋(3)	58912009	松ノ木
48413007	米山(4)	58812013	佐峰(2)	中条村	58912010	大西	
48413008	一宇田(2)	58812014	佐峰(1)	58911001	念仏寺	58912011	大柿(1)
48413009	池ノ平(2)	58812015	佐峰(3)	58911002	桜出	58912012	大柿(2)
48413010	大藤(2)	58812016	志神(1)	58911003	梅木新井	58912013	三ヶ野
48413011	湯ノ海(2)	58812017	志神(2)	58911004	梅木	58912014	番場
48413012	湯ノ海(3)	58812018	花尾菅沼(4)	58911005	乗出合	58912015	茂田井
48413013	湯ノ海(4)	58812019	稲尾	58911006	古屋敷	58912016	城東
48413014	向(2)	58812020	花尾(2)	58911007	大崩	58912017	栗林
48413015	宮村(2)	58812021	二反田	58911008	番場	58912018	水ノ窪
48413016	宮村(3)	58812022	柏土	58911009	上下条	58912019	芦沼
48413017	新行西原	58812023	三貫地	58911010	下下条	58912020	下五十里(3)
48413018	川下	58812024	久木(4)	58911011	下中内	58912021	土尻
48413019	日影(2)	58812025	見瀬之尾	58911012	若神子	58912022	大久保
48413020	日影(3)	58812026	久木(2)	58911013	城下	58912023	寺地
48413021	中村(4)	58812027	久木(3)	58911014	栗林	58912024	宮前
48413022	中村(5)	58812028	久木(5)	58911015	下五十里(1)	58912025	和沢
48413023	中村(7)	58812029	田島(1)	58911016	上五十里	58912026	生板(2)
48413024	中村(6)	58812030	田島(2)	58911017	下五十里(2)	58912027	上長井
小川村		58812031	菅沼	58911018	江見	58912028	茂菅
58811001	富吉	58812032	季平(2)	58911019	尾崎	58912029	大塩
58811002	味大豆	58812033	法地(2)	58911020	百瀬	58912030	上野(1)
58811003	日本記(1)	58812034	馬場	58911021	上長井	58912031	上野(2)
58811004	高山寺	58812035	宮ノ入北	58911022	生板(1)	58912032	専納
58811005	栗本	58812036	宮ノ入南	58911023	日影大塩	58912033	境沢
58811006	花尾菅沼(1)	58812037	川上北	58911024	大畠	58912034	月夜棚(2)
58811007	花尾(1)	58812038	持京(1)	58911025	田越	58912035	月夜棚(3)
58811008	花尾(3)	58812039	持京(2)	58911026	月夜棚(1)	58912036	長谷鳥
58811009	外石	58812040	十二倉	58911027	町下	58912037	藤沢(2)
58811010	夏和	58812041	天京	58911028	蓬野	58912038	倉本
58811011	和田	58812042	滝ノ入	58911029	宮	58912039	太田
58811012	大川	58812043	久津(1)	58911030	手洗	58912040	外小手屋
58811013	久木(1)	58812044	久津(2)	58911031	処理場	58912041	小手屋(2)
58811014	露畑	58812045	季平	58911032	本郷	58912042	追平
58811015	高府	58812046	出法	58911033	姥久保	58912043	新井(1)
58811016	釜蓋	58812047	甘越(2)	58911034	倉本	58912044	新井(2)
58811017	鶴牧田(2)	58812048	甘越(3)	58911035	小手屋(1)	58912045	下田
58811018	鶴牧田	58812049	落合(1)	58911036	矢原	58912046	伊折新井
58912047	沢尻						
58912048	辻(1)						
58912049	辻(2)						
58912050	下古沢(2)						

(2)急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
58912051	根踏						
58912052	須坂						
58912053	持畔(2)						
58912054	須坂(2)						
58912055	鳥々見(2)						
58912056	鳥々見(1)						
58912057	欠下						
58912058	青木						
58912059	天間						
58912060	20区(3)						
58912061	20区(2)						
58912062	20区(1)						
58912063	花園						
58912064	刈宿						
58912065	下角井						
58912066	上角井						
58913001	切久保(2)						
58913002	宮前						
58913003	上野(3)						
58913004	大畠(2)						
58913005	宮(2)						
58913006	宮(3)						
58913007	田頭(1)						
58913008	田頭(2)						
58913009	花園(2)						
58913010	大野(2)						
合計	714箇所						

# 資料31-12 土石流危険渓流

(1) 土石流危険渓流市町村一覽

建設(砂防)事務所	市町村名	土石流危険渓流				建設(砂防)事務所	市町村名	土石流危険渓流			
		渓流数( )	渓流数( )	渓流数( )	合計			渓流数( )	渓流数( )	渓流数( )	合計
佐久	小諸市	22	3	3	28	松本	松本市	151	22	8	181
	佐久市	145	68	114	327		塩尻市	84	9	41	134
	小海町	37	8	16	61		山形村	9	0	2	11
	佐久穂町	56	21	6	83		朝日村	20	1	5	26
	軽井沢町	48	10	28	86		小計	264	32	56	352
	御代田町	12	3	2	17	安曇野	安曇野市	51	7	5	63
	立科町	16	6	0	22		小計	51	7	5	63
	川上村	16	1	0	17	大町	大町市	86	12	25	123
	南牧村	11	1	0	12		松川村	19	0	0	19
	南相木村	17	2	7	26		小計	105	12	25	142
	北相木村	11	1	0	12	千曲	千曲市	65	6	13	84
	小計	391	124	176	691		坂城町	26	12	2	40
					小計		91	18	15	124	
上田	上田市	281	33	51	365	須坂	須坂市	32	6	5	43
	東御市	27	0	0	27		小布施町	4	0	2	6
	長和町	64	16	13	93		高山村	18	1	0	19
	青木村	41	12	8	61		小計	54	7	7	68
	小計	413	61	72	546						
諏訪	岡谷市	60	6	2	68	長野	長野市	170	17	11	198
	諏訪市	56	8	10	74		信濃町	41	3	0	44
	茅野市	101	5	12	118		飯綱町	30	6	11	47
	下諏訪町	30	9	6	45		小計	241	26	22	289
	富士見町	32	5	9	46		北信	中野市	72	11	2
	原村	2	0	0	2	飯山市		93	31	15	139
	小計	281	33	39	353	山ノ内町		54	4	4	62
					木島平村	29		5	0	34	
					野沢温泉村	25		0	5	30	
伊那	伊那市	312	64	64	440	栄村	33	10	4	47	
	駒ヶ根市	136	60	10	206	小計	306	61	30	397	
	辰野町	78	27	25	130	犀川	松本市	56	34	20	110
	箕輪町	35	11	9	55		大町市	5	7	0	12
	飯島町	17	6	4	27		安曇野市	28	14	6	48
	南箕輪村	2	0	0	2		池田町	31	0	0	31
	中川村	29	38	8	75		麻績村	25	1	0	26
	宮田村	18	2	0	20		生坂村	22	8	0	30
小計	627	208	120	955	筑北村		38	25	0	63	
					小計		205	89	26	320	
飯田	飯田市	135	40	14	189	姫川	白馬村	42	13	13	68
	松川町	21	1	0	22		小谷村	41	11	0	52
	高森町	22	5	3	30		小計	83	24	13	120
	阿南町	38	10	0	48	土尻川	長野市	78	32	16	126
	阿智村	69	26	7	102		大町市	17	8	12	37
	平谷村	10	3	3	16		小川村	10	12	7	29
	根羽村	24	20	23	67		小計	105	52	35	192
	下條村	13	7	0	20		合計	4,027	1,093	792	5,912
	売木村	16	5	0	21						
	天龍村	18	16	0	34						
	泰阜村	9	8	0	17						
	喬木村	23	13	15	51						
	豊丘村	16	5	18	39						
	大鹿村	10	26	0	36						
小計	424	185	83	692							
木曾	上松町	53	18	13	84						
	南木曾町	63	50	22	135						
	木曾町	163	51	24	238						
	木祖村	38	5	0	43						
	王滝村	21	8	4	33						
	大桑村	48	22	5	75						
	小計	386	154	68	608						

(注) 保全人家5戸以上である(5戸未満であっても公共的建物又は災害時要援護者関連施設がある)  
 保全人家1~4戸ある  
 人家はないが、将来人家等の立地が予想される

## (2)土石流危険渓流一覧表

渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名
佐久建設事務所			30311005	市野沢川	市の沢	30411009	千曲川	花の木沢
佐久穂町			30311006	市野沢川	蟹久保1	30411010	千曲川	さす川
30211001	千曲川	平沢川	30311007	市野沢川	蟹久保2	30411011	千曲川	前川
30211002	抜井川	富士腰沢2	30311008	市野沢川	蟹久保3	30411012	千曲川	細川沢
30211003	抜井川	富士腰沢1	30311009	市野沢川	カヤカリ窪	30411013	千曲川	大沢
30211004	抜井川	唐松沢2	30311010	市野沢川	家の入	30411014	千曲川	下り川
30211005	抜井川	唐松沢3	30311011	千曲川	北の沢入	30411015	西川	矢出原沢
30211006	余地川	峠の湯の沢	30311012	千曲川	柳沢	30411016	西川	小倉沢
30211007	余地川	マガクボ	30311013	千曲川	向久保	30412001	金峯山川	新田沢
30211008	余地川	萩久保	30311014	相木川	たのもし久保	南牧村		
30211009	余地川	狐久保	30311015	相木川	中村1	30511001	千曲川	八岳川
30211010	余地川	大石久保	30311016	相木川	ほそや沢	30511002	千曲川	田久保の沢
30211011	余地川	大石沢	30311017	相木川	木村川	30511003	千曲川	湯沢口の沢
30211012	余地川	イゴヤク	30311018	相木川	城久保	30511004	千曲川	湯沢
30211013	余地川	大久保沢	30311019	相木川	本村1	30511005	千曲川	鹿の湯沢
30211014	余地川	中畑	30311020	千曲川	芦谷久保1	30511006	千曲川	うそ沢
30211015	抜井川	くるみぞう	30311021	千曲川	本間下1	30511007	杉添川	海の口沢
30211016	抜井川	漆入川	30311022	千曲川	三沢川	30511008	千曲川	程沢
30211017	抜井川	栃入	30311023	千曲川	宮下沢	30511009	須玉川	前川
30211018	抜井川	高山	30311024	本間川	ホテナ久保	30511010	須玉川	平沢1
30211019	抜井川	刈又沢	30311025	本間川	本間川	30511011	湯川	本沢
30211020	抜井川	矢沢川	30311026	千曲川	大久保沢	30512001	西川	さわらの木沢
30211021	抜井川	霧久保川	30311027	千曲川	居久保2	南相木村		
30211022	抜井川	寺沢	30311028	千曲川	居久保1	30611001	粟生川	粟生川
30211023	抜井川	小窪1	30311029	千曲川	木の木沢	30611002	南相木川	堂の久保
30211024	抜井川	小窪2	30311030	千曲川	権現前	30611003	南相木川	堂の久保
30211025	抜井川	西正寺沢	30311031	千曲川	二子池入の沢	30611004	粟生川	三川1
30211026	抜井川	豪土窪1	30311032	千曲川	双子池沢	30611005	粟生川	西粟生川
30211027	抜井川	豪土窪2	30311033	千曲川	八那池1	30611006	南相木川	大森沢
30211028	抜井川	郷土久保	30311034	千曲川	後久保	30611007	粟生川	寺前沢
30211029	抜井川	こもっかい	30311035	本間川	むじはやち沢	30611008	粟生川	中島1
30211030	抜井川	柳沢	30311036	大月川	稲子1	30611009	南相木川	すげのいり沢
30211031	抜井川	槇沢1	30311037	千曲川	大月川	30611010	南相木川	権通沢
30211032	抜井川	槇沢2	30312001	相木川	水上1	30611011	南相木川	和田1
30211033	抜井川	槇沢3	30312002	相木川	くのみ窪	30611012	南相木川	広峯沢
30211034	抜井川	槇沢4	30312003	市野沢川	笠原1	30611013	南相木川	桐ヶ谷沢
30211035	抜井川	槇沢5	30312004	市野沢川	宿渡1	30611014	南相木川	ずみ沢
30211036	抜井川	槇沢6	30312005	市野沢川	長坂沢	30611015	南相木川	弓木沢
30211037	抜井川	野田窪	30312006	千曲川	東馬流1	30611016	南相木川	わらびおねの右の沢
30211038	抜井川	花岡川	30312007	相木川	大州1	30611017	南相木川	滝沢
30211039	北沢川	新田川	30312008	相木川	中村2	30612001	粟生川	粟生1
30211040	北沢川	大張沢	30313001	市野沢川	市の沢1	30612002	南相木川	上土岩沢
30212001	千曲川	平林1	30313002	相木川	親沢1	30613001	南相木川	小沢川1
30212002	抜井川	唐松沢1	30313003	相木川	親沢2	30613002	南相木川	小沢川2
30212003	余地川	中谷1	30313004	相木川	親沢3	30613003	南相木川	小沢川3
30212004	余地川	サイ久保	30313005	相木川	本村2	30613004	南相木川	小沢川4
30212005	抜井川	柏木沢	30313006	相木川	本村3	30613005	南相木川	小沢川5
30212006	抜井川	刈又1	30313007	相木川	本村4	30613006	南相木川	小沢川6
30212007	抜井川	刈又2	30313008	相木川	土村1	30613007	南相木川	小沢川7
30212008	抜井川	水堀1	30313009	相木川	大洲2	北相木村		
30212009	抜井川	曲尾	30313010	相木川	中村3	30711001	相木川	寄せ沢川
30212010	抜井川	灰立川	30313011	千曲川	箕輪1	30711002	相木川	山木川
30212011	抜井川	籠1	30313012	千曲川	箕輪2	30711003	相木川	岬沢
30212012	北沢川	下影沢	30313013	相木川	小海原1	30711004	相木川	カラホリ沢
30212013	北沢川	源左衛門窪1	30313014	相木川	小海原2	30711005	相木川	水上沢
30212014	北沢川	屋敷入沢	30313015	本間川	五箇1	30711006	相木川	西丸沢
30212015	北沢川	北沢川3	30313016	本間川	五箇2	30711007	相木川	鷹沢
30212016	北沢川	北沢川2	川上村			30711008	相木川	西鷹沢
30212017	北沢川	北沢川	30411001	千曲川	向い沢	30711009	相木川	大戸谷沢
30213001	千曲川	宿岩1	30411002	千曲川	大笹川	30711010	相木川	北宮の平の沢
30213002	北沢川	二又ノ久保	30411003	千曲川	秋山沢	30711011	相木川	菅の沢
小海町			30411004	金峯山川	西股沢	30712001	相木川	うたの沢
30311001	相木川	親沢川1	30411005	金峯山川	石休場沢	佐久穂町		
30311002	相木川	親沢川2	30411006	金峯山川	大岳沢	30811001	抜井川	初ノ久保
30311003	相木川	川平1	30411007	千曲川	山岸沢	30811002	抜井川	コガ井
30311004	相木川	川平2	30411008	千曲川	横沢	30811003	抜井川	藤塚
						21711001	香坂川	東地川
						21711002	香坂川	赤岩の沢
						21711003	香坂川	裏林の沢
						21711004	香坂川	東ねぶたの沢
						21711005	香坂川	日向の沢
						21711006	香坂川	不動沢
						21711007	香坂川	霞川
						21711008	霞川	大薄の沢
						21711009	霞川	市民の森の沢
						21711010	香坂川	守芳院の沢
						21711011	志賀川	下小倉沢
						21711012	志賀川	扇平の沢
						21711013	志賀川	瀬早川

(2)土石流危険渓流一覧表

渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名
21711014	八重久保川	上八重久保の沢	21712014	滑津川	館ヶ沢	30111014	谷川	上海戸沢3	30113043	片貝川	十二新田8
21711015	八重久保川	下八重久保の沢	21712015	滑津川	館ヶ沢	30111015	谷川	上海戸沢2	32211001	布施川	須釜川
21711016	志賀川	桃の木沢	21712016	滑津川	小沼沢	30111016	谷川	上海戸沢1	32211002	布施川	歩久保沢
21711017	志賀川	余地ヶ入の沢	21712017	滑津川	上大月の沢	30111017	千曲川	三分1	32211003	布施川	宮久保沢
21711018	滑津川	初谷沢川	21712018	滑津川	細窪	30111018	片貝川	居久保沢	32211004	布施川	山寺沢
21711019	滑津川	牛馬ヶ沢	21712019	滑津川	松井日影の沢	30111019	片貝川	はじかみ久保	32211005	布施川	岩井沢
21711020	滑津川	初谷沢	21712020	中沢川	中沢川	30111020	片貝川	なりつ久保	32211006	布施川	薬師平沢
21711021	滑津川	日向の沢	21712021	中沢川	中沢川	30111021	片貝川	馬騎沢	32211007	鹿曲川	印内下沢
21711022	滑津川	中村ノ沢	21712022	大沢川	呑の入沢	30111022	片貝川	功久保	32211008	鹿曲川	日沢川
21711023	滑津川	釜塚ノ沢	21712023	大沢川	立科沢4	30111023	片貝川	観音平沢1	32211009	鹿曲川	小手沢川
21711024	滑津川	吹上ノ沢	21712024	大沢川	竹久保	30111024	片貝川	観音平沢2	32211010	鹿曲川	城原沢
21711025	滑津川	中ノ入沢	21712025	大沢川	竹原	30112001	田子川	はかせ久保1	32211011	鹿曲川	瓜生の沢
21711026	滑津川	円藤窪	21713001	香坂川	香坂沢	30112002	田子川	常和2	32211012	布施川	金山沢
21711027	滑津川	寺沢	21713002	香坂川	香坂沢2	30112003	馬坂川	馬坂1	32211013	鹿曲川	橋場沢
21711028	滑津川	香坂入の沢	21713003	香坂川	香坂沢3	30112004	馬坂川	馬坂2	32211014	布施川	栗の木沢
21711029	滑津川	鍋割沢	21713004	香坂川	霞ヶ沢	30112005	馬坂川	抜ノ井沢2	32211015	布施川	西の沢
21711030	滑津川	出入沢	21713005	香坂川	高棚沢	30112006	雨川	オガラ沢	32211016	布施川	水無沢
21711031	滑津川	大沼沢	21713006	香坂川	日降下道陸沢	30112007	雨川	田口1	32211017	布施川	坂峰沢
21711032	滑津川	柳沢	21713007	香坂川	牛追沢	30112008	雨川	田口2	32211018	布施川	宮前沢
21711033	滑津川	釜の沢	21713008	香坂川	荻の澤沢	30112009	雨川	田口3	32211019	布施川	小諸沢川
21711034	滑津川	程久保	21713009	香坂川	荻の澤沢2	30112010	谷川	入沢1	32211020	布施川	大俣沢
21711035	滑津川	花岡沢	21713010	湯川	横根沢	30112011	谷川	入沢2	32211021	布施川	馬場沢
21711036	滑津川	所沢	21713011	湯川	棚畑沢	30112012	片貝川	十二新田1	32211022	布施川	西抜井沢
21711037	滑津川	苦水沢	21713012	香坂川	麦沢沢	30112013	片貝川	十二新田2	32211023	布施川	抜井沢1
21711038	滑津川	宮沢	21713013	八重久保川	八重久保川	30113001	雨川	馬坂3	32211024	布施川	鷹の巣川
21711039	滑津川	八重時沢	21713014	志賀川	東駒入沢	30113002	雨川	田口4	32211025	布施川	抜井沢2
21711040	滑津川	高谷ノ沢	21713015	志賀川	東駒入沢2	30113003	雨川	田口5	32211026	布施川	清水平沢
21711041	滑津川	本祭ノ沢	21713016	志賀川	多々良波沢	30113004	雨川	田口6	32211027	細小路川	入片倉沢
21711042	滑津川	松井日影ノ沢	21713017	滑津川	黒田沢3	30113005	雨川	田口7	32211028	細小路川	上沖沢
21711043	田子川	城平	21713018	滑津川	黒田沢	30113006	雨川	田口8	32211029	細小路川	家浦沢
21711044	田子川	田子川	21713019	滑津川	黒田沢2	30113007	雨川	田口9	32211030	細小路川	岩下沢
21711045	田子川	田子川	21713020	滑津川	黒田沢3	30113008	雨川	田口11	32211031	細小路川	家中沢
21711046	田子川	南沢川	21713021	滑津川	堀窪口沢	30113009	雨川	田口12	32211032	細小路川	前沖沢
21711047	田子川	山田川	21713022	滑津川	堀窪口沢2	30113010	雨川	田口13	32211033	細小路川	法蓮寺沢
21711048	千曲川	堂の入川	21713023	滑津川	東平沢	30113011	雨川	つめた沢	32211034	細小路川	宮の入沢
21711049	宮川	脇坂南沢	21713024	滑津川	苦水沢2	30113012	雨川	西武道沢	32211035	細小路川	茂沢
21711050	宮川	宮川	21713025	滑津川	一本木沢	30113013	雨川	田口13	32211036	細小路川	入新町の沢
21711051	宮川	宮川	21713026	滑津川	一本木沢2	30113014	雨川	田口14	32211037	細小路川	牧寄の沢
21711052	宮川	山ノ神ノ沢	21713027	滑津川	月通沢	30113015	雨川	田口15	32211038	鹿曲川	境沢
21711053	宮川	宮川	21713028	滑津川	黒田沢4	30113016	雨川	田口16	32211039	鹿曲川	別府沢
21711054	中沢川	中大地沢	21713029	滑津川	武道沢	30113017	雨川	田口17	32211040	鹿曲川	ハツ石の沢
21711055	中沢川	宮川	21713030	中沢川	中尾口沢	30113018	雨川	田口18	32211041	鹿曲川	竹の城久保沢
21711056	中沢川	中沢川	21713031	中沢川	中尾口沢2	30113019	雨川	田口19	32211042	鹿曲川	炭山沢
21711057	中沢川	中沢川	21713032	大沢川	日向崩岩沢	30113020	雨川	田口20	32211043	鹿曲川	久保沢
21711058	片貝川	熊久保川	21713033	大沢川	立科沢	30113021	雨川	田口21	32211044	鹿曲川	湯沢口沢
21711059	小宮山川	小宮山川	21713034	大沢川	立科沢2	30113022	雨川	田口22	32211045	鹿曲川	西久保上沢
21711060	片貝川	小宮山川	21713035	大沢川	立科沢3	30113023	雨川	田口23	32211046	八丁地川	士林沢2
21711061	倉沢川	倉沢川	21713036	布施川	大沢	30113024	雨川	田口24	32211047	八丁地川	士林沢
21711062	片貝川	尾垂	21713037	布施川	大沢2	30113025	雨川	田口25	32211048	八丁地川	鷹岩沢
21711063	片貝川	倉沢	21713038	布施川	大沢3	30113026	雨川	田口26	32211049	八丁地川	豊石沢
21711064	大沢川	大坂の沢	21713039	布施川	大沢4	30113027	雨川	田口27	32212001	鹿曲川	吉宮沢
21711065	大沢川	居久保の沢	21713040	布施川	大沢5	30113028	雨川	田口28	32212002	鹿曲川	三井川
21711066	大沢川	大石平の沢	21713041	布施川	大沢6	30113029	雨川	田口29	32212003	布施川	熊野堂沢
21712001	香坂川	雨原の沢	30111001	田子川	常和1	30113030	千曲川	田口30	32212004	布施川	円仏沢
21712002	香坂川	勢地小路の沢	30111002	田子川	清川入川	30113031	千曲川	田口31	32212005	布施川	オの神の沢
21712003	香坂川	左鞍の沢	30111003	田子川	吉沢川	30113032	谷川	赤谷2	32212006	布施川	東抜井沢
21712004	香坂川	西ねぶたの沢	30111004	馬坂川	抜ノ井沢1	30113033	谷川	赤谷3	32212007	布施川	笠森沢
21712005	香坂川	口明の沢	30111005	雨川	地獄沢	30113034	千曲川	入沢3	32212008	布施川	大岩沢
21712006	霞川	霞川	30111006	雨川	水落沢	30113035	千曲川	入沢4	32212009	布施川	小坂沢
21712007	霞川	霞川	30111007	雨川	西之久保	30113036	片貝川	湯原新田1	32212010	布施川	下坂沢
21712008	霞川	大薄の沢	30111008	雨川	三之久保1	30113037	片貝川	湯原新田2	32212011	布施川	中坂沢
21712009	香坂川	滑谷	30111009	雨川	三之久保2	30113038	片貝川	十二新田3	32212012	布施川	平明神沢
21712010	志賀川	中間木沢	30111010	雨川	丸山1	30113039	片貝川	十二新田4	32212013	布施川	大野沢
21712011	滑津川	根津古沢	30111011	雨川	西山沢	30113040	片貝川	十二新田5	32212014	細小路川	宇樽沢
21712012	滑津川	西平入の沢	30111012	谷川	赤谷1	30113041	片貝川	十二新田6	32212015	細小路川	四ツ屋沢
21712013	滑津川	館ヶ沢	30111013	谷川	初手窪	30113042	片貝川	十二新田7	32212016	鹿曲川	山の神久保沢

## (2)土石流危険渓流一覧表

渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名
32212017	鹿曲川	弓嶺沢	32111016	湯川	小瀬川	32113024	発地川	発地川	20311018	矢出沢川	和合沢
32212018	鹿曲川	頭無平沢	32111017	矢崎川	矢ヶ崎山川	32113025	発地川	発地川	20311019	矢出沢川	こくぞう沢
32212019	鹿曲川	西久保上沢	32111018	矢崎川	新軽井沢川	32113026	茂沢川	発地川	20311020	千曲川	こい沢
32212020	鹿曲川	新開下沢	32111019	泥川	軽井沢川	32113027	茂沢川	茂沢川	20311021	千曲川	秋和沢
32212021	鹿曲川	新開上沢	32111020	泥川	軽井沢川	32113028	茂沢川	茂沢川	20311022	千曲川	魚の沢
32212022	八丁地川	大平川	32111021	泥川	軽井沢川	御代田町			20311023	千曲川	東沢
32212023	八丁地川	スタノ沢	32111022	泥川	発地川	32311001	濁川	湯川	20311024	千曲川	大沢2
32212024	八丁地川	野竹沢	32111023	湯川	泉ヶ丘川	32311002	繰矢川	繰矢川	20311025	千曲川	大沢1
32212025	八丁地川	菅原沢	32111024	湯川	長倉川	32311003	繰矢川	平原沢川	20311026	千曲川	飯綱沢2
32212026	八丁地川	浅田切川	32111025	湯川	千ヶ滝東区川	32311004	繰矢川	塩野沢	20311027	千曲川	飯綱沢1
32212027	八丁地川	寺久保下の沢	32111026	湯川	千ヶ滝東区川	32311005	繰矢川	塩野沢	20311028	千曲川	下半過沢2
32212028	八丁地川	寺久保中の沢	32111027	湯川	千ヶ滝東区川	32311006	繰矢川	塩野沢	20311029	千曲川	下半過沢1
32212029	八丁地川	寺久保沢	32111028	湯川	千ヶ滝山ノ手区川	32311007	湯川	七曲の沢	20311030	千曲川	北沢
32213001	芦田川	岩下沢	32111029	湯川	塩壺川	32311008	湯川	久能沢川	20311031	千曲川	北沢川
32213002	鹿曲川	印内沢	32111030	湯川	千ヶ滝西区川	32311009	湯川	久能沢川	20311032	浦野川	山口沢1
32213003	布施川	式部沢	32111031	湯川	千ヶ滝西区川	32311010	湯川	梨沢川	20311033	浦野川	築地沢
32213004	布施川	大木沢	32111032	湯川	千ヶ滝西区川	32311011	湯川	面替川	20311034	浦野川	小泉沢1
32213005	布施川	大木沢	32111033	湯川	千ヶ滝西区川	32311012	湯川	面替川	20311035	浦野川	大日堂沢1
32213006	布施川	東町沢	32111034	湯川	千ヶ滝西区川	32312001	湯川	森泉郷川	20311036	浦野川	西の入沢
32213007	細小路川	岩下沢	32111035	湯川	濁川	32312002	湯川	森泉郷川	20311037	室賀川	岳ノ組沢2
32213008	細小路川	四ツ屋沢	32111036	泥川	発地川	32312003	湯川	面替川	20311038	室賀川	笹ぼら2
32213009	細小路川	四ツ屋沢	32111037	泥川	発地川	32313001	濁川	塩野川	20311039	室賀川	笹ぼら1
32213010	細小路川	四ツ屋沢	32111038	泥川	発地川	32313002	湯川	梨沢川	20311040	室賀川	岳ノ組沢1
32213011	細小路川	四ツ屋沢	32111039	泥川	発地川	立科町			20311041	室賀川	池下沢
32213012	細小路川	四ツ屋沢	32111040	泥川	ことりばの沢	32411001	番屋川	唐沢	20311042	室賀川	神宮寺沢2
32213013	細小路川	金井沢	32111041	泥川	馬取川	32411002	番屋川	姥ヶ沢	20311043	室賀川	神宮寺沢1
32213014	細小路川	寺久保沢	32111042	発地川	小倉の里川	32411003	番屋川	宮沢川	20311044	室賀川	神宮寺組沢
32213015	細小路川	四ツ屋沢	32111043	湯川	上発地川	32411004	芦田川	矢ヶ入沢	20311045	室賀川	田中沢1
32213016	鹿曲川	新田沢	32111044	発地川	八風の郷川	32411005	芦田川	古町川	20311046	室賀川	御屋敷の沢
32213017	鹿曲川	新田沢	32111045	発地川	向井平川	32411006	芦田川	本久保沢	20311047	室賀川	日向沢
32213018	八丁地川	鷹岩沢	32111046	茂沢川	茂沢川	32411007	番屋川	泥ヶ沢	20311048	室賀川	本組沢2
32213019	八丁地川	鷹岩沢	32111047	茂沢川	茂沢川	32411008	番屋川	牛鹿沢川	20311049	室賀川	本組沢1
32213020	八丁地川	鷹岩沢	32111048	茂沢川	茂沢川	32411009	番屋川	小樋沢川	20311050	室賀川	上洞1
32213021	八丁地川	八丁地沢	32112001	矢ヶ崎川	矢ヶ崎川	32411010	番屋川	上沢川	20311051	室賀川	蛇退沢3
32213022	八丁地川	八丁地沢	32112002	湯川	長日向川	32411011	番屋川	植木沢川	20311052	室賀川	中畑沢
32213023	八丁地川	菅原沢	32112003	泥川	潜岩川	32411012	番屋川	鷹連沢	20311053	室賀川	中組沢3
32213024	八丁地川	菅原沢	32112004	湯川	長倉川	32411013	大門川	御泉水尻川	20311054	室賀川	蛇退沢2
32213025	八丁地川	押出沢	32112005	湯川	長倉川	32411014	大門川	唐沢	20311055	室賀川	蛇退沢1
32213026	八丁地川	押出沢	32112006	湯川	千ヶ滝東区川	32411015	大門川	穴小屋沢	20311056	室賀川	氷沢
32213027	八丁地川	押出沢	32112007	濁川	濁川	32411016	大門川	樽ヶ沢	20311057	室賀川	猫池沢
32213028	八丁地川	浅田切沢	32112008	発地川	発地川	32412001	番屋川	居泊沢川	20311058	室賀川	中組沢2
32213029	細小路川	四ツ屋沢	32112009	茂沢川	茂沢川	32412002	芦田川	荒井戸	20311059	室賀川	中組沢1
32213030	鹿曲川	望月高原牧場沢	32112010	湯川	中沢川	32412003	芦田川	中尾川	20311060	室賀川	大野田沢
32511001	女石川	白山の沢	32113001	泥川	発地川	32412004	芦田川	弥傳次久保	20311061	室賀川	上洞2
32511002	女石川	入の沢沢	32113002	泥川	発地川	32412005	芦田川	百山沢	20311062	室賀川	西松尾2
32511003	布施川	天神平の沢	32113003	泥川	発地川	32412006	芦田川	美和石沢	20311063	室賀川	西松尾1
32511004	布施川	蛇久保の沢	32113004	湯川	小瀬川	計691渓流			20311064	浦野川	兵庫沢2
32511005	布施川	南部沢	32113005	湯川	鶴溜川	上田建設事務所			20311065	浦野川	兵庫沢1
32511006	布施川	御牧ヶ原沢	32113006	湯川	千ヶ滝東区川	上田市			20311066	阿鳥川	杉ノ沢
32512001	布施川	八幡沢	32113007	湯川	千ヶ滝東区川	20311001	神川	岩戸沢2	20311067	浦野川	城沢
軽井沢町			32113008	湯川	千ヶ滝中区川	20311002	神川	岩戸沢1	20311068	千曲川	稲荷沢
32111001	矢ヶ崎川	矢ヶ崎川	32113009	湯川	千ヶ滝中区川	20311003	神川	上佐口	20311069	千曲川	木戸沢
32111002	矢ヶ崎川	矢ヶ崎川	32113010	湯川	塩壺川	20311004	神川	左口川	20311070	千曲川	沢入
32111003	矢ヶ崎川	矢ヶ崎川	32113011	湯川	星野川	20311005	神川	行沢川	20311071	千曲川	八太郎沢
32111004	矢ヶ崎川	桜ノ沢	32113012	湯川	千ヶ滝中区川	20311006	神川	瀬沢川	20311072	千曲川	金窓寺川
32111005	矢ヶ崎川	釜ノ沢	32113013	湯川	千ヶ滝西区川	20311007	神川	堀越沢	20311073	千曲川	御所沢
32111006	矢ヶ崎川	釜ノ沢	32113014	湯川	千ヶ滝西区川	20311008	神川	城山沢	20311074	千曲川	押出沢1
32111007	矢ヶ崎川	釜ノ沢	32113015	泥川	小瀬川	20311009	矢出沢川	荻久保川	20311075	千曲川	押出沢2
32111008	矢ヶ崎川	矢ヶ崎川	32113016	泥川	発地川	20311010	矢出沢川	湯入沢	20311076	産川	御陣ノ入沢
32111009	精進場川	旧軽井沢ノ沢	32113017	発地川	発地川	20311011	矢出沢川	大久保沢	20311077	産川	大洞沢
32111010	精進場川	精進場川	32113018	発地川	発地川	20311012	矢出沢川	湯の入川3	20311078	産川	神畑沢
32111011	精進場川	精進場川	32113019	発地川	発地川	20311013	矢出沢川	湯の入川2	20311079	尾根川	下本郷沢
32111012	精進場川	精進場川	32113020	発地川	発地川	20311014	矢出沢川	湯の入川1	20311080	尾根川	下之郷沢1
32111013	精進場川	精進場川	32113021	発地川	発地川	20311015	矢出沢川	沢入沢2	20311081	尾根川	下之郷沢2
32111014	精進場川	精進場川	32113022	発地川	発地川	20311016	矢出沢川	沢入沢1	20311082	尾根川	下之郷沢3
32111015	精進場川	精進場川	32113023	発地川	発地川	20311017	矢出沢川	黄金沢	20311083	尾根川	下之郷沢4



## (2)土石流危険渓流一覽表

溪流番号	河川名	溪流名	溪流番号	河川名	溪流名	溪流番号	河川名	溪流名
20311084	尾根川	下之郷沢5	34111003	依田川	矢ノ沢川	34112001	依田川	腰越沢5
20311085	尾根川	富士山沢	34111004	依田川	練合沢	34112002	内村川	和子沢2
20311086	浦野川	本村沢1	34111005	依田川	長瀬沢	34112003	内村川	田ノ入沢川
20311087	浦野川	本村沢2	34111006	依田川	羽黒沢	34112004	内村川	御屋敷沢
20311088	浦野川	本村沢3	34111007	依田川	金山沢	34112005	内村川	宮沢沢
20311089	浦野川	越戸沢1	34111008	依田川	箱置沢1	34112006	内村川	八郎沢
20311090	浦野川	越戸沢2	34111009	依田川	中丸子沢	34112007	内村川	市洞沢川
20311091	腰巻川	ムツウ川	34111010	依田川	箱置沢2	34112008	内村川	西内沢2
20311092	湯川	北谷	34111011	依田川	八日町沢	34112009	内村川	西内沢3
20311093	湯川	腰巻川	34111012	依田川	鞍骨沢1	34112010	内村川	鹿沢川
20311094	湯川	観音沢川	34111013	依田川	かっとうくぼ	34113001	千曲川	尾野山沢1
20311095	湯川	湯の入川5	34111014	依田川	鞍骨沢2	34113002	千曲川	尾野山沢2
20311096	湯川	湯の入川4	34111015	依田川	腰越沢1	34113003	依田川	腰越沢
20311097	湯川	上手沢	34111016	依田川	腰越沢2	34113004	内村川	横辻沢
20311098	湯川	永沢	34111017	深山沢川	腰越沢3	34113005	内村川	新屋沢1
20311099	湯川	西川	34111018	深山沢川	深山沢1	34113006	内村川	新屋沢2
20311100	湯川	後沢	34111019	依田川	深山沢2	34113007	内村川	和子沢1
20311101	追開沢川	山田沢2	34111020	依田川	鳥羽1	34113008	内村川	和子沢2
20311102	追開沢川	山田沢1	34111021	依田川	鳥羽2	34113009	内村川	大沢
20311103	追開沢川	追開川沢2	34111022	依田川	向井沢1	34113010	内村川	湯原沢川
20311104	追開沢川	追開川沢1	34111023	依田川	向井沢2	34113011	内村川	平井沢
20311105	湯川	竜王	34111024	依田川	向井沢3	34113012	内村川	大塩沢
20311106	産川	手塚沢2	34111025	依田川	腰越沢4	34113013	内村川	西内沢
20311107	駒瀬川	矢の口川	34111026	依田川	大沢2	34113014	内村川	渋田見沢
20311108	駒瀬川	水出川	34111027	依田川	大沢1	34113015	内村川	鹿教湯沢
20311109	駒瀬川	駒瀬川	34111028	依田川	飯沼沢	34113016	内村川	花河原沢
20311110	駒瀬川	雨吹川1	34111029	依田川	堀田沢	34113017	内村川	熊倉沢
20311111	駒瀬川	雨吹川2	34111030	依田川	原沢川	34113018	内村川	内村川2
20311112	駒瀬川	雨吹川3	34111031	依田川	南原沢	34511001	神川	唐沢3
20311113	駒瀬川	雨吹川4	34111032	依田川	中山沢	34511002	神川	唐沢2
20311114	尾根川	平井寺沢1	34111033	依田川	唐沢	34511003	神川	唐沢1
20311115	尻無川	尻無川1	34111034	依田川	曲沢2	34511004	神川	菅平沢2
20311116	尻無川	尻無川2	34111035	依田川	曲沢1	34511005	大洞川	つば黒沢2
20311117	尻無川	曲沢川	34111036	内村川	辰ノ口沢2	34511006	大洞川	つば黒沢1
20311118	産川	中の沢	34111037	内村川	辰ノ口沢1	34511007	神川	中組沢
20311119	産川	西向山	34111038	内村川	殿入沢	34511008	大洞川	西山沢3
20311120	産川	梅窪	34111039	内村川	押出沢2	34511009	大洞川	西山沢2
20311121	神戸川	神戸川1	34111040	内村川	横辻沢	34511010	大洞川	西山沢1
20311122	神戸川	神戸川2	34111041	内村川	新屋沢	34511011	神川	菅平沢1
20311123	産川	前山沢	34111042	内村川	押出沢1	34511012	神川	玉井沢
20311124	産川	塩の川	34111043	内村川	栗山沢	34511013	神川	西組沢
20311125	産川	滝の沢川	34111044	内村川	和子沢1	34511014	神川	つばくろ川
20311126	産川	手塚沢1	34111045	内村川	西ノ入沢	34511015	神川	向組沢3
20311127	産川	樋ノ口沢	34111046	内村川	東原沢	34511016	神川	向組沢2
20312001	浦野川	小泉沢2	34111047	内村川	あやし沢	34511017	神川	大松川3
20312002	室賀川	根連沢	34111048	内村川	柏木の沢	34511018	神川	大松川2
20312003	浦野川	原組沢	34111049	内村川	見切沢	34511019	神川	向組沢1
20312004	湯川	別所沢1	34111050	内村川	伊勢戸沢	34511020	神川	大松川1
20312005	尾根川	平井寺沢2	34111051	内村川	宮沢川	34511021	神川	三日城沢
20313001	千曲川	山口沢	34111052	内村川	戸羽沢2	34511022	神川	原ヤチ川
20313002	産川	築地沢	34111053	内村川	戸羽沢1	34511023	渋沢川	渋沢沢1
20313003	室賀川	田中組沢	34111054	内村川	茂沢	34511024	渋沢川	滝入沢
20313004	室賀川	日影沢	34111055	内村川	後沢	34511025	神川	下渋沢川2
20313005	室賀川	上手組沢	34111056	内村川	梅ノ木沢	34511026	渋沢川	下渋沢川1
20313006	室賀川	本組沢	34111057	内村川	海口川沢	34511027	神川	宮前沢
20313007	尾根川	下之郷沢	34111058	内村川	中洞沢4	34511028	神川	丸山沢
20313008	駒瀬川	富士山沢1	34111059	内村川	中洞沢3	34511029	神川	半田入谷川
20313009	駒瀬川	富士山沢2	34111060	内村川	中洞沢2	34511030	半田入谷川	はざまの沢
20313010	尾根川	古安首沢	34111061	内村川	中洞沢1	34511031	半田入谷川	三島平沢
20313011	尻無川	柳沢沢	34111062	内村川	東内沢1	34511032	半田入谷川	トヤノ沢
20313012	追開沢川	分去沢	34111063	霊泉寺川	山の神沢	34511033	洗馬川	洗馬川
20313013	尾根川	平井寺沢	34111064	内村川	金棒沢1	34511034	洗馬川	高屋川
20313014	追開沢川	手塚沢1	34111065	内村川	金棒沢2	34511035	洗馬川	三墓沢
20313015	追開沢川	手塚沢2	34111066	内村川	大塩沢	34511036	洗馬川	田中沢
34111001	千曲川	明神沢	34111067	内村川	西内沢1	34511037	洗馬川	萩沢2
34111002	千曲川	狐塚沢	34111068	内村川	内村川	34511038	洗馬川	萩沢1
								34611010 武石川 道巢沢
								34611011 武石川 常滑川

## (2)土石流危険渓流一覽表

溪流番号	河川名	溪流名	溪流番号	河川名	溪流名	溪流番号	河川名	溪流名
3461102	武石川	熊沢	34211020	依田川	小茂沢川	34712006	依田川	ツチヤ沢
34611013	武石川	板取	34211021	依田川	新屋沢	34712007	依田川	東餅屋沢
34611014	武石川	玉連ぼう沢	34211022	大門川	宮ノ上沢	34713001	依田川	小水沢
34611015	武石川	唐沢1	34211023	大門川	大茂沢川	34713002	依田川	中水沢
34611016	武石川	横沢	34211024	依田川	戸陰沢	34713003	追川	野々入川
34611017	武石川	内の山沢2	34211025	依田川	楡木川	34713004	依田川	赤倉沢
34611018	武石川	内の山沢1	34211026	依田川	宮城川	34713005	依田川	小日向沢
34611019	武石川	クルマ沢	34211027	大門川	名呉沢	34713006	依田川	上和田沢
34611020	余里川	余里川2	34211028	大門川	白ノ入沢			20411001 横河川 横河川
34611021	余里川	親武沢	34211029	大門川	水沢川	34911001	浦野川	野山沢
34611022	余里川	余里川1	34211030	依田川	馬込沢	34911002	浦野川	岩戸ノ沢
34611023	小沢根川	ダキマワシ沢	34211031	依田川	野田谷川	34911003	浦野川	日向の沢
34612001	余里川	保代沢	34211032	依田川	浦沢川	34911004	阿鳥川	中原沢
34612002	余里川	トキノヌ	34211033	依田川	上浦沢川2	34911005	浦野川	阿鳥川
34612003	余里川	余里沢	34211034	依田川	上浦沢川1	34911006	浦野川	大庭沢
34612004	余里川	ほとがい	34211035	依田川	北オネガミ沢	34911007	浦野川	東洞沢2
34612005	武石川	唐沢2	34211036	大門川	シンナショウ沢	34911008	田沢川	東洞沢1
34612006	武石川	巢栗沢	34211037	大門川	下エダトリ沢	34911009	田沢川	東沢川
東御市			34211038	大門川	鷹山沢2	34911010	田沢川	合吉川
32611001	千曲川	外山の沢	34211039	依田川	鷹山沢1	34911011	田沢川	大沖沢川2
32611002	鹿曲川	八長久保の沢	34211040	依田川	大笹川2	34911012	田沢川	大沖沢川1
32611003	鹿曲川	舟木沢川	34211041	依田川	大笹川1	34911013	田沢川	洞沢
32611004	小相沢川	布下川	34211042	依田川	姫木平の沢	34911014	田沢川	滝ノ沢
32611005	鹿曲川	切久保沢川	34211043	大門川	駒場川	34911015	浦野川	立谷沢
32611006	鹿曲川	八反田沢川	34212001	依田川	有坂沢	34911016	田沢川	弘法川5
32611007	鹿曲川	諸沢川	34212002	依田川	北古屋沢1	34911017	田沢川	弘法川4
32611008	鹿曲川	豊原の沢	34212003	依田川	寺上沢	34911018	田沢川	弘法川3
32611009	鹿曲川	宮沢	34212004	依田川	長久保沢	34911019	田沢川	弘法川2
32611010	鹿曲川	中村沢川	34212005	依田川	横町沢1	34911020	田沢川	弘法川1
32611011	鹿曲川	梨木沢川	34212006	依田川	横町沢2	34911021	弘法川	込山の沢
32611012	鹿曲川	玉の井沢	34212007	大門川	ツブレヤ沢	34911022	浦野川	殿戸沢1
34311001	千曲川	成沢川1	34212008	大門川	白樺沢2	34911023	浦野川	殿戸沢2
34311002	千曲川	成沢川2	34212009	大門川	白樺沢1	34911024	田沢川	殿戸沢3
34311003	千曲川	金原川	34213001	依田川	北古屋沢2	34911025	浦野川	細谷沢
34311004	千曲川	三分川	34213002	依田川	仙ノ倉沢	34911026	田沢川	夫神沢
34311005	千曲川	から沢	34213003	大門川	望地沢	34911027	浦野川	夫神の沢
34311006	求女川	祢津沢	34213004	大門川	カクレバサマ沢	34911028	沓掛川	中挾沢
34311007	千曲川	所沢川1	34213005	大門川	大門沢	34911029	浦野川	横手ノ沢
34311008	千曲川	所沢川2	34213006	大門川	追分沢2	34911030	浦野川	湯川3
34311009	千曲川	所沢川3	34213007	大門川	追分沢1	34911031	浦野川	湯川2
34311010	千曲川	所沢川4	34711001	依田川	青原沢	34911032	浦野川	湯川1
34311011	千曲川	所沢川5	34711002	依田川	中組沢	34911033	浦野川	殿入沢
34311012	千曲川	所沢川6	34711003	依田川	下和田下西山	34911034	浦野川	滝川
34311013	千曲川	熊沢	34711004	依田川	下の山沢川2	34911035	浦野川	宮沢
34311014	千曲川	栗生沢	34711005	依田川	下の山沢川1	34911036	浦野川	日向林の沢1
34311015	千曲川	大石沢川	34711006	依田川	上の山沢川	34911037	浦野川	日向林の沢2
長和町			34711007	依田川	日向2	34911038	浦野川	宮沢川
34211001	依田川	入の沢川	34711008	依田川	日向1	34911039	浦野川	沓掛沢
34211002	依田川	立岩沢	34711009	依田川	唐沢川2	34911040	浦野川	権限堂の沢
34211003	内村川	滝沢	34711010	依田川	唐沢川1	34911041	沓掛川	木戸沢
34211004	依田川	五反田沢	34711011	依田川	クルマ沢2	34912001	田沢川	中之組沢2
34211005	依田川	五反田川	34711012	依田川	クルマ沢1	34912002	田沢川	中之組沢1
34211006	依田川	大内沢川	34711013	依田川	狐穴沢	34912003	田沢川	木立沢
34211007	依田川	有坂沢3	34711014	依田川	下鍛冶足沢	34912004	田沢川	修那羅川
34211008	依田川	山神沢2	34711015	依田川	北沢川	34912005	田沢川	奈良尾沢2
34211009	依田川	山神沢1	34711016	依田川	板取沢	34912006	田沢川	奈良尾沢1
34211010	依田川	有坂沢2	34711017	追川	ホドノ入川	34912007	田沢川	弘法川6
34211011	依田川	有坂沢1	34711018	依田川	野々入沢	34912008	沓掛川	矢神沢
34211012	依田川	赤沢川	34711019	依田川	小日向沢	34912009	沓掛川	奈良本沢
34211013	依田川	不動沢川	34711020	依田川	本沢	34912010	浦野川	湯原沢
34211014	依田川	上平の沢	34711021	依田川	沢の畑	34912011	相染川	本村沢
34211015	依田川	豎町沢	34712001	依田川	大多沢	34912012	沓掛川	白川
34211016	依田川	五十鈴川	34712002	依田川	久保沢	34913001	田沢川	田沢沢
34211017	依田川	山宮川	34712003	依田川	上和田沢	34913002	田沢川	原池沢
34211018	依田川	横町沢	34712004	男女倉沢川	男女倉沢	34913003	田沢川	弘法沢1
34211019	依田川	芹沢	34712005	依田川	男女倉沢	34913004	田沢川	弘法沢2
								20411056 諏訪湖 八重場沢川
								20411057 諏訪湖 小田井沢川
								20411058 諏訪湖 花岡一沢
								20411059 諏訪湖 北村沢川
								20411055 諏訪湖 大堀川
								20411054 諏訪湖 栃久保川
								20411053 諏訪湖 安沢

## (2)土石流危険渓流一覧表

渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名
20411060	諏訪湖	方久保沢	20612001	上野川	菖蒲沢	21411048	上川	大窪沢	21413008	音無川	湯川六沢
20412001	天竜川	今井沢	20612002	上野川	豊田沢	21411049	上川	北大塩四沢	21413009	滝ノ湯川	蓼科沢
20412002	天竜川	樋沢	20612003	沢川	豊沢	21411050	上川	北大塩三沢	21413010	音無川	湯川一沢
20412003	小野川	小野川	20612004	沢川	サンスケ	21411051	宮川	北大塩二沢	21413011	音無川	湯川二沢
20412004	天竜川	唐沢	20612005	沢川	サクエム	21411052	上川	北大塩一沢	21413012	音無川	湯川三沢
20412005	天竜川	駒沢五沢	20612006	沢川	岩久保	21411053	上川	鑄物師屋沢		下諏訪町	
20412006	天竜川	駒沢四沢	20612007	沢川	細沢	21411054	上川	米沢一沢	36111001	砥川	東俣川
20413001	天竜川	川岸二沢	20612008	沢川	子萱	21411055	上川	米沢二沢	36111002	砥川	東俣川
20413002	天竜川	川岸一沢	20613001	上野川	赤坂二沢	21411056	音無川	米沢沢	36111003	砥川	東俣川
	諏訪市		20613002	上野川	赤坂一沢	21411057	上川	ドウクボ	36111004	砥川	東俣川
20611001	千本木川	千本木川	20613003	上野川	上野沢	21411058	上川	桂の入沢	36111005	東俣川	蝶ヶ沢
20611002	天竜川	雨明沢	20613004	沢川	沢川	21411059	上川	スモクボ	36111006	東俣川	所沢
20611003	天竜川	山吹沢	20613005	沢川	後山一沢	21411060	上川	本町沢	36111007	砥川	丸焼沢
20611004	千本木川	千本木川	20613006	沢川	後山二沢	21411061	上川	検校沢	36111008	砥川	町屋敷一沢
20611005	天竜川	上浜沢	20613007	沢川	後山三沢	21411062	上川	塚原四沢	36111009	砥川	町屋敷二沢
20611006	天竜川	権現川	20613008	沢川	後山四沢	21411063	上川	塚原三沢	36111010	砥川	山の神沢
20611007	天竜川	郷の沢	20613009	沢川	後山五沢	21411064	島崎川	上原一沢	36111011	福沢川	福沢川
20611008	天竜川	大和沢	20613010	沢川	後山六沢	21411065	島崎川	上原二沢	36111012	砥川	鑄物師沢
20611009	角間川	角間川		茅野市		21411066	上川	御作田沢	36111013	十四瀬川	咽入沢
20611010	角間川	芦倉沢	21411001	滝ノ湯川	丸生戸川	21411067	角名川	糸萱沢	36111014	砥川	山吹沢
20611011	角間川	烏帽子沢	21411002	滝ノ湯川	滝ノ湯川	21411068	角名川	笹原沢	36111015	砥川	新町沢
20611012	角間川	烏帽子沢	21411003	滝ノ湯川	あかまつ三沢	21411069	角名川	角名川	36111016	砥川	大久保沢
20611013	角間川	芦ヶ沢	21411004	滝ノ湯川	あかまつ二沢	21411070	上川	鳴岩川	36111017	砥川	小久保沢
20611014	角間川	堀久保	21411005	滝ノ湯川	あかまつ一沢	21411071	上川	槻ノ木川	36111018	砥川	湯沢川
20611015	角間川	一矢沢	21411006	滝ノ湯川	あかまつ三沢	21411072	柳川	柳川	36111019	砥川	小湯上一沢
20611016	角間川	角間川	21411007	滝ノ湯川	しらかば二沢	21411073	上川	南小泉沢	36111020	砥川	小湯上二沢
20611017	角間川	北金山沢	21411008	滝ノ湯川	しらかば一沢	21411074	西沢川	西沢川	36111021	承知川	竜の沢
20611018	角間川	唐沢川	21411009	滝ノ湯川	あかまつ四沢	21411075	下馬沢川	高部沢	36111022	承知川	御射山本沢
20611019	角間川	荻久保沢	21411010	滝ノ湯川	あかまつ五沢	21411076	下馬沢川	下馬沢川	36111023	承知川	承知川
20611020	角間川	尾玉一沢	21411011	滝ノ湯川	蓼科三沢	21411077	宮川	水眼川	36111024	承知川	承知川
20611021	角間川	尾玉二沢	21411012	滝ノ湯川	からまつ沢	21411078	宮川	小町屋沢	36111025	承知川	本郷沢
20611022	角間川	福沢川	21411013	滝ノ湯川	蓼科二沢	21411079	宮川	中の沢川	36111026	天竜川	あいざわ久保沢
20611023	島崎川	赤津川	21411014	滝ノ湯川	蓼科一沢	21411080	宮川	ヨキトギ川	36111027	天竜川	高木一沢
20611024	角間川	若宮沢	21411015	滝ノ湯川	蓼科四沢	21411081	宮川	百々川	36111028	天竜川	木落沢
20611025	島崎川	細久保川	21411016	滝ノ湯川	蓼科五沢	21411082	宮川	西茅野沢	36111029	天竜川	大沢川
20611026	島崎川	清水窪	21411017	洪川	小斉川	21411083	宮川	裏ノ沢川	36111030	天竜川	高木二沢
20611027	島崎川	四賀沢	21411018	洪川	蓼科六沢	21411084	宮川	浅下瀬川	36112001	砥川	砥川
20611028	島崎川	赤羽沢	21411019	上川	上川	21411085	宮川	浅下瀬川	36112002	砥川	深沢一沢
20611029	島崎川	太夫久保沢	21411020	上川	渋川	21411086	宮川	麻漫川	36112003	砥川	町屋敷沢
20611030	島崎川	桑原一沢	21411021	洪川	常滑川	21411087	宮川	浅下瀬川	36112004	東俣川	御宝田沢
20611031	島崎川	桑原二沢	21411022	音無川	池ノ平一沢	21411088	宮川	坂室川	36112005	砥川	野田ヶ沢
20611032	島崎川	山崎久保沢	21411023	音無川	池ノ平二沢	21411089	宮川	逆川	36112006	砥川	東俣川
20611033	島崎川	鎮守沢	21411024	音無川	池ノ平三沢	21411090	宮川	木舟二沢	36112007	砥川	藤原沢
20611034	上川	北小路川	21411025	音無川	音無川	21411091	宮川	木舟一沢	36112008	砥川	前弧も刈沢
20611035	島崎川	南小路沢	21411026	音無川	車山沢	21411092	宮川	舟ヶ久保川	36112009	砥川	毒沢
20611036	新川	神子沢	21411027	上川	車川	21411093	宮川	舟ヶ久保川	36113001	砥川	砥沢
20611037	新川	中沢川	21411028	車川	緑一沢	21411094	宮川	大崩川	36113002	砥川	赤沢川
20611038	新川	町屋沢	21411029	車川	緑二沢	21411095	宮川	矢ノ口川	36113003	砥川	深沢二沢
20611039	新川	小場沢	21411030	上川	音無川	21411096	宮川	伴僧川	36113004	東俣川	沢
20611040	鴻の田川	鴻の田川	21411031	上川	多々羅川	21411097	宮川	伴僧川	36113005	東俣川	所沢一沢
20611041	新川	中ノ沢川	21411032	音無川	持栗川	21411098	宮川	金川	36113006	東俣川	所沢二沢
20611042	新川	程沢	21411033	上川	音無川	21411099	宮川	中野沢川		富士見町	
20611043	新川	西沢	21411034	上川	音無川	21411100	宮川	大沢川	36211001	釜無川	立場川
20611044	新川	野明沢川	21411035	車川	緑三沢	21411101	宮川	青柳沢	36211002	釜無川	千ヶ沢川
20611045	新川	南沢川	21411036	上川	音無川	21412001	音無川	柏原沢	36211003	中丸沢川	フウキ沢
20611046	新川	福松川	21411037	上川	音無川	21412002	上川	塩沢沢	36211004	立場川	カラマツ川
20611047	新川	砥沢川	21411038	上川	音無川	21412003	上川	御作田沢	36211005	中丸沢川	富士見沢
20611048	新川	小田井沢川	21411039	上川	塩沢二沢	21412004	宮川	金沢川	36211006	釜無川	切掛川
20611049	新川	唐沢川	21411040	上川	蓮井沢川	21412005	宮川	蟹出川	36211007	釜無川	鹿の沢川
20611050	新川	権現沢川	21411041	上川	蓮井沢	21413001	音無川	車山沢	36211008	釜無川	鹿の沢川
20611051	新川	滝沢川	21411042	上川	蓮井沢	21413002	音無川	柏原一沢	36211009	釜無川	栗生田川
20611052	宮川	女沢川	21411043	上川	藤原川	21413003	音無川	柏原二沢	36211010	釜無川	栗生田川
20611053	鴻の田川	鬼窪川	21411044	上川	前島川	21413004	音無川	柏原三沢	36211011	釜無川	栗生田川
20611054	沢川	菖蒲沢	21411045	上川	桧沢川	21413005	音無川	柏原四沢	36211012	釜無川	生ノ沢川
20611055	沢川	サンスケ	21411046	上川	茅野横河川	21413006	音無川	湯川四沢	36211013	釜無川	中沢川
20611056	沢川	程洞	21411047	上川	塩沢一沢	21413007	音無川	湯川五沢	36211014	釜無川	百々川

## (2)土石流危険渓流一覧表

渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名
3621105	釜無川	矢の沢川	20911029	天竜川	上牧南部沢1	20911095	大沢川	金鳳寺沢
36211016	宮川	胡桃沢川	20911030	天竜川	上牧南部沢2	20911096	大沢川	金鳳寺沢右沢
36211017	宮川	神沢川	20911031	大泉川	吹上沢2	20911097	大沢川	竹松川左沢2
36211018	宮川	思沢川	20911032	大泉川	吹上沢1	20911098	大沢川	竹松川左沢1
36211019	宮川	こもっこ川	20911033	大泉川	大泉川	20911099	大沢川	竹松川
36211020	宮川	こもっこ川	20911034	大泉川	藪原沢1	20911100	大沢川	宮司森入
36211021	宮川	松目沢川	20911035	大清水川	羽広沢1	20911101	大沢川	三戸ヶ入
36201022	乙貝川	松目沢	20911036	大清水川	羽広沢2	20911102	大沢川	宮入沢
36201023	乙貝川	大平川	20911037	大清水川	羽広沢3	20911103	大沢川	カジガイリ沢
36201024	武智川	武智川	20911038	大清水川	羽広沢4	20911104	大沢川	池沢2
36201025	武智川	青木沢	20911039	大清水川	羽広沢5	20911105	天竜川	中殿島沢1
36201026	武智川	上木ノ間沢	20911040	大清水川	大清水川	20911106	天竜川	中殿島沢2
36201027	武智川	中木ノ間沢	20911041	戸谷川	足沢川	20911107	天竜川	土蔵沢
36201028	武智川	下木ノ間沢	20911042	戸谷川	矢の入沢	20911108	大沢川	洞沢
36201029	武智川	横吹下沢	20911043	戸谷川	矢の入沢左沢	20911109	大沢川	上手沢
36201030	程久保川	程久保川	20911044	戸谷川	沢入川	20911110	大沢川	宮沢
36201031	程久保川	寸田沢	20911045	戸谷川	城堀川右沢	20911111	大沢川	中村沢(伊那)
36201032	釜無川	小坂沢	20911046	戸谷川	城堀川	20911112	大沢川	保谷沢川
36212001	立場川	中丸沢川	20911047	戸谷川	花岡川	20911113	大沢川	新田沢
36212002	宮川	富士見二の沢川	20911048	戸谷川	上手山沢	20911114	小黒川	唐沢
36212003	釜無川	猪沢川	20911049	戸谷川	与地沢	20911115	小黒川	内の萱沢1
36212004	釜無川	神代沢	20911050	小沢川	北沢	20911116	小黒川	板沢
36202005	釜無川	白谷沢	20911051	小沢川	南沢	20911117	小黒川	内の萱沢2
36203001	武智川	休戸沢	20911052	小沢川	中小沢沢	20911118	小黒川	小黒川
36203002	釜無川	落合一沢	20911053	小沢川	穴沢川	20911119	小黒川	岩沢
36203003	釜無川	落合二沢	20911054	小沢川	横山沢1	20911120	小黒川	あけび沢
36203004	釜無川	釜無一沢	20911055	小沢川	スゲの沢	20911121	天竜川	山本沢1
36203005	釜無川	釜無二沢	20911056	小沢川	鳥井川	20911122	天竜川	山本沢2
36203006	釜無川	釜無三沢	20911057	穴沢川	横山沢3	20911123	戸沢川	城沢
36203007	釜無川	釜無四沢	20911058	天竜川	伊那部沢	20911124	戸沢川	宮の原沢
36203008	釜無川	釜無五沢	20911059	新山川	下方沢2	20911125	戸沢川	戸沢川左支沢
36203009	釜無川	釜無六沢	20911060	新山川	柴尾沢1	20911126	戸沢川	戸沢川
原村			20911061	新山川	柴尾沢2	20911127	天竜川	小戸沢川
36311001	宮川	弓振川	20911062	新山川	芦の尾川	20911128	天竜川	白沢沢
36311002	宮川	原山沢	20911063	新山川	芦の尾川右沢	20911129	天竜川	下島沢
計353渓流			20911064	新山川	白山川	20911130	犬田切川	犬田切川
伊那建設事務所			20911065	新山川	宮沢川(伊那市)	20911131	猪ノ沢川	猪ノ沢川
伊那市			20911066	新山川	前堂沢	20911132	天竜川	下小出沢
20911001	瀬沢川	上村沢	20911067	新山川	和手沢5	20911133	藤沢川	前沢
20911002	瀬沢川	中部沢	20911068	新山川	和手沢4	20911134	藤沢川	前沢左沢
20911003	瀬沢川	手良沢岡沢	20911069	新山川	和手沢3	20911135	天竜川	見付沢
20911004	瀬沢川	瀬沢川	20911070	新山川	和手沢2	20912001	瀬沢川	竹ノ内沢
20911005	瀬沢川	田の入	20911071	新山川	新山川1	20912002	瀬沢川	八ツ手川
20911006	瀬沢川	田の入右沢	20911072	新山川	和手沢1	20912003	瀬沢川	竹内沢
20911007	棚沢川	棚沢川	20911073	新山川	場広沢	20912004	瀬沢川	中村沢2
20911008	棚沢川	棚沢川右沢1	20911074	新山川	場広沢	20912005	棚沢川	大蟹沢
20911009	棚沢川	棚沢川右沢2	20911075	新山川	小松川1	20912006	棚沢川	中組沢
20911010	棚沢川	六反田川1	20911076	新山川	芦沢川	20912007	棚沢川	境沢1
20911011	棚沢川	六反田川2	20911077	新山川	小松川2	20912008	小沢川	横山沢2
20911012	棚沢川	六反田川右沢	20911078	新山川	上奈良屋沢	20912009	新山川	下方沢1
20911013	棚沢川	米垣外沢	20911079	新山川	奈良尾沢	20912010	新山川	西下沢1
20911014	棚沢川	鐘突き沢	20911080	新山川	今泉沢	20912011	新山川	西下沢2
20911015	棚沢川	境沢2	20911081	新山川	今泉川左沢	20912012	新山川	家の入川
20911016	棚沢川	土王田川	20911082	新山川	今泉川2	20912013	大沢川	湯戸沢
20911017	棚沢川	馬場沢(伊那市)	20911083	新山川	今泉川1	20912014	大沢川	池沢1
20911018	三峰川	笠原沢	20911084	新山川	中尾川	20912015	大沢川	北の沢(伊那市)
20911019	三峰川	芦沢沢4	20911085	新山川	松山沢	20913001	瀬沢川	上村沢2
20911020	三峰川	芦沢沢3	20911086	新山川	北新沢	20913002	瀬沢川	中部沢2
20911021	三峰川	芦沢沢2	20911087	大沢川	水入沢	20913003	瀬沢川	中部沢3
20911022	三峰川	芦沢沢1	20911088	大沢川	水入沢右沢	20913004	瀬沢川	大和沢
20911023	天竜川	立正沢	20911089	大沢川	水入沢1	20913005	棚沢川	上村沢2
20911024	天竜川	志茂沢	20911090	大沢川	水人様の窟	20913006	大清水川	藪原沢
20911025	棚沢川	野底沢	20911091	大沢川	荒井沢	20913007	北沢川	明沢川
20911026	天竜川	上牧北部沢1	20911092	大沢川	山畑の沢	20913008	三峰川	桜井沢
20911027	天竜川	上牧北部沢2	20911093	大沢川	南荒井沢	20913009	新山川	北林沢1
20911028	天竜川	上牧中部沢	20911094	大沢川	宮川	20913010	新山川	北林沢2

## (2)土石流危険渓流一覧表

渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名
38101063	藤沢川	小亀沢	38111129	三峰川	後沢川	38103010	山室川	北部沢	38703002	小黒川	大久保1
38101064	藤沢川	桐山沢	38111130	三峰川	共信	38103011	山室川	両日向沢1	38703003	小黒川	大久保2
38101065	藤沢川	殿宮沢	38111131	三峰川	御岳沢	38103012	山室川	両日向沢2	38703004	小黒川	大久保3
38101066	藤沢川	姥ヶ入沢	38111132	三峰川	宮の沢	38103013	山室川	宮原沢	38703005	小黒川	大久保4
38101067	藤沢川	上原沢	38111133	三峰川	西和手沢	38103014	藤沢川	新井沢	38703006	小黒川	大久保5
38101068	藤沢川	南沢	38111134	三峰川	西和手沢	38103015	藤沢川	台殿沢1	38703007	黒川	戸台沢
38101069	藤沢川	御所原沢	38111135	三峰川	瀬戸沢	38103016	藤沢川	台殿沢2	38703008	小黒川	吉ヶ平沢2
38101070	藤沢川	堂ノ沢	38111136	三峰川	小原上	38103017	藤沢川	山吹沢	38703009	山室川	駒形沢
38101071	藤沢川	舟ノ沢	38111137	三峰川	大沢川	38103018	藤沢川	姥が沢	38703010	黒川	山吹沢川
38101072	藤沢川	南垣外沢	38111138	三峰川	城下沢	38103019	藤沢川	江戸ノ洞沢	38703011	小黒川	北馬越沢
38101073	藤沢川	入沢	38111139	三峰川	西町沢(1)	38103020	藤沢川	大曲り沢	38703012	三峰川	岩入沢1
38101074	藤沢川	木ノ久保沢	38111140	三峰川	西町沢(2)	38103021	藤沢川	中村沢	38703013	三峰川	岩入沢2
38101075	藤沢川	桃久保沢	38111141	三峰川	西町	38103022	藤沢川	栗巾沢1	38703014	塩沢川	塩沢
38101076	藤沢川	岩ノ久保沢	38111142	金井沢	一ノ口沢	38103023	藤沢川	宮の沢	38703015	三峰川	古馬越沢1
38101077	藤沢川	渡沢川	38111143	新山川	金井西	38103024	藤沢川	栗巾沢2	38703016	三峰川	古馬越沢2
38101078	藤沢川	北ノ入沢	38111144	新山川	越道(1)	38103025	藤沢川	扇実沢	38703017	三峰川	上村沢
38101079	藤沢川	ヒル田沢	38111145	新山川	越道沢	38103026	藤沢川	十二天沢	駒ヶ根市		
38101080	藤沢川	慈照寺沢	38102001	藤沢川	木曾木沢	38103027	藤沢川	大宮原沢	21011001	塩田川	大沢(3)
38101081	藤沢川	老い久保沢	38102002	藤沢川	北久保沢	38103028	藤沢川	源条原沢	21011002	塩田川	塩田川(1)
38101082	藤沢川	宮の入沢	38102003	藤沢川	唐沢	38103029	藤沢川	鍛冶村沢	21011003	塩田川	塩田川(2)
38101083	藤沢川	五郎沢	38102004	藤沢川	サイノ川沢	38103030	藤沢川	的場沢	21011004	塩田川	大沢(2)
38101084	藤沢川	福あ入沢	38102005	藤沢川	赤井沢	38103031	藤沢川	大宮沢	21011005	塩田川	大沢(1)
38101085	藤沢川	細入沢	38102006	藤沢川	王竜寺沢	38113032	三峰川	除組沢	21011006	塩田川	火山沢1
38101086	藤沢川	溝の入沢	38102007	藤沢川	五輪原沢	38113033	新山川	金井(3)	21011007	塩田川	塩釜川
38101087	藤沢川	梨子久保沢	38102008	藤沢川	赤羽沢	38701001	三峰川	南荏畑沢	21011008	塩田川	権現窪(2)
38101088	藤沢川	保田沢	38102009	藤沢川	神田沢	38701002	三峰川	荏畑沢	21011009	塩田川	権現窪(1)
38101089	藤沢川	老の久保沢	38112010	藤沢川	薬師堂沢2	38701003	三峰川	平沢	21011010	天竜川	笹ノケボ
38101090	藤沢川	参の入沢	38112011	藤沢川	片倉沢1	38701004	山室川	鹿塩沢川	21011011	塩田川	塩田川(3)
38101091	藤沢川	大久保沢	38102012	藤沢川	松倉沢	38701005	山室川	荒神沢	21011012	天王川	天王川(1)
38101092	藤沢川	小溝沢	38112013	松倉川	松倉沢1	38701006	山室川	夏刈沢	21011013	天王川	天王川(2)
38101093	藤沢川	唐白沢	38102014	山室川	辰尾沢	38711007	三峰川	北の沢川	21011014	天王川	天王川(3)
38101094	藤沢川	林越沢	38102015	山室川	宮下沢	38701008	三峰川	柿沢	21011015	天王川	瀬早川
38101095	藤沢川	大ちかぐら沢	38102016	山室川	荒屋敷沢	38701009	三峰川	中井沢	21011016	天竜川	大久保沢(大栗沢)
38101096	藤沢川	日影倉沢	38102017	山室川	観音堂沢	38701010	三峰川	南沢	21011017	天竜川	大久保(1)
38101097	藤沢川	初の入沢	38102018	山室川	卯沢	38701011	三峰川	細久保沢	21011018	天竜川	ともの沢
38101098	藤沢川	鎌立沢	38102019	山室川	細沢	38701012	三峰川	俵沢	21001019	大田切川	中御所川
38101099	藤沢川	塩供ノ入沢	38102020	山室川	勘太畑沢	38701013	三峰川	子犬沢	21001020	大田切川	
38101100	藤沢川	宮の入沢	38102021	山室川	堀畑沢	38701014	三峰川	宮沢	21001021	大田切川	
38101101	藤沢川	拝三沢	38102022	山室川	坂口沢	38701015	三峰川	古垣外沢川	21001022	大田切川	猿沢
38101102	藤沢川	新田沢	38102023	山室川	草刈沢	38701016	三峰川	南郷沢川	21001023	新宮川	古屋敷川
38101103	藤沢川	新田沢	38102024	山室川	カララ沢	38701017	三峰川	熊沢	21001024	新宮川	中原川
38101104	藤沢川	飛ノ木沢	38102025	山室川	初ノ沢	38701018	三峰川	北の沢	21001025	新宮川	西芦洞沢
38101105	藤沢川	管の沢	38102026	山室川	細久保沢	38701019	三峰川	井戸上沢	21001026	新宮川	西芦川
38101106	藤沢川	平開沢	38102027	藤沢川	小入沢	38701020	三峰川	沢吹沢川	21001027	新宮川	芦洞川
38101107	藤沢川	北ノ入沢	38102028	藤沢川	こもみ沢	38711021	三峰川	沢吹沢川	21001028	新宮川	芦洞沢
38101108	藤沢川	西沢	38102029	藤沢川	芦ヶ洞沢	38701022	三峰川	北の沢	21001029	新宮川	宮の沢
38101109	藤沢川	南沢	38102030	藤沢川	樽ヶ沢	38701023	三峰川	伊東沢	21001030	新宮川	本村川
38101110	藤沢川	大木沢	38102031	藤沢川	昌福寺沢	38701024	三峰川	麦沢	21001031	新宮川	本村沢
38101111	藤沢川	荒沢	38102032	藤沢川	板山沢	38701025	三峰川	カラ沢川	21001032	新宮川	原垣外沢
38101112	藤沢川	山の神沢	38102033	藤沢川	ふきの入沢	38701026	三峰川	北の沢	21001033	新宮川	竹の沢川
38101113	藤沢川	猪麓沢	38102034	藤沢川	腰巻沢	38701027	三峰川	大平沢	21001034	新宮川	余草川
38101114	藤沢川	十二天沢	38102035	藤沢川	西の入沢	38701028	三峰川	北沢	21001035	新宮川	風巻沢
38101115	藤沢川	ソウ沢	38102036	藤沢川	洞口沢	38701029	三峰川	熊堂沢	21001036	新宮川	垣外沢
38101116	藤沢川	九日市場沢	38112037	金井沢	金井(1)	38701030	三峰川	ショウブの沢	21001037	新宮川	宮の上沢
38101117	藤沢川	社宮寺沢	38112038	三峰川	山田	38701031	三峰川	小瀬戸谷	21001038	新宮川	西洞川
38101118	藤沢川	殿垣外沢	38112039	金井沢	金井(2)	38701032	三峰川	東風巻谷	21001039	新宮川	馬道川
38101119	藤沢川	菅ノ沢	38112040	新山川	越道(2)	38702001	山室川	柘の木沢	21001040	新宮川	宮沢川
38101120	藤沢川	青木ヶ原沢	38103001	藤沢川	古屋敷沢1	38702002	三峰川	小原沢	21001041	新宮川	上日向沢
38111121	三峰川	宮本町	38103002	藤沢川	古屋敷沢2	38702003	三峰川	入萩沢	21001042	新宮川	日向沢
38111122	三峰川	西の入沢	38103003	藤沢川	片倉沢2	38702004	三峰川	松美屋沢	21001043	新宮川	宮の入川
38101123	藤沢川	北村沢	38103004	藤沢川	薬師堂沢1	38702005	三峰川	南の沢	21001044	新宮川	追尻川
38101124	藤沢川	添久保沢	38103005	藤沢川	片倉沢3	38702006	三峰川	中垣外沢	21001045	新宮川	所の浦川
38111125	三峰川	三番組	38103006	松倉川	松倉沢2	38702007	三峰川	倉沢川	21001046	新宮川	宮の浦川
38111126	三峰川	原勝間	38103007	山室川	芝平沢1	38702008	三峰川	山吹沢	21001047	新宮川	新宮川
38111127	三峰川	小山沢(倉下谷沢)	38103008	山室川	芝平沢2	38712009	三峰川	粟沢川	21001048	新宮川	やきが入川
38111128	三峰川	滝沢	38103009	山室川	芝平沢	38703001	小黒川	吉ヶ平沢1	21001049	新宮川	馬羅沢川

## (2)土石流危険渓流一覧表

渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名
21001050	新宮川	大日向沢	21011116	田沢川	古田切川	21012046	下間川	永見山(1)	38211041	横川川	観音沢
21001051	新宮川	大日向川	21011117	古田切川	飯坂川	21012047	下間川	中割(4)	38211042	横川川	寺林
21001052	新宮川	李平北川	21011118	田沢川	宮沢川	21012048	下間川	下間川(8)	38211043	小横川川	小横川沢2
21001053	新宮川	唐山川	21001119	大田切川	後沢	21012049	下間川	下間川(7)	38211044	小横川川	新左久保沢
21001054	新宮川	栃洞川	21001120	大田切川		21012050	下間川	小山川(1)	38211045	小横川川	小横川沢1
21001055	新宮川	猿沢川	21011121	七面川	籠ヶ沢(2)	21012051	下間川	小山川(2)	38211046	小横川川	相の沢
21001056	新宮川	ぶどう沢川	21011122	七面川	籠ヶ沢(1)	21012052	下間川	中割(5)	38211047	小横川川	北湯舟沢
21001057	新宮川	落合南川	21011123	天竜川	鼠川	21012053	下間川	穴山(1)	38211048	上野川	鴻の田川2
21001058	新宮川	南海川	21011124	深沢川	深沢川(2)	21012054	下間川	穴山(2)	38211049	沢底川	沢底沢1
21001059	新宮川	落合北川	21011125	上穂沢川	深沢川(1)	21012055	天竜川	中沢(1)	38211050	沢底川	沢底沢7
21001060	新宮川	二越川	21011126	上穂沢川	上穂沢川(1)	21012056	天竜川	中沢(2)	38211051	沢底川	大洞2
21001061	新宮川	鍛冶垣外沢	21011127	上穂沢川	如来時川	21012057	天竜川	吉瀬(3)	38211052	沢底川	沢底沢8
21001062	新宮川	中村川	21001128	大田切川	南西山2号	21012058	天竜川	吉瀬(4)	38211053	沢底川	桜洞
21001063	新宮川	西の入川	21001129	大田切川	南西山1号	21012059	田沢川	田沢川	38211054	沢底川	山寺川左溪
21001064	新宮川	宮の浦川	21011130	天竜川	辻沢川	21012060	上穂沢川	上穂沢川(1)	38211055	沢底川	山寺川左溪
21001065	新宮川	宮の前井	21001131	大田切川	中田切川	21013001	塩田川	上塩田沢	38211056	沢底川	山寺川1
21001066	新宮川	中平井	21001132	大田切川		21013002	塩田川	下塩田沢	38211057	沢底川	山寺川2
21001067	新宮川	寺井	21001133	大田切川		21003003	新宮川	南海沢	38211058	沢底川	山寺沢
21001068	新宮川	松尾川	21001134	大田切川		21003004	百々目木川	百々目木沢	38211059	沢底川	赤羽沢
21001069	新宮川	南沢川	21001135	大田切川	本谷	21003005	百々目木川	大角沢1	38211060	天竜川	粘華川
21001070	新宮川	釜沼川	21001136	大田切川	赤沢	21003006	百々目木川	大角沢2	38211061	天竜川	粘華川
21001071	新宮川	玉溝川	21002001	新宮川	橋場川	21003007	百々目木川	大角沢3	38211062	天竜川	樋口沢2
21001072	新宮川	細萱川	21002002	新宮川	女沢川	21003008	百々目木川	矢代沢	38211063	天竜川	樋口沢1
21011073	天王川	岩壁川	21002003	新宮川	大曾倉川	21003009	天竜川	吉瀬2	38211064	天竜川	山際沢
21011074	天王川	北川	21002004	新宮川	沢峡川	21003010	大田切川	南西山3号	38211065	樋の沢川	樋の沢川
21011075	天竜川	唐沢川(1)	21002005	新宮川	入口沢		辰野町		38211066	天竜川	草堀川1
21011076	天竜川	唐沢川(2)	21002006	新宮川	祖師垣外沢	38211001	にれ沢川	小野沢3	38211067	天竜川	桜ヶ丘沢1
21011077	天竜川	唐沢川(3)	21002007	新宮川	日向井	38211002	小野川	旭沢	38211068	天竜川	桜ヶ丘沢2
21001078	新宮川	越渡井沢	21012008	天王川	天王川(4)	38211003	小野川	押野沢2	38211069	天竜川	楡沢
21001079	新宮川	原南側井沢	21012009	塩田川	火山沢2	38211004	小野川	押野沢1	38211070	天竜川	新町沢1
21001080	新宮川	桐山沢	21012010	塩田川	火山川	38211005	小野川	小野沢2	38211071	天竜川	新町沢2
21001081	新宮川	上垣外沢	21012011	塩田川	上塩田	38211006	飯沼川	藤沢川	38211072	天竜川	新町沢3
21001082	新宮川	上手沢	21012012	天竜川	瀬早沢	38211007	飯沼川	中村沢1	38211073	天竜川	新町沢4
21001083	新宮川	登沢	21012013	天竜川	大久保(2)	38211008	飯沼川	梨の木沢川	38211074	天竜川	北の沢(辰野町)
21001084	新宮川	舟沢川	21002014	新宮川	荒井沢	38211009	飯沼川	飲み川	38211075	天竜川	北の沢左溪(辰野町)
21001085	新宮川	松木平沢	21002015	新宮川	田中沢	38211010	飯沼川	下村沢2	38211076	天竜川	馬草川
21001086	新宮川	尺田沢	21002016	新宮川	亀群沢	38211011	飯沼川	細簿沢	38211077	天竜川	草堀川2
21001087	新宮川	北沢川	21002017	新宮川	西の入川	38211012	飯沼川	下村沢1	38211078	天竜川	谷の口
21001088	新宮川	前沢川	21002018	新宮川	信屋沢	38211013	飯沼川	鳶蒲沢	38212001	にれ沢川	小野沢4
21001089	新宮川	竹の入川	21002019	新宮川	山葵窪川	38211014	飯沼川	中村沢3	38212002	にれ沢川	小野沢5
21001090	新宮川	上井第1井	21002020	新宮川	道合沢	38211015	小野川	川島川	38212003	小野川	小野沢1
21011091	下間川	中割(1)	21002021	新宮川	南海北川	38211016	小野川	大沢川	38212004	飯沼川	中村沢2
21011092	下間川	丸山(1)	21002022	新宮川	広尾川	38211017	小野川	大沢川右溪	38212005	小野川	唐木沢
21011093	下間川	下間川(1)	21002023	新宮川	中田川	38211018	小野川	雨沢川	38212006	横川川	渡戸沢2
21011094	下間川	下間川(2)	21002024	新宮川	扇場川	38211019	横川川	唐木沢川	38212007	横川川	下飯沼沢3
21011095	下間川	下間川(3)	21002025	新宮川	竹松沢	38211020	横川川	堂場山沢	38212008	横川川	下飯沼沢4
21011096	下間川	下間川(4)	21002026	新宮川	西光川	38211021	横川川	ゆでの沢	38212009	横川川	下飯沼沢1
21011097	下間川	下間川源流(1)	21002027	新宮川	川向沢	38211022	横川川	蚊増沢川	38212010	横川川	上辰野沢2
21011098	下間川	下間川源流(2)	21002028	新宮川	五拾目沢	38211023	横川川	一ノ瀬沢	38212011	天竜川	上平出沢1
21011099	下間川	下間川源流(3)	21002029	新宮川	上垣外沢	38211024	横川川	フモロ川	38212012	天竜川	下辰野沢
21011100	下間川	下間川(5)	21002030	新宮川	上坂川	38211025	横川川	ぬりで沢	38212013	上野川	上野沢
21011101	下間川	水浴川(永見山川)(1)	21002031	新宮川	引ノ田沢	38211026	横川川	赤坂川	38212014	上野川	沢底沢9
21011102	下間川	水浴川(永見山川)(2)	21002032	新宮川	桃平沢	38211027	横川川	川上沢	38212015	沢底川	沢底沢4
21011103	下間川	水浴川(永見山川)(3)	21002033	新宮川	穂倉沢川	38211028	伊良沢川	伊良沢川	38212016	沢底川	沢底沢2
21011104	下間川	水浴川(永見山川)(4)	21002034	新宮川	新戸沢	38211029	横川川	日向沢1	38212017	沢底川	沢底沢3
21011105	下間川	水浴川(永見山川)(5)	21002035	新宮川	中屋沢	38211030	横川川	日向沢2	38212018	沢底川	沢底沢6
21011106	下間川	水浴川(永見山川)(6)	21002036	新宮川	早草下沢	38211031	横川川	渡戸沢	38212019	沢底川	沢底沢5
21011107	下間川	丸山(2)	21002037	新宮川	早草上沢	38211032	横川川	川上沢2	38212020	沢底川	一ノ沢
21011108	下間川	中割(2)	21002038	新宮川	日向川	38211033	天竜川	上平出沢3	38212021	小横川川	小横川沢5
21011109	下間川	穴山川(1)	21002039	新宮川	日向下沢	38211034	天竜川	大久保沢	38212022	小横川川	小横川沢4
21011110	下間川	穴山川(2)	21002040	新宮川	大角北沢	38211035	天竜川	前沢川	38212023	横川川	源上沢
21011111	下間川	穴山川(3)	21002041	新宮川	大角川	38211036	天竜川	上平出沢2	38212024	小横川川	小横川沢3
21011112	寺沢川	吉瀬沢1	21002042	新宮川	羽場川	38211037	天竜川	平出沢	38212025	小横川川	小横川沢6
21011113	天竜川	寺沢	21012043	下間川	中割(3)	38211038	横川川	松葉沢	38212026	小横川川	小横川沢7
21011114	天竜川	吉瀬(1)	21012044	下間川	下間川(6)	38211039	横川川	上辰野沢1	38212027	桑沢川	三ツ谷沢
21011115	天竜川	吉瀬(2)	21012045	下間川	永見山(2)	38211040	横川川	大洞1	38213001	にれ沢川	小野沢6

## (2)土石流危険渓流一覧表

渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名
38213002	にれ沢川	小野沢7	38312007	天竜川	東河原沢4	38611021	天竜川	洞ヶ沢
38213003	飯沼川	下村沢3	38312008	天竜川	曲尾沢	38611022	天竜川	坊ヶ沢
38213004	飯沼川	下村沢4	38312009	天竜川	東河原沢3	38611023	天竜川	矢村沢川
38213005	飯沼川	山口沢1	38312010	天竜川	宮沢川(箕輪町)	38611024	保谷沢川	柿沢
38213006	飯沼川	山口沢2	38312011	瀨沢川	南の川	38611025	保谷沢川	古瀬坂沢
38213007	飯沼川	中村沢5	38313001	沢川	末広沢1	38611026	保谷沢川	八幡沢
38213008	飯沼川	山口沢3	38313002	沢川	末広沢2	38611027	保谷沢川	北洞沢
38213009	飯沼川	山口沢4	38313003	沢川	長岡沢1	38611028	保谷沢川	南田島
38213010	横川川	下飯沼沢5	38313004	沢川	長岡沢2	38611029	保谷沢川	会ノ沢
38213011	横川川	門前沢	38313005	沢川	長岡沢3	38612001	天竜川	和美沢(4)
38213012	上野川	上野沢2	38313006	沢川	北宮沢	38612002	天竜川	後ヶ沢
38213013	沢底川	沢底沢10	38313007	深沢川	鋤柄沢	38612003	和美沢	美里
38213014	沢底川	沢底沢11	38313008	深沢川	待屋沢	38612004	手取沢川	手取沢(5)
38213015	沢底川	沢底沢12	38313009	樅の木川	清水沢	38612005	手取沢川	長岩沢
38213016	沢底川	沢底沢13	飯島町			38612006	天竜川	飯沼(1)
38213017	沢底川	沢底沢14	38411001	天竜川	北の沢(1)	38612007	天竜川	飯沼(2)
38213018	沢底川	沢底沢15	38411002	天竜川	北の沢(2)	38612008	天竜川	樽沢
38213019	沢底川	河子沢	38411003	郷沢川	追引沢	38612009	天竜川	飯沼(3)
38213020	横川川	後沢	38401004	中田切川		38612010	大谷沢川	北組
38213021	横川川	小横川沢8	38411005	郷沢川	郷沢川	38612011	大谷沢川	大谷沢(1)
38213022	横川川	源上沢2	38411006	郷沢川	北沢(1)	38612012	大谷沢川	大谷沢(2)
38213023	横川川	宿の沢	38411007	本沢	本沢	38612013	天竜川	深沢川(2)
38213024	横川川	源上沢3	38411008	本沢	岩間沢	38612014	天竜川	深沢川(3)
38213025	横川川	源上沢4	38401009	与田切川	与田切川	38612015	天竜川	深沢川(4)
箕輪町			38401010	与田切川	小無沢	38612016	天竜川	深沢川(5)
38311001	天竜川	西光沢	38411011	天竜川	原井の支流	38612017	天竜川	深沢川(6)
38311002	天竜川	中ノ沢	38411012	天竜川	十王堂沢	38612018	天竜川	深沢川(7)
38311003	天竜川	仁堂沢	38401013	与田切川		38612019	天竜川	鳳来沢川
38311004	沢川	知久沢右沢1	38411014	子生沢川	大森沢	38612020	天竜川	鳳来沢川(3)
38311005	沢川	知久沢	38411015	子生沢川	細窪日向沢	38612021	天竜川	鳳来沢川(4)
38311006	沢川	東ヶ沢沢	38411016	前沢川	高遠入沢	38612022	小渋川	大草(1)
38311007	沢川	山の小屋沢	38411017	前沢川	前沢川	38612023	小渋川	大草(2)
38311008	沢川	北沢(箕輪町)	38412001	郷沢川	雨沢川	38602024	四徳川	銭沢
38311009	天竜川	荒上沢	38412002	郷沢川	高尾沢	38602025	四徳川	三窪沢
38311010	桑沢川	桑沢川	38412003	郷沢川	北沢(2)	38602026	四徳川	上沢
38311011	天竜川	長田土	38402004	与田切川		38602027	四徳川	枝久保沢
38311012	北の沢川	北の沢川	38412005	前沢川	日向沢川	38602028	四徳川	小池沢
38311013	深沢川	真勝沢	38412006	前沢川	矢の沢	38612029	天竜川	間柱(2)
38311014	深沢川	真勝沢左沢	38413001	天竜川	南ヶ沢	38612030	天竜川	鳳来沢川(1)
38311015	深沢川	深沢川	38413002	天竜川	芦ヶ沢	38612031	天竜川	苦木沢川
38311016	天竜川	たきの沢	38403003	与田切川	樽ヶ沢	38612032	天竜川	神垣沢
38311017	天竜川	山田沢	38413004	日向沢川	日向沢	38612033	小渋川	柳沢(1)
38311018	帯無川	山ノ田沢	南箕輪村			38612034	天竜川	郷土沢
38311019	帯無川	帯無川	38511001	天竜川	滝ノ沢川	38612035	前沢川	片桐
38311020	帯無川	富田沢	38511002	天竜川	とらの沢川	38612036	前沢川	大黒沢川
38311021	帯無川	富田沢	中川村			38612037	保谷沢川	城洞沢
38311022	帯無川	樅の木川1	38601001	四徳川	四徳川	38612038	南沢川	南沢川
38311023	帯無川	樅の木川2	38601002	四徳川	尾梨沢	38613001	手取沢川	美里沢
38311024	帯無川	樅の木川3	38611003	天竜川	和美沢(2)	38613002	天竜川	深沢川(8)
38311025	天竜川	三日町沢8	38611004	天竜川	和美沢(1)	38613003	小渋川	柳沢洞川
38311026	天竜川	玄ヶ沢	38611005	天竜川	和美沢(3)	38613004	小渋川	柳沢(2)
38311027	天竜川	三日町沢1	38611006	天竜川	松ヶ窪沢	38613005	小渋川	柳沢(3)
38311028	天竜川	三日町沢2	38611007	手取沢川	手取沢(1)	38613006	小渋川	柳沢沢
38311029	天竜川	三日町沢3	38611008	手取沢川	手取沢(2)	38613007	小渋川	柳沢(4)
38311030	天竜川	三日町沢4	38611009	手取沢川	権言沢	38613008	小渋川	大草(3)
38311031	天竜川	三日町沢5	38611010	手取沢川	手取沢(3)	宮田村		
38311032	天竜川	三日町沢6	38611011	手取沢川	手取沢(4)	38811001	藤沢川	藤沢川
38311033	天竜川	三日町沢7	38611012	天竜川	兔沢(1)	38811002	堂沢川	金昌寺沢
38311034	天竜川	判の木沢	38611013	天竜川	兔沢(2)	38811003	大沢川	長坂川(3)
38311035	天竜川	吉田ヶ沢	38611014	天竜川	兔沢(3)	38811004	大沢川	長坂川(2)
38312001	天竜川	北林沢	38611015	天竜川	堂洞沢川	38811005	大沢川	長坂川(1)
38312002	沢川	福沢沢	38611016	天竜川	深沢川(1)	38811006	大沢川	宮の沢
38312003	桑沢川	松ヶ久保沢	38611017	天竜川	間柱(1)	38811007	大沢川	源ヶ洞沢
38312004	天竜川	長田沢	38611018	天竜川	狐沢	38811008	大沢川	押出沢
38312005	天竜川	東河原沢1	38611019	南沢川	南沢	38811009	太田切川	寺沢川
38312006	天竜川	東河原沢2	38611020	南沢川	宮沢	38811010	太田切川	日陰沢



## (2)土石流危険渓流一覧表

渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名
20511054	久米川	市瀬洞川	20512009	松川	大梨川	41902012	八重河内川	白岩沢	40411008	天竜川	大薙沢
20511055	久米川	上田沢川	20512010	阿智川	宮の脇	41902013	八重河内川	カリデ沢	40411009	天竜川	中谷沢
20511056	久米川	シデク沢	20512011	米川	千代沢2	41902014	八重河内川	ノミ沢	40411010	千木沢川	南沢
20511057	久米川	明戸脇川	20512012	米川	千代沢5	41902015	上村川	クソ沢	40411011	千木沢川	入坂沢
20511058	天竜川	相沢川	20512013	米川	大沢洞川	松川町			40411012	千木沢川	松久保沢
20511059	相沢川	留々女沢川	20512014	米川	伊藤沢川	40211001	小渋川	寺所沢	40411013	和合川	大月川
20511060	弟川	弟川	20512015	紅葉川	石林川	40211002	天竜川	湯の沢	40411014	和知野川	大沢川
20511061	留々女川	南の沢川	20513001	土曽川	栃ヶ洞	40211003	天竜川	福沢川	40411015	和知野川	吉野沢
20511062	留々女川	ネギヤ沢	20513002	西沢川	桐芥川	40211004	天竜川	宮沢川	40411016	和知野川	コノ沢
20511063	南沢川	大畑沢川	20513003	相沢川	川路川	40211005	天竜川	中の村沢	40411017	和知野川	東沢
20511064	融ヶ沢川	融ヶ沢川	20513004	弟川	栃ヶ沢1	40211006	天竜川	福沢	40411018	和知野川	宮の沢
20511065	天竜川	初沢川	20513005	富田沢川	富田沢川1	40211007	寺沢川	寺沢川	40411019	和知野川	清水沢
20511066	弟川	弟川	20513006	天竜川	堤沢川	40211008	天竜川	間沢川	40411020	和知野川	表沢
20511067	弟川	加羅沢川1	20513007	卯月川	中沢川	40211009	豊野川	保谷沢川	40411021	売木川	井戸入沢川
20511068	阿知川	上松川	20513008	イタチ川	落倉沢	40211010	片桐松川	ゴウシャノ洞	40411022	売木川	日吉沢
20511069	阿知川	西山沢川	20513009	米川	千代沢1	40211011	松川	雨沢川	40411023	早木戸川	野口沢
20511070	阿知川	立洞沢	20513010	米川	千代沢3	40211012	城北川	城北川	40411024	早木戸川	宮川
20511071	阿知川	斧ヶ沢	20513011	米川	千代沢4	40211013	唐沢川	唐沢川	40411025	早木戸川	井林沢
20511072	湯川	大須川	20513012	米川	千代沢6	40211014	唐沢川	赤坂洞	40411026	早木戸川	井戸入沢
20511073	湯川	宮下沢川	20513013	米川	千代沢9	40211015	唐沢川	清水洞	40411027	早木戸川	滝ノ入沢
20511074	湯川	大峯沢	20513014	米川	千代沢10	40211016	大沢川	大沢川	40411028	早木戸川	矢野沢
20511075	天竜川	宮ノ沢川	41801001	上村川	小沢川	40211017	境の沢川	弥太沢川	40411029	早木戸川	小川沢
20511076	天竜川	塩沢川	41801002	上村川	稲沢	40211018	境の沢川	境の沢川	40411030	早木戸川	本洞沢
20511077	知久沢川	八重垣外川	41801003	上村川	小野沢	40201019	片桐松川	宮ヶ洞沢	40411031	早木戸川	込ノ沢
20511078	知久沢川	知久沢川	41801004	上村川	馬老沢	40201020	片桐松川	御堂ヶ入沢	40411032	早木戸川	荒木沢
20511079	玉川	大沢川	41801005	上村川	伊藤沢	40201021	片桐松川	姥懐沢	40411033	早木戸川	高路沢
20511080	越久保川	越久保川	41801006	上村川	沢ガラ	40212001	松川	中の入川	40411034	早木戸川	瀬戸道沢
20511081	細田川	細田川	41801007	上村川	栗下沢	高森町			40411035	早木戸川	つが沢
20511082	米川	平栗沢1	41802001	上村川	大平沢	40311001	天竜川	唐沢川	40411036	早木戸川	堂ノ沢
20511083	いたち沢川	いたち沢川	41802002	上村川	田ノ半場沢	40311002	田沢川	寺沢川	40411037	早木戸川	森脇沢
20511084	いたち沢川	樋ヶ沢川1	41802003	上村川	ホウシ沢	40311003	田沢川	越田川	40411038	市ノ瀬川	森脇沢
20511085	天竜川	白ナギサ沢	41802004	上村川	漆沢川	40311004	田沢川	田沢川	40412001	大沢川	大沢川
20511086	天竜川	大六沢川	41802005	上村川	新島沢	40311005	胡麻目川	洞の沢	40412002	門原川	花ノ木沢
20511087	天竜川	蟹沢川1	41802006	上村川	熊ノ川	40311006	胡麻目沢	和泉洞川	40412003	千木沢川	井戸沢
20511088	天竜川	蟹沢川	41802007	上村川	ツベタ沢	40311007	胡麻目川	二又沢川	40412004	和合川	滝沢
20511089	天竜川	御庵沢川	41802008	上村川	イド窪沢	40311008	胡麻目沢	胡麻目沢	40412005	和知野川	寺沢
20511090	樋ヶ沢川	樋ヶ沢川	41802009	上村川	風折沢	40311009	胡麻目沢	新明洞・ホトケ洞	40412006	和知野川	この沢
20511091	福沢川	福沢川	41802010	上村川	赤沢	40311010	大島川	鷹の沢	40412007	売木川	宮沢
20511092	天竜川	大平沢川	41901001	上村川	唐沢	40311011	大島川	大島川	40412008	売木川	巾川
20511093	米川	米川	41901002	遠山川	美園沢	40311012	南大島川	宮沢川	40412009	早木戸川	十九庵川
20511094	小川川	千代沢7	41901003	遠山川	三ツ沢	40311013	南大島川	引張川	40412010	市ノ瀬川	茅ヶ洞
20511095	米川	千代沢8	41901004	遠山川	押手沢	40311014	南大島川	院殿ヶ沢	清内路村		
20511096	米川	マウツカ沢	41901005	遠山川	志乃婦沢	40311015	南大島川	地獄洞沢	40611001	黒川	松沢
20511097	米川	塩沢川	41901006	遠山川	クボ沢	40311016	南大島川	湯ヶ洞	40611002	黒川	宇須良沢
20511098	米川	ヒエ田入沢	41901007	遠山川	樋口沢	40311017	大島川	城岸川	40611003	黒川	寒洞
20511099	米川	越坪沢	41901008	遠山川	小池沢	40311018	江戸ヶ沢	唐沢川	40611004	清内路川	梨野沢
20511100	米川	越坪沢1	41901009	遠山川	みな沢	40311019	江戸ヶ沢	江戸ヶ沢川	40611005	清内路川	ササメキ沢
20511101	米川	米川1	41901010	遠山川	大堀沢	40311020	新井川	間ヶ沢川	40611006	黒川	平瀬沢
20511102	紅葉川	貴楽田沢	41901011	遠山川	水上リ沢	40311021	新井川	南沢川	40611007	清内路川	ウル沢
20511103	紅葉川	大郡沢1	41901012	遠山川	飯島沢	40311022	黒沢川	黒沢川	40611008	清内路川	兎沢
20511104	紅葉川	尾林の沢	41901013	遠山川	名田熊沢	40312001	田沢川	新田原川	40611009	清内路川	横川沢
20511105	紅葉川	紅葉川1	41901014	八重河内川	西山沢	40312002	田沢川	伝田洞川	40611010	清内路川	ヨキトギ沢
20511106	和城沢川	和城沢川	41901015	八重河内川	北沢	40312003	大島川	南シン洞	40611011	清内路川	マセノ沢
20511107	米川	曾倉沢	41901016	八重河内川	島畑沢	40312004	大島川	別曾の沢	40611012	清内路川	井戸入沢
20511108	米川	御ノ沢川	41901017	八重河内川	小嵐川	40312005	加々須川	大島山沢1	40611013	黒川	孫六沢
20511109	米川	谷沢川	41902001	上村川	千本木沢	40313001	田沢川	越田川	40611014	黒川	清内路川
20511110	米川	蛇沢川	41902002	上村川	中村沢	40313002	田沢川	越田川	40612001	黒川	小日向沢
20511111	米川	西ノ森沢	41902003	上村川	コタシロ沢	40313003	南大島川	南大島川	40612002	黒川	唐沢
20512001	源長川	丸山川	41902004	上村川	上沢	阿南町			40612003	黒川	小黒川
20512002	源長川	丸山川	41902005	上村川	阿島北沢	40411001	大沢川	郷敷沢	40612004	黒川	とよ洞沢
20512003	阿智川	木追沢川	41902006	遠山川	西の沢	40411002	大沢川	沢尻川	40612005	清内路川	ヤヒロ沢
20512004	土曽川	唐沢川	41902007	上村川	やがしや沢	40411003	門原川	八重原沢	40612006	清内路川	杉名沢
20512005	西沢川	桐芥川	41902008	遠山川	伊ノ木沢	40411004	門原川	門原川	40613001	黒川	石割沢1
20512006	留々女川	観音沢	41902009	遠山川	屋形戸沢	40411005	天竜川	水の入沢	40613002	黒川	下清内路沢1
20512007	弟川	栃ヶ沢川	41902010	遠山川	マダラ沢	40411006	天竜川	鬼渡沢川	阿智村		
20512008	阿知川	加羅沢川	41902011	遠山川	牧金沢	40411007	天竜川	両窪沢	40711001	阿智川	トウト沢



## (2)土石流危険渓流一覧表

渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名
40711002	横川	蛭川	40812007	恩田川	恩田2の沢	41012012	矢作川	八丁平沢2
40711003	阿智川	木槌川	40812008	恩田川	平造洞	41012013	矢作川	下小戸名2の沢
40711004	阿智川	大六沢川1	40812009	治部坂川	上町の沢	41012014	矢作川	下小戸名1の沢
40711005	阿智川	大六沢川	40812010	治部坂川	向沢1	41012015	矢作川	井戸入沢
40711006	阿知川	岩の沢川2	40812011	治部坂川	深沢洞	41012016	浅間川	浅間の沢
40711007	阿知川	宮の脇川	40812012	治部坂川	もみじ平の沢	41012017	矢作川	莫野沢3
40711008	阿知川	岩の沢川	40812013	治部坂川	治部坂沢1	41012018	檜原川	薄沢
40711009	阿知川	岩の沢川1	40812014	治部坂川	清八洞	41012019	檜原川	松原の沢2
40711010	阿知川	真名坂倉沢	40813001	陣畑川	下半堀沢1	41012020	大又入川	大又入の沢
40711011	阿知川	井の洞	40813002	浪合川	栗畑洞	41013001	小川川	高橋沢2
40711012	梨子野川	梨子野川	40813003	治部坂川	深沢2の沢	41013002	小川川	市之瀬沢2
40711013	阿知川	鳥ヶ洞	40813004	治部坂川	深沢沢1	41013003	小川川	取手沢1
40711014	阿知川	大日向洞	40813005	治部坂川	治部坂沢2	41013004	小川川	横旗沢3
40711015	阿智川	小山入洞	40911001	柳川	峠沢	41013005	小川川	中野沢2
40711016	相沢川	洞ヶ沢	40911002	柳川	起畑沢1	41013006	小川川	小川1の沢
40711017	相沢川	水口洞	40911003	上村川	浅間沢	41013007	小川川	小川沢1
40711018	相沢川	栃ヶ外洞	40911004	上村川	小根沢	41013008	小川川	鑓瀬川
40711019	相沢川	栃ヶ外洞1	40911005	柳川	中平沢1	41013009	小川川	小川沢2
40711020	阿智川	黒羽沢1	40911006	平谷川	中町沢	41013010	小川川	小川3の沢
40711021	阿知川	黒羽沢	40911007	平谷川	とろろじ川	41013011	小川川	大畑沢1
40711022	大沢川	大沢	40911008	平谷川	作り道沢1	41013012	矢作川	八丁平沢1
40711023	大沢川	ぼとぼ沢	40911009	入川	土方沢	41013013	矢作川	下小戸名3の沢
40711024	阿知川	恩出	40911010	平谷川	赤坂沢	41013014	浅間川	浅間沢1
40711025	阿知川	伏谷	40912001	柳川	振ヶ沢	41013015	浅間川	浅間沢2
40711026	大沢川	奥根本沢	40912002	入川	小屋沢	41013016	矢作川	莫野沢1
40711027	大沢川	皇太神社横	40912003	入川	十郎田の沢	41013017	矢作川	莫野沢2
40711028	本谷川	南の沢川1	40913001	柳川	平松沢1	41013018	矢作川	万場瀬の沢
40711029	本谷川	南沢川	40913002	入川	入川沢1	41013019	矢作川	小栃沢1
40711030	本谷川	弓の又川	40913003	入川	十郎田沢1	41013020	矢作川	平沢1
40711031	本谷川	新七谷	41011001	小川川	高橋沢1	41013021	落沢	落沢
40711032	本谷川	本谷川	41011002	小川川	折山沢2	41013022	落沢	初入1
40711033	本谷川	赤村・島の谷・高野谷	41011003	小川川	市之瀬沢1	41013023	檜原川	松原の沢1
40711034	阿智川	南沢川	41011004	小川川	取手の沢	41312004	早木戸川	田井沢
40711035	鶯巣川	田代川	41011005	小川川	取手	41312005	早木戸川	明ヶ島川
40712001	横川	横川峠沢	41011006	小川川	横旗沢1	41312006	大河内川	柳島(1)
40712002	阿知川	寺沢川	41011007	小川川	堂之入川	41312007	大河内川	柳島(2)
40712003	大沢川	ウル沢	41011008	小川川	中野沢1	41312008	大河内川	中河内川
40712004	大沢川	増之沢	41011009	小川川	井沢	41312009	大河内川	虫川
40712005	本谷川	大山洞	41011010	小川川	小川2の沢	41312010	大河内川	大河内(3)
40712006	阿智川	南沢・モナガ沢	41011011	小川川	小川川2	41312011	大河内川	大河内(4)
40811001	和知野川	井戸洞	41011012	根羽川	大畑唐沢	41312012	大河内川	軒山沢
40811002	和知野川	忍沢川	41011013	根羽川	野田沢	41312013	大河内川	シンガ沢
40811003	和知野川	大松沢	41011014	根羽川	から沢	41312014	大河内川	大河内(5)
40811004	和知野川	矢越沢	41011015	根羽川	森沢	41312015	大河内川	大河内(6)
40811005	和知野川	栗代川	41011016	根羽川	まんごう沢	41312016	大河内川	大河内(7)
40811006	和知野川	見不知洞	41011017	根羽川	小栃川	41111001	加竜川	湯沢川
40811007	和知野川	井戸入沢	41011018	小川川	初入沢	41111002	加竜川	湯沢川1
40811008	和知野川	不動洞	41011019	根羽川	かじや沢	41111003	加竜川	水の入沢
40811009	和知野川	ヒジギ洞	41011020	荒井川	新井川	41111004	加竜川	巻ヶ洞
40811010	和知野川	鳥野沢	41011021	檜原川	芝之沢	41111005	加竜川	巻ヶ洞
40811011	和知野川	松沢川	41011022	檜原川	松原の沢3	41111006	加竜川	又瀬川
40811012	恩田川	井戸洞	41011023	大又入川	松原の沢	41111007	加竜川	又瀬川
40811013	恩田川	長九朗沢	41011024	大又入川	石名沢	41111008	加竜川	相田沢
40811014	和知野川	恩田川	41211001	岩倉沢	奥小屋川	41111009	加竜川	相田沢
40811015	治部坂川	山の神洞	41211002	岩倉川	箱川	41111010	加竜川	南の沢川
40811016	治部坂川	深沢1の沢	41211003	岩倉川	記念田沢	41111011	加竜川	南の沢川
40811017	治部坂川	萱小屋川	41211004	軒山川	軒川1	41111012	加竜川	南の沢川
40811018	治部坂川	桐山	41211005	軒山川	小枝沢	41111013	加竜川	湯沢川
40811019	治部坂川	治部坂沢1	41211006	軒山川	大島側	41111014	加竜川	湯沢川1
40811020	治部坂川	紅葉谷	41211007	軒川	大島側	41111015	加竜川	湯沢川1
40812001	浪合川	萱川	41211008	売木川	敷地沢	41111016	加竜川	湯沢川1
40812002	和知野川	下半堀沢1	41211009	売木川	八幡沢	41111017	加竜川	湯沢川1
40812003	和知野川	井戸洞	41211010	売木川	観音沢	41111018	加竜川	湯沢川1
40812004	和合川	下半堀の沢	41211011	売木川	金比羅沢	41111019	加竜川	湯沢川1
40812005	和知野川	上半堀沢1	41211012	売木川	アマラビ川	41111020	加竜川	湯沢川1
40812006	恩田川	恩田沢1						

## (2)土石流危険渓流一覽表

溪流番号	河川名	溪流名	溪流番号	河川名	溪流名	溪流番号	河川名	溪流名
41511004	加々須川	大島沢1	41612002	芦部川	矢沢	42111005	木曾川	ゼンメイ沢
41511005	加々須川	三枚添の沢	41612003	芦部川	神稲沢1	42111006	木曾川	兎野沢
41511006	加々須川	阿島沢2	41612004	芦部川	神稲沢2	42111007	木曾川	ミナ沢
41511007	加々須川	阿島沢3	41612005	芦部川	佐原1の沢	42111008	木曾川	権現沢
41511008	加々須川	阿島沢4	41613001	寺沢川	河野沢1	42111009	木曾川	城山洞
41511009	加々須川	阿島沢5	41613002	寺沢川	河野沢2	42111010	西洞川	樽沢
41511010	加賀須川	土井場沢	41613003	寺沢川	河野沢3	42111011	西洞川	樽沢川渡沢
41511011	天竜川	唐沢	41613004	寺沢川	河野沢4	42111012	西洞川	西洞沢
41511012	小川川	鞍馬沢	41613005	寺沢川	河野沢5	42111013	西洞川	西洞川
41511013	天竜川	韓沢	41613006	寺沢川	河野沢8	42111014	黒川	橋詰沢
41511014	小川川	日向洞	41613007	寺沢川	河野沢9	42111015	黒川	薬師の沢
41511015	天竜川	界の沢	41613008	寺沢川	河野沢10	42111016	黒川	近道沢
41511016	小川川	井戸沢	41613009	寺沢川	河野沢11	42111017	黒川	ホドノ窪
41511017	富田沢川	大平沢	41613010	寺沢川	河野沢12	42111018	黒川	道官沢
41511018	富田沢川	五反田沢	41613011	寺沢川	河野沢13	42111019	黒川	東又沢
41511019	富田沢川	馬草田沢	41613012	寺沢川	河野沢14	42111020	黒川	小川
41511020	富田沢川	小境洞沢	41613013	芦部川	神稲沢1	42111021	上小川	上小川
41511021	富田沢川	大入沢 北入沢	41613014	芦部川	西部の沢	42111022	黒川	平栃沢
41511022	富田沢川	小手沢	41613015	芦部川	河野沢2	42111023	黒川	田の洞
41511023	富田沢川	空木沢川	41613016	芦部川	神稲沢2	42111024	黒川	吉田沢
41511024	加々須川	沢白沢川	41613017	芦部川	佐原3の沢	42111025	黒川	溝口沢
41512001	加賀須川	田の口沢	41613018	壬生沢川	神稲沢3	42111026	黒川	水戸沢
41512003	加々須川	阿島沢6	大鹿村			42111027	黒川	小洞
41512004	加賀須川	杉ヶ洞	41701001	鹿塩川	南大塩沢	42111028	黒川	中田川渡沢
41512005	小川川	塩田洞	41701002	鹿塩川	犬岩沢	42111029	黒川	中田沢
41512006	小川川	中反2の沢	41701003	鹿塩川	北垣外沢	42111030	黒川	カラ沢
41512007	小川川	中反1の沢	41701004	鹿塩川	弥生沢	42111031	黒川	栃本沢
41512008	小川川	樽沢	41701005	塩川	万塩沢	42111032	黒川	下志水沢
41512009	小川川	氏乗沢2	41701006	小渋川	文蔵沢	42111033	黒川	垂ヶ沢
41512010	小川川	氏乗沢4	41701007	小渋川	ゲイロ沢	42111034	黒川	大窪
41512011	小川川	氏乗沢6	41701008	小渋川	万平沢	42111035	黒川	ヤー久保沢
41512012	鬼城沢川	鬼ヶ城沢川	41701009	小渋川	桐久保沢	42111036	木曾川	三渡沢
41512013	小川川	きはち洞	41701010	青木川	和合沢	42111037	熊沢川	洞ノ沢
41513001	加々須川	中口沢川	41702001	鹿塩川	女高沢	42111038	熊沢川	中幸沢
41513002	加々須川	大島沢2	41702002	鹿塩川	正神川	42111039	熊沢川	笹尾沢
41513003	加々須川	牧畑沢1	41702003	鹿塩川	黒川	42111040	熊沢川	熊沢洞
41513004	小川川	加々須沢1	41702004	鹿塩川	北高安沢	42111041	正沢川	正沢川
41513005	加々須川	加々須沢2	41702005	鹿塩川	高安沢	42111042	正沢川	じゃぬけ沢
41513006	加々須川	加々須沢3	41702006	鹿塩川	南高安沢	42111043	正沢川	水沢
41513007	加々須川	加々須沢4	41702007	鹿塩川	鹿塩川1	42111044	正沢川	大ナギ沢
41513008	加々須川	阿島沢1	41702008	鹿塩川	大塩沢	42111045	正沢川	キミノ沢
41513009	小川川	上平沢1	41702009	鹿塩川	小塩沢	42111046	正沢川	八後沢
41513010	小川川	くるみ沢	41702010	鹿塩川	柳島沢	42111047	木曾川	栗本沢
41513011	小川川	中反2の沢	41702011	鹿塩川	田島沢	42111048	木曾川	栗本沢
41513012	小川川	中反沢1	41702012	鹿塩川	大萱沢	42111049	木曾川	納戸石沢
41513013	小川川	氏乗沢1	41702013	鹿塩川	中尾沢	42111050	木曾川	大道上沢
41513014	小川川	氏乗沢3	41702014	鹿塩川	寺沢	42111051	木曾川	出尻沢
41513015	小川川	氏乗沢5	41702015	鹿塩川	日影沢	42111052	木曾川	上矢崎沢
豊丘村			41702016	鹿塩川	大嵐沢	42111053	木曾川	滝の沢ヶ沢
41611001	天竜川	北沢	41702017	鹿塩川	梅の木沢	42111054	八沢川	一の沢
41611002	市ノ沢川	市の沢川	41702018	小渋川	勝田沢	42111055	八沢川	伊谷洞
41611003	市ノ沢川	唐沢	41702019	小渋川	沢戸沢	42111056	八沢川	八沢入沢
41611004	寺沢川	河野沢7	41702020	青木川	寺沢	42111057	八沢川	正沢
41611005	寺沢川	持田坂	41702021	青木川	上唐沢	42111058	八沢川	正沢洞
41611006	芦部川	芦部川	41702022	青木川	樽度沢	42111059	八沢川	神田沢
41611007	芦部川	河野沢1	41702023	青木川	松山沢	42111060	八沢川	ヨサノ沢
41611008	漆沢川	漆沢川	41702024	青木川	湯沢	42111061	八沢川	伊谷川
41611009	虻川	虻川	41702025	青木川	大沢	42111062	八沢川	黒石沢
41611010	天竜川	像ヶ洞	41702026	青木川	荒木沢	42111063	八沢川	伊谷洞
41611011	地藏ヶ沢川	地藏ヶ沢	計692溪流			42111064	八沢川	永田沢
41611012	木村川	洞頭	木曾建設事務所			42111065	八沢川	クルミ窪
41611013	壬生沢川	神稲沢4	木曾町			42111066	八沢川	明星洞
41611014	壬生沢川	壬生沢東沢1	42111001	和合沢	和合沢	42111067	八沢川	ウルシ洞
41611015	壬生沢川	壬生沢東沢2	42111002	木曾川	大窪	42111068	八沢川	万郡沢
41611016	壬生沢川	壬生沢1	42111003	木曾川	柳沢	42111069	木曾川	越畑沢
41612001	寺沢川	河野沢6	42111004	木曾川	上平窪	42111070	木曾川	越畑沢
42111071	木曾川	沼田野沢				42111071	木曾川	沼田野沢
42111072	木曾川	神戸沢				42111072	木曾川	神戸沢
42111073	木曾川	神戸洞				42111073	木曾川	神戸洞
42111074	木曾川	板敷野沢				42111074	木曾川	板敷野沢
42112001	和合沢	和合洞				42112001	和合沢	和合洞
42112002	中沢川	下中沢				42112002	中沢川	下中沢
42112003	中沢川	中沢川				42112003	中沢川	中沢川
42112004	中沢川	菅沼洞				42112004	中沢川	菅沼洞
42112005	中沢川	菅沼沢				42112005	中沢川	菅沼沢
42112006	黒川	ミウガ沢				42112006	黒川	ミウガ沢
42112007	西洞川	西洞沢				42112007	西洞川	西洞沢
42112008	西洞川	矢車沢				42112008	西洞川	矢車沢
42112009	西洞川	向野沢				42112009	西洞川	向野沢
42112010	西洞川	イノコ島沢				42112010	西洞川	イノコ島沢
42112011	黒川	石沢				42112011	黒川	石沢
42112012	黒川	上条沢				42112012	黒川	上条沢
42112013	黒川	溝口洞				42112013	黒川	溝口洞
42112014	黒川	梨の木沢				42112014	黒川	梨の木沢
42112015	熊沢川	布袋萱洞				42112015	熊沢川	布袋萱洞
42112016	熊沢川	大平沢				42112016	熊沢川	大平沢
42112017	熊沢川	大平川				42112017	熊沢川	大平川
42112018	熊沢川	恵美曽沢				42112018	熊沢川	恵美曽沢
42112019	熊沢川	新井洞				42112019	熊沢川	新井洞
42112020	熊沢川	新井洞				42112020	熊沢川	新井洞
42112021	熊沢川	新井沢				42112021	熊沢川	新井沢
42112022	木曾川	矢崎沢				42112022	木曾川	矢崎沢
42112023	八沢川	伊谷沢				42112023	八沢川	伊谷沢
42112024	八沢川	キビ尾沢				42112024	八沢川	キビ尾沢
42112025	木曾川	鳥居沢				42112025	木曾川	鳥居沢
42113001	黒川	漆ヶ平洞				42113001	黒川	漆ヶ平洞
42611001	木曾川	御馬沢				42611001	木曾川	御馬沢
42611002	木曾川	猿洞沢				42611002	木曾川	猿洞沢
42611003	木曾川	エジミ沢				42611003	木曾川	エジミ沢
42611004	神谷沢	面沢				42611004	神谷沢	面沢
42611005	神谷沢	神谷川				42611005	神谷沢	神谷川
42611006	砂ヶ瀬川	砂ヶ瀬沢				42611006	砂ヶ瀬川	砂ヶ瀬沢
42611007	木曾川	野上川				42611007	木曾川	野上川
42611008	木曾川	七切川				42611008	木曾川	七切川
42611009	木曾川	ウシ洞川				42611009	木曾川	ウシ洞川
42611010	木曾川	三笹沢				42611010	木曾川	三笹沢
42611011	木曾川	尻平沢川				42611011	木曾川	尻平沢川
42611012	木曾川	久保洞川				42611012	木曾川	久保洞川
42611013	木曾川	境の沢				42611013	木曾川	境の沢
42611014	木曾川	下堤洞川				42611014	木曾川	下堤洞川
42611015	木曾川	原野沢				42611015	木曾川	原野沢
42611016	木曾川	三沢				42611016	木曾川	三沢
42611017	松沢川	松沢川				42611017	松沢川	松沢川
42611018	無在沢川	無在沢川				42611018	無在沢川	無在沢川
42611019	無在沢川	無在沢川				42611019	無在沢川	無在沢川
42611020	無在沢川	上無在沢川				42611020	無在沢川	上無在沢川
42612001	砂ヶ瀬川	小沢の沢				42612001	砂ヶ瀬川	小沢の沢
42613001	野上川	野上川1				42613001	野上川	野上川1
42613002	野上川	野上川2				42613002	野上川	野上川2
42613003	野上川	野上川3				42613003	野上川	野上川3
42613004	野上川	野上川4				42613004	野上川	野上川4
42613005	正沢川	正沢川1				42613005	正沢川	正沢川1
42711001	西野川	床並沢				42711001	西野川	床並沢
42711002	西野川	管沢				42711002	西野川	管沢
42711003	西野川	管沢川				42711003	西野川	管沢川
42711004	西野川	柳又沢				42711004	西野川	柳又沢
42711005	西又川	春月沢				42711005	西又川	春月沢
42711006	西又川	石が洞沢				42711006	西又川	石が洞沢
42711007	西又川	西又沢				42711007	西又川	西又沢
42711008	西又川	苦谷洞				42711008	西又川	苦谷洞
42711009	西又川	中又川				42711009	西又川	中又川
42711010	西野川	栗尾沢				42711010	西野川	栗尾沢

## (2)土石流危険渓流一覧表

渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名			
42711011	藤沢川	洞の沢	42811021	本洞川	大洞川	42201010	十王沢	42311011	木曾川	岩戸沢	
42711012	藤沢川	日影沢	42811022	本洞川	東又川	42201011	中沢	大袖沢	42311012	木曾川	観音洞
42711013	藤沢川	大日向沢	42811023	本洞川	東又川	42201012	中沢	尾尻平沢	42311013	柿其川	大油沢
42711014	藤沢川	本谷沢	42811024	本洞川	寺沢川	42201013	中沢	洞沢	42311014	柿其川	井戸沢
42711015	藤沢川	藤沢	42811025	本洞川	諸洞川	42201014	中沢	野中沢	42311015	柿其川	伊那山沢
42711016	西野川	栢洞沢	42811026	王滝川	宮ノ沢	42201015	中沢		42311016	柿其川	新山沢
42711017	西野川	安又沢	42811027	王滝川	合戸沢	42201016	荻野沢		42311017	柿其川	わらび洞
42711018	西野川	日影沢	42811028	王滝川	桧沢	42201017	中沢	荻野沢	42311018	柿其川	くちなし沢
42711019	西又川	大込沢	42811029	王滝川	下殿沢	42201018	中沢		42301001	木曾川左岸	熊の沢
42711020	把之沢川	川戸平沢	42811030	王滝川	車沢	42201019	中沢		42301002	木曾川左岸	前の沢
42711021	把之沢川	栢洞沢	42811031	王滝川	日向沢	42201020	中沢	中野沢	42301003	与川	
42711022	把之沢川	小把沢川	42811032	木曾川		42201021	木曾川左岸		42301004	与川	
42711023	末川	藤屋洞沢	42811033	木曾川	小林洞川	42201022	滑川	田代沢	42301005	与川	上山沢
42711024	藤沢川	中沢川	42811034	王滝川	万戸洞沢	42201023	滑川	宮ノ沢	42301006	与川	
42711025	西野川	髭沢川	42811035	王滝川	マント洞	42201024	滑川	滑川北又沢	42301007	木曾川左岸	
42711026	藤沢川	貝坪沢	42811036	王滝川	東洞	42201025	滑川	吉野 - 1	42301008	木曾川左岸	梨子沢
42711027	西野川	大屋沢	42812001	王滝川	竹波沢	42201026	木曾川左岸	本沢	42301009	木曾川左岸	大沢田川
42711028	西野川	南洞沢	42812002	入川	尾尻平川	42201027	萩原沢	本沢神沢、荻野沢	42301010	木曾川左岸	北沢
42711029	西野川	みどの沢	42812003	入川	大沢	42201028	木曾川左岸	宮戸沢	42301011	木曾川左岸	大水上沢
42711030	藤沢川	仲町沢	42812004	入川	樽沢	42201029	木曾川左岸	二双沢	42301012	木曾川左岸	蛇坂沢
42711031	西野川	角塚里沢	42812005	入川	入川樽沢川	42201030	木曾川左岸	空沢	42301013	木曾川左岸	北沢
42711032	西野川	大沢	42812006	白川	本社上沢	42201031	木曾川左岸	棧沢	42301014	木曾川左岸	神戸沢
42711033	西野川	鶴類沢	42812007	白川	下ノ沢川	42201032	木曾川左岸	大沢	42301015	木曾川左岸	戦沢
42712001	西又川	馬里沢	42812008	白川	中ノ沢川	42201033	木曾川左岸	境の沢	42301016	木曾川左岸	くぼ沢
42712002	西又川	突出沢	42812009	白川	一ノ沢	42212001	木曾川	井戸沢	42301017	木曾川左岸	久保洞
42712003	把之沢川	釜飛沢	42812010	白川	木樽沢川	42212002	木曾川	肥沢1	42301018	蘭川	タルガ沢
42712004	把之沢川	坂の沢	42812011	白崩川	中の沢	42212003	木曾川	小ノヶ谷沢	42301019	蘭川	砂地沢
42712005	西野川	恩木沢	42812012	西野川	大洞川	42212004	小川	幅の津沢	42301020	蘭川	米山沢
42713001	西野川	恩田原1	42812013	白川	下大洞沢	42212005	小川	大小屋沢	42301021	蘭川	石子沢
42713002	西又川	下の原1	42812014	本洞川	野口川	42212006	木曾川	大トクサ沢	42301022	蘭川	額付川
42713003	西又川	西又川1	42812015	本洞川	西沢	42202001	木曾川左岸	沓掛沢	42301023	蘭川	水戸沢
42713004	西又川	西又川2	42812016	本洞川	本洞支1	42202002	木曾川左岸		42301024	蘭川	
42713005	西又川	西又川3	42812017	本洞川	上垂沢	42202003	木曾川左岸		42301025	蘭川	蛇坂沢
42713006	藤沢川	藤沢川1	42812018	東又川	東又川支0	42202004	木曾川左岸		42301026	蘭川	
42713007	藤沢川	藤沢川2	42812019	本洞川	中切沢	42202005	十王沢川	荒田 - 1	42301027	蘭川	井戸沢
42713008	西野川	小西1	42812020	本洞川	中切川	42202006	十王沢	ガンガシラ沢	42301028	蘭川	
42713009	西野川	小西2	上松町			42202007	中沢	森下沢	42301029	蘭川	庄沢
42713010	西野川	小西3	42211001	木曾川		42202008	中沢	ズマザ沢	42301030	蘭川	幸助 - 1
42713011	西野川	小西4	42211002	小川	灰沢	42202009	中沢	モチャグラ沢	42301031	蘭川	漆畑 - 1
42713012	西野川	土橋1	42211003	小川	日雇沢	42202010	木曾川左岸	釜中沢	42301032	蘭川	中の沢
42713013	西野川	土橋2	42211004	高倉川	ヒカゲ沢	42202011	木曾川左岸	古田小沢	42301033	蘭川	鍋割川
42713014	末川	胡桃渡1	42211005	高倉川	川渡沢	42202012	木曾川左岸	カジガ沢	42301034	蘭川	南沢
42713015	末川	大屋1	42211006	小川	水晶坊沢	42203001	木曾川	ドドメキ沢	42301035	蘭川	大妻籠 - 1
42713016	末川	大屋2	42211007	小川	上赤沢	42203002	板橋沢		42301036	蘭川	
42713017	末川	古屋敷1	42211008	小川	ドウ川本谷	42203003	板橋沢		42301037	蘭川	男埋川
42713018	末川	鶴類沢1	42211009	小川	ボッサ道沢	42203004	板橋沢		42301038	蘭川	一石沢
42811001	王滝川	ハナド沢	42211010	小川	ヘラシ沢	42203005	木曾川		42301039	蘭川	権現沢
42811002	王滝川	黒田沢	42211011	小川	オ児沢	42203006	中沢		42301040	蘭川	
42811003	王滝川	橋渡沢	42211012	小川	ウチダシ沢	42203007	木曾川		42301041	蘭川	井戸入沢
42811004	王滝川	沢渡沢	42211013	小川	田口沢	42213001	小川	小川1	42301042	蘭川	
42811005	西野川	スシダ沢	42211014	小川	田代沢	42213002	小川	新田1	42301043	蘭川	
42811006	西野川	藪原川	42211015	小川	長路沢	42213003	小川	大畑1	42301044	蘭川	
42811007	西野川	小坂沢川	42211016	小川	打越沢	42213004	小川	幅ノ津1	42301045	蘭川	
42811008	西野川	川戸沢川	42211017	小川	ミナ沢	42213005	小川	幅ノ津2	42312001	坪川	本洞
42811009	西野川	萩の洞川	42211018	木曾川	砂見沢	42213006	小川	田口1	42312002	坪川	万蔵沢
42811010	白川	上の沢川	42211019	木曾川	スラノ沢	南木曾町			42312003	木曾川	一の沢
42811011	白川	岩井ノ沢	42211020	木曾川	木賊沢	42311001	坪川	大滝川	42312004	木曾川	ませの沢
42811012	南俣川	岩井の沢川	42201001	木曾川左岸	万路沢	42311002	坪川	井戸沢	42312005	木曾川	霧ヶ洞
42811013	西野川	倉本大沢川	42201002	木曾川左岸	ヒゲ畑沢	42311003	木曾川	長谷川	42312006	柿其川	岩倉蛇坂沢
42811014	湯川	鹿ノ瀬沢	42201003	新茶屋沢	新茶屋沢	42311004	木曾川	上井水路	42312007	柿其川	ホソミ沢
42811015	西野川	小瀬川	42201004	木曾川左岸	藁ノ上沢	42311005	木曾川	桑洞	42302001	木曾川左岸	
42811016	西野川	沢頭川	42201005	十王沢		42311006	木曾川	下の沢	42302002	木曾川左岸	田の沢
42811017	西野川	川原上沢	42201006	十王沢	千畳敷沢	42311007	木曾川	井戸入沢	42302003	木曾川左岸	
42811018	西野川	野中沢	42201007	十王沢	小野川正股沢	42311008	木曾川	大沢	42302004	与川	
42811019	西野川	井原沢川	42201008	十王沢		42311009	木曾川	目ヶ洞	42302005	与川	
42811020	本洞川	西洞	42201009	十王沢	小林沢	42311010	木曾川	二の沢	42302006	与川	川合沢

## (2)土石流危険渓流一覧表

渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名
4230207	与川		42511007	菅川	墨屋久保	42912008	王滝川	鞍馬沢
4230208	与川		42511008	菅川	川戸洞	42913001	鈴ヶ沢	尾島1
4230209	与川	大沢	42511009	菅川	十王沢	42913002	鈴ヶ沢	日向1
4230210	与川		42511010	菅川	松沢	42913003	鈴ヶ沢	尾島2
4230211	与川		42511011	菅川	石木沢	42913004	王滝川	ごうかけ1
4230212	与川		42511012	菅川	寺の沢	大桑村		
4230213	与川		42511013	菅川	光沢	43011001	木曽川	飯盛沢
4230214	与川	宇礼沢	42511014	菅川	大沢	43011002	木曽川	長通川
4230215	与川	須合沢	42511015	木曽川	八幡沢	43011003	木曽川	木賊川
4230216	与川		42511016	木曽川	翁像沢	43011004	小川	延沢
4230217	与川	読書 - 1	42511017	木曽川	南沢	43011005	小川	殿川
4230218	与川		42511018	笹川	万束沢	43011006	小川	開き沢
4230219	与川		42511019	笹川	初沢	43011007	小川	小川
4230220	与川		42511020	菅川	子ぎ沢	43011008	木曽川	下木戸沢
4230221	与川		42511021	菅川	奥峰沢	43011009	木曽川	西野沢
4230222	木曽川左岸		42511022	笹川	老の沢	43011010	木曽川	大沢
4230223	木曽川左岸		42511023	笹川	笹川	43011011	木曽川	子コ沢
4230224	蘭川		42511024	笹川	かると沢	43011012	木曽川	宮の沢
4230225	蘭川	大明神沢	42511025	笹川	斧の沢	43011013	木曽川	宮ノ沢
4230226	蘭川		42511026	笹川	神明沢	43011014	木曽川	上垣外沢
4230227	蘭川	田代沢	42511027	笹川	大柳沢	43011015	木曽川	中尾沢
4230228	蘭川	上在郷 - 1	42511028	笹川	寺沢フンドウ沢	43001001	木曽川左岸	猿沢
4230229	蘭川		42511029	味噌川	寺沢	43001002	木曽川左岸	奥宮ノ沢
4230230	蘭川		42511030	味噌川	唐沢・かぎ沢	43001003	木曽川左岸	口宮ノ沢
4230231	蘭川		42511031	味噌川	唐沢	43001004	木曽川左岸	須原 - 1
4230232	蘭川	明智沢	42511032	木曽川	坂の下沢	43001005	木曽川左岸	須原 - 2
4230233	蘭川		42511033	木曽川	青木沢	43001006	木曽川左岸	須原 - 3
4230234	蘭川		42511034	味噌川	葛沢	43001007	木曽川左岸	矢重沢
4230235	蘭川		42511035	木曽川	蘭戸沢	43001008	伊奈川	田光 - 1
4230236	蘭川	ムクリ沢	42511036	木曽川	曾根沢	43001009	木曽川左岸	水沢
4230237	蘭川	夏畑沢	42511037	木曽川	藪沢	43001010	伊奈川	東外向 - 1
4230238	蘭川	漆畑 - 2	42511038	味噌川	悪沢	43001011	伊奈川	口宮ノ沢
4230239	蘭川	ドンク沢	42512001	菅川	柳久保	43001012	サヨリ沢	東 - 1
4230240	蘭川	下り谷 - 1	42512002	菅川	永沢	43001013	サヨリ沢	下洞沢
4230241	蘭川		42512003	笹川	小沢	43001014	サヨリ沢	下洞沢, サヨリ沢
4230242	蘭川		42512004	笹川	崩沢	43001015	上田沢	寺沢
4230243	蘭川	細沢平家洞沢	42512005	笹川	漆沢	43001016	上田沢	上田沢
42303001	与川		王滝村			43001017	上田沢	西 - 1
42303002	与川		42911001	王滝川	二子持沢	43001018	上田沢	丸山沢
42303003	与川		42911002	王滝川	二子持洞	43001019	木曽川左岸	シゴ沢
42303004	与川		42911003	王滝川	井戸沢	43001020	木曽川左岸	
42303005	与川		42911004	王滝川	樽ヶ沢	43001021	木曽川左岸	
42303006	与川		42911005	王滝川	平沢	43001022	木曽川左岸	
42303007	与川		42911006	王滝川	寺沢	43001023	木曽川左岸	
42303008	下山沢川		42911007	王滝川	カン沢	43001024	木曽川左岸	振田 - 1
42303009	下山沢川		42911008	王滝川	瀬戸沢	43001025	木曽川左岸	荒屋沢
42303010	下山沢川		42911009	鈴ヶ沢	鈴ヶ沢支6	43001026	木曽川左岸	竹ノ沢
42303011	蘭川	押出沢	42911010	王滝川	鈴ヶ沢	43001027	木曽川左岸	樽沢
42303012	男垂川		42911011	鈴ヶ沢	鈴ヶ沢支0	43001028	木曽川左岸	二反田川
42313001	長根川	塚野1	42911012	鈴ヶ沢	鈴ヶ沢支2	43001029	木曽川左岸	
42313002	長根川	塚野2	42911013	鈴ヶ沢	鈴ヶ沢支3	43001030	木曽川左岸	深沢
42313003	長根川	塚野3	42911014	鈴ヶ沢	川戸洞沢	43001031	木曽川左岸	宮ノ沢
42313004	長根川	塚野4	42911015	王滝川	溝口川	43001032	木曽川左岸	蛇抜沢
42313005	坪川	坪川1	42911016	溝口川	奥名沢	43001033	木曽川左岸	中河原沢
42313006	坪川	坪川2	42911017	溝口川	細沢	43012001	小川	高橋沢
42313007	坪川	坪川3	42911018	大又川	大又沢	43012002	小川	小川沢
42313008	坪川	坪川4	42911019	王滝川	大又川小股沢	43012003	小川	北ノ沢
42313009	木曽川	伊勢小屋沢	42911020	大又川	清滝川	43012004	殿小川	小川1
42313010	木曽川	岩倉沢川	42911021	大又川	神沢	43012005	殿小川	小川2
木祖村			42912001	王滝川	細野沢	43012006	殿小川	小川3
42511001	木曽川	仏沢	42912002	王滝川	崩沢	43002001	木曽川左岸	
42511002	菅川	野中沢	42912003	王滝川	千沢	43002002	木曽川左岸	ヒワ沢
42511003	菅川	宮沢	42912004	鈴ヶ沢	倉沢	43002003	伊奈川	
42511004	菅川	木山沢	42912005	鈴ヶ沢	鈴ヶ沢支4	43002004	伊奈川	
42511005	菅川	栗谷沢	42912006	鈴ヶ沢	鈴ヶ沢支5	43002005	伊奈川	
42511006	菅川	唐沢	42912007	王滝川	上鞍馬沢	43002006	伊奈川	福根沢

## (2)土石流危険渓流一覧表

渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名
20211049	薄川		46301022	奈川		21511014	田川	犬飼沢川	21513012	小曾部川	小曾部川10
20211050	薄川	広沢寺沢	46301023	奈川		21511015	田川	まむし沢	21513013	小曾部川	小曾部川11
20211051	和泉川		46302001	奈川	トヤ沢	21511016	田川		21513014	小曾部川	小曾部川12
20211052	和泉川		46302002	奈川	カンバ沢	21511017	田川		21513015	小曾部川	小曾部川13
20211053	和泉川	和泉沢	46302003	奈川	小黒沢	21511018	田川		21513016	小曾部川	小曾部川14
20211054	和泉川	坂沢	46302004	奈川	保平1	21511019	田川	東沢川	21513017	小曾部川	小曾部川15
20211055	和泉川	保福寺沢	46302005	奈川	ニゴリ沢	21511020	矢沢川		21513018	小曾部川	小曾部川16
20211056	牛伏寺川	埴原沢	46302006	奈川	ゲタ沢	21511021	矢沢川		21513019	小曾部川	小曾部川17
20211057	牛伏寺川	日向沢	46302007	奈川	ノリ沢	21511022	矢沢川		21513020	前田川	前田川
20211058	和泉川		46401001	梓川		21511023	矢沢川		21513021	小野川	小野川1
20211059	和泉川		46401002	島々谷	野沢	21511024	奈良井川		21513022	小野川	小野川2
20211060	和泉川		46401003	島々谷	矢嵩沢	21511025	奈良井川		21513023	小野川	小野川3
20211061	和泉川		46401004	島々谷		21511026	奈良井川		21513024	小野川	小野川4
20211062	田川		46401005	梓川		21511027	奈良井川		21513025	相吉川	相吉川1
20211063	牛伏寺川	米沢	46401006	梓川		21511028	奈良井川		21513026	相吉川	相吉川2
20211064	牛伏寺川	コウシン沢	46401007	梓川	下千丈沢	21511029	奈良井川		21513027	相吉川	相吉川3
20211065	牛伏寺川		46401008	梓川	八右衛門沢	21511030	奈良井川		21513028	相吉川	相吉川4
20211066	牛伏寺川	不動沢	46401009	梓川		21511031	奈良井川		21513029	相吉川	相吉川5
20211067	牛伏寺川	蓮華寺沢	46401010	梓川		21511032	奈良井川		21513030	相吉川	相吉川6
20211068	牛伏寺川	宮入沢	46401011	梓川		21511033	奈良井川		21513031	相吉川	相吉川7
20211069	牛伏寺川		46401012	島々谷	矢嵩沢	21511034	小曾部川		21513032	相吉川	相吉川8
20211070	牛伏寺川		46401013	島々谷	槍沢	21511035	小曾部川		21513033	相吉川	相吉川9
20211071	牛伏寺川	千石沢	46401014	梓川	湫沢	21511036	小曾部川		21513034	相吉川	相吉川10
20211072	牛伏寺川	大沢	46401015	梓川	奥明神沢	21511037	小曾部川	本陣山沢	42411001	奈良井川	崩沢
20211073	牛伏寺川	境川	46401016	梓川	ぜんろく沢	21511038	奈良井川	釜之沢	42411002	奈良井川	モチ沢
20211074	塩沢川	舟沢川	46401017	梓川	弦文沢	21511039	奈良井川		42411003	奈良井川	平沢川
20211075	田川	北洞川	46401018	梓川		21511040	奈良井川		42411004	奈良井川	母沢
20211076	小田川	北洞川	46401019	湯川	湯沢	21511041	奈良井川		42411005	奈良井川	綿沢
20212001	犀川	犀川1	46401020	湯川		21511042	小曾部川		42411006	奈良井川	綿沢
20212002	女鳥羽川	女鳥羽川1	46401021	梓川	根本沢	21511043	小曾部川		42411007	奈良井川	マキヤ沢
20212003	女鳥羽川	女鳥羽川2	46401022	大野川		21511044	小曾部川		42411008	奈良井川	浄土沢
20212004	薄川	薄川1	46401023	大野川		21511045	小曾部川		42411009	奈良井川	天照沢
20212005	薄川	薄川2	46401024	大野川		21511046	小曾部川	小曾部川1	42411010	奈良井川	ぬるで沢
20212006	薄川	細沢	46401025	小大野川	ワサビ沢	21511047	小曾部川		42411011	奈良井川	姥神沢
20212007	薄川	詫沢	46401026	大野川	本川	21511048	小曾部川	宮沢	42411012	奈良井川	カウ沢
20212008	和泉川	和泉川1	46401027	梓川	小白沢	21511049	小曾部川	平四部沢	42411013	奈良井川	宮の沢
20212009	和泉川	和泉川2	46401028	大野川		21511050	小曾部川		42411014	奈良井川	カツ沢
20213001	犀川	犀川2	46401029	大野川	本川	21511051	小曾部川	寺の入	42411015	奈良井川	池の沢
20213002	女鳥羽川	女鳥羽3	46401030	大野川	本川	21511052	前田川	唐沢川	42411016	奈良井川	ドウボラ沢
20213003	女鳥羽川	女鳥羽4	46401031	大野川	本川	21511053	前田川	川島川	42411017	奈良井川	南原沢
20213004	薄川	薄川3	46402001	梓川	下白沢	21511054	前田川	堂ノ入	42411018	奈良井川	川鳥沢
20213005	薄川	薄川4	46402002	梓川	氷沢	21511055	前田川	刈谷沢川	42411019	奈良井川	カラ沢
20213006	薄川	薄川5	46511001	梓川	細木嵐	21511056	小野川		42411020	奈良井川	押込沢
20213007	薄川	薄川6	46511002	梓川	穴沢	21511057	小野川	大象々川	42411021	奈良井川	上唐沢
20213008	薄川	薄川7	46511003	梓川	尾入沢	21511058	小野川		42411022	奈良井川	賢川沢
46301001	黒川		46511004	梓川	米沢	21511059	小野川		42411023	奈良井川	若神子沢
46301002	黒川		46511005	梓川	ああら沢	21511060	小野川		42411024	奈良井川	一ノ沢
46301003	黒川		46511006	梓川	本神沢	21512001	田川	田川3	42412001	奈良井川	下カラ沢
46301004	奈川		46511007	黒沢川	大飛々沢	21512002	田川	田川4	42413001	奈良井川	楡沢
46301005	奈川	天沢	46511008	梓川	南黒沢	21512003	田川	田川5	42413002	奈良井川	クルミ沢
46301006	奈川	奈川	46511009	黒沢川	あたり沢	21512004	奈良井川	奈良井川1	42413003	奈良井川	栃洞沢
46301007	奈川	月夜沢	46512001	梓川	釜ノ沢	21512005	小曾部川	小曾部川2	42413004	奈良井川	上宮の沢
46301008	奈川上		塩尻市			21512006	小曾部川	深沢	42413005	奈良井川	川鳥沢
46301009	奈川上		21511001	田川	中洞川	21512007	小曾部川	霞沢	42413006	奈良井川	二ノ沢
46301010	奈川	栃湫沢	21511002	小田川	中洞川	21512008	小曾部川	小曾部川3	42413007	奈良井川	境沢
46301011	奈川上		21511003	田川	南洞川	21513001	矢沢川	矢沢川1		波田町	
46301012	奈川上		21511004	田川	田川1	21513002	奈良井川	北沢	44911001	唐沢川	
46301013	境川	大寄合川	21511005	田川	小場ヶ沢	21513003	奈良井川	向剣沢	44911002	梓川	堂ヶ入沢
46301014	境川	境川	21511006	田川	権現沢川	21513004	奈良井川	奈良井川2	44911003	梓川	中沢
46301015	奈川	魚イラス川	21511007	田川	松葉川	21513005	奈良井川	奈良井川3	44911004	梓川	
46301016	奈川		21511008	田川	大沢川	21513006	小曾部川	小曾部川4	44911005	梓川	男女沢
46301017	奈川		21511009	田川		21513007	小曾部川	小曾部川5	44911006	梓川	
46301018	奈川		21511010	田川		21513008	小曾部川	小曾部川6	44911007	梓川	
46301019	奈川		21511011	田川	田川2	21513009	小曾部川	小曾部川7	44911008	梓川	水沢
46301020	奈川	ミヤ川	21511012	田川		21513010	小曾部川	小曾部川8	44911009	梓川	
46301021	奈川		21511013	田川		21513011	小曾部川	小曾部川9	44911010	梓川	

## (2)土石流危険渓流一覧表

渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名
44911011	梓川	新島々沢	46211006	富士尾沢川	境の沢2	21211020	農具川	ミヤマグチ
44901001	梓川		46211007	富士尾沢川	境の沢1	21211021	農具川	中綱沢
44912001	唐沢川	唐沢川1	46211008	富士尾沢川	滝の沢	21211022	農具川	前沢
44912002	梓川	白山沢	46211009	富士尾沢川	富士尾沢川	21211023	農具川	北村沢
44912003	梓川	栗谷俣沢	46211010	富士尾沢川	北富士尾沢	21211024	農具川	宮沢沢
山形村			46211011	天満沢川	小岩岳城址	21211025	農具川	宮沢沢
45011001	鎖川	駒見沢	46211012	天満沢川	真ヶ沢	21211026	農具川	南平村沢
45011002	鎖川	田川	46211013	天満沢川	旧境内沢1	21211027	農具川	南平村沢
45011003	鎖川	三間沢川	46211014	天満沢川	旧境内沢2	21211028	農具川	南平村沢
45011004	鎖川	小坂沢	46211015	天満沢川	桐沢	21211029	農具川	南平村沢
45011005	鎖川	小坂沢	46211016	天満沢川	小胡桃沢	21211030	農具川	中山沢
45011006	鎖川		46211017	天満沢川	天満南沢	21211031	農具川	山崎沢
45011007	鎖川		46211018	天満沢川	天満沢川	21211032	農具川	木崎沢
45011008	鎖川	城ヶ沢	46211019	天満沢川	押出沢清水原沢	21211033	農具川	三日町沢
45011009	唐沢川	唐沢川	46211020	穂高川	有明南沢	21211034	農具川	霊松寺沢
45013001	唐沢川	唐沢川2	46211021	穂高川	冷沢	21211035	農具川	八徳沢
45013002	唐沢川	唐沢川3	46211022	穂高川	糠沢	21211036	農具川	樋沢
朝日村			46211023	中房川	合戦沢	21211037	農具川	荒沢
45111001	鎖川		46211024	穂高川	中房川	21211038	農具川	荒沢
45111002	鎖川		46211025	穂高川	足沢西沢	21211039	農具川	湯沢
45111003	鎖川		46211026	中房川	足沢	21211040	農具川	松崎沢
45111004	鎖川	内山沢川	46211027	中房川	寺入沢	21211041	農具川	新引沢
45111005	鎖川	外山沢川	46211028	穂高川	宮城沢	21211042	農具川	新引沢
45111006	鎖川		46212001	中房川	野辺沢	21211043	農具川	館ノ内沢
45111007	鎖川	内山沢	46611001	黒沢川	黒沢川	21211044	農具川	鳥谷沢
45111008	鎖川		46611002	黒沢川	沢入沢	21211045	農具川	木舟沢
45111009	鎖川	宮沢	46611003	犀川	こはら沢	21211046	農具川	霊松寺沢
45111010	鎖川	寺沢	46611004	犀川	勝手沢	21211047	農具川	丹生子沢
45111011	鎖川	西沢	46611005	犀川	寺山南沢	21211048	農具川	丹生子沢
45111012	鎖川	御馬越沢	46611006	犀川	曲り沢	21211049	農具川	木舟沢
45111013	鎖川	間登男沢	46611007	犀川	鳴沢川	21211050	高瀬川	北沢
45111014	鎖川		46611008	犀川	入うね沢	21211051	高瀬川	北沢
45111015	鎖川	菅の沢	46611009	犀川	サベ沢	21211052	高瀬川	北沢
45111016	鎖川	曾倉沢	46613001	黒沢川	大羽子沢	21211053	農具川	曾根原沢
45111017	鎖川		46613002	黒沢川	小羽子沢	21211054	高瀬川	ホラ沢
45111018	鎖川		46711001	犀川	新沢	21211055	高瀬川	神明沢
45111019	鎖川	古川寺沢	46711002	犀川	上手村沢	21211056	高瀬川	神明沢
45111020	鎖川	小坂沢	46711003	犀川	寺沢	21211057	高瀬川	宮ヶ沢
45112001	鎖川	ザッコ沢	46711004	犀川	ウタカ	21211058	乳川	中上手沢
45113001	鎖川	大尾沢	46711005	犀川	如蔵林沢	21211059	乳川	クツ沢
45113002	鎖川	小尾沢	46711006	犀川	須砂渡沢	21211060	乳川	クツ沢
45113003	鎖川	鎖川1	46711007	犀川	小野沢	21211061	乳川	中の沢
45113004	鎖川	宮の向	46713001	犀川	北村沢	21211062	乳川	内山沢
45113005	鎖川	櫻俣沢	46713002	犀川	安楽寺跡沢	21211063	乳川	内山沢
計352渓流			計63渓流			21211064	乳川	内山沢
豊科建設事務所			大町建設事務所			21211065	乳川	内山沢
安曇野市			大町市			21211066	乳川	内山沢
46111001	犀川	仁場沢	21211001	農具川	加蔵沢	21201067	鹿島川	尻なし沢
46111002	犀川	鎌止沢	21211002	農具川	加蔵沢	21201068	鹿島川	駒沢
46111003	犀川	高松沢	21211003	農具川	戸口沢	21201069	鹿島川	-
46111004	犀川	宮沢	21211004	農具川	戸口沢	21201070	鹿島川	小熊沢
46111005	犀川	南沢	21211005	農具川	ヤナバ沢	21201071	鹿島川	宮沢
46111006	犀川	小倉沢	21211006	農具川	ヤナバ沢	21201072	鹿島川	オオクボ沢
46111007	犀川	ヤダレ沢	21211007	農具川	ヤナバ沢	21201073	鹿島川	布引沢
46112001	犀川	いけのり沢	21211008	農具川	崩沢	21201074	鹿島川	カケ沢
46112002	犀川	西沢	21211009	農具川	崩沢	21201075	鹿島川	コフロシ沢
46112003	犀川	東沢	21211010	農具川	一津沢	21201076	鹿島川	滝ノ沢
46112004	犀川	菅沢	21211011	農具川	一津沢	21201077	鹿島川	ノマ沢
46112005	犀川	ショウブ沢	21211012	農具川	金山沢	21201078	鹿島川	
46112006	犀川	中元沢	21211013	農具川	金山沢	21201079	鹿島川	イチノ沢
46113001	犀川	細沢	21211014	農具川	青木沢	21201080	高瀬川	-
46211001	烏川	冷沢小屋沢	21211015	農具川	唐沢	21201081	高瀬川	-
46211002	烏川	浅川	21211016	農具川	青木沢	21201082	籠川	針木沢
46211003	烏川	川窪沢川	21211017	農具川	青木沢	21201083	高瀬川	小白沢
46211004	富士尾沢川	山崎西沢	21211018	農具川	青木沢	21201084	高瀬川	七倉沢
46211005	富士尾沢川	錯塚沢	21211019	農具川	入の沢	21201085	高瀬川	-
								計142渓流
								千曲建設事務所
								千曲市
								21611001 鳴海川 蟹沢
								21611002 鳴海川 蟹沢
								21611003 三滝川 入沢川
								21611004 三滝川 金山川
								21611005 三滝川 草山川

## (2)土石流危険渓流一覽表

溪流番号	河川名	溪流名	溪流番号	河川名	溪流名	溪流番号	河川名	溪流名			
21611006	沢山川	三滝川	52211010	埴科用水	前沢	20711010	奈良川	奈良川			
21611007	沢山川	三滝川	52211011	雄沢川	雄沢川	20711011	奈良川	金山沢A			
21611008	沢山川	無名	52211012	雄沢川	雄沢川	20711012	灰野川	金山沢B			
21611009	沢山川	無名	52211013	雄沢川	雄沢川	20711013	灰野川	灰野川			
21611010	沢山川	無名	52211014	雄沢川	雄沢川	20711014	米子川	米子ノ沢			
21611011	沢山川	無名	52211015	湯沢川	雄沢川	20711015	鮎川	亀倉			
21611012	沢山川	沢山川	52211016	無名用水	無名	20711016	鮎川	中村			
21611013	沢山川	無名	52211017	無名用水	無名	20711017	鮎川	福沢			
21611014	沢山川	無名	52211018	無名用水	無名	20711018	宇原川	めぐ沢			
21611015	五十里川	無名	52211019	無名用水	無名	20711019	鮎川	宇原川			
21611016	五十里川	無名	52211020	無名用水	無名	20711020	鮎川	仙仁川			
21611017	聖川	無名	52212001	埴科用水	無名	20711021	仙仁川	上入沢			
21611018	稲荷川	谷沢川	52213001	無名用水	無名	20711022	仙仁川	細尾沢			
21611019	稲荷川	滝沢川	坂城町			20711023	仙仁川	大根子			
21611020	佐野川	蟹沢川	52111001	宮沢川	無名	20711024	仙仁川	仙仁			
21611021	蟹沢川	地獄沢	52111002	宮沢川	宮沢川	20711025	仙仁川	小根子			
21611022	佐野川	荏沢川	52111003	宮沢川	宮沢川	20711026	鮎川	瀬之脇			
21611023	佐野川	柳沢川	52111004	宮沢川	無名	20711027	鮎川	大門A			
21611024	柄木沢川	信陽沢	52111005	日名沢川	無名	20711028	鮎川	栃倉上			
21611025	柄木沢川	無名	52111006	日名沢川	無名	20711029	鮎川	前山沢A			
21611026	佐野川	佐野川	52111007	日名沢川	日名沢川(北日名沢)	20711030	鮎川	前山沢B			
21611027	佐野川	中沢川	52111008	日名沢川	日名沢川(北日名沢)	20711031	鮎川	辛沢			
21611028	更級川	宮川	52111009	日名沢川	日名沢川(南日名沢)	20711032	鮎川	辛沢			
21611029	宮川	打越川	52111010	日名沢川	観音沢川	20712001	奈良川	中灰野沢A			
21611030	更級川	更級川	52111011	日名沢川	堀外沢川(南日名沢)	20712002	米子川	米子B			
21611031	更級川	更級川	52111012	日名沢川	堀外沢川(南日名沢)	20712003	鮎川	仁礼			
21612001	沢山川	鳴海川	52111013	入田川	無名	20712004	鮎川	小峽沢			
21612002	沢山川	鳴海川	52111014	入田川	無名	20712005	鮎川	八町A			
21612003	草山川	北ノ沢	52111015	入田川	入田川	20712006	鮎川	八町B			
21612004	五十里川	無名	52111016	御堂川	名沢川	20713001	百々川	坂田D			
21612005	五十里川	明神沢	52111017	御堂川	名沢川	20713002	鮎川	大門B			
21613001	沢山川	仙石沢	52111018	御堂川	御堂川	20713003	鮎川	八町C			
21613002	沢山川	仙石沢	52111019	御堂川	御堂川	20713004	鮎川	前山沢			
21613003	仙石沢	南洞沢	52111020	谷川	谷川	20713005	鮎川	前山沢			
21613004	五十里川	無名	52111021	洞岩沢川	無名	小布施町					
21613005	五十里川	無名	52111022	洞岩沢川	洞岩沢川	54111001	千曲川	雁田B			
21613006	五十里川	無名	52111023	洞岩沢川	洞岩沢川	54111002	千曲川	雁田C			
21613007	五十里川	ガン沢	52111024	六ヶ郷用水	出浦沢川	54111003	千曲川	雁田D			
21613008	聖川	無名	52111025	六ヶ郷用水	無名	54111004	松川	雁田A			
21613009	聖川	無名	52111026	小綱沢川	小綱沢川	54113001	千曲川	雁田E			
21613010	聖川	無名	52112001	宮沢川	無名	54113002	千曲川	雁田F			
21613011	中沢川	無名	52112002	谷川	谷川	高山村					
21613012	中沢川	中村川	52112003	谷川	谷川	54311001	松川	滝ノ入			
50111001	荒砥沢	荒砥沢	52112004	谷川	谷川	54311002	松川	矢崎裏			
50111002	宮沢川	宮沢川	52112005	六ヶ郷用水	出浦沢川	54311003	松川	荻久保			
50111003	宮沢川	宮沢川	52112006	福沢川	無名	54311004	松川	不動川			
50111004	宮沢川	普携寺沢	52112007	福沢川	権現沢	54311005	松川	関場沢			
50111005	宮沢川	田島沢	52112008	福沢川	ささら沢	54311006	松川	カヤノ			
50111006	宮沢川	無名	52112009	福沢川	福沢川	54311007	松川	天神原			
50111007	女沢川	あけび沢	52112010	福沢川	入川	54311008	松川	梁下川			
50111008	女沢川	北大沢	52112011	福沢川	無名	54311009	松川	松川			
50111009	女沢川	一ノ沢	52112012	六ヶ郷用水	胡桃沢	54311010	松川	柞沢川			
50111010	女沢川	南大沢	52113001	御堂川	御堂川	54311011	松川	樋沢川			
50111011	日影沢	寺沢川	52113002	六ヶ郷用水	無名	54311012	松川	黒部			
50111012	日影沢	日影沢	計124溪流			54311013	八木沢	鬼沢			
50111013	無名用水	西山沢	須坂建設事務所			54311014	八木沢	八木沢			
50111014	無名用水	寄合沢				須坂市	54311015	八木沢	久保川		
52211001	埴科用水	無名	20711001	八木沢	本郷沢	54311016	八木沢	樽沢川A			
52211002	埴科用水	無名	20711002	八木沢	大谷沢	54311017	八木沢	樽沢川B			
52211003	埴科用水	無名	20711003	百々川	坂田A	54311018	八木沢	水中			
52211004	埴科用水	無名	20711004	百々川	坂田C	54312001	松川	駒場			
52211005	埴科用水	無名	20711005	百々川	坂田B	計68溪流					
52211006	埴科用水	無名	20711006	奈良川	内山沢	中野建設事務所		60111021	千曲川	大洞沢	
52211007	埴科用水	無名	20711007	奈良川	洞入沢	中野市		60111022	千曲川	荒山沢	
52211008	埴科用水	無名	20711008	奈良川	中灰野沢B	21111001	千曲川	入山沢	60111023	千曲川	水梨ノ沢
52211009	埴科用水	無名	20711009	奈良川	中灰野沢C	21111002	千曲川	水ノ入沢	60111024	千曲川	独活沢



## (2)土石流危険渓流一覽表

渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名
60111025	千曲川	独活沢	56111049	三沢川	無名沢	20111050	千曲川	根守沢
60111026	千曲川	本沢川	56111050	伊沢川	寒沢(右支)	20111051	保科川	春山沢1
60111027	千曲川	上今井西沢	56111051	伊沢川	寒沢	20111052	保科川	春山沢2
60111028	千曲川	無名沢	56111052	伊沢川	寒沢(左支)	20111053	保科川	小出沢1
60111029	千曲川	無名沢	56111053	夜間瀬川	伊沢川	20111054	保科川	小出沢2
60112001	斑尾川	東新川	56111054	夜間瀬川	伊沢川(左支)	20111055	保科川	城窪沢1
60112002	千曲川	南深沢	56102001	中津川	大洞沢	20111056	保科川	城窪沢2
60112003	斑尾川	西新川	56102002	中津川	17-14-07	20111057	保科川	在家沢
60112004	斑尾川	長沢川	56112003	倉下川	白沢川	20111058	保科川	蓮花沢
60112005	千曲川	ハサマ沢	56112004	伊沢川	無名沢	20111059	保科川	高岡沢
60112006	千曲川	ハマザ沢	56103001	中津川	無名沢	20111060	保科川	芦窪沢
60112007	斑尾川	替佐沢	56103002	中津川	無名沢	20111061	保科川	保科川1
60112008	斑尾川	穴田沢	56103003	中津川	無名沢	20111062	保科川	保科川2
60112009	斑尾川	毛野川東沢	56103004	雑魚川	無名沢	20111063	保科川	山内沢1
60112010	千曲川	無名沢	計147渓流			20111064	保科川	山内沢2
60113001	千曲川	無名沢	長野建設事務所			20111065	保科川	引沢1
60113002	千曲川	無名沢	長野市			20111066	保科川	引沢2
山ノ内町			20111001	千曲川	姥沢1	20111067	保科川	引沢3
56101001	清津川	外川沢	20111002	千曲川	姥沢2	20111068	保科川	赤野田川
56101002	中津川	17-14-02	20111003	千曲川	岳谷沢	20111069	保科川	赤野田沢
56101003	中津川	17-14-11	20111004	千曲川	矢沢	20111070	保科川	柄沢
56101004	中津川	17-14-10	20111005	千曲川	雁沢川1	20111071	保科川	小成谷沢
56101005	中津川	17-14-08	20111006	千曲川	雁沢川2	20111072	保科川	高下沢1
56101006	中津川	17-14-03	20111007	犀川	蟹沢	20111073	保科川	高下沢2
56101007	中津川	17-14-05	20111008	犀川	椎現沢	20111074	赤野田川	上和田沢
56111008	横湯川	乙見沢・竜王沢	20111009	犀川	滝坂沢	20111075	千曲川	白窪沢1
56111009	横湯川	横湯川	20111010	犀川	佐沢	20111076	千曲川	白窪沢2
56111010	横湯川	横湯川	20111011	犀川	尾平沢	20111077	蛭川	竹ノ沢
56111011	横湯川	笄嘴沢	20111012	犀川	住沢	20111078	蛭川	温泉団地沢1
56111012	横湯川	横湯川	20111013	犀川	マムシ沢	20111079	蛭川	温泉団地沢2
56111013	夜間瀬川	横湯川	20111014	犀川	黄金沢	20111080	蛭川	加賀井沢
56111014	伊沢川	無名沢	20111015	犀川	太田沢	20111081	蛭川	長礼沢
56111015	伊沢川	無名沢	20111016	犀川	寺沢1	20111082	藤沢川	尼殿川1
56111016	夜間瀬川	角間川	20111017	犀川	寺沢2	20111083	藤沢川	尼殿川2
56111017	夜間瀬川	旧道ノ沢(左支)	20111018	裾花川	金山沢	20111084	藤沢川	乙女川1
56111018	夜間瀬川	旧道ノ沢	20111019	裾花川	勝手沢1	20111085	藤沢川	乙女川2
56111019	夜間瀬川	旧道ノ沢(右支)	20111020	裾花川	勝手沢2	20111086	蛭川	藤沢川
56111020	角間川	無名沢	20111021	裾花川	ごんぜん沢	20111087	蛭川	小淵沢
56111021	角間川	湯沢	20111022	裾花川	濁沢1	20111088	蛭川	膳棚沢
56111022	横湯川	無名沢	20111023	裾花川	濁沢2	20111089	蛭川	新谷沢
56111023	横湯川	横沢	20111024	裾花川	茂管沢	20111090	蛭川	小屋の沢
56111024	夜間瀬川	大林ノ沢	20111025	裾花川	堺沢	20111091	蛭川	鞍馬沢
56111025	夜間瀬川	檀沢	20111026	裾花川	往生寺沢	20111092	蛭川	御林沢
56111026	夜間瀬川	萩小又ノ沢	20111027	八幡川	湯福川	20111093	蛭川	水舟沢
56111027	夜間瀬川	吉ノ入沢	20111028	裾花川	大峯沢	20111094	蛭川	馬ノ入沢
56111028	横湯川	無名沢	20111029	浅川	浅川	20111095	蛭川	皆神沢
56111029	夜間瀬川	町東ノ沢	20111030	浅川	上浅川	20111096	神田川	堂ノ入沢
56101030	雑魚川	無名沢	20111031	浅川	本郷沢	20111097	神田川	沢ノロシ沢
56111031	倉下川	小見久保沢	20111032	浅川	尾名沢	20111098	神田川	神田川
56111032	倉下川	無名沢	20111033	浅川	どん沢	20111099	神田川	大日影沢
56111033	倉下川	入赤綿沢	20111034	浅川	駒沢川	20111100	神田川	大嵐沢
56111034	倉下川	倉山ノ沢	20111035	浅川	坂中沢	20111101	神田川	鹿島沢1
56111035	倉下川	無名沢	20111036	浅川	福岡鰻沢	20111102	神田川	うるし沢
56111036	倉下川	倉下川(右支)	20111037	浅川	西条川	20111103	神田川	鹿島沢2
56111037	倉下川	倉下川	20111038	浅川	蚊里田西沢	20111104	千曲川	越沢
56111038	笹川	裏笹川	20111039	浅川	土京川	20111105	千曲川	入沢1
56111039	笹川	笹川	20111040	浅川	深沢川	20111106	千曲川	倉科沢1
56111040	倉下川	無名沢	20111041	浅川	田子川1	20111107	千曲川	倉科沢2
56111041	笹川	裏笹川	20111042	浅川	田子川2	20111108	千曲川	会田沢
56111042	夜間瀬川	大堀沢	20111043	浅川	隈取川	20111109	千曲川	入沢2
56111043	笹川	笹川(左支)	20111044	浅川	吉沢	20111110	千曲川	山裏沢
56111044	笹川	笹川(左支)	20111045	千曲川	温湯沢	20112001	千曲川	鶴萩沢
56111045	夜間瀬川	丸赤ノ沢	20111046	千曲川	裏沢1	20112002	保科川	裏ノ窪沢
56111046	角間川	天が沢	20111047	千曲川	裏沢2	20112003	保科川	持者沢
56111047	角間川	角間沢	20111048	千曲川	裏沢3	20112004	保科川	大成谷沢
56111048	三沢川	三沢川	20111049	千曲川	唐沢	20112005	千曲川	大室沢1
56111049						58711019	小川	よしね入沢2



## (2)土石流危険渓流一覧表

渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名
58711020	小川	下の沢	58411004	八蛇川	地藏久保	21311020	今井川	蕨野沢	21311086	千曲川	田草川
58711021	裾花川	樋口沢	58411005	八蛇川	大入	21311021	蟹沢川	瀬の木沢	21311087	千曲川	田草川
58711022	裾花川	田頭沢	58411006	八蛇川	小林沢	21311022	日光川	五荷川	21311088	千曲川	無名沢
58712001	裾花川	矢崎沢	58411007	八蛇川	西ノ入	21311023	広井川	北条の沢	21311089	千曲川	宮沢川
58712002	裾花川	しもいでり沢	58411008	八蛇川	樋ノ入	21311024	広井川	五束川	21311090	千曲川	水頭
58712003	裾花川	おさで沢	58411009	八蛇川	呑水沢2	21311025	広井川	柳沢川	21311091	千曲川	深沢北沢
58712004	小川	失平沢	58411010	八蛇川	裏ノ沢	21311026	広井川	横吹沢	21311092	千曲川	深沢西沢
58712005	小川	牧川沢	58411011	八蛇川	八蛇川	21311027	広井川	北谷	21311093	千曲川	境川
58712006	小川	サソウ沢	58411012	八蛇川	滝の沢1	21311028	広井川	ミロフジ川	21312001	千曲川	和水西沢
58713001	小川	別府沢	58411013	八蛇川	滝の沢2	21311029	広井川	ミロフジ川	21312002	千曲川	西の沢
58713002	天神川	鳶沖沢	58411014	八蛇川	霊仙寺山	21311030	広井川	小境沢	21312003	出川	羽広山北沢
58713003	天神川	中川沢	58411015	八蛇川	上ノ平	21311031	千曲川	柏尾沢	21312004	千曲川	無名沢
58713004	天神川	塩尻沢	58411016	滝沢川	ソブ川	21311032	千曲川	笹沢	21312005	千曲川	無名沢
58713005	天神川	平床沢	58411017	滝沢川	樽川	21311033	千曲川	門久沢	21312006	黒井川	土橋沢
58713006	天神川	白菅沢	58411018	鳥居川	小玉沢	21311034	千曲川	門久沢	21312007	黒井川	土橋北沢
58713007	天神川	平床前沢	58412001	八蛇川	カンバ山	21311035	千曲川	無名沢	21312008	黒井川	土橋北沢
58713008	天神川	むなし沢	58511001	千曲川	島田沢	21311036	樽川	烏沢	21312009	黒井川	土橋北沢
信濃町			58511002	斑尾川	町沢	21311037	千曲川	福島西沢	21312010	千曲川	無名沢
58311001	鳥居川	大沢	58511003	斑尾川	中峰沢	21311038	千曲川	神戸西沢	21312011	千曲川	無名沢
58311002	鳥居川	屏風沢	58511004	斑尾川	京楽沢1	21311039	千曲川	福島南沢	21312012	千曲川	内野沢
58311003	鳥居川	北信沢	58511005	斑尾川	京楽沢2	21311040	千曲川	福島南沢	21312013	松田川	間方沢
58311004	鳥居川	大井沢1	58511006	斑尾川	京楽沢3	21311041	千曲川	神戸沢	21312014	松田川	無名沢
58311005	鳥居川	大井沢2	58511007	斑尾川	若宮沢1	21311042	千曲川	無名沢	21312015	松田川	滝の脇沢
58311006	鳥居川	殿沢1	58511008	千曲川	土橋沢	21311043	千曲川	無名沢	21312016	松田川	無名沢
58311007	鳥居川	殿沢2	58511009	千曲川	入之沢1	21311044	千曲川	無名沢	21312017	松田川	濁池西沢
58311008	薬研沢	薬研沢1	58511010	千曲川	入之沢2	21311045	広井川	顔戸川	21312018	松田川	濁池南沢
58311009	薬研沢	薬研沢2	58511011	千曲川	大久保沢	21311046	広井川	黒岩川	21312019	松田川	無名沢
58311010	赤川	赤川	58511012	斑尾川	若宮沢2	21311047	広井川	黒岩川	21312020	松田川	湧井北沢
58311011	池尻川	瑞穂沢1	58512001	斑尾川	前坂沢	21311048	広井川	中曹根沢	21312021	松田川	湧井東沢
58311012	池尻川	上山桑沢	58512002	斑尾川	湯河原沢	21311049	広井川	中曹根西沢	21312022	松田川	池尻川
58311013	池尻川	駒爪沢	58512003	斑尾川	若宮沢3	21311050	広井川	中条北沢	21312023	松田川	池尻川
58311014	次郎善川	次郎善川	58512004	斑尾川	戸谷沢	21311051	広井川	滝沢川	21312024	松田川	湧井南沢
58311015	関川	高沢	58512005	斑尾川	野田沢	21311052	広井川	中条川	21312025	松田川	湧井西沢
58311016	関川	柄山川	58513001	斑尾川	芋川日向沢1	21311053	松田川	松倉沢	21312026	皿川	大川東沢
58311017	関川	古海川	58513002	斑尾川	芋川日向沢2	21311054	松田川	中谷沢	21312027	皿川	皿川
58311018	古海川	袴岳川	58513003	斑尾川	芋川日向沢3	21311055	松田川	無名沢	21312028	皿川	藤の木南沢
58311019	古海川	内の巻川1	58513004	斑尾川	芋川日向沢4	21311056	松田川	滝の入沢	21312029	清川	無名沢
58311020	古海川	内の巻川2	58513005	斑尾川	芋川日向沢5	21311057	松田川	濁池沢	21312030	樽川	山岸西沢
58311021	古海川	花ヶ入川1	58513006	斑尾川	溝口沢	21311058	広舟川	上新田沢	21312031	清川	無名沢
58311022	古海川	花ヶ入川2	58513007	斑尾川	中村沢	21311059	広舟川	上新田南沢	21313001	野々海川	無名沢
58311023	古海川	毛見沢	58513008	斑尾川	東柏原沢	21311060	皿川	藤の木沢	21313002	寒川	無名沢
58311024	関川	本道川	58513009	斑尾川	奈良本沢	21311061	皿川	藤の木西沢	21313003	寒川	無名沢
58311025	関川	大本道川	58513010	鳥居川	清水窪沢	21311062	皿川	日影沢	21313004	出川	無名沢
58311026	池尻川	長範川	58513011	鳥居川	釜淵沢	21311063	千曲川	神明沢	21313005	千曲川	無名沢
58311027	池尻川	矢保利沢		計289渓流		21311064	千曲川	山の湯沢	21313006	千曲川	無名沢
58311028	池尻川	野尻沢		飯山建設事務所		21311065	千曲川	金山沢	21313007	千曲川	無名沢
58311029	池尻川	半坂川		飯山市		21311066	千曲川	無名沢	21313008	皿川	無名沢
58311030	池尻川	菅川	21311001	千曲川	西大滝北沢	21311067	千曲川	無名沢	21313009	皿川	無名沢
58311031	池尻川	富濃沢	21311002	千曲川	西大滝沢	21311068	清川	又力川	21313010	皿川	無名沢
58311032	池尻川	滝沢1	21311003	千曲川	沢田	21311069	清川	堂平東沢	21313011	皿川	無名沢
58311033	鳥居川	滝沢2	21311004	千曲川	矢捨沢	21311070	清川	無名沢	21313012	皿川	無名沢
58311034	鳥居川	スルギ川	21311005	千曲川	柄山沢	21311071	清川	堂平沢	21313013	松田川	無名沢
58311035	鳥居川	荒瀬原沢1	21311006	千曲川	桑名川	21311072	千曲川	無名沢	21313014	皿川	無名沢
58311036	鳥居川	荒瀬原沢2	21311007	出川	北出川	21311073	樽川	山岸東沢	21313015	清川	無名沢
58311037	鳥居川	土橋川	21311008	千曲川	和水北沢	21311074	樽川	山岸沢			
58311038	池尻川	腰川	21311009	出川	南出川	21311075	樽川	吉沢	56211001	樽川	糠塚大川
58311039	鳥居川	成佛沢	21311010	千曲川	羽広山西沢	21311076	樽川	其綿沢	56211002	樽川	小樽川
58311040	鳥居川	赤坂川	21311011	千曲川	羽広山西沢	21311077	樽川	其綿沢	56211003	馬曲川	戸立沢
58311041	鳥居川	大平沢	21311012	黒井川	黒川	21311078	樽川	タカフジ沢	56211004	馬曲川	三ノ沢
58312001	池尻川	瑞穂沢2	21311013	黒井川	殿入川	21311079	樽川	タカフジ沢	56211005	馬曲川	上千石沢
58312002	池尻川	宮沢	21311014	千曲川	滝の沢	21311080	樽川	南吉沢	56211006	馬曲川	大沢
58312003	鳥居川	浦小沢	21311015	黒井川	下村南沢	21311081	樽川	ニシクボ沢	56211007	樽川	北部谷沢
飯綱町			21311016	運上川	運上川	21311082	千曲川	無名沢	56211008	馬曲川	日向林ノ沢
58411001	八蛇川	東窪	21311017	足上川	温井沢	21311083	清川	堂平北沢	56211009	樽川	南部谷沢
58411002	八蛇川	大平	21311018	足上川	温井南沢	21311084	清川	北畑沢	56211010	樽川	小樽川
58411003	八蛇川	高山	21311019	今井川	今井川	21311085	千曲川	無名沢	56211011	樽川	西小路沢

## (2)土石流危険渓流一覽表

渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名
56211012	樽川	内山北沢	60211012	千曲川	橋場川	44111028	犀川	六地藏沢	44311045	保福寺川	山前沢
56211013	樽川	和栗沢	60211013	千曲川	越山沢	44112001	犀川	半沢	44311046	保福寺川	上赤怒田沢
56211014	樽川	内山川	60211014	千曲川	榎沢	44112002	潮沢川	小芹沢	44311047	保福寺川	和平沢
56211015	樽川	長光寺沢	60201015	志久見川	16-15-08	44112003	潮沢川	山中	44311048	保福寺川	白張沢
56211016	樽川	大洞	60201016	志久見川	16-15-07	44112004	潮沢川	権現沢2	44311049	保福寺川	新切沢
56211017	樽川	長光寺沢	60211017	千曲川	無名沢	44112005	潮沢川	梨子沢	44311050	保福寺川	棚嵐沢
56211018	樽川	稲荷沢	60211018	千曲川	無名沢	44112006	潮沢川	俵原沢	44311051	保福寺川	上手沢
56211019	樽川	樽川	60211019	千曲川	大巻川	44112007	潮沢川	矢下沢	44311052	保福寺川	城ノ沢
56211020	千曲川	無名沢	60211020	千曲川	大巻川	44112008	潮沢川	池桜沢	44311053	保福寺川	矢室沢
56211021	樽川	坂口沢	60211021	大巻川	西大巻川	44112009	潮沢川	日向沢	44311054	保福寺川	刈谷原沢
56211022	樽川	山岸沢	60211022	大巻川	月丘沢	44112010	潮沢川	瓜ヶ久保沢	44311055	保福寺川	みずみ沢
56211023	樽川	キチガ沢	60211023	大巻川	無名沢	44112011	会田川	深沢	44311056	保福寺川	板場沢
56211024	千曲川	無名沢	60211024	大巻川	無名沢	44112012	会田川	淡岩沢	44312001	潮沢川	木楽沢
56211025	千曲川	無名沢	60201025	志久見川	16-15-01	44112013	犀川	杵沢	44312002	会田川	堂平沢
56211026	樽川	吉川沢	60201026	志久見川	16-15-02	44112014	犀川	都合沢	44312003	会田川	滝ノ沢
56211027	樽川	吉川沢	60201027	志久見川	美座川	44113001	潮沢川	海道沢	44312004	会田川	小屋沢
56211028	樽川	吉川沢	60201028	志久見川	松の木沢	44113002	潮沢川	庄部沢	44312005	会田川	洞沢
56211029	樽川	吉川沢	60201029	志久見川	天代川	44113003	潮沢川	淀ヶ沢	44312006	会田川	岩殿沢
56212001	馬曲川	馬曲川	60201030	中津川	16-14-01	44113004	潮沢川	木下ノ沢	44312007	会田川	柳川原沢
56212002	馬曲川	柳入沢	60201031	中津川	小赤沢川	44113005	犀川	吹沢	44312008	会田川	会吉大沢2
56212003	馬曲川	猿ヶ沢	60201032	中津川	16-14-04	44113006	犀川	木沢	44312009	会田川	会吉大沢
56212004	樽川	千ノ平沢	60201033	中津川	16-14-03	松本市			44312010	会田川	馬舟沢
56212005	樽川	無名沢	60212001	千曲川	無名沢	44311001	会田川	相沢	44312011	会田川	塩沢
野沢温泉村			60212002	千曲川	無名沢	44311002	会田川	井刈沢	44312012	矢久川	天道入沢
56311001	千曲川	野沢	60212003	千曲川	東白鳥川	44311003	会田川	山屋沢	44312013	矢久川	西ノ入沢
56311002	池沢川	池ノ沢	60212004	千曲川	無名沢	44311004	会田川	落水沢	44312014	矢久川	山ノ入沢
56311003	千曲川	中の沢	60212005	千曲川	無名沢	44311005	会田川	大平沢	44312015	矢久川	覆盆沢
56311004	千曲川	中の沢	60212006	大巻川	西越輪沢	44311006	会田川	西ノ入沢	44312016	保福寺川	あいよし沢
56311005	千曲川	無名沢	60212007	千曲川	無名沢	44311007	会田川	宮ノ入沢	44312017	保福寺川	志にゅう沢
56311006	千曲川	日向ノ沢	60212008	千曲川	東天地沢	44311008	会田川	岩井堂沢	44312018	保福寺川	みそ入沢
56311007	千曲川	日向ノ沢	60212009	北野川	無名沢	44311009	会田川	知見寺沢	44312019	保福寺川	八幡沢
56311008	から沢川	から沢	60202010	志久見川	16-15-04	44311010	会田川	足ノ入沢	44312020	保福寺川	入ヶ沢
56311009	から沢川	から沢	60203001	北野川	無名沢	44311011	会田川	十二沢	44312021	保福寺川	小がち沢
56311010	千曲川	虫生西沢	60203002	北野川	無名沢	44311012	会田川	大門沢	44312022	保福寺川	商人沢
56311011	千曲川	無名沢	60203003	北野川	無名沢	44311013	会田川	八太郎沢	44312023	保福寺川	月沢
56311012	千曲川	無名沢	60203004	松沢川	無名沢	44311014	会田川	両瀬沢	44312024	保福寺川	天神沢
56311013	湯沢川	滝の沢	計250渓流			44311015	会田川	孫見沢	44312025	保福寺川	淀ヶ沢
56311014	湯沢川	湯沢	犀川砂防事務所			44311016	会田川	土沢	44312026	保福寺川	西ノ沢
56311015	湯沢川	本沢	安曇野市			44311017	会田川	東土沢	44312027	保福寺川	かつら沢
56311016	湯沢川	本沢	44111001	犀川	宮沢	44311018	会田川	西沢	44312028	保福寺川	唐沢
56311017	赤滝川	柄沢	44111002	潮沢川	権現沢	44311019	会田川	梨ノ木沢	44312029	会田川	三コ沢
56311018	湯沢川	上湯沢	44111003	潮沢川	荻の久保沢	44311020	会田川	ヒロゴ沢	44312030	会田川	陣笠沢
56311019	湯沢川	中湯沢	44111004	潮沢川	ビヤ沢	44311021	会田川	権現沢	44312031	会田川	倉掛沢
56311020	湯沢川	下湯沢	44111005	潮沢川	松留沢	44311022	会田川	原山川	44312032	会田川	倉掛
56311021	赤滝川	赤滝沢	44111006	会田川	堂ノ沢	44311023	会田川	堂沢	44312033	会田川	麻生沢
56311022	千曲川	西木落ノ沢	44111007	会田川	大浦沢	44311024	会田川	水上沢	44312034	会田川	矢の沢
56311023	湯沢川	坪山沢	44111008	犀川	かかとの山沢	44311025	会田川	矢久川	44313001	会田川	小部屋沢
56311024	湯沢川	無名沢	44111009	犀川	鶴目沢	44311026	会田川	かなざる沢川	44313002	会田川	富士塚沢
56311025	赤滝川	無名沢	44111010	犀川	尻無沢	44311027	会田川	梓沢川	44313003	会田川	テラバサマ沢
56313001	千曲川	無名沢	44111011	犀川	尾敷沢	44311028	会田川	小胡桃沢	44313004	会田川	矢室
56313002	千曲川	無名沢	44111012	犀川	小倉沢	44311029	会田川	茂たい沢	44313005	会田川	小屋ノ入沢
56313003	千曲川	無名沢	44111013	犀川	奥沢	44311030	矢久川	大がろう沢	44313006	会田川	大梨沢
56313004	千曲川	無名沢	44111014	高瀬川	押出沢	44311031	矢久川	山住沢	44313007	会田川	笹沢
56313005	千曲川	無名沢	44111015	高瀬川	上手木戸沢	44311032	会田川	召田	44313008	会田川	クネ沢
栄村			44111016	高瀬川	ちやがら沢	44311033	会田川	堂沢	44313009	会田川	鍋沢
60211001	千曲川	無名沢	44111017	高瀬川	尾木沢	44311034	会田川	くるみ沢	44313010	会田川	十二
60211002	千曲川	沢入の沢	44111018	高瀬川	堂ノ沢2	44311035	保福寺川	ウドの沢	44313011	会田川	輪知場沢
60211003	千曲川	無名沢	44111019	高瀬川	宮沢2	44311036	保福寺川	孫八沢	44313012	会田川	大赤石沢
60211004	千曲川	二股川	44111020	犀川	沢入沢	44311037	保福寺川	裏ノ沢	44313013	会田川	赤石沢
60211005	千曲川	阿そう沢	44111021	犀川	宮沢3	44311038	保福寺川	ほう木沢	44313014	会田川	蝮沢
60211006	千曲川	柳沢	44111022	犀川	明場沢	44311039	保福寺川	仏沢	44313015	会田川	十二2
60211007	千曲川	大久保沢	44111023	犀川	高鼻沢	44311040	保福寺川	大田沢	44313016	会田川	十二3
60211008	千曲川	ナニ沢	44111024	犀川	密ヶ沢	44311041	保福寺川	茸沢	44313017	会田川	十二4
60211009	千曲川	白鳥川	44111025	犀川	深見沢	44311042	保福寺川	三峰沢	44313018	会田川	十二5
60211010	白鳥川	西白鳥川	44111026	犀川	寺沢	44311043	保福寺川	押ヶ沢	44313019	会田川	中尾沢
60211011	白鳥川	西白鳥川	44111027	犀川	池の沢	44311044	保福寺川	金山沢	44313020	会田川	小沢沢

## (2)土石流危険渓流一覧表

渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名
筑北村			44711006	永井川	生金川	48111009	高瀬川	権現沢
44411001	東条川	くろみ沢	44711007	安坂川	寺入沢	48111010	高瀬川	金草沢
44411002	東条川	小塚原沢	44711008	安坂川	矢の口川	48111011	高瀬川	秋葉山沢
44411003	東条川	坪川沢	44711009	安坂川	豊沢川	48111012	高瀬川	塩沢
44411004	小仁熊川	八木川	44711010	麻績川	駒形沢	48111013	高瀬川	湯沢
44411005	別所川	八木沢	44711011	麻績川	玉根沢	48111014	高瀬川	堀の沢
44411006	別所川	大門川	44711012	麻績川	水無川	48111015	高瀬川	北滝沢
44411007	麻績川	南沢	44711013	安坂川	細川沢	48111016	高瀬川	柳沢
44411008	麻績川	乱橋川	44711014	安坂川	桂石川	48111017	高瀬川	堀ノ沢
44411009	麻績川	立峠沢	44711015	安坂川	中尾沢川	48111018	高瀬川	滝ノ沢
44411010	麻績川	滝ノ沢	44711016	安坂川	五輪堂川	48111019	高瀬川	小沢
44411011	別府川	八塚沢	44711017	安坂川	湯沢川	48111020	高瀬川	黒沢
44412001	東条川	栃平沢	44711018	安坂川	草湯川	48111021	高瀬川	雑ヶ沢
44412002	東条川	ムジナヤ沢	44711019	安坂川	長楽沢	48111022	高瀬川	山ノ神沢
44412003	東条川	黒沢	44712001	安坂川	細川沢	48111023	高瀬川	前ヶ沢
44412004	東条川	大沢新田	44712002	安坂川	根甲川	48111024	高瀬川	彦沢
44412005	東条川	大洞沢	44712003	安坂川	高萩沢	48111025	高瀬川	鶴山沢
44412006	東条川	立川(南)	44712004	安坂川	裏沢	48111026	高瀬川	水戸沢
44511001	麻績川	棚原沢	44712005	安坂川	大平川	48111027	高瀬川	篝沢
44511002	麻績川	堤沢	44712006	安坂川	本沢川	48111028	高瀬川	イラ沢
44511003	麻績川	沢谷沢	44712007	東条川	入山川	48111029	高瀬川	南ヶ沢2
44511004	麻績川	青柳沢	44712008	安坂川	氷室川	48111030	高瀬川	南ヶ沢
44511005	麻績川	沢田沢	44712009	安坂川	横走川	48111031	高瀬川	日向沢
44511006	麻績川	中村沢川	44712010	安坂川	漸々沢	大町市		
44511007	東条川	刈谷沢川	44712011	安坂川	宮沢川	48311001	金熊川	大平沢
44511008	別所川	日影沢	44712012	麻績川	追沢川	48311002	犀川	布宮沢
44512001	麻績川	小滝沢川	生坂村			48311003	犀川	大洞沢
44512002	麻績川	樋乗沢	44811001	麻績川	宮沢	48311004	犀川	上籠沢
44512003	東条川	苦竹沢	44811002	犀川	田ノ入沢	48311005	犀川	宮沢
44512004	別所川	宇洞沢	44811003	犀川	樋ノ口沢	48312001	金熊川	宮沢2
44512005	別所川	明日沢	44811004	犀川	梶原沢	48312002	金熊川	上籠沢
44512006	別所川	萱蒲沢	44811005	犀川	田ノ入沢2	48312003	金熊川	小松尾沢
44512007	別所川	西ノ入沢	44811006	犀川	箱柿沢	48312004	金熊川	小松尾南沢
麻績村			44811007	池沢	八重沢	48312005	金熊川	満仲沢
44611001	麻績川	桂川	44811008	犀川	大林沢	48312006	金熊川	満仲沢2
44611002	麻績川	ワラビ沢	44811009	犀川	大林沢2	48312007	犀川	中の沢
44611003	麻績川	東沢	44811010	犀川	大道上	計320渓流		
44611004	麻績川	耳狭間沢	44811011	犀川	大池沢	姫川砂防事務所		
44611005	麻績川	松倉川	44811012	犀川	入ノ沢	白馬村		
44611006	麻績川	吉田川	44811013	犀川	荻ノ洞沢	48511001	姫川	通沢
44611007	麻績川	吉田川2	44811014	犀川	小立野(南)	48511002	姫川	馬捨沢
44611008	麻績川	千草川	44811015	犀川	宮沢	48511003	姫川	西東原沢
44611009	麻績川	西ノ沢	44811016	犀川	袖沢	48511004	峰方沢	一の倉沢
44611010	麻績川	芦沢川	44811017	犀川	梶本沢	48511005	姫川	峰方沢
44611011	麻績川	山の神沢	44811018	犀川	宮ノ沢	48511006	姫川	本村沢
44611012	麻績川	西沢川	44811019	金熊川	北会沢	48511007	姫川	藤平沢
44611013	麻績川	西沢川2	44811020	犀川	柳久保沢	48511008	谷地川	白崩沢
44611014	麻績川	北山	44811021	犀川	湯ノ入沢	48511009	谷地川	田頭沢
44611015	麻績川	上町	44811022	犀川	北ノ沢	48511010	谷地川	海道沢
44611016	麻績川	舟窪沢川	44812001	犀川	大原沢	48511011	谷地川	白沢
44611017	麻績川	林沢	44812002	犀川	塩田沢	48511012	谷地川	栃ノ木沢
44611018	宮川	上平	44812003	犀川	本御堂沢	48511013	谷地川	どうろく東沢
44611019	麻績川	市ノ川	44812004	犀川	菅野沢	48511014	谷地川	どうろく西沢
44611020	麻績川	夜舟川	44812005	犀川	佃田沢	48511015	内山沢	北内山沢
44611021	麻績川	宮本	44812005	犀川	日岐(西)	48511016	内山沢	内山沢
44611022	麻績川	室沢川	44812007	金熊川	寺沢	48511017	内山沢	太郎沢
44611023	麻績川	オンボ入沢	44812008	金熊川	城ノ沢	48511018	内山沢	南太郎沢
44611024	麻績川	東沢	池田町			48511019	姫川	長見山沢
44611025	麻績川	柳田沢	48111001	高瀬川	花岡沢	48511020	姫川	鳴沢
44612001	麻績川	宮川	48111002	高瀬川	カニ沢	48511021	姫川	屋城沢
筑北村			48111003	高瀬川	くぼ沢	48511022	姫川	びゃくぼ沢
44711001	麻績川	山崎川	48111004	高瀬川	郷石原沢	48511023	姫川	滝沢川
44711002	麻績川	山秋沢	48111005	高瀬川	南岡沢	48511024	姫川	城の入沢
44711003	麻績川	古池沢川	48111006	高瀬川	熊野沢	48511025	姫川	オオバ様沢
44711004	麻績川	中ノ入沢	48111007	高瀬川	熊ノ沢	48511026	姫川	北山沢
44711005	安坂川	熊ノ入沢	48111008	高瀬川	水頭沢	48511027	姫川	月夜沢
48511028	犬川	犬川	48511029	犬川	夕ガ沢	48511030	犬川	南沢
48511031	平川	矢崎山沢	48511032	平川	境沢	48511033	大瀬川	かじか沢
48511034	大瀬川	清水沢	48511035	大瀬川	中畔沢	48511036	大瀬川	大瀬川
48511037	大瀬川	咲花沢	48511038	姫川	北股入沢	48511039	楠川	西山沢
48511040	姫川	赤沢	48511041	姫川	楠川	48511042	姫川	清水沢川
48511043	姫川	一本木沢	48512002	菅沢	沢尻沢	48512003	姫川	神城沢
48512004	内山沢	東子安沢	48512005	内山沢	大平沢	48512006	内山沢	大平南沢
48512007	大瀬川	黒豆沢	48512008	大瀬川	みそら野沢	48512009	楠川	岩岳沢
48512010	楠川	岩岳山沢	48512011	楠川	西通下沢	48512012	姫川	西通上沢
48512013	姫川	一の沢	48513001	姫川	北堀之内沢	48513002	谷地川	南谷地沢
48513003	谷地川	日影沢	48513004	谷地川	大左右沢	48513005	谷地川	南日影沢
48513006	谷地川	東日影沢	48513007	内山沢	北子安沢	48513008	大瀬川	
48513009	姫川		48513010	楠川		48513011	楠川	
48513012	楠川		48513013	姫川		48611001	姫川	戸沢
48611002	姫川	白井沢	48611003	姫川	濁沢	48611004	姫川	光明沢
48611005	中谷川	黒倉西の沢	48611006	中谷川	西の沢	48611007	姫川	清水山沢
48611008	中谷川	耳尾沢	48611009	姫川	千沢	48611010	中谷川	宮沢
48611011	中谷川	稲葉沢	48611012	中谷川	かくれ沢	48611013	中谷川	黒木沢
48611014	中谷川	十二沢	48611015	姫川	杉山沢	48611016	姫川	大足沢
48611017	姫川	くるみ沢	48611018	姫川	宮ノ尻沢	48611019	姫川	南黒川沢
48611020	姫川	鬼の沢	48611021	姫川	はんのき沢	48611022	松沢	梅池沢
48611023	姫川	若葉沢	48611024	姫川	黒川沢			

(2)土石流危険渓流一覧表

渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名	渓流番号	河川名	渓流名
48611025	姫川	黒川沢川	20111536	犀川	久保沢	48413009	金熊川	川下沢	58812012	土尻川	初引沢
48611026	黒沢川	北里見沢	20111537	犀川	蟹沢	48413010	金熊川	日影沢一	58813001	土尻川	北畑沢
48611027	姫川	日かけ沢	20111538	聖川	小田原沢	48413011	金熊川	日影沢二	58813002	土尻川	露畑沢
48611028	姫川	唐沢	20112501	犀川	滝沢	48413012	金熊川	日影沢三	58813003	土尻川	おちあい沢
48611029	姫川	日土沢	20112502	土尻川	大安寺沢	信州新町			58813004	土尻川	横峰一沢
48611030	姫川	堂の沢	20112503	犀川	下平沢	58111001	犀川	切久保沢	58813005	土尻川	横峰二沢
48611031	姫川	白土沢	20112504	聖川	山田沢	58111002	犀川	小追沢	58813006	土尻川	横峰三沢
48611032	姫川	七滝沢	20112505	聖川	戸口沢	58111003	犀川	中尾沢(東)	58813007	土尻川	日影沢
48611033	姫川	小雪倉沢	20112506	聖川	平林沢	58111004	太田川	千原田川	中条村		
48611034	姫川	大雪倉沢	20112507	聖川	小日向沢	58111005	犀川	菅沼沢	58911001	土尻川	梅木新井沢
48611035	姫川	淀沢	20112508	聖川	小桜沢	58111006	太田川	曲尾沢	58911002	土尻川	梅木沢
48611036	姫川	南池原沢	20112509	聖川	大森沢	58111007	犀川	荒沢(東)	58911003	土尻川	梅木沢
48611037	姫川	ガン沢	20113501	犀川	古間沢	58111008	犀川	穂刈沢	58911004	土尻川	五十里沢
48611038	姫川	土沢川	20113502	聖川	大森一沢	58111009	犀川	ろんで沢	58911005	土尻川	梨木沢
48611039	姫川	唐沢	20113503	聖川	大森二沢	58111010	犀川	大原沢	58911006	土尻川	刈宿沢
48611040	姫川	塩坂沢	20113504	聖川	大森三沢	58111011	犀川	力二沢	58911007	土尻川	清水沢
48611041	姫川	北湯原沢	20113505	聖川	大森四沢	58111012	犀川	南沢	58911008	刈宿川	古沢
48612001	姫川	松本沢	20113506	聖川	大森五沢	58111013	犀川	日名沢	58911009	土尻川	刈宿沢
48612002	中谷川	木戸沢	50211001	犀川	米田和沢	58111014	犀川	金見沢	58911010	刈宿川	矢沢
48612003	中谷川	日春間沢	50211002	犀川	川口沢	58111015	犀川	内入沢	58911011	土尻川	桂沢
48612004	中谷川	田中沢	50211003	犀川	日合沢	58111016	当信川	芝原沢	58911012	土尻川	堀沢
48612005	姫川	伊折沢	50211004	犀川	滝ノ沢	58111017	犀川	橋木沢	58911013	土尻川	谷沢
48612006	姫川	立屋沢	50211005	犀川	大岡沢	58111018	犀川	橋木沢	58912001	土尻川	念仏寺沢
48612007	姫川	ヌケ沢	50211006	犀川	平沢二	58111019	犀川	川久保沢	58912002	梅木川	小手屋沢
48612008	姫川	なめし沢	50211007	犀川	平沢	58111020	犀川	切久保沢	58912003	梅木川	下古沢沢
48612009	姫川	塩沢	50212001	犀川	鳴沢	58112001	犀川	舞台沢	58912004	犀川	上長井沢
48612010	姫川	湯原沢	50212002	犀川	根越沢	58112002	犀川	久保沢	58913001	土尻川	滝沢
48612011	姫川	真木沢	50212003	佃見沢	佃見沢(支流)	58112003	犀川	出沢	58913002	土尻川	土洗沢
		計120渓流	50212004	犀川	白井沢	58112004	犀川	中尾沢(西)	58913003	土尻川	角井沢
	<b>土尻川砂防事務所</b>		50212005	犀川	中川沢	58112005	太田川	八重越沢			計192渓流
	長野市		50213001	犀川	代沢	58112006	太田川	大河沢			合計5912渓流
			50213002	犀川	御林川	58112007	太田川	山秋沢			
						58112008	犀川	小池沢			(注1) 印については、砂防法
						58112009	太田川	蟻之尾沢			第2条による砂防指定地のある
						58112010	犀川	栃の木沢			渓流
						58112011	犀川	坂井沢			
						58112012	犀川	原沢			(注2) 渓流番号については上3
						58112013	犀川	高萩沢			桁が市町村コード、上4桁目が
						58112014	犀川	水の沢			直轄・県区分(0が直轄、1が
						58113001	犀川	慌平沢			県)、上5桁目が危険渓流区分
						58113002	犀川	深間沢			(1が、2が、3が)、下3桁
						58113003	犀川	大月沢			が渓流番号
						58113004	犀川	高合沢一			
						58113005	犀川	高合沢二			
						58811001	土尻川	月夜平沢			
						58811002	土尻川	中尾沢			
						58811003	土尻川	合沢			
						58811004	土尻川	萩野久保沢			
						58811005	土尻川	島田沢			
						58811006	土尻川	川上沢			
						58811007	瀬戸川	片岡沢			
						58811008	土尻川	塩沢・栗尾沢			
						58811009	土尻川	尾根山沢			
						58811010	土尻川	日影沢			
						58812001	土尻川	薬師沢			
						58812002	土尻川	二反田沢			
						58812003	土尻川	中村沢			
						58812004	土尻川	十二倉沢			
						58812005	瀬戸川	下甘越沢			
						58812006	土尻川	瀬戸川			
						58812007	瀬戸川	中山沢			
						58812008	瀬戸川	馬曲沢			
						58812009	土尻川	野間沢・季平沢			
						58812010	土尻川	青刈沢			
						58812011	土尻川	絹張沢			

## 資料31-13 砂防指定地

(令和2年3月31日現在)

水系名	か所数	面積
信濃川	1,586	30,460.37 ha
天竜川	745	6,638.25
木曾川	189	15,379.99
姫川	329	3,011.26
関川	10	46.60
矢作川	22	41.60
利根川	-	-
富士川	30	217.69
計	2,911	55,795.76

資料31-14 排水機場（農政部関係）

（令和3年4月1日現在）

排水機場名	所在地	排水機の仕様			排水河川
		口径 (mm)	台数 (基)	排水量 (m <sup>3</sup> /s)	
生 萱	千曲市生萱	900	2	3.7	沢山川
五 十 里 川	千曲市雨宮	1,500	1	7.0	沢山川
		1,000	1		
鳴 海	千曲市土口	800	1	1.3	沢山川
大 堰	千曲市雨宮	800	2	2.4	沢山川
起 返	千曲市雨宮	2,100	2	2.6	沢山川
塩 崎	長野市塩崎	800	2	2.5	浄信寺川
小 森 第 1	長野市小森	1,500	3	17.0	千曲川
小 森 第 2	長野市東福寺	600	2	1.5	千曲川
西 寺 尾 第 1	長野市西寺尾	600	2	1.4	千曲川
西 寺 尾 第 2	長野市西寺尾	700	2	1.7	千曲川
清 野	長野市清野	1,000	1	3.8	千曲川
		700	1		
小 島 田	長野市小島田	1,300	1	4.3	千曲川
真 島	長野市真島	1,300	2	8.6	千曲川
前 川	長野市大室	700	2	1.8	千曲川
音 無 川	長野市大室	700	1	0.9	千曲川
牛 島	長野市川田	800	2	3.0	赤野田川
牛 島 第 2	長野市川田	900	2	3.8	保科川
蓮 生 寺	長野市川田	600	1	0.7	千曲川
屋 島	長野市屋島	1,000	2	4.8	千曲川
柳 原	長野市柳原	1,800	3	23.0	千曲川
福 島	須坂市福島	1,000	3	7.0	千曲川
福 島 北	須坂市中島	1,000	2	5.5	千曲川
		700	1		
中 島	須坂市中島	250	1	1.4	百々川
		800	1		
相 之 島	須坂市相之島	1,350	2	10.0	八木沢
		900	1		
相 之 島 第 2	須坂市相之島	2,000	1	10.0	千曲川
長 沼	長野市赤沼	1,350	1	16.5	浅川
		1,500	1		
		1,200	1		
		1,500	1		
大 道 橋	長野市豊野	350	1	0.2	浅川
浅 川	小布施町吉島	1,800	2	14.0	千曲川
浅 川 第 2	小布施町吉島	2,000	3	30.0	千曲川
木 島 第 1	飯山市木島	1,100	3	7.8	千曲川
木 島 第 2	飯山市木島	700	2	2.1	樽川
戸 那 子	木島平村穂高	1,000	3	6.6	樽川
橋 木	長野市信州新町日原	300	2	0.2	犀川
大 原	長野市信州新町日原	300	2	2.4	犀川
日 名	長野市信州新町日原	250	1	0.1	犀川
計	35 機場				

本表の排水機場の受益地は、風水害対策編 第2章 第1節 第3の2(2)ア(ア)d(n)に記載の「低・湿地地域」と見なす。

資料 31-15 建築基準法による災害危険区域

(令和2年4月1日現在)

指 定 区 域		指定年月日	区 分
1	佐久市御馬寄二号	S49.10.11	急傾斜
2	南佐久郡北相木村川又	S49. 1.10	急傾斜
3	南佐久郡南相木村祝平	S51. 2. 9	急傾斜
4	飯田市芋平	S51. 2. 9	地すべり
5	飯田市南信濃小嵐	S51.12.23	地すべり
6	飯田市南信濃小瀬戸	S51.12.23	急傾斜
7	長野市豊野町大倉	S49.10.11	急傾斜
8	長野市鬼無里古在家	S49.12. 5	地すべり
9	長野市七二会倉並	S51.12.23	地すべり
10	中野市壁田西之台	H20.4.1 (H23.4.1 変更)	出水

根拠) 建築基準法第 39 条第 1 項

## 長野県災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書

長野県(以下「甲」という。)と社会福祉法人長野県社会福祉協議会(以下「乙」という。)は、長野県地域防災計画に基づき、福祉救援県本部による『長野県災害ボランティアセンター』(以下「県センター」という。)の設置・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、長野県内で災害が発生した場合に、災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、県センターの設置・運営について、甲及び乙の役割分担等について定めるものとする。

### (県の責務)

第2条 甲は、災害ボランティア活動が被災地の早期復旧・復興において重要な役割を担うことを認識し、ボランティア活動支援を行う県センターが確実に機能するための措置を講じるとともに、県地域防災計画に基づく県の対策を適切に実施する責務を有する。

### (情報共有)

第3条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、災害ボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の支援に資する情報を速やかに共有する。

### (県センターの設置)

第4条 乙は、県センターを設置する必要があると判断したときは、甲と協議の上、県センターを設置するものとする。

### (県センターの設置場所)

第5条 県センターの設置場所は、乙の事務所内とする。ただし、当該事務所が被災等により使用できない場合、甲及び乙は協力して、それに代わる場所を確保するものとする。

### (県センターの運営)

第6条 乙は、県センターの運営に当たり、甲のほか、ボランティア活動支援団体等から必要な協力を得るものとする。

### (県センターの業務)

第7条 県センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 市町村災害ボランティアセンター(以下「市町村センター」という。)の設置・運営の支援(市町村センターの設置・運営が困難となる場合における災害ボランティア活動の調整を含む。)
- (2) 災害ボランティア活動に関する情報発信
- (3) その他県センターの運営上必要な業務

### (甲の役割)

第8条 甲は、県センターの設置・運営において、以下の役割を担うものとする。

- (1) 被災地ニーズや災害ボランティア活動支援の全体像の把握
- (2) 災害ボランティア情報の発信
- (3) 災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達の協力
- (4) 複数市町村にまたがる広域的な課題の調整
- (5) 県センターとの連絡調整を行う体制の整備
- (6) 災害情報の提供その他必要な協力



(乙の役割)

第9条 乙は、県センターの設置・運営において、以下の役割を担うものとする。

- (1) 市町村センターの設置・運営に係る支援及び助言
- (2) 他の社会福祉協議会等から派遣される応援要員等の活動調整
- (3) 災害ボランティアの活動状況の把握
- (4) 災害ボランティア情報の発信
- (5) 災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達
- (6) 災害ボランティア支援団体等との連絡調整

(費用負担)

第10条 費用負担は、被災地の早期復旧・復興のため、第7条に定める県センターの業務が滞りなく遂行できることを基本とする。

- 2 甲は、県センターの設置・運営に要する経費のうち、災害救助法の国庫負担の対象となる費用を負担する。
- 3 前項以外の費用負担については、甲乙協議の上、決定する。

(資機材の確保)

第11条 乙は、平常時から災害ボランティア活動に必要な資機材の確保に努めるとともに、甲は、必要に応じて協力するものとする。

(人材育成)

第12条 乙は、平常時から甲と協力し、災害ボランティア活動が円滑に実施されることを目的とした研修会等を実施し、市町村センターの運営支援に携わる者の育成に努めるものとする。

(体制整備)

第13条 甲及び乙は、平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、県センターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年12月23日

甲 長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県知事

阿部 守一



乙 長野市若里7丁目1番7号

長野県社会福祉協議会会長 藤原 忠彦

